

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月10日
【事業年度】	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
【会社名】	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー (HSBC Holdings plc)
【代表者の役職氏名】	グループ・ファイナンス・ディレクター イアン・マッケイ (Iain Mackay, Group Finance Director)
【本店の所在の場所】	連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8 (8 Canada Square, London E14 5HQ, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神 田 英 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5561-6600
【事務連絡者氏名】	弁護士 芦 澤 千 尋 弁護士 伊 東 久 雄
【連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5561-6600
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

1. 本書において別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「HSBCホールディングス」、「エイチエスピーシー・ホールディングス」または「当社」という。
は、

「HSBC」、「エイチエスピーシー」または「当グループ」とは、
エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社をいう。

「香港」とは、
中華人民共和国香港特別行政区をいう。

「英国」または「連合王国」とは、
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

2. 別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」または「ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」または「日本円」は日本の法定通貨を指す。2016年4月1日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場の米ドルの日本円に対する仲値は、1米ドル＝112.35円であった。本書において記載されている米ドルの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
3. 別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」は英国スターリングポンドを、「ペンス」は英国の通貨であるペンスを指す。2016年4月1日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場のポンドの日本円に対する仲値は、1ポンド＝161.31円であった。本書において記載されているポンド／ペンスの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
4. 別段の記載のない限り、「ユーロ」は欧州連合の通貨であるユーロを指す。
5. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

6. 本書には、HSBCの財務状態、業績、資本ポジションおよび事業に関する将来の見通しが記載されている。

歴史的事実ではない記述（HSBCの意見および見込みに関する記載を含む。）は、あくまで将来予測情報である。「期待している」、「予期している」、「意図している」、「予定している」、「考えている」、「目指している」、「見積もっている」、「潜在的」、「合理的に可能」といった用語やこれらの用語の変化形やこれらに類似した表現は、将来予測情報を表現することを意図している。これらの記述は、当社の2015年度年次報告書公表日現在の計画、見積りおよび予測に基づくものであり、したがって、これらに過度に依拠すべきではない。将来予測情報はそれらが発せられた日のみにおけるものである。HSBCは当該日以降に生じた事由または存在した状況を反映するために将来予測情報を修正または更新する約束をしていない。

また、米国証券取引委員会への定期報告書、株主向けの要約財務書類、株主総会招集通知、目論見書、報道発表およびその他の文書による資料、ならびにHSBCの取締役、役員または従業員の証券アナリストを含む第三者への口頭での声明において、書面および／または口頭による将来的な記述が行われる場合がある。

将来予測情報は、固有のリスクや不確実性を伴っている。読者においては、いくつかの要因によって、實際上、将来予測情報において予想または示唆されていた結果とは異なる結果が生じる場合がある（大きく異なる場合も考えられる。）ことに注意が必要である。こうした将来的な記述には以下の項目が含まれ得るが、これらに限定されない。

- ・ 不況の継続または進行、およびコンセンサス予想に織り込まれた範囲を超える失業率の増減等の、当グループが事業を展開する市場における経済全般の状況の変動、為替レートおよび金利の変動、株式市場のボラティリティ、ホールセール資金調達市場における流動性の欠如、国内不動産市場における非流動性および価格低下圧力、金融市場への流動性支援の提供に係る中央銀行の不利な政策変更、過剰債務国におけるソブリン信用度に対する市場の懸念の高まり、公的または民間確定給付型年金の積立状況の不利な変動、ならびに継続的な信用の可用性および当グループがサービスを提供する市場セグメントにおける価格競争に対する消費者の認識。
- ・ 金融、金利ならびに中央銀行およびその他の規制当局のその他の政策を含む政府の政策および規制の変更、世界の主要市場における金融機関の規制強化の実施に関連した金融機関の規模、活動範囲および相互接続性を変更する取組み、銀行の貸借対照表のレバレッジを低減し、現行ビジネスモデルおよびポートフォリオ構成から達成できるリターンを引き下げる可能性がある自己資本および流動性の基準の改訂、事業構成およびリスク選好度の変更を目的とした賦課金または課税、消費者市場にサービスを提供する金融機関の実務、価格設定または責任、資産の収用、国有化、没収および外国人所有に関する法律の変更、当グループが事業を展開する主要市場における破産法制の変更およびその結果、投資家の意思決定に重大な影響を及ぼす可能性のある政府の政策変更全般、最近の市場の混乱の結果としての政府の臨時措置、社会不安または法的不確実性を引き起こし、当グループの商品およびサービスに対する需要に影響を及ぼすその他の政治上または外交上の不利な展開、追加コンプライアンス義務を含む、商品の規制当局によるレビュー、規制措置または訴訟のコストの影響および結果、ならびに、証券会社等のノンバンク金融サービス企業からの競争の激化を含む、当グループが事業を展開する市場における競争。
- ・ 自己裁量によるリスク加重資産の増加ならびに、貸倒損失または支払遅延等の当グループが直面するリスクの十分な特定、これらのリスクの管理（口座管理、ヘッジおよびその他の技法を通じて）の成功を含む、HSBC固有の要因。効果的なリスク管理は、とりわけ、ストレス・テストまたはその他の技法を通じて、当グループが使用する統計モデルでは捕捉することができない事象に備える当グループの能力、ならびに当グループの業務、法務、規制および訴訟における困難な課題（特に起訴猶予合意の遵守）への対処の成功に左右される。

7. 本書において言及されているウェブサイトおよびその他の書類ならびにそこに記載されている情報は、いずれも、本書の一部をなすものではない。

8. エイチエスピーシー・ホールディングスは、本書において、課税、法令および規制についていかなる助言もするものではない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

本項において、「英国」とは、イングランドおよびウェールズを意味する。

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

会社制度

本書の提出日現在、当社を規制する主たる法律的枠組みは、2006年英国会社法（その後の改正を含む。）（以下「会社法」という。）である。2006年会社法は、2006年11月8日に女王から裁可され、段階的に施行された。会社法は、2009年10月1日に完全に（ただし、いくつかの限定的な対象外箇所がある）最終施行された。

会社法により、1989年会社法の規定により修正および補足された1985年会社法（これまで連合王国で設立された会社を規制する主たる法律的枠組みであった。以下「1985年法」という。）は、廃止され、書き換えられた。会社法の2009年10月1日最終施行によって、当社を含む会社の根幹を統制する法的枠組みにつき多くの点が変更された。

以下は、当社を含む会社に適用される会社法の主要規定を要約したものである。

会社の設立手続には、発起人による基本定款への署名、および通常定款の採用が含まれる。登記官が設立証書を交付する前に、基本定款および通常定款を会社登記機関（以下「登記官」という。）に登録しなければならない。当社は、1948年会社法に基づいて、1959年1月1日に設立された。

会社法の下では、基本定款の要件は縮小した。現在では、発起人が会社を設立しようとしていること、会社の株主となり最低1人1株は保有することに同意していることを示すものでしかない。1985年法により基本定款に記載することが求められた事項（会社の目的、会社の株式資本の額面金額、会社の商号および有限責任公開会社（public limited liability company）か有限責任非公開会社（private limited liability company）か否かの確認記載）は、基本定款に記載することができない。さらに、会社法は、2009年10月1日より前に設立された会社の基本定款に記載された事項は、通常定款が（当社のように）それに応じて変更されていない限り、通常定款に記載されたものとみなす旨規定している。

通常定款には、会社の内部的経営および管理に関する規則が記載される。通常定款には、法律に反しない限り、会社の事業、業務、権利および権限ならびに株主、取締役、その他の役員および従業員の権利および権限に関する規定を設けることができる。通常定款は、特別決議によってのみ変更することができる（ただし、会社法に定める要件に従う）。

通常定款には通常の場合、例えば、以下の事項に関する規定が含まれる。

- (a) 会社の株式に付随する権利および義務（株式の割当、登録および名義書換ならびに株式資本の増加および変更に関する事項を含む）
- (b) 株主総会の議決および運営
- (c) 取締役（取締役の員数、借入権限を含む権限および義務、報酬、費用および利益、利益相反の宣言および承認にかかる手続、その選任および解任の手続ならびに議事手続に関する事項を含む）
- (d) 会社の秘書役の選任および社印の使用
- (e) 配当の宣言および支払

(f) 財務書類の作成および株主総会への提出(g) 株主への通知手続

会社は、会社の取引を表示および説明するのに足りる会計記録を保管することを会社法によって義務づけられている。会計記録は、会社の取引を表示かつ説明し、当該時点の会社の財務状態をいかなる時にも合理的な正確性をもって表示し、かつ取締役が会社の貸借対照表および損益計算書上に会社の状況および損益の状態が真実かつ公正に表示されていることを確認するのに足りるものでなければならない。取締役は、事業年度ごとに、会社法の要件に従った貸借対照表、損益計算書および注記からなる財務書類を作成しなければならない。EUの規制市場において取引を認められた有価証券を持つ会社が連結財務諸表を作成する場合は、EC規則に従い、国際会計基準（IAS）を適用した財務書類を作成しなければならない。当社のような上場会社の場合は、連合王国上場監督官庁の要件に従った財務書類を作成しなければならない。これらの財務書類は会計士（以下「会計監査人」という。）による会計士専門家団体が定めた手続および基準に従った監査を受けなければならない。会計監査人は、法律により、会計監査人の判断において、貸借対照表および損益計算書が会社法および関連ある財務報告制度に従って適正に作成されているかどうか、特に当該貸借対照表または損益計算書が会社（またはグループ）のその事業年度末における財務状況および当該事業年度中の損益について真実かつ公正に表示したものであるかどうかを記載した報告書を作成して会社に提出しなければならない。また、会計監査人は事業年度についての取締役の報告書が当該事業年度の財務書類に合致しているか否かを検討し、合致していないと判断する場合には、その事実を報告書に記載しなくてはならない。中小規模企業の要件を満たす会社は、一般的な会計および監査要件の一定の免除を受けることを選択することができるが、当社はこの要件を満たしていない。

年次財務書類は、会社の事業に関する公正な検討を含む取締役の報告書、戦略レポート、会社が直面する主要なリスクおよび不確定要素に関する記載（関連ある事業年度中の会社の事業および当該事業年度末の事業状況の推移と実績に関する、事業のサイズおよび複雑性と一貫した平衡の取れたかつ包括的な分析を含む。）、（当社のような上場会社の場合）取締役の報酬報告書およびかかる年次財務書類に関する会計監査人の報告書と共に株主総会に提出されなければならない。公開会社の場合には、当該財務書類が提出される株主総会の21日以上前に会社の株主名簿に登録された会社の全株主に送付されなければならない。公開会社（当社を含む）の場合には、財務書類が株主総会に提出され、かつ、関連ある事業年度末から6か月以内に登記官に提出されなければならない。ロンドン証券取引所の主要市場に上場されている会社の場合（当社はロンドン証券取引所に上場されている。）、財務書類は、関連ある事業年度末から4か月以内に公開しなければならない。会社法を改正する規則の下では、株主が同意する場合は、会社は戦略レポートの写しのみを特定の補足情報と共に株主に送付することができる。

取締役の報告書には、特に会社法に定める一定の事項（会社が宣言する配当に関する取締役の勧告を含む）を記載しなければならない。通常定款には、期末配当の支払については株主総会の承認を受けなければならない旨、株主総会は取締役がその報告書の中で勧告した金額を超えて配当を支払うことを決議できない旨、および取締役が株主の承認なく中間配当を支払うことができる旨を規定するのが通常である。会社法は、配当は、その配当支払いのための十分な配当可能利益（会社法に定める方法で計算する）（概ね会社の累積実現利益から累積実現損失を控除した額）がある場合にのみ支払うことができる旨を定めている。さらに、当社のような公開会社は、純資産が払込済資本金総額と配当不能な準備金の合計額を下回る場合、または、配当支払により、そのおそれがある場合には、配当を実施することを禁止されている。

株主

公開会社（当社を含む）は、株主総会を少なくとも毎暦年に1回開催しなければならない、かかる株主総会を年次株主総会という。慣例上、年次株主総会の開催の主な目的は、年次報告書および財務書類の受領に加えて、とりわけ取締役の選任または再任、配当の支払いの承認、会計監査人の選任ならびにその報酬額について決定することにある。また、通常定款の定めによっては、会社の取締役は年次株主総会以外の株主総会（単なる株主総会）を招集することができ、一定割合の株式を保有する株主は、取締役に対してかかる株主総会の招集を請求することができる。

会社の株式に付随する議決権および株主総会におけるその行使方法については、通常、会社の通常定款に規定されている。

株主総会に出席し議決権を行使することのできる各株主は、関連する株主の総会に出席し、発言および議決権を行使する権利の全てまたは一部を行使することのできる代理人を総会に出席させることができる。代理人は会社の株主でなくてもよい。通常定款において、定足数および総会の議長の選任等株主総会に関するその他の事項が定められる。

株主総会の決議のほとんどは、通常、普通決議すなわち本人または代理人により議決権を行使した株主の単純過半数の挙手により、または投票の場合、行使された議決権の単純過半数により採択される。ただし、会社法または通常定款に定めのある場合は、通常定款の修正その他の一定の事項については、議決権の4分の3以上の多数の特別決議によらなくてはならない。

経営および運営

公開会社には、2人以上の取締役（いずれか1名は自然人でなければならない）および1人以上の秘書役を置かなければならないが、法律上それ以外の特定の役員を選任することは要求されていない。秘書役は、会社法上特定の義務および責任を負い、会社法に定める資格を満たさなくてはならない。

会社法または通常定款における異なる規定の対象となることを条件として、会社の取締役は会社の運営を行う責任があり、通常の場合、会社の全権限を行使することができる。取締役は、通常の場合、取締役会として行動し、会議により、または通常定款にその旨の定めがあるときは、書面により決議する。通常の場合、取締役は、通常定款に基づき取締役により構成される委員会または業務執行取締役に対して特定の権限を付与することができる。

通常の場合、通常定款の規定により、取締役会は包括的にまたは特定の事項に関して、会社を代表する権限をいかなる者（会社の従業員を含む）に対しても付与することができる。

株主は、いつでも特別な通知をもってして、普通決議（単純多数決）により取締役の一部または全部を解任する権限を有する。

新株引受権および株式の発行

会社法によれば、株式の割当てまたは新株引受権もしくは株式への転換権付有価証券の授与を行うためには、取締役は、通常定款の定めまたは株主総会の普通決議による授権が必要とされる。取締役は、通常定款の定めまたは株主総会の普通決議による授権いずれの場合においても、その授権の下で割り当てることのできる株式の上限額を定め、授権が失効する日（授権の有効期間は、設立時の定款の定めによる授権の場合は設立日から、その他の全ての場合は授権決議の日から5年を超えないことができる）を明示して授権を得る必要がある。

会社法の規定により、株主は全額現金で払い込まれる持分証券（会社法に定義されている）の割当てに関して優先的引受権を有する。ただし、かかる規定は株主による特別決議、または通常定款により適用されないまたは修正される可能性がある。上場会社は、典型的には、投資家保護委員会が発行するガイドラインに準拠し、また株式発行に最大限の柔軟性を持たせるため、新株引受権の割当て権限およびそれに対応する不適用について1年ごとに更新するものの、会社法上、かかる特別決議による授権は5年間に限り有効である。

株式に関する利害関係の調査

会社法は、公開会社に対して、議決権付株式につき利害関係を有すると当該会社が知っている者または利害関係を現に有しているもしくは過去3年以内に権利を有していたと信じるに足る合理的な理由がある者に対して、当該利害関係に関する事項の開示を要求する権利を付与している。要求された情報を提供しない場合、裁判所の決定発令後、当該株式に関する権利の剥奪、その譲渡および当該株式に関する配当その他の支払いならびに当該株式に関する追加株式の発行の禁止を招来することがある。会社はまた、通常定款により（当社の通常定款も当該条項を有

する)、会社法に基づく当該開示義務の不履行があった場合に、かかる不履行があった株主に対し取締役会による制裁措置を課することができる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

下記は、当社の通常定款の規定の一部の要約であり、本書の日付現在において効力を有するものである。下記は全般的な概要にすぎず、詳細については当社の通常定款に定められている。また、株式の詳細については、「第5 - 1 株式等の状況」を参照のこと。

株主総会

年次株主総会

当社は毎年、2006年会社法、および文脈により、会社に関してその時々¹に効力を有するその他一切の法令で、当社に対して影響を有するもの（2001年証券振替規則（その後の改正も含む。）を含むが、これに限定されない。）（以下「会社法等」という。）の規定に従い、同年の他の総会とは別に、年次株主総会として株主総会を開催する。年次株主総会は、当社の取締役会（以下「取締役会」という。）が決定する日時および場所で開催される。

株主総会の招集

取締役会は、年次株主総会を除き、適当と判断する時期に株主総会を招集することができる。年次株主総会を除く株主総会は、会社法等の定める招集請求によって開催されるが、それがない場合は同じく会社法等の定める招集請求権者がこれを招集することができる。かかる招集請求または招集請求権者によって招集された総会においては、招集請求に明記されているかまたは取締役会が提案するものを除き、いかなる議事も取り扱わない。

株主総会の通知

年次株主総会は、正味21日以上前に書面による通知を行うことにより招集される。その他の全ての総会は、正味14日以上（法律がより長い期間を定めている場合にはその期間）を空けて書面による通知を行うことにより招集される。

株主の議決権

自らまたは代理人によって出席している全ての株主は、いかなる株主総会においても、会社法等の規定、および株式の発行条件または保有に係る条件における議決に関する特別条項、および通常定款（随時行われる変更または修正を含め、「通常定款」という。）における議決権の一時停止または廃止の定めに従い、挙手においては1議決権を、投票においては保有する1単位につき1議決権を有する。

2名以上の共同株主の場合、いかなる議決においても、筆頭者が自らまたは代理人を通じて行使した議決権は、その他の共同株主の議決権を排除して採用される。この場合、筆頭者とは、名簿に保有者の氏名が登録されている順番で決定される。

イングランドまたはその他の地域において、株主の財産または業務に関して管轄権を有する裁判所が、精神障害（病名を問わない。）を理由に財産保全面理人またはその他の者（名称の如何を問わない。）を任命した場合、取締役会は、会社法等に従い、取締役会の求めに従ってかかる任命の証拠が提出された場合、またはされることを条件に、株主総会において、かかる財産保全面理人またはその他の者が、自らまたは代理人を通じて当該株主に代わって議決権を行使することを許可することができる。議決権を行使する権利を主張する者の権能を取締役会が満足する形で証明した文書は、議決権を行使する予定の総会または延会の開催予定時刻から48時間以上前に、当社のその時点における登録事務所（以下「本社」という。）に提出され、または委任状の提出もしくは受理場所として通常定款に従って指定されたその他の場所もしくは住所に提出され、もしくはここで受理されなければならない、さもなければかかる議決権を行使することはできない。かかる48時間の計算において、取締役会は、営業日ではない日の一部を算入しないことを独自の判断で決定することができる。

特別議事

株主総会において処理する議事は、年次株主総会において処理する以下の議事を除き、全て特別議事とみなされる。

- (1) 配当の宣言。
- (2) 年次財務書類、当該財務書に添付すべき取締役報告書、取締役報酬報告書、監査報告書およびその他書類の受領および審議。
- (3) 取締役の任命または再任命。
- (4) 退任する会計監査人(当行により株主総会によらずにその直近の任命がなされた場合を除く。)の再任命および会計監査人の報酬またはかかる報酬の決定方法の決定。

株式の譲渡

譲渡の形式

通常定款における制約に従い、各株主は、一般的な書式または取締役会が承認する書式による譲渡証書をもって、その株式の全部または一部を譲渡することができる。かかる証書は譲渡人本人またはその代理人、および（全額払込済みでない株式の譲渡については）譲受人本人またはその代理人が作成する。譲渡人は、当該株式に関して譲受人の氏名が当社の株主名簿に記入されるまでは、引き続き当該株式の保有者とみなされる。

取締役の選任、退任および解任

取締役の員数

当社が通常決議により別段の決定を行わない限り、取締役（代理取締役を除く。）の員数は、5名以上25名以下とする。

当社の取締役選任権

通常定款の規定に基づき、当社は、欠員を補充するため、または既存の取締役会の増員として、取締役として行為する意思のある者を通常決議によって取締役に選任する権限を有するが、取締役の総数は、通常定款に基づき規定された最大員数を超過してはならない。

取締役会の取締役選任権

通常定款に基づき、当社が取締役に選任する権限に抵触することなく、取締役会は、欠員を補充するため、または既存の取締役会の増員として、取締役として行為する意思のある者をいつでも取締役に選任する権限を有する。ただし、取締役の総数は、通常定款に基づき規定された最大員数を超過してはならない。かかる選任を受けた取締役は、かかる選任の直後の当社年次株主総会において退任し、再任適格者となるが、かかる総会において交代により退任する取締役数を決定する際には、勘案されない。

業務執行取締役の選任

会社法等の規定に従い、取締役会は、取締役が適当と判断する任期およびその他の条件で、1名以上の取締役を
使用人兼任取締役または業務執行責任者に、いつでも選任することができる。取締役会は、取締役と当社との間の
契約違反に対する損害賠償請求を損なうことなく、かかる選任を取り消し、または終了させることができる。

新取締役の資格

退任する取締役（交代によると否とを問わない。）以外のいかなる者も、以下の場合を除き、株主総会において
取締役に選任され、または再任されない。

- (a) かかる者が取締役会の推薦を受けている場合、または
- (b) 当該総会の通知発送の翌日に開始し、当該総会の開催日の正味 7 日前までに終了する期間中、当該総会において議決権を行使する資格を有する株主（提案される者を除く。）が適式に作成した通知により、当社に対して、かかる者の選任または再任を提案する意思、およびかかる者が選任または再任された場合に当社の取締役名簿に記録すべき詳細が明示され、かつ、かかる者が選任または再任を受ける意欲がある旨の本人作成の通知が、本社の秘書役に送付されている場合。

株式保有要件

取締役は、当社の株式を保有することを要しない。

選任決議

単一の決議によって 2 名以上の取締役を選任する決議は無効とする。ただし、当該総会において、かかる決議に先立ち、かかる決議事項を提案する通常決議が満場一致で可決された場合は、この限りでない。

交代による退任

当社の各年次株主総会において、取締役の 3 分の 1 が交代による退任の対象となる。取締役の員数が 3 名もしくは 3 の倍数でない場合、3 分の 1 に最も近くこれを超過しない数の取締役が、退任する。

上記の交代により退任する取締役に加えて、以下の取締役も、交代により退任する。

- (a) 当社の年次株主総会の時点で、これに先行する当社の 2 回の年次株主総会のいずれにおいても取締役であった者で、かかる年次株主総会のいずれにおいても選任または再任されておらず、かかる年次株主総会のいずれかにおいて、もしくはそれ以降、取締役の地位を一度失った（辞任、退任または解任等、地位を失った理由の別を問わない。）後、当社の株主総会において再任されることがなかった者
- (b) 年次株主総会日時点において、連続 9 年以上の期間、人事担当または業務執行責任者を除く当社の役職に就いている取締役

交代により退任する取締役

会社法等および通常定款の規定に基づき、各年次株主総会において交代により退任する取締役には、必要数を確保するために必要な範囲で、第一に、退任を希望する取締役で再任を志願しない者、第二に、直近の選任または再任からの在職期間が最も長い取締役が含まれる。在職期間が同じ 2 名以上の取締役については、当事者間での合意なき場合、退任取締役はくじ引きで決定される。

みなし再任

取締役が交代により退任する株主総会において、当社は、欠員を補充することができるが、かかる補充を行わない場合、退任する取締役は、取締役としての職務を続ける意欲があれば、再任されたものとみなされる。ただし、欠員を補充しないことが明示的に決議された場合、または当該取締役の再任決議が総会にかけられ否決された場合は、この限りではない。

通常決議による解任

当社は、会社法等に基づく取締役の任期満了前に、通常決議によって取締役を解任することができるが、当該取締役と当社との役務契約の違反に対する損害賠償請求権は損なわれず、また（通常定款に基づき）取締役としての職務を行う意欲のあるその他の者を後任取締役に選任することができる。かかる選任を受けた者は、かかる者または他の取締役の退任時期を決定する目的で、自らの前任取締役が最後に取締役に選任または再任された日付において取締役に就任したかのように取り扱われる。

取締役の退任

通常定款における退任（交代によると否とを問わない。）についての規定に抵触することなく、以下の場合、取締役は退任する。

- （a） 取締役が、書面による通知を本社の秘書役に送付し、もしくは電子的方式による場合は本社の秘書役がこれを受信し、または取締役会に提出することで、辞任した場合
- （b） 取締役が、会社法等の規定によって取締役の地位を失い、通常定款に従って解任され、または法律により取締役であることを禁止された場合
- （c） 取締役が破産し、自己に対して財産保全の仮命令が下され、債権者全般と和議もしくは示談し、1986年倒産法に基づく任意整理手続に関して同法第253条に基づく仮命令を裁判所に申請し、または管轄を問わず類似の手続を開始した場合
- （d） 管轄権を有する裁判所から、精神障害（表現の如何を問わない）を理由に、取締役の隔離命令が下され、または自己の職務に関する権限を行使する者として後見人もしくは財産管理人もしくはその他の者が任命され、または1983年精神保健法もしくは管轄を問わない同様の法律に基づく収容申請により病院に収容され、かつ、取締役会が、当該取締役の解任決議を行った場合
- （e） 取締役、および通常定款の規定に従って選任された当該取締役の代理取締役（もしあれば）のいずれもが、取締役会の許可なく、取締役会を連続して6ヵ月間欠席し、かつ、取締役会が、当該取締役の解任決議を行った場合
- （f） 当該取締役以外の取締役全員が署名し、当該取締役の最新の住所に宛てた、書面による通知により、辞任を要求された場合（当該取締役と当社との役務契約の違反に対する損害賠償請求権は損なわれない。）。

取締役会の権限および義務

取締役会の権限

会社法等および通常定款の規定、ならびに当社の特別決議による指示に基づき、当社の業務は、取締役会が運営するものとし、取締役会は、業務の運営に関わると否とを問わず、当社の一切の権限を行使することができる。通常定款の変更、および当社の指示によって、かかる変更または指示がなければ有効だったであろう取締役会の先行行為が無効となることはない。取締役会の特定の権限に関する通常定款のその他の規定は、一般的権限を制限するものとはみなされない。

業務執行取締役の権限

取締役会はいつでも、

- （a） 取締役会が適当と判断する期間および条件で、取締役会が適当と判断する取締役の権限、権能および裁量（再委任する権限を含む。）を、業務執行取締役（会長または副会長またはチーフ・エグゼクティブまたはマネージング・ディレクターを含む。）に委任、委託または授与することができる。これには、上記の一般性を損なうことなく、行使することで取締役の全員もしくは一部に対して報酬の支払いが生じ、またはその他の利益を付与する、またはその可能性がある一切の権限、権能および裁量が含まれる。
- （b） かかる権限の全部または一部を取り消し、撤回し、修正または変更することができる。

委員会への委任

取締役会は、適当と判断する期間および条件で、取締役会の権限、権能および裁量の一部（再委任する権限を含む。）を、1名以上の取締役および（適当と判断する場合は）1名以上の取締役以外の者で構成される委員会に委任することができる。ただし、

- (a) 取締役会が設置した委員会が、2名以上で構成される場合、かかる委員会の構成員のうち2名以上が取締役または代理取締役でなければならない。
- (b) 委員会の決議は、可決された時点で出席していた構成員に1名でも取締役（またはその代理取締役）が含まれていない限り、効力を有しない。

取締役会は、取締役会の権限の全部または一部と並存して、またはそれに代えて、かかる権限、権能および裁量を委員会に付与することができ、かかる付与された権限、権能または裁量の一部をいつでも取り消し、撤回し、修正または変更し、かかる委員会の構成員の全部または一部を解任することができる。権限、権能または裁量がかかる委任を受けている限りにおいて、通常定款において、取締役会によるかかる権限、権能または裁量の行使についての記述は、かかる委員会によるかかる権限、権能または裁量の行使についての記述と読み替えるものとする。

配当およびその他の支払い

配当の宣言

会社法等および通常定款の規定に基づき、当社は、通常決議により、各株主が当社の利益に対して有する権利および持分に応じて、株主に対する配当を宣言することができる。ただし、いかなる配当も、取締役会が提案する金額を超過してはならない。配当が宣言された株式が複数の通貨建てである場合、かかる配当は、単一の通貨（いずれの通貨でも可）によって宣言される。

中間配当

会社法等の規定に基づき、取締役会は、分配可能な当社の利益に照らして適当であると取締役会が判断する中間配当（固定配当を含む。）を宣言し、これを支払うことができる。取締役会は、同等の順位を有する全ての株式について、かかる株式が複数の通貨建てであっても、単一の通貨（いずれの通貨でも可）によってかかる配当を宣言する。当社の株式資本がいかなる時点においても複数の種類に分割された場合、取締役会は、配当に関して優先権を付与された株式に劣後する株式、および優先権を付与された株式について、かかる中間配当を支払うことができるが、支払時点で優先配当が未払いである場合については、この限りではない。取締役会は、善意で行為していることを条件に、優先権を付与された株式に劣後する株式に対して、合法的に中間配当を支払ったことにより、優先権を付与された株式の保有者が負担する可能性のある損失につき、かかる保有者に対していかなる責任も負わない。

配当に対する権利

株式の発行条件および株式に付帯する権利により、別段の規定がある場合を除き、全ての配当は、かかる配当が支払われる株式に対して払い込まれた（払込請求前のものを除く。）金額に応じて、宣言され、支払われる。以上を条件として、全ての配当は、配当支払期間のいずれかの時点において株式に対して払い込まれた額面金額（普通株式の場合、全ての全額払込済普通株式に対して払い込まれた金額と同額とみなされる。）に対する割合に比例して、分配され、支払われるが、特定日以降に配当権が発生するという条件付きで発行された株式については、かかる条件に従って配当受領権が発生する。

2【外国為替管理制度】

現在、国際連合、欧州連合、連合王国の金融制裁に関する法令、規則その他の命令により禁じられている支払いまたは取引に関する規制を除き、連合王国非居住者による当行普通株式または社債の取得ならびに連合王国非居住者に対する(1)普通株式の配当その他の分配金、(2)普通株式の売却手取金または(3)社債の元利金の送金について、連合王国の外国為替管理規制は存在しない。

3【課税上の取扱い】

連合王国における普通株式に対する課税

以下の記述は、連合王国における一定の税務上の検討事項に関する一般的な指針としてのみ適用されることを意図したものであり、現行の連合王国租税法、公表されている連合王国歳入税関庁(以下「歳入税関庁」という。)の実務ならびに2006年2月2日の連合王国および日本間の条約(その後の改正を含め、以下「日英租税条約」という。)に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、普通株式の取得、保有および処分に関する連合王国の課税上の取扱いについての、もっぱら一定の制限的側面に関するものである。以下の記述は、普通株式の絶対的な実質所有者であって、(a) 連合王国税法上の連合王国における居住者でなく、かつ(b) 連合王国における支店、代理店または恒久的施設を通じて、連合王国で実施した取引または事業に関連して普通株式を所有する以外の所有者に対してのみ適用されることを意図している。

本概要は包括的なものではなく、連合王国の居住者たる者の地位を取り扱うものでも、また連合王国以外の居住者が連合王国において、取引、商売または職業に従事し、かかる取引、商売もしくは職業を通じて、またはそのために普通株式が使用または所有される場合には、かかる連合王国以外の居住者たる者の地位を取り扱うものでもない。さらに、本概要は、証券のディーラー等、一定の種類の者に対して適用してはならない。

自身の特定の状況における普通株式の取得、保有および処分の結果に関しては、日英租税条約の適用可能性やその影響を含め、自身の税務顧問の助言を求めるべきである。

連合王国における配当に対する課税

普通株式に対する配当の支払いから、連合王国のまたは連合王国による源泉徴収または控除は行われない。

配当を受領する普通株式の所有者であっても、(a) 連合王国税法上の連合王国における居住者ではなく、かつ(b) 連合王国において取引、商売もしくは職業に従事している者(または、会社の場合には、連合王国で取引もしくは事業に従事している会社)であって、連合王国においてこれに関連して普通株式を受領しない場合または普通株式がこれに起因するものでない場合には、当該配当に関してさらに支払うべき連合王国税はない。

連合王国におけるキャピタル・ゲインに対する課税

連合王国居住者ではない普通株式の所有者は、(a) 普通株式の処分(もしくはみなし処分)によるキャピタル・ゲインまたは(b) 普通株式からのその他収益について、一般に連合王国租税を課されることはない。ただし、かかる所有者が支店もしくは代理店を通じて、または会社の場合には恒久的施設を通じて、連合王国で取引、商売または職業に従事しており、当該取引、商売もしくは職業によりまたはそのために、現在または過去において普通株式が使用または所有されているか、支店もしくは代理店または恒久的施設によりまたはそのために、現在または過去において普通株式が取得または使用された場合には、その限りではない。この場合、かかる普通株式の所有者は、個々の状況に応じ、普通株式の処分(もしくはみなし処分)によるキャピタル・ゲインについて連合王国租税の対象となる場合がある。

税務上、一時的に連合王国居住者ではない個人株主が、かかる一時的な非居住者期間中に普通株式の全部または一部を処分した場合には、当該個人株主はその収益に対し、適用ある免除または控除に服することを条件に、連合王国のキャピタル・ゲイン課税の対象となる場合がある。

連合王国における印紙税および印紙保留税(以下「SDRT」という。)

提供された対価の価額または価値に対する税率0.5%の印紙税(直近の5ポンドの倍数に切上げ)は、一般に、普通株式の譲渡証書または株式に関する持分利益の譲渡に関する合意を含む証書に対して課される。SDRTは、普通株式譲渡に関する無条件の合意についても、(支払対価の価額または価値に対する0.5%の税率で)課税される。ただし、当該合意が無条件となった日から6年以内に譲渡証書が合意に従って締結され、印紙税が当該証書に対して支払われた場合には、すでに支払われたSDRTは還付される(通常、税が支払われた日から還付命令が出された日

までの実効税率による利息を加算した税の還付金が、25ポンド以上の場合)が、支払請求が行われた場合に限る。
なお、SDRTの残存債務は消滅する。印紙税またはSDRTの支払債務は、通常、購入者または譲受人により果たされる。印紙税の免除は、対価の価額または価値が1,000ポンド以下の譲渡証書による株式譲渡に適用されるが、証書により有効となる取引が、それより高額な取引または対価の合計が1,000ポンドを超える一連の取引の一部を構成するものではないことが、証書上で証明されている場合とする。

CRESTにおける普通株式の無券面の譲渡は、一般には印紙税ではなく、対価の価額または価値の0.5%の税率のSDRTの対象である。CRESTは、当該システム内で決済された関連取引についてSDRTの回収を義務付けられている。CRESTシステムにおいては、普通株式の同システムへの組入れについては印紙税やSDRTは発生しない。ただし、金員または金員の価値を対価としてかかる組入れが行われた場合には、SDRT債務(通常、税率0.5%)が発生する。

上記の記述は、現行の印紙税およびSDRTの一定の側面に関し、もっぱら一般的な指針とすることを意図している。

一定のカテゴリーに属する者に対する譲渡は印紙税やSDRTの対象とはならないが、譲渡によってはより高い税率が課される可能性のあるものや、本来はSDRTの対象ではないにもかかわらず、通知や説明を求められる場合もある。

4【法律意見】

当社の法律顧問であるクリフォードチャンス・エルエルピーは、次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当社は、英国法に基づいて公開会社として適法に設立されている。
- (2) 本書(訂正も含む。以下同様)の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」における記載は、当該記載が英国法(または租税に関しては、連合王国の租税法)に基づく記載である限り、あらゆる重要な点において真実かつ正確である。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

HSBCホールディングス・グループ

(単位：百万米ドル。但し、1株当たり数値と従業員数を除く。)

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
営業収益合計	71,092	74,593	78,337	82,545	83,461
税引前当期純利益	18,867	18,680	22,565	20,649	21,872
当期純利益	15,096	14,705	17,800	15,334	17,944
親会社株主に帰属する当期純利益	13,522	13,688	16,204	14,027	16,797

貸借対照表からの抜粋データ (12月31日現在)

株主資本合計	188,460	190,447	181,871	175,242	158,725
資本および負債合計	2,409,656	2,634,139	2,671,318	2,692,538	2,555,579

連結キャッシュ・フロー計算書からの抜粋データ

営業活動によるキャッシュ・フロー	(1,122)	(21,372)	44,977	(9,156)	79,762
投資活動によるキャッシュ・フロー	(38,912)	(4,961)	(6,585)	5,653	(9,931)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(3,577)	(1,868)	(6,981)	(8,232)	(10,086)
現金および現金同等物－12月31日現在	243,863	301,301	346,281	315,308	325,449

連結損益計算書からの抜粋データ

1株当たりの基本的な利益 (米ドル)	0.65	0.69	0.84	0.74	0.92
普通株式 1株当たりの配当 (米ドル) ¹	0.50	0.49	0.48	0.41	0.39
配当支払率 ²	76.5%	71.0%	57.1%	55.4%	42.4%

その他

従業員数 (常勤相当) (千人)	264	266	263	270	298
------------------	-----	-----	-----	-----	-----

1 財務諸表に記載の配当は、ある年度において宣言された普通株式 1株当たりの配当であって、当該年度に関連する、または当該年度に係る配当ではない。

2 普通株式 1株当たりの配当は、1株当たりの基礎的な利益の割合として表示。

2【沿革】

- 1865年 HSBCグループの創設メンバーである香港上海銀行が、香港および上海の双方において設立される。
- 1959年 インド・マーカントイル銀行およびブリティッシュ・バンク・オブ・ザ・ミドル・イースト（現HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッド）を買収。
- 1965年 恒生銀行有限公司の株式の51%（後に62.14%に増加。）を取得。恒生銀行は、時価総額ベースで香港第4位の上場銀行。
- 1980年 マリン・ミッドランド・バンク・インク（現HSBCユーエスエー・インク）の株式の51%を取得（残余株式は1987年に取得。）。
- 1981年 香港上海銀行が、その時点で存在するカナダ事業を統合。HSBCバンク・カナダは、その後多くの買収を行い、急速に拡大してカナダ最大の外資系銀行となる。
- 1987年 英国最大の主要商業銀行のひとつであるミッドランド・バンク・ピーエルシー（現HSBCバンク・ピーエルシー）の株式の14.9%を取得。
- 1991年 HSBCホールディングス・ピーエルシーが、HSBCグループの親会社として設立される。
- 1992年 ミッドランド・バンク・ピーエルシーの残余株式を取得。
- 1993年 ミッドランド・バンク・ピーエルシーの買収の結果、1月に当グループの本社を香港からロンドンに移転。
- 1997年 ブラジル中央銀行の介入後に、バメリングス・ブラジル銀行（現HSBCバンク・ブラジル）の特定資産、債務および子会社を引き受ける。また、アルゼンチンにおいて、ロバーツ・グループ（現HSBCバンク・アルゼンティーナ・エスエーの一部）の買収を完了。
- 1999年 リパブリック・ニューヨーク・コーポレーション（後にHSBCユーエスエイ・インクと合併。）およびサフラ・リパブリック・ホールディングス・エスエーを買収。
- 2000年 フランス商業銀行（現HSBCフランス）の発行済株式資本の99.99%の取得を完了。
- 2002年 現HSBCメキシコの持株会社であるグルーポ・フィナンシエル・ビタル・エスエー・デ・シーヴィーの発行済株式資本の99.59%を取得。
- 2003年 ハウスホールド・インターナショナル・インク（現HSBCファイナンス・コーポレーション）を買収。
- 2003年 ブラジルのバンコ・ロイズ・ティーエスピー・エスエー＝バンコ・マルチプロおよびブラジルの大手消費者金融会社であるロザンゴ・プロモトラ・デ・ヴェンデス・リミテダを買収。
- 2004年 HSBCバンク・ユーエスエー・インクが、HSBCバンク・アンド・トラスト（デラウェア）エヌエーと合併し、HSBCバンク・ユーエスエイ・エヌエーとなる。
- 2004年 バンク・オブ・パミューダ・リミテッドの買収を完了。
- 2004年 英国でマークス・アンド・スペンサー・マナー（「M&Sマナー」）として取引を行う、マークス・アンド・スペンサー・リテール・フィナンシャル・サービス・ホールディングス・リミテッドを買収。
- 2004年 交通銀行の19.9%を取得し、恒生銀行が興業銀行の15.98%を取得。

- 2005年 2002年に初期出資を行った平安保険の保有株式を19.9%に増加。平安保険は、中国本土において第2位の生命保険会社、第3位の損害保険会社。
- 2005年 HSBCファイナンスが、メトリス・カンパニーズ・インクの買収を完了し、HSBCは、米国において第5位のマスターカードおよびVISAカードの発行会社となる。
- 2006年 中央アメリカにおける大手銀行グループ、グルーポ・パニストゥモ・エスエー（「パニストゥモ」）の発行済株式の99.98%を取得する株式公開買付により、パニストゥモを買収。
- 2007年 中国本土のHSBC関連会社である、興業銀行、平安保険および交通銀行の3社が新株を発行。当該新株の買受を行わなかったことから、HSBCの同関連会社に係る株式保有比率は、それぞれ15.98%から12.78%、19.90%から16.78%、19.90%から18.60%に低下。その後、交通銀行に係る株式保有比率については18.60%から19.01%に引き上げる。
- 2008年 台湾の中華商業銀行の資産、債務および事業を取得。
- 2008年 フランスの地方銀行7行の売却を完了。
- 2009年 5月にインドネシアのバンク・エコノミ・ラハルジャ・ティービーケーの88.89%の買収を完了。
- 2013年 非関連会社化を目的とした興業銀行の勤定仕訳の変更に加え、パナマ事業の売却を完了。さらに、米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオ内の不動産ローンの複数のトランシェと共に、非不動産ローン・ポートフォリオの売却を完了。
- 2014年 上海銀行の株式の売却を完了。加えて、米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオ内の不動産ローンの複数のトランシェの売却を完了。
- 2015年 興業銀行の株式の一部処分を完了。加えて、米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオ内の不動産ローンおよびグローバル・バンキング・アンド・マーケットズのレガシー・ポートフォリオの追加的処分を完了。

3【事業の内容】

本項に含まれている将来の見通しに関する記述は、2015年度年次報告書公表日現在の当グループの考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

地域

HSBCは、世界の5つの地理的地域において、各種バンキング・サービスおよび関連する金融サービスを顧客に提供している。HSBCの地理的事業セグメントは、欧州、アジア、中東および北アフリカ、北米および中南米である。

欧州

当グループは、幅広いサービスを欧州の顧客に提供しており、国際貿易および投資を促進している。ロンドン、グローバル・バンキング・アンド・マーケットズ事業の戦略的ハブである。当グループは、英国の小売業者および法人顧客にサービスを提供するため、バーミンガムに拠点を置くリングフェンス銀行を設立中である。

アジア

当グループの銀行としての歴史は、アジアとのファイナンス取引から始まっており、アジアは依然として当グループの戦略の中心である。

2015年には、当グループのアジア事業が調整後税引前当期純利益の70%を占めた。

当グループは、中国の珠江デルタおよびASEAN地域における事業の拡大、ならびに中国人民元の国際化における当グループの優位な立場の強化を目指している。

中東および北アフリカ

HSBCは、中東および北アフリカにおいて、ユニバーサル・バンキング・モデルを提供しつつ、国際貿易振興で重要な役割を果たしながら、大規模なネットワークを有する国際銀行として長期にわたり事業を展開してきた。当グループの中東および北アフリカにおける優先市場は、サウジアラビア、エジプトおよびアラブ首長国連邦（UAE）である。

北米

米国は国際貿易上、重要な国家であり、米ドルは今もなお国際貿易および決済における基軸通貨である。当グループは、NAFTA地域をはじめ世界中に所在する北米顧客が事業を拡大できるよう支援している。

中南米

当グループは、メキシコにおいて資産ベースで第5位の銀行であり、米国をはじめとする世界中のビジネスとの接点を提供していることから、メキシコにおける事業拡大に焦点を当ている。2015年に当グループは、ブラジル事業の売却を発表した。当グループは、引き続き大規模な多国籍企業のために北米へのアクセスを提供することを目指している。

グローバル事業部門

当グループは、商品およびサービスを4つのグローバル事業部門を通じて全世界的に管理している。

当グループのグローバル事業部門の財務業績の詳細については、「第3 - 1 業績等の概要」の「リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント」から「その他」を参照のこと。

コマーシャル・バンキング（以下「CMB」という。）

顧客

CMBは55の国および地域で2百万を超える顧客にサービスを提供している。当グループの顧客は、主として国内市場に焦点を当てた小規模企業から、世界的に事業を展開する企業まで多岐に渡る。

当グループは、顧客のニーズをさらに満たすために取り扱う商品とサービスの絞り込みを進めている。2013年以降、当グループは全世界で提供している商品の数を975から410未満に削減した。また、当グループは商品が適切に販売できるよう、20,000名を超える従業員に対する職務に特化した業務遂行研修を実施した。

商品およびサービス

当グループは、顧客が効率的に営業し発展できるよう、それぞれのニーズに合った金融商品および金融サービスを提供することで、顧客を支援している。これには、特に顧客への運転資金、タームローン、決済サービスおよび国際貿易円滑化業務の提供が含まれる。さらに、M&A取引に関する専門知識の提供および金融市場における資金調達の提供を行っている。

2015年には、当グループのサービスの質はいくつかの主要な賞の受賞により認識された。当グループは、4年連続でユーロマネー誌のキャッシュ・マネジメント・サーベイにおけるベスト・グローバル・キャッシュ・マネジメ

ント（非金融機関向け）に選出された。当グループはまた、トレード・ファイナンス誌のアワード・フォー・エクセレンスにおいてベスト・オーバーオール・グローバル・トレード・ファイナンス・バンク等にも選出された。

ビジネス上の相乗効果

CMBは、当グループ内においてビジネス上の相乗効果の主たる原動力となっており、2015年にはビジネス上のシナジー収益が6十億米ドル近くに達した。例えば、CMBは、貿易金融、運転資金および流動性管理に係るソリューションをGB&Mの顧客に提供している。また、顧客の利益のために、当グループ全体を通じたキャピタル・ファイナンス事業の専門知識ならびにインシュアランス部門およびアセット・マネジメント部門の能力を提供している。

重点分野

当グループは、国際貿易と資本フローの90%をカバーするネットワークを通じた価値の創造に焦点を当てている。よって当グループは、中核部門であるペイメンツ・アンド・キャッシュ・マネジメントおよびグローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス（GTRF）が計画するデジタル分野およびテクノロジー分野、ならびに高度成長地域である珠江デルタ、ASEANおよびNAFTAに投資している。

当グループは、2015年の経営上の取組みを通じて大幅なリスク加重資産効率化を達成し、引き続き当グループの資本が効果的に配分されるようにしている。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（以下「GB&M」という。）

顧客

GB&Mは、世界中の主要な政府、法人顧客および機関投資家顧客が長期的な戦略的目標を達成できるよう、それぞれのニーズに合った革新的なソリューションを提供することにより、かかる顧客を支援している。当グループの豊富なセクターに関する専門知識は、トランザクション・バンキング業務、ファイナンス業務、アドバイザリー業務、キャピタル・マーケット業務およびリスク管理業務に及んでいる。当グループは、50を超える国および地域の4,000近くの顧客を調査し、それぞれの顧客にとって重要な市場における機会の実現を手助けしている。

当グループは引き続き、提供するサービスおよび顧客との関係を強化している。当グループは定期的に、ベンチマーキングおよび内部プログラムを活用してこれらの関係を評価している。その結果、2015年には、取引開始時の顧客経験が向上し、リレーションシップ担当行員が顧客のニーズの理解に割くことができる時間も増加した。顧客からのフィードバックにより、当グループでは、当グループの事業および広範な顧客経験をさらに向上するための機会を特定することが可能となっている。

商品およびサービス

当グループの商品スペシャリストが引き続き、トランザクション・バンキング業務、ファイナンス業務、アドバイザリー業務、キャピタル・マーケット業務およびリスク管理業務を包括的に提供している。2015年には、当グループの商品力が、ザ・バンカー誌からのモースト・イノベティブ・インベストメント・バンクおよびベスト・バンク・フォー・セキュリティーズ・サービスズ等、数多くの受賞によって評価されている。当グループは、ユーロマネー誌のFXサーベイにおいてコーポレーツ（グローバル・マーケット・シェア）部門で1位にランクされ、ファイナンス・アジア誌においても3年連続でベスト・ボンド・ハウス・イン・アジアに選出された。

加えて、当グループは、受賞調査報告を新興市場に重点を置く投資家に提供している。

ビジネス上の相乗効果

2015年にGB&Mは、8.4十億米ドルのビジネス上の相乗効果を達成し、数多くの分野において成長を支援した。例えば、当グループでは、CMBおよびRBWM（下記に定義する。）の顧客にマーケッツ事業の商品を、CMBの顧客にキャピタル・ファイナンス商品を提供する一方、GB&Mの顧客にはCMBおよびアセット・マネジメント部門の商品を提供した。

重点分野

イベント商品およびトランザクション・バンキング商品の双方で顧客との関係を深めることを、引き続き優先事項としている。当グループは、NAFTA、ASEANおよび珠江デルタ等、最大の成長機会を見いだしている地域に重点を置く予定である。当グループはまた、中国人民元の国際化およびデジタル化への投資による事業拡大を計画している。

当グループは、2015年にリスク加重資産の削減において著しい進展を遂げた。リスク加重資産の削減は依然として重要課題であり、当グループは、レガシー・クレジット業務からの撤退、マーケティング事業およびキャピタル・ファイナンス事業を管理、ならびに新規の顧客業務に対する統制されたアプローチの採用を継続する。

リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント（以下「RBWM」という。）

顧客

RBWMは、リテール・バンキング部門、ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門およびインシュアランス部門の4つの主要な事業部門を通じて、全世界で45百万近い顧客にサービスを提供している。

2012年からは、事業運営方法を改善するため様々な措置を講じてきた。当グループは、商品の売上と報酬との定型的関係を排除し、全従業員を対象として、勤務態度および顧客満足度の評価等に基づき給与を裁量的に支給する体制を整備した。また、取扱商品の絞り込み、商品構成および価格設定の公正性の見直し、ならびに営業の質の監視方法の強化も実施している。

商品およびサービス

RBWMは、世界的ネットワークを重視しつつ、当グループの世界的展開および規模からの恩恵を受けている、大衆富裕層顧客および新興富裕層顧客向けに、HSBCプレミア・アンド・アドバンス計画に基づき、個人にサービスを提供している。一方で、より簡易な日常的バンキング業務を必要とする顧客に対しては、現地の要望に応えるバンキング関連の商品およびサービスを幅広く提供している。

アセット・マネジメント部門およびインシュアランス部門

当グループは、独自のアセット・マネジメント部門およびインシュアランス部門を運営している。これらの部門を直接的に所有することにより、当グループは、顧客のニーズに合った商品を開発し、これらの商品の質を全面的に管理し続けることが可能となっている。当グループは、当グループのネットワークと強固な顧客との関係を活用して、これらの部門の成長のための投資を行っている。

ビジネス上の相乗効果

RBWMは、当グループ全体の成功に大きく貢献している。2015年に、保険引受（ウェルス・マネジメント部門内）およびアセット・マネジメント部門は、グローバル事業部門全体の顧客に対するサービス提供を通じて、それぞれ1.7十億米ドルおよび1.1十億米ドルの収益を生み出した。加えて、RBWMの顧客が有する外国為替業務およびウェルス・マネジメント業務に対するニーズは、GB&Mにとっての機会を創出している。

RBWMの強固な預金基盤は、当グループにとっての安定的かつ分散化された中核的資金調達基盤を支え、支店網はHSBCブランドの認知度を高めると同時に、他のグローバル事業部門の顧客ニーズを支援している。

重点分野

RBWMは、リレーションシップ主導型の個人向け貸付業務およびウェルス・マネジメント業務を通じた事業の成長に重点を置く一方で、デジタル・インフラへの投資を通じた顧客経験およびコスト基盤の転換を図っている。

グローバル・プライベート・バンキング（以下「GPB」という。）

顧客

GPBは、国際バンキングに対するニーズを持った顧客を含め、個人富裕層およびその家族向けに、当グループの優先市場に展開する18の窓口センターを通じてサービスを提供している。

2011年からは、事業運営方法の合理化および改善のために大規模な措置を講じてきた。当グループは、窓口センターの数を削減し、新たな顧客サービス・モデルおよび強化された営業クオリティ基準を採用し得る規模の少数の拠点に資源を集中した。

当グループはまた、展開するオフショア市場を絞り込み、主要な成長分野に適切な焦点が当てられるようにした。

GPBは、顧客デュー・ディリジェンス、税の透明性を確保するための体制、および金融犯罪コンプライアンス対策等、最も効果的な世界基準を実施する努力も続けている。

商品およびサービス

当グループは、資産を増加、管理および保全するためのソリューションを提供するため、顧客と密接に連携している。取り扱う商品およびサービスとしては、アドバイザリー業務、投資一任業務および仲介業務から構成される投資管理業務、財産を保全し将来の世代のために残すことを目的とした信託および相続プランニングで構成されるプライベート・ウェルス・ソリューション業務、ならびに広範囲なプライベート・バンキング業務等が挙げられる。

ビジネス上の相乗効果

GPBは、当グループのリサーチ、商品およびサービスの最高の能力をGPBの顧客に提供することを目指している。

これを達成するために当グループは、CMBおよびGB&Mとの関係を強化するコーポレート・クライアント・グループ、RBWMおよびGPBのウェルス事業間の円滑な移行を可能にするウェルス・クライアント・グループ、ならびに画期的なウェルス・マネジメント・ソリューションを提供するグローバル・ソリューション・グループの3つの顧客サービス・グループを有している。

GPBは、可能な場合には常に、資産管理、リサーチ、保険、貿易金融および資本調達等、GB&M、CMBおよびRBWM内の商品力を活用して、顧客に独自の提案を行っている。

重点分野

GPBは、コマーシャル・バンキング業界におけるHSBCの実績を足掛かりとして、富裕層の事業主および個人向けの主要なプライベート・バンクとなることを目指している。当グループは、CMBおよびGB&Mと密接かつ体系的に協働し、協調された個人向けおよび法人向けのモデルを顧客に提供している。

国際ネットワークの価値

当グループの国際ネットワークは、際立った優位性を有しており、当グループの戦略を支えている。このネットワークにより、当グループは、多くの国で顧客のサービスを提供することが可能になっている。

当グループは、世界中に拠点を持つことにより、国際貿易および資本フローを支援するトランザクション・バンキング商品において強固な地位を築いている。当グループのネットワークの規模は、当グループが多くの国で事業を展開する企業を含む多数の顧客に対してこれらの商品を提供することができることを意味している。

様々な顧客にサービスを提供することにより、当グループは、ビジネス上の相乗効果も創り出している。事業間シナジーは、当グループ内のあるグローバル事業部門の商品を他のグローバル事業部門の顧客に提供することから生まれる。事業内シナジーは、セキュリティーズ・サービス部門、ならびに独自の商品を開発しグローバル事業部

門を支援するアセット・マネジメント部門およびインシュアランス部門を所有することから生まれる。当グループは、これらの強みに基づいて事業を進め、2015年中にその効果が表れた。

トランザクション・バンキング商品の成長

当グループのトランザクション・バンキング商品からの収益は、特に外国為替業務およびペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメントが牽引力となり、2015年に4%増加して15.7十億米ドルとなった。グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンスにおいて当グループは、コモディティ価格の約40%の下落および世界貿易の停滞にもかかわらず、収益を維持した。当グループは引き続き、戦略的貿易回廊に沿っての当グループのプレゼンスおよびグローバル事業部門間のシナジーからの恩恵を受けている。

ペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメント

当グループの平均預金残高は、営業および顧客管理への投資、新規および強化された商品、ならびに現在34市場で利用可能となったHSBCネットモバイルを含むデジタル販路を通じてのアクセスの奏功により、2015年に8%増加した。

ビジネス上の相乗効果

当グループのビジネス上の相乗効果による収益は、2015年に0.6十億米ドル増加して11.6十億米ドルとなった。事業内シナジーは8%増加したが、これにはセキュリティーズ・サービス収益の7%増加が含まれる。事業間シナジーによる収益の増加は、GB&Mの顧客に販売されたペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメント商品からの収益の7%増加が主要因であった。

トランザクション・バンキング
商品収益（十億米ドル）

2015年	15.7
2014年	15.1

当グループの戦略

当グループの国際ネットワークからの価値の獲得

当グループの目標は、世界大手の尊敬される国際銀行としての評価を受けることである。当グループは、サービスを提供する顧客および社会のニーズに焦点を当て、その結果として当グループの全ての利害関係者に長期的に維持可能な価値を提供することによって、これを達成する計画である。当グループは、高度成長市場と先進市場を結ぶ圧倒的な国際ネットワークを提供することを目指している。当グループは、利益性の見込める規模を達成できる市場においてウェルス事業およびリテール・バンキング事業を成長させることに努めている。当グループの戦略は、長期的トレンドを中心に構築されており、当グループの際立った優位性を反映している。

際立った優位性

他の追従を許さない全世界的なプレゼンス

当グループのネットワークは、全世界のGDP、貿易および資本フローの90%以上にアクセスを提供している。当グループは、当該ネットワークを使用して、貿易および投資を促進する商品を提供し、顧客が世界の成長機会に参加する手助けをしている。当グループの世界的なプレゼンスは、国際的なニーズを持つ企業および個人との間でより深くかつ永続的な関係を構築するために役立っている。

ユニバーサル・バンキング・モデル

当グループの4つのグローバル事業部門は、個人貯蓄者から大規模多国籍企業までにわたる幅広いバンキング顧客にサービスを提供している。このユニバーサル・バンキング・モデルにより、当グループは、顧客の多様な財務上のニーズに効果的に応えることが可能になっている。当グループの均衡のとれた事業構成は、強固な資本および

資金調達基盤を支え、リスク・プロファイルおよびボラティリティを低減し、株主のために安定的なリターンを生み出している。

長期戦略

当グループの国際ネットワークの展開

当グループは、戦略的市場において、比類のないプレゼンスと長期的なコミットメントを有している。当グループは、将来の成長を支え、国際的なつながりを強化する事業部門間ネットワークの構築を目指している。当グループの世界中にサービスを提供できる能力およびサービスの範囲により、当グループは、顧客を機会に結び付け、企業および個人の両方の成長と繁栄を手助けするための絶好の立場にある。

ウェルス・マネジメントおよび選択的なリテール事業への投資

当グループは、優先市場における社会の流動性、富の創造および長期的な人口変動から発生する機会を捉えることを目指している。当グループは、利益性の見込める規模を達成できる市場において各種リテール事業に投資している。

戦略的行動

2015年6月の投資家向けアップデートにおいて、当グループの戦略を遂行し、グローバル・ネットワークから価値を得るための一連の行動が概説されている。

当グループの戦略の遂行

2011年から当グループは、グループを簡素化および効率化するための再編を行ってきた。このことは、当グループが効率性および状況変化への対応力を高める一貫性のあるグローバル構造と成長のためにより適した基盤を持っていることを意味する。今日、当グループは財務的に強化されており、金融犯罪および不正行為からの防御を目的とした厳格な管理体制を確立しつつある。これは、数千万の得意顧客へのサービス提供に焦点を当てて構築された明確な戦略によって支えられている。世界の変化に伴い、当グループが困難な状況に対応し、機会を最大限に活用するために進化する事が極めて重要である。

変化した世界への適応

金融サービス業界はダイナミックであり、5年前に開始された当グループの再構築以降も、当グループの事業環境には一連の重大な変化が起こっている。金融サービス業界の回復力を高めるために、規制改革がなされた。自己資本および資金調達に係る要件の厳格化、各国の規制の強化ならびに企業行為とコンプライアンスに対する監視の強化により、当グループの事業は著しく変化した。

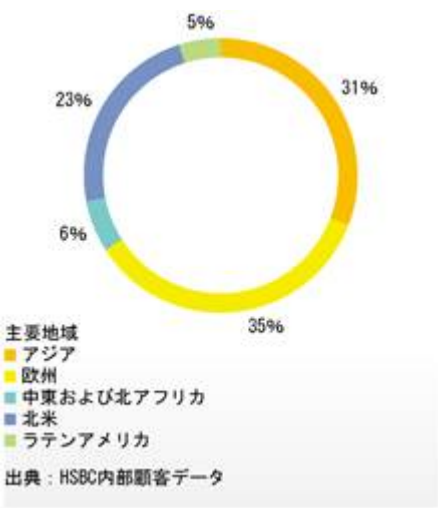
競争環境もまた変化し、一部の市場においては、現地の銀行が地域的な競合として台頭し、大規模なグローバル銀行が当該市場から撤退した。テクノロジーは、顧客の期待を変化させ、新しくより効率的な方法を取り入れる機会を提供する一方で、ノンバンク・サービス・プロバイダーからの新たな形態での競争を招いた。一方、長期的には、国際ネットワークの強化、資本市場の拡大および富裕層人口の増加を通じて、グローバル経済への移行も続いている。

当グループの戦略的行動

これらの変化に対応して、当グループは2015年6月に一連の戦略的行動を発表した。これらの戦略的行動は、当グループのグローバル・ネットワークおよびユニバーサル・バンキング・モデルから価値を得ることを目的としている。それぞれの戦略的行動については、2017年に向けた明確な成果目標が設定され、当グループの中期的財務目標の達成に役立つようになっている。かかる財務目標は、自己資本利益率の10%超への引上げ、プラスのジョーズ比率の達成、および増配の継続である。これらの戦略的行動は以下の表に示されており、同表には2015年における進展も示されている。

国外顧客収益

顧客の母国市場外で計上されたCMBとGB&Mの法人顧客収益（金融機関を除く）の地域別内訳



戦略的行動の進捗状況

戦略的行動	成果目標 2017年まで	2015年中の進展	主要業績評価指標
当グループの規模変更および簡素化のための行動			
当グループのリスク加重資産の約290十億米ドル削減 本項後述の「リスク加重資産の削減」を参照のこと。	¥ 当グループのリスク加重資産の削減：290十億米ドル ¥ 当グループの目標利益率に対するGB&Mのリターン：当グループのリスク加重資産の1/3未満	¥ GB&M：2015-2017年目標の50%超を達成 ¥ CMB：2015-2017年目標の75%超を達成 ¥ 米国の消費者ローンおよび住宅ローン：前倒し資産売却は2015-2017年リスク加重資産削減目標の40%近くを達成	¥ 経営措置によるリスク加重資産削減：約124十億米ドル（恒常為替レート・ベースで2015-2017年目標の約45%）
グローバル・ネットワークの最適化	¥ 拠点の削減	¥ ブラジル事業売却契約に署名済み、規制当局の承認待ち	¥ 2015年にプレゼンスは71の国と地域に削減
NAFTA地域の収益性の再構築 本項後述の「米国およびメキシコ」を参照のこと。	¥ 米国の税引前当期純利益約2十億米ドル ¥ メキシコの税引前当期純利益約0.6十億米ドル	¥ 米国のCMBおよびGB&Mの調整後収益はそれぞれ4%および12%成長 ¥ NAFTA地域のクロスボーダー収益は30%以上増加	¥ 米国（消費者ローンおよび住宅ローンのランオフ・ポートフォリオを除く）の調整後税引前当期純利益：494百万米ドル（対2014年6%増） ¥ メキシコの調整後税引前当期純利益：67百万米ドル（対2014年1%減）
英国におけるリングフェンス銀行の設立	¥ 2018年までに完了	¥ 英国におけるリングフェンス銀行（HSBC英国）の本社所在地をバーミンガムで確認 ¥ リングフェンス銀行とそれ以外の事業との間の重大な相互依存を解消するために、英国におけるシェアード・サービス事業体を設立。	¥ 実施中
4.5十億米ドルから5.0十億米ドルのコスト削減 本項後述の「コスト削減」を参照のこと。	¥ 2017年には2014年の営業費用と同水準に削減	¥ 下半期のコストは、厳格なコスト管理とコスト削減計画の効果により上半期と同水準 ¥ 2015年の達成費用0.9十億米ドル	¥ 調整後コスト（ブラジルを除く）：対2014年5%増 ¥ FTE：255,203名（対2014年1%減）
資本の再展開および投資のための行動			

国際ネットワークによりGDP成長率を上回る成長を実現 本項前述の「国際ネットワークの価値」参照のこと。	¥ GDP成長率を上回る国際ネットワークの収益増加	¥ ペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメントの平均預金残高は8%増加、外国為替業務およびセキュリティーズ・サービス業務の収益増加 ¥ レシーバブル：ファイナンス・プラットフォーム（現在20以上の市場で稼働中）への戦略的投資および単一ディーラー・グローバルFXプラットフォームの導入	¥ トランザクション・バンキング収益：15.7十億米ドル（対2014年4%増） ¥ 収益シナジー：11.6十億米ドル（対2014年6%増）
アジアへの投資 - 優先順位付けおよび加速 本項後述の「アジアへの投資」を参照のこと。	¥ マーケットシェアの拡大 ¥ アジアにおける運用資産の年率約10%増加	¥ 珠江デルタ：経営チームの設置、新規免許を取得（詳細については、本項後述の「アジアへの投資」を参照のこと） ¥ ASEAN：能力強化およびデジタル化、ユーロマネー誌でASEANの7ヶ国についてベスト・ドメスティック・キャッシュ・マネージャー受賞 ¥ アセット・マネジメント部門のグローバルCEOを香港常駐に変更 ¥ 香港および中国本土間のファンド相互承認プログラムについて、最初に選定されたファンド・マネージャーの一つ	¥ 広東省の貸付金：4.3十億米ドル（対2014年5%増） ¥ ASEANの調整後収益：3.2十億米ドル（対2014年5%増） ¥ アジアに配分されたアセット・マネジメント運用資産：129十億米ドル（対2014年13%増） ¥ アジアの保険引受新規契約保険料：2.0十億米ドル（対2014年7%増）
人民元（以下「RMB」という。）の国際化による事業の成長	¥ 収益 2 - 2.5十億米ドル	¥ CIPS（クロスボーダー銀行間決済システム）に接続した最初の銀行の1つ ¥ ロンドンで発行された中国人民銀行の5十億人民元の債券募集（初の中国外での債券発行）における共同グローバル・コーディネーター兼ブックランナー	¥ 一部または全部が人民元建てのオフショア取引および中国本土における選別された商品からの人民元国際化収益：1.7十億米ドル（対2014年3%増）

グローバル基準 - 金融 犯罪からの防御 本項後述の「グローバル 基準 - 金融犯罪からの 防御」を参照のこと。	◻ 実施完了	◻ 新たな資金洗浄防止 および制裁に係る方針 に沿った手続の更新 ◻ 顧客デューデリジェ ンス、取引監視および 審査に関連するシステ ム等のインフラ強化	◻ 実施中
本拠地			
本社所在地の見直し	◻ 2015年末までに見直 しを完了	◻ 見直し完了	◻ 2016年2月に、引き 続きロンドンをグロー バル本社の所在地とす る決定を発表

主要な戦略的行動の進展

当グループは、2017年までの達成を目標としている成果を実現するために、全組織の資源を動員している。

当グループは、事業環境の構造的変化に適応し、成長機会を追求することによって、当グループのグローバル・ネットワークから価値を得ることを目指している。2015年に当グループは、6月に設定した目標の達成に向けた第一歩を踏み出した。以下に5項目の主要な行動に係る追加的な情報を記載する。当グループの国際ネットワークからの収益増加の詳細については、前述の「国際ネットワークの価値」を参照のこと。

リスク加重資産の削減

当グループは、2015年にリスク加重資産の削減目標の達成に向けて著しい進展を遂げた。この成果は主に、低収益ポートフォリオからの撤退または処分、手続、計算およびポジションの管理改善、ならびに展開する事業の選別強化によるものである。

低収益ポートフォリオからの撤退／処分

リスク加重資産削減合計のうちの42十億米ドル近くは、中国の興業銀行への投資の一部売却、ならびに米国における消費者向け住宅ローン・ポートフォリオおよびGB&Mのレガシー・クレジット・ポートフォリオの売却の前倒しによるものであった。

ポジション、手続および計算の管理

当グループは、リスク加重資産の計算を改良し、GB&MおよびCMBにおける手続の改善およびエクスポージャー削減を実施した。この結果、リスク加重資産はさらに82十億米ドル削減されたが、このうち2/3はGB&Mにおける削減であった。

当グループのリスク加重資産の削減（2014年からの変動）：-10%

GB&Mリスク加重資産
(十億米ドル)



米国およびメキシコ

当グループは、メキシコおよび米国における事業を強化し、収益性の立て直しを図っている。当グループは、北米自由貿易協定（以下「NAFTA」という。）地域全体にわたるクロスボーダー・バンキングの機会からの収益を増加させる努力をしている。

米国における成長

当グループは、グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンスにおける9%増収を含め、トラザクシオン・バンキング商品からの収益を増加させ、また、GB&MおよびCMB間の事業協力を強化した。当グループは、データセンターを統合し、低コストの場所に拠点を移転することによってコスト効率を改善した。

メキシコにおける成長

メキシコにおけるRBWMの調整後収益は7%増加し、クレジットカード、住宅ローンおよび個人向けローンの市場よりも高い成長率を示した。当グループは、2015年にビジネス上の相乗効果による収益の増加に成功したが、これにはGB&Mの顧客に提供されたグローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス商品からの18%増収が含まれている。

NAFTA地域の取組み

NAFTA地域において事業を展開している顧客が増加した。当グループは、顧客により良いサービスを提供し、サプライチェーンを結ぶための商品を開発している。米国およびメキシコ間のクロスボーダー収益は、2015年に10%以上増加した。

NAFTA地域収益（当グループ収益における構成比）：14%



コスト削減

当グループは、コスト管理を改善するための措置を継続して講じている。当グループはデジタル化を図り、自動化および手続の見直しを通じて効率改善を実現している。当グループはまた、テクノロジーを簡素化し、グローバル機能の再構築を実施している。

当グループのコスト削減計画およびコスト管理の強化により、2015年にコストの増加は緩和された。2015年の下半期のコストは、上半期と同水準であった。

効率改善

当グループは、2015年に自動化および手続の簡素化により、3,000近くの業務に係る要件を廃止した。2017年末までに750のソフトウェア・アプリケーションを廃止する目標については、13%超を完了した。当グループは支店ネットワークの最適化を進めており、2015年には当グループの6つの主要なリテール・バンキング市場において130を超える支店を閉鎖した。当グループはまた、新たなIT運用モデルを導入し、2014年に比べITランレートで4%のコスト削減を達成した。

生産性向上のためのテクノロジーの利用

当グループは、オンラインによる顧客サポートと予約受付を通じて、英国支店の生産性を向上させた。CMBにおいては、手続を簡素化し、世界的に新規口座開設手続においてより効果的にテクノロジーを活用している。当グループは、個人向け貸付の承認に要する時間を大幅に短縮し、当グループの4つの優先市場では平均20日から2日に、場合によっては即時承認に短縮された。

非自動化決済の削減（自動化を通じた削減率）：25%

調整後営業費用
(十億米ドル)

2015年	36.2
2014年	34.6

アジアへの投資

当グループは、アジアにおける成長を捉える上で主導的な立場にいる。当グループの優先事項には、中国の珠江デルタにおける事業成長の加速およびアジアの中流階級の増加からの利益を享受することを目的とした、アセット・マネジメント部門およびインシュアランス部門の展開が含まれている。東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）地域においても、シンガポールおよびマレーシア等の主要国で貿易および投資フローが増加していることから、当グループはこの地域における事業を拡大することを目指しており、インドネシアにおいても事業を拡大させている。

珠江デルタ

当グループは、香港に隣接する中国の省である広東省の珠江デルタにおいて事業拡大を図っている。広東省の目覚ましい経済発展と香港とのつながりは、当グループにとって、珠江デルタにおいて総合的にバンキング事業を展開する好機となっている。

2015年に当グループは、広東省担当CEOを任命し、引き続き事業インフラの整備および従業員の採用を行った。当グループはRBWMの住宅ローン事業を成長させ、広州市にはHSBCライフ・インシュアランスの支店を設置した。当グループはまた、過半数所有の合併事業による証券会社を深圳前海に設立することで合意しており、規制当局の承認を得られた場合、当グループは、中国本土においてあらゆる証券業務に従事することができる見込みである。

広東省におけるHSBCの支店数：64

広東省における貸付金
(十億米ドル)

2015年	4.3
2014年	4.1

グローバル基準 - 金融犯罪からの防御

当グループは、金融犯罪防止に最も効果的なグローバル基準を採用している。よって当グループは、顧客の行為ならびにその行為がなされた場所および理由等、顧客についてより詳細に把握するための強固な管理体制を整備している。この総合的な管理体制は、当グループが金融犯罪を検知、抑制および防止できるよう設計されている。

事業インフラおよびシステムの強化

当グループは、金融犯罪リスクを管理することを目的として、改善されたシステムおよび事業インフラ、ならびに強化された取引監視および制裁審査の機能を本格的に導入しつつある。

金融犯罪防止能力の強化

当グループは、適切な従業員を対象とした強化研修の実施を含め、事業部門チーム内において金融犯罪を検知および調査する能力を強化している。

相当量の作業が依然として完了していないが、当グループは強固で持続可能な資金洗浄防止および制裁コンプライアンス・プログラムの整備に向けて、引き続き前進している。

グローバル基準の従業員研修：2.1百万時間超

グローバル基準への投資
(十億米ドル)

2015年	1.5
2014年	0.9

(a) グループ組織

[illegible]

上記は、2015年12月31日現在の主要な子会社の簡略グループ組織図である。
全ての中間持株会社が、表示されているわけではない。
別段の記載がない限り、子会社はいずれも完全子会社である。

当社は親会社を有してしない。

(c)子会社

HSBCホールディングスの主要な子会社

2015年12月31日現在

	設立国 または登録国	株式資本におけ るHSBCの持分 (%)	発行済 株式資本金
欧州			
HSBCバンク・ピーエルシー ^{1、2、3}	英国	100	797百万ポンド
HSBCフランス	フランス	99.99	337百万ユーロ
HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス(スイス) エスエー ²	スイス	100	1,363百万スイス・ フラン
HSBC トリンカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー	ドイツ	80.65	75.4百万ユーロ
アジア			
ハンセン・バンク・リミテッド(恒生銀行有限公司) ²	香港	62.14	9,658百万香港ドル
HSBCバンク・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア	100	811百万豪ドル
HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド ²	中華人民共和国	100	15,400百万人民元
HSBCバンク・マレーシア・プルハド	マレーシア	100	115百万リンギット
HSBCバンク(台湾)リミテッド ²	台湾	100	34,800百万台湾ドル
HSBCライフ(インターナショナル)リミテッド	バミューダ諸島	100	4,178百万香港ドル
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレ ーション・リミテッド(香港上海銀行有限公司) ^{1、2、3}	香港	100	96,052百万香港ドル
中東および北アフリカ地域			
HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッド	ジャージー島	100	931百万米ドル
HSBCバンク・エジプト・エスエーイー	エジプト	94.53	2,796百万エジプト・ ポンド
北米			
HSBCバンク・カナダ ²	カナダ	100	1,225百万加ドルおよ び500百万加ドル
HSBCバンク・ユーエスエー・エヌエー ²	米国	100	2百万米ドル
HSBCファイナンス・コーポレーション ¹	米国	100	1百万米ドル未満
HSBCセキュリティーズ(ユーエスエー)インク	米国	100	1百万米ドル未満
中南米			
HSBCバンク・ブラジル・エスエー・バンコ・マルチプロ ²	ブラジル	100	6,402百万レアル
HSBCメキシコ・エスエー、インスティトゥシオン・デ・バン カ・マルチプル、グルポ・フィナンシエロHSBC	メキシコ	99.99	5,681百万ブラジル・ ペソ

上記子会社はいずれも、HSBCの連結財務諸表の対象である。

- 1 当該会社は、有価証券報告書提出会社である。
- 2 当該会社は、特定子会社である。
- 3 当該会社それぞれの売上高(連結収益)は、当グループの連結売上高(連結収益)の100分の10を超える。

(d)その他の関連当事者

当グループの主要な関連会社および合併事業における持分に関する情報については、財務書類注記19「関連会社および合併事業における持分」を参照のこと。

(e)関連当事者の取引

関連当事者の取引に関する情報については、財務書類注記41「関連当事者間取引」を参照のこと。

5【従業員の状況】

2015年度12月31日現在、当グループは、264,000名の常勤従業員および非常勤従業員を有していた（2014年度末現在：266,000名、2013年度末現在：263,000名）。雇用の中心地は、英国約47,000名、インド約33,000名、香港約30,000名、中国本土約22,000名、ブラジル約21,000名、メキシコ約16,000名、米国約14,000名およびフランス約9,000名であった。

従業員数に関する詳細情報については、「第3 - 1 業績等の概要」の「従業員数（常勤相当）」を参照のこと。

従業員との関係

当グループは、従業員代表機関との間で、協議のみならず、適切な場合は交渉も行っている。当グループの方針は、全ての従業員代表機関との間で確立した連絡協議体制を維持することであり、過去5年間に労働争議による重大な業務妨害は発生していない。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

財務指標の要約

非GAAP財務的指標の使用

下記「第6 - 1 財務書類」で詳述されているように、当グループの業績報告はIFRSに準拠して作成されている。当グループの業績測定において、当グループが使用する財務指標には、前年比での比較を歪める要素を除外するために、財務報告数値による業績を元に作成された指標が含まれている。こうした指標は、非GAAP財務的指標とみなされる。

当グループが使用する主な非GAAP財務的指標は、「調整後業績」である。その他の非GAAP財務的指標は、使用された際には説明され、最も関連性のある財務報告数値との比較が行われている。

調整後業績

調整後業績は、外貨換算差異の前年比での影響および前年比での比較を歪める重要な項目について、財務報告数値による実績を調整することによって算出される。経営陣および投資家は、事業の基本的な動向をより正確に理解するために、通常は「重要な項目」を個別に特定し考慮するため、調整後業績から除外する。

これらの項目は、本項後述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」および「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」の表で詳述されているが、以下を含んでいる。

Y 子会社、関連会社および合併事業の売却または再分類による損益

Y 罰金、違約金、顧客への損害賠償および関連する引当金、ならびに規模または歴史的な観点から個別の考慮が要求される法的事項に関連した和解金および引当金

Y 2015年6月の投資家向けアップデートで概説された生産性向上およびコスト削減目標の達成のために発生したコスト

Y 当グループの公正価値評価の指定を受けた長期負債に係る信用スプレッドの変動

調整後業績は内部報告と外部報告を一致させること、経営陣が重要と考える項目を特定し数量化すること、および経営陣が前年比での業績をどのように評価するかについての洞察を提供することによって、投資家にとって有用な情報を提供すると当グループは考えている。

外貨換算差異

外貨換算差異は、2015年度中の大部分の主要通貨に対する米ドルの動きを反映している。当グループは、恒常為替レートベースのデータを作成する際に、外貨換算差異を除外する。恒常為替レートによるデータを使用することにより、貸借対照表および損益計算書の実績を同一基準で評価し、事業における基本的な動向を正確に理解することが可能となる。

2015年度の外貨換算差異は、米ドル以外の通貨を機能通貨とする支店、子会社、合併事業および関連会社について、以下のように米ドルに再換算することによって算出される。

Y 2014年度の損益計算書を2015年度の平均為替レートを使用して

Y 2014年12月31日現在の貸借対照表を2015年12月31日現在の実勢為替レートを使用して

外貨建ての資産および負債をHSBCのいずれの支店、子会社、合併事業または関連会社の機能通貨に換算する際に使用した為替レートには、いかなる調整も加えていない。表または本文中に「外貨換算差異」への言及がある場合、HSBCの事業の機能通貨で報告された比較データは、上記に基づき当該年度に適用された適切な為替レートで換算されている。

重要な項目

本項後述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」および「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」の表は、当グループの地域セグメントとグローバル事業部門のそれぞれに対する、2015年度と2014年度の重要な項目の影響を詳述している。

次の表は、2015年度および2014年度について、グループレベルでの主要な財務報告数値と調整後数値との比較を示している。

財務報告数値と調整後数値との比較

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	変動率 %
収益¹			
財務報告数値	59,800	61,248	(2)
外貨換算		(4,775)	
自己の信用スプレッド ²	(1,002)	(417)	
取得、売却および希薄化	-	(9)	
その他の重要な項目	(1,033)	1,180	
調整後	57,765	57,227	1
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金			
財務報告数値	(3,721)	(3,851)	3
外貨換算		683	
取得、売却および希薄化	-	-	
その他の重要な項目	-	-	
調整後	(3,721)	(3,168)	(17)
営業費用合計			
財務報告数値	(39,768)	(41,249)	4
外貨換算		3,278	
取得、売却および希薄化	-	40	
その他の重要な項目	3,586	3,355	
調整後	(36,182)	(34,576)	(5)
調整後費用対効果比率	62.6%	60.4%	
関連会社および合併事業における利益持分			
財務報告数値	2,556	2,532	1
外貨換算		(39)	
取得、売却および希薄化	-	-	
その他の重要な項目	-	-	
調整後	2,556	2,493	3
税引前当期純利益			
財務報告数値	18,867	18,680	1
外貨換算		(853)	
自己の信用スプレッド ²	(1,002)	(417)	
取得、売却および希薄化	-	31	
その他の重要な項目	2,553	4,535	
調整後	20,418	21,976	(7)

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

連結損益計算書

要約連結損益計算書の5年間の推移

	2015年 百万 米ドル	2014年 百万 米ドル	2013年 百万 米ドル	2012年 百万 米ドル	2011年 百万 米ドル
正味受取利息	32,531	34,705	35,539	37,672	40,662
正味受取手数料	14,705	15,957	16,434	16,430	17,160
トレーディング純収益	8,723	6,760	8,690	7,091	6,506
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益 / (費用)	1,532	2,473	768	(2,226)	3,439
金融投資による純収益	2,068	1,335	2,012	1,189	907
受取配当金	123	311	322	221	149
正味保険料収入	10,355	11,921	11,940	13,044	12,872
米国支店網、米国カード事業およびピン・アン・インシュアランス(グループ)カンパニー・オブ・チャイナ・リミテッドの処分における収益	-	-	-	7,024	-
その他営業収益	1,055	1,131	2,632	2,100	1,766
営業収益合計	71,092	74,593	78,337	82,545	83,461
正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(11,292)	(13,345)	(13,692)	(14,215)	(11,181)
正味営業収益(貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前)	59,800	61,248	64,645	68,330	72,280
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	(3,721)	(3,851)	(5,849)	(8,311)	(12,127)
正味営業収益	56,079	57,397	58,796	60,019	60,153
営業費用合計	(39,768)	(41,249)	(38,556)	(42,927)	(41,545)
営業利益	16,311	16,148	20,240	17,092	18,608
関連会社および合併事業における利益持分	2,556	2,532	2,325	3,557	3,264
税引前当期純利益	18,867	18,680	22,565	20,649	21,872
法人税費用	(3,771)	(3,975)	(4,765)	(5,315)	(3,928)
当期純利益	15,096	14,705	17,800	15,334	17,944
親会社株主に帰属する当期純利益	13,522	13,688	16,204	14,027	16,797
非支配持分に帰属する当期純利益	1,574	1,017	1,596	1,307	1,147

財務情報の5年間推移

	2015年 米ドル	2014年 米ドル	2013年 米ドル	2012年 米ドル	2011年 米ドル
基本普通株式1株当たり利益	0.65	0.69	0.84	0.74	0.92
希薄化後普通株式1株当たり利益	0.64	0.69	0.84	0.74	0.91
普通株式1株当たり配当金 ³	0.50	0.49	0.48	0.41	0.39
	%	%	%	%	%
配当性向 ⁴	76.5	71.0	57.1	55.4	42.4
平均総資産税引後利益率	0.6	0.5	0.7	0.6	0.6
平均普通株主資本利益率	7.2	7.3	9.2	8.4	10.9
対米ドル平均換算レート:					
1米ドル当たりのポンド(ポンド):	0.654	0.607	0.639	0.631	0.624
1米ドル当たりのユーロ(ユーロ):	0.902	0.754	0.753	0.778	0.719

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

特に記載のない場合、本書における全ての表は財務報告数値で表示されている。

収益および費用項目別のグループ業績

正味受取利息

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
受取利息	47,189	50,955	51,192
支払利息	(14,658)	(16,250)	(15,653)
正味受取利息 ⁵	32,531	34,705	35,539
利付資産平均残高	1,726,949	1,786,536	1,669,368
総利回り ⁶	2.73%	2.85%	3.07%
控除：資金コスト	(1.00%)	(1.05%)	(1.10%)
純金利スプレッド ⁷	1.73%	1.80%	1.97%
純利ざや ⁸	1.88%	1.94%	2.13%

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

資産の種類別受取利息の要約

	2015年			2014年			2013年		
	平均残高 百万米ドル	受取利息 百万米ドル	利回り %	平均残高 百万米ドル	受取利息 百万米ドル	利回り %	平均残高 百万米ドル	受取利息 百万米ドル	利回り %
短期資金および銀行に対する貸付金	221,924	2,277	1.03	237,148	3,068	1.29	236,377	2,851	1.21
顧客に対する貸付金	909,707	33,104	3.64	931,311	37,429	4.02	897,322	38,529	4.29
売戻契約 - 非トレーディング	162,308	1,301	0.80	198,273	1,800	0.91	114,324	995	0.87
金融投資	396,113	7,508	1.90	399,816	8,323	2.08	393,309	8,002	2.03
その他の利付資産	36,897	2,999	8.13	19,988	335	1.68	28,036	815	2.91
利付資産合計	1,726,949	47,189	2.73	1,786,536	50,955	2.85	1,669,368	51,192	3.07
トレーディング資産および公正価値 評価の指定を受けた金融資産 ^{9、10}	195,285	4,626	2.37	238,958	5,596	2.34	354,817	5,763	1.62
減損引当金	(10,606)			(14,015)			(15,954)		
非利付資産	682,143			668,564			683,785		
12月31日に終了した事業年度	2,593,771	51,815	2.00	2,680,043	56,551	2.11	2,692,016	56,955	2.12

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

負債および資本の種類別支払利息の要約

	2015年			2014年			2013年		
	平均残高 百万米ドル	支払利息 百万米ドル	コスト %	平均残高 百万米ドル	支払利息 百万米ドル	コスト %	平均残高 百万米ドル	支払利息 百万米ドル	コスト %
銀行からの預金 ¹¹	55,863	378	0.68	61,217	481	0.79	61,616	555	0.90
公正価値評価の指定を受けた金融負 債 - 自己発行済負債証券 ¹²	58,489	717	1.23	66,374	837	1.26	72,333	967	1.34
顧客からの預金 ¹³	1,075,901	7,401	0.69	1,088,493	9,131	0.84	1,035,500	8,794	0.85
買戻契約 - 非トレーディング	117,947	355	0.30	190,705	652	0.34	94,410	405	0.43
発行済負債証券	129,039	3,521	2.73	129,724	4,554	3.51	150,976	4,182	2.77
その他の有利子負債	28,396	2,286	8.05	10,120	595	5.88	11,345	750	6.61
有利子負債合計	1,465,635	14,658	1.00	1,546,633	16,250	1.05	1,426,180	15,653	1.10
トレーディング負債および公正価値 評価の指定を受けた金融負債（自 己発行済負債証券を除く）	151,294	2,071	1.37	178,518	2,856	1.60	301,353	3,027	1.00
無利息当座預金	190,914			185,990			184,370		
資本およびその他の無利息負債合計	785,928			768,902			780,113		
12月31日に終了した事業年度	2,593,771	16,729	0.64	2,680,043	19,106	0.71	2,692,016	18,680	0.69

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

正味受取利息の財務報告数値は32.5十億米ドルとなり、2014年度に比べ2.2十億米ドル（6％）減少した。これには、下表に要約されている重要な項目および外貨換算が含まれていた。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査から発生した引当金	(10)	(632)
取得、売却および希薄化	-	38
	(10)	(594)
外貨換算		2,890
12月31日に終了した事業年度	(10)	2,296

上表に示した重要な項目および外貨換算を除外すると、正味受取利息はアジアおよび中南米における増加が北米における減少によって相殺されて、2014年度と比べ、ほぼ同水準であった。

財務報告数値では、純金利スプレッドおよび純利ざやの両方とも、主に中南米および欧州における為替の不利な変動により縮小したが、重要な項目の減少、すなわち、英国消費者信用法（以下「CCA」という。）遵守状況の進行中の調査から発生した引当金の減少により一部相殺された。これらの要素を除外すると、純金利スプレッドおよび純利ざやは、欧州および北米における顧客向け貸付金の利回りの低下により、小幅の縮小となった。しかし、当年度中に、当グループはポートフォリオ全体の構成を、より利回りが高い顧客向け貸付金残高を増加させるように変更した。これは利回りの低い短期資金、売却取引および特に欧州における金融投資を管理しながら縮小することにより行われ、それは当グループが貸借対照表の効率的な利用を継続的に重視していることを反映したものである。

上記の要約表に表示されている資産の種類別の受取利息および負債の種類別の支払利息、ならびに関連する平均残高は、2015年6月における当グループのブラジル事業の「その他の利付資産」の「売却目的資産」への再分類および「その他の有利子負債」の「売却目的で保有する処分グループの負債」への再分類の影響を受けている。

受取利息

受取利息の財務報告数値は2014年度に比べ3.8十億米ドル減少した。これは特に中南米および欧州における外貨換算の影響によるものであったが、欧州でCCA遵守状況の進行中の調査から発生した引当金が2014年度から増加したことにより一部相殺された。

これらの要素を除外すると、受取利息は2014年度と比べ、ほぼ同水準であった。

顧客に対する貸付金に係る受取利息は、欧州および北米の受取利息の減少がアジアおよび中南米における増加によって相殺されて、ほぼ同水準であった。

欧州における受取利息の減少は、競争に対応した金利設定に伴う英国における住宅ローンの利回りの低下、およびユーロ圏の市中金利の低下の影響が要因であった。北米においても、消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオがランオフおよび売却により引き続き縮小したため、受取利息が減少した。加えて、RBWMおよびCMBの顧客向け新規貸付の利回りは、最近の低金利環境の中で低下した。ただし、この影響は、中長期貸付の平均残高の増加により一部相殺された。

対照的に、アジアでは主に香港および中国本土において中長期貸付の平均残高の増加が、受取利息の増加の要因となった。この影響は、特に中国本土およびオーストラリアにおける、中央銀行の利下げに起因する顧客向け貸付の利回りの圧縮により一部相殺された。だが、香港では利回りは僅かに上昇した。中南米では、受取利息の増加は、主に平均残高の増加を要因としたアルゼンチンにおける増加によるものだった。

バランスシート・マネジメントにおける短期資金および金融投資に係る受取利息は、僅かに減少した。この減少は、平均残高の管理された減少に起因する欧州における受取利息の減少、ならびに中国本土およびインドの中央銀

行による利下げを反映したアジアにおける受取利息の減少が要因であった。これらの要因は、北米において、ポートフォリオの有効性を最大化するために利回りが比較的高い住宅ローン担保証券を増加させた商品構成の変更により、一部相殺された。

その他の利付資産からの受取利息は、2015年6月のブラジルにおける事業の「売却目的資産」への再分類により増加した。ブラジルにおいては、外貨換算の影響を除外すると、受取利息は中長期貸付および金融投資の平均残高の増加、ならびに2014年度および2015年度における中央銀行の連続利上げを反映した利回りの上昇により、増加した。

支払利息

支払利息の財務報告数値は、主に中南米および欧州における外貨換算の影響により、2014年度に比べて1.6十億米ドル減少した。

この影響を除外すると、顧客からの預金、発行済負債証券および買戻取引のコスト減により、支払利息は減少した。

顧客からの預金に係る支払利息は、平均残高の増加にもかかわらず僅かに減少した。これは、メキシコ、中国本土、オーストラリアおよびインドをはじめとした数多くの市場における中央銀行の利下げによる影響である。欧州は、ユーロ圏における市中金利の下降の影響を受けた。この影響は、北米における預金獲得促進的な預金提供に伴うコストの上昇により、一部相殺された。

発行済負債証券に係る支払利息も、主として欧州で新規債券を発行する実勢金利が低下したこと、および正味で償還となったことに伴い平均発行済残高が減少したことから、減少した。買戻取引に係る支払利息も、平均残高の削減を反映して、特に欧州において減少した。

その他の有利子負債からの支払利息は、ブラジルにおける事業の再分類により増加した。ブラジルにおいては、外貨換算を除外すると、支払利息は、主に中央銀行の連続しての利上げにより、発行済負債証券および顧客からの預金に関連して増加した。その他の支払利息も、北米において2014年度に不確実な税務ポジションに伴う未払利息の戻入による恩恵があったことから増加した。

正味受取手数料

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
アカウント・サービス	2,745	3,407	3,581
運用資産	2,570	2,658	2,673
カード	2,281	2,460	2,455
与信枠	1,919	1,890	1,907
仲介収益	1,441	1,371	1,388
ユニットトラスト	1,007	1,005	891
輸入／輸出	971	1,115	1,157
送金	772	833	849
引受け	762	872	866
グローバル・カストディ	721	726	698
保険代理店コミッション	519	516	551
その他	2,308	2,692	2,957
受取手数料	18,016	19,545	19,973
控除：支払手数料	(3,311)	(3,588)	(3,539)
12月31日に終了した事業年度	14,705	15,957	16,434

正味受取手数料の財務報告数値は、下表に示したように、主に欧州および中南米をはじめとした２年度間の外貨換算の影響1.2十億米ドルを反映して、2014年度に対して1.3十億米ドル減少した。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
取得、売却および希薄化	-	10
外貨換算		1,204
12月31日に終了した事業年度	-	1,214

調整後ベースでは、正味受取手数料は38百万米ドル減少した。これは、RBWMおよびGB&Mを中心に欧州において減少したが、その大部分がアジアのRBWMおよび北米のGB&Mにおける増加により相殺されたことによる。

アカウント・サービス受取手数料は、主に当座貸越手数料が価格再設定および、2014年11月の顧客向け警告テキスト・メッセージの導入を受けた当座貸越残高の減少を反映して英国のRBWMにおいて減少し、348百万米ドル減と大幅な減少となった。アカウント・サービス手数料収入は、スイスにおいてもGPB事業の引き続いてのリポジショニングにより減少した。

輸入および輸出手数料もまた、主にアジアにおいて貿易活動の低下を反映して減少（79百万米ドル減）した。さらに、引受手数料収入も、主に香港のGB&Mで株式資本市場の活動が減退し、米国における債券発行の増加で一部相殺されたものの、全体では65百万米ドル減少した。

対照的に与信枠受取手数料は、北米で力強く増加（190百万米ドル増）し、また程度は少なかったもののアジアでも増加した。これは平均貸付残高の継続的な増加の影響であるが、アジアでの下半期の残高はほぼ横ばいであった。

仲介およびユニット・トラストからの受取手数料も、RBWMにおける株式とミューチュアル・ファンドの販売増により、主に香港で増加した（182百万米ドル増）。これは、上海・香港ストック・コネクト・プラットフォームおよび上半期におけるアジアの株式市場の改善を受けた投資家意欲の増大等に刺激されて、株式市場における取引が活発化したことによる。しかし、下半期には投資家心理の悪化があった。

運用資産からの受取手数料は157百万米ドル増加した。グローバル・アセット・マネジメント事業では、債券商品の運用資産増により、特にフランスおよび米国で増加した。加えて、運用資産からの受取手数料はドイツでGB&Mのセキュリティーズ・サービスにより、香港でGPBでの運用資産の増加により、それぞれ増加した。

支払手数料は、特にドイツにおいて仲介手数料が増加し、101百万米ドル増と小幅の増加となった。

トレーディング純収益

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
トレーディング活動	7,285	5,419	6,921
ピン・アン条件付株式売買契約	-	-	(682)
トレーディング活動による正味受取利息	1,775	1,907	2,047
ヘッジの終了による利益 / (損失)	(11)	1	(194)
その他のトレーディング収益 - ヘッジ非有効部分			
- キャッシュ・フロー・ヘッジ	15	34	22
- 公正価値ヘッジ	(11)	19	65
非適格ヘッジの公正価値の変動 ¹⁴	(330)	(620)	511
12月31日に終了した事業年度	8,723	6,760	8,690

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

トレーディング純収益の財務報告数値は8.7十億米ドルで、主に欧州での増加により、2014年度に対して2.0十億米ドル増加した。トレーディング純収益の増減の一部は、下表に要約されている重要な項目の好影響および外貨換算を反映したものであった。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
トレーディング活動に含まれるもの：	230	(332)
- デリバティブ契約に係る負債評価調整益 / (損)	230	(332)
その他のトレーディング純収益に含まれるもの：	(327)	(539)
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	(327)	(541)
- 取得、売却および希薄化	-	2
	(97)	(871)
外貨換算		520
12月31日に終了した事業年度	(97)	(351)

調整後ベースでは、トレーディング活動からのトレーディング純収益は、2014年度に比べて1.7十億米ドル増加したが、これは顧客と直接的に接触のあるGB&M事業の特に株式業務、外国為替業務およびクレジット業務によるものであった。これは主にボラティリティの上昇および顧客の活動の活発化を受けての英国における増加による。

トレーディング活動からのトレーディング純収益は、いくつかのその他の評価額の変動からも増加した。2014年度に当グループは、無担保デリバティブ・ポートフォリオについて、資金調達公正価値調整（以下「FFVA」という。）を導入することによって見積手法を変更し、その結果費用が263百万米ドル発生した。加えて、株式業務および金利業務は、自己の信用スプレッドのプラスの変動からの恩恵を受け、これに対して2014年度はこの変動が僅かであった。

顧客の活動は低水準にとどまったが、これらの変動が金利業務におけるトレーディング活動からのトレーディング純収益の増加に貢献した。

公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益

2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
----------------	----------------	----------------

次に起因する純収益 / (費用) :

- 保険契約および投資契約に基づく負債に対応して保有される金融資産	531	2,300	3,170
- 投資契約に基づく顧客に対する負債	34	(435)	(1,237)
- HSBCの発行済長期負債および関連するデリバティブ	863	508	(1,228)
- 長期負債に係る自己の信用スプレッドの変動(重要な項目)	1,002	417	(1,246)
- その他の公正価値の変動	(139)	91	18
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融商品および関連するデリバティブ	104	100	63
12月31日に終了した事業年度	1,532	2,473	768

公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益が発生した資産および負債

	2015年 百万米ドル	2014 百万米ドル	2013年 百万米ドル
12月31日現在の公正価値評価の指定を受けた金融資産	23,852	29,037	38,430
12月31日現在の公正価値評価の指定を受けた金融負債	66,408	76,153	89,084
以下を含む:			
以下の負債に対応して保有される金融資産			
- 任意参加(以下「DPF」という。)型の保険契約および投資契約	11,119	10,650	10,717
- ユニット連動型およびその他の保険契約ならびに投資契約	11,153	16,333	25,423
公正価値評価の指定を受けた長期負債	60,188	69,681	75,278

公正価値評価の指定を受けた金融負債の大半は、固定金利の発行済長期負債であり、当グループの金利管理戦略の一環として、金利スワップと併せて管理されている。

2015年度の公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益の財務報告数値は1.5十億米ドルであり、これに対して2014年度は2.5十億米ドルであった。2015年度の公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益には、信用スプレッドの変動に起因する当グループの長期負債の公正価値の有利な変動による収益1.0十億米ドルが含まれており、これに対して2014年度のこの収益は417百万米ドルであった。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
自己の信用スプレッド	1,002	417
外貨換算		303
12月31日に終了した事業年度	1,002	720

調整後ベースでは、上記の自己の信用スプレッドの変動および外貨換算の正味悪影響は除外され、公正価値評価の指定を受けた金融資産からの純収益は1.2十億米ドル減少した。

保険契約および投資契約に基づく負債に対応して保有される金融資産からの純収益は531百万米ドルとなり、2014年度に比べ1.8十億米ドル減少した。これは主に香港および英国の株式市場が、特に下半期に低迷したことが要因である。2015年度の公正価値変動にはブラジルおよびフランスにおける収益が含まれ、これは香港における損失によって一部相殺された。これらの損益は、「正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動」および「投資契約に基づく顧客への負債」によって概ね相殺された。

その他の公正価値の変動には、金利および為替レートのヘッジの非有効部分に起因する純額で不利な変動が含まれている。

金融投資による純収益

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
以下の処分による純収益 / (損失)			
- 負債証券	345	665	491

- 持分証券	1,829	1,037	1,697
- その他の金融投資	5	6	(1)
	2,179	1,708	2,187
売却可能持分証券の減損	(111)	(373)	(175)
12月31日に終了した事業年度	2,068	1,335	2,012

2015年度に、金融投資による純収益の財務報告数値は2014年度と比較して733百万米ドル増加した。これは下表に表示されている重要な項目および外貨換算の、特に当グループが保有する興業銀行株式の部分売却益1.4十億米ドルが要因であった。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
上海銀行株式の売却益	-	428
興業銀行株式の部分売却益	1,372	-
興業銀行に対する投資の減損	-	(271)
	1,372	157
外貨換算		95
12月31日に終了した事業年度	1,372	252

調整後ベースでは、上表の全ての重要な項目および外貨換算が除外され、金融投資による純収益は387百万米ドル減少した。これは、特に英国および米国における売却可能負債証券売却益の減少ならびに英国のプリンシパル・インベストメントの持分証券に係る利益の減少によるGB&M事業における減少が主要因であった。

加えて、当グループはレガシー・クレジット業務のポートフォリオの処分から少額の損失を計上したが、これに対して2014年度には売却益が計上されていた。これらの資産の処分は、収益を最大化するために低収益資産を管理下で縮小する継続的な取組みを反映している。

正味保険料収入

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
保険料収入総額	11,012	12,370	12,398
再保険料	(657)	(449)	(458)
12月31日に終了した事業年度	10,355	11,921	11,940

正味保険料収入の財務報告数値は、主に外貨換算の悪影響930百万米ドルにより、1.6十億米ドル減少した。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目	-	-
外貨換算		930
12月31日に終了した事業年度	-	930

調整後ベースでは、外貨換算の影響は除外され、正味保険料収入は636百万米ドル（6％）減少したが、これはアジア（主に香港）においてユニット連動型保険契約の保険料および新規の再保険契約の減少により保険料収入が減少したことに起因する。

欧州においては、2014年度の商業年金からの撤退の決定を反映して、保険料収入は主に英国において減少した。

その他営業収益

2015年	2014年	2013年
-------	-------	-------

	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
賃貸料収入	171	162	155
売却目的資産について認識された利益 / (損失)	(244)	220	(729)
投資不動産に係る利益	61	120	113
有形固定資産、無形資産および非金融投資の売却益	53	32	178
興業銀行ならびにその他の関連会社および合併事業における持分の希薄化により生じた利益 / (損失)	-	(32)	1,051
HSBCバンク(パナマ)エスエーの売却益	-	-	1,107
有効な長期保険契約の現在価値の変動	799	261	525
その他	215	368	232
12月31日に終了した事業年度	1,055	1,131	2,632

有効な長期保険契約の現在価値の変動

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
新規事業の価値	809	870	924
期待収益	(552)	(545)	(505)
基礎率の変更および実績差異	504	(116)	88
その他の調整	38	52	18
12月31日に終了した事業年度	799	261	525

その他営業収益の財務報告数値は、2014年度から76百万米ドル減少した。これは、下表に記載されている重要な項目に起因するものであった。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
売却目的資産について認識された利益 / (損失) に含まれるもの:	(232)	168
- ブラジル事業の処分コスト	(18)	-
- 米国における不動産担保貸付の複数のトランシェの売却益 / (損失)	(214)	168
残りの項目に含まれるもの:	-	(41)
- 取得、売却および希薄化	-	(41)
外貨換算		(64)
12月31日に終了した事業年度	(232)	63

上表の重要な項目および外貨換算を除外すると、その他営業収益は2014年度に比べ219百万米ドル増加した。これは、主に有効な長期保険契約の現在価値（以下「PVIF」という。）の変動による利益の増加が、主としてアジアにおける投資不動産に係る売却益および再評価益の減少によって一部相殺されたことによる。

PVIF残高の変動による利益の増加は、主に香港およびフランスにおける利率および投資収益に係る基礎率の変更が要因であった。

正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動:			
- 総額	11,872	13,723	13,948
- 控除: 再保険会社の持分	(580)	(378)	(256)
12月31日に終了した事業年度 ¹⁵	11,292	13,345	13,692

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動の財務報告数値は、外貨換算の影響1.1十億米ドル等を反映して、2014年度から2.1十億米ドル減少した。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目	-	-
外貨換算		1,109
12月31日に終了した事業年度	-	1,109

外貨換算の影響を除外すると、正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動は0.9十億米ドルの減少であった。

これは、保険契約者が投資リスクを分担する保険契約準備金に対応する金融資産からの運用収益の減少が主要因であった。この運用収益の減少は、下半期における香港の株式市場の低迷による影響である。

これらの保険契約負債を補完するために保有される、公正価値評価の指定を受けた金融資産に関して認識された損益は、「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」に含めて報告されている。

また、保険契約準備金の変動は、「正味保険料収入」で説明されたように、アジアにおける引受保険料減により、減少した。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金

2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
----------------	----------------	----------------

貸倒損失：

- 引当金戻入控除後の新規引当金	4,400	5,010	7,344
- 過年度償却額の回収	(808)	(955)	(1,296)
	3,592	4,055	6,048
個別に評価された引当金	1,505	1,780	2,320
集合的に評価された引当金	2,087	2,275	3,728
売却可能負債証券の減損の戻入	(17)	(319)	(211)
その他の信用リスク引当金	146	115	12
12月31日に終了した事業年度	3,721	3,851	5,849
顧客に対する貸付金の貸倒損失の顧客に対する平均貸付金総額に対する比率	0.39%	0.43%	0.67%

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金（以下「LIC」という。）の財務報告数値3.7十億米ドルは、2014年度を0.1十億米ドル下回った。これは主として有利な外貨換算683百万米ドルに起因する。

外貨換算の影響を除外した場合、LICは2014年度を0.6十億米ドル上回った。

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目	-	-
外貨換算		683
12月31日に終了した事業年度	-	683

2015年第4四半期のLICは、少数の国で個別に評価されたLICの増加に伴い、第3四半期より増加した。これは、これらの国々に関する固有の状況を反映したものであり、共通の根本的な理由はなかった。加えて、当グループでは石油・ガス産業関連のエクスポージャーに対する集合的に評価されたLICを、特に北米、中東および北アフリカならびにアジアにおいて0.2十億米ドル増加させた。当グループの石油・ガス・セクターに対するエクスポージャーの詳細については、下記「第3 - 4 事業等のリスク」の「石油・ガス価格」を参照のこと。

2014年度対比での集合的および個別に評価されたLICの変動に寄与した要因の詳細は、次のパラグラフのとおりである。

調整後ベースでは、**集合的に評価されたLIC**は221百万米ドル増加した。主に中東および北アフリカ、北米、ならびにアジアで増加したが、欧州の減少で一部相殺された。その背景は以下のとおりである。

Y 中東および北アフリカは167百万米ドル増加したが、これは主に担保の質と評価額の見直しに伴う住宅ローン・ポートフォリオの減損引当金の積増しを行ったUAEのRBWMにおける増加を反映したものであった。加えて、LICはCMB事業においても、特に石油および食料品産業に関連して増加した。

Y 北米は132百万米ドル、アジアは108百万米ドルそれぞれ増加したが、この増加は当グループの石油・ガス産業に対するエクスポージャーへの引当金増加を反映したものであった。米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオでは、2015年度は住宅市況の改善が前年に見劣りしたことから、原資産の不動産に対する有利な市場価値調整が小幅になったため、LICが2014年度を上回った。ただしこの増加は、貸付金の新規減損の水準の低下、ならびに継続的なランオフおよび売却による貸付残高の減少に伴うLICの減少により、一部相殺された。また、集合的に評価されたLICは、インドネシアにおいて信用状態の悪化を受けて増加した。

Y 欧州では、集合的に評価されたLICは、特に英国のGB&M事業で減少し、192百万米ドルの減少となった。欧州の2014年度の値には、集合的に評価する企業向け貸倒損失の計算に用いる一定の見積りの修正に伴う追加的貸倒損失が含まれていたためである。

個別に評価されたLICは、調整後ベースではほぼ前年並みであった。これは、中南米、欧州、アジアで減少したものの、中東および北アフリカならびに北米の増加によって相殺されたことを反映したものである。その内訳は、以下のとおりである。

- ¥ 中南米は95百万米ドル、欧州は44百万米ドル、アジアは44百万米ドルそれぞれ減少した。2014年度の値には、各地域での企業顧客に関連する多額の貸倒損失が含まれていたため、当期はGB&M事業で個別に評価されたLICが減少した。アジアの減少は、インドネシアの少数のCMB顧客に対するLICの増加によって一部相殺された。
- ¥ 中東および北アフリカは134百万米ドル、北米は47百万米ドルそれぞれ増加したが、これは個別に評価されたLICがCMB事業で増加したことによる。中東および北アフリカの増加は、主に食品卸売業者に対するLIC増加に起因し、北米では石油・ガス・セクターでLICが増加した。

2015年度の信用リスク引当金の正味戻入は、主に英国のGB&M事業の売却可能資産担保証券（以下「ABS」という。）に関連して2014年度から0.3十億米ドル減少した。

営業費用

下表で示されているように、営業費用項目をカテゴリーごとに詳述することに加えて、次のように調整後費用をカテゴリー分けしている。

- ¥ 「銀行運営」コストは、業務機能を年度毎に要求される質および基準で維持し、ITインフラストラクチャーを維持し、収益成長を支える通常営業時の運営コストで構成される。銀行運営コストは、フロントオフィスとバックオフィスに分けられ、これはHSBCグループがグローバル機能部門（バックオフィス）の支援を受けて4つのグローバル事業部門（フロントオフィス）から組織されていることを反映している。
- ¥ 「銀行改革」コストは、強制的な規制上の変更の実施に関連する費用、および将来の業務能力の強化を目的として通常営業活動を変革するためのプロジェクトに関連して発生するその他の投資コストで構成される。
- ¥ 「達成費用」は、2015年6月の投資家向けアップデートで発表された戦略的行動の達成に関連する特定の費用で構成される。これらは、2015年7月1日から2017年12月31日までの間に発生し、グローバル基準等の継続中の取組みは含まない。このカテゴリーで発生した費用は、重要な再構築プログラムの一環として発生している。達成費用は重要な項目に含められており、2015年7月1日より前に個別の重要な項目として特定された再編費用を含んでいる。
- ¥ 英国の銀行賦課金は、個別のカテゴリーとして報告される。

営業費用

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
費用カテゴリー別			
従業員報酬および給付	19,900	20,366	19,196
施設費（減価償却および減損を除く）	3,830	4,204	4,183
一般管理費	13,832	14,361	12,882
管理費	37,562	38,931	36,261
有形固定資産の減価償却および減損	1,269	1,382	1,364
無形資産の償却および減損	937	936	931
12月31日に終了した事業年度	39,768	41,249	38,556

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
費用グループ別		
銀行運営 - フロントオフィス	15,482	14,879
銀行運営 - バックオフィス	15,784	15,631
銀行改革	3,494	3,002
銀行賦課金	1,421	1,063
重要な項目	3,586	3,396
外貨換算	-	3,278
12月31日に終了した事業年度	39,768	41,249

2015年度の営業費用の財務報告数値は39.8十億米ドルとなり、2014年度に比べ1.5十億米ドル（４％）減少した。営業費用の財務報告数値の減少は、事業年度間での外貨換算の好影響によるものであった。重要な項目は、罰金、違約金、損害賠償および関連する引当金の減少0.7十億米ドルの影響を、再構築費用（達成費用）0.9十億米ドルが上回り、0.2十億米ドル増加した。

達成費用は、投資家向けアップデートで概説した費用削減および生産性の成果の達成を目的とした特定のプログラムに関連し、以下で構成されている。

¥ いくつかの部門にわたっての従業員解雇費用0.4十億米ドル（CMB（147百万米ドル）、RBWM（49百万米ドル）、リスク（44百万米ドル）およびGB&M（45百万米ドル）を含む。）

¥ 進行中の再構築プログラムに係る2015年下半期の人件費0.1十億米ドル

¥ その他の費用0.4十億米ドル（ソフトウェアの償却、米国におけるポートフォリオのランオフ・コストおよびコンサルタント・コストを含む。）

重要な項目および外貨換算

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
重要な項目		
ブラジル事業の処分コスト	110	-
連邦住宅金融支援機構との和解契約に関連する費用	-	550
達成費用	908	-
英国のリングフェンスされた銀行の設立費用	89	-
GPBにおける規制上の引当金	172	65
再編その他関連費用	117	278
法的事項に関連した和解金および引当金	1,649	1,187
英国顧客損害賠償プログラム	541	1,275
取得、売却および希薄化	-	40
	3,586	3,395
外貨換算		3,278
12月31日に終了した事業年度	3,586	6,673

調整後ベースでは、営業費用36.2十億米ドルは、銀行運営費用と銀行改革費用の両方における増加を反映して、2014年度に比べ1.6十億米ドル（5％）増加した。

2015年度の銀行運営費用は、2014年度対比で0.8十億米ドル（2％）増の31.3十億米ドルとなった。この増加は主に、中南米、アジアおよび欧州における重点投資が要因であった。当グループは、以下の重点分野における成長を支えるために、新規に従業員を採用した。

Y GB&Mでは、主に欧州でペイメンツ・アンド・キャッシュ・マネジメント（以下「PCM」という。）に投資した。

Y CMBでは、北米およびアジアにおけるPCM収益創出のための常勤相当従業員（以下「FTEs」という。）に投資した。

Y RBWMでは、収益成長を支えるために、アジアにおける支店網で追加のFTEsに投資した。

2015年度の規制プログラムおよびコンプライアンスに係る支出合計は、銀行運営と銀行改革の両方の要素を含め、2.9十億米ドルとなり、2014年度から0.7十億米ドル（33％）増加した。

規制プログラムおよびコンプライアンスに関連した銀行運営費用は0.2十億米ドル増加したが、これは当グループの金融犯罪リスク統制および能力の強化ならびに外部への誓約の履行のための、グローバル基準プログラムの継続的な実施を反映している。

銀行改革費用は2015年度に3.5十億米ドルとなり、2014年度に対して0.5十億米ドル（16％）増加したが、これは主に規制プログラムおよびコンプライアンス費用が要因であった。これは、グローバル基準プログラムの一環としての顧客デューデリジェンス、取引監視および制裁審査に対するシステム強化を含む戦略的ITインフラストラクチャーへの投資による影響である。これらの行動は、グローバル基準の実施を2017年に完了する当グループの戦略目標に沿うものであった。また、法律上および規制上の要件を満たすためのストレス・テストおよびその他のプログラムに対する追加投資も行われた。

銀行賦課金は1.4十億米ドルとなり、2014年度から0.4十億米ドル（34％）増加した。銀行賦課金を除くと、2015年下半期の営業費用は上半期と概ね同水準であった。規制プログラムおよびコンプライアンスへの投資ならびにインフレ圧力は、人件費の削減を中心とした費用削減の取組みによって相殺された。これは、2015年6月30日から2015年12月31日の間のFTEsの削減4,585名を反映するものであった。加えて、当グループは経費管理の重視を通じて交通費および接待費を削減した。

規制プログラムおよびコンプライアンスへの投資ならびに銀行賦課金を除外すると、調整後の営業費用は2014年度に比べて2%増加した。

従業員数（常勤相当）

	2015年	2014年	2013年
地理的地域別			
欧州	67,509	69,363	68,334
アジア	120,144	118,322	113,701
中東および北アフリカ	8,066	8,305	8,618
北米	19,656	20,412	20,871
中南米	39,828	41,201	42,542
12月31日現在	255,203	257,603	254,066

FTEsで表示された従業員数は、2015年12月31日現在で255,203名となり、経費削減の取組みの当初の影響を反映して2015年6月30日から4,585名減少した。2014年12月31日との比較では、FTEsは2,400名減少した。これは主にグローバル事業部門およびグローバル機能部門における減少が、コンプライアンスの増加2,419FTEsで相殺されたことによる。

事業売却修正後の平均FTEs数は2014年と比べて1.2%増加したが、これは規制プログラムおよびコンプライアンスのため追加的に必要となったFTEならびに成長分野への投資に起因する。

財務報告数値による費用対効果比率¹⁶

	2015年 %	2014年 %	2013年 %
HSBC	66.5	67.3	59.6
地理的地域別			
欧州	93.7	93.7	84.0
アジア	43.0	44.0	40.7
中東および北アフリカ	48.1	47.7	51.5
北米	84.9	78.9	72.9
中南米	72.6	71.7	56.1
グローバル事業部門			
リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント	72.4	71.7	64.7
コマーシャル・バンキング	45.4	44.3	41.7
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ	59.4	67.7	51.9
グローバル・プライベート・バンキング	84.3	74.8	91.4

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

関連会社および合併事業における利益持分

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
関連会社			
交通銀行	2,011	1,974	1,878
サウジ・プリティッシュ・バンク	462	455	403
その他	45	64	5
関連会社における利益持分	2,518	2,493	2,286
合併事業における利益持分	38	39	39
12月31日に終了した事業年度	2,556	2,532	2,325

関連会社および合併事業における利益持分の財務報告数値は2.6十億米ドルとなり、24百万米ドル（1%）増加したが、これは交通銀行およびサウジ・プリティッシュ・バンクからの利益貢献の増加による。

交通銀行における当グループの利益持分は、貸借対照表の成長が営業費用の増加によって一部相殺された結果増加した。

サウジ・ブリティッシュ・バンクからの利益も 7 百万米ドル増加したが、これは貸借対照表の成長を反映したものである。

法人税費用

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
税引前当期純利益	18,867	18,680	22,565
法人税費用	(3,771)	(3,975)	(4,765)
12月31日に終了した事業年度の税引後当期純利益	15,096	14,705	17,800
実効税率	20.0%	21.3%	21.1%

当年度の実効税率は20.0%（2014年：21.3%）であり、予想に沿ったものであった。

当グループは、2016年の英国の銀行利益に対する 8 %の追加税率の導入により、実効税率は上昇すると見込んでいる。

連結貸借対照表

要約連結貸借対照表の 5 年間の推移

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル	2012年 百万米ドル	2011年 百万米ドル
資産					
現金および中央銀行預け金	98,934	129,957	166,599	141,532	129,902
トレーディング資産	224,837	304,193	303,192	408,811	330,451
公正価値評価の指定を受けた金融資産	23,852	29,037	38,430	33,582	30,856
デリバティブ資産	288,476	345,008	282,265	357,450	346,379
銀行に対する貸付金	90,401	112,149	120,046	117,085	139,078
顧客に対する貸付金 ¹⁷	924,454	974,660	992,089	962,972	899,010
売戻契約 - 非トレーディング	146,255	161,713	179,690	70,112	83,328
金融投資	428,955	415,467	425,925	421,101	400,044
売却目的資産	43,900	7,647	4,050	19,269	39,558
その他資産	139,592	154,308	159,032	160,624	156,973
12月31日現在の資産合計	2,409,656	2,634,139	2,671,318	2,692,538	2,555,579
負債および資本					
負債					
銀行からの預金	54,371	77,426	86,507	95,480	95,205
顧客からの預金	1,289,586	1,350,642	1,361,297	1,311,396	1,223,140
買戻契約 - 非トレーディング	80,400	107,432	164,220	40,567	48,402
トレーディング負債	141,614	190,572	207,025	304,563	265,192
公正価値評価の指定を受けた金融負債	66,408	76,153	89,084	87,720	85,724
デリバティブ負債	281,071	340,669	274,284	358,886	345,380
発行済負債証券	88,949	95,947	104,080	119,461	131,013
保険契約に基づく負債	69,938	73,861	74,181	68,195	61,259
売却目的で保有する処分グループの負債	36,840	6,934	2,804	5,018	22,200
その他負債	102,961	114,525	117,377	118,123	111,971
12月31日現在の負債合計	2,212,138	2,434,161	2,480,859	2,509,409	2,389,486
資本					
株主資本合計	188,460	190,447	181,871	175,242	158,725
非支配持分	9,058	9,531	8,588	7,887	7,368
12月31日現在の資本合計	197,518	199,978	190,459	183,129	166,093
12月31日現在の負債および資本の合計	2,409,656	2,634,139	2,671,318	2,692,538	2,555,579

主要な財務情報の 5 年間の推移

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル	2012年 百万米ドル	2011年 百万米ドル
--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

払込済株式資本	9,842	9,609	9,415	9,238	8,934
資本リソース ^{18、19}	189,833	190,730	194,009	180,806	170,334
期日未設定劣後借入資本	2,368	2,773	2,777	2,778	2,779
優先証券および期日設定済劣後借入資本 ²⁰	42,844	47,208	48,114	48,260	49,438
リスク加重資産 ¹⁸	1,102,995	1,219,765	1,092,653	1,123,943	1,209,514
財務指標					
顧客からの預金に対する顧客に対する貸付金の比率	71.7	72.2	72.9	73.4	73.5
平均資産合計に対する平均総株主資本の比率	7.31	7.01	6.55	6.16	5.64
年度末現在の普通株式 1 株当たり純資産価値 ²¹ （米ドル）	8.73	9.28	9.27	9.09	8.48
額面価格0.50ドルの発行済普通株式数（百万）	19,685	19,218	18,830	18,476	17,868
期末外貨換算レート：					
1 米ドル当たりのポンド（ポンド）：	0.675	0.642	0.605	0.619	0.646
1 米ドル当たりのユーロ（ユーロ）：	0.919	0.823	0.726	0.758	0.773

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

より詳細な連結財務書類は、「第 6 - 1 財務書類」に含まれている。

顧客に対する貸付金と顧客からの預金の総合的表示

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
総合的な顧客に対する貸付金		
顧客に対する貸付金	924,454	974,660
「売却目的資産」に含めて報告された顧客に対する貸付金	19,021	577
- ブラジル ²²	17,001	-
- その他	2,020	577
12月31日現在	943,475	975,237
総合的な顧客からの預金		
顧客からの預金	1,289,586	1,350,642
「売却目的で保有する処分グループの負債」に含めて報告された顧客からの預金	16,682	145
- ブラジル ²²	15,094	-
- その他	1,588	145
12月31日現在	1,306,268	1,350,787

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

2015年度の動き

資産合計の財務報告数値は2.4兆米ドルとなり、2014年12月31日現在に比べ、財務報告数値ベースでは9%の減、恒常為替レートベースでは4%の減となった。この減少の主要因の一つは、新たなブルーデンス規制との関連における当グループの貸借対照表の効率的な利用に対する継続的重視を反映したトレーディング資産の減少であった。

預貸率は71.7%であった。次の変動に伴い、顧客に対する貸付金および顧客からの預金双方の財務報告数値が減少した。

Y 外貨換算の不利な変動によるそれぞれ52十億米ドルおよび65十億米ドル

Y ブラジル事業の処分計画に関連した、「売却目的資産」および「売却目的で保有する処分グループの負債」への残高それぞれ17十億米ドルおよび15十億米ドルの振替

Y 当座貸越と預金残高を差金決済した英国PCM事業の少数の顧客で、ポジション決済頻度が高まった顧客に関する企業向け当座貸越および当座預金における13十億米ドルの減少

これらの変動を除外した場合、顧客向け貸付金は欧州における増加により32十億米ドル（4%）増加し、顧客からの預金は特にアジアの増加により32十億米ドル（3%）増加した。

資産

現金および中央銀行預け金は、投資収益を最大化するために流動性資産ポートフォリオの残高管理を行い、主に北米で減少したことから、31十億米ドル減少した。

トレーディング資産は、ブルーデンス規制を考慮して、トレーディング目的資産を引き続き削減したことから79十億米ドル減少したが、この内16十億米ドルは外貨換算の不利な変動による減少であった。トレーディング目的資産の削減の結果、特に欧州および北米において、金利業務が保有する負債証券が減少した。加えて、決済額の減少も貸借対照表の利用効率改善のための当グループの行動を反映するものであった。

デリバティブ資産は、特にフランスおよび英国における主要なイールドカーブのシフトを反映した金利契約の評価額の変動により、57十億米ドル（16%）減少した。

顧客に対する貸付金は、中南米および欧州における変動により、財務報告数値ベースで50十億米ドル減少した。その内訳は、以下のとおりである。

✎ 外貨換算の不利な変動による52十億米ドル減

✎ ブラジルにおける事業に関連した「売却目的資産」への再分類17十億米ドル

✎ 欧州における企業向け当座貸越残高の、対応する企業顧客からの預金の減少を伴った13十億米ドル減少

これらの要素を除外すると、顧客に対する貸付金残高は、主に欧州で20十億米ドル、北米で5十億米ドル、アジアで4十億米ドルそれぞれ増加したことから、合計で32十億米ドル増加した。

欧州での増加は、特に英国およびドイツにおけるCMB顧客への中長期貸付の増加、ならびにGB&Mにおける残高の増加による。北米においては、残高の増加はCMBおよびGB&Mにおける企業顧客および法人顧客向け中長期貸付の増加によるが、米国のランオフ・ポートフォリオの継続的な縮小および米国の第1順位住宅ローン残高の「売却目的資産」への振替に伴うRBWMにおける減少により一部相殺された。アジアにおいては、主に香港および中国本土における住宅ローンの増加により残高は増加した。CMBの貸付金残高も増加したが、GB&Mの貸付は減少した。この両事業部門とも、貿易貸付の需要低迷の影響を受けたが、GB&Mの減少は当グループによる全体的な顧客収益率の積極的管理も反映されていた。

負債

買戻契約は、英国を中心とした欧州および北米での減少により、27十億米ドル（25%）減少した。当グループは、規制状況の進展および顧客リターン全体に照らしてこれらの活動に係るリターン全体を再評価し、引き続き買戻契約の残高を緊密に管理した。

顧客からの預金は61十億米ドル減少したが、その内訳は以下のとおりである。

✎ 外貨換算の不利な変動による65十億米ドルの減少

✎ ブラジルにおける事業に関連した「売却目的で保有する処分グループの負債」への再分類15十億米ドル超

✎ 企業顧客からの当座預金残高の、対応する企業顧客向け当座貸越残高の減少を伴った13十億米ドル減少

これらの要素を除外すると、顧客からの預金は32十億米ドル増加したが、これは特に新規および既存のプレミア顧客の貯蓄預金残高の増加によるRBWMでの増加を反映したアジアにおける上半期の増加、ならびにCMBのPCM事業における増加に起因する。

欧州における残高は、ほぼ横ばいであった。当グループのCMBにおけるPCM事業における増加、ならびに当座預金および貯蓄預金で残高を維持する顧客の選好の持続を反映したRBWM残高の増加はあったものの、GB&Mにおける減少により概ね相殺された。

トレーディング負債は主に北米および欧州で減少し、49十億米ドルの減少となったが、これにはトレーディング資産の減少およびトレーディング資産のための資金調達の最適化のための当グループの取組みが反映されている。

デリバティブ負債の減少は、デリバティブ資産と基礎となるリスクが概ね一致していることから、デリバティブ資産の減少に沿ったものであった。

資本

株主資本合計は2.0十億米ドル（1％）減少した。当年度に計上された利益および新規の条件付転換証券の発行の影響はあったものの、配当の支払いならびに為替準備金における英ポンドおよびユーロをはじめとした多くの通貨に対する米ドルの大幅な上昇を反映した為替差損の影響がこれを上回った。ビザ・ヨーロッパにおける当グループ資本持分に関連して、公正価値に係る利益432百万米ドルが売却可能公正価値準備金に計上された。だが、この利益は当年度中の損益計算書に再分類された公正価値に係る利益および負債証券における公正価値に係る損失を相殺するには至らなかった。ビザ・ヨーロッパに係る利益は、ビザ・インクへの予定される売却から受領が予想される対価に対して計上された。この取引は2016年度中に完了が見込まれ完了時点で公正価値に係る利益は損益計算書に再分類される。

リスク加重資産

リスク加重資産は2015年12月31日現在で1,103十億米ドルとなり、2015年度中に117十億米ドル減少した。外貨換算差異考慮後では、リスク加重資産は2015年に65十億米ドル削減された。これは、目標とされたリスク加重資産改善策による124十億米ドルの削減が、事業の成長に伴う35十億米ドル増および関連会社における増加14十億米ドルによって一部相殺された結果である。リスク加重資産改善策の成果の内訳は次のとおりである。

ⅴ 米国における消費者向け住宅ローン・ポートフォリオおよびGB&Mのレガシー・クレジット業務のポートフォリオの売却の前倒しの寄与の合計30十億米ドルの削減

ⅴ エクスポートジャーの削減、プロセス改善およびリスク加重資産の計算を改良による93十億米ドルの削減（うち、61％はGB&M）

35十億米ドルの事業成長に伴う増加は、CMBにおける企業顧客への中長期貸付の増加およびGB&Mにおける企業への貸付全般の増加による。関連会社の交通銀行とサウジ・ブリティッシュ・バンクで、14十億米ドルの増加であった。

顧客からの預金の国別内訳

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
欧州	497,876	545,959
- 英国	404,084	439,313
- フランス ²³	35,635	40,750
- ドイツ	13,873	15,757
- スイス	10,448	11,058
- その他	33,836	39,081
アジア	598,620	577,491
- 香港	421,538	389,094
- オーストラリア	17,703	19,312
- インド	11,795	11,678
- インドネシア	5,366	5,788
- 中国本土	46,177	46,588
- マレーシア	14,114	16,292
- シンガポール	41,307	43,731
- 台湾	11,812	14,901
- その他	28,808	30,107
中東および北アフリカ（サウジアラビアを除く）	36,468	39,720

- エジプト	6,602	7,663
- アラブ首長国連邦	18,281	19,771
- その他	11,585	12,286
北米	135,152	138,884
- 米国	86,322	84,894
- カナダ	39,727	43,871
- その他	9,103	10,119
中南米	21,470	48,588
- メキシコ	15,798	18,360
- その他	5,672	30,228
その他に含まれるもの：ブラジル ²²	-	23,204
12月31日現在	1,289,586	1,350,642

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

平均リスク加重資産利益率数値の調整

業績管理

2015年度中、当グループは10%の平均普通株主資本利益率を目標とした。内部管理目的上、当グループはグローバル事業部門と地理的地域の平均リスク加重資産税引前利益率を監視している。株主資本利益率（以下「RoE」という。）や所要自己資本と照らし合わせてこの指標を調整し、資本力、事業の収益性、規制上の自己資本の効率に関する目標を達成するために、最善の体制が整っていることを確実にしている。当グループは2015年度に2.3%の平均リスク加重資産利益率を目標とした。

当グループは内部的な業績測定に、平均リスク加重資産利益率に加えて、外貨換算および重要な項目の影響を調整した後の、平均リスク加重資産に対する調整後税引前利益の率である非GAAP指標の調整後平均リスク加重資産利益率を使用して業績を測定している。調整後平均リスク加重資産利益率から除外される項目は、前述の「非GAAP財務指標の使用」および「調整後業績」で説明されたように、前年比での業績を歪める一定の項目である。

当グループはまた、ランオフ・ポートフォリオを除外した非GAAP指標である調整後平均リスク加重資産利益率を表示している。

調整後平均リスク加重資産利益率との比較（ランオフ・ポートフォリオ除外後）

	2015年			2014年		
	税引前利益 百万米ドル	平均リスク加 重資産 ²⁵ 十億米ドル	平均リスク加 重資産利益率 ²⁴ %	税引前利益 百万米ドル	平均リスク加 重資産 ²⁵ 十億米ドル	平均リスク加 重資産利 益率 ²⁴ %
財務報告数値	18,867	1,174	1.6	18,680	1,209	1.5
調整後	20,418	1,171	1.7	21,976	1,150	1.9
ランオフ・ポートフォリオ	447	84	0.5	847	115	0.7
GB&M部門のレガシー・クレジット業務	(5)	35	-	149	48	0.3
米国の消費者ローンおよび住宅ローン、その他 ²⁶	452	49	0.9	698	67	1.0
調整後（ランオフ・ポートフォリオ除外後）	19,971	1,087	1.8	21,129	1,035	2.0

リスク加重資産の財務報告数値と調整後数値との比較

	12月31日に終了した事業年度		
	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル	変動率 %
財務報告数値の平均リスク加重資産 ²⁵	1,174	1,209	(2.9)
外貨換算の調整 ²⁷	-	(50)	
重要な項目	(3)	(9)	
調整後数値の平均リスク加重資産 ²⁵	1,171	1,150	1.8

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

重要な会計上の見積りおよび判断

HSBCの業績は、HSBCの連結財務書類の作成の基準となる会計方針、仮定および見積りの選択を反映している。重要な会計上の見積りおよび判断を含む重要な会計方針は、財務書類注記の注記1および個別の注記に記載されている。下記の会計方針は、高度の判断と見積りの不確実性を伴い、財務書類に重大な影響を及ぼすものである。

- Y 貸付金の減損：財務書類注記1(j)
- Y 繰延税金資産：財務書類注記8
- Y 金融商品の評価：財務書類注記13
- Y 関連会社に対する持分の減損：財務書類注記19
- Y のれんの減損：財務書類注記20
- Y 引当金：財務書類注記29

上記の項目の認識または測定に伴う内在的な不確実性および高いレベルの主観性を考慮すると、翌事業年度における実績が経営陣の見積りに基づいた仮定とは異なり、その結果として認識および測定が、2015年度の財務書類において経営陣が見積もった金額とは著しく異なる可能性がある。

グローバル事業部門

要約

当グループは、地理的地域別およびグローバル事業部門別を含む数多くの基準によって事業活動を評価している。

以下の表および図は、グローバル事業部門について表示し、次に地理的地域を表示している。特定の戦略的テーマ、事業上の取組みおよび動向は複数の地理的地域に影響を及ぼすため、この順序で分析が行われている。特に記載のない場合、全ての表は財務報告数値で表示されている。

作成の基準

グローバル事業部門の業績は、HSBCの連結財務書類の作成に使用された会計方針に準拠して表示されている。当グループの業務は密接に統合されており、そのため、グローバル事業部門のデータの表示には、収益および費用の特定の項目の内部配賦が含まれている。これらの配賦項目には、事業部門に有意に割り当てることができる範囲において、一定の支援サービスおよびグローバル機能部門の費用が含まれている。このような配賦は体系的かつ一貫性のある基準で行われているが、これらには必然的にある程度の主観が伴う。グローバル事業部門に配賦されない費用は、「その他」に含められている。

該当する場合、表示されている収益および費用の金額にはセグメント間資金調達ならびにグループ会社間および事業間の取引が含まれている。かかる取引は、全て独立企業間取引条件で行われている。

英国の銀行賦課金費用は、HSBCでは英国に本社を置いている費用とみなしているため、欧州地域に含められている。グローバル事業部門別の表示目的上、当該賦課金の費用は「その他」に含められている。

税引前当期純利益 / (損失)

	2015年		2014年		2013年	
	百万米ドル	%	百万米ドル	%	百万米ドル	%
リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメン ト ²⁸	4,967	26.3	5,581	29.9	6,553	29.1

コマーシャル・バンキング ²⁸	7,973	42.3	8,814	47.2	8,537	37.8
グローバル・バンキング・アンド・マーケット	7,910	41.9	5,889	31.5	9,441	41.8
グローバル・プライベート・バンキング	344	1.8	626	3.4	193	0.9
その他 ²⁹	(2,327)	(12.3)	(2,230)	(12.0)	(2,159)	(9.6)
12月31日に終了した事業年度	18,867	100.0	18,680	100.0	22,565	100.0

資産合計³⁰

	2015年		2014年	
	百万米ドル	%	百万米ドル	%
リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント	473,284	19.6	500,864	19.0
コマーシャル・バンキング	365,290	15.2	370,958	14.1
グローバル・バンキング・アンド・マーケット	1,616,704	67.1	1,839,644	69.8
グローバル・プライベート・バンキング	81,448	3.4	88,342	3.4
その他	147,417	6.1	164,537	6.2
HSBC内の項目	(274,487)	(11.4)	(330,206)	(12.5)
12月31日現在	2,409,656	100.0	2,634,139	100.0

リスク加重資産

	2015年		2014年	
	十億米ドル	%	十億米ドル	%
リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント	189.5	17.2	207.2	17.0
コマーシャル・バンキング	421.0	38.2	430.3	35.3
グローバル・バンキング・アンド・マーケット	440.6	39.9	516.1	42.3
グローバル・プライベート・バンキング	19.3	1.7	20.8	1.7
その他	32.6	3.0	45.4	3.7
12月31日現在	1,103.0	100.0	1,219.8	100.0

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門

2015年度対2014年度

	2015年					
	RBWM 百万米ドル	CMB 百万米ドル	GB&M 百万米ドル	GPB 百万米ドル	その他 百万米ドル	合計 百万米ドル
収益¹						
財務報告数値 ³¹	23,516	14,870	18,233	2,172	7,604	59,800
重要な項目	326	17	(199)	(31)	(2,148)	(2,035)
- ブラジル事業の処分コスト	-	-	-	-	18	18
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	-	-	(230)	-	-	(230)
- 非適格ヘッジの公正価値の変動 ³²	90	(1)	31	(1)	208	327
- 興業銀行株式の部分売却益	-	-	-	-	(1,372)	(1,372)
- 米国における不動産担保貸付の複数のトラ ンシェの売却損	214	-	-	-	-	214
- 自己の信用スプレッド ²	-	-	-	-	(1,002)	(1,002)
- 英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査 から発生した引当金 / (引当金戻入)	22	18	-	(30)	-	10
調整後数値 ³¹	23,842	14,887	18,034	2,141	5,456	57,765
LIC						
財務報告数値	(1,939)	(1,770)	-	(12)	-	(3,721)
調整後	(1,939)	(1,770)	-	(12)	-	(3,721)
営業費用						
財務報告数値 ³¹	(17,020)	(6,744)	(10,834)	(1,832)	(9,933)	(39,768)
重要な項目	1,537	202	1,035	206	606	3,586
- ブラジル事業の処分コスト	66	16	14	1	13	110
- 達成費用	198	163	69	16	462	908

- 英国のリングフェンスされた銀行の設立費用	-	-	-	-	89	89
- GPBにおける規制上の引当金	-	-	-	171	1	172
- 再編その他関連費用	32	5	22	18	40	117
- 法的事項に関連した和解金および引当金	700	-	949	-	-	1,649
- 英国顧客損害賠償プログラム	541	18	(19)	-	1	541
調整後数値 ³¹	(15,483)	(6,542)	(9,799)	(1,626)	(9,327)	(36,182)
関連会社および合併事業における利益持分						
財務報告数値	410	1,617	511	16	2	2,556
調整後	410	1,617	511	16	2	2,556
税引前当期純利益 / (損失)						
財務報告数値	4,967	7,973	7,910	344	(2,327)	18,867
重要な項目	1,863	219	836	175	(1,542)	1,551
- 収益	326	17	(199)	(31)	(2,148)	(2,035)
- 営業費用	1,537	202	1,035	206	606	3,586
調整後	6,830	8,192	8,746	519	(3,869)	20,418

	2014年					
	RBWM 百万米ドル	CMB 百万米ドル	GB&M 百万米ドル	GPB 百万米ドル	その他 百万米ドル	合計 百万米ドル
収益 ¹						
財務報告数値 ³¹	25,149	15,748	17,778	2,377	6,365	61,248
外貨換算 ³¹	(2,209)	(1,242)	(1,296)	(138)	(158)	(4,775)
重要な項目	877	9	328	41	(501)	754
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	-	-	332	-	-	332
- 非適格ヘッジの公正価値の変動 ³²	493	(1)	8	1	40	541
- 米国における不動産担保貸付の複数のトランシェの売却益	(168)	-	-	-	-	(168)
- 上海銀行株式の売却益	-	-	-	-	(428)	(428)
- 興業銀行に対する投資の減損	-	-	-	-	271	271
- 自己の信用スプレッド ²	-	-	-	-	(417)	(417)
- 英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査から発生した引当金	568	24	-	40	-	632
- 処分および所有割合の変動に係る（利益）／損失およびトレーディング損益	(16)	(14)	(12)	-	33	(9)
調整後数値 ³¹	23,817	14,515	16,810	2,280	5,706	57,227
LIC						
財務報告数値	(1,936)	(1,558)	(365)	8	-	(3,851)
外貨換算	340	256	86	3	(2)	683
重要な項目	2	(2)	-	-	-	-
- 処分および所有割合の変動に係るトレーディング損益	2	(2)	-	-	-	-
調整後	(1,594)	(1,304)	(279)	11	(2)	(3,168)
営業費用						
財務報告数値 ³¹	(18,030)	(6,981)	(12,028)	(1,778)	(8,601)	(41,249)
外貨換算 ³¹	1,851	627	782	100	186	3,278
重要な項目	1,118	189	1,896	71	121	3,395
- 連邦住宅金融支援機構との和解契約に関連する費用	17	-	533	-	-	550
- GPBにおける規制上の引当金	-	-	-	65	-	65
- 再編その他関連費用	88	37	27	6	120	278
- 法的事項に関連した和解金および引当金	-	-	1,187	-	-	1,187
- 英国顧客損害賠償プログラム	992	138	145	-	-	1,275
- 処分および所有割合の変動に係るトレーディング損益	21	14	4	-	1	40
調整後数値 ³¹	(15,061)	(6,165)	(9,350)	(1,607)	(8,294)	(34,576)
関連会社および合併事業における利益持分						
財務報告数値	398	1,605	504	19	6	2,532
外貨換算	(5)	(28)	(7)	-	1	(39)
調整後	393	1,577	497	19	7	2,493
税引前当期純利益／（損失）						
財務報告数値	5,581	8,814	5,889	626	(2,230)	18,680
外貨換算	(23)	(387)	(435)	(35)	27	(853)
重要な項目	1,997	196	2,224	112	(380)	4,149
- 収益	877	9	328	41	(501)	754
- LIC	2	(2)	-	-	-	-
- 営業費用	1,118	189	1,896	71	121	3,395
調整後	7,555	8,623	7,678	703	(2,583)	21,976

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント

RBWMは、顧客の将来の繁栄を確保し、顧客の希望を達成する手助けをするため、当グループの個人顧客にバンキングおよびウェルス・マネジメント・サービスを提供する。

	RBWM合計 ²⁸ 百万米ドル	米国の ランオフ・ ポートフォリオ 百万米ドル	RBWMの主要事業 合計 百万米ドル	RBWMの主要事業		
				バンキング 業務 百万米ドル	保険 引受 百万米ドル	アセット・ マネジメント 百万米ドル
2015年						
正味受取利息	15,926	1,033	14,893	13,127	1,757	9
正味受取手数料 / (支払手数料)	6,218	(4)	6,222	5,726	(560)	1,056
その他収益 / (費用) ³³	1,372	(203)	1,575	876	680	19
正味営業収益 ¹	23,516	826	22,690	19,729	1,877	1,084
LIC ³⁴	(1,939)	(62)	(1,877)	(1,877)	-	-
正味営業収益	21,577	764	20,813	17,852	1,877	1,084
営業費用合計	(17,020)	(1,384)	(15,636)	(14,459)	(432)	(745)
営業利益 / (損失)	4,557	(620)	5,177	3,393	1,445	339
関連会社利益持分 ³⁵	410	-	410	357	24	29
税引前当期純利益 / (損失)	4,967	(620)	5,587	3,750	1,469	368
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	2.5%	(1.3%)	3.7%			
2014年						
正味受取利息	17,130	1,390	15,740	13,983	1,746	11
正味受取手数料 / (支払手数料)	6,836	(4)	6,840	6,264	(534)	1,110
その他収益 / (費用) ³³	1,183	(49)	1,232	602	608	22
正味営業収益 ¹	25,149	1,337	23,812	20,849	1,820	1,143
LIC ³⁴	(1,936)	(30)	(1,906)	(1,906)	-	-
正味営業収益	23,213	1,307	21,906	18,943	1,820	1,143
営業費用合計	(18,030)	(738)	(17,292)	(16,060)	(453)	(779)
営業利益	5,183	569	4,614	2,883	1,367	364
関連会社利益持分 ³⁵	398	-	398	323	40	35
税引前当期純利益	5,581	569	5,012	3,206	1,407	399
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	2.5%	0.8%	3.2%			
2013年						
正味受取利息	18,808	2,061	16,747	15,003	1,725	19
正味受取手数料 / (支払手数料)	7,211	11	7,200	6,786	(625)	1,039
その他収益 / (費用) ³³	1,434	(400)	1,834	1,014	779	41
正味営業収益 ¹	27,453	1,672	25,781	22,803	1,879	1,099
LIC ³⁴	(3,510)	(705)	(2,805)	(2,806)	-	1
正味営業収益	23,943	967	22,976	19,997	1,879	1,100
営業費用合計	(17,774)	(1,166)	(16,608)	(15,307)	(554)	(747)
営業利益 / (損失)	6,169	(199)	6,368	4,690	1,325	353
関連会社利益 / (損失) 持分 ³⁵	384	(1)	385	299	62	24
税引前当期純利益 / (損失)	6,553	(200)	6,753	4,989	1,387	377
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	2.6%	(0.2%)	4.2%			

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

RBWMは主要RBWM事業と米国のランオフ・ポートフォリオで構成されている。当グループは、主要RBWM事業（およびそれを構成する事業部であるバンキング業務、保険引受およびアセット・マネジメント）に焦点を当てることによって、経営陣が継続事業における前年比での重大な変動の原因をより容易に特定し、将来において事業に重大な影響を及ぼすことが見込まれる要素および動向を評価することが可能になると考えている。

RBWMの保険引受は、保険引受全体の正味営業収益に286百万米ドル（2014年：358百万米ドル、2013年：397百万米ドル）そして税引前当期純利益に201百万米ドル（2014年：263百万米ドル、2013年：266百万米ドル）それぞれ貢献したその他のグローバル事業部門は含まれていない。2015年度のRBWMの保険引受の正味営業収益には、ウェルス・マネジメント1,686百万米ドル（2014年：1,529百万米ドル）およびその他商品191百万米ドル（2014年：350百万米ドル）が含まれている。

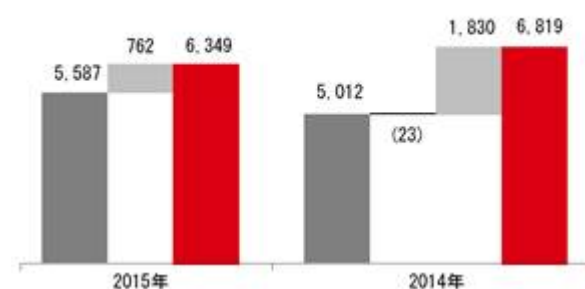
RBWMの主要事業の業績

RBWMの主要事業：経営陣の視点である調整後収益

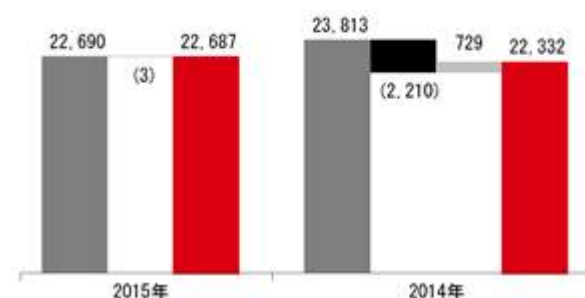
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
正味営業収益¹		
当座預金、貯蓄および預金	5,602	5,530
ウェルス・マネジメント商品	6,282	5,825
- 投資販売 ³⁶	3,512	3,271
- 生命保険引受	1,686	1,529
- 資産運用	1,084	1,025
個人貸付	9,962	10,218
- 住宅ローン	2,873	2,956
- クレジットカード	3,868	3,961
- その他の個人向け貸付金 ³⁷	3,221	3,301
その他 ³⁸	841	759
12月31日に終了した事業年度	22,687	22,332

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の表「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」を参照のこと。

コマーシャル・バンキング

CMBは55の国および地域で2百万を超える顧客にサービスを提供している。当グループの顧客は、主に自国市場に焦点を当てている小規模企業から、全世界的に事業を展開している企業までと多岐にわたっている。

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味受取利息	9,859	10,158	9,731
正味受取手数料	4,190	4,570	4,527
その他収益 ³³	821	1,020	1,394
正味営業収益¹	14,870	15,748	15,652
LIC ³⁴	(1,770)	(1,558)	(2,101)
正味営業収益	13,100	14,190	13,551
営業費用合計	(6,744)	(6,981)	(6,523)
営業利益	6,356	7,209	7,028
関連会社利益持分 ³⁵	1,617	1,605	1,509
税引前当期純利益	7,973	8,814	8,537
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	1.9%	2.1%	2.2%

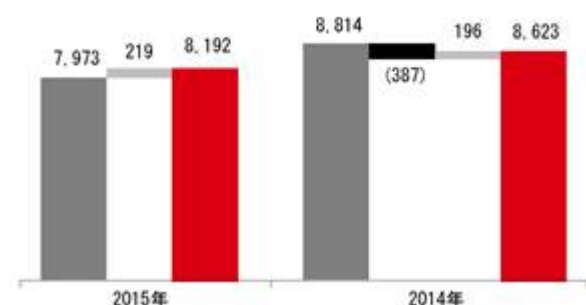
注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

経営陣の視点である調整後収益

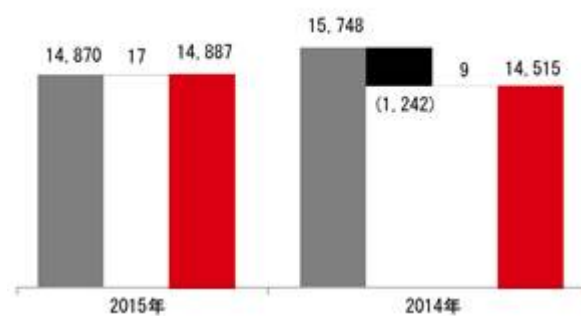
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
正味営業収益¹		
グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス	2,403	2,447
クレジット・アンド・レンディング	6,002	5,609
ペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメント、当座預金および貯蓄預金	4,568	4,423
マーケットツ商品、インシュアランス・アンド・インベストメントおよびその他 ³⁹	1,914	2,036
12月31日に終了した事業年度	14,887	14,515

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の表「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」を参照のこと。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ

GB&Mは、全世界の主要な政府、企業および機関顧客による長期的な戦略的目標の達成を、それぞれのニーズに合わせた革新的なソリューションを通じて支援する。

	GB&M部門合計	レガシー	顧客と直接的に 接触のあるGB&M およびBSM
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
2015年			
正味受取利息	6,931	127	6,804
正味受取手数料 / (支払手数料)	3,375	(11)	3,386
トレーディング純収益 ⁴⁰	7,169	9	7,160
その他収益 / (費用) ³³	758	(64)	822
正味営業収益 ¹	18,233	61	18,172
LIC ³⁴	-	37	(37)
正味営業収益	18,233	98	18,135
営業費用合計	(10,834)	(103)	(10,731)
営業利益 / (損失)	7,399	(5)	7,404
関連会社利益持分 ³⁵	511		
税引前当期純利益 / (損失)	7,910		
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	1.6%	-	1.8%
2014年			
正味受取利息 / (支払利息)	7,022	(172)	7,194
正味受取手数料 / (支払手数料)	3,560	(7)	3,567
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	5,861	(55)	5,916
その他収益 ³³	1,335	232	1,103
正味営業収益 / (費用) ¹	17,778	(2)	17,780
LIC ³⁴	(365)	349	(714)
正味営業収益	17,413	347	17,066
営業費用合計	(12,028)	(708)	(11,320)
営業利益 / (損失)	5,385	(361)	5,746
関連会社利益持分 ³⁵	504		
税引前当期純利益 / (損失)	5,889		
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	1.2%	(0.8%)	1.3%
2013年			
正味受取利息	6,766	38	6,728
正味受取手数料 / (支払手数料)	3,482	(7)	3,489
トレーディング純収益 ⁴⁰	6,780	198	6,582
その他収益 / (費用) ³³	2,148	(80)	2,228
正味営業収益 ¹	19,176	149	19,027
LIC ³⁴	(207)	206	(413)
正味営業収益	18,969	355	18,614
営業費用合計	(9,960)	(170)	(9,790)
営業利益	9,009	185	8,824
関連会社利益持分 ³⁵	432		
税引前当期純利益	9,441		
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	2.3%	0.6%	2.5%

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

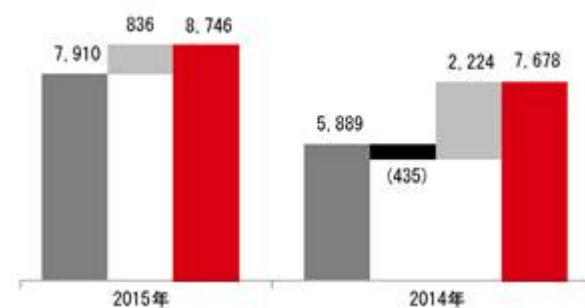
顧客と直接的に接触のあるGB&Mおよびバランスシート・マネジメント（以下「BSM」という。）事業の数値には、レガシー・クレジット業務および関連会社の利益持分の影響は含まれていない。これにより、GB&Mの経営陣が継続事業における前年比での重大な変動の原因をより容易に特定し、将来において事業に重大な影響を及ぼすことが見込まれる要素および動向を評価することが可能になる。

経営陣の視点である調整後収益

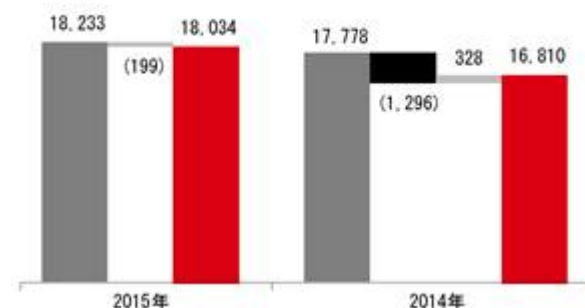
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
営業収益合計¹		
マーケティング事業 ⁴¹	6,882	5,775
- レガシー・クレジット業務	61	(16)
- クレジット業務	659	532
- 金利業務	1,638	1,419
- 外国為替業務	2,918	2,722
- 株式業務	1,606	1,118
キャピタル・ファイナンス	3,789	3,777
ペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメント	1,801	1,680
セキュリティーズ・サービス	1,698	1,589
グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス	718	701
バランスシート・マネジメント	2,943	2,845
プリンシパル・インベストメント	243	498
その他 ⁴²	(40)	(55)
12月31日に終了した事業年度	18,034	16,810

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

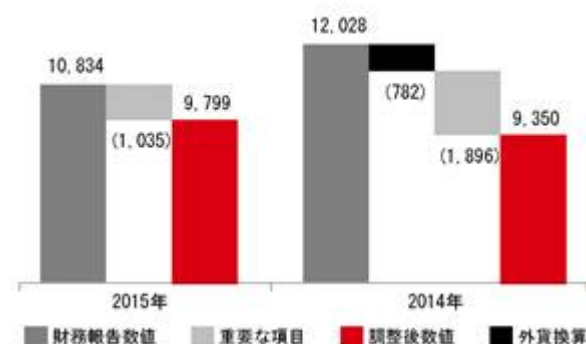
税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の表「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」を参照のこと。

グローバル・プライベート・バンキング

GPBIは、当グループの優先市場において複雑な国際的ニーズを持つ富裕層個人およびその家族にサービスを提供している。

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味受取利息	870	994	1,146
正味受取手数料	959	1,056	1,150
その他収益 ³³	343	327	143
正味営業収益¹	2,172	2,377	2,439
LIC ³⁴	(12)	8	(31)
正味営業収益	2,160	2,385	2,408
営業費用合計	(1,832)	(1,778)	(2,229)
営業利益	328	607	179
関連会社利益持分 ³⁵	16	19	14
税引前当期純利益	344	626	193
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	1.7%	2.9%	0.9%

顧客資産報告数値⁴³

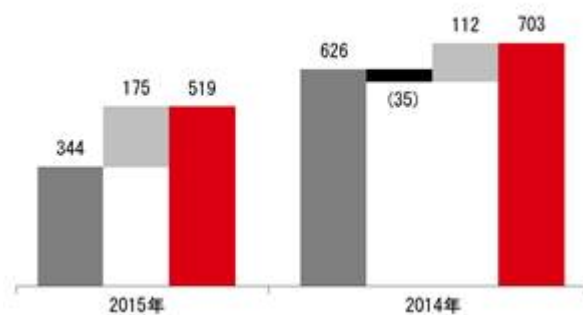
	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
1月1日現在	365	382
正味新規資金	1	(3)
うち、成長対象地域	14	14
価値変動	1	8
処分	-	(11)
為替およびその他	(18)	(11)
12月31日現在	349	365

地域別顧客資産報告数値

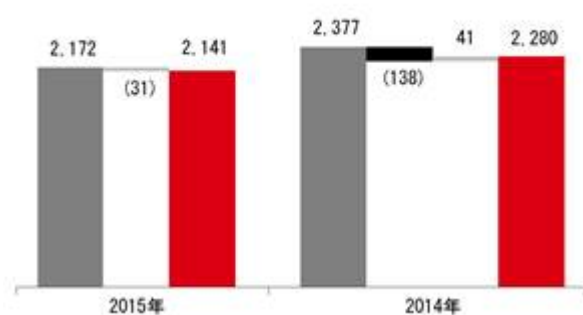
	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
欧州	168	179
アジア	112	112
北米	61	63
中南米	8	11
12月31日現在	349	365

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の表「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」を参照のこと。

[次へ](#)

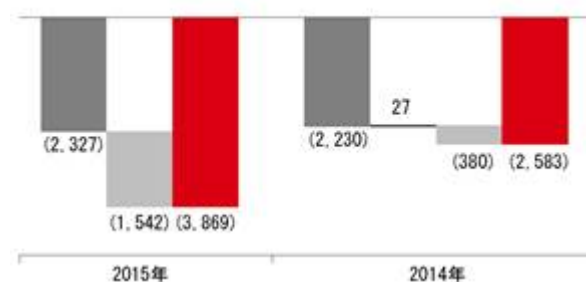
その他²⁹

「その他」にはHSBCグループの持株会社の業績および資金調達業務、中央支援および機能に係る費用と関連する回収金、未配賦の投資活動、中央所有の投資会社、一定の不動産取引ならびに自己負債の公正価値の変動の結果が含まれる。

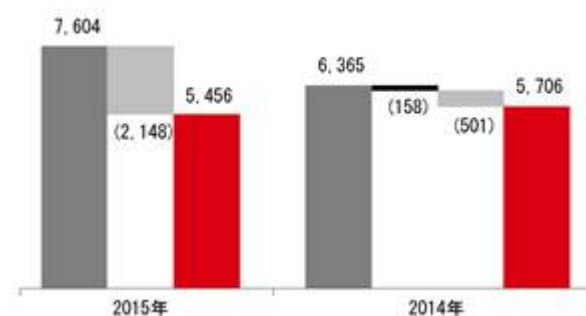
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味支払利息	(710)	(501)	(737)
正味受取手数料 / (支払手数料)	(37)	(65)	64
トレーディング純収益 / (費用)	(192)	(92)	6
発行済長期負債および関連するデリバティブの公正価値の変動	863	508	(1,228)
公正価値評価の指定を受けた金融商品の変動	61	(9)	(576)
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益 / (費用)	924	499	(1,804)
その他収益	7,619	6,524	8,122
正味営業収益¹	7,604	6,365	5,651
LIC ³⁴	-	-	-
正味営業収益	7,604	6,365	5,651
営業費用合計	(9,933)	(8,601)	(7,796)
営業損失	(2,329)	(2,236)	(2,145)
関連会社利益 / (損失) 持分 ³⁵	2	6	(14)
税引前当期純損失	(2,327)	(2,230)	(2,159)

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

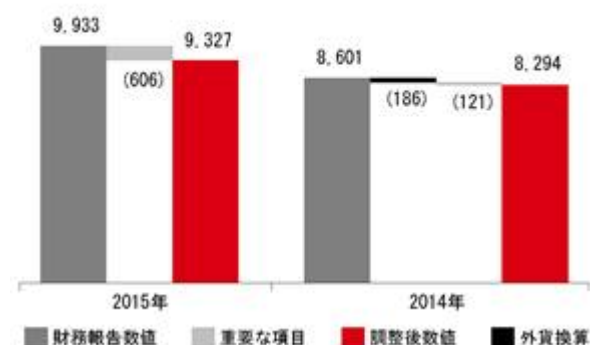
税引前当期純損失（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の表「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」を参照のこと。

グローバル事業部門別内訳

HSBCの税引前当期純利益 / (損失) および貸借対照表データ

	2015年						合計 百万米ドル
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ 百万米ドル	グローバル・ブ ライベート・バ ンキング 百万米ドル	その他 ²⁹ 百万米ドル	セグメント間消 去 ⁴⁴ 百万米ドル	
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息 / (支払利息)	15,926	9,859	6,931	870	(710)	(345)	32,531
正味受取手数料 / (支払手数料)	6,218	4,190	3,375	959	(37)	-	14,705
トレーディング収益 / (費用) (正味受取 利息を除く)	540	571	5,714	327	(204)	-	6,948
トレーディング活動による正味受取利息 / (支払利息)	(19)	(16)	1,455	(2)	12	345	1,775
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	521	555	7,169	325	(192)	345	8,723
発行済長期負債および関連するデリバティ ブの公正価値の変動	-	-	-	-	863	-	863
公正価値評価の指定を受けたその他の金融 商品からの純収益 / (費用)	556	110	(58)	-	61	-	669
公正価値評価の指定を受けた金融商品から の純収益 / (費用)	556	110	(58)	-	924	-	1,532
金融投資による純収益	68	37	598	23	1,342	-	2,068
受取配当金	23	16	40	11	33	-	123
正味保険料収入	9,204	1,106	5	42	(2)	-	10,355
その他営業収益	972	252	177	3	6,246	(6,595)	1,055
営業収益合計	33,488	16,125	18,237	2,233	7,604	(6,595)	71,092
正味保険金 ⁴⁵	(9,972)	(1,255)	(4)	(61)	-	-	(11,292)
正味営業収益¹	23,516	14,870	18,233	2,172	7,604	(6,595)	59,800
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	(1,939)	(1,770)	-	(12)	-	-	(3,721)
正味営業収益	21,577	13,100	18,233	2,160	7,604	(6,595)	56,079
従業員関連費用 ⁴⁶	(4,966)	(2,443)	(3,735)	(654)	(8,102)	-	(19,900)
その他の営業費用	(12,054)	(4,301)	(7,099)	(1,178)	(1,831)	6,595	(19,868)
営業費用合計	(17,020)	(6,744)	(10,834)	(1,832)	(9,933)	6,595	(39,768)
営業利益 / (損失)	4,557	6,356	7,399	328	(2,329)	-	16,311
関連会社および合併事業における利益持分	410	1,617	511	16	2	-	2,556
税引前当期純利益 / (損失)	4,967	7,973	7,910	344	(2,327)	-	18,867
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成比	26.3	42.3	41.9	1.8	(12.3)		100.0
費用対効果比率	72.4	45.4	59.4	84.3	130.6		66.5

貸借対照表データ^{22,30}

	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	340,009	302,240	236,932	42,942	2,331	924,454
- 売却目的資産で計上	5,258	8,010	3,689	85	1,979	19,021
資産合計	473,284	365,290	1,616,704	81,448	147,417	(274,487) 2,409,656
顧客からの預金	584,872	361,701	261,728	80,404	881	1,289,586
- 売却目的で保有する処分グループの 負債で計上	7,758	3,363	2,551	3,010	-	16,682

2014年

	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント ²⁸	コマーシャル・バ ンキング ²⁸	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ	グローバル・ブ ライベート・バ ンキング	その他 ²⁹	セグメント間 消去 ⁴⁴	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万 米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息 / (支払利息)	17,130	10,158	7,022	994	(501)	(98)	34,705
正味受取手数料 / (支払手数料)	6,836	4,570	3,560	1,056	(65)	-	15,957
トレーディング収益 / (費用) (正味受取 利息を除く)	(26)	618	4,063	298	(100)	-	4,853
トレーディング活動による正味受取利息 / (支払利息)	9	(2)	1,798	(4)	8	98	1,907
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	(17)	616	5,861	294	(92)	98	6,760
発行済長期負債および関連するデリバティ ブの公正価値の変動	-	-	-	-	508	-	508
公正価値評価の指定を受けたその他の金融 商品からの純収益 / (費用)	1,684	279	12	(1)	(9)	-	1,965
公正価値評価の指定を受けた金融商品から の純収益 / (費用)	1,684	279	12	(1)	499	-	2,473
金融投資による純収益	14	31	1,117	9	164	-	1,335
受取配当金	24	18	80	5	184	-	311
正味保険料収入	10,609	1,257	5	50	-	-	11,921
その他営業収益	726	241	124	33	6,176	(6,169)	1,131
営業収益合計	37,006	17,170	17,781	2,440	6,365	(6,169)	74,593
正味保険金 ⁴⁵	(11,857)	(1,422)	(3)	(63)	-	-	(13,345)
正味営業収益 ¹	25,149	15,748	17,778	2,377	6,365	(6,169)	61,248
貸倒 (損失) / 回収益およびその他の信用 リスク引当金	(1,936)	(1,558)	(365)	8	-	-	(3,851)
正味営業収益	23,213	14,190	17,413	2,385	6,365	(6,169)	57,397
従業員関連費用 ⁴⁶	(5,126)	(2,351)	(3,655)	(732)	(8,502)	-	(20,366)
その他の営業費用	(12,904)	(4,630)	(8,373)	(1,046)	(99)	6,169	(20,883)
営業費用合計	(18,030)	(6,981)	(12,028)	(1,778)	(8,601)	6,169	(41,249)
営業利益 / (損失)	5,183	7,209	5,385	607	(2,236)	-	16,148
関連会社および合併事業における利益持分	398	1,605	504	19	6	-	2,532
税引前当期純利益 / (損失)	5,581	8,814	5,889	626	(2,230)	-	18,680
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成比	29.9	47.2	31.5	3.4	(12.0)		100.0
費用対効果比率	71.7	44.3	67.7	74.8	135.1		67.3
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	360,704	313,039	254,463	44,102	2,352		974,660
- 売却目的資産で計上	198	-	288	91	-		577
資産合計	500,864	370,958	1,839,644	88,342	164,537	(330,206)	2,634,139
顧客からの預金	583,757	361,318	319,121	85,465	981		1,350,642
- 売却目的で保有する処分グループの負 債で計上	-	-	-	145	-		145

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

地理的地域別

要約

2015年度実績についての追加情報は、本項前述の「財務指標の要約」に記載されている。

本項後述の地理的地域別の損益の分析において、営業収益および営業費用にはHSBC内項目が3,375百万米ドル（2014年：2,972百万米ドル、2013年：2,628百万米ドル）含まれている。

特に記載のない場合、全ての表は財務報告数値で表示されている。

作成の基準

地理的地域別の業績は、HSBCの連結財務書類の作成に使用された会計方針に準拠して表示されている。当グループの業務は密接に統合されており、そのため、地域別のデータの表示には、収益および費用の特定の項目の内部配賦が含まれている。これらの配賦項目には、有意に地理的地域に割り当てることができる範囲において、一定の支援サービスおよびグローバル機能部門の費用が含まれている。このような配賦は体系的かつ一貫性のある基準で行われているが、これらには必然的にある程度の主観が伴う。該当する場合、表示されている収益および費用の金額にはセグメント間資金調達ならびにグループ会社間取引が含まれている。かかる取引は、全て独立企業間取引基準で行われている。

英国の銀行賦課金費用は、HSBCでは英国に本社を置いている費用とみなしているため、欧州地域に含められている。

税引前当期純利益 / (損失)

	2015年		2014年		2013年	
	百万米ドル	%	百万米ドル	%	百万米ドル	%
欧州	643	3.4	596	3.2	1,825	8.1
アジア	15,763	83.5	14,625	78.3	15,853	70.3
中東および北アフリカ	1,537	8.1	1,826	9.8	1,694	7.5
北米	614	3.3	1,417	7.6	1,221	5.4
中南米	310	1.7	216	1.1	1,972	8.7
12月31日に終了した事業年度	18,867	100.0	18,680	100.0	22,565	100.0

資産合計³⁰

	2015年		2014年	
	百万米ドル	%	百万米ドル	%
欧州	1,129,365	46.9	1,290,926	49.0
アジア	889,747	36.9	878,723	33.4
中東および北アフリカ	59,236	2.5	62,417	2.4
北米	393,960	16.3	436,859	16.6
中南米	86,262	3.6	115,354	4.4
HSBC内の項目	(148,914)	(6.2)	(150,140)	(5.8)
12月31日現在	2,409,656	100.0	2,634,139	100.0

リスク加重資産⁴⁷

	2015年		2014年	
	十億米ドル	%	十億米ドル	%
12月31日現在	1,103.0	100.0	1,219.8	100.0
欧州	337.4	30.6	375.4	30.1
アジア	459.7	41.7	499.8	40.0
中東および北アフリカ	60.4	5.5	63.0	5.0
北米	191.6	17.4	221.4	17.8

中南米	73.4	6.7	88.8	7.1
-----	------	-----	------	-----

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域

2015年度対2014年度

	2015年							
	中東および							
	欧州	アジア	北アフリカ	北米	中南米	合計	英国	香港
	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル
収益¹								
財務報告数値 ³¹	21,058	25,303	2,565	7,657	6,592	59,800	15,493	15,616
重要な項目	(656)	(1,431)	(10)	98	(36)	(2,035)	(595)	(1,383)
- ブラジル事業の処分コスト	-	-	-	-	18	18	-	-
- デリバティブ契約に係る負債評価調整 (以下「DVA」という。)	(95)	(58)	(1)	(21)	(55)	(230)	(78)	(13)
- 非適格ヘッジの公正価値の変動 ³²	200	2	-	124	1	327	204	6
- 興業銀行株式の部分売却益	-	(1,372)	-	-	-	(1,372)	-	(1,372)
- 米国における不動産担保貸付の複数のト ランシェの売却損	-	-	-	214	-	214	-	-
- 自己の信用スプレッド ²	(771)	(3)	(9)	(219)	-	(1,002)	(731)	(4)
- 英国消費者信用法遵守状況の進行中の調 査から発生した引当金	10	-	-	-	-	10	10	-
調整後数値 ³¹	20,402	23,872	2,555	7,755	6,556	57,765	14,898	14,233
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金（以下 「LIC」という。）								
財務報告数値	(690)	(693)	(299)	(544)	(1,495)	(3,721)	(248)	(155)
調整後	(690)	(693)	(299)	(544)	(1,495)	(3,721)	(248)	(155)
営業費用								
財務報告数値 ³¹	(19,733)	(10,889)	(1,234)	(6,501)	(4,786)	(39,768)	(15,555)	(5,686)
重要な項目	2,405	130	15	851	185	3,586	2,151	49
- ブラジル事業の処分コスト	-	-	-	-	110	110	-	-
- 達成費用	600	122	14	103	69	908	536	43
- 英国のリングフェンスされた銀行の設立 費用	89	-	-	-	-	89	89	-
- GPBにおける規制上の引当金	172	-	-	-	-	172	-	-
- 再編その他関連費用	68	8	1	34	6	117	50	6
- 法的事項に関連した和解金および引当金	935	-	-	714	-	1,649	935	-
- 英国顧客損害賠償プログラム	541	-	-	-	-	541	541	-
調整後数値 ³¹	(17,328)	(10,759)	(1,219)	(5,650)	(4,601)	(36,182)	(13,404)	(5,637)
関連会社および合併事業における利益持分								
財務報告数値	8	2,042	505	2	(1)	2,556	10	31
調整後	8	2,042	505	2	(1)	2,556	10	31
税引前当期純利益／（損失）								
財務報告数値	643	15,763	1,537	614	310	18,867	(300)	9,806
重要な項目	1,749	(1,301)	5	949	149	1,551	1,556	(1,334)
- 収益	(656)	(1,431)	(10)	98	(36)	(2,035)	(595)	(1,383)
- 営業費用	2,405	130	15	851	185	3,586	2,151	49
調整後	2,392	14,462	1,542	1,563	459	20,418	1,256	8,472

財務報告数値と調整後数値との比較（続き）

	2014年							
	中東および北							
	欧州	アジア	アフリカ	北米	中南米	合計	英国	香港
	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万	百万
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
収益 ¹								
財務報告数値 ³¹	21,571	23,677	2,548	8,152	8,272	61,248	15,727	13,844
外貨換算 ³¹	(2,013)	(680)	(50)	(252)	(1,871)	(4,775)	(1,058)	4
重要な項目	708	(48)	(3)	116	(19)	754	353	(119)
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	234	69	5	16	8	332	203	26
- 非適格ヘッジの公正価値の変動 ³²	235	4	-	302	-	541	(8)	11
- 米国における不動産担保貸付の複数のトランシェの売却益	-	-	-	(168)	-	(168)	-	-
- 上海銀行株式の売却益	-	(428)	-	-	-	(428)	-	(428)
- 興業銀行に対する投資の減損	-	271	-	-	-	271	-	271
- 自己の信用スプレッド ²	(393)	4	6	(34)	-	(417)	(474)	1
- 英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査から発生した引当金	632	-	-	-	-	632	632	-
- 処分および所有割合の変動に係る（利益）／損失およびトレーディング損益	-	32	(14)	-	(27)	(9)	-	-
調整後数値 ³¹	20,266	22,949	2,495	8,016	6,382	57,227	15,022	13,729
LIC								
財務報告数値	(764)	(647)	6	(322)	(2,124)	(3,851)	(214)	(320)
外貨換算	104	26	-	13	540	683	4	-
重要な項目	-	-	(2)	-	2	-	-	-
- 処分および所有割合の変動に係るトレーディング損益	-	-	(2)	-	2	-	-	-
調整後	(660)	(621)	4	(309)	(1,582)	(3,168)	(210)	(320)
営業費用								
財務報告数値 ³¹	(20,217)	(10,427)	(1,216)	(6,429)	(5,932)	(41,249)	(15,576)	(5,424)
外貨換算 ³¹	1,499	352	16	129	1,373	3,278	809	(1)
重要な項目	2,601	58	33	578	125	3,395	2,553	56
- 連邦住宅金融支援機構との和解契約に関連する費用	-	-	-	550	-	550	-	-
- GPBにおける規制上の引当金	16	49	-	-	-	65	-	49
- 再編その他関連費用	123	9	2	28	116	278	91	7
- 法的事項に関連した和解金および引当金	1,187	-	-	-	-	1,187	1,187	-
- 英国顧客損害賠償プログラム	1,275	-	-	-	-	1,275	1,275	-
- 処分および所有割合の変動に係るトレーディング損益	-	-	31	-	9	40	-	-
調整後数値 ³¹	(16,117)	(10,017)	(1,167)	(5,722)	(4,434)	(34,576)	(12,214)	(5,369)
関連会社および合併事業における利益持分								
財務報告数値	6	2,022	488	16	-	2,532	7	42
外貨換算	1	(38)	-	(2)	-	(39)	(1)	(1)
調整後	7	1,984	488	14	-	2,493	6	41
税引前当期純利益／（損失）								
財務報告数値	596	14,625	1,826	1,417	216	18,680	(56)	8,142
外貨換算	(409)	(340)	(34)	(112)	42	(853)	(246)	2
重要な項目	3,309	10	28	694	108	4,149	2,906	(63)
- 収益	708	(48)	(3)	116	(19)	754	353	(119)
- LIC	-	-	(2)	-	2	-	-	-
- 営業費用	2,601	58	33	578	125	3,395	2,553	56
調整後	3,496	14,295	1,820	1,999	366	21,976	2,604	8,081

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

欧州

欧州における当グループの主要なバンキング会社は、英国のHSBCバンク・ピーエルシー、HSBCフランス、HSBCプライベート・バンク（スイス）エスアーおよびHSBCトリнкаウス・アンド・ブルクハルト・アーゲーである。当グループはこれらの会社を通じて、広範なバンキング、資金管理および金融サービスを欧州全体にわたって個人顧客、企業顧客および法人顧客に提供している。

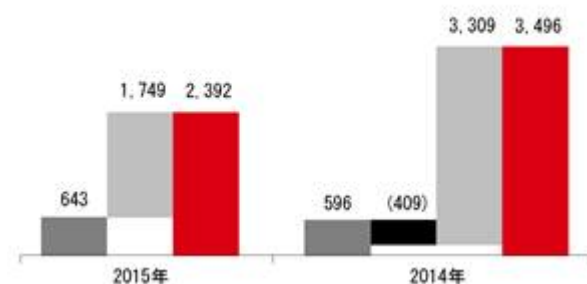
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味受取利息	10,005	10,611	10,693
正味受取手数料	4,891	6,042	6,032
トレーディング純収益	4,060	2,534	4,423
その他収益 / (費用)	2,102	2,384	(181)
正味営業収益¹	21,058	21,571	20,967
LIC ³⁴	(690)	(764)	(1,530)
正味営業収益	20,368	20,807	19,437
営業費用合計	(19,733)	(20,217)	(17,613)
営業利益	635	590	1,824
関連会社利益持分 ³⁵	8	6	1
税引前当期純利益	643	596	1,825
費用対効果比率	93.7%	93.7%	84.0%
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	0.2%	0.2%	0.6%
年度末従業員数	67,509	69,363	68,334

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

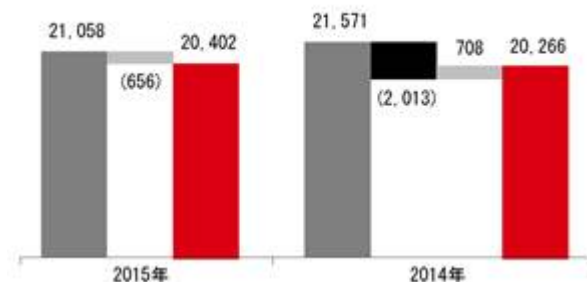
調整後収益の国別の概観

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
英国	14,898	15,022
フランス	2,619	2,487
ドイツ	827	788
スイス	631	698
その他	1,427	1,271
12月31日に終了した事業年度	20,402	20,266

税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」を参照のこと。

グローバル事業部門の国別税引前当期純利益 / (損失)

	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント	コマーシャル・ バンキング	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ	グローバル・ プライベー ト・バンキン グ	その他	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
英国	964	2,040	384	169	(3,857)	(300)
フランス ²³	388	152	112	14	(27)	639
ドイツ	23	66	157	20	(27)	239
スイス	-	8	-	(220)	(4)	(216)
その他	(181)	53	395	31	(17)	281
2015年12月31日に終了した事業						
年度	1,194	2,319	1,048	14	(3,932)	643
英国	589	2,193	(801)	191	(2,228)	(56)
フランス ²³	(181)	240	354	-	(199)	214
ドイツ	28	71	162	27	(10)	278
スイス	-	5	2	38	(3)	42
その他	(122)	39	332	59	(190)	118
2014年12月31日に終了した事業						
年度	314	2,548	49	315	(2,630)	596
英国	1,471	1,684	1,246	252	(3,493)	1,160
フランス ²³	285	255	351	21	(162)	750
ドイツ	30	70	183	44	(25)	302
スイス	-	2	2	(291)	-	(287)
その他	(33)	77	19	(191)	28	(100)
2013年12月31日に終了した事業						
年度	1,753	2,088	1,801	(165)	(3,652)	1,825

税引前当期純利益 / (損失) および貸借対照表データ - 欧州

	2015年						
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント	コマーシャ ル・バンキン グ	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ	グローバル・ プライベー ト・バンキン グ	その他	セグメント間 消去 ⁴⁴	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息 / (支払利息)	5,128	3,433	1,848	471	(689)	(186)	10,005
正味受取手数料 / (支払手数料)	1,880	1,683	849	509	(30)	-	4,891
トレーディング収益 / (費用) (正味受取利 息を除く)	103	35	3,270	186	(203)	-	3,391
トレーディング活動による正味受取利息 / (支払利息)	(3)	(6)	493	(3)	2	186	669
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	100	29	3,763	183	(201)	186	4,060
発行済長期負債および関連するデリバティブ の公正価値の変動	-	-	-	-	671	-	671
公正価値評価の指定を受けたその他の金融商 品からの純収益 / (費用)	446	6	(70)	-	47	-	429
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの 純収益 / (費用)	446	6	(70)	-	718	-	1,100
金融投資による純収益	12	8	231	23	-	-	274
受取配当金	-	1	12	7	2	-	22
正味保険料収入	2,295	135	-	42	-	-	2,472
その他営業収益	360	7	61	7	1,229	(312)	1,352
営業収益合計	10,221	5,302	6,694	1,242	1,029	(312)	24,176
正味保険金 ⁴⁵	(2,918)	(139)	-	(61)	-	-	(3,118)
正味営業収益¹	7,303	5,163	6,694	1,181	1,029	(312)	21,058
貸倒 (損失) / 回収およびその他の信用リ スク引当金	(260)	(475)	62	(18)	1	-	(690)
正味営業収益	7,043	4,688	6,756	1,163	1,030	(312)	20,368
営業費用合計	(5,851)	(2,368)	(5,715)	(1,149)	(4,962)	312	(19,733)
営業利益 / (損失)	1,192	2,320	1,041	14	(3,932)	-	635
関連会社および合併事業における利益 / (損 失) 持分	2	(1)	7	-	-	-	8
税引前当期純利益 / (損失)	1,194	2,319	1,048	14	(3,932)	-	643
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成比	6.3	12.3	5.6	0.1	(20.9)		3.4
費用対効果比率	80.1	45.9	85.4	97.3	482.2		93.7
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	156,156	110,617	101,568	23,273	427		392,041
資産合計	205,866	124,105	804,373	56,470	57,943	(119,392)	1,129,365
顧客からの預金	200,437	132,928	126,225	37,810	476		497,876

2014年

	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント	コマーシャ ル・バンキン グ	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ	グローバル・ プライベー ト・バンキン グ	その他	セグメント間 消去 ⁴⁴	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息 / (支払利息)	5,196	3,616	1,956	594	(654)	(97)	10,611
正味受取手数料 / (支払手数料)	2,456	1,900	1,087	626	(27)	-	6,042
トレーディング収益 / (費用) (正味受取利 息を除く)	(260)	33	1,943	140	(92)	-	1,764
トレーディング活動による正味受取利息 / (支払利息)	14	2	660	(4)	1	97	770
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	(246)	35	2,603	136	(91)	97	2,534
発行済長期負債および関連するデリバティブ の公正価値の変動	-	-	-	-	614	-	614
公正価値評価の指定を受けたその他の金融商 品からの純収益 / (費用)	616	119	14	(1)	(11)	-	737
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの 純収益 / (費用)	616	119	14	(1)	603	-	1,351
金融投資による純収益	12	10	730	9	11	-	772
受取配当金	3	7	50	2	3	-	65
正味保険料収入	2,741	217	-	50	-	-	3,008
その他営業収益	(127)	45	(3)	29	1,249	(186)	1,007
営業収益合計	10,651	5,949	6,437	1,445	1,094	(186)	25,390
正味保険金 ⁴⁵	(3,450)	(306)	-	(63)	-	-	(3,819)
正味営業収益 ¹	7,201	5,643	6,437	1,382	1,094	(186)	21,571
貸倒 (損失) / 回収およびその他の信用リ スク引当金	(268)	(502)	-	4	2	-	(764)
正味営業収益	6,933	5,141	6,437	1,386	1,096	(186)	20,807
営業費用合計	(6,621)	(2,594)	(6,391)	(1,071)	(3,726)	186	(20,217)
営業利益 / (損失)	312	2,547	46	315	(2,630)	-	590
関連会社および合併事業における利益 / (損 失) 持分	2	1	3	-	-	-	6
税引前当期純利益 / (損失)	314	2,548	49	315	(2,630)	-	596
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成比	1.7	13.6	0.3	1.7	(14.1)		3.2
費用対効果比率	91.9	46.0	99.3	77.5	340.6		93.7
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	165,112	106,342	113,136	24,766	377		409,733
資産合計	221,679	120,819	948,951	64,676	64,182	(129,381)	1,290,926
顧客からの預金	202,413	135,837	166,075	41,380	254		545,959

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

アジア

当グループの香港における主要なバンキング子会社は、香港上海銀行および恒生銀行である。香港上海銀行は、香港で設立された最大の銀行であり、アジアにおける当グループの旗艦行である。

当グループは、中国本土において当グループの現地子会社であるHSBCバンク（チャイナ）カンパニー・リミテッドおよびハンセン・バンク（チャイナ）リミテッドを通じて、広範囲のバンキングおよび金融サービスを提供している。当グループはまた、関連会社である交通銀行を通じて中国本土に間接的に参入している。

香港および中国本土外では、当グループは18の国および地域で事業を営み、特にオーストラリア、インド、インドネシア、マレーシア、シンガポールおよび台湾において重点的に事業を展開している。

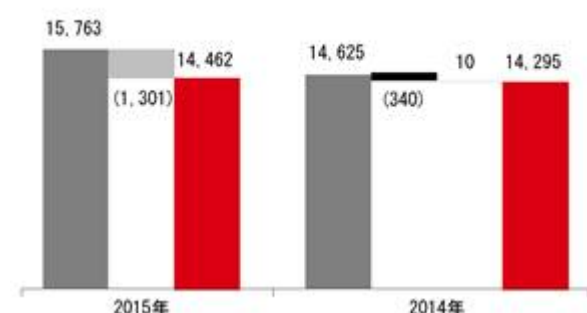
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味受取利息	12,184	12,273	11,432
正味受取手数料	6,032	5,910	5,936
トレーディング純収益	3,090	2,622	2,026
その他収益	3,997	2,872	5,038
正味営業収益¹	25,303	23,677	24,432
LIC ³⁴	(693)	(647)	(498)
正味営業収益	24,610	23,030	23,934
営業費用合計	(10,889)	(10,427)	(9,936)
営業利益	13,721	12,603	13,998
関連会社利益持分 ³⁵	2,042	2,022	1,855
税引前当期純利益	15,763	14,625	15,853
費用対効果比率	43.0%	44.0%	40.7%
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	3.3%	3.1%	3.8%
年度末従業員数	120,144	118,322	113,701

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

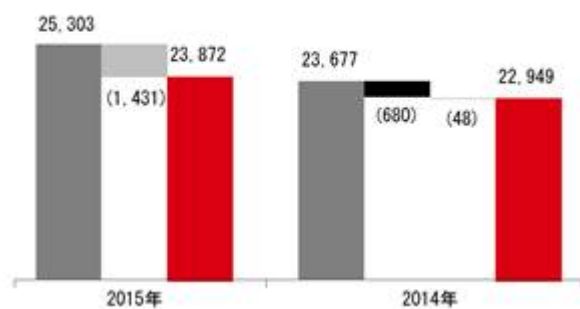
調整後収益の国別の概観

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
香港	14,233	13,729
オーストラリア	847	814
インド	1,845	1,738
インドネシア	536	497
中国本土	2,606	2,429
マレーシア	984	899
シンガポール	1,288	1,234
台湾	417	469
その他	1,116	1,140
12月31日に終了した事業年度	23,872	22,949

税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」を参照のこと。

グローバル事業部門の国別税引前当期純利益 / (損失)

	リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント	コマーシャル・バンキング	グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ	グローバル・プライベート・バンキング	その他	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
香港	3,799	2,384	2,119	177	1,327	9,806
オーストラリア	61	79	238	-	(5)	373
インド	(25)	97	379	14	141	606
インドネシア	(6)	(112)	80	-	31	(7)
中国本土	297	1,569	1,062	(3)	135	3,060
マレーシア	119	95	215	-	13	442
シンガポール	80	122	259	65	(19)	507
台湾	11	24	133	-	(13)	155
その他	50	250	449	(1)	73	821
2015年12月31日に終了した事業						
年度	4,386	4,508	4,934	252	1,683	15,763
香港	3,727	2,264	1,807	146	198	8,142
オーストラリア	78	126	232	-	(4)	432
インド	4	121	442	11	122	700
インドネシア	10	53	110	-	25	198
中国本土	292	1,533	954	(3)	175	2,951
マレーシア	156	122	190	-	28	496
シンガポール	129	168	243	57	(8)	589
台湾	19	35	166	-	1	221
その他	57	320	432	-	87	896
2014年12月31日に終了した事業						
年度	4,472	4,742	4,576	211	624	14,625
香港	3,742	2,110	1,971	208	58	8,089
オーストラリア	100	131	189	-	26	446
インド	(21)	113	418	7	136	653
インドネシア	12	106	126	-	36	280
中国本土	223	1,536	842	(4)	1,644	4,241
マレーシア	148	105	236	-	25	514
シンガポール	147	120	262	74	22	625
台湾	7	30	158	-	5	200
その他	61	207	473	(1)	65	805
2013年12月31日に終了した事業						
年度	4,419	4,458	4,675	284	2,017	15,853

中国本土の税引前当期純利益 / (損失) の内訳

	リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント	コマーシャル・バンキング	グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ	グローバル・プライベート・バンキング	その他	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
交通銀行およびその他の関連会社	260	1,448	301	-	-	2,009
中国本土事業	37	121	761	(3)	135	1,051
2015年12月31日に終了した事業年度	297	1,569	1,062	(3)	135	3,060
交通銀行およびその他の関連会社	255	1,421	296	-	1	1,973
中国本土事業	37	112	658	(3)	174	978
2014年12月31日に終了した事業年度	292	1,533	954	(3)	175	2,951
交通銀行およびその他の関連会社	247	1,360	284	-	(38)	1,853
中国本土事業	(24)	176	558	(4)	40	746
興業銀行	-	-	-	-	1,089	1,089
ピン・アン	-	-	-	-	553	553
2013年12月31日に終了した事業年度	223	1,536	842	(4)	1,644	4,241

税引前当期純利益および貸借対照表データ - アジア

	2015年						
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント	コマーシャ ル・バンキン グ	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ	グローバル・ プライベート ・バンキン グ	その他	セグメント間 消去 ⁴⁴	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益							
正味受取利息 / (支払利息)	5,132	3,613	3,373	175	(70)	(39)	12,184
正味受取手数料 / (支払手数料)	2,939	1,466	1,304	310	13	-	6,032
トレーディング収益 / (費用) (正味受取利 息を除く)	225	352	1,801	127	13	-	2,518
トレーディング活動による正味受取利息 / (支払利息)	(23)	(11)	559	1	7	39	572
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	202	341	2,360	128	20	39	3,090
発行済長期負債および関連するデリバティブ の公正価値の変動	-	-	-	-	5	-	5
公正価値評価の指定を受けたその他の金融商 品からの純収益 / (費用)	(329)	(30)	10	-	14	-	(335)
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの 純収益 / (費用)	(329)	(30)	10	-	19	-	(330)
金融投資による純収益	35	23	117	-	1,384	-	1,559
受取配当金	2	-	1	-	25	-	28
正味保険料収入	6,006	780	-	-	(2)	-	6,784
その他営業収益	659	149	146	2	2,878	(1,116)	2,718
営業収益合計	14,646	6,342	7,311	615	4,267	(1,116)	32,065
正味保険金 ⁴⁵	(5,925)	(837)	-	-	-	-	(6,762)
正味営業収益¹	8,721	5,505	7,311	615	4,267	(1,116)	25,303
貸倒 (損失) / 回収およびその他の信用リ スク引当金	(307)	(425)	40	-	(1)	-	(693)
正味営業収益	8,414	5,080	7,351	615	4,266	(1,116)	24,610
営業費用合計	(4,320)	(2,020)	(2,719)	(363)	(2,583)	1,116	(10,889)
営業利益	4,094	3,060	4,632	252	1,683	-	13,721
関連会社および合併事業における利益持分	292	1,448	302	-	-	-	2,042
税引前当期純利益	4,386	4,508	4,934	252	1,683	-	15,763
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成比	23.2	23.9	26.2	1.3	8.9		83.5
費用対効果比率	49.5	36.7	37.2	59.0	60.5		43.0
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	117,807	130,513	93,007	13,144	1,904		356,375
資産合計	172,719	157,838	540,404	14,488	69,080	(64,782)	889,747
顧客からの預金	303,536	165,202	100,998	28,685	199		598,620

2014年

	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント	コマーシャ ル・バンキン グ	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ	グローバル・ プライバー ト・バンキン グ	その他	セグメント間 消去 ⁴⁴	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
税引前当期純利益							
正味受取利息 / (支払利息)	5,003	3,439	3,579	177	(16)	91	12,273
正味受取手数料 / (支払手数料)	2,792	1,529	1,311	272	6	-	5,910
トレーディング収益 / (費用) (正味受取利 息を除く)	216	382	1,220	142	(5)	-	1,955
トレーディング活動による正味受取利息 / (支払利息)	(13)	(9)	771	-	9	(91)	667
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	203	373	1,991	142	4	(91)	2,622
発行済長期負債および関連するデリバティブ の公正価値の変動	-	-	-	-	(4)	-	(4)
公正価値評価の指定を受けたその他の金融商 品からの純収益 / (費用)	543	(6)	(2)	-	2	-	537
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの 純収益 / (費用)	543	(6)	(2)	-	(2)	-	533
金融投資による純収益	1	5	46	-	148	-	200
受取配当金	1	-	1	-	177	-	179
正味保険料収入	6,596	794	-	-	-	-	7,390
その他営業収益	516	95	141	3	2,734	(1,158)	2,331
営業収益合計	15,655	6,229	7,067	594	3,051	(1,158)	31,438
正味保険金 ⁴⁵	(6,979)	(782)	-	-	-	-	(7,761)
正味営業収益 ¹	8,676	5,447	7,067	594	3,051	(1,158)	23,677
貸倒 (損失) / 回収益およびその他の信用リ スク引当金	(317)	(228)	(103)	1	-	-	(647)
正味営業収益	8,359	5,219	6,964	595	3,051	(1,158)	23,030
営業費用合計	(4,191)	(1,897)	(2,686)	(384)	(2,427)	1,158	(10,427)
営業利益	4,168	3,322	4,278	211	624	-	12,603
関連会社および合併事業における利益持分	304	1,420	298	-	-	-	2,022
税引前当期純利益	4,472	4,742	4,576	211	624	-	14,625
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成比	23.9	25.4	24.5	1.1	3.4		78.3
費用対効果比率	48.3	34.8	38.0	64.6	79.5		44.0
貸借対照表データ³⁰	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	115,643	132,509	99,934	12,894	1,975		362,955
資産合計	166,577	158,747	548,865	14,905	79,477	(89,848)	878,723
顧客からの預金	286,670	155,608	104,896	29,847	470		577,491

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

[次へ](#)

中東および北アフリカ

HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッドの支店網ならびにHSBCの子会社および関連会社によってこの地域における広範な営業範囲が可能となっている。当グループの関連会社であるサウジ・プリティッシュ・バンク（40%所有）は、総資産でサウジアラビア第5位の銀行である。

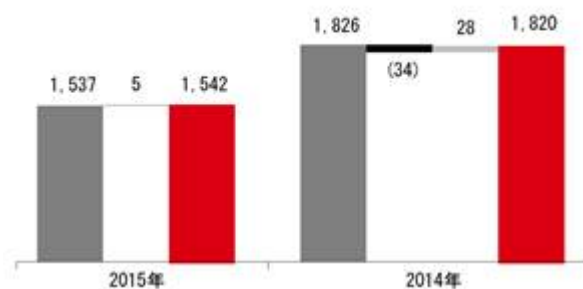
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味受取利息	1,531	1,519	1,486
正味受取手数料	633	650	622
トレーディング純収益	325	314	357
その他収益	76	65	38
正味営業収益¹	2,565	2,548	2,503
LIC ³⁴	(299)	6	42
正味営業収益	2,266	2,554	2,545
営業費用合計	(1,234)	(1,216)	(1,289)
営業利益	1,032	1,338	1,256
関連会社利益持分 ³⁵	505	488	438
税引前当期純利益	1,537	1,826	1,694
費用対効果比率	48.1%	47.7%	51.5%
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	2.5%	2.9%	2.7%
年度末従業員数	8,066	8,305	8,618

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

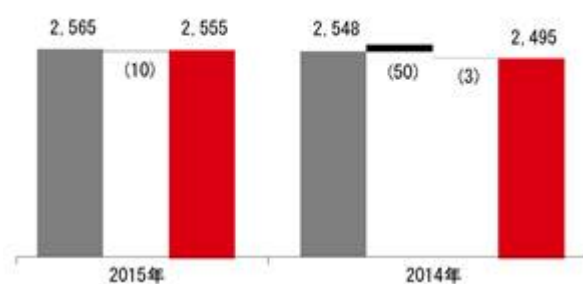
調整後収益の国別の概観

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
エジプト	610	493
アラブ首長国連邦	1,407	1,446
その他	538	556
12月31日に終了した事業年度	2,555	2,495

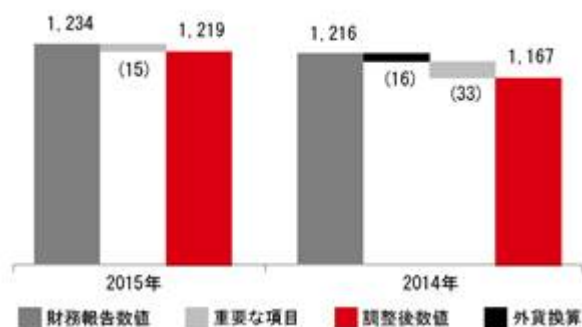
税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」を参照のこと。

グローバル事業部門の国別税引前当期純利益 / (損失)

	リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント 百万米ドル	コマーシャル・バンキング 百万米ドル	グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ 百万米ドル	グローバル・プライベート・バンキング 百万米ドル	その他 百万米ドル	合計 百万米ドル
エジプト	50	101	256	-	3	410
アラブ首長国連邦	91	19	292	-	(35)	367
サウジアラビア	112	169	202	16	1	500
その他	19	119	123	-	(1)	260
2015年12月31日に終了した事業年度	272	408	873	16	(32)	1,537
エジプト	64	94	177	-	-	335
アラブ首長国連邦	154	190	364	-	(46)	662
サウジアラビア	91	168	203	19	5	486
その他	14	152	182	-	(5)	343
2014年12月31日に終了した事業年度	323	604	926	19	(46)	1,826
エジプト	31	37	166	-	(29)	205
アラブ首長国連邦	142	290	275	1	(72)	636
サウジアラビア	82	146	188	15	7	438
その他	3	172	240	-	-	415
2013年12月31日に終了した事業年度	258	645	869	16	(94)	1,694

税引前当期純利益 / (損失) および貸借対照表データ - 中東および北アフリカ

	2015年						合計 百万米ドル
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント 百万米ドル	コマーシャ ル・バンキン グ 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ 百万米ドル	グローバル・ プライベー ト・バンキン グ 百万米ドル	その他 百万米ドル	セグメント間消 去 ⁴⁴ 百万米ドル	
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息	587	451	478	-	3	12	1,531
正味受取手数料 / (支払手数料)	176	249	213	-	(5)	-	633
トレーディング収益 / (費用) (正味 受取利息を除く)	51	62	216	-	-	-	329
トレーディング活動による正味受取利 息 / (支払利息)	-	-	8	-	-	(12)	(4)
トレーディング純収益 ⁴⁰	51	62	224	-	-	(12)	325
公正価値評価の指定を受けた金融商品 からの純費用	-	-	-	-	6	-	6
金融投資による純収益	7	5	5	-	-	-	17
受取配当金	1	1	7	-	-	-	9
その他営業収益	12	11	25	-	99	(103)	44
営業収益合計	834	779	952	-	103	(103)	2,565
正味保険金 ⁴⁵	-	-	-	-	-	-	-
正味営業収益¹	834	779	952	-	103	(103)	2,565
貸倒 (損失) / 回収およびその他の 信用リスク引当金	(121)	(183)	5	-	-	-	(299)
正味営業収益	713	596	957	-	103	(103)	2,266
営業費用合計	(557)	(357)	(286)	-	(137)	103	(1,234)
営業利益 / (損失)	156	239	671	-	(34)	-	1,032
関連会社および合併事業における利益 持分	116	169	202	16	2	-	505
税引前当期純利益 / (損失)	272	408	873	16	(32)	-	1,537
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構 成比	1.4	2.2	4.6	0.1	(0.2)		8.1
費用対効果比率	66.8	45.8	30.0	-	133.0		48.1
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	6,374	13,695	9,825	-	-		29,894
資産合計	7,194	15,546	35,929	92	3,067	(2,592)	59,236
顧客からの預金	17,172	12,192	6,901	-	203		36,468

	2014年						
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント 百万米ドル	コマーシャ ル・バンキン グ 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ 百万米ドル	グローバル・ プライベー ト・バンキン グ 百万米ドル	その他 百万米ドル	セグメント間消 去 ⁴⁴ 百万米ドル	合計 百万米ドル
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息	615	467	410	-	3	24	1,519
正味受取手数料 / (支払手数料)	152	268	240	-	(10)	-	650
トレーディング収益 / (費用) (正味 受取利息を除く)	58	68	207	-	(5)	-	328
トレーディング活動による正味受取利 息 / (支払利息)	-	-	10	-	-	(24)	(14)
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	58	68	217	-	(5)	(24)	314
公正価値評価の指定を受けた金融商品 からの純費用	-	-	-	-	(3)	-	(3)
金融投資による純収益	1	1	20	-	-	-	22
受取配当金	1	1	12	-	-	-	14
その他営業収益	8	-	27	-	108	(111)	32
営業収益合計	835	805	926	-	93	(111)	2,548
正味保険金 ⁴⁵	-	-	-	-	-	-	-
正味営業収益 ¹	835	805	926	-	93	(111)	2,548
貸倒 (損失) / 回収およびその他の 信用リスク引当金	(26)	(21)	53	-	-	-	6
正味営業収益	809	784	979	-	93	(111)	2,554
営業費用合計	(578)	(348)	(256)	-	(145)	111	(1,216)
営業利益 / (損失)	231	436	723	-	(52)	-	1,338
関連会社および合併事業における利益 持分	92	168	203	19	6	-	488
税引前当期純利益 / (損失)	323	604	926	19	(46)	-	1,826
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構 成比	1.7	3.2	5.0	0.1	(0.2)		9.8
費用対効果比率	69.2	43.2	27.6	-	155.9		47.7
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	6,318	13,104	9,641	-	-		29,063
資産合計	7,073	14,911	39,229	77	2,900	(1,773)	62,417
顧客からの預金	18,024	11,809	9,630	-	257		39,720

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

北米

当グループの主要な北米事業は米国およびカナダに所在している。米国における業務は、主にHSBCバンク・ユーエスエー・エヌエーおよび全国的な消費者金融会社であるHSBCファイナンスを通じて行われている。HSBCマーケット（ユーエスエー）インクは、特にHSBCセキュリティーズ（ユーエスエー）インクの間接持株会社である。カナダにおける業務はHSBCバンク・カナダを通じて行われている。

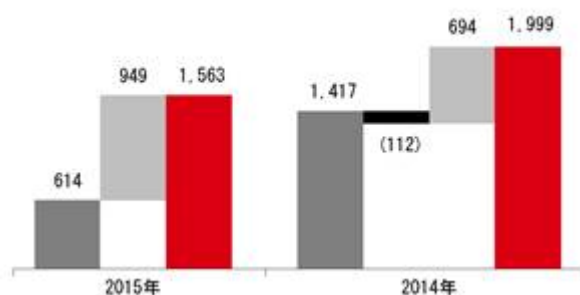
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
正味受取利息	4,532	5,015	5,742
正味受取手数料	2,018	1,940	2,143
トレーディング純収益	545	411	948
その他収益 / (費用)	562	786	(30)
正味営業収益¹	7,657	8,152	8,803
LIC ³⁴	(544)	(322)	(1,197)
正味営業収益	7,113	7,830	7,606
営業費用合計	(6,501)	(6,429)	(6,416)
営業利益	612	1,401	1,190
関連会社利益持分 ³⁵	2	16	31
税引前当期純利益	614	1,417	1,221
費用対効果比率	84.9%	78.9%	72.9%
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	0.3%	0.6%	0.5%
年度末従業員数	19,656	20,412	20,871

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

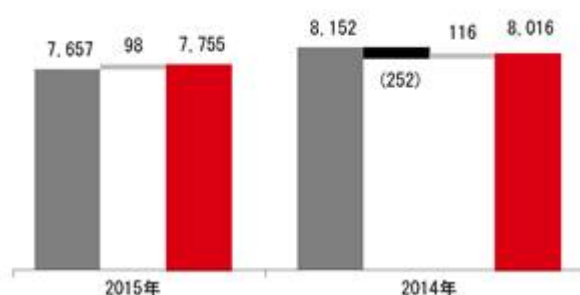
調整後収益の国別の概観

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
米国	5,926	6,083
カナダ	1,585	1,663
その他	244	270
12月31日に終了した事業年度	7,755	8,016

税引前当期純利益（百万米ドル）



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」を参照のこと。

グローバル事業部門の国別税引前当期純利益 / (損失)

	リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント 百万米ドル	コマーシャル・バンキング 百万米ドル	グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ 百万米ドル	グローバル・プライベート・バンキング 百万米ドル	その他 百万米ドル	合計 百万米ドル
米国	(736)	302	355	65	55	41
カナダ	58	259	189	-	(21)	485
その他	33	12	49	(6)	-	88
2015年12月31日に終了した事業年度	(645)	573	593	59	34	614
米国	513	400	(403)	82	(60)	532
カナダ	96	514	242	-	(23)	829
その他	23	(1)	49	3	(18)	56
2014年12月31日に終了した事業年度	632	913	(112)	85	(101)	1,417
米国	(358)	296	633	53	(350)	274
カナダ	131	506	280	-	(3)	914
その他	20	(16)	16	4	9	33
2013年12月31日に終了した事業年度	(207)	786	929	57	(344)	1,221

税引前当期純利益 / (損失) および貸借対照表データ - 北米

	2015年						合計 百万米ドル
	リテール・ バンキング・アン ド・ウェルス・ マネジメント 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・ マーケッツ 百万米ドル	グローバル・ プライベート・ バンキング 百万米ドル	その他 百万米ドル	セグメント間 消去 ⁴⁴ 百万米ドル	
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息	2,188	1,365	771	206	31	(29)	4,532
正味受取手数料 / (支払手数料)	499	539	876	117	(13)	-	2,018
トレーディング収益 / (費用) (正 味受取利息を除く)	12	33	188	11	(7)	-	237
トレーディング活動による正味受取 利息	7	1	271	-	-	29	308
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	19	34	459	11	(7)	29	545
発行済長期負債および関連するデリ バティブの公正価値の変動	-	-	-	-	181	-	181
公正価値評価の指定を受けたその他 の金融商品からの純収益	-	-	-	-	-	-	-
公正価値評価の指定を受けた金融商 品からの純費用	-	-	-	-	181	-	181
金融投資による純収益	-	-	189	-	(42)	-	147
受取配当金	16	12	19	4	6	-	57
正味保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
その他営業収益	(142)	53	76	(6)	1,804	(1,608)	177
営業収益合計	2,580	2,003	2,390	332	1,960	(1,608)	7,657
正味保険金 ⁴⁵	-	-	-	-	-	-	-
正味営業収益¹	2,580	2,003	2,390	332	1,960	(1,608)	7,657
貸倒 (損失) / 回収およびその他 の信用リスク引当金	(159)	(323)	(68)	6	-	-	(544)
正味営業収益	2,421	1,680	2,322	338	1,960	(1,608)	7,113
営業費用合計	(3,066)	(1,109)	(1,729)	(279)	(1,926)	1,608	(6,501)
営業利益 / (損失)	(645)	571	593	59	34	-	612
関連会社および合併事業における利 益持分	-	2	-	-	-	-	2
税引前当期純利益 / (損失)	(645)	573	593	59	34	-	614
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の 構成比	(3.4)	3.0	3.1	0.3	0.3		3.3
費用対効果比率	118.8	55.4	72.3	84.0	98.3		84.9
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	53,737	40,696	27,940	6,478	-		128,851
資産合計	62,127	47,009	282,201	8,629	14,489	(20,495)	393,960
顧客からの預金	51,685	45,475	24,182	13,807	3		135,152

2014年

	リテール・ バンキング・アン ド・ウェルス・ マネジメント 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・ マーケット 百万米ドル	グローバル・ プライベート・ バンキング 百万米ドル	その他 百万米ドル	セグメント間 消去 ⁴⁴ 百万米ドル	合計 百万米ドル
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息	2,645	1,455	587	204	157	(33)	5,015
正味受取手数料 / (支払手数料)	497	572	775	130	(34)	-	1,940
トレーディング収益 / (費用) (正 味受取利息を除く)	(165)	34	302	13	3	-	187
トレーディング活動による正味受取 利息	7	1	183	-	-	33	224
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	(158)	35	485	13	3	33	411
発行済長期負債および関連するデリ バティブの公正価値の変動	-	-	-	-	(99)	-	(99)
公正価値評価の指定を受けたその他 の金融商品からの純収益	-	-	-	-	-	-	-
公正価値評価の指定を受けた金融商 品からの純費用	-	-	-	-	(99)	-	(99)
金融投資による純収益	-	15	237	-	5	-	257
受取配当金	13	8	16	3	4	-	44
正味保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
その他営業収益	268	61	101	1	1,872	(1,719)	584
営業収益合計	3,265	2,146	2,201	351	1,908	(1,719)	8,152
正味保険金 ⁴⁵	-	-	-	-	-	-	-
正味営業収益 ¹	3,265	2,146	2,201	351	1,908	(1,719)	8,152
貸倒 (損失) / 回収およびその他 の信用リスク引当金	(117)	(148)	(63)	8	(2)	-	(322)
正味営業収益	3,148	1,998	2,138	359	1,906	(1,719)	7,830
営業費用合計	(2,516)	(1,101)	(2,250)	(274)	(2,007)	1,719	(6,429)
営業利益 / (損失)	632	897	(112)	85	(101)	-	1,401
関連会社および合併事業における利 益持分	-	16	-	-	-	-	16
税引前当期純利益 / (損失)	632	913	(112)	85	(101)	-	1,417
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の 構成比	3.4	4.9	(0.6)	0.5	(0.5)		7.6
費用対効果比率	77.1	51.3	102.2	78.1	105.2		78.9
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	60,365	41,966	21,110	6,346	-		129,787
資産合計	74,680	48,411	319,819	8,386	16,823	(31,260)	436,859
顧客からの預金	51,258	45,275	30,301	12,050	-		138,884

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

中南米

当グループの中南米における事業は、主にHSBCバンク・ブラジル・エスエー - パンコ・マルチプロおよびHSBCメキシコ・エスエーで構成されている。当グループは銀行業務に加えて、保険業務をブラジル、メキシコおよびアルゼンチンで営んでいる。当年度中に、ブラジルにおける事業は売却目的保有に分類された。

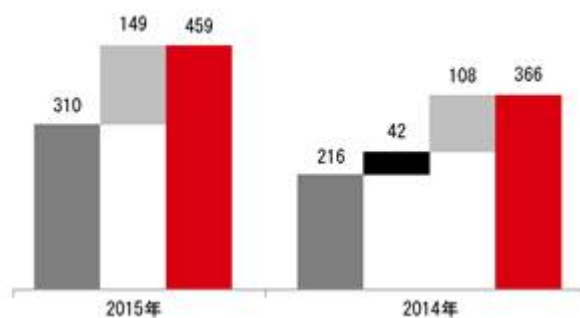
	2015年			2014年			2013年		
	中南米	その他		中南米	その他		中南米	その他	
	合計	ブラジル	中南米	合計	ブラジル	中南米	合計	ブラジル	中南米
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
正味受取利息	4,318	2,225	2,093	5,310	3,040	2,270	6,186	3,542	2,644
正味受取手数料	1,131	560	571	1,415	741	674	1,701	862	839
トレーディング純収益	664	370	294	856	452	404	936	469	467
その他収益	479	429	50	691	584	107	1,745	491	1,254
正味営業収益¹	6,592	3,584	3,008	8,272	4,817	3,455	10,568	5,364	5,204
LIC ³⁴	(1,495)	(965)	(530)	(2,124)	(1,500)	(624)	(2,666)	(1,712)	(954)
正味営業収益	5,097	2,619	2,478	6,148	3,317	2,831	7,902	3,652	4,250
営業費用合計	(4,786)	(2,613)	(2,173)	(5,932)	(3,564)	(2,368)	(5,930)	(3,301)	(2,629)
営業利益/(損失)	311	6	305	216	(247)	463	1,972	351	1,621
関連会社利益持分 ³⁵	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-
税引前当期純利益/(損失)	310	5	305	216	(247)	463	1,972	351	1,621
顧客に対する貸付金(純額)	17,293	-	17,293	43,122	23,749	19,373	43,918	24,924	18,994
- 売却目的資産で計上 ²²	17,001	17,001	-	-	-	-	-	-	-
顧客からの預金	21,470	-	21,470	48,588	23,204	25,384	51,389	23,999	27,390
- 売却目的で保有する処分グループの負債で計上 ²²	15,094	15,094	-	-	-	-	-	-	-
費用対効果比率	72.6%	72.9%	72.2%	71.7%	74.0%	68.5%	56.1%	61.5%	50.5%
平均リスク加重資産利益率 ²⁴	0.4%	-	0.8%	0.2%	(0.5%)	1.2%	2.0%	0.7%	3.7%
年度末従業員数	39,828	19,145	20,683	41,201	19,564	21,637	42,542	19,869	22,673

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

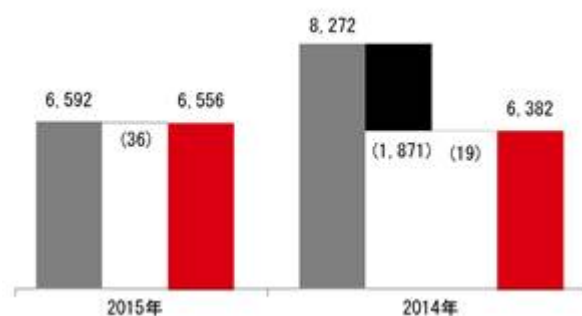
調整後収益の国別の概観

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
アルゼンチン	1,036	940
メキシコ	1,968	1,931
その他	3,552	3,511
- その他に含まれるもの：ブラジル	3,550	3,443
12月31日に終了した事業年度	6,556	6,382

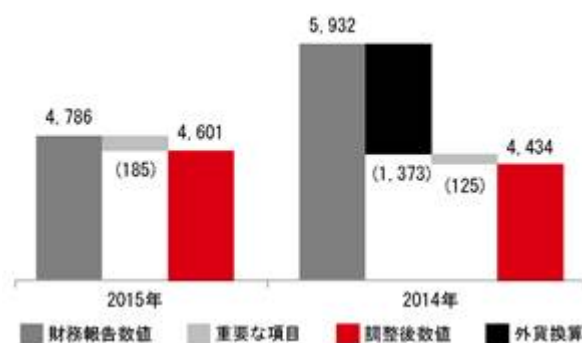
税引前当期純利益(百万米ドル)



収益（百万米ドル）



営業費用（百万米ドル）



重要な項目の詳細については、前述の「重要な項目」を参照のこと。

グローバル事業部門の国別税引前当期純利益 / (損失)

	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント ²⁸	コマーシャル・ バンキング ²⁸	グローバル・バ ンキング・アン ド・マーケッツ	グローバル・ブ ライバート・バ ンキング	その他	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
アルゼンチン	43	152	125	-	(3)	317
ブラジル	(344)	11	336	6	(4)	5
メキシコ	73	(5)	(15)	(3)	(18)	32
その他	(12)	7	16	-	(55)	(44)
2015年12月31日に終了した事業年度	(240)	165	462	3	(80)	310
アルゼンチン	68	119	219	-	(22)	384
ブラジル	(230)	(97)	115	(2)	(33)	(247)
メキシコ	7	(23)	89	(2)	(20)	51
その他	(5)	8	27	-	(2)	28
2014年12月31日に終了した事業年度	(160)	7	450	(4)	(77)	216
アルゼンチン	112	127	170	-	(1)	408
ブラジル	(209)	52	514	5	(11)	351
メキシコ	138	(144)	115	(3)	11	117
その他	289	525	368	(1)	(85)	1,096
2013年12月31日に終了した事業年度	330	560	1,167	1	(86)	1,972

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

税引前当期純利益 / (損失) および貸借対照表データ - 中南米

	2015年						合計 百万米ドル
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント ²⁸ 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング ²⁸ 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・ マーケッツ 百万米ドル	グローバル・ブ ライバート・ バンキング 百万米ドル	その他 百万米ドル	セグメント間消 去 ⁴⁴ 百万米ドル	
税引前当期純利益 / (損失)							
正味受取利息	2,891	997	461	18	15	(64)	4,318
正味受取手数料 / (支払手数料)	724	253	133	23	(2)	-	1,131
トレーディング収益 / (費用) (正味受 取利息を除く)	149	89	239	3	(7)	-	473
トレーディング活動による正味受取利息	-	-	124	-	3	64	181
トレーディング純収益 / (費用) ⁴⁰	149	89	363	3	(4)	64	664
発行済長期負債および関連するデリバ ティブの公正価値の変動	-	-	-	-	-	-	-
公正価値評価の指定を受けたその他の金 融商品からの純収益	439	134	2	-	-	-	575
公正価値評価の指定を受けた金融商品か らの純収益	439	134	2	-	-	-	575
金融投資による純収益	14	1	56	-	-	-	71
受取配当金	4	2	1	-	-	-	7
正味保険料収入	903	191	5	-	-	-	1,099
その他営業収益	83	32	12	-	236	(224)	139
営業収益合計	5,207	1,699	1,033	44	245	(224)	8,004
正味保険金 ⁴⁵	(1,129)	(279)	(4)	-	-	-	(1,412)
正味営業収益¹	4,078	1,420	1,029	44	245	(224)	6,592
貸倒損失およびその他の信用リスク引当 金	(1,092)	(364)	(39)	-	-	-	(1,495)
正味営業収益	2,986	1,056	990	44	245	(224)	5,097
営業費用合計	(3,226)	(890)	(528)	(41)	(325)	224	(4,786)
営業利益 / (損失)	(240)	166	462	3	(80)	-	311
関連会社および合併事業における損失持 分	-	(1)	-	-	-	-	(1)
税引前当期純利益 / (損失)	(240)	165	462	3	(80)	-	310
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成 比	(1.3)	0.9	2.4	-	(0.3)		1.7
費用対効果比率	79.1	62.7	51.3	93.2	132.7		72.6
貸借対照表データ ^{22, 30}							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金 (純額)	5,935	6,719	4,592	47	-		17,293
資産合計	25,378	20,792	36,953	1,769	2,838	(1,468)	86,262
顧客からの預金	12,042	5,904	3,422	102	-		21,470

	2014年						
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント ²⁸ 百万米ドル	コマーシャル・バ ンキング ²⁸ 百万米ドル	グローバル・ バンキング・ アンド・ マーケッツ 百万米ドル	グローバル・ブ ライバート・ バンキング 百万米ドル	その他 百万米ドル	セグメント間消 去 ⁴⁴ 百万米ドル	合計 百万米ドル
税引前当期純利益ノ（損失）							
正味受取利息	3,671	1,181	490	19	9	(60)	5,310
正味受取手数料	939	301	147	28	-	-	1,415
トレーディング収益ノ（費用）（正味受 取利息を除く）	125	101	391	3	(1)	-	619
トレーディング活動による正味受取利息	1	4	174	-	(2)	60	237
トレーディング純収益ノ（費用） ⁴⁰	126	105	565	3	(3)	60	856
発行済長期負債および関連するデリバ ティブの公正価値の変動	-	-	-	-	-	-	-
公正価値評価の指定を受けたその他の金 融商品からの純収益	525	166	-	-	-	-	691
公正価値評価の指定を受けた金融商品か らの純収益	525	166	-	-	-	-	691
金融投資による純収益	-	-	84	-	-	-	84
受取配当金	6	2	1	-	-	-	9
正味保険料収入	1,272	246	5	-	-	-	1,523
その他営業収益	61	40	19	-	213	(184)	149
営業収益合計	6,600	2,041	1,311	50	219	(184)	10,037
正味保険金 ⁴⁵	(1,428)	(334)	(3)	-	-	-	(1,765)
正味営業収益 ¹	5,172	1,707	1,308	50	219	(184)	8,272
貸倒損失およびその他の信用リスク引当 金	(1,208)	(659)	(252)	(5)	-	-	(2,124)
正味営業収益	3,964	1,048	1,056	45	219	(184)	6,148
営業費用合計	(4,124)	(1,041)	(606)	(49)	(296)	184	(5,932)
営業利益ノ（損失）	(160)	7	450	(4)	(77)	-	216
関連会社および合併事業における利益持 分	-	-	-	-	-	-	-
税引前当期純利益ノ（損失）	(160)	7	450	(4)	(77)	-	216
	%	%	%	%	%		%
HSBCグループの税引前当期純利益の構成 比	(0.8)	-	2.4	-	(0.5)		1.1
費用対効果比率	79.7	61.0	46.3	98.0	135.2		71.7
貸借対照表データ ³⁰							
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		百万米ドル
顧客に対する貸付金（純額）	13,266	19,118	10,642	96	-		43,122
資産合計	30,855	28,070	55,827	298	1,155	(851)	115,354
顧客からの預金	25,392	12,789	8,219	2,188	-		48,588

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

その他の情報

運用資産およびカストディ資産

運用資産⁴⁸

	2015年 十億米ド ル	2014年 十億米ド ル
運用資産		
1月1日現在	954	921
正味新規資金	(3)	38
価値変動	2	40
為替およびその他	(57)	(45)
12月31日現在	896	954
事業別運用資産		
グローバル・アセット・マネジメント	419	445
グローバル・プライベート・バンキング	261	275
関連会社	4	5
その他	212	229
12月31日現在	896	954

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

運用資産とは、顧客の代理でアクティブ運用またはパッシブ運用を行っている資産を表す。2015年12月31日現在、運用資産は896十億米ドルとなり、米ドルが他の全ての主要通貨に対して上昇した外国為替の変動の悪影響により、6%の減少となった。外貨換算の影響を除外すると、GPBおよびその他の運用資産の減少が、グローバル・アセット・マネジメントの運用資産の増加によってほぼ相殺され、運用資産は2014年12月31日現在とほぼ同水準であった。

グローバル・アセット・マネジメントの運用資産は、2014年12月31日に比べ6%減少して419十億米ドルとなった。外貨換算の影響を除外すると、運用資産は2%増加したが、これは特にアジアの顧客からの確定利付商品ならびに北米および欧州における流動性ファンドへの正味資金流入によって純額で8十億米ドルの新規資金を呼び込んだことによる。

GPBの運用資産は、2014年12月31日に比べ5%減少して261十億米ドルとなった。外貨換算の影響の除外後では、運用資産は進行中の顧客基盤のリポジショニングを反映して1%の減少となった。顧客基盤のリポジショニングの影響は、主に欧州における市場変動の好影響および成長対象地域における純額での新規資金の流入により、一部相殺された。

その他の運用資産については、この主な要素はアジアにおける法人信託事業であるが、主に正味資金流出により、7%減少して212十億米ドルとなった。

カストディ資産⁴⁸および事務管理資産

カストディ業務は、顧客のための有価証券およびその他の金融資産の保管および管理サービスである。2015年12月31日現在、当グループがカストディアンとして保管する資産は6.2兆米ドルとなり、2014年12月31日現在の6.4兆米ドルから3%減少した。この減少は、主に欧州およびアジアにおける為替の不利な変動によるものであった。為替変動の影響を除外すると、カストディ資産は2014年12月31日に比べ2%増加したが、これはアジアおよび欧州における純額での資産流入による増加が、特に2015年下半期における市場変動の悪影響によって一部相殺されたことに起因する。

当グループの資産事務管理事業は、債券および貸付金管理サービスの提供ならびに顧客のための有価証券およびその他の金融商品の評価を含み、カストディ事業を補完するものである。2015年12月31日現在、当グループの事務管理下にある資産の価額は3.2兆米ドルに上った。これは、主に欧州における為替変動の悪影響があったものの、

2014年12月31日現在とほぼ同水準であった。外貨換算の影響除外後では、事務管理資産は、欧州およびアジアにおける正味資産流入により4%増加した。

当グループの開示指針

HSBCは、当グループの報告において開示における最高の基準の維持に努めている。

投資家およびその他のステークホルダーが当グループの業績、財政状態およびそれらの変動を理解するのに役立つ開示を提供することは、長年にわたっての当グループの方針である。

この方針に従い、財務書類注記、「第2 - 3 事業の内容」、本項、「第3 - 3 対処すべき課題」および「第3 - 4 事業等のリスク」で提供されている情報は、会計基準、法的要件、規制要件および上場規則で要求される最低水準を上回るものである。特に、当グループは、開示強化タスクフォースの2件の報告書における提言を考慮した追加開示を行っている。2012年10月に発行された銀行のリスク開示の強化は、投資家が銀行のリスクについて情報の改善および透明性向上が必要として特に取り上げた分野、ならびにこれらのリスクが業績の測定および報告にどのように関連しているかを、金融機関が明らかにするために役立つことを目指している。当グループは、本書および第三の柱に基づく2015年度の開示報告書において、32項目の提言の全てを遵守している。本書の「第3 - 3 対処すべき課題」の「自己資本」、「第3 - 4 事業等のリスク」および「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」ならびに財務書類には、読者が開示事項を検索するために役立つ内容の詳細な表が含まれている。2015年12月発行の予想信用損失手法の銀行のリスクに関する開示に対する影響は、予想信用損失（以下「ECL」という。）の枠組みとの関連で、既存の提言の適用に係る詳細な指針を提供しており、当グループは財務書類注記の注記1の「今後適用される基準」におけるコメントの作成の際にこの指針を考慮した。加えて、当グループは関係規制当局および基準設定母体が発行した適正実務勧告に沿って、また当グループの財務書類に対する読者からのフィードバックに対応して、引き続き開示を強化している。

地域および国別納税額

次の表は、HSBCの事業の地域別の概観を表している。

納税額の地域別内訳⁴⁹

地域	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
英国	2.5	2.4
その他欧州	1.1	1.2
アジア	2.8	2.7
中東および北アフリカ	0.4	0.3
北米	0.4	(0.1)
中南米	1.2	1.4
合計	8.4	7.9

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

国別納税額⁴⁹

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
アジア	2,780	2,687	2,536
母国および優先市場	2,445	2,399	2,185
- 香港	1,415	1,273	1,248
- 中国本土	277	278	207
- インド	285	290	318
- オーストラリア	173	204	105
- マレーシア	92	133	106
- インドネシア	70	76	74
- シンガポール	80	101	88
- 台湾	53	44	39
その他市場	335	288	351
欧州	3,660	3,625	3,500
母国および優先市場	3,346	3,391	3,244
- 英国	2,526	2,363	2,107
- フランス	620	790	844
- ドイツ	108	131	151
- スイス	92	107	142
トルコ	16	75	82
その他市場	298	159	174
中東および北アフリカ	433	294	321
優先市場	407	246	283
- サウジアラビア	151	84	70
- アラブ首長国連邦	120	102	98
- エジプト	136	60	115
その他市場	26	48	38
北米	353	(108)	414
優先市場	353	(108)	410
- 米国	127	(377)	125
- カナダ	226	269	285
その他市場	-	-	4
中南米	1,184	1,384	1,836
優先市場	431	534	643
- アルゼンチン	340	333	318
- メキシコ	91	201	325
ブラジル	735	804	1,002
その他市場	18	46	191
合計	8,410	7,882	8,607

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

企業行為 - 関連事項

重要な項目に含まれる企業行為 - 関連費用

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル
損益計算書			
正味受取利息	10	632	-
英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査から発生した引当金	10	632	-
営業費用	2,362	3,077	1,687
内訳：訴訟および規制上の事項	1,821	1,802	352
- 連邦住宅金融支援機構との和解契約に関連する費用	-	550	-
- GBPにおける規制上の引当金	172	65	352
- 法的事項に関連した和解金および引当金	1,649	1,187	-
顧客への賠償	541	1,275	1,335
- 英国顧客損害賠償プログラム	541	1,275	1,235
- カードおよびリテール業務に関連した米国顧客賠償引当金	-	-	100
重要な項目に関連した費用合計	2,372	3,709	1,687
うち、			
当期引当金繰入額合計	2,362	2,500	1,687
当期引当金目的取崩額合計	1,021	2,503	1,238
12月31日現在の貸借対照表			
引当金合計	3,926	2,545	2,793
- 訴訟および規制上の事項	2,729	1,154	657
- 顧客への賠償	1,197	1,391	2,136
見越負債、繰延収益、その他負債	168	379	-

上表は、発生し、重要な項目に含められた企業行為関連費用の要約を提供している（前述の「財務報告数値と調整後数値との比較 - グローバル事業部門」および「財務報告数値と調整後数値との比較 - 地理的地域」の表を参照のこと）。

HSBCは、「企業行為」とは、当グループが顧客に公正な結果を提供し、金融市場の秩序があり透明性の高い運営を混乱させないように万全を期すことと考えている。取締役会は、企業行為を特に重視し、高度の行動基準の遵守と正当な行動を要求している。これには、予想外の結果、過ちおよび統制の機能不全が起こった場合に、教訓を適時かつ効果的に認識し対応することに努めることが含まれる。

企業行為に係る事項に対する取締役会の監視は企業行為および企業価値委員会ならびに報酬委員会によって行われ、前者はHSBCの価値観の推進と定着ならびに当グループに義務付けられた全世界の企業行為の結果を監視し、後者は報酬に関連した企業行為およびコンプライアンス関連事項を検討する。これらの委員会の詳細は、「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載されている。

事業遂行の管理ならびに当グループの基準の引上げおよび過去の事件に対処するために講じた対策は、「第3 - 4 事業等のリスク」の「事業遂行」に記載されている。

「規制当局による事業遂行および金融犯罪への重点的な取組み」は、当グループのトップリスク最大かつ新興リスクであり、「第3 - 4 事業等のリスク」の「規制当局による事業遂行および金融犯罪への重点的な取組み」で説明されている。

重要な項目に含まれる企業行為関連費用合計は2.4十億米ドルであり、2014年に比べ1.3十億米ドル減少した。2015年に引当金は増加したが、これは進行中の少数の重要な過去の事象の結果に起因する。

営業費用には、企業行為事項に関連する重要な項目が2.4十億米ドル含まれている。このうち訴訟および規制上の事項に関連する費用は1.8十億米ドルであり、その内訳は、当グループのプライベート・バンキング事業における

規制上の事項に関連した0.2十億米ドルと、法的事項に関連した和解金および引当金1.6十億米ドルである。これらについては、財務書類注記40で説明されている。

営業費用に計上された顧客への賠償費用には、支払補償保険（以下「PPI」という。）の不適切な販売に係る0.5十億米ドルが含まれている。2011年上半期の司法審査の判決以降に計上されたPPI引当金の累計額は4.7十億米ドルであり、このうち3.6十億米ドルは2015年12月31日現在で支払済である（財務書類注記29を参照のこと）。

二酸化炭素排出量

HSBCの二酸化炭素の排出量は、当グループの建物で使用されたエネルギーおよび28ヶ国（FTEベースで当グループの事業の約91%をカバー）からの従業員の出張に基づいて算出されている。

エネルギー消費および出張の距離に関して収集されたデータは、以下のソースからの変換係数が利用可能な場合には優先度の高い順に用いて二酸化炭素排出量に変換している。

1. 電力属性証明書または同等の証書
2. 電力購入契約等の電力に対する契約
3. サプライヤー／電気・水道・ガス排出係数
4. 残渣混合（地域または全国）
5. その他のグリッド平均排出係数（地域または全国）
6. 電力および出張以外の種類のエネルギーについては、具体的な係数が利用可能ではない場合、英国の環境・食料・農村地域省および／またはエネルギー・気候変動省によって提供される利用可能な最新の係数が使用される。

これは2015年以降の開示についての温室効果ガスプロトコルの修正後ガイドラインによって推奨された市場を基盤とした手法である。

当グループが財務上（経営上）の支配を有する全ての事業を含めるために、算出された二酸化炭素排出量はFTEのカバー率に基づいて、収集されていないデータ（通常FTEsの10%未満）を考慮に入れるために増額される。加えて、排出量の測定および見積りの質とカバー率に係る不確実性を考慮に入れるために、排出量の増額率が適用される。この増額率は、「気候変動に関する政府間パネルの温室効果ガスインベントリにおけるグッドプラクティスガイダンスおよび不確実性管理報告書」ならびに、データのカバー率および質に関する内部分析に基づいて、電力が4%、その他のエネルギーが10%、そして出張が6%としている。

二酸化炭素排出量（トン）

	2015年	2014年 ⁵⁰
合計	771,000	795,000
エネルギーより	662,000	676,000
出張より	109,000	119,000

FTEs当たり二酸化炭素排出量（トン）

	2015年	2014年 ⁵⁰
合計	2.97	3.08
エネルギーより	2.54	2.62
出張より	0.42	0.46

注記については、本項後述の「業績等の概要注記」を参照のこと。

当グループの温室効果ガス報告年度は、10月から9月までである。2014年10月1日から2015年9月30日までの年度における、当グループの全世界の事業からの二酸化炭素排出量は771,000トンであった。

当グループの二酸化炭素排出量に係る独立した立場からの証明は、2016年上半期に当グループのウェブサイトに掲載される予定である。

業績等の概要注記

非GAAP財務的指標の使用

- 1 正味営業収益（貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前）は、収益とも言及される。
- 2 「自己の信用スプレッド」には、信用スプレッドに起因する当グループの長期負債の公正価値の変動が含まれているが、かかる変動による損益の純額は当該負債の満期時にはゼロとなる。この変動には、トレーディング負債またはデリバティブ負債に関する自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は含まれない。

連結損益計算書／収益および費用項目別のグループ業績

- 3 財務書類に計上された配当金は当該年度において宣言された普通株式1株当たり配当金であり、当該年度に関する配当金ではない。
- 4 基本普通株式1株当たり利益に対する割合として表示された普通株式1株当たり配当金。
- 5 正味受取利息には、内部資金で賄われたトレーディング資産の費用が含まれるが、関連する外部収益は「トレーディング収益」として計上される。当グループのグローバル事業部門の業績において、トレーディング資産の資金調達コストは、支払利息としてグローバル・バンキング・アンド・マーケットのトレーディング純収益に含まれている。
- 6 総利息利回りは、利付資産平均残高（以下「AIEA」という。）について発生した年換算ベースの平均利率である。
- 7 純金利スプレッドは、プレミアムおよび貸付金組成手数料の償却控除後で、AIEAについて発生した年換算ベースの平均利率と、平均有利子資金について支払った年換算ベースの平均利率の差異である。
- 8 純利ざやは、正味受取利息のAIEAに対する年換算ベースの率である。
- 9 トレーディング資産に係る受取利息は、連結損益計算書上で「トレーディング純収益」として報告される。
- 10 公正価値評価の指定を受けた金融資産に係る受取利息は、連結損益計算書上で「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」として報告される。
- 11 有利子の銀行による預金のみを含む。
- 12 公正価値評価の指定を受けた金融負債に係る支払利息は、「支払利息」として報告される自己負債に係る利息を除き、連結損益計算書上で「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」として報告される。

- 13 有利子の顧客からの預金のみを含む。
- 14 トレーディング収益は、非適格ヘッジの公正価値の変動を含む。これらのヘッジは、文書化された金利管理戦略の一環として締結され、ヘッジ会計が適用されず、また適用することもできなかったデリバティブである。これらは主に、HSBCホールディングスが発行した固定金利債務およびHSBCファイナンスが発行した変動金利債務の経済的ヘッジに使用されたクロスカレンシー・スワップおよび金利スワップである。損益計算書上で認識される非適格ヘッジの公正価値変動の規模と方向は、年ごとに激しく変動する可能性があるが、当該デリバティブが満期まで保有された場合は、両方の商品ならびに基礎となる経済的にヘッジされた資産および負債の文書化された金利管理戦略の一環として見込まれたキャッシュ・フローを変更するものではない。
- 15 正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動は、生命保険および損害保険の両方の事業から発生する。損害保険事業については、報告された金額は年度中に支払われた保険金の費用および発生済保険金の見積費用を表す。生命保険事業については、保険金の主要な要素は保険契約の当初引受時に発生した保険契約準備金、および主として投資実績の貯蓄性保険契約への帰属から発生したその後の負債の変動である。この結果、保険金は貯蓄性契約の販売および投資の時価の増加に従って増加する。
- 16 費用対効果比率は、営業費用合計を正味営業収益（貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前）で割った比率と定義される。

連結貸借対照表

- 17 減損引当金控除後。
- 18 2014年1月1日、CRD が発効し、2014年および2015年の資本リソースおよびリスク加重資産はこの基準で算出され表示されている。2011年から2013年までの比較対象数値はバーゼル2.5基準で算出・表示されている。
- 19 資本リソースは、規制資本合計であり、その計算は「第3 - 3 対処すべき課題」の「規制上の自己資本の構成」で示されている。
- 20 永久優先証券を含み、これらの詳細は、財務書類注記30に記載されている。
- 21 普通株式1株当たり純資産価額の定義は、非累積証券および資本証券控除後の株主資本合計を、当社が購入して金庫株として保有している株数を除いた発行済普通株式数で割った数値である。
- 22 2015年上半期に、ブラジルにおける事業は売却目的保有に分類された。この結果、貸借対照表科目は「売却目的資産」および「売却目的で保有する処分グループの負債」に振り替えられている。損益計算書上は、独立表示されている科目はない。
- 23 フランスは、主にHSBCフランス、HSBCアシュアランス・ヴィー、およびHSBCバンク・ピーエルシーのパリ支店の国内事業で構成されている。

平均リスク加重資産利益率数値の調整

- 24 平均リスク加重資産税引前利益率は、税引前利益および財務報告数値ベースの平均リスク加重資産を使用して計算される。調整後平均リスク加重資産利益率は、調整後税引前利益および調整後平均リスク加重資産を使用して計算される。
- 25 財務報告数値ベースの平均リスク加重資産は、2013年12月31日現在についてはバーゼル2.5基準、2014年1月1日からは完全適用ベースのCRD での各四半期末リスク加重資産を使用して計算されている。調整後平均リスク加重資産は、外貨換算差異の影響および重要な項目について調整された財務報告数値ベースの平均リスク加重資産を使用して算出される。

- 26 「その他」は、米国消費者ローンおよび住宅ローン事業ならびにランオフ中の商業用事業に関連する資金管理サービスを含む。米国の消費者ローンおよび住宅ローンは、売却目的保有に指定されているランオフ事業に含まれる貸付金ポートフォリオを含んでいる。
- 27 「為替換算調整」は、前年度末の子会社および関連会社の資産および負債を、当年度末に適用される為替レートで換算した影響である。

グローバル事業部門および地理的地域

- 28 顧客の総合的なバンキング需要と当グループで設定しているグローバル事業部門をより整合させるため、2015年上期に、顧客ポートフォリオが中南米のCMBからRBWMに移管された。それに応じて、比較値も修正再表示されている。
- 29 「その他」で報告される主要な項目は、HSBCの持株会社および資金調達業務の業績を意味し、中央集中で保有されている余剰資金からの正味受取利息、ならびに本社業務でHSBCグループへの受託管理サービスおよび中央管理サービスの提供で発生した営業費用が含まれ、また、グループ・サービス・センターおよびシェアード・サービス・オーガニゼーションで発生した費用ならびに関連する費用回収が含まれる。この業績にはまた、資金洗浄防止および制裁法に対する過去の不十分なコンプライアンスについての調査の決着の一環としての罰金および違約金、英国の銀行賦課金に加えて、未配賦の投資活動、中央所有の投資会社、関連会社および合併事業における持分の希薄化から発生した利益、ならびに特定の不動産取引が含まれている。加えて、「その他」には公正価値評価の指定を受けた長期負債の公正価値の変動の一部が含まれている（当グループの自己負債の変動の残りの部分はGB&Mに含まれている）。
- 30 地理的地域別およびグローバル事業部門別資産には、HSBC内の項目が含まれている。これらの項目は、適宜必要に応じて、「HSBC内の項目」または「セグメント間消去」として消去されている。
- 31 これらの金額は、当グループ内の会社間取引のため地理的地域およびグローバル事業部門をまたがった加算は行われていない。
- 32 同一年度内の損益計算書上で実質的な相殺がある場合は、項目は除外している。
- 33 この関連でのその他収益は、該当する場合のトレーディング純収益、公正価値評価の指定を受けたその他の金融商品からの純収益／（費用）、金融投資による純収益、受取配当金、正味保険料収入およびその他営業収益ならびに控除項目としての正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動で構成される。
- 34 貸倒損失およびその他の信用リスク引当金
- 35 関連会社および合併事業における利益持分
- 36 「投資の販売」には、ミューチュアル・ファンド（HSBC組成および第三者）、仕組商品および有価証券トレーディングで構成される投資、ならびにHSBC引受および第三者の生命保険、年金および投資保険商品で構成されるウェルス・インシュアランス販売が含まれる。
- 37 「その他の個人貸付」には、個人向非住宅条件固定ローンおよび個人当座貸越が含まれる。
- 38 「その他」は、主として個人向けおよび信用保証保険の販売および組成（該当する場合）を含んでいる。
- 39 「マーケット商品、インシュアランス・アンド・インベストメントおよびその他」は、外国為替業務、保険の引受および販売、金利管理ならびにGCF商品からの収益を含む。
- 40 正味受取利息には、内部資金で賄われたトレーディング資産の費用が含まれるが、関連する収益は「トレーディング純収益」として計上される。当グループのグローバル事業部門の業績において、トレーディ

ング資産の資金調達コスト合計は、支払利息としてGB&Mのトレーディング純収益に含まれている。法定決算書の表示では、内部の受取利息と支払利息は消去されている。

- 41 2015年度に、マーケット事業には仕組負債に係る信用スプレッドの拡大に伴う公正価値の好ましい変動による利益202百万米ドルが含まれていた（2014年：公正価値の不利な変動による損失15百万米ドル、2013年：公正価値の不利な変動による損失66百万米ドル）。
- 42 GB&Mの「その他」は、商品に割り当てられずにグローバル事業部門で保有する余剰資金からの正味利息、配賦された資金調達コストおよび事業売却益を含んでいる。営業収益合計の経営陣の視点において、名目上の税額控除は、特定の活動によって生み出され、営業収益には反映されていない、活動の経済的利益が法人税費用に反映されている免税投資からの収益に係る名目上の控除等の経済的利益を反映するために、事業間に配賦されている。営業収益合計をIFRS基準で反映するために、これらの税額控除に対する相殺項目は「その他」に含まれている。
- 43 「顧客資産」はそれぞれの期末に適用される為替レートで換算され、外貨換算の影響は別途報告されている。顧客資産の主要な構成要素は、当グループの貸借対照表上では報告されない運用資産（2015年12月31日現在261十億米ドル）および顧客からの預金（2015年12月31日現在88十億米ドル）である。顧客からの預金の内80十億米ドルは当グループの貸借対照表上で報告され、8十億米ドルはオフバランスシート預金であった。
- 44 セグメント間消去は、(i) グローバル事業部門から回収された「その他」に含まれるシェアード・サービスおよびグループ・サービス・センターのコスト、および(ii) GB&Mで実施されたトレーディング活動のセグメント内資金調達コストで構成される。GB&Mで報告されているHSBCのバランスシート・マネジメント事業は、トレーディング目的の業務に資金を提供している。GB&Mの「トレーディング純収益」を全額計上ベースで報告するために、「正味受取利息」および「トレーディング活動に係る正味受取利息／（支払利息）」は、セグメント間欄で消去される前の内部資金調達取引を反映させるためにグロスアップされている。
- 45 正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動。
- 46 「従業員関連費用」は、各グローバル事業部門で直接的に発生した費用で構成されている。「その他」のカテゴリーで直接的に発生した従業員およびその他の費用の再配賦および再請求は、「その他の営業費用」で表示されている。
- 47 リスク加重資産は、当グループ内の市場リスク分散効果のため地理的地域をまたがった加算は行われていない。
- 48 運用資産およびカストディ資産は、当グループが投資マネージャーとしての役割において代理人ではなく本人としての機能を果たしているとみなされ、これらの資産が仕組事業体として連結されている場合（財務書類注記39を参照のこと）を除き、当グループの貸借対照表上では報告されない。
- 49 HSBCが支払った税金は、所得に係る税金、雇用者税、銀行賦課金および印紙税等のその他の税金／賦課金を含む、HSBC自身の租税債務に関連している。数値は、キャッシュ・フロー・ベースで報告されている。
- 50 新たに発表されたGHGプロトコルScope 2 ガイダンスに従い、当グループは、サプライヤー固有の排出量係数を入手するまでの間、米国事業について国固有の電力グリッド排出量係数を使用することに決定した。したがって、2014年度については、報告された二酸化炭素排出総量は43,000トン増加し、1 FTE当たり二酸化炭素排出量は0.16トン増加した。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

自己資本

当グループの自己資本管理目標は、事業戦略を支え、かつ規制上の要件およびストレス・テスト関連の要件を満たすために十分な水準の自己資本を維持することである。

自己資本に関する要点

＼ パーゼル（CRD）を全面的に適用して算出した当グループの普通株式等Tier 1 資本比率は、2015年末において11.9%で、2014年末の11.1%から上昇した。

＼ 当グループは、引き続き利益から自己資本を生み出す一方、目標を定めたリスク加重資産改善策の達成に向けた進捗により普通株式等Tier 1 資本比率を高め、成長余力を生み出している。

＼ レバレッジ比率は、5.0%と依然として堅調であった。

自己資本の概要

自己資本比率

	12月31日現在	
	2015年 %	2014年 %
CRD 全面適用ベース		
普通株式等Tier 1 資本比率 ¹	11.9	11.1
CRD 移行措置ベース		
普通株式等Tier 1 資本比率 ¹	11.9	10.9
Tier 1 資本比率	13.9	12.5
総資本比率	17.2	15.6

規制上の自己資本合計およびリスク加重資産

	12月31日現在	
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
CRD 全面適用ベース		
普通株式等Tier 1 資本 ¹	130,863	135,953
CRD 移行措置ベース		
普通株式等Tier 1 資本 ¹	130,863	133,200
その他Tier 1 資本	22,440	19,539
Tier 2 資本	36,530	37,991
規制上の自己資本合計	189,833	190,730
リスク加重資産	1,102,995	1,219,765

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

当グループは、現行の規制上の所要額を上回り、かつ出資者に対する支払優先順位を尊重するよう、自己資本を管理している。当グループは、2015年を通して、ストレス・テスト関連の規制を含め、英国健全性規制機構（以下「PRA」という。）の自己資本充足度規制を遵守した。予想される将来の自己資本規制を満たす体制も整っている。

また、2017年までに株主資本利益率を10%以上にするという中期目標を達成するためにも、引き続き自己資本を管理している。これは、CRD 全面適用ベースの普通株式等Tier 1 資本比率が12%から13%の水準に達することを前提にしたものである。この水準は、既知の計量可能なCRD 全面適用ベースの普通株式等Tier 1 資本所要額を踏まえ、かつ新規の時間依存性バッファおよびその他の要因をカバーするため保有する必要がある追加の普通株式等Tier 1 資本の見積りに基づき、1%から2%までの範囲内の規制上および管理上のバッファも算入した値であ

る。普通株式等Tier 1 資本の規制上および管理上のバッファは、規制の枠組みの詳細が確定するまで、引き続き見直し対象に置かれる。

自己資本とリスク加重資産は、CRD 規制およびPRAルールブックで定められているPRA規則についての当グループの解釈に従って、計算され表示されている。

現在までに公表された規則の範囲では、依然として英国の銀行が保有することを義務付けられる自己資本の額に関して不透明性が残っている。2015年12月、金融政策委員会は、英国の銀行に適用される自己資本の枠組みに関する見解を公表した。そこには、業界全体の普通株式等Tier 1 資本およびTier 1 資本に関する期待値が示されていた。ただし、個別行に適用される要件は、PRAの決定によって変動する可能性がある。資本バッファとPRAの第二の柱の枠組みの相互作用が一層明確になってきた反面、リスク加重資産要件、資本最低水準、グローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）の動向に関する修正を含め、より幅広い資本の枠組みに関しては、不確実な点が残っている。さらに、2016年が期限の数多くの草案や未公表の欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）の技術基準（RTS）および実施基準も残っている。

自己資本の管理、測定、配分に関する当グループの方針および慣行の概要については、本項後述の「自己資本の補記」を参照のこと。

主要な要因別の変動

主要な要因別の自己資本およびリスク加重資産の変動 - CRD 全面適用ベース

	普通株式等 Tier 1 資本 十億米ドル	リスク加重資 産 十億米ドル
CRD 全面適用ベース、2015年1月1日現在	136.0	1,219.8
利益からの資本創出	3.4	
- 親会社株主に帰属する連結当期純利益（規制上の調整を含む。）	11.3	
- 配当金（株式配当控除後） ²	(7.9)	
リスク加重資産改善策		(123.8)
事業の成長（関連会社を含む。）		48.7
外貨換算調整勘定 ³	(7.9)	(52.2)
その他の変動	(0.6)	10.5
CRD 全面適用ベース、2015年12月31日現在	130.9	1,103.0

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

普通株式等Tier 1 資本は、7.9十億米ドルの外貨換算調整勘定によって目減りした。だがこの減少分は、配当金（株式配当案分控除後の第4四半期配当金を含む。）控除後利益によって創出された3.4十億米ドルの資本によって、一部相殺されている。

利益には、保有していた興業銀行株の一部売却に係る利益1.4十億米ドルも算入されている。この値には、普通株式等Tier 1 資本から損益計算書記載項目に再分類され、それ以外の影響はなかった評価益も含まれている。保有していた興業銀行株の一部売却が普通株式等Tier 1 資本に与えたもう1つの影響は、自己資本に算入可能な非支配持分の減少であった。

当グループの2017年リスク加重資産目標の達成においては、かなり進展した。外貨換算調整勘定考慮後のリスク加重資産は、2015年に65十億米ドル削減された。これは主に、124十億米ドルのリスク加重資産を削減した特定の計画の成果である。削減効果は、49十億米ドルの事業成長によって一部相殺された。

外貨換算調整勘定を除くリスク加重資産の主な変動は、以下のとおりである。

リスク加重資産改善策

削減の主な要因は次のとおり。

- ¥ エクスポーチャーの削減、保有していた興業銀行株の一部売却、追加的リスクに係る自己資本賦課対象の取引ポジションの減少、顧客向け与信枠の削減、取引縮小により、38十億米ドル。
- ¥ 自己資本掛目の1つである中小企業サポーティング・ファクターの適用強化、同じく掛目であるクレジット・コンバージョン・ファクターの適用改善、内部格付（以下「IRB」という。）手法モデルの採用拡大、特定のエクスポーチャーを残存期間からキャッシュ・フロー加重満期に変更など、計算方法の改良により30十億米ドル。
- ¥ 担保や保証と与信枠の連携性強化、リスク・パラメータの拡充、詳細データの採用に伴うオフバランス項目用のクレジット・コンバージョン・ファクター引下げなど、プロセス改善により25十億米ドル。
- ¥ GB&M部門のレガシー・クレジット・ポートフォリオおよび米国のランオフ・ポートフォリオの継続的削減により、30十億米ドル。

事業の成長

事業の成長により、リスク加重資産が49十億米ドル増加した。その主な内訳は、次のとおりである。

- ¥ 特に欧州、北米、アジアの企業顧客向け中長期貸付の増加により、CMB部門で23十億米ドル。
- ¥ 関連会社の交通銀行とサウジ・ブリティッシュ・バンクで14十億米ドル。
- ¥ GB&M部門で企業向け一般貸付の増加により、主に欧州でリスク加重資産が10十億米ドル増加した。

リスク加重資産

リスク種類別のリスク加重資産内訳

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
信用リスク	875.9	955.3
- 標準的手法	332.7	356.9
- 基礎的IRB手法	27.4	16.8
- 先進的IRB手法	515.8	581.6
カウンターパーティ信用リスク	69.2	90.7
- 標準的手法	19.1	25.2
- 先進的手法	50.1	65.5
市場リスク	42.5	56.0
- 内部モデル方式	34.9	44.6
- 標準的手法	7.6	11.4
オペレーショナル・リスク	115.4	117.8
2015年12月31日現在	1,103.0	1,219.8
うち、		
ランオフ・ポートフォリオ	69.3	99.2
- GB&M部門のレガシー・クレジット	29.8	44.1
- 米国の消費者ローンおよび住宅ローン、その他	39.5	55.1

グローバル事業部門別のリスク加重資産内訳

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント ⁴	189.5	207.2
コマーシャル・バンキング ⁴	421.0	430.3
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ	440.6	516.1
グローバル・プライベート・バンキング	19.3	20.8
その他	32.6	45.4
2015年12月31日現在	1,103.0	1,219.8

地理的地域別のリスク加重資産内訳⁵

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
欧州	337.4	375.4
アジア	459.7	499.8
中東および北アフリカ	60.4	63.0
北米	191.6	221.4
中南米	73.4	88.8
2015年12月31日現在	1,103.0	1,219.8

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

信用リスク加重資産

信用リスクに対するエクスポージャー - 地理的地域別のリスク加重資産内訳

	欧州 十億米ドル	アジア 十億米ドル	中東および北アフリカ 十億米ドル	北米 十億米ドル	中南米 十億米ドル	合計 十億米ドル
IRB手法	192.6	195.9	19.4	122.5	12.8	543.2
- 先進的IRB手法	175.1	195.9	9.5	122.5	12.8	515.8
- 基礎的IRB手法	17.5	-	9.9	-	-	27.4
標準的手法	46.8	177.7	32.0	33.9	42.3	332.7
2015年12月31日現在のリスク加重資産	239.4	373.6	51.4	156.4	55.1	875.9
IRB手法	216.1	213.1	15.6	142.0	11.6	598.4
- 先進的IRB手法	203.3	213.1	11.6	142.0	11.6	581.6
- 基礎的IRB手法	12.8	-	4.0	-	-	16.8
標準的手法	47.1	186.0	39.0	29.6	55.2	356.9
2014年12月31日現在のリスク加重資産	263.2	399.1	54.6	171.6	66.8	955.3

信用リスクに対するエクスポージャー - グローバル事業部門別のリスク加重資産内訳

	RBWM部門主要業務 ⁴ 十億米ドル	RBWM部門（米国のランオフ・ポートフォリオ） 十億米ドル	RBWM部門合計 十億米ドル	CMB部門 ⁴ 十億米ドル	GB&M部門 十億米ドル	GPB部門 十億米ドル	その他 十億米ドル	合計 十億米ドル
IRB手法	59.0	33.2	92.2	218.0	214.8	8.5	9.7	543.2
- 先進的IRB手法	59.0	33.2	92.2	199.0	207.5	8.4	8.7	515.8
- 基礎的IRB手法	-	-	-	19.0	7.3	0.1	1.0	27.4
標準的手法	57.6	3.8	61.4	172.0	69.7	7.2	22.4	332.7
2015年12月31日現在のリスク加重資産	116.6	37.0	153.6	390.0	284.5	15.7	32.1	875.9
IRB手法	56.1	47.3	103.4	217.2	255.6	10.2	12.0	598.4
- 先進的IRB手法	56.1	47.3	103.4	209.2	248.1	10.0	10.9	581.6
- 基礎的IRB手法	-	-	-	8.0	7.5	0.2	1.1	16.8
標準的手法	61.2	4.8	66.0	181.0	70.1	6.6	33.2	356.9
2014年12月31日現在のリスク加重資産	117.3	52.1	169.4	398.2	325.7	16.8	45.2	955.3

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

信用リスク加重資産は、PRAが認めている3通りの手法で計算している。当グループの連結財務報告に関しては、大半の事業には先進的IRB手法を、少数の事業には基礎的IRB手法をそれぞれ採用し、残りのポートフォリオは標準的手法を採用している。

主要な要因別のリスク加重資産の変動 - 地域別内訳 - 信用リスク - IRB手法のみ⁶

	中東および北					
	欧州	アジア	アフリカ	北米	中南米	合計
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
2015年1月1日現在のリスク加重資産	216.1	213.1	15.6	142.0	11.6	598.4
外国為替の変動	(10.4)	(7.2)	(0.6)	(4.7)	(3.4)	(26.3)
取得および売却	(14.1)	-	(0.1)	(4.9)	-	(19.1)
勘定の規模	11.4	2.9	(0.5)	(2.8)	0.4	11.4
勘定の質	(8.0)	(6.9)	(1.4)	0.7	3.9	(11.7)
モデルの更新	1.2	(2.6)	4.7	0.2	0.1	3.6
- IRB手法へのポートフォリオの移行	(0.1)	-	4.7	0.2	0.1	4.9
- 新規 / 更新モデル	1.3	(2.6)	-	-	-	(1.3)
手法および方針	(3.6)	(3.4)	1.7	(8.0)	0.2	(13.1)
- 内部要因による更新	(6.2)	(5.4)	1.6	(8.0)	0.2	(17.8)
- 外部要因による更新 - 規制当局	2.6	2.0	0.1	-	-	4.7
リスク加重資産の変動合計	(23.5)	(17.2)	3.8	(19.5)	1.2	(55.2)
2015年12月31日現在のリスク加重資産	192.6	195.9	19.4	122.5	12.8	543.2
2014年1月1日現在のリスク加重資産 (パーゼル2.5ベース)	166.9	182.9	15.0	161.5	8.5	534.8
外国為替の変動	(11.6)	(4.0)	(0.2)	(2.4)	(1.9)	(20.1)
取得および売却	(3.5)	-	(0.7)	(4.2)	(0.1)	(8.5)
勘定の規模	11.4	19.5	1.8	2.9	2.0	37.6
勘定の質	(1.5)	-	(0.8)	(10.3)	1.4	(11.2)
モデルの更新	19.4	0.3	-	(6.1)	-	13.6
手法および方針	35.0	14.4	0.5	0.6	1.7	52.2
- 内部要因による更新	(11.7)	(5.2)	(0.2)	(6.4)	(0.1)	(23.6)
- 外部要因による更新 - 規制当局	2.2	8.5	(0.2)	0.7	0.1	11.3
- CRD の影響	37.0	5.7	0.4	4.9	0.2	48.2
- 標準的手法からIRB手法への非信用負債の移行	7.5	5.4	0.5	1.4	1.5	16.3
リスク加重資産の変動合計	49.2	30.2	0.6	(19.5)	3.1	63.6
2014年12月31日現在のリスク加重資産 (CRD ベース)	216.1	213.1	15.6	142.0	11.6	598.4

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

主要な要因別のリスク加重資産の変動 - グローバル事業部門別内訳 - 信用リスク - IRB手法のみ⁶

	RBWM部門 (米国のラ ンオフ・		RBWM部門合 計		CMB部門 ⁴	GB&M部門	GPD部門	その他	合計
	RBWM部門主要 業務 ⁴	ポートフォ リオ)							
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
2015年1月1日現在のリスク加重資産	56.1	47.3	103.4	217.2	255.6	10.2	12.0	598.4	
外国為替の変動	(2.9)	-	(2.9)	(11.7)	(11.0)	(0.3)	(0.4)	(26.3)	
取得および売却	-	(4.9)	(4.9)	-	(14.2)	-	-	(19.1)	
勘定の規模	3.7	(5.6)	(1.9)	15.8	(0.8)	(0.5)	(1.2)	11.4	
勘定の質	(2.8)	(3.7)	(6.5)	6.0	(10.5)	(0.1)	(0.6)	(11.7)	
モデルの更新	0.4	-	0.4	5.6	(2.3)	(0.1)	-	3.6	
- IRB手法へのポートフォリオの移行	-	-	-	4.1	0.9	(0.1)	-	4.9	
- 新規 / 更新モデル	0.4	-	0.4	1.5	(3.2)	-	-	(1.3)	
手法および方針	4.5	0.1	4.6	(14.9)	(2.0)	(0.7)	(0.1)	(13.1)	
- 内部要因による更新	2.5	0.1	2.6	(14.9)	(4.7)	(0.7)	(0.1)	(17.8)	
- 外部要因による更新 - 規制当局	2.0	-	2.0	-	2.7	-	-	4.7	
リスク加重資産の変動合計	2.9	(14.1)	(11.2)	0.8	(40.8)	(1.7)	(2.3)	(55.2)	
2015年12月31日現在のリスク加重資産	59.0	33.2	92.2	218.0	214.8	8.5	9.7	543.2	
2014年1月1日現在のリスク加重資産 (パーゼル2.5 ベース)	58.5	72.6	131.1	189.4	198.5	10.6	5.2	534.8	
外国為替の変動	(2.6)	-	(2.6)	(8.7)	(8.1)	(0.2)	(0.5)	(20.1)	
取得および売却	-	-	-	-	(8.2)	-	(0.3)	(8.5)	
勘定の規模	1.9	(6.9)	(5.0)	23.1	21.1	(0.5)	(1.1)	37.6	
勘定の質	(5.7)	(8.6)	(14.3)	2.8	(0.2)	(0.3)	0.8	(11.2)	
モデルの更新	0.6	(6.2)	(5.6)	12.2	7.0	-	-	13.6	
手法および方針	3.4	(3.6)	(0.2)	(1.6)	45.5	0.6	7.9	52.2	
- 内部要因による更新	(3.0)	(3.9)	(6.9)	(5.0)	(11.2)	(0.5)	-	(23.6)	
- 外部要因による更新 - 規制当局	1.8	-	1.8	2.5	6.3	0.5	0.2	11.3	
- CRD の影響	-	-	-	(0.7)	48.6	0.2	0.1	48.2	
- 標準的手法からIRB手法へ非信用負債の移行	4.6	0.3	4.9	1.6	1.8	0.4	7.6	16.3	
リスク加重資産の変動合計	(2.4)	(25.3)	(27.7)	27.8	57.1	(0.4)	6.8	63.6	
2014年12月31日現在のリスク加重資産 (CRD ベー ス)	56.1	47.3	103.4	217.2	255.6	10.2	12.0	598.4	

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

内部格付手法

内部格付手法（以下「IRB手法」という。）で処理するポートフォリオに関しては、信用リスク加重資産は55十億米ドル減少した。そのうち26十億米ドルの減少は、外国為替の変動に起因する。

取得および売却

✎ 米国の住宅ローン・ポートフォリオの売却によって、リスク加重資産は4.9十億米ドル削減された。

✎ GB&M部門のレガシー・クレジット・ポートフォリオで証券化ポジションを売却した結果、リスク加重資産が14十億米ドル減少した。

勘定の規模

✎ 勘定の規模は、企業向け貸付の増加によって拡大した。そのうち、中長期貸付および貿易金融に伴い、主に欧州とアジアでCMB部門のリスク加重資産が16十億米ドル増加した。

✎ 北米のRBWM部門で、米国の消費者ローンおよび住宅ローンのリテール向け住宅ローン・ポートフォリオでランオフが継続した結果、リスク加重資産が5.6十億米ドル減少した。

勘定の質

- ¥ 米国のランオフ・ポートフォリオにおいて、リスク加重資産が3.7十億米ドル削減された。その主な理由は、ランオフを継続した結果、残りのポートフォリオの勘定の質が改善したためである。
- ¥ RBWM部門主要業務で勘定の質が2.8十億米ドル改善したが、それは主として欧州における信用の質の改善に起因する。
- ¥ CMB部門では、欧州企業の格下げが主な原因でリスク加重資産が6.0十億米ドル増加した。
- ¥ GB&M部門では、欧州における新規企業顧客に対する差金決済契約導入、企業向け貸付債権の証券化、アジアにおける金融機関の格上げが主な原因となって、リスク加重資産が10十億米ドル減少した。
- ¥ ブラジルの格下げに伴い、各種事業にわたってリスク加重資産が3.7十億米ドル増加した。

手法および方針の変更

- ¥ リスク加重資産改善策が主な原動力となって、「内部要因による更新」における変動に伴い、リスク加重資産が減少した。詳細については、本項前述の「リスク加重資産改善策」を参照のこと。
- ¥ それらの減少は、RBWM部門の債務不履行に陥ったエクスポージャーに関するリスク加重資産計算方法の変更に伴いリスク加重資産が2.0十億米ドル増加したこと、香港の住宅ローンに下限のリスク加重を導入したところリスク加重資産に2.0十億米ドルの影響が生じたこと、およびリスク加重値が1,250%の証券化ポジションに1.06のスケーリング・ファクターを導入したところリスク加重資産が2.1十億米ドル増加したことによって、相殺された。

標準的手法

標準的手法で処理するポートフォリオに関しては、信用リスク加重資産は24十億米ドル減少した。そのうち27十億米ドルの減少は、外国為替の変動に起因する。

- ¥ 貸付金増加の結果、リスク加重資産は全地域で計23十億米ドル増加した。関連会社のBoComにおける増加は15十億米ドルであった。
- ¥ これらの増加は、リスク加重資産改善策による29十億米ドル削減によって相殺された。その主な内訳は、IRB手法へのポートフォリオの移行により、標準的手法で10.2十億米ドル減少、IRB手法で7.2十億米ドル増加、および興業銀行投資の一部売却による12.4十億米ドルの減少である。

カウンターパーティ信用リスク加重資産および市場リスク加重資産**カウンターパーティ信用リスク加重資産**

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
先進的手法	50.1	65.5
- カウンターパーティ信用リスクIRB手法	46.8	62.0
- 信用評価調整	3.3	3.5
標準的手法	19.1	25.2
- カウンターパーティ信用リスク標準的手法	4.7	4.4
- 信用評価調整	12.2	18.0
- セントラル・カウンターパーティ	2.2	2.8
12月31日現在	69.2	90.7

主要な要因別のリスク加重資産の変動 - カウンターパーティ信用リスク - 先進的手法

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
1月1日現在のリスク加重資産	65.5	42.2
勘定の規模	(10.2)	1.6
勘定の質	(0.8)	(0.6)
モデルの更新	-	0.1
手法および方針	(4.4)	22.2
- 内部要因による更新	(4.4)	(3.8)
- 外部要因による更新 - 規制当局	-	9.0
- CRD の影響	-	17.0
リスク加重資産の変動合計	(15.4)	23.3
12月31日現在のリスク加重資産	50.1	65.5

市場リスク加重資産

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
内部モデル方式	34.9	44.6
- VaR	7.7	7.3
- ストレスVaR	9.8	10.4
- 追加的リスクに係る自己資本賦課	11.4	20.1
- その他のVaRおよびストレスVaR	6.0	6.8
標準的手法	7.6	11.4
12月31日現在	42.5	56.0

主要な要因別のリスク加重資産の変動 - 市場リスク - 内部モデル方式

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
1月1日現在のリスク加重資産	44.6	52.2
取得および売却	-	(2.2)
リスク水準の変動	(5.5)	(4.2)
手法および方針	(4.2)	(1.2)
- 内部要因による更新	(4.2)	(3.8)
- 外部要因による更新 - 規制当局	-	2.6
リスク加重資産の変動合計	(9.7)	(7.6)
12月31日現在のリスク加重資産	34.9	44.6

カウンターパーティ信用リスク加重資産

カウンターパーティ信用リスク加重資産は、2015年に21十億米ドル削減された。

標準的手法

標準的手法ポートフォリオでリスク加重資産が6.1十億米ドル削減されたが、これは、主として、市場変動の影響、および標準的手法の信用評価調整の資本賦課に適格なカウンターパーティに預託するデリバティブ・ポジションの削減に起因する。

先進的手法

勘定の規模は、特に外国為替デリバティブにおける市場の変動、取引縮小、ポートフォリオ運用業務が主な原因で、10十億米ドル減少した。

「手法および方針」項目のさらなる削減は、主として、リスク加重資産改善策による節減効果によるものであった。

市場リスク加重資産

市場リスク加重資産合計は、2015年に13十億米ドル減少した。

標準的手法

標準的手法ポートフォリオの市場リスク加重資産は、レガシー・クレジット・ポートフォリオにおける減少が主な原因で、3.8十億米ドル減少した。

内部モデル方式

5.5十億米ドルのリスク水準の変動に伴いリスク加重資産は減少したが、その原因は、特に追加的リスクに係る自己資本賦課における勘定の積極的な管理と市場変動にある。これらの変動に加えて、「手法および方針」項目において4.2十億米ドルの節減効果があった。これは、追加的リスクに係る自己資本賦課やVaRに算入されていないリスク用の計算モデルの改良によるものであった。

オペレーショナル・リスク加重資産

オペレーショナル・リスク加重資産は2.4十億米ドル削減されたが、それは主として、外国為替の変動と中南米の減収の結果である。

自己資本

規制上の自己資本合計の源泉および適用

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
規制上の自己資本合計の変動		
普通株式等Tier 1 資本期首残高（移行措置ベース） ⁷	133,200	131,233
移行措置調整	2,753	
- 不動産再評価に伴う未実現利益	1,375	
- 売却可能負債証券および持分証券の未実現利益	1,378	
普通株式等Tier 1 資本期首残高（CRD 全面適用ベース） ¹	135,953	
普通株式等Tier 1 資本に対する当期純利益の寄与	11,302	12,678
- 親会社株主に帰属する連結当期純利益	13,522	13,688
- 税引後自己の信用スプレッドの除外	(912)	(328)
- 負債評価調整	(139)	254
- 保険事業体およびSPEの連結除外	(1,169)	(936)
正味配当金（予想可能な正味配当金を含む。） ²	(7,853)	(7,541)
- 配当金（株式配当控除後）	(4,136)	(4,179)
- 第4四半期配当金（株式配当案控除後）	(3,717)	(3,362)
のれんおよび無形資産控除額の増加 ³	(227)	2,424
発行済普通株式	147	267
外貨換算調整勘定 ³	(7,887)	(8,356)
その他（規制上の調整を含む。）	(572)	2,495
普通株式等Tier 1 資本期末残高（移行措置ベース）	130,863	133,200
その他Tier 1 資本期首残高（移行措置ベース） ⁷	19,539	14,408
その他Tier 1 資本適格証券の変動	2,272	4,961
- 新規発行	3,580	5,681
- 適用除外（グランドファザリング）による調整	(1,308)	(720)
その他（規制上の調整を含む。）	629	170
Tier 1 資本期末残高（移行措置ベース）	153,303	152,739
その他のTier 2 資本期首残高（移行措置ベース） ⁷	37,991	35,538
Tier 2 資本適格証券の変動	(1,276)	2,414
- 新規発行	3,180	3,500
- 適用除外（グランドファザリング）による調整	(2,996)	-
- 外貨換算調整勘定	(887)	(1,066)
- その他の変動	(573)	(20)
その他（規制上の調整を含む。）	(185)	39
規制上の自己資本合計期末残高（移行措置ベース）	189,833	190,730

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

規制上の自己資本の構成

(監査済)

		12月31日現在	
		2015年	2014年
参照		百万米ドル	百万米ドル
普通株式等Tier 1 資本			
株主資本		160,664	166,617
	- 貸借対照表上の株主資本 ⁸	188,460	190,447
	- 予想可能な中間配当 ²	(3,717)	(3,362)
	- 優先株式プレミアム	(1,405)	(1,405)
	- その他の持分商品	(15,112)	(11,532)
	- 特別目的事業体の連結除外 ⁹	(91)	(323)
	- 保険事業体の連結除外	(7,471)	(7,208)
非支配持分		3,519	4,640
	- 貸借対照表上の非支配持分	9,058	9,531
	- 優先株式の非支配持分	(2,077)	(2,127)
	- Tier 2 資本に振り替えた非支配持分	-	(473)
	- 連結対象外の子会社における非支配持分	(933)	(851)
	- 普通株式等Tier 1 資本算入不可の非支配持分超過額	(2,529)	(1,440)
会計基準に対する規制上の調整		(4,556)	(3,556)
	- 自己の信用スプレッド ¹⁰	(159)	767
	- 負債評価調整	(336)	(197)
	- 確定給付型年金基金調整	(4,009)	(4,069)
	- キャッシュ・フロー・ヘッジ引当金	(52)	(57)
控除		(28,764)	(31,748)
	- のれんおよび無形資産	(20,650)	(22,475)
	- 将来の収益性に依存する繰延税金資産（一時差異から発生するものを除く。）	(1,204)	(1,036)
	- 追加評価調整（PVAと呼称）	(1,151)	(1,341)
	- HSBCが組み入れられている複合商品（上場投資信託、デリバティブ、指数構成株式銘柄）の保有による自己株式投資	(839)	(1,083)
	- 予想損失額の計算によるマイナス値	(4,920)	(5,813)
普通株式等Tier 1 資本（CRD 全面適用ベース）		130,863	135,953
Tier 1 資本およびTier 2 資本（移行措置ベース）			
普通株式等Tier 1 資本（CRD 全面適用ベース）		130,863	135,953
移行措置調整			(2,753)
	- 不動産再評価に伴う未実現利益		(1,375)
	- 売却可能負債証券および持分証券の未実現利益		(1,378)
普通株式等Tier 1 資本（移行措置ベース）		130,863	133,200
その他Tier 1 資本（移行措置ベース）			
控除前のその他Tier 1 資本		22,621	19,687
	- 優先株式プレミアム	1,015	1,160
	- 優先株式の非支配持分	1,711	1,955
	- その他Tier 1 資本における算入可能非支配持分	1,546	884
	- ハイブリッド資本証券	18,349	15,688
控除		(181)	(148)
	- 非連結投資 ¹¹	(121)	(148)
	- 自己その他Tier 1 資本適格商品保有額	(60)	-
Tier 1 資本（移行措置ベース）		153,303	152,739
Tier 2 資本（移行措置ベース）			
控除前の適格Tier 2 資本合計		36,852	38,213
	- Tier 2 資本における算入可能非支配持分	14	99
	- 永久劣後債	1,941	2,218
	- 期限付劣後債	34,897	35,656

- Tier 2 資本における非支配持分	f	-	240
Tier 1 資本以外による控除額の合計		(322)	(222)
- 非連結投資 ¹¹		(282)	(222)
- 自己Tier 2 資本適格商品保有額		(40)	-
規制上の自己資本合計（移行措置ベース）		189,833	190,730

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

参照（a）から（n）は、規制上の自己資本の計算に用いる本項後述の「貸借対照表の調整 - 財務会計上の連結範囲」と規制上の連結範囲との比較」に記載する貸借対照表構成項目を指す。

移行措置ベースの規制上の自己資本とCRD 全面適用ベースの規制上の自己資本見積額との比較

	12月31日現在	
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
普通株式等Tier 1 資本（移行措置ベース）	130,863	133,200
不動産再評価に伴う未実現利益		1,375
売却可能負債証券および持分証券の未実現利益		1,378
普通株式等Tier 1 資本（CRD 全面適用ベース）	130,863	135,953
その他Tier 1 資本（移行措置ベース）	22,440	19,539
適用除外の資本調達商品：		
優先株式プレミアム	(1,015)	(1,160)
優先株式の非支配持分	(1,711)	(1,955)
ハイブリッド資本証券	(9,088)	(10,007)
経過規定：		
その他Tier 1 資本における算入可能非支配持分	(1,377)	(487)
非連結投資 ¹¹	121	148
その他Tier 1 資本（CRD 全面適用ベース）	9,370	6,078
Tier 1 資本（CRD 全面適用ベース）	140,233	142,031
Tier 2 資本（移行措置ベース）	36,530	37,991
適用除外の資本調達商品：		
永久劣後債	(1,941)	(2,218)
期限付劣後債	(19,034)	(21,513)
経過規定：		
Tier 2 資本における非支配持分	-	(240)
Tier 2 資本における算入可能非支配持分	21	396
非連結投資 ¹¹	(121)	(148)
Tier 2 資本（CRD 全面適用ベース）	15,455	14,268
規制上の自己資本合計（CRD 全面適用ベース）	155,688	156,299

注記については、本項後述の「自己資本の注記」を参照のこと。

CRD への移行措置ベースの資本ポジションは、CRD 規制およびPRAルールブックで定められているPRA規則についての当グループの解釈に従っている。

当グループの数値におけるEBA技術基準（RTS）草案の影響は、それほど見られない。

CRD では、規制上の調整および普通株式等Tier 1 資本からの控除の大部分を、2014年1月1日から2018年1月1日の間に段階的に導入することを認めているが、PRAはほぼそうした経過規定を採用しないことを決定している。2015年1月1日より、投資不動産および売却可能有価証券に係る未実現利益は普通株式等Tier 1 資本で認識されるようになった。これにより、当グループの全面適用ベースと移行措置ベースの普通株式等Tier 1 資本比率は現在合致している。

その他Tier 1 資本およびTier 2 資本については、PRAはCRD が必要な規制上の調整および控除を適用するために定めている経過規定のタイミングに従っている。これら調整の効果は、2014年1月1日から2018年1月1日までの間、1年に20%ずつ段階的に施行される。

CRD に適合していないその他Tier 1 資本証券およびTier 2 資本証券も、適用除外（グランドファザリング）期間の恩恵を受ける。この規定により適用除外を認められる金額は段階的に減額され、2014年1月1日に20%減額された後、1年に10%ずつ減額され、2022年1月1日までに完全に撤廃される。

英国で施行されたCRD の下で、銀行はリスク加重資産の4.5%という最低普通株式等Tier 1 資本比率、リスク加重資産の6%という最低Tier 1 資本比率、およびリスク加重資産の8%という総資本比率を満たすことが義務付けられている。第一の柱の最低所要自己資本比率に加え、PRAは、ともに常に維持すべき規制上の自己資本の最低水準と見なされる第二Aの柱の自己資本規制を設定した。第二Aの柱については、少なくとも56%部分は普通株式等Tier 1 資本で満たし、残りは普通株式資本以外で満たす予定である。

CRD は、最低所要自己資本に加えて、普通株式等Tier 1 資本で充足すべき多数の資本バッファも定めており、その大半が2016年1月1日から段階的に導入されている。普通株式等Tier 1 資本がこれらの所要バッファを充足するのに不十分となる範囲で、当グループの資本分配は自動的に制限される。

今後に関しては、適用除外（グランドファザリング）規定がなくなることから、当グループは必要に応じて非普通株式資本商品を発行して、経済効率に優れた方法で全体的な規制上の最低所要額を充足するつもりである。2015年12月31日現在、当グループが保有していたCRD に準拠した非普通株式資本商品は25.1十億米ドルで、そのうち、当期に発行されたTier 2 資本適格商品が3.2十億米ドル、その他Tier 1 資本適格商品が3.6十億米ドルであった（当期に発行されたその他Tier 1 資本適格商品の詳細については、財務書類注記35を参照のこと）。2015年12月31日現在、当グループが保有し、適用除外（グランドファザリング）規定を当てはめたことでCRD に準拠の適格資本として認められた非普通株式資本商品は、前述のように30%減額後で32.8十億米ドルであった。

規制上の貸借対照表

規制上および会計上の連結

財務書類注記1に記載するIFRSに基づく財務会計上の連結基準は、「Pillar 3 Disclosures 2015 report」の12ページの「Structure of the regulatory group」に記載されている規制上の連結基準と異なる。財務会計上の貸借対照表と規制上の連結範囲との比較は、次の表のとおりである。

関連会社である銀行における持分は、財務会計上の連結では持分法で処理されるのに対して、規制上では、PRAによるCRD 適用に準拠して資産、負債、利益、損失、リスク加重資産における当グループの持分を算入することで、それらのエクスポージャーは比例連結される。

保険業務に携わる子会社は規制上の連結の対象外とされ、資産、負債、取得後準備金を除外する。これらの保険子会社の投資は取得原価で計上され、普通株式等Tier 1 資本から控除する（ただし、所定の基準が適用される）。

規制上の連結では、重要なリスクを第三者に移転した特別目的事業体（以下「SPE」という。）も除外する。これらのSPEに対するエクスポージャーは、規制上、証券化ポジションとしてリスクが加重される。

財務会計上の連結基準が規制上の連結基準と異なる事業体については、Pillar 3 Disclosures 2015 reportの表5を参照のこと。

貸借対照表の調整 - 財務会計上の連結範囲と規制上の連結範囲との比較

	会計上の貸借対 照表 参照	百万米ドル	保険事業体 / そ の他の事業体の 連結除外 百万米ドル	関連会社であ る銀行の連結 百万米ドル	規制上の貸借 対照表 百万米ドル
資産					
現金および中央銀行預け金		98,934	(2)	28,784	127,716
他行未決済勘定		5,768	-	22	5,790
香港特別行政区政府債		28,410	-	-	28,410
トレーディング資産		224,837	340	4,390	229,567

公正価値評価の指定を受けた金融資産	23,852	(23,521)	2,034	2,365
デリバティブ	288,476	(146)	495	288,825
銀行に対する貸付金	90,401	(3,008)	16,413	103,806
顧客に対する貸付金	924,454	(7,427)	120,016	1,037,043
うち、				
- IRB手法のポートフォリオに関する減損貸出金	(6,291)	-	-	(6,291)
- 標準的手法のポートフォリオに関する減損貸出金	(3,263)	-	(2,780)	(6,043)
売却契約 - 非トレーディング	146,255	711	5,935	152,901
金融投資	428,955	(51,684)	42,732	420,003
売却目的資産	43,900	(4,107)	-	39,793
うち、				
- のれんおよび無形資産	1,680	(219)	-	1,461
- 売却目的で保有する処分グループの減損貸出金	(1,454)	-	-	(1,454)
うち、				
- IRB手法のポートフォリオ	(7)	-	-	(7)
- 標準的手法のポートフォリオ	(1,447)	-	-	(1,447)
保険事業体およびその他の事業体への出資	-	2,371	-	2,371
当期税金資産	1,221	(15)	-	1,206
前払金、未収収益、およびその他資産	54,398	(2,539)	9,692	61,551
うち、				
- 退職給付資産	5,272	-	-	5,272
関連会社および合併事業における持分	19,139	-	(18,571)	568
うち、				
- 取得時の正ののれん	593	-	(579)	14
のれんおよび無形資産	24,605	(6,068)	623	19,160
繰延税金資産	6,051	195	518	6,764
2015年12月31日現在の資産合計	2,409,656	(94,900)	213,083	2,527,839
負債および資本				
香港流通紙幣	28,410	-	-	28,410
銀行からの預金	54,371	(97)	50,005	104,279
顧客からの預金	1,289,586	(119)	147,522	1,436,989
買戻契約 - 非トレーディング	80,400	-	-	80,400
他行未決済勘定	5,638	-	-	5,638
トレーディング負債	141,614	(66)	59	141,607
公正価値評価の指定を受けた金融負債	66,408	(6,046)	-	60,362
うち、				
- Tier 2 資本に算入される期限付劣後債	21,168	-	-	21,168
- Tier 1 資本に算入されるハイブリッド資本証券	1,342	-	-	1,342
デリバティブ	281,071	87	508	281,666
発行済負債証券	88,949	(7,885)	5,065	86,129
売却目的で保有する処分グループの負債	36,840	(3,690)	-	33,150
当期税金負債	783	(84)	409	1,108
保険契約に基づく負債	69,938	(69,938)	-	-
見越負債、繰延収益、その他負債	38,116	2,326	6,669	47,111
うち、				
- 退職給付負債	2,809	(2)	61	2,868
引当金	5,552	(25)	-	5,527
うち、				
- 偶発債務および契約債務	240	-	-	240
うち、				
- IRB手法のポートフォリオに係る貸倒引当金	201	-	-	201
- 標準的手法のポートフォリオに係る貸倒引当金	39	-	-	39
繰延税金負債	1,760	(868)	5	897
劣後債務	22,702	-	2,841	25,543
うち、				
- Tier 1 資本に算入されるハイブリッド資本証券	1,929	-	-	1,929
- Tier 2 資本に算入される永久劣後債	2,368	-	-	2,368
- Tier 2 資本に算入される期限付劣後債	18,405	-	-	18,405

株主資本合計	<i>a</i>	188,460	(7,562)	-	180,898
うち、					
- Tier 1 資本に算入されるその他の持分商品	<i>c, j</i>	15,112	-	-	15,112
- Tier 1 資本に算入される優先株式プレミアム	<i>b</i>	1,405	-	-	1,405
非支配持分	<i>d</i>	9,058	(933)	-	8,125
うち、					
- Tier 1 資本に算入される子会社発行の非累積的優先株式	<i>e</i>	2,077	-	-	2,077
- Tier 2 資本に算入される非支配持分および累積的優先株式	<i>f</i>	-	-	-	-
- Tier 2 資本に算入され子会社普通株主に帰属する非支配持分	<i>f, m</i>	-	-	-	-
2015年12月31日現在の負債および資本の合計		2,409,656	(94,900)	213,083	2,527,839
資産					
現金および中央銀行預け金		129,957	-	30,731	160,688
他行未決済勘定		4,927	-	80	5,007
香港特別行政区政府債		27,674	-	-	27,674
トレーディング資産		304,193	(720)	2,357	305,830
公正価値評価の指定を受けた金融資産		29,037	(28,791)	3,312	3,558
デリバティブ		345,008	(94)	353	345,267
銀行に対する貸付金		112,149	(2,727)	7,992	117,414
顧客に対する貸付金		974,660	(10,809)	116,484	1,080,335
うち、					
- IRB手法のポートフォリオに関する減損貸出金	<i>i</i>	(6,942)	-	-	(6,942)
- 標準的手法のポートフォリオに関する減損貸出金		(5,395)	-	(2,744)	(8,139)
売戻契約 - 非トレーディング		161,713	(30)	7,510	169,193
金融投資		415,467	(50,420)	33,123	398,170
保険事業体およびその他の事業体への出資		-	2,542	-	2,542
当期税金資産		1,309	(16)	-	1,293
前払金、未収収益、およびその他資産		75,176	(5,295)	8,501	78,382
うち、					
- 売却目的で保有する処分グループののれんおよび無形資産	<i>h</i>	8	-	-	8
- 退職給付資産	<i>g</i>	5,028	-	-	5,028
- 売却目的資産の減損貸出金		(16)	-	-	(16)
うち、					
- IRB手法のポートフォリオ	<i>i</i>	(16)	-	-	(16)
- 標準的手法のポートフォリオ		-	-	-	-
関連会社および合併事業における持分		18,181	-	(17,479)	702
うち、					
- 取得時の正ののれん	<i>h</i>	621	-	(606)	15
のれんおよび無形資産	<i>h</i>	27,577	(5,593)	571	22,555
繰延税金資産	<i>n</i>	7,111	163	474	7,748
2014年12月31日現在の資産合計		2,634,139	(101,790)	194,009	2,726,358
負債および資本					
香港流通紙幣		27,674	-	-	27,674
銀行からの預金		77,426	(21)	40,530	117,935
顧客からの預金		1,350,642	(535)	141,858	1,491,965
買戻契約 - 非トレーディング		107,432	-	-	107,432
他行未決済勘定		5,990	(3)	-	5,987
トレーディング負債		190,572	(42)	50	190,580
公正価値評価の指定を受けた金融負債		76,153	(6,317)	-	69,836
うち、					
- Tier 2 資本に算入される期限付劣後債	<i>m</i>	21,822	-	-	21,822
- Tier 1 資本に算入されるハイブリッド資本証券	<i>j</i>	1,495	-	-	1,495
デリバティブ		340,669	37	331	341,037
発行済負債証券		95,947	(7,797)	3,720	91,870

当期税金負債	1,213	(138)	317	1,392
保険契約に基づく負債	73,861	(73,861)	-	-
見越負債、繰延収益、その他負債	53,396	(3,659)	5,145	54,882
うち、				
- 退職給付負債	3,208	(2)	56	3,262
引当金	4,998	(63)	-	4,935
うち、				
- 偶発債務および契約債務	234	-	-	234
うち、				
- IRB手法のポートフォリオに係る貸倒引当金	<i>i</i> 132	-	-	132
- 標準的手法のポートフォリオに係る貸倒引当金	102	-	-	102
繰延税金負債	1,524	(1,009)	2	517
劣後債務	26,664	-	2,056	28,720
うち、				
- Tier 1 資本に算入されるハイブリッド資本証券	<i>j</i> 2,761	-	-	2,761
- Tier 2 資本に算入される永久劣後債	<i>l</i> 2,773	-	-	2,773
- Tier 2 資本に算入される期限付劣後債	<i>m</i> 21,130	-	-	21,130
株主資本合計	<i>a</i> 190,447	(7,531)	-	182,916
うち、				
- Tier 1 資本に算入されるその他の持分商品	<i>c, j</i> 11,532	-	-	11,532
- Tier 1 資本に算入される優先株式プレミアム	<i>b</i> 1,405	-	-	1,405
非支配持分	<i>d</i> 9,531	(851)	-	8,680
うち、				
- Tier 1 資本に算入される子会社発行の非累積的優先株式	<i>e</i> 2,127	-	-	2,127
- Tier 2 資本に算入される非支配持分および累積的優先株式	<i>f</i> 300	-	-	300
- Tier 2 資本に算入され子会社普通株主に帰属する非支配持分	<i>f, m</i> 173	-	-	173
2014年12月31日現在の負債および資本の合計	2,634,139	(101,790)	194,009	2,726,358

参照(a)から(n)は、本項前述の「規制上の自己資本の構成」で規制上の自己資本の計算に用いる貸借対照表構成項目を指す。

レバレッジ比率

レバレッジ比率

	EU委託法案（EU Delegated Act）に基づく、12月31日現在	
	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
会計上の貸借対照表に計上されている資産合計	2,410	2,634
保険事業体 / その他の事業体の連結除外	(95)	(102)
関連会社である銀行の連結	213	194
規制上 / 会計上の貸借対照表に計上されている資産合計	2,528	2,726
IFRSで認められている貸付金と預金の逆相殺に対する調整	32	38
会計上の価値の戻入（売却目的保有に分類される資産を含む。）：	(456)	(525)
- デリバティブ	(290)	(345)
- 買戻契約および証券金融	(166)	(180)
規制当局の規則との差替え：		
デリバティブ（売却目的保有に分類される資産を含む。）：	149	166
- 時価評価	69	81
- 変動証拠金に係る未収資産の控除	(65)	(82)
- 潜在的な将来のエクスポージャーに関する追加額	125	148
- 売建てクレジット・デリバティブの追加処理に伴うエクスポージャー額	20	19
買戻契約および証券金融（売却目的保有に分類される資産を含む。）：	173	188
- 証券金融取引資産総額	243	269
- 証券金融取引資産総額の未払金と未収金の相殺額	(78)	(89)
- カウンターパーティ・リスクの測定	8	8
オフバランスのコミットメントおよび保証の追加	401	396
- 保証および偶発債務	67	67
- コミットメント	326	321
- その他	8	8
自己資本の算定上から既に控除されている項目の除外	(33)	(36)
規制上の調整考慮後のエクスポージャー指標	2,794	2,953
CRD （全面適用ベース）に準拠したTier 1 資本	140	142
レバレッジ比率	5.0%	4.8%

レバレッジ比率の分子は、CRD 全面適用ベースのTier 1 資本の定義に基づいて計算されているが、エクスポージャー指標は、現在、2015年1月に公表された欧州委員会委任規則（Commission Delegated Regulation）（EU）第2015/62号に基づいて、計算されている。

規制上の展開

規制上の所要自己資本

規制上の所要自己資本は、第一の柱の最低所要自己資本比率、第二Aの柱の形でPRAによって設定された個別の自己資本ガイダンス、CRD で定められた複数の資本バッファー、およびPRAが個別の自己資本ガイダンスに加えて設定しうるPRAバッファーで構成されている。

第一の柱の最低所要自己資本比率および資本保全バッファー（以下「CCB」という。）率は確定している。マクロプルーデンス・ツール、第二Aの柱、PRAバッファーおよびシステミック・バッファーは、時間依存性要素である。こうした不確実性は、規制上および管理上のバッファーに反映されており、それらのバッファーは、2017年までに株主資本利益率を10%以上にするという中期目標のモデルに用いた12%から13%という普通株式等Tier 1 資本比率範囲にも算入済みである。現在、かかるバッファーは1%から2%の範囲内にある。

2015年12月、金融政策委員会は、英国の銀行に適用される自己資本の枠組みの調整に関するCRD 全面適用ベースの見解を公表した。これは、業界全体の自己資本水準に関する金融政策委員会の最終予想を示したもののだが、個別行固有の要件は、PRAの決定に従って変動する。かかる予想には、カウンターシクリカル資本バッファ（以下「CCyB」という。）等の時間依存性の追加要件は含まれておらず、第一の柱の要件の下でのリスク加重資産の定義および測定における既存の不備は、時の経過に従って対処されるという前提に基づいている。これらの第一の柱における不備は、現在第二の柱の要件を通じて補完されている。金融政策委員会が述べている予想では、2019年までにこのような不備が是正され、第二Aの柱の要件は減少する。

前述に加えて、総損失吸収力（以下「TLAC」という。）に関する金融安定理事会（以下「FSB」という。）の最終案、およびEU版自己資本および適格債務最低基準（以下「MREL」という。）の英国導入を検討する必要もある。

発表済みのCCyB率、現行の個別の自己資本ガイダンスを含め、2015年度年次報告書公表日現在で既知の計量可能な要件に基づく、当グループに適用されるCRD 全面適用ベース（2019年1月1日時点）の全体的な所要自己資本は、下記の表のように予測される。

所要自己資本の枠組み（CRD 全面適用ベース）

PRAバッファ（例示）		(CET 1)
資本保全バッファ	2.5%	(CET 1)
システミック・バッファ (SRB/G-SII)	2.5%	(CET 1)
マクロプルーデンス・ツール (カウンターシクリカル資本バッファ/セクター別所要自己資本)	0.2%	(CET 1)
第二Aの柱/個別の自己資本ガイダンス	2.3% (うち、1.3%はCET 1)	CET 1、その他 Tier 1 資本および Tier 2 資本
第一の柱	8% (うち、4.5%はCET 1)	(CET 1、その他 Tier 1 資本および Tier 2 資本)

CRD の資本バッファ

CRD は、普通株式等Tier 1 資本で充当すべき様々な資本バッファを定めており、バーゼル の枠組みとも概ね整合している。英国においては、即時に適用されるCCyBを例外として、CRD の資本バッファは2016年1月1日より段階的に導入されている。

銀行の普通株式等Tier 1 資本がCRD の合算バッファを下回った場合、資本分配が自動的に制限される。CRD の合算バッファは、CCB、CCyB、グローバルなシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）のバッファ、およびシステミック・リスク・バッファ（以下「SRB」という。）の適用時期が到来した際に、これらの合計として定義される。

2015年12月31日現在で効力があり適用可能なCCyB率は、ノルウェーおよびスウェーデンが設定した1%である。ノルウェーおよびスウェーデンの関連する信用エクスポージャーは、それぞれ2.4十億米ドルと1.5十億米ドルであった。その結果、2015年12月31日現在、当グループ傘下の金融機関固有の所要CCyBは、重大な値ではなかった。

香港金融管理局が定めたCCyB率は0.625%で、金融政策委員会の通達を受けて、2016年1月27日付で香港におけるエクスポージャーに対してこれが導入された。香港金融管理局のCCyB率が当グループ傘下の金融機関固有のCCyB率に及ぼす影響は、（2015年12月31日現在のリスク加重資産に基づく）7 ベーシス・ポイントと予想される。

ノルウェーおよびスウェーデンが導入したCCyB率は、2016年6月から1.5%に引き上げられる。2016年1月、香港金融管理局も、香港におけるエクスポージャーに適用されるCCyB率が2017年1月1日より1.25%に引き上げられる旨を発表した。

2015年12月、金融政策委員会は英国のエクスポージャーに対するCCyB率を0%に据え置いた。同時に、金融政策委員会は英国の銀行に適用される自己資本の枠組みの最終調整を公表した。この中で金融政策委員会は、今後に関して、CCyBの使用を活発化する意向を示唆するとともに、2016年3月のCCyB採用に関する政策声明の修正を公表する意向も公表した。また、英国のエクスポージャーについて、リスクが高くも低くもないと判定された場合、約1%のカウンターシクリカル・バッファ率を設定する見通しであることも明らかにした。CCyB率は、英国の主要国内銀行の年次一斉ストレス・テストの情報を参考にする。CCyB率が変更された場合は、12ヶ月後に発効する見通しである。

2015年12月、PRAは当グループに適用されるG-SIIバッファが2.5%であることを確認した。G-SIIバッファおよび2.5%というCCBは、2016年1月1日付で発効している。これらの水準は、2019年までの間に、CRD 全面適用ベースの所要バッファの25%ずつ段階的に引き上げられる。そのため、2016年1月1日時点の各所要バッファは、リスク加重資産の0.625%になる。

PRAは、CRD に基づく要件と並行して、2014年以降、英国の主要な銀行および住宅金融組合が、CRD 全面適用ベースの定義に基づく7%という普通株式等Tier 1 資本比率を充足すると予想していた。だが2016年1月1日現在、G-SIIバッファとCCBの導入に伴い、当グループの最低所要普通株式等Tier 1 資本および所要合算バッファは計7.1%とされ(2015年12月31日現在のリスク加重資産に基づく。)、事実上、普通株式等Tier 1 資本比率に関する従来のPRAのガイダンスと差し替えられた。

2016年1月、金融政策委員会はSRBの枠組み案についての協議文書を公表した。この枠組みがリングフェンス銀行と大規模住宅金融組合に適用され、2019年1月1日から導入することが提案されている。HSBCのリングフェンス銀行に適用されるバッファは未定である。

前述のCRD バッファの詳細については、本項後述の「自己資本の補記」を参照のこと。

第二の柱および「PRAバッファ」

第二の柱の枠組みは、第一の柱の枠組みでは捕捉されていないリスク分の資本を保有すること、および銀行が将来の計画期間にわたって晒される可能性があるリスクを評価することを、銀行に義務付けている。PRAによる査定の結果として、個別の自己資本ガイダンス/第二Aの柱および第二Bの柱がそれぞれ決定される。

第二Aの柱は従来総資本で充足することが義務付けられていたが、2015年1月1日より、少なくとも56%部分は普通株式等Tier 1 資本で充足しなければならない。さらに、PRAは企業が、個別の自己資本ガイダンスを満たすために必要な普通株式等Tier 1 資本で、CRD バッファを充足することはないと予想している。

第二Aの柱の要件は、ある一時点で銀行が全体的な財務の十分性の規則を満たすために保有すべきとPRAがみなす自己資本金額の評価である。したがって、これはPRAによる監督体制検討プロセスの一環として変更される可能性がある。2015年11月、当グループの第二Aの柱の要件はリスク加重資産の2.3%に設定され、そのうち1.3%は普通株式等Tier 1 資本で充当される。

2015年7月、PRAは最終政策声明PS17/15を公表して、第二の柱の枠組みに関連したPRAルールブックおよびスーパーバイザリー・ステートメントの修正を発表した。かかる修正後の枠組みは2016年1月1日に発効した。この政策声明では、PRAは企業の第二の柱の所要自己資本の設定提示に用いる方法を示し、これには信用リスク、オペレーショナル・リスク、信用集中リスクおよび年金債務リスクに関する第二の柱の所要自己資本を決定する新手法も含まれている。

これと並行して、PRAは2015年7月にスーパーバイザリー・ステートメント SS31/15も発行した。この中で、2016年1月1日付でPRAバッファを導入して、第二Bの柱に基づいて決められた資本計画バッファと差し替えた。PRAバッファは、普通株式等Tier 1 資本の形で充当される。

このスーパーバイザリー・ステートメントには、PRAバッファがCRD バッファとの重複を回避するためのもので、またストレス・シナリオにおける脆弱性に応じて、特定の企業ごとに設定される旨が記載されている。リスク管理およびガバナンスにおける重大な欠陥に対処するために、第一の柱および第二Aの柱に基づく企業の所要普通株式等Tier 1 資本にスカラーが適用されることもある。これも、PRAバッファの一端になる。

CRD バッファとPRAバッファの査定において両者間で重複があるとPRAがみなした場合、PRAバッファはCRD 合算バッファを超過して要求される余剰自己資本として設定される。2016年1月1日より、CCBとシステムミック・バッファは、該当する場合のリスク管理およびガバナンス・スカラーを除き、PRAバッファと相殺することが認められる。PRAのバッファの使用により資本分配に対する自動的な制限には至ることはない。

規制当局のストレス・テスト

当グループは多くの地域で監督当局のストレス・テストを受けている。ストレス・テストの要件においては、実施頻度が増すとともに、グラニュラリティ（粒度）が細くなっている。そのためストレス・テストは、当グループが主に重視している分野になっている。

イングランド銀行は2015年12月に2015年英国ストレス・テストの結果を公表し、これらのテストではHSBCの自己資本不足は示されなかったことを確認した。欧州レベルでは、EBAは2015年にはストレス・テストを実施しなかったが、その代わりに透明性テストを実施し、その結果は2015年11月に公表された。

2015年7月、EBAは2016年のEU全域ストレス・テスト実施予定も開示した。EBAは、2016年のストレス・テストのシナリオと手法を2016年2月に公表し、結果を2016年第3四半期に公表する予定である。

2015年10月、イングランド銀行は英国におけるストレス・テスト方法を公表した。そこで、金融政策委員会が英国のCCyB率を決定する際、英国のストレス・テスト結果を考慮に入れ、結果次第でPRAバッファが示される旨を明らかにした。さらに2016年からは、銀行がストレス下で維持することが期待される資本額である適用されるハードルレートには、第一の柱、第二Aの柱およびG-SIIバッファの要件が含まれる。

2015年には、グループ各社も地域のストレス・テストに参加した。ストレス・テスト実施の詳細については、「第3 - 4 事業等のリスク」の「規制当局のストレス・テスト」を参照のこと。

リスク加重資産に関する展開

英国、EUおよび域外の規制当局は、2015年を通して、リスク加重資産制度の様々な構成部分の修正ならびに関連した報告および開示の強化を目的とする一連の協議文書を発行した。特に、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）は、標準的かつモデル化されていない所要自己資本計算手法を最新化するために、第一の柱の特定のリスク種類に関する提案を公表した。重要な市中協議事項の詳細は、以下に示されている。

2015年12月、バーゼル委員会は、信用リスクに関する標準的手法の改正に係る2回目の協議文書を公表した。これには、銀行および企業のリスク・ウェイトを計算する基礎として、内部デュエリジェンスによって修正を加えた外部信用格付の再導入の提案が含まれている。その他資産のリスク・ウェイトは、リスク感応度と比較可能性を高めることを目的とした、各エクスポージャー・クラスに合わせた各種取扱いによって決定される。

2016年1月、バーゼル委員会はトレーディング勘定の基礎的検証に基づく最終規則を公表した。導入は2019年の計画である。この新たな制度には、トレーディング勘定の境界の修正およびモデル化手法と標準的手法の両方についての新たな市場リスク所要資本の計算が含まれている。バーゼル委員会は相当量の作業が進行中であり、枠組みに更なる修正が必要となる可能性があることを認めている。

信用評価調整資本賦課の最終修正は、2016年に公表される見込みである。信用評価調整資本制度がまとめられた後に、EUが、現在企業、ソブリンおよびグループ内のエクスポージャーに適用されている信用評価調整資本賦課の適用除外を見直すことが見込まれている。暫定的にEUは、適用除外取引の結果生じた過度の信用評価調整リスク分に対する第二の柱の資本賦課計算手法について、市中協議を行った。

標準的手法によるオペレーショナル・リスクおよび標準的手法に基づく資本フロアの設計と調整に係る修正後の協議文書は、2016年末までに公表される見込みである。

パーゼル委員会の全協議文書は、発効前にEU法に法制化する必要がある。これには、カウンターパーティ・リスクおよび証券化制度に関連した最終変更が含まれる。

英国におけるレバレッジ比率の枠組み

2014年の市中協議を受けて、二次的な法令が2015年4月に施行され、金融政策委員会に英国のレバレッジ比率の枠組みに係る直接的な権限を与えた。2015年7月、金融政策委員会は最終政策声明を公表し、その新たな管理権限を行使する意思を示した。その結果、PRAは英国におけるレバレッジ比率の枠組みに係る要件を導入するための協議文書を発行した。この協議文書によって3%のTier 1 レバレッジ比率、G-SII向けの追加レバレッジ比率バッファ（以下「ALRB」という。）およびカウンターシクリカル・レバレッジ比率バッファ（以下「CCLB」という。）の最低基準が設定され、2016年1月1日に導入された。ALRBとCCLBは、普通株式等Tier 1 資本で全額充足され、リスク加重自己資本の枠組みに関連するバッファの35%に設定される。2016年1月1日現在、当グループの最低レバレッジ比率要件は3%で、0.2%のALRBと0%のCCLBで補完するものとされた。だが当グループは、これらのレバレッジ比率要件を大きく上回る水準を確保している。

G-SIB向けの潜在的バッファを含む最低レバレッジ比率要件は、2016年にパーゼル委員会が市中協議を実施し、2018年1月1日までに正式な第一の柱の指標が確定すると予想されている。

総損失吸収力（TLAC）の提案

EU内外における再建および破綻処理の枠組みの一環として、総損失吸収力（TLAC）に関連した各種の展開がある。EUでは、銀行再建・破綻処理指令でMRELが導入される。

2015年7月、EBAは、破綻処理当局が企業固有のMREL要件を設定する際に考慮すべき判断基準の明確性を高めることを目的とした、MRELの規制技術基準（以下「RTS」という。）の最終草案を公表した。EBAは、この草案はTLACに係る最終国際基準と一貫した方法でMRELを実施することを目指したものである旨を述べている。

2015年11月、FSBは、G-SIB向けTLACの最終案を個別行破綻処理戦略に従って適用する旨を公表した。最終案では、2019年1月1日以降はリスク加重資産の16%および6%のTLACレバレッジ比率といった要件を満たし、2022年1月1日以降はそれぞれ18%と6.75%に引き上げる旨を定めている。最低TLAC要件に加えて、既存の規制上の資本バッファも充足する必要性が生じる。TLAC違反は、最低所要自己資本違反と同様に厳しく対処される。

2015年11月、パーゼル委員会はまた、G-SIBが発行したTLAC商品の銀行による保有の取扱いに係る市中協議文書を公表して、規制上の自己資本からの新たな控除を提案した。この規定が最終化された後には、TLACに関連する追加要件がMRELに反映され、英国において実施されることが見込まれる。

2015年12月、イングランド銀行は英国におけるMREL導入に係る協議文書を公表した。そこでは、MRELを、TLACと今年後半に公表見込みのEBAの最終RTSの両方と一貫した方法で設定する意向であると述べている。MRELは、既存の規制上の所要自己資本を反映した損失吸収金額と、企業が破綻処理後に必要とする可能性が高い資本を反映した資本強化額から成ると予想される。後者は、規制上の自己資本と適格負債の両方で満たすことができる。

MRELは個別に設定されるが、イングランド銀行は、適切な破綻処理方針がバйлインとされる銀行の場合、MRELは現在の最低所要自己資本の2倍相当になると概ね見込んでいる。最終政策表明は、2016年半ばまでに公表が見込まれている。イングランド銀行はまた、2016年に企業に対して2020年のMREL見通しについて目安を提供する見込みだ

が、その頃までにMRELを移行措置ベースで設定する予定である。G-SIBについては、MRELはFSBの計画と合わせ、2019年からの適用が提案されている。

上記と並行して、PRAは別個にMRELと資本バッファの間の相互作用およびMREL要件違反の取扱いに係る協議文書を公表した。この協議文書では、銀行が、既存の資本バッファおよびレバレッジ比率バッファの充足に用いられた普通株式等Tier 1 資本で、MREL要件を満たすことは、認められるべきではない旨を提案している。

構造改革ならびに再建および破綻処理計画

全世界的に、数多くの銀行の構造改革および再建・破綻処理制度の導入に関連した変化が起きている。再建および破綻処理計画の一環として、一部の規制当局および国家当局は銀行の企業構造の変更を求めてきている。これらの変更には、銀行の現地法人化または特定事業のリングフェンスが含まれる。

2013年および2014年に大規模銀行グループが英国リテール・バンキング業務および中小企業向けバンキング業務を、多額のトレーディング活動に従事することが禁止される別個に法人化された銀行業務を行う子会社（以下「リングフェンス」銀行という。）にリングフェンスすることを義務付けた英国法が施行された。リングフェンスは2019年1月1日までに完了しなければならない。同法は、リングフェンス銀行に移管される該当する個人顧客の詳細も規定した。加えて、この法律では、リングフェンス銀行に業務活動および地理的な範囲の制約が課された。2015年を通して、PRAはリングフェンス要件の実施について複数の協議文書を公表し、規則策定作業は2016年も続くと予想される。

主な提案項目には、2015年5月に公表された法的構造、コーポレート・ガバナンス、ならびにサービスおよび施設の継続性に係るほぼ最終的な規則も含まれていた。

加えて2015年10月に、PRAはリングフェンス銀行に対する資本および流動性規則の適用、グループ内エクスポージャーの管理、ならびに金融市場インフラストラクチャーの使用に係る協議文書を発行した。PRAは、2016年にさらに報告および開示に関連して市中協議を実施し、その後に最終規則およびスーパーバイザリー・ステートメントを発行し、2019年1月1日までに実施する計画である。

当グループは、主要な規制当局の協力を仰いで、HSBCの破綻処理戦略の策定および合意形成に取り組んでいる。既存の法律上および業務上の構成に即しているため、当グループでは、破綻処理する場合にグループを子会社である銀行ごとに分ける戦略（マルチプル・ポイント・オブ・エントリー戦略と称される。）が最適な方法だと考えている。G-SIB全行と同様に、当グループもグループの破綻処理をさらに円滑に進めるべく、規制当局の協力を仰いで、子会社間の重要な相互依存関係を軽減または排除するよう取り組んでいる。特に、ある子会社である銀行が他の子会社である銀行に重要なサービスを提供するといった業務上の依存を解消するために、当グループはかかる重要なサービスを子会社である銀行から別個の内部サービス会社グループ（以下「サーブコ・グループ」という。）に移管するプロセスを進めている。

2015年には、英国で共用サービスに従事する18,000人超の従業員をサーブコ・グループに移管した。英国、香港、およびその他の地域の従業員、重要な共用サービス、および資産のさらなる移管をいずれ行う予定である。

自己資本の注記

- 1 投資不動産および売却可能証券に係る未実現利益を認識したため、2015年1月1日以降は、HSBCホールディングス・ピーエルシーのCRD 移行措置ベースの普通株式等Tier 1 資本比率とCRD 全面適用ベースの普通株式等Tier 1 資本比率が合致するようになった。
- 2 普通株式に係る配当金、優先株式に係る四半期配当金、資本に分類される資本証券に係る利金を含む。
- 3 外貨換算調整勘定の表示基準が変更されて、普通株式等Tier 1 資本に合計額を計上するようになった。それ以前は、その他包括利益で認識された外貨換算調整勘定だけが算入されていた。該当する場合、変更を反映するための比較期間の値更新を行っていない。

- 4 顧客の総合的な銀行サービス・ニーズと当グループで設定しているグローバル事業部門を一層整合させるため、2015年上期に、顧客ポートフォリオが中南米のCMBからRBWMに移管された。それに応じて、比較値も修正再表示されている。
- 5 リスク加重資産は、当グループ内の市場リスク分散効果のため地理的地域をまたがった加算は行われていない。
- 6 作成基準の詳細については、本項後述の「主要な要因別のリスク加重資産の変動 - 作成基準と補足的注記」を参照のこと。
- 7 2013年12月31日現在のCRD ベースの残高は、最終的なCRD 規制およびPRAが公表した最終規則についての当グループの解釈に基づいて見積もった値である。
- 8 外部検証された2015年12月31日に終了した事業年度の当期純利益を含む。
- 9 SPEに関連する売却可能負債証券の未実現利益／損失で主に構成されている。
- 10 トレーディング負債に係る自己の信用スプレッドを含む。
- 11 保険事業体への投資で主に構成されている。

自己資本の補記

資本管理

(監査済)

手法および方針

当グループの資本管理手法は、事業を展開する地域における規制環境、経済環境および商業環境を考慮した戦略的要件および組織的要件に基づいている。税引前平均リスク加重資産利益率は、グローバル事業部門を日々管理する経営指標である。株主資本利益率や所要自己資本と照らし合わせてこの指標を調整し、資本力、事業の収益性、規制上の自己資本の効率に関する目標を達成するために、最善の体制が整っているよう確保している。盤石な資本基盤を維持して、当グループの事業固有のリスクに対応するとともに、当グループの戦略に従って投資して、常時連結ベースと現地ベース双方の規制上の所要自己資本を上回ることが、当グループの目標である。

当グループの資本管理方針は、資本管理の枠組みおよび内部の自己資本充足度評価プロセスによって支えられており、これらにより、当グループが一貫した方法で資本を管理することが可能になっている。この枠組みは毎年グループ経営委員会（以下「GMB」という。）の承認を受けており、時価総額、株主資本、経済資本、規制上の自己資本など、多種多様な自己資本指標が組み込まれている。2015年も、10%超の株主資本利益率という中期目標を達成するよう、引き続き当グループの自己資本を管理した。これは、CRD 全面適用ベースの普通株式等Tier 1 資本比率が12%から13%の水準に達することを前提にしたものである。

自己資本指標

- Y 株主資本とは、株主がHSBCに投じた株式資本に、所定の準備金および償却済または消去済ののれんについて調整を加えた値である。
- Y 経済資本とは、内部で算出した所要自己資本で、さらされているリスクに対応するために必要と当グループが判断した資本である。
- Y 規制上の自己資本とは、当グループ連結に関してはPRAが定めた規則、グループ各社に関しては現地規制当局が定めた規則に準拠して、保有義務を負う自己資本である。規制上の自己資本は、普通株式等Tier 1 資本、その他Tier 1 資本、Tier 2 資本で構成されている。

自己資本充足度評価は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、銀行勘定の金利リスク、年金リスク、保険リスク、構造的外国為替リスク、および残余リスクなどのリスクに対する当グループの評価に沿ったものである。

ストレス・テスト

年次のグループ内のストレス・テストに加えて、当グループは多くの地域で監督当局のストレス・テストを受けている。監督当局の要件は、結果が求められる頻度が増すとともに、グラニュラリティ（粒度）が細かくなっている。これらのストレス・テストとは、PRA、FRB、EBA、ECB、香港金融管理局のテスト制度、および他地域で実施されているストレス・テストなどである。当グループは、内部の所要自己資本を評価する際、このような全ての規制当局のストレス・テストとグループ内ストレス・テストの結果を考慮している。PRAが実施したストレス・テストの結果は、必要に応じて第二の柱の要件に基づくPRAバッファーにも反映される。

自己資本に対するリスク

ストレス・テストの枠組みに加えて、一連のトップリスクおよび新興リスクについて、当グループの普通株式等Tier 1 資本比率に対する影響が定期的に評価される。その結果、当グループのリスク加重資産および／または自己資本ポジションに影響を及ぼす可能性を有するその他のリスクが特定される場合がある。これらのリスクは、自己資本に対するリスクの評価にも算入される。下方シナリオと上方シナリオの両方が当グループの資本管理目的に照らして評価され、必要に応じてリスク軽減措置が指定される。全体の資本配分に関する原則と決定は、GMB部門が担当している。当グループは、内部ガバナンス・プロセスを通して、投資や資本配分の決定において規律を守り、かつ投資収益率が当グループの経営目標を達成するよう、努めている。所定の平均リスク加重資産利益率目標ならびにそれぞれの規制上の所要自己資本および所要経済資本を達成する能力に応じて、事業と事業体に資本を配分することが、当グループの戦略である。

リスク加重資産計画

リスク加重資産計画は、取締役会の承認を受けている年次経営計画の一角を成している。修正後の予想が毎月GMB部門に提出され、報告されたリスク加重資産は計画と照らし合わせながら監視される。

グローバル事業部門は、リスク加重資産効率、平均リスク加重資産利益率など、昨年6月の戦略更新で概要が示された優先順位に従って、目標を設定する。リスク加重資産目標と比較した事業部門の業績は、持株会社のALCOおよびグループ経営委員会への定期報告を通じて監視される。業績指標は、当グループの戦略的対策に沿ったものである。規制上の自己資本控除項目の管理は、リスク加重資産監視の枠組み内で、それらの項目に関する名目上の資本賦課を追加することで行っている。

リスク加重資産監視の枠組み内で分析し、変動を招いた主要因を特定する。事業部門の日々の統制の範囲内の項目、およびリスク・モデルや規制手法の変更に左右される項目の特定と分類に、特に注意を払っている。目標を定めたりリスク加重資産削減計画にあたる具体的な対策を認識し報告するためにも、分析を行う。

資本創出

HSBCホールディングスは、その子会社にとって株式資本を供与する主要な出資者であると同時に、必要に応じて株式資本以外の資本も供与している。これらの投資の大部分は、HSBCホールディングスの自己資本発行と留保利益が財源になっている。資本管理プロセスの一環として、HSBCホールディングスは、自己資本と子会社への投資の構成で堅実なバランスを維持するよう努めている。

資本の測定および配分

PRAは連結ベースでHSBCを監督しているため、当グループ全体の自己資本充足度に関する情報を受け取り、当グループ全体の所要自己資本を設定している。個々の銀行業務を行う子会社は、独自に所要自己資本を設定し監視す

る現地銀行監督官庁から直接監督を受けている。当グループのグループレベルでの自己資本は、CRD に基づいて計算され、指令要件への移行を発効させるためのPRA規則によって補完される。

当グループのグループレベルでの資本測定および配分における方針および実務は、CRD の規則を根拠としている。大半の法域において、非銀行金融子会社もまた、各国の規制当局の監督および自己資本規制の対象である。

バーゼル の枠組みは、バーゼル と同様に、最低所要自己資本、監督上の検証プロセスおよび市場規律の3つの「柱」を中心とした構造になっている。EUにおいては、CRD の法制化によってバーゼル が導入され、英国では、自己資本規制（以下「CRR」という。）対象会社向け「PRAルールブック」により、CRD の法制化の下での各種の国内裁量項目が英国における規制に移行された。またCRD に伴い、CCB、CCyB、G-SIIバッファ等その他のシステミック・バッファなど、多数の資本バッファも導入されている。

規制上の自己資本

当グループの自己資本基盤は、規制上、それぞれ性格に従って普通株式等Tier 1 資本、その他Tier 1 資本、およびTier 2 資本という3つの主要カテゴリーに分けられる。

Y 普通株式等Tier 1 資本は、最高の質の自己資本の形態で、株主資本および関連する非支配持分（制限有）で構成される。CRD の下では、各種の資本控除および規制上の調整がこれらの項目に適用されるが、自己資本規制上、扱いは異なる。その一例が、のれんおよび無形資産、将来の収益性に依存する繰延税金資産、IRB手法に基づく予想損失額の計算の結果生じた負の金額、金融セクター事業体の資本証券保有、および確定給付型年金制度資産余剰金に関する資本控除である。

Y その他Tier 1 資本は、適格非普通株式資本証券および関連する株式プレミアムで構成され、また一定限度までの子会社発行の適格資本証券も含まれる。保有している金融セクター事業体のその他Tier 1 資本証券は、控除される。

Y Tier 2 資本は、適格資本証券および関連する株式プレミアムで構成され、また一定限度までの子会社発行の適格Tier 2 資本証券も含まれる。保有している金融セクターの事業体のTier 2 資本証券は、控除される。

第一の柱の所要自己資本

第一の柱は、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対する資本リソース要件で構成されている。信用リスクには、カウンターパーティ信用リスクおよび証券化の要件が含まれている。これらの要件は、リスク加重資産の観点から表示される。

信用リスクに対する所要自己資本

CRD では、3つの手法を適用し、第一の柱である信用リスクに対する所要自己資本の計算精度を高めている。最も基本的な標準的手法では、銀行は格付の付与されているカウンターパーティに適用されるリスク・ウェイトを、外部信用格付を使用して決定することが求められる。その他のカウンターパーティは広範なカテゴリーによるグループに分類され、これらのカテゴリーに対して標準化されたリスク・ウェイトが適用される。次のレベル、すなわち基礎的内部格付（以下「IRB」という。）手法では、銀行はカウンターパーティのデフォルト確率（以下「PD」という。）の内部評価に基づいて信用リスクに対する所要自己資本を算出することが認められているが、デフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）およびデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）の見積りは、監督官庁の標準的なパラメータに従うことを条件としている。最後に、先進的IRB手法では、銀行に対し、PDを決定するだけでなく、EADとLGDを定量化する際に独自の内部評価を利用することを認めている。

予想外の損失をカバーすることを目的としている資本リソース要件は、PD、LGD、EADならびに満期および相関等のその他の変数を組み込んだ、規制当局の規則に明示されている数式から算出される。予想損失は、PDにEADおよびLGDを乗じることによって計算される。予想損失のうち、会計上の減損貸出金合計を超過する部分が自己資本から

控除される。信用リスクについては、当グループは大半のポートフォリオに対して先進的IRB手法を採用し、残りについては、基礎的IRB手法または標準的手法を採用している。

2015年末時点で、欧州、アジア、北米の数多くのポートフォリオで先進的IRB手法を採用しており、当グループの世界のソブリン、銀行および大企業に対するエクスポージャーも同様である。その他は、現地規制やモデル承認の定義によって、依然として標準的手法か基礎的IRB手法を採用しているか、またはIRB手法での処理の特例措置に基づいている。場合によっては、規制当局が少数のポートフォリオに関して先進的IRB手法から標準的手法への移行を認めている。

Ⅳ カウンターパーティ信用リスク

カウンターパーティ信用リスクは、デリバティブおよび証券金融取引について発生する。カウンターパーティ信用リスクは、トレーディング勘定と非トレーディング勘定の両方について計算されるものであり、取引のカウンターパーティが当該取引の決済完了前にデフォルトするリスクである。CRD では、カウンターパーティ信用リスクの計算およびエクスポージャー額の算定のために、時価法、標準的手法、および内部モデル法の3つの手法を定義している。これらのエクスポージャーの値は、3つの信用リスク手法（標準的手法、基礎的IRB手法、先進的IRB手法）のうちの1つに基づき、所要自己資本を算出する際に用いられる。

当グループは、カウンターパーティ信用リスクについて時価法および内部モデル法を使用している。

それに加えて、CRD によって、信用評価調整リスク、つまりデリバティブ取引で予想される貸倒れについて計上する信用評価調整が不利な方向に変動するリスクをカバーする規制上の資本賦課も導入された。当グループは、ある商品について個別リスクVaRと内部モデル法の両方が承認されている場合、信用評価調整 VaR手法を使用して信用評価調整資本賦課を算出している。両方は承認されていない場合には、標準的手法が適用されている。非金融カウンターパーティやソブリンなどの特定のカウンターパーティ・エクスポージャーについては信用評価調整が免除されている。

Ⅳ 証券化

証券化のポジションは、トレーディング勘定と非トレーディング勘定の両方に組み入れられている。非トレーディング勘定については、CRD は、信用リスクの要件の計算のために、標準化手法とIRB手法の2つの方法を指定している。いずれの方法でも、7%から1,250%にわたるリスク・ウェイトは格付機関の信用格付の分布に基づいている。

当グループでは、IRB手法のうち、非トレーディング勘定の証券化ポジションの大部分について格付に基づいた方法を使用し、主に流動性ファシリティおよびプログラム全体に対する信用補完に関連する、資産担保コマーシャル・ペーパー・プログラムから発生するエクスポージャーについては、内部評価手法を使用している。

トレーディング勘定の証券化ポジションの大半は、自己資本計算目的では、あたかもそれらが非トレーディング勘定で保有されているかのように、標準化手法またはIRB手法の下でリスク加重される。

市場リスクに対する所要自己資本

市場リスクに対する所要自己資本は、PRAが承認した場合の内部市場リスク・モデル、またはCRD の標準規則を用いて測定される。当グループの内部市場リスク・モデルは、VaR、ストレスVaR、および追加的リスクである。2014年9月に関連ポートフォリオを売却して以来、包括的リスク指標に伴い必要とされる市場リスクに対する所要自己資本はない。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本

CRD には、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本が含まれているが、ここでも精密性に関する3つのレベルが用いられている。基礎的手法に基づく所要自己資本は、単純な総収益比率であるのに対して、標準的手法では、事業種類ごとに比率を変えて総収益比率を計算する。どちらの手法でも、過去3年度間の収益の平均値が用いられる。最後に、先進的測定手法では、オペレーショナル・リスク・データに関する銀行独自の統計分析とモデル化を利用して所要自己資本が決定される。当グループは、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の決定に際し、標準的手法を採用している。

第二の柱の所要自己資本

当グループは、事業戦略、リスク・プロファイル、リスク選好度および資本計画を前提とした将来における所要自己資本の評価を算定するために、年次内部自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）を実施している。このプロセスには、当グループのリスク管理プロセスとガバナンスの枠組みが組み込まれている。当グループのICAAPの一環として、PRAが公表したストレス・シナリオと、当グループの事業および固有のリスク要因を踏まえた一斉シナリオの双方を考慮に入れた基本資本計画の内部ストレス・テストを実施している。これらと、当グループの経済資本の枠組みおよびリスク管理実務を併用して、内部所要自己資本の評価に使用する。

ICAAPは、PRAの監督上の検証および評価プロセス（以下「SREP」という。）の一環として、PRAにより監査される。このプロセスが定期的実施されることから、PRAは必要に応じて、HSBCの個別の自己資本ガイダンスまたは最低所要自己資本および資本計画バッファを規定できる。2016年1月1日より施行されたPRAの修正後の第二の柱制度の下で、資本計画バッファはPRAバッファに置き換えられた。PRAは、これはCRD バッファの二重設定を意図したものではなく、PRAの年次ストレス・テストを通じて評価されるストレス・シナリオ下の銀行の脆弱性に応じて、設定される、と述べている。

CRD の資本バッファ

CRD によって、第一の柱および第二の柱の要件に加えて適用されるいくつかの資本バッファが導入されたが、バーゼル の枠組みと概ね一致している。これにはCCB、CCyB、G-SIIを含み、現在全て当グループに適用されている。これらは普通株式等Tier 1 資本によって充当される予定で、即時に適用されるCCyBを除いて、2016年1月1日より段階的に導入されている。CRD には、まだPRAによって全面的には導入されていないシステミック・リスク・バッファなど、その他の資本バッファも含まれている。

CCB

CCBは、銀行が、損失発生時に引き出せる自己資本をストレスを受けていないうちに蓄積しておくよう、意図したものである。CCBは全ての銀行に対してリスク加重資産の2.5%に設定されており、2016年1月1日から段階的に引き上げられている。2016年1月1日現在、当グループのCCBは0.625%であった。

G-SII

当グループはPRAからG-SIIに指定されており、現在、リスク加重資産の2.5%というG-SIIバッファが適用されている。このバッファは、2016年1月1日から段階的に引き上げられている。G-SIIバッファは、システミック・リスクに対処することを目的とし、銀行の規模、相互関連性、提供するサービス向けに容易に利用できる代替手段または金融機関のインフラストラクチャーの欠如、グローバルな法域にまたがった活動およびビジネスモデルの複雑性等の複数の指標に従って、年次で査定される。2016年1月1日現在、当グループのG-SIIバッファは0.625%であった。

CCyB

CCyBとは、金融機関ごとに設定され、該当するエクスポージャーの所在地に従って計算されるカウンターシクリカル・バッファである。このバッファは、持続不可能な水準のレバレッジ、借入金または信用の増加が、システム上脅威となる場合に、将来の損失に対する備えになるよう意図されたものである。当

グループの金融機関固有のCCyB率は、該当する信用エクスポージャーが所在する法域において適用されるCCyB率の加重平均として算出される。2015年12月31日現在、グループ単位で適用される当グループの金融機関固有のCCyB率は、ほぼ0%であった。

Ⅳ 合算バッファ

前述の要件の結果、2016年1月1日現在HSBCグループに適用される合算バッファは、1.25%と見積もられた。

レバレッジ比率要件

リスクに基づく所要自己資本に加えて、PRAが設定した3%というリスク・センシティブではない最低レバレッジ比率要件が、当グループに適用される。この比率は、2015年1月に公表され、修正後のバーゼル 2014年エクスポージャー指標を導入した欧州委員会委任規則（Commission Delegated Regulation）（EU）第2015/62号に従って、計算される。2016年1月1日以降、3%という最低レバレッジ比率は、G-SII向けのALRBとCCLBで補完されている。双方とも、リスク加重資本の枠組みで、当該バッファの35%の水準に設定されている。その結果、2016年1月1日現在、当グループの最低レバレッジ比率要件は3%で、0.2%のALRBと0%のCCLBで補完されていたことになる。

第三の柱の開示要件

バーゼル規制の枠組みの第三の柱は市場規律に関連するもので、リスク、自己資本、および管理に関する広範な情報を少なくとも年に一度公表するよう義務付けることで、企業の透明性を一層高めることを目指している。当グループの2015年の第三の柱に基づく開示事項は、当グループのウェブサイトwww.hsbc.comの「Investor Relations」で公表されている。

主要な要因別のリスク加重資産の変動 - 作成基準と補足的注記

信用リスク変動要因 - 定義と数量化

リスク加重資産変動の原因分析では、IRB手法に基づくリスク加重資産の変動合計を次の6つの要因に分けている。1番目から4番目までの項目は、識別と測定が可能な固有の変動に関する要因である。残りの2項目、すなわち勘定の規模と勘定の質は、1番目から4番目までの固有要因の変動を考慮した後に導出される。

1. 外国為替の変動

これは、各ポートフォリオを所有するHSBCグループ会社の機能通貨と連結財務報告の表示通貨である米ドル間の外国為替レートの変動の結果生じるリスク加重資産の変動である。構造的為替エクスポージャーは、可能な限り、当グループの連結自己資本比率および個々の銀行業務を行う子会社の自己資本比率が、為替変動の影響を概ね免れることを主な目的として、管理されている。このことは、通常、各銀行業務を行う子会社について、所与の通貨における構造的なエクスポージャーと当該通貨建てのリスク加重資産の比率が、当該子会社の自己資本比率と概ね等しいことを確実にすることによって達成される。当グループは、限定的な状況に限り、構造的為替エクスポージャーをヘッジしている。

2. 取得および売却

これは、事業の売却または取得の結果生じるリスク加重資産の変動である。売却または取得するのは、事業全体の場合もあれば、事業の一部の場合もある。リスク加重資産の変動は、売却前または取得後の月末時点の信用リスク・エクスポージャーに基づき、数量化される。

3. モデルの更新

新規モデルの導入および既存のパラメータ・モデルの変更から発生するリスク加重資産の変動は、この要因に配分される。この数値には、モデル化の前提の見直しの結果発生した変動も含まれる。モデルの再調整が最新の実績データへの更新を反映している場合、その結果としてのリスク加重資産の変動はこの分類には含められず、勘定の質として報告される。

リスク加重資産の変動は、導入前のテスト段階で行われた影響評価に基づいて見積もられる。これらの値は、新規または更新されたモデルの導入時点におけるポートフォリオへの影響のシミュレーションに使用され、テスト段階から導入段階までの間にポートフォリオには重大な変動がなかったと仮定している。

ポートフォリオを標準的手法からIRB手法に移行したことで生じるリスク加重資産の変動も、この要因に配分される。主要な要因別のリスク加重資産の変動の計算書では、IRBによるリスク加重資産の増加が表示されるが、この計算書の範囲がIRBに限定されているため、対応する標準的手法によるリスク加重資産の減少は表示されない。

リスク加重資産の変動が数量化されるのは、IRB手法が適用された日付であり、新規/更新モデルの適用のようにテスト段階中ではない。

4. 手法および方針

内部要因による更新

この要因は、エクスポージャーの内部での取扱いの変更のリスク加重資産への影響を捕捉する。これには既存のIRBモデルから標準的モデルへ移行するポートフォリオまたはその一部、ネットティングの特定および信用リスクの軽減が含まれるが、これらには限定されない。

外部要因による更新 - 規制当局

ここには、規制要件の追加または変更の影響が記載される。この要因には規制当局により規定されたリスク加重資産の計算への変更が含まれるが、これには限定されない。リスク加重資産の変動は、新旧の要件の下で当該ポートフォリオについて計算されたリスク加重資産の比較によって数量化される。

5. 勘定の規模

この要因に帰属するリスク加重資産の変動は、所与のエクスポージャーの変動について、リスク・プロファイルは不変と仮定し、発生が予想されるEADで測定した変動である。これらのリスク加重資産の変動は、信用エクスポージャーの増加、またはランオフおよび償却による勘定の規模の縮小等、通常の営業過程において生じる。

リスク加重資産の変動は、以下のように数量化される。

ⅰ 上記の4つの要因で捕捉されたリスク加重資産とEADの変動を変動額の合計から除外し、当該期間の修正後のEADおよびリスク加重資産の変動表を作成する。

ⅱ 期首ポジションについてEADに対するリスク加重資産の比率の平均が算出され、EADの修正後の変動に適用する。この結果、EADに対するリスク加重資産の比率が期中を通じて一定であるという前提に基づいて見積もられた勘定の規模によるリスク加重資産の変動である。

計算は平均に依拠しているため、結果はポートフォリオ集計度と個別の計算をなしたタイミングによって異なる。2015年の各四半期においてかかる計算は、下記の表のように、HSBCグループの各会社によって、グローバル事業別のIRB手法ポートフォリオを用い、バーゼル規制に従った主要信用エクスポージャー区分別に分けて行われた。

IRB手法を採用しているHSBCの信用エクスポージャー（CRD に準拠して区分）		
中央政府および中央銀行	法人 - その他	リテール - 適格なりボルピング型
金融機関	リテール - 中小企業向け不動産担保付	リテール - その他中小企業向け
法人 - 中小企業向け	リテール - 非中小企業向け不動産担保付	リテール - その他の非中小企業向け
法人 - 特定貸付		

合計が、主要な要因別のリスク加重資産の変動を示す表の勘定の規模欄に表示される。

6. 勘定の質

顧客の信用の質の変動に伴うリスク加重資産の変動を示す。それらの変動は、モデルの再調整、カウンターパーティの外部格付の変更、または新規貸付が勘定の平均的な質に及ぼす影響などの行動に伴う（ただし、これらに限るものではない。）IRB手法のリスク・パラメータの変更に起因する。勘定の質に帰属するリスク加重資産の変動は、前述の全要因を考慮した後のリスク加重資産の変動の残高として、算出される。

主要な要因別のリスク加重資産の変動の計算書には、IRB手法で計算された変動だけが記載される。特定の種類の信用リスク・エクスポージャーは資本控除として扱われるため、控除額はこの計算書に表示されない。信用リスク・エクスポージャーの扱いが期中にリスク加重資産から資本控除に変更された場合、主要な要因別のリスク加重

資産の変動を示す表には、リスク加重資産の減額だけが表示される。その場合、リスク加重資産の減額は必ずしも資本ポジションの改善を示すものではない。

カウンターパーティ・リスク変動要因 - 定義と数量化

カウンターパーティ信用リスクに関する主要な要因別のリスク加重資産の変動は、地域の拠点が提出した取引レベルの詳細データを用いて、5番目と6番目の信用リスク変動要因をさらに詳しく計算する。ポートフォリオではクロスカレンシーの相殺を行うため、「外国為替の変動」はカウンターパーティ・リスク変動要因の報告項目になっていない。

市場リスク変動要因 - 定義と数量化

市場リスクに関する主要な要因別のリスク加重資産の変動では、5番目と6番目の信用リスク変動要因を「リスク水準の変動」と称する単一の要因にまとめている。

4【事業等のリスク】

リスク

本項に含まれている将来の見通しに関する記述は、2015年度年次報告書公表日現在の当グループの考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

リスクの管理およびガバナンスに関するHSBCの方針および慣行の詳細については、本項後述の「リスク補記」内の「リスク・ガバナンス」を参照のこと。

さらに、財務書類注記40「法的手続きおよび規制事項」も参照のこと。

リスクの管理

当グループのいずれの行動も、程度の差こそあれ、リスクまたはリスクの組合せの測定、評価、および管理を伴う。

当グループの保守的なリスク・プロファイル

当グループは、次を含め、保守的なリスク・プロファイルを維持している。

財政状態

Y 規制上および内部の自己資本比率によって定義するところの盤石な資本ポジション。

Y グループ会社ごとに独立した流動性および資金調達の管理。

運用モデル

Y 負担するリスクに応じた収益の獲得。

Y 持続可能で多様な利益構成を維持し、一貫した株主収益を提供。

業務上の実践

Y 予想可能なレピュテーション・リスクまたは損害を検討していない、および／または軽減していない場合、いかなる事業、活動、または連携への意識的な関与も、一切容認しない。

Y 当グループの商品・サービスにより、もしくは規制上の要件の文言または趣旨への違反により、一般消費者への悪影響を意図的または意識的に招く事態には、一切意欲を示さない。

Y 当グループの従業員または事業による市場での不適切な行為にも、一切意欲を示さない。

リスク管理の枠組み

効果的なリスク管理は、当グループの戦略上の優先課題を達成する上で欠かせないものである。管理する際には、組織のあらゆるレベルで全てのリスク種類にわたって、リスク管理の枠組みを採用している。それにより、リスク環境の継続的な監視ならびにリスクおよびそれらの相互作用の統合評価が促進されている。また、グループ内で一貫したリスク管理方法の採用が確保されている。

エンタープライズ・リスク・マネジメント（全社的リスク管理）の枠組みは、当グループのリスク管理文化によって下支えされており、HSBCバリューとグループのグローバル基準によって補強されている。これらは、リスクを負担しそれを管理する際の当グループの姿勢に沿って各人が行動する礎になっていると同時に、当グループのリスク・プロファイルをグループのリスク選好度に即した水準に維持するよう確保することにも貢献している。

エンタープライズ・リスク・マネジメントの枠組みは、以下のとおりである。



ガバナンスおよび構造

コーポレート・ガバナンスおよびリスク・ガバナンス

適切なリスクの監視と効果的なリスク管理の説明責任を確保する枠組みを確立することで、堅実なリスク・ガバナンスと説明責任が当グループ全体に浸透している。

取締役会が効果的なリスク管理の最終責任を担い、HSBCのリスク選好度を決裁する。取締役会は、リスク関連の問題について、以下の委員会から助言を受けている。

- Y グループ・リスク委員会は、リスク選好度および戦略、リスク・ガバナンス、内部統制との整合性、ならびに大局的なリスク関連の問題について、取締役会に助言する。
- Y 金融システム脆弱性委員会は、金融犯罪や金融システムの不正使用に関連する問題について取締役会に報告するとともに、金融犯罪リスクに関する将来の見通しを提示する。
- Y 企業行為および企業価値委員会は、HSBCバリューに従って責任と一貫性を持って業務を遂行するようHSBCの方針、手続、基準が設計され適用されているかを監督するとともに、取締役会に適宜助言を提供する。

リスク環境やリスク管理方針の有効性の継続的な監視、評価、管理に関する経営幹部の説明責任は、グループ経営委員会（以下「GMB」という。）のリスク管理委員会が担っている。日々のリスク管理業務は個別事業部門のシニア・マネージャーが担当し、以下の「3つの防衛線」に記載するようにグローバル機能部門がこれを補佐する。

HSBCのガバナンス構造の一貫性は、エンタープライズ・リスク・マネジメントの枠組みで定められているリスク管理委員会、ならびに一貫性が保たれている基準およびリスク管理方針の遵守によって、補強されている。

業務執行役員および非執行役員によるリスク・ガバナンス構造および相互関係の詳細については、本項後述の「リスク補記」内の「リスク・ガバナンス」を参照のこと。主要グループ子会社においても、同様の手配がなされている。

グループ・リスク委員会、金融システム脆弱性委員会、ならびに企業行為および企業価値委員会の詳細については、「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

リスク選好

当グループのリスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）とは、当グループが中・長期的な事業目標を達成するため業務活動で進んで受け入れるリスクの合計水準や種類を明示した文書である。このステートメントはリスク管理を構成する主要な要素で、継続的に見直しされる。グループ・リスク委員会の提言については、6ヶ月ごとに取締役会の正式な承認を受けている。

当グループの実際のリスク選好プロファイルは、毎月リスク管理委員会に報告される。その目的は、上級経営陣がリスク・プロファイルを監視すること、ならびにリスクとリターンのバランスをとって速やかにリスクを検出し軽減する一方で、リスク調整後報酬を通知して、当グループにわたって強力なリスク管理文化を推進するべく、業務活動を指導することにある。

RASはグローバル・リスク選好の枠組みの一環として設定され、監視されている。これにより、方針、限度額、統制の枠組みを通じて、リスク選好度を日々の意思決定まで浸透させていくプロセス、ガバナンス、その他の特性を細かく規定して、リスクの管理、測定、および統制において世界全体で一貫性を保った構造的な手法が、実現している。

リスク選好度は戦略的財務計画プロセスを知らしめ、当グループの望ましい将来のリスク・プロファイルを明示するものでもある。リスク選好度は、リスク管理の一貫性を確保するため、トップリスク、新興リスク、ストレス・テストなど、その他のエンタープライズ・リスク・マネジメント手段にも組み入れられている。

それぞれのグローバル事業部門、地理的地域、戦略国には、当グループのRASと同じ方向性を保つよう保証した独自のRAS作成が義務付けられている。いずれのRASおよび業務活動も、一連の定性的原則によって導かれ、支えられている。かかる原則の概要については、本項後述の「リスク補記」の「リスク選好」を参照のこと。それに加えて、定量的指標、ならびに10の高リスク分野に関するリスク選好度および許容度の基準も定義されている。

全社のリスク管理手段

リスクを検出、管理、軽減する以下のプロセスは、HSBCのリスク管理上不可欠な要素で、リスク選好度の範囲内維持に寄与している。

リスク・マップ

リスク・マップ・プロセスは、重要な銀行リスクや保険リスク（詳細については、本項後述の「銀行リスクおよび保険リスク」を参照のこと。）を含め、一連のリスク区分にわたる当グループのリスク・プロファイルを、ある時点で切り取って示すものである。リスク・マップは、これらのリスクが当グループの財務業績、評価、または事業持続性に重大な影響を及ぼす現在および将来の可能性を評価する。

リスク・マップに表示されるリスク区分は、リスク選好プロファイルを通じて定期的に評価され、ストレス・テストも受ける他、テーマに基づく問題が発生した場合には、トップリスクや新興リスクに分類すべきか否かが検討される。

トップリスクおよび新興リスク

リスクの検出、管理、監視は、当グループのリスク管理方法にとって欠かさないものである。トップリスクおよび新興リスクというプロセスは、当グループの戦略およびグローバル事業の執行を脅かしうるリスクに関して、将来の見通しを提示するものである。トップリスクおよび新興リスクは、一般にテーマ別にまとめられるが、複数のリスク・マップ区分、グローバル事業部門、または地域に影響することもある。

当グループでは、リスク・マップ区分、地域、またはグローバル事業部門の組合せにわたって発生し、当グループの財務業績、評価、または長期ビジネスモデルに重大な影響を及ぼす可能性があり、かつ、6ヶ月から1年の間に形作られ具現化するおそれがあるテーマに基づく問題として、「トップリスク」を定義している。トップリスクの影響を上級経営陣が深く理解して、既に何らかの軽減策を講じている場合もある。また、影響を評価するため、様々なグラニュラリティ（粒度）のストレス・テストが実施済みの場合もある。

「新興リスク」は、その大きな構成要素が未知の部分で、1年以上をかけて形作られ具現化されるおそれがあるテーマに基づく問題と定義される。新興リスクが実際に発生する場合、当グループの長期的な戦略、収益性、評価の組合せに重要かつ多大な影響を及ぼすおそれがある。既存の管理行動計画は、現段階では不確実な新興リスクの性質を反映した内容であるため、最低限の案でしかない場合もあろう。影響を評価するため、大局的な分析および/またはストレス・テストを実施済みの場合もある。

トップリスクおよび新興リスクの枠組みを定めているおかげで、現在と将来のリスクを検出して管理し、当グループのリスク選好度が適切であるよう確保することができる。トップリスクおよび新興リスクの継続的評価は、包括的な一連のリスク要因別に（詳細については、本項後述の「リスク要因」を参照のこと。）ストレス・テスト・プログラムの結果によって報告される。トップリスクや新興リスクが原因で、当グループのリスク選好度が上限を越えた場合、または越える可能性がある場合は、ストレス分野に対するエクスポージャーの削減など、軽減策を講じる。

現在のトップリスクおよび新興リスクの詳細については、本項後述の「トップリスクおよび新興リスク」を参照のこと。

ストレス・テスト

当グループのストレス・テストおよびシナリオ分析プログラムでは、様々なシナリオの下で、当グループの資本計画の感応度および計画外の規制上の自己資本需要を検証して、トップリスクや新興リスクが適切に考慮されているかを確認する。これらのシナリオには、不利なマクロ経済事象、国、セクター、カウンターパーティごとの破綻、地政学的事象の発生、および予想される様々な重大オペレーショナル・リスク事由などがあるが、これらに限るものではない。

取締役会レベルでは、グループ最高リスク責任者とグループ・ファイナンス・ディレクターという2人の業務執行取締役が、HSBCのストレス・テスト監督責任を共同で担っている。グループ・ファイナンス・ディレクターが委員長を務めるストレス・テスト管理委員会が、ストレス・テストの戦略とスチュワードシップ（受託責任）を受け持つ。ストレス・テストの最新結果は、定期的リスク管理委員会に報告される。グループ・リスク委員会には、銀行のストレス・テスト活動が報告され、適宜助言が要請される。同委員会は、最終結果を含め、イングランド銀行主催の一斉ストレス・テストの主要要素について、承認を与える。

マクロ経済シナリオの策定が、このプロセスの重要な部分となっている。シナリオ案は、リスク管理部門、財務部門など、様々なグローバル部門から集結した経済の専門家で構成する部会が定義を示し作成する。シナリオは、一連のストレス・テストのモデルや方法を用いて、収益性やリスク加重資産の予想への影響など、財務上の影響に読み解かれる。モデルには独自のモデル見直し作業が行われ、妥当性検証と承認のプロセスを経る。また必要に応じて、モデルのオーバーレイが検討されることもある。

ストレス・テストの結果は、地域、グローバル事業、および当グループ全体のレベルで検討された上で、不服申立てを受け付ける。その後、検出されたリスクを軽減するための行動計画が策定される。特定のシナリオが実際に発

生した場合にこれらの行動計画が実行される範囲は、上級経営陣が、HSBCのリスク選好度を踏まえて、該当するリスクとそれらが招きうる結末を評価した結果によって異なる。

グループ全体のリスク・シナリオに加えて、HSBCの主要子会社各社は、マクロ経済や事象を原因とする地域固有のシナリオの分析も定期的を実施する。これらの子会社は、必要に応じて、現地規制当局のストレス・テスト・プログラムにも参加する。

ストレス・テストは、市場リスク、流動性・資金調達リスク、信用リスクを含め、オペレーショナル・リスクなどのリスクに適用され、ストレス・シナリオがポートフォリオ評価額、構造的長期資金調達ポジション、収益、または資本に及ぼしうる影響を評価するために実行される。

リバース・ストレス・テストは、当グループ全体で毎年実施される他、必要に応じて子会社ベースでも毎年実施される。リバース・ストレス・テストは、ビジネスモデルが存続不能と仮定して実施され、それを招きうる一連の要因の発生を特定するべく、遡って運用される。銀行の資本が枯渇する前に存続不能に陥るおそれもあり、特異な事象、システミックな事象、またはそれらの事象の組合せなど、様々な事象が原因になりうる。そうした事態が、当グループの持株会社やいずれかの主要子会社の破綻を示唆する可能性もある。リバース・ストレス・テストを活用して、当グループが直面しうる潜在的なストレスや脆弱性を特定し、仮に発生した場合の影響を軽減するための早期警戒の誘因、管理策、コンティンジェンシー・プランを周知することで、当グループの回復力を強化する。

HSBCは、本項後述の「規制当局のストレス・テスト」で概説するように、2015年に様々な地域で規制当局のストレス・テスト・プログラムに参加した。それに加えて、直近のポートフォリオ開発や事業計画を盛り込んだ内部ストレス・テストも実施した。内部ストレス・テストに関しては、経営陣は、イングランド銀行主催の2015年のシナリオは、当時検証するに値した主要リスクを反映している、と考えている。テスト結果は、内部自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）を含め、リスクや資本の内部管理プロセスに活用される。

職責

3つの防衛線

当グループは、強力なリスク管理法を支える3つの防衛線モデルを採用している。このモデルは、リスクの検出、評価、測定、管理、監視、および軽減、連携の奨励、ならびに効率的なリスクの調整および統制活動に関する責任を定義している。

3つの防衛線モデルの詳細については、本項後述の「3つの防衛線」を参照のこと。

従業員

全従業員は、割り当てられた職責の範囲内でリスクを検出、評価、管理するよう求められているため、3つの防衛線を有効に機能させる上で、従業員は重要な存在となっている。

明確にかつ一貫性を保ちながら従業員にリスクを周知することは、戦略的なメッセージを伝えるものであると同時に、上級職のリーダーシップの基調を定めるものでもある。当グループは、スキルや理解を身に付け、またHSBC内のリスク管理文化を強化するため、リスクやコンプライアンスにおける重要な問題に関する一連の必須研修を設けている。これは、当グループのリスク管理方針で規定するように、期待される従業員の行為におけるリスク管理姿勢を強化するものである。研修内容は定期的に更新されるが、当グループが想定する各種リスクの技術的側面、およびそれらの効果的な管理方法を採用あげる。非公開の告発窓口が設けられているため、従業員側からも懸念を提起できる（詳細については、「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「内部告発」を参照のこと）。

当グループのリスク管理文化は、報酬の支給方法によっても補強されている。業務執行役員向けも含め、個人の報奨は、HSBCバリューの遵守度および当グループのリスク選好度やグローバル戦略に沿った財務上と非財務上の目標達成度に基づいている。

リスクおよび報酬の詳細については、「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「グループ報酬委員会」を参照のこと。

独立したリスク管理機能

グループ最高リスク責任者が率いるグローバル・リスク管理部門は、エンタープライズ・リスク・マネジメント（全社的リスク管理）の枠組みに関する責任を担う。これには、グローバル方針の設定、リスク・プロファイルの監視、および将来のリスクの検出と管理が含まれる。グローバル・リスク管理部門は、当グループ事業の営業機能やトレーディング機能から独立したリスク管理関連の副機能部門を通じて、HSBCのグローバル事業部門と各地域を支えるリスク管理機能の責任を担っている。こうした独立性の維持によって、リスク/リターンの判断において必要なバランスが確保されている。

プロセス

銀行リスクおよび保険リスク

銀行事業および保険引受事業に伴う重大なリスク種類は、以下の表のとおりである。

リスクの概要 - 銀行事業

リスク	発生源	リスクの測定、監視、管理
信用リスク （詳細については、本項後述の「信用リスク」を参照のこと）		
顧客またはカウンターパーティが契約債務を履行できない場合に財務上損失を被るリスク。	信用リスクは、主に、直接融資、貿易金融、リース業務で発生するが、保証、デリバティブ等、他の特定の商品からも発生する。	信用リスクは Y 顧客またはカウンターパーティが返済を怠った場合に失いうる金額として測定される。デリバティブの場合、エクスポージャーの測定では、HSBCにとっての現在の取引契約の時価評価、および市場金利の変動が原因でやがて発生すると予想される同評価額の変動を考慮する。 Y 受託権限の枠組みの中で個々に承認を受けた限度額内で監視される。これらの限度額は、顧客またはカウンターパーティが契約債務を履行しなかった場合にHSBCが被りうるエクスポージャーや損失の最大額を表す。 Y リスク管理担当者向けの明確で一貫性が保たれた方針、原則、指針のアウトラインを示した堅実なリスク統制の枠組みを通じて管理される。
流動性・資金調達リスク （詳細については、本項後述の「流動性および資金調達」を参照のこと）		
期日が到来しても当グループが債務履行に十分な原資を保有していない、または過大なコストでしか十分な原資を調達できないリスク。	流動性リスクは、キャッシュ・フローのタイミングのミスマッチから生じる。 資金調達リスクは、流動性が低い資産ポジションの原資調達に必要な流動性を、予想していた条件で必要な時に確保できない場合に発生する。	流動性・資金調達リスクは Y ストレス時の営業キャッシュ・フロー予想、カバレッジ・レシオ、中核的資金に対する貸付金の割合など、内部指標を用いて測定される。 Y 当グループの流動性・資金調達リスク管理の枠組みと照らし合わせて監視され、地域の資産負債管理委員会（以下「ALCO」という。）、グループALCO、リスク管理委員会によって監督される。 Y 依存することが確立した通常業務の市場慣行にあたらな限り、グループ会社（事前にコミットメントを受けていない限り）や中央銀行に依存せず、独立ベースで管理される。
市場リスク （詳細については、本項後述の「市場リスク」を参照のこと）		

外国為替レート、コモディティ価格、金利、信用スプレッド、株価など、市場要因の変動によって、当グループの収益またはポートフォリオ評価額が減少するリスク。	市場リスクに対するエクスポージャーは、2つのポートフォリオに分かれている。 Y トレーディング・ポートフォリオは、マーケット・メーカーによるポジションおよび顧客由来のポジションの保護預かりで構成されている。 Y 非トレーディング・ポートフォリオは、主に、当グループのリテール・バンキング部門とコマーシャル・バンキング部門の資産および負債の金利マネジメント、売却可能および満期保有の指定を受けた金融投資、ならびに保険事業から生じたエクスポージャー（詳細については、本項後述の「保険事業のリスク管理」を参照のこと。）に伴うポジションで構成されている。	市場リスクは Y 所定の期間および所与の信頼度において、市場の金利や価格の変動の結果、リスク・ポジションで発生しうる損失を見積る際に用いられるバリュー・アット・リスクの形で測定され、発生しそうだが一層極端な事象や一連の金融変動要因の増減がポートフォリオ評価額に及ぼしうる影響を評価するためのストレス・テストで補強される。 Y 各リスク種類内の市場リスク・ポジションに適用される正味受取利息の感応度、構造的な外国為替の感応度などの指標を用いて監視される。 Y GMBの承認を受けたHSBCホールディングスや各種グローバル事業部門のリスク限度額を用いて管理される。これらのユニットは、事業分野全体にわたってグループの法人に配分される。
--	--	--

オペレーショナル・リスク（詳細については、本項後述の「オペレーショナル・リスク」を参照のこと）

不適切な内部プロセス、従業員、システムまたはそれらの機能不全、もしくは外部の事象（法務リスクを含む。）が原因で損失を被るリスク。	オペレーショナル・リスクは、日々の事業や外部の事象から発生し、当グループの事業のあらゆる側面に関係している。 コンプライアンス・リスクおよび受託者責任関連のリスクの詳細については、下記を参照のこと。その他のオペレーショナル・リスクの詳細については、本項後述の「リスク補記」を参照のこと。	オペレーショナル・リスクは Y トップリスク分析プロセス、およびリスク水準と統制の有効性を評価するリスク・統制評価プロセスを併用して測定される。 Y 主要指標やその他の内部統制活動を用いて、監視される。 Y 主にグローバル事業および機能の管理部門によって管理される。これらの管理部門はリスクを検出して評価するとともに、統制を実行してリスクを管理し、オペレーショナル・リスク管理の枠組みを用いてかかる統制の有効性を監視する。グローバル・オペレーショナル・リスク管理部門は、こうした枠組みの責任、およびグローバル事業部門とグローバル機能部門のオペレーショナル・リスク管理監督責任を担う。
---	---	--

コンプライアンス・リスク（詳細については、本項後述の「コンプライアンス・リスク」を参照のこと）

当グループが、あらゆる関連法令、規範、規則、規制および適切な市場慣行の基準の文言および精神に反したことで、罰金や違約金が発生し、その結果、当グループの事業が痛手を被るリスク。	コンプライアンス・リスクは一種のオペレーショナル・リスクで、マネー・ロンダリング防止、贈収賄・汚職防止、テロ資金供与および拡散対策、経済制裁遵守、事業遂行に関連したものを含め、規則、規制、その他の基準、当グループの方針から発生する。 米国起訴猶予合意（以下「米国DPA」という。）の詳細については、本項後述の「米国DPAならびに関連する合意および同意命令」および「監視人」を参照のこと。	コンプライアンス・リスクは - Y 所定の指標、事故評価（影響を受けるのがHSBCか、またはより広い範囲の金融業界かを問わない。）、当局の講評、グローバル事業部門、地域、機能部門のコンプライアンス責任者による判断および評価を参照して、測定される。 - Y 当グループのコンプライアンス・リスクの評価および指標、金融犯罪対策コンプライアンスおよび規制コンプライアンス関連の副機能部門を含めた第二の防衛線機能の監視・統制活動の結果、および内部監査、外部監査、当局の検査の結果と照らし合わせて監視される。 - Y 適切な方針や手続の設定および周知、それらに関する従業員研修、遵守を保証するための活動の監視によって、管理される。必要に応じて、先手を打ったリスク統制および／または是正策が実施される。
--	---	--

その他の重大なリスク

レピュテーション・リスク（詳細については、本項後述の「レピュテーション・リスク」を参照のこと）

当グループ自身、その従業員またはそれが関係する者による事象、行動、作為または不作為の結果、ステークホルダーの期待を充足できず、ステークホルダーをして当グループに関し消極的な見解を抱かせることとなる可能性があるリスク。これは、財務的または非財務的な影響、信頼の喪失またはその他の結果を生じさせる可能性がある。	主なレピュテーション・リスクは、他の種類のリスクによる影響ではないHSBC、その従業員、または関連当事者による活動または怠慢に、直接起因する。副次的なレピュテーション・リスクは、間接的に発生し、HSBC、その従業員、または関連する第三者に起因する別のリスクの結果である。	レピュテーション・リスクは、 - Y マスコミ、規制当局、顧客、従業員など、関連する全ステークホルダーとの取引からうかがえる当グループの評価を参照して、測定される。 - Y 当グループの広義のリスク分類に統合されるレピュテーション・リスク管理の枠組みを通じて監視される。 - Y 各従業員によって管理され、様々な方針や指針がこれを補強する。グループ・レピュテーション・リスク・ポリシー委員会、グローバル・リスク・レソリューション委員会、地域やグローバル事業部門のレピュテーション・リスク管理委員会など、レピュテーション・リスクの軽減に携わる委員会や各担当者の明確な構造が整備されている。
--	--	---

受託者責任関連のリスク（詳細については、本項後述の「受託者責任関連のリスク」を参照のこと。）

HSBCが、最も厳しい注意基準と最大限の誠意に基づいて行動するという法律上および／または規制上の責務を伴いながら、第三者に代わって資産を保有、管理、監督する、もしくはかかる資産に関する責務を担う責任として、定義されている当グループの受託者責任関連の義務に反するリスク。	受託者責任関連のリスクは一種のオペレーショナル・リスクで、当グループが受託人や投資運用者として、または法規で権限が委譲されているように、受託者の立場で行動する事業活動（以下「受託業務」という。）から生じる。	受託者責任関連のリスクは - Y リスク水準と主要統制の有効性を評価するオペレーショナル・リスク・統制評価プロセスによって、それぞれのリスク選好ステートメントと照らし合わせて受託業務ごとに監視することで、測定される。 - Y 検査、主要指標、その他の指標（顧客や規制当局の講評）を組み合わせ、監視される。 - Y 確立したガバナンスの枠組み、包括的な方針、手続、研修プログラムによって、受託業務の範囲内で管理される。
---	--	--

年金リスク（詳細については、本項後述の「年金リスク」を参照のこと）

HSBCグループ会社および加入者の拠出金では、掛金を支払っている加入者の将来勤務に対して発生する給付金の費用を賄うのに十分な原資にならないリスク、および年金基金で保有する資産の運用状況では、既存の年金債務に対応し切れないリスク。	年金リスクは、運用収益が不十分な場合、景気の悪影響により会社が倒産した場合、金利もしくはインフレが不利な方向に変動した場合、または加入者が予想以上に長生きした場合（長寿リスク）に発生する。年金リスクは、前述のオペレーショナル・リスクも含む。	年金リスクは - Y 年金制度が未払給付の費用に充当するのに十分な原資を生み出せるかによって、測定される。 - Y 当グループ全体のレベルと地域レベル双方で策定されている特定のリスク選好度を通じて、監視される。 - Y 現地では適切な年金リスク・ガバナンス構造を通じて、全世界ではリスク管理委員会を通じて、管理される。
--	--	---

サステナビリティ・リスク（詳細については、本項後述の「サステナビリティ・リスク」を参照のこと）

当グループが顧客に金融サービスを提供した間接的結果として、社会や環境に容認し難い影響を及ぼすリスク。	サステナビリティ・リスクは、企業やプロジェクトに金融サービスを提供した間接的結果として、社会や環境に容認し難い影響を及ぼす場合に発生する。	サステナビリティ・リスクは - Y 顧客の活動が持続可能性（サステナビリティ）に及ぼしうる影響を評価して、サステナビリティ・リスク格付をリスクが高い全取引に割り当てることによって、測定される。 - Y リスク管理委員会が四半期に1回、グループ・サステナビリティ・リスク管理部門が月1回監視する。 - Y プロジェクト・ファイナンスの貸付金に関するサステナビリティ・リスク・ポリシー、および環境や社会に大きな影響を及ぼしうるセクターやテーマに関するセクター別のサステナビリティ・ポリシーに基づき、管理される。
--	---	---

保険引受子会社には、銀行事業とは別に規制が適用されている。保険事業体のリスクは保険業務に適した方法やプロセスを用いて管理されているが、当グループ全体に対する監督対象にも含まれている。保険事業でもオペレーショナル・リスクや前述の銀行事業に関するその他の重要な種類のリスクが発生するため、当グループのリスク管理プロセスで対応している。

リスクの概要 - 保険引受事業

リスク	発生源	リスクの測定、監視、管理
財務リスク （詳細については、本項後述の「財務リスク」を参照のこと）		
保険契約準備金と、その裏付資産にあたる資産ポートフォリオが実際に整合するか否かは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクなど、保険契約者が負担する限りの財務リスクの管理次第である。ユニット連動型保険契約準備金は、裏付資産の評価額に連動するため、保険契約者が大半の財務リスクを負担する。DPF型の保険契約は、契約種類と特定の契約条件に応じて、裏付資産のパフォーマンスを保険契約者と株主の間で分ける。	財務リスクに対するエクスポージャーの発生源： - 金利、外国為替レート、株価など、変動要因の増減に伴い、金融資産の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動する市場リスク。 - 信用リスクおよび第三者の債務不履行の結果財務上損失が生じる可能性。 - 現金化できる資産が不足しているため、期日到来時に保険契約者に支払いができない事業体の流動性リスク。	財務リスクは - リスク種類ごとに個別に測定される。 - 市場リスクは、主要な金融変動要因の増減に対するエクスポージャーの形で測定される。 - 信用リスクは、顧客またはカウンターパーティが返済を怠った場合に失いうる金額として測定される。 - 流動性リスクは、ストレス時の営業キャッシュ・フロー予想など、内部指標を用いて測定される。 - 受託権限の枠組みの中で個々に承認を受けた限度額内で監視される。 - リスク管理担当者向けの明確で一貫性が保たれた方針、原則、指針のアウトラインを示した堅実なリスク統制の枠組みを通じて管理される。保証付商品を引き受ける子会社は、発行した保険契約の任意参加（または配当金）特性を用いて市場に対するエクスポージャーを管理できない限り、通常、市場金利や株価の低下に影響される。
保険リスク （詳細については、本項後述の「保険リスク」を参照のこと）		
保険金および給付金を含む契約の費用が時間の経過とともに保険料と受け取った投資収益の合計額を上回る可能性があるリスク。	保険金および給付の費用は、死亡率および罹患率の経験値、失効率および解約率等、多くの要因によって変動する。	保険リスクは - 生命保険契約負債の形で測定される。 - RBWMリスク管理委員会監視して、GMBの承認を受けた保険事業のリスク選好度と照らし合わせて、保険事業のリスク・プロファイルを確認する。 - 商品設計、引受け、再保険、保険金請求処理といった手続を用いて、本社で集中管理される他、現地でも管理される。

当グループの事業活動で発生するリスク

次の図は、当グループの事業活動がリスク測定や当グループの貸借対照表に反映されている状況を大まかに示したものである。第三者の資産と負債は各事業の貸借対照表寄与度を示し、リスク加重資産は各事業に関して発生したリスクの相対的な規模を示す。

グローバル事業の事業活動で発生するリスクに対するエクスポージャー

HSBC					その他 (持株会社を含む。)
グローバル事業	RBWM	CMB	GB&M	GPB	
事業活動	- 預金 - 口座サービス - 信用および貸付 - 資産管理 - 財産ソリューションおよびフィナンシャル・プランニング - 仲介 - 保険 (販売、生命保険引受)	- 預金 - 支払いおよび現金管理 - 信用および貸付 - 国際貿易金融および売掛金ファイナンス - 保険 (販売、生命保険引受)	- 預金 - 支払いおよび現金管理 - バランスシート・マネジメント - 信用および貸付 - アセット・ファイナンス及び貿易金融 - コーポレート・ファイナンス - マーケッツ - 証券サービス	- 預金 - 口座サービス - 信用および貸付 - 投資管理 - 財務アドバイザー - 仲介 - コーポレート・ファイナンス(GB&Mを通じて) - オルタナティブ投資 - 信託および財産承継プランニング - 保険	- HSBC持株会社および中核業務
バランスシート ¹	- 資産：473十億米ドル - 顧客からの預金：585十億米ドル	- 資産：365十億米ドル - 顧客からの預金：362十億米ドル	- 資産：1,617十億米ドル - 顧客からの預金：262十億米ドル	- 資産：81十億米ドル - 顧客からの預金：80十億米ドル	- 資産：147十億米ドル - 顧客からの預金：1十億米ドル
リスク加重資産	- 信用リスク：154十億米ドル - オペレーショナル・リスク：36十億米ドル	- 信用リスク：390十億米ドル - オペレーショナル・リスク：31十億米ドル	- 信用リスク：285十億米ドル - カウンターパーティ信用リスク：69十億米ドル - オペレーショナル・リスク：44十億米ドル - 市場リスク：43十億米ドル	- 信用リスク：16十億米ドル - オペレーショナル・リスク：3十億米ドル	- 信用リスク：32十億米ドル - オペレーショナル・リスク：-
リスク・プロファイル	流動性及び資金調達のリスク、年金リスク、受託者責任関連のリスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスク、持続可能性リスクおよび保険リスク。保険リスクは、主にRBWMおよびCMBで発生する。				

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

[次へ](#)

リスク要因

当グループは、当グループの事業が晒されている幅広いリスクに及ぶ包括的な一連のリスク要因を特定した。

多くのリスク要因は、当グループの事業の業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があるが、必ずしもトップリスクまたは新興リスクと見なされる必要はない。とはいえ、トップリスクおよび新興リスクの継続的評価を示している。リスク要因は、以下のとおりである。

マクロ経済的リスクおよび地政学的リスク

現在の経済および市況は当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループの収益は、グローバル、ローカルの経済および市場の状況に影響されている。経済は2015年も低成長であり、多くの逆風が市場先進国および市場新興国の双方に悪影響を与えた。石油およびガス価格は、2015年および2016年初期に引続き急激に下落した。中国本土の経済の減速は世界の貿易を冷え込ませ、通貨およびグローバルの株式市場のボラティリティを生じさせた。経済環境の見通しおよび将来の経済環境に関する不確実性は依然として残り、世界経済全体が大幅にまたは少しでも改善されるか否かについての保証はない。

このような先行き不透明な、時に変動しやすい経済情勢は、引続きHSBCのような金融サービス企業にとって難しい事業環境を生み出している。特に当グループの事業および事業モデルは、これらの要因に関連して以下のような課題に直面する可能性がある。

- Y 景気が減速したり景気の低迷が続いたりした場合は信用度の高い顧客の借入需要が減少する可能性がある。
- Y 資本移動の混乱が増すにつれ、一部の新興市場は金融機関やその顧客に影響を与えるような保護主義的措置を採用し、その他の新興市場はこれに追従する可能性がある。
- Y 低迷した経済状況が特にEUにおいて資産の質についての懸念を生じさせ、またEUにおける新たな銀行の破綻処理制度の不確実性が資金調達コストを上昇させることにより、欧州の銀行は新たなストレスにさらされる可能性がある。
- Y 世界の多くの地域で高いままとなっている地政学的リスクは、当グループが事業を行っている国の経済に直接影響を与え、グローバルな資源サプライチェーンとの関わりにより、グローバル経済を混乱させる明確なリスクとなる。
- Y 長期に及ぶ低金利またはマイナス金利は、例えば利益率の圧縮や資産の低い収益率を通じ、当グループが超過預金の投資から得る純利息収入を抑制する。
- Y 例えばユーロ圏のソブリンおよび金融セクターの悪化に影響された場合、他の金融機関から借り入れたり資金調達を行ったりする当グループの能力が、市場の混乱により悪影響を受ける可能性がある。
- Y 市場の推移は消費者と企業の信頼感を予想以上に圧迫する可能性がある。景気低迷が続けば、例えば資産価格および支払パターンに悪影響が生じて、返済遅延、デフォルト率、償却および減損損失が当グループの予想以上に増加する可能性がある。

これらの事象や状況のいずれかが発生した場合は、当グループの事業見通し、財務状態、顧客および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、当グループが事業を行っている国において、政府介入のリスクを含めた政治的および経済的なリスクに晒されている

当グループは、世界中の70を超える国と地域において、子会社および関連会社の国際的ネットワークを通じて事業を行っている。従って、当グループの業績は、不都合な政治情勢の変化、通貨の変動、社会不安および政府方針の変更等による、損失のリスクに晒されている。これらは、当グループが事業を行う法域における土地収用、国際的所有権の制約、金利上限、配当流出の制限および税金の形式を取る場合がある。

中東では、既に複雑で対立的なシリアにおける内戦にロシアの介入およびテロリスト・グループであるダーイシュ（Daesh）の出現が加わり、シリアの内戦およびイラク情勢をさらに不安定なものとした。国の核開発計画に関するイランおよび国連安全保障理事会の常任理事国5ヶ国の間の取決め後の制裁の解除は、地域の緊張を鎮静化させるためにほとんど役立っていない。ウクライナにおける紛争は、2015年初期に署名された停戦協定にかかわらず継続している。

移民、テロリズムの恐怖、および現在の議会の期間中早ければ2016年中盤に実施が予想される国民投票の後英国がEUから離脱する決議を行う可能性に関する懸念を反映して、欧州の国では政治的緊張が高まっている。離脱は、英国、欧州およびグローバルなマクロ経済の状況、ならびに政治状況に重大な影響を与える可能性がある。

アジアでは、日本と中国本土およびその他の国の間の領土問題が外交関係を緊迫させ、航行の自由を守るとのアメリカ合衆国の決意が試されている。

好ましくない政治的事象の継続は、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

中国本土の成長鈍化、世界の金融政策動向、ユーロ圏の経済状態、原油価格の急落による打撃は、新興国市場からのさらなる資本流出を招く可能性があり、当グループはこれらに関連する市場の認識の相互作用の結果悪影響を受ける可能性がある

中国本土の成長および政策決定の適切性に対する市場の信頼は衰え、ボラティリティの増大を招いている。当局は、社会経済の安定性と金融制度の自由化の追求の間の難しいバランスを見極めなければならない。経済を刺激するための一連の方策に政府が急激な通貨切下げを含めるシナリオでは、大規模な資本流出が引き起こり、世界経済にマイナスの波及効果をもたらす可能性がある。

米国連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策に関する優勢的な市場の見方は、抑制されたインフレの状況に対して段階的な経済情勢の引締めが追及されるというものである。FRBがより迅速に金融政策を引き締めた場合、市場の予測が再調整され、新興市場からの資本流出を促進する可能性が高い。一方で、景気の不振によりFRBは方針転換を迫られる可能性があり、これにより市場のボラティリティが増すと考えられる。

中国本土の経済に関する不確実性の増加および石油市場の供給過多の状況により、2014年中盤以降石油価格は急激に下落した。その結果、石油価格の回復は緩やかである可能性がある。これはインフレを発生させるという政策立案者の課題を複雑にする可能性があり、いくつかの石油輸出国の安定性を潜在的に脅かす可能性がある。

ユーロ圏における経済状況は引続き不透明である。ギリシャまたはユーロ圏の国によるソブリン債のデフォルト、およびこれによるその他のユーロ圏の国に対するインパクトは、(a) 重大な市場変動、(b) カウンターパーティ・リスクの増大および(c) 市場リスク管理に対する悪影響を含む重大な悪影響を当グループに与える可能性がある。

また、欧州内の多くの金融機関が、厳しい財政難をかかえるユーロ圏の国が発行したソブリン債に対して重大なエクスポージャーを有している。それらの国の負債がデフォルトした場合、または信用スプレッドが大幅に拡大した場合、欧州を通じて主要な金融機関および銀行システムが弱体化し、金融活動の重大な混乱を生じさせる可能性がある。

英国の政府方針または政治構造の重大な変更は、当グループの業務に影響を与える可能性がある。2017年12月31日より前に英国で実施されることとなっているEU離脱を問う国民投票に関する不確実性は、グローバルな市場情勢を悪化させる可能性がある。この国民投票の結果または英国におけるその他の重要な政治的進展は、当グループが服する財務、金融および規制上の状況に影響を与える可能性がある。

好ましくない市場状況およびグローバルな金融政策は、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に悪影響を与える可能性がある。

外国為替レートの変動が当グループの業績に影響を及ぼす可能性がある

当グループは、米ドルおよびこれに連動する通貨が当グループの取引および当グループの事業の資金調達において主要な通貨ブロックを構成することから、財務書類を米ドルで作成している。当グループの資産、負債、運用資産、収入および費用の大きな部分が他の通貨建である。通貨が米ドルの固定相場から外されることにより生じるも

のを含む為替レートの変動は、当グループの報告収益、キャッシュ・フローおよび株主持分に影響し、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業モデルに対するマクロの健全性、規制および法律に関するリスク

起訴猶予合意による当グループの義務を履行および遵守しなければ、当グループの業績および業務に重大な悪影響を及ぼす可能性がある

当グループのマネーロンダリング対策（以下「AML」という。）および制裁コンプライアンス・プログラムの実効性の年次評価を作成するために、米国司法省（以下「DoJ」という。）および英国金融庁（以下「FCA」という。）との間で締結した2012年の合意に基づいて、2013年に独立した立場のコンプライアンス監視人が任命された。コンプライアンス監視人は、これに加えて、米国FRBの同意命令に基づき、HSBCグループの独立コンサルタントとしての任務を負う。HSBCバンクUSAもまた、2012年12月に米国通貨監督局「以下「OCC」という。」との間で締結した、グラム・リーチ・ブライリー法（以下「GLBA」という。）に基づく合意およびその他の同意命令に服する。2016年1月、コンプライアンス監視人は、米国DPAに基づき要請される第二年次追跡調査報告を提出した。コンプライアンス監視人の報告については、本項後述の「特別な関心分野」の「監視人」を参照のこと。AMLおよび制裁是正計画の構築および実行は複雑なものであり、人員、システムおよびその他のインフラへの多大な投資が必要となる。この複雑さにより、多大な実行リスクがもたらされ、当該リスクは、当グループが金融犯罪リスクを効果的に特定し、管理する能力、ならびにAMLおよび制裁コンプライアンスに係る欠陥を迅速に是正する能力に影響を与える可能性がある。このことは、当グループが監視人を満足させる能力ならびに米国DPA、関連する合意および同意命令の条件を遵守する能力に影響を与えるとともに、当グループが将来的に追加的な是正措置を取る必要に迫られる可能性がある。

米国DPAの条件に基づき、通知を行うとともに聴聞の機会を与えて、DoJはHSBCグループが米国DPAに違反したか否かを判断する裁量を有する。米国DPAに違反した場合の可能性のある結果として、HSBCグループに対する追加的な条件が課されること、監視人制度を含む合意の期間延長、またはHSBCグループに対する刑事訴追が含まれ、これらは次に追加的な罰金および担保の差入れを伴うおそれがある。

米国DPAまたは関連する合意および同意命令に対する違反は、当グループの事業、財務状況および業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、これには事業の喪失、資金の引出し、HSBCバンクUSAを通じた米ドル決済機能の実行の制限または銀行免許の取消しが含まれる。当グループがこれらの合意に違反したと判断されなかった場合でも、合意の変更または期間が延長された場合、当グループの事業、評判およびブランドが著しく損なわれる可能性がある。

当グループが、関連会社のリスクを効果的に管理できないおそれがある

当グループの主要な米ドルのコルレス銀行であるHSBCバンクUSAは、顧客および非米国のHSBC関係会社のために行う事業から生じる、高い金融犯罪リスクを有する。HSBCバンクUSAが、その関係会社を含むクライアントに十分なデュー・デリジェンスを行わない場合、または非米国HSBC関係会社のための米ドル支払いを不適切に処理する場合、適用ある米国AMLおよび制裁に関する法律および規則に違反し、OFACまたはその他の米国当局による法的または規制上の執行の対象となり、多額の罰金または罰則金の支払いを要求される可能性がある。また、米国法令の違反は、米国DPAの違反を構成し、「起訴猶予合意による当グループの義務を履行および遵守しなければ、当グループの業績および業務に重大な悪影響が生ずる可能性がある」において記載される潜在的結果を生じさせる可能性が高い。特に、かかる違反は、HSBCがその事業を再構築し、または一定の商品もしくはサービスの提供を中止することをHSBCに強制する可能性のある法的判断を生じさせる可能性があり（かかる判断は、潜在的に、HSBCバンクUSAが米ドル支払取引を処理する能力の停止または制限を含む可能性がある。）、これらは、当グループの事業、財務状況、業績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

特定の規制上の要件の遵守不履行は、当グループの業績および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある

2012年12月のOCCとの合意（「GLBA合意」）に反映されているように、OCCIは、国の銀行および国の銀行の各預金取扱機関関係会社が、金融子会社を所有しまたは支配するために十分な資本を有し十分に管理されなければならないという要請を、HSBCバンクUSAが遵守していないと判断した。その結果、HSBCバンクUSAおよびHSBCホールディング

スを含むその持株親会社は、金融持株会社の地位に関する適格要件を満たしていない。当グループの全ての預金取扱機関関係会社がGLBA合意において特定される期間内に（当該期間は延長される可能性がある。）これらの要請を遵守しなければ、HSBCは、HSBCバンクUSAを処分し、またはGLBAに基づく金融持株会社としての地位に依拠して行う金融活動を処分もしくは停止することを要求される可能性がある。同様の結果は、GLBAにおいて規定される拡大された権限に依拠して、活動を行うHSBCバンクUSAの金融子会社に対して生じる可能性がある。活動のかかる処分または終了は、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、規制上のストレス・テスト要件を満たせないおそれがある

当グループは、多くの法域において、規制上のストレス・テストの適用を受ける。これらのテストは、経済または金融状況の悪化に対する銀行の耐性を評価し、銀行が、その事業プロファイルに関連するリスクを考慮した強固で将来を見越した資本計画プロセスを有することを確実にするために設計されている。規制当局による調査は、定量的および定性的基準の双方で行われる（後者は、当グループのデータ提供、ストレス・テスト能力ならびに内部管理プロセスおよびコントロールに焦点を当てる。）。

2015年に、当グループは、様々な規制当局のストレス・テスト・プログラムに参加した。とりわけPRA、FRBおよびOCCの規制上のストレス・テスト・プログラムについては、本項後述の「特別な関心分野」の「規制当局のストレス・テスト」で概説する。

規制当局のストレス・テスト・プログラムの定量的または定性的要件を満たすことができない場合、または当グループのストレスの結果および資本計画を規制当局が承認しない場合、当グループの見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは数多くの法的小および規制上の手続および調査の対象となっており、その結果を予測するのは本質的に困難である

当グループはその事業において法律上および規制上の重大なリスクに直面している。訴訟、行政手続およびその他対審手続により金融機関に対して請求された損害賠償の件数および金額は、世界的に規制変更の件数が大幅に増加していること、ならびにメディアの注目度の増加および規制当局と一般大衆の期待するレベルが高くなっていることを含む多くの理由により増加している。また、とりわけ、疑惑行為、AMLおよび制裁規制違反、独占禁止違反、市場操作、脱税ぼう助、ならびに資格のないクロス・ボーダーの銀行サービスの提供に関する、金融機関の刑事訴追が、より一般的になり、メディアの注目度の増加ならびに検察官および公衆の期待の増加を受けて、より高い頻度でなされる可能性がある。HSBCまたは一もしくは複数のその子会社の訴追は、重大な罰金、課徴金および/または賦課金を生じさせる可能性があり、当グループの業務、財務状態、経営実績、見通しおよび評判に重大な悪影響を与える可能性がある（主要な資格の喪失、事業停止要求、ならびに預金者およびその他のステークホルダーからの資金の引上げを含む。）。

さらに、当グループは引続き、刑事を含む数多くの重要な法的手続、行政訴訟および調査の対象となっている（これらは財務書類の注記40に記載される。）。

当グループの事業に関する多くの法的、行政的およびその他対審手続、特に、様々なクラスの原告のために提起された事案、不特定もしくは不確定の金額の損害賠償を求める事案、または新しい種類の法的主張を含む事案については、本質的にその結果を予測することが困難である。また、当グループは将来、追加の法的手続、調査または規制上の措置に直面する可能性があり、これは、他の法域におけるもの、および/または既存の法的手続、調査もしくは規制上の措置に類似の、もしくはそれより広範な事項に関するものを含む。これら訴訟行為の1つ以上において不利な結果が出た場合は、当グループの事業、見通し、財務状態、評判および/または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、立法面もしくは規制面における不利な状況変化および規制当局もしくは政府の方針変更の影響を受ける

当グループの事業は、現行の規則および関連規制のリスクに晒されている。このリスクには英国、米国、香港、EUおよび当グループが事業を行っているその他の市場における法律、規則、政策、自主規制および解釈の変更等による影響が含まれている。これは、特に、予測可能な将来において銀行セクターに対する政府および規制当局の介入が引続き高いレベルで維持され続けるであろうと当グループが予想している現状においては、妥当であろうと考えられる。さらに、規制当局が意図的に域外への効果を持つものとして規制を施行すること、または、当グループの

業務が、当グループは「現地の」法律および規則を幅広く実施する義務を負うことを意味することから、これらの変更はそれが施行された国を超えてますます影響を及ぼすようになっている。

近年、規制当局および政府は、金融の安定を強化するための金融サービス業界の健全性規則、および業務が実施される方法に焦点を当てている。これらの措置は、強化された資本、流動性および資金要件、銀行による一定の活動の分離または禁止、資本市場活動の運用の変更、税金徴収および取引税の導入、報酬実務の変更および業務実施方法の調整を含む。米国政府、英国政府、英国、米国、香港、EUまたはその他の場所の当グループの規制当局は、既に特定された業界のリスク分野または新たな分野に関しさらに介入する可能性があり、これは当グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

HSBCは、金融安定理事会（以下「FSB」という。）によりグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）として分類され、そのため、当グループはFSBが「多方面からのおよび統合された一連の方針」と呼ぶものの適用を受ける。これらは、当グループに追加の資本および総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）要件を課し、深度のある報告を要求する提案を含む。2015年12月、PRAは、HSBCがグローバルなシステム上重要な機関（欧州においてG-SIBに相当するもの。以下「G-SII」という。）として指定されたことを再確認したが、かかる機関は、2019年から2.5%の普通株式等Tier 1 バッファ要件の適用を受ける。米国においてG-SIBに対し追加要件を課すFRBのルールは、米国G-SIBにのみ適用され、HNAHに追加の資本要件を課さない。

これとは別に、銀行再建および破綻処理指令（「BRRD」）は、適格債務最低基準として知られる、欧州の銀行が常に十分な合計金額の自己資金および「適格債務」（ペイルイン手法を用いてペイルインされることのできる負債）を維持しなければならないという要件を導入する（以下「MREL」という）。FSBからのTLACの提案は、多くの同一の問題を扱う。PRAは、EUの要求に従いMREL規制の適用について協議を行うと同時に、これとTLAC提案との適合性について検討している。詳細規則の施行が問題を生じさせる程度は、引続き不明確である。

強化された資本、流動性および資金要件ならびにリスク算定のために用いられるモデルにおいて適用されかつこれを統括するパラメーターの開発に適用される要件を含む、より厳しい規制上の要求は、当グループの事業に悪影響を与える変更（所要自己資本の増額を含む。）を生じさせる可能性がある。

法律、ルールもしくは規則、またはその解釈もしくは施行、または新たな法律、ルールもしくは規則が施行される方法に変更が生じる可能性がある。また、強化された監督基準が進展し施行されるにつれ、国際的な規制上の協調の不明確性および欠如が生じる可能性がある。これらの進展により、当グループが規制され監督される方法は引続き変更されることが予想され、当グループが業務、所要自己資本、リスク管理を実施する方法、または当グループの構成に影響を及ぼす可能性があり、当グループの事業、見通し、財務状況、評判および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、適用ある全ての規則、特に規則の改正を遵守できない可能性がある

多くの法域の当局が当グループに対し行政上または司法上の手続を採る権限を有し、かかる手続により、とりわけ、当グループの免許の停止もしくは取消、中止および停止命令、罰金、民事制裁、刑事制裁またはその他の懲戒措置がなされる可能性がある。

変更が当グループの事業、見通し、財務状態または業績に悪影響を及ぼす可能性がある分野は、以下を含むがこれらに限られない。

- Y 政府、中央銀行もしくは規制当局の方針または競争に関する方針の全般的な変更または当グループが事業を行っている特定の市場における投資家の意思決定に影響を与えと思われる規制制度の変更。
- Y 多くの法域で提案されまたは施行される、銀行およびトレーディング活動の構造的分離（上記を参照のこと）。
- Y 異なる国で異なる効果を有する可能性のある、当グループおよび個別のグループ会社の破綻処理戦略に関する取り決めに由来する規制。
- Y 税金情報を共有するためのイニシアチブ（OECDが導入した共通報告基準等）を含む、域外適用される法律。

- Y CRD IVの施行、特に、英国による資本バッファ・枠組みの適用ならびにこれと第二の柱およびPRAバッファとの相互関係。
- Y BRRDの適格債務最低基準、MRELのイングランド銀行による実施およびこれとその他の法域におけるG-SIBに関するTLAC要件との相互関係。
- Y 信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するモデル化されていない、標準化された要件の国際的進展ならびに資本フロアの使用。
- Y G-SIBが各破綻処理機関および主要なサブグループのレベルで最低水準の資本およびTLACを保有することを要求する、FSBが定めたTLAC要件の、特に米国および香港における施行。FSB基準に基づき、G-SIBは、バーゼル の枠組みが定める規制上の最低自己資本と同時にTLAC要件を満たすことを要求される。特に、これらは、2019年1月1日から破綻処理グループのリスク加重資産の16%以上（最低TLAC RWA）の最低TLAC要件を充足するよう要求され、2022年1月1日からはこれが18%以上となる。最低TLACは、2019年1月1日から、バーゼル レバレッジ率基準の6%以上でなければならず、2022年1月1日からはこれが6.75%以上となる。
- Y 組織の事業遂行の方法（特に、顧客のための公平な結果の提供および適切/透明な市場、顧客の利益のための効率的な競争の推進、ならびにグローバル金融市場の適切かつ透明な運営の確保に関するもの。）に対する規制当局の注目度の増加。
- Y 報酬の構造に係る規制、および当グループ内で経営の説明責任を詳述することを求める強化された規制（英国のシニア・マネージャーおよび証明制度の要件等）。
- Y 企業「文化」およびより一般的な従業員の行動と義務（内部告発等）に関する、英国における継続的な注目。
- Y 「行動」に関する事項に対する規制当局の強化された注目の結果としての措置の実施（リテール、中小企業およびホールセール・バンキング・セクターならびに顧客に対する金融アドバイスの提供の業務に対する継続的な主題別研究から生じた措置を含む。）。
- Y 当グループに対し異なる基準または法律の適用または解釈を行う外部組織。
- Y 財務報告、コーポレート・ガバナンスおよび従業員報酬に関する追加の規制。
- Y 資産の収用、国有化、没収および外国人の所有権に関する法律または規則の変更。

当グループおよび当グループの英国子会社は、一定の重要なストレス状況において、2009年銀行法（その後の改正を含む。）に基づく安定化規定の適用を受ける可能性がある。

2009年銀行法（その後の改正を含む。）は、英国における金融機関および投資機関の再建および破綻処理に関する枠組みを定める2014/59/EU指令（BRRD）を施行し、特別の破綻処理枠組み（以下「SRR」という。）を規定する。SRRにおいて、英国財務省、イングランド銀行ならびにPRAおよびFCA（総称して、「関連当局」という。）は、FSMAのパート4Aに基づき預金を受け入れる許可を得た英国で設立された機関で、基準条件（FSMA第55B項が定める意味による。）を充足せずまたは充足しない可能性が高い機関を、それを行うことが公共の利益となる場合に破産処理し安定化させる実質的な権限を付与される。SRRは現在、次の5つの安定化オプションで構成される。すなわち、（ ）関連する機関の全部の業務または関連する機関の株式の、民間セクターの買主に対する移転、（ ）関連する機関の全部または一部の事業の、イングランド銀行が完全に所有する「ブリッジ銀行」に対する移転、（ ）関連する機関の資産、権利または負債の一部を、移転機関の資産、権利または負債の管理のために一または複数の資産管理ピークルに移転させること、（ ）関連する機関の持分、資本証券および負債の償却および転換、ならびに（ ）関連する機関の一時的な公有化である。これらの手法は、一定の条件が充足された場合、関連する機関の親会社または関連会社に対しても適用されることができる。SRRはまた、関連する組織に関する修正された倒産および管理手続を定める。これはまた、関連当局に対し、一定の状況において一定の契約上の取決めを修正しまたは覆す権限

を含む、付随的権限を付与する。関連当局はまた、SRRに基づく権限が効率的に適用されることを可能とする目的で、命令により法律を変更する権限を有する。命令により、遡及的效果を有する規定が定められる可能性がある。

一般に、銀行法は、銀行法が定める権限を行使する際に関連当局が特定の目的を考慮することを要求する。目的の一つは、英国における金融システムの安定性の保護および強化であり、他の特定の目的との間で適切にバランスがとられることが要求される。銀行法は、これに基づき行われた移転措置および命令に係る補償に関する規定を定める。

関連当局が銀行法に基づき付与された権限をどのように行使することができるかについて、相当の不明確性が存在する。しかし、当グループが規制上の介入を必要とする程度に存続不可能の地点に達し、またはかかる地点に近づいている場合、関連当局による破綻処理枠組みの権限の行使により、当グループの普通株式の保有者がその株式保有の全部または一部を失う結果、および／または当グループの普通株式の保有者の権利が悪影響を受ける結果が生じる可能性があり（当グループの株式資本の所有割合の希薄化によるものを含む。）、ならびに／または、当グループの普通株式の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、ならびに／またはその他の証書の保有者が悪影響を受ける可能性がある。

多くの法域で提案されまたは施行された、銀行およびトレーディング業務の構造的分離は、当グループに重大な悪影響を及ぼす可能性がある

2013年12月、2013年英国金融サービス（銀行改革）法が国王の裁可を受けた。銀行改革法は、なかでも、英国のリテール・バンキングをトレーディング活動から別個に設立された銀行組織（「リングフェンス銀行」）に「リングフェンス」するための枠組みを定める、独立銀行委員会の勧告を実施する。二次的法令も最終化された。PRAは、英国のリングフェンスされた銀行に関する法的構造、ガバナンスおよび業務を対象とする、規則の第一段階を最終化した。PRAはまた、健全性要件、グループ内取決めおよび金融市場インフラの使用に関するリングフェンス規則の第二段階についての参考書面を公表した。最終的な規則は2016年後半に公表され、2019年にリングフェンスが実施されることが予想される。

英国におけるリテールおよび中小企業バンキングの提案された分離は、HSBCバンク・ピーエルシーの構造の重大な変更となる。現段階では構造上の分離を実施するために予想される費用について相当の不明確性が残るが、当グループでは、これが重大なものとなると予想している。

2014年1月に、欧州委員会は、欧州の銀行セクターの構造的改革に関する、法令案を公表した。これにより、金融商品およびコモディティの自己勘定取引は禁止され、マーケット・メイキング、複雑なデリバティブおよび証券化等のトレーディング活動を、預金受入業務とは別の子会社で行うよう監督当局が求めることが可能となる。この提案は欧州議会および委員会で協議されている。最終規則に基づく分離の施行日は、最終の法令が合意される日によって異なる。

当グループには、当グループが事業を行っている国々の租税に関するリスクがある

HSBCは、当グループが営業している全ての国の税法の実体および解釈に服しており、それに関連して税務当局による定期的なレビューと監査を受けている。当グループは、税務当局へ支払う予想金額に基づいて将来発生し得る納税債務に備える準備をしている。最終的に支払われる金額は、それらの事柄の最終決着如何により、準備された金額と大きく異なることがある。税法、税率および遵守しなかった場合の罰金の変更は、当グループの事業、見通し、財務状態、業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業、事業運営、ガバナンスおよび内部統制システムに関するリスク

当グループの戦略的行動の達成は履行リスクの制約を受ける

2015年6月の当グループの投資家向けアップデートにおいて、HSBCは2017年までに完了すべき10の戦略的行動を定めた。そのうち9つは業務主導のイニシアチブであり、1つは取締役会により実行されることが想定される。これらの活動を実行するために要する作業は甚大である。戦略的行動と同時に、当グループは多くの外部主導の規制プログラムの実施を継続する。これらの要求を遵守するために必要なプロジェクトの規模および複雑さは、履行リスクを高めた。当グループにおいて進行中の集合的な変更イニシアチブの影響の累積は重大であり、資源および当グ

グループの人員に対し直接の影響を有する。当グループの10の戦略的行動またはその他の規制プログラムを成功裏に完了できない場合、財務状態、収益性、見通しおよび株価に重大な影響を及ぼし、さらに広い評判上および規制上の影響を与える可能性がある。

当グループの戦略に従った当グループ内の各種処分の実行に関連する、高まったリスクも残る。処分の潜在的リスクは、規制上の違反、示威行為、主要人員の喪失ならびに事業移転の間のシステムおよびプロセスの中断を含む。これらは財務上および評判上の影響を有する可能性があり、当グループの戦略的優先事項の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブの期待される利益を達成できない可能性がある

当グループの戦略（「第2 - 3 事業の内容」の「当グループの戦略」を参照のこと。）は、2つの傾向、すなわち、国際的取引および資本フローの継続的成長、ならびに特に成長の早い市場における富の創造を中心として設定される。当グループはこれらの傾向を分析し、これに対応して当グループが資本をより効率的に展開することを手助けする基準を設定した。当グループの戦略の設定および実施は、世界の様々な場所における経済状況の予測を含む、困難で、主観的で複雑な判断を要求する。当グループは、資本展開および経費削減に関する判断を行う際、当グループが活用することを追求する傾向および関連する要素を正しく特定できない可能性がある。

当グループの戦略を実施する当グループの能力は、当グループの業務上の能力および当グループが事業を行う規制環境の複雑性の高まりにより制限される可能性がある。当グループは、当グループの費用管理イニシアチブの追及を継続するが、予想される効果を達成できない可能性があり、当グループは費用削減目標を充足できない可能性がある。また、経済および市場状況ならびに上記に詳述されたその他の困難を含むがこれらに限られない、当グループのコントロールを超える要素により、これらのイニシアチブの予定される利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

当グループの戦略的イニシアチブの予定される利益を達成できないことは、当グループの事業、見通し、財務状況および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、成長戦略達成のために必要とされるクロス販売および/または業務シナジーの増加を実行できない可能性がある

クロス販売を通じて当グループの顧客が保有するHSBCの商品の数を増加させ、グローバル業務を通じて業務シナジーを活性化することは、特に減速した経済成長および規制上の改革イニシアチブの現在の環境において、当グループが収益および利益を増加させる能力の鍵となる。RBWMにおいて、当グループの競合他社の多くもまた、特にリテール・バンキング、投資商品および住宅ローンにおけるクロス販売に注力している。業務シナジーを活性化する主要な機会は、CMBおよびGB&Mの間で生じるが、これらは多くの競合他社も注力する分野である。双方の分野において、これは、商品をさらに顧客にクロス販売する当グループの能力を制限し、または商品をより低価格で販売する方向に当グループを向かわせ、当グループの純利息収入および手数料に基づく商品の収益を減少させる可能性がある。このことはまた、当グループが既存顧客を維持する能力に影響する可能性がある。当グループの成長戦略を達成するために必要なクロス販売および/または業務シナジーを達成できないことは、当グループの業務、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を与える可能性がある。

当グループは競争の激しい市場において事業を展開している

当グループは、金融危機および継続する困難な経済状況に端を発する金融規制改革および増大する公衆の監視の結果、大きく変動する高度に競争的な業界において、他の金融機関と競合している。

当グループは、洗練されたグローバルなソリューションを求める国際的に流動性のある顧客をターゲットとし、一般に、当グループの顧客サービスの品質、当グループが顧客に提供できる広範な商品およびサービス、当グループ顧客のニーズを充足するこれら商品およびサービスの能力、当グループ顧客が使用可能な豊富な販売チャネル、当グループの革新、ならびに当グループの評判に基づき、競争を行う。これらの分野の一または全てにおける継続し厳しさを増す競争は、当グループの市場シェアに悪影響を与え、および/または競争力を維持するために当グループの事業への資本投資を増加させる可能性がある。また、当グループの商品およびサービスは、ターゲットとする顧客に受け入れられない可能性もある。

多くの市場において、現在のまたはより低い価格で商品およびサービスを提供する競争が激化している。その結果、当グループが適宜その商品およびサービスを再配置または再度の価格設定を行う能力は制限され、当グループの競合他社（その商品およびサービスについて類似の手数料を請求し、または請求しない場合がある。）の活動により重大な影響を受ける可能性がある。当グループが顧客に提供する商品およびサービスの種類の変更、および/またはそれらの商品およびサービスの価格設定は、顧客および市場シェアの喪失につながる可能性がある。

さらに、市場への新規参入または新規テクノロジーは、当グループが顧客を惹きつけ保持するため、商品を変更しまたは調整するのにより多くの支出を当グループに要求する場合がある。当グループは、既存および新規競合他社からの競争の兆候に効率的に対応できない可能性があり、当グループ顧客のニーズに対応するため、その既存の商品およびサービスを修正もしくは調整し、または新規商品およびサービスを開発するのに、当グループの事業への投資の増額を強制される可能性がある。

これらの要素は、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループのリスク管理対策は功を奏しない可能性がある

リスク管理は、当グループの全ての業務にとって必要不可欠な部分である。リスクは、不確実性および結果としての収益変動に対する当グループのエクスポージャーに相当する。特に、リスクは、様々なソースの不確実性から生じた収益性または財務状態に対する悪影響に等しい。それらのソースには、リテールおよびホールセールの信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、非取引市場リスク、保険リスク、集中リスク、流動性・資金調達リスク、訴訟リスク、レピュテーション・リスク、戦略的リスク、年金債務リスク、ならびに規制リスク等がある。当グループは幅広く多角的なリスク・モニタリングとリスク緩和の手法を組み合わせで使用しているが、そのような手法およびそれらを適用する場合に必要な判断は、好ましくない事象や個別の事柄およびその結果が実現するタイミング等を全て予見することはできない。適切にリスクを管理することができなかった場合は、当グループの事業見通し、財務状態および業績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスクは当グループの業務に固有のものである

当グループは多くの種類のオペレーショナル・リスクに晒されており、それらは不正行為、その他の犯罪行為（社内および社外を問わない。）、プロセスまたは手続の機能停止およびシステムの障害または使用不能等、銀行業務に固有のものである。これらのリスクは、当グループが、当グループまたは当グループ顧客に対するサービスの提供を外部のサプライヤーやベンダーに依存している場合にも、同様に存在する。このようなオペレーショナル・リスクは、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業は不正行為の脅威に晒されている

不正行為を行う者は、貸付業務、インターネット・バンキング、支払い、銀行口座およびカードを含む、当グループの商品、サービスおよびデリバリー・チャンネルを標的とすることがある。それら事象の状況によっては、銀行にとっての財務的損失、好ましくない顧客経験、レピュテーションの毀損および潜在的規制措置がもたらされることがあり、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの営業は外部環境により阻害されることがある

HSBCは地理的に多くの場所で営業しており、当グループが制御できない事象の影響を受けることがある。これらの事象は、自然災害および疫病等の天災、テロ活動および社会不安等の地政学的リスクならびに輸送機能の停止や停電等のインフラ問題等の不可抗力であることがある。これらのリスク事象により当グループのサービスが中断され、物的損害または人命の損失をもたらし、その結果、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業は第三者のサプライヤーおよびサービス提供者を活用している

HSBCは、商品およびサービスを提供するために第三者に依拠する。グローバルの規制当局は、金融機関による第三者サービス提供者の使用に対する監視を強化し、これは、外注判断がなされる方法および主要な関係が管理される方法に関するものを含む。第三者を使用することから生じるリスクは透明性が低い場合があり、管理がより困難である。第三者リスクの不十分な管理は、当グループが戦略的、規制上および顧客の期待を充足する能力に影響する可能性がある。これにより、規制当局による譴責、民事制裁金または株主価値および当グループの評判に対する損

害を含む広範な影響が生じる可能性があり、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの業務は当グループの情報技術システムに大きく依存している

当グループの情報および技術インフラならびに当グループの顧客データベースの信頼性と安全性は、バンキング・アプリケーションおよび処理のサービス可用性を維持し、HSBCブランドを守るために不可欠である。当グループの支払システム、財務管理、リスク管理、信用分析および報告、会計、顧客サービスその他の情報技術システムならびに当グループ支店および主要なデータ処理センター間のコミュニケーション・ネットワークが適切に機能することは、当グループの業務にとって極めて重要である。

重大なシステム障害、長期にわたるサービスの中断、重大なデータセキュリティ違反、それらの中でも特に顧客の秘密情報にかかるものは、当グループの顧客サービス能力を大きく損ない、当グループの従うべき規則に違反し、当グループの業務およびブランドに対する長期的な損害を与えるおそれがあり、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバーおよび情報セキュリティに関する事故は日常的に監視され調査されている。多くの場合、これらは重大ではなく、通常の業務プロセスにおいて管理されている。

しかし、HSBCは、テクノロジーに影響を与え、および/またはテクノロジーにより促進される、広い範囲のサイバー・リスクの影響を受ける。サイバー攻撃の危険は当グループ組織にとっての懸念であり、当グループ業務をインターネット犯罪やサーバー攻撃から守ることができなければ、当グループの信用および顧客獲得・確保能力を損なうおそれのある財務上の損失、顧客データその他の秘密情報の喪失につながりかねない。

例えば、2015年、過去のHSBC従業員が、86,000件の米国消費者住宅ローン顧客の詳細ならびに2,000件の現在および過去のHSBC従業員の給与明細をオンラインで流出した事案が検出された。規制当局に通知がなされ、顧客は連絡の上、信用保護サービスが提示された。

また、2015年の間に、当グループは、外部向けの当グループを通じたウェブサイトにおいて、23回の「サービス拒否」攻撃を受けた。サービス拒否攻撃は、多くの個別のコンピューターから同時に送信されるデータの氾濫により、コンピューター・ネットワークを意図的に妨害し、機能不全に陥らせ、潜在的にはコンピューター・ネットワークからデータを抽出しようとする試みである。

2015年のサイバー攻撃は当グループの顧客、サービスまたは事業所にわずかな影響を有したに過ぎなかったが、将来のサイバー攻撃は当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループがデータに関する規制当局の要件を満たすことができないおそれがある

規制上およびその他の要請される報告の量、精度、頻度および規模は、一貫したデータ収集、報告および管理を可能とするための明確なデータ戦略を必要とする。不適切な経営情報システムやプロセス（リスクデータ収集およびリスク報告に関するものを含む。）により、規制当局の報告義務またはその他の内部的・外部的な情報の要請に応じることができないおそれがある。パーゼル委員会が定めた効率的なリスクデータ収集およびリスク報告原則を要求された期限までに遵守できない金融機関は、規制措置の対象となる可能性がある。これらの不履行により、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループ業務には固有のレピュテーション・リスクがある

レピュテーション・リスクは、当グループ、その従業員またはそれが関係する者による事象、行動、作為または不作為の結果、ステークホルダーの期待を充足できず、ステークホルダーをして当グループに関し消極的な見解を抱かせることとなる可能性があるリスクをいう。これは、財務的または非財務的な影響、信頼の喪失またはその他の結果を生じさせる可能性がある。

現代技術、とりわけ短時間で最少の費用により多数の聴衆に連絡できるオンラインの社会的メディア・チャネルおよびその他の送信ツールは、有害情報および風評の影響をより深刻にし、悪化させる可能性がある。これはまた、当グループが業務活動を行う現実のもしくは認識された方法または財務実績、ならびに銀行および金融サービス業界一般における現実のもしくは認識された実務に関する、ネガティブな世論から生じる可能性がある。ネガティブな世論は、当グループの顧客を保持し、顧客を惹きつける能力（とりわけ法人および個人預金者）ならびに従業員

を雇い動機付ける当グループの能力に悪影響を及ぼし、当グループの事業、見通し、財務状態、評判および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは従業員の不正行為により損害を被る可能性がある

当グループの業務は、潜在的な方針違反（HSBCの価値観および関連する行動を含む。）ならびに従業員の不正行為（詐欺または過失等）のリスクに晒されており、これらの全ては規制当局による制裁または評判上または財務上の悪影響をもたらしかねない。近年、多数の多国籍金融機関が、「悪徳トレーダー」その他従業員の行為による巨額損失を被っている。従業員による不正行為を事前に防止することは常に可能というわけではなく、当グループがこうした行為を防止し発見するためにとる手段は常に効果があるわけではない。従業員の不正行為により、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響が生ずる可能性がある。

当グループは、適切な上級経営陣および優れた人材の採用、保持および育成に依拠する

当グループの人的資本に対する要求は、前例のないものである。しばしば域外に適用され、変化し続ける規制改革プログラムから生じる累積作業量は、人的資源を大量に消費するため、要求される専門的能力が不足し、グローバルで流動する労働力に対する複雑かつ相反する需要を益々高めている。

当グループの継続的な成功は、部分的に、経営陣チームの主要メンバーおよびより広い従業員層の保持に依存する。高い能力を持ったプロフェッショナルを採用し、訓練し、動機づけ、確保し続ける能力は、当グループの戦略の重要要素の一つである。当グループの成長戦略の実施の成功は、当グループのグローバル事業およびグローバルの機能のそれぞれにおける経営陣の使用可能性および能力にかかっている。グローバル事業またはグローバルの機能が適切な人員配置を欠くか、1名以上の主要上級業務執行役員を失い、適切な後任者を速やかに補充できないか、当グループの戦略の支援に必要な組織的変更を満足できるように実施できない場合は、管理およびオペレーショナル・リスクを含む当グループの事業見通し、財務状態および業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当グループの財務諸表は、ある程度不確実な判断、見積り、仮定に立脚している

財務諸表の作成には、資産、負債、収益および費用に関する報告数値に影響を与える経営陣の判断、見積りおよび仮定が必要になる。特に複雑なモデルの使用を含む見積りを行う際の内在的な不確実性により、将来の期間について報告される現実の結果は、これらの見積りとは異なる数値に基づく可能性がある。見積り、判断、仮定およびモデルは常時評価され、過去の経験その他現在の状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想等の要因に立脚している。財務見積りの見直しは、当該見積りが見直される期間およびその影響を受ける将来の期間について認識される。重要性ならびに重要な判断および見積りの観点から、当グループの業績および財務状況にとって重要とみなされる会計方針には、貸付金および前渡金の減損、のれんの減損、金融商品の評価、繰延税金資産、引当金および関係会社における持分（これらの詳細については、「第3 - 1 業績等の概要」の「重要な会計上の見積りおよび判断」を参照のこと。）が含まれている。

公正価値で測定される金融資産の評価は主観的な場合があり、観察不能なインプットを含むモデルの場合はなおさらである。そうした商品の評価に結び付いた不確実性および主観性のため、将来の結果は、報告日現在で入手可能な情報を用いた見積り数値とは大きく異なる場合がある。当グループの将来の業績および将来の財務ポジションにおけるこれらの差異の影響は重大である可能性がある。詳細については、「第3 - 1 業績等の概要」の「重要な会計上の見積りおよび判断」を参照のこと。

当グループの連結財務諸表の作成において当グループが使用する判断、見積りおよび仮定が、報告日において使用可能な情報を使用して仮定されたものと著しく異なることが事後に発見された場合、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に影響を与える可能性がある。

当グループは、モデル制限またはモデル障害により損失を蒙りまたは追加資本を維持することを要求される可能性がある

当グループは、事業の経営における多くの目的で（規制上および経済的資本計算、ストレス・テスト、信用付与、価格設定および財務報告（公正価格で算定される金融商品の評価を含む。）を含む。）モデルを使用する。HSBCは、不適切に開発され、実施されもしくは使用されたモデルに基づく決定、または、モデルの結果が誤解されもしくはそれが設計された目的以外のために当該情報が使用されることに基づく決定（かかる決定により、経営陣の活

動がなされる場合もある。)により、悪い結果に直面する可能性がある。また、規制上の自己資本算定において銀行が使用する内部モデルおよび前提に対する監督当局の懸念により、リスク・ウエイトおよびデフォルトによる損失の下限が課され、当グループの所要自己資本が増額される可能性がある。モデルの使用から生じるリスクは、当グループの事業、見通し、財務状態、業績、最低所要自己資本および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの関知しないところで、第三者が当グループを違法行為の手段として使用する可能性がある

当グループは、適用あるAML法令および規制の遵守を求められており、内部統制や「顧客熟知規則」手続等、HSBCの商品およびサービスが金融犯罪の実行または隠蔽のために利用されることを防止するための様々な指針および手続を採用している。また、近年の英米政府の金融機関に関連する政策は、マネーロンダリング対策および米国ならびにEUの経済制裁の遵守の強制に主な重点を置いて策定され、かかる優先順位はAMLおよび制裁法に対する過去の不十分な遵守にかかる様々な調査に関する当グループと英米当局との合意により証明されている。HSBCホールディングスの特定の米国子会社は、米国銀行秘密法(「BSA」)、FCA指示およびAMLルールに基づく義務に関する遵守手続の実施および改良を求める、排除措置同意命令をOCCと締結し、類似の同意命令をFRBと締結した。この同意命令は、銀行規制当局、政府当局もしくは法執行当局による追加の執行または民事訴訟を排除するものではない。

米国DPAが関係する事項により実施された、または現在実施されている、是正措置の多くは、当グループの事業がこれらのリスクに関してより保護を受けることの確保を意図している。しかし、米国DPAの要求に対応するために継続的に実施される手続が、完全に有効であることの保証はない。米国DPAまたは関連する合意および同意命令の違反は、当グループの事業、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある(業務の喪失および資金の引出し、HSBCバンクUSAを通じたドル決済機能の履行の制限、または関連する状況における銀行免許の取消を含む。)

法規が認める場合、当グループは、AML手続の維持とその適正な適用を特定のカウンターパーティに委ねることができる。法規が認める一方で、そうした委託は、当グループ(および関連する当グループのカウンターパーティ)の知らないところで、第三者が当グループ(および関連する当グループのカウンターパーティ)を違法な現金操作等のマネーロンダリングの手段として使用することを防止することはできないかもしれない。当グループがマネーロンダリングの当事者となり、それに関与し、または関与したとの非難を受けただけの場合でも、当グループの信用は失墜し、罰金、制裁措置または法的執行(特定の団体に当グループとの取引を禁じる「ブラックリスト」への記載等)の対象になる可能性がある。これらのうちの一つでも起これば、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、カウンターパーティ・リスクに対する重大なエクスポージャーを有している

当グループは、実質的に全ての主要業界に関与するカウンターパーティとの取引を有しており、日常的に、証券会社、ディーラー、清算機関、商業銀行、投資銀行、ミューチュアルファンドおよびヘッジファンドその他の法人顧客等の金融企業と取引をしている。こうした取引の多くは、当該カウンターパーティまたは顧客がデフォルトに陥った場合、当グループを信用リスクに晒す。当グループの資金調達およびリスク管理に関する日常業務遂行能力は、他の金融機関の行動や商業上の健全性により重大な悪影響を受けるおそれがある。金融機関は、トレーディング、清算、カウンターパーティその他の関係を通じて、必然的に相互に依存している。従って、個々の金融機関のデフォルトもしくは市場における信用失墜または金融部門全体に対する懸念は、個別金融機関だけではなく、金融システム全体の問題、デフォルトおよび損失に発展するおそれがある。

店頭デリバティブの集中清算の義務(ドッド・フランク法およびEUの欧州市場インフラストラクチャー規則に基づくものを含む。)がHSBCにリスクをもたらしめている。清算参加者として、当グループはセントラル・カウンターパーティ(以下「CCP」という。)が他の清算参加者およびその顧客の債務不履行により蒙った損失を引き受けることを要求される。集中清算機関がその参加者と顧客の間の相互関連性について新しい要素をもたらしただため、システミック・リスクに対する当グループのエクスポージャーは減少するよりもむしろ増加していると考えられる。同時に、コントロールの大部分がCCPに委譲されているために、かかるリスクを当グループ自身で管理する当グループの能力は低下することになる。そして、ストレス時に規制当局および解決の責任がある当局がどのように介入するかは、現在のところ不透明である。

担保の取得により双務的なカウンターパーティ・リスクが軽減されていても、当グループが保有している担保を実行できない場合や、実行価格が当グループのローン・エクスポージャー額またはデリバティブ・エクスポージャー額を回収するに足りない場合には、当グループの信用リスクは高止まりする可能性がある。また、担保権が実行できないというリスクがある。これは、法改正により、担保物件の競売その他の当グループの契約上の権利の執行能力が影響を受ける場合等において生じ得る。

当グループは、公正価格で取り扱われているクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）およびその他のクレジット・デリバティブ等の緩和手段に起因する信用エクスポージャーも有している。これらの金融商品の公正価格の緩和手段として使用されるCDSおよびその他のクレジット・デリバティブによるカウンターパーティのデフォルト・リスクは、担保が設定されている原金融商品の評価額と想定信用リスクに応じて変動する。いかなる調整または公正価格の変更も、当グループの財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

市場の変動は当グループの収入または当グループのポートフォリオの価値を減少させる可能性がある

当グループの業務は、本質的に、金利、インフレ率、信用スプレッド、為替相場、コモディティ、株式、社債および不動産価格の変動、ボラティリティ上昇等の金融市場、経済全般のリスクならびに当グループの顧客が当グループの業務、価格設定およびヘッジの前提に反した行動をとるリスクに晒されている。

市場の動きは、将来も様々な重要領域で当グループに重大な影響を及ぼし続ける。例を挙げると、銀行取引およびトレーディング活動は、金利リスク、為替リスク、インフレ・リスクおよび信用スプレッド・リスクに晒されている。金利水準、公定金利に対する銀行間スプレッド、イールドカーブおよびスプレッドの変動は、貸付および借入コスト間の金利スプレッドに影響する。低金利の環境は繰上返済を増加させ、利息を生じる当グループの資産の加重平均期間を短縮し、当グループに重大な悪影響を与える可能性がある。ボラティリティおよびマージンが将来変動する可能性は残っている。既存ローンおよび預金に対する固定金利または商品条件に対する競争圧力により、当グループが、公定金利およびホールセール市場金利の変動に対応して、顧客金利を変更する余地が制限されることがある。当グループの年金制度資産には株式および債券が含まれるが、株式価格および金利の変化に伴い、そのキャッシュ・フローは変化する。

当グループの保険業務は、市場の変動により保険商品の債務額とその裏付けになる投資資産の間にミスマッチが生じるリスクに晒されている。市場リスクは、当グループの保険商品に対して、その商品および関連契約に応じて、様々な形で影響する可能性がある。例を挙げると、資産利回りおよび負債利回りならびに期日のミスマッチは、金利リスクを生む。こうしたリスクには顧客が直接負担するものと、市場への過大投資により保険業務が負担するものがある。保険契約には、不利な投資市場において価値が上昇する保証およびオプションを含むものがある。保険業務には、そうした保証およびオプションの費用の一部を負担するリスクがある。投資市場の実績は、このように保険および投資契約に織り込まれている価値、ならびに当グループの業績、財務状態および見通しに直接影響する。

市場条件の変化を正確に予想することは困難であり、そうした変化は、当グループの業務、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

流動性または直ちに現金化できる資金の調達当グループの業務にとって極めて重要である

当グループの有担保・無担保借入能力およびそのコストは、金利または信用スプレッドの上昇、信用枠、流動性関連の規制要件またはHSBCもしくは銀行部門に関する市場認識（当グループの現実または想定された信用度を含む）の影響を受ける可能性がある。

当座預金および要求払い預金または通知預金が、当グループの資金調達の重要部分を占めており、当グループは、その安定性確保を重視している。預金の安定性は、当グループの資本力および流動性に対する投資家の持続的な信頼ならびに価格設定の比較可能性および透明性に依存している。預金は、長期的に安定した資金調達源となっているが、それが永続するとは限らない。

当グループは、預金を受け入れない機関に資金を提供し、資産と負債の期日および通貨を調整し、現地市場における存在を維持するため、ホールセール市場にも参加している。2015年、当グループは多くの当グループの組織を通じ、公開資本市場において、22十億米ドル相当の様々な通貨および年限の負債証券（HSBCホールディングスが発行

した7十億米ドルの劣後証券を含む。)を発行した。無担保の長期もしくは短期借入資本市場における資金調達能力または有担保貸付市場へのアクセス能力がなければ、当グループの流動性に重大な悪影響が及ぶおそれがある。マクロ経済の好ましくない展開、市場の混乱または規制の変化により、当グループの資金調達コストが増大するか、当グループの業務を維持または拡張するための資金調達能力に問題が生じる可能性がある。

当グループが、預金または資本市場における資金調達ができなくなった場合、当グループの流動性ポジションは悪化し、当グループは、預金の引き出し要求または満期支払いに応じられないか、借入金の期日返済ができなくなるか、約定済与信枠および保険契約上の当グループの義務の履行ができなくなるか、新規ローン、投資および業務ができなくなるおそれがある。当グループは、債務返済のため、無傷の資産を整理する必要が生じるかもしれない。流動性逼迫時には、当グループは当グループの資産の一部が売却できないか、不利な価格で売却しなければならないおそれがあり、いずれの場合においても、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

HSBCホールディングス、HSBCホールディングスの子会社またはそのそれぞれが発行する債券の信用格付の引下げは、当グループの資金調達費用を増加させるか資金調達能力を減殺させ、当グループの流動性ポジションおよび正味の利ざやに悪影響を及ぼすおそれがある

信用格付は、当グループの市場における資金調達コストその他の条件に影響する。格付機関は、定期的にHSBCホールディングスおよびその特定の子会社ならびにそれぞれの債券の格付をしている。この格付は、HSBCまたは関連する法人の相対的な財務体質の評価および金融業界一般に影響する諸条件等、多数の要素に基づいている。特に、格付機関による現在の銀行格付手法の見直しおよびHSBCまたはその子会社の格付に対する潜在的影響を考慮すると、格付機関がHSBCまたは関連する法人の現行格付または見通しを維持するという保証はない。

HSBCホールディングスの長期債務に係る格付および見通しの引下げは、当グループの資金調達コストを増大させ、資本市場へのアクセスを制限し、追加の担保差入れを要求し、結果として、当グループの利ざやおよび流動性ポジションを大きく悪化させるおそれがある。

デリバティブ契約に基づく当グループの現在の担保義務の条項に従い、当グループは、HSBCの信用格付の格下げの結果、追加の担保差入れを要求される可能性がある(本項後述の「その他の契約債務」において記載される。)

当グループの事業には、借り手の信用の質に関するリスクが内在する

信用の質の変化、ならびに貸出先に対するローンおよびカウンターパーティ(再保険者、デリバティブ取引のカウンターパーティ等)から受け取るべき金額の回収可能性の変化に起因するリスクが、広範な当グループ業務に内在している。経済条件の総合的な悪化または金融システムのシステムック・リスクに起因する当グループの貸出先およびカウンターパーティの信用の質の変化の悪影響は、当グループの資産の回収可能性とその価値を減殺し、当グループの減損損失の増加を余儀なくさせるおそれがある。

当グループは、当グループの信用エクスポージャーに内在する貸倒れに対する減損引当金を見積っており、認識もしている。当グループの業績および財務状態に重要な意味を持つこの作業には、経済条件によって、当グループの貸出先による当グループのローンの返済能力およびその他のカウンターパーティがその債務を履行する能力が損なわれる程度の予測等、困難かつ複雑で主観的な判断が必要になる。そうした評価によくあるように、当グループが特定した関連要因の影響を正確に予想できない、あるいは、関連要因を特定できない可能性がある。さらに当グループがカウンターパーティの信用度の査定に用いる情報が不適格または不正確な場合がある。当グループが、カウンターパーティの債務返済能力を不正確に評価すれば、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの保険業務は、保険請求率および保険の顧客の行動変化に関連するリスクに晒されている

当グループは、複数の種類の生命保険商品等、多様な保険商品を当グループと銀行取引のある顧客に提供している。保険請求および保険金の費用は、死亡率および罹患率、失効率、解約率、ならびにその保険が貯蓄要素を有する場合は、債務を支える資産の利回り等の多数の要因に影響されうる。これらの要因のいずれかが悪化した場合、当グループの財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

HSBCホールディングスは持株会社であり、その負債証券に関する債務の弁済およびおよび将来における株主への配当金支払いのための利益を提供するために、子会社からの借入金の支払いおよび配当金に依存している

HSBCホールディングスは事業を行わない持株会社であり、その主要な収入源は、HSBCの主要な資産を保有する事業子会社である。HSBCホールディングスは、別個の法人として、負債保有者に対して期限に義務の支払いを行い、株主に対して配当を支払うことを可能とするために、子会社のローンの利息支払いおよび配当の送金に依拠する。HSBCホールディングスの子会社および関係会社が配当を支払う能力は、規則、為替管理およびその他の要請により制限される可能性がある。

当グループは、当グループの年金プランに重大な出資を要求される可能性がある

当グループは、世界中で確定給付型年金制度等多数の年金制度を運営している。年金制度債務は、長期金利、インフレ率、給与水準および制度加入者の寿命に応じて変動する。当グループが、当グループの年金制度に対して行う拠出水準は、当グループのキャッシュ・フローに直接影響する。年金資産が現行債務をカバーするに十分でなければ、当グループは高水準の拠出を求められる。その結果、これらの年金制度の不足額が、当グループの事業、見通し、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

[次へ](#)

トップリスクおよび新興リスク

当グループの、トップリスクおよび新興リスクを検出し監視する方法については、本項前述の「全社リスク管理手段」の「トップリスクおよび新興リスク」を参照のこと。現在のトップリスクおよび新興リスクは、以下のとおりである。

外部要因

- Y 経済見通しおよび資本フロー
- Y 地政学的リスク
- Y 信用サイクルの転換
- Y ビジネスモデルおよび収益性に影響を及ぼす規制の動向
- Y 規制当局による事業遂行および金融犯罪への重点的な取組み
- Y 係争リスク
- Y 規制当局との合意および同意命令
- Y サイバー脅威およびシステムへの不正アクセス

経済見通しおよび資本フロー

経済成長は2015年も依然として低迷し、複数の不利な要因が先進諸国および新興諸国の両方に悪影響を及ぼしている。

中国経済の減速は全世界の貿易フローを冷え込ませ、為替市場および世界の株式市場におけるボラティリティを引き起こしている。この減速の程度ならびに人民元および新興国通貨の一層の下落の可能性に対する市場の懸念は根強い。

石油およびガスの価格は、世界的な供給と需要の不均衡が続いている結果、2015年中および2016年初頭において下落が進み、中期的な石油価格の回復は現在見込まれているペースよりもさらに緩やかになるリスクが高まっている。石油価格の低下により、石油輸入国では恩恵を享受するが、石油輸出国では財政および資金調達上の問題を増加させ、デフレリスクを高める。

新興国市場の経済は、コモディティ価格の下落、中国本土経済の成長鈍化、米国の金融政策正常化に対する脆弱性の影響を受けている。その結果、主要新興国数ヶ国の通貨が対米ドルで急落し、多額の資本が流出した。

ユーロ圏では、石油の低価格、ユーロ安、成長の減速および緩和的な金融政策の影響が相まって、景気回復は依然として脆弱である。EU内の複数の国においては、低迷する経済状況および移民等の他の問題が追い風となって大衆主義政党の勢いが増している。英国のEU離脱についての国民投票が、2016年6月に実施されることが予想されている年（本項後述の「地政学的リスク」を参照のこと）。ギリシャのEU離脱リスクは低くなったものの、要求されている構造的改革の実施は政治的に困難となるおそれがある。

当グループに対する潜在的影響

- Y 当グループは、大部分の利益をアジア事業で稼得している。当グループの業績は、アジア経済の長期的または深刻な成長鈍化、もしくはそれに伴う世界の貿易や資本移動の縮小による悪影響を受けるおそれがある。
- Y 石油価格の低迷が長引いて、特に低インフレおよび／または低金利もしくはマイナス金利と相まった場合は、当グループの業績に悪影響が及ぶおそれがある。

¥ EUの分裂リスクの高まりは、欧州に政治的および経済的両方の影響を及ぼすおそれがある。

軽減策

¥ 当グループは、傾向を特定し、特定の顧客、顧客セグメントまたはポートフォリオへの影響を評価し、景気動向に応じて、主要なリスク選好度指標または限度額の変更を含む適切なリスク軽減策を取ることができるよう万全を期すことを目的に、主要な市場およびセクターの経済的展開を注意深く監視している。

¥ 当グループは、内部ストレス・テストおよびシナリオ分析ならびに規制当局のストレス・テストを利用して、マクロ経済ショックが当グループの事業およびポートフォリオに与える影響を評価している。石油およびガスのポートフォリオに係る分析ならびに中国本土に対するエクスポージャーについては、本項後述の「石油・ガス価格」を参照のこと。

地政学的リスク

当グループの経営およびポートフォリオは、世界の多くの地域における政治不安、市民暴動および軍事衝突から生じるリスクにさらされている。

中東においては、ロシアの干渉およびテロリスト・グループであるダーイッシュ（ISIS）の隆盛がすでに複雑であったシリアの内戦を一層複雑化させ、またイラクを一層不安定にした。これらの紛争は、解決の兆候をほとんど見せていない。ダーイッシュは近隣諸国およびはるか遠隔地でも攻撃を遂行できる能力があることを示した。イランと国連安全保障理事会の常任理事国5ヶ国との間のイランの核開発プログラムに関する合意を受けた制裁の解除は、この地域の緊張の緩和にはほとんど寄与していない。

ウクライナにおける暴力行為は減少したが、ウクライナ東部における紛争は解決していない。米国およびEUによるロシアの政府、団体および個人に対する制裁は、ロシア経済に損害を与えている。

欧州諸国においては、移民に対する懸念、テロの恐怖および英国が国民投票を経てEU離脱を決定する可能性を反映して、政治的緊張が高まっている。英国のEUからの離脱は、英国、欧州および全世界のマクロ経済の状況に重大な影響を及ぼすことに加えて、相当な政治的波及効果をもたらすおそれがある。

アジアでは、日本、中国およびその他の国の間の領土紛争によって外交関係が張りつめており、航行の自由を守るという米国の決意が試されている。

当グループに対する潜在的影響

¥ 当グループの業績は、物理的紛争、テロリストによる攻撃、好ましくない政治動向、通貨変動、社会不安のほか、当グループが事業を行っている地域の政府による政策変更がもたらす損失リスクによって変動する。

¥ 物理的紛争またはテロリストによる攻撃により、当グループの従業員が身体的リスクにさらされるおよび／または当グループの資産の物理的損害および当グループの業務活動の混乱に至るおそれがある。

¥ 英国のEU離脱の当グループへの影響は、離脱の方法に左右される。無秩序な離脱は、当グループに業務モデルの変更を余儀なくし、ECBにアクセスする能力および高額なユーロ建ての支払いに影響を及ぼし、国際貿易フローの潜在的な混乱に伴い当グループの取引量に影響を及ぼすおそれがある。

軽減策

¥ 当グループは、大きなエクスポージャーを持つ国や実際に拠点を持つ国を中心に、地政学的見通しを継続的に監視している。

- Ⅳ ソブリン・カウンターパーティの社内信用リスク格付では、このような地政学的要因を判断要素として採用し、当該国で事業を行う際の許容度を算出している。当グループのリスク選好度を反映し、リスクを適宜縮小するため、必要に応じ、カントリーリミットとエクスポージャーを調整している。
- Ⅳ 当グループは、当グループのポートフォリオについて、リバース・ストレス・テストを含む内部ストレス・テストおよびシナリオ分析を実施している。これらの実施には、当グループが重要な事業活動を行っている国における紛争、または当グループのビジネスモデルに対する英国のEU離脱の潜在的影響を含む、当グループの業務活動を混乱させるおそれのある政治的動向等の、地政学的なシナリオが考慮されている。

信用サイクルの転換

長期間にわたって期待されてきた米連邦準備制度理事会（FRB）による利上げが実施されたことおよび中国経済の減速が継続すると見込まれることにより、世界の市場におけるリスク回避の動きが高まった。この傾向は2016年に入って強くなり、市場のボラティリティは高まっている。2015年には、新興国は1988年以来初めてとなる純資金流出に見舞われ、複数の主要通貨が米ドルに対して過去10年超での最安値に下落し、世界の企業のデフォルトも2009年以来最多となった。特に金融政策が性急に引き締められた場合、中国に関するセンチメントが悪化した場合および石油価格が回復しない場合、2016年はこうした傾向がさらに強まるおそれがあり、幅広い信用セグメントでストレスが現れるおそれがある。これらの要因に加えて、新興国市場では外国からの多額の借り換え資金の返済期日が2016～2018年に到来することから、ボラティリティの一段と急速な上昇と一層の長期化のリスクが高まっている。

当グループに対する潜在的影響

- Ⅳ 一部の市場において当グループの顧客の信用の質が世界経済の悪化によって影響を受けた場合、減損引当金または貸倒損失は、歴史的な低水準であった2014年および2015年から増加し始めるおそれがある。
- Ⅳ マクロ経済の状況の悪化および特定の地域または産業セクターに対するその効果によって影響を受ける一部のポートフォリオにおいて、支払延滞または貸倒損失に影響が現れる可能性がある。
- Ⅳ 石油・ガス等の特定のポートフォリオには重圧がかかる可能性があり、その圧力は、景気循環的なものである場合も、地域的な懸念事項によって発生する場合もある。

軽減策

- Ⅳ 当グループは、主要な市場およびセクターにおける経済動向を注意深く監視し、必要に応じて監視の強化または限度額もしくはエクスポージャーの削減を含むポートフォリオに対する措置を講じている。
- Ⅳ 当グループは、特に懸念されるポートフォリオに対してストレス・テストを実施し、必要に応じてリスク選好度を抑制する経営措置を講じた場合の損失に対する感応度を特定している。
- Ⅳ 顧客が個別的または集散的に評価される場合、感応度の高いポートフォリオについて定期的なレビューを実施し、個別顧客またはポートフォリオのリスクの理解ならびに与信枠の水準および低迷期を乗り切るための当グループの能力の適切性を確保する。

ビジネスモデルおよび収益性に影響を及ぼす規制の動向

金融サービスを提供する企業は、資本および流動性の管理、事業遂行、金融犯罪、業務構造、金融サービス提供の誠実性などの分野を中心に、厳しく、費用のかかる規制上と監督上の要件に対応しなければならない事態に引き続き直面している。当グループの事業の一部または全体において、金融セクター全体と個別の金融機関双方に対する政府の介入や統制、およびシステミック・リスク削減策が、現地、地域、および／または世界的な市場勢力図に重大な影響を及ぼす可能性がある。異なる規制制度ごとに要件が違いう上、場合によってはそれらが相反する可能性がある中、導入予定もまちまちのまま、これらの対策が導入される可能性がある。規制改正が、当グループ全体と主

要子会社の一部または全ての事業活動に影響を与えるおそれがある。そのような変更とは、次のようなものである。

- Y 英国のリテール・バンキングをホールセール・バンキング業務から分離すること（リングフェンス）を要求する英国2013年金融サービス（金融改革）法、米国の法律および規則（ドッド・フランク法に基づき2013年12月に導入されたボルカー・ルールを含む）で義務付けられているその他の事業活動の構造的分離、ならびにEUのより大きい規模の銀行に同様の構造改革を提案している欧州委員会の銀行構造改革規則の下での今後の潜在的な変更とともに、その他の法域における構造上の変更。
- Y 資本市場の運営体制の改定。特に、ドッド・フランク法や欧州市場インフラ規則（EMIR）に基づく、店頭（OTC）デリバティブに係る清算集中の義務付けおよび中央清算されないデリバティブに対する証拠金義務要件に関する改定ならびに香港、シンガポールおよびカナダにおける同様の現地措置の進展。
- Y 組織化された施設におけるデリバティブ取引の義務付け、透明性および報告要件の強化、高頻度アルゴリズム取引に対する規制、ディーリング・コミッションの使用に係る変更、ならびに非EUグループ会社によるEUに本拠を置くクライアントへの特定のサービス提供に対する潜在的な将来における制約を含む、第2次金融商品市場指令（MiFID II）から発生する変更。MiFID IIではまた、多くの規制当局における事業遂行および顧客への公正な成果の提供の重視に沿って、投資家保護を一層強化している。
- Y 消費者利益のための実効的な競争の促進を目的とした変更で、英国競争・市場局（CMA）の命令による調査および競争全般を増加させるための作業を含む。
- Y 市場行為規則の変更および英国のホールセール金融市場の運営における将来視点からの監督を含む、イングランド銀行により行われた「公正かつ効率的な金融市場レビューに関する最終報告」から発生した勧告事項。
- Y 経営陣の説明責任、企業文化、従業員の行動ならびに市場阻害行為および内部告発に係る義務の強化に関連する事項の英国その他における継続的な重視。英国において、これには個別の説明責任制度ならびに銀行基準に関する議会委員会および銀行基準審議会の活動によって行われた広範な勧告事項の実施が含まれる。
- Y 標準的手法のリスク感応度と頑健性の強化、内部モデルへの依存度の最小化、およびバーゼル自己資本規制の枠組みへの資本フロアの組込みのための、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）の取り組み。
- Y 自己資本指令（CRD ）の実施、特に英国で適用される資本の枠組みと、第2の柱との関係。
- Y グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）が総損失吸収力（TLAC）として最低限の資本および負債を保有する旨の金融安定理事会（FSB）からの提案、ならびにMRELの英国における導入についてのイングランド銀行の協議事項（詳細については、「第3 - 3 対処すべき課題」の「規制上の展開」を参照のこと。）。
- Y 当グループおよびその個別の事業体の破綻処理戦略に係る取決めから生じ、国によって異なる影響を与える可能性のある要件。
- Y 金融取引税および経済協力開発機構（OECD）によって導入された共通報告基準等の税務情報を共有するために導入中の取り組み等、金融サービスを提供する企業に影響を及ぼす税金に関連する規制がさらに変更されるという継続的なリスク。

当グループに対する潜在的影響

- Y OTCデリバティブの清算集中の義務付け、EMIR、リングフェンスおよび類似する要件、MiFID II、ボルカー・ルール、再建および破綻処理計画、税務情報共有のための取り組み、ならびに競争に関する照会および調査による事実認定などの規制の変更案および / または実施は、当グループの活動方法および当グループの構造に影響を与える可能性がある。

- Y 資本水準の引き上げやTLACに係る要件により、当グループの資本調達コストが増加し、株主資本利益率が減少する可能性がある。
- Y OTCデリバティブの清算集中の義務付けもまた、清算機関のメンバーである当グループに新しいリスクをもたらす。これは、清算機関が他の清算参加者およびそのクライアントの債務不履行によって損失を被った場合、当グループがその損失を引き受けねばならないためである。したがって清算集中によって、清算参加者と顧客間の相互関係性に新たな要素がもたらされているが、それに伴いシステミック・リスクに対する当グループのエクスポージャーは、減少するのではなく、増加する可能性があると思われる。
- Y 事業遂行および経営陣の説明責任に対する規制当局の監視の厳格化は、従業員の採用および維持、リテール市場およびホールセール市場両方の商品価格設定と収益性に影響を及ぼす可能性がある。HSBCの事業はこれらの動向の影響を受ける可能性がある。
- Y これらの措置は、当グループの事業遂行のための費用を増加させ、当グループが遂行できる事業の種類を削減することによって、将来の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

軽減策

- Y 当グループは、事業を営む国において政府および規制機関と密接な関係を保ち、新規要件が適切に検討され、効果的な方法で実施されることが可能となることを確実にすることに役立てている。
- Y 清算機関に関してガバナンスを強化しており、付随する流動性および担保リスクを管理するために専門家を指名した。
- Y 規制変更について現在進行している重要な議題に積極的に取り組むため、規制変更管理および要求される対策の実施に係るガバナンスならびにより一般的な経営資源の配分を引き続き強化している。

規制当局による事業遂行および金融犯罪への重点的な取組み

金融サービスを提供する企業は、事業遂行や金融犯罪に関連して規制当局より制裁措置や課徴金が科せられるリスクにさらされている。金融サービス企業を相手とする規制上の手続の発生が日常茶飯事となり、その頻度もメディアの注目ならびに検事当局および一般大衆からの期待の高まりにより増加し、その結果として規制当局の調査、制裁または罰金を伴う問題から生ずるまたはこれに関連する民事訴訟も増加する可能性がある。

英国および他国の規制当局は継続的に、顧客のための公正な成果ならびに金融市場における秩序ある透明性の高い業務に関連した、事業遂行に係る事項の重視を進めている。詳細については、本項後述の「コンプライアンス・リスク」を参照のこと。

当グループに対する潜在的影響

- Y 当グループは罰金ならびに／または法的手続および訴訟の対象となることを含めて、規制当局による譴責または制裁に直面する可能性がある。
- Y 英国およびその他の国の規制当局は、将来、当グループに影響が及ぶ可能性のある金融業界全体における金融商品の不正販売、市場行動またはその他の問題を特定する可能性がある。これは、時として多額の費用もしくは負債および／または事業慣行の変更につながる可能性がある。また、英国における金融オンブズマン・サービス（または外国の類似の機関）による決定は、それが顧客のより広い層に適用される場合、当グループの業績、財務状況および将来の展望に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

軽減策

Y 当グループは、新たなグローバル方針の導入、商品ガバナンス・プロセスの強化、グローバル行動プログラムの確立ならびに販売プロセスおよびインセンティブ・プログラムの検証等、複数の対策を講じている（詳細については、本項後述の「コンプライアンス・リスク」を参照のこと。）。

米国DPAならびに関連する合意および同意命令

当グループのAMLおよび経済制裁コンプライアンス・プログラムの実効性の年次評価を作成するために、DoJおよびFCAとの間で締結した2012年の合意に基づいて、2013年に独立した立場のコンプライアンス監視人が任命された。監視人は、これに加えて、FRBの同意命令に基づき、当グループの独立コンサルタントとしての任務を負う。HSBCバンクUSAもまた、2012年12月に米国通貨監督局（OCC）との間で締結した、GLBAに基づく合意およびその他の同意命令に服する。2016年1月、監視人は、米国DPAに基づき要請される第二年次追跡調査報告を提出した。監視人の報告書は、本項後述の「監視人」に詳述されている。

当グループに対する潜在的影響

Y AMLおよび制裁は正計画の構築および実行は複雑なものであり、人員、システムおよびその他のインフラへの多大な投資が必要となる。この複雑さにより、多大な実行リスクがもたらされ、当該リスクは、当グループが金融犯罪リスクを効果的に特定し、管理する能力、ならびにAMLおよび制裁コンプライアンスに係る欠陥を迅速に是正する能力に影響を与える可能性がある。このことは、当グループが監視人を満足させる能力ならびに米国DPA、関連する合意および同意命令の条件を遵守する能力に影響を与えるとともに、当グループが将来的に追加的な是正措置を取る必要に迫られる可能性がある。

Y 米国DPAの条件に基づき、通知を行うとともに聴聞の機会を与えて、DoJは当グループが米国DPAに違反したか否かを判断する裁量を有する。米国DPAに違反した場合の可能性のある結果として、当グループに対する追加的な条件が課されること、監視人制度を含む合意の期間延長、または当グループに対する刑事訴追が含まれ、これらは次に追加的な罰金および担保の差入れを伴うおそれがある。

Y 米国DPAまたは関連する合意および同意命令に対する違反は、当グループの事業、財務状況および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、これには事業の喪失、資金の引出し、HSBCバンクUSAを通じた米ドル決済機能の実行に関する制限または銀行免許の取消しが含まれる。当グループがこれらの合意に違反したと判断されなかった場合でも、合意の変更または期間が延長された場合、当グループの事業、評判およびブランドが著しく損なわれる可能性がある。

軽減策

Y 当グループは、引き続きAMLおよび経済制裁の遵守における欠陥を是正するための協調行動を取っており、グローバル基準を実施している。当グループはまた、監視人の2013年および2014年のレビューにより合意された勧告事項を実施するための作業を行っており、2015年のレビューにより合意された勧告事項も実施する予定である。

Y 2015年中に、当グループは引き続き、堅固かつ持続可能なAMLおよび経済制裁遵守プログラムの整備に向けて前進し、これらには、強固な金融犯罪対策コンプライアンスの補助機能の継続的な構築、金融犯罪リスクを管理し、取引監視を強化するための改善済システムおよびインフラストラクチャーの本格展開、ならびに内部監査の強化が含まれていた。

係争リスク

HSBCは、様々な地域で通常業務から生じる法的手続や規制上の問題の当事者となっている。詳細については、財務書類注記40を参照のこと。

当グループに対する潜在的影響

Ÿ 係争リスクによって、財務上の損失および重大な風評被害を被る可能性がある。ひいては、それが顧客、投資家、その他のステークホルダーの信頼にも悪影響を及ぼすおそれがある。

軽減策

Ÿ 当グループは、規制および司法の新たな傾向を特定すること、ならびに将来の訴訟エクスポージャーおよび規制上の執行を回避または制限する取組みで学んだ教訓を世界中で共有することに、引き続き力を入れている。

Ÿ 当グループは、引き続き金融犯罪および規制遵守に関連する統制および経営資源を検討した上で、拡充している。

サイバー脅威およびシステムに対する不正アクセス

その他の公的および民間組織同様に、当グループは引き続きサイバー攻撃の対象となっており、これにより場合によっては、当グループの外部向けウェブサイトの利用を含むサービスを妨害し、組織の情報および顧客情報が不正にアクセスされ、またはセキュリティの脆弱性を露わにする。サイバー・リスクの管理は、規制当局による監視の強化対象となってきた。

当グループに対する潜在的影響

Ÿ 当グループのシステムへの不正アクセスから発生するおそれのある主要なサイバー攻撃は、財務的損失をもたらすことに加えて、評判を著しく損なう可能性があり、顧客および投資家の当グループに対する信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。顧客情報の紛失もまた、規制上の違反につながる可能性があり、罰金および制裁金が発生する可能性がある。

軽減策

Ÿ 当グループの情報インフラおよび技術インフラのセキュリティは、当グループの銀行業務のアプリケーションおよびプロセスを維持し、顧客およびHSBCのブランドを保護するために極めて重要である。当グループは、ガバナンスおよび統制の枠組み、技術インフラ、プロセスならびに統制を強化することによって、増加を続け高度化するサイバー攻撃の脅威の防止、検知および対応のための能力を引き続き強化している。

Ÿ 当グループは、2015年に英国健全性規制機構（PRA）のサイバー面の脆弱性テストに参加し、サイバー攻撃に対する耐久力およびサーバー攻撃から回復する能力を改善するためのさらなる強化を行っている。

Ÿ 当グループは、サイバー・リスクおよび情報リスクに係る管理責任および説明責任を再編してオペレーショナル・リスクの防衛線のオペレーショナル・モデルと整合させ、IT内で複数のセキュリティ強化プログラムを推進した。

内部要因

Ÿ 人的リスク

Ÿ 執行リスク

Ÿ 第三者リスクの管理

Ÿ モデル・リスク

Ÿ データ管理

人的リスク

当グループの従業員には、引き続き多くの要求がなされている。規制改革および是正プログラムから生じる累積作業量は、当グループの戦略達成に関連した作業負荷と合わせると、人的資源を大量に消費するため、専門家が不足している場合が多くかつグローバルで流動する世界において、労働力に対する複雑かつ相反する需要を益々高めている。

当グループに対する潜在的影響

- Y CRD 規制、欧州銀行監督機構（EBA）ガイドラインおよびPRAの報酬規則から生じた報酬方針および慣行における変更は、グループ全体であらゆる重大なリスクを取る職員に対して適用される。当グループでは、重大なリスクを取る従業員のうち著しく多数がEU外を拠点としているため、このことは当グループにとって著しく困難な課題となる。
- Y シニア・マネージャーおよび認証制度ならびに、2017年からは他の従業員に対しても効力を発した関連する行為規範は、上級職員およびより下位の職員双方の説明責任および行動について、期待される要件を明確に設定している。
- Y 当グループ戦略を支えるための、および／または規制改革プログラムを実行するための組織変更は、潜在的に従業員の離職率を高めることにつながる。

軽減策

- Y CRD 規制、EBAガイドラインおよびPRAの報酬規則に基づく報酬の変更により、総報酬ベースでの当グループのグローバルでの競争力を維持し、重要な人材の保持を確保するため、報酬方針（特に固定報酬および変動報酬のバランス）の見直しをした。
- Y 当グループは、重要な分野における専門家資源の水準を引き続き増加させるとともに、規制当局が新たな規制を最終決定する際に引き続き規制当局に関わっていく。
- Y 組織変更および処分に関連するリスクは、経営陣による厳格な監視の対象となっており、従業員の離職率が特に高い国では特に厳重に監視される。

執行リスク

2015年中に、複数の要因により執行リスクは高まった。2015年6月の投資家向けアップデートで発表された、当グループの世界的な展開からの価値を獲得することを目的とした、9つの事業行動を達成するための重要なプログラムが進行中である。これらは規制改革の課題および米国DPAの下での確約とともに、多大な資源を要求し、時間的制約がある複雑なプロジェクトの管理を必要とする。以上に加えて、ブラジル事業の売却に起因するリスクは、注意深く管理する必要がある。

当グループに対する潜在的影響

- Y こうした要求を満たすための、進行中のプロジェクトの数、規模および複雑性から生じるリスクには、財務的損失、評判上の損害または規制当局による譴責が含まれる。
- Y 処分の潜在的リスクには、規制上の違反、抗議行動、重要な人材の喪失、事業の変革の際のシステムおよびプロセスの中断が含まれる。これらは、財務および評判双方に影響を与える可能性がある。

軽減策

- Y 当グループは、重要なプロジェクトに関する優先順位付けおよびガバナンスのプロセスを強化し、これらのプロセスはGMBが監視している。
- Y 当グループは、プロジェクト実施およびIT能力に投資し、資源管理に以前にも増して重点を置いた。

Ⅵ 処分に関連するリスクは注意深く評価および監視され、経営陣による厳格な監視の対象となっている。

第三者リスクの管理

金融サービス業界の他社と同様に当グループも、一連の商品・サービスの提供に第三者を利用している。世界各国の規制当局は第三者への依存に関して懸念を示しており、企業が第三者（関連会社を含む。）の選定、ガバナンス、監督に対して適切な統制を実証できることを期待している。第三者であるサービス提供者の利用から生じるリスクは透明性が低いため、管理や影響力の行使が一層難しい可能性がある。

当グループに対する潜在的影響

Ⅵ 第三者リスクの管理に不備があれば、戦略上の期待、規制当局の期待、および顧客の期待に応える能力に影響が生じるおそれがある。その結果、規制当局による譴責、民事制裁金、または評価への打撃など、一連の影響が生じる可能性もある。

軽減策

Ⅵ 当グループは、第三者リスク管理能力の強化を目指した複数年にわたる戦略計画を実行している。また、第三者リスクの全体像を明らかにするプログラムも実施している。その結果、第三者のサービスについて、主要基準と照らし合わせて一貫性のあるリスク評価を実施できるうえ、関連する統制の監視、検査、第三者のライフサイクルを通じた保証も実施できる。

Ⅵ 当グループにとって最も重要な第三者を特定し、強化されたリスク評価の対象とし、必要に応じて是正策について合意を取り付けた。対象を拡大して、より幅広い第三者群も評価する計画もある。

Ⅵ それに加えて、最も優先順位が高い第三者の米国業者に対して強化されたリスク評価を実施し、その所見に対する是正措置を2015年に講じた。また、全業者に対してリスク監視ソリューションを導入し、現在デューデリジェンス・ソリューションを実行中である。

モデル・リスク

当グループは、規制上の自己資本や経済資本の計算、ストレス・テスト、与信承認、金利設定、金融犯罪リスクおよび不正リスクの管理、財務報告を含め、一連の事業経営目的でモデルを使用している。モデル・リスクとは、不正確なモデルの出力やレポートに基づいて判断を下した結果、または意図していなかった目的にかかる情報を使用した結果、悪影響を被るおそれを指す。このリスクは、モデルの開発、実装、または使用が不完全な場合、またはモデルの結果を経営陣が誤解して不適切な行動をとった場合に発生する。規制環境、および規制上の自己資本の決定に銀行が内部モデルを使用している状況に対する監督官庁の懸念は考慮すべきもので、モデル・リスクに寄与している。

当グループに対する潜在的影響

Ⅵ HSBCは、不適切なモデルの使用または不十分なモデル・リスク管理が原因で、損失を被る可能性、追加資本を迫られる可能性、規制当局の基準に満たない可能性、または営業費用が増加する可能性がある。

Ⅵ 銀行が規制上の自己資本の計算に使用している内部モデルおよび想定に関して監督官庁が懸念を示した結果、デフォルト時損失率など、リスク・ウェイトやモデルのパラメータに下限が設けられている。このような変更は、所要自己資本が増えるおよび／または従来以上に激しく変動する可能性を伴う。

Ⅵ 特定のモデル要件やモデル・リスク管理要件を遵守できないことが原因で、当グループの評価が疑問視される可能性もある。

軽減策

- Y グローバル・モデル監視委員会の設置、および規制上の主要要件に従った方針や基準の導入によって、モデル・リスク・ガバナンスの枠組みを強化した。
- Y 対象領域に関する必要な専門知識を備えた中央管理型グローバル分析機能の創設を含め、モデルの開発、使用、妥当性検証に対するガバナンスも強化した。
- Y 独立した立場によるモデル検討機能の一環として対象領域の専門家を増員するとともに、継続的なモデルの使用前および使用の一環として、モデルに対して妥当な問題提起や意見を言える機能を強化した。

データ管理

規制当局は、より頻繁に詳細なデータの提出を求めており、こうしたデータは一貫性のある基準で、正確かつ適時に作成されなければならない。さらに、G-SIBとして、HSBCグループはバーゼル委員会が定めた実効的なリスクデータ集計およびリスク報告に関する諸原則を遵守することが要求される。

当グループに対する潜在的影響

- Y 非実効的なデータ管理能力は、網羅的、正確かつ一貫性のあるデータを集計し、規制当局、投資家および上級経営陣に時宜に即して報告する当グループの能力に、悪影響を及ぼす可能性がある。
- Y バーゼル委員会のデータに関する義務を、要求される期限までに満たすことを怠った金融機関は、監督上の措置に直面する可能性がある。

軽減策

- Y 当グループは、一貫性のあるデータの集計、報告および管理を行うことができるよう、HSBCグループのためのデータ戦略を定め、HSBCグループレベルでの原則、標準および方針を定めている。当グループは引き続き、データのガバナンス、質およびアーキテクチャーの強化に重点を置き、内部統制および外部財務報告を支えるために使用する情報の信頼性を確保するという当グループの目標を支援している。
- Y 当グループのデータ戦略を実施するための数々の主要な取組みおよびプロジェクト、ならびにバーゼル委員会のデータに関する義務を満たすための作業が、現在進められている。

特別な関心分野

当グループに影響を及ぼしうることを理由に、2015年に特定の多数の分野を検討した。これらの分野はトップリスクおよび新興リスクで既に特定されている場合もあるが、当期に講じた対策の詳細は、以下のとおりである。

金融犯罪コンプライアンスおよび規制コンプライアンス

規制当局や他の政府機関が過去の事業活動を調査しているため、当グループのコンプライアンス・リスクは引き続き高水準にある。調査事例として、AMLおよび制裁法コンプライアンスに関連する継続的誓約（米国DPAおよび関連するFCAディレクションを生じさせた過去の調査）、英国におけるPPI契約の不適正販売および高圧的販売の疑いに関連する規制当局との進行中のやりとり、外国為替市場、指標金利およびコモディティ価格の設定における行為に関連する調査が挙げられる。これらの調査および法的手続の詳細は、財務書類注記40に記載されている。当グループのAMLおよび制裁コンプライアンス・プログラムの有効性を評価するために任命された監視人については、以下で説明されている。

規制当局のより詳細な調査、および高水準の管理監督に業界は引き続きさらされていることから、2015年も内在的なコンプライアンス・リスクは依然として高水準にある。

当グループのコンプライアンス・リスク管理についての詳細は、本項後述の「コンプライアンス・リスク」を参照のこと。

監視人

5年間の米国DPAを含む、DoJおよび英国FCAとの間で2012年に締結された合意に基づき、当グループのAMLおよび制裁コンプライアンス・プログラムの有効性の年次評価を行うために、監視人が任命された。

2016年1月、監視人は2015年を通じて行った各種のテーマおよび国についてのレビューに基づいて、第二年次追跡調査報告を提出した。この報告書の中で、監視人は、2015年に当グループが有効かつ持続可能な金融犯罪対策コンプライアンス・プログラムの策定において進展を示したと結論付けた。しかし監視人は、進展の速度、潜在的な金融犯罪ならびにシステムおよび統制上の不備の事例、当グループが米国DPAの5年間で監視人の満足がいくように目標を達成する軌道に乗っているかについて重大な懸念を表明し、さらなるレビューおよび当グループとの協議が必要として、米国DPAで規定された是正措置の当グループによる実施および遵守についての証明は行わなかった。米国DPAならびに関連する合意および同意命令については、本項前述の「トップリスクおよび新興リスク」中の「米国DPAならびに関連する合意および同意命令」に記載されている。

規制当局のストレス・テスト

ストレス・テストは、規制当局が、銀行セクター全体と個別行の脆弱性を評価するための重要な手段である。その結果は、今後の最低所要自己資本、リスク管理と資本管理の実務、資本管理策案（配当金の支払いを含む。）に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当グループは多くの地域で規制当局のストレス・テストを受けている。それにより、監督官庁による情報提供要請の頻度が増すとともに、情報のグラニュラリティ（粒度）も細くなっている。かかるテストには、イングランド銀行（以下「BoE」という。）、FRB、OCC、EBA、香港金融管理局、その他の規制当局のストレス・テスト・プログラムも含まれている。規制当局による評価は定量ベースおよび定性ベースの両面で行われ、定性ベースの評価ではポートフォリオの質、データ提供、ストレス・テスト能力、将来の資本管理プロセス、内部管理プロセスに重点が置かれる。

当グループは、2015年に、英国の主要行を対象としたBoE主催の一斉ストレス・テストに参加した。2015年のストレス・シナリオには、デフレーション圧力と成長期待の低迷によりリスク選好の減退、コモディティ価格の下落および市場流動性の低下に至る世界的な景気後退が組み込まれていた。ユーロ圏と同様に、複数の新興国も悪影響を受けており、物価下落率が加速している。世界的な景気後退で輸出が減少しているため、および金融の連動性の高まりと景況感の悪化が経済の他の分野に悪影響を及ぼしているため、英国も状況が悪化している。

BoE主催の2015年の一斉ストレス・テスト用にBoEが指定した経済に関する主要変動要因の一部

	GDP 成長率 ¹	失業率 ²	住宅価格指数	株価 ³
	%	%	%	%
香港	(5.6)	5.8	40	65
中国	1.7	-	35	-
英国	(3.1)	9.2	20	36

1 最低の四半期の値（前年同期比）。

2 ピーク時の値。

3 端数処理後の年初来値。

BoEは、2015年12月1日に金融安定報告とともにテスト結果を公表した。BoEは、自らがテスト対象とすることを容認した経営陣の軽減策を踏まえて、HSBCの普通株式等Tier 1 資本比率がストレス時には最低で7.7%まで低下すると判断した。だがこの比率は、同ストレス・テスト用に設定された4.5%という基準値を上回る水準であった。レバレッジ比率は、経営陣の対策考慮後で最低で3.7%まで低下するが、やはり3%という最低基準値を上回っていた。

HSBC ノース・アメリカ・ホールディングス・インク（以下「HNAH」という。）は、FRBによって義務付けられている2015年包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」という。）ならびにドッド・フランク法に基づく年次ストレス・テスト（以下「DFAST」という。）といったプログラムに参加した。HSBCバンク・ユーエスエー・エヌエー（以下「HSBCバンクUSA」という。）も、OCCの2015年DFASTプログラムに参加した。2015年1月5日にCCARとDFASTへ提出し、2015年3月5日に結果が公表された。2015年3月11日、HNAHは、FRBがCCAR提出物の主要要素である同社の2015年自己資本計画に反対しないという旨の通知を受けた。DFASTでは、HNAHは自社運営のサイクル中盤時ストレス・テストも実施するよう求められており、その結果は2015年7月16日に開示された。このテストでは、HNAHは規制上の最低水準を上回る自己資本を維持していた。具体的に言うと、ストレス時の普通株式等Tier 1 資本比率は、最低で7.5%まで低下したものの、それに対して要求水準は4.5%であった。

香港上海銀行、HSBCバンク・ピーエルシーなど、その他のグループ会社は、現地規制当局が子会社レベルで実施した当局のストレス・テストに引き続き参加している。

2015年10月、BoEは英国の銀行システムに対するストレス・テストの中期的アプローチの詳細を公表した。このアプローチの主な特徴としては、2017年から始まる年次のシクリカル・ストレス・テストや隔年の予備的ストレス・テストが挙げられる。

EBAは、2016年にストレス・テストを実施する計画である。そのアプローチ案の詳細は、EBAによって2015年11月に公表されている。

石油・ガス価格

石油およびコモディティ価格は、現在の世界的な需要と供給の不均衡により2014年半ばから低水準が続き、2015年の終わりから2016年の初めにかけて価格は大幅に下落した。低水準の石油価格の持続は石油関連業界における信用リスクの増大をもたらし、また石油輸出国には財政および財政上の困難をもたらした。

石油・ガス企業に対する直接的なエクスポージャーを持つポートフォリオ全体のリスク・エクスポージャーは29十億米ドル（2014年：34十億米ドル）に達し、そのサブセクター別の内訳は、総合的生産企業が48%、サービス企業が28%、専業生産企業が17%およびインフラストラクチャー企業が7%であった。

石油およびガスのポートフォリオの信用の質別の内訳は、「優」および「良」の区分がポートフォリオの56%を占め、「可」が35%、「要注意」が7%、そして「減損」が2%であった。エクスポージャーの大半は、北米、アジアおよび欧州に所在していた。

石油およびガスに関連したカウンターパーティは、変化する経済見通しに迅速に対応し、キャッシュ・フローを管理し、収益性を維持するために、設備投資の削減に加えて営業費用の削減を実施した。

大規模な総合的生産企業は、回復力を維持していた。専業生産企業セクターにおいては、より高コスト体質のシェールおよびオイルサンドの生産企業がよりストレス下にあることが示され、信用格付の悪化を招いた。同様に、サービス企業は生産企業が設備投資を削減するにつれて、その脆弱性を増していった。

2015年に個別評価された貸倒損失は、約0.3十億米ドルと、抑えられた水準を維持していた。現在、石油価格は長期間にわたり低水準が続くと予測されており、石油価格の回復は現在市場に存在する過剰供給が解消されるかに左右される。これらの要素を考慮して、石油およびガスに関連したエクスポージャーに対する集合的引当金が年度末現在で0.2十億米ドル増加した。石油およびガスのポートフォリオに関連する引当金合計は、0.6十億米ドルであった。

当該セクターは、引き続き強化された監視下にあり、リスク選好および新規貸付は大幅に削減されている。

金属・鉱業

金属価格は2015年に下落したものの、下落のペースと幅は原油価格やガス価格よりは緩やかであった。

貴金属、銅、ニッケル、亜鉛の価格は、2016年に若干改善すると概ね予想されている。鉄鋼、アルミ、バルク金属の見通しは、過剰供給と需要減少が原因で、それよりも暗い。金属・鉱業セクターの顧客はエネルギーの大口需要家であるため、それらの大半の顧客は原油価格とガス価格の低迷で恩恵を享受している。

金属・鉱業セクターに対する引出済みのリスク・エクスポージャーは計18十億米ドルで、その内訳は鉄鋼とアルミが9十億米ドル、銅、ニッケル、亜鉛が4十億米ドル、鉄鉱石、冶金用石炭が3十億米ドル、貴金属が2十億米ドルであった。個別に評価された減損損失は、0.1十億米ドルであった。

金属価格押下げ圧力を踏まえて、金属・鉱業セクターに対する経営陣による検討は強化された。

中国本土に対するエクスポージャー

中国本土の経済成長率は2014年から2015年にかけて減速し、2014年のGDP成長率が7.3%であったのに対し（2013年：7.7%）、2015年は6.9%にとどまった。中国の経済成長率は、欧米の先進国と比較すると未だ力強い。HSBCは中国最大の外資系銀行だが、それでも全体的な貸付市場シェアは、約0.2%というようになりかなり低い。だがその結果、当グループは中国本土関連のエクスポージャーに対する貸付を厳選して、特定の優先セクターを中心とする質が優れた貸付をターゲットにすることができる。このポートフォリオのパフォーマンスは引き続き好調で、減損損失は従来どおりの低水準を維持している。

中国本土ポートフォリオの引出済みリスク・エクスポージャーは計143十億米ドル、そのうち77十億米ドルはオンショア、残りは主に香港で計上されたものであった。リテール貸付は8十億米ドルで、限定的な地域の住宅ローンが主体である。ホールセール貸付は135十億米ドルであった。ホールセール・ポートフォリオの51%は企業向け貸付で、そのうち26%は銀行向け、残りは中国政府機関向けである。銀行向け貸付の99%は、投資適格の銀行向けである。企業向け貸付ポートフォリオも質が高く、その62%が投資適格の企業向けである。要管理債権と評価されるのは企業向け貸付ポートフォリオの2%だけで、当グループ全体の値よりも低い。企業向け貸付ポートフォリオはかなり分散されており、国営企業に対する貸付は40%に満たない。企業向け不動産貸付ポートフォリオは約15十億米ドルである。このポートフォリオはTier 1都市、Tier 2都市、珠江デルタ地域の不動産に主に集中しており、このセクターへの貸付が当グループのリスク選好度の範囲内に収まるよう、一連の上限に基づいて慎重に管理されている。

その結果貸付を厳選するとともに、伝統的に盤石な引受基準を適用できるということは、中国本土の経済成長率がさらに減速した場合でも、回復力を期待できるような質に優れたポートフォリオを保有していることを意味する。

信用リスク

信用リスクとは、顧客またはカウンターパーティが契約債務を履行できない場合に財務上損失を被るリスクである。このリスクは、主に、直接融資、貿易金融、リース業務等で発生するが、そのほか、保証、クレジット・デリバティブ等、その他の商品からも発生する。さらに、負債証券という形の保有資産に起因するものもある。

2015年には、信用リスク管理に関する方針および慣行に重大な変化はなかった。

信用リスクに関する現在の方針および慣行の概要については、本項後述の「リスク補記」の「リスク・ガバナンス」を参照のこと。

当グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーについては本項後述の「信用エクスポージャー」の「信用リスクに対する最大エクスポージャー」、信用の質については「金融商品の信用の質」に記載されている。信用リスクは貸借対照表科目の大半で発生するが、通常、貸付金ならびに証券化金融商品のエクスポージャーおよびその他の仕組み金融商品で、損失が発生している。その結果、当グループの開示は主にこれら2分野が中心になっている。

中国本土に対するエクスポージャーおよび「金属・鉱業」価格や「原油・ガス」価格下落の影響の詳細については、本項前述の「特別な関心分野」を参照のこと。

2015年には、貸付金総額の財務報告数値が75十億米ドル減少した。その主な原因は、外国為替変動の影響で貸付残高が51十億米ドル減少したため、およびブラジル資産を「売却目的資産」に再分類したのに伴い、残高がさらに31十億米ドル減少したためである。ブラジルの再分類の詳細については、本項後述の「売却目的資産」を参照のこと。外国為替の変動および再分類の影響を除くと、ホールセール向けと個人向け双方の貸付が伸びた計算である。

減損損失は前年比で0.5十億米ドル（11％）減少した。特に、有利な外国為替の影響で中南米が著しく減少した。

為替レートが変動しないと仮定した場合の詳細については、本項後述の「補足情報」を参照のこと。以下の表は財務報告数値で表示されているが、本概要欄の文章は、ブラジルの再分類の影響を除外し、かつ為替レートが変動しないと仮定した場合の値である。

信用リスクの概要

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
年末		
信用リスクに対する最大エクスポージャー		
- 信用リスクを伴う資産の合計	2,234	2,434
- 信用リスクを伴うオフバランスのコミットメント ²	713	699
	2,947	3,133
貸付金総額		
- 個人貸付	374	393
- ホールセール貸付	650	706
	1,024	1,099
減損貸付金		
- 個人貸付	12	15
- ホールセール貸付	12	14
	24	29
減損貸付金が貸付金総額に占める割合		
- 個人貸付	3.1%	3.9%
- ホールセール貸付	1.9%	2.0%
- 合計	2.3%	2.7%
	十億米ドル	十億米ドル
減損引当金		
- 個人貸付	2.9	4.6
- ホールセール貸付	6.7	7.8
	9.6	12.4
減損引当金控除後の貸付金	1,015	1,087
12月31日に終了した事業年度		
減損損失	3.6	4.1
- 個人貸付	1.8	1.8
- ホールセール貸付	1.8	2.3
その他の信用リスク引当金	0.1	(0.2)
	3.7	3.9

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

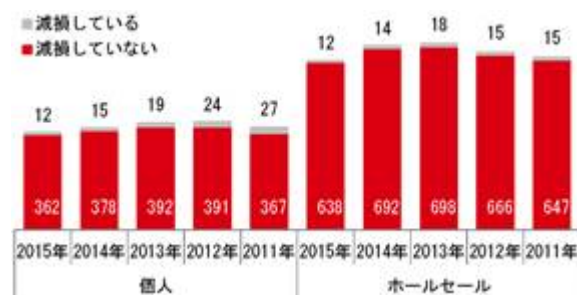
2015年のホールセール向けおよび個人向けの貸付金総額は、それぞれ0.5十億米ドルと7十億米ドル増加した。

ホールセール貸付では、アジアの残高が9.6十億米ドル減少したものの、北米の7.5十億米ドル増加と欧州の3.2十億米ドル増加によって一部相殺された。中東および北アフリカは1.2十億米ドル減少した反面、中南米はほぼ横ばいであった。

個人貸付では、アジアの残高が住宅ローンとその他の個人貸付で計7.4十億米ドル増加し、米国とカナダはHSBCプレミアの住宅ローン・ポートフォリオで1.9十億米ドル増加した。これらの増加は、ポートフォリオの継続的ランオフおよび貸付債権の継続的売却の結果、米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオが5.0十億米ドル減少したことで、一部相殺された。

減損損失は、中東および北アフリカと北米を筆頭に、前年比で0.2十億米ドル増加した。

過去5年間に於ける顧客および銀行に対する貸付金総額（単位：十億米ドル）



過去5年間に於ける減損損失（単位：十億米ドル）



減損損失の地理的地域別内訳（単位：十億米ドル）



減損損失の業種別内訳（単位：十億米ドル）



過去5年間に於ける減損引当金



売却目的資産

(監査済)

2015年には、貸借対照表上で、ブラジル事業で発生した貸付金総額および関連する減損引当金を「顧客に対する貸付金」および「銀行に対する貸付金」から「売却目的資産」へ再分類した。

売却目的資産に関する開示事項は、信用リスク管理に関する下記の表のとおりである。それらの表で主に開示しているのは、かかる金融資産の次に関する測定値である。

Y 信用リスクに対する最大エクスポージャー

Y 信用の質別の金融商品の分布

Y 延滞であるが減損ではない金融商品総額の地理的地域別内訳

Y 延滞であるが減損ではない金融商品総額の延滞日数エイジング分析

貸借対照表上は再分類したが、別途の損益計算書上の再分類はしていない。その結果、信用リスクの開示で示した減損損失には、「売却目的資産」に分類された金融資産分の減損損失が含まれている。

償却原価で測定される顧客および銀行に対する貸付金

(監査済)

	貸付金総額 合計 百万米ドル	減損引当金 百万米ドル
財務報告数値	1,024,428	(9,573)
「売却目的資産」計上値	24,544	(1,454)
2015年12月31日現在	1,048,972	(11,027)

2014年12月31日現在、ブラジル事業の貸付金総額および関連する減損引当金は、それぞれ31十億米ドルと1.7十億米ドルであった。外国為替の変動が主な原因で、貸付金総額は8.5十億米ドル減少した。

売却目的で保有する貸付残高は、引き続き償却原価から減損引当金を控除した値で測定されている。かかる帳簿価額は、公正価値と異なる場合もある。帳簿価額と、売却時点の公正価値にあたる売却価格の間に差異があれば、売却時点で損益として認識される。

売却目的保有に分類される銀行および顧客に対する貸付金の2015年12月31日現在の帳簿価額および公正価値については、財務書類注記23を参照のこと。

「売却目的資産」に計上された顧客および銀行に対する貸付金の総額および減損引当金
(監査済)

	ブラジル 百万米ドル	その他 百万米ドル	合計 百万米ドル
貸付金総額			
顧客に対する貸付金	18,103	2,042	20,145
- 個人	5,571	40	5,611
- 企業および商業	12,532	2,002	14,534
金融機関	4,399	-	4,399
- 銀行以外の金融機関	331	-	331
- 銀行	4,068	-	4,068
2015年12月31日現在	22,502	2,042	24,544
減損引当金			
顧客に対する貸付金	(1,433)	(21)	(1,454)
- 個人	(664)	-	(664)
- 企業および商業	(769)	(21)	(790)
金融機関	-	-	-
- 銀行以外の金融機関	-	-	-
- 銀行	-	-	-
2015年12月31日現在	(1,433)	(21)	(1,454)

次の表は、売却目的資産から生じた減損損失の金額の内訳を示したものである。売却目的資産は、主にブラジル事業に関連するものである。

減損損失およびその他の信用リスク引当金
(監査済)

	2015年 百万米ドル
次に起因する減損損失	
- 売却目的資産	965
- 売却目的以外で保有する資産	2,757
12月31日に終了した事業年度	3,722

信用エクスポージャー

信用リスクに対する最大エクスポージャー (監査済)

下記の表は、貸借対照表計上項目、相殺、貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメントに関する情報を示したものである。貸借対照表の変動の詳細については、「第3 - 1 業績等の概要」の「2015年度の動き」を参照のこと。

デリバティブの相殺額は、最大エクスポージャーの減額に連動して減少した。

顧客に対する貸付金のうち、企業および商業の相殺は、15十億米ドル減少した。この減少は、少数の顧客が当座貸越と預金間の純利息で計算する取決めを活用できる恩恵を被った企業向け当座貸越残高に主に関連する分であった。その結果、正味リスク・エクスポージャーは概ね安定している反面、残高総額は変動する。

「信用リスクに対する最大エクスポージャー」の表

この表は、（信用補完が会計上の相殺要件を満たしていない限り）保有担保またはその他の信用補完を考慮する前の、貸借対照表内外の金融商品に起因する信用リスクに対する最大エクスポージャーを示したものである。貸借対照表で認識した金融資産に関する信用リスクに対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に等しい。供与した金融保証および類似契約に関する同エクスポージャーは、保証が要請された場合に支払う必要が生じる最大額にあたる。

る。貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメントに関する同エクスポージャーは、一般に約定済与信枠全額にあたる。

表の相殺欄は、カウンターパーティが債務を履行しなかった場合に法的に強制可能な相殺権があることから、信用リスク管理上、正味エクスポージャーで見ることになる金額に関する値である。しかし、通常の状態では純額ベースで残高を決済する意向はないため、会計上、純額表示する要件を満たさない。オフバランスシートの担保に対しては、相殺は行われていない。デリバティブの場合、相殺欄には現金やその他の金融資産の形で受け入れた担保も算入される。

その他の信用リスク軽減策

「信用リスクに対する最大エクスポージャー」の表で相殺として開示されていないが、信用リスクに対する最大エクスポージャーを削減するその他の手配がなされている。これには、居住用不動産など、債務者の特定の資産に対する担保設定が含まれている。その他の信用リスク軽減策には、有価証券のショート・ポジション、および保険契約者が主にリスクを負担する連動型保険／投資契約の一環として保有する金融資産も含まれている。これらに加えて、当グループは、貸借対照表で認識されていない金融商品の形の担保も保有している。

特定の貸付金およびデリバティブに関する担保の詳細については、財務書類注記32ならびに本項後述の「商業不動産貸付（貸付コミットメントを含む）の担保レベル別の内訳」および「保有する担保およびその他の信用補完」を参照のこと。

信用リスクに対する最大エクスポージャー
(監査済)

	2015年			2014		
	最大エクスポージャー 百万 米ドル	相殺 百万 米ドル	純額 百万 米ドル	最大エクスポージャー 百万 米ドル	相殺 百万 米ドル	純額 百万 米ドル
現金および中央銀行預け金	98,934	-	98,934	129,957	-	129,957
他行未決済勘定	5,768	-	5,768	4,927	-	4,927
香港特別行政区政府債	28,410	-	28,410	27,674	-	27,674
トレーディング資産	158,346	-	158,346	228,944	-	228,944
- 短期国債およびその他の適格債券	7,829	-	7,829	16,170	-	16,170
- 負債証券	99,038	-	99,038	141,532	-	141,532
- 銀行に対する貸付金	22,303	-	22,303	27,581	-	27,581
- 顧客に対する貸付金	29,176	-	29,176	43,661	-	43,661
公正価値評価の指定を受けた金融資産	4,857	-	4,857	9,031	-	9,031
- 短期国債およびその他の適格債券	396	-	396	56	-	56
- 負債証券	4,341	-	4,341	8,891	-	8,891
- 銀行に対する貸付金	120	-	120	84	-	84
- 顧客に対する貸付金	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	288,476	(258,755)	29,721	345,008	(313,300)	31,708
償却原価で保有する顧客に対する貸付金	924,454	(52,190)	872,264	974,660	(67,094)	907,566
- 個人	371,203	(5,373)	365,830	388,954	(4,412)	384,542
- 企業および商業	493,078	(44,260)	448,818	535,184	(59,197)	475,987
- 銀行以外の金融機関	60,173	(2,557)	57,616	50,522	(3,485)	47,037
償却原価で保有する銀行に対する貸付金	90,401	(53)	90,348	112,149	(258)	111,891
売戻契約 - 非トレーディング	146,255	(900)	145,355	161,713	(5,750)	155,963
金融投資	423,120	-	423,120	404,773	-	404,773
- 短期国債およびその他の類似短期証券	104,551	-	104,551	81,517	-	81,517
- 負債証券	318,569	-	318,569	323,256	-	323,256
売却目的資産	40,078	-	40,078	1,375	-	1,375
- 売却グループ	38,097	-	38,097	889	-	889
- 売却目的で保有する固定資産	1,981	-	1,981	486	-	486
その他資産	25,310	-	25,310	33,889	-	33,889
- 裏書手形および支払受諾	9,149	-	9,149	10,775	-	10,775
- その他	16,161	-	16,161	23,114	-	23,114
信用リスクに対する貸借対照表上の合計エクスポージャー	2,234,409	(311,898)	1,922,511	2,434,100	(386,402)	2,047,698
オフバランス合計 ²	712,546	-	712,546	698,458	-	698,458
- 金融保証および類似契約	46,116	-	46,116	47,078	-	47,078
- 貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメント ²	666,430	-	666,430	651,380	-	651,380
12月31日現在	2,946,955	(311,898)	2,635,057	3,132,558	(386,402)	2,746,156

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメント²

	欧州	アジア	中東および 北アフリカ	北米	中南米	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
個人	70,013	103,153	3,092	14,510	12,175	202,943
企業および商業	105,303	159,947	20,139	102,369	18,155	405,913
金融機関	20,230	11,619	186	24,543	996	57,574
2015年12月31日現在	195,546	274,719	23,417	141,422	31,326	666,430
個人	86,247	96,497	2,995	15,636	11,679	213,054
企業および商業	98,045	138,366	20,141	102,911	17,540	377,003
金融機関	26,605	9,355	711	23,559	1,093	61,323
2014年12月31日現在	210,897	244,218	23,847	142,106	30,312	651,380

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

エクスポージャーの集中

当グループの貸付ポートフォリオの地理的分散ならびに当グループの広範囲のグローバル事業部門および商品は、当グループが2015年における成長をもたらすために少数の市場に過度に依存しないことを確実にした。この分散は、当グループの高成長市場および国際的に連携する市場における成長戦略も支えた。

金融投資

2015年において、当グループが保有していた売却可能な政府および政府機関発行負債証券、社債、ABS、ならびにその他の有価証券は、幅広い発行体および地理的地域に分散されており、そのうち14%は、銀行およびその他の金融機関発行の有価証券への投資、75%は政府または政府機関発行の負債証券への投資であった。また、当グループは、保険契約および投資契約の裏付資産も保有していた。

金融投資の内訳の詳細については、財務書類注記17を参照のこと。

トレーディング資産

トレーディング資産内では、トレーディング目的保有有価証券への集中度が依然として最も高く、2014年、2015年とも77%であった。トレーディング目的保有有価証券ポートフォリオ内で集中度が最も高いのは、政府および政府機関発行の負債証券であった。当グループは、政府および政府機関発行負債証券に対して重大なエクスポージャーを有しており、米国が15十億米ドル、英国が10十億米ドル、香港が6.5十億米ドルであった。

トレーディング目的保有の負債証券および持分証券の内訳の詳細については、財務書類注記12を参照のこと。

デリバティブ

2015年12月31日現在、デリバティブ資産は288十億米ドルであった（2014年：345十億米ドル）。取引所、セントラル・カウンターパーティ、非セントラル・カウンターパーティを通じて清算されたデリバティブ金額の詳細については、本項後述の「デリバティブの想定元本および公正価値の商品種類別内訳」を参照のこと。

デリバティブの内訳の詳細については、本項後述の「デリバティブ」および財務書類注記16を参照のこと。

貸付金

業種別、および貸し手である子会社の主要事業の地域別、または香港上海銀行、HSBCバンク、HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッド、HSBCバンクUSAの場合は、貸し手である支店の所在地別の貸付金内訳は、以下のとおりである。ブラジル資産を「売却目的資産」に分類した影響を除けば、地理的地域別および業種別の貸付金分布状況は前年と同様であった。

貸付金の国別内訳の詳細については、本項後述の「国別の貸付金総額の内訳」を参照のこと。

業種別および地理的地域別の貸付金総額の内訳

(監査済)

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル	貸付金総額 合計構成比
個人	170,526	132,707	6,705	58,186	5,958	374,082	36.5
- 第1順位住宅ローン	125,544	94,606	2,258	50,117	1,986	274,511	26.8
- その他個人 ³	44,982	38,101	4,447	8,069	3,972	99,571	9.7
ホールセール							
企業および商業	191,765	211,224	22,268	62,882	11,374	499,513	48.8
- 製造業	39,003	34,272	2,504	17,507	2,572	95,858	9.4
- 国際貿易および国際サービス	62,667	72,199	9,552	11,505	3,096	159,019	15.5
- 商業用不動産	26,256	32,371	690	7,032	1,577	67,926	6.7
- その他不動産関連	7,323	35,206	1,908	8,982	45	53,464	5.2
- 政府	3,653	1,132	1,695	203	772	7,455	0.7
- その他商業 ⁴	52,863	36,044	5,919	17,653	3,312	115,791	11.3
金融機関	51,969	68,321	10,239	16,308	3,996	150,833	14.7
- 銀行以外の金融機関	33,621	13,969	2,321	9,822	681	60,414	5.9
- 銀行	18,348	54,352	7,918	6,486	3,315	90,419	8.8
ホールセール合計	243,734	279,545	32,507	79,190	15,370	650,346	63.5
2015年12月31日現在の貸付金 総額合計	414,260	412,252	39,212	137,376	21,328	1,024,428	100.0
貸付金総額合計構成比	40.4%	40.3%	3.8%	13.4%	2.1%	100.0%	
個人	178,531	129,515	6,571	65,400	13,537	393,554	35.8
- 第1順位住宅ローン	131,000	93,147	2,647	55,577	4,153	286,524	26.0
- その他個人 ³	47,531	36,368	3,924	9,823	9,384	107,030	9.8
ホールセール							
企業および商業	212,523	220,799	20,588	57,993	30,722	542,625	49.4
- 製造業	39,456	37,767	2,413	15,299	12,051	106,986	9.7
- 国際貿易および国際サービス	76,629	72,814	9,675	13,484	8,189	180,791	16.4
- 商業用不動産	28,187	35,678	579	6,558	2,291	73,293	6.7
- その他不動産関連	7,126	34,379	1,667	8,934	281	52,387	4.8
- 政府	2,264	1,195	1,552	164	968	6,143	0.6
- その他商業 ⁴	58,861	38,966	4,702	13,554	6,942	123,025	11.2
金融機関	45,081	76,957	13,786	16,439	10,753	163,016	14.8
- 銀行以外の金融機関	23,103	13,997	3,291	9,034	1,393	50,818	4.6
- 銀行	21,978	62,960	10,495	7,405	9,360	112,198	10.2
ホールセール合計	257,604	297,756	34,374	74,432	41,475	705,641	64.2
2014年12月31日現在の貸付金 総額合計	436,135	427,271	40,945	139,832	55,012	1,099,195	100.0
貸付金総額合計構成比	39.7%	38.9%	3.7%	12.7%	5.0%	100.0%	

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

金融商品の信用の質

(監査済)

当グループは、信用リスクを伴う全金融商品の信用の質を評価している。連結ベースのABS保有額に関する信用の質の詳細については、本項後述の「ABSの当グループ連結保有高の帳簿価額」を参照のこと。

以下の開示上、90日を上限として延滞が発生しているものの、当グループの開示慣習に従って減損に分類されていないリテール貸付は、該当する予想損失度内で開示されていないが、延滞であるが減損ではないに別途分類されている。

信用の質別の金融商品の分布

(監査済)

	延滞でも減損でもない				延滞であるが 減損ではない		減損	総額合計	減損引当金 ⁵	合計
	優 百万米ドル	良 百万米ドル	可 百万米ドル	要管理 百万米ドル	減損ではない 百万米ドル		減損 百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
現金および中央銀行預け金	97,365	583	939	47	-		-	98,934		98,934
他行未決済勘定	5,318	32	416	2	-		-	5,768		5,768
香港特別行政区政府債	28,410	-	-	-	-		-	28,410		28,410
トレーディング資産 ⁶	116,633	21,243	19,894	576				158,346		158,346
- 短期国債およびその他の適格 債券	6,749	790	190	100				7,829		7,829
- 負債証券	77,088	10,995	10,656	299				99,038		99,038
- 貸付金：										
銀行向け	14,546	4,391	3,239	127				22,303		22,303
顧客向け	18,250	5,067	5,809	50				29,176		29,176
公正価値評価の指定を受けた金融資 産 ⁶	3,037	701	736	383				4,857		4,857
- 短期国債およびその他の適格 債券	139	193	-	64				396		396
- 負債証券	2,898	508	616	319				4,341		4,341
- 貸付金：										
銀行向け	-	-	120	-				120		120
顧客向け	-	-	-	-				-		-
デリバティブ ⁶	248,101	32,056	7,209	1,110				288,476		288,476
償却原価で保有する顧客に対する貸 付金 ⁷	472,691	214,152	194,393	16,836	12,179		23,758	934,009	(9,555)	924,454
- 個人	309,720	29,322	15,021	944	7,568		11,507	374,082	(2,879)	371,203
- 企業および商業	127,673	168,772	171,466	15,379	4,274		11,949	499,513	(6,435)	493,078
- 銀行以外の金融機関	35,298	16,058	7,906	513	337		302	60,414	(241)	60,173
償却原価で保有する銀行に対する貸 付金	73,226	11,929	4,836	407	1		20	90,419	(18)	90,401
売戻契約 - 非トレーディング	108,238	16,552	20,931	46	-		488	146,255	-	146,255
金融投資	382,328	18,600	16,341	4,525	-		1,326	423,120		423,120
- 短期国債およびその他の類似 短期証券	93,562	3,963	4,756	2,270	-		-	104,551		104,551
- 負債証券	288,766	14,637	11,585	2,255	-		1,326	318,569		318,569
売却目的資産	10,177	9,605	17,279	1,635	703		2,133	41,532	(1,454)	40,078
- 売却グループ	10,149	8,815	16,213	1,567	701		2,085	39,530	(1,433)	38,097
- 売却目的で保有する固定資産	28	790	1,066	68	2		48	2,002	(21)	1,981
その他資産	8,306	5,688	10,204	632	147		333	25,310	-	25,310
- 裏書手形および支払受諾	1,084	3,850	3,798	343	22		52	9,149		9,149
- 未収収益およびその他	7,222	1,838	6,406	289	125		281	16,161		16,161
2015年12月31日現在	1,553,830	331,141	293,178	26,199	13,030		28,058	2,245,436	(11,027)	2,234,409
	%	%	%	%	%		%	%		
総額合計構成比	69.2	14.7	13.1	1.2	0.6		1.2	100.0		

	延滞でも減損でもない				延滞であるが 減損ではない		総額合計	減損引当金 ⁵	合計
	優 百万米ドル	良 百万米ドル	可 百万米ドル	要管理 百万米ドル	い 百万米ドル	減損 百万米ドル			
現金および中央銀行預け金	127,971	1,438	195	353			129,957		129,957
他行未決済勘定	4,515	46	365	1			4,927		4,927
香港特別行政区政府債	27,674	-	-	-			27,674		27,674
トレーディング資産 ⁶	168,521	35,042	24,740	641			228,944		228,944
- 短期国債およびその他の適格 債券	13,938	1,641	559	32			16,170		16,170
- 負債証券	111,138	17,786	12,305	303			141,532		141,532
- 貸付金：									
銀行向け	17,492	4,961	5,016	112			27,581		27,581
顧客向け	25,953	10,654	6,860	194			43,661		43,661
公正価値評価の指定を受けた金融資 産 ⁶	3,017	4,476	1,207	331			9,031		9,031
- 短期国債およびその他の適格 債券	5	-	-	51			56		56
- 負債証券	3,011	4,476	1,124	280			8,891		8,891
- 貸付金：									
銀行向け	1	-	83	-			84		84
顧客向け	-	-	-	-			-		-
デリバティブ ⁶	269,490	58,596	15,962	960			345,008		345,008
償却原価で保有する顧客に対する貸 付金 ⁷	487,734	239,136	196,685	20,802	13,357	29,283	986,997	(12,337)	974,660
- 個人	320,678	32,601	15,109	1,130	8,876	15,160	393,554	(4,600)	388,954
- 企業および商業	141,375	192,799	171,748	18,986	3,922	13,795	542,625	(7,441)	535,184
- 銀行以外の金融機関	25,681	13,736	9,828	686	559	328	50,818	(296)	50,522
償却原価で保有する銀行に対する貸 付金	83,766	19,525	7,945	914	1	47	112,198	(49)	112,149
売戻契約 - 非トレーディング	98,470	28,367	33,283	1,593	-	-	161,713	-	161,713
金融投資	347,218	27,373	22,600	5,304	-	2,278	404,773		404,773
- 短期国債およびその他の類似 短期証券	68,966	6,294	4,431	1,826	-	-	81,517		81,517
- 負債証券	278,252	21,079	18,169	3,478	-	2,278	323,256		323,256
売却目的資産	802	43	79	-	2	465	1,391	(16)	1,375
- 売却グループ	768	43	79	-	-	-	890	-	890
- 売却目的で保有する固定資産	34	-	-	-	2	465	501	(16)	485
その他資産	12,213	7,521	12,897	631	208	419	33,889		33,889
- 裏書手形および支払受諾	1,507	4,644	4,281	298	34	11	10,775		10,775
- 未収収益およびその他	10,706	2,877	8,616	333	174	408	23,114		23,114
2014年12月31日現在	1,631,391	421,563	315,958	31,530	13,568	32,492	2,446,502	(12,402)	2,434,100
	%	%	%	%	%	%	%		
総額合計構成比	66.7	17.2	12.9	1.3	0.6	1.3	100.0		

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

延滞であるが減損ではない金融商品総額 (監査済)

延滞であるが減損ではない金融商品総額とは、顧客は与信枠の契約条件に従った返済を怠っているものの、本項後述の「減損貸付金」に記載する減損貸付金基準に満たない貸付金を指す。

個人向け貸付金においては、延滞であるが減損ではない貸付残高が減少した。その主な原因は、ブラジルの再分類、および消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオの継続的なランオフと貸付債権の売却にある。

延滞であるが減損ではない金融商品総額の地理的地域別内訳

(監査済)

	欧州 百万 米ドル	アジア 百万 米ドル	中東および 北アフリカ 百万 米ドル	北米 百万 米ドル	中南米 百万 米ドル	合計 百万 米ドル
償却原価で保有する顧客に対する貸付金	1,928	3,405	909	5,392	545	12,179
- 個人	1,152	2,573	180	3,287	376	7,568
- 企業および商業	762	790	710	1,843	169	4,274
- 銀行以外の金融機関	14	42	19	262	-	337
売却目的資産	-	-	-	2	701	703
- 売却グループ	-	-	-	-	701	701
- 売却目的で保有する固定資産	-	-	-	2	-	2
その他の金融商品	10	39	15	80	4	148
2015年12月31日現在	1,938	3,444	924	5,474	1,250	13,030
償却原価で保有する顧客に対する貸付金	2,409	4,260	704	4,634	1,350	13,357
- 個人	1,159	2,880	182	3,759	896	8,876
- 企業および商業	1,244	1,102	508	623	445	3,922
- 銀行以外の金融機関	6	278	14	252	9	559
売却目的資産	-	-	-	2	-	2
- 売却グループ	-	-	-	-	-	-
- 売却目的で保有する固定資産	-	-	-	2	-	2
その他の金融商品	6	52	31	95	25	209
2014年12月31日現在	2,415	4,312	735	4,731	1,375	13,568

延滞であるが減損ではない金融商品総額の延滞日数エイジング分析

(監査済)

	29日以内 百万 米ドル	30～59日 百万 米ドル	60～89日 百万 米ドル	90～179日 百万 米ドル	180日以上 百万 米ドル	合計 百万 米ドル
償却原価で保有する顧客に対する貸付金	9,403	1,917	727	111	21	12,179
- 個人	5,665	1,401	502	-	-	7,568
- 企業および商業	3,432	505	225	93	19	4,274
- 銀行以外の金融機関	306	11	-	18	2	337
売却目的資産	476	137	90	-	-	703
- 売却グループ	476	136	89	-	-	701
- 売却目的で保有する固定資産	-	1	1	-	-	2
その他の金融商品	80	35	14	10	9	148
2015年12月31日現在	9,959	2,089	831	121	30	13,030
償却原価で保有する顧客に対する貸付金	10,427	2,057	801	54	18	13,357
- 個人	6,477	1,717	676	5	1	8,876
- 企業および商業	3,417	328	114	48	15	3,922
- 銀行以外の金融機関	533	12	11	1	2	559
売却目的資産	-	-	-	1	1	2
- 売却グループ	-	-	-	-	-	-
- 売却目的で保有する固定資産	-	-	-	1	1	2
その他の金融商品	130	33	18	11	17	209
2014年12月31日現在	10,557	2,090	819	66	36	13,568

減損貸付金

(監査済)

減損貸付金とは、次の基準のいずれかに該当する貸付金である。

㋄ 顧客のリスク格付（以下「CRR」という。）でCRR 9 またはCRR10に分類されたホールセール貸付金。担保への遡及権が行使されなければ、顧客が借入債務全額を返済する可能性が低いと銀行が判断した場合、または顧客が当グループに対する多額の借入債務を90日超延滞している場合、これらの格付が割り当てられる。

㋄ 予想損失（以下「EL」という。）9 またはEL10に分類されたリテール貸付金。個別に減損が生じていないと評価されない限り、90日超延滞しているリテール貸付金に通常これらの格付が割り当てられる。

㋄ 貸手が譲歩をやむを得ないと考えた場合、および、譲歩を与えない限り、借入人が契約上の支払義務を十分に果たすことができないと思われる場合（ただし、譲歩の内容がそれほど大幅なものでなく、ほかに減損の兆候がない場合を除く）で、契約上のキャッシュ・フローの変更をすることになった再交渉貸付金。将来のキャッシュ・フローの不払いリスクが大きく低下したことを示す十分な証拠が現れ、減損を示すその他の兆候がなくなるまで、再交渉貸付金は、減損に分類される。

減損貸付金変動の地理的地域別内訳

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
2015年1月1日現在の減損貸付金	10,242	2,048	1,981	11,694	3,365	29,330
- 個人	2,544	491	242	10,826	1,057	15,160
- 企業および商業	7,385	1,545	1,696	862	2,307	13,795
- 金融機関	313	12	43	6	1	375
期中に減損に分類された貸付金	3,909	1,893	338	2,986	2,434	11,560
- 個人	1,257	813	178	2,245	1,502	5,995
- 企業および商業	2,567	1,079	159	740	924	5,469
- 金融機関	85	1	1	1	8	96
期中に減損から非減損に変更された貸付金	(964)	(204)	(107)	(1,786)	(245)	(3,306)
- 個人	(211)	(169)	(82)	(1,699)	(185)	(2,346)
- 企業および商業	(734)	(35)	(6)	(87)	(60)	(922)
- 金融機関	(19)	-	(19)	-	-	(38)
償却額	(870)	(595)	(335)	(589)	(1,312)	(3,701)
- 個人	(280)	(416)	(113)	(493)	(961)	(2,263)
- 企業および商業	(577)	(179)	(222)	(95)	(351)	(1,424)
- 金融機関	(13)	-	-	(1)	-	(14)
返済純額他	(2,640)	(767)	(111)	(3,375)	(3,212)	(10,105)
- 個人	(780)	(203)	-	(2,885)	(1,171)	(5,039)
- 企業および商業	(1,778)	(562)	(110)	(486)	(2,033)	(4,969)
- 金融機関	(82)	(2)	(1)	(4)	(8)	(97)
2015年12月31日現在の減損貸付金	9,677	2,375	1,766	8,930	1,030	23,778
- 個人	2,530	516	225	7,994	242	11,507
- 企業および商業	6,863	1,848	1,517	934	787	11,949
- 金融機関	284	11	24	2	1	322
	%	%	%	%	%	%
減損貸付金が貸付金総額に占める割合	2.3	0.6	4.5	6.5	4.8	2.3
- 個人	1.5	0.4	3.4	13.7	4.1	3.1
- 企業および商業	3.6	0.9	6.8	1.5	6.9	2.4
- 金融機関	0.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2

	欧州	アジア	中東および 北アフリカ	北米	中南米	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
2014年1月1日現在の減損貸付金	13,228	1,623	2,285	15,123	4,244	36,503
- 個人	2,938	526	317	13,669	1,348	18,798
- 企業および商業	9,714	1,082	1,765	1,427	2,889	16,877
- 金融機関	576	15	203	27	7	828
期中に減損に分類された貸付金	3,367	1,970	346	4,724	3,342	13,749
- 個人	1,168	857	193	4,360	1,958	8,536
- 企業および商業	2,166	1,113	153	354	1,383	5,169
- 金融機関	33	-	-	10	1	44
期中に減損から非減損に変更された貸付金	(1,661)	(230)	(320)	(2,609)	(730)	(5,550)
- 個人	(282)	(184)	(178)	(2,551)	(364)	(3,559)
- 企業および商業	(1,319)	(46)	(53)	(57)	(366)	(1,841)
- 金融機関	(60)	-	(89)	(1)	-	(150)
償却額	(2,037)	(617)	(111)	(1,369)	(2,048)	(6,182)
- 個人	(631)	(470)	(77)	(1,007)	(1,371)	(3,556)
- 企業および商業	(1,201)	(147)	(29)	(356)	(673)	(2,406)
- 金融機関	(205)	-	(5)	(6)	(4)	(220)
返済純額他	(2,655)	(698)	(219)	(4,175)	(1,443)	(9,190)
- 個人	(649)	(238)	(13)	(3,645)	(514)	(5,059)
- 企業および商業	(1,975)	(457)	(140)	(506)	(926)	(4,004)
- 金融機関	(31)	(3)	(66)	(24)	(3)	(127)
2014年12月31日現在の減損貸付金	10,242	2,048	1,981	11,694	3,365	29,330
- 個人	2,544	491	242	10,826	1,057	15,160
- 企業および商業	7,385	1,545	1,696	862	2,307	13,795
- 金融機関	313	12	43	6	1	375
	%	%	%	%	%	%
減損貸付金が貸付金総額に占める割合	2.3	0.5	4.8	8.4	6.1	2.7
- 個人	1.4	0.4	3.7	16.6	7.8	3.9
- 企業および商業	3.5	0.7	8.2	1.5	7.5	2.5
- 金融機関	0.7	0.0	0.3	0.0	0.0	0.2

2014年12月31日現在、ブラジルの減損貸付金は、企業および商業向けが1.4十億米ドル、個人向けが0.8十億米ドルであった。

ブラジルの貸付金を「売却目的資産」に再分類した影響を除くと、企業および商業向け減損貸付金は0.4十億米ドル減少した計算である。これには、外国為替業務を0.8十億米ドル削減した好影響も含まれている。個人向け貸付金においては、米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオの継続的なランオフにより、集合的に評価された減損貸付残高が2.7十億米ドル減少した。「返済純額他」には、期中に売却目的保有に再分類または売却した、2.1十億米ドルの消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオ資産が含まれていた。個人向け減損貸付金合計は減少したが、減損が生じた住宅ローンの指定強化に伴い、英国では若干増加した。

再交渉貸付金および支払猶予

貸付金の契約条件は様々な理由で変更される可能性がある。これは、市場の状況の変化、顧客の囲い込み、および顧客の現在または潜在的な信用状態の悪化とは関係のないその他の理由を含む。「支払猶予」とは、債務者の財政難に対応して、貸付金の契約条件に関して行われた譲歩を指す。期限到来時において借り手の契約上の支払いを行う能力に当グループが重大な懸念を持ち、契約上の支払条件が修正された場合、信用上の困難な状況下で譲歩が与えられた貸付金を「再交渉貸付金」として分類し、報告している。再交渉時に、既存の契約が破棄され、大幅に異なった条件で新契約が締結された場合、または既存の契約条件が、再交渉貸付金の実質的に異なった金融商品となるように変更された場合、会計上は当該貸付金の認識が中止され、新規の貸付金として認識される。しかしながら、この新規に認識された金融資産は、引き続き再交渉貸付金として分類される。財務または担保に関するコベナ

ンツの免除など、支払構造や返済基準に影響が生じない顧客に対する貸付返済条件緩和は、期日到来時の債務返済能力という点では、条件緩和による救済を顧客に直接提供するものではないため、この分類に算入されていない。

北米では最も重要な再交渉貸付金ポートフォリオが残存しており、ほぼ全てHSBCファイナンス・コーポレーション（以下「HSBCファイナンス」という。）が保有する個人向け貸付金であった。

当グループが保有する顧客に対する再交渉貸付金の帳簿価額総額の業種別、地域別、信用の質別、債務減免種類別の内訳は、以下のとおりである。

顧客に対する再交渉貸付金の地理的地域別内訳

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
第1順位住宅ローン	1,461	68	36	10,680	37	12,282
- 延滞でも減損でもない	512	47	11	3,376	27	3,973
- 延滞であるが減損ではない	174	5	4	1,567	3	1,753
- 減損	775	16	21	5,737	7	6,556
その他の個人向け貸付金 ³	298	272	33	1,054	35	1,692
- 延滞でも減損でもない	131	141	24	410	10	716
- 延滞であるが減損ではない	51	16	2	173	1	243
- 減損	116	115	7	471	24	733
企業および商業	5,215	599	1,411	638	506	8,369
- 延滞でも減損でもない	1,467	119	343	93	130	2,152
- 延滞であるが減損ではない	109	-	14	-	-	123
- 減損	3,639	480	1,054	545	376	6,094
銀行以外の金融機関	340	4	272	-	-	616
- 延滞でも減損でもない	143	-	248	-	-	391
- 延滞であるが減損ではない	-	-	24	-	-	24
- 減損	197	4	-	-	-	201
2015年12月31日現在の再交渉貸付金	7,314	943	1,752	12,372	578	22,959
- 延滞でも減損でもない	2,253	307	626	3,879	167	7,232
- 延滞であるが減損ではない	334	21	44	1,740	4	2,143
- 減損	4,727	615	1,082	6,753	407	13,584
再交渉貸付金の減損引当金	1,402	193	575	1,014	155	3,339
- 再交渉貸付金が貸付金総額合計に占める割合	1.8%	0.3%	5.6%	9.5%	3.2%	2.5%
第1順位住宅ローン	1,605	94	58	13,540	60	15,357
- 延滞でも減損でもない	529	63	19	3,695	32	4,338
- 延滞であるが減損ではない	221	8	1	1,894	5	2,129
- 減損	855	23	38	7,951	23	8,890
その他の個人向け貸付金 ³	324	292	27	1,267	326	2,236
- 延滞でも減損でもない	184	173	16	453	14	840
- 延滞であるが減損ではない	40	22	5	214	1	282
- 減損	100	97	6	600	311	1,114
企業および商業	5,469	501	1,439	427	1,324	9,160
- 延滞でも減損でもない	1,383	102	483	36	303	2,307
- 延滞であるが減損ではない	68	-	31	1	1	101
- 減損	4,018	399	925	390	1,020	6,752
銀行以外の金融機関	413	4	323	1	1	742
- 延滞でも減損でもない	219	-	305	-	-	524
- 延滞であるが減損ではない	-	-	-	-	-	-
- 減損	194	4	18	1	1	218
2014年12月31日現在の再交渉貸付金	7,811	891	1,847	15,235	1,711	27,495
- 延滞でも減損でもない	2,315	338	823	4,184	349	8,009
- 延滞であるが減損ではない	329	30	37	2,109	7	2,512
- 減損	5,167	523	987	8,942	1,355	16,974
再交渉貸付金の減損引当金	1,458	170	458	1,499	704	4,289
- 再交渉貸付金が貸付金総額合計に占める割合	1.9%	0.2%	6.1%	11.5%	3.7%	2.8%

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

再交渉貸付金の期中変動は以下のとおりである。再交渉貸付金は、ブラジルの1十億米ドルの再分類が一因で、2015年に4.5十億米ドル減の23十億米ドルになった。個人向け貸付金の再交渉貸付金は3.6十億米ドル減少した。「その他」の変動には、「売却目的資産」に振り替えられた消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオ資産2.1十億米ドルが含まれている。償却は、米国の景気と住宅市場が改善した結果、減少した。

顧客に対する再交渉貸付金の変動の地理的地域別内訳

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および北 アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
2015年1月1日現在の再交渉貸付金	7,811	891	1,847	15,235	1,711	27,495
- 個人	1,929	386	85	14,807	386	17,593
- 企業および商業	5,469	501	1,439	427	1,324	9,160
- 銀行以外の金融機関	413	4	323	1	1	742
認識を中止せず期中に再交渉した貸付金	1,970	421	115	999	553	4,058
- 個人	471	87	7	625	250	1,440
- 企業および商業	1,494	334	89	374	303	2,594
- 銀行以外の金融機関	5	-	19	-	-	24
期中に再交渉した結果新規貸付金として認識した貸付金	222	16	196	(1)	175	608
- 個人	57	-	-	(1)	18	74
- 企業および商業	156	16	4	-	157	333
- 銀行以外の金融機関	9	-	192	-	-	201
返済	(1,675)	(351)	(276)	(1,304)	(467)	(4,073)
- 個人	(574)	(88)	(32)	(1,166)	(185)	(2,045)
- 企業および商業	(1,054)	(263)	(159)	(138)	(282)	(1,896)
- 銀行以外の金融機関	(47)	-	(85)	-	-	(132)
償却額	(294)	(52)	(11)	(254)	(290)	(901)
- 個人	(45)	(24)	(5)	(241)	(139)	(454)
- 企業および商業	(249)	(28)	(6)	(12)	(150)	(445)
- 銀行以外の金融機関	-	-	-	(1)	(1)	(2)
その他	(720)	18	(119)	(2,303)	(1,104)	(4,228)
- 個人	(79)	(21)	14	(2,290)	(258)	(2,634)
- 企業および商業	(601)	39	44	(13)	(846)	(1,377)
- 銀行以外の金融機関	(40)	-	(177)	-	-	(217)
2015年12月31日現在	7,314	943	1,752	12,372	578	22,959
- 個人	1,759	340	69	11,734	72	13,974
- 企業および商業	5,215	599	1,411	638	506	8,369
- 銀行以外の金融機関	340	4	272	-	-	616
2014年1月1日現在の再交渉貸付金	9,756	767	2,094	18,789	2,769	34,175
- 個人	2,251	435	149	18,130	607	21,572
- 企業および商業	7,270	330	1,583	658	2,161	12,002
- 銀行以外の金融機関	235	2	362	1	1	601
認識を中止せず期中に再交渉した貸付金	1,543	371	296	862	725	3,797
- 個人	433	83	10	774	310	1,610
- 企業および商業	939	288	286	78	415	2,006
- 銀行以外の金融機関	171	-	-	10	-	181
期中に再交渉した結果新規貸付金として認識した貸付金	500	5	79	-	92	676
- 個人	69	2	-	-	28	99
- 企業および商業	381	-	61	-	64	506
- 銀行以外の金融機関	50	3	18	-	-	71
返済	(2,416)	(246)	(562)	(1,518)	(1,036)	(5,778)
- 個人	(635)	(96)	(47)	(1,319)	(288)	(2,385)
- 企業および商業	(1,757)	(149)	(445)	(189)	(747)	(3,287)
- 銀行以外の金融機関	(24)	(1)	(70)	(10)	(1)	(106)
償却額	(828)	(42)	(23)	(640)	(510)	(2,043)

- 個人	(88)	(28)	(7)	(568)	(223)	(914)
- 企業および商業	(740)	(14)	(16)	(72)	(286)	(1,128)
- 銀行以外の金融機関	-	-	-	-	(1)	(1)
その他	(744)	36	(37)	(2,258)	(329)	(3,332)
- 個人	(101)	(10)	(20)	(2,210)	(48)	(2,389)
- 企業および商業	(624)	46	(30)	(48)	(283)	(939)
- 銀行以外の金融機関	(19)	-	13	-	2	(4)
2014年12月31日現在	7,811	891	1,847	15,235	1,711	27,495
- 個人	1,929	386	85	14,807	386	17,593
- 企業および商業	5,469	501	1,439	427	1,324	9,160
- 銀行以外の金融機関	413	4	323	1	1	742

顧客関係の管理改善と回収機会の最大化に加えて、可能であれば債務不履行、受戻権喪失手続、または担保実行の回避を目的に、一連の返済猶予戦略が採用されている。

減免種類別の値が債務減免額合計に占める割合は、次のとおりである。多くの場合、企業に対する再交渉貸付金は、効果的な戦略の一環として、2種類以上の債務減免を認める必要がある。次の表の割合には、1種類以上の債務減免に計上されている貸付金の影響も含んでいる。

再交渉貸付金の債務減免種類別内訳：企業、商業、金融機関向け

	%
満期延長	42.4
利ざやの縮小、元本返済の減免、デット・エクイティ・スワップ、および金利、手数料、または違約金の支払いの減免	19.6
その他の返済特性の変更	14.1
利息限定支払型ローンへの変換	13.9
その他	10.0
2015年12月31日現在	100.0

個人向け貸付金の再交渉貸付金は、最も有力な債務減免種類に分類されている。

再交渉貸付金の債務減免種類別内訳：個人向け

	%
個人	
- 金利および条件の変更	11.4
- 返済条件緩和	6.0
- 回収のリエイジ ⁸	35.0
- 変更のリエイジ ⁹	42.9
- その他	4.7
2015年12月31日現在	100.0

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

[次へ](#)

減損損失

(監査済)

減損損失およびその他の信用リスク引当金のグローバル事業別内訳については、「第3 - 1 業績等の概要」の「グローバル事業部門」を参照のこと。

個別または集散的に評価された減損貸付金に関する当期減損損失の業種別内訳、および「減損ではない」に分類された貸付金の集散的に評価された減損引当金は、以下のとおりである。

損益計算書に計上した減損損失の業種別内訳

	欧州	アジア	中東および北 アフリカ	北米	中南米	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
個人	263	309	122	157	983	1,834
- 第1順位住宅ローン	(7)	(1)	49	70	41	152
- その他個人 ³	270	310	73	87	942	1,682
企業および商業	432	372	195	319	451	1,769
- 製造業、国際貿易および国際サービス	158	250	107	26	305	846
- 商業用不動産およびその他の不動産関連	33	18	49	24	47	171
- その他商業 ⁴	241	104	39	269	99	752
金融機関	14	-	(18)	(7)	-	(11)
2015年12月31日に終了した事業年度の減損損失合計	709	681	299	469	1,434	3,592
個人	245	321	25	117	1,095	1,803
- 第1順位住宅ローン	(75)	6	(24)	26	15	(52)
- その他個人 ³	320	315	49	91	1,080	1,855
企業および商業	790	327	6	196	937	2,256
- 製造業、国際貿易および国際サービス	520	197	36	116	382	1,251
- 商業用不動産およびその他の不動産関連	78	29	(28)	27	176	282
- その他商業 ⁴	192	101	(2)	53	379	723
金融機関	44	(4)	(32)	(13)	1	(4)
2014年12月31日に終了した事業年度の減損損失合計	1,079	644	(1)	300	2,033	4,055

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

損益計算書に計上した減損損失の評価種類別内訳

	欧州	アジア	中東および北 アフリカ	北米	中南米	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
個別に評価された減損引当金	495	300	161	227	322	1,505
- 新規引当金	991	518	216	290	401	2,416
- 不要になった引当金の戻入	(455)	(179)	(52)	(46)	(93)	(825)
- 過年度償却額の回収	(41)	(39)	(3)	(17)	14	(86)
集散的に評価された減損引当金 ¹⁰	214	381	138	242	1,112	2,087
- 引当金戻入控除後の新規引当金	561	507	168	301	1,272	2,809
- 過年度償却額の回収	(347)	(126)	(30)	(59)	(160)	(722)
2015年12月31日に終了した事業年度の減損損失合計	709	681	299	469	1,434	3,592

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
個別に評価された減損引当金	617	351	32	190	590	1,780
- 新規引当金	1,112	542	134	298	738	2,824
- 不要になった引当金の戻入	(486)	(171)	(95)	(88)	(90)	(930)
- 過年度償却額の回収	(9)	(20)	(7)	(20)	(58)	(114)
集合的に評価された減損引当金 ¹⁰	462	293	(33)	110	1,443	2,275
- 引当金戻入控除後の新規引当金	757	426	2	205	1,726	3,116
- 過年度償却額の回収	(295)	(133)	(35)	(95)	(283)	(841)
2014年12月31日に終了した事業年度の減損 損失合計	1,079	644	(1)	300	2,033	4,055

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

減損損失の財務報告数値は3.6十億米ドルで、前年を0.5十億米ドル下回った。これは主として、中南米と欧州における有利な外貨換算に起因する。

以下の記載は為替レートが変動しないと仮定した場合の値だが、表は財務報告数値で表示されている。

減損損失は前年比で219百万米ドル増加した。特に2015年第4四半期は、少数の国で個別に評価された減損損失が増えたことから、前四半期よりも増加した。これは、共通の内在事項によるものではなく、これらの国々に関する固有の状況を反映したものであった。それに加えて、石油・ガス産業関連のエクスポージャーに対する集合的に評価された減損引当金が、0.2十億米ドル増加した。増加したのは、主に北米、中東および北アフリカ、およびアジアであった。

減損損失の前年比変動に寄与した要因の詳細は、以下のとおりである。

集合的に評価された減損引当金は221百万米ドル増加した。中東および北アフリカ、北米、およびアジアで主に増加したが、欧州の減少で一部相殺された。その背景は以下のとおりである。

Y 中東および北アフリカは167百万米ドル増加したが、主にUAEで増加し、担保の質と評価額の見直しを受けた住宅ローン・ポートフォリオの減損引当金増加を反映したものであった。それに加えて、特に石油産業と食品産業の企業および商業に対するエクスポージャーで減損引当金が増加した。

Y 北米は132百万米ドル、アジアは108百万米ドル増加したが、主に「その他商業」において増加した。これは、域内の石油・ガス産業に対するエクスポージャーへの引当金増加を反映したものであった。米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオでは、2015年は住宅市況の改善が前年よりも見劣りしたことから、原資産の不動産に対する有利な市場価値調整が小幅になったため、住宅ローンの減損引当金が前年を上回った。

Y 欧州の集合的に評価された減損引当金は、192百万米ドル減少した。2014年の値には、集合的に評価する企業向け減損損失の計算に用いる特定の見積りの修正に伴う追加的減損損失が含まれていたためである。

個別に評価された減損引当金は、ほぼ前年並みであった。これは、中南米、欧州、アジアで減少したものの、中東および北アフリカ、および北米の増加によって相殺されたことを反映したものである。その内訳は、以下のとおりである。

Y 中南米は95百万米ドル、欧州は44百万米ドル、アジアは44百万米ドルそれぞれ減少した。2014年の値には、各地域で企業および商業向けエクスポージャーに関連する多額の減損損失が含まれていたため、当期は個別に評価された減損引当金が減少した。アジアの減少は、インドネシアの少数の顧客に対する減損引当金の増加によって一部相殺された。

Ⅳ 中東および北アフリカは134百万米ドル、北米は47百万米ドル、個別に評価された減損引当金が増加した。前者の増加は、主に食品卸売業者に対する減損引当金増加に主に起因し、北米の増加は石油・ガス・セクターの増加であった。

減損損失が顧客に対する平均貸付金総額に占める割合の地理的地域別内訳

	欧州 %	アジア %	中東および 北アフリカ %	北米 %	中南米 %	合計 %
引当金戻入控除後の新規引当金	0.31	0.23	1.07	0.41	5.37	0.48
回収額	(0.11)	(0.05)	(0.11)	(0.06)	(0.50)	(0.09)
2015年12月31日現在の減損損失合計	0.20	0.18	0.96	0.35	4.87	0.39
回収額控除後の償却額	0.25	0.12	0.97	0.45	3.94	0.37
引当金戻入控除後の新規引当金	0.37	0.22	0.14	0.32	5.00	0.53
回収額	(0.08)	(0.04)	(0.14)	(0.09)	(0.72)	(0.10)
2014年12月31日現在の減損損失合計	0.29	0.18	-	0.23	4.28	0.43
回収額控除後の償却額	0.49	0.13	0.58	0.97	3.59	0.58

業種別および地理的地域別の減損引当金変動の内訳

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
2015年1月1日現在の減損引当金	4,455	1,356	1,406	2,640	2,529	12,386
償却額						
個人	(627)	(416)	(114)	(554)	(996)	(2,707)
- 第1順位住宅ローン	(12)	(6)	(1)	(344)	(24)	(387)
- その他個人 ³	(615)	(410)	(113)	(210)	(972)	(2,320)
企業および商業	(657)	(179)	(222)	(106)	(309)	(1,473)
- 製造業、国際貿易および国際サービス	(234)	(149)	(214)	(28)	(213)	(838)
- 商業用不動産およびその他の不動産関連	(244)	(5)	(8)	(57)	(30)	(344)
- その他商業 ⁴	(179)	(25)	-	(21)	(66)	(291)
金融機関	(12)	-	-	(2)	-	(14)
償却額合計	(1,296)	(595)	(336)	(662)	(1,305)	(4,194)
過年度償却額の回収						
個人	340	135	30	57	119	681
- 第1順位住宅ローン	6	4	-	26	(17)	19
- その他個人 ³	334	131	30	31	136	662
企業および商業	46	30	3	18	27	124
- 製造業、国際貿易および国際サービス	16	20	2	8	15	61
- 商業用不動産およびその他の不動産関連	24	5	-	5	2	36
- その他商業 ⁴	6	5	1	5	10	27
金融機関	2	-	-	1	-	3
過年度償却額の回収合計	388	165	33	76	146	808
損益計算書計上額	709	681	299	469	1,434	3,592
為替およびその他の変動 ¹¹	(387)	(82)	16	(482)	(2,084)	(3,019)
2015年12月31日現在の減損引当金	3,869	1,525	1,418	2,041	720	9,573
銀行に対する減損引当金：						
- 個別に評価された引当金	-	-	18	-	-	18
顧客に対する減損引当金：						
- 個別に評価された引当金	2,661	908	1,068	327	438	5,402
- 集散的に評価された引当金 ¹⁰	1,208	617	332	1,714	282	4,153
2015年12月31日現在の減損引当金	3,869	1,525	1,418	2,041	720	9,573
2014年1月1日現在の減損引当金	5,598	1,214	1,583	4,242	2,564	15,201
償却額						
個人	(724)	(463)	(157)	(1,030)	(1,359)	(3,733)

- 第1順位住宅ローン	(21)	(17)	(4)	(731)	(40)	(813)
- その他個人 ³	(703)	(446)	(153)	(299)	(1,319)	(2,920)
企業および商業	(1,202)	(146)	(47)	(346)	(684)	(2,425)
- 製造業、国際貿易および国際サービス	(732)	(86)	(41)	(81)	(428)	(1,368)
- 商業用不動産およびその他の不動産関連	(342)	(53)	(6)	(153)	(39)	(593)
- その他商業 ⁴	(128)	(7)	-	(112)	(217)	(464)
金融機関	(203)	-	(8)	(6)	(4)	(221)
償却額合計	(2,129)	(609)	(212)	(1,382)	(2,047)	(6,379)
過年度償却額の回収						
個人	271	143	35	86	283	818
- 第1順位住宅ローン	3	3	-	40	33	79
- その他個人 ³	268	140	35	46	250	739
企業および商業	29	9	7	25	58	128
- 製造業、国際貿易および国際サービス	19	7	7	6	46	85
- 商業用不動産およびその他の不動産関連	11	-	-	3	1	15
- その他商業 ⁴	(1)	2	-	16	11	28
金融機関	4	1	-	4	-	9
過年度償却額の回収合計	304	153	42	115	341	955
損益計算書計上額	1,079	644	(1)	300	2,033	4,055
為替およびその他の変動 ¹¹	(397)	(46)	(6)	(635)	(362)	(1,446)
2014年12月31日現在の減損引当金	4,455	1,356	1,406	2,640	2,529	12,386
銀行に対する減損引当金：						
- 個別に評価された引当金	31	-	18	-	-	49
顧客に対する減損引当金：						
- 個別に評価された引当金	2,981	812	1,110	276	1,016	6,195
- 集合的に評価された引当金 ¹⁰	1,443	544	278	2,364	1,513	6,142
2014年12月31日現在の減損引当金	4,455	1,356	1,406	2,640	2,529	12,386

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

顧客および銀行に対する貸付金に関する減損引当金の変動

(監査済)

	銀行	顧客		合計
	個別に評価された引当金 百万米ドル	個別に評価された引当金 百万米ドル	集合的に評価された引当金 ¹⁰ 百万米ドル	
2015年1月1日現在	49	6,195	6,142	12,386
償却額	-	(1,368)	(2,826)	(4,194)
過年度に償却した貸付金の回収	-	86	722	808
損益計算書計上額	(11)	1,516	2,087	3,592
為替およびその他の変動 ¹¹	(20)	(1,027)	(1,972)	(3,019)
2015年12月31日現在	18	5,402	4,153	9,573
減損引当金：				
顧客に対する貸付金		5,402	4,153	9,555
- 個人		426	2,453	2,879
- 企業および商業		4,800	1,635	6,435
- 銀行以外の金融機関		176	65	241
	%	%	%	%
貸付金に対する比率	-	0.6	0.4	0.9
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
2014年1月1日現在	58	7,072	8,071	15,201
償却額	(6)	(2,313)	(4,060)	(6,379)
過年度に償却した貸付金の回収	-	114	841	955
損益計算書計上額	4	1,776	2,275	4,055
為替およびその他の変動 ¹¹	(7)	(454)	(985)	(1,446)
2014年12月31日現在	49	6,195	6,142	12,386
減損引当金：				
顧客に対する貸付金		6,195	6,142	12,337
- 個人		468	4,132	4,600
- 企業および商業		5,532	1,909	7,441
- 銀行以外の金融機関		195	101	296
	%	%	%	%
貸付金に対する比率	-	0.6	0.6	1.1

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

ホールセール貸付

ブラジルの貸付金を「売却目的資産」に再分類した影響を除くと、貸付金総額の財務報告数値は、不利な外国為替の影響が主な原因で、32十億米ドル減少した計算である。

以下の記載は為替レートが変動しないと仮定した場合の値だが、表は財務報告数値で表示されている。

ホールセール貸付は、当期に0.5十億米ドル増加した。しかし、香港およびそれよりも少ないものの中国本土と台湾を筆頭に、アジアは9.6十億米ドル減少した。アジアでは、貿易の低迷継続、既存の企業向け貸付金の返済、新規貸付金に対する需要の伸び悩みの中、2015年第4四半期の与信の伸びが予想を下回った。

欧州の貸付金は、主に英国とドイツで3.2十億米ドル増加した。英国の貸付金は1.9十億米ドル増加した。「金融機関」向けが増加したものの、少数の顧客が当座貸越と預金間の純利息で計算する取決めを活用できる恩恵を被っていた企業向け当座貸越残高に主に関連する「企業および商業」向けの減少によって、一部相殺された。

中東および北アフリカ全体の貸付金は1.2十億米ドル減少した。「金融機関」向けが3.2十億米ドル減少したものの、「企業および商業」向けの2.0十億米ドル増加によって相殺された。

北米の貸付金は7.5十億米ドル増加した。その主な内訳は、米国が3.7十億米ドル、カナダが4.9十億米ドルの増加である。カナダの増加の内訳は、3.8十億米ドルが、過年度には「トレーディング資産」で開示していた特定の銀

行事業の支払受諾を「貸付金」に振り替えたというように、貸借対照表の表示変更による分、1.0十億米ドルは、企業向け当座貸越残高、および当座貸越と預金間の純利息についての取決めの活用に関する分である。比較値は修正再表示されていない。

ブラジルの再分類の影響を除くと、中南米の貸付金はアルゼンチンを主体に0.6十億米ドル増加した計算である。

ホールセール貸付合計

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
企業および商業(A)	191,765	211,224	22,268	62,882	11,374	499,513
- 製造業	39,003	34,272	2,504	17,507	2,572	95,858
- 国際貿易および国際サービス	62,667	72,199	9,552	11,505	3,096	159,019
- 商業用不動産	26,256	32,371	690	7,032	1,577	67,926
- その他不動産関連	7,323	35,206	1,908	8,982	45	53,464
- 政府	3,653	1,132	1,695	203	772	7,455
- その他商業 ⁴	52,863	36,044	5,919	17,653	3,312	115,791
金融機関	51,969	68,321	10,239	16,308	3,996	150,833
- 銀行以外の金融機関(B)	33,621	13,969	2,321	9,822	681	60,414
- 銀行(C)	18,348	54,352	7,918	6,486	3,315	90,419
2015年12月31日現在の貸付金総額(D)	243,734	279,545	32,507	79,190	15,370	650,346
ホールセール貸付に関する減損引当金						
企業および商業(a)	2,735	1,256	1,157	777	510	6,435
- 製造業	528	254	135	140	49	1,106
- 国際貿易および国際サービス	813	599	439	123	48	2,022
- 商業用不動産	613	35	145	76	343	1,212
- その他不動産関連	237	72	267	55	1	632
- 政府	6	-	-	-	2	8
- その他商業	538	296	171	383	67	1,455
金融機関	194	13	22	30	-	259
- 銀行以外の金融機関(b)	194	13	4	30	-	241
- 銀行(c)	-	-	18	-	-	18
2015年12月31日現在の減損引当金(d)	2,929	1,269	1,179	807	510	6,694
	%	%	%	%	%	%
(a)が(A)に占める割合	1.4	0.6	5.2	1.2	4.5	1.3
(b)が(B)に占める割合	0.6	0.1	0.2	0.3	-	0.4
(c)が(C)に占める割合	-	-	0.2	-	-	-
(d)が(D)に占める割合	1.2	0.5	3.6	1.0	3.3	1.0
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
企業および商業(E)	212,523	220,799	20,588	57,993	30,722	542,625
- 製造業	39,456	37,767	2,413	15,299	12,051	106,986
- 国際貿易および国際サービス	76,629	72,814	9,675	13,484	8,189	180,791
- 商業用不動産	28,187	35,678	579	6,558	2,291	73,293
- その他不動産関連	7,126	34,379	1,667	8,934	281	52,387
- 政府	2,264	1,195	1,552	164	968	6,143
- その他商業 ⁴	58,861	38,966	4,702	13,554	6,942	123,025
金融機関	45,081	76,957	13,786	16,439	10,753	163,016
- 銀行以外の金融機関(F)	23,103	13,997	3,291	9,034	1,393	50,818
- 銀行(G)	21,978	62,960	10,495	7,405	9,360	112,198
2014年12月31日現在の貸付金総額(H)	257,604	297,756	34,374	74,432	41,475	705,641
ホールセール貸付に関する減損引当金						
企業および商業(e)	3,112	1,089	1,171	608	1,461	7,441
- 製造業	529	242	141	152	348	1,412
- 国際貿易および国際サービス	877	533	536	157	237	2,340
- 商業用不動産	909	44	147	101	476	1,677
- その他不動産関連	203	55	219	57	12	546

- 政府	4	-	1	-	-	5
- その他商業	590	215	127	141	388	1,461
金融機関	252	13	39	39	2	345
- 銀行以外の金融機関(f)	221	13	21	39	2	296
- 銀行(g)	31	-	18	-	-	49
2014年12月31日現在の減損引当金(h)	3,364	1,102	1,210	647	1,463	7,786
	%	%	%	%	%	%
(e)が(E)に占める割合	1.5	0.5	5.7	1.0	4.8	1.4
(f)が(F)に占める割合	0.9	0.1	0.6	0.4	0.1	0.6
(g)が(G)に占める割合	0.1	-	0.2	-	-	-
(h)が(H)に占める割合	1.3	0.4	3.5	0.9	3.5	1.1

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

商業用不動産

商業用不動産貸付

	欧州	アジア	中東および 北アフリカ	北米	中南米	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
延滞でも減損でもない	24,533	32,182	466	6,659	1,086	64,926
延滞であるが減損ではない	89	119	25	212	9	454
減損貸付金	1,634	70	199	161	482	2,546
2015年12月31日現在の貸付金総額合計	26,256	32,371	690	7,032	1,577	67,926
うち、						
- 再交渉貸付金 ¹²	1,586	6	182	150	210	2,134
減損引当金	613	35	145	76	343	1,212
延滞でも減損でもない	25,860	35,430	333	6,136	1,535	69,294
延滞であるが減損ではない	18	170	47	100	28	363
減損貸付金	2,309	78	199	322	728	3,636
2014年12月31日現在の貸付金総額合計	28,187	35,678	579	6,558	2,291	73,293
うち、						
- 再交渉貸付金 ¹²	1,954	19	183	191	377	2,724
減損引当金	909	44	147	101	476	1,677

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

商業用不動産貸付には、主に収益を生む資産ならびに（より少ない程度ではあるものの）当該資産の建設および開発に投資を行う企業、機関および富裕層への融資が含まれる。この事業は、主に小売店舗、事務所、軽工業および住宅用ビルのプロジェクト等の、伝統的な中核的資産クラスに焦点を当てている。ポートフォリオは様々な国に分散されているものの、香港、英国、米国、カナダに概ね集中している。

先進国のエクスポージャーは、投資資産、既存在庫の再開発、および経済成長と人口増加を支える商業用不動産市場と住宅市場の拡大への資金提供で主に構成されている。下位先進国の商業用不動産市場のエクスポージャーは、比較的短期の開発用資産向け貸付で構成されており、住宅建設や経済拡大を支える資産に携わる資本が厚い大手デベロッパーへの支援に特に力を入れている。

当グループのグローバル・エクスポージャーは、経済、政治、または文化の主要地になっている都市が概ね中心になっている。多くの下位先進国市場の不動産業は進化して、近年の開発や急速な建設から、上位先進国と同様の投資在庫への一段の注力にシフトしている。

ブラジルの再分類の影響を除くと、商業用不動産貸付は4.5十億米ドル減になる計算である。そのうち3.2十億米ドルの減少は、不利な外国為替の変動に伴う分である。

以下の記載は為替レートが変動しないと仮定した場合の値だが、表は財務報告数値で表示されている。

商業用不動産貸付は、アジア、主に香港およびそれよりは少ないものの中国本土とシンガポールにおける2.6十億米ドル減少が主な原因となって、1.3十億米ドル減少した。アジアが減少した主な原因は、貸付金の返済と満期到来だが、北米の1.0十億米ドル増、メキシコの0.4十億米ドル増によって一部相殺された。欧州ならびに中東および北アフリカは、依然としてほぼ横ばいであった。

商業用不動産貸付の借換リスク

商業用不動産貸付では、満期時に元本の大部分の返済を求める傾向にある。通常、顧客は、既存債務を決済するための新規借入れを通じて、返済の手配を行う。借換リスクとは、満期時に借入金を返済できない顧客が、商業的利率で負債の借換をすることができないリスクである。当グループは、商業用不動産ポートフォリオを注意深く監視し、借換に関する潜在的な問題を示唆する可能性のある要因を評価している。貸付実行が、現在の市場では適用されていない過去の市場の基準を反映している場合、主な要因は貸付金の経過年数である。例としては、ローン・トゥ・バリュー（以下「LTV」という。）が高い場合および／またはインタレスト・カバレッジ・レシオが低い場合があり得る。現地市場の借換原資の範囲も考慮すべき重要な要因で、貸し手が銀行に限定される場合、および銀行の流動性が限定的な場合には、リスクが高まる。さらに、テナントの信頼性、賃貸能力、不動産自体の状態等のファンダメンタル要因も、不動産価値に影響を与えるため重要である。

商業用不動産貸付の満期別内訳

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
要求払、当座貸越、またはリボルビング・ファシリティ						
1年未満 ¹³	6,830	8,811	252	2,992	694	19,579
1～2年	4,367	5,934	66	939	102	11,408
2～5年	11,459	11,399	235	2,037	138	25,268
5年超	3,600	6,227	137	1,064	643	11,671
2015年12月31日現在	26,256	32,371	690	7,032	1,577	67,926
要求払、当座貸越、またはリボルビング・ファシリティ						
1年未満 ¹³	7,382	9,810	264	1,855	1,325	20,636
1～2年	4,643	6,689	24	1,158	205	12,719
2～5年	11,686	12,156	156	2,131	320	26,449
5年超	4,476	7,023	135	1,414	441	13,489
2014年12月31日現在	28,187	35,678	579	6,558	2,291	73,293

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

貸付金の担保

保有する担保は、商業不動産貸付と、その他の企業向け、商業向けおよび金融機関（ノンバンク）向け貸付金とに分けて以下で分析されている。これは、商業不動産セクターにおける担保のパフォーマンスと元本返済の間の相関が、その他の貸付に比べて高いことを反映している。いずれの場合も、分析には主に未使用与信枠であるオフバランスの貸付コミットメントが含まれる。

以下の表で算定される担保は、不動産の固定第一順位抵当権ならびに現金および市場性のある金融商品に対する担保権で構成されている。表における金額は、公開市場における予想市場価値を表しており、予想回収コストについての担保に対する調整は行われていない。現金は額面で評価され、市場性のある有価証券は公正価値で評価されている。表示されているLTV比率は、貸付金とそれぞれの融資を個別かつ固有に補完する担保とを直接的に対応させて算出している。担保資産が個別的にまたは一般的に現金担保の方法で複数の貸付金間で共有される場合は、担保価値は当該担保により保護される貸付金に比例配分される。

裏付けのない保証や顧客の事業資産に対する浮動担保等、企業向けおよび商業向け貸付でよく使われるその他のタイプの担保は下の表では算定されていない。多くの場合、倒産時の権利を供与するという点で、そのようなリスク軽減措置にも価値はあるが、割当可能な価値は十分に明確でなく、したがって、開示目的ではこれらに価値を割り当てていない。

減損貸付金の担保価値は、認識済減損引当金と直接比較できない。LTVを示した以下の表は、未調整の公開市場価値に基づくものである。減損引当金は、その他のキャッシュ・フローを考慮し、かつ本項後述の「保有する担保およびその他の信用補完」で後述する担保の実現コストについて担保価値に調整を加えるというように、異なる基準で計算されている。

商業不動産貸付

商業用不動産の担保価値は、専門家および社内の評価ならびに実地調査を総合して決定している。商業不動産の担保価値評価は複雑なものであるため、現地の評価方針では、現地市況に基づき見直しの頻度を決めている。担保または直接の債務者のパフォーマンスに対する懸念が高まった際には、再評価を求める頻度は上昇する。顧客が銀行借入所要額を変更した結果、当グループが追加資金を提供する場合、または顧客のリスク・プロファイルが変わる可能性があるエクスポージャーや担保に関するその他の重要な取決めを変更する場合、再評価が求められることがある。その結果、自己資本規制（以下「CRR」という。）1から7に用いる不動産の担保価値が、それが適用された直近の時点の値に遡る場合もある。CRR 8 および 9 から10に関しては、ほぼ全ての担保がここ3年以内に再評価されたはずである。

香港市場の慣習では、大手不動産会社向けの貸付は、通常、保証で担保されているか無担保である。運転資本用といった性質を有する欧州の与信枠は、通常、第1順位の固定担保が設定されていないため、無担保として開示されている。

商業不動産貸付（貸付コミットメントを含む）の担保レベル別の内訳

（監査済）

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
格付CRR/EL 1 から 7						
無担保	4,498	12,329	499	8	500	17,834
全額担保が付いている場合	25,773	26,270	36	9,997	542	62,618
部分担保(A)	3,025	1,924	-	1,264	52	6,265
- Aの担保価値	2,106	1,175	-	981	8	4,270
	33,296	40,523	535	11,269	1,094	86,717
格付CRR/EL 8						
無担保	28	-	-	-	-	28
全額担保が付いている場合	668	4	-	9	1	682
LTV比率：						
- 50%以下	86	-	-	5	1	92
- 51%から75%	377	4	-	4	-	385
- 76%から90%	174	-	-	-	-	174
- 91%から100%	31	-	-	-	-	31
部分担保(B)	120	1	-	1	-	122
- Bの担保価値	87	-	-	-	-	87
	816	5	-	10	1	832
格付CRR/EL 9 から10						
無担保	65	51	5	2	299	422
全額担保が付いている場合	900	18	7	76	123	1,124
LTV比率：						
- 50%以下	174	10	7	15	15	221
- 51%から75%	425	2	-	27	59	513
- 76%から90%	140	2	-	10	4	156
- 91%から100%	161	4	-	24	45	234
部分担保(C)	716	5	181	66	64	1,032
- Cの担保価値	397	3	89	35	31	555
	1,681	74	193	144	486	2,578
2015年12月31日現在	35,793	40,602	728	11,423	1,581	90,127
格付CRR/EL 1 から 7						
無担保	5,351	16,132	361	87	1,719	23,650
全額担保が付いている場合	25,873	26,323	23	9,093	556	61,868
部分担保(D)	1,384	1,599	-	1,819	152	4,954
- Dの担保価値	1,032	901	-	1,199	47	3,179
	32,608	44,054	384	10,999	2,427	90,472
格付CRR/EL 8						
無担保	34	7	-	9	2	52
全額担保が付いている場合	568	23	-	30	1	622
LTV比率：						
- 50%以下	64	-	-	16	1	81
- 51%から75%	222	11	-	10	-	243
- 76%から90%	132	9	-	4	-	145
- 91%から100%	150	3	-	-	-	153
部分担保(E)	365	-	-	7	-	372
- Eの担保価値	296	-	-	2	-	298
	967	30	-	46	3	1,046
格付CRR/EL 9 から10						
無担保	369	48	6	1	499	923
全額担保が付いている場合	992	15	7	166	178	1,358
LTV比率：						
- 50%以下	78	6	7	28	10	129

- 51%から75%	593	2	-	91	43	729
- 76%から90%	167	2	-	17	53	239
- 91%から100%	154	5	-	30	72	261
部分担保(F)	1,085	15	181	37	50	1,368
- Fの担保価値	664	5	89	30	13	801
	2,446	78	194	204	727	3,649
2014年12月31日現在	36,021	44,162	578	11,249	3,157	95,167

その他の企業向け、商業向けおよび金融機関（ノンバンク）向け貸付金は、以下で別々に分析される。その他の企業向けおよび商業向け貸付事業の場合、担保価値は、元本の返済能力との間に強い相関関係を持っていない。債務者の一般的な信用実績が低下し、副次的な返済原資に依存することが必要となり、その予測されるパフォーマンスを査定しなければならなくなった際に、通常、担保価値が更新される。

そのため、次の表にはCRRが8 から10の顧客の値だけを表示している。ここでは、これらの貸付金の評価額は、通常、比較的最近の値と認識されている。

その他の企業向け、商業向けおよび金融機関（ノンバンク）向け貸付金（貸付コミットメントを含む）の担保レベル別の内訳（CRR／EL 8 から10の格付のみ）

（監査済）

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
格付CRR/EL 8						
無担保	1,618	164	36	609	102	2,529
全額担保が付いている場合	434	41	-	454	1	930
LTV比率：						
- 50%以下	65	13	-	95	1	174
- 51%から75%	337	8	-	85	-	430
- 76%から90%	28	18	-	168	-	214
- 91%から100%	4	2	-	106	-	112
部分担保(A)	109	47	1	179	-	336
- Aの担保価値	73	17	-	58	-	148
	2,161	252	37	1,242	103	3,795
格付CRR/EL 9 から10						
無担保	2,850	889	814	80	244	4,877
全額担保が付いている場合	824	440	188	323	78	1,853
LTV比率：						
- 50%以下	283	94	46	47	44	514
- 51%から75%	346	149	3	47	8	553
- 76%から90%	96	74	25	27	9	231
- 91%から100%	99	123	114	202	17	555
部分担保(B)	1,702	506	441	423	7	3,079
- Bの担保価値	795	236	55	283	5	1,374
	5,376	1,835	1,443	826	329	9,809
2015年12月31日現在	7,537	2,087	1,480	2,068	432	13,604
格付CRR/EL 8						
無担保	2,051	237	15	320	227	2,850
全額担保が付いている場合	629	56	72	331	11	1,099
LTV比率：						
- 50%以下	120	13	-	186	5	324
- 51%から75%	293	-	-	72	6	371
- 76%から90%	51	9	69	46	-	175
- 91%から100%	165	34	3	27	-	229
部分担保(C)	105	44	1	148	6	304
- Cの担保価値	46	17	1	68	4	136
	2,785	337	88	799	244	4,253
格付CRR/EL 9 から10						
無担保	4,185	939	813	62	1,420	7,419
全額担保が付いている場合	615	143	147	231	124	1,260
LTV比率：						
- 50%以下	169	68	25	48	48	358
- 51%から75%	136	27	19	39	35	256
- 76%から90%	168	16	6	35	26	251
- 91%から100%	142	32	97	109	15	395
部分担保(D)	624	364	547	251	140	1,926
- Dの担保価値	341	169	92	141	46	789
	5,424	1,446	1,507	544	1,684	10,605
2014年12月31日現在	8,209	1,783	1,595	1,343	1,928	14,858

その他の信用リスク・エクスポージャー

有担保貸付に加えて、その他の信用補完が採用され、また金融資産から発生する信用リスクを軽減するための方法が利用される。これらについて以下のとおり詳述する。

Y 政府、銀行およびその他の金融機関が発行する一部の有価証券は、当該資産を対象とした政府保証によって提供される追加的信用補完の利益を享受する。

Y 銀行およびその他の金融機関が発行する負債証券には、金融資産プールが裏付資産となる資産担保证券（以下「ABS」という。）およびそれに類似する金融商品が含まれる。ABSに伴う信用リスクは、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）によるプロテクションの購入を通じて軽減される。

当グループが保有するABSおよび関連するCDSのプロテクションに関する開示の詳細については、本項後述の「ABSの当グループ連結保有高の帳簿価額」を参照のこと。

Y トレーディング資産には、トレーディング目的で保有される貸付金が含まれる。これらは主にデリバティブに係る所要証拠金を満たすために差し入れられる現金担保、決済勘定、売戻契約および有価証券借入契約で構成される。差し入れられた現金担保に係る信用リスクは、取引先がデフォルトとなった場合には、これらの担保が関連する負債と相殺されることになるため、限定的である。売戻契約および有価証券借入契約は、その性質により有担保である。

かかる取引で当グループによる売却または再担保が認められているものとして受け入れた担保の詳細については、本項後述の「オフバランスの担保」を参照のこと。

Y 当グループの信用リスクへの最大エクスポージャーは、金融保証および当社が発行または締結する類似した取決め、ならびに当グループにより取消不能のコミットメントを行っている貸付コミットメントである。取決め条件次第では、保証の実行が要求される場合や、貸出コミットメントが実行された後に債務不履行となった場合に、当グループは追加的な信用リスクの軽減を実施する可能性がある。

これらの契約の詳細については、財務書類注記37を参照のこと。

デリバティブ

当グループは、カウンターパーティの信用リスクへのエクスポージャーを受ける取引に参加している。カウンターパーティの信用リスクは、取引におけるカウンターパーティが、当該取引を十分に決済する前に債務不履行に陥った場合の財務的損失のリスクである。このリスクは主に店頭デリバティブおよびSFTから発生し、トレーディング勘定と非トレーディング勘定の両方について計算される。取引の価値は、金利、為替レートまたは資産価格等の市場要素を参照することによって変動する。

デリバティブ取引からのカウンターパーティ・リスクは、デリバティブのポジションの公正価値を報告する際に考慮に入れられる。この公正価値の修正は、信用評価調整（以下「CVA」という。）と呼ばれる。

CVAの内訳の詳細については、財務書類注記13を参照のこと。

取引所、セントラル・カウンターパーティ、非セントラル・カウンターパーティを通じて清算されるデリバティブの公正価値および想定元本総額のリスク種類別内訳は、次の表のとおりである。

デリバティブの想定元本および公正価値の商品種類別内訳

	2015年			2014年		
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値	
		資産	負債		資産	負債
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
外国為替デリバティブ	5,690,354	96,341	95,598	5,573,415	97,312	95,759
- 上場	195,612	167	76	81,785	229	369
- セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	29,263	406	443	18,567	321	349
- 非セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	5,465,479	95,768	95,079	5,473,063	96,762	95,041
金利デリバティブ	14,675,036	279,154	271,367	22,328,518	473,243	468,152
- 上場	1,259,888	49	8	1,432,333	112	161
- セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	8,774,674	117,877	117,695	15,039,001	261,880	264,509
- 非セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	4,640,474	161,228	153,664	5,857,184	211,251	203,482
株式デリバティブ	501,834	8,732	10,383	568,932	11,694	13,654
- 上場	265,129	1,888	2,601	289,140	2,318	3,201
- 非セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	236,705	6,844	7,782	279,792	9,376	10,453
クレジット・デリバティブ	463,344	6,961	6,884	550,197	9,340	10,061
- セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	90,863	1,779	2,069	126,115	1,999	2,111
- 非セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	372,481	5,182	4,815	424,082	7,341	7,950
コモディティ・デリバティブ他	51,683	3,148	2,699	77,565	3,884	3,508
- 上場	8,136	38	-	7,015	80	23
- 非セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭取引	43,547	3,110	2,699	70,550	3,804	3,485
店頭デリバティブ取引合計	19,653,486	392,194	384,246	27,288,354	592,735	587,379
- セントラル・カウンターパーティによって清算される店頭デリバティブ取引合計	8,894,800	120,062	120,207	15,183,683	264,200	266,968
- セントラル・カウンターパーティによって清算されない店頭デリバティブ取引合計	10,758,686	272,132	264,039	12,104,671	328,535	320,411
上場デリバティブ取引合計	1,728,765	2,142	2,685	1,810,273	2,739	3,755
総額	21,382,251	394,336	386,931	29,098,627	595,473	591,134
相殺		(105,860)	(105,860)		(250,465)	(250,465)
12月31日現在合計		288,476	281,071		345,008	340,669

HSBCがデリバティブを利用する目的の詳細については、財務書類注記16を参照のこと。

国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）マスター・アグリーメントは、当グループがデリバティブ取引の契約として推奨する契約である。このマスター・アグリーメントは、契約の枠組みを示すもので、その中で、店頭デリバティブの全ての範囲の取引活動が行われ、当事者の一方が債務不履行に陥った場合または別途事前に合意した解除事由が発生した場合に、マスター・アグリーメントでカバーされる残存する全ての取引について一括清算ネットリングを適用する契約上の義務を両当事者に課す。当事者は、ISDAマスター・アグリーメントと

同時にクレジット・サポート・アネックス（以下「CSA」という。）を締結するのが一般的で、当グループもCSAを締結する実務を推奨している。CSAにおいては、残存するポジションに内在する市場偶発的なカウンターパーティ・リスクを軽減するために、担保が当事者間で移転される。

当グループは、店頭デリバティブ契約に関する、市場リスクから発生するカウンターパーティに対するエクスポージャーを、カウンターパーティとの担保契約およびネットティング契約を利用して管理している。現在、当グループは一般的な店頭デリバティブのカウンターパーティに対するエクスポージャーを信用市場で能動的に管理していないが、一定の状況では個別のエクスポージャーを管理することがあり得る。

当グループは、以前より担保の種類について厳格な方針の制約を課してきたが、その結果、金額ベースでの受入または差入担保は大部分が現金であり、流動性が高く、質も高い。

担保方針の外で承認を必要とする担保の種類（誤方向リスクを含む担保が含まれる）については、3つの地域的なドキュメンテーション承認委員会（以下「DAC」という。）の1つに承認申請を行うことが義務付けられている。これらのDACは、地域の各グローバル・マーケットの最高執行責任者、法務およびリスク管理からの上級代表者による参加と承認を必要とする。

当グループが締結しているCSAの大半は、他の金融機関顧客との間で締結されたものである。

当グループの方針の結果、締結する取引契約の主な種類は、国際スワップ・デリバティブ協会の規定に基づくクレジット・サポート・アネックス（以下「ISDA CSA」という。）で、その大半はイングランド法に基づいて契約されている。店頭担保契約の契約種類別内訳は、次の表のとおりである。

店頭担保契約の種類別内訳

	契約件数
ISDA CSA（イングランド法に準拠）	2,670
ISDA CSA（ニューヨーク州法に準拠）	1,702
ISDA CSA（日本法に準拠）	17
フランス版のマスター・アグリーメントおよびCSA相当 ¹⁴	223
ドイツ版のマスター・アグリーメントおよびCSA相当 ¹⁵	93
その他	395
2015年12月31日現在	5,100

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

カウンターパーティが債務を履行しなかった場合に法的強制力がある相殺権およびデリバティブに関して受け入れた担保の詳細については、本項前述の「信用リスクに対する最大エクスポージャー」および財務書類注記32を参照のこと。

非トレーディングの売戻取引の地理的地域別内訳

非トレーディングの売戻取引の値には顧客および銀行との取引が含まれており、その詳細は以下のとおりである。

非トレーディングの売戻取引の地理的地域別内訳

(監査済)

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
対顧客	28,366	5,650	-	40,316	-	74,332
対銀行	15,824	21,804	779	32,034	1,482	71,923
2015年12月31日現在	44,190	27,454	779	72,350	1,482	146,255
対顧客	25,841	5,409	-	35,060	-	66,310
対銀行	34,748	22,813	19	29,008	8,815	95,403
2014年12月31日現在	60,589	28,222	19	64,068	8,815	161,713

個人向け貸付金

当グループは、顧客のニーズに応えるために広範な種類の有担保および無担保の個人貸付商品を提供している。個人貸付には住宅用不動産等の資産購入のための顧客に対する貸付金が含まれ、これらの貸付金のために購入する資産が担保に供される。当グループはまた、住宅用不動産に対する第一順位抵当権など、既存の資産を担保とした貸付金ならびに当座貸越、クレジットカードおよび給与貸付などの無担保貸付商品も提供している。

個人向け貸付金合計

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中東および 北アフリカ 百万米ドル	北米 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
第1順位住宅ローン(A)	125,544	94,606	2,258	50,117	1,986	274,511
うち、						
- 利息限定支払型ローン（相殺額を含む。）	40,906	936	-	180	-	42,022
- アフォードブル・ローン（ARMを含む。）	356	3,966	-	17,041	-	21,363
その他の個人向け貸付金(B)	44,982	38,101	4,447	8,069	3,972	99,571
- その他	32,862	27,682	3,147	3,284	1,816	68,791
- クレジットカード	12,115	10,189	929	996	1,780	26,009
- 第2順位住宅ローン	-	33	2	3,762	-	3,797
- 自動車金融	5	197	369	27	376	974
2015年12月31日現在貸付金総額合計(C)	170,526	132,707	6,705	58,186	5,958	374,082
個人貸付に関する減損引当金第1順位住宅ローン(a)	278	29	24	991	22	1,344
その他の個人向け貸付金(b)	667	227	214	241	186	1,535
- その他	401	104	180	31	80	796
- クレジットカード	265	122	29	30	102	548
- 第2順位住宅ローン	-	-	-	180	-	180
- 自動車金融	1	1	5	-	4	11
2015年12月31日現在の減損引当金合計(c)	945	256	238	1,232	208	2,879
	%	%	%	%	%	%
(a)がAに占める割合	0.2	0.0	1.1	2.0	1.1	0.5
(b)がBに占める割合	1.5	0.6	4.8	3.0	4.7	1.5
(c)がCに占める割合	0.6	0.2	3.5	2.1	3.5	0.8

	欧州	アジア	中東および 北アフリカ	北米	中南米	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
第1順位住宅ローン(D)	131,000	93,147	2,647	55,577	4,153	286,524
うち、						
- 利息限定支払型ローン（相殺額を含む。）	44,163	956	-	276	-	45,395
- アフォーダブル・ローン（ARMを含む。）	337	5,248	-	16,452	-	22,037
その他の個人向け貸付金(E)	47,531	36,368	3,924	9,823	9,384	107,030
- その他	34,567	25,695	2,633	4,328	4,846	72,069
- クレジットカード	12,959	10,289	897	1,050	3,322	28,517
- 第2順位住宅ローン	-	56	2	4,433	-	4,491
- 自動車金融	5	328	392	12	1,216	1,953
2014年12月31日現在貸付金総額合計(F)	178,531	129,515	6,571	65,400	13,537	393,554
個人貸付に関する減損引当金第1順位住宅ローン(d)	306	46	97	1,644	36	2,129
その他の個人向け貸付金(e)	786	208	97	350	1,030	2,471
- その他	438	87	59	43	672	1,299
- クレジットカード	347	119	33	36	298	833
- 第2順位住宅ローン	-	-	-	271	-	271
- 自動車金融	1	2	5	-	60	68
2014年12月31日現在の減損引当金合計(f)	1,092	254	194	1,994	1,066	4,600
	%	%	%	%	%	%
(d)がDに占める割合	0.2	-	3.7	3.0	0.9	0.7
(e)がEに占める割合	1.7	0.6	2.5	3.6	11.0	2.3
(f)がFに占める割合	0.6	0.2	3.0	3.0	7.9	1.2

2015年12月31日現在、個人向け貸付金合計の財務報告数値は374十億米ドルで、2014年末時点の394十億米ドルから減少した。この20十億米ドル減少の主な原因は、期中に不利な外国為替変動19十億米ドルが発生したため、ブラジル事業資産7.6十億米ドルを「売却目的資産」に再分類したため、および北米の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオのランオフ5十億米ドルが発生したためである。これらの要因を除くと、個人向け貸付残高は2015年に12十億米ドル増加した計算である。この増加は、主にアジアにおける住宅ローンおよびその他の貸付金の増加による。

減損引当金の財務報告数値は、1.7十億米ドル減少した。その主な原因は、ブラジルの再分類の影響0.8十億米ドルと米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオのランオフの影響0.7十億米ドルである。

個人向け貸付金の減損損失の財務報告数値は、1.8十億米ドルというようにほぼ横ばいであった。為替レートが変動しないと仮定した場合は、前年比0.3十億米ドル増になる計算で、住宅ローンの担保の質と評価額の見直しを受けたUAEの償却額増加、およびブラジルの不利なマクロ経済状況の影響を反映したものであった。

[次へ](#)

住宅ローン

当グループは、顧客のニーズに応えるために、元本返済型、利息限定支払型、アフォーダブル・ローンおよびオフセット住宅ローンを含む広範な住宅ローン商品を提供している。

当グループの与信方針は、住宅用不動産のLTVの受入可能な閾値の範囲を規定しており、新規貸付についての上限は75%から95%の間に設定されている。

具体的なLTVの閾値および返済負担率は、地域および国ごとに管理されており、これらのパラメータはグループの方針、戦略およびリスク選好度を遵守しなければならないが、これらは、現地の経済および住宅市場の状況、規制、ポートフォリオの成績、価格設定ならびにその他の商品の特性を反映して、当グループが事業活動を営む場所によって異なっている。

住宅ローン残高総額の財務報告数値は、12十億米ドル減少した。為替差損およびブラジルの再分類によって、住宅ローン残高総額がそれぞれ13十億米ドルと2.1十億米ドル減少した。

以下の記載は為替レートが変動しないと仮定した場合の値だが、表は財務報告数値で表示されている。

ブラジルの再分類および米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオのランオフの影響を除くと、住宅ローン残高は当期に7.7十億米ドル増加した計算である。

下記のその他の個人向け貸付金への再分類を除くと、アジアの住宅ローンは6.4十億米ドル増加した計算である。この増加の主な原因は、旺盛な需要と同業他社に優る顧客サービスの提供に伴う香港（4.2十億米ドル）、中国本土（1.7十億米ドル）、オーストラリア（1.1十億米ドル）の継続的な伸びにある。業務上、住宅ローン・ポートフォリオの水準抑制を決定したため、また個人向け貸付金に関する一連の規制の影響があったため、当期のシンガポールの住宅ローンは1.1十億米ドル減少した。アジアの住宅ローン・ポートフォリオは、債務不履行や減損引当金はほとんど増えてないというように、高水準の質を維持した。香港の新規住宅ローンの平均LTVは43%で、それに対してポートフォリオ全体は29%と推計される。

北米では、第2順位住宅ローンを含めた米国の消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオは、ランオフを続行したため、2015年に5.2十億米ドル減少した。米国HSBCプレミアの住宅ローン・ポートフォリオは、質に優れた中核的な住宅ローン・ポートフォリオの成長に力を入れた成果で、2015年に1.1十億米ドル増加した。カナダの住宅ローン残高も当期に0.8十億米ドル増加した。集散的に評価された減損引当金は、住宅ローン・ポートフォリオの信用の質の継続的改善および貸付債権の継続的売却が原因で、当期に減少した。

欧州では、英国の住宅ローン残高は横ばいで、長引く低金利という市場環境の中、当グループの商品は競争力を維持した。英国の住宅ローン・ポートフォリオの信用の質は高水準を維持し、新規ローンのLTVは57.8%であったのに対し、ポートフォリオ全体の平均は42.6%であった。

英国の利息限定支払型住宅ローンに対するエクスポージャー

利息限定支払型住宅ローン商品は、ファースト・ダイレクトのオフセット住宅ローン16十億米ドルおよび養老保険担保住宅ローン1.7十億米ドルを含む英国の住宅ローン合計のうち40十億米ドルを占めた。

次の情報は、2015年末現在残高が18十億米ドルのHSBCバンク・ピーエルシーの英国の利息限定支払型住宅ローンについて表示している。2015年中に0.2十億米ドルの利息限定支払型住宅ローンが満期となった。これらのうち、残高0.1十億米ドルの2,636件のローンは全額が返済され、残高0.03十億米ドルの164件のローンは将来の返済計画について合意がなされ、残高0.1十億米ドルの550件のローンについては、現在進行中の個別評価の対象である。

英国の利息限定支払型住宅ローンの満期到来の状況は次のとおりであった。

英国の利息限定支払型住宅ローン

	百万米ドル
2015年に満期が到来した利息限定支払型住宅ローン	266
利息限定支払型住宅ローンの満期到来年別内訳	
- 2016年	314
- 2017年	384
- 2018年	723
- 2019年	801
- 2020年	805
- 2021年-2025年	3,997
- 2025年以降	10,390
2015年12月31日現在合計	17,680

その他の個人向け貸付金

その他の個人向け貸付残高の財務報告数値は、当期に7.5十億米ドル減少した。これは、不利な外国為替の変動の影響5.8十億米ドル、ブラジルの再分類の影響5.5十億米ドルが主な原因であった。これらの減少は、香港のその他の個人向け貸付金の増加によって相殺された。

以下の記載は為替レートが変動しないと仮定した場合の値だが、表は財務報告数値で表示されている。

ブラジルの再分類の影響を除くと、その他の個人向け貸付金は2015年に4十億米ドル増加した計算である。増加した主な理由は、香港の個人向け貸付金および当座貸越（1.5十億米ドル）、英国のその他の個人向け無担保貸付金ポートフォリオ（0.7十億米ドル）、フランスのその他の個人向け貸付金（0.6十億米ドル）の力強い伸びにある。メキシコでは、営業や与信に関する様々な改善計画の結果、主にペイロール・ローンおよび個人向け貸付金でその他の個人向け無担保貸付金が0.6十億米ドル増加した。以上に加えて、裏付担保の見直しを受けて、マレーシアとインドの貸付金計1.8十億米ドルおよびUAEの貸付金0.4十億米ドルを、住宅ローンからその他の個人向け貸付金へ再分類した。

HSBCファイナンス

HSBCファイナンス、米国の消費者ローンおよび住宅ローン - 住宅ローン¹⁶

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
住宅ローン：		
- 第1順位	17,157	21,915
その他の個人向け貸付金：		
- 第2順位	2,089	2,509
12月31日現在合計 (A)	19,246	24,424
減損引当金	986	1,679
- Aに占める割合	5.1%	6.9%

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

HSBCファイナンスの住宅ローン残高は、2015年に5.2十億米ドル（21%）減少した。消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオの貸付債権の継続的売却に加えて、当期にさらに2.4十億米ドルを「売却目的資産」に振り替えた。これらの貸付債権は2015年5月、8月、11月に売却した。

ポートフォリオの継続的清算の成果による延滞額、新規減損貸付金、未済残高の減少を反映して、減損引当金は減少した。

消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオ内の第1順位と第2順位の住宅ローンのうち、延滞期間が2ヶ月以上の残高は2015年に半減して、1.2十億米ドルになった。

2015年12月31日現在、HSBCファイナンスの再交渉済み不動産担保付勘定が北米の再交渉貸付金全体に占める割合は、91%であった（2014年：93%）。5.1十億米ドルの再交渉済み不動産担保付貸付金は、減損に分類された（2014年：7.6十億米ドル）。

HSBCバンクUSA

HSBCバンクUSAの住宅ローン残高は、2015年12月31日現在、1.1十億米ドル増の18十億米ドルとなった。これは、HSBCプレミアおよびHSBCアドバンスの顧客層拡大戦略を続行したためである。また流通市場では、政府系金融機関の買取りに適格な新規貸付債権を引き続き全て売却した。

米国における２ヶ月以上の延滞の傾向

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
米国の個人向け貸付金		
第１順位住宅ローン	1,954	3,271
- 消費者ローンおよび住宅ローン	1,049	2,210
- その他の住宅ローン	905	1,061
第２順位住宅ローン	161	216
- 消費者ローンおよび住宅ローン	106	154
- その他の住宅ローン	55	62
クレジットカード	16	17
クレジットカード以外の個人向けカード	3	7
12月31日現在合計	2,134	3,511
	%	%
同等の貸付金および受取債権残高に占める割合		
第１順位住宅ローン	5.7	8.6
第２順位住宅ローン	4.4	5.0
クレジットカード	2.3	2.4
クレジットカード以外の個人向けカード	0.7	1.4
12月31日現在合計	5.4	8.1

HSBCファイナンスの不動産担保付貸付残高の貸付金ポートフォリオ総額

	返済条件					減損引当金／		
	変更および	返済条件	再交渉	非再交渉	貸付金	減損引当金	貸付金総額の	
リエイジ ¹⁷	リエイジ	変更	貸付金合計	貸付金合計	総額合計	合計	比率	
百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	
2015年12月31日現在	4,858	5,257	519	10,634	8,612	19,246	986	5.1
2014年12月31日現在	6,637	6,581	587	13,805	10,619	24,424	1,679	6.9

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

HSBCファイナンスのポートフォリオに残っている再交渉済み不動産担保付貸付勘定の件数

	再交渉貸付金件数（千件）			貸付金合計件数	
	リエイジ	およびリエイジ	返済条件変更	合計	（千件）
2015年12月31日現在	66	54	6	126	240
2014年12月31日現在	85	64	6	155	297

HSBCファイナンスにおける貸付金返済条件変更およびリエイジ・プログラム

HSBCファイナンスは、顧客関係の管理と回収機会の改善に加えて、可能であれば受戻権喪失手続の回避を目的に、貸付金返済条件変更およびリエイジ・プログラム（以下「貸付金の再交渉」という。）を継続している。

適格基準

再交渉に適格とみなす勘定については、所定の基準を満たす必要があり、HSBCファイナンスは再交渉拒否権を留保している。

再交渉済み不動産担保付貸付金は、債務減免策次第では6ヶ月から12ヶ月の間、次の再交渉が認められていない。5年間で許されている再交渉は、5回までである。債務者は、返済条件の変更について承認を受ける必要がある。変更を実現するには、一般には、60日間で2回以上の適格な月次返済を履行する必要がある。破産手続で債務を再構築した特殊な場合は、返済の減免あるいは免除が求められることがある。破産、および債務者が破産裁判所に米破産法13条の適用を申請した勘定に關する不動産担保付貸付金は、一般に、適格な返済が1回行われると、返済継続とみなすことができる反面、債務者が米破産法7条による保護措置の適用を申請した勘定は、署名済み債務再確認合意書を受け取り次第、リエイジが実施される場合がある。それに加えて、所定の特殊な状況（自然災害、ハードシップ・プログラム（履行困難条項適用）の場合など）では、返済がなくても、勘定にリエイジが実施されることがある。

当グループの与信規程による制約で認められている範囲内では、所定の状況ならば複数回の再交渉が許されている。その結果、上表の貸付金の大部分について、リエイジや返済条件変更が複数回実行されている。複数回の返済条件変更は、変更全体の70%から75%という割合を維持している。

当期に2回目以降の再交渉を複数回行った勘定は、上記の統計値に反映されていない。それらの統計値は、1回目の再交渉の時だけ、再交渉貸付金件数への1件追加として扱っている。

HSBCファイナンスの貸付金再交渉プログラムの種類

Ⅰ 一時的な返済条件の変更とは、HSBCファイナンスが既定の期間（通常は2年）にわたって契約に基づくキャッシュ・フローに対する権利を放棄する事態を招く貸付契約条件の変更を指す。一時的に返済条件が変更されても、貸付金は、変更期間満了後に当初の契約条件（課金利息など）に戻ることが予定されている。その一例が、利払いの減額である。

HSBCファイナンスによる多数の返済条件変更では、利息の減額を認めているため、契約によりHSBCファイナンスに将来受け取る権利が認められている受取利息の金額が目減りする。従来、返済条件の変更は、6ヶ月という短期間に限り認められていたが、直近の条件変更は2年以上の期間で認められている。

Ⅱ 恒久的な返済条件の変更とは、HSBCファイナンスが契約に基づくキャッシュ・フローを受け取る権利を貸付期間にわたって放棄することになる貸付契約条件の変更を指す。

その一例が、課金する利息の恒久的な減額である。

HSBCファイナンスは、「リエイジ」に関する再交渉プログラムも提供している。リエイジでは、返済条件緩和を追加せずに所定の要件を満たし次第、契約に基づく勘定の延滞状況を、返済継続（非延滞）に変更する。延

滞債務の元利は繰り延べられ、後日に返済される。貸付金のリエイジを実施すると、少数回返済を履行できなかった顧客の貸付金の延滞状況は、返済継続に変更されるため、延滞残高によって信用スコアが悪化することなくなる。当初の貸付条件を変更せずに、または貸付金返済条件変更案件の一環として、顧客にリエイジが認められる場合がある。延滞期間が60日に満たない勘定に対する初回リエイジを除いて、前述の全ての再交渉案件は減損に分類される。これらは、当初の契約条件どおりの返済履行歴が12ヶ月以上続くまで、減損に分類されるが、恒久的な返済条件変更はこの限りではない。残存期間が2年を超える返済条件変更後の貸付金は、全て恒久的に減損が生じているとみなされる。

保有する担保およびその他の信用補完

(監査済)

以下の表は、当グループが特定の資産に対して保有する固定担保で、借入人が契約上の債務を履行しない際に当グループが債務充足のために当該担保を執行した実績を有し、かつ執行することが可能であり、また、当該担保が現金でありまたは確立された市場で売却することにより現金化が可能な担保であるものの価値を数値化したものである。担保評価には、担保の入手および売却に関する調整は含まれず、特に、無担保または部分的担保として表示された貸付金は、他の形態の信用緩和の恩恵も受ける場合がある。英国および香港は、これらのポートフォリオの規模により両地域ともに当該地域の数値を個別に表示している。

住宅ローン（貸付コミットメントを含む）の担保レベル別の内訳

（監査済）

	欧州 百万 米ドル	アジア 百万 米ドル	中東および 北アフリカ 百万 米ドル	北米 百万 米ドル	中南米 百万 米ドル	合計 百万 米ドル	英国 百万 米ドル	香港 百万 米ドル
減損していない貸付金								
全額担保が付いている場合	128,113	100,102	2,144	41,567	1,869	273,795	122,221	61,784
LTV比率：								
- 50%以下	70,851	59,212	595	12,369	710	143,737	68,362	42,589
- 51%から75%	47,933	33,237	985	22,071	903	105,129	45,762	15,961
- 76%から90%	8,322	6,522	535	5,502	222	21,103	7,584	2,254
- 91%から100%	1,007	1,131	29	1,625	34	3,826	513	980
部分担保：								
- LTVが100%超(A)	540	168	46	1,208	13	1,975	321	97
- Aの担保価値	434	155	37	1,147	11	1,784	221	95
	128,653	100,270	2,190	42,775	1,882	275,770	122,542	61,881
減損貸付金								
全額担保が付いている場合	1,407	222	44	6,713	109	8,495	1,191	46
LTV比率：								
- 50%以下	518	105	18	1,247	90	1,978	469	42
- 51%から75%	619	76	13	2,819	14	3,541	540	3
- 76%から90%	183	34	8	1,811	4	2,040	133	1
- 91%から100%	87	7	5	836	1	936	49	-
部分担保：								
- LTVが100%超(B)	178	8	18	628	1	833	49	-
- Bの担保価値	160	6	13	547	-	726	36	-
	1,585	230	62	7,341	110	9,328	1,240	46
2015年12月31日現在	130,238	100,500	2,252	50,116	1,992	285,098	123,782	61,927

	欧州 百万 米ドル	アジア 百万 米ドル	中東および 北アフリカ 百万 米ドル	北米 百万 米ドル	中南米 百万 米ドル	合計 百万 米ドル	英国 百万 米ドル	香港 百万 米ドル
減損していない貸付金								
全額担保が付いている場合	135,875	99,257	2,431	43,317	3,759	284,639	130,333	57,703
LTV比率：								
- 50%以下	66,075	60,315	1,324	14,003	1,454	143,171	63,533	42,894
- 51%から75%	56,178	31,142	856	20,872	1,777	110,825	54,095	12,135
- 76%から90%	11,856	6,906	212	5,994	480	25,448	11,141	2,298
- 91%から100%	1,766	894	39	2,448	48	5,195	1,564	376
部分担保：								
- LTVが100%超(C)	537	99	60	2,209	167	3,072	388	-
- Cの担保価値	532	81	44	1,999	24	2,680	415	-
	136,412	99,356	2,491	45,526	3,926	287,711	130,721	57,703
減損貸付金								
全額担保が付いている場合	906	256	122	8,618	154	10,056	781	48
LTV比率：								
- 50%以下	232	130	53	1,291	103	1,809	197	45
- 51%から75%	417	90	29	3,462	35	4,033	376	3
- 76%から90%	163	32	19	2,471	10	2,695	131	-
- 91%から100%	94	4	21	1,394	6	1,519	77	-
部分担保：								
- LTVが100%超(D)	55	7	31	1,395	2	1,490	44	-
- Dの担保価値	40	5	23	1,181	1	1,250	30	-
	961	263	153	10,013	156	11,546	825	48
2014年12月31日現在	137,373	99,619	2,644	55,539	4,082	299,257	131,546	57,751

補足情報

過去５年間に於ける貸付金総額の業種別内訳

	外貨換算調整						
	2015年	勘定 ¹⁸	変動	2014年	2013年	2012年	2011年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
個人	374,082	(20,232)	760	393,554	410,728	415,093	393,625
- 第１順位住宅ローン	274,511	(13,697)	1,684	286,524	299,875	301,862	278,963
- その他個人 ³	99,571	(6,535)	(924)	107,030	110,853	113,231	114,662
企業および商業	499,513	(30,496)	(12,616)	542,625	545,981	517,120	478,064
- 製造業	95,858	(8,043)	(3,085)	106,986	113,850	112,149	96,054
- 国際貿易および国際サービス	159,019	(10,148)	(11,624)	180,791	184,668	169,389	152,709
- 商業用不動産	67,926	(3,483)	(1,884)	73,293	74,846	76,760	73,941
- その他不動産関連	53,464	(1,256)	2,333	52,387	44,832	40,532	39,539
- 政府	7,455	(354)	1,666	6,143	7,277	10,785	11,079
- その他商業 ⁴	115,791	(7,212)	(22)	123,025	120,508	107,505	104,742
金融機関	150,833	(9,577)	(2,606)	163,016	170,627	164,013	184,035
- 銀行以外の金融機関	60,414	(2,210)	11,806	50,818	50,523	46,871	44,832
- 銀行	90,419	(7,367)	(14,412)	112,198	120,104	117,142	139,203
貸付金総額合計	1,024,428	(60,305)	(14,462)	1,099,195	1,127,336	1,096,226	1,055,724
顧客に対する減損貸付金	23,758	(1,868)	(3,657)	29,283	36,428	38,671	41,584
顧客に対する貸付金に関する減損引当金	9,555	(1,189)	(1,593)	12,337	15,143	16,112	17,511
減損損失	3,592	(682)	219	4,055	6,048	8,160	11,505
- 引当金戻入控除後の新規引当金	4,400	(821)	211	5,010	7,344	9,306	12,931
- 回収額	(808)	139	8	(955)	(1,296)	(1,146)	(1,426)

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

個人向け貸付金が貸付金総額に及ぼした通貨面の影響は20十億米ドルで、その内訳は欧州が10十億米ドル、アジアが4.2十億米ドル、中南米が2.5十億米ドル、北米が3.3十億米ドルであった。ホールセール貸付が貸付金総額に及ぼした通貨面の影響は40十億米ドルで、その内訳は次の通りであった。

欧州が17十億米ドル、アジアが8.7十億米ドル、中南米が11十億米ドル、北米が2.7十億米ドル、中東および北アフリカが0.7十億米ドルである。

次の２つの表においては、マイナス値のパーセント数は当グループにとって好ましく、プラス値のパーセント数は好ましくないという意味である。

減損貸付金、減損引当金、減損損失の財務報告数値と、為替レートが変動しないと仮定した場合の値との比較の地理的地域別内訳

	2014年12月 31日現在の 財務報告数 値 百万米ドル	外貨換算調 整勘定 ¹⁸ 百万米ドル	2014年12月 31日現在の (2015年12 月31日にお ける) 為替 レート考慮 後の値 百万米ドル	変動額 - 為替レート が変動しな いと仮定し た場合 百万米ドル	2015年12月31 日現在の財務 報告数値 百万米ドル	財務報告数値 の変動率 %	為替レートが 変動しないと 仮定した場合 の変動率 %
減損貸付金							
欧州	10,242	(748)	9,494	183	9,677	(5.5)	1.9
アジア	2,048	(118)	1,930	445	2,375	16.0	23.1
中東および北アフリカ	1,981	(19)	1,962	(196)	1,766	(10.9)	(10.0)
北米	11,694	(71)	11,623	(2,693)	8,930	(23.6)	(23.2)
中南米	3,365	(913)	2,452	(1,422)	1,030	(69.4)	(58.0)
	29,330	(1,869)	27,461	(3,683)	23,778	(18.9)	(13.4)
減損引当金							
欧州	4,455	(364)	4,091	(222)	3,869	(13.2)	(5.4)
アジア	1,356	(64)	1,292	233	1,525	12.5	18.0
中東および北アフリカ	1,406	(11)	1,395	23	1,418	0.9	1.6
北米	2,640	(51)	2,589	(548)	2,041	(22.7)	(21.2)
中南米	2,529	(702)	1,827	(1,107)	720	(71.5)	(60.6)
	12,386	(1,192)	11,194	(1,621)	9,573	(22.7)	(14.5)
減損損失							
欧州	1,079	(134)	945	(236)	709	(34.3)	(25.0)
アジア	644	(27)	617	64	681	5.7	10.4
中東および北アフリカ	(1)	(1)	(2)	301	299	-	-
北米	300	(10)	290	179	469	56.3	61.7
中南米	2,033	(510)	1,523	(89)	1,434	(29.5)	(5.8)
	4,055	(682)	3,373	219	3,592	(11.4)	6.5

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

損益計算書に計上した減損損失の財務報告数値と、為替レートが変動しないと仮定した場合の値との比較

	2014年12月31 日現在の (2015年12月 31日におけ る) 為替レ ート考慮後の値 百万米ドル				2015年12月31 日現在の財務 報告数値 百万米ドル			為替レートが 変動しないと仮 定した場合 の変動率 %	
	2014年12月31 日現在の財務 報告数値 百万米ドル	外貨換算調整 勘定 ¹⁸ 百万米ドル			2015年12月31 日現在の財務 報告数値 百万米ドル	財務報告数値 の変動率 %		為替レートが 変動しないと仮 定した場合 の変動率 %	
減損損失									
欧州	1,079	(134)	945	(236)	709	(34.3)		(25.0)	
- 新規引当金	2,445	(303)	2,142	(97)	2,045	(16.4)		(4.5)	
- 戻入	(1,062)	140	(922)	(26)	(948)	(10.7)		2.8	
- 回収額	(304)	29	(275)	(113)	(388)	27.6		41.1	
アジア	644	(27)	617	64	681	5.7		10.4	
- 新規引当金	1,115	(61)	1,054	224	1,278	14.6		21.3	
- 戻入	(318)	21	(297)	(135)	(432)	35.8		45.5	
- 回収額	(153)	13	(140)	(25)	(165)	7.8		17.9	
中東および北アフリ カ	(1)	(1)	(2)	301	299	-		-	
- 新規引当金	355	(7)	348	144	492	38.6		41.4	
- 戻入	(314)	6	(308)	148	(160)	(49.0)		(48.1)	
- 回収額	(42)	-	(42)	9	(33)	(21.4)		(21.4)	
北米	300	(10)	290	179	469	56.3		61.7	
- 新規引当金	908	(20)	888	(157)	731	(19.5)		(17.7)	
- 戻入	(493)	8	(485)	299	(186)	(62.3)		(61.6)	
- 回収額	(115)	2	(113)	37	(76)	(33.9)		(32.7)	
中南米	2,033	(510)	1,523	(89)	1,434	(29.5)		(5.8)	
- 新規引当金	2,707	(674)	2,033	(239)	1,794	(33.7)		(11.8)	
- 戻入	(333)	69	(264)	50	(214)	(35.7)		(18.9)	
- 回収額	(341)	95	(246)	100	(146)	(57.2)		(40.7)	
合計	4,055	(682)	3,373	219	3,592	(11.4)		6.5	
- 新規引当金	7,530	(1,065)	6,465	(125)	6,340	(15.8)		(1.9)	
- 戻入	(2,520)	244	(2,276)	336	(1,940)	(23.0)		(14.8)	
- 回収額	(955)	139	(816)	8	(808)	(15.4)		(1.0)	

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

過去5年間ににおける減損損失の業種別内訳

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル	2012年 百万米ドル	2011年 百万米ドル
減損損失 / (戻入)					
個人	1,834	1,803	3,196	5,362	9,318
企業および商業	1,769	2,256	2,974	2,802	2,114
金融機関	(11)	(4)	(122)	(4)	73
12月31日に終了した事業年度	3,592	4,055	6,048	8,160	11,505

減損損失が顧客に対する貸付金の平均総額に占める割合

	2015年 %	2014年 %	2013年 %	2012年 %	2011年 %
引当金戻入控除後の新規引当金	0.48	0.53	0.81	1.00	1.34
回収額	(0.09)	(0.10)	(0.14)	(0.12)	(0.15)
減損損失合計	0.39	0.43	0.67	0.88	1.19
回収額控除後の償却額	0.37	0.58	0.59	0.93	1.14

過去５年間に於ける減損引当金の変動

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル	2012年 百万米ドル	2011年 百万米ドル
1月1日現在の減損引当金	12,386	15,201	16,169	17,636	20,241
償却額	(4,194)	(6,379)	(6,655)	(9,812)	(12,480)
- 個人	(2,707)	(3,733)	(4,367)	(6,905)	(10,431)
- 企業および商業	(1,473)	(2,425)	(2,229)	(2,677)	(2,009)
- 金融機関	(14)	(221)	(59)	(230)	(40)
過年度償却額の回収	808	955	1,296	1,146	1,426
- 個人	681	818	1,097	966	1,175
- 企業および商業	124	128	198	172	242
- 金融機関	3	9	1	8	9
減損損失	3,592	4,055	6,048	8,160	11,505
為替およびその他の変動 ¹¹	(3,019)	(1,446)	(1,657)	(961)	(3,056)
12月31日現在の減損引当金	9,573	12,386	15,201	16,169	17,636
減損引当金					
- 個別に評価された引当金	5,420	6,244	7,130	6,629	6,662
- 集合的に評価された引当金	4,153	6,142	8,071	9,540	10,974
12月31日現在の減損引当金	9,573	12,386	15,201	16,169	17,636
	%	%	%	%	%
回収額控除後の償却額が顧客に対する貸付金の平均総額に占める割合	0.4	0.6	0.6	1.0	1.2

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

国別の貸付金総額の内訳

	第1順位住宅 ローン 百万米ドル	その他個人 ³ 百万米ドル	不動産関連 百万米ドル	商業国際貿易 その他 百万米ドル	合計 百万米ドル
欧州	125,544	44,982	33,579	191,807	395,912
英国	117,346	20,797	25,700	149,327	313,170
フランス	3,606	12,130	6,070	20,380	42,186
ドイツ	4	203	347	7,941	8,495
スイス	511	8,045	224	834	9,614
その他	4,077	3,807	1,238	13,325	22,447
アジア	94,606	38,101	67,577	157,616	357,900
香港	60,943	24,389	50,825	80,609	216,766
オーストラリア	9,297	726	1,592	6,448	18,063
インド	1,248	431	637	5,728	8,044
インドネシア	56	346	71	4,965	5,438
中国本土	5,716	1,645	6,185	23,703	37,249
マレーシア	2,792	3,113	1,993	4,947	12,845
シンガポール	7,743	5,392	3,334	11,021	27,490
台湾	3,866	629	126	5,291	9,912
その他	2,945	1,430	2,814	14,904	22,093
中東および北アフリカ(サウジアラ ビアを除く。)	2,258	4,447	2,598	21,991	31,294
エジプト	1	549	104	2,097	2,751
アラブ首長国連邦	1,854	2,286	1,833	14,199	20,172
その他	403	1,612	661	5,695	8,371
北米	50,117	8,069	16,014	56,690	130,890
米国	34,382	4,813	11,435	42,439	93,069
カナダ	14,418	3,029	4,315	13,490	35,252
その他	1,317	227	264	761	2,569
中南米	1,986	3,972	1,622	10,433	18,013
メキシコ	1,881	2,828	1,498	7,844	14,051
その他	105	1,144	124	2,589	3,962
2015年12月31日現在	274,511	99,571	121,390	438,537	934,009
欧州	131,000	47,531	35,313	200,313	414,157
英国	123,239	21,023	25,927	156,577	326,766
フランス	2,914	12,820	7,341	21,834	44,909
ドイツ	6	212	304	7,275	7,797
スイス	298	8,149	225	614	9,286
その他	4,543	5,327	1,516	14,013	25,399
アジア	93,147	36,368	70,057	164,739	364,311
香港	56,656	22,891	52,208	82,362	214,117
オーストラリア	9,154	815	2,130	6,360	18,459
インド	1,235	285	613	5,099	7,232
インドネシア	64	469	202	5,476	6,211
中国本土	4,238	1,981	6,606	24,875	37,700
マレーシア	5,201	1,750	1,988	5,217	14,156
シンガポール	9,521	5,878	4,210	11,951	31,560
台湾	3,920	626	118	7,057	11,721
その他	3,158	1,673	1,982	16,342	23,155
中東および北アフリカ(サウジアラ ビアを除く。)	2,647	3,924	2,246	21,633	30,450
エジプト	1	510	98	2,272	2,881
アラブ首長国連邦	2,263	1,782	1,545	13,814	19,404
その他	383	1,632	603	5,547	8,165
北米	55,577	9,823	15,492	51,535	132,427
米国	37,937	5,482	11,461	38,632	93,512
カナダ	16,236	4,085	3,708	11,825	35,854
その他	1,404	256	323	1,078	3,061
中南米	4,153	9,384	2,572	29,543	45,652
メキシコ	1,967	2,642	1,336	9,503	15,448
その他	2,186	6,742	1,236	20,040	30,204
その他に含まれる国：ブラジル	2,067	5,531	1,077	16,814	25,489
2014年12月31日現在	286,524	107,030	125,680	467,763	986,997

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

上表は、業種別、および貸し手である子会社の主要事業の地域別、または香港上海銀行、HSBCバンク、HSBCバンク・ミドル・イースト、HSBCバンクUSAの場合は、貸し手である支店の所在地別の貸付金内訳である。

HSBCホールディングス

(監査済)

HSBCホールディングスのリスクは、HSBCホールディングス資産負債管理委員会（以下「HALCO」という。）が監督している。HSBCホールディングスが直面している主なリスクは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（金利リスク、外国為替リスクの形）で、そのうち最も重要なものは信用リスクである。

HSBCホールディングスの信用リスクは、主として、当グループ子会社との取引、および当グループの特定の事業が通常の業務遂行で負担する債務の裏付けとするために供与する保証から発生する。世界中の信用リスクを大局的観点から集中監督・管理するグローバル・リスク管理機能部門が、かかるリスクを検討し、規制に基づくエクスポージャー限度額および内部エクスポージャー限度額の範囲内で管理している。

2015年12月31日現在のHSBCホールディングスの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、以下のとおりである。金融資産は、主に欧州と北米のグループ子会社に対する債権である。

いずれのデリバティブ取引も、銀行業務のカウンターパーティにあたるHSBCグループ会社との間で行ったもので（2014年：取引の100%）、HSBCホールディングスはマスター・ネットリング契約を交わしている。2012年以降、信用リスクに対するエクスポージャーは純額ベースで管理されており、残っている正味エクスポージャーに対しては、現金の形で具体的に担保が差し入れられている。

HSBCホールディングス - 信用リスクに対する最大エクスポージャー

(監査済)

	2015年			2014年		
	最大エクスポージャー 百万米ドル	相殺 百万米ドル	信用リスク に対するエ クスポー ジャー (正味) 百万米ドル	最大エク スポー ジャー 百万米ドル	相殺 百万米ドル	信用リスク に対するエ クスポー ジャー (正味) 百万米ドル
銀行預金および手許現金						
- HSBCグループ会社への預金	242	-	242	249	-	249
デリバティブ	2,467	(2,467)	-	2,771	(2,610)	161
HSBCグループ会社に対する貸付金	44,350	-	44,350	43,910	-	43,910
HSBCグループ会社への金融投資	4,285	-	4,285	4,073	-	4,073
その他資産	109	-	109			
金融保証および類似契約	68,333	-	68,333	52,023	-	52,023
貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメント	-	-	-	16	-	16
12月31日現在	119,786	(2,467)	117,319	103,042	(2,610)	100,432

貸付金および金融投資の双方は、グループ内の貸付で構成されており、それらの信用の質は「優」または「良」と評価されている。また、エクスポージャーの100%につき延滞でも減損でもない（2014年：100%）。

証券化金融商品のエクスポージャーおよびその他の仕組み金融商品

ABSに対するエクスポージャー帳簿価額の担保種類別内訳は、以下のとおりである。これには、GB&Mのレガシー・クレジット・ポートフォリオで保有し、帳簿価額が15十億米ドル（2014年：23十億米ドル）にのぼる資産も含まれている。

2015年12月31日現在、ABSに関する売却可能金融資産関連の評価差額は、1,021百万米ドルの不足であった（2014年：777百万米ドルの不足）。2015年のABS関連の減損戻入は、85百万米ドルであった（2014年：276百万米ドルの戻入）。

ABSの当グループ連結保有高の帳簿価額

	トレー ディング 目的 百万米ドル	売却可能 百万米ドル	満期保有 目的 百万米ドル	損益を通じ て公正価値 評価するこ とを指定 百万米ドル	貸付金およ び受取債権 百万米ドル	合計 百万米ドル	うち、連結 SEを通じて 保有する額 百万米ドル
住宅ローン関連資産：							
サブプライム住宅ローン担保証券	73	2,247	-	1	132	2,453	1,075
米国Alt-A住宅ローン担保証券	-	1,989	7	-	55	2,051	1,796
米国政府機関および米国政府出資機関：							
住宅ローン担保証券	166	15,082	13,997	-	-	29,245	-
その他住宅ローン担保証券	812	780	-	-	108	1,700	253
商業不動産担保証券	590	2,308	-	-	201	3,099	1,656
レバレッジド・ファイナンス関連資産	240	2,294	-	-	149	2,683	1,310
学生ローン担保証券関連資産	236	2,991	-	-	25	3,252	2,679
その他資産	1,184	880	-	23	128	2,215	565
2015年12月31日現在	3,301	28,571	14,004	24	798	46,698	9,334
住宅ローン関連資産：							
サブプライム住宅ローン担保証券	122	3,081	-	-	308	3,511	2,075
米国Alt-A住宅ローン担保証券	96	3,022	11	-	110	3,239	2,411
米国政府機関および米国政府出資機関：							
住宅ローン担保証券	82	10,401	13,436	-	-	23,919	-
その他住宅ローン担保証券	928	1,220	-	-	330	2,478	652
商業不動産担保証券	654	3,627	-	-	516	4,797	2,854
レバレッジド・ファイナンス関連資産	172	3,660	-	-	218	4,050	2,526
学生ローン担保証券関連資産	242	3,545	-	-	119	3,906	3,284
その他資産	1,264	1,114	-	19	646	3,043	758
2014年12月31日現在	3,560	29,670	13,447	19	2,247	48,943	14,560

[次へ](#)

ローン・ポートフォリオにおけるリスク要因

本項における信用リスク要因の開示は、米国の会計実務および勘定仕訳を反映したものである。かかる開示の目的は、米国の開示制度の範囲内で損失リスクの高いローン・ポートフォリオの信用リスク要因を提示することである。提示する3つの主要な信用リスク要因は、以下の通りである。

¥ 減損貸付金

¥ 利息または元本につき、契約上の支払期日から90日超を経過した減損していない貸付金

¥ 上記に該当しない条件緩和貸付金

減損貸付金および条件緩和貸付金につき放棄した利息

減損貸付金および条件緩和貸付金の当初の条件に基づけば計上されたとあろう利息収入は、2015年において約2.1十億米ドル（2014年：2.2十億米ドル）であった。以下の表は、かかる利息収入を地域別に分析したものである。

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
欧州	276	218
アジア	164	113
中東および北アフリカ	138	135
北米	1,097	1,350
中南米	409	411
12月31日に終了した事業年度	2,084	2,227

減損貸付金および条件緩和貸付金につき計上した利息

2015年においては、約1.3十億米ドル（2014年：1.5十億米ドル）の減損貸付金および条件緩和貸付金に係る利息収入が計上された。以下の表は、かかる利息収入を地理的地域別で分析したものである。

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
欧州	92	112
アジア	57	38
中東および北アフリカ	27	40
北米	832	995
中南米	248	284
12月31日に終了した事業年度	1,256	1,469

減損貸付金

以下の表においては、本項前述の「減損貸付金」に記載の分類方法に従い、当グループの減損貸付金に関する情報を示す。

ローンについては、確実に評価可能なローンのキャッシュ・フローに影響を及ぼす損失事由の客観的証拠が存在する場合に減損貸付金とみなされ、減損引当金が計上される。IFRSに従い当グループでは、貸倒損失の結果として貸倒償却した後に資産に係る利息収入を計上している。

2015年12月31日現在の減損貸付金の残高は、2014年12月31日現在と比べ5.6十億米ドル減少した。かかる減少は主として、当グループのブラジル事業の資産を「売却目的資産」として勘定仕訳の変更をしたことに加え、消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオのランオフを継続したことおよび欧州において減損貸付金を個別に評価した法人数が減少したことによる。

支払期日から90日超を経過した減損していない貸付金

支払期日から90日超を経過した減損していない貸付金の事例としては、支払期日から90日超を経過しても未払となっているが、その他の減損の指標は存在せず、少なくとも1年間は担保の価値が元本弁済および利息支払に十分な場合の個別に評価された住宅ローンの他、書類作成の遅延等、技術的な理由により支払期日から90日超を経過したが、相手方当事者の弁済能力につき懸念材料がない場合の短期貿易ファシリティが挙げられる。

2015年12月31日現在の元本または利息につき支払期日から90日超を経過した減損していない貸付金の残高は、132百万米ドルであり、2014年12月31日現在と比べ60百万米ドル増加した。かかる増加は特に、中東および北アフリカにおいて顕著であった。

条件緩和貸付金

米国一般会計原則（GAAP）上、条件緩和貸付金とは、債務者の財務状態の悪化に関連する経済的または法的理由を根拠として、貸付人が想定していなかった譲歩として条件を緩和した貸付金をいう。条件緩和であっても、弁済の遅延が重大ではないと考えられる場合には、本開示において譲歩とはみなされない。米国証券取引委員会は、前述の2つの貸付金に該当しない条件緩和貸付金の定義に適合する貸付金につき、別途開示することを要求している。後述の「ローン・ポートフォリオにおけるリスク要因の地理的地域別分析」の表には、条件緩和貸付金として分類された貸付金を示す。米国のガイドラインに基づき条件緩和貸付金として特定された貸付金は、完済日が到来するまたは計上が中止されるまで、条件緩和貸付金として取り扱われる。かかる取り扱い、将来のキャッシュ・フローの未払リスクの著しい低下の証拠が提示された後に、減損していない貸付金として取り扱うことができると定めた、IFRSに基づく当グループの減損貸付金開示規程とは異なる。結果、報告された条件緩和貸付金には、当グループの再交渉貸付金開示規程に従い、改めて減損していない貸付金として取り扱われるようになった貸付金も含まれる。

2015年12月31日現在で減損貸付金に該当しない条件緩和貸付金の残高は、6.2十億米ドルであり、アジアを除く全ての地域において条件緩和貸付金が減少したことをうけ、2014年と比べ0.8十億米ドル減少した。

潜在的不良貸付金

潜在的不良貸付金とは、債務者間の信用問題発生のおそれに関する情報により、経営陣が当該債務者の弁済条件遵守能力につき強い懸念を抱いている場合の貸付金をいう。後述する信用リスクの集中は、潜在的不良貸付金を抱えるリスクを高める。

後述の「住宅ローン」においては、減損を集合的に評価するある種の類似した複数の貸付金のうち、利息限定支払型住宅ローンおよび変動金利型住宅ローンを含む保険金負担可能な住宅ローン等、潜在的不良貸付金リスクのあるものにつき開示する。集合的に評価される貸付金については、支払期日から90日超が経過するまで減損貸付金として分類されないものの、個別に特定できない損失が発生した場合、集合的に評価される。かかる方針については、本項後述の「減損および信用リスクの軽減」および財務書類注記1において詳述する。

また、本項後述の「再交渉貸付金および支払猶予」においては、契約に基づき期限までに弁済する債務者の能力に対する強い懸念により、貸付期間中のある時点において契約条件を変更した貸付金の信用度につき開示する。再交渉貸付金とは、以下に掲げる事項のいずれにも該当した場合に、減損貸付金として分類される。

Y 貸付人が想定していなかった譲歩の結果、契約上のキャッシュ・フローが変化した場合。

Y 譲歩がなければ、借入人が契約上の支払義務を完全に履行できないおそれがある場合。

上記は、譲歩が重大ではなく、かつ、その他の減損の指標が存在しない場合を除き、適用される。再交渉貸付金は、将来のキャッシュ・フローの未払リスクが著しく低下したこと、およびその他の減損の指標が存在しないことを示す十分な証拠が提示されるまで、減損貸付金として開示される。

減損貸付金として分類されない再交渉貸付金については、将来的な支払遅延のリスクが高く、よって潜在的不良貸付金となるおそれがある。なお、再交渉貸付金の信用力の分類に関する詳細については、本項後述の「再交渉貸付金の信用の質の分類」を参照のこと。

前述の「特別な関心分野」には、金属・鉱業、ガス・石油および中国本土に関する情報が記載されている。また、商業不動産セクターにおけるリファイナンス・リスクは、個別に注目されている分野であるため、本項前述の「商業用不動産貸付の借換リスク」において取り上げている。

ローン・ポートフォリオにおけるリスク要因の地理的地域別分析

以下の分析では、連結貸借対照表上の消費者および銀行に対する貸付金に含まれるローン・ポートフォリオにおけるリスク要因の額、不履行として分類されたトレーディング・ローン、ならびに担保の占有/実行により取得した資産を示している。なお、当該表においては、連結貸借対照表上「売却目的資産」として分類されたローン・ポートフォリオにおけるリスク要因の額が含まれていないが、当該額は、本項後述の「リスク注記」の56に記載している。

2015年度中、当グループのブラジル事業は、「売却目的資産」として分類された。詳細については、前述の「売却目的資産」を参照のこと。

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル	2013年 百万米ドル	2012年 百万米ドル	2011年 百万米ドル
減損貸付金					
欧州	9,677	10,242	13,228	11,145	11,819
アジア	2,375	2,048	1,623	1,624	1,678
中東および北アフリカ	1,766	1,981	2,285	2,474	2,445
北米	8,930	11,694	15,123	20,345	22,758
中南米	1,030	3,365	4,244	3,188	3,039
	23,778	29,330	36,503	38,776	41,739
契約上の支払期日から 90日超を経過した減損していない貸付 金					
欧州	7	6	25	33	41
アジア	2	1	33	14	24
中東および北アフリカ	96	59	56	108	214
北米	27	3	13	69	74
中南米	-	3	-	-	10
	132	72	127	224	363
上記に該当しない条件緩和貸付金					
欧州	1,495	1,652	1,427	1,306	753
アジア	284	267	277	236	230
中東および北アフリカ	584	778	406	593	444
北米	3,698	3,932	4,643	3,813	2,300
中南米	164	353	482	1,001	1,037
	6,225	6,982	7,235	6,949	4,764
不履行として分類された トレーディング・ローン					
北米	-	4	133	166	230
貸付金に係るリスク要因 ⁵⁷					
欧州	11,179	11,900	14,680	12,484	12,613
アジア	2,661	2,316	1,933	1,874	1,932
中東および北アフリカ	2,446	2,818	2,747	3,175	3,103
北米	12,655	15,633	19,912	24,393	25,362
中南米	1,194	3,721	4,726	4,189	4,086
	30,135	36,388	43,998	46,115	47,096
売却目的資産 ⁵⁷					
欧州	24	29	46	51	60
アジア	19	14	10	19	14
中東および北アフリカ	-	-	-	-	-
北米	116	186	370	319	359
中南米	20	16	27	55	69
	179	245	453	444	502

リスク要因の合計額⁵⁶

欧州	11,203	11,929	14,726	12,535	12,673
アジア	2,680	2,330	1,943	1,893	1,946
中東および北アフリカ	2,446	2,818	2,747	3,175	3,103
北米	12,771	15,819	20,282	24,712	25,721
中南米	1,214	3,737	4,753	4,244	4,155
12月31日現在	30,314	36,633	44,451	46,559	47,598
	%	%	%	%	%

貸付金に係るリスク要因に占める貸付

金の減損引当金の割合 ⁵⁸	31.8	34.0	34.7	35.2	37.6
--------------------------	------	------	------	------	------

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

国別の貸付金残高およびクロスボーダー・エクスポージャー

当グループは、内部で国別限度額を集中的に設定することにより、クロスボーダー貸付に関連するリスクを管理している。国別エクスポージャーおよびクロスボーダー・エクスポージャーについては総じて、継続的に監視している。

以下の表は、当グループの国内外貨の総額、および個別に当グループの総資産の0.75%を超過する国に向けた借入人種類別のクロスボーダー貸付金の残高をまとめたものである。かかる分類は、借入人の居住国に基づいているが、第三者保証、保有する適格担保および借入人が支店の場合には本店の所在国に関連するカントリー・リスクの移転も反映している。英国中央銀行カントリー・エクスポージャー・レポート（様式CE）ガイドラインに従い、貸付金残高には、ファイナンス・リース、引受済手形、商業手形、預金証書、債券および持分証券（ショート・ポジションは除く。）に基づく債権のうち、貸付金（和解金は除く。）は含まれるが、未収利息およびHSBC内エクスポージャーは含まれていない。

国内外貨およびクロスボーダー貸付金

	銀行	政府および 公的機関	その他	合計
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
2015年12月31日現在				
米国	4.7	51.3	24.7	80.7
中国本土	21.2	6.8	26.0	54.0
英国	23.1	9.2	25.3	57.6
ドイツ	7.0	23.1	6.9	37.0
香港	3.1	0.5	30.0	33.6
日本	7.6	19.4	14.4	41.4
フランス ⁶⁰	4.2	7.1	13.0	24.3
カナダ ⁶⁰	6.2	8.3	7.5	22.0
2014年12月31日現在				
米国	6.8	30.3	32.4	69.5
中国本土	26.5	5.7	28.5	60.7
英国	24.0	8.3	41.8	74.2
ドイツ	7.7	26.6	6.7	41.0
香港	8.1	0.4	29.0	37.5
日本	9.0	15.7	12.2	36.9
フランス	7.3	3.1	11.6	22.1
2013年12月31日現在				
米国	10.0	2.3	42.5	54.8
英国	5.9	34.3	24.5	64.7
中国本土	28.8	6.9	19.3	55.0
ドイツ	10.0	12.9	31.9	54.8
フランス	12.8	21.1	5.6	39.5
香港	10.9	0.7	26.5	38.1
日本	7.2	14.8	7.0	29.0
アイルランド	6.2	8.7	11.2	26.1

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

[次へ](#)

流動性および資金調達

流動性リスクとは、期限が到来した際に当グループが債務を履行するために十分な資金源を有していないか、または過大なコストにて資金を調達しなければならなくなるリスクをいう。このようなリスクは、キャッシュ・フローのタイミングのミスマッチから生じる。

かかるリスクは、流動性が欠如する資産ポジションのために必要な資金調達が、予想されていた条件においてかつ必要な時に確保できない場合に発生する。

流動性および資金調達に関する現在の方針および慣行の概要については、本項後述の「リスク補記」の「流動性および資金調達」を参照のこと。

流動性・資金調達リスク管理の枠組み

流動性リスク管理の枠組みを設定する目的は、非常に深刻な流動性逼迫にも耐えられるようにするためである。この枠組みは、ビジネスモデル、市場、規制の変化にも順応できるよう設計されている。

当グループの流動性・資金調達リスク管理の枠組み（以下「LFRF」という。）では、次の点を求めている。

Y 当グループや中央銀行に潜在的に依存せずに、グループ会社が独立ベースで流動性を管理すること。

Y 全てのグループ会社は中核的資金に対する貸付金の割合の自社限度額を遵守すること。

Y 全てのグループ会社は、当グループの既定のストレス・シナリオ下でも、3ヶ月にわたってストレス時キャッシュ・フロー・ポジションをプラス値に維持すること。

2015年の流動性と資金調達

当グループの流動性ポジションは、2015年も高水準を維持した。預貸率は72%であった（2014年：72%）。次の変動に伴い、顧客貸付金および顧客からの預金双方の財務報告数値が減少した。

Y ブラジル事業の売却案に関連して、残高を「売却目的資産」および「売却目的で保有する売却グループの負債」に振り替えた。

Y 当座貸越と預金の残高を差金決済した英国ペイメンツ・アンド・キャッシュ・マネジメント事業の少数の顧客に関連して、企業向け当座貸越および当座預金の残高が減少する反面、顧客のポジション決済頻度が高まった。

Y 通貨市場の変動に伴い、現地通貨建てから米ドル建てに換算する時、顧客貸付金および顧客からの預金の評価額が変動した。

HSBC英国流動性グループでは、2015年12月31日現在、中核的資金に対する貸付金の割合（以下「ACF比率」という。）が101%に上昇した（2014年：97%）。その主な理由は、ホールセール貸付が増加した反面、中核的資金は横ばいであったためである。

香港上海銀行の2015年12月31日現在のACF比率は、69%への減少を記録した（2014年：75%）。これは主として、中核的預金が増加した反面、企業向け貸付が減少したためである。

HSBC USAの2015年12月31日現在のACF比率は、89%への減少を記録した（2014年：100%）。その主な原因は、中核的資金が増加したものの、顧客に対する貸付金の増加によって一部相殺されたためである。

HSBC英国流動性グループ、香港上海銀行、HSBC USAの定義は、本項後述の「リスク注記」の注記19から21を参照のこと。ACF比率の詳細については、本項後述の「中核的資金に対する貸付金の割合」を参照のこと。

ホールセール・シニア・ファンディング市場

銀行業務のホールセール借入市場における2015年の状況は、概ね良好であった。ただし、市場が激しく変動する時期が続き、原油安と欧州や中国本土の経済成長鈍化に対する懸念に他の様々な要因の見通しが不透明なことが加わって、市場の信頼が揺らいだ当期終盤は、特に激しく変動した。

2015年には、多数のグループ会社が一連の通貨および年限で、計22十億米ドル（2014年：20十億米ドル）相当に上る長期負債証券を公開資本市場で発行した。

流動性規制

欧州委員会（以下「EC」という。）委任規則2015/61の下で、2015年10月1日より連結流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）が規制上の最低基準となった。

安定調達比率（以下「NSFR」という。）の欧州における調整は、2014年10月のバーゼル委員会の最終勧告後、依然として未定であり、そのためこの指標の外部開示は現在保留されている。

EU加盟国以外の規制当局はそれぞれ自国でLCRやNSFRの報告要件を適用する見込みであるため、当グループに適用される規則による現地要件が多様化する可能性がある。

流動性カバレッジ比率 EC LCR委任規則

欧州委員会版流動性カバレッジ比率（以下「EC LCR」という。）を計算する際は、オペレーショナル預金の定義、およびEU加盟国外の法人からの流動性移転能力という重要な2点に関して、仮定を立てる必要がある。

Y 当グループは、オペレーショナル預金を、HSBCセキュリティ・サービスズまたはペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメント・サービスによるカストディ・サービスの提供から発生する取引（当座預金）口座として定義している。この口座では、オペレーショナル部分は前計算期間の当座預金残高および口座全体の入出金の別個の名目金額の低い方の金額として査定される。

Y 現時点で認められていない限り、EU加盟国外の法人から流動性を移転できないと仮定する。その結果、94十億米ドルにのぼる質が優れた流動資産（以下「HQLA」という。）が当グループのLCRの計算で除外されている。

こうした仮定に基づき、2015年12月31日現在の（委任規則に基づく）当グループ EC LCRは116%であるとPRAに報告した。

EC LCRの分母に対する連結HQLA合計の比率は、2015年12月31日現在142%であった。これは、別途94十億米ドルのHQLAを当グループのLCRの計算から除外したことを反映している。

当グループの流動性ポジションは、主要グループ会社ごとの独立ベースの比率によって示すこともできる。EC LCRに関する委任規則に基づく、主要HSBCグループ会社ごとの個別LCRは、次の表のとおりである。ただし、EU加盟国外のグループ会社の比率は、それらの国の規制当局によるバーゼル 案導入方法の差異が原因で、現地のLCR指標と異なる。

グループ会社のLCR

	2015年12月31日 現在 %
HSBC英国流動性グループ ¹⁹	107
香港上海銀行 - 香港支店 ²⁰	150
香港上海銀行 - シンガポール支店 ²⁰	189
HSBCバンクUSA ²¹	116
HSBCフランス ²²	127
恒生銀行	199

HSBCカナダ ²²	142
HSBCバンク中国	183

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

2015年12月31日、全グループ会社が、取締役会が設定し、2016年1月1日から発効している新しい内部の枠組みに基づいて適用されるリスク許容度の範囲内にそれぞれ収まっている。

流動性および資金調達リスクの管理

将来視点の枠組み

2016年1月1日から、当グループは新たな内部目的LFRFを実施した。この新たな内部枠組みは、外部LCRおよびNSFRの規制上の枠組みを基礎として使用しているが、外部の規制上の枠組みによって適切に反映されていないと当グループがみなすリスクに対処するために、追加的な指標/限度額およびオーバーレイを加えている。

新たな内部LFRFの主要な側面は、次のとおりである。

- ・グループ会社による単独ベースの流動性および資金調達の管理
- ・内在する流動性リスク（以下「ILR」という。）の分類別のグループ会社の区分
- ・ILR分類（EC LCR委任規則基準）に従ったグループ会社の最低EC LCR要件
- ・ILR分類（EC NSFR委任規則の最終化までは、バーゼル公報295基準）に従ったグループ会社最低NSFR要件
- ・法人預金者の集中限度
- ・銀行からの預金、ノンバンク金融機関からの預金および発行有価証券を対象とした、移動3ヶ月および12ヶ月累計のグループ会社の契約上の満期限度額
- ・グループ会社別年次個別流動性十分性評価（以下「ILAA」という。）
- ・さらに、当グループは通貨別グループ会社LCR要件最低限度額を2016年中に導入する

新たな内部LFRFおよびリスク許容度（限度額）は、グループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）の勧告に基づいて、RMMおよび取締役会によって承認された。

当グループのILAAプロセスは、当グループの枠組みに反映されていないリスクで、追加の限度額が各地域で要求されると評価されたリスクを特定すること、およびグループ会社レベルでリスク許容度を検証することを目的としている。

外部の規制上の枠組みを中心にモデル化された内部枠組みを作成する意思決定は、内部および外部の枠組みの方向性が一致すること、ならびに、当グループの内部資金移転価格設定の枠組みにより、各グループ会社内のグローバル事業部門が集合的に外部（規制上）および内部双方のリスク許容度を遵守する動機付けがなされることを確実にする必要性によって行われた。

現在の枠組み

2015年のLFRFでは、各グループ会社の流動性・資金調達リスクを定義、監視および統制するのに、2つの主要尺度を採用している。つまり、ACF比率に基づき、構造的長期資金調達ポジションを監視し、当グループが定義したストレス・シナリオを組み込んだストレス時カバレッジ・レシオに基づき、深刻な流動性逼迫に対する回復力を監視した。この枠組みおよび付随する尺度は、2015年以前に導入されたもので、上記の新たな枠組みの導入時に廃止される。

以下の表に記載する主要グループ会社３社で、当グループ全体の顧客からの預金の65%（2014年：66%）を占めている。その他の主要グループ会社も含めると、この割合は88%（2014年：88%）にのぼる。

中核的資金に対する貸付金の割合

下記の表は、当グループの主要銀行の顧客に対する貸付金の原資が、信頼性が高く安定的な資金源から調達されている度合いを示している。

2015年12月31日現在で主要グループ各社について設定されているACF限度額は、80%から120%の範囲であった。

中核的資金は、顧客からの預金の中核的部分および残存契約期間が１年を超える金融機関からの期限付資金調達を指す。当グループの中核的資金調達の定義からは、資本は除かれる。

中核的資金に対する貸付金の割合²³

	12月31日現在	
	2015年	2014年
	%	%
HSBC英国流動性グループ ¹⁹		
年末	101	97
最高	101	102
最低	96	97
平均	98	100
香港上海銀行 ²⁰		
年末	69	75
最高	75	75
最低	69	72
平均	72	74
HSBC USA ²¹		
年末	89	100
最高	100	100
最低	89	85
平均	94	95
HSBCのその他の主要グループ会社合計 ²⁴		
年末	91	92
最高	95	94
最低	91	92
平均	93	93

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

ストレス時のカバレッジ・レシオ

下記の表に示す比率は、１ヶ月と３ヶ月の期間における「ストレス時の現金流出額」に対する「ストレス時の現金流入額」の割合を意味する。グループ会社は、３ヶ月間100%以上のカバレッジ・レシオを維持することが求められている。

ストレス時のカバレッジ・レシオの分子にあたる現金の流入は、想定ヘアカット考慮後の流動資産および当該期間内に契約上満期が到来する資産に関連した現金の流入から発生する。

一般に、顧客貸付金は満期時に更新され、その結果キャッシュ・フローが創出されることはない、と仮定している。

香港上海銀行では、前年比で預金が増加した反面貸付金が減少したため、ストレス時のカバレッジ・レシオが上昇した。HSBC USAは、中核的な資金が増加したため、レシオが上昇した。

その他のグループ会社のストレス時のカバレッジ・レシオは、ほぼ横ばいであった。

ストレス時の１ヶ月間と３ヶ月間のカバレッジ・レシオ²³

	12月31日現在のストレス時の 1 ヶ月間のカバレッジ・レシオ		12月31日現在のストレス時の 3 ヶ月間のカバレッジ・レシオ	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	%	%	%	%
HSBC英国流動性グループ ¹⁹				
年末	113	117	105	109
最高	127	117	114	109
最低	112	102	105	103
平均	117	107	108	104
香港上海銀行 ²⁰				
年末	129	117	120	112
最高	129	119	120	114
最低	113	114	111	111
平均	119	116	115	112
HSBC USA ²¹				
年末	126	111	116	104
最高	126	122	116	111
最低	109	108	101	104
平均	117	115	108	107
HSBCのその他の主要グループ会社合計 ²⁴				
年末	126	122	111	108
最高	126	126	111	120
最低	110	114	105	108
平均	116	118	108	111

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

HSBCの主要グループ会社の流動資産

流動資産に分類され、LFRFで定義されているところのストレス時の３ヶ月間のカバレッジ・レシオの計算に用いられる資産の見積流動価値（想定ヘアカット考慮前の値）は、次の表のとおりである。

表示されている流動資産の水準は、報告日現在における処分上の制約を受けない流動資産の在庫に対して、残存期間が３ヶ月以内の売戻取引、買戻取引、担保スワップの影響について調整を加えた値を示す。これらの取引の流動価値は、契約に基づく正味キャッシュ・フローを示した表に計上されている契約で定められたキャッシュ・フローとして反映されているためである。買戻取引は買戻条件付売却取引であるのに対し、売戻取引は売戻しコミットメントに基づき有価証券を購入する取引である。

残存契約期間が３ヶ月以内の売戻取引と同様に、３ヶ月以内に満期が到来する無担保銀行間貸付も、流動資産に含まれないが、契約に基づく現金の流入として扱われる。

流動資産は、単体のグループ会社ベースで保有し、管理している。表に記載する流動資産の大半は、LFRFに基づき、主に流動性リスクを管理する目的で、各グループ会社のバランスシート・マネジメント（以下「BSM」という。）部門が直接保有している。

流動資産バッファに、満期保有目的のポートフォリオに組み入れられている有価証券が含まれる場合もある。流動資産バッファの一端として認められるためには、満期保有目的の全ポートフォリオは、組み入れている有価証券において、層が厚く流動性が高い買戻取引市場が整っている必要がある。

流動資産には、他の目的のために、BSM外で保有し担保に供されていない流動資産も含まれる。LFRFによって、全ての処分上の制約を受けない資産と流動性調達源の最終的統制は、BSMに任されている。

流動資産に関する方針と下表の分類の定義の概要については、本項後述の「リスク補記」の「HSBCの主要グループ会社の流動資産」を参照のこと。

HSBCの主要グループ会社の流動資産

	見積流動価値 ²⁵	
	12月31日 2015年 百万米ドル	12月31日 2014年 百万米ドル
HSBC英国流動性グループ ¹⁹		
レベル 1	118,193	131,756
レベル 2	4,722	4,688
レベル 3	59,378	66,011
	182,293	202,455
香港上海銀行 ²⁰		
レベル 1	132,870	109,683
レベル 2	6,029	4,854
レベル 3	7,346	7,043
	146,245	121,580
HSBC USA ²¹		
レベル 1	42,596	51,969
レベル 2	11,798	15,184
レベル 3	9	197
その他	5,557	9,492
	59,960	76,842
HSBCのその他の主要グループ会社合計 ²⁴		
レベル 1	108,789	115,770
レベル 2	10,764	7,940
レベル 3	5,486	9,360
	125,039	133,070

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

流動資産ポートフォリオの中の資産は全て、担保に供されていない流動資産である。

¥ 為替レートが変動しないと仮定した場合、HSBC英国流動性グループが保有する流動資産の値は、ほぼ横ばいになる計算である。

¥ 香港上海銀行が保有する流動資産は、国債保有額の追加と規制に基づく準備金の積増しにより、増加した。これは、余剰預金の投資によるものであった。

¥ HSBC USAが保有する流動資産は、規制に基づく準備金を売戻取引に振り替えたことが主な原因で、減少した。これに対応する改善は、契約に基づく正味キャッシュ・フローを示した表のHSBC USAの買戻取引に伴う正味キャッシュ・フローで見てとれる。

契約に基づく正味キャッシュ・フロー

記載した主要グループ会社の銀行間およびグループ内の貸付金と預金、売戻取引、買戻取引（グループ内取引を含む。）、およびショート・ポジションによる契約に基づくキャッシュ・フローは、次の表のとおりである。これらの契約に基づく現金の流出入は、ストレス時の1ヶ月間と3ヶ月間のカバレッジ・レシオの計算において、分子と分母それぞれに総額で反映されるため、流動資産の水準とともに、検討する必要がある。

ストレス時カバレッジ・レシオの分母に算入される流出には、本項後述の「金融負債に基づくホールセール市場からの資金調達に関連するHSBCの未払キャッシュ・フローの残存契約期間別内訳」の表に表示されている契約に基づくホールセール負債証券の満期に伴う元本流出額も含まれている。

当グループの方針と下表の分類の定義の概要については、本項後述の「リスク補記」の「HSBCの主要グループ会社の流動資産」を参照のこと。

銀行間およびグループ内の貸付金と預金、売戻取引、買戻取引、およびショート・ポジションに関する正味現金流入／（流出）

	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
	1ヶ月以内の キャッシュ・ フロー 百万米ドル	1～3ヶ月の キャッシュ・ フロー 百万米ドル	1ヶ月以内の キャッシュ・ フロー 百万米ドル	1～3ヶ月の キャッシュ・ フロー 百万米ドル
銀行間およびグループ内の貸付金と預金				
HSBC英国流動性グループ ¹⁹	(18,534)	(3,712)	(14,110)	(2,846)
香港上海銀行 ²⁰	3,702	6,027	(1,277)	6,862
HSBC USA ²¹	(12,432)	937	(18,353)	1,648
HSBCのその他の主要グループ会社合計 ²⁴	2,875	6,123	(1,522)	7,310
売戻取引、買戻取引、株式貸借取引、アウトライトのショート・ポジション(グループ内の分を含む。)				
HSBC英国流動性グループ ¹⁹	(16,861)	1,313	(16,070)	11,551
香港上海銀行 ²⁰	15,068	12,326	8,139	8,189
HSBC USA ²¹	19,431	-	(4,928)	-
HSBCのその他の主要グループ会社合計 ²⁴	(22,571)	5,240	(33,235)	(11,528)

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

約定済与信枠に起因する偶発的流動性リスク

グループ会社は、様々なカウンターパーティにコミットメントを供与している。最も重大な流動性リスクは、約定済の与信枠分である。これらの与信枠は、流動性が逼迫している時期に実行される可能性があるため、未利用である間も偶発的流動性リスクが発生する。コミットメントは顧客に提供され、顧客が柔軟性の高い市場ベースの資金源を利用できるように設立された連結対象のマルチセラー・コンデュイット（詳細については、財務書類注記39を参照のこと。）、連結対象の証券投資コンデュイット、第三者がスポンサーを務めるコンデュイットに、約定済の与信枠が提供される。

当グループの連結対象の証券投資コンデュイットには、ソリティア・ファンディング・リミテッド（以下「ソリティア」という。）およびマザリン・ファンディング・リミテッド（以下「マザリン」という。）が含まれる。これらは、保有する有価証券ポートフォリオを担保とした資産担保コマーシャルペーパー（以下「CP」という。）を発行する。2015年12月31日現在、HSBC英国流動性グループは、これらのコンデュイットに対する未利用の約定済与信枠を8.2十億米ドル（2014年：11億米ドル）有しており、うち、7.7十億米ドル（2014年：9.5十億米ドル）がソリティアに関連し、残りの0.5十億米ドル（2014年：1.6十億米ドル）がマザリンに関連していた。HSBC英国流動性グループは流動性と信枠を提供するが、ソリティアとマザリンは、発行されるコマーシャルペーパーを当グループが購入する限りは与信枠を利用する必要はなく、また、当グループは当分の間かかる購入を継続することを意図している。2015年12月31日現在、ソリティアとマザリンが発行したコマーシャルペーパーは、全てHSBC英国流動性グループが保有していた。HSBCグループはこれらのコンデュイットによって保有される有価証券ポートフォリオの規模を管理しているため、これらの約定済与信枠の未利用部分の結果としては、偶発的な流動性リスク・エクスポージャーは発生しない。

以下の表は、顧客に対する上位5件の個別ファシリティと最大のマーケット・セクターにおける未利用のコミットメント残高の水準を示している。

偶発的流動性リスク限度額構造に基づき監視されている当グループの契約上の未利用エクスポージャー（12月31日現在）

（監査済）

	HSBC英国流動性 グループ ¹⁹		HSBC USA ²¹		HSBCカナダ ²²		ザ・ホンコン・アンド・ シャンハイ・バンキン グ・コーポレーション ²⁰	
	2015年 十億 米ドル	2014年 十億 米ドル	2015年 十億 米ドル	2014年 十億 米ドル	2015年 十億 米ドル	2014年 十億 米ドル	2015年 十億 米ドル	2014年 十億 米ドル
コンデュイットへのコミットメント								
連結マルチセラー・コンデュイット								
- 与信枠の合計	13.4	9.8	3.3	2.3	0.2	0.2	-	-
- 最大の個別与信枠	0.4	0.9	0.5	0.5	0.1	0.2	-	-
連結証券投資コンデュイット - 与信 枠の合計	8.2	11.1	-	-	-	-	-	-
第三者コンデュイット - 与信枠の合計	-	-	0.1	0.1	-	-	-	-
顧客へのコミットメント								
- 上位5件 ²⁶	4.9	2.6	6.4	7.1	1.4	1.7	1.7	1.5
- 最大のマーケット・セクター ²⁷	17.9	16.6	9.7	10.0	3.4	3.5	3.4	3.2

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

資金源

(監査済)

当グループの主な資金源は、顧客からの当座預金ならびに顧客からの貯蓄性要求払預金または貯蓄性通知預金である。当グループは、顧客からの預金を補完するため、ならびに通貨構成、満期プロフィールまたは当グループの負債の所在地を変更するためにホールセールの有価証券（有担保および無担保）を発行する。

下記の「資金の源泉および使途」の表は、当グループの貸借対照表に計上されている資金調達方法についての連結ベースの概要を示しており、グループ会社が流動性および資金調達リスクを単独ベースで管理することを義務付けているLFRFに照らして解釈されるべきである。

以下の表は、主として、営業活動から生じる資産と営業活動を主に支える資金源に基づいて、当グループの連結貸借対照表を分析している。営業活動から生じたものではない資産と負債は、正味の資金源または資金配分の残高として表示されている。

顧客からの預金は、引き続き、顧客に対する貸付金を上回っている。プラスの資金ギャップは、LFRFに基づき、その大部分は、流動資産、現金および中央銀行預け金、金融投資に配分された。

貸付金および銀行からのその他の未収金は、引き続き銀行からの預金を上回った。そのため、正味では、当グループは依然として銀行セクターに対して無担保の貸し手であった。

買戻取引および貸株の出所および利用の概要については、本項後述の「リスク補記」の「買戻契約および有価証券貸付契約」を参照のこと。

資金の源泉および使途²⁸

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
源泉		
顧客からの預金	1,289,586	1,350,642
銀行からの預金	54,371	77,426
買戻契約 - 非トレーディング	80,400	107,432
発行済負債証券	88,949	95,947
売却目的で保有する処分対象グループの負債	36,840	6,934
劣後債務	22,702	26,664
公正価値評価の指定を受けた金融負債	66,408	76,153
保険契約に基づく負債	69,938	73,861
トレーディング負債	141,614	190,572
- レボ契約	442	3,798
- 有価証券貸付契約	8,859	12,032
- 決済勘定	10,530	17,454
- その他のトレーディング負債	121,783	157,288
資本合計	197,518	199,978
12月31日現在	2,048,326	2,205,609
使途		
顧客に対する貸付金	924,454	974,660
銀行に対する貸付金	90,401	112,149
売戻契約 - 非トレーディング	146,255	161,713
売却目的資産	43,900	7,647
トレーディング資産	224,837	304,193
- リバースレボ契約	438	1,297
- 有価証券借入契約	7,118	7,969
- 決済勘定	12,127	21,327
- その他のトレーディング資産	205,154	273,600
金融投資	428,955	415,467
現金および中央銀行預け金	98,934	129,957
その他貸借対照表に計上されている資産と負債への正味配分	90,590	99,823
12月31日現在	2,048,326	2,205,609

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

クロスボーダー、グループ内、およびクロスカレンシーの流動性・資金調達リスク

LFRFに基づいて権限が委譲され、グループ会社が独立ベースで流動性と資金調達を管理する方法を採用しているおかげで、広い範囲にわたってクロスボーダーの資金調達に依存することから生じうるリスクに対するグループ会社のエクスポージャーが、制限されている。グループ会社は、主に現地の顧客預金基盤を中心に据えて、現地で資金源を管理している。グループ会社内に中核的預金をもたらすRBWM、CMB、GPBの顧客関係は、概ね、現地顧客と当該グループ会社の関係を反映している。公開債券市場へのアクセスは、バランスシート・マネジメント部門のグローバル・ヘッドとグループ財務部門が、全ての公開市場での債券発行計画を毎月監視するグループALCOの協力を仰ぎながら、世界的に調整を図っている。一般原則として、グループ会社には、現地通貨建てでの発行しか認められておらず、また、現地の私募に重点を置くよう奨励されている。公開市場における外貨建て負債商品の発行は厳しく統制されており、概ねHSBCホールディングス・ピーエルシーとHSBCバンク・ピーエルシーに限定されている。

独立ベースでのLFRFへの取組みでは、グループ会社が将来他のグループ会社に依存しない、ということを中核的な原則としている。しかし、グループ会社は、自らの裁量で、必要に応じて他のグループ会社から提供されるコミット済みの各与信枠を利用することもできる。それに加えて、他のグループ会社に対する各社の無担保エクスポージャーを、貸し手の規制上の自己資本の一定割合に制限するグループ内大型エクスポージャー制限が、各国の規制当局により、現地でグループ会社に適用されている。

当グループのLFRFは、ストレス時における各グループ会社の継続的な外国為替市場利用能力も加味している。これは、外貨スワップ市場などを利用して、ある通貨建ての余剰金を他通貨建ての不足金に充当できる能力を指すものである。必要に応じて、外貨建てのストレス時のカバレッジ・レシオおよびACF比率の監視ならびに限度額設定を、グループ会社に義務付けている。クロスボーダー外国為替取引決済システムであるコンティニュアス・リンク・セトルメント・バンク(Continuous Link Settlement Bank)を通じて決済される通貨ペアの外貨スワップ市場は、層が極めて厚く、流動性も極めて高いと考えられているため、この市場にアクセスできる能力があれば、特異なリスクにさらされていない、と想定される。2015年12月31日に終了した事業年度におけるACF比率の主要通貨別内訳は、次の表のとおりである。

中核的資金に対する貸付金の割合の主要通貨別内訳²³

	2015年12月31日現在 %
HSBC英国流動性グループ ¹⁹	
現地通貨(英ポンド)	98
米ドル	128
ユーロ	111
連結	101
香港上海銀行 ²⁰	
現地通貨(香港ドル)	76
米ドル	60
連結	69
HSBC USA ²¹	
現地通貨(米ドル)	89
連結	89
HSBCのその他の主要グループ会社合計 ²⁴	
現地通貨	96
米ドル	89
連結	91

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

HSBCの全グループ会社における主要通貨（連結貸借対照表上の負債の5%を超える通貨）は、香港ドル、ユーロ、英ポンド、米ドルのみである。

金融負債に基づくホールセール市場からの資金調達に関連するHSBCの未払キャッシュ・フローの残存契約期間別内訳

	1ヶ月以内 百万米ドル	1ヶ月 超～3ヶ月以内 百万米ドル	3ヶ月 超～6ヶ月以内 百万米ドル	6ヶ月超～ 9ヶ月以内 百万米ドル	9ヶ月超～ 1年以内 百万米ドル	1年超～2 年以内 百万米ドル	2年超～5 年以内 百万米ドル	5年超 百万米ドル	合計 百万米ドル
発行済負債証券	19,447	11,803	20,565	6,712	5,274	20,150	43,463	27,398	154,812
- 無担保CDおよび無担保CP	5,830	8,426	11,250	2,944	1,224	955	108	10	30,747
- 無担保シニアMTN	4,229	2,240	7,130	2,687	1,711	10,850	27,239	18,407	74,493
- 無担保シニア・ストラクチャード・ノート	883	964	1,544	875	2,166	4,158	9,741	5,262	25,593
- 担保付カバード・ボンド	-	-	-	-	-	2,074	1,619	2,577	6,270
- 資産担保付CP	8,414	-	-	-	-	-	-	-	8,414
- 担保付ABS	20	173	195	206	173	313	1,554	114	2,748
- その他	71	-	446	-	-	1,800	3,202	1,028	6,547
劣後債務	-	816	-	-	34	648	6,826	34,423	42,747
- 劣後債	-	-	-	-	34	648	6,338	32,494	39,514
- 優先証券	-	816	-	-	-	-	488	1,929	3,233
2015年12月31日現在	19,447	12,619	20,565	6,712	5,308	20,798	50,289	61,821	197,559
発行済負債証券	17,336	17,161	19,030	9,352	9,055	27,312	40,855	31,928	172,029
- 無担保CDおよび無担保CP	5,637	9,337	9,237	4,793	3,010	3,506	4,158	185	39,863
- 無担保シニアMTN	1,300	5,679	7,684	2,922	4,794	17,676	23,523	20,715	84,293
- 無担保シニア・ストラクチャード・ノート	1,363	1,082	2,049	1,149	979	4,757	8,444	6,789	26,612
- 担保付カバード・ボンド	-	-	-	205	-	-	2,765	2,942	5,912
- 資産担保付CP	8,602	-	-	-	-	-	-	-	8,602
- 担保付ABS	212	1,063	60	283	272	915	1,562	-	4,367
- その他	222	-	-	-	-	458	403	1,297	2,380
劣後債務	-	150	-	3	185	113	5,556	40,487	46,494
- 劣後債	-	150	-	3	185	113	5,556	34,750	40,757
- 優先証券	-	-	-	-	-	-	-	5,737	5,737
2014年12月31日現在	17,336	17,311	19,030	9,355	9,240	27,425	46,411	72,415	218,523

ホールセール市場における期限付債務の満期特性

当グループのホールセール市場における期限付債務の満期特性は、上記の「金融負債に基づくホールセール市場からの資金調達に関連するHSBCの未払キャッシュ・フローの残存契約期間別内訳」に示すとおりである。

表に記載する残高は、連結貸借対照表の値とは一致しない。表の値は元本返済に関するキャッシュ・フロー総額を示しており、公正価値で測定される負債証券および劣後負債を含む貸借対照表計上の帳簿価額を示していないためである。

貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産ならびにオフバランスの担保の分析

貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産

次の「貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産の分析」の表は、将来の資金調達や担保差入れの所要額への裏付けに充当できる貸借対照表計上資産合計をまとめたもので、現在裏付けのために担保として差し入れられている資産の範囲を示したものである。開示の目的は、潜在的な将来の

資金調達と担保ニーズに対応するために使用可能な制約のない資産にはどのようなものがあるかについて、理解を深めることにある。

下記の「オフバランスの担保」では、受け入れたおよび再度担保に差し入れたオフバランスの担保、ならびに処分上の制約を受けないオフバランスの担保の金額を記載している。

この開示は、債権者の請求に応えるために利用可能な資産を特定または、会社が解散もしくは倒産した場合に債権者への分配に利用可能な資産を予測することを意図したものではない。

PRAが最高財務責任者宛に通達を出した件、および開示強化タスク・フォース（Enhanced Disclosure Task Force）が、中央銀行が非公開で提供する緊急資金援助の使用の有無が明らかになるおそれがある開示を行わなくても、勧告第19号および図表5を充足できる可能性を認めた件を受けて、この表は2014年以降大幅に更新されている。主な変更点は次の2つである。第一は、既に実際に引き出しているか否か、または処分上の制約を受ける資産か否かに関係なく、緊急資金の提供という特別な目的のために中央銀行に預託している資産を分別することである。第二は、処分上の制約を受けると報告した資産の制約源の内訳を盛り込むことである。

資産が既存の負債に対して担保に供された結果、当グループが資金を確保し、担保ニーズに応えるために利用することができなくなり、または当グループの資金調達の必要性を減らすために売却することができない当該資産が処分上の制約を受ける資産と定義される。そのため既存の負債に対する担保として差し入れられていない場合、資産は処分上の制約を受けないものとして分類される。処分上の制約を受けない資産は、「容易に実現可能な資産」「その他の実現可能資産」「売戻取引／借株に関する未収金およびデリバティブ資産」「担保として差し入れ不能な資産」という4つの小分類に区分される。

担保管理の方針および処分上の制約の定義の概要については、本項後述の「リスク補記」の「能動的な担保管理の効果」を参照のこと。

オフバランスの担保

売戻取引、借株、デリバティブ取引に関連して受け入れたおよび担保として差し入れたオフバランスの担保

債務不履行が発生しない限り売却または再担保が認められている担保として受け入れた資産の公正価値は、2015年12月31日現在、228十億米ドル（2014年：257十億米ドル）であった。実際に売却または再担保に設定したかかる担保の公正価値は、150十億米ドル（2014年：176十億米ドル）であった。ただし、当グループには、同等の有価証券を返却する義務がある。これらの取引は、標準的な売戻取引、借株、デリバティブ取引にとって通常で商慣習に則った条件に従って、実行される。

売戻取引、借株、デリバティブに関連して受け入れたおよび再担保として差し入れた担保の公正価値は、総額で計上される。IFRSの相殺基準で定められている場合、関連して貸借対照表に計上されている未収金と未払金は、純額で計上される。

売戻取引、借株、デリバティブ取引に関する受入担保の売却や再担保が認められているものの、まだ実行していないことから、将来の資金調達や担保の所要額への裏付けに充当できる処分上の制約を受けない担保は、2015年12月31日現在、78十億米ドル（2014年：81十億米ドル）であった。

貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産の分析

中央銀行以外のカウンター パーティとの取引の結果、 処分上の制約を受ける資産	中央銀行に預託されていない処分上の制約を 受けない資産
--	--------------------------------

	カバード・ ボンド取引 の結果 百万 米ドル	証券化の結 果 百万 米ドル	その他 百万 米ドル	中央銀行に 預託されて いる資産 (すなわち 事前預託分 と処分上の 制約を受け る資産の合 計) 百万 米ドル	処分上の制 約を受ける 資産に容易 に充当可能 な資産 百万 米ドル	処分上の制 約を受ける 資産に充当 可能なその 他資産 百万 米ドル	売戻取引/ 借株関連の 未収金およ びデリバ ティブ資産 百万 米ドル	処分上の制 約を受ける 資産に充当 不能な資産 百万 米ドル	合計 百万 米ドル
現金および中央銀行預 け金	-	-	-	98	95,545	350	-	2,941	98,934
他行未決済勘定	-	-	-	-	-	-	-	5,768	5,768
香港特別行政区政府債	-	-	-	-	-	-	-	28,410	28,410
トレーディング資産	-	-	31,605	1,573	138,070	8,269	7,520	37,800	224,837
- 短期国債および その他の適格債券	-	-	1,099	984	5,618	128	-	-	7,829
- 負債証券	-	-	25,890	492	72,377	233	-	46	99,038
- 持分証券	-	-	4,616	-	59,430	2,445	-	-	66,491
- 銀行に対する貸 付金	-	-	-	-	456	2,890	2,763	16,194	22,303
- 顧客に対する貸 付金	-	-	-	97	189	2,573	4,757	21,560	29,176
公正価値評価の指定を 受けた金融資産	-	-	-	-	1,775	1,244	-	20,833	23,852
- 短期国債および その他の適格債券	-	-	-	-	258	-	-	138	396
- 負債証券	-	-	-	-	1,327	265	-	2,749	4,341
- 持分証券	-	-	-	-	178	979	-	17,838	18,995
- 銀行および顧客 に対する貸付金	-	-	-	-	12	-	-	108	120
デリバティブ	-	-	-	-	-	-	288,476	-	288,476
銀行に対する貸付金	-	1,329	-	1,702	2,054	61,992	815	22,509	90,401
顧客に対する貸付金	6,947	15,288	6,848	20,683	60,031	792,650	1,531	20,476	924,454
売戻契約 - 非トレー ディング	-	-	-	-	-	-	146,255	-	146,255
金融投資	-	-	25,078	8,150	325,101	14,753	-	55,873	428,955
- 短期国債および その他の適格債券	-	-	509	3,675	98,866	1,177	-	324	104,551
- 負債証券	-	-	24,561	4,475	224,355	11,124	-	54,054	318,569
- 持分証券	-	-	8	-	1,880	2,452	-	1,495	5,835
前払金、未収収益、お よびその他資産	-	-	63	-	4,685	65,190	-	28,360	98,298
当期税金資産	-	-	-	-	-	-	-	1,221	1,221
関連会社および合併事 業における持分	-	-	-	-	51	18,794	-	294	19,139
のれんおよび無形資産	-	-	-	-	-	-	-	24,605	24,605
繰延税金	-	-	-	-	-	-	-	6,051	6,051
2015年12月31日現在	6,947	16,617	63,594	32,206	627,312	963,242	444,597	255,141	2,409,656

その他の契約債務

デリバティブ取引契約（ISDAに準拠したCSA契約および年金債務に関して締結した契約であるが、特別目的事業体や追加的解除事由に関して交わした契約は除く。）に基づく現行の担保差入義務条件に従い、かつ2015年12月31日現在のポジションに基づき、当グループは、信用格付が1段階引き下げられた場合は最大0.4十億米ドル（2014年：0.5十億米ドル）、2段階引き下げられた場合は最大0.7十億米ドル（2014年：1.2十億米ドル）の追加担保を差し入れる必要が生じる可能性がある、と見積もっている。

契約に基づく金融負債の満期

次の表の残高は、元本と将来の利払いに関する割引前の全キャッシュ・フロー（トレーディング負債およびヘッジ手段のデリバティブとして扱われていないデリバティブを除く。）も算入されているため、連結貸借対照表の値と直接照合した値ではない。ヘッジ手段のデリバティブ負債に関する割引前未払キャッシュ・フローは、契約に基づく満期に従って分類されている。トレーディング負債およびヘッジ手段のデリバティブとして扱われていないデリバティブは、「要求払」の項目に算入されており、契約に基づく満期別に分類されているわけではない。

トレーディング負債に算入されている買戻取引および発行済負債証券の満期分析については、財務書類注記31を参照のこと。

それに加えて、貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメント、ならびに金融保証および類似契約は、一般に、当グループの貸借対照表で認識されていない。金融保証および類似契約に基づき支払う可能性がある割引前キャッシュ・フローは、請求可能となる最も早い日付時点で分類される。

金融負債に基づくHSBCの未払キャッシュ・フローの残存契約期間別内訳

(監査済)

	要求払 百万米ドル	3ヶ月以内 百万米ドル	3～12ヶ月 百万米ドル	1～5年 百万米ドル	5年超 百万米ドル
銀行からの預金	42,182	6,643	1,452	4,029	107
顧客からの預金	1,076,595	160,368	43,289	10,964	263
買戻契約 - 非トレーディング	13,181	64,109	2,144	535	543
トレーディング負債	141,614	-	-	-	-
公正価値評価の指定を受けた金融負債	327	4,077	6,149	24,642	41,365
デリバティブ	276,141	255	970	1,721	1,652
発行済負債証券	377	25,910	23,886	35,499	6,993
劣後債務	-	803	971	10,151	28,132
その他の金融負債	59,298	17,476	7,226	10,188	1,014
	1,609,715	279,641	86,087	97,729	80,069
貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコ ミットメント	425,000	93,149	73,115	60,078	15,089
金融保証および類似契約	12,579	5,727	15,091	9,915	2,805
2015年12月31日現在	2,047,294	378,517	174,293	167,722	97,963
銀行からの預金	52,682	17,337	3,600	3,580	390
顧客からの預金	1,088,769	187,207	61,687	15,826	390
買戻契約 - 非トレーディング	8,727	91,542	6,180	23	1,057
トレーディング負債	190,572	-	-	-	-
公正価値評価の指定を受けた金融負債	365	2,201	9,192	28,260	39,397
デリバティブ	335,168	375	1,257	4,231	1,517
発行済負債証券	9	32,513	30,194	37,842	7,710
劣後債務	-	737	1,256	10,003	42,328
その他の金融負債	41,517	23,228	4,740	1,893	988
	1,717,809	355,140	118,106	101,658	93,777
貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコ ミットメント	406,561	101,156	64,582	62,312	16,769
金融保証および類似契約	13,166	6,306	13,753	9,575	4,278
2014年12月31日現在	2,137,536	462,602	196,441	173,545	114,824

[次へ](#)

HSBCホールディングス

HALCOが、HSBCホールディングスの流動性リスクを監督している。流動性リスクは、支払期日到来時にHSBCホールディングスが債権者に支払う義務があるため発生する。これらのキャッシュ・フロー関連の流動性リスクは、対外債務と内部の貸付金に伴うキャッシュ・フローを整合させ、かつHALCOが監視する適切な流動性バッファを維持することで、管理されている。

2015年12月31日現在、当グループはCRD に準拠した非普通株式等資本商品の新規発行分6.8十億米ドルを有し、その内訳は、Tier 2 資本に分類された分が3.2十億米ドル、その他Tier 1 資本に分類された分が3.6十億米ドルであった（Tier 2 資本適格商品およびその他Tier 1 資本適格商品の詳細については、財務書類注記30および注記35を参照のこと）。

次の表の残高は、元本と将来の利払いに関する割引前の全キャッシュ・フロー（ヘッジ手段のデリバティブとして扱われていないデリバティブを除く。）も算入されているため、HSBCホールディングスの貸借対照表の値と直接合致した値ではない。ヘッジ手段のデリバティブ負債に関して支払われるべき割引前未払キャッシュ・フローは、契約に基づく満期に従って分類されている。ヘッジ手段のデリバティブとして扱われていないデリバティブは、「要求払」に算入されている。

それに加えて、貸付コミットメント、ならびに金融保証および類似契約は、一般に、当グループの貸借対照表で認識されていない。金融保証および類似契約に基づき支払われる可能性がある割引前キャッシュ・フローは、請求可能となった最も早い日付時点で分類される。

金融負債に基づくHSBCホールディングスの未払キャッシュ・フローの残存契約期間別内訳 （監査済）

	要求払 百万米ドル	期限到来が 3ヶ月以内 百万米ドル	期限到来が 3～12ヶ月 百万米ドル	期限到来が 1～5年 百万米ドル	期限到来が 5年超 百万米ドル
HSBCグループ会社に対する債務	257	1,375	424	110	-
公正価値評価の指定を受けた金融負債	-	1,145	655	5,202	20,779
デリバティブ	2,065	-	-	213	-
発行済負債証券	-	15	47	250	1,176
劣後債務	-	229	699	5,149	25,474
その他の金融負債	-	1,426	152	-	-
	2,322	4,190	1,977	10,924	47,429
貸付コミットメント	-	-	-	-	-
金融保証および類似契約	68,333	-	-	-	-
2015年12月31日現在	70,655	4,190	1,977	10,924	47,429
HSBCグループ会社に対する債務	1,441	985	42	449	-
公正価値評価の指定を受けた金融負債	-	210	642	6,345	19,005
デリバティブ	1,066	-	-	103	-
発行済負債証券	-	16	50	263	1,303
劣後債務	-	252	770	5,815	28,961
その他の金融負債	-	1,132	158	-	-
	2,507	2,595	1,662	12,975	49,269
貸付コミットメント	16	-	-	-	-
金融保証および類似契約	52,023	-	-	-	-
2014年12月31日現在	54,546	2,595	1,662	12,975	49,269

市場リスク

市場リスクとは、外国為替レート、金利、信用スプレッド、株価およびコモディティ価格等の市場要因の変動に伴い、当グループの収益またはポートフォリオの価値が減少するリスクを意味する。

2015年において、市場リスク管理における当グループの方針および慣行に重大な変化はなかった。

市場リスクのエクスポージャー

市場リスクのエクスポージャーは、2つのポートフォリオに分けられている。

● **トレーディング・ポートフォリオ**は、マーケット・メーカーから生じるポジションおよび顧客由来のポジションの保護預かりで構成されている。HSBCホールディングスが発行した固定利付証券に関する金利リスクは、当グループのVaRに算入されていない。このリスクの管理の詳細については、本項後述の「構造的為替エクスポージャー」および「非トレーディング金利リスク」を参照のこと。

● **非トレーディング・ポートフォリオ**は、主に、当グループのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキングの資産および負債の金利管理、売却可能および満期保有の指定を受けた金融投資、ならびに当グループの保険事業から生じたエクスポージャーに伴うポジションで構成されている。（本項後述の「保険事業のリスク管理」を参照のこと。）

市場リスク・エクスポージャーのモニタリングと限度額の設定

当グループの目標は、グループのリスク選好度に沿った市場特性を維持しつつ、市場リスク・エクスポージャーを管理・統制することである。

当グループでは、市場リスク・エクスポージャーのモニタリングと限度額設定のため、多岐にわたるツールを用いている。

● **感応度分析**には、各リスク種類内の市場リスク・ポジションの監視に用いられる正味受取利息の感応度および構造的な外国為替の感応度が含まれる。

● **バリュー・アット・リスク**（以下「VaR」という。）は、所定の時間枠にわたる市場のレートおよび価格の変動に起因するリスク・ポジションの潜在的損失を、所与の信頼度の下で推定する技法である。

● **ストレス・テスト**：VaRの限界を認識する際、当グループは、より極端であるが発生すると思われる事象または一連の金融変動要因の増減がポートフォリオ評価額に及ぼす潜在的影響を評価するためのストレス・テストで、VaRを補強する。現在の市場の懸念を反映したシナリオ例としては、中国本土の経済成長減速、および広範囲にわたる余波を含むソブリン債の債務不履行の潜在的影響が挙げられる。

現在の方針を含む当グループの市場リスク管理の枠組みの概要については、本項後述の「リスク補記」の「市場リスク」を参照のこと。

2015年の市場リスク

世界経済の成長は様々な逆風に見舞われ、2015年も低水準を維持した。中国本土の経済成長減速によって世界の貿易動向が悪化するとともに、通貨市場と世界の株式市場が変動した。経済成長減速度と人民元追加切下げの可能性に関する市場の懸念は、まだ払拭されていない。

先進市場のパフォーマンスはまちまちで、ユーロ圏はギリシャのEU離脱リスクが当期下半期に低減し、ECBの金融政策が依然として経済を支えていたものの、米国と英国はユーロ圏を上回るパフォーマンスを記録した。新興市場の経済は、中国本土の需要の低迷および米国の金融政策正常化の予想に伴うコモディティ価格下落の悪影響を受けた。その結果、資本が新興市場から流出し、主要通貨が対米ドルで急落した。

こうした状況を受けて、当グループはトレーディング業務全般で、ディフェンシブなリスク・プロファイルを維持した。ディフェンシブなポジションの特徴は、建玉純額を低く抑えていること、またはオプション取引を通じてボラティリティに対するプロテクションを購入することである。非トレーディングのVaRは当期に増加した。これは金利の上昇、特に米ドルにおける上昇が、非トレーディング資産のデュレーション長期化を招いたためである。

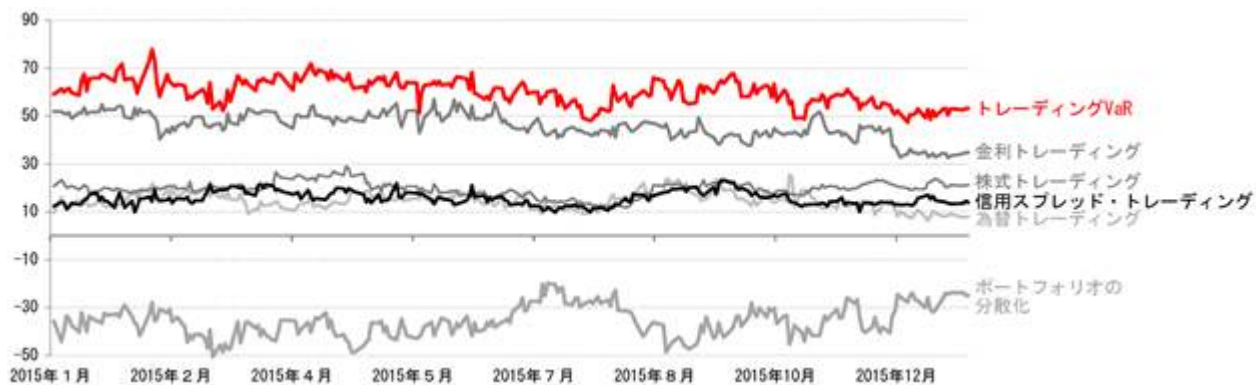
トレーディング・ポートフォリオ

トレーディング・ポートフォリオのバリュー・アット・リスク

トレーディングVaRは、大部分がグローバル・マーケットに属している。ただし、金利トレーディングVaRの減少が要因となり、2015年12月31日現在のトレーディングVaRは2014年12月31日現在を下回った。他方、2015年度におけるトレーディングVaRは狭い範囲内で比較的安定して推移し、市場のボラティリティ上昇がVaRに及ぼした影響は、ポジション削減によって相殺された。

以下のグラフは、トレーディングVaRの合計の昨年を通じた日次の水準を示している。

1日のVaR（トレーディング・ポートフォリオ）、99%保有期間1日（百万米ドル）



当グループの当期のトレーディングVaRは下記の表のとおりである。

トレーディングのVaR、99%保有期間 1 日²⁹

(監査済)

	外国為替(FX)およびコモディティ		信用		ポートフォリオ	合計 ³¹
	ティ 百万米ドル	金利(IR) 百万米ドル	株式(EQ) 百万米ドル	スプレッド(CS) 百万米ドル	の分散化 ³⁰ 百万米ドル	
2015年12月31日現在	8.0	34.9	21.4	13.9	(24.9)	53.3
平均	14.7	46.0	19.6	15.5	(35.7)	60.1
最高	25.4	57.0	29.0	23.3		77.9
最低	6.3	32.6	11.9	9.8		47.5
2014年12月31日現在	9.8	45.4	7.3	12.5	(14.3)	60.7
平均	16.9	39.5	6.9	13.7	(17.8)	59.2
最高	34.2	50.6	15.6	20.9		77.8
最低	8.7	26.9	3.2	8.8		38.5

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

リスク・ノット・インVaR（以下「RNIV」という。）の枠組みは、VaRモデルでは上手く捕捉できないHSBCのトレーディング勘定におけるエクスポージャーから生じるリスクを捕捉するものである。2015年については、VaRに基づくRNIVは各資産クラスの指標に含まれており、2014年にはRNIVはポートフォリオの分散化に含まれていた。RNIVの区分変更の影響を調整後、ポートフォリオの分散化の程度は2014年に対して減少した。

バックテスト

2015年には、中国の株式市場急落およびそれが世界市場に及ぼした影響に起因する外国為替におけるボラティリティの上昇に伴う利益が主な原因で、例外利益が1回発生した。

モデルのエラーまたは統制の不具合の証拠はなかった。

次のグラフは、2015年における日々のトレーディングVaRと当グループの仮想上の損益を比較したものである。バックテストの結果は、公正価値調整の変動に起因する例外項目を除外している。

トレーディングVaRと当グループの仮想上の損益のバックテスト（百万米ドル）



非トレーディング・ポートフォリオ

非トレーディング・ポートフォリオのバリュー・アット・リスク

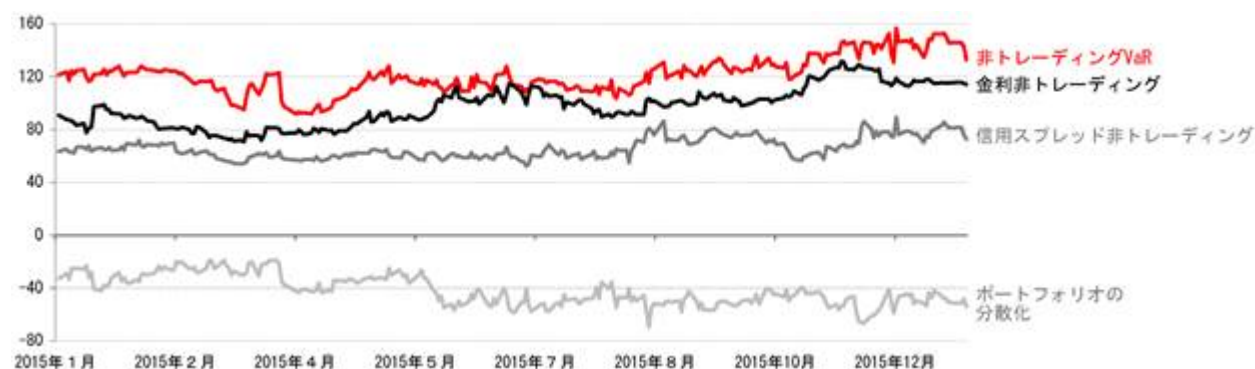
当グループの非トレーディングVaRには、全てのグローバル事業部門からの寄与が含まれる。非トレーディング・ポートフォリオには、コモディティ・リスクはない。2015年に非トレーディングVaRが増加した主な原因は、金利上昇、特に米国金利の上昇によって非トレーディング勘定のデュレーションが長期化したことにある。当期は非トレーディングVaRの全体的な傾向が見受けられず、大きな変動もなかった。非トレーディング金利および信用スプレッドVaR要素の増加は、ポートフォリオの分散化の効果の増加によって相殺された。

非トレーディングVaRには、バランスシート・マネジメント（以下「BSM」という。）部門が運用するポートフォリオで保有する非トレーディング金融商品の金利リスクが含まれている。BSMの役割を含め、銀行勘定の金利リスク管理の詳細については、本項後述の「非トレーディング金利リスク」を参照のこと。

非トレーディングVaRは、保険事業を除外している。保険事業の詳細については、本項後述の「保険事業のリスク管理」を参照のこと。

以下のグラフは、非トレーディング・ポートフォリオ合計VaRの昨年を通じた日次の水準を示している。

1日のVaR（非トレーディング・ポートフォリオ）、99%保有期間1日（百万米ドル）



当グループの当期の非トレーディングVaRは下記の表のとおりである。

非トレーディング・ポートフォリオのVaR、99%保有期間1日
(監査済)

	金利(IR) 百万米ドル	信用スプレッド(CS) 百万米ドル	ポートフォリオの 分散化 百万米ドル	合計 百万米ドル
2015年12月31日現在	114.1	72.7	(54.0)	132.8
平均	97.5	65.7	(42.0)	121.2
最高	131.5	89.4		156.8
最低	70.5	52.1		91.5
2014年12月31日現在	88.2	62.5	(28.5)	122.2
平均	103.3	73.3	(37.4)	139.2
最高	147.7	91.9		189.0
最低	83.3	49.6		92.3

非トレーディング・ポートフォリオのVaRは、売却可能有価証券の株価リスク、構造的外国為替リスクおよびHSBCホールディングスが発行した固定金利有価証券に係る金利リスクを含まない。HSBCの非トレーディング勘定における市場リスク管理範囲は、本項以下のとおりである。

売却可能に分類される持分証券

持分証券の公正価値

(監査済)

	2015年 十億米ドル	2014年 十億米ドル
プライベート・エクイティ保有 ³²	1.9	2.0
継続事業を円滑に進めるための投資 ³³	1.9	1.2
その他の戦略的投資	2.1	7.5
12月31日現在	5.9	10.7

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

上表は、売却可能持分証券が原因で株主資本が被り得る最大損害額を示す。売却可能に分類された持分証券の公正価値は、10.7十億米ドルから5.9十億米ドルに減少した。その他の戦略的投資が減少した主な原因は、興業銀行への投資分の売却である。

市場リスクと貸借対照表の関連性

以下の情報と「市場リスクと会計上の貸借対照表の関連性」に記載する情報は、開示強化タスク・フォースの提言に沿って、貸借対照表計上項目と当グループの市場リスクの開示に含まれているポジションの関係を、円滑に理解してもらうために掲載したものである。

トレーディングVaRに含まれている残高および含まれていない残高

	貸借 対照表 百万米ドル	トレーディング VaRに含まれてい る残高 百万米ドル	トレーディング VaRに含まれてい ない残高 百万米ドル	主要な 市場リスク 感応度
2015年12月31日現在				
資産				
現金および中央銀行預け金	98,934		98,934	B
トレーディング資産	224,837	203,194	21,643	A
公正価値評価の指定を受けた金融資産	23,852		23,852	A
デリバティブ	288,476	282,972	5,504	A
銀行に対する貸付金	90,401		90,401	B
顧客に対する貸付金	924,454		924,454	B
売戻契約 - 非トレーディング	146,255		146,255	C
金融投資	428,955		428,955	A
負債				
銀行からの預金	54,371		54,371	B
顧客からの預金	1,289,586		1,289,586	B
買戻契約 - 非トレーディング	80,400		80,400	C
トレーディング負債	141,614	130,427	11,187	A
公正価値評価の指定を受けた金融負債	66,408		66,408	A
デリバティブ	281,071	275,007	6,064	A
発行済負債証券	88,949		88,949	C

上表は、次の資産クラスに従って、市場リスクに対するエクスポージャーが存在する勘定種類を示したものである。

A 外国為替、金利、持分、信用スプレッド

B 外国為替、金利

C 外国為替、金利、信用スプレッド

上表では、資産と負債を次の2つの区分に分けている。

Y トレーディング勘定に含まれており、VaRで測定されるもの。

Y トレーディング勘定に含まれておらず、および/またはVaRで測定されないもの。

トレーディングVaRに含まれている金融商品と含まれていない金融商品の内訳は、当グループのリスク管理の枠組みに反映されている範囲の市場リスクとの関連性を示している。

しかし、当グループはVaRモデル内で資産と負債を区別していないため、上表は当グループの市場リスクの管理方法を反映していない点を強調することが重要である。

トレーディングVaRに含まれている資産と負債が、トレーディング純収益に算入されている収益の大部分を占めている。「第3 - 1 業績等の概要」の「トレーディング収益」に記載するように、HSBCの2015年のトレーディング純収益は8,723百万米ドルであった（2014年：6,760百万米ドル）。評価調整などのトレーディング収益に対する調整は、トレーディングVaRモデルに反映されていない。

市場リスクと会計上の貸借対照表の関連性

トレーディング資産およびトレーディング負債

当グループのトレーディング資産およびトレーディング負債は、ほぼ全てGB&Mに起因する。これらの資産と負債は、短期の売却や買戻しを主な目的として取得されまたは発生した場合、または一括管理される特定の金融商品のポートフォリオの一部を形成し、かつ短期的に利益を得られる最近のパターンを示す証拠が存在する場合、トレーディング目的保有に分類される。そうした資産と負債は、市場リスク管理上、トレードされたリスクとして扱われる。ただし、資産の短期売買が、貸付金の組成などの他の非トレーディング関連業務に関係している、主にグローバル・バンキング部門における少数の例外は、この限りではない。

公正価値評価の指定を受けた金融資産

HSBC内で公正価値評価の指定を受けた金融資産は、主に保険事業体で保有されている。こうした資産の大部分は、ユニット連動型保険契約またはDPF型の保険契約および投資契約に関する保険契約準備金に関係したものである。かかる資産のリスクは、保険契約準備金の市場リスクを概ね相殺しており、非トレーディング・ベースでリスクが管理されている。

公正価値評価の指定を受けた金融負債

HSBC内で公正価値評価の指定を受けた金融負債は、主に、資金調達目的でHSBCグループ会社が発行した固定利付証券である。負債証券が償却原価で会計処理される場合、それらの証券に係る市場リスクを経済的にヘッジするデリバティブが公正価値で会計処理されて、変動が損益計算書で認識されるため、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。かかる負債の市場リスクは、トレードされていないリスクとして扱われる。主なリスクは金利リスクおよび/または外国為替リスクである。ユニット連動型保険契約に係る負債がユニット連動型ファンド組入資産の公正価値に基づく場合、投資契約に基づく顧客に対する負債が発生する。ユニット連動型ファンドにおけるエクスポージャーはトレードされていないリスクとして扱われる。主なリスクはファンド組入資産のリスクである。

デリバティブ資産およびデリバティブ負債

当グループは、顧客向けのリスク管理ソリューションを創出するため、顧客の事業から生じるポートフォリオ・リスクを管理するため、および自社リスクの管理とヘッジを行うための3点を主な目的として、デリバティブ取引活動を行っている。デリバティブに対するエクスポージャーの大半は、GB&M部門の営業業務とトレーディング業務から生じるもので、市場リスク管理上、トレードされたリスクとして扱われる。

デリバティブ資産およびデリバティブ負債のうち、リスク管理がトレーディング目的に基づいて行われておらず、VaR測定上、トレードされていないリスクとして取り扱われているデリバティブ・ポートフォリオが存在する。トレードされていないエクスポージャーから生じるリスクの管理を目的にデリバティブ取引を行った場合、これらが生じる。これらには、非適格のヘッジ手段のデリバティブならびに公正価値およびキャッシュ・フロー・ヘッジ会計が認められているデリバティブが含まれる。公正価値およびキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の関係にあるデリ

バティブの詳細については、財務書類注記16を参照のこと。これらの商品に関する当グループの主なリスクは、金利リスクと外国為替リスクに関するものである。

顧客に対する貸付金

顧客に対する貸付金における資産の主なリスクは、借り手の信用リスクである。かかる資産のリスクは、市場リスク管理上、非トレーディング・リスクとして扱われる。

金融投資

金融投資には、売却可能および満期保有目的の資産が含まれる。当グループが保有するこれらの有価証券の会計上の分類および発行体の種類別の分析については、財務書類注記17を参照のこと。事業活動別の内訳も記載されている。かかる有価証券の大半は、GB&Mのバランスシート・マネジメント部門で保有されている。構造的な金利リスクおよび流動性リスクの管理を目的に構築されたポジションは、市場リスク管理上、非トレーディング・リスクとして扱われる。保険事業体で保有する売却可能証券は、非トレーディング・リスクとして扱われ、主に非連動型保険契約準備金の裏付資産とするため、保有されている。保有するその他の主要な売却可能資産はGB&Mのレガシー・クレジット業務のABSで、市場リスク管理上、非トレーディング・リスクとして扱われる。主なリスクは債務者の信用リスクである。

当グループの満期保有目的の有価証券は、主に保険事業で保有されている。満期保有目的資産のリスクは、リスク管理上、非トレーディング・リスクとして扱われる。

非トレーディングの買戻取引および売戻取引

資産に分類される売戻取引は、担保付貸付の一形態である。HSBCは、担保（通常は債券という形の担保）を受け入れる代わりに、売戻取引期間に現金を貸し付ける。

負債に分類される買戻取引は売戻取引の逆にあたる取引で、HSBCは貸し手に担保を差し入れることで、資金を調達することが可能となる。

双方の取引種類とも、市場リスク管理上、非トレーディング・リスクとして扱われ、主なリスクはカウンターパーティ信用リスクである。

公正価値で評価される金融商品に適用される会計方針の詳細は、財務書類注記13を参照のこと。

構造的為替エクスポージャー

当グループの構造的為替エクスポージャー管理の方針および手続の詳細については、本項後述の「リスク補記」の「構造的為替エクスポージャー」を参照のこと。

構造的為替エクスポージャーの詳細については、財務書類注記33を参照のこと。

非トレーディング金利リスク

当グループの非トレーディングの金利リスクならびに流動性および資金調達リスクの資金移転価格プロセスの方針の詳細については、本項後述の「リスク補記」の「資金移転価格」を参照のこと。

資産・負債・資本管理（以下「ALCM」という。）部門が、リスク管理委員会の監督の下、非トレーディング金利リスクの測定および統制を行う。同部門の主な職責は次のとおりである。

① グローバル事業部門からBSMへの非トレーディング金利リスク移転に関する規則を定義すること。

② 非トレーディング資産／負債に適用される金利リスク行動予測（下記参照）に関する規則を定義すること。

- Y 中和可能な全ての市場金利リスクがグローバル事業部門からBSMに移転されることを確保すること。
- Y 中和できない市場リスクを含め、グローバル事業部門に残る金利リスクの監視に関する規則および指標を定義すること。
- 異なる種類の非トレーディング金利リスク、およびそれらに対するエクスポージャーの計量および制限に用いる統制は、次のように分類できる。
- Y BSMに移転され、満期保有目的または売却可能なポートフォリオに組み入れられている固定利付流動資産（国債）および／または公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フロー・ヘッジの関係にある金利デリバティブを主に用いて、BSMが所定の市場リスク責任の範囲内で管理するリスク。このような非トレーディング金利リスクは、非トレーディングVaRおよび正味受取利息の感応度（下記参照）または株主資本の経済価値（以下「EVE」という。）の感応度に反映される。
- Y ヘッジできないため、BSMの管轄外に置かれているリスク、または行動予測上の移転価格に関する仮定が原因で発生するリスク。これらのリスクは非トレーディングVaRに反映されていないが、正味受取利息やEVEの感応度で捕捉される。対応する限度額は、非トレーディング金利リスクに関する当グループのグローバルと地域リスク選好ステートメントに盛り込まれている。典型的な例が、主要通貨における異例の低金利に起因する利ざや縮小であろう。
- Y ヘッジ可能な場合はBSMに移転されたベシス・リスク。グローバル事業部門に残ったベシス・リスクは、ALCOに報告される。このリスクは非トレーディングVaRに反映されていないが、正味受取利息やEVEの感応度で捕捉される。典型的な例が、Liborに基づく金利カーブを用いて移転価格が設定されたマネージド・レート型貯蓄商品であろう。
- Y 非トレーディングVaR、正味受取利息やEVEの感応度では捕捉できないものの、当グループのストレス・テストの枠組みで統制されているモデル・リスク。典型的な例が、住宅ローンの期限前償還リスクやパイプライン・リスクであろう。

金利リスク行動予測

金利リスク行動予測に関する当グループの方針の詳細については、本項後述の「リスク補記」の「金利リスクの行動科学」を参照のこと。

バランスシート・マネジメント部門における第三者の資産

バランスシート・マネジメント（以下「BSM」という。）部門のガバナンスの枠組みの詳細については、本項後述の「リスク補記」の「バランスシート・マネジメント」を参照のこと。

BSM部門における第三者の資産は、2015年に9%減少した。中央銀行預け金は、買戻取引や売戻取引の減少に伴い、主に北米と欧州で32十億米ドル減少した。こうした取引の減少は、非トレーディング・売戻契約の29十億米ドル減少に反映されている。金融投資は、アジア証券への資金配分増加が主な原因で、29十億米ドル増加した。

バランスシート・マネジメント部門における第三者の資産

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
現金および中央銀行預け金	71,116	103,008
トレーディング資産	639	4,610
貸付金：		
- 銀行向け	42,059	53,842
- 顧客向け	2,773	1,931
売戻契約	29,760	59,172
金融投資	335,543	306,763

その他	4,277	2,470
12月31日現在	486,167	531,796

正味受取利息の感応度

次の表は、2016年1月1日以降の各四半期期首時点で、現在市場が示す世界的な金利の軌道が25ベース・ポイントずつ四半期ごとに4回変動した場合に、当グループの会計上の正味受取利息（保険関連を除く。）予想が受ける影響を示したものである。表に記載する感応度は、基本シナリオ下の正味受取利息予想が、金利リスク以外の他の変動要因は全て一定で、経営陣が一切対策を講じない、と仮定した2とおりの金利シナリオの下で見せると予想される変動を示したものである。基本シナリオ下の正味受取利息予想を導出する際、用いる資産と負債の改更金利は現在のイールドカーブに基づいて導出するため、将来の金利動向に関する現在の市場予想を反映する。したがってシナリオは、現在市場が示す金利の軌道に生じる金利の衝撃を示している。金利感応度は想定値で、簡略化されたシナリオに基づいている。こうした分析の限界の詳細については、本項後述の「リスク補記」の「正味受取利息の感応度」を参照のこと。

経営陣が一切反応しないと仮定した場合、一連のかかる上昇（以下「アップ・ショック」という。）の結果、2016年の正味受取利息予想は1,251百万米ドル（2015年：885百万米ドル）増加し、一連のかかる低下（以下「ダウン・ショック」という。）の結果、正味受取利息予想は2,258百万米ドル（2015年：2,089百万米ドル）減少する。

当グループの正味受取利息（以下「NII」という。）の感応度は、BSM事業およびマーケティング事業を除く4つのグローバル事業部門から生じる構造的感応度、トレーディング勘定（マーケティング事業）の資金調達感応度、BSM事業の感応度という3つの主要構成項目に分けることができる。

構造的感応度は、金利上昇環境ではプラス値になり、金利低下環境ではマイナス値になる。トレーディング勘定の資金調達感応度は、金利上昇環境ではマイナス値になり、金利低下環境ではプラス値になる。利益への影響に関しては、NIIの変動は、トレーディング純収益の類似変動によって相殺されると思われる。BSM事業の感応度は、そのポジションによって異なる。経営陣が一切反応しないと仮定した場合、通常、BSM事業の感応度は、金利上昇環境ではマイナス値になり、金利低下環境ではプラス値になる。

下のNIIの感応度の値は、適用される金利行動予測の影響と特定の金利シナリオ下で仮定した商品の金利改更の影響も加味している。ただし、経営陣がHSBCの貸借対照表の構成項目を変更するという判断を下した場合の影響は、加味していない。

金利行動予測に関する情報とBSM事業の役割の詳細については、本項後述の「リスク補記」の「金利リスクの行動科学」を参照のこと。

BSM事業のNIIの感応度は、BSM事業が移転された金利リスクの軽減に用いる技法、および定義されたリスク責任に沿ってBSM事業が純収益を最適化するために用いる方法の組み合わせから生じる。下表の値は、BSM事業経営陣が下す判断の影響を加味していないが、実際は、特定の金利シナリオがNIIに及ぼす影響を必要に応じて相殺するため、BSM事業のポジショニングに、短期的な調整が生じる可能性が高い。

トレーディング勘定の資金調達から生じるNIIの感応度は、トレーディング資産の資金調達費用で構成されているが、それらのトレーディング資産による収益は、トレーディング純収益に計上される。その結果、NIIの感応度の値は非対称になるが、正味受取利息とトレーディング純収益の双方を算入する当グループのグローバル事業業績では相殺される。そのため、トレーディング勘定の資金調達が税引前当期純利益に及ぼす全体的な影響は、下表の値よりもかなり少なくなる可能性がある。

正味受取利息の感応度³⁴

（監査済）

その他の 米ドル圏	香港ドル 米州	その他の 圏	英ポンド アジア	ユーロ圏	合計
--------------	------------	-----------	-------------	------	----

	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル
次のようにイールドカーブが変動した場合の2015年の正味受取利息の変動：							
各四半期期首時点で25ベース・ポイント上昇した場合	410	72	217	369	135	49	1,251
各四半期期首時点で25ベース・ポイント低下した場合	(691)	(74)	(645)	(290)	(528)	(30)	(2,258)
次のようにイールドカーブが変動した場合の2014年の正味受取利息の変動：							
各四半期期首時点で25ベース・ポイント上昇した場合	209	(9)	245	265	321	(146)	885
各四半期期首時点で25ベース・ポイント低下した場合	(521)	(1)	(494)	(259)	(783)	(31)	(2,089)

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

これらの見積りは、主に次のような特定の仮定事項に基づく。

Y 金利リスク以外の全ての変動要因は一定。

Y HSBCの貸借対照表の規模と構成要素は、2015年12月31日現在と同等。

NIIは、金利上昇シナリオ下で増加し、金利低下シナリオ下で減少すると予想される。これは、当グループの資産と負債間の構造上のミスマッチ（差し引きすると、負債よりも資産の方が早くかつ大幅に金利が改更されると予想する。）に起因する。

アップ・ショックとダウン・ショックに対する当グループの感応度は、双方とも2014年12月31日時点より高まっている。アップ・ショック時には、米ドル建てのBSMのポジショニングによる恩恵を享受できる。金利が上昇している環境を踏まえると、ダウン・ショック時には、米ドル建てと香港ドル建ての預金への配分における大幅な金利低下が原因で、損失を被る。

資本および準備金の感応度

CRD に準拠すると、売却可能（以下「AFS」という。）準備金は、普通株式等Tier 1 資本の一部として算入される。当グループは、AFSポートフォリオの金利リスクおよび信用スプレッド・リスクに起因する普通株式等Tier 1 資本比率の下振れリスクを、信頼区間を99%、想定保有期間を1 四半期として、ポートフォリオのストレスVaRによって測定している。2015年12月現在、このポートフォリオのストレスVaRは2.8十億米ドルであった。

また、イールドカーブ全体の100bpsの上昇または減少に伴うキャッシュ・フロー・ヘッジ評価額の予想減額を評価して、金利変動に対するキャッシュ・フロー・ヘッジ引当金報告数値の感応度を毎月監視している。これらの特定のエクスポージャーは、当グループの金利エクスポージャー全体の一部でしかない。

所定のイールドカーブの変動に対する当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ引当金報告数値の感応度、および期中の月末時点の最大および最低数値は、次の表のとおりである。感応度は想定値で、簡略化されたシナリオに基づいている。

金利変動に対するキャッシュ・フロー・ヘッジ引当金報告数値の感応度

	百万米ドル	最大の影響額 百万米ドル	最小の影響額 百万米ドル
2015年12月31日現在			
イールドカーブ全体が100ベース・ポイント上昇した場合	(1,235)	(1,259)	(1,137)
株主資本合計に占める割合	(0.66%)	(0.67%)	(0.60%)
イールドカーブ全体が100ベース・ポイント低下した場合	1,224	1,232	1,133
株主資本合計に占める割合	0.65%	0.65%	0.60%

2014年12月31日現在

イールドカーブ全体が100ベース・ポイント上昇した場合	(1,260)	(1,478)	(1,131)
株主資本合計に占める割合	(0.66%)	(0.78%)	(0.60%)
イールドカーブ全体が100ベース・ポイント低下した場合	1,232	1,463	1,126
株主資本合計に占める割合	0.65%	0.77%	0.59%

確定給付型年金制度

年金債務が、算定可能なキャッシュ・フローを生み出す資産と完全に一致しない限り、当行グループの確定給付型年金制度でも市場リスクが発生する。

資産配分を含む当グループの確定給付型年金制度の詳細については財務書類注記6を、年金リスク管理については、本項後述の「年金リスク」を参照のこと。

親会社だけに適用されるその他の市場リスク指標

市場リスク管理に用いる主なツールは、外国為替リスクに関するVaR、将来のイールドカーブの変動に対するHSBCホールディングスの正味受取利息の予想感応度、および金利リスクに関する金利差のリプライシング一覧表である。

外国為替リスク

2015年にHSBCホールディングスで生じた外国為替VaR合計は、次のとおりであった。

HSBCホールディングス - 外国為替VaR

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
12月31日現在	45.6	29.3
平均	42.3	42.1
最低	32.9	29.3
最高	47.1	50.0

外国為替リスクは、貸し手または借り手の機能通貨建てではなく、金融資産として会計処理される子会社に対する資本性貸付金から概ね発生する。為替レートの差異に起因するこれらの貸付金の帳簿価額の変動は、HSBCホールディングスの損益計算書に直接計上される。これらの貸付金、および関連する為替エクスポージャーの大半は、連結時に消去される。

正味受取利息の感応度

HSBCホールディングスは、金融サービス持株会社に適した金利リスク管理の長期展望を反映して、5年間のNIIの感応度を監視している。これらの感応度では、将来のコール日に払戻しを受けるオプションをHSBCホールディングスが有する保険が、当該コール日に請求される、と仮定している。次の表は、2015年1月1日以降の12ヶ月間の各四半期期首時点で、イールドカーブ全体が世界的に25ベース・ポイント上下した場合に、5年間にわたってHSBCホールディングスの将来のNIIが受ける影響を示したものである。

経営陣が一切対策を講じないと仮定した場合、一連のかかる上昇の結果、翌5年間のNII予想は247百万米ドル増加し（2014年：600百万米ドルの増加）、一連のかかる低下の結果、NII予想は266百万米ドル減少する（2014年：539百万米ドルの減少）計算である。

金利変動に対するHSBCホールディングスの正味受取利息の感応度³⁴

	米ドル圏 百万米ドル	英ポンド圏 百万米ドル	ユーロ圏 百万米ドル	合計 百万米ドル
次のようにイールドカーブが変動した場合の12月31日現在の正味受取利息予想の変動				
2015年				
各四半期期首時点で25ベース・ポイント上昇した場合				
翌0～1年目	57	15	-	72
翌2～3年目	118	43	7	168
翌4～5年目	(23)	43	(12)	8
各四半期期首時点で25ベース・ポイント低下した場合				
翌0～1年目	(57)	(14)	(6)	(77)
翌2～3年目	(118)	(43)	(22)	(183)
翌4～5年目	23	(43)	15	(5)
2014年				
各四半期期首時点で25ベース・ポイント上昇した場合				
翌0～1年目	78	9	2	89
翌2～3年目	281	17	34	332
翌4～5年目	138	17	24	179
各四半期期首時点で25ベース・ポイント低下した場合				
翌0～1年目	(58)	(9)	(1)	(68)
翌2～3年目	(276)	(16)	(12)	(304)
翌4～5年目	(138)	(17)	(12)	(167)

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

上表の金利感応度は想定値で、簡略化されたシナリオに基づいている。表の値は、当グループが予想するイールドカーブ・シナリオ、HSBCホールディングスの現在の金利リスク・プロファイル、および翌5年間の同プロファイルの想定変動に基づく、NIIの仮想変動を示している。翌5年間のリスク・プロファイルに関する仮定が変更されると、その間のNIIの感応度に重大な影響を及ぼす可能性がある。しかし表の値は、かかる金利リスクの軽減を目的として講じられる可能性のある対策の影響を加味していない。

金利リプライシング・ギャップ一覧表

HSBCホールディングスが発行した固定利付証券の金利リスクは、当グループのVaRに算入されていないが、リプライシング・ギャップに基づき管理されている。次の金利リプライシング・ギャップ一覧表は、HSBCホールディングスの貸借対照表における通期の金利ミスマッチ構造を分析したものである。

HSBCホールディングスのリプライシング・ギャップ分析

	合計 百万米ドル	1年以内 百万米ドル	1～5年 百万米ドル	5～10年 百万米ドル	10年超 百万米ドル	無利息 百万米ドル
銀行預金および手許現金						
- HSBCグループ会社への預け金	242	242	-	-	-	-
デリバティブ	2,467	-	-	-	-	2,467
HSBCグループ会社に対する貸付金	44,350	42,661	279	405	-	1,005
HSBCグループ会社への金融投資	4,285	2,985	-	731	-	569
子会社への投資	97,770	-	-	-	-	97,770
その他資産	1,080	-	109	-	-	971
資産合計	150,194	45,888	388	1,136		102,782
HSBCグループ会社に対する債務	(2,152)	(781)	-	-	-	(1,371)
公正価値評価の指定を受けた金融負債	(19,853)	(1,741)	(3,239)	(7,032)	(4,312)	(3,628)
デリバティブ	(2,278)	-	-	-	-	(2,278)
発行済負債証券	(960)	-	-	(963)	-	3
その他負債	(15,895)	-	(3,374)	(3,500)	(9,119)	98
劣後債務	(1,642)	-	-	-	-	(1,642)
資本合計	(107,414)	-	-	-	-	(107,414)
負債および資本合計	(150,194)	(2,522)	(6,613)	(11,495)	(13,332)	(116,232)
金利感応度を招くオフバランス項目	-	(22,748)	5,351	10,722	5,763	912
2015年12月31日現在の正味の金利リスク・ギャップ	-	20,618	(874)	363	(7,569)	(12,538)
金利ギャップ累計額	-	20,618	19,744	20,107	12,538	-
銀行預金および手許現金						
- HSBCグループ会社への預け金	249	-	-	-	-	249
デリバティブ	2,771	-	-	-	-	2,771
HSBCグループ会社に対する貸付金	43,910	41,603	290	1,093	-	924
HSBCグループ会社への金融投資	4,073	3,010	-	731	-	332
子会社への投資	96,264	-	-	-	-	96,264
その他資産	597	-	-	-	-	597
資産合計	147,864	44,613	290	1,824	-	101,137
HSBCグループ会社に対する債務	(2,892)	(1,877)	-	-	-	(1,015)
公正価値評価の指定を受けた金融負債	(18,679)	(850)	(5,472)	(5,400)	(4,263)	(2,694)
デリバティブ	(1,169)	-	-	-	-	(1,169)
発行済負債証券	(1,009)	-	-	(1,013)	-	4
その他負債	(1,415)	-	-	-	-	(1,415)
劣後債務	(17,255)	(779)	(3,766)	(2,000)	(10,195)	(515)
資本合計	(105,445)	-	-	-	-	(105,445)
負債および資本合計	(147,864)	(3,506)	(9,238)	(8,413)	(14,458)	(112,249)
金利						
感応度を招くオフバランス項目	-	(21,525)	7,295	7,400	5,763	1,067
2014年12月31日現在の正味の金利リスク・ギャップ	-	19,582	(1,653)	811	(8,695)	(10,045)
金利ギャップ累計額	-	19,582	17,929	18,740	10,045	-

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員およびシステムの結果または外部事象による当グループの戦略または目的の達成に対するリスクである。

オペレーショナル・リスクを最小限に抑える責任は、HSBCの経営陣と従業員にある。全ての地域、グローバル事業部門、国および機能部門の従業員は、担当する事業および業務活動のオペレーショナル・リスクを管理する必要がある。

オペレーショナル・リスクに関する当グループの現在の方針および実務の概要については、本項後述の「リスク補記」の「オペレーショナル・リスク」を参照のこと。

オペレーショナル・リスク管理の枠組み

HSBCのオペレーショナル・リスク管理の枠組み（以下「ORMF」という。）は、オペレーショナル・リスク管理のための包括的なアプローチである。ORMFの目的は、当グループがオペレーショナル・リスクを十分に特定し、有効に管理し、また取締役会が規定した当グループのリスク選好度内でオペレーショナル・リスクの目標水準が維持されることを確実にすることである。重要なオペレーショナル・リスクに関する当グループのリスク選好度を明確にすることは、HSBCが引き受けようとしているリスク水準を理解する手助けとなる。また、リスク選好度と比較しながらオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを定期的に監視するとともに、リスク引受プロセスを実行することによって、先を見越してリスクを認識し、追加措置の必要性についての経営陣の判断を支援している。

当グループのリスク文化を強化し、ORMFの使用を深く根付かせる活動は、2015年も継続された。特に、より将来視点でのリスクの洞察およびより効果的なORMFの運用のため、当グループはオペレーショナル・リスク管理のプロセス、手順およびツールセットの簡素化を継続した。ORMFは以下に記載された14の主要要素で構成されている。

HSBCのORMFの主要要素



3つの防衛線

HSBCは、ORMFを利用してオペレーショナル・リスクを管理するアプローチを支えるために、活動に基づいた3つの防衛線モデル（業界における最良実務アプローチ）を実施している。それは、毎日のオペレーショナル・リスク管理のために、誰がHSBCにおいて何をするかを明確にしている。

- Y 第一の防衛線はリスクのオーナーであり、リスクを識別、記録、報告および管理する責任を負い、これらのリスクを軽減するための適切な統制および評価が整備されていることを確実にする責任を負う。
- Y 第二の防衛線は、リスクを管理するための方針および指針を定め、効果的なリスク管理について第一の防衛線に助言、指導および建設的な異議申立てを提供する。
- Y 第三の防衛線は、取締役会および経営幹部が当グループの資産、レピュテーションおよび持続可能性を保護する手助けを行う内部監査である。

2015年におけるオペレーショナル・リスク

2015年中、当グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルは、引き続き大部分がコンプライアンス・リスク（主に企業行為関係）であり、当グループでは引き続き過年度に発生した事象に関連して損失を計上している。重要な項目に含まれる企業行為関係費用は、「第3 - 1 業績等の概要」の「企業行為—関連事項」で説明されている。将来の企業行為関係の事件を防止するために、様々な軽減措置が講じられている。

詳細については、本項後述の「コンプライアンス・リスク」を参照のこと。また調査および法的手続の詳細については、財務書類注記40を参照のこと。

オペレーショナル・リスクには、以下が含まれる。

- Y 規制当局との合意および命令の遵守：当グループが米国DPAの下での義務の履行を怠った場合、当グループの業績および経営に重大な悪影響が及ぶおそれがある。監視人の作業は本項前述の「監視人」で説明されており、コンプライアンス・リスクは本項で後述されている。
- Y 業務上の複雑性を発生させる変更の水準：グローバル・リスク管理機能部門は、事業変革の取組みにおいて、当グループの変更の予定を実施する際に、強固な内部統制が維持されることを確実にするため、事業部門幹部と協働する。
- Y 不正リスク：当グループの損失防止の実績は引き続き大部分の市場で強固であるが、バンキングの新たな技術および方法の導入は、新たな攻撃ベクトルが開発されるにつれて、当グループが引き続き不正による攻撃にさらされることを意味している。当グループは、当グループのリスク選好度に従ってこれらのリスクを軽減するために、引き続き監視を強化し、検知統制を強化している。
- Y 情報セキュリティ：当グループの情報インフラと技術インフラのセキュリティは、当グループの銀行業務の維持ならびに顧客およびHSBCのブランドの保護のために非常に重要である。他の金融機関および多国籍企業と同様に、当グループは引き続き、顧客との取引で利用されているウェブサイトのサービス利用可能性に悪影響を与えるおそれのあるDDos（分散サービス妨害）攻撃等のサイバー脅威にさらされ、攻撃の標的となっている。当グループのシステムおよびネットワークへの不正アクセスを防止する内部セキュリティ統制を強化するため、ならびにデジタル・チャネルを活用した当グループの顧客の保護のために適用される統制およびセキュリティの改善のための作業プログラムが進行中である。業界、政府機関および情報プロバイダーとの強固な約束およびサポートが、当グループが現在の展開に遅れないようにするための手助けとなっている。
- Y 第三者リスク管理：当グループは、主要第三者リスクの管理能力（特にベンダー・リスク管理に関して）を強化している。サプライヤー業績管理プログラムが、当グループの最も重要なサプライヤーに対して実施されて

おり、サプライヤーのいずれかが制裁対象リストに含まれた場合、および当グループがそのために取引関係を終了させるべき場合を特定できるように、サプライヤーの審査が設定されている。

その他のオペレーショナル・リスクも、ORMFを使用して監視および管理される。

かかるリスクの性質に関する詳細については、前述の「トップリスクおよび新興リスク」に記載されている。

オペレーショナル・リスク損失の頻度および金額

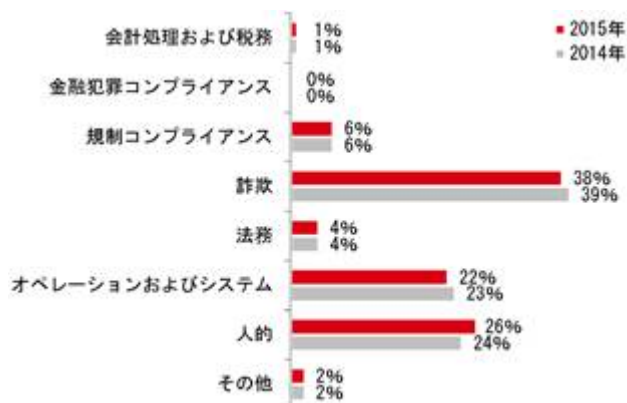
オペレーショナル・リスク事故および関連損失の概略は以下に要約されている。発生頻度および損失総額（米ドル）に関してオペレーショナル・リスク事故の分布を示している。

2015年のオペレーショナル損失は、主要な旧来の企業行為関係の事件に関して発生した損失の減少により、2014年より減少した。当グループの損失合計は、主にPPI契約の誤販売、為替レートの調査および訴訟に関して生じた引当金が原因である。

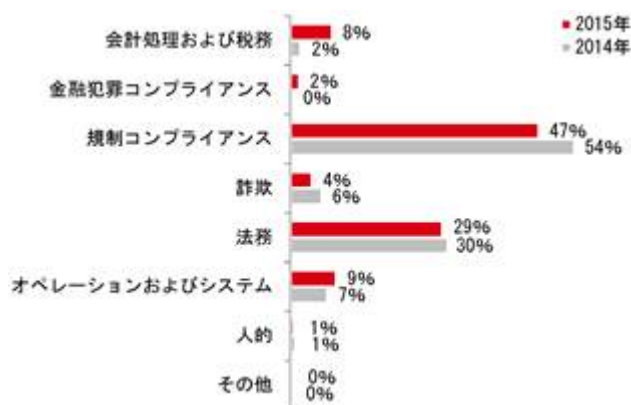
過年度同様に、2015年のオペレーショナル・リスク事故は、頻度が高いが影響が少ない事件、および極めて頻度が少ないが影響の大きい事件で構成されている。

カード詐欺など外部詐欺に起因する損失は、他の種類の事故よりも発生頻度が高いが、関連金額は金額ベースでは通常小さい。2015年の詐欺事件の金額は、統制環境を強化したために、2014年よりも低下した。

リスク・カテゴリー別オペレーショナル・リスクの頻度（個別損失、³10,000米ドル）



リスク・カテゴリー別オペレーショナル・リスク損失の分布（米ドル）



コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクは、AML、テロおよび支援資金供与対策、経済制裁コンプライアンス、贈収賄・汚職防止、事業遂行およびその他の規則に関連したもの等の規則、法令、当グループの方針およびその他の公式な基準の適用を受ける活動から発生する。

マネーロンダリング対策および経済制裁

修正されたグローバルAMLおよび経済制裁に関する方針が2014年に承認された。2015年に、グローバル事業部門および複数の国で、新方針から発生し、これらの方針を当グループの日常業務の中でグローバルに発効させるために必要とされる手続を組み込むことに焦点を当てた新たなAMLおよび経済制裁手続が導入された。このことは、米国DPA要件に対処するための進行中の当グループの取組みを補助する。これらの措置は、より高いまたは最も有効な基準をグローバルに実施する当グループの戦略目標に沿うものであった。当グループのAMLおよび制裁コンプライアンス・プログラムの有効性を評価するために任命された監視人の役割については、本項前述の「監視人」を参照のこと。また、当グループによるグローバル基準実施の進捗状況については、「第2 - 3 事業の内容」の「グローバル基準 - 金融犯罪からの防御」を参照のこと。

贈収賄・汚職防止

贈賄または買収行為は反倫理的であり、違法であり、かつ優れたコーポレート・ガバナンスに反するものである。当グループは、贈収および汚職の防止を確約しており、当グループが事業を営む全ての市場および法域で、適用される贈収賄防止法令の文言および精神を常に適用することを確約している。当グループは、贈収賄および汚職リスクに対処する戦略的プログラムを実施し、HSBCグループの会社、従業員またはその他の関連する人もしくは事業体は、直接的または間接的如何にかかわらず、いかなる形態においても贈収賄に携わりまたはその他贈収賄を促進することを禁止される旨を全ての従業員に明確にする、一連のグローバルな方針を組んでいる。

研修からリスク評価までにわたる贈収賄・汚職防止プログラムは、「発見、阻止および防御」の原則を推進し、これらの原則が平常業務活動の全ての側面に組み込まれていることを確実にするための、一貫性がありかつ標準化された手続の重要性を強調している。

事業遂行

当グループは、顧客に公正な成果をもたらすことおよび金融市場の統合性を守ることは、持続可能なビジネスモデルにとって不可欠であることを認識している。当グループは、当グループの基準を引き上げ、過去の事件に対処するために、以下を含む多くの対策を講じた。

当グループは、（2014年のグローバルな行動アプローチおよび枠組みの承認および実施を受けて）企業行為の管理について、当グループが顧客に公正な成果をもたらし、金融市場の秩序立った透明性のある運営を混乱さ

せない旨の戦略的確約を果すことを確実にすることを目的とした新たなグローバル行動方針を2015年に公表した。

Y 当グループは、企業行為およびHSBCグループが要求する価値観および行動様式に関する伝達プログラムおよび全世界での義務的研修を開始した。

Y 当グループは、商品が顧客ニーズを満たすように設計され、適切な顧客グループに販売されることを一層確実にするために、商品ガバナンス・プロセスを強化した。商品が適当であり続けることを確実にすることを補佐するために、導入後および定期的な見直しが行われる。

Y 当グループは、価値観に基づいた行動様式および良好な行動に連動した業務と報酬に焦点を当てて、販売プロセスおよび販売インセンティブ制度の見直しを行った。

Y 当グループは、監視能力を強化し、疑わしいトレーディング活動および不正行為を発見する能力を強化するための新技術をテストした。

Y 当グループは、金利およびコモディティについて、ベンチマーク作成プロセスへの当グループの関与について、積極的なレビューを実施した。

Y 当グループは、当グループが継続的に改善し顧客により良い成果をもたらすことを確実にするため、顧客体験についての洞察力、苦情の根本原因の分析および苦情処理を見直した。

グローバル事業部門は、行動管理の継続的な有効性を評価し、潜在的な行動上の問題が発生する場合に措置を講じることができるために、同部門に固有の顧客基盤および市場に適切な広範囲の評価基準を使用している。これらの尺度には、販売量、顧客体験および市場の動向に関連した情報が含まれる。

CVCは、企業行為の基準を引き上げ、当グループが支持する行動上の価値観を組み込むための複数の取組みに対する取締役会による監督を行う。

CVCの詳細については、「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

重要な項目に関連する企業行為関連費用の詳細については、「第3 - 1 業績等の概要」の「企業行為 - 関連事項」を参照のこと。

内部告発

当グループは、問題点を効果的に対処することができるように、懸念を表明し、問題点を上申することを従業員に対して積極的に奨励している。大半の場合において、個人はライン管理者またはグローバル人事部門に懸念を表明する。しかし、個人が通常の報告経路が利用不可能または不適切と信じている場合、従業員が個人に対する影響を恐れることなく秘密裏に懸念を明らかにするための代替的な経路が利用可能であることが重要である。これは「内部告発」と呼ばれる。

内部告発を当グループ従業員にとってより易しいものとするために、当グループは、2015年8月にHSBCグループ全体にわたるHSBCコンフィデンシャルを開始して、内部告発者に電話、電子メール、ウェブサイトおよび郵便の選択肢を提供し、既存の内部告発経路を統合するグローバルなプラットフォームを提供した。当グループはまた、会計および内部財務統制または監査の事項に関連する苦情のための外部電子メール・アドレスを維持している（accountingdisclosures@hsbc.com）。提起された事項は、適切な対象事項のチームによって独立した立場から調査され、調査の詳細および講じられた是正措置を含む結果はCVCに報告される。監査、会計および財務報告に対する内部統制に関して提起された事項は、グループ監査委員会に報告される。

保険事業のリスク管理

当グループの保険事業におけるリスクの大部分は引受業務に起因し、財務リスクと保険リスクとに分けることができる。財務リスクには、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが含まれる。保険リスクとは、保険契約者から保険証券の発行体（HSBC）に移転された財務リスク以外のリスクである。

2015年には、保険業務から発生するリスク管理における当グループの方針および慣行に重大な変化はなかった。

保険事業のリスク管理に関するHSBCの方針および慣行、ならびにHSBCが引き受けた主要な契約の要約は、本項後述の「リスク補記」の「保険事業のリスク管理」に記載されている。

HSBCのバンカシュアランス・モデル

当グループは、主に当グループが銀行取引をしている顧客に対して保険商品を提供する総合バンカシュアランス・モデルを運営している。保険商品は、全てのグローバル事業部門を通じて販売されているが、その大部分は、RBWMとCMBによって、世界中の支店や直販チャンネルを通じて販売されている。

当グループが販売している保険契約は、銀行部門の顧客の基本的ニーズに関連するもので、そのニーズは、店舗販売時点の情報や顧客ナレッジを利用することにより判別できる。販売の大半は、貯蓄型商品および投資型商品ならびに定期生命保険および信用生命保険である。

当グループは、個人向けや中小企業向けの業務ラインに主に重点を置くことにより、規模を最善な水準に維持し、個々の保険リスクを分散することができる。

当グループは、事業規模とリスク選好度の評価に基づき、HSBC子会社でこれらの保険証券を引き受けることを選択した。保険の引受けを手掛けることで、引受利益と投資利益の一部を当グループに留めることにより、保険契約の引受けに伴うリスクおよび利益を当グループが保持することが可能となる。

効果的な保険引受事業体になれるほどのリスク選好度と事業規模が当グループにない場合、当グループの銀行ネットワークと直販チャンネルを通じて当グループの顧客に保険商品を販売するため、当グループは外部の数社の大手保険会社と協働する。このような取組みは、一般的に当グループの独占的戦略パートナーと構成され、当グループは、手数料および利益取り分を受け取る。

当グループは、当グループの全ての地理的地域において保険商品を販売している。当グループは、9ヶ国（アルゼンチン、中国、フランス、香港、マレーシア、マルタ島、メキシコ、シンガポール、英国）に生命保険引受子会社を有している。また当グループは、サウジアラビアに生命保険引受関連会社、インドにジョイント・ベンチャーを有している。

ブラジルの生命保険引受会社は、当グループがブラジルでの事業の売却計画を発表した後、当期中売却目的事業として分類されている。

HSBCライフ（英国）の年金事業の売却は、2014年に契約が締結され、2015年8月に完了した。

2015年における保険引受事業のリスク管理

当グループは、保険引受事業のリスク・プロファイルを、経済資本手法を使用して測定する。この手法の下で、資産および負債は市場価値で測定され、必要自己資本は、保険事業のリスクへのエクスポージャーを考慮して、翌年に支払不能となる確率が1/200未満であることを確実にするように保有される。経済資本の計算のための手法は、2016年から適用される新たな汎欧州のソルベンシー 保険資本規制に概ね一致している。

2015年度中、当グループの生命保険引受事業のリスク・プロファイルに大幅な変更はなかったが、ブラジルでの事業売却計画に関する「売却目的処分グループ負債」への振り替えの結果、保険契約に基づく負債が70十億米ドル（2014年：74十億米ドル）まで減少した。

資産と負債の合致

(監査済)

金融リスクおよび保険リスクの両方に対するエクスポージャー（特に生命保険契約）の管理に用いられる主なツールは、資産と負債の合致である。当グループが事業を営む多くの市場では、緊密な資産負債一致戦略を取ることは可能でもなく、適切でもない。特に長期の非連動型保険契約では、このことにより資産と負債との期間の不一致が生じる。ポートフォリオは、期間の不一致を管理するための制限を設定して、予想される負債をサポートするように構築される。

下表は、契約別および地域別の資産と負債の構成を表し、2015年末現在、契約別および地理的地域別の両方で保険契約者に対する負債をカバーするために十分な資産があったことを示している。

2015年12月31日現在、ブラジルの保険事業は、売却目的保有の処分グループとして報告されている。この処分グループの資産および負債は、下表の「その他資産および負債」に含まれている。英国年金事業は、2014年12月31日現在、売却目的保有の処分グループとして報告され、当事業の売却は2015年8月に完了した。その結果、資産合計で6.8十億米ドルおよび負債合計で6.7十億米ドルの認識が中止されている。

当グループの最も重要な生命保険商品は、フランスで発行されたDPF型投資契約および香港で発行されたDPF型保険契約である。

以下の貸借対照表で生じる財務リスクに対する当グループのエクスポージャーは、発行された契約の種類により異なる。ユニット連動型契約については、保険契約者が財務リスクに対するエクスポージャーの大半を負担するが、DPF型契約では、株主（すなわち、HSBC）が、任意参加を活用してエクスポージャーが管理できない場合、財務リスクにさらされる。

その他の全ての契約種類については、財務リスクの大半を株主が負担する。

契約種類別保険引受子会社貸借対照表

(監査済)

	保険契約				投資契約			その他資産およ び負債 ³⁷	合計
	ユニット連動				ユニット連動				
	DPF型契約	型契約	年金	その他 ³⁵	DPF型契約 ³⁶	型契約	その他		
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		
金融資産	31,801	6,569	1,138	6,618	21,720	2,271	3,935	5,531	79,583
- トレーディング 資産	-	-	2	-	-	-	-	-	2
- 公正価値評価の 指定を受けた金融 資産	4,698	6,435	296	563	6,421	2,000	1,859	1,015	23,287
- デリバティブ	49	-	-	4	111	1	29	62	256
- 金融投資 - HTM ³⁸	22,840	-	468	2,334	-	-	1,387	3,050	30,079
- 金融投資 - AFS ³⁸	1,743	-	312	3,685	13,334	-	23	1,233	20,330
- その他金融 資産 ³⁹	2,471	134	60	32	1,854	270	637	171	5,629
再保険資産	202	264	-	951	-	-	-	-	1,417
PVIF ⁴⁰	-	-	-	-	-	-	-	5,685	5,685
その他資産および投資									
不動産	838	1	11	105	888	6	23	4,576	6,448
資産合計	32,841	6,834	1,149	7,674	22,608	2,277	3,958	15,792	93,133
投資契約に基づく負債	-	-	-	-	-	2,256	3,771	-	6,027
- 公正価値評価の 指定を受けた	-	-	-	-	-	2,256	3,771	-	6,027
- 償却原価で計上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保険契約に基づく負債	32,414	6,791	1,082	7,042	22,609	-	-	-	69,938
繰延税金 ⁴¹	11	-	11	3	-	-	-	1,056	1,081
その他負債	-	-	-	-	-	-	-	5,553	5,553
負債合計	32,425	6,791	1,093	7,045	22,609	2,256	3,771	6,609	82,599
資本合計	-	-	-	-	-	-	-	10,534	10,534
2015年12月31日現在の									
負債および資本の									
合計 ⁴²	32,425	6,791	1,093	7,045	22,609	2,256	3,771	17,143	93,133

	保険契約				投資契約			その他資産お よび負債 ³⁷	合計
	ユニット連動				ユニット連動				
	DPF型契約 百万米ドル	型契約 百万米ドル	年金 百万米ドル	その他 ³⁵ 百万米ドル	DPF型契約 ³⁶ 百万米ドル	型契約 百万米ドル	その他 百万米ドル		
金融資産	29,040	11,278	1,517	6,253	24,238	2,561	4,322	5,732	84,941
- トレーディング 資産	-	-	3	-	-	-	-	-	3
- 公正価値評価の 指定を受けた金融 資産	4,304	11,111	533	782	6,346	2,223	1,684	1,713	28,696
- デリバティブ	12	1	-	1	101	1	10	73	199
- 金 融 投 資 - HTM ³⁸	18,784	-	542	1,019	-	-	1,444	2,494	24,283
- 金 融 投 資 - AFS ³⁸	2,368	-	344	4,148	15,677	-	363	1,318	24,218
- その他金融 資産 ³⁹	3,572	166	95	303	2,114	337	821	134	7,542
再保険資産	190	262	-	617	-	-	-	2	1,071
PVIF ⁴⁰	-	-	-	-	-	-	-	5,307	5,307
その他資産および投資 不動産	698	328	23	107	831	7	26	7,383	9,403
資産合計	29,928	11,868	1,540	6,977	25,069	2,568	4,348	18,424	100,722
投資契約に基づく負債	-	-	-	-	-	2,542	4,155	-	6,697
- 公正価値評価の 指定を受けた	-	-	-	-	-	2,542	3,770	-	6,312
- 償却原価で計上	-	-	-	-	-	-	385	-	385
保険契約に基づく負債	29,479	11,820	1,473	6,021	25,068	-	-	-	73,861
繰延税金 ⁴¹	12	-	11	18	-	-	-	1,180	1,221
その他負債	-	-	-	-	-	-	-	8,577	8,577
負債合計	29,491	11,820	1,484	6,039	25,068	2,542	4,155	9,757	90,356
資本合計	-	-	-	-	-	-	-	10,366	10,366
2014年12月31日現在の 負債および資本の 合計 ⁴²	29,491	11,820	1,484	6,039	25,068	2,542	4,155	20,123	100,722

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

地理的地域別保険引受子会社貸借対照表⁴³

(監査済)

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
金融資産	26,897	51,087	1,599	79,583
- トレーディング資産	-	-	2	2
- 公正価値評価の指定を受けた金融資産	9,987	12,668	632	23,287
- デリバティブ	163	93	-	256
- 金融投資 - HTM ³⁸	-	29,496	583	30,079
- 金融投資 - AFS ³⁸	14,525	5,503	302	20,330
- その他金融資産 ³⁹	2,222	3,327	80	5,629
再保険資産	287	1,122	8	1,417
PVIF ⁴⁰	807	4,761	117	5,685
その他資産および投資不動産	919	1,358	4,171	6,448
資産合計	28,910	58,328	5,895	93,133
投資契約に基づく負債：				
- 公正価値評価の指定を受けた	1,376	4,651	-	6,027
- 償却原価で計上	-	-	-	-
保険契約に基づく負債	24,699	43,975	1,264	69,938
繰延税金 ⁴¹	274	767	40	1,081
その他負債	832	974	3,747	5,553
負債合計	27,181	50,367	5,051	82,599
資本合計	1,729	7,961	844	10,534
2015年12月31日現在の負債および資本の合計⁴²	28,910	58,328	5,895	93,133

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
金融資産	30,178	47,443	7,320	84,941
- トレーディング資産	-	-	3	3
- 公正価値評価の指定を受けた金融資産	10,610	12,497	5,589	28,696
- デリバティブ	172	27	-	199
- 金融投資 - HTM ³⁸	-	23,546	737	24,283
- 金融投資 - AFS ³⁸	16,947	6,464	807	24,218
- その他金融資産 ³⁹	2,449	4,909	184	7,542
再保険資産	308	748	15	1,071
PVIF ⁴⁰	711	4,175	421	5,307
その他資産および投資不動産	7,650	1,145	608	9,403
資産合計	38,847	53,511	8,364	100,722
投資契約に基づく負債：				
- 公正価値評価の指定を受けた	1,585	4,727	-	6,312
- 償却原価で計上	-	-	385	385
保険契約に基づく負債	27,312	39,990	6,559	73,861
繰延税金 ⁴¹	273	806	142	1,221
その他負債	7,932	460	185	8,577
負債合計	37,102	45,983	7,271	90,356
資本合計	1,745	7,528	1,093	10,366
2014年12月31日現在の負債および資本の合計⁴²	38,847	53,511	8,364	100,722

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

保険事業の資本合計推移

(監査済)

	資本合計	
	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
1月1日現在	10,366	9,700
PVIFの変動 ⁴⁰	799	261
純資産収益率	410	1,835
資本取引	(468)	(673)
子会社/ポートフォリオの売却	(13)	1
為替差損益他	(560)	(758)
12月31日現在	10,534	10,366

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

財務リスク

(監査済)

財務リスクの性質の内容および管理方法は、本項後述の「リスク補記」の「財務リスク」に記載されている。

財務リスクは以下に分類される。

- ・ 市場リスク - 金利、信用スプレッド、外国為替、株価等の変数の変動に伴う金融資産の公正価値または将来のキャッシュ・フローの変化によってもたらされるリスク。
- ・ 信用リスク - 第三者が債務履行を怠ることによってもたらされる財務損失のリスク。
- ・ 流動性リスク - 現金化できる資産が不足し、期日到来時に保険契約者に支払いができなくなるリスク。

以下の表は、保険を引き受ける当グループ子会社が2015年12月31日現在保有する資産を契約種類別に分析したもので、財務リスクに対するエクスポージャーの概要を示している。ユニット連動型保険契約では、当該契約に対応する投資の価値に基づいて算定された給付金が保険契約者に支払われる。このような契約の場合、当グループは、通常、資産の評価を公正価値で指定している。これに対し非連動型保険契約では、資産の分類は、対象の契約の性格によって変わる。

保険引受子会社が保有する金融資産
(監査済)

	ユニット連動型 保険契約 ⁴⁴ 百万米ドル	非連動型保険契約 ⁴⁵ 百万米ドル	その他の資産 ³⁹ 百万米ドル	合計 百万米ドル
トレーディング資産				
負債証券	-	2	-	2
公正価値評価の指定を受けた金融資産	8,435	13,837	1,015	23,287
短期国債	-	146	56	202
負債証券	448	3,547	228	4,223
持分証券	7,987	10,144	731	18,862
金融投資				
満期保有目的：負債証券	-	27,029	3,050	30,079
売却可能：	-	19,097	1,233	20,330
- 負債証券	-	19,097	1,177	20,274
- 持分証券	-	-	56	56
デリバティブ	1	193	62	256
その他の金融資産 ³⁹	404	5,054	171	5,629
金融資産合計(2015年12月31日現在)⁴²	8,840	65,212	5,531	79,583

トレーディング資産				
負債証券	-	3	-	3
公正価値評価の指定を受けた金融資産	13,334	13,649	1,713	28,696
短期国債	-	40	16	56
負債証券	4,589	3,507	618	8,714
持分証券	8,745	10,102	1,079	19,926
金融投資				
満期保有目的：負債証券	-	21,789	2,494	24,283
売却可能：	-	22,899	1,319	24,218
- 負債証券	-	22,899	1,290	24,189
- 持分証券	-	-	29	29
デリバティブ	2	124	73	199
その他の金融資産 ³⁹	503	6,905	134	7,542
金融資産合計(2014年12月31日現在)⁴²	13,839	65,369	5,733	84,941

注記については、後述の「リスク注記」を参照のこと。

2015年12月31日現在、金融資産の約69%（2014年：67%）は負債証券に、24%（2014年：24%）は持分証券に、それぞれ投資されていた。

ユニット連動型保険契約では、保険料収入から徴収された費用を差し引いた値が、資産ポートフォリオに投資される。当グループは、負債に連動する分別されたファンドまたはポートフォリオにおいて適切な資産を保有することにより、保険契約者に代わって、これらの商品の財務リスクを管理している。2015年末現在、これらの資産が、当グループの保険引受子会社の金融資産合計に占める割合は、11%であった（2014年：16%）。

71十億米ドル（2014年：71十億米ドル）の残りの資産については、財務リスクは、株主のみのため、またはDPF型保険契約の場合には、株主と保険契約者の両方のために管理される。これらの資産は、主にアジアおよびフランスにおける業務に関連する。

市場リスク

(監査済)

商品の負債とそれを裏付ける投資資産の間でミスマッチが生じる場合に、市場リスクが発生する。例えば、資産と負債間の利回りや満期のミスマッチにより、金利リスクが生じる。

保険商品および投資商品の受取金は主に債券へ投資される。一部は、株式、不動産、プライベート・エクイティおよびヘッジファンドなどの他の資産クラスにも配分され、収益の強化機会を顧客に提供する。かかる資産のポートフォリオは、市場価格の変動リスクにさらされ、保険契約者に支払われる賞与に完全に反映されない場合、株主資金に影響する。

長期保険商品または投資型商品に、保証付給付が含まれていることもある。例えば年金型支払など固定保証付給付は、保険契約に基づく負債の計算の一部として引き当てられる。

保険契約者に対する負債に一致させることが義務付けられている株式資本リスクは、現在の利回りが長期的に保証された水準を下回る場合、保証付財務収益を提供する商品で増加する。引当金は、確率論的モデルによって計算され、保証費用に対して引き当てられる。現地法で義務付けられる場合、これらの引当金は保険契約に基づく負債の一部として保有される。残りは、関連商品に係るPVIFの控除として会計処理される。下記の表は、保証費用に対して保有されている引当金合計、これらの商品を裏付ける資産に対する投資収益の範囲、および保証を満たすことを可能とする示された投資収益を示している。

いくつかのポートフォリオについて提供された金融保証は、それを裏づける資産の現在の利回りを超過している。主に2015年のフランスにおける利回りの上昇および金利パラメータの更新により、保証費用は748百万米ドル（2014年：777百万米ドル）まで減少した。この変更に従い、クローズ型ポートフォリオの保証費用は、主に再投資利回り仮定の上昇のために、2.0%～4.0%および4.1%～5.0%のカテゴリーで減少した。さらに、現在の利回り4.1%に対し、保証利率5.0%のクローズ型ポートフォリオが香港にある。

財務リターンの保証⁴²

（監査済）

	2015年			2014年		
	保証により 示される 投資収益 %	現在の利回り %	保証費用 百万米ドル	保証により 示される 投資収益 %	現在の利回り %	保証費用 百万米ドル
自己資本	0.0	0.0 - 3.8	85	0.0	0.0 - 3.5	81
名目年間収益	0.1 - 1.9	3.9 - 3.9	4	0.1 - 2.0	3.6 - 3.6	6
名目年間収益 ⁴⁶	2.0 - 4.0	3.8 - 4.0	603	2.1 - 4.0	3.5 - 4.1	646
名目年間収益	4.1 - 5.0	3.8 - 4.1	28	4.1 - 5.0	3.5 - 4.1	30
実質年間収益 ⁴⁷	0.0 - 6.0	5.9 - 6.1	28	0.0 - 6.0	4.7 - 7.5	14
12月31日現在			748			777

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

次の表は、金利、株価および為替レートに関する特定のシナリオが、当グループの当期利益と保険引受子会社の資本合計に及ぼす影響を示したものである。

適切な場合、税引後当期純利益と資本に係る感応度テストの影響は、PVIFへのストレスの影響を組み込む。利益および自己資本合計とリスク要因が非線形関係にあるため、開示された結果から推定して、異なる度合いのストレスに対する感応度を測定するべきではない。同一の理由から、ストレスの影響は上方と下方とでは対称ではない。感応度は、市場環境の変動影響を軽減する可能性のある経営管理上の対応の影響を考慮する前に表示されている。表示されている感応度は、市場金利の変動に対応して起こる可能性がある保険契約者行動の不利な変動を考慮している。

イールドカーブの上方/下方への100ベース・ポイント平行移動の税引後当期純利益への影響は、2015年には2014年から減少したが、これは主にフランスにおける利回りの上昇および金利パラメータの更新による。低利回り環境下では、上記のオプションと保証の予想コストは、イールドカーブの動きに特に敏感に反応する。売却可能債券の市場価値もまた、イールドカーブの動きに対する感応度が高く、そのため、資本の部に対するストレスも反対の方向に大きくなる。

HSBCの保険引受子会社の市場リスク要因に対する感応度

(監査済)

	2015年		2014年	
	税引後当期純 利益への影響 百万米ドル	資本合計への 影響 百万米ドル	税引後当期純 利益への影響 百万米ドル	資本合計への 影響 百万米ドル
イールドカーブが100ベース・ポイント上方に平行移動	39	(474)	290	(345)
イールドカーブが100ベース・ポイント下方に平行移動 ⁴⁸	(213)	404	(549)	214
株価が10%上昇	176	176	180	180
株価が10%下落	(158)	(158)	(153)	(153)
全通貨に対し米ドル・レートが10%上昇	16	16	54	54
全通貨に対し米ドル・レートが10%下落	(16)	(16)	(54)	(54)

信用リスク

(監査済)

信用リスクは、債務不履行を通じて損失を引き起こし、主に非連動型保険契約および株主資金を裏付ける債券ポートフォリオ54十億米ドル（2014年：53十億米ドル）に係る信用スプレッドの変動を通じて、当グループの損益計算書および貸借対照表の数値に変動をもたらす。

信用スプレッドの増加による資産価値の影響に対する当グループの保険子会社の税引後当期純利益の感応度（以下に記載される方法によりモデル化された）は、2百万米ドル（2014年：7百万米ドル）の減少であった。資本合計の感応度は、10百万米ドル（2014年：9百万米ドル）の減少であった。当グループの保険子会社が保有する負債証券の大半は満期保有または売却可能のいずれかに分類されているため、感応度は相対的に小さい。従って、かかる金融投資の公正価値の変動は、減損がない場合、税引後当期純利益（または満期保有証券の場合は資本合計）に影響を及ぼさない。当グループでは、信用スプレッドの1日の変動に基づき、2年間にわたる感応度を算出する。信用レベルは、当グループのVaRと一致して、99%が適用されている。

信用の質

(監査済)

下記の表は、当グループの保険事業で保有する短期国債およびその他の適格証券ならびに負債証券を信用の質を示す内部指標別に分析したものである。

この表には、非連動型の保険契約負債および投資契約債務ならびに株主資金の裏付けとしての資産のみが含まれる。これは、ユニット連動型債務の裏付けとしての資産の財務リスクのほとんどは、保険契約者が担っているからである。この表に記載される資産の85.4%（2014年：84.8%）が「優」に分類される投資先に投資されている。

5段階の信用の質の分類の定義については、本項後述の「リスク補記」の「信用の質の分類」を参照のこと。

HSBCの保険引受会社が保有する短期国債その他の適格債券および負債証券

(監査済)

	延滞でも減損でもない				
	優 百万米ドル	良 百万米ドル	可 百万米ドル	要管理 百万米ドル	合計 百万米ドル
非連動型の保険契約および投資契約に基づく裏付負債					
トレーディング資産 - 負債証券	-	-	2	-	2
公正価値評価の指定を受けた金融資産	2,719	406	300	268	3,693
- 短期国債およびその他の適格債券	130	-	-	16	146
- 負債証券	2,589	406	300	252	3,547
金融投資 - 負債証券	39,741	4,333	1,886	166	46,126
	42,460	4,739	2,188	434	49,821
裏付株主資金 ⁴⁹					

公正価値評価の指定を受けた金融資産	138	22	20	104	284
- 短期国債およびその他の適格債券	8	-	-	48	56
- 負債証券	130	22	20	56	228
金融投資 - 負債証券	3,827	201	199	-	4,227
	3,965	223	219	104	4,511
合計⁴²					
トレーディング資産 - 負債証券	-	-	2	-	2
公正価値評価の指定を受けた金融資産	2,857	428	320	372	3,977
- 短期国債およびその他の適格債券	138	-	-	64	202
- 負債証券	2,719	428	320	308	3,775
金融投資 - 負債証券	43,568	4,534	2,085	166	50,353
2015年12月31日現在	46,425	4,962	2,407	538	54,332
非連動型の保険契約および投資契約に基づく裏付負債					
トレーディング資産 - 負債証券	3	-	-	-	3
公正価値評価の指定を受けた金融資産	2,550	530	214	255	3,549
- 短期国債およびその他の適格債券	5	-	-	35	40
- 負債証券	2,545	530	214	220	3,509
金融投資 - 負債証券	38,515	4,312	1,662	200	44,689
	41,068	4,842	1,876	455	48,241
裏付株主資金⁴⁹					
公正価値評価の指定を受けた金融資産	214	322	30	69	635
- 短期国債およびその他の適格債券	-	-	-	16	16
- 負債証券	214	322	30	53	619
金融投資 - 負債証券	3,378	196	154	54	3,782
	3,592	518	184	123	4,417
合計⁴²					
トレーディング資産 - 負債証券	3	-	-	-	3
公正価値評価の指定を受けた金融資産	2,764	852	244	324	4,184
- 短期国債およびその他の適格債券	5	-	-	51	56
- 負債証券	2,759	852	244	273	4,128
金融投資 - 負債証券	41,893	4,508	1,816	254	48,471
2014年12月31日現在	44,660	5,360	2,060	578	52,658

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

信用リスクは、引き受けた保険リスクを再保険会社に譲渡する場合にも生じる。再保険会社に譲渡された負債の内訳および発行済再保険の回収の信用の質別の分析は、以下に示されている。本項後述の「リスク補記」の「保険リスク」に記載されている再保険契約に基づく、第三者に対する当グループのエクスポージャーは、当表に含まれている。

保険契約に基づく負債の再保険会社の持分⁴²

(監査済)

	延滞でも減損でもない				延滞であるが 減損ではない	合計
	優 百万米ドル	良 百万米ドル	可 百万米ドル	要管理 百万米ドル	百万米ドル	
ユニット連動型保険	84	179	-	-	-	263
非連動型保険 ⁵⁰	1,102	4	9	-	-	1,115
2015年12月31日現在	1,186	183	9	-	-	1,378
再保険債務者	19	3	-	-	17	39
ユニット連動型保険	75	185	-	-	-	260
非連動型保険 ⁵⁰	751	11	10	-	-	772
2014年12月31日現在	826	196	10	-	-	1,032
再保険債務者	11	6	-	-	21	38

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

流動性リスク

(監査済)

以下の表は、2015年12月31日現在の保険契約負債の割引前予想キャッシュ・フローと投資契約負債の残存契約期間を示したものである。流動性リスクは、当グループの大部分の契約で保険契約者と共同負担され、ユニット連動型契約の場合は、全て保険契約者が負担する。

ブラジルの保険事業を売却可能として分類したために、保険負債に関する非割引予想キャッシュ・フローは(5.1)十億米ドル減少している。しかし、2015年12月31日現在の保険契約の予想満期のプロファイルは、2014年と同程度のままである。

保険契約負債の予想残存期間⁴²

(監査済)

	予想キャッシュ・フロー(割引前)				合計 百万米ドル
	1年以内 百万米ドル	1年から5年 百万米ドル	5年から15年 百万米ドル	15年超 百万米ドル	
ユニット連動型保険	549	2,164	5,945	11,080	19,738
非連動型保険 ⁵⁰	3,715	15,131	30,596	32,336	81,778
2015年12月31日現在	4,264	17,295	36,541	43,416	101,516
ユニット連動型保険	709	3,280	9,243	14,544	27,776
非連動型保険 ⁵⁰	3,504	12,718	29,905	33,108	79,235
2014年12月31日現在	4,213	15,998	39,148	47,652	107,011

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

投資契約負債の残存契約期間

(監査済)

	保険引受子会社による投資契約負債			
	ユニット連動型投資契約 百万米ドル	DPF型投資契約 百万米ドル	その他の投資契約 百万米ドル	合計 百万米ドル
残存契約期間：				
- 期日未設定 ⁵¹	1,160	22,609	3,747	27,516
- 期限到来が1年以内	136	-	24	160
- 期限到来が1年超5年以内	117	-	-	117
- 期限到来が5年超10年以内	170	-	-	170
- 期限到来が10年超	673	-	-	673
2015年12月31日現在	2,256	22,609	3,771	28,636
残存契約期間：				
- 期日未設定 ⁵¹	1,298	25,068	3,765	30,131
- 期限到来が1年以内	151	-	389	540
- 期限到来が1年超5年以内	133	-	-	133
- 期限到来が5年超10年以内	194	-	-	194
- 期限到来が10年超	766	-	-	766
2014年12月31日現在	2,542	25,068	4,154	31,764

ほとんどの場合、保険契約者には随時契約を解約し、解約払戻金を受け取る選択権がある。こうした解約返戻金は、表示された金額と比べ著しく低い場合がある。

保険リスク

保険リスクとは、保険契約者から保険証券の発行体（すなわち、HSBC）に移転された、財務リスク以外の損失リスクである。保険リスクは、主に有効な保険契約に基づく負債で測定される。

当グループが直面する主たるリスクとは、保険金および給付金を含む契約の費用が時間の経過とともに保険料合計額および受領した投資収益を上回る可能性があることである。保険金および給付の費用は、死亡率および罹患率の経験値、失効率および解約率等、多くの要因によって変動する可能性がある。以下の表は、当グループの生命保険リスク・エクスポージャーを地理的地域別および契約種類別に分析したものである。保険リスク・プロファイルおよび関連するエクスポージャーは、2014年12月31日現在と概ね一貫するものであった。

保険リスクの分析 - 保険契約に基づく負債⁴³

(監査済)

	欧州 百万米ドル	アジア 百万米ドル	中南米 百万米ドル	合計 百万米ドル
非連動型保険 ⁵⁰	749	38,525	1,264	40,538
- DPF型保険契約 ⁵²	343	32,071	-	32,414
- 信用生命保険	49	80	-	129
- 年金保険	69	108	905	1,082
- その他 ⁵³	288	6,266	359	6,913
ユニット連動型保険	1,341	5,450	-	6,791
DPF型投資契約 ^{36,52}	22,609	-	-	22,609
2015年12月31日現在における保険契約に基づく負債	24,699	43,975	1,264	69,938
非連動型保険 ⁵⁰	829	34,261	1,883	36,973
- DPF型保険契約 ⁵²	367	29,112	-	29,479
- 信用生命保険	56	87	-	143
- 年金保険	71	127	1,275	1,473
- その他 ⁵³	335	4,935	608	5,878
ユニット連動型保険	1,415	5,729	4,676	11,820
DPF型投資契約 ^{36,52}	25,068	-	-	25,068
2014年12月31日現在における保険契約に基づく負債	27,312	39,990	6,559	73,861

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

当グループの最も重要な生命保険商品は、香港で発行されたDPF型保険契約、フランスで発行されたDPF型投資契約、ならびに中南米、香港および英国で発行されたユニット連動型保険契約である。

非経済的仮定に対する感応度

(監査済)

生命保険引受事業体に関する保険契約準備金およびPVIFは、死亡率および／または罹患率、失効率および経費率などの非経済的仮定を参照して決定される。以下の表は、当グループの全ての保険引受子会社の同日における非経済的仮定の合理的に起こりうる変動に対する、利益および資本合計の感応度を示している。

通常、死亡率および罹患率のリスクは、生命保険契約に関連する。死亡率または罹患率の上昇による利益への影響は、引き受けた事業の種類に左右される。死亡率および罹患率に対する当グループの最大のエクスポージャーは、フランスおよび香港に存在する。

失効率に対する感応度は、引き受けた事業の種類に左右される。保険契約については、保険金請求は、受取保険料および債務を裏付ける投資ポートフォリオで稼得した利益により資金調達される。定期保険ポートフォリオについては通常、失効率の上昇は、失効した保険による将来の利益がなくなるために、利益に対して不利な影響を与える。しかし、保険解約手数料があるために、契約の失効が利益にプラスの影響を与える契約もある。フランス、香港およびシンガポールは、失効率の変動に対して、当グループの感応度が最も高い地域である。

経費率のリスクは、保険契約の管理費用の変動に対するエクスポージャーである。費用の上昇を保険契約者に転嫁できない場合、経費率の上昇は、当グループの利益に不利な影響を及ぼすことになる。

感応度分析

(監査済)

	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
12月31日現在の税引後当期純利益および資本合計への影響		
死亡率および／または罹患率が10%上昇	(70)	(65)
死亡率および／または罹患率が10%低下	75	72
失効率の10%上昇	(90)	(108)
失効率の10%低下	102	122
経費率の10%上昇	(85)	(106)
経費率の10%低下	83	106

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

その他の重要なリスク

レピュテーション・リスク、受託者責任関連のリスク、年金リスクおよびサステナビリティ・リスクに関する当グループの現在の方針および慣行の要約は、「リスク補記」の「レピュテーション・リスク」、「受託者責任関連のリスク」、「年金リスク」および「サステナビリティ・リスク」に記載されている。

レピュテーション・リスク

レピュテーション・リスクとは、当グループ自身、その従業員またはそれが関係する者による事象、行動、作為または不作為の結果、ステークホルダーの期待を充足できず、ステークホルダーをして当グループに関し消極的な見解を抱かせることとなる可能性があるリスクをいう。これは、信頼の喪失またはその他の結果を生じさせる財務的または非財務的な影響がある可能性がある。

レピュテーション・リスクは、事実が否かにかかわらず、ステークホルダーの認識に関連している。ステークホルダーの期待は常に変化しているため、レピュテーション・リスクは動的であり、地理的地域、グループおよび個人によって異なる。世界的な銀行として、当グループは各法域において自ら設定した高い基準で事業を営むことに対する揺るぎないコミットメントを有している。誠実性、法令遵守、顧客サービスまたは業務効率に関する水準の欠如は、潜在的なレピュテーション・リスクを表す。

米国DPAの要求に対処するための方策、ならびに当グループのAML制裁およびその他の規制コンプライアンスの枠組みを強化するための他の方策が数多く実施されており、また現在進行中である。これらの方策は、時間の経過とともに当グループのレピュテーション・リスクの管理を強化する役割も果たすと考えられる。グローバル基準の詳細については、「第2 - 3 事業の内容」の「グローバル基準 - 金融犯罪からの防御」および本項前述の「コンプライアンス・リスク」を参照のこと。

予想可能なレピュテーション・リスクまたは損害を検討し軽減していない場合、当グループは、いかなる事業、活動または提携への意識的な関与も、一切容認しない。当グループにマイナスの影響を与えうる問題について、自由な議論および上申を妨げるものがあってはならない。事業活動のあらゆる点においてある程度のリスクがあるが、HSBCのレピュテーションを損なう可能性を適切に検討することが、全ての事業上の決定の一部でなければならない。

2015年に、当グループは、レピュテーション・リスクのサブ機能を再構築し、レピュテーション・リスク管理についての重点を強化した。当グループに対するレピュテーション・リスクに係る事業に対し個別のアドバイザー・サービスを提供し、金融犯罪対策および規制コンプライアンス・チームと協働して可能な場合はかかるリスクを軽減するため、当ユニットの権限は拡大され、その位置付けが改善された。

受託者責任関連のリスク

受託者責任関連のリスクは、当グループが受託人や投資運用者としての受託者の地位において、または法規で定められているところに従い、受託者の立場で行動する場合の、当グループの受託者責任違反によるリスクである。

受託者責任とは、HSBCが第三者に代わって資産を保有し、管理し、監督し、または責任担う場合に、高い注意基準で誠実に行動するという法律上および／または規制上の義務を伴う責務である。受託者は、第三者の利益のために決定を行い、活動しなければならない、当グループのニーズより先に、顧客の要望とニーズを優先しなければならない。

かかる責務に従って行動しなかったことにより生じた損害または他の罰金について、当グループは責務を負う可能性がある。受託者責任は、当グループが本人に代わり代理人として活動する場合など他の状況でも生じる可能性がある。ただし、受託者責任が特に除外されている場合を除く（例、代理人任命契約に基づく場合）。

当グループの主たる受託事業（「受託事業」）では、関連リスクを監視するために、受託限度、主要なリスク指標および主要業績指標を設定している。

年金リスク

当グループは、世界中で多くの確定給付型年金制度および確定拠出年金制度を運用している。当グループの年金リスクのほとんどは確定給付制度から生じる。その最大のものは、HSBCバンク（英国）年金制度（以下「プリンシパル・プラン」という。）である。

2015年12月31日現在、当グループの確定給付型年金債務総額は、38十億米ドル（2014年：42十億米ドル）であり、貸借対照表上の純資産は、3.1十億米ドル（2014年：2.7十億米ドル）である。プリンシパル・プランは、当グループの年金リスクの最大の拠出者であり、当グループの確定給付型年金債務に28十億米ドル、純資産に5.0十億米ドルを拠出している。

プリンシパル・プラン

プリンシパル・プランは、確定給付制度部分と確定拠出制度部分の両方を有し、法人受託者によって監督されている。この受託者は年金制度の運営に関して受託責任を負っている。別途記載のない限り、当セクションは、確定給付制度に関係する。

プリンシパル・プランの投資戦略は、資産の大半を債券で保有し、残りを多様な範囲の投資で運用することである。それには、金利リスクおよびインフレ・リスク水準を低減するための、金利スワップおよびインフレ・スワップも含まれる（財務書類注記41を参照のこと）。期末のプリンシパル・プランの資産配分目標は、以下の表に示されている。

プリンシパル・プラン - 資産配分目標

	2015年	2014年
	%	%
株式 ⁵⁴	19.4	19.4
債券	64.5	64.5
代替資産 ⁵⁵	10.6	10.6
不動産	5.5	5.5
現金 ⁵⁶	-	-
12月31日現在	100.0	100.0

注記については、本項後述の「リスク注記」を参照のこと。

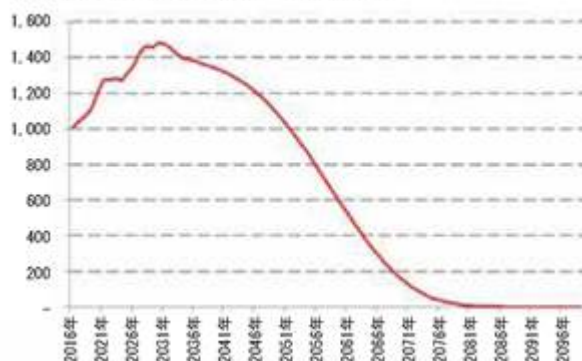
プリンシパル・プランの直近の保険数理評価は、2011年12月31日現在で、ウィリス・タワーズ・ワトソン・リミテッドの英国アクチュアリー会会員であるC.G.シンガーにより行われた。同日現在、当制度の資産の市場価値は18十億ポンド（28十億米ドル）であった（確定給付および確定拠出部分の両方、ならびに追加の任意拠出に関する資産を含む）。この資産価値は、同日までに稼得した年金に基づき、かつ将来の予想昇給を容認する、将来の予想給付支払全額に充当するために必要であると保険数理士が述べた数字と同額である。過不足がなかったために、当行は追加拠出を払う必要がなかった。

この評価を実施する際、当制度からの将来の予想年金支払は、以下の仮定によって想定されている。

- ¥ 将来のインフレは、2011年12月31日現在の小売物価指数（以下「RPI」という。）スワップの損益分岐カーブと一致すると想定
- ¥ 昇給は、毎年のRPIを0.5%上回ると想定
- ¥ 年金は、RPIに伴い増加すると想定
- ¥ 予想キャッシュ・フローは、2011年12月31日現在のLiborスワップ・カーブに投資戦略の予想収益のマージン（年1.6%）を加算した利率で割り引かれる
- ¥ 死亡率の仮定は、SAPS S1シリーズの表に基づき、過去6年間（2006年から2011年）の当制度の実際の死亡率の実績を反映するために調整して設定される
- ¥ 死亡率は、継続死亡率調査委員会の中核予想の改善に関する標準表に沿って、将来さらに改善することを想定しているが、長期的な改善率は男性で年率2%、女性で年率1.5%を下回らないとの追加の仮定も加味される。

2016年から確定給付部門からの支払いが見込まれる給付は、以下の図に示されている。

将来の給付金支払額（百万米ドル）



2011年12月31日の評価の一環として、保険数理士は、プリンシパル・プランが中止され、保険会社が将来の支払全額の保証を求められた場合に、プリンシパル・プランの債務を充当するために必要な金額も評価した。当プランが大きく、保険会社がプラン全体に関してこれを行うことが可能である可能性は小さいために、実務上は、受託会社がHSBCからの追加のサポートなしに当プランの運用を続けることになる。この手法に基づき必要な資産の金額は、26十億ポンド（41十億米ドル）と見積もられた。従業員がさらに長生きし、受託会社がよりリスクの小さい投資戦略を採用して、主に予想投資収益が低い英国債に投資すると仮定したために、この金額は前回の見積りよりも多い。これには、当プランの将来の管理費用に関する明確な引当金も含まれている。

HSBCと受託会社は、プリンシパル・プランの投資戦略が時間とともによりリスクの小さいものになると予想する一般的な枠組みを策定した。これは、ターゲット・マッチング・ポートフォリオ（以下「TMP」という。）と呼ばれ、予想給付支払いのプロファイルと緊密に一致した投資を含む。TMPへ向けた前進は、投資収益またはHSBCからの追加拠出により達成される。2013年、HSBCは一般的枠組みに対する拠出として、2013年、2014年、2015年の各年に64百万ポンド（95百万米ドル）、2016年に128百万ポンド（190百万米ドル）を行うことに合意した。追加拠出が将来年度に実施されることが合意され、それは一般的枠組みの継続的な履行とつながっている。

2014年12月31日の評価が、受託会社と大筋で合意され、その法的期限である2016年3月31日までに決着が見込まれる。最終的な合意の結果は、受託会社の慎重な保険数理上の仮定に基づき、2014年12月31日の評価日現在で約500百万ポンド（741百万米ドル）の超過となるべきである。一般的な枠組みの履行が継続されるため、将来の拠出に係る条件は除去される。その結果、以下の支払いが将来行われることになる。2017年、2018年、2019年の各年に64百万ポンド（95百万米ドル）、2020年、2021年の各年に160百万ポンド（237百万米ドル）。これにより、以前合意された金額に追加のものとして、2016年から2021年に合計640百万ポンド（949百万米ドル）が支払われることとなる。

プリンシパル・プランは2015年に変更され、6月30日から、加入者は将来の確定給付への積立を中止した。2015年6月30日までに積み立てられた確定給付型年金は、加入者が当行の従業員である間、消費者物価指数（以下「CPI」）に基づき、従業員の給与との連携を保つ。サブコ・グループの創設を支え、移管された従業員が既存の年金給付を維持することを確実にするために、プリンシパル・プランに、分別された資産および負債を持つ新しい部分が創設された。この新たな部分は、サブコ・グループの従業員に、確定拠出年金および、該当する場合にはCPIを超過する将来の昇給から発生する確定給付型年金給付を提供する。

確定拠出制度

当グループのグローバル戦略は、現地法により容認され、そうすることが競争的に有利であるとみなされる場合、確定給付制度から確定拠出制度に移行するというものである。確定拠出年金制度において、雇用主の拠出が知られているが、最終的な年金給付は、典型的には従業員が行う投資の選択により達成される投資収益によって異なる。確定拠出制度の市場リスクは、確定給付制度のリスクよりもはるかに小さいが、当行は依然としてオペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスクにさらされている。

サステナビリティ・リスク

当グループの顧客へ資金を提供することの環境および社会的影響を評価することは、当グループの全体的なリスク管理プロセスにとって重要である。

2015年に、当グループはサステナビリティ・リスク方針の全部を引き続き実施した。当年中のリスク・マネージャーおよびリレーションシップ・マネージャーに対するトレーニングでは、農産物、林業、世界遺産および2014年に発行されたラムサール条約湿地に係る新しい方針を重視した。2015年の内部監査からの推奨を受け、当グループは、サステナビリティ・リスク管理をより完全にリスク機能に統合するための対策を講じた。例えば、リスク分析および方針実行の水準を引き上げ、社内の指示マニュアルを更新し、サステナビリティ・リスクが情報管理システムに記録される方法を改善した。

リスク注記

リスクの管理

- 1 会社間消去がここでは表示されていないため、表示された残高合計は、連結金額と一致しない。

信用リスク

- 2 貸付コミットメントの金額は、該当する場合、個人顧客に対するダイレクトメールによる宣伝で実施された承認前の貸付の申し出の引受の予想される水準を反映している。これらの金額に加え、貸付コミットメントの全部の引受を反映した、信用リスクに対する追加の最大潜在的エクスポージャー59十億米ドル（2014年：71十億米ドル）がある。かかる申し出の引き受けは通常、低い水準である。2015年12月31日現在、貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメントの信用の質は、優が348十億米ドル、良が180十億米ドル、可が129十億米ドル、要管理が9十億米ドル、減損が1十億米ドルである。
- 3 「その他の個人向け貸付金」には、第2順位住宅ローンおよびその他の不動産関連の貸付金が含まれる。
- 4 「その他の商業貸付金」には、農業、運輸、エネルギー設備および「貸付金」に再分類されたABSに関する前払金が含まれる。
- 5 減損引当金は、金融商品については報告されていない。金融商品の帳簿価格は、引当金勘定を利用せず、直接減損のために減額されている。
- 6 減損は、トレーディング・ポートフォリオで保有される資産または公正価値評価が指定されている資産については測定されていない。かかるポートフォリオの資産は、公正価値の変動に従って運用され、公正価値の変動は直接損益計算書に計上されている。従って、かかる残高は全て、「延滞でも減損でもない」の項目に計上されている。
- 7 「顧客に対する貸付金」には、資産担保証券が含まれ、外部格付により優（2015年：504百万米ドル、2014年：1.2十億米ドル）、良（2015年：95百万米ドル、2014年：256百万米ドル）、可（2015年：107百万米ドル、2014年：332百万米ドル）、要管理（2015年：19百万米ドル、2014年：94百万米ドル）、減損（2015年：73百万米ドル、2014年：128百万米ドル）に分類されている。

- 8 「回収のリエイジ」には、「延滞していない」に再設定された貸付金が含まれる。未返済残高は再設定されるが、未返済残高の完全な返済がないものの、継続的な返済能力が示された後に勘定を延滞していない勘定に再分類する、当初の契約条件に対する変更を伴わない。
- 9 「変更のリエイジ」には、貸付金の当初の契約条件が一時的または恒久的に変更された貸付金が含まれる。さらに、勘定の契約上の延滞状況が「延滞していない」に再設定される。
- 10 「集合的に評価された減損引当金」は、引当金を計上したオフィスの場所に基づき、地域セグメントに分配される。
- 11 「為替およびその他の変動」には、売却目的保有に再分類された減損引当金2.1十億米ドル（2014年：0.4十億米ドル）が含まれる。
- 12 再交渉貸付金2,134百万米ドル（2014年：2,724百万米ドル）のうち、477百万米ドル（2014年：608百万米ドル）は、延滞でも減損でもなく、1百万米ドル（2014年：1百万米ドル）は延滞であるが減損ではなく、1,656百万米ドル（2014年：2,115百万米ドル）は減損である。
- 13 中東および北アフリカの残高には減損および延滞が含まれ、従って要求払とみなされる。
- 14 先渡金融商品取引に関するフランス銀行協会のマスター・アグリーメントおよびCSAに相当するもの。
- 15 金融デリバティブ取引に関するドイツのマスター・アグリーメント。
- 16 HSBCファイナンスの貸付は経営ベースであり、HSBCファイナンスが経営するHSBC USAインクへ振り替えられた貸付金を含む。
- 17 このカテゴリーには、一度リエイジされ、リエイジされた時点で延滞が60日未満である貸付金1.2十億米ドル（2014年：1.5十億米ドル）が含まれる。これらの顧客は将来、当初の契約条件で借入金を返済すると全般的に見込まれるため、かかる貸付金はリエイジの後、減損として分類されていない。
- 18 「外貨換算」は、前年の子会社および関連会社の業績を、当年に適用される平均為替レートで換算した影響である。

流動性および資金調達

- 19 表示されているHSBC英国流動性グループは、4社の法人で構成されている。つまり、当行（全海外支店および財務諸表上当行に連結されているSPEを含む）、マークス・アンド・スペンサー・ファイナンシャル・サービス・ピーエルシー、HSBCプライベート・バンク（英国）リミテッドおよびHSBCトラスト・カンパニー（英国）リミテッドであり、英国PRAとの間で合意された英国の流動性規制の適用に従い、単一のグループ会社として経営されている。
- 20 香港上海銀行 - 香港支店および香港上海銀行 - シンガポール支店は、香港上海銀行の重要な活動を代表する。各支店は、流動性および資金調達リスクに関して、別々の事業体として監視され、統制されている。
- 21 表示されているHSBC USAの主要会社は、HSBC USAインクの連結グループ、主にHSBC USAインクおよびHSBCバンクUSAエヌエーを表している。HSBC USAインクの連結グループは、単一のグループ会社として経営されている。
- 22 HSBCフランスおよびHSBCカナダは、当グループのフランスおよびカナダのそれぞれの連結銀行事業を表している。HSBCフランスおよびHSBCカナダは、流動性に関して、単一の区別された事業体として経営されている。
- 23 最も有利な指標は、中核的資金に対する貸付金が少なく、ストレス時の1ヶ月間および3ヶ月間のカバレッジ・レシオが大きい。

- 24 その他のHSBCの主要グループ各社で示された合計は、GMBのリスク管理委員会が直接監視しているその他のグループ会社全ての結合したポジションを表している。この対象範囲は2015年に変更されたため、2014年の比較数値は同一条件で比較できるように、修正再表示されている。
- 25 見積流動価値は、経営陣が想定したヘアカット前の資産の予想実現可能価値を表す。
- 26 顧客に対する約定済流動性ファシリティ上位5件の未使用残高を示す（ただし、コンデュイット向けを除く。）。
- 27 最大のマーケット・セクターに対する約定済流動性ファシリティ全ての合計の未使用残高を示す（ただし、コンデュイット向けを除く。）。
- 28 貸借対照表の残存契約期間のプロファイルは、財務書類注記31に記載されている。

市場リスク

- 29 トレーディング・ポートフォリオは、マーケット・メイキングから生じるポジションおよび顧客由来のポジションの保護預かりで構成されている。
- 30 ポートフォリオの分散化とは、異なるリスク種類が含まれているポートフォリオを保有することによる市場リスクの分散効果である。これは、非体系的な市場リスクの減少を表す。非体系的な市場リスクとは、例えば、金利、株式、外国為替等、多種多様なリスクの種類を一つのポートフォリオの中で一緒に組み合わせた場合に発生するリスクである。これは、個別リスク種類別VaRの合計と組み合わせたVaRの合計の差額として測定される。マイナスの数字は、ポートフォリオの分散化のメリットを表す。リスク種類が異なれば、最高値および最低値の日も異なるため、これらの測定値についてポートフォリオの分散化のメリットを計算する意味はない。
- 31 VaRの合計は、分散化効果のためリスク種類をまたがった加算は行われていない。
- 32 プライベート・エクティへの投資は、主に投資金額に制限がある運用ファンドを通じて行われる。新規コミットメント候補は、リスク評価を受けて、業種別および地域別の集中度が依然としてポートフォリオ全体の許容範囲内に収まっているかが確認される。ポートフォリオに組み入れている投資の評価を実証するために、定期的なレビューが実施される。
- 33 継続事業を円滑に進めるための投資には、政府系機関および現地の証券取引所の保有が含まれる。
- 34 金利が全て一緒に動く想定する代わりに、当グループは、金利エクスポージャーを為替レートと一緒に動く可能性が高いとみなされる通貨のグループに分ける。本書表紙の注6を参照のこと。

保険事業のリスク管理

- 35 「その他」には、定期保険、信用生命保険、貯蓄型生命保険および他の損害保険が含まれる。
- 36 DPF型投資契約は金融投資にあたるが、当グループでは、IFRS第4号「保険契約」で義務付けられているとおり、引き続き保険契約として会計処理している。したがって、対応する負債は「保険契約に基づく負債」として計上される。
- 37 「その他資産および負債」は、株主資産ならびに売却目的保有として分類されている資産および負債を示している。保険事業において、売却目的保有として分類されている資産の大半は、「その他資産および投資不動産」として計上され、その合計は2015年12月31日現在4.1十億米ドル（2014年：6.8十億米ドル）であった。これらの資産の大半は、負債証券、持分証券およびPVIFである。保険事業において、売却目的保有として分類されている負債の全ては、「その他負債」に計上され、その合計は2015年12月31日現在3.7十億米ドル（2014年：6.8十億米ドル）であった。これらの負債の大半は、保険契約に基づく負債および投資契約に基づく負債である。

- 38 満期保有目的（HTM）および売却可能（AFS）金融商品。
- 39 主に、銀行に対する貸付金、現金および他の非保険法人との間の会社間残高で構成される。
- 40 有効な長期保険契約の現在価値（PVIF）およびDPFを有する投資契約。
- 41 「繰延税金」には、PVIFの認識により生じる繰延税金負債が含まれる。
- 42 関連保険会社のSABBタカフル・カンパニーまたはジョイント・ベンチャーの保険会社カナラHSBCオリエンタル・バンク・オブ・コマーシャル・ライフインシュアランス・カンパニー・リミテッドを含まない。
- 43 HSBCは中東および北アフリカ、または北米に保険引受子会社を保有していない。
- 44 ユニット連動型生命保険契約およびユニット連動型長期投資契約で構成される。
- 45 ユニット連動型に区分されるもの以外の全ての保険契約および長期投資契約で構成される。
- 46 レンジが1.25%～3.72%の保証付名目年次収益を有するフランスの一連の契約は、これらの契約により保険契約者に提供された平均保証収益2.7%に従い、全体が2.0%～4.0%のカテゴリーに報告されている。
- 47 実際の年次収益保証は、保険契約者にインフレ率を超過した保証収益を提供し、実際の条件を表す利回りを持つインフレ連動負債証券により裏付けられる。
- 48 イールドカーブが100ベシス・ポイント下方に平行移動した結果として金利がマイナスになる場合、税引後当期純利益および資本合計への影響は、最低金利を0%として計算している。
- 49 株主資金は、ソルベンシー資産および処分上の制約を受けない資産で構成される。
- 50 「非連動型保険」は、ユニット連動型以外の全ての保険契約（残存する損額保険契約を含む。）で構成される。
- 51 ほとんどの場合、保険契約者には随時契約を解約し、解約払戻金を受け取る選択権がある。こうした解約返戻金は、表示された金額と比べ著しく低い場合がある。
- 52 DPF型の保険契約および投資契約では、契約で定められている給付金合計額の大きな部分を占める可能性がある付加給付金を、保証給付金の補足として受領する契約上の権利を保険契約者に提供することができる。ただし付加給付金の金額または支払時期は、HSBCが決定する。これらの付加給付金は、契約上、特定の保険契約プールもしくは資産プールの運用成績、または保険証券発行者の利益に基づいている。
- 53 「その他」には、定期保険、貯蓄型生命保険および他の損害保険が含まれる。

年金リスク

- 54 2014年に、資本配分のリスク/リターン・プロファイルを改善することが見込まれるオプションを重ねる戦略が実施された。
- 55 代替資産には、ABS、MBS、インフラ資産が含まれる。
- 56 現金配分目標はないが、当制度の流動性要件に従い、現金は0%～5%の間で変化することが見込まれる。それは対応する債券の実際の配分に影響する。

貸付ポートフォリオにおけるリスク要素

- 57 示された数値に加え、減損貸付が2.1十億米ドル（2014年：0.5十億米ドル）、元本または利息が契約上90日超延滞している減損されていない貸付がゼロ（2014年：1百万米ドル）、および問題債務再構築（上記の分類に

含まれないもの)が8百万米ドル(2014年:ゼロ)存在し、その全ては2015年12月31日現在売却可能資産に関連する。

58 再販売のために保有される資産は、金融資産に関する担保として保有される担保物の占有を得ることにより取得された資産を示す。

59 割合は、不履行と分類されたトレーディング貸付を含まない。

残存するクロスボーダーのエクスポージャーの国別分布

60 これらの残高は、総資産の0.75%から1%の間であった。その他全ての残高は1%を超える。

リスク補記

リスク方針および実務

当補記は、当グループの信用リスク、流動性および資金調達および市場リスク、オペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法務リスクならびに受託者責任関連のリスクを含む）、保険リスク、レピュテーション・リスク、年金リスクおよびサステナビリティ・リスクを管理するために、HSBCが採用している重要な方針および慣行を説明している。

リスク・ガバナンス

当グループの強固なリスク・ガバナンスは、取締役会およびグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）が、当グループのリスク戦略の策定および効率的なリスクの管理を重要なものとして位置づけていることを反映している。それは、リスク責任者、戦略の実施において当グループが引き受けることを意図するリスクの種類および水準の明確化および監視を通じたリスク選好プロセス、グループ経営委員会（以下「GMB」という。）から伝えられた事業およびリスク目標と一致する業績スコアカード、ならびに全社員がそれぞれに割り当てられた責任の範囲内でリスクを特定、評価および管理するための全社員の説明責任という明確な方針の枠組みによってサポートされている。個人の説明責任は、ガバナンス構造、学習義務および報酬に対する当グループのアプローチによって強化され、HSBC全体でのリスク管理および制御について規律ある建設的な文化の醸成を手助けしている。

業務執行役員および非執行役員のリスク・ガバナンス構造およびその相互交流は、以下の表に記載されている。主なグループ子会社はそれぞれ、リスク関連事項の監視についての非業務執行責任を有する取締役委員会、およびリスク関連事項を担当する業務執行役員会を設定している。

リスク管理に関するガバナンス構造

権限	委員	職責：
取締役会	業務執行取締役および非執行取締役	- 当グループのリスク選好、戦略および業績目標の承認 - 子会社の最高リスク責任者の任命を承認 - 当グループのリスクに対する態度を形成する強固なリスク・ガバナンス文化を推進
グループ・リスク委員会（「GRC」）	独立非執行取締役	- 取締役会に以下を助言する - リスク選好および戦略との調整 - リスク選好に照らした報酬の調整（グループ報酬委員会への助言を通じて） - 提案される戦略的買収および売却に伴うリスク - 高度なリスクに関する事項の監視 - リスク管理および内部統制（財務報告に関するもの以外）に対する当グループの体制の有効性のレビュー - リスク管理に関する支援文化の維持育成の監視
金融システム脆弱性委員会	非執行取締役（グループ報酬委員会委員長を含む）、および取締役会外から選出された者	- 金融犯罪またはシステムの乱用に対するエクスポージャーの分野を特定するために設計された統制および手続を監視 - マネー・ロンダリング防止、制裁、テロ資金供与および拡散資金供与に関する事項の監視 - 規制および法律執行機関に対する継続的責務の充足を確保するため、方針および手続をレビュー

企業行為および企業価値委員会	独立非執行取締役	事業の遂行において、HSBCが全てのステークホルダーを公平に扱っていることを確保する
		当グループが責任を持って事業を行っており、HSBCバリューに一貫して従っていることを確保するため、HSBCの方針、手続および基準について取締役会に助言する
GMBリスク管理会議 （「RMM」）	グループ最高リスク責任者	高水準のグローバル・リスク方針の策定
	最高法務責任者	委任されたリスク管理権限を実施するグループ最高リスク責任者のサポート
	グループ・チーフ・エグゼクティブ	リスク選好および統制の実施の監督
	グループ・ファイナンス・ディレクター	あらゆるカテゴリーのリスクを監視し、適切な軽減策を決定する
	その他全てのグループ・マネージング・ディレクター	リスク管理および企業行為に関する支援的なグループ文化の促進
グローバル・リスク管理委員会	グループ最高リスク責任者	当グループ全般にわたるグローバル基準の実施
		グローバル・リスク機能に関する戦略的な方向性を設定し、優先順位を決め、その遂行を監督することに関し、RMMおよびグループ最高リスク責任者をサポート
	グローバル・リスク副機能部門のヘッド	グローバル・リスク管理機能を通じたリスクの説明責任およびリスク軽減のための一貫した手法を監督
グローバル・ビジネス・リスク管理委員会	グローバル・ビジネスの最高リスク責任者	事業を行っているグローバル・ビジネス活動または市場の変動に対する先を見通した評価を行い、起こりうるリスクの影響を分析し、適切な行動を取る
	グローバル・ビジネスのチーフ・エグゼクティブ	グローバル・ビジネスのリスク選好および統制の実施の監督
	グローバル・ビジネスの最高財務責任者	
	グローバル・リスク副機能部門のヘッド（必要に応じて）	あらゆるカテゴリーのリスクを監視し、適切な軽減策を決定する
地域リスク管理委員会	地域最高リスク責任者	強固なリスク管理文化を促進
		地域固有のリスク方針の策定
	地域チーフ・エグゼクティブ	地域リスク選好および統制の実施の監督
	地域最高財務責任者	あらゆるカテゴリーのリスクを監視し、適切な軽減策を決定する
	地域のグローバル・ビジネス・チーフ	
リスク関連事項を担当する子会社の取締役会委員会およびグローバル・ビジネスのリスク委員会	グローバル・リスク副機能部門のヘッド（必要に応じて）	強固なリスク管理文化を促進
	独立非執行取締役および／または関連する子会社またはグローバル・ビジネスの活動の直属でないが、機能的責任のないHSBCの従業員（必要に応じて）	要請に応じて、GRCまたは中間のリスク委員会に、関連する子会社または事業のリスク関連事項および内部統制（財務報告に関するもの以外）に関する報告書を提出する

ガバナンスの枠組みでは、リスクのサブ機能のための必要な構造、ストレス・テスト、および当グループ、グローバル・ビジネス、地域および国レベルでの他の主要分野を規定している。

リスク選好

当グループの定性的リスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）は、グループの包括的なリスク選好方針を正式にまとめ上げ、当グループのリスク選考の枠組みの組み入れにおいて指針の役割を果たし、当グループ全体の戦略的および業務上の意思決定をサポートする。

- **盤石な資本ポジション**：当グループは、堅固な規制自己資本比率および内部の自己資本比率によって定義された、盤石な資本ポジションを持つべきである。配当の向上は、当グループの収益性の成長と一致すべきであり、全ての自己資本規制を適切な時期に充当するための能力に基づき予想される。当グループおよびその個々の法人は、事業体のリスク加重資産の組織的成長の支援に必要な資本を超過する（配当控除後の）資本の創出により、自ら資本を維持しなければならない。
- **流動性および資金調達管理**：グループ会社は、当グループまたは中央銀行に間接的に依存することなく、単独ベースで流動性リスクを管理し、グループが定義した厳しい流動性ストレス・シナリオに耐えることができなければならない。顧客資産およびその他の流動性の低い資産は、信頼性が高く安定的な資金源から資金調達しなければならない。
- **リスクとリターンの関係**：当グループは、負担するリスクに応じた、また戦略計画、戦略的な事業の見通し、およびリスク管理方針と一致した収益の獲得を目指す。
- **持続可能で多様な利益構成**：グローバル事業部門と各地域は、持続可能で多様で変動しない利益の流れを支え、株主に一貫した収益を提供しなければならない。
- **レピュテーション・リスク**：当グループは、事業活動または提携から生じるレピュテーション・リスクをある程度容認する。その場合、リスクは適切なレベルの経営陣に上申される。予想可能なレピュテーション・リスクまたは損害を検討していない、および／または軽減していない場合、当グループは、いかなる事業、活動または提携への意識的な関与も一切許さない。
- **金融犯罪対策コンプライアンス**：当グループは、最も効果的な金融犯罪リスク管理基準を誠実に運用し、盤石な金融犯罪リスク管理の枠組みを通じて金融システムの脆弱性に対処し、金融犯罪の予防と発見のために適切な軽減システムと統制が設置されていることを確保する。違法行為を生じさせる事業を故意に、または認識しながら促進することは、一切望まない。
- **規制コンプライアンス**：当グループは、当グループの商品およびサービスにより顧客への不利益を意図的にもしくは意識しながら招くこと、または規制上の要件の文言もしくは精神の違反を生じさせることを、一切望まない。当グループの従業員または事業による市場での不適切な行為も、一切望まない。

信用リスク

信用リスク管理

（監査済）

独立した信用リスク統制ユニットの役割は、グローバル・リスク管理機能部門によって遂行される。与信の承認権限は、取締役会からHSBCホールディングスのチーフ・エグゼクティブに対し、さらなる委譲権限とともに、委譲されている。同様に、与信の承認権限は、子会社の取締役会から、それぞれの執行役員に委譲されている。主要な子会社においては、最高リスク責任者が、グローバル・リスクのグループ最高リスク責任者の機能的監督下に維持されながら、与信関連事項について現地のチーフ・エグゼクティブに報告する。信用リスク管理機能の役割と担当、ならびに信用リスク管理に関する方針および手続の詳細については、以下に記載されている。2015年には大きな変更はなかった。

グローバル・リスクにおける信用リスク副機能部門により世界的に提供される、信用リスクの高水準の監視および管理

- Y グループの与信方針を策定する。当グループの方針に沿った現地与信方針を策定しなければならない全てのグループ会社が、遵守を義務付けられる。ただし、承認を受けた適用免除を除く。
- Y グループ会社に対し、特定のマーケット・セクター、事業活動および銀行金融商品に対する信用リスク・エポージャーに関する当グループの選好度を指導し、一部のリスクの高いセクターに対するエクスポージャーを統制する。
- Y リスクに関する独自の検証および客観的な評価を実施する。グローバル・リスクは、顧客に対する与信枠の提供前または取引の実行前に、指定された限度額を超える全ての商業ノンバンク向け与信枠およびエクスポージャーを評価する。
- Y 当グループ全体のポートフォリオの業績および管理を監視する。
- Y 政府機関、銀行およびその他の金融機関に対するエクスポージャー、ならびにトレーディング目的のみのために保有するものを除く負債証券エクスポージャーを管理する。
- Y 大口の信用エクスポージャーに関する当グループの方針を決定し、カウンターパーティごと、セクターごと、または地域ごとのエクスポージャーの集中が、当グループの資本基盤と比較して過剰にならないことを確保するとともに、内部および規制上の制限内に収まることを確保する。
- Y 当グループのクロスボーダー・エクスポージャーを管理する。
- Y 当グループのリスク格付の枠組みおよびシステムを維持、開発する。そのガバナンスは、グループ・モデル監視委員会（以下「MOC」という。）により一般的に監視される。グループMOCは2ヶ月に一度会議を開き、RMMに報告する。その委員長はグローバル・リスク管理機能部門が務め、メンバーはグローバル・リスクおよび関連するグローバル機能またはグローバル事業から招集される。
- Y リスクの高いポートフォリオ、リスクの集中度、国別限度額、クロスボーダー・エクスポージャー、多額の減損が発生している勘定、減損引当金、ストレス・テストの結果および提案事項、ならびにリテール・ポートフォリオの業績をRMM、GRCおよび取締役会に報告する。
- Y 信用関連の問題に関し、HSBCホールディングスの代表として、イングランド銀行、PRA、現地の規制当局、格付機関、アナリストならびに大手の銀行およびノンバンク金融機関である取引先に対する中心的窓口の役割を果たす。

当グループの信用リスク管理の主な目標

- Y HSBC全体で、責任のある貸付を行う堅実な企業文化ならびに盤石なリスク方針および統制の枠組みを維持する。
- Y 実際の状況下および一定のシナリオ下における当グループのリスク選好の定義、実施および継続的再評価にあたり、当グループの事業部門と連携し、建設的な議論を行う。
- Y 信用リスク、そのコストおよび軽減策に関して、独立性のある専門的な調査を行うことを確保する。

エクスポージャーの集中 (監査済)

信用リスクの集中は、多くのカウンターパーティもしくはエクスポージャーに経済的な類似性がある場合、または当該カウンターパーティが同様の活動に従事しているか、もしくは同じ地域もしくは同じ業界で事業を展開している場合で、それぞれが契約債務を履行する集合的な能力が、経済状況、政治状況その他の状況の変化によって、一律に影響を受ける場合に発生する。当グループは、様々な統制および手段を用いて、当グループのポートフォリオ

におけるエクスポージャーが業界別、国別およびグローバル事業別に見て、過度に集中する事態を最小限に抑えている。この中には、ポートフォリオ別およびカウンターパーティ別の限度額、承認、見直しによる管理のほか、ストレス・テストが含まれる。

誤方向リスクは、カウンターパーティへのエクスポージャーが信用の質とは逆方向に相関している場合に発生する。誤方向リスクには、2つの種類がある。

一般的誤方向リスクは、カウンターパーティが高リスク国の居住者および／または同国で設立された企業で、国外通貨の売却と交換に国内通貨を受領する場合等、カウンターパーティのデフォルト確率が一般的ナリスク要因と正相関を示す場合に発生する。

個別の誤方向リスクは、カウンターパーティが発行した債券の売戻取引等、特定のカウンターパーティに対するエクスポージャーが当該カウンターパーティのデフォルト確率と正相関を示す場合に発生する。当グループの方針により、個別の誤方向取引は個別案件ごとに承認される。

当グループは、様々なツールを用いて誤方向リスクの監視および管理を行うが、その中には、事前に合意したガイドラインから外れた誤方向リスクを伴う取引の場合、実行前に、事前の承認をとるよう事業に義務付けていることが含まれる。

金融商品の信用の質 （監査済）

当グループの信用リスク格付システムおよびプロセスでは、より大きなリスク要因を伴うエクスポージャーおよび深刻な損失が発生する可能性がより高いエクスポージャーを明らかにするため、エクスポージャーの区分を行っている。主に当グループのホールセール・ビジネス内の個別の重要な取引先の場合には、リスク格付を定期的に見直すとともに、速やかな修正を実施している。当グループのリテール業務では、ポートフォリオ・データを作成するため、様々なリスク・モデルおよびプライシング・モデルを利用し、リスクの評価および管理を行っている。

当グループのリスク格付システムでは、当グループの規制上の最低信用所要自己資本の計算を支えるため、当グループが採用しているバーゼル規制の枠組みに基づいた内部格付手法を促進する。信用の質の分類は、以下に定義されている。

問題のあるエクスポージャーには、是正策を前倒しして実施するため、特別な注意が払われている。適切な場合、グループ会社は、可能な限り顧客がデフォルトを回避できるよう、専門の部署を利用して顧客を支援する。

グループおよび地域のクレジット・レビュー・アンド・リスク識別チームは、当グループ全体を通じて独立した厳格な信用リスク評価を提供し、二次リスク管理制御を強化し、最善の慣行を共有するために、定期的にエクスポージャーとプロセスをレビューする。第三次制御機能として、内部監査はグローバルな観点でのリスクに注力し、また第一次および第二次の統制の設計および有効性に焦点を置き、グローバルおよび地域の統制の枠組みのサンプルを通じて監視監査を実施し、主要リスクまたは新たに発生したリスクに対するテーマを決めた監査および主要な変更イニシアチブを評価するためのプロジェクト監査を実施する。

以下に定義された信用の質に関する5つの分類は、ホールセールおよびリテール貸付業務に付与された様々な通常内部信用格付グレードおよび負債証券に対して外部格付機関が付与した外部格付を含む。

信用の質の分類

質の分類	負債証券および その他の短期証券	ホールセール貸付およびデリバティブ		リテール貸付	
	外部の信用格付	内部の信用格付	12ヶ月の倒産確率	内部の信用格付 ¹	予想損失（％）
			（％）		
優	A-以上	CRR ² 1 ~ CRR2	0 - 0.169	EL ³ 1 ~ EL2	0 - 0.999

良	BBB+ ~ BBB-	CRR3	0.170 - 0.740	EL3	1.000 - 4.999
可	BB+ ~ Bおよび 格付なし	CRR4 ~ CRR5	0.741 - 4.914	EL4 ~ EL5	5.000 - 19.999
要管理	B- ~ C	CRR6 ~ CRR8	4.915 - 99.999	EL6 ~ EL8	20.000 - 99.999
減損	デフォルト	CRR9 ~ CRR10	100	EL9 ~ EL10	100+ または デフォルト ⁴

- 1 当グループは、EL9からEL10として分類されたものに加え、90日以上延滞しているEL1からEL8として分類されたリテール口座を減損とみなす開示慣習に従っている。ただし、個別に減損していないと評価されたものを除く（本項前述の「延滞であるが減損ではない金融商品総額」を参照のこと）。
- 2 顧客リスク格付。
- 3 予想損失。
- 4 EL比率は、PDFとLGDの組み合わせにより設定され、回収費用を反映して、LGDが100%を超過する状況では100%を超過することがある。

信用の質の分類の定義

- Y 「優」：金融債務を履行する能力が十分あり、デフォルト確率がわずかもしくは低く、かつ／または予想損失が低いエクスポージャーを示す。リテール勘定は、商品パラメーターの範囲内において運営されており、延滞を示すことはごく稀である。
- Y 「良」：より密接な監視を必要とするものの、金融債務を履行する能力は良好であり、デフォルト・リスクが小さいエクスポージャーを示す。通常、リテール勘定が示す延滞期間は短期間であり、回収プロセス適用後の損失はわずかであると予想される。
- Y 「可」：より密接な監視を必要とするものの、金融債務を履行する能力は平均から適正であり、デフォルト・リスクが中程度のエクスポージャーを示す。通常、リテール勘定が示す延滞期間は短期間であり、回収プロセス適用後の損失は小さいと予想される。
- Y 「要注意」：様々なレベルの特別な注意を必要とし、デフォルト・リスクが大きく懸念されるエクスポージャーを示す。リテール向けポートフォリオは、一般的に90日までのより長い延滞期間を示し、かつ／または担保の現金化その他の回収プロセスを通じて予想損失を軽減する能力が劣るため、予想損失はより大きい。
- Y 「減損」：減損していると評価されたエクスポージャーをいう。これらには、担保を保有している場合の担保の現金化等の措置を取らずに顧客が与信債務を全額支払う可能性が低いか、または顧客が重要な与信債務について90日超延滞していると銀行がみなすホールセール・エクスポージャーが含まれ、リテール勘定ではEL9からEL10として分類される貸付金を含み、EL1からEL8に分類されたものについては、90日超延滞している貸付金（ただし、個別に減損していないと評価された場合を除く。）が含まれ、さらに、減損しているとして開示する要件を満たすが、減損していないポートフォリオに再組み替えする要件は満たしていない再交渉貸付金（以下を参照のこと）が含まれる。

10等級の顧客のリスク格付（以下「CRR」という。）は、基礎となるより細かい23等級の債務者デフォルト確率（以下「PD」という。）の等級を要約したものである。当グループの顧客は全て、各エクスポージャーに適用されたバーゼル アプローチの洗練度に従い、10等級または23等級のCRRによって格付されている。

各CRR等級は外部格付等級と、発行体加重の累積デフォルト率の平均による長期デフォルト率を参照して関連付けられている。内部格付等級と外部格付等級のかかるマッピングは参考のみであり、その時々によって変化する場合がある。

リテール事業に関する10等級の予想損失（以下「EL」という。）は、基礎となるかかる顧客セグメントに対するより細かく区分されたELを要約したものである。これは、債務者と与信枠／金融商品のリスク要因を統合して一つの総合指標に表したものである。

負債証券およびその他一部の金融商品については、外部格付は、関連するCRRの外部信用等級に対するマッピングに基づき、信用の質に関する5つの分類に整理されている。

再交渉貸付金および支払猶予

（監査済）

様々な支払猶予戦略が、顧客との取引関係の管理を改善し、回収機会を最大化し、可能であれば債務不履行、競売または担保権行使を回避するためにとられる。支払猶予戦略には、返済期限の延長、元利金の返済額の減額、外部で考案された債務管理計画の承認、債務の一本化、競売の猶予、その他の形式による貸付条件の変更および期限の再設定が含まれる。

当グループの方針および実務は、返済が継続されそうかどうかを現地の経営陣が判断することを可能にする基準に基づいている。この結果として、顧客の借入条件は借入当初のものよりも有利になることが多い。貸付金の支払猶

予は、顧客が貸付金返済の意思を示し、条件を変更すれば返済義務を果たすことが可能であると見込まれる場合にのみ許可される。

再交渉貸付金の特定

貸付金の契約条件は様々な理由で変更されることがある。これは、市場の状況の変化、顧客維持および顧客の現在または潜在的な信用状態の悪化とは関係のないその他の要因を含む。支払期限到来時に契約に従った貸付金の返済を履行する借主の能力に関して重大な懸念があるために、貸付金の契約上の支払条件を変更した場合、これらの貸付金は「再交渉貸付金」として分類される。

リテール貸付の場合、当グループの信用リスク管理の方針により、再交渉の回数とその頻度には制限が設けられており、さらには、再交渉を検討するまでの口座開設後の最低経過期間および受領されなければならない適格返済の必要回数が定められている。例外的事情が発生した場合における、市場の性質、商品および顧客取引関係の管理方法に依拠して、この方針の適用は異なる。支払期限到来時に契約に従った貸付金の返済を履行する顧客の能力に関して重大な懸念があるかを検討する際、当グループは顧客の支払遅延状況、口座の動向、返済実績、最新の財務状況および継続的な返済能力を評価する。顧客が契約に従った返済を履行していない場合、または条件の再交渉をしなければ契約に従った返済の履行が不可能となることが明白な場合、契約に従った支払いを履行する顧客の能力について重大な懸念が生じ、当該貸付金は、以下の説明の通り、与えられた条件緩和に重要性がない場合を除き、減損貸付金として開示される。

ホールセール貸付の貸付金再編成において、借り手の返済能力に関する重大な懸念を表す兆候には、以下が含まれる。

- Y 借り手が、その借入れの何れかにおいて現在債務不履行に陥っている場合。
- Y 借り手が、破産を宣告し、もしくは破産宣告の途中であり、または類似の手続に入っている場合。
- Y 借り手が継続企業であり続けるかについて重大な疑義がある場合。
- Y 現在、借り手の発行有価証券が上場廃止となり、上場廃止手続中であり、または取引もしくは財政難の結果、取引所からの上場廃止のおそれがある場合。
- Y 現在の事業能力のみを含んだ見積りおよび予測に基づき、満期日まで既存の契約条件に従った借入金の元利払いを行うためには、借り手の企業固有のキャッシュ・フローでは不十分である旨を当グループが予想している場合。この場合、実際の支払不履行はまだ発生していないこともあり得る。
- Y 条件変更が行われない場合、借り手が既存の貸し手以外の資金源から、不良貸出先以外に対する類似した貸付金の現在の市場金利と同等の実効金利で資金を調達することができない場合。

貸付金の契約上の支払条件の変更が借り手の財政難に関連する経済的または法的理由による条件緩和であり、その他の場合には当グループが検討しないような条件緩和である場合には、財務書類注記 1 (j) に詳細に説明される減損貸付金開示慣行に従い、再交渉された貸付金は、減損貸付金として開示される。ただし、条件緩和に重要性がなく、他に減損の兆候がない場合を除く。重要でない条件緩和は、主にHSBCファイナンスの消費者ローンおよび住宅ローン・ポートフォリオに限定され、そこでは、延滞の初期段階（60日未満の延滞）にあり、かつ通常2回の支払い相当分が初めて延滞した貸付金は、約定返済の延滞が全体としての貸付金の約定返済に比べ重要でないといみなされるため、減損貸付金の分類から除外される。HSBCファイナンスの貸付金の再交渉プログラムおよびポートフォリオの詳細については、本項前述の「再交渉貸付金および支払猶予」および「HSBCファイナンス」を参照のこと。

再交渉貸付金の信用の質の分類 (監査済)

IFRSに基づき、事業体は、各報告期間末に金融資産が減損されたことに関する客観的な証拠の有無を評価することが義務付けられている。貸付金のキャッシュ・フローに影響を及ぼす損失事由の客観的な証拠があり、当該損失を合理的に見積もることができる場合、貸付金は減損しており、減損引当金が認識される。財政的困難のために、その他の場合には当グループが検討しないような条件緩和を顧客に行うことは、減損の客観的な証拠であり、従って貸倒損失が測定される。

再交渉貸付金は以下の場合に、減損として表示される。

Y その他の場合には貸し手が検討しないような条件緩和の結果、契約上のキャッシュ・フローに変更がある場合

Y 条件緩和がなければ、借り手が約定返済義務を全額履行できない可能性が高い場合

条件緩和が小さく、他に減損の兆候がない場合を除き、この表示は適用される。

再交渉貸付金は、将来のキャッシュ・フローの不払リスクが大幅に減少したことを立証する十分な証拠があり、他に減損の兆候がなくなるまで、減損として開示を続ける。集合的に減損を評価する貸付金については、証拠は通常、状況に応じて、当初条件または改定された条件に対する返済履行歴で構成される。個別に減損を評価する貸付金については、入手可能な証拠全てが場合に応じて評価される。

個別に減損を評価される企業向けおよび商業向け貸付金は、月次でない返済がより一般的に合意されている場合、返済履行歴は、その基礎となる再構築の一環として合意された支払構造によって異なる。

リテール貸付金については、必要な返済履行歴の最低期間は、ポートフォリオの貸付金の性質次第であるが、通常は6ヶ月から12ヶ月の間である。ポートフォリオが、HSBCファイナンスが行うような、より高水準の支払猶予活動を有する場合、必要な返済履行歴の最低期間は、実質的に長期となる可能性がある（HSBCファイナンスの詳細については、本項前述の「HSBCファイナンス」を参照のこと）。返済履行期間は、ポートフォリオで観察される反復率の水準に対して適切であり続けることを確保するために、監視される。こうした履行期間は、60日の期間内に受領されなければならない最低2回の返済に追加される（HSBCファイナンスの場合、特定の状況下、例えば倒産手続で負債が再構築された場合においては、より少ない適格返済が要求されるか、または適格返済を必要としない場合がある）。適格返済は、借り手が再交渉条件を持続できることを立証するために必要となる。

契約上の支払条件を満たす借り手の能力に関する重大な懸念により再交渉が行われたものの、条件緩和に重要性がなく、かつ再交渉後の契約上のキャッシュ・フローの全額が回収されると見込まれる場合、当該再交渉貸付金は減損していないものとして分類される。

再交渉貸付金の認識中止

（監査済）

再交渉貸付金と特定された貸付金は、満期または認識が中止されるまで、再交渉貸付金の指定が維持される。貸付金が支払猶予戦略の一環として再編成され、当該再編成の結果として既存の貸付金の認識が中止された場合、当該新規貸付金は再交渉貸付金として開示される。

再編成された貸付金の認識を中止し、新規の貸付金を認識するという判断にあたり、当グループは、当初の契約条件が再交渉貸付金で変更された程度を検討し、全体として実質的に異なった金融商品とみなされるかを検討する。以下は、個別でこのテストを満たし、会計上の認識の中止が適用される結果となる可能性が高い例である。

Y 無担保貸付金が全額をカバーする有担保貸付金となる場合またはその反対。

Y 実体のある貸付金契約に付属する債務の株式転換機能の削除または追加。

Y 元本または金利の建値通貨の変更。ただし実勢市場レートによる換算の場合は除く。

Y 債務者の変更。

以下は、変更後の貸付金を実質的に異なった金融商品であることを示唆する可能性があるが、それ自体では決定的な要素となる可能性は少ないと、当グループがみなす要因の例である。

Y 貸付金の信用リスクを実質的に変更する契約に追加された条件（例えば、貸付金の変更後の条件を満たすためにどのように顧客の事業が運営されるべきかに関する条件）。

Y 返済の資金源を実質的に変更することが見込まれる保証が差し入れられ、当該保証に価値があることが十分に見込まれる場合。

Y （既存の契約上の特性ではない）金利構造の変更または債務統合で、当該変更が、債務者が信用上の困難な状況において支払可能な月額を支払うことを許容することのみを目的とした条件緩和でない場合

Y 債務の株式転換ではない、商品の残余財産分配優先権または優先順位の変更

Y 担保率（対貸付金比率）が倍となり、その結果としての担保率が50%超となる場合。

再交渉貸付金および減損引当金の認識 （監査済）

リテール貸付金について、再交渉貸付金は、これらのセグメントで多く見られる高い確率の損失を反映させるため、集合的な減損評価に関して貸付金ポートフォリオの他の部分とは分離される。米国でのリエイジ貸付金など、経験的な証拠がかかる口座の債務不履行に対する傾向の増加と高い損失を示唆する場合、支払猶予の対象となる貸付金プールに関して特別に算出されるロール・レートを適用することにより、ロール・レート（または割引キャッシュ・フロー）手法を使用して、減損引当金を計算する際にこれらの要因が考慮されることを確保する。ポートフォリオの規模が小さいか、ロール・レート（または割引キャッシュ・フロー）を採用するために情報が十分ではないかまたは十分な信頼性がない場合は、過去の損失率の経験に基づいた基本的な公式の手法が使用される。当グループの集団的減損手法の結果、同質の貸付金グループ（再交渉貸付金を含め）の貸付金が延滞の様々な段階を通じて進行する可能性が高いという過去の証拠があり、貸借対照表日前に起こった事由の結果、最終的に回収不能であることが証明された場合、当グループはかかるグループについて集合的減損引当金を認識する。この取扱は、減損貸付金の開示慣行に従い、これらの貸付金が減損として表示されているかどうかにかかわらず、適用される。

企業および商業セクターでは、再交渉貸付金は通常個別に評価される。信用リスク格付は、減損評価において本質的なものである。ディストレスト資産の再構築は減損貸付金として分類される。個別の減損評価では、再交渉貸付金に固有の将来キャッシュ・フローの不払の高いリスクを考慮する。

企業および商業向けの支払猶予

企業および商業セクターでは、当初条件による返済の困難がすでに現実化しているか、現実化する可能性が非常に高いことが特定された場合、選択的に支払猶予が行われる。以下の場合、減損貸付金として取り扱われる。

Y 顧客が、当グループに対する返済義務の履行に困難を生じているか、困難を生じる可能性が非常に高い場合（すなわち、現在の信用上の困難）

Y 当グループが、条件緩和を構成する改定した返済の取り決めを顧客に提案する場合（すなわち、通常であれば提案する用意のない条件の提案）

かかるケースは、ディストレスト資産の再構築として記載される。上記の要件を満たす再構築の合意では、顧客に対する全ての貸付金およびカウンターパーティー・エクスポージャーを減損として取り扱う必要がある。この要件を補足するものとして、この種類の再構築が必要となるリスクが増加していることが明らかとなる局面に顧客が近づくと、エクスポージャーは通常、悪化する信用リスク・プロファイルを反映させるために要管理とみなされ、再構築が承認のために提案される時、または顧客の返済の可能性に関して十分な懸念がある場合はより早い時期に、減損として格付けされる。

顧客の契約の変更をディストレスト資産の再構築として取り扱うべきか否かを決定する際に、以下の種類の変更は条件緩和とみなされる。

Ⅵ 第三者からの債権、不動産またはその他資産を、負債の全額または一部に充当するために、顧客から移転する。

Ⅶ 負債の全額または一部を充当するために、株式持分の発行または他の付与を行う。ただし、負債を株式持分に転換するための現行の条件に従い、株式持分が付与された場合を除く。

Ⅷ 負債の条件の変更（以下の1または複数を含む）：

- 負債の当初の残存期間についての所定金利の引き下げ（絶対的または条件付き）
- 類似のリスクを持つ新しい負債に関する現在の市場レートよりも低く定められた金利において、満期日を延長する
- 負債の額面金額または満期金額の減額（絶対的または条件付き）
- 未収利息の減額（絶対的または条件付き）

支払いの取り決めとは関係のない変更（担保の取り決めの再編、または文書内の誓約に基づく権利の放棄など）は、それ自体は返済能力に影響する信用の困難の証拠とはみなされない。通常、誓約は価格の再設定または期限前償還の権利を当グループに与えるために設定されるが、信用の悪化の初期段階で行動する権利を定めるため、返済能力がまだ影響を受けていない水準で設定されることが多い。かかる条件緩和は、顧客の当初の契約債務の返済能力に直接影響しないため、再交渉貸付金としては報告されない。しかし、顧客が不払に関連する誓約の放棄を要請した場合、当該誓約違反の重要性は他の減損の兆候と共に考慮される。また返済の不確実性を示唆する信用の悪化に一定の重要性がある場合、損失事由の発生の有無を判断するために入手可能な証拠全てを考慮する。しかし、この放棄は、返済条件が変更されていないため、再交渉貸付金としての分類を生じさせない。

返済関連の変更および返済以外の変更の双方が、契約上のキャッシュ・フローの返済に関する重大な懸念の結果同時に行われた場合、当該貸付金は、ディストレスト資産の再構築として取り扱われ、再交渉貸付金として開示される。

返済関連の変更を容認する条項が契約書に事前に組み入れられる場合で、変更が顧客に条件緩和を提供することとなる時点で、信用困難の状態に基づき当該条項が行使される場合は、ディストレスト資産の再構築の定義を満たすものとして取り扱われる。

返済関連の支払猶予が受入可能かつ持続可能な戦略か否かを評価する際に、顧客のエクスポージャーと与信枠全体がレビューされ、変更された義務および再交渉で改定されていない他の与信枠の双方の条項を満たす顧客の能力が評価される。この評価で、顧客の返済能力の問題が再交渉により十分に対応されないことが判明した場合、他の特別な経営陣の選択肢が適用される可能性がある。このプロセスでは、十分な返済能力が回復されるよう、特に顧客の事業運営および活動を再編するために、顧客に支援を提供する必要性が特定される場合がある。

受け入れ可能な再編条件を考慮する際に、当グループは、必要条件として、改定された利息の支払いを行う顧客の返済能力を考慮する。元本返済の変更を検討する場合、再構築を進めるための必要な前提条件として、当グループは再び、顧客が改定された条件を遵守することができることを要求する。元本返済が変更されて永久的な減免となるか、または元本残高の回収の現実的な見通しが存在しなくなったと判断された場合、当該残高は償却される。元本返済が延期される場合は、顧客が再交渉条件に従い返済を行う能力があることが見込まれる。それには、繰り延べられた元本の借り換えによる返済が見込まれる場合が含まれる。全てのケースについて、顧客に改定された条件を満たす能力があることが見込まれる場合に限り、貸付金の再交渉が行われる。

返済の準備を行うために顧客が時間を必要とする場合、返済能力の悪化が深刻だが短期的であると見込まれる場合、または他行とのより永久的な調整に関して協議を調整するためにより多くの時間が必要な場合（多数当事者間の交渉を一般的な特徴とするシンジケート・ローンなど）は、一時的な基準で変更が行われることがある。

再構築が進み、顧客が一定期間を通じ満足できる返済を示した場合は、減損のその他の兆候が残存していないことを条件として、当該事案は減損していないグレード（CRR1～8）に戻される場合がある。当該顧客の与信枠のいずれかに対して、特定の減損引当金が残っている場合は、減損していないグレードに戻すことはできない。返済期間は、改定された契約に基づき顧客が行うべき返済の構造、および顧客の財政状態が改善したとみなされる程度により異なる。

減損の評価

（監査済）

貸付金または貸付金ポートフォリオが減損しているという客観的な証拠がある場合、HSBCの各グループ会社が減損貸付金に関して直ちに適切に減損引当金を設定することが当グループの方針である。

貸付金および金融投資に関する当グループの減損の方針の詳細については、財務書類注記1(j)を参照のこと。

減損および信用リスクの軽減

担保の存在は、個別に評価される減損貸付金の減損金額を算出する際に影響を持つ。当グループが元本と支払期限の到来した利息の全額を回収する見込みがない、または当初の条件に従って回収する見込みがないと判断した際に、減損が評価される。エクスポージャーに担保が供されている場合、減損引当金の必要性を評価する際に担保物件の最新の正味実現可能価額が考慮に入れられる。担保物件の現金化により、支払われるべき金額の全てが決済されると見込まれる場合、減損引当金は認識されない。

通常、個人向け貸付金のポートフォリオは同質の貸付金の大きなグループで構成されるため、一般に集合的に減損を評価される。集合的に引当金を計算するために、2つの手法が用いられる。ロール・レート法、または過去の損失に基づくより基本的な定型的手法である。当グループは毎年、当グループを通じてリテール・バンキングおよび中小企業向けポートフォリオで用いられる減損引当金の方法をレビューし、集合的評価モデルで使用される仮定が、損失事由の発生から当該口座が延滞および最終的な償却に進行する間の期間を適切に反映し続けることを確保している。

Ⅵ 過去の損失に基づく方法は、通常、住宅ローンなどの有担保または不履行確率の低いポートフォリオについて、それらが個別に減損を特定され評価されるまで、集団的減損引当金を計算するために用いられる。過去の損失に基づく方法を用いて集団的に評価された貸付金については、過去の損失率は、定められた期間における契約上の平均償却（回収控除後）から算出される。契約上の正味償却率は、担保の換金および回収の受取後に実際に生じた損失金額である。

Ⅶ 堅固な統計モデルの開発のために経験に基づくデータが十分にある場合、ロール・レート手法は、無担保ポートフォリオでより一般的に採用されている。特定の状況下で、住宅ローン・ポートフォリオは統計的に多数の使用可能な債務不履行と損失を有するため、信頼性のあるロール・レートを作成することができる。こうした場合、貸付金が減損として個別に特定されて評価されるまで、ロール・レート手法が適用され、担保およびその他の回収の現金化の後の将来予想キャッシュ・フローを反映させるために延滞グループ別に平均総損失率が調整される。

集合的な引当金の評価の性質上、個別の担保価値またはローン資産価値（LTV）比率は計算には含まれない。しかし、集合的評価に用いられる損失率は、ポートフォリオのLTV構成によって異なる担保の換金化の経験について調整される。例えば、LTV比率が低い過去の損失率手法に基づく住宅ローン・ポートフォリオは、通常低い損失履歴を有するため、契約の正味償却率が低くなる。

集合的に評価されるホールセール貸付金については、過去の損失手法は、発生したが報告されていない損失事由の減損を測定するために適用される。損失率は、定められた期間において（通常は60ヶ月以上）、減損貸付金に関して認識された過去の減損費用または損失（回収金額控除後）から算出される。かかる過去の損失率は、経済的要因により調整され、かかる調整により、ポートフォリオに影響する現在の経済状況をより良く反映させるために過去の平均が修正される。特定も評価もされていない損失事由の可能性を反映させるために、損失の発生からその特定までの間の期間を反映した発生期間の仮定が適用される。発生期間は、特定されたポートフォリオ毎に経営陣によって見積もられる。この見積もりに影響する可能性のある要因には、経済および市場状況、顧客の行動、ポートフォリオの運用情報、与信管理手法、ならびに市場における回収と回復の実績が含まれる。発生期間は、定期的に経験に基づいて評価され、これらの要因の変動により時間とともに変動する可能性がある。

貸付金の償却

（監査済）

貸付金の償却に関する当グループの方針の詳細については、財務書類注記1jを参照のこと。

HSBCファイナンスでは、正味実現可能価額を超過した住宅ローンおよび第2順位ローンの帳簿価額は、担保権執行が完了した時点もしくはその前、または決済が借り手と合意された時点もしくはその前に償却される。回収について合理的な見込みがなく、担保権執行が追及される場合、貸付金は通常、当該貸付金が契約上180日延滞となった月の終わりまでに償却される。当グループは、これらの有担保貸付金に関する新たな鑑定評価を定期的に入手し（180日毎）、担保の処分によって受領されるキャッシュ・フローの最良見積として改善しているか悪化している場合には、最新の鑑定評価額に帳簿価額を修正する。

クレジットカードなどの無担保の個人向け与信枠は通常、延滞してから150日から210日の間に償却されるが、標準的な期間は口座が契約上180日延滞となった月の最終日である。償却期間は延長されることもあるが（通常は延滞後360日以内）、現地の規則または法令により早期の償却が制限されている国において、または有担保の不動産貸付の担保の換金に当該時間を要する場合、非常に例外的な状況で、それよりも長くなることもある。

有担保の個人向け貸付については通常、債務不履行から60ヶ月以内に最終的な償却が実施されるべきである。

倒産または類似の手続の場合、償却は上記の期間よりも早く実施されることがある。償却の後、回収手続が継続する場合もある。

減損の手法

（監査済）

売却可能目的のABSの減損の客観的な証拠を特定するために、通常、原資産プールを参照したデータを使用して将来予測キャッシュ・フローをモデル化する業界標準の評価モデルが適用される。有価証券の見積り将来キャッシュ・フローは、報告日現在またはそれ以前に生じた損失事由の結果、当該証券の回収の可能性が小さいかどうかを判断するために、具体的な金融資産レベルで評価される。

モデルの主要な仮定およびインプットは通常、原貸付金の延滞状況、延滞した貸付金が債務不履行に陥る確率、原資産の返済プロファイルおよび債務不履行の場合の損失の深刻度である。しかし、モデルは特定の種類の担保に関連する他の変数も活用して、将来の債務不履行および回収率を予測する。かかる要因に関して適切な仮定を決定する際、経営陣は利用可能な外部のデータを利用して、判断に適用する。当グループでは、裏付担保からの予測キャッシュ・フロー総額の減少が、契約上のキャッシュ・フロー不足をもたらすかどうかを判断するために、過去に観察された債務不履行への進行割合を組み入れたモデル化手法を利用する。そのような場合、当該有価証券は減損しているとみなされる。

債務担保证券（以下「CDO」という。）に関しては、CDOの契約上のキャッシュ・フロー不足が生じる可能性を判断するために、原担保の予想将来キャッシュ・フローが評価される。

担保が、元利金の支払いを付保するモノライン保険会社により提供されている契約からの利益を享受する場合、当該契約に基づく予想回収額は、当該ABSにおいて利用可能な予想信用補完合計額を判断する際に評価される。

貸付金管理ユニット

HSBC貸付金管理ユニット（以下「LMU」という。）は、ホールセール・クレジット部門および市場リスク部門の顧客と接触するフロント・ラインとなる部署であり、当行の貸付金がリスクにさらされる場合において、集中的で緊密な管理を必要とする事業顧客関係の管理を担当している。LMUはグループを通じて地域ベースで活動し、組成事業管理部からは独立している。LMUは各地域のホールセール・クレジットおよび市場リスクの地域ヘッダの現地管轄下にある。顧客は、事業経営陣またはホールセール・クレジットおよび市場リスクの承認チームにより特定され、LMUに移管される。

LMUが管理する顧客は通常、当グループのリスク選好外で運営されている。一般的にこうした顧客は、著しい財政困難の症状を示し、経営陣は窮地にある事業の運営について限られた経験しかなく、当グループに提供される経営財務情報は十分でなく、信頼性が低い。

管理下にある顧客エクスポージャーの水準およびLMUチームの規模は、各地域で引き受けられた事業の幅により国ごとに異なるが、LMUは個々の顧客エクスポージャーが1.5百万米ドルを超過する非常に困難な状況を常に管理している。

LMUの主たる重点は、達成可能な場合は、実行可能な回復戦略を促進および支援するために合意の上で顧客と協働することにより、当行の資本を保護し、損失を最小限に抑えることである。最終的には、顧客を第一線のリレーションシップ・マネジメントに戻すことを意図している。一定の場合は回復が不可能であり、LMUは当行のエクスポージャーおよび顧客の支払能力を保護するために様々な選択肢を考慮する。時には、満足できる解決策を発見することが不可能であり、顧客が破産申請または現地におけるこれに相当する手段を取ることがある。結果にかかわらず、LMUは透明性のあるプロセスと手続による専門的な方法で、顧客を公平に、同情的に、かつ肯定的に取り扱うことを追求する。

事業部門およびLMUが利用できる救済および再編戦略には、顧客に様々な種類の条件緩和を提供することが含まれるが、一方で最終的に当グループに返済する顧客の能力を強化することを追求する（それには当グループが利用可能な全体的な担保の強化が含まれる場合がある）。条件緩和の承認のための決定では、地域固有の国およびセクター選好、顧客の主要な指標、市場環境、貸付金の構造および担保が勘案される。LMUが直接管理する顧客の内部レビューは、関連する会計指針、与信方針、各国の銀行規制に従い、定期的実施される。特定の状況下では、付与された条件緩和の結果、貸付金が再交渉貸付金に分類されることがある。

保有する担保およびその他の信用補完

（監査済）

償却原価で保有する貸付金

当グループの実務は、提供された担保の価値に依存するのではなく、顧客のキャッシュ・フロー財源に基づき債務を履行する能力に基づいて貸付を行うことである。顧客の状況および商品の種類によっては、無担保でも与信枠を提供することがある。それ以外の貸付の場合、与信を行うかどうかの決定と金利の決定にあたり、担保物に対する担保が取得され、検討される。債務不履行の場合、当行は、返済原資として担保を利用することができる。その形態次第では、担保は、信用リスク・エクスポージャーを軽減する重要な金融上の効果を持つ。

さらに、第二順位担保、その他の先取特権および裏付けのない保証など、他の種類の担保と信用リスク補完を採用することで、リスクを管理することもある。しかし、かかる軽減策の評価は確実性が劣るため、その金融上の効果は定量化されていない。

借換リスク

多くの種類の貸付金は、満期時に元本の大部分の返済を求める。通常、顧客の返済手法は、既存債務を決済するための新規借り入れを通じたものである。借換リスクは、顧客が期限付債務を満期時に返済できないか、商業的な利率で負債を借り換えできない場合に生じる。借換リスクが特定の契約に該当する可能性があることの証拠がある場合、当該契約から最大可能キャッシュ・フローを回復し、潜在的には元本返済の際に顧客が債務不履行となることを避けるために、HSBCは、その他の場合には当グループが検討しないような緩和した条件で当該貸付金の借り換えを提供しなければならない可能性がある。借り手が、現在の財務状況に基づき、満期時に返済を行えないか、その貸付金を借り換えることができないことの十分な証拠がある場合、かかる貸付金は減損として開示され、該当する場合は対応する減損引当金が認識される。

HSBCの証券化および他のストラクチャード・エクスポージャーの性質

住宅ローン担保証券（以下「MBS」という。）は、住宅ローンの集合体への持分を表す有価証券であり、投資家に将来の住宅ローンの返済（金利および／または元本）により現金を受け取る権利を提供する。異なるリスク・プロファイルを持つ住宅ローンを参照するMBSは、最もリスクの高いクラスに従い分類される。

債務担保証券（以下「CDO」という。）は、債券、貸付金または資産担保証券（以下「ABS」という。）などの他の資産を担保とする有価証券である。CDOは、サブプライム住宅ローンまたはAlt-A住宅ローンが裏付資産または参照資産の一部である場合、これらに対するエクスポージャーを含むことがある。CDOの裏付けとなる原担保の正確な性質が不確実なことが多いため、住宅ローン関係資産により裏付けられたCDOは全てサブプライムとして分類される。当グループのABSおよびCDOの保有ならびに直接貸付ポジション、ならびに住宅ローン担保および貸付活動の分類は以下に記載されている。

非住宅用ローン関係のABSに対する当グループのエクスポージャーには、商業用不動産モーゲージ、レバレッジド・ファイナンス・ローン、学生ローンおよびその他の資産に関連する担保を有する証券（その他の債権関連担保を有する証券等）が含まれる。

ABSおよびCDOの定義および分類

ABSおよびCDOの

カテゴリー	定義	分類
サブプライム	限定的な信用履歴、低い所得もしくは高い返済負担率を有する顧客、または臨時の延滞、過去の貸倒償却、破産もしくは他の信用関連の手續による与信問題を起こしたことがある顧客に対する貸付金	米国の住宅ローンについては、FICOスコア620以下が、貸付金がサブプライムかどうかを判断するために主に利用される。米国以外の住宅ローンについては、経営陣の判断による。
米国ホーム・エクィティ・ライン・オブ・クレジット（以下「HELOC」という。）（サブプライム内で分類される）	顧客に提供されるリボルビング与信枠の一種で、多くの場合、住宅用不動産に対する第二順位またはそれより低い順位の担保で裏付けられている。	HELOCの保有は、サブプライムとして分類される。
米国Alt-A	サブプライムよりもリスクが低い貸付金だが、標準的要件を完全に満たした貸付金よりもリスクが高い特徴を持つ。	Alt-Aの分類が適切かどうかを判断する際には、米国与信スコアおよび保有文書の網羅性（所得証明など）が考慮される。米国におけるサブプライム以外の住宅ローンは、主要な米国政府住宅ローンまたはその系列の機関に対する売却のために不適格である場合、Alt-Aとして分類される。
米国政府機関および政府系機関住宅ローン関係資産	政府住宅抵当金庫（ジニーメイ）などの米国政府機関、またはファニーメイおよびフレディマックなどの米国政府系機関により保証された有価証券。	米国政府機関および米国政府系機関関係の住宅ローン関連資産の保有は、プライム・エクスポージャーとして分類される。
英国不適合住宅ローン（サブプライム内で分類される）	通常の貸付要件を満たしていない英国の住宅ローン。例としては、期待される水準の文書が提出されない場合（所得が自己申告であるなど）、または与信履歴が十分でないためリスクが増加し、通常の貸出金利よりも高い金利が付される場合の住宅ローンが挙げられる。	英国不適合住宅ローンは、サブプライム・エクスポージャーとして取り扱われる。
その他の住宅ローン	上記のいずれの分類にも当てはまらない住宅ローン（プライム住宅ローンを含む）。	プライム住宅ローン関係資産はこのカテゴリーに含まれる。

流動性および資金調達

流動性および資金調達の管理は主に、当グループの流動性および資金調達リスク管理の枠組み（以下「LRRF」という。）に従い、グループ会社において現地で（国ごとに）行われ、RMMを通じて取締役会が承認したGMBにより実務および制限が設定される。これらの制限は、グループ各社が事業を営むそれぞれの市場の規模と流動性によって異なる。当グループの一般方針では、規定された各グループ会社は、自社の活動の資金調達を自ら満たさなければならない。取引がグループ会社間で行われる場合、これは両社において対称的に反映される。

当グループの資産・負債・資本管理（以下「ALCM」という。）構造の一環として、当グループは、当グループのレベル、地域およびグループ会社レベルで、ALCOを設定している。全ALCOで参照される条件は、流動性と資金調達の監視および制御を含む。

当グループの枠組みおよびリスク選好内での流動性および資金調達の管理を担当する主な部門は、地域のグループ会社のALCOである。最も重要なグループ会社は、地域ALCO、グループALCO、およびRMMにより監視されている。その他の小規模なグループ会社は、地域ALCOにより監視され、重要な問題についてはグループALCOおよびRMMに適切に上申される。

グループ会社は、流動性と資金調達の現地管理を反映するために、主に国別に定義される。通常、グループ会社は、単独の法人として定義される。しかし、ある国での事業が複数の子会社または支店にわたり計上されている状況を考慮するために、以下が適用される。

Y グループ会社が、同じ国で設立され、流動性と資金調達がグループ会社間で自由に交換可能であり、これが現地の規則で容認される場合、より広い法人の連結サブグループとして定義されることができ、この定義は流動性と資金調達が現地でどのように管理されるかを反映する。または、

Y グループ会社は、それぞれの現地国の流動性と資金調達の管理を反映して、複数の国で事業を行うより大きな法人の主たる事業所（支店）として、より狭く定義されることができる。

RMMは、直接監視をしているグループ会社のリストおよびグループ会社の構成を毎年レビューし、同意する。

主な資金源

当座預金および貯蓄性要求払預金または貯蓄性通知預金の形態による顧客からの預金は、当グループの資金源の大部分を占めており、当グループは、これらの預金の安定性の維持を極めて重視している。預金の場合、その安定性は、当グループの資本力や流動性、さらには、競争力があり透明な金利設定に対する預金者の当グループに対する信頼の維持に依存する。

当グループは、資産と負債の満期および通貨を整合させ、現地ホールセール市場におけるプレゼンスを維持するために、また、預金受け入れを行わないノンバンク子会社のために資金を調達するために有担保および無担保の優先負債証券の発行（公募および私募）ならびに信用の質の高い担保を使用した有担保買戻取引市場からの借入により、ホールセール市場からの資金調達も行う。

流動性および資金調達リスクの管理

内在する流動性リスクの分類

当グループは、グループ各社を、それぞれに内在する流動性リスクの評価を反映するため、2つのカテゴリー（低および中）のいずれかに分類している。その際、グループ会社の現地国の政治的要因、経済的要因および規制上の要因のほか、それぞれのグループ会社自身に特有の要因（例えば、現地市場、マーケットシェアおよび財務力等）を考慮に入れている。この分類には経営陣の判断が含まれ、当グループの他のグループ会社と比較した、グループ会社の認識される流動性リスクに基づく。この分類は、流動性事由の潜在的な影響を反映させることを意図しており（事由の確率ではない）、当グループのリスク選好の一部を形成する。この分類は、グループ会社が耐え、かつ管理する能力を有することを当グループが要求する、規定のストレス・シナリオを決定するために用いられる。

中核的預金

当グループの内部枠組みの主要な要素は、顧客からの預金を、流動性ストレス期間中の顧客の行動の予測に基づいて、中核的と非中核的に分類することである。このような分類を行う際には、預金を受け入れたグループ会社内在する流動性リスクの分類、顧客特性ならびに預金の金額および金利設定を考慮する。預金は、契約により貸付金に対する担保となっている場合を除き、その全額が中核的としてみなされることはない。各グループ会社の中核的預金基盤は、長期的な資金調達源とみなされ、したがって、当グループが主要流動性リスク指標を算出するために使用する流動性ストレス・シナリオ下でも引き出されないと想定される。

グループ会社の預金の中核的かどうかを評価する際に検討される3つのフィルターは、以下のとおりである。

- Y 金利：市中金利または基準金利を大幅に上回る金利が設定されている預金は、一般に全てが非中核的として取り扱われる。
- Y 規模：資金合計が一定の金額基準額を超える預金者は、除外される。基準額は事業分野および固有の流動性リスクの分類を検討することによって設定される。
- Y 事業分野：金利および規模のフィルターの適用後に残った預金の要素は、預金に関連している事業分野に基づいて評価される。このフィルターの下で中核的とみなすことができる顧客からの預金の割合は、35%から90%の間である。

買戻取引および銀行による預金は、中核的預金に分類することができない。

中核的資金に対する貸付金の割合

中核的顧客預金は、顧客に対する貸付金の資金調達のための重要な資金源であり、短期のホールセール市場からの資金調達への依存を軽減する。中核的顧客預金の相応する増加、または残存期間が1年超の長期負債による資金調達なしに、顧客に対する貸付金を増加させる能力を制限するために、グループ会社には制限が設定されている。この措置は、「中核的資金に対する貸付金の」割合と呼ばれる。

中核的資金に対する貸付金の割合の上限は、最も重要なグループ会社に対してはRMMが設定し、小規模なグループ会社に対しては地域ALCOが設定し、ALCMチームが監視する。この割合は、中核的顧客預金および残存期間が1年超の有期資金の合計に対する、顧客への貸付金の割合である。一般的に、顧客貸付金は更新が想定されるため、契約上の満期にかかわらず、割合の分子に含まれる。売戻取引は、中核的資金に対する貸付金の割合からは除外される。

ストレス時のカバレッジ・レシオ

ストレス時のカバレッジ・レシオは、ストレス時のキャッシュ・フロー・シナリオ分析から算出され、1ヶ月および3ヶ月の期間における、ストレス時の現金流出額に対するストレス時の現金流入額の割合を示す。

ストレス時の現金の流入には、以下が含まれる。

Y 流動資産の現金化から生み出されると見込まれる流入（想定されたヘアカット控除後）

Y 流動資産の活用として既に反映されていない、期限が到来する資産からの契約上の現金の流入

中核的資金に対する貸付金の割合に採用された手法に沿って、顧客貸付金は一般的にストレス・シナリオ時には現金の流入を生み出さないと仮定され、したがって、契約上の満期日とは無関係に、ストレス時のカバレッジ・レシオの分子からは除外される。

100%以上のストレス時のカバレッジ・レシオは、ストレス・シナリオの下でプラスの累積キャッシュ・フローが観測されていることを反映している。当グループのグループ会社は、該当事業体の固有の流動性リスクカテゴリーに従って定義された、市場全体およびHSBC特有のストレス・シナリオの組み合わせの下で、3ヶ月まで100%以上のレシオを維持することが義務付けられている。

グループ会社の限度の遵守は、ALCMチームによって監視され、主要なグループ会社についてはRMMに、小規模なグループ会社については地域ALCOに、それぞれ月次で報告される。

ストレス・シナリオ分析

当グループは、以下をモデル化することを目的としたいくつかの標準的な当グループのストレス・シナリオを使用している。

Y 市場全体および当グループ固有の流動性危機を併せたシナリオ

Ⅳ 市場全体の流動性危機シナリオ

これらのシナリオは、全てのグループ会社によってモデル化されている。各シナリオにおける仮定の適切性は、ALCMによって定期的に検証され、流動性および資金調達リスク選好度の承認プロセスの一環として、年次でRMMおよび取締役会によって正式に承認される。

ストレス時の現金の流出は、標準的な一連の規定されたストレスの仮定を、HSBCグループのキャッシュ・フロー・モデルに適用することによって算定される。当グループの枠組みは、2つの市場全体のシナリオならびに2つの市場全体および条件を厳格化した当グループ固有のストレス・シナリオを統合したシナリオの使用を規定している。当グループの標準シナリオの他に、各グループ会社は、固有の現地市場の状況、商品、資金調達基盤を反映するために独自のシナリオを設計することを義務付けられている。

2つの市場全体および当グループ固有のシナリオを統合したシナリオは、市場全体のシナリオよりも厳格化されたシナリオをモデル化している。グループ会社が管理する市場全体および当グループ固有のストレス・シナリオを統合した当該シナリオは、グループ会社固有の流動性リスク・カテゴリーに基づく。市場全体および当グループ固有のストレス・シナリオを統合したシナリオに組み込まれている主要な仮定は、以下に要約されている。

Ⅳ 全ての非中核的預金が3ヶ月以内に引き出される（1ヶ月以内に80%）見込みであり、非中核的預金の水準はグループ会社固有の流動性リスク・カテゴリーに依存する。

Ⅳ 銀行間資金市場および無担保期限付債務市場の利用は、シナリオ期間中は停止される。

Ⅳ 非流動資産ポートフォリオから資金を生み出す能力（証券化および有価証券借入契約）は、過去6ヶ月間の発行実績または翌6ヶ月間の発行見込のいずれか少ない方の25%から75%に制限される。この制限は、最新の市場状況に基づき、グループ会社の固有の流動性リスク・カテゴリーに依存する。

Ⅳ 当グループの流動資産方針の下で流動資産として分類されない資産を使用した買戻取引による資金調達は、シナリオの期間中は停止される。

Ⅳ 約定済貸付枠の実行は、モデル化される市場ストレスの厳格さと整合していなければならない、グループ会社固有の流動性リスク・カテゴリーに依存する。

Ⅳ 現金の流出は、長期格付の所定の格下げによって引き起こされる。当グループは、反映すべき適切な格下げの段階数の継続的な評価を行う。

Ⅳ 顧客に対する貸付金は、契約上の満期時に更新されると仮定される。

Ⅳ 銀行間貸付および売戻契約は、契約に従ったランオフが仮定される。

Ⅳ 流動資産と定義された資産は、契約上の満期よりも前に、最大20%の所定のストレス下のヘアカットを適用して現金化されると仮定される。

HSBCの主要グループ会社の流動資産

ストレス・シナリオ分析およびカバレッジ・レシオの分子には、流動資産の現金化から生み出される、仮定された現金の流入（適切なストレス・ヘアカットの適用後）が含まれる。この仮定は、資産がいつ現金化されたとみなされるかについての経営陣の予想に基づいている。

流動性資産は、当グループの流動性資産の定義を満たす処分上の制約を受けない資産であり、真正に、または、監視されるストレス・カバレッジ・レシオの期間を超える契約上の残存期間を有する売戻取引の結果として保有される。契約上の残存期間が監視されるストレス・カバレッジ・レシオの期間を超えない売戻取引の結果保有される、処分上の制約を受けない資産は、流動性資産の在庫からは除外され、これに代えて契約上の現金流入として反映される。

当グループの枠組みは、現地で評価されることのできる資産クラスを、品質が高く、１ヶ月以内、および１ヶ月から３ヶ月以内に現金化できる資産として定義する。現地の各ALCOは、当グループの流動性資産方針に従い流動資産として取り扱われる資産が、管理されるストレス・シナリオ下でも流動資産であり続けることについて、満足していなければならない。

一般的に、１ヶ月以内の流動性資産の現金化による流入は、確認済引出可能中央銀行預金、または政府および準政府機関のエクスポージャー（通常、当該国政府の国内通貨建てのものに限定される）の売却もしくは買戻に限り生じる。品質の高いIABS（主に米国のMBS）およびカバード・ボンドも含まれるが、これらの資産により想定される流入には上限がある。

１ヶ月以降の流入には、品質の高い金融機関以外の非ストラクチャード社債および流動性が最も高い株価指数の構成銘柄である株式も含まれる。

内部カテゴリー	認識された現金の流入	資産クラス
レベル1	1ヶ月以内	¥ 中央政府 ¥ 中央銀行（確認済引出可能準備金を含む） ¥ 国際機関 ¥ 多国籍開発銀行 ¥ 硬貨および紙幣
レベル2	1ヶ月以内で上限あり	¥ 地方および地域政府 ¥ 公共セクターの事業体 ¥ 有担保カバードボンドおよびパススルー資産担保証券 ¥ 金
レベル3	1ヶ月から3ヶ月	¥ 無担保の非金融機関の有価証券 ¥ 公認証券取引所に上場し流動性が高い株価指数の構成銘柄である株式

中央政府または地域／地方政府により保有および支配されているが、明示的に保証されていない事業体は、公共セクターの事業体として取り扱われる。

明示的に保証されているエクスポージャーは、最終的な保証人に対するエクスポージャーとして反映される。

流動性資産の品質が高いことを確保するために用いられる基準に関しては、当グループの流動性資産方針が以下の追加基準を定める。

1. 中央銀行および中央政府エクスポージャー：

¥ 関連国の国内通貨建てで保有：

- 国内銀行システム内にある場合、レベル1の流動性資産として適格
- オフショアの場合、レベル1の流動性資産として適格であるためには、バーゼル標準的リスク加重手法に基づき、リスク加重が20%以下でなければならない

¥ 関連国の通貨以外の通貨建て（すなわち、外貨建て）は、レベル1の流動性資産として適格であるために、バーゼル標準的リスク加重手法に基づき、リスク加重が20%以下でなければならない、限られた数の主要通貨で発行されなければならない。

国内通貨としてユーロを使用するユーロ圏加盟国の取り扱い、当該エクスポージャーが国内銀行システム内で保有されるか、オフショアで保有されるかに左右される。国内銀行システム内で保有される中央銀行および中央政府エクスポージャーは、基準1によりレベル1の流動性資産として適格であるが、オフショアで保有される中央銀行および中央政府エクスポージャーは、基準3に基づき外貨建てとみなされる。

2. オンショアで保有され、現地規制当局が中央政府エクスポージャーと同じリスクとみなしている地方・地域政府エクスポージャーは、中央政府エクスポージャーとみなすことができる。

3. 国際機関および多国籍開発銀行は、レベル1流動性資産として適格であるために、バーゼル標準的リスク加重手法に基づきリスク加重が0%でなければならない。

4. レベル2流動性資産として適格であるためには、エクスポージャーは、バーゼル標準的リスク加重手法に基づきリスク加重が20%以下でなければならない。
5. レベル3流動性資産として適格であるために、無担保の金融機関以外の社債エクスポージャーは、最低内部格付要件を満たさなければならない。

その他資産がストレス下で流動的であると現実的に評価される場合、ケースバイケースで、グループ会社は、かかる資産を流動性資産として取り扱うことを容認される。かかる流動性資産は、レベル1、レベル2、レベル3流動性資産とは別に「その他」として報告される。

銀行間およびグループ会社間貸付金および預金により生じる正味キャッシュ・フロー

LFRFに基づき、銀行間およびグループ会社間貸付金および預金により3ヶ月以内に生じた正味現金流入では、流動性資産要件は低くなる。反対に、銀行間およびグループ会社間貸付金および預金により3ヶ月以内に生じた正味現金流出では、流動性資産要件は高くなる。

売戻取引、買戻取引、借株取引、貸株取引およびアウトライートのショート・ポジション（グループ内の分を含む。）により生じる正味キャッシュ・フロー

契約上の残存期間がストレス時のカバレッジ・レシオ期間内である売戻取引の結果保有される処分上の制約を受けない資産は流動性資産としては反映されないため、正味現金流入は、流動性資産に追加される流動性の原資を表す。

正味現金流出の影響は、買戻取引の満期時点で戻し入れられた時に、差し入れられた原担保が流動性資産として適格か否かで異なる。当グループの買戻取引の大半は、流動性資産を担保物として担保されているため、示された正味現金流出は、流動性資産の返還（上記の流動性資産の表からは除外されている）により相殺される。

ホールセール負債のモニタリング

ホールセールの定期債務市場に資金調達のためにアクセスする場合、ALCOは、かかる期限内に満期の集中がないことを確保するため、移動3ヶ月および12ヶ月の累計債務満期限度額を設定することを要求される。

流動性行動予測

流動性行動予測は、厳しい流動性ストレス・シナリオ時でも、当グループの債務に対するアクセスを有すると確信する予想期間、および資産を調達する必要があると想定しなければならない予想期間についての、当グループの評価を反映するために適用される。契約条項が予想される行動を反映していない場合、行動予測が適用される。流動性行動予測は、RMMが規定した方針に従い、地域ALCOによってレビューされて承認される。流動性リスク管理に対する当グループの手法は、多くの場合、資産と負債に対して異なる手法が適用されていることを意味する。例えば、経営陣は負債についてはより短い期間を想定するが、資産についてはより長い期間の資金調達要件を想定する場合がある。全ての中核的預金は、当グループの中核/非中核および中核的資金に対する貸付金の枠組みに基づき、1年以上の流動性行動予測期間を持ち、中核的資金調達の同質の資金源を表すと仮定される。資産の行動予測は、よりきめ細かく、当グループが資産を調達する必要を想定しなければならない期間を分化することを追求する。

資金移転価格

当グループの資金移転価格決定方針は、当グループが金利リスクと流動性リスクおよび資金調達リスクを異なる仮定に基づき別々に管理しているという事実により、2段階の資金の移転価格決定手法をもたらしている。これらは、当グループのリスク管理の枠組みと一致させるために開発された。各グループ会社は、それぞれの主要通貨に対し、最も適切な金利リスクの移転価格カーブ、流動性プレミアム・カーブ（金利リスク移転価格カーブに対するスプレッド）、および流動性振替評価（金利リスク移転価格の上下のスプレッド）を決定するために、当グループの移転価格決定方針の枠組みを適用することを義務付けられている。

金利リスク移転価格決定方針は、非トレーディング（銀行勘定）資産と負債により構造的に生じる全ての市場金利リスク（市場で外部的に中立化されるか、相殺移転により内部的に中立化されることができるもの）が、BSMに移転され、非トレーディング市場リスクとして集中的に管理されることの確保を追求する。それぞれの主要通貨につき、グループ各社は、一つの金利リスク移転価格カーブを採用する。この目的で用いられる移転価格カーブは、グループ各社のBSMが移転時点で市場において金利リスクをどのように最もよく中立化できるかを反映している。ベースス・リスクが、外部資産または外部負債の再決定された価格ベースと金利リスク移転価格カーブの再決定された価格ベースとの間で特定できる場合、当該ベースス・リスクは、BSMが市場でこのベースス・リスクを中立化できることを前提として、BSMに移転されることができる。

グループ会社の流動性および資金調達リスクは集中して管理される目的でALCOに移転されるために、流動性および資金調達リスクは、金利リスクとは別に移転価格が決定される。ALCOは、中核的資金割合に対する貸付金を監視および管理し、流動性資産ポートフォリオ管理およびホールセール of 期限付債務の調達計画の実施をBSMに委譲する。これは、ALCOが、当グループのストレス時のカバレッジ・レシオが3ヶ月まで100%超を維持することを確保することを支援する。

流動性および資金調達リスクの移転価格は、2つの構成要素を持つ。

Y 流動性の振替：ストレス時の現金流出に充当するためにベンチマーク流動性資産（移転価格を下回る利回り）を保有する費用。ベンチマーク流動性資産は、ALCOによって決定され、レベル1流動性資産への投資により達成可能な加重平均期間（残存期間は最長で1年間）に基づく。

Y 流動性プレミアム：期限付債務および中核的預金の支払いのための評価費用 / 債務の資金調達価値（移転価格を上回る利回り）。

流動性資産保有の評価費用は、当グループの内部のストレス時のカバレッジ・レシオの枠組みによりモデル化された流出に分配される。

流動性プレミアムは、資産の評価され行動予測された流動性期間に基づき、当グループの3ヶ月のストレス時のカバレッジ・レシオに影響する資産に対して計上される。当グループの中核的資金に対する貸付金指標に影響する資産は1年以上の最低行動予測期間を有することが要求され、実勢流動性プレミアム・カーブ割合はALCOによって設定され、当グループの調整方針に従い調整される。従って、中核的預金には、それが裏付ける資産に計上された流動性プレミアムが、有期資金調達の費用控除後、均等に分配される。

買戻契約および有価証券貸付契約

GB&M部門は顧客に有価証券担保融資サービスを提供し、現金による融資または特定の有価証券を提供する。有価証券の形態での担保に対して現金が提供される場合、提供された現金は貸借対照表上で売戻契約として認識される。現金担保に対して有価証券が提供される場合、受け入れた現金は貸借対照表で買戻契約として認識されるが、当該有価証券が株式の場合は、有価証券貸付契約として認識される。

グループ各社は、LFRFに沿って、集中担保プールを通じて担保を管理する。特定の有価証券の引渡しが必要で、グループ会社が当該有価証券を集中担保プールで使用できない場合、当該有価証券の有担保での借入が行われる。現金担保を差し入れて有価証券を借り入れる場合、差し入れた現金は貸借対照表で売戻契約として認識されるが、当該有価証券が株式の場合は、有価証券借入契約として認識される。

グループ会社は、集中担保プールで利用可能な有価証券を使用して、有価証券の形態での担保を差し入れて現金を借り入れる場合もある。売戻契約および有価証券貸付契約はこのように、マーケットが顧客の事業の円滑化のために完全所有する有価証券から発生する資金需要、および顧客の有価証券活動への資金供給から発生する正味資金需要に対する資金調達に使用することができる。売戻契約、有価証券借入契約、買戻契約および有価証券貸付契約は、IFRSの相殺基準を満たした場合、純額で報告される。一部の場合では、有価証券の借入または貸付取引は、有価証券を担保として使用する。これらの取引は、オフバランス項目となる。

売戻契約または有価証券借入取引で担保として受け入れた有価証券は、信用の質が非常に高く、その価値はヘアカットの対象でなければならない。売戻契約または有価証券借入取引の下で借り入れた有価証券は、受け入れた有価証券がLFRFの流動資産方針の下で適格な場合にのみ、取引期間について流動資産バッファの一部としてのみ認識することができる。

受け入れた担保の公正価値が、融資された現金または有価証券の公正価値に対して適切な担保であることを確実にするために、与信上の統制が実施されている。

能動的な担保管理の効果

担保は、流動性および資金調達の管理に採用されている手法と整合的に、グループ会社ベースで管理されている。グループ各社が保有する利用可能な担保は、単一の担保プールとして管理される。どの担保を差し入れるかの決定に際しては、当該担保がオンバランスで認識されるか、または売戻契約、有価証券借入契約もしくはデリバティブ取引で受け取ったものかとは無関係に、グループ各社はLFRFの制約の中で利用可能な担保プールの使用の最適化に努める。

この方法による担保管理は、たとえ当グループが担保に供したオンバランスの保有資産について直接的に資金調達することは求めている場合でも、オンバランスの保有資産を担保に供する一方で、利用可能な担保に供されていないオフバランスの保有資産を記録するという形で、担保に供されている資産の表示に影響を与える。

譲渡可能な有価証券の担保の水準を数量化する際に、担保への差入れは個別の有価証券ごとに分析される。特定の有価証券が担保に差し入れられ、当グループが当該有価証券をオンバランスと転質する権利を伴ったオフバランスの両方で保有している場合、当グループは、開示目的のために、オンバランス保有の有価証券よりも先に第三者より受け取ったオフバランス保有の有価証券が担保に供されると仮定する。

例えば、当グループが特定の有価証券を売戻契約 / 有価証券借入取引の結果として受け取ったが、貸し付けた現金を包括的な担保バスケットを差し入れて調達した場合に、たとえ受け取った有価証券が担保に供された担保バスケットとして適格であったとしても、オンバランスの担保に供された資産とオフバランスの担保に供されていない資産が発生する。また、当グループが包括的な担保バスケットを売戻契約取引の結果として受け取ったが、貸し付けた現金を特定の有価証券を担保として差し入れて調達した場合に、たとえ差し入れた有価証券が当該担保バスケットとして適格であったとしても、同じ状況が発生する。

処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産

「貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産の内訳」に含まれるカテゴリーの定義：

Y カバード・ボンド取引の結果、中央銀行以外の取引相手との取引により担保に差し入れられた資産は、取引相手（中央銀行以外）に対する当グループのカバード・ボンドの発行に対して差し入れられた貸借対照表上の資産である。結果的に、当該資産について当行は、資金調達のために担保として差し入れられず、担保ニーズを充当できず、または将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することができない。

Y 証券化取引の結果、中央銀行以外の取引相手との取引により担保に差し入れられた資産は、取引相手（中央銀行以外）との証券化取引に対して差し入れられた貸借対照表上の資産であり、資産担保コマーシャル・ペーパー、CDO、住宅ローン担保证券、または仕組投資ビークル・ペーパーが含まれる。結果的に、当該資産について当行は、資金調達のために担保として差し入れられず、担保ニーズを充当できず、将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することができない。

Y 中央銀行以外の取引相手との取引の結果担保に差し入れられた資産—その他は、当グループの貸借対照表上の資産（上記のカバード・ボンド、証券化取引以外）であり、中央銀行ではない取引相手に対し、既存の負債に対する担保として差し入れられている。結果的に、当該資産について当行は、資金調達のために担保として差し入れられず、担保ニーズを充当できず、将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することができない。

い。例としては、売却・買戻取引および株式貸借取引で差し入れられた資産、ならびに特定の不動産資産が挙げられる。

- Y 中央銀行に預託されている資産（すなわち事前預託分と処分上の制約を受ける資産の合計）は、中央銀行の緊急流動性／資金調達の適格を有する資産、または追加のデューデリジェンスを必要としない資金調達用の中央銀行の事前取決めに基づく資産である。FHLBが受け入れた事前預託された中央銀行英国住宅ローンおよび米国住宅ローン、ならびに既存の負債に対する担保として中央銀行に差し入れられている当行の貸借対照表上の資産など、中央銀行の適格を有する譲渡可能顧客貸付金である。結果的に、当該資産について当行は、資金調達のために担保として差し入れられず、担保ニーズを充当できず、将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することができない。
- Y 処分上の制約を受けない資産 - 容易に実現利益化できる資産は、通常の事業活動において、当行が資金調達のために担保として差し入れ、担保ニーズを充当し、将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することが容易にできると当行が判断する資産であり、これらの目的に使用するためにいかなる制約も受けない資産である。
- Y 処分上の制約を受けない資産 - 担保として差し入れられることのできるその他資産は、資金調達のために担保として差し入れ、担保ニーズを充当し、将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することに対して制約を受けない資産であるが、現在の様式では通常の事業活動において容易に現金化できない資産である。
- Y 処分上の制約を受けない資産 - 売戻取引／借株に関する未収金およびデリバティブ資産は、特に売戻取引、借株およびデリバティブ取引に関係した資産である。これらの貸借対照表上の資産は、担保として差し入れることができないが、貸借対照表上で認識されない非現金資産の受領をもたらすことが多いために別途表示され、さらに、有担保資金調達のために使用され、追加の担保要件を満たし、または売却されることができる。
- Y 処分上の制約を受けない資産 - 担保として差し入れることができない資産は、担保として差し入れられていないが、当グループが差し入れできないと評価している資産であり、従って、資金調達のために担保として差し入れられず、担保ニーズを充当できず、将来の潜在的資金調達要件を減らすために売却することができない。例としては、当グループの保険子会社が保有し、保険契約者に対する債務を裏付け、これらの子会社の支払能力を支援している資産がある。

歴史的に、当グループは、流動性資産としてLFRFに基づき規定されたこれらの資産以外の資産について偶発的な流動性価値を認識しておらず、ストレス下にあるその他の譲渡可能商品は、たとえ現在換金可能であるとしても、3ヶ月後に現金化できると想定している。一般的に、この手法は、中央銀行に依存しないという当グループのリスク選好により牽引されてきた。少数の事案では、個別の資産プールについて偶発的価値を認識したこともあるが、関連する金額は少額である。その結果、経営陣は当該資産を譲渡可能で容易に実現利益化できるものとするために追加の行動を行う必要が有るため、当グループは顧客および銀行に対する貸付金の大半を、「その他の実現利益化できる資産」のカテゴリーに計上している。

追加情報

財務書類注記18に計上されている負債の担保として差し入れられている資産の金額は、本項前述の「貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産ならびにオフバランスの担保の分析」で担保差入れとして報告されている資産の帳簿価額よりも大きいことがある。かかる差異が生じる例は以下の通りである。

- Y 発行された負債金額に必要な法定過剰担保を加えた金額が当該プールに差し入れられた資産の帳簿価額よりも小さい場合における、ABSおよびカバード・ボンドの場合。差異は、上記の表で、「処分上の制約を受けない資産 - 容易に実現利益化できる資産」として分類されている。

- Ⅵ 保管銀行または決済機関で保有されている譲渡可能証券については、日中の決済債務を担保するために全体の保有額に対して変動担保が付与されている場合、報告日現在で保管銀行または決済機関に対して当行が保有する債務の範囲のみが担保として報告されており、残高は「処分上の制約を受けない資産 - 容易に実現利益化できる資産」として計上されている。
- Ⅶ 中央銀行または政府機関に事前預託された資産は、当グループが資金調達において担保として差し入れている範囲のみが担保として報告されている。利用されていない事前預託された担保は、「処分上の制約を受けない資産 - 容易に実現利益化できる資産」として計上されている。

既存の負債または貸付に対する担保として差し入れられている貸借対照表上の有価証券は、取引期間について担保として反映されている。有価証券が担保または借入として受領された場合、および当グループがかかる証券を売却または再担保差入れする権利を有する場合、再担保差入れまたは売却されないかぎり、かかる証券は、当該取引の期間中実現利益化が可能で処分上の制約を受けない資産として計上される。買戻取引および貸株により生じた証券の担保差入、ならびに売却取引および借株により生じた実現利益化できる処分上の制約を受けない資産に関する追加の分析は、本項前述の「貸借対照表に計上されている処分上の制約を受ける資産および処分上の制約を受けない資産」に記載されている。

通常の事業活動において、当グループは、上述のマーケット事業内での有担保資金調達活動以外に、顧客資産への資金供給のための資金源として買戻による資金調達を活用することを追求しない。

売戻、借株、買戻および貸株の当初の契約上の満期は短期で、大半が90日未満の取引である。

クロスカレンシーの流動性および資金調達リスクの管理

当グループの流動性および資金調達リスクの枠組みは、外貨スワップ市場などを利用して、ある通貨建ての余剰金を他通貨建ての不足金に充当する際の、ストレス時におけるグループ各社の継続的な外国為替市場利用能力も加味している。それが適切な場合は、現地通貨以外の通貨に関するストレス時のカバレッジ・レシオおよび中核的資金に対する貸付金の割合の監視を、グループ各社に義務付ける。

HSBCホールディングス

HSBCホールディングスの主な資金源は、子会社からの配当金、グループ会社間貸付の利息および返済および自己の流動性資金で稼得する利付証券である。HSBCホールディングスは、劣後負債および優先負債の発行により、負債資本市場で補助的に資金を調達する。資金は、子会社に対する資本およびTLAC資金の提供、債券の保有者への利息の支払い、および株主への配当金支払いに主に使用される。

HSBCホールディングスは、信用関連コミットメントおよび保証、ならびに発行した類似の契約に関して、偶発的流動性リスクの対象でもある。かかるコミットメントおよび保証は、当該コミットメントおよび保証に対するHSBCホールディングスの資金提供能力、および必要性が生じる可能性を慎重に考慮した後で発行される。

HSBCホールディングスは、子会社からのキャッシュ・フローを積極的に管理し、持株会社レベルでの現金の保有金額を最適化している。子会社がHSBCホールディングスに配当を支払い、または貸付金を支払う能力は、特にそれぞれの国での規制資本および銀行業務の要件、為替管理、法定準備金、ならびに財務および経営成績に左右される。2015年中に、配当の支払い、または貸付金の返済において著しい制約を受けた当グループの子会社はない。また、HSBC ノース・アメリカ・ホールディングス・インクを除き、配当の支払い、または貸付金の返済において制約が予想される子会社もない。当グループの規制上の連結から除外されている子会社で、資金源が最低規制資本を下回っている子会社はない。

市場リスク

市場リスクとは、外国為替レート、金利、信用スプレッド、株価およびコモディティ価格等の市場要因の変動に伴い、当グループの収益またはポートフォリオの価値が減少するリスクを意味する。

グローバル事業部門における市場リスク

下図は、トレーディング関連および非トレーディング関連の市場リスクが存在する主な事業分野、ならびに、エクスポージャーの監視および制限に使用される市場リスク指標の要約である。

リスクの種類	トレーディング・リスク	非トレーディング・リスク				
	- 外国為替およびコモディティ - 金利 - 信用スプレッド - 株式	- 構造的な外国為替 - 金利 ¹ - 信用スプレッド				
グローバル事業	GB&M (BSMを含む。)	GB&M (BSMを含む。)	GPB	CMB	RBWM	
リスク測定	VaR 感応度 ストレス・テスト	VaR 感応度 ストレス・テスト				

1 HSBCホールディングスが発行した固定利付証券の金利リスクは、当グループのVaRに含まれていない。このリスクの管理については本項前述の「市場リスクと会計上の貸借対照表の関連性」で述べる。

適切な場合には、当グループはトレーディングと非トレーディングの両方のポートフォリオに、類似したリスク管理方針および測定方法を適用する。当グループの目標は、リスクからのリターンを最適化するために、世界でも最大級のバンキングおよび金融サービス企業としての当グループの地位と整合した市場におけるプロファイルを維持しつつ、市場リスク・エクスポージャーを管理および統制することである。

当グループ全体にわたって実施されているヘッジとリスク軽減戦略の性質は、事業を遂行するそれぞれの法域の中で利用可能な市場リスク管理商品に対応する。これらの戦略は、金利スワップ等の伝統的な市場の商品の使用から、ポートフォリオ・レベルで発生する複合的なリスク要因に対処するより精緻なヘッジ戦略まで、多岐にわたる。

市場リスク・ガバナンス

(監査済)

市場リスクは、HSBCホールディングスおよび当グループの様々なグローバル事業部門についてリスク管理委員会により承認された限度額を通じて管理および統制されている。これらの限度額は、事業分野全体にわたって当グループの法人に配分されている。



モデル・リスクは、地域およびグローバルのホールセール・クレジットおよび市場リスクレベルでモデル・リスク監視委員会（以下「MOC」という。）を通じて管理される。MOCは、リスクの測定および管理ならびにストレス・テストに利用される全てのトレーディド・リスクモデルについての直接的な監視および承認責任を担う。MOCは、当グループ内のトレーディド・リスク管理に利用されるモデル、手法および慣行の開発を優先し、これらが当グループのリスク選好度および事業計画の範囲内にとどまることを確実にする。マーケット事業のMOCは当グループのMOCの指揮下にあり、当グループのMOCはグループ・レベルで全てのモデル・リスクの種類を監視する。当グループのMOCは、少なくとも半年ごとに重要な問題点に関する情報をリスク管理委員会に提供する。リスク管理委員会は、規制上の規則に従った当グループの「指定委員会」であり、全てのトレーディド・リスクモデルの日常管理をマーケット事業のMOCに委譲している。

当グループのトレーディングおよび非トレーディング・ポートフォリオの市場リスクの管理は、各拠点についてグローバル・リスク部門が承認した許容される商品のリスト上の商品のトレーディングに個別の業務を限定する旨、新商品承認手続を執行する旨、および複雑なデリバティブ商品のトレーディングを、商品に関する適切な水準の専門知識および強固な統制システムを持つ事業所に限定する旨の方針に基づいている。

市場リスクの測定

市場リスクへのエクスポージャーの監視および制限

当グループの目的は、当グループのリスク選好に一致する市場プロファイルを維持しつつ、市場リスクのエクスポージャーを管理し、統制することである。

当グループは、市場リスクのエクスポージャーを監視および制限するための様々なツールを使用する（感応度分析、バリュー・アット・リスクおよびストレス・テストを含む。）。

感応度分析

感応度分析では、利回りの1ベース・ポイントの変化の影響などの、個々の市場要因の変動が具体的な商品またはポートフォリオ（金利、外国為替レートおよび株価等を含む。）に及ぼす影響が測定される。当グループは、それぞれの種類のリスクに属する市場リスクのポジションを監視するために感応度を用いる。感応度の制限は、ポートフォリオ、商品およびリスクの種類について設定され、設定される制限の水準の決定においては市場の厚みが主な要因となる。

バリュー・アット・リスク

（監査済）

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）は、所定の時間枠にわたる市場のレートおよび価格の変動に起因するリスク・ポジションの潜在的損失を、所与の信頼度の下で推定する技法である。VaRの使用は市場リスク管理に統合され、当グループがどのように当該エクスポージャーの現在価値を推計するかを問わず、全てのトレーディング・ポジションについて計算が行われる。承認された内部モデルがない場合には、適切な現地ルールを用いてエクスポージャーの現在価値を推計する。

加えて、当グループは、リスクの完全な実態を把握するために、非トレーディング・ポートフォリオについてもVaRを計算する。当グループのモデルの大半は、ヒストリカル・シミュレーション法に基づいている。VaRは1日の保有期間に関して信頼度99%で計算される。当グループは、明示的にVaRを計算しない分野では、後述の市場リスクのストレス・テストの表に要約されている代替的ツールを用いる。

当グループのVaRモデルは、記録された過去の市場の一連のレートおよび価格から、金利および外国為替レートなどの異なる市場およびレート間の相互関係を考慮に入れた上で妥当と思われる将来のシナリオを導き出す。モデルには、裏付エクスポージャーのオプション機能の影響も組み込まれる。

使用するヒストリカル・シミュレーション・モデルには、以下の特徴が組み込まれている。

Y 外国為替レート、コモディティ価格、金利、株価および付随するボラティリティを参照することによって、過去の市場のレートおよび価格の計算が行われる。

Y VaRに用いる潜在的な市場変動は、過去2年間のデータを参照して計算される。

Y VaRの測定値は、1日の保有期間を使用し、99%の信頼度で計算される。

VaRモデルの性質は、観察された市場ボラティリティの上昇が、原ポジションに変化がない状況でもVaRの増加をもたらすことを意味する。

当グループは、内部のリスク・モデルの継続的開発に取り組んでいる。

VaRモデルの限界

VaRはリスクの価値ある指針だが、常にその限界の脈絡の中で理解されるべきである。例えば、以下のような限界がある。

Y 将来の事象を推定するための代理変数として過去のデータを用いる方法では、全ての潜在的な事象、中でも特に極端な性質のものを把握できない可能性がある。

Y 保有期間の使用は、当該期間中に全てのポジションの換金が可能であることまたはリスクが相殺されることを前提としている。この前提の下では、全てのポジションの完全な換金またはヘッジを行うには保有期間の長さが十分でなくなる深刻な流動性不足の時期に発生する市場リスクを、完全に反映しない可能性がある。

Y 99%の信頼度の使用は、その性質上、この信頼度を超える損失の発生を考慮に入れていない。

Y VaRは、業務終了時点のエクスポージャー残高に基づいて計算されるので、日中のエクスポージャーは必ずしも反映されない。

Y 著しい市場変動の状況下でのみ発生するエクスポージャーに基づく潜在的損失は、VaRに反映されない可能性が高い。

VaRの枠組みに含まれないリスク

当グループのVaRモデルは、クレジット・デフォルト・スワップと債券間、アセット・スワップ・スプレッド、クロス・カレンシー・ベースス等の重要なベースス・リスクを把握できるよう設計されている。例えばLiborテナー・ベースス等、VaRの中で完全に対応していないその他のベースス・リスクは、当グループのVaRの枠組みに含まれないリスク（以下「RNIV」という。）の計算によって補完され、当グループの自己資本の枠組みに組み込まれる。

したがって、RNIVの枠組みは、VaRモデルでは十分に対応されていない重大な市場リスクを捕捉し自己資本に反映させるためのものである。この例としては、マイナーカレンシーについてのLiborオーバーナイト・インデックス・スワップのベースス・リスクがある。このような場合、RNIVの枠組みは必要自己資本を数量化するためにストレス・テストを使用する。2015年には平均で、これらのストレス・テストから導き出された所要自己資本が、内部モデルに基づく市場リスク所要資本合計の2.3%を占めた。

RNIVで対応するリスクは、規制当局の承認を受けているモデルにおける市場リスク加重資産の19%相当を占め、配当リスクおよびインプライド相関リスクなど、各種資産クラスや金融商品で日々観察できない根源的リスク要因に起因するリスクも含まれている。

リスク要因は定期的に検証された上で、可能な場合は直接VaRモデルに組み入れられるか、またはVaRに基づくRNIV手法もしくはRNIVの枠組み内のストレス・テスト手法により、数値化される。シナリオの深刻度は、自己資本規制

に沿うよう調整される。VaRに基づくRNIVの結果は、VaRの計算やバックテストに反映される。VaRに基づくRNIV手法で考慮されたリスク要因については、ストレスVaRに基づくRNIVも計算される。

レベル3資産

トレーディング・ポートフォリオにおけるレベル3の資産および負債の公正価値は財務書類注記13で開示されており、トレーディング・ポートフォリオ全体の中では、小さな部分にすぎない。レベル3の商品に起因する市場リスクは、ストレス・テストおよび想定元本の限度額など、各種市場リスク管理技法によって管理される。財務書類注記13の「レベル3金融商品の変動」の表は、レベル3金融商品の変動を示している。

ストレス・テスト

ストレス・テストは、発生しそうだが一層極端な事象や一連の金融変動要因の増減がポートフォリオ評価額に及ぼしうる影響を評価するために、当グループの市場リスク管理ツールに統合されている、重要な手続である。こうしたシナリオにおける損失は、VaRのモデルによって予測されるものをはるかに上回ることがあり得る。

ストレス・テストは、法人、地域および当グループ全体のレベルで実施される。当グループ内の全ての地域にわたり一貫して標準のシナリオ一式が用いられる。シナリオは、それぞれのレベルに関連する事象または市場変動を把握するように仕立てられている。当グループの潜在的ストレス損失の周辺でリスク選好が設定され、参照限界に照らして監視される。

市場リスクのストレス・テスト				
感応度	テクニカル	仮想	ヒストリカル	
単独のリスク要因の影響 (通貨ベッグ制の解除等)	各リスク要因が最も大きく変動した場合(基礎的な市場の相関は考慮しない。の影響)	潜在的なマクロ経済事象の影響 (中国本土経済の減速等)	過去に観察された市場の変動を組み込んだシナリオ(株式については1987年のブラック・マンデー等)	リバース・ストレス・テスト

市場リスクのリバース・ストレス・テストは、一定額の損失が存在するという前提に基づいて実行される。ストレス・テストのプロセスによって、どのシナリオがこの損失に至るか特定される。リバース・ストレス・テストの背後にある理由は、コンテイジョンやシステムミックな影響を伴うような、通常の事業状況を超えるシナリオを理解することである。

ストレスVaRおよびストレス・テスト、ならびにリバース・ストレス・テストおよびギャップ・リスクの管理は、HSBCの選好が限定的な、VaRを超えた「テール・リスク」に関する洞察を経営陣に提供する。

トレーディング・ポートフォリオ

ボルカー・ルール

2013年、米国規制当局は「ボルカー・ルール」を最終化した。ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法のセクション619ならびにその最終実施規則(以下「ボルカー・ルール」と総称する。)は、HSBCが「自己勘定取引」を行う能力、またはヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびその他の集合投資ビークル(広範に「対象ファンド」として定義される。)を所有し、これに出資しもしくはこれと一定の関係を有する能力に対して広範な制約を課している。かかる制約には、マーケット・メイキング、引受けおよびリスク軽減のためのヘッジ、顧客向けおよび資産担保証券発行体向けの対象ファンドの組成ならびに対象ファンドの持分のマーケット・メイキングまたは引受けなど、数多くの適用免除または適用除外が適用される。

ボルカー・ルールは、適合日の延長に依拠することができる一定の旧来のファンド業務を例外として、大部分が2015年7月22日より発効した。

HSBCは、ボルカー・ルールを遵守するためのプログラムを実行しており、これには方針および手続、内部統制、コーポレート・ガバナンス、独立したテスト、研修および記録、ならびに、最終的には、一定のトレーディング業務についての定量的指標の計算および報告が含まれている。

HSBCは、影響を受ける全てのフロントオフィスおよび統制人員向けの研修を完了し、また適用が延期されたこれらの対象ファンドについての遵守計画を有し、全ての重要な点においてボルカー・ルールに適合していると確信している。

バックテスト

当グループは、実績損益（2015年8月1日よりクリーン損益から置き換わった）および仮定に基づいた損益と、対応するVaR数値を比較するバックテストを実施して、当グループのVaRモデルの正確性を定期的に検証している。仮定に基づいた損益からは、手数料および日計り取引からの収益など、モデルに組み込まれていない項目は除外される。

当グループでは、信頼水準99%のVaRを平均で1年間に利益が2回または3回、損失が2回または3回超過すると予想している。そのため、この期間に実際に利益または損失がVaRを超過した数を用いて、モデルの性能を計測できる。

当グループは、HSBCの全法人の範囲を反映した様々な水準で当グループのVaRをバックテストしており、これらの法人には規制目的でVaRを使用する現地の許可を受けていない会社も含まれる。

ギャップ・リスク

ノンリコースの貸借取引貸付金などの特定の商品は、市場金利または価格の小幅の日次の変動にはさらされていないが、大幅な非連続性の変動にはさらされる。例えば、不利な事象や不測のニュースの発表に反応して、市場の一部が通常の変動幅を大きく超えて変動し、一時的に流動性が失われる時に、このような変動が生じる可能性がある。大幅な非連続性の変動（ギャップ・リスク）に対するエクスポージャーのみを示す商品は、VaR値または伝統的な市場リスク感応度の測定では十分に捕捉されない。HSBCは、このような商品に対して追加のストレス測定および統制を実施した。

2015年には、ギャップ・リスクに対するエクスポージャーは、主に法人顧客向けノンリコースローン取引に起因し、当該ローンに対する担保は、差し入れられた資産に限定されていた。ギャップ事象の発生時に、担保の価値は貸付金残高以下に下落するおそれがあった。

2015年に注記すべきギャップ・ロスを被ることはなかった。

ペグ制解除リスク

特定の通貨（ペグ通貨または管理通貨）については、直物為替レートは固定レート（通常、対米ドルまたはユーロ）に固定され、またはペグレートを中心とした所定の変動帯の範囲内に管理されている。ペグ制解除リスクは、ペグまたは管理帯が変更または廃止され、変動相場制に移行するリスクである。

HSBCは、通貨の固定相場制と管理相場制の管理について多数の経験を有している。当グループは、直物レートに関するストレス・シナリオを使用して、ペグ制解除が起きた場合のHSBCが保有するポジションに対する影響を分析することができる。当グループでは、香港ドル、人民元および中東通貨等のペグ制または管理相場制の通貨についてのこのようなシナリオを監視し、発生する潜在的損失を限定する。このヒストリカルVaR指標は、ペグ制または管理相場制の通貨のポジション保有に伴うリスクを完全には捕捉できない場合があるが、これはこのような通貨が、検討対象となった過去の期間にペグ制解除事象を経験していない可能性があることによる。

ABS / MBSに対するエクスポージャー

トレーディング・ポートフォリオ内のABS/MBS（資産担保証券および住宅ローン担保証券）に対するエクスポージャーは、本項前述の「市場リスク・エクスポージャーのモニタリングと限度額の設定」に記載される感応度およびVaRの限度内に管理されており、上記のストレス・テストのシナリオに含まれている。

非トレーディング・ポートフォリオ （監査済）

当グループの非トレーディングVaRの大半は、バランスシート・マネジメント（以下「BSM」という。）または現地の資金管理機能部門に関係している。当グループの非トレーディングVaRへの寄与の要因は、全てのグローバル事業部門から発生する金利リスクおよび信用スプレッド・リスクである。非トレーディング・ポートフォリオには、コモディティの市場リスクはない。

非トレーディング・ポートフォリオのVaRには、グローバル事業が保有し、BSMまたは現地のトレジャリーで管理されるポートフォリオに移転された非トレーディング金融商品の金利リスクが含まれる。当グループの非トレーディング・ポートフォリオのリスクの測定、監視および管理に際しては、VaRは使用されるツールの一つにすぎない。バンキング勘定の金利リスクの管理は、BSMの役割を含め、後述の「非トレーディング・ポートフォリオの金利リスク」に詳述されている。

非トレーディング・ポートフォリオのVaRには、売却可能有価証券の株価リスク、構造的外国為替リスクおよびHSBCホールディングスが発行した固定金利有価証券に係る金利リスク含まれず、これらの範囲と管理は、後述の関連する項で示されている。

当グループでは、非トレーディング・ポートフォリオの市場リスクの統制は、BSM部門またはマーケット部門以外で発生した非トレーディング資産および負債の市場リスクを評価した上で、BSM部門が管理する勘定に移転する方法に基づいて行われる。その際、当該市場リスクを中和できることを条件とする。ネット・エクスポージャーは、通常、BSM部門が固定利付国債（売却可能勘定で保有する流動資産）や金利スワップを利用して管理する。売却可能ポートフォリオで保有する固定利付国債に起因する金利リスクは、当グループの非トレーディング・ポートフォリオのVaRに反映される。BSM部門が用いる金利スワップは、通常、公正価値ヘッジがキャッシュ・フロー・ヘッジに分類され、当グループの非トレーディング・ポートフォリオのVaRに算入される。市場で中和できない市場リスクは、分別管理されているALCOの勘定で現地のALCOが管理する。

売却可能目的に分類される持分証券

潜在的な新規コミットメントは、業種別および地域別の集中度がポートフォリオの許容範囲内に収まり続けることを確保するためにリスク評価に服する。定期的に見直しが実施され、ポートフォリオに組み入れている投資、ならびに保有する政府系金融機関および現地の証券取引所の証券等、継続事業を円滑に進めるために保有する投資の評価を実証している。

構造的為替エクスポージャー

構造的為替エクスポージャーとは、当グループの米ドル以外の通貨を機能通貨とする子会社、支店および関連会社への純投資を指す。事業体の機能通貨とは、その事業体が事業を営む主たる経済環境における通貨である。

構造的なエクスポージャーに関連する外貨換算差異は「その他包括利益」において認識される。当グループは、連結財務諸表の表示通貨として米ドルを使用している。米ドルおよび米ドルにリンクされた通貨は、当グループが取引を行い事業の資金を調達する際の主要な通貨ブロックを成しているからである。その結果、当グループの連結貸借対照表は、米ドルと各子会社の米ドル以外の全ての機能通貨との間の外貨換算差異の影響を受ける。

当グループは、限定的な状況に限り、構造的為替エクスポージャーをヘッジしている。当グループの構造的為替エクスポージャーは、実際である場合に、当グループの連結自己資本比率および個々の銀行子会社の自己資本比率が、為替変動の影響から概ね保護されることの確保を主な目的として、管理されている。このことは、通常、各銀

行子会社について、所与の通貨における構造的エクスポージャーの当該通貨建てのリスク加重資産に対する比率が、当該子会社の自己資本比率と概ね等しいことを確実にすることによって達成される。

当グループが構造的エクスポージャーを有する通貨が不利に変更する可能性が高いと考えられ、ヘッジ取引を行うことが実際に可能である場合にも、ヘッジ取引を行うことがある。ヘッジは、先渡為替契約を用いて行われるか（これはIFRSに基づいて外国事業への純投資のヘッジとして計上される）、または関係する機能通貨と同一通貨建ての借入れによって行われる。当グループは、期待ショートフォール法を用いて残存する構造的為替エクスポージャーを評価する。

非トレーディング・ポートフォリオの金利リスク

非トレーディング・ポートフォリオの金利リスクの主な発生原因は、金利の変動に伴い、将来の資産利回りとその資金調達コストの間でミスマッチが生じることである。住宅ローンの期限前返済の発生率等、特定の商品分野に組み込まれている選択性について仮定しなければならないほか、当座預金等、契約上、要求があればいつでも返済する必要のある負債の経済的持続期間における行動および変動金利型商品の金利更改行動を仮定しなければならないため、リスク分析は複雑なものになる。これらの行動特性に関する仮定は、下記の当グループの金利リスク行動科学の枠組みにおいて捕捉される。

当グループでは、非トレーディング・ポートフォリオの市場リスクの管理を通じて、将来の正味受取利息の減少に繋がる可能性のある予想される金利変動の影響を軽減する一方で、現在の純収益の動向におけるヘッジ費用とバランスをとることを目指している。

当グループの資金の移転価格決定方針は、２段階の資金移転価格決定手法をもたらしている。詳細については本項前述の「資金移転価格」を参照のこと。

金利リスクの行動科学

非常に深刻なストレスシナリオに基づいて評価される流動性リスクと異なり、非トレーディング・ポートフォリオの金利リスクは、「通常業務」の条件下で評価され、管理される。多くの場合に、マーケティング部門またはBSM部門の外で発生した非トレーディングの資産／負債の契約上の概容は、観察された行動を反映していない。

したがって、非トレーディングの資産／負債の市場金利リスクを評定するために行動科学が利用され、この評定された市場リスクは、グローバル事業からBSM部門への金利リスクの移転を定めた規則に従って、BSM部門に移転される。

行動科学は、３つの主要な分野で適用される。

Y 変動金利残高の評定された金利更改の頻度

Y 資本勘定および当座預金等の無利子の残高の評定された平均期間

Y 期限前返済行動または選択性を組み込んだ固定金利貸付金のパイプラインの取組率を予測した基本ケース

金利行動科学方針は、当グループの行動科学方針と一致させて形成しなければならず、現地、地域および当グループの市場リスク監視チームに加えて、現地のALCOおよび地域のALCMで少なくとも１年に１回は承認されなければならない。

行動科学で評価することが可能な残高の範囲の決定要因は、以下のとおりである。

Y 通常業務の条件下で「安定的」と評定することができる当座預金の金額

Y 変動金利残高について、観察された過去の市場金利による金利再設定行動

Ⅵ 無利子残高について、通常業務の条件下で残高が維持されると予測される平均期間。この評価は、BSMが固定利付国債または金利デリバティブの使用を通じてリスクを中立化するために利用することが可能な再投資の期間、および、デリバティブに関してはキャッシュ・フロー・ヘッジの能力の利用可能性によって決定されることが多い。

バランスシート・マネジメント

BSM部門全体にわたる効果的なガバナンスは、BG&M部門のCEOとグループ・トレジャラーへの二重の報告系統によって支えられている。グループ各社において、BSM部門は現地のALCOの監督の下で（通常月次で会議が行われる）、流動性の管理および資金調達を担当している。その他、移転された非トレーディング・ポートフォリオの金利ポジションをマーケット部門の限度額の範囲内で管理している。

ALCOに代わっての流動性リスクの管理の実行、および同部門に移転された非トレーディング・ポートフォリオの金利ポジションの管理に際して、BSMはHSBCグループの流動資産方針に沿って、高格付の流動資産に投資する。流動性の大半は中央銀行預金ならびに政府、国際機関およびそれらの機関発行の有価証券に投資され、残りの大部分は短期の銀行間および中央銀行貸付金で保有される。

引出可能な中央銀行預金は、現金残高として会計処理される。銀行間貸付金、法定中央銀行準備金および中央銀行への貸付金は、銀行に対する貸付金として会計処理される。BSM部門の保有有価証券は、売却可能資産として、または頻度は少ないが満期保有目的資産として会計処理される。

法定中央銀行準備金は、流動資産とは認識されない。HSBCグループのストレス時の顧客からの預金の流出についての仮定に沿って取り崩される法定の準備金は、ストレス時の流入として反映されている。

BSM部門は、金利リスクの管理という付託事項の一環として、デリバティブの使用が認められている。デリバティブ取引活動は、その大部分がキャッシュ・フロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジ関係の一部である通常の金利スワップを通じたものである。

BSM部門における信用リスクはそのほとんどが、BSM部門の流動性ポートフォリオの大半を構成する、銀行間貸付により発生した短期の銀行に対するエクスポージャー、中央銀行および高格付のソブリン発行体、国際機関またはそれらの機関に対するエクスポージャーに限定される。BSM部門は、HSBCグループのグループ会社の貸借対照表の構造的信用リスクは管理しない。

BSM部門は、単名およびインデックスを参照した信用デリバティブ取引活動を行うことが認められているが、同部門は限定的な状況において、同部門の有価証券ポートフォリオに固有なエクスポージャーについての信用リスクを管理するために当該信用デリバティブ取引を行う。リスク限度額は非常に限定的で、注意深く監視されている。2015年12月31日現在、BSM部門には指数を参照した信用デリバティブ・リスクの残高はない。

BSMが保有するトレーディングと非トレーディングの両方のポジションについてVaRが計算される。VaRはマーケット事業に使用される方法と同一の方法を適用して計算され、市場リスク統制目的のツールとして利用される。

BSM部門は、トレーディング・ポートフォリオの商品を、非常に限られた状況でのみ保有する。2015年中、このポジションおよび関連するVaRは重要ではなかった。

正味受取利息の感応度

非トレーディング・ポートフォリオにおける当グループの市場リスク管理の主要な要素は、様々な金利シナリオによる予想正味受取利息の感応度（シミュレーション・モデル）を監視することである。この監視は、現地ALCOによってグループ会社レベルで行われる。

グループ会社は、現地事業に関連するシナリオおよび仮定と、HSBC全体で義務付けられている標準的なシナリオを併用している。後者は、当グループの連結正味受取利息に及ぼす見積ベースの相乗的影響を示すための総合シナリオである。

予測された正味受取利息の感応度の数値は、予測されたイールドカーブ・シナリオおよび当グループの最新の金利リスク・プロファイルに基づいた見積上の正味受取利息の変動の影響を表す。しかしながら、この影響には、BSMまたは事業部門で金利リスクの影響を軽減するためにおそらくとるであろう措置は組み込まれていない。現実には、BSMは、損失を最小化するとともに純収益を最適化するために、金利リスクのリスク・プロファイルを積極的に変化させようとしている。正味受取利息の感応度の計算では、「アップ・ショック」シナリオにおいて全ての満期の金利が同一の幅で変化することが仮定される。「ダウン・ショック」シナリオでは金利はマイナスにならないと仮定されるので、特定の通貨の場合には実質的に非平行なショックがもたらされる。加えて、正味受取利息の感応度の計算では、インターバンク金利と、当該グループ会社が金利変更の時期および程度に関して裁量権を有する金利との間の変化の想定される差異が、正味受取利息に及ぼす影響も考慮される。

確定給付型年金制度

年金債務が、算定可能なキャッシュ・フローを生み出す資産と完全に一致しない限り、当グループの確定給付型年金制度でも市場リスクが発生する。追加の情報については、本項後述の「年金リスク」の項を参照のこと。

HSBCホールディングス

HSBCホールディングスは、金融サービス持株会社として限定的な市場リスク活動を行っている。HSBCホールディングスの活動は主に、当グループの多様な活動を支えるための十分な資本財源の維持、当グループの様々な事業全体への当該資本財源の配分、当グループの事業への投資の配当および受取利息の獲得、株主への配当の支払および借入資本提供者への利息の支払の提供、ならびに、特別な状況の下での配分のための短期資本財源の供給の維持に関連している。自己勘定トレーディングのポジションはもたない。

HSBCホールディングスがエクスポージャーを有する主な市場リスクは、非トレーディング金利リスクおよび外貨リスクである。これらのリスクに対するエクスポージャーは、短期現金残高、保有する資金調達ポジション、子会社への貸付金、長期金融資産への投資および金融負債（発行済借入資本を含む。）に起因して発生する。HSBCホールディングスの市場リスク管理戦略の目的は、これらのリスクに対するエクスポージャーを減少させるとともに、資本財源、キャッシュ・フローおよび配当可能剰余金のボラティリティを最小化することである。HSBCホールディングスのALCOが、HSBCホールディングスのリスク選好ステートメントに従って、HSBCホールディングスの市場リスクを監視している。

HSBCホールディングスは、その長期負債の発行に起因する金利リスクおよび外貨リスクを管理するために、金利スワップおよびクロス・カレンシー金利スワップを用いる。

オペレーショナル・リスク

当グループのオペレーショナル・リスク管理の目的は、GMBによって定義された当グループのリスク選好に一致するオペレーショナル・リスクの目標水準の範囲内で、費用効率の良い方法でオペレーショナル・リスクを管理し、統制することである。

オペレーショナル・リスクは、グローバル・リスク部門内で固有のリスク分野として整理され、正式なガバナンス構造がその管理の監督を提供する。グローバル・オペレーショナル・リスク副機能部門は、グループ最高リスク責任者およびグローバル・オペレーショナル・リスク委員会を補佐する。同部門は、オペレーショナル・リスク管理の枠組み（以下「ORMF」という。）の確立および維持、ならびにオペレーショナル・リスクの水準および統制環境の効率性の監視について責任を負う。グループのレベルでのオペレーショナル・リスク報告についても責任を負っている（リスク管理委員会およびグループ・リスク委員会による検討のための報告の作成を含む。）。グローバル・

オペレーショナル・リスク委員会は、少なくとも四半期ごとに会議を開催し、リスクに関連する主な問題の議論とORMFの効果的実施のレビューを行う。

ORMFは、当グループの各地理的地域、グローバル事業部門およびグローバル機能部門におけるオペレーショナル・リスクの管理と内部統制のための、最低限の基準およびプロセスならびにガバナンス構造を定めている。ORMFは、詳細な方針によって補足される高レベルのマニュアルとして成文化されており、当グループのオペレーショナル・リスクの特定、評価、監視および統制へのアプローチを記述するとともに、弱点が特定された場合に講じるべき軽減措置に関するガイダンスを提供している。

当グループを通じた事業部門マネージャーが、事業の規模および性質に一致する容認可能な水準の内部統制の維持、ならびに、リスクの特定および評価、統制の設計および当該統制の有効性の監視について責任を負う。ORMFは、標準的リスク評価手法を定義すること、および、オペレーショナル・リスクのデータを体系的に報告するためのツールを提供することによって、マネージャーがこれらの責任を果たすのを支援する。

オペレーショナル・リスク管理のプロセスの結果の記録には、集中化されたデータベースが使用されている。各事業ユニットは、オペレーショナル・リスクと統制の自己評価をインプットし、維持する。事業部門および機能部門の経営陣と事業部門のリスクおよび統制担当マネージャーは、欠点に対処するための文書化されたアクション・プランの進捗を監視する。オペレーショナル・リスクに係る損失がグループのレベルで継続的に報告され、監視されることを確保するために、当グループの全ての会社が、損失純額が10,000米ドルを超えると予想される場合には個々の損失、およびオペレーショナル・リスクに係る10,000米ドル未満のその他の全ての損失の合計を報告することを要求される。損失は当グループのオペレーショナル・リスク・データベースに入力され、リスク管理委員会に毎月報告される。

詳細については、「*Pillar 3 Disclosures 2015 report*」を参照のこと。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクはオペレーショナル・リスクの定義に該当する。当グループの全ての会社が、あらゆる関連法令、規範、規則、規制および適切な市場慣行の基準の文言および精神を遵守することを要求される。これらの規則、規制、当グループの方針および正式な基準には、AML、テロリストおよび武器拡散への資金提供防止、経済制裁コンプライアンス、贈収賄・汚職防止、事業遂行に関連するものおよびその他の規則が含まれる。

コンプライアンスを担当する2つの副機能部門、すなわち金融犯罪対策コンプライアンス部門（以下「FCC」という。）および規制コンプライアンス部門（以下「RC」という。）が、共有されるコンプライアンス業務オフィスおよびレピュテーション・リスク管理チームの適切な支援を受けている。グローバル金融犯罪対策コンプライアンス部門グローバル・ヘッドと規制コンプライアンス部門グローバル・ヘッドの両方が、グループ最高リスク責任者の直属である。

当グループが事業を行っている国々および全てのグローバル事業部門にコンプライアンスチームが設けられている。これらのコンプライアンスチームは、基本的に、欧州、米国、カナダ、中南米、アジアならびに中東および北アフリカに所在する金融犯罪対策コンプライアンス・ヘッドと規制コンプライアンス・ヘッドの監督下にある。地域およびグローバル事業部門のコンプライアンスチームの効率性は、それぞれFCCおよびRC保証チームによるレビューを受ける。

グローバルの方針および手続は、法令、規則、規制、方針または関連するその他の要件の全ての実際の違反またはその疑いの速やかな特定、および金融犯罪対策コンプライアンス部門または規制コンプライアンス部門へのエスカレーションを要求する。報告対象事象は関係するリスク管理委員会に報告され、当グループとしての重要性があるものは、必要に応じてリスク管理委員会、グループ・リスク委員会および取締役会にエスカレートされる。これらの事象は年次報告書および中間報告書において適切に開示される。

当グループは、（2014年のグローバルな行動に関するアプローチおよび枠組みの承認および実施を受けて）企業行為の管理について、当グループが顧客に公正な成果をもたらす、金融市場の秩序だて透明性のある運営を混乱させない旨の戦略的確約を果すことを確実にすることを目的とした新たなグローバル行動方針を2015年に公表した。この行動方針は、責任を定義するとともに、事業上の活動および決定が、関連するリスクに関する堅実な考慮および管理によって裏打ちされ、要求される公正な結果の顧客への提供と市場における誠実さを支えることを確保する。コンプライアンスと行動に係る問題への当グループの取組みは、金融システム脆弱性委員会によってさらに補強されており、同委員会は、金融犯罪や金融システムの不正使用に関連する問題について取締役会に報告するとともに、金融犯罪リスクに関する将来の見通しを提示する。加えて、企業行為および企業価値委員会が、顧客のために要求されるグローバルな行動の結果の提供および秩序立った透明な金融市場の運営、ならびにHSBCの価値観の遵守に関連する事項について、取締役会に報告している。

法務リスク

それぞれの法務部は、当グループの基準に準拠した法務リスク管理のプロセスおよび手続を実施することを義務付けられている。

法務リスクは、オペレーショナル・リスクの定義に該当し、その中には次のものが含まれる。

- Y 契約リスク：HSBCグループ会社が当事者となっている契約に基づく権利および／または義務に技術的な欠陥があることにより、当該グループ会社が財務損失を被る、法規もしくは規制に基づき提訴される、またはレピュテーションが損なわれるというリスク。
- Y 紛争裁決リスク：HSBCグループ会社が、不利な紛争環境に起因して、または、当該グループ会社によりもしくは当該グループ会社に対して申し立てられた現実の法的請求（疑義を避けるため付言すると規制上の問題が含まれる。）もしくはそのおそれの防御、訴えおよび／もしくは解決を行うための適切な措置を怠ったことに起因して、財務損失またはレピュテーションの毀損を被るリスク。
- Y 立法リスク：グループ会社が、適用される法律、判例法もしくは規則、既存の法令に関する規制上、法律上もしくは教義上の新たな解釈、または裁判所もしくは規制機関の決定の特定、分析、追跡、評価または正しい解釈を怠りまたは行うことができないリスク。
- Y 契約の裏付けがない権利に関するリスク：グループ会社の資産が適切に所有もしくは保護されていない、もしくは他の者に侵害されるリスク、またはグループ会社が他者の権利を侵害するリスク。

当グループが事業を行っている国々のうち47ヶ国に法務部が設けられている。グループ法務機能部門に加えて、欧州、北米、中南米、中東および北アフリカ、ならびにアジアのそれぞれに、地域ジェネラル・カウンセルを責任者とする地域の法務副機能部門があり、グローバル・ジェネラル・カウンセルがそれぞれのグローバル事業部門に関する責任者を務めている。

グローバルなセキュリティと不正のリスク

セキュリティおよび不正リスクの問題は、グローバル・セキュリティおよび不正リスク部門によって管理されている。このユニットは、情報、不正、偶発事態、金融インテリジェンス、物理的および地政学的リスクについて責任を負い、中央のグローバル・リスク管理機能部門に完全に統合されている。そのため、当グループが事業を行っている法域全体にわたって当グループの業務部門におけるこれらのおよびその他の非財務的リスクの配列を経営陣が特定し、軽減することが可能である。

- Y 情報セキュリティ・リスク副機能部門は、内部または外部の者の意図的な行為によるか不注意によるかを問わず、侵害、破損または滅失から組織がその情報資産およびサービスを保護するための戦略および方針を定義する責任を負っている。同部門は、施行されておりまたは予定される情報セキュリティの統制および慣行の有効性について、事業部門に独立の助言、指針および監督を提供する。

- Y 不正リスク副機能部門は、内部で開始されるか外部で開始されるかを問わず、全ての形式の不正な活動の防止、検知および調査のための効果的な手段が実施されていることを確保する責任を負い、事業部門のあらゆる部分の支援に当たる。この目的を達成するため、および、脅威に対峙するために必要な水準の統合を実現するために、あらゆる種類の不正（例えば、カードに関連する不正、カード以外の不正および調査を含む内部の不正など）の管理が単一の管理構造の中で確立されており、グローバル・リスク管理機能部門の一部となっている。当グループは、不正の防止および検知のために広範囲にわたる技術を使用する。例えば、顧客のクレジットカードおよびデビットカードによる支出が継続的に監視されており、疑わしい取引は検証のために提起されるほか、同様の方法によってインターネットバンキングのセッションが精査され、取引が監視されており、全ての新規口座申請が不正に関するスクリーニングを受けている。当グループは、最低限の基準を規定するとともに、不正を検知し、誤った警報を最小限に止めるための最良慣行がより容易に共有されるのを可能にするように設計された、不正システム戦略を施行している。当グループは全体的かつ効果的な不正防止戦略を策定済みであり、この戦略には、先進技術の使用に加えて、不正防止の方針および慣行、強力な内部統制の実施、調査対応チーム、ならびに適切な場合における法執行機関との連携が含まれている。
- Y 偶発リスク副機能部門は、当グループの重要なシステム、プロセスおよび機能が大規模な破壊的事象に直面した場合でも継続性を維持する弾性を有することを確保する責任を負う。このようなより広いリスクの範囲内で、様々な実際のまたは新たなリスクに備えて、グローバル、地域または国内のいずれであるかを問わず、大規模な事業中断の悪影響を最小限に止めることを目的とする事前の復旧計画の作成が、事業継続性管理部門によってカバーされている。事前の計画作成は、顧客サービス、当グループの職員、収益の生成、データおよび文書の完全性の保護、ならびに規制要件への適合に集中する。それぞれの事業部門が、事業影響分析の完了を受けて策定された固有の復旧計画を有する。この分析によって、損失の水準が容認不可能となる前に、事業部門がどの程度の期間にわたって障害に対して持続可能であるか（すなわちその重大さ）が判定されている。これらの計画は毎年見直され、テストを受ける。計画の作成は、当グループの方針および基準を参照して行われ、それぞれの事業部門が、全ての点が充足されている旨を年次コンプライアンス証明書の中で確認する。例外がある場合にはそれが提起され、その短期的な解決が当グループおよび地域の事業継続性チームの監督下に置かれる。計画が動的であり、全てのリスク（中でも特に、広範囲の流行病およびサイバー攻撃などの新たな性質のリスク）に対応可能であることが重要である。ORMFは、これらのリスクに対する当グループの弾性を測定するために用いられ、当グループおよび地域のリスク委員会に対して確認が伝えられる。弾性は、様々なリスク軽減手段を通じて管理される。こうした手段には、容認可能なシステムの復旧時間についてIT部門と合意すること、事業継続を可能にする適格なインフラストラクチャーが当グループの重要な建物に備えられているのを確保すること、重要なベンダーにも独自の復旧計画を定めておくよう要求すること、および、当グループの保険部門との間で事業中断コストに関する適切な付保を手配しておくことが含まれる。
- Y 金融インテリジェンス・ユニットは、セキュリティおよび不正リスク部門と金融犯罪対策コンプライアンス部門とによって共同で管理運営されている。この部門は、当グループの顧客およびカウンターパーティの中での金融犯罪の兆候を検知するための先端的分析と関連分野の専門知識を用いる。
- Y 物理的セキュリティ副機能部門は、当グループが管理する人員、財産および資産が犯罪、窃盗、攻撃およびHSBCの利益に敵対する集団から保護されていることを確保するための物理的、電子的および業務上の現実的対応策を策定する。
- Y 地政学リスク・ユニットは、当グループが事業を行っている国々の地政学的リスクのプロファイルおよび進化している脅威について、事業部門の執行部とセキュリティおよび不正リスク管理部門の上層部への定例および臨時の両方の報告を行う。この両方によって、戦略的な事業計画作成が促進され、展開しつつあるセキュリティ・リスクに関する早期の見通しが提供される。出張のセキュリティに関連する統制および指針も維持されている。

システム・リスク

システム・リスクは、当グループの日々の執行を支える自動化されたプラットフォーム（アプリケーションシステム）ならびにそれが収用されているシステムインフラストラクチャー（データセンター、ネットワークおよび分散型コンピューター）の障害または異常のリスクである。

システム・リスクの管理は、HSBCのオペレーション、サービスおよび技術部門（以下「HOST」という。）によって、グローバルに監督されている。この監督はリスク管理委員会の月次会議を通じて行われ、この会議では既存のおよび新たな最重要リスクの包括的概観が提供される。

HOSTは、リスクおよび統制の評価ならびにシナリオ分析を用いてシステム・リスクの統制環境を管理している。重大なリスクは関連する主な統制の定期的テストを通じて監視される。

業務上重要なサービスが特定済みである。リスク選好ステートメントと呼ばれる定量的スコアカードがこれらのサービスのそれぞれについて確立されており、パフォーマンスの監視に用いられている。

システムの健全性の判定を支援するためのグローバル可用性監視（週7日間、1日24時間）が実施されている。当グループのインシデント管理プロセスは、復旧の意思決定と顧客および規制機関への連絡のために、事業部門および地理的地域の主要なインシデント担当グループに結び付けられている。

ベンダー・リスク管理

当グループのベンダー・リスク管理（以下「VRM」という。）プログラムは、第三者ベンダーとの間の、特に当グループが当グループの顧客への重要なサービスの提供につき外部委託契約に依存している場合におけるリスクを管理するためのグローバルな枠組みである。VRMには、重要な契約およびその主なリスクを特定した上で、当該リスクを管理し、軽減する統制が実施されることを確保するための厳格なプロセスが含まれている。グローバルおよび地域のガバナンス構造が、ベンダーである第三者サービスプロバイダーを監督するために導入されている。

保険事業のリスク管理

保険商品の概要

（監査済）

HSBCは、以下の主な分野の契約を引き受けている。

¥ DPF型生命保険契約

¥ 信用生命保険契約

¥ 年金

¥ 定期保険および重大疾病保険

¥ ユニット連動型生命保険

¥ DPF型投資契約

¥ ユニット連動型投資契約

¥ その他の投資契約（香港で引き受けられている年金契約を含む。）

加えて、当グループは、主に個人財産および企業財産を対象とする小額の損害保険契約を引き受けている。

リスクの性質および範囲

（監査済）

当グループの保険事業のリスクの多くは、引受業務に由来するものであり、財務リスクと保険リスクとに分類することができる。財務リスクには、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが含まれる。オペレーショナル・リスクおよび持続可能性リスクも存在し、当グループのそれぞれの全体的リスク管理プロセスの対象となっている。

以下のセクションでは、財務リスクおよび保険リスクがどのように管理されているかについて述べる。

保険商品を引き受けているHSBCの子会社は、当グループの保険事業部門が発行したガイドラインおよび要件ならびに現地の規制要件に準拠した統制手続を確立している。国別の監督は、現地の保険リスク管理委員会が行う。カントリー・チーフ・リスク・オフィサー（以下「CRO」という。）は現地の指揮下にあるとともに、その機能面においては、保険事業のリスク管理の全般的説明責任をグローバルに担う当グループ保険部門のCROのもとに仕える。グループ保険リスク管理委員会は、世界全体の統制の枠組みを監督し、リスクの問題についてRBWMリスク管理委員会に対する説明責任を負っている。

これらに加えて、現地のALCOが保険事業の資産と負債の期間およびキャッシュ・フローの合致状況を監視し、検討している。

当グループ内で引き受けたか、第三者が引き受けたかを問わず、全ての保険商品に対して、販売開始前の段階で商品承認プロセスが適用される。

財務リスク

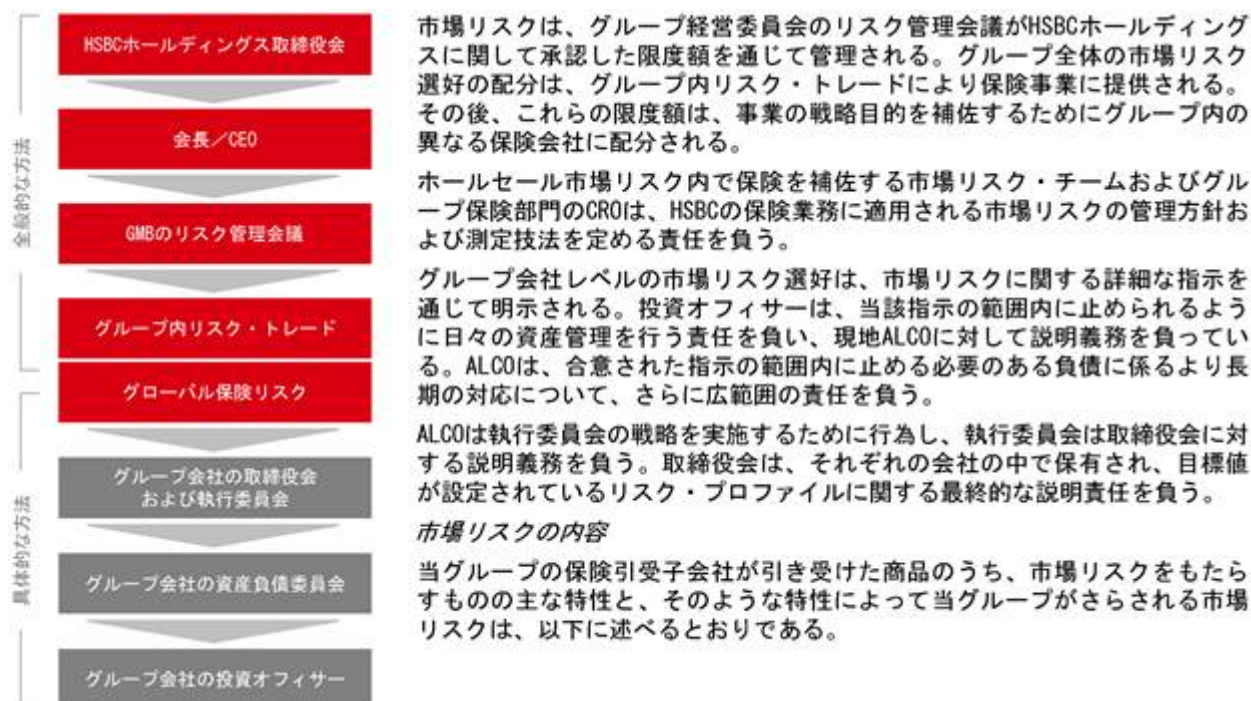
（監査済）

当グループの保険事業は、様々な財務リスク（市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが含まれる。）にさらされている。市場リスクには、金利リスク、株価リスクおよび外国為替リスクが含まれる。これらのリスクの性質および管理は、以下に述べるとおりである。

引受子会社は、例えば、金融資産からの収益が保険および投資の契約から発生する債務を賄うのに足りない場合に、財務リスクにさらされている。多くの法域では、現地の規制要件により、これらの子会社が保険債務履行のために維持しなければならない資産の種類、質および集中度が規定されている。こうした要件は、当グループ全体の方針を補完するものである。

市場リスク

(監査済)



資産の利回りと、保険引受子会社が保険契約者への支払義務を負う保証により示される投資リターンとの間の不一致に起因して、金利リスクが発生する。資産の利回りが保証された利回りより低い場合には、商品の新規契約の停止、金利改定または再構成が行われる場合がある。当グループの保険契約に含まれる様々な種類の保証のリストは次のとおりである。

保証給付の分類

- Y インプリシットな金利保証：保険契約者への将来の給付が固定金額として定められている場合（例えば支払期間に入った年金および養老貯蓄契約）。
- Y 年間リターン：年間リターンが所定の率を下回らないことが保証される場合。契約者に毎年付与されるリターンであることも、契約期間にわたって契約者に付与される平均年間リターン（契約の満期日または解約日に発生する場合がある。）であることもある。
- Y 資本：契約者が、支払われた保険料に宣言されたボーナスを加算し、ここから経費を控除した金額以上の受領を保証される場合。

DPF型保険および投資商品の収入は、主に債券に投資され、顧客にリターン向上の可能性を提供するために、一部が他の資産クラスに配分される。こうした商品のポートフォリオを有する子会社は、裁量的ボーナスに全部を反映することが不可能な市場価格下落のリスクにさらされる。市場のボラティリティの上昇が、契約者に保証された価値の増加をもたらす可能性もある。

長期の保険および投資の商品は、典型的に、時点を問わず契約者が保険を解約するかまたは失効させることを許容している。解約返戻金が、関連する裏付資産の売却によって実現する金額と連動しない場合には、子会社は市場リスクにさらされる。特に、資産価値が下落している時に顧客がその契約の解約を求めると、解約資金を調達するために損失を被る水準で資産を売却しなければならない可能性がある。

長期の保険および投資の商品のポートフォリオ、特にDPF型を有する子会社が、拠点としている国以外の国の資産に投資することによって、自社の現地市場へのエクスポージャーの低減を試みる場合がある。こうした資産は、当該子会社の現地通貨以外の通貨建てのものであり得る。例えば、ヘッジの費用が効果的ではないために、こうした

資産に伴う為替エクスポージャーのヘッジが行われなければ、当該子会社は、その現地通貨が関連資産の通貨に対して上昇するリスクにさらされる。

ユニット連動型保険契約の場合は契約者が市場リスクを実質的に負うが、資産運用に関連して発生する報酬は典型的に連動対象資産の価値に関係するので、市場リスクへのエクスポージャーが残存するのが通常である。

資産と負債のマッチング

資産と負債のデュレーションを一致させることは常に可能なわけではない。その部分的な原因は、保険契約者の行動に関する不確実性により、将来の全ての保険料の受領と保険金請求の時期に関する不確実性がもたらされることであり、予想される負債の支払日が投資可能な最も長期の投資対象のデュレーションを超える可能性があることも、部分的な原因である。

当グループは、一連の将来のシナリオが金融資産および関連する負債の価値に及ぼす影響を評価するモデルを用いており、ALCOは、負債を賄うための最適な資産保有構成の決定のためにその結果を利用している。シナリオには、死亡率および失効率などの保険リスクに影響を及ぼす要因に適用されるストレスが含まれている。特に重要な点は、原契約に基づく支払義務のある給付と対比して、予想されるキャッシュ・インフローのパターンを評価することであり、その期間は何年にもおよび得る。

市場リスク管理の方法

当グループの全ての保険引受子会社は、それぞれが投資することを許可される投資商品と、保持することができる市場リスクの最大量とが明記された市場リスク指示を有する。これらの子会社は、引き受ける契約の性質に応じて以下に記載する技法の一部または全部を用いることによって、市場リスクを管理する。

市場リスク管理の技法

- Y DPF型商品については、契約者に対する債務を管理するためにボーナスの率を調整する。この調整の効果は、契約者が市場リスクの相当の部分を負うことである。
- Y 予測される負債のキャッシュ・フローを支える資産ポートフォリオを構築する。
- Y 不利な市場変動に対する保護または負債のキャッシュ・フローとの一致性の向上のためにデリバティブを使用する。
- Y 投資保証付きの新商品については、保険料の水準または価格構造を決定する際にコストを考慮する。
- Y 高リスクとして特定された商品（投資保証および、貯蓄と投資商品に結び付けられた組込オプション機能が含まれるもの）を定期的に見直す。
- Y 市場リスクを軽減するように新たな商品を設計する（契約者と株主との間での投資リターンの配分割合を変更するなど）。
- Y 可能な範囲で、容認できないリスクが伴うと判断される投資ポートフォリオから退出する。
- Y 契約者に請求される保険料を改訂する。

商品の承認プロセスでは、新たな商品に組み込まれるリスクが特定され、評価される。例えば、新たな商品にオプションや保証が組み込まれる場合には、完全かつ適切なリスク管理手続が実施されることをデューデリジェンスのプロセスによって確保する。経営陣は、市場のボラティリティが高まった場合には、発生している問題に速やかに対処することが確保されるように、より頻繁に特定のエクスポージャーを見直す。

市場リスクへのエクスポージャーの測定方法

当グループの保険引受子会社は、指示された限度と対比して定期的にエクスポージャーを監視し、当グループの保険事業部門に結果を報告している。

加えて、大規模な保険引受子会社は、リスク選好と対比した市場リスクへのエクスポージャーの高レベルの月次評価を実施する。結果は当グループの保険事業部門に報告され、グローバルな評価がRBWMリスク管理委員会に提出される。リスク指標には、IFRS、規制上のソルベンシーおよびエコノミック・キャピタルに関連する統計が含まれる。

市場リスク定量化のための標準的指標

Y 金利リスクに関しては、正味現在価値の計算に使用される割引率カーブの1ベシス・ポイントの平行移動に対する、資産および負債の予想されるキャッシュ・フローの正味現在価値の（全体のおよび通貨別の）感応度。

Y 株価リスクに関しては、保有株式の時価総額ならびに地域および国別の保有株式の時価。

Y 外国為替リスクに関しては、外国為替売りポジションの合計および通貨別の外国為替ポジション純額。

標準的指標の計算および集計は比較的単純だが、限界も伴う。最も重要な限界は、イールドカーブの1ベシス・ポイントの平行移動が、特定の資産および負債の価値と金利との間の非線形の関係を捕捉していないことである。非線形性は、例えば、投資保証および、契約者が契約を解約することを可能とする商品の特徴から発生する。保証給付を伴う契約を支えるために保有している投資対象の利回りが、保証給付によって黙示的に示される投資収益を下回る場合には、当グループは利回りの不足分を負担することになる。

当グループはこうした限界を認識しており、様々な市場金利のシナリオが当グループの保険引受子会社の年間利益合計および資本合計に及ぼす（重要かつ関連性があるケースでは税および会計処理を考慮に入れた後の）影響を調査するストレス・テストによって、当グループの上記の標準的指標を補強している。これらのテストの結果は、グループ保険事業部門と各リスク委員会に毎四半期ごとに報告される。

同様に、エコノミック・キャピタルの統計も毎月作成されており、より詳細な作業が四半期ごとに行われる。エコノミック・キャピタルの指標は、保険業務におけるエクスポージャーを所与として必要とされる資本の量の（市場に即した経済価値ベースの）推定値である。総エクスポージャー、リスク・クラス別の内訳および変動分析が、四半期ごとに保険リスク管理委員会に提出される。

信用リスク

(監査済)

信用リスクの内容

当グループの保険引受会社にとっての信用リスクは、次の２つの主な領域で発生する。

- () 契約者および株主のためのリターン生成の目的で保険料を投資した後の、負債証券のカウンターパーティによる債務不履行のリスク
- () 保険リスクを移転した後の再保険のカウンターパーティによる不履行および保険金の補償不履行のリスク

信用リスク管理の方法

当グループの保険引受子会社は、それぞれの投資ポートフォリオの信用リスク、質およびパフォーマンスについて責任を負う。当グループによる発行体およびカウンターの信用力の評価は主に、国際的に認められている信用格付およびその他の公開情報に基づいている。

当グループの現地保険引受子会社は、上限に対する投資の信用エクスポージャーを監視しており、当該エクスポージャーを集計した上でグループ保険信用リスク部門およびグループ信用リスク部門に報告する。グループ保険事業部門は、信用スプレッドの感応度およびデフォルト確率を用いて、投資の信用エクスポージャーのストレス・テストを行っている。

当グループは、信用リスクの管理および監視のために多数のツールを用いている。これには、現時点で信用上の懸念がある投資対象のウォッチ・リストが記載された信用レポートが含まれる。このレポートは、将来の減損のリスクを有する可能性がある投資対象を特定するために、グループ保険事業部門の上級経営陣と個々の国のCROに毎月配布されている。

流動性リスク

(監査済)

流動性リスクの内容

発生する可能性のある保険金負債の額およびその決済の時期に関する不確実性の存在は、ほぼ全ての保険契約の内在的特徴であり、この不確実性が流動性リスクをもたらす。

流動性リスクには３つの側面がある。第一の側面は市場の通常の状態が発生し、資金流動性リスクと呼ばれる。具体的には、支払債務の履行のために必要となった時に十分な現金を調達する能力である。第二に、特定の保有分の規模が非常に大きいために市場価格近辺で売却を完了することが不可能な場合には、市場流動性リスクが発生する。最後に、スタンバイ流動性リスクは、異常な状況下で支払条件を遵守する能力を指す。

流動性リスク管理の方法

当グループの保険引受子会社は主に、以下のキャッシュ・インフローの源泉から、保険金負債に起因するキャッシュ・アウトフローの資金を調達する。

- ¥ 新契約、契約の更新および反復保険料商品からの保険料
- ¥ 投資の利息および配当ならびに満期を迎える負債投資商品の元本返済
- ¥ キャッシュ財源
- ¥ 投資の売却

これらの子会社は、以下の技法の一部または全部を用いて流動性リスクを管理している。

Y 特定のキャッシュ・フロー予測を使用して予想キャッシュ・アウトフローとキャッシュ・インフローとを一致させる方法、または、デュレーション・マッチングなどのより一般的な資産負債マッチング技法

Y 十分なキャッシュ財源の維持

Y （そのような投資が存在する範囲で）奥行と流動性のある市場を有し、信用の質が高い投資対象への投資

Y 投資の集中度の監視、および必要に応じて（例えば負債の銘柄または発行体別の）集中度の制限

Y コミットメントのある緊急借入枠の開設

これらの技法のそれぞれが、上記の３種類の流動性リスクの軽減に寄与する。

当グループの保険引受子会社は、照合とレビューのために四半期ごとに流動性リスク報告書を作成してグループ保険事業部門に提出する義務を負っている。これらの報告書の中で、予想される利用可能な流動性の減少およびキャッシュ・アウトフローの加速の影響を判断するために設計された一連のストレス・シナリオの下での予想累積正味キャッシュ・フローの変化を測定することによって、流動性リスクが評価される。こうした評価は、例えば、予想と比較して、新契約または更新がより低水準となり、解約または失効がより高水準となることを仮定することによって遂行される。

保険リスク

（監査済）

保険リスクとは、保険契約者から保険証券の発行体（すなわち、当グループ）に移転された、財務リスク以外の損害リスクである。当グループが直面する主なリスクとは、保険金および給付金を含む契約の費用が時間の経過とともに保険料合計額と受け取った投資収益を上回る可能性があることである。

保険金および給付の費用は、死亡率および罹患率の経験値、失効率および解約率等、多くの要因によって変動する可能性がある。

保険リスクは、中央および現地の両方で定められた高レベルの方針および手続により、必要に応じて現地の市場の状況および規制要件を考慮に入れて管理されている。規制の遵守を確保するように設計された引受、再保険および保険金請求処理の正式な手続が適用され、ストレス・テストによって補完される。

当グループは、引受の統制を実施するのに加えて、保険リスクへのエクスポージャーを軽減する手段として再保険を用いている。当グループが第三者再保険を通じて保険リスクへのエクスポージャーを管理した場合には、関連する収入および引受利益が再保険会社に譲渡される。再保険は保険リスク管理の手段を提供するが、当グループは、再保険契約によって信用リスク（再保険会社による債務不履行のリスク）にさらされる。

当グループの保険リスクの主な決定要因は、以下に述べるとおりである。長期契約に係る負債は、これらの決定要因に関する様々な前提を参照して設定される。これらの前提には、通常は保険会社自身の経験値が反映される。生命保険に起因する保険リスクの種類および量は、契約の種類によって異なり、非常に様々となる。

Y 死亡率および罹患率：これらのリスクへのエクスポージャーをもたらす主な契約は、定期保証、終身保険商品、重大疾病、ならびに、所得補償契約および年金である。リスクは定期的に監視され、主に、引受の統制および再保険、ならびに、特定の場合に経験値に照らして保険料を変更する能力の保持によって軽減されている。

Y 失効および解約：この要因に関連するリスクは、一般的に、商品の設計、解約手数料の適用、および、例えば契約者へのボーナス支払の管理などの管理措置によって軽減される。商品レベルでの詳細な継続率分析が、少なくとも年に１回実行されている。

Ⅵ 事業費リスク：例えば、特定の場合に経験値に照らして保険料および／または保険契約上の加算金を変更する能力の保持などの価格決定、ならびにコスト管理の規律によって軽減される。

負債は前提の変更の影響を受ける（本項前述の「感応度分析」を参照）。

レピュテーション・リスク

金融犯罪対策コンプライアンス部門グローバル・ヘッドおよび規制コンプライアンス部門グローバル・ヘッドは、レピュテーション・リスクのリスク・スチュワードを務めている。レピュテーション・リスクの特定、評価、管理および軽減のための方針および効果的な統制環境の策定は、当グループ会長が委員長を務めるグループ・レピュテーション・リスク方針委員会（以下「GRRPC」という。）を通じて調整されている。これと並行して、最高リスク責任者が委員長を務めるグループ・リスク・レゾリューション委員会（以下「GRRC」という。）は、顧客または取引に起因する問題のうち、当グループにとっての深刻な潜在的レピュテーション・リスクを有するもの、または、各地域およびグローバル事業部門の全体にわたって整合性のあるリスク管理のアプローチを確保するためのグループ主導の決定に値するものに対処するための、当グループの最高位の意思決定の場である。両委員会は、重要なレピュテーション・リスクをもたらし分野および活動についてリスク管理委員会に継続的に報告し、適切な場合には当該リスクを軽減するためのリスク管理委員会への提言を行う責任を負っている。レピュテーション・リスクをもたらし重要な問題は、必用に応じて取締役会ならびに企業行為および企業価値委員会にも報告される。

レピュテーション・リスクに関連する全ての事項の監督を担うレピュテーション・リスク副機能部門は、当グループによるレピュテーション・リスク管理の指針としての方針の策定、レピュテーション・リスクからの防御戦略の考案、ならびに、グローバル事業部門およびグローバル機能部門が当該リスクを特定、評価および軽減することを支援するための、可能な場合における当該部門への助言を行う責任を負っている。この副機能部門は、本社所属の集権化されたチームの下に置かれており、問題が適切な場に提出されること、決定が行われ、効果的に実施されること、ならびに、事業分野および地域の上級経営陣が当グループ内のどの部分にレピュテーション・リスクが存在するかを理解するのを補助するための管理情報が作成されることを確保するのを支援する役割を担う、各事業分野および地域ごとのチームのサポートを受けている。それぞれのグローバル事業部門はガバナンスのプロセスを確立しており、このプロセスを通じて、適切なレベルでレピュテーション・リスクに対処し、必要に応じて決定をエスカレーションする権限が、レピュテーション・リスク委員会および顧客選択委員会に付与されている。グローバル機能部門は、確立されたオペレーショナル・リスクの枠組み内でレピュテーション・リスクを管理し、エスカレートする。

当グループならびに個々の子会社、事業部門および機能部門に関して、事業の全ての主要な側面に係る基準が定められている。レピュテーション・リスク（環境、社会およびガバナンスに関連する問題を含む。）は、取締役会、グループ経営委員会、リスク管理委員会、子会社取締役会、委員会および上級経営陣によって、方針の作成および当グループの基準の確立の過程で検討され、評価される。これらの方針は、内部統制システムの不可欠の一部を成し（「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「内部統制」を参照のこと。）、マニュアルおよび方針ステートメントを通じて伝達されるほか、内部の連絡と研修を通じて広められる。これらの方針は、レピュテーション・リスクを伴う全ての分野に関する当グループのリスク選好および業務手順を定めている（金融犯罪防止（資金洗浄、テロリストおよび兵器拡散への資金提供、制裁違反、ならびに賄賂および腐敗行為の抑止）、規制コンプライアンス、行動関連の懸念事項、環境影響、人権問題および従業員リレーションを含む。）。方針のマニュアルはリスクの問題を詳細に取り上げており、当グループのリスク管理システムおよび持続可能性慣行の強固な遵守を確保するために、当グループの各部門と事業部門との間の協力が要求されている。

受託者責任関連のリスク

受託者責任関連のリスクが内在する事業活動は、指定された事業分野においてのみ許可される。指定された事業分野における受託者責任関連のリスクは、包括的な方針の枠組みと重要指標の監視を通じて管理されている。当グループの主な受託業務と活動（以下「受託業務および活動」という。）は、以下のとおりである。

- Y HSBCセキュリティーズ・サービス。そのファンド・サービス、コーポレート・トラストおよび貸付代理人活動を通じて受託者責任関連のリスクへのエクスポージャーを持つ。
- Y HSBCグローバル・アセット・マネジメント。顧客のための投資管理業務を通じて受託者責任関連のリスクへのエクスポージャーを持つ。
- Y HSBCグローバル・プライベート・バンキング。そのプライベート・トラスト事業部および一任型投資管理業務を通じて受託者責任関連のリスクへのエクスポージャーを持つ。
- Y HSBCインシュアランス。保険商品およびサービスの提供に際して引き受けるその投資管理業務を通じて受託者責任関連のリスクへのエクスポージャーを持つ。
- Y RBWMトラスト・インベストメント・ラップーズ。通常のRBWMウェルス・マネジメント商品およびサービスの提供に関する規則により義務付けられている。
- Y HSBC従業員年金制度の業務。HSBCの従業員年金制度の運営に係る裁量または管理の機能遂行の一環として受託義務が発生する場合にエクスポージャーを持つ。

受託者責任関連のリスクの管理に関する当グループの要件は、グローバル・リスク管理機能部門の解説マニュアルの受託者責任関連のセクションに定められており、このマニュアルを管理するのはグローバル・オペレーショナル・リスク部門である。グローバル・オペレーショナル・リスク部門に通知した上で、関連する受託方針の要件からの特別な免除を受けた場合でなければ、受託業務以外の業務において受託業務を行うことはできない。

助言の提供（投資助言および企業顧問業務を含む。）ならびに潜在的利益相反の管理に関するその他の方針によっても、当グループの信託リスクが軽減されている。

年金リスク

（監査済）

本項前述の「その他の重要なリスク」の年金リスクの個所および以下で述べるように、当グループは世界中で多数の年金制度を運営している。グローバルな年金リスクの枠組み、ならびに、確定給付および確定拠出の制度に関連するリスク管理についての当該枠組みに付随するグローバルな方針が設けられている。グローバルの年金監督委員会は、HSBCが世界全体で制度提供者となっている全ての年金制度のガバナンスおよび監督について責任を負う。

制度を提供するグループ会社（および、場合により従業員）は、確定給付制度に伴う給付金の原資とするため、保険数理士の助言に従い、（関連する場合は）さらに年金制度の受託者と協議の上、定期的に積立金を拠出する。確定給付型年金制度では、長期負債を賄えるよう設計された一連の投資案件に、これらの拠出金を投入する。

拠出金の水準は、当グループのキャッシュ・フローに直接影響を与えるため、掛金を支払っている加入者の将来勤務に対して発生する給付金の費用に見合う十分な原資が存在することを確保できるよう通常は設定されている。しかし、年金資産が既存の年金債務への充当のために不十分と思われる場合は、拠出金を引き上げる必要がある。拠出率は、通常、年金制度に応じて年1回か3年に1回のペースで改定される。プリンシパル・プランに対する合意済みの拠出金は、3年に1回のペースで改定される。

確定給付型年金制度の不足額は、次を含む様々な要因によって生じる可能性がある。

- Y 投資がもたらすリターンが、予想年金給付金を提供するのに必要な水準を下回る場合。例えば、株式の時価が下落した場合、または長期金利の上昇が原因で保有確定利付債券の価値が低下した場合に、このような事態に陥る可能性がある。
- Y 一般的な経済環境を受けて、企業倒産がもたらされ、資産（株式と債券の両方）の評価額が引き下げられた場合

Y 金利またはインフレ率の変動が原因で、年金債務の額が増加した場合

Y 制度の加入者の寿命が予想よりも伸びた場合（長寿リスクとして知られている。）

制度の投資戦略は、投資に内在する市場リスクと当該リスクが将来の潜在的抛出に及ぼす影響とを考慮した上で決定される。HSBCおよび（関連があり、適切な場合には）受託者の双方の長期的な投資目標は、次のとおりである。

Y 長期間にわたって資産が年金債務を賄うことができなくなるリスクを限定する。

Y 確定給付型年金制度の長期的な費用を管理するため、許容可能なリスクの範囲内でリターンを最大化する。

これらの長期目標の追及において、確定給付型年金制度の資産を資産クラスの間で配分するためのベンチマークが確立されている。加えて、許容されるそれぞれの資産クラスにも、株式市場または不動産価格の指数などのベンチマークがあり、関連性がある場合には望まれるアウトパフォーマンスの水準が定められている。ベンチマークは、少なくとも3年に1度、数理士による評価が行われた日の後18ヶ月以内に、または、現地法令もしくは状況により要求される場合にはより頻繁に見直される。このプロセスには通常、資産および負債の詳細な見直しが含まれる。

投資戦略に関する最終的な責任は、受託者、または一定の場合には運用委員会が負っている。受託者のHSBCからの独立性の程度は、異なる法域ごとに様々だが、全ての受託者が、制度加入者のニーズを最優先することを要求される。

確定拠出型制度が当グループにもたらす市場リスクははるかに低いが、これらはより直接的に従業員に責任と自由度を課すため、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスクへのエクスポージャーは残る。これらのリスクを管理するために、確定拠出投資ファンドのパフォーマンスが監視されており、利用可能な選択肢に関する十分な情報が従業員に提供されることを確保するために、従業員との間の現地での取り組みが積極的に推進されている。

英国の年金制度

HSBCバンク（英国）年金制度（プリンシパル・プラン）には、確定給付制度部分と確定拠出制度部分の両方がある。確定給付の部分は、当グループの世界全体の確定給付債務の約72%を占める。1996年以降、全ての新入社員は確定拠出制度に加入しており、また2015年7月1日からは確定給付制度における将来の給付の発生も停止され、全ての従業員の将来分の年金については確定拠出制度から提供される。プリンシパル・プランは独立した法人受託者によって監督され、この受託者は年金制度の運営に関して受託責任を負っている。受託者は、投資戦略の監視および管理、ならびに制度の給付金管理について責任を負う。プリンシパル・プランは、未払給付金の支給期限到来から生じる将来のキャッシュ・フロー債務を履行するため、分散投資ポートフォリオを保有している。プリンシパル・プランの受託者には、運用方法の意思決定を統制する、書面による投資プリンシパル・ステートメントの作成が義務付けられており、適切な分散の必要性は、確定給付制度部分の資産配分の選択および運用者構造において考慮されている。プリンシパル・プランの長寿リスクは、年金負債の測定の一環として評価され、当該制度の資金拠出プロセスを通じて管理される。

持続可能性リスク

持続可能性リスクは、企業またはプロジェクトに金融サービスを提供した間接的結果として、社会や環境に容認し難い影響を及ぼす場合に発生する。リスク機能部門は、グローバル・コーポレート・サステナビリティ部門からのインプットを用いてこれらのリスクをグローバルに管理することを委ねられており、現地事務所を通じて適切に業務を行う。持続可能性リスク担当マネージャーは、環境および社会に関連するリスクについて助言し、当該リスクを管理する地域的なまたは国内の責任を負う。持続可能性リスクに関連するリスク機能部門の責任には、以下の項目が含まれる。

Y 持続可能性リスク方針の策定。この方針には、持続可能性リスクに関する当グループの基準の監視、赤道原則および当グループの持続可能性方針（農業コモディティ、化学薬品、防御、エネルギー、森林、真水のインフ

ラストクチャー、鉱業および金属、世界遺産およびラムサール条約湿地を対象としている。)の当グループにおける適用、持続可能性リスクが高いと評価される取引の独立のレビューの実施、ならびに、当グループのグループ会社による同様だがより小規模なリスクの評価の支援が含まれる。

- Y 一貫性のある方針の適用を確保し、持続可能性リスクのレビューの費用を低減し、ならびに、当グループの貸付および投資の業務が持続可能な発展に及ぼす影響を測定し、当該影響について報告する管理情報を把握するための、システムに基づくプロセスの構築および実施
- Y 当グループ自身の基準、国際的基準または現地の規制のうち最も高度なものに従って一貫性のある持続可能性リスクの特定および軽減が行われることを確保するための、当グループのグループ会社内部の研修の提供および能力構築

5【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

6【研究開発活動】

当グループは、各事業部門の通常の業務過程において新しい商品およびサービスの開発を行っている。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財務状態および経営成績の分析については、「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

なお、「第3 - 1 業績等の概要」に含まれている将来に関する記述は、2015年度年次報告書公表日現在の発行会社の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2015年12月31日現在、当グループは、約6,860の世界中の営業施設を通じて業務を行っている。

具体的には、欧州に約1,840、アジアに約1,760、北米に約430、中南米に約2,590、中東および北アフリカに約240の拠点がある。これらの拠点は、合わせて約51.9百万平方フィート（2014年は約54.3百万平方フィートであった。）の面積を有する。

2015年に、当グループの自由保有および長期貸借不動産ならびに当グループの香港における借地の鑑定を行った。その結果、これらの不動産価値は、連結貸借対照表上の取得原価ベースの帳簿価格より、11.3十億米ドル（2014年は10.8十億米ドルであった。）多いことが判明した。さらに、純帳簿価格1.4十億米ドル（2014年は1.6十億米ドルであった。）の不動産が投資目的で保有されていた。

当グループの営業施設は、取得原価または国際会計基準への移行日における公正価値（みなし原価）から減損損失を控除した費用が記載され、各不動産の想定耐用年数に基づいて減価償却される。買収に伴い取得した不動産については、公正価値で当初認識される。

2【主要な設備の状況】

上記「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

通常の事業活動に使用される設備に関連するものを除き、2016年度において特段の設備投資計画はない。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2015年12月31日現在)

	授權株式数(注1)	発行済株式総数(株)	未発行株式数
額面0.50米ドル普通株式	—	19,685,096,934	—
額面0.01米ドル非累積優先株式	—	1,450,000	—
額面0.01ポンド非累積優先株式	—	1	—

(注1) 以前必要とされていた授權株式資本は、英国2006年会社法によって2009年10月1日以降廃止され、これに伴う当社定款の改正は、2009年度年次総会において承認された。

(注2) 株式および優先引受権を割り当ておよび買い戻す権限

当社の株主は、2015年度年次株主総会において、額面合計額6,411,698,934米ドルまでの新規普通株式(各0.50米ドルとして普通株式12,823,397,868株に相当)、額面合計額150,000ポンドまでの非累積優先株式(各0.01ポンドの非累積優先株式15,000,000株の形式)、150,000ユーロまでの非累積優先株式(各0.01ユーロの非累積優先株式15,000,000株の形式)および150,000米ドルまでの非累積優先株式(各0.01米ドルの非累積優先株式15,000,000株の形式)を割り当てる一般的権限を取締役に授与した。取締役は、この範囲内で、全額を現金対価とする額面価値最大1,923,509,680米ドル(各0.50米ドルとして普通株式961,754,840株に相当)の株式を既存株主以外の者に割り当てる権限を有する。株主は、1,923,509,680株までの普通株式を市場で買い戻す権限も取締役に授与した。取締役は、この権限を行使していない。

加えて、株主は、HSBCホールディングスまたは当グループのグループ会社による、所定の状況でHSBCホールディングスの普通株式に自動的に転換されまたは当該株式と交換される偶発転換証券の発行に関連して、額面総額1,813,500,000米ドル(各0.50米ドルとして普通株式3,627,000,000株に相当)までの当社株式を引き受けまたは当該株式に証券を転換する権利を付与する権限を、取締役に付与した。偶発転換証券発行の詳細については財務書類注記35を参照のこと。

【発行済株式】

(2015年12月31日現在)

	記名・無記名の別 および額面・無額面の 別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品取 引業協会名	内容
発行済 株式	無記名式額面株式 1株当たり額面金額 0.50米ドル	普通株式	19,685,096,934	ロンドン証券取引所、香 港証券取引所、ユーロネ クスト・パリ、ニュー ヨーク証券取引所、およ びバミューダ証券取引所	(注1)
	無記名式額面株式 1株当たりの額面金額 0.01米ドル	非累積優先株式	1,450,000	—	(注2)
	無記名式額面株式 1株当たりの額面金額 0.01ポンド	非累積優先株式	1	—	(注3)
	計	—	19,686,546,935		

(注1) 普通株式は、あらゆる点において同順位とする。

全額払込済普通株式は、資本、配当(特定日以降に配当権が発生するという条件付きで発行された株式については、この限りではない。)、議決権その他に関して、同一の権利を与えられる。

(注2) (a)発行条件に規定される場合を除き、いずれの米ドル建て優先株式も、当社の株主総会に出席するまたは議決権を行使する権利を有しない。

(b)取締役会により割当て前に決定された場合、以下の場合において、いずれのシリーズの米ドル建て優先株式の所有者も、当社の株主総会に出席する権利および議決権を有する。

(i)取締役会が割当て前に決定する期間に関するそのシリーズの米ドル建て優先株式の配当が全額支払われない場合、取締役が割当て前に決定する期間に関する当該米ドル建て優先株式に対する配当の全額が支払われる(または全額支払うための合計金額または準備金が引き当てられる)まで、当社の株主総会に出席し議決権を行使する権利。

(ii)その他の場合および取締役会が米ドル建て優先株式の割当て前に決定する条件に従う場合。

(c)米ドル建て優先株式の所有者が株主総会において議決権を行使する権限を有する場合、本人または代理人により出席する当該所有者全員の挙手および本人または代理人により出席する当該所有者全員の投票をもって、当該所有者が保有する米ドル建て優先株式につき1議決権または当該株式の割当て前に取締役会が決定する1株当たりの議決権を有するものとする。

(注3) (a)発行条件に規定される場合を除き、いずれのポンド建て優先株式も、当社の株主総会に出席するまたは議決権を行使する権利を有しない。

(b)取締役会により割当て前に決定された場合、以下の場合において、いずれのシリーズのポンド建て優先株式の所有者も、当社の株主総会に出席する権利および議決権を有する。

(i)取締役会が割当て前に決定する期間に関するそのシリーズのポンド建て優先株式の配当が全額支払われない場合、取締役が割当て前に決定する期間に関するユーロ建て優先株式に対する配当の全額が支払われる(または全額支払うための合計金額または準備金が引き当てられる)まで、当社の株主総会に出席し議決権を行使する権利。

(ii)その他の場合および取締役会がポンド建て優先株式の割当て前に決定する条件に従う場合。

(c)ポンド建て優先株式の所有者が株主総会において議決権を行使する権限を有する場合、本人または代理人により出席する当該保有者全員の挙手および本人または代理人により出席する当該所有者全員の投票をもって、当該所有者が保有するポンド建て優先株式につき 1 議決権または当該株式の割当て前に取締役会が決定する 1 株当たりの議決権を有するものとする。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

額面0.50米ドル普通株式

	発行済株式総数 (株)	資本金 (単位：百万米ドル(百万円))	摘要
2010年12月31日現在	17,686,155,902	8,843 (993,511)	
期中異動	181,929,744	91 (10,224)	株式配当、オプションの行使による株式発行
2011年12月31日現在	17,868,085,646	8,934 (1,003,734)	
期中異動	607,923,018	304 (34,154)	株式配当、オプションの行使による株式発行
2012年12月31日現在	18,476,008,664	9,238 (1,037,889)	
期中異動	353,998,375	177 (19,886)	株式配当、オプションの行使による株式発行
2013年12月31日現在	18,830,007,039	9,415 (1,057,775)	
期中異動	387,867,221	194 (21,796)	株式配当、オプションの行使による株式発行
2014年12月31日現在	19,217,874,260	9,609 (1,079,571)	
期中異動	467,222,674	233 (26,177)	株式配当、オプションの行使による株式発行
2015年12月31日現在	19,685,096,934	9,842 (1,105,749)	

額面0.01米ドル非累積優先株式

	発行済株式総数 (株)	資本金 (単位：米ドル(円))	摘要
2010年12月31日現在	1,450,000	14,500 (1,629,075)	
2011年12月31日現在	1,450,000	14,500 (1,629,075)	
2012年12月31日現在	1,450,000	14,500 (1,629,075)	
2013年12月31日現在	1,450,000	14,500 (1,629,075)	
2014年12月31日現在	1,450,000	14,500 (1,629,075)	
2015年12月31日現在	1,450,000	14,500 (1,629,075)	

額面0.01ポンド非累積優先株式

	発行済株式総数 (株)	資本金 (単位：ポンド(円))	摘要
2010年12月31日現在	1	0.01 (1.61)	
2011年12月31日現在	1	0.01 (1.61)	
2012年12月31日現在	1	0.01 (1.61)	
2013年12月31日現在	1	0.01 (1.61)	
2014年12月31日現在	1	0.01 (1.61)	
2015年12月31日現在	1	0.01 (1.61)	

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(2015年12月31日現在)

	株主数	株式数(A) (株)	発行済株式総 数に占める(A) の割合(%)
個人	194,861	1,110,792,033	5.64
名義人および業者	16,157	18,334,246,673	93.14
その他	2,036	240,058,228	1.22
合計	213,054	19,685,096,934	100

(5) 【大株主の状況】

2015年12月31日までに英国金融行為規制機構の開示規則および透明性規則の規則第5号に従い開示された大株主の状況

氏名または名称	住所	実質的所有 普通株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式の割合(%)
---------	----	-----------------------	-------------------------------

ブラックロック・インク	米国ニューヨーク州ニューヨーク	1,142,439,457	6.56 (注1) (注2)
-------------	-----------------	---------------	-------------------

(注1) 2009年12月7日現在

(注2) 当該所有は間接所有である。

香港証券先物条例の第336章に従い開示された大株主の状況

氏名または名称	住所	実質的所有普通株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する所 有株式の割合 (%)
ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	1,018,886,506 (ロングポジション)	5.17 (注1)
		191,280,267 (ショートポジション)	0.97 (注1)
		577,920,072 (貸付プール)	2.93 (注1)
ブラックロック・インク	米国ニューヨーク州ニューヨーク	1,266,331,205 (ロングポジション)	6.60 (注2)
		4,177,847 (ショートポジション)	0.02 (注2)

(注1) 2015年12月22日現在

(注2) 2015年10月20日現在

2【配当政策】

2015年第1期、第2期および第3期中間配当として、普通株式1株当たり0.10米ドルが、2015年7月8日、2015年10月2日および2015年12月3日にそれぞれ支払われた。2015年に宣言された配当についての詳細は、財務書類注記9に記載されている。最終配当の代わりに、普通株式1株当たり0.21米ドルの2015年第4期中間配当を、米ドル建てで、または2016年4月11日に決定された為替レートに基づき英ポンドもしくは香港ドル建てで、2016年4月20日に現金（または株式配当で代替）にて支払った。なお、2015年第4期中間配当は、2015年12月31日より後に宣言されたため、HSBCの貸借対照表には負債として反映されていない。2015年12月31日現在、配当可能な剰余金は46,591百万米ドルであった。

6.20%シリーズA非累積型米ドル建て優先株式（シリーズA米ドル建て優先株式）1株当たり15.50米ドル（シリーズA米ドル建て優先株式の40分の1に相当するシリーズA米国預託株式1株当たり0.3875米ドルの配当と同義）の四半期配当が2015年3月16日、6月15日、9月15日および12月15日に支払われた。

3【株価の推移】

ロンドン証券取引所における当社普通株式の株価（終値）の推移は下記のとおりである。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

（単位：ペンス）

事業年度	12月31日に終了した年度				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
最高	730.90 (1,179.01円)	654.90 (1,056.42円)	769.90 (1,241.93円)	681.00 (1,098.52円)	649.30 (1,047.39円)
最低	463.50 (747.67円)	491.05 (792.11円)	646.50 (1,042.87円)	589.00 (950.12円)	485.55 (783.24円)

（出典：ブルームバーク・エルピー）

（2）【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

（単位：ペンス）

月別	2015年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	586.70 (946.41円)	594.60 (959.15円)	518.90 (837.04円)	532.20 (858.49円)	540.00 (871.07円)	544.60 (878.49円)
最低	558.60 (901.08円)	487.75 (786.79円)	485.55 (783.24円)	503.00 (811.39円)	503.50 (812.20円)	494.15 (797.11円)

（出典：ブルームバーク・エルピー）

4【役員の状況】

(1) 取締役

(男性13名、女性6名 - 女性の割合：32% (本書提出日現在))

氏名(年齢)	役職	主な職歴	在任期間
ダグラス・フリント、CBE(60歳)	グループ会長	取締役会への任命：1995年12月 2010年度12月からグループ会長。 チェアマン委員会委員長。 現職 ：同氏は、スコットランド勅許会計士協会および企業財務専門家協会会員、ならびに、勅許管理会計士協会フェローである。主な現職に含まれるその他の職務：国際金融協会会長であり、北京および上海両市の市長の国際企業家諮詢会議のメンバーでもある。首相の要請に基づいて英国ビジネス大使を務めている。 前職 ：グループ・ファイナンス・ディレクター、最高財務責任者、リスクおよび規制担当業務執行取締役、BPピーエルシーの非執行取締役兼監査委員会委員長、ならびに、英国政府の金融サービス・貿易・投資理事会の独立外部委員。	1年間
スチュワート・ガリバー(56歳)	グループ・チーフ・エグゼクティブ	取締役会への任命：2008年5月 2011年度1月からグループ・チーフ・エグゼクティブ。 チェアマン委員会委員。 現職 ：香港上海銀行会長およびグループ経営委員会委員長。 前職 ：HSBCバンク・ピーエルシーの欧州・中東およびグローバル事業部門の会長、HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッド、HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エスエーおよびHSBCフランスの会長、ならびにHSBCトリнкаウス・アンド・ブルクハルト・アーゲの副会長および同社監査委員会の委員を務めた。同氏は、グローバル・バンキング・アンド・マーケティング部門のヘッド、グローバル・バンキング・アンド・マーケティング部門の共同ヘッド、グローバル・マーケティング部門のヘッドおよびアジア太平洋地域におけるトレジャリー・アンド・キャピタル・マーケティング部門のヘッド。	1年間
フィリップ・アミン(67歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2015年1月 グループ監査委員会委員。 現職 ：HSBCノース・アメリカ・ホールディングス・インク、HSBCバンクUSAエヌエー、HSBCファイナンス・コーポレーションおよびHSBC USAインクの非執行取締役。スカイオニック・コーポレーションの会長も務めている。 前職 ：ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(以下「GE」という。)の副社長、経理部長およびプリンシパル・アカウンティング・オフィサー、KPMGパートナー、国際会計基準審議会の国際財務報告解釈委員会、米国公認会計士協会の会計基準執行委員会、財務会計基準審議会の緊急問題専門委員会委員、財務管理者協会の企業報告委員会の委員長、および財務会計財団理事。	3年間

氏名（年齢）	役職	主な職歴	在任期間
キャサリン・ケイシー（49歳）	独立非執行取締役	取締役会への任命：2014年3月 グループ監査委員会委員および金融システム脆弱性委員会委員。 現職 ：オルタナティブ投資運用協会の会長、ならびにパトマック・グローバル・パートナーズおよび米国の多数の公的機関のシニア・アドバイザー。 前職 ：米国証券取引委員会コミッショナー、米国上院銀行・住宅・都市問題委員会の事務局長および顧問、ならびに米国上院議員付の立法担当ディレクターおよび首席事務官。	3年間
ローラ・チャ、GBS（66歳）	独立非執行取締役	取締役会への任命：2011年3月 慈善・地域社会投資監督委員会委員長、チェアマン委員会委員、企業行為および企業価値委員会委員ならびに指名委員会委員。 現職 ：香港上海銀行の非執行副会長。同氏は、香港金融発展局局長ならびに中国電信、ユニリーバ・ピーエルシーおよびユニリーバ・エヌヴィの非執行取締役である。 前職 ：中国証券監督管理委員会副委員長ならびに交通銀行、香港証券取引所およびタタ・コンサルタンシー・サービス・リミテッドの非執行取締役。香港大学奨学金委員会の委員長および香港証券先物委員会副委員長も務めた。	3年間
アンリ・ド・カストリー（61歳）	独立非執行取締役	2016年3月1日付で取締役に任命された。 現職 ：アクサ会長兼最高経営責任者。同氏は、フランスの代表的シンクタンクであるモンテーニュ研究所およびアクサのボランティアの地域奉仕プログラムであるアクサ・ハーツ・イン・アクションの会長も務めている。さらに、ネスレ・エスエーとフランスの国立政治学財団（FNSP）の非執行取締役・理事も務めている。清華大学経済管理学院の諮問委員会委員である。 前職 ：アクサにおける様々な職務（同グループの資産運用、金融および不動産事業、北米および英国の事業の監督、ならびに、同保険グループが1990年代に行った全ての主要な買収および合併の準備および執行を含む。）。	3年間
ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデル（58歳）	独立非執行取締役	取締役会への任命：2013年8月 金融システム脆弱性委員会委員長、チェアマン委員会委員、企業行為および企業価値委員会委員、ならびに慈善・地域社会投資監督委員会委員。 現職 ：アーク・データセンター取締役、ならびにサイバーセキュリティおよびテクノロジーの様々な企業における顧問を勤めている。 前職 ：同氏は、MI5の局長のほか、30年以上にわたり、英国セキュリティ・サービスの様々な地位を務め、統合テロリスト分析センターおよび国家インフラストラクチャー保護局の監督を担当し、国家安全保障会議に出席した。	3年間
ジョアキム・ファーバー（65歳）	独立非執行取締役	取締役会への任命：2012年3月 グループ・リスク委員会委員長およびチェアマン委員会委員。 現職 ：アリアンツ・エスイーの取締役、ドイチェ・ピアズィー・アーゲー監査委員会およびユー・アー・ベンキッサー・ザール株主委員会の委員長。コティ・インクの独立取締役およびアリアンツ・フランス・エスエーの取締役も務めている。 前職 ：アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アーゲーの最高経営責任者、シティグループ・インクの欧州、北米および日本の資本市場部門ヘッド、アリアンツの様々な子会社の会長、オスラム・リヒト・アーゲーの監査委員会委員および監査・リスク委員会委員長。また同氏は、ジャーマン・カウンセル・フォー・サステナブル・デベロップメントの委員およびシーメンズ・グループ年金委員会の諮問委員会の委員を務めた。	3年間

サム・レイドロー (60歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2008年1月 グループ報酬委員会委員長および指名委員会委員長、ならびにチェアマン委員会委員。 現職 ：国立大学産業センター会長およびネプチューン・オイル・アンド・ガス・リミテッドの業務執行会長。 前職 ：同氏は、セントリカ・ピーエルシーの最高経営責任者および英国運輸省の筆頭非執行ボード・メンバーであった。シェブロン・コーポレーションの業務執行副社長および英国首相のビジネス諮問委員会委員も務めた。	3年間
アイリーン・リー (62歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2015年7月 現職 ：希慎興業有限公司業務執行会長。同氏は、香港上海銀行および恒生銀行有限公司の非執行取締役も務めている。キャセイパシフィック航空、中電控股有限公司およびノーブル・グループ・リミテッドの非執行取締役である。 前職 ：英国、米国およびオーストラリアで投資銀行およびファンド運用の要職にあった（シティバンクおよびオーストラリア・コモンウェルス銀行を含む。）。JPモルガン・オーストラリアの諮問委員会およびオーストラリア企業買収委員会の委員を務めた。	3年間
ジョン・リップスキー (69歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2012年3月 グループ・リスク委員会委員、指名委員会委員およびグループ報酬委員会委員。 現職 ：国際的経済調査機関の多数の要職および顧問の職務。 前職 ：同氏は、国際通貨基金の筆頭副専務理事、専務理事代行および特別顧問を務めた。その他の前職には、ニューヨーク経済クラブ理事、アンダーソン・グローバル・マクロ・エルエルシーのグローバル政策顧問、および、世界経済フォーラムの国際通貨システムに関するグローバル・アジェンダ・カウンスル議長の職務が含まれている。	3年間
レイチェル・ロックス (70歳)	上級独立非執行取締役	取締役会への任命：2008年12月。2015年4月から上級独立非執行取締役。 企業行為および企業価値委員会の委員長、ならびにチェアマン委員会委員、グループ・リスク委員会委員および指名委員会委員。 現職 ：アーカス・ヨーロピアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジーピー・エルエルピーおよびヒースロー・エアポート・ホールディングス・リミテッドの非執行取締役。同氏は、セルコ・グループ・ピーエルシーの非執行取締役および企業責任委員会委員長も務めている。 前職 ：イングランド銀行副総裁、ならびに、英国運輸省、労働年金省およびウェールズ省の事務次官。同氏は、レインシュアランス・グループ・オブ・アメリカ・インクおよびスコティッシュ・アメリカン・インベストメント・カンパニー・ピーエルシーの非執行取締役を務めた。	3年間
イアン・マッケイ (54歳)	グループ・ファイナンス・ディレクター	取締役会への任命：2010年12月 チェアマン委員会委員。 現職 ：英国心臓財団の監査およびリスク委員会委員長。 前職 ：HSBC ノース・アメリカ・ホールディングス・インク最高財務責任者、恒生銀行有限公司取締役、GEグローバル・コンシューマー・ファイナンスの最高財務責任者（アジア太平洋地域）、副社長および最高財務責任者、ならびにGEヘルスケア（国際画像診断）の副社長兼最高財務責任者。	1年間

ハイディ・ミラー (62歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2014年9月 グループ・リスク委員会委員。 現職 ：2016年1月1日、HSBCノース・アメリカ・ホールディングス・インク会長に任命された。同氏は、ファースト・データ・コーポレーション、ゼネラル・ミルズ・インクの非執行取締役およびエスアールエス・アクイオム・エルエルシーのアドバイザー・ディレクターである。 前職 ：JPモルガン・チェースの元国際部門プレジデント、メルク・アンド・カンパニー・インクおよびプログレッシブ・コープの非執行取締役、バンク・ワン・コーポレーションの業務執行副社長および最高財務責任者、プライスライン・ドット・コム・インクの上級業務執行副社長、ならびにシティグループ・インクの業務執行副社長および最高財務責任者。	3年間
マーク・モーゼス (58歳)	グループ・チーフ・リスク・オフィサー	取締役会への任命：2014年1月 チェアマン委員会委員。 前職 ：HSBCのグローバル・バンキング・アンド・マーケットの最高財務リスク責任者、JPモルガンの欧州最高財務責任者、および、プライスウォーターハウスクーパースの監査パートナー。	1年間
デービッド・ナッシュ (55歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2016年5月 グループ監査委員会委員。 現職 ：ボーダフォン・ピーエルシー、ロンドン証券取引所グループ・ピーエルシー、UKグリーン・インベストメント・バンク・ピーエルシーおよびチューリッヒ・インシュアランス・グループの非執行取締役。 前職 ：スタンダード・ライフ・ピーエルシーにグループ・ファイナンス・ディレクターとして2006年度に入社し、2010年度から2015年度の6年間、同社の最高経営責任者を務めた。スタンダード・ライフに入社する前は、スコティッシュ・パワー・ピーエルシーのグループ・ファイナンス・ディレクターを務めた。同氏は勅許会計士の資格を有し、プライスウォーターハウスに16年間勤務し、最後の5年間は監査およびトランザクション実務のパートナーを務めた。	3年間
ジョナサン・サイモンズ、CBE (56歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2014年4月 グループ監査委員会委員長、チェアマン委員会委員ならびに企業行為および企業価値委員会委員。 現職 ：HSBCバンク・ピーエルシー、エノコール・アーゲーおよびプロテウス・デジタル・ヘルス・インクの会長ならびにゲノミクス・イングランド・リミテッドの非執行取締役。 前職 ：ノバルティス・アーゲーおよびアストラゼネカ・ピーエルシーの最高財務責任者、ゴールドマン・サックスのパートナーおよびマネージング・ディレクター、ならびにKPMGのパートナー。同氏は、ディアジオ・ピーエルシーの非執行取締役および監査委員会委員長を務めた。	3年間
ポリー・ファン・デル・ミーア・モール (56歳)	独立非執行取締役	取締役会への任命：2015年9月 2016年1月1日付：指名委員会委員、グループ報酬委員会委員ならびに企業行為および企業価値委員会委員。 現職 ：EYオランダの監査委員会委員長。同氏は、ASMLホールディング・エヌヴィおよびロイヤルDSMEヌヴィの監査委員会委員も務めている。 前職 ：エラスムス大学ロッテルダム総長、ABNアムロ・バンク・エヌヴィの上級業務執行副社長およびグループ人事部門ヘッド、TNTエヌヴィのグループ人事担当取締役、ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ情報技術部門の人事担当取締役、ならびに、シェル・インターナショナルの上級法律顧問。	3年間

ポール・ウォルシュ（60歳）	独立非執行取締役	取締役会への任命：2016年1月1日 指名委員会委員およびグループ報酬委員会委員。 現職 ：コンパス・グループ・ピーエルシー、アバンティ・コミュニケーションズ・グループ・ピーエルシーおよびチャイム・コミュニケーションズ・リミテッドの会長、ならびに、フェデックス・コーポレーション、RM2インターナショナル・エスエーおよびシンプソンス・モルト・リミテッドの非執行取締役。 前職 ：グランド・メトロポリタン・ピーエルシー（ディアジオ・ピーエルシーの前身）の取締役、ディアジオ・ピーエルシーのグループ・チーフ・エグゼクティブ、ユニリーバ・ピーエルシー、ユナイテッド・スピリッツ・リミテッドおよびセントリカ・ピーエルシーの非執行取締役。	3年間
----------------	----------	---	-----

(2) 取締役の持分 - 株式および社債

取締役の持分

英国上場規制の要件に従い、また香港証券先物条例の第352章に基づいてHSBCホールディングスが保持している取締役の持分に係る登録簿によれば、HSBCホールディングスの取締役は、2015年12月31日現在以下の表に示すとおり
の持分を有していたが、これは、別段の記載のない限り全てHSBCホールディングスおよびその関連会社の株式および社債に対する実質持分であった。

アイリーン・リーおよびポリー・ファン・デル・ミーア・モールは、当年度中にHSBCホールディングスまたはその関連会社の株式または社債を保有していなかった。

いかなる取締役も、香港証券先物条例に定義された空売りポジションをHSBCホールディングスまたはその関連会社の株式または社債について有していなかった。上記を除いて、いかなる取締役も、当年度期首または期末現在でHSBCホールディングスまたはその関連会社の株式または社債の持分を有しておらず、また、いかなる取締役またはその関係者も、当年度中にHSBCグループ会社の株式または社債を引き受ける権利を付与されまたは行使をしていない。

取締役の持分 - 株式および社債

HSBCホールディングス普通株式

	2015年1月1日現在	2015年12月31日現在				
		実質保有	18歳以下の 子供または 配偶者保有	共同保有	信託	合計保有数 (注1)
フィリップ・アミン (注3)	-	5,000	-	-	-	5,000
キャサリン・ケイシー (注3)	-	3,540	-	-	-	3,540
サフラ・カツツ(注3)	20,045	20,970	-	-	-	20,970
ローラ・チャ	-	5,200	-	-	-	5,200
ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデル	5,519	7,416	-	-	-	7,416
ジョアキム・ファーバー	24,105	45,778	-	-	-	45,778
ロナ・フェアヘッド	76,524	-	-	77,888	-	77,888
ダグラス・フリント	400,748	401,450	-	-	-	401,450

スチュワート・ガリバー	2,611,188	2,684,380	176,885	-	-	2,861,265
サム・レイドロー	36,768	36,596	-	-	1,416 (注2)	38,012
ジョン・リプスキー (注3)	15,820	16,165	-	-	-	16,165
レイチェル・ロマックス	15,500	18,900	-	-	-	18,900
イアン・マッケイ	79,933	223,872	-	-	-	223,872
ハイディ・ミラー (注3)	3,575	3,695	-	-	-	3,695
マーク・モーゼス	480,423	624,643	-	-	-	624,643
サー・サイモン・ロバートソン	22,981	34,118	-	-	-	34,118
ジョナサン・サイモンズ	20,553	16,886	4,885	-	-	21,771

HSBC USAインク2.8575米ドル累積優先株式シリーズZ

	2015年1月 1日現在	2015年12月31日現在				
		実質保有	18歳以下の 子供または 配偶者保有	共同保有	信託	合計保有数 (注1)
フィリップ・アミン	31	-	-	-	-	-

HSBCバンク2015年満期2.875%社債

(単位：百万人民元)

	2015年1月 1日現在	2015年12月31日現在				
		実質保有	18歳以下の 子供または 配偶者保有	共同保有	信託	合計保有 (注1)
ジョアキム・ファーバー (注4)	5.1	-	-	-	-	-

- 1 業務執行取締役がHSBCホールディングスの貯蓄型株式オプション制度および2011年度HSBC株式制度により別途所有するHSBCホールディングス普通株式については、下記「(3) 取締役の報酬等 - 取締役の報酬に関する報告」に記載されている。2015年12月31日現在、香港証券先物条例に基づくHSBCホールディングス普通株式の合計保有数は、従業員株式制度による分を含めて次のとおりである：ダグラス・フrint — 404,369、スチュアート・ガリバー — 5,909,069、イアン・マッケイ — 1,478,507およびマーク・モーゼス — 2,171,463。各取締役の保有数合計は、発行済株式の0.03%未満である。
- 2 非実質保有。
- 3 香港証券先物条例第十五章においてエクイティ・デリバティブに分類される米国預託上場株式（以下「ADS」という。）の所有株式数は次のとおりである：フィリップ・アミン — 1,000、キャサリン・ケイシー — 708、サフラ・カツツ — 4,194、ジョン・リプスキー — 3,233およびハイディ・ミラー — 739。各ADSは、HSBCホールディングス普通株式5株を表す。
- 4 満期である2015年4月30日に償還された1.2百万人民元（「RMB」）2015年満期2.875%債券の非実質持分。

年度末以降、次の取締役が保有するHSBCホールディングスの普通株式合計が、その氏名の反対側に示す数増加した。

HSBCホールディングス普通株式

ダグラス・フrint（非実質所有者）

31¹

1 英国株式インセンティブ制度における毎月の定例拠出を通じたHSBCホールディングス株式の取得。

2015年12月31日現在、非執行取締役および上級経営陣（すなわちHSBCホールディングスの業務執行取締役およびグループ・マネージング・ディレクター）は、合計18,959,851株のHSBCホールディングス普通株式（発行済普通株式数の0.10%）を実質所有していた。

2015年12月31日現在、非執行取締役および上級経営陣は、HSBCホールディングスの貯蓄型株式オプション制度に基づいて合計29,128株のHSBCホールディングス普通株式を引き受けるオプションを保有していた。これらのオプションは、2017年度から2021年度までの間に普通株式1株当たり4.0472ポンドから5.1887ポンドまでの範囲の権利行使価格で行使することができる。

(3) 取締役の報酬等

取締役の報酬に関する報告

取締役に関する報酬方針

当グループの業務執行取締役および非執行取締役に関する新たな報酬方針については、株主の承認を要する。

この方針は、新たなPRA報酬規則、EBAガイドラインおよび株主からのフィードバックを反映するように変更された。新たな方針は、2016年4月22日開催の年次株主総会において承認され、2019年度年次株主総会終了までの3年間を施行期間として直ちに適用を開始した。

報酬方針を定める際に考慮に入れられる重要な要因

委員会は、取締役に係る報酬方針を定める際に様々な要因を考慮に入れる。

内部的要因	当グループの戦略および目的	Y	当グループの戦略的目的は、業績の測定に関する主な決定要因であり、当グループの業務執行取締役の年次スコアカードおよび長期インセンティブスコアカードの基礎を成す。
		Y	スコアカードに関して設定される目標値は、当グループの戦略的目的と連携している。
	当グループ内の給与および雇用の条件	Y	委員会は、個人の報酬を検討する際に、当グループの従業員の給与および雇用の条件と、上級業務執行役員のそれとの間の比較を考慮する。
		Y	グループ業績および報酬部門ヘッドは、より幅広い従業員の母集団の報酬に関する提案を提出し、様々な報酬の要素が上級業務執行役員以外の従業員に提供される範囲について委員会と協議する。
		Y	当グループの報酬方針を決定する際には、従業員エンゲージメント調査およびHSBC意見交換会合からのフィードバックも考慮される。
	当グループの価値観の強化	Y	委員会は、当グループの従業員基盤の規模とその地理的所在を考慮して、取締役に係る報酬方針について全ての従業員と協議することは適切でないと考えた。
		Y	報酬方針は、当グループの価値観および行動を強化するとともに、持続可能な業績を推進するように設計されている。
外部的要因	規制	Y	委員会は、そのような行動が考慮に入れられることを確保するために、グループ・リスク委員会、金融システム脆弱性委員会ならびに企業行為および企業価値委員会からのインプットを受領する。
		Y	世界全体で報酬構造に適用されている現地規制には、現在でも大きな相違がある。世界全体の70を超える国で事業を行っているHSBCにとって、この点は相当な課題をもたらす。
		Y	長期的に持続可能な業績を実現するには、地理的境界を越えて概ね同等であるとともに、世界中の才能ある意欲的な従業員を引き付け、動機付けし、定着させるために、市場での競争力のある報酬を提供することが重要である。

	Y	当グループは、その報酬方針が規制上の慣行および株主の利益と一致する点を確保することを目指している。HSBCは、2015年度年次報告書公表日現在で適用されているFSB、FCA、PRA、EBAおよびHKMAの報酬に関する原則および規則に完全に準拠している。
比較対象グループ	Y	委員会は、業務執行取締役の報酬パッケージに関して、定義された次の比較対象グループの市場データを考慮する。オーストラリア・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド、バンク・オブ・アメリカ、パークレイズ、BNPパリバ、シティグループ、ドイツ銀行、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー、サンタンデール、スタンダードチャータードおよびUBS。
	Y	これら10行の世界的金融サービス会社は、それぞれの事業の範囲、規模および国際的な広がりに基づき2015年度に選択されており、関連性が持続するように毎年見直される。
	Y	委員会は、報酬方針の決定に当たって関連性がある場合には、その他の会社も精査することができる。
株主の意見	Y	委員会の委員長、グループ業績および報酬部門ヘッドおよびグループ会社秘書役は、主な機関投資家株主およびその他の代表的機関との間で、当グループの報酬方針の設計、規制の変化の影響および導入された主な変更について議論するための会議を行う。
	Y	当グループは、当グループの報酬戦略が当グループの株主の長期的利益に一致することを確保するために、当グループの現在のおよび展開しつつある報酬慣行に関する意見を収集する上で、これらの会議が重要だと考えている。
	Y	当グループは、従来の年次株主総会で当グループの報酬方針について当グループ株主により表明された意見も踏まえている。その結果、当グループは、年金に代わる現金および長期的インセンティブ報酬の提供に関する当グループのアプローチを変更した。

報酬方針 - 業務執行取締役

当グループの報酬方針は、短期的業績および長期的に持続可能な業績の両方に関する報酬のバランスを保つことを通じて、当グループの戦略的目標の達成を支える。当グループの戦略は、成功に報いるとともに、当グループの価値観、リスクの枠組みおよびリスクの帰結と従業員の報酬とを一致させるように設計されている。当グループの最上級の従業員については、その報酬の過半が繰り延べられ、減額およびクローバック条項の対象となる。

この方針は、固定給与手当または変動給与報酬の受給資格を有しないダグラス・フリントを例外として、全ての業務執行取締役に適用される。

報酬方針 - 業務執行取締役

目的および戦略との連動	運用	機会の上限
固定給与	これらの報酬の要素には業績指標は適用されない。	
基本給		

市場での競争力を有することおよび役割への継続的貢献に報いることによって、重要な人材を引き付け、定着させること。

基本給には、個人の役割、経験および責任が反映される。委員会は、現地の要件および市場での競争力の脈絡の中で見直しを行い、変更を承認する。

基本給については、前述の関連する比較対象グループとの比較によるベンチマーキングが年次で行われる。基本給の見直しは、委員会の裁量によってこれより頻繁に行うことができる。

それぞれの業務執行取締役の年間基本給は、本項後述の「業務執行取締役に関する報酬方針の2016年度中の実施」の表に記載のとおりである。

本方針の期間中は、例外的状況を除いて、現在の業務執行取締役の基本給の現行水準の15%を超える引上げは行わない。

固定給手当（以下「FPA」という。）

取締役の役割、技能および経験を反映するため、ならびに、重要な人材の定着のための競争力のある報酬総額パッケージの維持のために必要な固定給与を提供すること。

固定給手当は、年金算定の対象とはならず、四半期ごとまたは委員会が適当と認めるその他の頻度で直ちに権利が確定する株式の形式で付与される。

これらの株式（所得税および社会保障負担を賄うために売却される株式を除いた部分）には保有期間が適用される。株式は、当該株式の付与対象事業年度末直後の3月から5年間にわたり、比例配分で毎年引き渡される。

配当は、保有期間中に保有される権利確定した株式に対して支払われる。

委員会は、規制によりその旨が要求される場合には現金で固定給手当を支払う裁量権を保持している。

固定給手当はそれぞれの個人の役割および責任に基づいて決定される。

本方針の期間中の固定給手当には、本方針の開始時点の基本給の150%の上限が課される。

年金に代わる現金

市場での競争力を有することによって重要な人材を引き付け、定着させること。

取締役は、年金受給資格に代わる現金手当を受領する。

基本給の30%。

目的および戦略との連動

運用

機会の上限

業績指標

変動給与

HSBCの価値観を遵守することが、変動給与に関する考慮の前提条件となる。HSBCの価値観は、当グループが堅実かつ持続可能に操業するための鍵である。業務執行取締役には、委員会が事業年度終了後に検討するHSBCの価値観の格付けが付与される。

年次インセンティブ

戦略に一致する年間の財務的、非財務的なおよび個人としての目的に向けた推進力とし、その報酬を提供するほか、株主の利益と一致させること。

報酬は裁量的に付与され、原則として株式の形式で提供される。

権利確定後、株式（所得税および社会保障負担を賄うために売却される株式を除いた部分）に少なくとも6ヶ月の最低保有期間が適用される。

授与には、授与の日から7年間にわたってクローバック条項が適用される。この7年間の終了時点で内部のまたは規制上の調査が継続している場合には、この期間を10年まで延長することができる。

委員会は、次の各項目に関する裁量権を保持している。

Y より長い保有期間の適用

Y 報酬のうち少なくとも50%が株式によることを前提として、一部現金による報酬の付与

Y 報酬の一部の繰延べ。繰延期間中の報酬は減額条項の適用対象となる。

権利確定後に繰り延べられる株式については、付与日から権利確定日までの間に支払われた、または支払われる配当に等しい配当等価物が支払われる。この部分は、通常は追加的なすなわち株式配当の形式で支払われる。規制要件の下で許容されない場合には、過去の配当利回りに基づいて割り引いた株価をもとに授与される株式数を決定する場合がある。

年次インセンティブ報酬に関する機会の上限は、基本給の215%である。委員会は、達成の水準を決定するために定めた目標と対比して業績を評価し、判定する。

年次インセンティブ全体の支払は上限の0%から100%までの範囲になり得る。

報酬の機会上限の25%の権利が閾値となる業績の段階で確定し、業績目標値に関連して50%まで権利が確定する。最大の業績については報酬の100%まで支払われる。

委員会は、業績指標の結果に基づいて、決定された支払が当該業績期間中の当社の全体的な位置および業績を適切に反映していないと考える場合には、年次インセンティブの支払を（適切な場合はゼロまで）減少させることができる。

業績は、財務的および非財務的な結果に関して定められた目標値（リスク関連指標および個人としての目的を含む。）に基づく年次スコアカードに照らして測定される。このスコアカードは個人ごとに異なっている。指標の種類の例については本項後述の「業績指標および目標値の選択」を参照。

財務的な指標のウェイトは、グループ・チーフ・エグゼクティブでは60%、グループ・ファイナンス・ディレクターでは50%、およびグループ・チーフ・リスク・オフィサーでは25%となっている。

委員会は、次の各項目に関する裁量権を有する。

Y 財務的および非財務的な指標の全体的ウェイトの変更

Y 各分野の中でのそれぞれの指標およびそのウェイトの変更。具体的業績指標は、関連する年度の「Annual report on remuneration」において開示される。

Y 測定期間中に発生する重要な1回限りの項目を反映するための業績目標値の調整。当該調整の完全かつ明確な開示が、商業上の秘密保持を前提として、関連する年度の「Annual report on remuneration」の中で開示される。

目的および戦略との連動	運用	機会の上限	業績指標
長期インセンティブ（以下「LTI」という。） 持続可能な長期の業績および株主の利益との長期的な一致をもたらすインセンティブとすること。	報酬は裁量的に付与され、報酬が付与される事業年度の開始からその後3年間の将来に向かう業績期間を前提として、2011年度HSBC株式制度に基づき株式によって付与される。 業績期間の終了時に、報酬のうち権利が確定する割合を評価するために業績の結果が用いられる。これらの報酬の権利は、5回の均等分割方式によって確定し、最初の権利確定は、付与の3年目の応当日またはその前後に、最後の分割分は付与日の7年目の応当日またはその前後に発生する。この点は、PRAの要件に基づいている。 規制機関によりその旨が要求される場合には、それぞれの権利確定の後、6ヶ月の最低保有期間が株式（所得税および社会保障を賄うために売却される株式を除いた部分）に適用される。 報酬は裁量的に付与され、権利確定期間中は減額条項、および付与日から7年から10年間はクローバック条項が適用対象となる。	LTI報酬の機会の上限は、基本給の320%である。 委員会は、達成の水準を判定するために定めた目標と対比して業績を評価し、判断する。 全体の支払の水準は上限の0%から100%の範囲までとなり得る。 報酬の機会上限の25%の権利が閾値となる業績の段階で確定し、業績目標値に関連して50%まで権利が確定する。最大の業績については報酬の100%の権利が確定する。 委員会は、決定された支払が当該業績期間中の当社の全体的な位置および業績を適切に反映していないと考える場合には、業績指標の結果に基づいて、LTIの支払を（適切な場合はゼロまで）減少させることができる。	委員会は、LTIの付与の価額の評価を行う際に、過去の業績を考慮に入れる。 将来に向かう業績は、財務的結果（ウェイト60%）および非財務的結果（リスクおよび戦略に関連する指標を含む。）（ウェイト40%）の長期スコアカードに照らして測定される。 相対的トータル株主リターン（以下「TSR」という。）は、財務的指標全体の3分の1のウェイトを占める。3分の1は、自己資本利益率の目標値の達成に基づき、3分の1は費用対効果の目標値の実現に基づく。 業績目標値は、それぞれの3年間のサイクルに関して毎年委員会により設定される。委員会は、次の各項目に関する裁量権を有する。 Y 財務的および非財務的な指標の全体的ウェイトの変更 Y 各分野の中でのそれぞれの指標およびそのウェイトの変更。具体的業績指標は、関連する年度の「Annual report on remuneration」において開示される。

権利確定後に繰り延べられる株式については、付与日から権利確定日までの間に支払われたまたは支払われる配当に等しい配当等価物が支払われる。この部分は、通常は追加的なすなわち株式配当の形式で支払われる。規制要件の下で許容されない場合には、過去の配当利回りに基づいて割り引いた株価をもとに付与される株式数を決定する場合がある。

委員会は、2011年度HSBC株式制度の規則に従って報酬を調整しおよび変更することができ。

測定期間中に発生する重要な1回限りの項目を反映するための業績目標値の調整。当該調整の完全かつ明確な開示が、商業上の秘密保持を前提として「Annual report on remuneration」の中で開示される。

目的および戦略との連動

運用

機会の上限

その他

これらの要素には業績指標は適用されない。

給付

現地市場の慣行に従って給付を提供すること。

給付については現地市場の慣行が考慮され、医療保険、所得補償保険、健康診断、生命保険、クラブ会員権、税務申告の支援、自動車給付（給付に基づいて発生する税を含む。）、および出張支援の提供が含まれるが、これらに限定されない。

スチュワート・ガリバーには香港での宿泊および自動車給付も提供されている。HSBCは、この給付に基づき発生する税を支払う。

上層部が転勤を命じられまたは業務上の必要性に基づいてその時間の相当な部分を複数の法域で費やす場合には、追加的給付も提供することができる。こうした給付には、航空運賃、宿泊費、輸送費、保管費用、公共サービス、ならびに、当該給付に関連して発生することがある税および社会保障負担が含まれ得るが、これらに制限されない。

提供される給付の性質に基づいて決定される。給付額は、当該年度に係る単一報酬の表の中で開示される。

持株ガイドライン

当グループ株主の利益との適切な一致を確保すること。

業務執行取締役およびその他の上級業務執行役員には、持株ガイドラインが適用される。

該当なし

持株ガイドラインは、基本給に対する割合として次のとおりとなっている。

- グループ会長：100%
- グループ・チーフ・エグゼクティブ：400%
- グループ・ファイナンス・ディレクター：300%
- グループ・チーフ・リスク・オフィサー：300%

推奨される水準の持株を達成するために、2014年度または（これより後の場合は）その任命から5年間の猶予が個人に認められる。権利未確定の株式報酬は持株ガイドラインに算入されない。

委員会は、持株ガイドラインの遵守のレビューを行う。委員会は、不遵守の場合における減額条項に関して全面的裁量権を有し、将来の報酬の削減および／または株式に繰り込まれる年次変動給与の割合の引上げが含まれ得る。

HSBCはヘッジ禁止方針を運用しており、業務執行取締役は、そのHSBC株式の所有に関連する個人的なヘッジ戦略を締結しなかったことを毎年証明することを要求される。

全従業員向け株式制度

全ての従業員による持株を促進すること。

業務執行取締役は、他の全ての従業員と同一の条件で、HSBCシェアセイブなどの全従業員向け株式制度に参加することもできる。

業務執行取締役は、シェアセイブの下で、HSBC株式のオプション付与に向けて3年間から5年間にわたる月次の貯蓄を行うことができる。オプション価格は貯蓄期間開始時点の株価を割り引いた水準（現在は20%まで）とすることができる。

オプション数は英国歳入関税局が定めた毎月の最大貯蓄額（現在は500ポンド）により決定される。

目的および戦略との連動

運用

機会の上限

業績指標

引き続き適用される従来の方針の規定：

2011～2015年度グループ業績株式制度（以下「GPSP」という。）、繰延現金報酬および繰延株式報酬

過年度（2016年度を含む。）に付与された未処理の繰延現金報酬および繰延株式報酬の権利確定。これには、2011年度HSBC株式制度およびHSBC株式制度に基づき付与された繰延株式およびGPSP報酬が含まれ、これらの部分は権利確定まで引き続き報酬方針の一部を成す。

報酬の権利確定は、通常は付与日から5年以下の期間にわたって発生する。権利確定後、授与の時点で定められた適用保有期間が株式（所得税および社会保障を賄うために売却される株式を除いた部分）に課される。

権利が確定した株式については配当等価物が支払われる。権利が確定した繰延現金報酬については想定リターンが支払われる。

報酬の水準は、当該過年度における当該業績指標の結果に基づいて既に決定済みである。

これらの報奨の権利確定にはサービス条件が適用される。

2012業績年度に関しては、2013年3月に付与された年次インセンティブ報酬のうち繰延株式の部分の権利確定は、米国司法省との間の起訴猶予合意（以下「米国DPA」という。）の満足できる終結を条件とする。その他の報奨に適用されるその他の業績条件はない。

米国DPAに関する条件は、付与日の5年目の応当日に終了するが、米国DPAがこの日より先まで延長された場合またはそれ以外の事由で継続する場合はこの限りでなく、その場合においては、米国DPAが満了したまたはその他の事由により適用が終了する日に報酬の権利が確定する。

報酬の支払および失職に関する支払の条件に関する合意が次のいずれかの要件に該当する場合については、委員会は、当該支払が上記の方針に一致しないことにかかわらず当該支払を行う権利を留保している。

- () 上記の方針または以前の方針の発効前に行われた場合
- () 株主により承認された以前の方針が施行されており、当該支払が当該方針の条件と一致していた場合
- () 当該個人が当社取締役ではなく、かつ、当該支払が当該個人の当社取締役への就任に関連する対価ではなかった場合

従業員全般に適用される方針の相違

下表は、従業員の中の異なる集合に適用される方針の相違を示している。

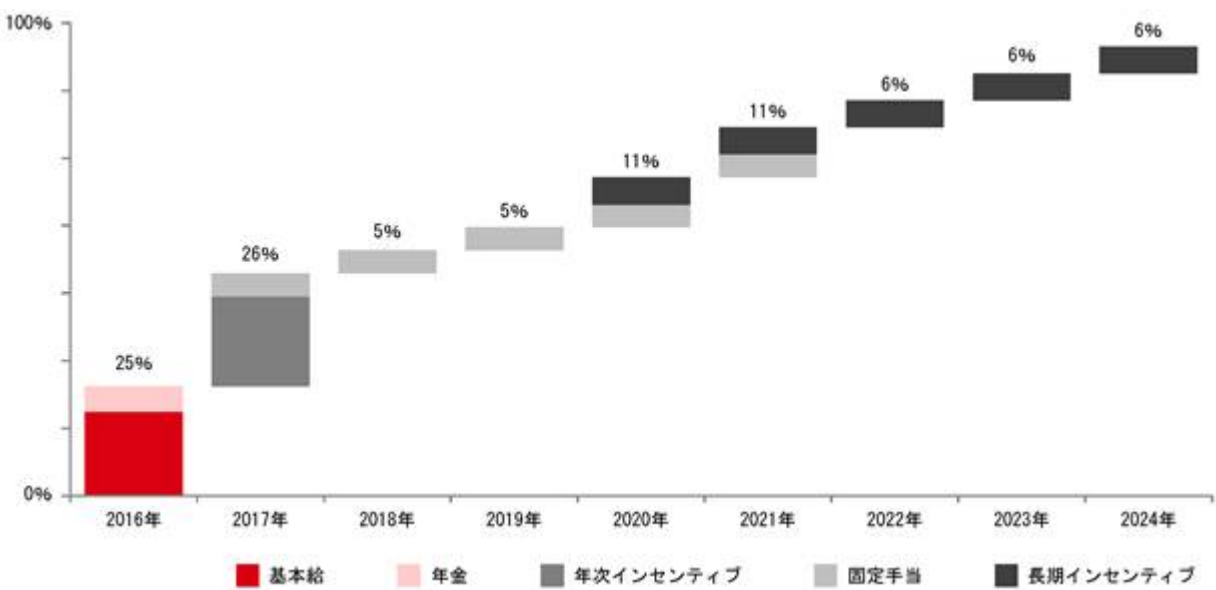
従業員に適用される報酬の要素

	業務執行 取締役	グループ・ マネージング・ ディレクター	その他の 従業員
基本給	27	27	27
固定給手当	27	27	27
年次インセンティブ	27	27	27
GPSP / 長期インセンティブ	27	27	-
給付および年金	27	27	27

報酬総額の引渡しのプロファイル

下図は、新たな報酬方針に基づくグループ・チーフ・エグゼクティブの目標総業績報酬の引渡しのプロファイルの例示である。

目標総報酬の引渡しプロファイルの例示



業績指標および目標値の選択

業績指標は、当グループの財務的目標および戦略を反映するものであることに基づいて選択されている。これらの指標は、主要株主との協議の上で決定された。目標値に関しては、多数の要因が考慮されている（経済環境、市場の状況および見通し、当グループの戦略的アクションおよびリスク選好を含む。）。

以下の表は、方針に基づく指標および目標値をさらに詳細に示す。

年次インセンティブに関する業績指標

財務的指標	グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	個人としての目標
当グループの年次業務計画目標の達成に一致させ、当グループの主な戦略的アクションとも連動させる。	当グループのグローバル基準ならびにリスクおよびコンプライアンスに関する方針の実施を推進する。	当グループの戦略的アクション、リーダーシップおよびピープル・メトリクスに即した主要な非財務的マイルストーン達成に関連して実現した進捗。
指標には以下の項目が含まれ得るが、これらに限定されない。	指標には以下の項目が含まれ得るが、これらに限定されない。	
Y 税引前当期純利益	Y 資金洗浄防止および制裁に関する方針の進捗および定着	
Y 当グループのリスク加重資産の削減	Y 世界全体での強化された顧客デューデリジェンス・プログラムの実施	
Y コスト削減の実現	Y 行動プログラムの実施および定着	
Y 戦略的成長		
閾値および最大限の権利確定の目標値は、様々な要因（各年度の年次業務計画目標を含む。）に基づく。	設定される目標値は、監視人、規制機関との間で合意されたマイルストーンならびに当グループ全体の目標と連動させる。	

長期インセンティブに関する業績指標

財務的指標	グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	戦略
事業戦略と厳密に一致させ、主な長期の財務的目標に基づく。	監視人のガイダンスに従って、および、バランスのとれたスコアカードの一部として非財務的指標を用いるという規制上の要件の一部として用いられる。	当グループの長期の戦略的アクション達成の推進力となる。
指標には以下の項目が含まれ得るが、これらに限定されない。	指標には以下の項目が含まれ得るが、これらに限定されない。	
Y 自己資本利益率	Y 米国DPAのコミットメントの完了	
Y 費用対効果（ジョーズ比率）	Y 主要なリスクの管理	
Y 世界の金融サービスのピアグループと対比した相対的TSR	Y 規制に関連する透明性	
閾値および最大限の権利確定の目標値は、長期の財務的目標に基づく。	設定される目標値は、主な長期的コミットメントの達成およびグローバル基準の展開成功の達成に基づく。	

2016年度の報酬方針の変更

下表は、2016年度の報酬方針の主要な変更の要約である。

報酬の構成要素	方針の変更	変更の根拠
基本給	変更なし	該当なし
固定給手当	5年間にわたる比例配分方式の引渡し。	市場慣行に合わせるとともに繰延要件の長期化を反映するために保有期間を変更。
年金に代わる現金	基本給の50%から30%への上限の引き下げ。	年金に代わる現金がFTSEの大手企業と比較して高いという株主からのフィードバック。
年次インセンティブ	基本給の215%を上限とする。保有期間が適用される株式によって100%提供される。	委員会は、PRAの報酬規則の全体的変動給与構成に一致させるとともに、業務執行取締役の総報酬パッケージの全体としての対象期間を反映させるために、年次インセンティブに保有期間を課すことが適当と考えた。
長期インセンティブ	基本給の320%を上限とする。 付与額を評価する際には、過去の業績が考慮される。 業績目標値は、それぞれの3年間の将来に向かう業績期間について毎年設定される。 業績指標として相対TSRを導入した。 報酬の権利は、3年間の業績期間の終了時点の業績条件の結果を条件として、付与日の3年目から7年目の応当日までの間に均等分割で確定する。 規制要件の遵守のために保有期間が適用される場合がある。	FTSEの慣行に従って将来に向かう業績期間を設けた、より伝統的な長期インセンティブ構造とすることを選択する株主のフィードバック。 PRAの報酬規則に基づいてより長期の繰延期間が要求された。

報酬のシナリオ

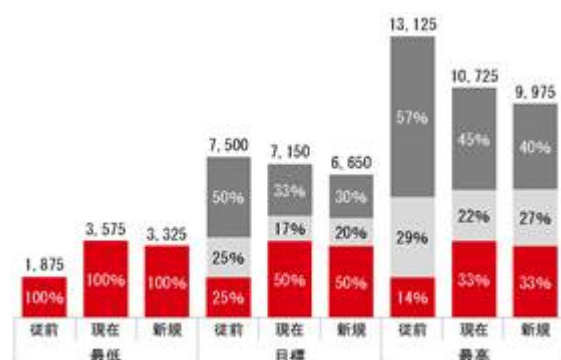
予定される新たな報酬の方針については、業務執行取締役の目標値および最大の業績に関する総報酬の機会が引き下げられた。

下図は、業務執行取締役の異なる業績シナリオに応じて報酬の総額（給付を除く。）および構成要素がどう変化するかを示す。「従前」は、2016年度の株主承認前に施行されていたものをモデル化している。「現在」は、2016年度年次株主総会で承認された方針をモデル化している。「新規」は、株主の承認を条件として2016年度年次株主総会開催日から効力を有することとなる、提案された方針をモデル化している。目標値は変動給与上限の50％に設定されている。

変動給与の付与に関する受給資格を有しないダグラス・フrintの図はない。

スチュワート・ガリバー

金額の単位は千ポンド



イアン・マッケイ

金額の単位は千ポンド



マーク・モーゼス

金額の単位は千ポンド



他社の取締役職

業務執行取締役は、取締役会または指名委員会のその旨の承認を得た場合には、HSBCグループに属さない会社の非執行取締役への任命を受諾することができる。

取締役会または指名委員会は、非執行取締役への任命受諾の申請を検討する際に、中でも特に、提案された職務に関連する業務時間を考慮に入れる。外部の職務に関連する業務時間については、HSBCグループに対する取締役の責任を損なわないことを確保するために、定期的レビューも行われる。上記「(1) 取締役」に記載された取締役の略歴には、CRD の下で規定されている取締役職が含まれる。

業務執行取締役の外部での職務に関連して受領される報酬は、指名委員会または取締役会が別途承認した場合を除いて、通常は当グループに支払われる。

就任手当に関するアプローチ - 業務執行取締役

委員会は、新たな業務執行取締役の求人または任命の際には以下の原則に従う。

- 報酬パッケージは、業務執行取締役に関する承認された方針に一致することを要する。
- 報酬パッケージは適用される現地の規制要件に適合しなければならない。
- 必要な場合には、既存の雇用主からの報酬の没収に関連する報酬（パイアウト報酬）を提供することができる。

下表は、新任業務執行取締役の報酬パッケージに含めることが検討される全ての構成要素、およびそれぞれに関して採用されるアプローチの概要を示す。

内部からの任命の場合には、従来の役割に関連して付与された変動要素をその付与の条件に従って支払うことが許容される。

新任業務執行取締役の報酬パッケージの構成要素

構成要素	報酬のそれぞれの要素に関して採用されるアプローチ
固定給与	個人の役割、経験および責任を反映するための基本給および固定給手当。市場慣行の脈絡の中で設定される。 本項前述の「報酬方針」の表に記載された方針に一致する年金。
給付	提供される給付は状況に依存するが、当グループの方針および「報酬方針」の表に従う（適用される場合にはグローバル異動方針、および現地の規制を含む。）。
年次インセンティブ	新たに入社する者は、本項前述の「報酬方針」の表に記載された年次インセンティブ報酬の考慮を受ける適格を認められる。 保障賞与は、例外的にのみ許容され、勤務1年目に限定しなければならず、当グループの繰延方針および業績要件を前提とする。
長期インセンティブ	本項前述の「報酬方針」の表に記載された年間のLTI報酬の考慮を受けることができる。
パイアウト	前雇用主からの辞任に基づき没収された未処理の権利未確定報酬が個人にある場合には、提供することができる。 パイアウトに関する当グループの方針は、代わりとなる報酬の条件および金額の両方が前雇用主からの離職に基づいて没収された報酬より手厚くないものであることを要する旨を明記する、PRAの報酬規則に従っている。 前雇用主の条件と極力近い権利確定および保有期間の下でHSBCの繰延株式として提供され、没収の証拠およびその他の関連書類を条件とする。権利確定までの期間が60日未満である場合には、管理事務の目的で現金または繰延現金を付与することができる。 委員会は、適切な場合には、パイアウト報酬を付与する目的で、上場規則に規定された規定を活用する裁量権を保持している。

役務契約および失職に関する支払に関する方針 - 業務執行取締役

当グループの方針は、12ヶ月の解除通知期間を設けた役務契約に基づいて業務執行取締役を採用することである。

役務契約

取締役名	契約の日付 (ローリング)	解除通知期間 (取締役およびHSBC の両方)
ダグラス・フリント	2011年2月14日	12ヶ月
スチュワート・ガリバー	2011年2月10日	12ヶ月
イアン・マッケイ	2011年2月4日	12ヶ月
マーク・モーゼス	2014年11月27日	12ヶ月

各業務執行取締役の任命条件を規定している書面は、当社の登記上の事務所において閲覧が可能である。委員会は、当グループの最善の利益となるように、解任手当を最小化するよう努力する。取締役が、法定の権利に関連する支払を受ける受給資格を有する場合がある。

下表には、失職に関する支払を行うことができる根拠が記載されている。表に記載したもの以外には、報酬の支払または失職に関する支払を生じさせ得るその他の義務は存在しない。

失職に関する支払

報酬の構成要素	採用されるアプローチ
固定給与および給付	業務執行取締役は、次のいずれかまたは両方の項目に代わる支払を受ける資格を有する場合がある。 ¥ 解除通知。基本給、年金受給資格およびその他の契約上の給付またはそれに代わる金額によって構成される。 ¥ 発生済みだが未消化の休暇の資格。
年次インセンティブおよび長期インセンティブ	委員会が決定する例外的状況においては、業務執行取締役が、業績年度中に勤務した期間および個々の業務執行取締役の貢献に基づいて、年次インセンティブおよび長期インセンティブを付与される資格を有する場合がある。
権利未確定の繰延報酬	業務執行取締役が自主的に退職する場合において、善意の離職者ではないとみなされるときは、権利未確定の全ての報酬が没収される。委員会は、その裁量によって業務執行取締役を善意の離職者とみなすことができ、その場合には以下の規定が適用される。 ¥ 権利未確定の報酬の権利は、当初の業績条件、株式制度の規則、減額条項およびクローバック条項を前提として、適用される権利確定日に確定する。 ¥ 権利確定済みの株式は、保有期間を前提として、雇用の終了時点で業務執行取締役に引き渡される。 死亡の場合には、権利未確定の報酬の権利は確定し、可能な限り速やかに業務執行取締役の遺産に引き渡される。 未処理の権利未確定報酬については、個人が善意の離職者とみなされるには、業務執行取締役が、HSBCから退職する日の時点で、競合する金融サービス企業に雇用される現在または将来の意思を有しないものと委員会が認める必要がある。委員会は、競合企業のリストおよびこの制限が適用される期間を決定する。委員会が権利確定前に相反する証拠を認識したときは、報酬は失効する。

業務執行取締役がGPSPの目的上の善意の離職者とみなされない場合には、権利確定済みの株式は、保有期間を前提として、雇用終了の1年目、2年目および3年目の応当日に3回の均等なトランシェに分けて業務執行取締役に引き渡される。

帰還

委員会は、業務執行取締役がその雇用の一環として転居していた場合には帰還費用を支払う裁量権を保持している。これには、航空運賃、宿泊費、輸送、保管、公共サービス料金、ならびに、当該給付に関連して発生することがある税および社会保障負担が含まれ得るが、これらに制限されない。

離職後の給付

クローバック条項の期間、すなわちHSBC株式制度の善意の離職者規定に基づいて離職する者の離職日から最大7年間にわたり、競業禁止規定を前提として方針の条件に従い適用される。給付には、クローバック条項の期間中の医療保険、税務申告書の作成支援および弁護士費用が含まれ得る。

委員会は、業務執行取締役への医療保険の離職後給付を、その離職日から最大7年間まで延長する裁量権も有する。

法的請求

委員会は、当グループに対する全ての請求を放棄する適切な合意の条件に従って当該支払が行われることを条件として、法的請求に対する軽減のための支払（専門職の報酬および再就職の手数料を含む。）を行う裁量権を保持している。

支配権の変更

支配権の変更が生じた場合には、未処理の報酬はそれぞれの制度の規則に定められた規定に従って扱われる。

報酬方針 - 非執行取締役

目的および戦略との連動	運用	機会の上限
報酬 支払われる報酬の水準には、HSBCホールディングスの非執行取締役の業務時間および責任が反映される。	非執行取締役に関する方針は、以下の項目を支払うことである。	取締役会は、報酬のそれぞれの構成要素の金額が、個々におよび全体として、市場での競争力を有し続けており、かつ、非執行取締役の役割、責任および／または業務時間の変化に照らして適切かどうかを評価するため、ならびに、適切な力量の個人を定着させておきまたは任命するのが可能であることを確保するために、当該要素の見直しを定期的に行う。
	・ 基本報酬	
	・ 委員長、委員会委員などの取締役会の追加的職務、または、設けられている場合における上級独立取締役もしくは副会長としての行為に関する追加的報酬。	
	報酬は現金で支払われる。取締役会は、適切な場合には現金ではなく株式で支払う裁量権を保持している。	
	非執行会長は、取締役会の全ての責任について、その経験および役割に関して予想される業務時間に基づく固定年間報酬、ならびに委員会がその絶対的裁量により決定することができるその他の給付の支払を受ける。	
	新たに任命される非執行取締役には、必要に応じて初年度の期間按分により本方針に従った支払が行われる。非執行取締役には就任手当は提供されない。	本方針の期間中は、例外的状況を除いて、現在の水準の20%を超える報酬の引上げは行わない。

取締役会（非執行取締役を除く。）は、報酬の変更を承認する裁量権を有する。取締役会は、本報酬方針に定められた原則、パラメータおよびその他の要件を前提として、非執行取締役の報酬に新たな構成要素を導入することもできる。

特定の非執行取締役が、HSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社取締役としての勤務に関する報酬を受領する権利を有する場合がある。この追加的報酬は、グループ報酬委員会が定めた枠組み内で当該子会社によって決定される。

経費 それぞれの役割を果たす際に発生した経費の補償および当該補償に基づく関連税金費用の補償を受ける。

持株ガイドライン 非執行取締役は、当グループ株主の利益との適切な一致を確保するために、個々にまたはその関係者と合計して、2014年度または（これより後の場合は）それぞれの任命から5年以内に15,000株の持株ガイドラインを充足することを期待される。

委員会は、このガイドラインの遵守のレビューを毎年行う。委員会は、不遵守の場合における帰結を決定する完全な裁量権を有する。

役務契約および失職に関する支払に関する方針 - 非執行取締役

非執行取締役は3年以下の固定任期で任命され、年次株主総会において株主により再任されることを条件として任期を更新することができる。非執行取締役は役務契約を締結しないが、HSBCホールディングス・ピーエルシーを代理して発行される任命レターの拘束力に服す。非執行取締役の任命レターには、上記以外の報酬の支払または失職に関する支払を生じさせ得るその他の義務は定められていない。

非執行取締役の現在の任期は以下のとおり満了する。

ÿ キャサリン・ケイシー、ローラ・チャ、ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデール、サム・レイドローおよびジョナサン・サイモンズは2017年度。

ÿ フィリップ・アミン、ジョアキム・ファーバー、ジョン・リプスキー、レイチェル・ロマックスおよびハイディ・ミラーは2018年度。

ÿ アンリ・ド・カストリー、アイリーン・リー、ポリーン・ファン・デル・ミーア・モールおよびポール・ウォルシュは2019年度。

ÿ デービッド・ナッシュは2020年度。

報酬に関する年次報告

報酬委員会

役割

委員会は、取締役会により委任された権限の範囲内で、当グループの報酬方針を承認する責任を負う。委員会は、業務執行取締役、上級従業員、および、その活動がリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす可能性がある従業員の報酬も決定する。業務執行取締役は、自身の報酬の決定に関与しない。

委員

2015年度中のグループ報酬委員会委員は、サー・サイモン・ロバートソン（2016年4月に退任）、サム・レイドロ（2015年4月24日に同委員会委員長に任命）、およびジョン・リプスキーであった。ポリーン・ファン・デル・ミア・モールおよびポール・ウォルシュが2016年1月1日にグループ報酬委員会に加入した。

活動

委員会は2015年度中に11回の会議を行った。2015年度中の委員会の主要な活動の要約は以下のとおりである。

[次へ](#)

委員会の主要な活動の詳細

月	活動
1月	2014年業績年度の給与のレビューに関する事項
	取締役の報酬報告
	株式制度 - HSBC英国インセンティブ制度
	ガバナンスに関する事項
2月	2014年業績年度の給与のレビューに関する事項
	2015年度GPSPおよびグループ・チーフ・エグゼクティブの年次スコアカード
	注目すべき出来事に関する最新の情報
	下方修正方針
	2014年度の実績報告の報酬報告および戦略報告
	規制上の提出物および開示
	ガバナンスに関する事項
3月	報酬関連事項に関する2015年度監視人報告
	下方修正方針
	最終的な規制上の提出物および開示
	EBA報酬ガイドライン草案の精査
	2014年業績年度の給与のレビューに関する事項
	国 / 事業部門の方針および慣行
	ガバナンスに関する事項
4月	業績管理および報酬調査
	EBAガイドラインおよび事後的リスク調整に関するFCAガイダンスについての規制関連最新情報
	グループ株式制度
	国 / 事業部門の方針および慣行
	ガバナンスに関する事項
5月	報酬方針の見直し
	2015年度の重要なリスクテイクの精査
	注目すべき出来事に関する最新の情報
	規制関連最新情報
	国 / 事業部門の方針および慣行
	ガバナンス報告
7月	国 / 事業部門の方針および慣行
	規制関連最新情報
	注目すべき出来事に関する最新の情報
	報酬方針の設計に関する審議

	Y	ガバナンスに関する事項
9月	Y	規制関連最新情報および提出物
	Y	注目すべき出来事に関する最新の情報
	Y	報酬方針の設計に関する審議
	Y	2015業績年度の給与のレビューに関する事項
	Y	グループ株式制度
	Y	ガバナンスに関する事項
10月	Y	銀行の行動および文化に関するG30調査
	Y	報酬方針の設計に関する審議
	Y	国 / 事業部門の方針および慣行
	Y	ガバナンスに関する事項
11月	Y	2015業績年度の給与のレビューに関する事項
	Y	2015年度の規制上の提出物
	Y	注目すべき出来事に関する最新の情報
	Y	報酬方針の設計に関する審議
	Y	新報酬方針に関する株主との協議
	Y	ガバナンスに関する事項
12月	Y	2015業績年度の給与のレビューに関する事項
	Y	2015年度の規制上の提出物
	Y	ガバナンスに関する事項
	Y	国 / 事業部門の方針および慣行
	Y	グループ株式制度

顧問

委員会は、2015年度中に具体的テーマに関する様々な顧問からのインプットおよび助言を受けた。2015年度、新報酬方針に関して臨時に委員会を補佐する客観的な独立した顧問として、デロイトが任命された。

デロイト・エルエルピーは、報酬方針の設計の検討に関連するベンチマーキングデータおよび独立の助言を委員会に提供した。デロイトは、当グループに税務コンプライアンスおよびその他のアドバイザリーサービスも提供した。デロイトからの助言が客観的であることを確保するために、委員会は、当該助言が報酬方針に関連する事項についての内部での精査および分析から独立かつ別個のものとなることを要求した。

委員会に提供された報酬関連の助言に関して2015年度中にデロイトに支払われた報酬は、合計116,200ポンドであった。この報酬は、所要時間数見積り方式で合意された固定報酬に基づく。

当年度中に、グループ・チーフ・エグゼクティブが委員会に対する定期的ブリーフィングを行った。加えて、委員会は、HSBCの従業員としての以下の従業員の業務執行上の役割の一部として、当該従業員からの助言を受けた。

Y グループ人事および企業持続可能性部門の前ヘッドであったアン・アルメイダ（最後に出席した会議は2015年2月）

- Y グループ人事部門ヘッドであるピーエル・ゴード
- Y グループ業績および報酬部門ヘッドであるアレクサンダー・ロウェン
- Y グループ最高リスク責任者であるマーク・モーゼス
- Y 金融犯罪対策コンプライアンス部門グローバル・ヘッド兼グループ資金洗浄報告担当役員であるロバート・ワーナー
- Y リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント部門チーフ・エグゼクティブであるジョン・フリント

委員会は、グループ・リスク委員会、金融システム脆弱性委員会、ならびに企業行為および企業価値委員会からも、報酬との関連性があるリスクおよびコンプライアンス関係事項に関するフィードバックおよびインプットを受けた。これには、委員会が下方修正方針に基づいて行われるべき調整について決定することを目的とした、AMLおよび制裁遵守プログラムの実施および進捗における実施状況および年次進捗評価についての金融システム脆弱性委員会からのインプットが含まれていた。

グループ変動給与プール

変動給与プールの決定

委員会は、当グループの変動給与プールへの資金拠出の決定に当たって多数の要因を考慮する。年次インセンティブおよびGPSPの両方の資金が単一の年次変動給与プールからもたらされ、個々の報酬はそれをもとに考慮される。

変動給与プールの決定

- 業績およびリスク選好ステートメント**
- Y 変動給与プールに関しては、当グループのリスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）の文脈内で考慮される当グループの業績が考慮に入れられ、同ステートメントには、自己資本利益率、想定リスク加重資産利益率、普通株式等Tier 1 資本比率およびレバレッジ・レシオ等の多数の利益／資本関連指標が含まれている。これによって、変動給与プールが経済的であるのと同時に、リスクの考慮および当グループ全体の注目すべき出来事によって形作られることが確保される。
 - Y 加えて、金融犯罪対策コンプライアンスおよび規制コンプライアンスに関連するリスクについての現在の規制上の焦点を反映するために、これらの両分野に関する個別RASも策定された。
 - Y グループ・チーフ・リスク・オフィサーは、リスク選好ステートメントに照らした当グループの業績に関する最新情報を定期的に委員会に提供するとともに、様々な事業分野に関連する注目すべき出来事の要約も報告する。
 - Y 委員会は、年次変動給与プールを決定する際に、リターン、リスクおよび報酬が調整されていることを確保するために、グループ・チーフ・リスク・オフィサーにより提供されるグループ・リスク委員会からのフィードバックと併せてこれらの最新情報を用いる。
- 反循環的な資金拠出手法**
- Y 当グループは、下限および上限の両方によって区分され、業績が高まるにつれて循環的リスクを回避するように支払率が引き下げられるという、反循環的な資金拠出手法を用いている。
 - Y 下限は、困難な時期であったとしても競争力を有する位置を保つのが重要であることを認識して設定される。

Y 上限は、より高水準の業績の下では変動給与プールの増加を継続する必要がないので報酬を限定することが可能であることを認識して設定され、それによって、財務的業績を推進しようとする不適切な行動のリスクが限定される。

利益の分配

Y 加えて、当グループの資金抛出手法では、資本、配当および変動給与の間での税引後利益の分配が適当であると認められることを確保するために、これら３つの要素の間の関係が考慮される（2015年度および2014年度については後述）。

Y 税引後利益の過半が、中でも特に堅調な業績がもたらされている時期に、資本および株主に配分されることが根本的に重要だとみなされている。

商業的要素および負担可能性

Y 最後に、当グループは、市場での競争力を保つ商業的必要性および全体的な負担可能性も考慮する。当グループの年次変動給与プールへの資金抛出は、当グループの収益性、資本健全性、株主リターン、ならびに全体的な報酬および給付費用の脈絡の中で決定される。このアプローチによって、個々のグローバル事業部門、グローバル機能部門、地理的地域および職員の水準における業績関連報酬が総体として考慮されることが確保される。

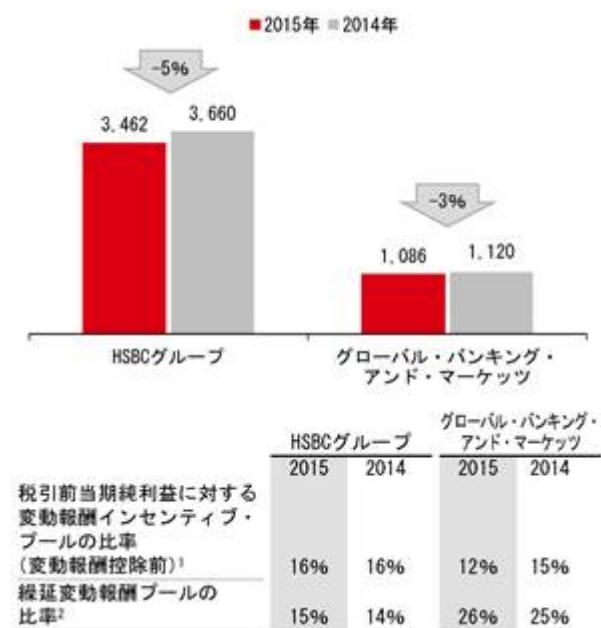
Y 変動給与プールの決定においては、市場での競争力も考慮される。それによって、当グループのグローバルピアとの総報酬の比較の際に特定された市場との間のギャップに当グループが対処することが可能となる。この考慮は、英国に本社を有しており、他の全ての市場より厳格な報酬慣行を適用しなければならないことに起因する課題も認識している。当グループは、従業員が規制要件（変動給与の上限、より高水準かつ長期間の繰延、減額条項およびクロバック条項を含む。）に基づいてその給与に適用する割引の影響を当グループの競合他社が受けないアジア、中東および米国において、人材を引き付け、定着させるために、市場での競争力がある位置を保つことを必要としている。

2015年度の変動給与プール

当年度の変動給与プールは、当グループの報告税引前当期純利益から、信用スプレッドに帰し得る自社の負債の公正価値の変動、処分による差損益およびデリバティブの負債評価調整を除外する調整を加えた金額を参照して決定された。報告税引前当期純利益には、罰金、制裁金およびその他の是正項目の費用が含まれている。

委員会は、前掲の表の全ての要素を考慮に入れた上で、次の結論を下した。

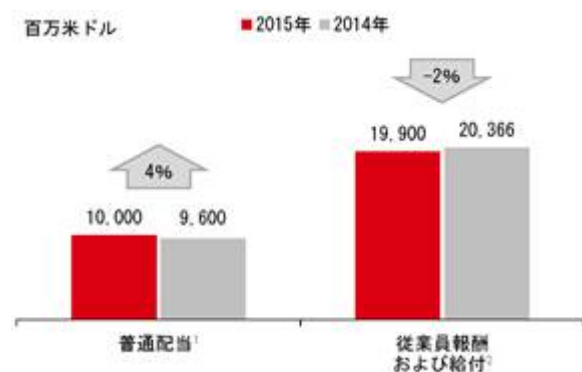
変動給与プールの結果（百万米ドル）



- 1 2015年度の変動給与と控除前のグループ税引前当期純利益の上記の計算
 2 2015年度の重要なリスクテイク母集団に関して繰り延べられた変動給与の割合は51%である。

給与への支出の相対的重要性

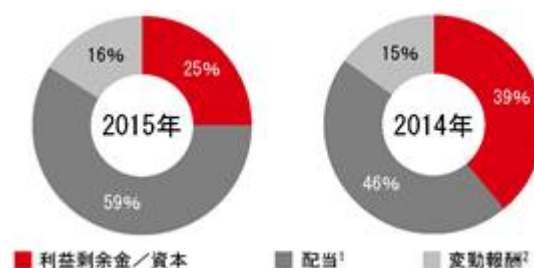
下図は、配当として支払われた額と対比した職員の給与総額の内訳を示す。



- 1 当該年度に係る普通株式1株配当。2015年度のこの金額には、2015年度中に支払われた第1回、第2回および第3回の中間配当5.9十億米ドル（株式配当込み）ならびに第4回中間配当4.1十億米ドルが含まれる。
 2 2015年度および2014年度の従業員報酬および給付には、固定給与、給付および変動給与が含まれる。

税引後利益の配分の見積り

見積りベースの2015年度の帰属可能税引後利益（自社負債の公正価値の変動を除外した、給与分配前の金額）は、下図に示す割合で配分された。2015年度の純収入に対する報酬給付全体の費用の割合は33%であった。



- 1 その他の持分商品の所有者への配当が含まれており、2015年第4四半期中の株式配当受取率が20%になるとの仮定に基づく正味株式配当は除かれている。2015年度に宣言された普通株式1株当たり配当は0.51米ドル、2014年度比2%増となった。2014年度年次報告書に示された同年度の税引後利益配分の数値は、株式配当受取率20%という仮定に基づいていた。2014年度の上掲数値は、実際の株式配当受取率であった52%に基づいて計算された。
- 2 税およびHSBC株式の付与によって提供される部分を除く変動給与プール総額。

単一報酬

業務執行取締役

(監査済)

	ダグラス・フリント		スチュワート・ガリバー		イアン・マッケイ		マーク・モーゼス	
	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)
固定給								
基本給	1,500	1,500	1,250	1,250	700	700	700	700
固定給手当	-	-	1,700	1,700	950	950	950	950
年金	750	750	625	625	350	350	350	350
	2,250	2,250	3,575	3,575	2,000	2,000	2,000	2,000
変額給付								
年次インセンティブ	-	-	1,072	1,290	1,068	867	827	1,033
GPSP	-	-	1,969	2,112	1,101	1,131	1,101	1,131
	-	-	3,041	3,402	2,169	1,998	1,928	2,164
固定給・変額給付合計	2,250	2,250	6,616	6,977	4,169	3,998	3,928	4,164
給付	151	136	662	589	54	43	6	6
非課税給付	95	105	53	53	28	28	29	33
繰延現金に対する想定リターン	-	41	9	-	5	11	5	36
合計単一報酬	2,496	2,532	7,340	7,619	4,256	4,080	3,968	4,239

単一報酬の注記

(監査済)

基本給

Y 年度中に業務執行取締役に支払われた給与。業務執行取締役に対して支払われた報酬はなかった。

固定給手当

Y 直ちに権利確定した株式により年度中に業務執行取締役に付与された固定給手当。

Y 株式には保有期間が適用される。事業年度末直後の3月に20%が引き渡される。最初の引渡日から5年後に80%が引き渡される。

Y 保有期間中に保有されている権利確定した株式には配当が支払われる。

年金

Y 個人的な年金の取決めに代わる年次基本給の50%の手当によって構成される金額。

Y 業務執行取締役は、グループ年金制度からその他の給付を受領しなかった。

給付

¥ 全ての課税給付（税金支払前の総額）。給付には、医療保険、宿泊および自動車、クラブ会員権、宿泊および自動車給付に対する税金グロスアップ、ならびに自動車手当が含まれる。

¥ 非課税給付は、生命保険およびその他の保険の提供を含む。

上記の表における重要な給付は下記のとおりである。

	ダグラス・フrint		スチュアート・ガリバー		イアン・マッケイ		マーク・モーゼス	
	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)
自動車給付（英国および香港）	69	70	87	88	-（注1）	-（注1）	-（注1）	-
香港銀行所有宿泊施設（注2）	-	-	281	246	-	-	-	-
自動車給付および香港銀行所有宿泊施設に対する税金費用	57	58	275	239	-（注1）	-（注1）	-（注1）	-
保険給付（非課税）	80	80	-（注1）	-（注1）	-（注1）	-（注1）	-（注1）	-

1 イアン・マッケイおよびマーク・モーゼスの自動車給付および当該給付に対する課税は、重要でないため上記の表に含まれていない。スチュアート・ガリバー、イアン・マッケイおよびマーク・モーゼスの保険給付は、重要でないため上記の表に含まれていない。

2 銀行が香港で所有している不動産の現在の市場賃貸価格（外部の賃貸サービス事業者によって推定されたもの。）に加え、公共サービス料金、不動産税および課税対象の家具の価値に基づいており、また、不動産の商業目的の使用を考慮してある。宿泊の課税価格は、これらの金額の合計の70%とみなされている。

年次インセンティブ

¥ 関連事業年度に係る業績指標の達成の結果付与される年次インセンティブ（繰延額を含む。）。報酬の60%が繰延べられる。報酬の繰延べおよび非繰延要素の両方の50%が現金で支払われ、残りの50%が株式（権利確定について6ヶ月間の保有期間に服する。）で支払われる。

¥ 2015年報酬の繰延べ要素は3年にわたって付与される（勤続条項および減額条項に服する。）：付与された日から1回目および2回目の応当日またはその前後に33%が権利確定し、34%が3回目の応当日またはその前後に権利確定する。2015年度報酬に関する業績指標および、業績条件に関する結果については、後述の「業務執行取締役の年次業績の判定」を参照のこと。2014年度報酬の結果については2014年度年次報告書の中の「the Directors' Remuneration Report」を参照のこと。

¥ 繰延株式報酬には、配当等価物を受領する権利が含まれる。配当等価物は追加株式の形で提供され、権利確定する当初の繰延報酬と同一の時点、方法および割合で提供される。これら配当等価物の推定価値は、繰延株式報酬の価値に含まれる。

年次インセンティブの図



GPSP

- Y 長期的に持続可能な業績の達成の結果付与されるGPSP。表示される数値は、2015年度および2014年度にそれぞれ付与された報酬の額面価格を表す。
- Y 報酬の水準は、長期業績スコアカードに規定される持続的業績評価基準に照らして業績を検討することによって決定される。付与後の業績条件はない。
- Y 報酬は、委員会が報酬の全てまたは一部を取り消すことができる、5年間の一括型の権利確定期間に服する。株式（税引後）は、権利確定後、参加者の雇用期間中保有されていなければならない。
- Y 2015年度報酬の業績条件に関する結果については、後述の「GPSPに基づく報酬」を参照のこと。2014年度報酬の結果については2014年度年次報告書の中の「the Directors' Remuneration Report」を参照のこと。
- Y 2014年度報酬に関しては、委員会は、業務執行取締役のGPSP報酬を削減する裁量権を行使し、スチュワート・ガリバーについて500,000ポンド、ならびにイアン・マッケイおよびマーク・モーゼスのそれぞれについて330,000ポンド減とした。
- Y GPSP報酬には、付与日から権利確定日までの期間に係る配当等価物を受領する権利が含まれる。GPSP報酬に係る配当等価物は、GPSP報酬が権利確定した際に付与される。2015年度中に権利確定した過去のGPSP報酬はなかった。当該配当等価物の推定価値は、GPSP報酬の額に含まれている。

GPSPの図



繰延現金に係る想定リターン

Y 年次インセンティブの繰延現金報酬には、付与日から権利確定日の期間中の、毎年決定されるHSBC株式の配当利回りを参照することによって決定される想定リターンを受領する権利が含まれる。

Y 想定リターンの支払は、各権利確定日に権利確定する繰延報酬と同じ割合で毎年支払われる。支払額は、支払が行われた年度に、支払ベースで開示される。

業務執行取締役の年次業績の判定 (監査済)

業務執行取締役に付与される報酬には、それぞれが、年度の初めに取締役会により合意され、その業績スコアカードで設定された個人および企業としての目的（リスク選好および戦略的優先順位を反映するように設定されている。）を達成した程度に関する、委員会の評価が反映された。加えて、委員会は、下方修正方針に従って、金融システム脆弱性委員会との協議を行い、AMLおよび制裁遵守の改善に関する進捗ならびに米国DPAおよびその他の関連命令に基づく当グループの義務の履行における進捗についての同委員会からのフィードバックを考慮に入れた。さらに、委員会は、スコアカードの結果の決定に当たって独立監視人の報告も考慮に入れた。

それぞれの業務執行取締役は、上記の業績スコアカードに基づいて年次インセンティブを付与されるには、「オープンで、首尾一貫しており、かつ、信頼できる」こと、および、「勇氣ある誠実さ」をもって行為するというHSBCの価値観に関連して評価される所要の行動格付を達成しなければならない。2015年度には、業務執行取締役全員が所要の行動格付を達成した。

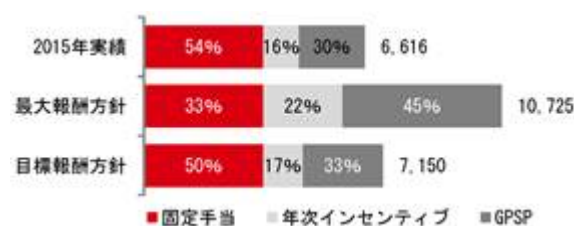
それぞれの業務執行取締役に授与された年次インセンティブの額

	スチュワート・ガ リバー	イアン・マッケイ	マーク・モーゼス
固定給与			
金額（千ポンド）	3,575	2,000	2,000
年次インセンティブ			
固定給与に対する倍率の上限	0.67	0.67	0.67
業績の結果	45.0%	80.1%	62.0%
授与された倍率	0.30	0.53	0.41
金額（千ポンド）	1,072	1,068	827

スチュワート・ガリバー

スチュワート・ガリバーは、当年度中、その年次スコアカードに対する45%の業績の結果を達成した。

下図は、スチュワート・ガリバーの2015年度の変動給与の実際の結果と比較した現行方針に基づくその報酬の額および構成要素を示している。



年次評価

	ウェイト	目標値	業績	評価	結果
	%	%	%	%	%
指標					
税引前当期純利益 ¹	15	21.2十億米ドル	21.1十億米ドル	50	7.5
自己資本利益率	15	7.3	7.2%	-	-
ジョーズ比率 ²	15	-	(3.7%)	-	-
配当成長 ³	15	0.50	0.51	75	11.2
財務的指標	60				18.7
戦略の実施	15	判定 - コメントを参照		75	11.3
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	25	判定 - コメントを参照		60	15.0
非財務的指標	40				26.3
修正に関するテスト					
HSBCの価値観の推進	ト				達成
合計	100				45.0

1 当グループの変動給与プールに関して定義された税引前当期純利益。

2 収益増加から営業費用を控除した調整後ベースの値。

3 当該年度に係る普通株式1株当たり配当（米ドル）を前年比で測定される。当グループ全体としての収益性の成長に合致し、規制上の自己資本の継続的充足が可能であることを基礎として予測される。

財務的指標	税引前当期純利益	Y	目標値は完全には達成されなかったが、税引前当期純利益は基準をわずかに下回る水準に達した。困難な市場状況の中での底堅い業績であったことを認め、50%の評価が付与された。
	自己資本利益率	Y	2015年度の自己資本利益率は、収益増加率が低かったことと重要な項目の影響を受けて7.2%となり、2014年度を190ベース・ポイント下回った。委員会は、中期的収益率を改善する努力を認める一方で、この機会の下での報酬は付与しないことを決定した。
	ジョーズ比率	Y	当グループは、2015年度については正の調整後ジョーズ比率を目標値とした。当グループの収益およびコストベースのプロファイルに基づき、スコアカードのこの要素に基づく報酬を行わないことが適切だと判断された。
	配当成長	Y	当グループは、全体としての収益性の成長および規制上の自己資本の継続的充足が可能であることを基礎としつつ、漸増的な配当を株主に支払うことを公約している。配当成長の見通しは、当グループ全体としての長期的収益性と、より低い効率で配備されている資本の開放を一段と実現することとに依存している。
		Y	当グループは、2015年度に普通株式1株当たり配当を増加させるとともに、資本ポジションも改善することができた。

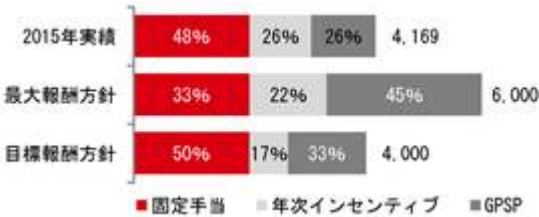
非財務的指標	戦略の実施	
		Y 委員会は、2015年6月の投資家向けアップデートの際に公表された、現在までの戦略的アクション、特に、当グループの規模の調整および簡素化、ならびに、より高いリターンの事業に投資するための資本の再配備の推進の進捗のレビューを行った。 Y 当グループは、当年度中、収益性改善を推進するために、2015年度の目標の前倒しとなり2017年度末までに達成を予定するリスク加重資産削減総額の45%を占める、124十億米ドルのリスク加重資産削減を達成した。 Y さらに、委員会は、当グループのブラジルの事業の売却計画とともに、グローバル・ネットワークの最適化における望ましい進捗を認めた。委員会は、米国における収益性の再構築のために進められている取組みを承認したが、基調的な収益増加が依然として課題となっていることを指摘した。委員会は、コストを管理し、効率性を改善するほか、当グループのフロントオフィス対バックオフィスの比率を顧客対面活動にシフトさせるための複数の計画の実施にも注目した。 Y よりリターンが高い事業への投資のための資本の再配備における前進があった。委員会は、グローバルな接続性からの成長を（中でも特に当グループのトランザクション・バンキング商品の品揃えを通じて）推進するため、および、当グループのユニバーサルバンキング・モデルからの収益のシナジーを実現するための当グループのグローバル・ネットワークの活用における、当グループの進捗を認めた。ピボット・トゥー・アジア戦略が、中国の珠江デルタ、東南アジア諸国連合、ならびに、アジアのアセット・マネジメント・アンド・インシュランス事業部門における成長機会を捉えるために実施されている。 Y 当グループは、人民元の国際化における指導的役割を引き続き果たしており、収益を成長させること、および、外国銀行が中国本土で発行したバンダ債第1号などの複数の市場第1号商品を2015年度に実現することが可能となった。
	グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	Y 委員会は、当グループがグローバル基準の実施において引き続き前進を遂げた旨の報告を受けた（顧客デューデリジェンス、取引の監視および制裁関連のスクリーニングに関係する特定のマイルストーンの完了を含む。）。加えて、グローバル事業部門は、グローバルAMLおよび制裁方針の実施を支えるために、業務上の影響を強めるとともに地理的地域全体にわたる一貫性を改善することに重点を置いている。 Y グローバル基準プログラム保証機能部門は、2015年度中に、プログラムの結果および有効性に関する追加的洞察がもたらされるように強化された。その結果、潜在的リスクとコンプライアンス上の弱点の可視性が高められ、事前の軽減措置が可能となった。 Y 委員会は、当グループが、グローバル基準に加えてその他のコンプライアンスおよび規制関連のプログラムの実施においても前進したことを認めた（グローバル・ストレス・テスト、リンクフェンスおよびグローバル行動（例えば行動管理情報ダッシュボードの開発）を含む。）。さらに、委員会は、顧客への損害賠償、規制上の罰金および規制上の引当金における望ましいトレンドを指摘した。

しかし、委員会はその裁量権を行使し、75%から60%へ評価を引き下げた。この判断は、監視人から受領したフィードバック、リスクおよびコンプライアンスに係る事件に起因する事項、ならびに、AMLおよび制裁に関連する問題の分野での不満足な結果となった内部監査の数および範囲に基づく。

イアン・マッケイ

イアン・マッケイは、その年次スコアカードに対して当年度に80.1%の業績の結果を達成した。

図は、イアン・マッケイの2015年度の変動給与の実際の結果と比較した現行方針に基づくその報酬の額および構成要素を示している。



年次評価

指標	ウェイト %	目標値	業績	評価 %	結果 %
事業および配当両方の成長	15	判定 - コメントを参照		90	13.5
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	50	判定 - コメントを参照		75	37.5
プロセスおよび手順の合理化	25	判定 - コメントを参照		88	21.9
戦略的優先事項	90				72.9
従業員	10	判定 - コメントを参照		72	7.2
修正に関するテスト					
HSBCの価値観の推進					達成
合計	100				80.1

戦略的優先事項	事業および配当両方の成長	10項目の戦略的アクションに照らして進捗を追跡する枠組みの設定におけるグローバル財務機能部門の寄与、ならびに、当グループのリスク加重資産の削減および収益創造プログラムに向けられた計画に関するグローバル事業部門とのグローバル財務機能部門の連携およびグローバル事業部門への支援の継続を評価した。
	グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	規制要件の遵守およびグローバル基準の実施に向けた進捗に注目した。この点は、2015年度PRAストレス・テストの実施成功、改訂された「委任法令」の方式による流動性カバレッジ・レシオの報告、ならびに、グローバル事業部門の顧客との間の財務部門の税務透明性契約によって証明されている。
	プロセスおよび手順の合理化	グローバル財務機能部門が主な合理化およびコスト削減の取組みに関してグローバル事業部門および機能部門に提供した支援、ならびに、グローバル財務機能部門自身の金融変革プログラムに関する進捗を認めた。

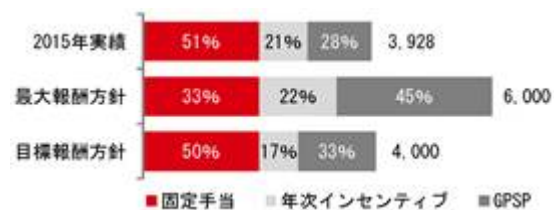
従業員

- Y 改訂されたファイナンス・オペレーティング・モデルの完全な導入ならびにファイナンス事業部門のターゲット母集団への加速された開発プログラムの提供に注目した。
- Y ジェンダー多様性の改善に関するグローバル財務機能部門の持続的取組みも注目された。

マーク・モーゼス

マーク・モーゼスは、その年次スコアカードに対して当年度に62%の業績の結果を達成した。

図は、マーク・モーゼスの2015年度の変動給与の実際の結果と比較した現行方針に基づくその報酬の額および構成要素を示している。



年次評価

指標	ウェイト %	目標値 十億米ドル	業績 十億米ドル	評価 %	結果 %
事業および配当両方の成長	20	判定 - コメントを参照		85	17.0
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	50	判定 - コメントを参照		45	22.5
プロセスおよび手順の合理化	20	判定 - コメントを参照		75	15.0
戦略的優先事項	90				54.5
従業員	10	判定 - コメントを参照		75	7.5
修正に関するテスト					
HSBCの価値観の推進					達成
合計	100				62.0

戦略的優先事項

事業および配当両方の成長

- Y 持続的事業を可能にするためのリスク選好ステートメントの使用および事業成長を支援するための資源の提供（例えば、各グローバル事業部門は、リスク加重資産の管理に関する正式なガバナンス・プロセスを有する。）を認めた。

グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）

- Y グローバル基準のための戦略的優先事項の推進、規制要件の遵守の進捗および組織のリスク縮小に向けた進捗を継続した。活動は、規制コンプライアンス枠組みの実施を確保するペースで継続した。
- Y 当グループは、引き続き、重要な内在的リスクの分野に関する取組みを優先課題とし、目標とするガバナンスおよび対処の取組みを実施する。
- Y しかし、委員会はその裁量権を行使し、75%から45%へ評価を引き下げた。この判断は、監視人から受領したフィードバック、リスクおよびコンプライアンスに係る事件に起因する事項、ならびに、AMLおよび制裁に関連する問題の分野での不満足な結果となった内部監査の数および範囲に基づく。

- プロセスおよび手順の合理化** ¥ これらの目標は、事業業績の管理、主要な改革イニシアティブの実施ならびに方針、手順および体制の再設計により進捗した。
- ¥ 例えば、信用リスク管理は、回収、引当金、ストレス・テスト、承認権限および商品に関する複数の新方針の実施を通じて、大幅に強化された。
- ¥ 重要な構造的な変更の1つは、HSBCのリスク分析における新たな進展の発表、すなわちグローバル・リスク・アナリティクスと呼ばれる集権化されたチームの創設である。
- 従業員** ¥ 給与および業績プランの実施ならびにグローバル・リスク機能部門のための包括的従業員戦略の一環であった学習および能力開発プログラムの実施に注目した。
- ¥ 主要なイニシアティブには、初のアスパイアリングCROプログラムおよび3つの防衛線モデルへのさらなる投資が含まれる。

GPSPに基づく報酬

(監査済)

2015年度に関連する報酬の評価は、2014年度年次報告書で公表された2015年度長期スコアカード（その複製が以下に示される。）に照らして評価された。このカードの目標値は、取締役会が合意したリスク選好および戦略的方向性の範囲内で設定された。

年次インセンティブについては、それぞれの業務執行取締役は、GPSP報酬が付与されるには所要の行動格付を充足しなければならない。2015年度には、業務執行取締役全員が所要の行動格付を達成した。

それぞれの業務執行取締役が付与されたGPSPの額

	スチュワート・ガリ パー	イアン・マッケイ	マーク・モーゼス
固定給与			
金額（千ポンド）	3,575	2,000	2,000
GPS			
固定給与に対する倍率の上限	1.33	1.33	1.33
業績の結果	41.3%	41.3%	41.3%
授与された倍率	0.55	0.55	0.55
金額（千ポンド）	1,969	1,101	1,101

評価 - GPSP

	ウェイト %	長期目標レンジ	2015年度の実 際の業績	評価 %	結果 %
指標					
自己資本利益率	20	>10%	7.2%	-	-
ジョーズ比率 ¹	20	正の調整後値	(3.7%)	-	-
配当成長 ²	20	漸増	漸増	75	15.0
財務的指標	60				15.0
戦略の実施	15			75	11.3
グローバル基準（リスクおよびコンプ ライアンスを含む。）	25			60	15.0
非財務的指標	40				26.3
業績の結果合計	100				41.3

1 収益増加から営業費用を控除した調整後ベースの値。

2 当該年度に係る普通株式1株当たり配当（米ドル）を前年比で測定される。当グループ全体としての収益性の成長に一致させられ、規制上の自己資本の継続的充足が可能であることを基礎として予測される。

財務的指標	自己資本利益率	Y	2015年2月、当グループは、10%超という更新後の自己資本利益率目標値を発表した。2015年度には当グループは宣言した目標値を達成することができず、自己資本利益率は2014年度の7.3%から当年度は7.2%に低下した。
		Y	重要な項目（罰金、制裁金、英国の顧客への損賠賠償および関連する引当金、ならびに英国の銀行賦課金を含む。）が引き続き著しい影響を及ぼし、2015年度の当グループの自己資本利益率を190ベース・ポイント押し下げた。
		Y	委員会は、2015年6月の投資家向けアップデートの際に発表され、自己資本利益率の改善のために実施されている10項目の戦略的アクションの実施に向けて達成された進捗を承認した。しかし、委員会は、この機会に基づく報酬を付与しないことを決定した。
	ジョーズ比率	Y	当グループは、2015年度については正の調整後ジョーズ比率を目標値とした。この目標は達成されなかったため、委員会は、スコアカードのこの要素に基づく報酬を付与すべきでないと判断した。
		Y	収益の増加をもたらす当グループの能力は、コモディティ価格の下落を反映した世界貿易の減速、および、アジアでの株式市場の調整を受けた2015年後半の投資家心理の悪化の影響を受けた。営業費用は、賃金上昇、ならびに戦略的成長分野、規制関連プログラムおよびコンプライアンスへの投資の継続を反映して、予想どおり増加した。

		Y 委員会は、費用の増加が減速し、人員数が削減された年度後半の肯定的なモメンタムを指摘した。これは、コスト管理に強い焦点を当てること、および当グループのコスト削減プログラムの初期の効果によって達成された。
	配当成長	Y 当グループは、当グループが株主に支払う配当（当該年度に係る普通株式1株当たり配当によって測定される。）を毎年増加させることを公約している。配当成長の見通しは、当グループ全体としての長期的収益性と、より低い効率で配備されている資本の開放を一段と実現することとに依存している。これらのポイントに対処するためのアクションは、2015年6月に提供された投資家向けアップデートの中核的要素である。 Y 当グループは、2015年度に普通株式1株当たり配当を増加させるとともに、資本ポジションも改善することができた。当グループの強力な資本ポジションは、困難な事業環境にもかかわらず配当成長をもたらす当グループの能力を支えている。
非財務的指標	戦略の実施	Y 当グループは、2015年6月の投資家向けアップデートにおいて、当グループの規模の調整および簡素化、ならびに、将来の成長機会を捉えるための資源の再配備に向けた10項目の戦略的アクションの概要を示した。 Y リスク加重資産の削減推進では力強い進捗が達成され、2017年度を目標とするリスク加重資産削減の45%が現在までに実現した。当グループは、コストベースを合理化するための複数の改革プログラムを実施しており、この分野において関連する中期目標値を達成するにはさらに取組みが必要であることが認識された。 Y 当グループは、選り抜かれた場所、例えば中国本土の珠江デルタにおける投資および商品（インシュランス・アンド・アセット・マネジメントを含む。）への投資によって、アジアにおける一層の成長の基礎を構築した。委員会は、人民元の国際化の推進における当グループの役割と、ASEANにおける事業の規模にも注目した。
	グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	Y 当グループは、AMLおよび制裁遵守に関するグローバル基準を全ての国で公開しており、強化された統制および関連するデータ戦略の実施を進捗させた。強化された基準および統制の定着、ならびに運用有効性の改善に向けた多大な努力が続けられている。 Y 委員会は、進捗が達成されたこと、および、強化されたグローバル基準に2017年度末までに完全に適合するには重要な作業が残されていることに注目した。 Y しかし、委員会はその裁量権を行使し、75%から60%に評価を引き下げた。この判断は、監視人から受領したフィードバック、リスクおよびコンプライアンスに係る事件に起因する事項、ならびに、AMLおよび制裁に関連する問題の分野での不十分な結果となった内部監査の数および範囲に基づく。

非執行取締役

報酬および給付

(監査済)

	報酬		給付(注9)		合計	
	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)	2015年 (千ポンド)	2014年 (千ポンド)
フィリップ・アミン(注1)	403	-	13	-	416	-
キャサリン・ケイシー	155	129	29	12	184	141
サフラ・カツ(注2)	95	95	4	4	99	99
ローラ・チャ(注3)	238	197	14	22	252	219
ロード・エヴァンズ・オブ・ウェア デール	190	167	9	14	199	181
ジョアキム・ファーバー	145	145	14	10	159	155
ロナ・フェアーヘッド(注4)	510	494	14	19	524	513
サム・レイドロー	174	140	13	-	187	140
アイリーン・リー(注5)	184	-	2	-	186	-
ジョン・リプスキー	180	168	49	27	229	195
レイチェル・ロマックス	253	205	11	21	264	226
ハイディ・ミラー(注6)	175	52	31	-	206	52
サー・サイモン・ロバートソン	195	260	12	6	207	266
ジョナサン・サイモンズ(注7)	520	365	1	3	521	368
ポリーン・ファン・デル・ミーア・ モール(注8)	32	-	5	-	37	-
合計	3,449	2,417	221	138	3,670	2,555
合計(千米ドル)	5,274	3,979	338	229	5,609	4,208

- 2015年1月1日にHSBCホールディングス・ピーエルシー非執行取締役役に任命された。HSBCノース・アメリカ・ホールディングス・インクの取締役、監査委員会委員長およびリスク委員会委員としての278,000ポンドの報酬が2015年度に含まれている。
- 2015年12月31日に取締役を退任。
- 香港上海銀行の取締役、副会長および指名委員会委員としての63,000ポンドの報酬が2015年度(2014年度は57,000ポンド)に含まれている。
- HSBCノース・アメリカ・ホールディングス・インクの非執行会長としての360,000ポンドの報酬が2015年度(2014年度は334,000ポンド)に含まれている。
- 2015年7月1日にHSBCホールディングス・ピーエルシー非執行取締役役に任命された。香港上海銀行の取締役および監査委員会委員、ならびに、恒生銀行有限公司の取締役、監査委員会委員およびリスク委員会委員長としての137,000ポンドの報酬が2015年度に含まれている。
- HSBCノース・アメリカ・ホールディングス・インクの非執行取締役ならびに指名およびガバナンス委員会委員としての、2015年10月1日の任命後の20,000ポンドの報酬が含まれている。
- HSBCバンク・ピーエルシーの非執行会長としての345,000ポンドの報酬が2015年度(2014年度は247,000ポンド)に含まれている。
- 2015年9月1日に任命された。
- HSBCホールディングスの取締役会および登記上の事務所でのその他の会議への出席に関連する宿泊費および出張関連経費が給付に含まれている。開示された金額は、関連する場合には45%の税率を適用してグロスアップされた値である。

過去の取締役に対する支払

(監査済)

アレクサンダー・フロックハート

HSBCにおけるフロックハート氏の在職は、2012年4月30日に終了した。フロックハート氏の退任の時点で同氏に適用されていた報酬取決めについては、2012年度年次報告書（本書には含まれていない。）の中の「取締役の報酬報告」に詳述されている。この過去の業務執行取締役は、業務執行取締役兼欧州、MENA、LAMおよびCMB会長としての職務を開始するために2011年1月1日に香港から英国に転居した。同氏がその任命前に英国を訪問する必要があった回数に起因して、同氏の任命および英国への転居前の期間に關係する英国の追加的税が発生した。この債務は、フロックハート氏が同一の職務に關連する所得に關して香港で納付し、負担した税に追加されるもの、すなわち、香港および英国の両方における二重課税の対象となったものなので、HSBCに対して提供された役務に關連してフロックハート氏に支払われるべき追加的報酬とはならない。この關係で発生した税および、この事案の解決のためにデロイト・エルエルピーにより提供された専門的サービスに關連する155,503ポンドのフロックハート氏への支払が、2015年度に行われた。

過去の取締役に對して行われた支払のうち、当社が小額扱いの限度として設定した50,000ポンドを下回るものの詳細は、本書には含まれていない。

受給権を有する年金の総額

(監査済)

本年度中業務執行取締役を務めた従業員に、HSBCの最終給与年金制度の下、業務執行取締役としての職務に對する支払を受領するかまたは早期退職により追加的な給付を受ける権利を有する者はいなかった。取締役に定年はないが、従業員の通常の定年は65歳である。

本年度中に支払われた退職手当

(監査済)

本年度中、本年度またはそれ以前の年度において取締役を務めた者に退職手当は支給されなかった。

本年度中報酬として付与された制度に基づく持分

(監査済)

2014年取締役報酬報告に開示されているとおり、下表は、本年度中、取締役に（2014年度の業績に對し）付与された制度に基づく持分を表す。本事業年度中に制度に基づく持分を受領した非執行取締役はいなかった。

本年度中に付与されたスキーム持分

(監査済)

	報酬として 付与された 持分の種類	報酬が付与され たベースと なる年度	付与日	付与された 報酬の額面 価格(注1) (千ポンド)	最低業績に 対し受領し た割合 (注2)	報酬として 付与された 株式の数	付与日にお ける株価 (注1)	業績期間終 了日
スチュアート・ガリバー	繰延現金	年次インセンティブ2014年	2015年 3月2日	387	-	該当なし	該当なし	2014年 12月31日
スチュアート・ガリバー	繰延株式	年次インセンティブ2014年	2015年 3月2日	387	-	67,016	5.773ポンド	2014年 12月31日
スチュアート・ガリバー	繰延株式	GPSP2014年	2015年 3月2日	2,112	-	365,864	5.773ポンド	2014年 12月31日
イアン・マッケイ	繰延現金	年次インセンティブ2014年	2015年 3月2日	260	-	該当なし	該当なし	2014年 12月31日
イアン・マッケイ	繰延株式	年次インセンティブ2014年	2015年 3月2日	260	-	45,037	5.773ポンド	2014年 12月31日
イアン・マッケイ	繰延株式	GPSP2014年	2015年 3月2日	1,131	-	195,969	5.773ポンド	2014年 12月31日
マーク・モーゼス	繰延現金	年次インセンティブ2014年	2015年 3月2日	310	-	該当なし	該当なし	2014年 12月31日
マーク・モーゼス	繰延株式	年次インセンティブ2014年	2015年 3月2日	310	-	53,698	5.773ポンド	2014年 12月31日
マーク・モーゼス	繰延株式	GPSP2014年	2015年 3月2日	1,131	-	195,969	5.773ポンド	2014年 12月31日

GPSP報酬は、付与日より前の事業年度末までの業績について付与され、付与後には業績条件が付かない。権利確定は、付与日から5年後に行われ、通常は、取締役が権利確定日まで従業員であることを条件とする。権利確定日に取締役が権利を取得する一切の株式(税引後)は、保有要件に服する。

上記の表は、当該株式は直ちに権利が確定し、勤続条項または業績条件に服さないため、固定給手当の一部として発行される株式の詳細を含まない。

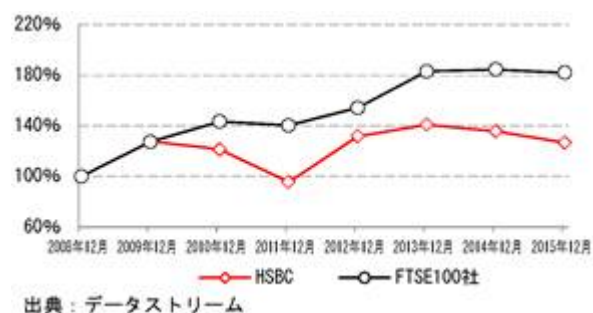
(注1) 使用された株価格は、付与日の直前の営業日における終値の仲値である。

(注2) 2014年12月31日までの期間中に達成された業績に基づき確定された報酬。2014年12月31日までの期間につき最低業績が達成されていれば、全体的な報酬水準は最大機会の0%となる可能性があった。付与後、報酬は、勤続条項および減額条項に服する。

パフォーマンスの要約

HSBCのTSRおよびFTSE 100インデックス

下記のグラフは、2015年12月31日に終了した7年間のFTSE 100インデックスと対比したTSRのパフォーマンスを示している。FTSE 100インデックスが選択された理由は、HSBCホールディングスが含まれている幅広い株式市場指数として認められていることである。



グループ・チーフ・エグゼクティブの報酬

過去のグループ・チーフ・エグゼクティブの報酬

下表は、過去7年間のグループ・チーフ・エグゼクティブの単一報酬と、それぞれの年次インセンティブおよび長期インセンティブ報酬の結果の要約である。

		単一報酬	年次インセンティブの上限 ² (固定給与に対する割合: %) ³	年次インセンティブの支払額 ² (上限に対する割合: %) ³	長期インセンティブの上限 ⁴ (固定給与に対する割合: %) ³	長期インセンティブ支払額 ⁴ (上限に対する割合: %) ³
		(千ポンド)				
2015	スチュワート・ガリバー	7,340	67	45.0	133	41.3
2014	スチュワート・ガリバー	7,619	67	54.1	133	44.3
2013	スチュワート・ガリバー	8,033	300	49.0	600	49.0
2012	スチュワート・ガリバー	7,532	300	52.0	600	40.0
2011	スチュワート・ガリバー	8,047	300	57.5	600	50.0
2010 ¹	マイケル・ゲーガン	7,932	400	81.6	700	19.1
2009 ¹	マイケル・ゲーガン	7,580	400	93.5	700	25.4

- 1 GPSPは2011年度に導入された。その前の期間について示されている金額は、HSBC株式制度に基づくパフォーマンス・シェアの付与に関連するものである。この制度の下では、パフォーマンス・シェアに対する権利は、トータル株主リターン、経済的利益および1株当たり利益に関する業績条件、ならびに、委員会による最優先の「持続的改善」の判断に基づき、付与の3年後に確定する。
- 2 この表に用いたスチュワート・ガリバーの2012年度の年次インセンティブの値には、取締役の2012年度「Remuneration Report」(本書には含まれていない。)の中で開示された年次インセンティブの60%が含まれており、この部分は5年間繰り延べられた。この報酬の権利確定は、勤続条項および米国DPAの満足できる終結を条件とする。米国DPAの条件は、授与日の5年目の応当日またはその前後に終了するが、米国DPAが当該日の後まで延長された場合またはその他の事由により継続する場合はこの限りでなく、その場合においては、米国DPAが満了したまたはその他の事由による適用が終了する日またはその前後に権利が確定する。
- 3 2014年度および2015年度の固定給には、各年度の基本給、固定給手当および年金手当が含まれており、給付は除かれている。2013年度以前については、基本給のみが固定給に含まれている。
- 4 長期インセンティブ報酬は、業績期間が実質的に完了したとみなされる年度に表示されている。パフォーマンス株式報酬の場合は、付与日後の3度目の事業年度末日がその時点となる(したがって、2010年度に表示されているパフォーマンス株式報酬は、2008年度に付与された報酬に関連している。)。GPSP報酬の場合は、付与日の前事業年度末がその時点となる(したがって、2011年度から2015年度に表示されているGPSP報酬は、2012年度から2016年度に付与された報酬に関連している。)。

グループ・チーフ・エグゼクティブと全従業員との給与の比較

下表は、2014年度から2015年度に渡るグループ・チーフ・エグゼクティブの給与の変動と従業員の給与の変動との比較である。

報酬の変動率(%)

	基本給	給付	年次インセンティブ ⁵
グループ・チーフ・エグゼクティブ	-1	12% ³	-17%
従業員の集合	8% ²	-5% ⁴	-5%

- 1 グループ・チーフ・エグゼクティブの固定給与合計は2014年1月1日以降増加していない。
- 2 比較対象集合は、当グループ全体の様々な事業部門および機能部門の従業員の代表としての英国現地の常勤従業員に変更された。2015年度中に、特定の手当およびその他の給付が基本給に含まれ、従業員1人当たりの平均基本給が全体的に増加する結果となった。
- 3 2015年度には、グループ・チーフ・エグゼクティブに提供された給付の変更またはグループ・チーフ・エグゼクティブに提供される新たな給付はなかった。香港で銀行が所有している不動産の給付価値は、外部の賃貸サービス事業者が見積もった現在の市場賃料価値に基づく。宿泊の市場価値が2015年度に上昇したので、単一報酬の表に表示されるこの給付の報告対象価値も上昇する結果となった。
- 4 従業員の集合は、課税給付の適格を有する英国の従業員のみによって構成されている。様々な現地要件の下でのグループ・チーフ・エグゼクティブとの比較としてはこの集合が最も適切と考えられたからである。2014年度から2015年度にかけての給付の対象範囲の変更はなく、従業員1人当たり給付の平均費用の低下は当該給付を提供する費用の平均値の減少を反映している。2015年度中に約20,000人の追加的従業員がこれらの給付の適格を取得した一方、従業員1人当たりの全体的費用は減少した。
- 5 従業員の集合は世界全体の全従業員によって構成されており、年次インセンティブのプールから財務報告で開示されたGPSPを除いた額および職員数(事業年度末現在の常勤相当数)に基づく。

取締役の株式持分

(監査済)

2015年度に取締役であった全ての者の2015年12月31日現在の保有株(それぞれの者の関係者の保有株を含む。)は下記のとおりである。下表は、当社持株ガイドラインとの持株の比較を示す。

株式数

(監査済)

2015年12月31日現在

	持株ガイドライン (株式数) ²	株式持ち分 (株式数)	制度に基づく持分		
			株式オプション ³	繰延を条件として付与された株式 ¹	
				業績条件なし ⁴	業績条件あり
業務執行取締役					
ダグラス・フリン	400,000	401,450	2,919	-	-
スチュワート・ガリバー	750,000	2,861,265	-	2,955,619	92,185
イアン・マッケイ	450,000	223,872	3,469	1,187,436	63,730
マーク・モーゼス	450,000	624,643	-	1,484,903	61,917
グループ・マネージング・ディレクター ⁵	250,000	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
非執行取締役 ⁶					
フィリップ・アミン	15,000	5,000	該当なし	該当なし	該当なし
キャサリン・ケイシー	15,000	3,540	該当なし	該当なし	該当なし
サフラ・カツツ ⁷	15,000	20,970	該当なし	該当なし	該当なし
ローラ・チャ	15,000	5,200	該当なし	該当なし	該当なし
ロード・エヴァンズ・オブ・ウェア デール	15,000	7,416	該当なし	該当なし	該当なし
ジョアキム・ファーバー	15,000	45,778	該当なし	該当なし	該当なし
ロナ・フェアヘッド	15,000	77,888	該当なし	該当なし	該当なし
サム・レイドロー	15,000	38,012	該当なし	該当なし	該当なし
ジョン・リプスキー	15,000	16,165	該当なし	該当なし	該当なし
レイチェル・ロマックス	15,000	18,900	該当なし	該当なし	該当なし
ハイディ・ミラー	15,000	3,695	該当なし	該当なし	該当なし
サー・サイモン・ロバートソン	15,000	34,118	該当なし	該当なし	該当なし
ジョナサン・サイモンズ	15,000	21,771	該当なし	該当なし	該当なし

- 1 株式総数が開示されている。これらの株式の一部は、権利確定の時点で発生する所得税および社会保障負担を賄うために、権利確定の際に売却される。
- 2 現在の持株ガイドラインでは権利未確定の株式インセンティブは算入されない。
- 3 株式オプションは全て権利未確定かつ権利未行使である。
- 4 付与日直前の12月31日に終了した関連期間中の業績の評価後に付与されるが5年間の権利確定期間が適用されるGPSP報酬を含む。
- 5 グループ・マネージング・ディレクター全員が、2019年またはそれぞれの任命後5年以内のうちいずれか遅い方までにそれぞれの最低持株ガイドラインを達成することを期待されている。
- 6 アイリーン・リーおよびボリーン・ファン・デル・ミア・モールが本年度中に保有していたHSBCホールディングス株式はない。
- 7 2015年12月31日に取締役を退任。

株式オプション制度

(監査済)

	付与日	権利行使価格 (ポンド)	権利行使可能期間		2015年1月1日現在	本年度中 権利行使	2015年12月31日現在
			開始日 (注1)	終了日			
ダグラス・フrint	2012年4月24日	4.4621	2015年8月1日	2016年2月1日	2,016	2,016	-
ダグラス・フrint	2014年9月23日	5.1887	2019年11月1日	2020年5月1日	2,919	-	2,919
イアン・マッケイ	2014年9月23日	5.1887	2017年11月1日	2018年5月1日	3,469	-	3,469

(注1)退職等の特定の状況下では早い日程に繰り上がることがある。

HSBCホールディングス貯蓄預金関連株式オプション制度は、適格従業員がHSBCホールディングスの普通株式を取得するオプションを付与されうる全従業員のための株式制度である。従業員は、毎月最高500ポンド（またはその同価）を3年間または5年間拠出し、従業員の選択により、該当貯蓄預金契約の開始から3年目または5年目前後に、オプションを行使するため用いることができる。本制度は、株主価値の創出と従業員の利害を合致させる支援を行っている。オプションは、対価なしに授与され、募集日の直前5営業日の普通株式の平均市場価格から20%割引いた額で行使可能となる。

発行済オプションが行使可能となる条件の業績基準は存在せず、株式報酬が創設されて以来その条件に変更はない。2015年12月31日現在の普通株式1株当たりの市場価格は5.3620ポンドであった。本年度中にダグラス・フrintがオプションに基づく自らの権利を行使した時点の普通株式1株当たりの市場価格は、5.5620ポンドであった。市場価格とは、当該日のロンドン証券取引所公報に基づいた仲値である。香港の証券先物条例の下、オプションは非上場現物決済エクイティ・デリバティブに分類される。

株主の動向

下表は、2015年4月24日に開催された年次株主総会における報酬関連の投票および2014年5月23日に開催された年次株主総会における方針についての前回の投票の結果を示す。

	投票数	賛成	反対	棄権
2014年度報酬報告に関する勧告的決議	8,808,959,472	6,720,428,674 (76.29%)	2,088,530,798 (23.71%)	677,821,869
報酬方針に関する拘束的決議	9,781,954,191	7,762,051,505 (79.35%)	2,019,902,686 (20.65%)	167,509,544

2015年4月24日の年次株主総会では、2014年度報酬報告への反対投票を行った株主が、年金に代わる現金の水準ならびに、年次インセンティブおよびGPSPスコアカードの中の業績の結果の構成および測定に関する懸念を表明した。委員長は、こうした懸念について議論するために株主の代表グループとの会議を行った。

委員会は株主の懸念を理解し、2016年1月1日より、業務執行取締役の年金に代わる現金を基本給の50%から基本給の30%に引き下げた。これによって、全ての業務執行取締役の固定給与が減少するとともに、変動給を固定給の200%に制限する規制上の変動給与上限に基づいて、業務執行取締役の潜在的変動給与上限も減少した。

当グループは、FTSEの慣行に従って、将来に向かう3年間の業績期間が報酬に適用されるように、当グループの長期インセンティブへの今後のアプローチも変更した。このアプローチ変更によって、スコアカードの結果と、当グループの戦略的目的の達成、当グループの業績および株主価値創造との間の調和がより明確で大きなものとなった。年次および長期インセンティブのスコアカードは次に示すとおりである。

業務執行取締役に関する報酬方針の2016年度中の実施

下表は、給与のそれぞれの要素が2016年度にどのように実施されるかの要約である。

給与の要素	方針の適用および予定される変更			
	ダグラス・フリント	スチュワート・ガリバー	イアン・マッケイ	マーク・モーゼス
固定給与				
基本給	1,500,000ポンド	1,250,000ポンド	700,000ポンド	700,000ポンド
固定給手当	0	1,700,000ポンド	950,000ポンド	950,000ポンド
年金	基本給の30%	基本給の30%	基本給の30%	基本給の30%
給付				
給付	シニア・マネージャー制度に基づく義務を支えるための離職から7年間までの離職後給付の追加。			
変動給与				
年次インセンティブ	適格なし	Y	報酬は、最低6ヶ月の保有期間を条件として株式により提供される。	
		Y	機会の上限は基本給の213%となる。	
長期インセンティブ	適格なし	Y	報酬は、2017年1月1日からの3年間の業績期間を前提として株式により付与される。	
		Y	報酬の権利は5年間にわたり比例配分で確定し、最初の権利確定は2020年となる。	
		Y	規制要件の遵守のために保有期間が適用される場合がある。	
		Y	機会の上限は基本給の319%となる。	

年次賞与のスコアカード

スチュワート・ガリバー、イアン・マッケイおよびマーク・モーゼスについて2016年度に適用される年次インセンティブのウェイトおよび業績指標が開示されている。これらは、2015年6月に定められた当グループの戦略的および財務的目的に即している。

年次インセンティブの業績目標値は商業上の機密なので、事業年度開始前にそれを開示することは当グループの利益を損なうこととなる。当グループは、商業上の機密保持を前提として、関連する事業年終了後に、当該年度の報酬報告の中で目標値を開示する。

2016年度の年次インセンティブのスコアカード

スチュワート・ガリバー

指標	内容	ウェイト
税引前当期純利益	Y 当グループの報告税引前当期純利益 ¹	20%
コスト削減を実現する。	Y 当グループの調整後コストベース	20%
当グループのリスク加重資産を削減する。	Y 当グループのリスク加重資産の減少	10%
戦略的成長	Y アジアの成長	10%
	- 珠江デルタの収益、ASEANの収益、人民元の収益	
	Y (アジア以外の) 国際的成長	
	- メキシコおよび米国での収益性の再構築	
	- 国際ネットワークからの収益の成長	
財務的結果合計		60%
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	Y AML、制裁および賄賂・腐敗行為防止方針の定着	25%
	Y 顧客デューデリジェンスの強化	
	Y グローバル行動プログラムの実施および定着	
	Y グローバル基準の定着の進捗	
個人としての目標	Y ブラジルおよびトルコにおける取引の進捗	15%
	Y 英国のリングフェンスされた銀行の創設に関する主要マイルストーンを進捗させる。	
	Y その他の高優先順位プロジェクトの実現	
	Y 従業員の育成（多様化を含む。）	

トータル・リスク	40%
合計 ²	100%

イアン・マッケイ

指標	内容	ウェイト
税引前当期純利益	Y 当グループの報告税引前当期純利益 ¹	20%
コスト削減を実現する。	Y 当グループの調整後コストベース	20%
当グループのリスク加重資産を削減する。	Y 当グループのリスク加重資産の減少	10%
財務的結果合計		50%
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	Y 財務プロセスをめぐるガバナンスおよび統制を強化する。	25%
	Y 統制最適化プロジェクトの実現	
	Y グローバル行動プログラムの実施および定着	
	Y オペレーショナル・リスク管理の枠組みの強化	
	Y 主要市場におけるストレス・テストの実施の成功	
個人としての目標	Y コスト削減を実現する。	25%
	Y 一貫性のある資本管理の枠組みの導入	
	Y 英国のリングフェンスされた銀行の創設に関する主要マイルストーンを進捗させる。	
	Y 従業員の育成（多様化を含む。）	
トータル・リスク		50%
合計 ²		100%

マーク・モーゼス

指標	内容	ウェイト
税引前当期純利益	Y 当グループの報告税引前当期純利益 ¹	10%
当グループのリスク加重資産を削減する。	Y 当グループのリスク加重資産の減少	15%
財務的結果合計		25%
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	Y AML、制裁および賄賂・腐敗行為防止方針の定着	50%
	Y 顧客デューデリジェンスの強化	
	Y グローバル行動プログラムの実施および定着	
	Y オペレーショナル・リスク管理の枠組みの強化	
	Y 米国のリスク管理対策の実施	
個人としての目標	Y コスト削減を実現する。	25%
	Y ストレス・テストの実施の成功	
	Y 事業の成長を支援し、リスク加重資産の有効性／効率性を改善する。	
	Y 従業員の育成（多様化を含む。）	
トータル・リスク		75%
合計 ²		100%

グループ長期インセンティブのスコアカード

スチュワート・ガリバー、イアン・マッケイおよびマーク・モーゼスについて適用される長期インセンティブの業績指標のウェイトおよび指標は、以下に示すとおりである。最初の付与は2017年3月になるので、業績期間は2017年1月1日から2019年12月31日までとなる。

業績期間が2017年1月1日まで開始しないので、この報酬に関する業績目標はまだ設定されていない。設定される目標は、2016年度年次報告書の中取締役の報酬報告で開示される。

指標	内容	ウェイト
自己資本利益率	Y 目標は、当グループの事業戦略および予想所要自己資本に基づく当グループの主要財務的目標と強く結び付けられる。	20%

費用対効果（ジョーズ比率）	¥	営業費用を管理する一方で、収益増加の推進の管理に焦点を合わせる。	20%
相対的トータル株主リターン	¥	株主価値の創造との一致を確保する。	
	¥	グローバルな金融サービスのピアグループと対比したランキングにより測定する。	20%
財務的結果合計			60%
グローバル基準（リスクおよびコンプライアンスを含む。）	¥	当グループ全体にわたってグローバル基準の定着を成功させる。	25%
戦略	¥	当グループの戦略的目的に関する進捗	15%
トータル・リスク			40%
合計²			100%

- 1 信用スプレッドに起因する自社債務の公正価値の変動、処分による差益および損失、ならびに負債評価調整を除外する調整後の値とする。
2 年次インセンティブおよび長期インセンティブ報酬への適格には、最低限の行動格付を通じたHSBCの価値観の遵守の確認を要する。

非執行取締役に関する報酬方針の2016年度中の実施

委員会は、非執行取締役に支払われる報酬の水準を見直した。2016年度の報酬の変更は行わなかった。

区分		現行
基本報酬		95,000ポンド
上級独立取締役		45,000ポンド
監査委員会、リスク委員会、報酬委員会、金融システム脆弱性委員会ならびに企業行為および企業価値委員会	委員長	50,000ポンド
	委員	30,000ポンド
指名委員会	委員長	40,000ポンド
	委員	25,000ポンド
慈善・地域社会投資監督委員会	委員長	25,000ポンド
	委員	15,000ポンド

取締役の報酬報告付録追加的開示

従業員報酬および給付

取締役の報酬

2015年12月31日に終了した年度に関して業務執行取締役に支払われた報酬の詳細は、下記のとおりである。

	ダグラス・フリント		スチュワート・ガリバー		イアン・マッケイ		マーク・モーゼス	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)
基本給、手当および現物給付	2,496	2,491	4,290	4,217	2,082	2,071	2,035	2,039
年金の拠出	-	-	-	-	-	-	-	-
支払われたまたは受領することができる業績関連給与	-	-	3,041	3,402	2,169	1,998	1,928	2,164
支払われたまたは受領することができる就任インセンティブ	-	-	-	-	-	-	-	-
退任に関する補償	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,496	2,491	7,331	7,619	4,251	4,069	3,963	4,203
合計（千米ドル）	3,815	4,101	11,204	12,545	6,497	6,700	6,057	6,922

終了した2015年度に関する上記に定義された取締役の報酬（業務執行取締役および非執行取締役の両方を含む。）の合計額は、33,182,072米ドルであった。加えて、終了した2015年度に関する繰延現金に係る想定リターンに関連する支払の合計額は、29,339米ドルであった。方針に従って、現物給付には医療保険の提供、所得補償保険、健康診断、生命保険、クラブの会員権、税務支援、スチュワート・ガリバーの香港の宿泊費、自動車給付、出張補助、および転居費用（適用される場合には、これらの給付に基づいて発生する税を含む。）が含まれるが、これらに限定されない。金額は、各年度の年度初からの平均為替レートに基づいて米ドルに換算している。

上級経営陣の報酬

2015年12月31日に終了した年度または、取締役もしくはグループ・マネージング・ディレクターに任命されていた期間中に上級経営陣（すなわちHSBCホールディングスの業務執行取締役およびグループ・マネージング・ディレクター）に支払われた報酬の詳細は下記のとおりである。

上級経営陣の報酬

	上級経営陣 (千ポンド)
基本給、手当および現物給付	31,713
年金の拠出	408
支払われたまたは受領することができる業績関連給与	26,858
支払われたまたは受領することができる就任インセンティブ	-
退任に関する補償	-
合計	58,979
合計（千米ドル）	90,142

2015年12月31日に終了した年度の上級経営陣の報酬合計は89,415,897米ドルであった。報酬が次のそれぞれの範囲に属する上級経営陣の人数は次のとおりであった。

	上級経営陣の人数
0ポンド - 1,000,000ポンド	5
1,000,001ポンド - 2,000,000ポンド	1
2,000,001ポンド - 3,000,000ポンド	5
3,000,001ポンド - 4,000,000ポンド	1
4,000,001ポンド - 5,000,000ポンド	2
5,000,001ポンド - 6,000,000ポンド	2
6,000,001ポンド - 7,000,000ポンド	1
7,000,001ポンド - 8,000,000ポンド	1

2015年12月31日に終了した年度中に業務執行取締役および上級経営陣の年金、退職または同様な給付の引当てに関連して積み立てられまたは発生した金額の合計は、624,072米ドルであった。

報酬額上位 5 人の従業員の報酬

2015年12月31日に終了した年度のHSBCの報酬額上位 5 人に属する個人（業務執行取締役 2 人およびグループ・マネージング・ディレクター 3 人を含む。）に支払われた報酬の詳細は、下記のとおりである。

報酬額上位 5 人の報酬

	報酬額上位 5 人に 属する従業員 (千ポンド)
基本給、手当および現物給付	16,108
年金の拠出	117
支払われたまたは受領することができる業績関連給与	12,700
支払われたまたは受領することができる就任インセンティブ	-
退任に関する補償	-
合計	28,925
合計（千米ドル）	44,207

報酬が次のそれぞれの範囲に属する報酬額上位 5 人のうちの人数は次のとおりであった。

	報酬上位 5 人のう ちの人数
4,200,001ポンド - 4,300,000ポンド	1
5,200,001ポンド - 5,300,000ポンド	2
6,800,001ポンド - 6,900,000ポンド	1
7,300,001ポンド - 7,400,000ポンド	1

報酬額上位 8 人の上級業務執行役員の報酬

報酬額上位 8 人の上級業務執行役員（GMBメンバーが含まれるが、HSBCホールディングスの取締役は除かれている。）の報酬の詳細は下記のとおりであった。

	従業員							
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)	(千ポンド)
固定								
現金	655	656	655	667	276	654	354	655
株式	3,016	1,678	904	786	449	327	444	224
固定給与合計	3,671	2,333	1,559	1,453	725	981	797	879
年次インセンティブ¹								
現金	549	375	424	394	271	216	227	194
非繰延株式 ²	549	375	424	394	271	216	227	194
繰延現金 ³	824	563	635	590	407	323	341	290
繰延株式 ³	824	563	635	590	407	323	341	290
年次インセンティブ合計	2,746	1,876	2,118	1,968	1,356	1,078	1,136	968
GPSP								
繰延株式	305	209	235	219	151	120	126	108
変動給与合計	3,051	2,085	2,353	2,187	1,507	1,198	1,262	1,076
報酬合計	6,722	4,418	3,912	3,640	2,232	2,179	2,059	1,955
報酬合計（千米ドル）	10,272	6,754	5,979	5,563	3,410	3,330	3,148	2,986

1 2015業績年度に関連する年次インセンティブ。

2 6ヶ月の保有期間を条件として権利が確定した報酬。

3 権利が3年間にわたって確定し、33%が付与の1年目および2年目の応当日またはその前後に、および34%が付与の3年目の応当日またはその前後に確定する報酬。

第三の柱による報酬開示

下表は、HSBCが2015年度にその特定職員および重要なリスクテイカー（以下「MRT」という。）に付与した報酬を示す。個人は、規制上の技術的基準EU 604/2014に定められた定性的および定量的基準ならびに委員会が決定した追加的な基準に基づき、MRTとして特定された。このため、2015年度のMRTの総数は2014年度から増加した。

これらの開示は、FCAの銀行のためのプルデンシャル・ソースブックの要件を反映している。

報酬支出合計

	対象グローバル事業部門					対象非グローバル事業部門 百万米ドル	合計 百万米ドル
	リテール・バン キング・アン ド・ウェルス・ マネジメント 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング 百万米ドル	グローバル・バ ンキング・アン ド・マーケット 百万米ドル	グローバル・ブ ライバート・ バンキング 百万米ドル			
報酬支出合計¹							
2015	106.9	77.6	797.8	76.2	411.9		1,470.4
2014	94.3	61.7	741.3	70.2	374.4		1,341.9

1 2014年度および2015年度の給与および業績に関連して付与されたインセンティブ（繰延られる構成要素を含む。）ならびに方針の範囲外の年金または給付が含まれる。

報酬額 - 固定および変動 - 当グループ全体

MRTの人数	2015年			2014年		
	MRT（非上級経営陣）			MRT（非上級経営陣）		
	上級経営陣 ¹	上級経営陣 ¹	合計	上級経営陣 ¹	上級経営陣 ¹	合計
	101	1,208	1,309	98	1,080	1,178
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
固定						
現金	67.9	567.3	635.2	64.1	517.0	581.1
株式	51.3	82.8	134.1	51.8	88.7	140.5
固定給与合計	119.2	650.1	769.3	115.9	605.7	721.6
変動²						
現金	20.0	157.5	177.5	18.5	138.9	157.4
非繰延株式 ³	20.0	147.8	167.8	18.5	132.0	150.5
繰延現金	27.5	135.1	162.6	24.9	119.5	144.4
繰延株式	47.1	146.0	193.1	41.5	126.4	167.9
変動給与合計 ⁴	114.6	586.4	701.0	103.4	516.8	620.2

- 1 上級経営陣の定義には、GMBのメンバー、グループ・ジェネラル・マネージャーおよび非執行取締役が含まれる。
- 2 2014年度および2015年度の業績に関連して付与された変動給与。
- 3 6ヶ月の保有期間を条件として権利が確定した株式。
- 4 それぞれの重要なリスクテイカーの各年度における報酬の変動構成要素は、2014年5月23日に付与された株主の承認に従い、当該重要なリスクテイカーの総報酬の固定構成要素の200%に制限される。

報酬額 - 固定および変動 - 英国ベース

MRTの人数	2015年			2014年		
	MRT（非上級経営陣）			MRT（非上級経営陣）		
	上級経営陣	上級経営陣	合計	上級経営陣	上級経営陣	合計
	67	505	572	64	446	510
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
固定給与合計	77.6	274.1	351.7	73.1	244.5	317.6
変動給与合計 ¹	68.5	238.4	306.9	60.7	205.2	265.9

- 1 2014年度および2015年度の業績に関連して付与された変動給与。

繰延報酬¹

12月31日現在の繰延報酬	2015年			2014年		
	MRT（非上級経営陣）			MRT（非上級経営陣）		
	上級経営陣	上級経営陣	合計	上級経営陣	上級経営陣	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
未処理、権利未確定	254.9	591.8	846.7	270.2	691.8	962.0
年度中の付与分	67.3	286.5	353.8	112.6	353.8	466.4
支払われた分 ²	73.6	408.8	482.4	33.9	210.3	244.2
減額条項により減額された分	-	-	-	-	-	-

- 1 この表は、2014および2015業績年度中に講じられた措置の詳細の記載である。2014および2015業績年度に関して付与された変動給与報酬の詳細については、上掲の両方の報酬表を参照。
- 2 権利が確定した株式は、権利確定日現在の株価によって評価されている。

就任手当および解雇手当

	2015年			2014年		
	上級経営陣	MRT（非上級経営陣）	合計	上級経営陣	MRT（非上級経営陣）	合計
就任手当¹						
年度中の付与（百万米ドル）	-	14.0	14.0	1.9	2.6	4.5
受益者数	-	22	22	1	5	6
解雇手当²						
年度中の付与および支払（百万米ドル）	-	0.9	0.9	-	4.1	4.1
受益者数	-	6	6	-	13	13
1人当たりの最高付与額（百万米ドル）	-	0.3	0.3	-	0.5	0.5

1 保証変動給与は、勤続初年度に限定して新規採用者に付与された。

2 現地の方針、基準または法定の金額を超えて行われた非標準的解雇手当を表す。

重要リスクテイカーの範囲別報酬¹

	2015年のMRTの人数			2014年のMRTの人数		
	上級経営陣	MRT（非上級経営陣）	合計	上級経営陣	MRT（非上級経営陣）	合計
€0 - €1,000,000	29	827	856	29	829	858
€1,000,001 - €1,500,000	11	236	247	20	150	170
€1,500,001 - €2,000,000	19	71	90	10	54	64
€2,000,001 - €2,500,000	9	38	47	13	23	36
€2,500,001 - €3,000,000	7	15	22	10	12	22
€3,000,001 - €3,500,000	8	11	19	6	7	13
€3,500,001 - €4,000,000	4	3	7	3	3	6
€4,000,001 - €4,500,000	2	2	4	2	1	3
€4,500,001 - €5,000,000	4	4	8	2	1	3
€5,000,001 - €6,000,000	5	1	6	1	-	1
€6,000,001 - €7,000,000	1	-	1	-	-	-
€7,000,001 - €8,000,000	-	-	-	1	-	1
€8,000,001 - €9,000,000	1	-	1	1	-	1
€9,000,001 - €10,000,000	1	-	1	-	-	-

1 表は、自己資本規制規則第450条に従い、報告年度の12月の財政計画および予算に関して欧州委員会がそのウェブサイトで公表したレートを用いてユーロ建てで作成された。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス規範

HSBCは、コーポレート・ガバナンスに関して高い基準を掲げて取り組んでいる。

2015年度中、HSBCは次の適用規範の規定を遵守した。() 英国財務報告評議会が2014年9月に発行した英国コーポレート・ガバナンス規範、および、() 香港証券所上場規則の付属書14に定められた香港コーポレート・ガバナンス規範。英国コーポレート・ガバナンス規範は、www.frc.org.uk、香港コーポレート・ガバナンス規範は、www.hkex.com.hkをそれぞれ参照のこと。

グループ・リスク委員会は、(財務報告に関する内部統制以外の)内部統制およびリスク管理システムの監督について責任を負う(香港コーポレート・ガバナンス規範条項第C.3.3条(f)、(g)および(h)項)。グループ・リスク委員会が存在しない場合、これらの事項に関する責任は、グループ監査委員会に帰属する。

取締役会は、取締役によるHSBCグループの証券の取引に関する取引規範(HSBCグループの証券の取引に関する規範)を採択した。この行動規範はFCA上場規則および香港証券取引所の上場規則に適合しているが、香港証券取引所が、英国で一般に認められている慣行、中でも特に従業員株式制度に関連するものを考慮に入れて同規則の厳格な遵守の免除を認めている事項については、この限りでない。具体的な質疑の結果、各取締役は、年度中に同規範を遵守した旨を確認した。全ての取締役は、HSBCグループの証券の取引に関する規範上の義務を定期的に喚起されている。

取締役会

HSBCホールディングスの取締役会(以下「取締役会」という。)は、当社の長期的な成功を促進し、当グループの株主に持続可能な価値を提供することを目指している。

グループ会長の主導により、取締役会は、当グループの戦略およびリスク選好度を策定し、経営陣が戦略目標達成のために提案した資本および事業の計画を承認する。戦略の実施権限はグループ・チーフ・エグゼクティブに委譲されている。

取締役

取締役の氏名および略歴は前述の「第5 - 4 役員の状況」の「(1)取締役」に記載されている。

業務執行取締役

グループ会長、グループ・チーフ・エグゼクティブ、グループ・ファイナンス・ディレクターおよびグループ最高リスク責任者は、HSBCの従業員である。

非執行取締役

非執行取締役は、HSBCの従業員ではなく、HSBCの日常的な経営には関与していないが、独立した視点から、戦略の提案に建設的に問いを投げかけ、戦略の立案を支援し、合意された目的および目標に対する経営陣の業績を精査し、当グループのリスク・プロファイルおよび業績報告を監視する。非執行取締役は、公共および民間部門からの大規模なグローバル企業でのリーダーシップを含む幅広い種類の経験をもたらしている。

非執行取締役の任期

取締役会は、非執行取締役に求められる最低業務時間を年間約30日と定めている。当社の業務に割く時間は、取締役会の委員会に加入している場合、大幅に多くなる可能性がある。

非執行取締役は、初任時には3年間の任期で任命され、年次株主総会における株主による再任を受けて、典型的に3年間の任期を2回務めることが期待される。取締役会は、取締役が、期間を延長して職務を務めるよう勧めることができる。全ての取締役は株主による年次の改選に服する。

各非執行取締役の任期を規定している書面は、当社のロンドンの登記上の事務所において閲覧が可能である。

グループ会長およびグループ・チーフ・エグゼクティブ

グループ会長およびグループ・チーフ・エグゼクティブの役割は分かれており、職責が、取締役会の運営とHSBCの事業運営上の執行責任に明確に区別されている。グループ会長およびグループ・チーフ・エグゼクティブの役割および責任は、www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committeesに掲載されている。主な職責は、以下のとおりである。

主な職責

グループ会長—ダグラス・フリント

- Y 取締役会を主導し、その有効性を確保する
- Y 政府、規制機関および投資家との関係性を構築する
- Y 銀行および金融業界における公共政策および規制改革に関する当グループの取組みを主導する
- Y 企業評価および特徴を維持する
- Y グループ・チーフ・エグゼクティブの業績管理を行う

グループ・チーフ・エグゼクティブ—スチュアート・ガリバー

- Y 事業計画に対して業績目標を策定し、達成する
- Y グループ会長との合意の下、グループ戦略を策定し、取締役会に提案する
- Y 取締役会において合意された戦略目標および営業目的の範囲内で、グループ経営委員会の支援を得て業績を推進する

上級独立非執行取締役

上級独立非執行取締役の役割および責任は、www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committeesに掲載されている。主な職責は、以下のとおりである。

主な職責

上級独立非執行取締役 - レイチェル・ロマックス

- Y 必要に応じて、他の非執行取締役の仲介業務を行う
- Y グループ会長の監督の下、非執行取締役を主導する

取締役の任命、退任および再任

取締役会は、欠員補充または既存の取締役会への追加人員として、取締役の職に就く意思のある者をいつでも任命できる。取締役の総数は5人以上25人以下とする。新任取締役は、任命後の年次株主総会の時点で退任するが、再

任されることができる。取締役会は、全ての取締役について、任意の従業員たる地位または執行役員の職に就かせることができ、また、かかる任命を取り消しまたは解除することができる。株主は、普通決議により、取締役を任命しまたは任期終了前に取締役を解任することができる。英国コーポレート・ガバナンス規範に基づき、全取締役が株主による年次の再選を受けることを要する。

アイリーン・リーおよびポリーン・ファン・デル・ミア・モールが年度中に取締役に任命された。加えて、ポール・ウォルシュおよびアンリ・ドゥ・キャストゥルがそれぞれ2016年1月1日および2016年3月1日付で取締役に任命された。

取締役会の権限

取締役会は、HSBCの経営を全体的に監督する責任を有し、また、それを実行するに当たって、関連する法令および定款に従い、その権限を行使することができる。取締役会は、www.hsbc.com/about-hsbc/leadershipに掲載されている付託事項を採択した。取締役会は、付託事項を毎年見直している。

とりわけ、取締役会は、資金の借入れをし、HSBCホールディングスの事業、現在または将来の不動産または資産の一部または全部に抵当権ないし質権を設定する本会社の全ての権限に加え、英2006年会社法および/または株主により付与された権限を行使することができる。取締役会は、いかなる業務執行取締役に対しても、その権限、権能および裁量を取締役会が適切と判断する時期および条件において、委譲ないし付与することができる。また、取締役会は、HSBCホールディングスの事業の特定の地域における運営のため、地域または部門別に取締役会または代理機関を設定し、その権限、権能および裁量を、そのために任命された地域または部門別の取締役会、責任者または代理機関に取締役会が適切と判断する時期および条件において、委譲または付与することができる。取締役会はさらに、任意の者をHSBCホールディングスの代理人に任命し、取締役会が適切と判断する条件の下で取締役会の権限、権能および裁量権のいずれも当該の者に委譲することができる。

取締役会は、HSBCホールディングスの日々の経営を最高経営責任者に委任するが、運営プラン、リスク選好度および業績目標、運営管理および監視手順、信用、市場リスク上限、買収、処分、投資、設備投資または現金化またはベンチャーの新設、特定の幹部人事ならびにバランスシート・マネジメント方針に対する実質的な変更等を含む一定事項に関する承認権は取締役会が留保する。

取締役会

2015年度には7回の取締役会および4回の戦略会議が開催された。各年度の取締役会のうち少なくとも1回は、英国外の主な戦略的場所で開催される。2015年度には、香港および中国本土で取締役会が開催された。

下表は、2015年度中の全ての取締役会および委員会の会議へのそれぞれの取締役の出席状況を示す。

2015年度には、非執行取締役および上級独立非執行取締役が、業務執行取締役が出席しない会議を定期的に行い、グループ会長の業績評価もその議題に含まれた。

2015年度の取締役会および委員会の出席状況

	年次 株主総会	取締役会	グループ監 査委員会	グループ・ リスク 委員会	グループ報 酬委員会	指名委員会	金融システ ム脆弱性 委員会	企業行為お よび企業価 値委員会	慈善・地域 社会投資 監督委員会
開催回数	1	7	7	10	10	5	7	5	3
グループ会長									
ダグラス・フリント	1	7	-	-	-	-	-	-	-
執行取締役									
スチュワート・ガリバー	1	7	-	-	-	-	-	-	-
イアン・マッケイ	1	7	-	-	-	-	-	-	-
マーク・モーゼス	1	7	-	-	-	-	-	-	-
非執行取締役									
フィリップ・アミン	1	7	7	-	-	-	-	-	-
キャサリン・ケイシー	1	7	7	-	-	-	7	-	-
サフラ・カツツ（注1）	1	7	-	-	-	-	-	-	-
ローラ・チャ	1	7	-	-	-	4/5	-	4/5	3
ロード・エヴァンズ・オ ブ・ウェアデール	1	7	-	-	-	-	7	5	3
ジョアキム・ファーバー	1	7	-	10	-	-	-	-	-
ロナ・フェアヘッド	1	7	-	-	-	4/5	7	-	-
サム・レイドロー	1	7	-	-	10	5	-	-	-
アイリーン・リー（注 2）	-	3/3	-	-	-	-	-	-	-
ジョン・リブスキー	1	7	-	10	10	5	-	-	-
レイチェル・ロマックス （注3）	1	7	7	10	-	2/2	-	5	-
ハイディ・ミラー	1	7	-	10	-	-	-	3/5	-
サー・サイモン・ロバー トソン（注5）	1	7	-	-	10	3/3	2/2	-	-
ジョナサン・サイモンズ	1	7	7	-	-	-	-	5	-
ポリーン・ファン・デ ル・ミア・モール（注 4）	-	2/2	-	-	-	-	-	-	-

1 2015年12月31日に取締役を辞任。

2 2015年7月1日に取締役に任命された。

3 2015年4月24日に指名委員会委員に任命された。

4 2015年9月1日に取締役に任命された。

5 2015年4月24日に金融システム脆弱性委員会および指名委員会委員を辞任。

取締役会のバランスおよび取締役の独立性

取締役会は、その大半を独立非執行取締役が占めている。取締役会は、2016年度年次株主総会の終了時点で18人の取締役（グループ会長、業務執行取締役および14人の独立非執行取締役）によって構成されることとなる見込みである。取締役会の規模は、事業の複雑さおよび地理的広がり、ならびに、当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みを支えるために存在する様々な委員会に起因して取締役に課される多大な時間の要求に照らして、適当であると考えられる。

指名委員会は、組織構成、規模、人員構成（技能、知識、経験、独立性および多様性を含む。）を定期的に見直し、かかる変更に関して取締役会に対して助言をする。

取締役会は、従業員基盤に関する民族、年齢およびジェンダーの多様性に対する当グループの戦略的焦点と一致する、取締役会の多様性に関する方針を採用した。取締役会の多様性に関する方針の詳細については、本項後述の「指名委員会」を参照のこと。

取締役会は、全ての非執行取締役が独立していると捉えている。取締役会は、独立性を判断する際、非執行取締役の任期の計算について、HSBCホールディングスの取締役として任名された後に株主に選任された日付を起算日としている。サム・レイドロウが7年超にわたって取締役を務めてきたほか、ロナ・フェアヘッドおよびサー・サイモン・ロバートソンは9年超にわたって取締役を務めてきており、その点のみに関しては、英国コーポレート・ガバナンス規範および香港コーポレート・ガバナンス規範に定められた通常の独立性の基準に適合しない。取締役会は、サム・レイドロウ、ロナ・フェアヘッドおよびサイモン・ロバートソンが、それぞれによる経営陣に対する建設的問いかけの水準が保たれていること、および、取締役会の議論への強力な貢献に照らして、その任期の長さにかかわらず、人格および判断の点で独立していると判断した。ロナ・フェアヘッドおよびサー・サイモン・ロバートソンは、2016年度年次株主総会において取締役を退任した。

取締役会は、非執行取締役の判断に影響する可能性のある関係性や状況はなく、そのように見受けられる関係性や状況も重要とはみなされないと結論づけた。

香港証券取引所における有価証券の上場に関する規則に従い、取締役会により独立していると判断された各非執行取締役は、各自の独立性の確認書を毎年提出している。

情報および支援

取締役会は、財務およびその他の戦略的目標、事業展開ならびに投資家および外部との関係性の業績に関する報告を定期的にレビューする。委員会の委員長は、各取締役会において、前回の取締役会後の各委員会の活動状況について報告する。取締役会は、グローバル事業部門および主要地域に対する戦略および展開についての定期的報告およびプレゼンテーションを受ける。当グループのリスク選好、トップリスクおよび新興リスク、リスク管理、信用エクスポージャーならびに当グループの貸付ポートフォリオ、資産および負債の管理、流動性、訴訟、財務および規制上のコンプライアンス、ならびにレピュテーションに関する問題についての定期的報告も提出される。

取締役は、全レベルの経営陣と自由にオープンな接触を持つことができる。社外での取締役会への出席またはその他の理由で出張する際、非執行取締役は、地域の事業運営部門を直接訪問し、現地経営陣と面会する機会を持つことが推奨されている。

グループ会社秘書役の役割

全ての取締役は、取締役会が取締役会の手続ならびに全ての適用される規則および規制を遵守することを確保する責任を負う、グループ会社秘書役の助言およびサービスを受けることができる。

グループ会長の指示の下、グループ会社秘書役の職責には、取締役会および委員会間ならびに上級経営陣および非執行取締役間の良好な情報の流れを確保することに加え、就任を促進し、必要に応じた専門的能力を開発することが含まれている。

グループ会社秘書役は、コーポレート・ガバナンスに関する事項について取締役会に助言する責任を負う。

議題および補完資料は、適切に検討する時間を付与し、会議における十分な議論を促進するため、全ての取締役会議および取締役会の委員会会合の前に配布される。全ての取締役は、全ての関連情報を完全かつ適時に入手することができ、必要であれば、個別の専門的助言をHSBCホールディングスの費用負担で受けることができる。

新任研修

新任取締役に関しては、各人に合わせた正式な新任研修プログラムが手配される。このプログラムは、個々の取締役のニーズに基づき、それぞれの取締役の技能および経験に応じて様々である。典型的な新任研修プログラムは、新任取締役が事業に習熟することを可能にするための他の取締役および上級業務執行役員との一連の会議によって構成される。取締役は、取締役の職務および責任に関するグループ会社秘書役からの総合的ガイダンスも受ける。

研修および能力開発

取締役のための研修および能力開発が提供されている。業務執行取締役は、当グループの事業部門および機能部門の上級経営陣との間の日常の交流および報告を通じてそれぞれの技能および知識を発展させ、更新する。非執行取締役は、内部の研修および能力開発の資源にアクセスすることができ、必要に応じて個人に合わせた研修も提供される。会長は、グループ会社秘書役の支援を得て、それぞれの取締役の研修および能力開発を定期的にレビューしている。

取締役は、年度中に以下のテーマに関する研修を履修した。

- Y 米国の特定の銀行の投資活動を対象とするボルカー・ルール
- Y 英2014年金融サービス（銀行改革）法（シニア・マネージャー制度を含む。）
- Y 財務および規制上の報告の状況の変化

下表は、それぞれの取締役が2015年度中に履修した研修および能力開発の要約である。

研修および能力開発

	研修分野			
	規制改正の動向	コーポレート・ガバナンス	金融業界の動向	取締役会委員会 関連事項の概況
執行取締役				
ダグラス・フロント	27 13	27 13	27 13	27 13
スチュワート・ガリバー	27 13	27 13	27 13	27 13
イアン・マッケイ	27 13	27 13	27 13	27 13
マーク・モーゼス	27 13	27 13	27 13	27 13
非執行取締役				
フィリップ・アミン	27 13	27 13	27 13	27 13
キャサリン・ケイシー	27 13	27 13	27 13	27 13
サフラ・カツ	27 13	27 13	27 13	27 13
ローラ・チャ	27 13	27 13	27 13	27 13
ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデル	27 13	27 13	27 13	
ジョアキム・ファーバー	27 13	27 13	27 13	27 13
ロナ・フェアヘッド	27 13	27 13	27 13	27 13
サム・レイドロー	27 13	27 13	27 13	27 13
アイリーン・リー		27 13	27 13	27 13
ジョン・リプスキー	27 13	27 13	27 13	27 13
レイチェル・ロマックス	27 13	27 13	27 13	27 13
ハイディ・ミラー	27 13	27 13	27 13	27 13
サー・サイモン・ロバートソン	27 13	27 13	27 13	27 13
ジョナサン・サイモンズ	27 13	27 13	27 13	27 13
ボリーン・ファン・デル・ミーア・モール	27 13	27 13	27 13	27 13

取締役会の業績評価

取締役会は、取締役会および委員会の有効性に関する定期的な評価に取り組んでいる。2014年度に、取締役会および委員会の有効性のレビューが、独立した第三者機関であるバルコ・リミテッド¹により実施された。

- 1 当社が法的サービスの提供を随時委託している法律事務所が、バルコ・リミテッドの株式の20%を保有している。バルコ・リミテッドは、当社とその他の関係を有していないと確認した。

2014年度のレビュー結果は、取締役会に提出され、2015年度中に、行動計画が策定され、当該行動の進捗状況が取締役会に対して報告された。2014年度のレビューが取り上げたテーマおよび実行された行動は、以下を含む。

取締役会の有効性に関する2014年度のレビュー

テーマ	実行された行動
当グループと子会社との間の相互作用を調和させる	グループ監査委員会およびグループ・リスク委員会への重要な問題の報告における透明性を高めるため、および、委員会の間のコミュニケーションの改善をもたらすために、主な子会社および特定のグローバル事業部門に係る地域リスク委員会および監査委員会のガバナンス取決めが改善された。
取締役会の多様性を高め、アジア / 中国での事業の実績を有する取締役の採用を考慮する	アイリーン・リーが2015年7月に取締役に任命された。
高優先順位の戦略的問題（中でも特に技術）に焦点を合わせつつ、取締役会の議題のバランスを保つ努力を継続する	会議におけるこれらの問題の議論のための追加的時間が引き続き設けられた。グループ最高執行責任者は当グループのグローバル変革プログラムに関する最新情報を提供し、最高技術責任者も2015年度の新たな技術戦略のプレゼンテーションを行った。
シニア・マネージャー制度に関連する移行プロセスに対処するために取締役会の時間を配分する	シニア・マネージャー制度の準備が、取締役会の定例の議題となった。
上級独立取締役は規制機関および全ての取締役との間の関係を構築する	規制機関、取締役および株主との会議が当期中に開催された。

取締役の業績評価

各非執行取締役個人の業績の評価は、毎年、グループ会長により行われる。かかる評価を行う際、グループ会長は、各取締役個人の貢献度について議論し、研修および能力開発の必要性を調査し、取締役がより大きく貢献できると考える領域に関するインプットを試み、また、取締役が必要な業務時間を提供し続けられるか否かを議論する。個人評価に基づき、グループ会長は、全ての非執行取締役は、引き続き良好な業績を見せ、HSBCのガバナンスに積極的に貢献し、各々の職責を十分に果たしていることを確認した。

各業務執行取締役個人の業績の評価は、全ての従業員の業績管理プロセスの一環として行われ、その結果は、毎年の変動給与を決定する際にグループ報酬委員会により検討される。

上級独立非執行取締役が代表する非執行取締役は、グループ会長の業績を評価する責任を負っている。

取締役会は、各業績評価から生じた行為の実行を監視する。

取締役会は、取締役会、委員会および取締役個人の業績評価を継続して毎年行い、少なくとも3年に一度は独立した外部の意見も必要に応じて評価プロセスに取り入れることを意図している。2015年度の業績評価のためのレビュー・プロセスが、独立の第三者機関であるJCAグループにより現在進められている。

株主との関係性

全ての取締役は、過半数株主の見解に関する理解を深めることが推奨されている。非執行取締役は、アナリストの発表会および機関投資家やその代表団体の会合に招待される。当年度中に、グループ会長および主な委員会の委員長が主催したコーポレート・ガバナンスのセミナーがロンドンで開催され、多数の機関投資家株主とその代表機関が招待された。

全ての業務執行取締役およびその他一定の上級業務執行役員は、機関投資家と定期的に会合を開く。取締役会は、機関投資家やブローカーとの会合のフィードバック、アナリストの予測、リサーチレポートおよび株価変動データからの情報を含むIR活動報告書を定期的に受領する。また、取締役会は、取締役会のコーポレート・ブローカーからの報告書を定期的に受領する。

当グループの株主とのコミュニケーション方針は、[hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/corporate-governance-codes](https://www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/corporate-governance-codes)に掲載されている。

上級独立非執行取締役を含む非執行取締役、指名委員会委員長および報酬委員会委員長は、2015年度中の複数の機会に、コーポレート・ガバナンスのテーマおよび役員報酬について議論するために、機関投資家およびその代理人と会合を持ち、または連絡をとった。

グループ会長、グループ・チーフ・エグゼクティブ、グループ・ファイナンス・ディレクター、グループ最高リスク責任者またはその他の役員を通じた通常の窓口では解決できずまたはかかる窓口が適当でない懸念を株主が抱いた場合には、上級独立非執行取締役であるレイチェル・ロマックスが株主に対応する。ロンドンE14 5 HQ、8 カナダ・スクエアに所在するグループ会社秘書役を介して同氏に連絡することができる。

利益相反、取締役に対する補償および重要な契約

取締役会は、取締役の利益相反に関する方針および手続を採用し、かかる状況における承認条件を決定することができる。利益相反が発生した場合には、取締役会の利益相反に関する承認権限が効率的に機能しており、かかる手続も遵守されている。随時承認された状況的な利益相反およびかかる許可条件の見直しは、取締役会により毎年行われる。

通常定款は、取締役が、特定の責任について受けた第三者からの請求に対し、HSBCホールディングスの資産以外から補償を受領する権利を有する旨、定めている。全ての取締役は、取締役および役員の損害賠償保険を利用することができる。

取締役はいずれも、本年度中または年度末において、HSBCカンパニーとの重要契約について、直接または間接的に、重要な利害関係を有していなかった。

取締役会委員会



取締役会は、取締役、グループ・マネージング・ディレクター、ならびに、金融システム脆弱性委員会および慈善・地域社会投資監督委員会においては取締役会外から選出された委員により構成される、多数の委員会を設置した。委員会の主な役割は前述のとおりである。各非執行取締役会委員会の委員長は、各取締役会議において、前回の取締役会議以降の委員会の活動について口頭で報告する。

グループCEOが委員長を務めるグループ経営委員会（以下「GMB」という。）は、グループCEOが取締役会から委任された権限に従ってHSBCホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社の日常の事業を管理するのを支援するために、グループCEOが要請する勧告および助言を提供する経営陣の議論の場である。

グループCEOからの権限の委譲に基づいて活動するグループ最高リスク責任者は、GMBの定期リスク管理委員会の議長を務める。リスク管理委員会は、あらゆるリスクの企業全体の管理に関する戦略的方向性および監督を提供し、当グループにおけるリスク管理についての方針およびガイドラインを制定し、維持し、および定期的に見直すために行われる。

グループ監査委員会

委員

ジョナサン・サイモンズ（委員長）

フィリップ・アミン

キャサリン・ケイシー

デービッド・ナッシュ

取締役会は、実施されたレビューに基づき、グループ監査委員会の各委員が、SECの基準に照らして独立しており、サーベンス・オクスリー法第407条の目的上の監査委員会金融専門家とみなすことができ、英国および香港のコーポレート・ガバナンス規範の目的上の最近の関連金融専門知識を有すると認められることを確認した。同委員会は、2015年12月31日に終了した年度の法定監査市場に関する英国競争・市場局の最終命令の関連部分を遵守した。

役割および責任

グループ監査委員会の役割および責任は、同委員会の付託事項に定められており、当グループのウェブサイトのwww.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committeesで閲覧することができる。

グループ監査委員会の重要な責任領域には、以下が含まれる。

- Y 財務書類の完全性について、監視を行うこと。
- Y 財務報告に係る内部統制システムを監督すること。
- Y グローバル内部監査機能部門の有効性について、監視および見直しを行うこと。
- Y 当社の財務および会計に関する方針および実務の見直しを行うこと。
- Y 外部監査役の監督および報酬付与を行うこと、ならびに外部監査役の任命について取締役会に助言を行うこと。
- Y 再建および破綻処理計画に関する管理手段の見直しを行うこと。

ガバナンス

グループ監査委員会は2015年度中に7回の会議を開催した（グループ・リスク委員会との合同会議1回を含む。）。現在のグループ監査委員会委員の出席状況は、本項前述の「2015年度の実績概要および委員会の出席状況」の表に記載のとおりである。グループ・ファイナンス・ディレクター、グループ最高会計責任者、グループ内部監査部門ヘッドおよび上級経営陣のその他のメンバーが、招請に基づいて、それぞれの専門分野に関連する議論に貢献するためにグループ監査委員会の会議に出席した。外部監査人であるPwCも全ての会議に出席したほか、内部および外部の監査人とのカメラによるセッションが全ての会議の中で設けられた。グループ監査委員会委員長は、議題の立案および年度中に発生した具体的問題について議論するために、多数の出席者との別途の定例会議を開催した。グループ監査委員会委員長が、それぞれの会議の後に重要な事項を取締役に報告したほか、グループ監査委員会の議事録が全取締役に提供された。

2015年度中に、様々な委員会全体を通じた説明責任に焦点を合わせる手段として、および、財務報告または内部統制に関連する問題のエスカレーションを可能にするために、会計および統制の成熟度マップが策定された。

グループ監査委員会はグループ・リスク委員会（GRC）と緊密に連携し、グループ監査委員会とグループ・リスク委員会との間で共通する分野を定義し、洗い出すことによって両委員会間の重複を回避するための会議を2015年度中に開催した。この作業から、グループ監査委員会が再建および破綻処理計画について説明責任を負うという結論が導き出された。グループ監査委員会は、内部統制の枠組みの根本的な部分であるデータの完全性および質、ストレステストおよびオペレーショナル・リスクの枠組みについて説明責任を負う。

主な子会社の監査およびリスク委員会の委員長の年次会議が2015年6月に開催され、報告に関する規約の改善、当グループ、地域、国および事業分野のレベルにおける役割および説明責任系統に関する理解の明確化がもたらされた。改善された業務規約の適用が2016年度中に詳細に監視され、次回年次会議の際にそのレビューが行われる。

委員会による職責の遂行

財務報告

後述の「2015年度中に検討された重要な会計上の判断」の表は、当年度中に検討され、措置が講じられた主な分野を示す。

グループ監査委員会は、HSBCの財務上および会計上の判断、ならびに、当グループの活動および業績に関する四半期および年次の報告へのその適用のレビューを行った。加えて、グループ監査委員会は、外部のアナリストによるプレゼンテーションおよび10項目の戦略的アクションに含まれる主な財務指標（中でも特にリスク加重資産に関する計画）の精査を行った。

法務上および規制上の環境が監視され、法令、規制、会計方針および慣行の変化が考慮された（IFRS第9号「金融商品」およびバーゼル / CRD の実施プログラムにおける展開を含む。）。

内部統制およびリスク管理

当グループは、サーベンス・オクスリー法第404条の要件に従って、財務報告に係る内部統制の有効性の年次評価を実施した。

グループ監査委員会が、財務報告に係る当グループの内部統制システムおよび同システムに影響を及ぼす2015年度中の展開のレビューを行った。グループ監査委員会は、同システムの有効性の評価に用いられるプロセスを検討するとともに、経営陣によるCOSOの枠組みへの移行を監督した。移行プロセスには、全ての法人レベル全体にわたる統制のアップグレードの包括的プログラムが含まれている。この作業では、要求される基準を満たさなかった法人レベルの統制に焦点が合わされ、グループ監査委員会は、それぞれの会議の際に経営陣からの進捗の最新情報の提供を受けた。加えて、ITのアクセス管理に関する統制の是正および財務報告に対する影響を軽減するために必要な財務統制に、特別な重点が置かれた。グループ監査委員会は、この新たな枠組みを適用し、取締役会による内部統制の全体的評価の一環として財務報告に係る内部統制システムの有効性を評価した。取締役会による評価については、本項後述の「内部統制」の項目を参照のこと。

内部監査

グループ監査委員会は、内部監査部門の年次計画、資源および予算を承認し、グループ内部監査部門ヘッドの業績を検討した。その役割にはグループ監査委員会委員長への報告が含まれるので、年度中に頻繁な会議が開催された。グループ監査委員会は、経営陣が出席しない定期的なグループ内部監査部門ヘッドとの会議を行った。

グループ監査委員会は、グローバル内部監査機能部門の業績および有効性を毎年評価する。グループ監査委員会による有効性レビューは、同機能部門の作業の範囲およびそのチームの機能の十分さに及ぶ。グループ監査委員会はグローバル内部監査機能部門が有効性を保っていると判断した。グローバル内部監査憲章はHSBCのウェブサイトのwww.hsbc.com/investor-relations/governance/internal-controlで閲覧することができる。

全ての委員会にわたってグローバル内部監査報告を能率化し、テーマ別の主な問題が適切に強調されることを確保するための作業が当年度中に実施された。これらの項目には、例えば、法人レベルの統制の是正、金融犯罪対策コンプライアンスのプロジェクトの実施、ならびにシステムおよびデータのセキュリティが含まれていた。監査の結論および未解決の監査勧告の解決までの追跡に関する経営陣向け情報の強化も図られた。この強化によって、監査勧告とシニア・マネージャーの個々の説明責任がより一致した。

重要なプロジェクトの実施に関する全ての委員会にとっての保証を強化するために、当年度中に追加的資源が内部監査部門に付与された。

外部監査

2013年度に実施された競争入札手続の後、2015年度年次株主総会でプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー（以下「PwC」という。）が正式に当グループの外部監査人に任命された。グループ監査委員会がこの外部監査人との非公開の会議を行った一方、グループ監査委員会委員長は年度全体を通じてこの監査パートナーとの定期的連絡を保った。

グループ監査委員会はPwCによる2015年度の監査のアプローチおよび戦略を精査した。

2015年12月31日に終了した年度に関してPwCに支払われた報酬は98.4百万米ドルとなり、うち35百万米ドルの支払義務は非監査業務に関連して発生した。非監査業務は支払義務のある報酬合計の35.6%を占めた。2015年度中にPwCにより提供された非監査業務は全て、監査の独立性に関する方針に従って事前にグループ監査委員会の承認を

受けた。この方針は、業務が相互的なまたは相対立する利益を生じさせず、PwCが自身の作業の監査を行う立場に立たないことを確認するための、枠組みを規定している。

過去3事業年度のそれぞれに関して監査人に支払われた報酬の詳細な内訳については、財務書類注記7を参照のこと。

グループ監査委員会はPwCが独立していると判断し、PwCは、その職業倫理基準に従い、2015年12月31日に終了した事業年度中の独立性を確認する書面をグループ監査委員会に提出した。

そのため、グループ監査委員会は、監査人としてのPwCの再任を取締役会に提案した。PwCの再任および2016年度のその監査報酬に関する議案が2016年度年次株主総会で承認された。

内部告発

グループ監査委員会ならびに企業行為および企業価値委員会は、当グループの内部告発手続の見直しについて責任を負う。グループ監査委員会は、これらの手続に基づいて提起された懸念のうち、会計、会計の内部統制または監査業務に関連する事項、および、それに関連して経営陣が講じた措置について定期的に最新情報の報告を受けた。

継続中の展開

グループ監査委員会は、年度全体を通じて、IFRSの財務会計の進展および新たな報告要件を含む幅広い事項に関するプレゼンテーション、ならびに規制環境の展開に関する概要説明を受けた。

委員会の有効性

取締役会の全体的業績評価の一環として、グループ監査委員会の有効性が評価された。

財務報告の監督に係るガバナンス構造

権限保持機関	委員	含まれる責任	
取締役会	業務執行取締役および非執行取締役	Y	財務報告
		Y	財務担当上級役員の任命
開示委員会	当グループのファイナンス・ディレクター、最高リスク責任者、最高法務責任者、最高会計責任者、会社秘書役、最高執行責任者、投資家リレーションズ部門ヘッド、コミュニケーション部門ヘッド、ならびに戦略・企画部門ヘッド	Y	投資家との間の当グループの重要なコミュニケーションの精査
		Y	グループ・チーフ・エグゼクティブおよびグループ・ファイナンス・ディレクターによる1934年証券取引所法に基づく財務報告関連のそれぞれの義務の遂行の支援
		Y	情報が適切かつ適時に開示されることを確保するために定められた統制および手続の有効性の監視およびレビュー
主な事業子会社の監査委員会（または同等な機関）	独立非執行取締役および／または、その場合に応じて当該子会社またはグローバル事業部門の業務に関する機能上の責任系統に属さないHSBCグループ従業員	Y	当該子会社または事業部門の財務諸表および財務報告に係る内部統制についてのグループ監査委員会への要求された保証の年2回の提供
		Y	財務報告に係る統制に関連する重要な問題についてのグループ監査委員会への定期的報告

2015年度に実施された主な活動には、以下の項目が含まれる。

主な分野	実施された活動
外部監査人	当グループの外部監査人としてのプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーの初年度の監督およびその有効性の評価。外部監査人の評価に当たって、監査プロセスに関するフィードバックを得るために監査評価質問状が使用される。加えて、最良慣行に照らした評価が実施される。評価においては、全体的な監査プロセス、その有効性およびアウトプットの質に焦点が当てられる。
COSOの枠組みの導入	グループ監査委員会は、COSOの内部統制の枠組みへの移行を緊密に監視した。移行プロセスには、法人レベルの統制のアップグレードの包括的プログラムが含まれている。
ITアクセス管理に係る統制	グループ監査委員会にとっての2015年度の重要な課題は、財務報告プロセスで使用されるオペレーティング・システム、アプリケーションおよびデータへのアクセス権に関連する進捗の追跡であった。この分野は内部監査部門により改善を要することが指摘されており、HSBCのオペレーション、サービスおよび技術部門ならびに財務機能部門が関係する重要な作業プログラムが進められてきている。
ヘッジ会計の見直し	グループ監査委員会は、多数の国における特定のヘッジ会計処理業務に関連して特定された問題に対処するための是正作業を監督した。

2015年度中に検討された重要な会計上の判断には、以下の項目が含まれる。

主な分野	講じられた措置
法的手続および規制上の 事案に関する引当の適 切性	グループ監査委員会は、法的手続および規制上の事案に関連する引当金の認識および額、偶発債務の存在、ならびに、引当金および偶発債務に関連する開示に関する経営陣からの報告書を受領した。対処した具体的領域には、外国為替市場でのトレーディング活動に関する米国の規制機関および法執行機関による調査、ならびに多数の法域における外国為替トレーディング活動に関連する競争法上の調査に起因する引当金の計上が含まれていた。グループ監査委員会は、多数の税務行政当局、規制当局および法執行当局によるHSBCのスイスのプライベート・バンクの調査に関連する引当金および偶発債務、ならびに米国の証券関連訴訟（以下「ジャフィー事件」という。）に関連する引当金の測定についての経営陣の判断も検討した。
四半期および年次の報告	グループ監査委員会は四半期および年次の報告に関連する主な判断のレビューを行った。加えて、グループ監査委員会は、外部アナリストによるプレゼンテーションおよび10項目の戦略的アクションに含まれたその他の重要財務指標についても検討した。
貸倒、引当および費用計 上	グループ監査委員会は個人向け貸付およびホールセール貸付に関連する減損引当金のレビューを行った。個人向け貸付に関する重要な判断および見積には、リテールのローン・ポートフォリオ全体にわたる損失発生期間の精査が含まれた。ホールセール貸付に関しては、石油・ガス価格の下落、フォルクスワーゲンの自動車排ガス・スキャンダル、および、中国本土で信用の質に影響を及ぼす経済要因のトレンドがホールセール貸付の減損に及ぼす潜在的影響、ならびに、経済要因に関する引当金の調整の判断および注目を要する個々の貸倒れ事例について検討した。中でも特に、グループ監査委員会は、特定された個々の事例について2015年12月31日現在で認識された貸倒引当金の追加としての、石油・ガスへのエクスポージャーに係る集合的減損引当金の判断による認識の情報を示す経営陣の判断および仮定の検討を行った。
金融商品の評価	グループ監査委員会は、金融商品の公正価値決定に含まれた主な評価指標および判断のレビューを行った。グループ監査委員会は、評価の統制の枠組み、評価指標、重要な年度末判断および評価に関連する最近のテーマについて検討した。
存続可能性ステートメン ト	取締役は、現在では、英国コーポレート・ガバナンス規範に基づいて、当グループおよび親会社は今後3年間にわたって事業を継続し、期日に債務を履行することが可能であると信じるかどうかを宣言する義務を負っている。グループ監査委員会は、存続可能性ステートメントの公開に関連する強化されたガバナンス要件について当年度中に検討した。
英国顧客への賠償	グループ監査委員会は、英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）との協議が必要な、英国での支払補償保険（以下「PPI」という。）契約の不適正販売の損害賠償に関する引当て（提案されている請求の消滅時効についての経営陣の判断を含む。）について検討した。グループ監査委員会は、過去のPPI商品の販売に関連する手数料水準の開示懈怠に関する2014年の英国の判例（以下「プレヴィン事件」という。）の影響と、英国の消費者信用法の違反に関連する負債の検討を行った。
交通銀行（以下 「BoCom」という。） の減損テスト	当年度中に、グループ監査委員会はBoComへのHSBCの投資の減損の定期レビューおよび投資の減損が生じていない旨の経営陣の結論の検討を行った。IFRSは、関連会社への投資の減損テストを行う際に、公正価値および使用価値のうち高い方と帳簿価額とを比較することを要求している。グループ監査委員会は、この分野における経営陣の作業の多数の側面を精査した（将来のキャッシュ・フローの予測および割引率に関する見積りおよび仮定に対する減損レビューの結果の感応度を含む。）。
のれんの減損テスト	グループ監査委員会は、2015年7月1日現在の年次のれん減損テストの結果として特定された減損がないことを認識した。しかし、2015年12月31日現在の減損の兆候の精査では減損の兆候が特定され、その結果、GPB欧州およびGB&M北米の正式な再テストが行われた。これらのCGUに関する結果は主な仮定への依存度が高く、強化された開示の対象となる。

繰延税金資産の認識 グループ監査委員会は、当グループの繰延税金資産の回収可能性の検討に当たって、米国およびブラジルにおける繰延税金資産の認識ならびに関連する将来の課税所得の予測のレビューを行った。

グループ・リスク委員会

委員

ジョアキム・ファーパー（委員長）

ジョン・リブスキー

レイチェル・ロマックス

ハイディ・ミラー

役割および責任

グループ・リスク委員会の役割および責任は、その付託事項に定められている。同委員会の付託事項は、当グループのウェブサイトの<http://www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committees>で閲覧することができる。

グループ・リスク委員会の重要な責任領域には、以下が含まれる。

- Y 取締役会に対し、リスクに関する高水準の事項およびリスク・ガバナンス（現在および将来のリスク・エクスポージャー、将来のリスク戦略および当グループ内のリスク管理を含む。）について助言を行うこと。
- Y 取締役会に対し、リスク選好度およびリスク許容度について助言を行うこと。
- Y 当グループのリスク管理システムの枠組みおよび内部統制システム（グループ監査委員会の責任に帰属する内部の財務統制システムを除く。）の有効性の見直しを行うこと。
- Y トップリスクおよび新興リスクを含め、エグゼクティブによるリスクのコントロールおよび管理の監視を行うこと。
- Y リスク選好度に照らした報酬の調整について、グループ報酬委員会に助言を行うこと。

ガバナンス

グループ・リスク委員会は、当グループ全体にわたるリスクの監督についての全般的非執行責任を負っている。

HSBCのいずれの行動も、リスクの測定、評価、許容および管理、またはリスクの組合せを伴う。取締役会は、グループ・リスク委員会の助言を得て、リスクに対する当グループの態度を形作る強力なリスク・ガバナンス文化を要求し、推進している。取締役会およびグループ・リスク委員会は、当グループが直面するリスク環境、トップリスクおよび新興リスクの継続的監視、ならびに軽減措置の計画および実施による強力なリスク管理の枠組みの維持および発展を監督する。

特定のリスク分野の監督は、HSBCが責任をもって事業を遂行するとともに継続的にHSBCバリューを遵守することを確保するために、企業行為および企業価値委員会によって、ならびに、資金洗浄防止、制裁、テロリストへの資金提供および武器拡散への資金提供に関連する事項については金融システム脆弱性委員会によって行われている。両委員会は、それぞれの責任分野に関する最新情報を定期的にグループ・リスク委員会に報告する。

グループ・リスク委員会は、グループ監査委員会とともに、子会社の非執行リスク委員会および監査委員会の中核的付託事項を定めた。

グループ・リスク委員会は2015年度中に10回の会議を開催しており、グループ・リスク委員会委員の出席状況は本項前述の「2015年度の取締役会および委員会の出席状況」の表に記載のとおりである。グループ最高リスク責任者、グループ・ファイナンス・ディレクター、グループ最高法務責任者、グループ内部監査部門ヘッド、規制コンプライアンス部門グローバル・ヘッド、金融犯罪対策コンプライアンス部門グローバル・ヘッド、および上級経営陣のその他のメンバーが、それぞれの専門分野に関連する議論に寄与するために招請に基づいてグループ・リスク委員会の会議に出席した。グループ・リスク委員会委員長は、具体的問題について議論するためにこれらの参加者の多数との会議を別途開催した。

グループ・リスク委員会は、重要な重複のある分野への対処が適切に行われることを確保するために、グループ監査委員会と緊密に協力した。グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会は、両委員会間の共通分野への対処および不要な重複の回避のために、2015年度中に合同会議を行った。委員会は、地域およびグローバル事業部門のリスク委員会および監査委員会との強固な一致を構築する重要性についても議論し、委員会間のコミュニケーション改善に向けた提案を実施した。

主な地域およびグローバル事業部門の監査委員会およびリスク委員会の委員長の議論の場が2015年6月に設けられ、報告に関する規約の改善、当グループ、地域、国および事業分野のレベルにおける説明責任系統に関する理解の明確化がもたらされた。改善されたこの規約の適用は、当年度中に詳細に監視され、次回年次会議の場でそのレビューが行われる。

グループ・リスク委員会は、経営陣が出席しないグループ最高リスク責任者およびグループ内部監査部門ヘッドのとの会議を行った。グループ・リスク委員会委員長が、それぞれの会議の後に重要な事項を取締役会に報告したほか、会議の議事録が全取締役役に提供された。

委員会による職責の遂行

グループ・リスク委員会は、同委員会のそれぞれの会議において、当グループのリスク選好ステートメント、（グローバル事業部門全体にわたるリスクの種類別に当グループのリスク・プロファイルが記述された）リスク・マップのレビューを行うとともに、トップリスクおよび新興リスク（ならびに特定されたリスクの軽減措置）を経営陣とともに監視した。

トップリスクおよび新興リスク、リスク・マップならびに当グループのリスク選好に関する詳細な情報については、「第3 - 4 事業等のリスク」の「リスク選好」および「全社的リスク管理手段」を参照のこと。

グループ・リスク委員会は、特定されたリスク関連の問題に関する報告および最新情報を、詳細な検討のために経営陣に求めたほか、リスク管理委員会で議論された事項に関する定期的報告を受けた。加えて、グループ・リスク委員会は、2015年度中に、それぞれのグローバル事業部門のリスク管理の枠組みに関するプレゼンテーションを受けるために、当該部門の上級経営陣を招請した。グループ・リスク委員会は、その結果としてリスク環境に関する議論が強化されたことを歓迎しており、2016年度全体を通じてこのプレゼンテーションのサイクルを継続する予定である。

グループ・リスク委員会にとっての2015年度中の特別な焦点は、執行リスクに対する当グループのエクスポージャーであった。グループ最高執行責任者からの定期的報告が受領されるとともに、同責任者がグループ・リスク委員会に出席し、当グループの最も優先順位の高いプログラムの状況と、特定されたリスクを適切に管理するために実施されている軽減手段に関する最新情報を同委員会に提供した。

上記の事項への対処に加えて、グループ・リスク委員会は多数の主要分野にも焦点を合わせた（下表に記載するものを含む。）。

内部統制およびリスク管理

グループ・リスク委員会は、当グループのリスク管理の枠組みおよび（グループ監査委員会が担当する財務内部統制以外の）内部統制システム、ならびに2015年度の過程でこれらの分野に影響を及ぼす展開のレビューを行った。委員会は、そのレビューを実行するのにあたって、事業リスクおよびオペレーショナル・リスクの定期的評価、グループ最高リスク責任者およびグループ内部監査部門ヘッドからの定期的報告、全ての内部統制を取り上げるグローバル事業部門のリスク管理の枠組みの年次レビューに関する報告、主な子会社のリスク委員会からのグループ・リスク委員会宛て半期確認書、ならびに、内部統制の弱点に起因する重大な損失、偶発事象または不確実性が発生しなかったかどうかを確認する報告を受領した。グループ・リスク委員会は、これらの結果に照らして、取締役会による承認の前に内部統制システムに関するステートメントの評価を行った。システムの有効性に関する取締役会の評価については、「内部統制」の項目を参照のこと。

継続中の展開

グループ・リスク委員会は、年度全体を通じて、幅広い事項に関するプレゼンテーションを受けた（ボルカー・ルールのガバナンスおよび、規制環境の展開に関する概要説明を含む。）。

委員会の有効性

取締役会の全体的業績評価の一環として、グループ・リスク委員会の有効性が評価された。

主な活動および検討した主な問題には以下が含まれる。

主な分野	実行された行動
グループ・リスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）およびRASに照らした当グループのリスク・プロファイルの監視	グループ・リスク委員会は、2015年度のグループRAS指標の改訂に関する経営陣の提案を精査した。委員会は、精査の後、グループRAS（費用対効果、普通株式等Tier 1 資本比率およびソブリン・エクスポージャー・レシオなどの多数の精緻化が含まれている。）を取締役に提案した。 グループ・リスク委員会は、RASに定められた主要業績指標に照らして定期的に当グループのリスク・プロファイルのレビューを行った。委員会は、リスクに関する経営陣の評価のレビューを行い、経営陣が予定する軽減措置を精査した。
BoEストレス・テスト	グループ・リスク委員会は、BoEストレス・テストの実践を監視し、規制機関への提出前にストレス・テストの結果を精査した。委員会は、BoEストレス・テストの実践の過程で報告を受け、ストレス・テストに関連する事項のみを審議するための会議を年度中に3回開催した。 トップリスクおよび新興リスクがグループ・リスク委員会の全ての会議で精査され、経営陣がストレス・テストを通じて脆弱性を評価する必要のある分野が特定された。 グループ・リスク委員会は、このストレス・テストの実践の教訓の精査および当グループのストレス・テストの能力の向上に向けた提案を監督した。内部監査部門は、規制上のストレス・テストのプログラムに関する進捗の評価を行い、その結論および提案をグループ・リスク委員会に報告した。
執行リスク	執行リスクは当グループの戦略の実現に関連するリスクであり、高優先順位のプログラムの進捗および状況は、グループ・リスク委員会の継続的な議題項目である。このリスクの監視、ならびに、経営陣による執行リスクの評価および対応する軽減措置に関する問いかけは、グループ・リスク委員会の優先事項であり続けている。 グループ・リスク委員会は、受領した定期的報告および、特定された具体的問題に関して実施された「ディープ・ダイブ・レビュー」に加えて、内部監査部門がその作業の過程で特定したテーマに関する同部門からの報告を求めた。

法務上および規制上のリスク	グループ・リスク委員会は、法務上および規制上のリスクに関する定期的報告を受領し、これらのリスクを軽減するための経営陣の措置を精査し、この分野における将来の展開が当グループに及ぼす影響を検討した。2015年度においては、多数の税務行政当局、規制当局および法執行当局によるHSBCのスイスのプライベート・バンクの調査に関連するリスクについての報告が前記の対象に含まれていた。
ITおよびデータ関連リスク	グループ・リスク委員会は、当年度中にITおよびデータ関連の多数のリスクについて検討した（インターネット犯罪および不正、データの管理および集計、ならびに情報セキュリティを含む。）。グループ・リスク委員会は、経営陣によるこれらのリスクの評価およびその軽減のための経営陣の措置のレビューを行った。 ITおよびデータ関連リスクは、2016年度中にも引き続きグループ・リスク委員会の重点分野になると予想される。
地政学リスク	グループ・リスク委員会は、地政学リスクに関する定期的報告を受領した（中東における危機、中国本土の減速、および、ギリシャがユーロ圏を脱退して再デノミネーションが行われるリスクを含む。）。経営陣は、これらの問題に対応するための軽減措置の実施に関する最新情報を定期的に提供し、その中には資金洗浄防止、制裁および金融犯罪対策コンプライアンスの統制の強化が含まれていた。グループ・リスク委員会はグループ監査委員会との合同会議も開催し、相互の関心対象分野（法人レベルの統制、オペレーショナル・リスクおよび子会社のガバナンスを含む。）に焦点を当てた。

当グループの重要な種類のリスクの特定、管理および軽減、ならびに当グループにとってトップリスクおよび新興リスクに関する詳細については、それぞれ「第3 - 4 事業等のリスク」の「リスクの概要 - 銀行事業」および「トップリスクおよび新興リスク」の記載を参照のこと。

金融システム脆弱性委員会

委員

ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデル（委員長）

キャサリン・ケイシー

ニック・フィッシュウィック、CMG¹

デーブ・ハーネット、CB¹

ウィリアム・ヒューズ、CBE QPM¹

ネーチャル・サンドウ¹

レオナルド・シュランク¹

ジュアン・サラテ閣下¹

¹ 顧問委員

委員会の作業を支援するために6人の顧問委員が任命されており、地政学リスク、金融犯罪リスク、国際安全保障、サイバーセキュリティおよび法執行関連事項における幅広い経験を有する。

役割および責任

金融システム脆弱性委員会の役割および責任は、その付託事項に定められている。付託事項は、当グループのウェブサイト上の www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committees で閲覧することができる。

金融システム脆弱性委員会の重要な責任領域には、以下が含まれる。

- ¥ HSBCおよびより幅広く金融システムに金融犯罪またはシステム濫用に対するエクスポージャーが起こる可能性がある分野を識別するように企画された統制と手続の枠組みに関するガバナンス、監督および政策ガイダンス。
- ¥ 資金洗浄防止、制裁、テロリストへの資金提供および武器拡散への資金提供に関連する事項につき、規制当局および法執行機関に対する継続的な義務履行に十分な方針および手続の確立、実施、維持および見直しを含めた監督およびこれらの分野で保証を構築するために必要な措置の実施の監督。
- ¥ グローバル基準プログラムの実施に関して当てはまる助言を提供すること。
- ¥ HSBCの情報セキュリティ環境およびサイバーセキュリティの枠組みに関連する事項を監督すること。
- ¥ 取締役会に対し、金融犯罪リスクに関する将来を見据えた視点を提供すること。

金融システム脆弱性委員会は、賄賂および腐敗行為防止に関連する統制の監督の責任を2016年度に引き継ぐ予定である。

金融システム脆弱性委員会は2015年度中に7回の会議を開催した。出席状況は、本項前述の「2015年度の実績概要および委員会の出席状況」の表に記載のとおりである。

金融システム脆弱性委員会による職責の遂行

金融システム脆弱性委員会は、HSBCおよびより幅広く金融システムに金融犯罪またはシステム濫用に対するエクスポージャーが起こる可能性がある分野に焦点を合わせ、リスク・ガバナンスに関するより広範な責任を負うグループ・リスク委員会と緊密に協力した。

金融システム脆弱性委員会の主な活動および同委員会が検討した主な問題は、下表に記載するとおりである。

委員会の有効性

取締役会の全体的業績評価の一環として、金融システム脆弱性委員会の有効性が評価された。

主な活動および検討した主な問題には以下が含まれる。

主な分野	実行された行動
米国および英国での合意に基づく義務の監督ならびに監視人との間のHSBCの相互作用に関する最新情報の提供	金融システム脆弱性委員会はHSBCと米国の規制機関との間の展開を監視した。監視人との間の相互作用は委員会の議題の主要な部分となった（監視人の作業プログラムへのHSBCの対応およびグローバル基準を定着させるための経営陣による措置の監督を含む。）。金融システム脆弱性委員会は、監視人およびそのチームから、行われたレビューに関する定期的報告および監視人の第1回年次フォローアップ・レビュー報告の結果を受領し、この報告に対応するための勧告および措置について合意した。
金融犯罪対策コンプライアンスおよび関連事項	金融システム脆弱性委員会は、資金洗浄防止と、当グループが米国DPAおよび関連する合意に基づく義務に対処するために実施しているコンプライアンス関連の取り組みの監督を行った（HSBCおよびより広範囲な金融システムにとっての今後あり得るリスク、対応する銀行業務に関連するリスク軽減活動、ならびに関係会社に関連する資金洗浄防止リスクを含む。）。

コンプライアンスの資源確保	金融システム脆弱性委員会は、資源の確保に関するコンプライアンス部門からの報告を精査し、議論した。特に焦点が当てられた分野は、求人活動、資源確保の水準および従業員の育成である。資質を引き付けて定着させるコンプライアンス機能部門の能力は委員会の主な重点分野となっており、今後も同様であると予想される。
制裁	当グループは、グローバル制裁方針を施行している。金融システム脆弱性委員会は、制裁関連事項および当グループの制裁プログラムの遵守の両方に関する最新情報を受領している。
技術およびデータシステム	金融システム脆弱性委員会はFCC IT戦略の実施に関する報告を受領した。金融システム脆弱性委員会は、当年度全体を通じ、情報セキュリティ・リスクの枠組みに関する最新情報をもたらす進捗トラッカーを定期的に監視し、サイバーセキュリティおよび当グループの情報セキュリティ・リスクの枠組みに特に重点を置いた。
報告	金融システム脆弱性委員会は、その活動に関する四半期報告を取締役に提出するほか、グループ・リスク委員会および報酬委員会による規定された事項の検討のために両委員会に適切に最新情報を提供し、実行された主な活動についてコア・アンド・グローバル・カレッジ・オブ・レギュレーターズに報告している。
グローバル基準	金融システム脆弱性委員会は、グローバル基準プログラムの実施に関する経営陣（事業ユニットヘッドを含む。）および内部監査部門からの報告を受領した。
サイバー／情報セキュリティ	金融システム脆弱性委員会は引き続きサイバーセキュリティおよび情報セキュリティの問題に重点を置いた。委員会は、HSBCの情報セキュリティ環境における開発の第1線および第2線の防御に当たっている代表者からの報告を受領し、新興リスクに対処するための予防的手段を監視した。委員会は、HSBCのサイバーセキュリティの枠組みおよびサイバー事故即応準備態勢を改善するためのプロジェクトの進捗も監督した。
顧問委員からの報告	委員会は、委員会の顧問委員がHSBCホールディングス・ピーエルシーの顧問としてのそれぞれの役割において実施した活動に関し、地政学リスク、新たな金融犯罪および情報セキュリティの問題に明確に焦点を当ててこれらの委員から最新報告を受領した。

グループ報酬委員会

委員

サム・レイドロウ（委員長）

ジョン・リプスキー

ポリーン・ファン・デル・ミーア・モール（2016年1月1日から）

ポール・ウォルシュ（2016年1月1日から）

役割および責任

グループ報酬委員会の役割および責任は、その付託事項に定められている。付託事項は、当グループのウェブサイトの www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committees で閲覧することができる。

委員会は、当グループの報酬方針の基本原則、パラメータおよびガバナンスの枠組み、ならびに業務執行取締役およびその他の上級グループ従業員の報酬を設定する責任を負っている。委員会は、当社およびその子会社の報酬方針の有効性のレビューを、一貫性のある効果的なリスク管理の脈絡の中で定期的に行っている。いかなる取締役も、自身の報酬の決定に関与しない。

グループ報酬委員会は2015年度中に10回の会議を開催した。出席状況は、本項前述の「2015年度の取締役会および委員会の出席状況」の表に記載のとおりである。

委員会の有効性

取締役会の全体的パフォーマンス評価の一環として、グループ報酬委員会の有効性が評価された。詳細な情報については、本項前述の「取締役の業績評価」を参照のこと。

指名委員会

委員

サム・レイドロー（委員長）

ローラ・チャ

ジョン・リブスキー

レイチェル・ロマックス

ポリーン・ファン・デル・ミーア・モール

ポール・ウォルシュ

役割および責任

指名委員会の役割および責任は、その付託事項に定められており、当グループのウェブサイトの www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committees で閲覧することができる。

指名委員会は、取締役会の任命プロセスを指揮し、取締役会の承認のために、取締役会への任命候補者を特定し、指名することについて、執行権を伴わない責任を負う。委員会は、業務執行取締役および非執行取締役両方ならびに各委員会の委員の引き継ぎについて責任を負っている。委員会は、取締役会の構造、規模および構成（技能、知識、経験のバランスおよび多様性を含む。）を定期的に見直す。

ガバナンス

指名委員会は2015年度中に5回の会議を開催した。出席状況は、本項前述の「2015年度の実行取締役会および委員会の出席状況」の表に記載のとおりである。

委員長は、それぞれの会議の後に重要な事項を取締役に報告する。

委員会の有効性

取締役会の全体的業績評価の一環として、指名委員会の有効性が評価された。

主な活動および検討した主な問題	実行された行動
-----------------	---------

新任取締役の指名	委員会は、外部での厳格な選考プロセスの後、2015年度中に次の4人の非執行取締役の任命を取締役に提案した。アイリーン・リーおよびポリーン・ファン・デル・ミーア・モール（それぞれ7月1日および9月1日に取締役に就任）、ポール・ウォルシュ（2016年1月1日に取締役に就任）、ならびにアンリ・ドゥ・キャストゥル（2016年3月1日に取締役に就任）。
----------	--

非執行取締役の任命に関しては、外部の求人コンサルタントとしてMWMコンサルティングが使用されている。MWMコンサルティングは、特定の上級業務執行役員の採用に関する求人コンサルタントとして以外にはHSBCとの間のその他の関係を有しない。

委員会は、アイリーン・リーが金融サービスにおける幅広い経験を有すること、および、アジアの多数の事業におけるそのリーダーとしての役割に基づいてアイリーン・リーの取締役への任命を推薦した。ポリーン・ファン・デル・ミーア・モールは、人事および法務の分野におけるリーダーとしての経験、ならびにその規制関連の経験に基づいて委員会により推薦された。ポール・ウォルシュは、複数のグローバルな消費者事業の経営からの戦略的および商業的洞察ならびに経験を取締役会にもたらす。

アンリ・ドゥ・キャストゥルは、世界大手の保険会社の1つを経営した幅広い国際経験ならびに金融サービス業界および規制の深い理解を取締役会にもたらす。

先行的計画

指名委員会は、取締役会に加わる候補者を検討する際に、当グループの事業のニーズおよび発展、ならびに現在の取締役の退任予定日を考慮に入れ、技能、経験および多様性の要件が可能な限り充足されることを確保する。

取締役会および委員会の構成

指名委員会は、取締役会の規模、構造および構成（技能、知識、経験、多様性および非執行取締役の独立性を含む。）の監視を定期的に行う。

委員会は、年度中に退任が発表されたロナ・フェアヘッドおよびサイモン・ロバートソンを除く全取締役が2016年度年次株主総会で選出または再任されるべき旨を取締役会に提案した。サフラ・カツツは、8年間にわたる非執行取締役としての献身的勤務の後、2015年度末に退任することを選択した。任期および新任非執行取締役の取締役への任命を反映するために、委員会の構成にも当年度中に多数の変更が加えられた。

規制および方針の展開

指名委員会は、取締役会の構成に関連するHSBCの方針および規制の展開を監視している。加えて、委員会は、2015年度中に、英国のリングフェンスされた銀行に関するコーポレート・ガバナンスの取決めに検討したほか、取締役会の多様性方針および当グループの主な子会社の取締役会の有効性に関するレビューの結果を精査した。

多様性

指名委員会は、多様性および事業の地理的性質を反映した適切なバランスが取締役会に存在するのを確保することが、委員会の最も重要な職責の1つであると信じている。取締役への任命は実績に基づいて行われ、候補者は、取締役会の多様性の利点を十分に尊重した上で、客観的基準に照らして検討される。取締役会の多様性方針は www.hsbc.com/investor-relations/governance/corporate-governance-codes で閲覧することができる。

指名委員会は、次に掲げる測定可能な目的を用いて、取締役会の多様性方針の実施状況の監視を定期的に行っている。役員求人事務所の自主的行動規範の署名者である外部の求人コンサルタントのみが指名委員会の委託先となること、および、非執行取締役としての検討のために求人事務所から提案される候補者の少なくとも30%が女性であること。当グループはこれらの要件を遵守しており、本書提出日現在、取締役の32%が女性である。

取締役の研修および能力開発

指名委員会は、取締役および上級経営陣の研修および継続的職業能力開発の見直しおよび監視を行っている。

非執行取締役の業務時間および独立性

指名委員会は、非執行取締役の独立性および必要とされる時間の評価を行い、全ての非執行取締役が、当グループの事業の監督を行うとともに関係する委員会の委員を務める各人の信任義務を果たす時間を有するものと満足している。全ての取締役が、他の重要な義務を特定し、取締役としてのそれぞれに期待されるところを履行する十分な時間を有することを確認するよう求められる。

企業行為および企業価値委員会**委員**

レイチェル・ロマックス（委員長）

ローラ・チャ

ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデル

ジョナサン・サイモンズ

ポリーン・ファン・デル・ミーア・モール（2016年1月1日から）

役割および責任

企業行為および企業価値委員会の役割および責任は、その付託事項に定められており、当グループのウェブサイトの www.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committees で閲覧することができる。

企業行為および企業価値委員会は、以下の責任を負っている。

Y 当グループが責任を持って事業を行い、HSBCバリューに一貫して従っていることを確保するための当グループの方針、手続および基準。委員会は、その職務を、顧客と機会を結びつけ、事業の成功や経済の繁栄を可能にし、最終的には人々が希望を達成し、抱負を実現する手助けを行うというHSBCの目的に適合させることを目指している。

Y 当グループが、事業運営に当たって、顧客を公正かつ公然に扱い、正当な顧客と正当な方法で事業を行い、責任を有する使用者であり、事業を行っている場であるコミュニティに対して責任を持って行為し、また、その他の利害関係を公正に扱うことを確保すること。

企業行為および企業価値委員会は、経営陣によるHSBCバリューの推進および定着、ならびにHSBCのグローバル行動について求められる結果の監督を行う。企業行為および企業価値委員会は、報酬と行動との一致について適宜グループ報酬委員会にインプットを提供する。

企業行為および企業価値委員会は、賄賂および腐敗行為防止に関連する監督の責任を2016年度に返上し、金融システム脆弱性委員会がその責任を引き継ぐ。

ガバナンス

企業行為および企業価値委員会は2015年度中に5回の会議を開催した。出席状況は、本項前述の「2015年度の取締役会および委員会の出席状況」の表に記載のとおりである。

委員長が、それぞれの会議の後に重要な事項を取締役会に報告するほか、会議の議事録が全取締役提供される。

企業行為および企業価値委員会による職責の遂行

企業行為および企業価値委員会は、2015年度中にグローバル事業部門ヘッドおよびグローバル機能部門ヘッドからの定期的報告およびプレゼンテーションを受けた。

グローバル事業部門のチーフ・エグゼクティブは、それぞれの会議の際に企業行為および企業価値委員会に定期的報告を提出した（顧客の苦情のトレンドの分析を含む。）。企業行為および企業価値委員会は、内部告発の事例、内部監査の結果、および、当グループの継続的文化改革の一環としての価値観に基づくリーダーシップを定着させる取組みに関する報告も受領した。

委員会の有効性

取締役会の全体的パフォーマンス評価の一環として、企業行為および企業価値委員会の有効性が評価された。

主な活動および検討した主な問題	実行された行動
行動に関するグローバルなアプローチ	企業行為および企業価値委員会は、規制コンプライアンス部門グローバル・ヘッドから、行動に関する当グループのアプローチが行動について要求される結果を実現するためにどのように管理されているかに関する報告を受領した、それぞれのグローバル事業部門が、要求される結果との対比で特定されたギャップを埋めるための計画、および、行動に関連する主なプログラムの実施の進捗を提出することを求められている。これらの計画には、職員の研修および能力開発の改善が規定される。それぞれのグローバル事業部門が、行動に関する経営陣向け情報を2015年度中に提出した。この情報は現在、行動関連の問題の追跡のためにそれぞれの事業部門によって経営陣レベルで利用されている。
価値観	企業行為および企業価値委員会は、HSBCバリューの推進および定着を監督する。企業行為および企業価値委員会は、価値観および文化に関連する様々な取組みを経営陣と共同で精査し、行動計画に寄与した。委員会は、行動関連の研修の定着および当グループ全体の新たな行動規範の策定に重点を置いたほか、HSBCユニバーシティ創設の選択肢の検討を行った。委員会は、HSBCにおける望ましい行動の指示事項および禁止事項を実際的かつ明確な文言で述べる包括的なながらも現実主義的な枠組みを定義するために、経営陣と緊密に協力している。
持続可能性	企業行為および企業価値委員会は、人権に関する当グループの方針の簡潔かつ熟慮された宣言を施行するプロジェクトを先導した。この方針は2015年7月に承認された。 www.hsbc.com/citizenship/our-values で閲覧することができる。 企業行為および企業価値委員会は、HSBCにとっての重点分野としての持続可能性の発展、潜在的な変化および将来的な課題に関しても経営陣と議論を行った。この議論は2016年度も継続する。
内部告発	企業行為および企業価値委員会は、当グループの内部告発の方針および手続のガバナンスについて責任を負っている（内部告発者の保護を含む。）。企業行為および企業価値委員会は、従業員がその通常のエスカレーション経路では安心できない場合に懸念を提起することを可能にするための新たなグローバルな経路の成功裡の立ち上げを監督した。このワークストリームによって、内部告発事例の報告が集権化され、報告ならびに調査および結果の追跡が標準化される効果ももたらされた。
従業員エンゲージメント	企業行為および企業価値委員会は、当グループ全体にわたる従業員エンゲージメントの監視も行い、2015年度中に行われたグループ従業員調査の結果を受領した。注意を要する分野が強調され、委員会は、経営陣がこれらの分野に対応するための計画に関する最新情報を定期的に提供するように求めた。

慈善・地域社会投資監督委員会

委員

ローラ・チャ（委員長）

ロード・エヴァンズ・オブ・ウェアデル

サー・マルコム・グラント（非取締役委員）

スティーブン・モス（非取締役委員）

ロード・ジャンプリン（非取締役委員）

役割および責任

慈善・地域社会投資監督委員会の役割および責任は、その付託事項に定められている。付託事項は、当グループのウェブサイトのwww.hsbc.com/about-hsbc/corporate-governance/board-committeesで閲覧することができる。

慈善・地域社会投資監督委員会は、慈善・地域社会投資（金銭の寄付および従業員のボランティア活動の両方を含む。）を監督し、それについて半年ごとに取締役会に報告する。

慈善・地域社会投資監督委員会による職責の遂行

慈善・地域社会投資監督委員会は2015年度中にグローバル・マーケティング部門ヘッドおよびグループ企業持続可能性部門ヘッドから定期的報告およびプレゼンテーションを受けた。

主な活動および検討した主な問題	実行された行動
地域社会投資のガバナンス	慈善・地域社会投資監督委員会は2015年度に新たに設立された委員会であることから、当グループの地域社会投資方針、どのように決定が行われるか、慈善活動がどのように審査されるか、利益相反の回避、当グループが行った寄付の記録および報告、ならびに、これらの決定の後のフォローアップのための保証プロセスを理解することに注力した。
地域社会投資の予算およびテーマ	慈善・地域社会投資監督委員会は、地域社会投資の年次予算およびその決定の経緯に関するグローバル持続可能性機能部門からの報告を受け、経営陣により提出された2016年度予算を承認した。創業150周年基金の結果、2015年度から2017年度までの当グループの地域社会投資予算は50百万米ドル増加した。

ガバナンス

慈善・地域社会投資監督委員会は2014年度末に設立され、当年度中に3回の会議を開催した。出席状況は、本項前述の「2015年度の実績および委員会出席状況」の表に記載のとおりである。

委員長がそれぞれの会議の後に重要な事項を取締役に報告するほか、会議の議事録が全取締役に提供される。

チェアマン委員会

チェアマン委員会は、事業が必要とする臨時の取締役会の承認を容易にするために、定例の取締役会の会合の間において、取締役会を代理して行為する権限を有している。委員会は、同委員会が決定する頻度および時期に会合し、会議の定足数は、その付託事項に規定するとおり、処理する事業の性質に依拠する。

内部統制

取締役会は、リスク管理および内部統制システムの有効性の維持およびレビュー、ならびに、戦略目標達成のために受け入れる意思を有するリスクの合計水準および種類の決定について責任を負う。

手続

この要件を満たし、FCAハンドブックおよびPRAハンドブックに基づく義務を履行するために、その手続は、無許可での使用または処分からの資産保護、適切な会計記録の維持、および事業部門内で使用される財務情報または公開用の財務情報の信頼性と有益性を確保するよう、設計されている。

これらの手続は、重大な虚偽表示、誤謬、損失、または不正に関して合理的な保証を与えるにすぎず、絶対的な保証を与えるものではない。これらの手続は、HSBC内において有効な内部統制を提供するように設計されており、2014年度に発行された財務報告審議会の取締役のためのガイダンス、内部統制ならびに関連する財務上および事業上の報告と一致している。

2014年度に、グループ監査委員会は、2002年サーベンス・オクスリー法第404条の要件を満たすために、リスク管理および内部統制システムの監視に関するCOSO 2013枠組みの採用を承認した。加えて、リスク管理の枠組みによって、グループ・リスク委員会が、英国コーポレート・ガバナンス規範および香港コーポレート・ガバナンス規範の要件を充足するために主なリスクに係る統制を監視することが可能となった。

HSBCの主なリスク管理および内部統制の手続には以下の要素が含まれる。

Ⅵ **当グループの基準。** グローバル基準マニュアル（以下「GSM」という。）は、所在地または性質を問わず全ての事業の運営に用いられる共通の基準および原則のまとめである。GSMは当グループ全体にわたって他の全てのマニュアルの上に位置づけられ、当グループのリスク管理構造の根本的構成要素を成す。GSMは、当グループの全てのメンバーの事業運営が依拠するとともにその範囲内で行われる概要的な基準および方針を確立している。GSMには強制力があり、それぞれの活動の性質または場所を問わず、当グループに属する全ての事業部門に適用され、遵守されなければならない。

Ⅶ **取締役会が定めた権限の範囲内の委任。** グループ・チーフ・エグゼクティブは、取締役会に留保された特定の事項を除いて、当グループの日常業務を管理する上での権限の範囲および能力を委任されている（当該範囲および権限の再委任の権利を含む。）。関係するそれぞれのグループ・マネージング・ディレクターおよびグループ業務執行取締役は、責任を負う事業部門または機能部門の日常業務を管理する上での権限を委任している。取締役会からの権限の委任には、当該個人が重要な職責への明確かつ適切な任命を維持し、それぞれの事業部門または機能部門に適合する統制システムの確立および維持を監督することが要件となる。HSBCの最上級の職務への任命には取締役会の承認を要する。

Ⅷ **リスクの特定および監視。** HSBCが直面する以下に記載の種類の重大なリスクの特定、管理および報告のためのシステムおよび手続が施行されている。

- ホールセールスの信用リスク
- リテールの信用リスク
- 保険リスク
- 資産、負債および資本管理のリスク
- 市場リスク
- 財務管理リスク
- モデル・リスク
- レピュテーション・リスク
- 年金リスク
- 戦略リスク

- 持続可能性リスク
- オペレーショナル・リスク（会計、税務、法務、規制コンプライアンス、金融犯罪対策コンプライアンス、信任義務、政治的、物理的リスク、内部、外部、偶発事象、情報セキュリティ、システム、業務、プロジェクトおよび従業員に関連するリスクを含む。）

これらのリスクへのエクスポージャーは、子会社のリスク管理委員会、資産、負債および資本管理委員会、ならびに執行委員会と、当グループに関してはGMBのリスク管理委員会（グループ最高リスク責任者が委員長を務める。）によって監視されている。リスク管理委員会は、企業全体にわたるリスク管理上の事項を議論するために定期的に会議を行う。資産、負債および資本管理に関する事項はグループ資産、負債および資本管理委員会により監視されており、グループ資産、負債および資本管理委員会はリスク管理委員会に報告する。

HSBCのオペレーショナル・リスクのプロファイルおよび当グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組みの効果的实施はグローバル・オペレーショナル・リスク委員会によって監視されており、同委員会はリスク管理委員会に報告する。

モデル・リスクはモデル監督委員会によって監視されており、同委員会もリスク管理委員会に報告する。

Ⅵ **市場の状況 / 慣行の変化。** 市場の状況 / 慣行または顧客行動の変化に起因する新興リスクはHSBCを損失または評判毀損のリスクの増大にさらすこととなるので、当該リスクを特定するための手続が施行されている。当グループは、組織の全てのレベルでトップリスクおよび新興リスクの枠組みを用いており、これによって、現在のおよび将来的なリスクを特定した上で、その実現を防止しまたは影響を限定する措置を講じることが可能となっている。2015年度中は以下の分野に注意が集中された。

- 経済見通しおよび資本フロー
- 地政学リスク
- 信用サイクルの転換
- ビジネス・モデルおよび収益性に影響を及ぼす規制の動向
- 規制当局との合意および同意命令
- 規制当局による事業遂行および金融犯罪への重点的な取り組み
- 係争リスク
- 人的リスク
- 執行リスク
- 第三者リスクの管理
- モデル・リスク
- サイバー脅威およびシステムへの不正アクセス
- データ管理

Ⅶ **戦略的計画。** 戦略的計画は、当グループの全体的戦略の枠組み内で、グローバル事業部門、グローバル機能部門および地理的地域に関して作成される。当グループがその戦略を実施する際に引き受ける備えのあるリスクの種類および量を記述するリスク選好の詳細な分析の情報に基づく年間業務計画が、HSBCの全て

の重要事業会社によって作成、採択され、主な事業上の取組みおよび可能性の高い当該取組みの財務的影響が記述される。

Y **開示委員会。**開示委員会は、HSBCホールディングスが行う重要な公開資料における重大な誤り、虚偽表示または欠落に関するレビューを行う。グループ会社秘書役が議長を務める開示委員会の委員には、財務部門、法務部門、リスク部門、コミュニケーション部門および投資家リレーション部門のヘッドが含まれる。開示の完全性は、専門的かつ厳格な財務報告の分析的レビューをサポートするグローバル財務機能部門およびグローバル・リスク機能部門内の構造およびプロセスによって支えられおり、グローバル事業部門、グローバル機能部門および特定の法人のヘッドが証明を付して行うレビューによって補完されている。

Y **財務報告。**2015年度連結年次報告書作成のための当グループの財務報告のプロセスは、グループ財務部門が各報告期間末前に当グループ内の全ての報告法人に宛てに発行した、文書による会計方針および報告用フォーマットを用いて管理され、報告要件に関する詳細な注意事項およびガイダンスが添えられた決算書の表によってサポートされている。各報告法人からグループ財務部門への財務情報の提出については、責任者である財務担当役員による証明と、報告法人およびグループの各レベルでの分析的なレビュー手続を要する。

Y **リスク管理に関する責任。**経営陣は、それぞれが担当する分野におけるリスクの測定、監視、軽減および管理、ならびに統制について一次的な説明責任を負う。弱点が上級経営陣にエスカレートされ、対処されることを確保するためのプロセスが施行されており、3つの防衛線モデルによって支えられている。

Y **IT業務。**全てのITの開発および運用に係る集権化された管理が実施されている。類似する業務プロセスに関しては、実行可能な場合には必ず共通のシステムが採用される。

Y **グローバル機能部門の管理者。**グローバル機能部門の管理者は、本項前述の「リスクの特定および監視」の部分で詳細に述べた主なリスクを管理するための方針、手続および基準を定める責任を負う。

信用リスクおよび市場リスクのエクスポージャーを取る権限は、グループ各社のライン経営陣に限度付きで委任されている。ただし、特定のより高リスクの特性を伴う与信の提案については、適切なグローバル機能部門の同意を要する。信用リスクおよび市場リスクは子会社のレベルで測定および報告され、当グループ全体でのリスク集中分析のために集計される。

Y **内部監査。**リスク管理および内部統制の適切なシステムの確立および維持の責任は、事業部門経営陣が負う。集権的に管理されているグローバル内部監査機能部門は、当グループのリスク管理の枠組み、当グループ全体にわたる統制およびガバナンスのプロセスの設計の十分さおよび運用上の有効性に関して、リスクベース・アプローチを用い、HSBCにとっての最大のリスクの分野に重点を置いた独立かつ客観的な保証をもたらす。グループ内部監査部門ヘッドは、グループ監査委員会委員長に報告するとともにグループ・チーフ・エグゼクティブへの管理系統上の報告も行う。経営幹部は、グローバル内部監査機能部門が提起した問題が合意された適切な予定の枠内で対処されることを確保する責任を負う。その旨の確認書がグローバル内部監査に提供されなければならない。

委員会の役割

グループ監査委員会は、取締役会に代わって財務報告に係るリスク管理および内部統制を監督する責任を負っており、グループ・リスク委員会は、財務報告に係るもの以外のリスク管理および内部統制を監督する責任を負っている。

グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会は、当年度中、内部統制のこのシステムの有効性のレビューを継続し、定期的に取締役会に報告した。グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会は、それぞれのレビューを実行するために以下のものを受領した。

- 事業リスクおよびオペレーショナル・リスクの定期的な評価
- グループ最高リスク責任者およびグループ内部監査部門ヘッドからの定期的報告
- 財務的および非財務的両方の全ての内部管理を対象とするHSBCホールディングスのリスク管理の枠組みの年次レビューに関する報告
- 主な子会社の監査委員会およびリスク委員会からの、監査委員会に関しては、当該子会社の財務諸表が当グループの方針に準拠して作成され、かかる主な子会社の財政状態を公正に表示しており、かつ、継続事業の前提を基礎としてなされたかどうかについての、グループ監査委員会およびグループ・リスク委員会への半年ごとの確認
- 内部統制の弱点に起因する重大な損失、偶発事象または不確実性が生じたかどうかを確認する報告
- 内部監査報告書
- 外部監査報告書
- 健全性レビュー
- 規制当局への報告書

グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会は、それぞれによる監督ならびに、当グループの主な法人の監査委員会およびリスク委員会との相互作用に係るガバナンス枠組みを、別々に確立した。この枠組みには、定期的報告、問題のエスカレーションならびに子会社の委員会への任命のための指名および推薦のプロセスが規定されている。これらの原則およびプロセスは次に、これらの主要法人からそのそれぞれの子会社へと、ガバナンスの垂直方向の明確な経路をもたらすように及ぼされた。

内部統制に関するグループ監査委員会およびグループ・リスク委員会の責任は、それぞれ行動関連事項および金融犯罪対策コンプライアンスに係る内部統制を監督している企業行為および企業価値委員会および金融システム脆弱性委員会の活動により補完されている。グループ・リスク委員会は、その個々の会議において、企業行為および企業価値委員会ならびに金融システム脆弱性委員会の両方の活動に関する定期報告を受ける。グループ・リスク委員会は、トップリスクおよび新興リスクの状況を監視し、実施されている軽減措置が適切かどうかを検討する。加えて、予想外の損失または統制の枠組みまたは当グループの方針の遵守におけるギャップを示す事象が発生した場合には、グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会は、経営陣の求めに促されて作成された、当該問題の原因、得た教訓および当該問題に対処するために経営陣が提案する措置を分析する特別な報告書のレビューを行う。

内部統制の有効性

取締役は、グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会を通じて、全ての重要な統制を対象とする当グループのリスク管理および内部統制のシステムの有効性の年次レビュー（財務、業務およびコンプライアンスの統制、リスク管理システム、資源の十分さ、会計と財務報告のチームおよびグローバル・リスク管理機能部門の職員の資格および経験、ならびにそれぞれの研修プログラムおよび予算を含む。）を実施した。財務報告に係るリスク管理および内部統制システムの有効性の年次レビューは、COSOの枠組みを参照して実施された。その他の統制の年次レビューは、「第3 - 4 事業等のリスク」の「ガバナンスおよび構造」のリスク管理の枠組みを用いて実施された。

グループ・リスク委員会およびグループ監査委員会は、当グループの統制の枠組みの運用を通じて特定された欠陥または弱点を是正するために必要な措置を経営幹部が既に講じてありまたは予定している旨の確認を受領した。特に、当年度中に、ITの特権アクセスに関連する統制環境に大幅な改善を要すると当年度中に判定された。多数のシステムにおいて特権アクセスの付与、解放および監視のための統制の設計および運用における欠陥が指摘された。経営陣は、当該欠陥の規模および性質を判定し、特定された統制の欠陥を是正するとともに、特権アクセスが2015

年度中に悪用されたかどうか判定するためのプログラムを実施することによって、特定された欠陥に対応した。経営陣は、関連するIT、事業部門、監視、および軽減のための期末の統制の有効性も特定し、評価した。

継続企業および存続可能性

取締役が、当グループおよび親会社が予見可能な将来にわたって事業を継続する資源を有すると認めたので、財務諸表は継続企業基準で作成された。

取締役は、継続企業基準とすることが適切かどうかを検討する要件に加えて、現在では、英国のコーポレート・ガバナンス規範に基づいて、当グループおよび親会社が、それぞれの現在の状態および主なリスク、当グループのトップリスクおよび新興リスクを考慮に入れた上で、事業を継続し、期日に債務を履行することが可能であると信じるかどうかを存続可能性ステートメントの中で宣言するとともに、対象となっている期間およびこの宣言の適切さを明記する義務を負っている。

存続可能性ステートメントの下で評価される期間が、継続企業の評価の対象期間である12ヶ月を大幅に上回ることが期待されている。HSBCについては、取締役は、当グループおよび親会社が今後3年間にわたって事業を継続し、期日に債務を履行することが可能であると合理的に予想している。

取締役は、継続企業および存続可能性の評価に当たって、現在および将来の状況に関連する幅広い情報を考慮した（将来の収益性、キャッシュ・フロー、所要自己資本および資本財源に関する予測を含む。）。

3年間は当グループの将来の収益性の予測対象期間の範囲内であり、規制に基づくおよび内部のストレス・テストが実行される対象期間であるほか、主な資本比率およびレバレッジ・レシオが予測される期間なので、前記の評価は3年間について行われた。そのため、取締役が当グループの存続可能性を評価するのを可能にする詳細な経営陣向け情報が3年分存在する。

取締役は、この期間が存続可能性の合理的評価を可能にするのに十分であると満足している。取締役は、この判断を行う際に、当グループの将来の見通しおよびビジネス・モデルを脅かす可能性のある主なリスク（DPAの状況を含む。当グループに関連するものは「第3 - 4 事業等のリスク」の「トップリスクおよび新興リスク」に記載されている。）を評価しており、このリスクについては「第3 - 4 事業等のリスク」の「監視人」でさらに詳細に述べている。取締役は、これらのリスクが当グループのリスク・プロファイルに及ぼし得る影響を、取締役会により承認されたリスク選好（「第3 - 4 事業等のリスク」の「リスク選好」を参照のこと。）と対比して検討した。取締役は、特定された全てのトップリスクおよび新興リスクが存続可能性の評価との関連性を有するとみなしている。取締役は、この判断を行う際に、それぞれの主なリスクに関する幅広い情報を考慮した（年次業務計画、規制に基づくおよび内部のストレス・テストのプログラム、リスク選好ならびに法務報告が含まれるが、これらに限定されない。）。取締役は、当グループが実行した2つのリバース・ストレス・テストからの情報も考慮した。このテストの一方は、欧州およびアジアの極端なマクロ経済的転位に基づくものであり、他方はDPAに関連するものである。取締役は、「第2 - 3 事業の内容」に記載した戦略的アクションの策定に当たって主なリスクを検討し、将来に向けた当グループのリスク・プロファイルが当グループのリスク選好の範囲内であることを確保した。

リスクの評価

取締役は、当グループが直面する主なリスクおよび既に講じてありまたは今後予定する軽減措置の厳格な評価を実行した。取締役会およびその下位委員会の活動、ならびにそれぞれが検討した重要な問題は、本項前述の「取締役会委員会」で述べるとおりである。

取締役は、これらのリスクを評価する際に、以下の項目を含む幅広い情報を考慮した。

Ⅵ 全社的リスク報告：リスク選好（「第3 - 4 事業等のリスク」の「リスク選好」を参照）、トップリスクおよび新興リスク（「第3 - 4 事業等のリスク」の「全社的リスク管理手段 - トップリスクおよび新興リスク」を参照）ならびにリスク・マップ（「第3 - 4 事業等のリスク」の「全社的リスク管理手段 - リスク・マップ」を参照）。

- Ⅵ 詳細な検討のために特定されたリスク関連の問題に関する経営陣からの報告および最新情報
- Ⅶ イングランド銀行ストレス・テストの実践の過程に関する報告書および最新情報
- Ⅷ 当グループが米国および英国の規制当局および法執行当局によって2012年12月に行われた調査に関連してならびにより一般的に行ったコンプライアンス関連の取組みに関する報告および最新情報
- Ⅸ 行動、価値観および文化に関連する当グループの主な取組みに関する報告および最新情報
- Ⅹ リスク管理委員会で議論された事項に関する取締役会への報告

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」の「外部監査」、および財務書類注記7「監査人報酬」を参照のこと。

【その他重要な報酬の内容】

上記「 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」を参照のこと。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記「 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」を参照のこと。

【監査報酬の決定方針】

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「外部監査」を参照のこと。

第6【経理の状況】

(1) 2015年12月31日に終了した事業年度に係る、本書掲載のエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社（当グループ）の連結財務書類ならびにエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの個別財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認している国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されている。当グループの連結財務書類およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの個別財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第1項の規定が適用されている。

なお、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計慣行および表示方法と、当グループが採用している英国（IFRS）との相違点については、「4 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の相違」に記載されている。

(2) 本書掲載の当グループの連結財務書類およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの個別財務書類の原文は、英国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの監査を受けており、2016年2月22日付の監査報告書の原文および訳文は本書に掲載されている。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であり、本有価証券報告書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る独立監査人の監査報告書を添付している。

(3) 本書に掲載された当グループの連結財務書類およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの個別財務書類ならびに独立監査人の監査報告書の邦文は、これら原文の財務書類および独立監査人の監査報告書を翻訳したものである。財務書類および独立監査人の監査報告書については、原文の財務書類および監査報告書を正確に反映した訳文となるよう、細心の注意を払っている。しかしながら、情報、見解または意見の解釈に関する一切の事項について、財務書類および監査報告書の原文が訳文に優先する。

(4) 当グループの連結財務書類およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの個別財務書類の邦文には、原文中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2016年4月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝112.35円の為替レートが使用されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため、合計欄の数値は必ずしも総数と一致しない。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、米ドル額が上記のレートで円と交換できるか、交換できたということを意味するものではない。

(5) 日本円への換算および「2 主な資産・負債および収支の内容」から「4 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、上記(2)の監査の対象になっていない。

1【財務書類】

連結損益計算書

		12月31日に終了した事業年度					
注記		2015年		2014年		2013年	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
	受取利息	47,189	5,301,684	50,955	5,724,794	51,192	5,751,421
	支払利息	(14,658)	(1,646,826)	(16,250)	(1,825,688)	(15,653)	(1,758,615)
	正味受取利息	32,531	3,654,858	34,705	3,899,107	35,539	3,992,807
	受取手数料	18,016	2,024,098	19,545	2,195,881	19,973	2,243,967
	支払手数料	(3,311)	(371,991)	(3,588)	(403,112)	(3,539)	(397,607)
	正味受取手数料	14,705	1,652,107	15,957	1,792,769	16,434	1,846,360
	トレーディング収益 （正味受取利息を除く）	6,948	780,608	4,853	545,235	6,643	746,341
	トレーディング活動による 正味受取利息	1,775	199,421	1,907	214,251	2,047	229,980
	トレーディング純収益	8,723	980,029	6,760	759,486	8,690	976,322
	長期負債証券および関連デリバ ティブの公正価値の変動	863	96,958	508	57,074	(1,228)	(137,966)
	公正価値評価の指定を受けた その他金融商品からの純収益	669	75,162	1,965	220,768	1,996	224,251
2	公正価値評価の指定を受けた金 融商品からの純収益	1,532	172,120	2,473	277,842	768	86,285
	金融投資による純収益	2,068	232,340	1,335	149,987	2,012	226,048
	受取配当金	123	13,819	311	34,941	322	36,177
3	正味保険料収入	10,355	1,163,384	11,921	1,339,324	11,940	1,341,459
	その他営業収益	1,055	118,529	1,131	127,068	2,632	295,705
	営業収益合計	71,092	7,987,186	74,593	8,380,524	78,337	8,801,162
4	正味保険金、支払給付および 保険契約準備金の変動	(11,292)	(1,268,656)	(13,345)	(1,499,311)	(13,692)	(1,538,296)
	正味営業収益（貸倒損失 およびその他の信用リスク 引当金控除前）	59,800	6,718,530	61,248	6,881,213	64,645	7,262,866
5	貸倒損失およびその他の 信用リスク引当金	(3,721)	(418,054)	(3,851)	(432,660)	(5,849)	(657,135)
	正味営業収益	56,079	6,300,476	57,397	6,448,553	58,796	6,605,731
6	従業員報酬および給付	(19,900)	(2,235,765)	(20,366)	(2,288,120)	(19,196)	(2,156,671)
	一般管理費	(17,662)	(1,984,326)	(18,565)	(2,085,778)	(17,065)	(1,917,253)

12月31日に終了した事業年度

注記		2015年		2014年		2013年	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
有形固定資産の減価償却および減損		(1,269)	(142,572)	(1,382)	(155,268)	(1,364)	(153,245)
無形資産の償却および減損	20	(937)	(105,272)	(936)	(105,160)	(931)	(104,598)
営業費用合計		(39,768)	(4,467,935)	(41,249)	(4,634,325)	(38,556)	(4,331,767)
営業利益	5	16,311	1,832,541	16,148	1,814,228	20,240	2,273,964
関連会社および合併事業における利益持分	19	2,556	287,167	2,532	284,470	2,325	261,214
税引前当期純利益		18,867	2,119,707	18,680	2,098,698	22,565	2,535,178
法人税費用	8	(3,771)	(423,672)	(3,975)	(446,591)	(4,765)	(535,348)
当期純利益		15,096	1,696,036	14,705	1,652,107	17,800	1,999,830
親会社株主に帰属する当期純利益		13,522	1,519,197	13,688	1,537,847	16,204	1,820,519
非支配持分に帰属する当期純利益		1,574	176,839	1,017	114,260	1,596	179,311
		米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
基本普通株式 1 株当たり利益	10	0.65	73	0.69	78	0.84	94
希薄化後普通株式 1 株当たり利益	10	0.64	72	0.69	78	0.84	94

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

連結包括利益計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2015年		2014年		2013年	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
当期純利益	15,096	1,696,036	14,705	1,652,107	17,800	1,999,830
その他包括利益 / (損失)						
特定の条件下で損益計算書にその後再分類される項目：						
売却可能投資	(3,072)	(345,139)	2,972	333,904	(1,718)	(193,017)
- 公正価値に係る利益 / (損失)	(1,231)	(138,303)	4,794	538,606	(1,787)	(200,769)
- 損益計算書へ再分類された公正価値に係る利益	(2,437)	(273,797)	(1,672)	(187,849)	(1,277)	(143,471)
- 減損損失に関して損益計算書へ再分類された金額	127	14,268	374	42,019	286	32,132
- 法人税	469	52,692	(524)	(58,871)	1,060	119,091
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(24)	(2,696)	188	21,122	(128)	(14,381)
- 公正価値に係る利益	704	79,094	1,512	169,873	776	87,184
- 損益計算書へ再分類された公正価値に係る利益	(705)	(79,207)	(1,244)	(139,763)	(894)	(100,441)
- 法人税	(23)	(2,584)	(80)	(8,988)	(10)	(1,124)
関連会社および合併事業におけるその他包括利益 / (損失) 持分	(9)	(1,011)	80	8,988	(71)	(7,977)
- 当期持分	(9)	(1,011)	78	8,763	(35)	(3,932)
- 処分による損益計算書への再分類	-	-	2	225	(36)	(4,045)
換算差額	(10,945)	(1,229,671)	(8,903)	(1,000,252)	(1,372)	(154,144)
- 在外営業活動体の処分における為替差益の損益計算書への再分類	-	-	(21)	(2,359)	(290)	(32,582)
- その他の換算差額	(11,112)	(1,248,433)	(8,917)	(1,001,825)	(1,154)	(129,652)
- 換算差額に帰属する法人税	167	18,762	35	3,932	72	8,089
損益計算書にその後再分類されない項目：						
確定給付資産 / 負債の再測定	101	11,347	1,985	223,015	(458)	(51,456)
- 法人税引前	130	14,606	2,419	271,775	(601)	(67,522)
- 法人税	(29)	(3,258)	(434)	(48,760)	143	16,066
当期その他包括利益 (税引後)	(13,949)	(1,567,170)	(3,678)	(413,223)	(3,747)	(420,975)
当期包括利益合計	1,147	128,865	11,027	1,238,883	14,053	1,578,855
以下に帰属するもの：						
- 親会社株主	460	51,681	9,245	1,038,676	12,644	1,420,553
- 非支配持分	687	77,184	1,782	200,208	1,409	158,301
当期包括利益合計	1,147	128,865	11,027	1,238,883	14,053	1,578,855

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

連結貸借対照表

注記	12月31日現在			
	2015年		2014年	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
資産				
現金および中央銀行預け金	98,934	11,115,235	129,957	14,600,669
他行から回収中の項目	5,768	648,035	4,927	553,548
香港政府債務証券	28,410	3,191,864	27,674	3,109,174
トレーディング資産	12 224,837	25,260,437	304,193	34,176,084
公正価値評価の指定を受けた金融資産	15 23,852	2,679,772	29,037	3,262,307
デリバティブ	16 288,476	32,410,279	345,008	38,761,649
銀行に対する貸付金	90,401	10,156,552	112,149	12,599,940
顧客に対する貸付金	924,454	103,862,407	974,660	109,503,051
売戻契約 - 非トレーディング目的	146,255	16,431,749	161,713	18,168,456
金融投資	17 428,955	48,193,094	415,467	46,677,717
売却目的資産	23 43,900	4,932,165	7,647	859,140
前払金、未収収益およびその他資産	22 54,398	6,111,615	67,529	7,586,883
当期税金資産	1,221	137,179	1,309	147,066
関連会社および合併事業における持分	19 19,139	2,150,267	18,181	2,042,635
のれんおよび無形資産	20 24,605	2,764,372	27,577	3,098,276
繰延税金資産	8 6,051	679,830	7,111	798,921
資産合計 - 12月31日現在	2,409,656	270,724,852	2,634,139	295,945,517
負債および資本				
負債				
香港流通紙幣	28,410	3,191,864	27,674	3,109,174
銀行からの預金	54,371	6,108,582	77,426	8,698,811
顧客からの預金	1,289,586	144,884,987	1,350,642	151,744,629
買戻契約 - 非トレーディング目的	80,400	9,032,940	107,432	12,069,985
他行へ送金中の項目	5,638	633,429	5,990	672,977
トレーディング負債	24 141,614	15,910,333	190,572	21,410,764
公正価値評価の指定を受けた金融負債	25 66,408	7,460,939	76,153	8,555,790
デリバティブ	16 281,071	31,578,327	340,669	38,274,162
発行済負債証券	26 88,949	9,993,420	95,947	10,779,645
売却目的で保有する処分グループの負債	23 36,840	4,138,974	6,934	779,035
未払費用、繰延収益およびその他負債	27 38,116	4,282,333	46,462	5,220,006
当期末払税金	783	87,970	1,213	136,281
保険契約に基づく負債	28 69,938	7,857,534	73,861	8,298,283
引当金	29 5,552	623,767	4,998	561,525
繰延税金負債	8 1,760	197,736	1,524	171,221

12月31日現在

	注記	2015年		2014年	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
劣後債務	30	22,702	2,550,570	26,664	2,995,700
負債合計 - 12月31日現在		2,212,138	248,533,704	2,434,161	273,477,988
資本					
払込済株式資本	35	9,842	1,105,749	9,609	1,079,571
資本剰余金勘定		12,421	1,395,499	11,918	1,338,987
その他持分商品		15,112	1,697,833	11,532	1,295,620
その他準備金		7,109	798,696	20,244	2,274,413
利益剰余金		143,976	16,175,704	137,144	15,408,128
株主資本合計		188,460	21,173,481	190,447	21,396,720
非支配持分	34	9,058	1,017,666	9,531	1,070,808
資本合計 - 12月31日現在		197,518	22,191,147	199,978	22,467,528
資本および負債合計 - 12月31日現在		2,409,656	270,724,852	2,634,139	295,945,517

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

ダグラス・フリント、当グループ 取締役会会長
イアン・マッケイ、当グループ ファイナンス・ディレクター

連結キャッシュ・フロー計算書

		12月31日に終了した事業年度					
	注記	2015年		2014年		2013年	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー							
税引前当期純利益		18,867	2,119,707	18,680	2,098,698	22,565	2,535,178
調整：							
- 投資活動による純利益		(1,935)	(217,397)	(1,928)	(216,611)	(1,458)	(163,806)
- 関連会社および合併事業における利益持分		(2,556)	(287,167)	(2,532)	(284,470)	(2,325)	(261,214)
- 関連会社、合併事業、子会社および事業の処分に係る(利益)/損失		-	-	9	1,011	(1,173)	(131,787)
- 税引前当期純利益に含まれるその他非現金項目	36	10,765	1,209,448	11,262	1,265,286	11,995	1,347,638
- 営業資産の変動	36	65,828	7,395,776	25,877	2,907,281	(148,899)	(16,728,803)
- 営業負債の変動	36	(106,762)	(11,994,711)	(93,814)	(10,540,003)	164,757	18,510,449
- 換算差額の消去 ³		18,308	2,056,904	24,571	2,760,552	4,479	503,216
- 関連会社から受領した配当金		879	98,756	757	85,049	694	77,971
- 確定給付制度に対する拠出額		(664)	(74,600)	(681)	(76,510)	(962)	(108,081)
- 法人税支払額		(3,852)	(432,772)	(3,573)	(401,427)	(4,696)	(527,596)
営業活動から生じたノ(に使用した)純資金		(1,122)	(126,057)	(21,372)	(2,401,144)	44,977	5,053,166
投資活動によるキャッシュ・フロー							
金融投資の購入		(438,376)	(49,251,544)	(384,199)	(43,164,758)	(363,979)	(40,893,041)
金融投資の売却および満期による収入		399,636	44,899,105	382,837	43,011,737	342,539	38,484,257
有形固定資産の購入		(1,352)	(151,897)	(1,477)	(165,941)	(1,952)	(219,307)
有形固定資産の売却による収入		103	11,572	88	9,887	441	49,546
顧客貸付金ポートフォリオの処分による純資金収入ノ(支出)		2,023	227,284	(1,035)	(116,282)	6,518	732,297
無形資産に対する投資純額		(954)	(107,182)	(903)	(101,452)	(834)	(93,700)
ピン・アンの処分による収入		-	-	-	-	7,413	832,851
その他子会社、事業、関連会社および合併事業の処分による純資金収入ノ(支出)		8	899	(272)	(30,559)	3,269	367,272
投資活動から生じたノ(に使用した)純資金		(38,912)	(4,371,763)	(4,961)	(557,368)	(6,585)	(739,825)
財務活動によるキャッシュ・フロー							
普通株式資本の発行		147	16,515	267	29,997	297	33,368

12月31日に終了した事業年度

注記	2015年		2014年		2013年	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
値付けおよび投資を目的とした自己株式の売却ノ（購入）純額	331	37,188	(96)	(10,786)	(32)	(3,595)
その他持分商品の発行	3,580	402,213	5,681	638,260	-	-
優先株式およびその他持分商品の償還	(463)	(52,018)	(234)	(26,290)	-	-
劣後借入資本発行	3,180	357,273	3,500	393,225	1,989	223,464
劣後借入資本返済	(2,157)	(242,339)	(3,163)	(355,363)	(1,662)	(186,726)
親会社株主への配当金支払	(6,548)	(735,668)	(6,611)	(742,746)	(6,414)	(720,613)
非支配持分への配当金支払	(697)	(78,308)	(639)	(71,792)	(586)	(65,837)
その他持分商品保有者への配当金支払	(950)	(106,733)	(573)	(64,377)	(573)	(64,377)
財務活動に使用した純資金	(3,577)	(401,876)	(1,868)	(209,870)	(6,981)	(784,315)
現金および現金同等物の正味増加ノ（減少）	(43,611)	(4,899,696)	(28,201)	(3,168,382)	31,411	3,529,026
現金および現金同等物 - 1月1日現在	301,301	33,851,167	346,281	38,904,670	315,308	35,424,854
現金および現金同等物に係る 換算差額	(13,827)	(1,553,463)	(16,779)	(1,885,121)	(438)	(49,209)
現金および現金同等物 - 12月31日現在	243,863	27,398,008	301,301	33,851,167	346,281	38,904,670

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

連結株主資本変動計算書

2015年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金										
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分 商品 ²	利益 剰余金 ^{4,6}	売却可能 公正価値 準備金 ⁵	キャッ シュ・フ ロー・	為替 準備金 ⁵	合併 準備金 ^{6,7}	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
						ヘッジ準 備金 ⁵					
						百万米ドル					
2015年1月1日現在	9,609	11,918	11,532	137,144	2,143	58	(9,265)	27,308	190,447	9,531	199,978
当期純利益	-	-	-	13,522	-	-	-	-	13,522	1,574	15,096
その他包括利益 （税引後）	-	-	-	73	(2,332)	(24)	(10,779)	-	(13,062)	(887)	(13,949)
- 売却可能投資	-	-	-	-	(2,332)	-	-	-	(2,332)	(740)	(3,072)
- キャッシュ・ フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	(24)	-	-	(24)	-	(24)
- 確定給付資産 / 負債の再測定	-	-	-	82	-	-	-	-	82	19	101
- 関連会社および 合併事業におけ るその他包括利 益持分	-	-	-	(9)	-	-	-	-	(9)	-	(9)
- 換算差額	-	-	-	-	-	-	(10,779)	-	(10,779)	(166)	(10,945)
当期包括利益合計	-	-	-	13,595	(2,332)	(24)	(10,779)	-	460	687	1,147
従業員報奨および 株式制度に基づ いて発行された 株式	45	691	-	(589)	-	-	-	-	147	-	147
配当金の代わりに 発行された株式	188	(188)	-	3,162	-	-	-	-	3,162	-	3,162
資本証券の発行	-	-	3,580	-	-	-	-	-	3,580	-	3,580
株主への配当金	-	-	-	(10,660)	-	-	-	-	(10,660)	(697)	(11,357)
株式報酬契約費用	-	-	-	757	-	-	-	-	757	-	757
その他の変動額	-	-	-	567	-	-	-	-	567	(463)	104
2015年12月31日現在	9,842	12,421	15,112	143,976	(189)	34	(20,044)	27,308	188,460	9,058	197,518

2015年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金										
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分 商品 ²	利益 剰余金 ^{4,6}	売却可能 公正価値 準備金 ⁵	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	為替 準備金 ⁵	合併 準備金 ^{6,7}	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
						準備金 ⁵					
						百万円					
2015年1月1日現在	1,079,571	1,338,987	1,295,620	15,408,128	240,766	6,516	(1,040,923)	3,068,054	21,396,720	1,070,808	22,467,528
当期純利益	-	-	-	1,519,197	-	-	-	-	1,519,197	176,839	1,696,036
その他包括利益 (税引後)	-	-	-	8,202	(262,000)	(2,696)	(1,211,021)	-	(1,467,516)	(99,654)	(1,567,170)
- 売却可能投資	-	-	-	-	(262,000)	-	-	-	(262,000)	(83,139)	(345,139)
- キャッシュ・ フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	(2,696)	-	-	(2,696)	-	(2,696)
- 確定給付資産/ 負債の再測定	-	-	-	9,213	-	-	-	-	9,213	2,135	11,347
- 関連会社および 合併事業におけ るその他包括利 益持分	-	-	-	(1,011)	-	-	-	-	(1,011)	-	(1,011)
- 換算差額	-	-	-	-	-	-	(1,211,021)	-	(1,211,021)	(18,650)	(1,229,671)
当期包括利益合計	-	-	-	1,527,398	(262,000)	(2,696)	(1,211,021)	-	51,681	77,184	128,865
従業員報奨および 株式制度に基づ いて	5,056	77,634	-	(66,174)	-	-	-	-	16,515	-	16,515
発行された株式 配当金の代わりに 発行された株式	21,122	(21,122)	-	355,251	-	-	-	-	355,251	-	355,251
資本証券の発行	-	-	402,213	-	-	-	-	-	402,213	-	402,213
株主への配当金	-	-	-	(1,197,651)	-	-	-	-	(1,197,651)	(78,308)	(1,275,959)
株式報酬契約費用	-	-	-	85,049	-	-	-	-	85,049	-	85,049
その他の変動額	-	-	-	63,702	-	-	-	-	63,702	(52,018)	11,684
2015年12月31日現在	1,105,749	1,395,499	1,697,833	16,175,704	(21,234)	3,820	(2,251,943)	3,068,054	21,173,481	1,017,666	22,191,147

2014年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金										
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分 商品 ²	利益 剰余金 ^{4,6}	売却可能 公正価値 準備金 ⁵	キャッ シュ・フ ロー・	為替 準備金 ⁵	合併 準備金 ^{6,7}	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
						ヘッジ準 備金 ⁵					
						百万米ドル					
2014年 1 月 1 日現在	9,415	11,135	5,851	128,728	97	(121)	(542)	27,308	181,871	8,588	190,459
当期純利益	-	-	-	13,688	-	-	-	-	13,688	1,017	14,705
その他包括利益 (税引後)	-	-	-	2,066	2,025	189	(8,723)	-	(4,443)	765	(3,678)
- 売却可能投資	-	-	-	-	2,025	-	-	-	2,025	947	2,972
- キャッシュ・ フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	189	-	-	189	(1)	188
- 確定給付資産 / 負債の再測定	-	-	-	1,986	-	-	-	-	1,986	(1)	1,985
- 関連会社および 合併事業におけ るその他包括利 益持分	-	-	-	80	-	-	-	-	80	-	80
- 換算差額	-	-	-	-	-	-	(8,723)	-	(8,723)	(180)	(8,903)
当期包括利益合計	-	-	-	15,754	2,025	189	(8,723)	-	9,245	1,782	11,027
従業員報奨および 株式制度に基づ いて発行された 株式	60	917	-	(710)	-	-	-	-	267	-	267
配当金の代わりに 発行された株式	134	(134)	-	2,709	-	-	-	-	2,709	-	2,709
資本証券の発行	-	-	5,681	-	-	-	-	-	5,681	-	5,681
株主への配当金	-	-	-	(9,893)	-	-	-	-	(9,893)	(712)	(10,605)
株式報酬契約費用	-	-	-	732	-	-	-	-	732	-	732
その他の変動額	-	-	-	(176)	21	(10)	-	-	(165)	(127)	(292)
2014年12月31日現在	9,609	11,918	11,532	137,144	2,143	58	(9,265)	27,308	190,447	9,531	199,978

2014年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金										
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分 商品 ²	利益 剰余金 ^{4,6}	キャッシュ・						
					売却可能 公正価値 準備金 ⁵	フロー・ ヘッジ 準備金 ⁵	為替 準備金 ⁵	合併 準備金 ^{6,7}	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
2014年 1 月 1 日現在	1,057,775	1,251,017	657,360	14,462,591	10,898	(13,594)	(60,894)	3,068,054	20,433,207	964,862	21,398,069
当期純利益	-	-	-	1,537,847	-	-	-	-	1,537,847	114,260	1,652,107
その他包括利益 (税引後)	-	-	-	232,115	227,509	21,234	(980,029)	-	(499,171)	85,948	(413,223)
- 売却可能投資	-	-	-	-	227,509	-	-	-	227,509	106,395	333,904
- キャッシュ・ フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	21,234	-	-	21,234	(112)	21,122
- 確定給付資産 / 負債の再測定	-	-	-	223,127	-	-	-	-	223,127	(112)	223,015
- 関連会社および合 弁事業におけるそ の他包括利益持分	-	-	-	8,988	-	-	-	-	8,988	-	8,988
- 換算差額	-	-	-	-	-	-	(980,029)	-	(980,029)	(20,223)	(1,000,252)
当期包括利益合計	-	-	-	1,769,962	227,509	21,234	(980,029)	-	1,038,676	200,208	1,238,883
従業員報奨および 株式制度に基づいて 発行された株式	6,741	103,025	-	(79,769)	-	-	-	-	29,997	-	29,997
配当金の代わりに 発行された株式	15,055	(15,055)	-	304,356	-	-	-	-	304,356	-	304,356
資本証券の発行	-	-	638,260	-	-	-	-	-	638,260	-	638,260
株主への配当金	-	-	-	(1,111,479)	-	-	-	-	(1,111,479)	(79,993)	(1,191,472)
株式報酬契約費用	-	-	-	82,240	-	-	-	-	82,240	-	82,240
その他の変動額	-	-	-	(19,774)	2,359	(1,124)	-	-	(18,538)	(14,268)	(32,806)
2014年12月31日現在	1,079,571	1,338,987	1,295,620	15,408,128	240,766	6,516	(1,040,923)	3,068,054	21,396,720	1,070,808	22,467,528

2013年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金										
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分商品	利益 剰余金 ^{4, 6}	売却可能	キャッシュ・	為替	合併	株主資本	非支配	資本
					公正価値 準備金	フロー・ヘッ ジ準備金					
	百万米ドル										
2013年 1 月 1 日現在	9,238	10,084	5,851	120,347	1,649	13	752	27,308	175,242	7,887	183,129
当期純利益	-	-	-	16,204	-	-	-	-	16,204	1,596	17,800
その他包括利益 （税引後）	-	-	-	(561)	(1,577)	(128)	(1,294)	-	(3,560)	(187)	(3,747)
- 売却可能投資	-	-	-	-	(1,577)	-	-	-	(1,577)	(141)	(1,718)
- キャッシュ・ フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	(128)	-	-	(128)	-	(128)
- 確定給付資産 / 負債の再測定	-	-	-	(490)	-	-	-	-	(490)	32	(458)
- 関連会社および合併 事業におけるその他 包括利益持分	-	-	-	(71)	-	-	-	-	(71)	-	(71)
- 換算差額	-	-	-	-	-	-	(1,294)	-	(1,294)	(78)	(1,372)
当期包括利益合計	-	-	-	15,643	(1,577)	(128)	(1,294)	-	12,644	1,409	14,053
従業員報奨および 株式制度に基づいて 発行された株式	60	1,168	-	(931)	-	-	-	-	297	-	297
配当金の代わりに 発行された株式	117	(117)	-	2,523	-	-	-	-	2,523	-	2,523
株主への配当金	-	-	-	(9,510)	-	-	-	-	(9,510)	(718)	(10,228)
株式報酬契約費用	-	-	-	630	-	-	-	-	630	-	630
その他の変動額	-	-	-	26	25	(6)	-	-	45	10	55
2013年12月31日現在	9,415	11,135	5,851	128,728	97	(121)	(542)	27,308	181,871	8,588	190,459

2013年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金										
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分商品	利益 剰余金 ^{4,6}	売却可能	キャッシュ・	為替 準備金	合併 準備金 ^{6,7}	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
					公正価値	フロー・ヘッ					
					準備金	ジ準備金					
百万円											
2013年 1 月 1 日現在	1,037,889	1,132,937	657,360	13,520,985	185,265	1,461	84,487	3,068,054	19,688,439	886,104	20,574,543
当期純利益	-	-	-	1,820,519	-	-	-	-	1,820,519	179,311	1,999,830
その他包括利益 （税引後）	-	-	-	(63,028)	(177,176)	(14,381)	(145,381)	-	(399,966)	(21,009)	(420,975)
- 売却可能投資	-	-	-	-	(177,176)	-	-	-	(177,176)	(15,841)	(193,017)
- キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	(14,381)	-	-	(14,381)	-	(14,381)
- 確定給付資産 / 負債 の再測定	-	-	-	(55,052)	-	-	-	-	(55,052)	3,595	(51,456)
- 関連会社および合併 事業におけるその他 包括利益持分	-	-	-	(7,977)	-	-	-	-	(7,977)	-	(7,977)
- 換算差額	-	-	-	-	-	-	(145,381)	-	(145,381)	(8,763)	(154,144)
当期包括利益合計	-	-	-	1,757,491	(177,176)	(14,381)	(145,381)	-	1,420,553	158,301	1,578,855
従業員報奨および株式 制度に基づいて発行 された株式	6,741	131,225	-	(104,598)	-	-	-	-	33,368	-	33,368
配当金の代わりに発行 された株式	13,145	(13,145)	-	283,459	-	-	-	-	283,459	-	283,459
株主への配当金	-	-	-	(1,068,449)	-	-	-	-	(1,068,449)	(80,667)	(1,149,116)
株式報酬契約費用	-	-	-	70,781	-	-	-	-	70,781	-	70,781
その他の変動額	-	-	-	2,921	2,809	(674)	-	-	5,056	1,124	6,179
2013年12月31日現在	1,057,775	1,251,017	657,360	14,462,591	10,898	(13,594)	(60,894)	3,068,054	20,433,207	964,862	21,398,069

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

エイチエスピーシー・ホールディングス 貸借対照表

12月31日現在

注記	2015年		2014年	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
資産				
銀行預金および手許現金：				
- HSBC子会社預金	242	27,189	249	27,975
デリバティブ	16	2,467	2,771	311,322
HSBC子会社に対する貸付金	44,350	4,982,723	43,910	4,933,289
HSBC子会社に対する 金融投資	4,285	481,420	4,073	457,602
前払金、未収収益およびその他資産	265	29,773	125	14,044
当期税金資産	723	81,229	472	53,029
子会社への投資	21	97,770	96,264	10,815,260
無形資産	75	8,426	-	-
繰延税金資産	17	1,910	-	-
資産合計 - 12月31日現在	150,194	16,874,296	147,864	16,612,520
負債および資本				
負債				
HSBC子会社に対する債務	2,152	241,777	2,892	324,916
公正価値評価の指定を受けた金融負債	25	19,853	18,679	2,098,586
デリバティブ	16	2,278	1,169	131,337
発行済負債証券	26	960	1,009	113,361
未払費用、繰延収益およびその他負債	1,642	184,479	1,398	157,065
繰延税金負債	-	-	17	1,910
劣後債務	30	15,895	17,255	1,938,599
負債合計	42,780	4,806,333	42,419	4,765,775
資本				
払込済株式資本	35	9,842	9,609	1,079,571
資本剰余金勘定	12,421	1,395,499	11,918	1,338,987
その他持分商品	15,020	1,687,497	11,476	1,289,329
その他準備金	37,907	4,258,851	37,456	4,208,182
利益剰余金	32,224	3,620,366	34,986	3,930,677
資本合計	107,414	12,067,963	105,445	11,846,746
資本および負債合計 - 12月31日現在	150,194	16,874,296	147,864	16,612,520

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

ダグラス・フリント、当グループ 取締役会会長
イアン・マッケイ、当グループ ファイナンス・ディレクター

エイチエスピーシー・ホールディングス キャッシュ・フロー計算書

		12月31日に終了した事業年度				
		注記	2015年		2014年	
			百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税引前当期純利益			4,282	481,083	6,228	699,716
調整：						
- 税引前当期純利益に含まれる非現金項目	36		114	12,808	52	5,842
- 営業資産の変動	36		543	61,006	1,854	208,297
- 営業負債の変動	36		(2,342)	(263,124)	(9,914)	(1,113,838)
- 法人税還付額			470	52,805	133	14,943
営業活動から生じたノ（に使用した）純資金			3,067	344,577	(1,647)	(185,040)
投資活動によるキャッシュ・フロー						
子会社の買収または持分の増加による純資金支出			(2,118)	(237,957)	(1,603)	(180,097)
子会社からの資本返済			790	88,757	3,505	393,787
無形資産に対する投資純額			(79)	(8,876)	-	-
投資活動から生じたノ（に使用した）純資金			(1,407)	(158,076)	1,902	213,690
財務活動によるキャッシュ・フロー						
普通株式資本の発行			678	76,173	924	103,811
その他持分商品の発行			3,538	397,494	5,635	633,092
劣後借入資本発行			3,180	357,273	3,500	393,225
劣後借入資本返済			(1,565)	(175,828)	(1,654)	(185,827)
負債証券返済			-	-	(1,634)	(183,580)
普通株式配当金支払			(6,548)	(735,668)	(6,611)	(742,746)
その他持分商品保有者への配当金支払			(950)	(106,733)	(573)	(64,377)
財務活動に使用した純資金			(1,667)	(187,287)	(413)	(46,401)
現金および現金同等物の正味減少			(7)	(786)	(158)	(17,751)
現金および現金同等物— 1月1日現在			249	27,975	407	45,726
現金および現金同等物—12月31日現在	36		242	27,189	249	27,975

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

エイチエスピーシー・ホールディングス 株主資本変動計算書

2015年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金							
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分商品	利益 剰余金 ⁸	売却可能	合併および		株主資本 合計
					公正価値 準備金	その他払込 剰余金 ⁹	その他 準備金 ⁷	
	百万米ドル							
2015年 1 月 1 日現在	9,609	11,918	11,476	34,986	240	2,089	35,127	105,445
当期純利益	—	—	—	4,853	—	—	—	4,853
その他包括利益（税引後）	—	—	—	—	(57)	—	—	(57)
- 売却可能投資	—	—	—	—	(77)	—	—	(77)
- 法人税	—	—	—	—	20	—	—	20
当期包括利益合計	—	—	—	4,853	(57)	—	—	4,796
従業員株式制度に基づいて発行 された株式	45	691	—	(59)	—	—	—	677
配当金の代わりに発行された株式	188	(188)	—	3,162	—	—	—	3,162
資本証券の発行	—	—	3,544	—	—	—	—	3,544
株主への配当金	—	—	—	(10,660)	—	—	—	(10,660)
分配金に係る税額控除	—	—	—	157	—	—	—	157
自己株式の調整	—	—	—	180	—	—	—	180
ストック・オプションの行使 および失効	—	—	—	(508)	—	508	—	—
株式報酬契約費用	—	—	—	86	—	—	—	86
株式報酬に係る法人税	—	—	—	1	—	—	—	1
従業員株式制度に基づき 子会社の従業員に付与された 持分投資	—	—	—	26	—	—	—	26
2015年12月31日現在	9,842	12,421	15,020	32,224	183	2,597	35,127	107,414
2014年 1 月 1 日現在	9,415	11,135	5,828	35,406	124	2,052	35,127	99,087
当期純利益	—	—	—	6,527	—	—	—	6,527
その他包括利益（税引後）	—	—	—	—	116	—	—	116
- 売却可能投資	—	—	—	—	152	—	—	152
- 法人税	—	—	—	—	(36)	—	—	(36)
当期包括利益合計	—	—	—	6,527	116	—	—	6,643
従業員株式制度に基づいて発行 された株式	60	917	—	(53)	—	—	—	924
配当金の代わりに発行された株式	134	(134)	—	2,709	—	—	—	2,709
資本証券の発行	—	—	5,648	—	—	—	—	5,648
株主への配当金	—	—	—	(9,893)	—	—	—	(9,893)
分配金に係る税額控除	—	—	—	104	—	—	—	104
自己株式の調整	—	—	—	103	—	—	—	103
ストック・オプションの行使 および失効	—	—	—	(37)	—	37	—	—
株式報酬契約費用	—	—	—	74	—	—	—	74
株式報酬に係る法人税	—	—	—	(2)	—	—	—	(2)
従業員株式制度に基づき 子会社の従業員に付与された 持分投資	—	—	—	48	—	—	—	48
2014年12月31日現在	9,609	11,918	11,476	34,986	240	2,089	35,127	105,445

2015年12月31日に終了した事業年度

	その他準備金							
	払込済 株式資本	資本 剰余金	その他 持分商品	利益 剰余金 ⁸	売却可能	その他払込 剰余金 ⁹	合併および	株主資本 合計
					公正価値 準備金		その他 準備金 ⁷	
	百万円							
2015年 1 月 1 日現在	1,079,571	1,338,987	1,289,329	3,930,677	26,964	234,699	3,946,518	11,846,746
当期純利益	—	—	—	545,235	—	—	—	545,235
その他包括利益（税引後）	—	—	—	—	(6,404)	—	—	(6,404)
- 売却可能投資	—	—	—	—	(8,651)	—	—	(8,651)
- 法人税	—	—	—	—	2,247	—	—	2,247
当期包括利益合計	—	—	—	545,235	(6,404)	—	—	538,831
従業員株式制度に基づいて発行 された株式	5,056	77,634	—	(6,629)	—	—	—	76,061
配当金の代わりに発行された株 式	21,122	(21,122)	—	355,251	—	—	—	355,251
資本証券の発行	—	—	398,168	—	—	—	—	398,168
株主への配当金	—	—	—	(1,197,651)	—	—	—	(1,197,651)
分配金に係る税額控除	—	—	—	17,639	—	—	—	17,639
自己株式の調整	—	—	—	20,223	—	—	—	20,223
ストック・オプションの行使 および失効	—	—	—	(57,074)	—	57,074	—	—
株式報酬契約費用	—	—	—	9,662	—	—	—	9,662
株式報酬に係る法人税	—	—	—	112	—	—	—	112
従業員株式制度に基づき 子会社の従業員に付与された 持分投資	—	—	—	2,921	—	—	—	2,921
2015年12月31日現在	1,105,749	1,395,499	1,687,497	3,620,366	20,560	291,773	3,946,518	12,067,963
2014年 1 月 1 日現在	1,057,775	1,251,017	654,776	3,977,864	13,931	230,542	3,946,518	11,132,424
当期純利益	—	—	—	733,308	—	—	—	733,308
その他包括利益（税引後）	—	—	—	—	13,033	—	—	13,033
- 売却可能投資	—	—	—	—	17,077	—	—	17,077
- 法人税	—	—	—	—	(4,045)	—	—	(4,045)
当期包括利益合計	—	—	—	733,308	13,033	—	—	746,341
従業員株式制度に基づいて発行 された株式	6,741	103,025	—	(5,955)	—	—	—	103,811
配当金の代わりに発行された株 式	15,055	(15,055)	—	304,356	—	—	—	304,356
資本証券の発行	—	—	634,553	—	—	—	—	634,553
株主への配当金	—	—	—	(1,111,479)	—	—	—	(1,111,479)
分配金に係る税額控除	—	—	—	11,684	—	—	—	11,684
自己株式の調整	—	—	—	11,572	—	—	—	11,572
ストック・オプションの行使 および失効	—	—	—	(4,157)	—	4,157	—	—
株式報酬契約費用	—	—	—	8,314	—	—	—	8,314
株式報酬に係る法人税	—	—	—	(225)	—	—	—	(225)
従業員株式制度に基づき 子会社の従業員に付与された 持分投資	—	—	—	5,393	—	—	—	5,393
2014年12月31日現在	1,079,571	1,338,987	1,289,329	3,930,677	26,964	234,699	3,946,518	11,846,746

2015年12月31日現在、普通株式 1 株当たりの配当金は0.50米ドル（2014年：0.49米ドル、2013年：0.48米ドル）であった。

347ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）の添付の注記は、これらの財務諸表¹の不可欠な一部を構成するものである。

脚注については346ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

財務諸表脚注

- 1 101ページから226ページの「取締役報告書：リスク」の監査済セクション、227ページから248ページの「取締役報告書：資本管理」の監査済セクションおよび285ページから321ページの「取締役報酬報告書」の監査済セクションもまた、これらの財務諸表の不可欠な一部を構成するものである（訳注：ページ数はすべて原文のページ数である。本書においては、「取締役報告書：リスク」の監査済セクションは「第一部 第3事業の状況 4 事業等のリスク」、「取締役報告書：資本管理」の監査済セクションは「第一部 第3事業の状況 3 対処すべき課題」、「取締役報酬報告書」の監査済セクションは「第一部 第5提出会社の状況 4 役員の状況 (3) 取締役の報酬等」を参照）。
- 2 2015年度中に、エイチエスピーシー・ホールディングスは2,450百万米ドルおよび1,000ユーロの永久劣後条件付転換資本証券を発行した。発行にあたり、12百万米ドルの外部発行費用、25百万米ドルのグループ内発行費用および19百万米ドルの税金が発生した。2014年度中に、エイチエスピーシー・ホールディングスは2,250百万米ドル、1,500百万米ドルおよび1,500百万ユーロの永久劣後条件付転換資本証券を発行した。発行にあたり、13百万米ドルの外部発行費用および33百万米ドルのグループ内発行費用が発生した。これらの発行費用および税務ベネフィットは、IFRSに基づき資本に分類されている。
- 3 期首残高と期末残高との為替変動を平均レートにするための調整。合理性を欠くことなく費用の詳細を特定できないため、調整は項目ごとに行われるものではない。
- 4 利益剰余金には、HSBCの保険事業、従業員株式制度またはボーナス・プランに基づき引き渡す予定となっている株式の決済に関して従業員信託に設けられている、加入者または受益者の給付のための退職基金、およびマーケティング事業における値付け活動において保有されている自己株式81,580,180株（1,604百万米ドル）（2014年：85,337,430株（641百万米ドル）、2013年：85,997,271株（915百万米ドル））が含まれている。
- 5 2015年12月31日現在、ブラジルにおける当グループの事業は売却目的保有に分類されている（注記23参照）。これらの事業に帰属するその他準備金の累積額は、以下のとおりである。売却可能公正価値準備金の借方計上額：176百万米ドル、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金の貸方計上額：34百万米ドル、為替準備金の借方計上額：2.6十億米ドル。
- 6 1998年1月1日より前の子会社の買収に関する準備金に対してのれん累計額5,138百万米ドルが計上されている（HSBCバンク・ピーエルシーの買収によって生じた合併準備金に対して計上された3,469百万米ドルを含む）。差額の1,669百万米ドルは、利益剰余金に対して計上されている。
- 7 1985年会社法（「会社法」）第131条に基づき、1992年のHSBCバンク・ピーエルシー、2000年のHSBCフランスおよび2003年のHSBCファイナンス・コーポレーションの買収に関して、法定資本剰余金免除が適用され、発行済株式は額面価額のみで計上された。HSBCの連結財務諸表には、HSBCフランスに関して8,290百万米ドルおよびHSBCファイナンス・コーポレーションに関して12,768百万米ドルの公正価値の差額が合併準備金に認識された。HSBCファイナンス・コーポレーションの買収において創設された合併準備金は、その後、数多くのグループ内の再編を経てHSBCオーバーシーズ・ホールディングス(UK)リミテッド（「HOHU」）に配分された。2009年において、1985年会社法の第131条に従って、ライツ・イシューに関して法定資本剰余金免除が適用され、15,796百万米ドルが合併準備金に認識された。当該合併準備金には、ライツ・イシュー関連費用に関して614百万米ドルの控除が含まれており、このうち149百万米ドルは、後に損益計算書に振り替えられた。この149百万米ドルのうち、121百万米ドルは引受業者との契約の条件付先渡契約としての会計処理によって生じた損失であった。ライツ・イシューの収入のヘッジに関連した先物為替予約に係る損失344百万米ドルが当該合併準備金から除外されている。
- 8 利益剰余金には、従業員株式制度への資金調達供給のために保有している自己株式67,881株（1百万米ドル）（2014年：179,419株（3百万米ドル））が含まれている。
- 9 その他払込済資本は、エイチエスピーシー・ホールディングスの子会社従業員に付与したストック・オプションの行使および失効により発生する。

[次へ](#)

財務諸表注記

1 作成の基礎および重要な会計方針

(a) 国際財務報告基準への準拠

国際財務報告基準（「IFRS」）は、国際会計基準審議会（「IASB」）が公表し適用している会計基準および国際財務報告基準解釈指針委員会（「IFRS IC」）が公表し、適用している解釈指針を含んでいる。

HSBCの連結財務諸表およびエイチエスピーシー・ホールディングスの個別財務諸表は、IASBが公表し、欧州連合（「EU」）が承認しているIFRSに準拠して作成されている。EU承認のIFRSは、ある時点で新規または改訂版IFRSをEUが承認しない場合、IASBが公表しているIFRSとは異なる可能性がある。

2015年12月31日現在、2015年12月31日に終了した事業年度に有効となる連結財務諸表および個別財務諸表に影響を及ぼす未承認の基準はなく、HSBCへの適用に関してEU承認のIFRSとIASB公表のIFRSとの間に差異はない。よって、2015年12月31日に終了した事業年度のHSBCの財務諸表は、IASB公表のIFRSに従って作成されている。

2015年12月31日に終了した事業年度において適用された基準

2015年12月31日に終了した事業年度において新たに適用された基準はなかった。

HSBCは2015年度中に、HSBCの連結財務諸表およびエイチエスピーシー・ホールディングスの個別財務諸表に及ぼす影響が重要でないいくつかの解釈指針および基準の改訂を適用した。

(b) IFRSと香港財務報告基準との差異

IFRSおよび香港財務報告基準のHSBCへの適用に関して、IFRSと香港財務報告基準との間に重要な差異はないため、香港財務報告基準に従って作成された財務諸表との重要な差異は存在しないと結論付けられる。財務諸表注記および取締役報告書には、IFRSおよび香港における報告規定を満たすために必要なすべての開示が含まれている。

(c) 今後適用される基準

以下に記載の金融商品会計、収益認識およびリースに関するプロジェクトを完成させることに加えて、IASBは保険会計に関するプロジェクトに取り組んでおり、このプロジェクトは将来の会計基準に対する重要な変更を示す可能性がある。

IFRSの軽微な改訂

IASBは、IFRS年次改善2012 - 2014サイクルを通じてIFRSの軽微な改訂を多数公表し、また、うち1つはまだEUが適用を承認していないが、一連の単独の改訂も公表した。HSBCは2015年12月31日より後に有効となる改訂の早期適用は行っておらず、適用した際にHSBCの連結財務諸表およびエイチエスピーシー・ホールディングスの個別財務諸表に及ぼす影響は重要ではないと予想している。

主な新規IFRS

IASBはIFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」およびIFRS第16号「リース」を公表した。これらのIFRSのいずれについても、EUはまだ適用を承認していない。

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月、IASBはIFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号はIAS第39号「金融商品：認識および測定」を差し替える包括的な基準であり、金融資産と負債の分類および測定、金融資産の減損ならびにヘッジ会計に関する規定が含まれている。

分類および測定

金融資産の分類および測定は、それらの管理方法（企業の事業モデル）および契約上のキャッシュ・フローの特性により異なる。これらの要因により、償却原価、その他包括利益を通じた公正価値（「FVOCI」）または損益を通じた公正価値（「FVPL」）のいずれにより金融商品が測定されるかが決定される。多くの場合、分類および測定の結果はIAS第39号に類似したものになるが、相違が生じる場合もある。例えば、IFRS第9号のもとでは、組込デリバティブは主契約である金融資産から分離されず、持分証券はFVPLで測定されるか、限定的な状況では公正価値の変動がその他包括利益（「OCI」）に計上される。事業モデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性テストの適用による複合的な影響により、償却原価または公正価値で測定される金融資産の母集団にIAS第39号との相違が生じる可能性がある。金融負債の分類については基本的には変更はない。公正価値で測定された金融負債の一部については、企業の自己信用リスクの変化に関する損益はその他包括利益に含められる。

HSBCは、2014年12月31日現在の貸借対照表の構成に基づき、金融資産の分類または測定が変更される可能性についての評価を実施した。IFRS第9号では事実と状況に基づき適用開始日から事業モデルを評価することが要求されているため、この評価は2018年1月1日時点の影響を必ずしも完全に示すものではない。また、2014年12月31日時点で評価された金融資産の契約条件は、移行時のHSBCの金融資産の契約条件を反映していない可能性がある。しかしながら、2014年12月31日現在の金融資産の評価および貸借対照表の構成の変更に関する予想に基づき、HSBCは、通常は以下のとおりになると予想している。

- ・銀行に対する貸付金、顧客に対する貸付金および非トレーディング目的の売戻契約は、IAS第39号のもとでは貸付金および受取債権に分類されているが、IFRS第9号のもとでは償却原価で測定される。
- ・IFRS第9号でそのように要求されているか、指定が継続する場合、FVPL評価の指定を受けた金融資産は引き続きFVPLで計上される。
- ・売却可能に分類された負債証券は、主に償却原価またはFVOCIで測定される。ただし、ごく少数のケースでは、当該負債証券の契約上のキャッシュ・フローの特性または当該負債証券の保有目的に係る事業モデルのいずれかの理由により、FVPLで測定される。
- ・満期保有に分類された負債証券は償却原価で測定される。
- ・売却可能に分類された短期国債およびその他適格債券は、その保有目的に係る事業モデルに応じて償却原価またはFVOCIで測定される。
- ・すべての持分証券は、引き続き公正価値で測定される。ほとんどの持分証券は公正価値の変動が損益に計上されるが、公正価値の変動がその他包括利益に表示されるものもある。公正価値の変動がその他包

括利益に計上される持分証券は、HSBCが投資利益獲得目的以外で投資を行う場合の事業促進目的投資やその他類似の投資である。

減損

減損に関する規定は償却原価およびFVOCIで測定された金融資産、リース債権および一部の貸付コミットメントならびに金融保証契約に適用される。当初認識時、予測信用損失（「ECL」）で翌12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行事象から生じるもの（「12ヶ月ECL」）に対する評価性引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が要求される。信用リスクが著しく増加した場合、金融商品の予測残存期間にわたり可能性のあるすべての債務不履行事象から生じるECL（「残存期間ECL」）に対して評価性引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が求められる。12ヶ月ECLが認識された金融資産は「ステージ1」とみなされ、信用リスクが著しく増加しているとみなされる金融資産は「ステージ2」となる。さらに、減損の客観的証拠が存在しており債務不履行の状態にあるとみなされる、または信用減損が生じている金融資産は「ステージ3」となる。

当初認識以降、信用リスクが著しく増加したか否かの評価は、各報告期間において、ECLの増加ではなく、金融商品の残存期間にわたる債務不履行の発生リスクの変化を考慮して行われる。

信用リスクの評価は、ECLの見積りと併せて、客観的であること、かつ確率で加重平均することが求められ、過去の事象、現在の状況、報告日現在入手可能で合理的かつ裏付け可能な経済状況の予測を含め、評価に関する情報をすべて組み入れる必要がある。さらに、ECLの見積りは貨幣の時間的価値を考慮する必要がある。その結果、減損の認識および測定はIAS第39号と比べ、より将来予測的となることが意図されており、結果として減損損失の変動がより大きくなる。減損引当金の合計額も増加する傾向にあり、これは、金融資産のすべてが少なくとも12ヶ月ECLで評価され、残存期間ECLが適用される金融資産の母集団がIAS第39号による減損の客観的証拠が存在する場合の母集団より大きくなる可能性が高いことによる。

ヘッジ会計

一般的なヘッジ会計の要件では、ヘッジ会計の簡略化を目的としており、リスク管理戦略との連携を強化してより多くのヘッジ手段およびリスクにヘッジ会計の適用を可能にしている。当該基準ではマクロヘッジ会計戦略について明確に対応していないが、別プロジェクトで検討中である。現行のマクロヘッジ会計実務と、新しい一般ヘッジ会計の規定との不整合リスクを回避するため、IFRS第9号ではIAS第39号のヘッジ会計を継続する会計方針の選択が含まれている。

これまでに実施した分析に基づき、HSBCはIAS第39号のヘッジ会計が継続するような会計方針を選択する予定であり、現在のところヘッジ会計を変更する予定はない。ただし、IFRS第7号「金融商品：開示」の関連改訂により要求されている、ヘッジ会計に関する改訂後開示については適用する。

移行措置

分類および測定ならびに減損の規定は、初度適用日における貸借対照表の期首残高を調整することにより遡及して適用される。比較期間の修正再表示は要求されていない。

当該基準の全体的な強制適用日は2018年1月1日であるが、公正価値で測定された一部の負債について表示の改訂の早期適用が可能である。HSBCは、EU法による承認後直ちに、一部の負債について企業の自己信用リスクに関する公正価値損益の開示を改訂する予定である。この開示が2015年12月31日に適用されていた場合、当事業年度中のHSBCの信用リスクの変動に起因する公正価値の変動により税引前利益が減少する。その他包括利益には反対の影響が生じるが、純資産への影響はない。HSBCの信用リスクを含め、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動についての詳細は、注記25に記載されている。

HSBCは、金融資産の分類および減損に関する要件が財務諸表に及ぼす影響を評価中である。

IFRS第9号導入プログラム

HSBC内のグローバル・リスク部門とグローバル・ファイナンス部門の共同によるIFRS第9号の導入準備のためのIFRS第9号導入プログラム（「当プログラム」）が2012年に立ち上げられ、多くの準備・設計作業が行われている。当プログラムは、当グループの最高リスク管理責任者と当グループのファイナンス・ディレクターが責任者となっている。また、リスク部門、ファイナンス部門およびHSBCオペレーションズ・サービス・アンド・テクノロジー部門の上級経営陣で構成される運営委員会が設置されている。HSBCにおけるすべての重要な変更プログラムに共通するように、当プログラムは当グループの事業変革の枠組みに従って管理されている。必要な変更についての発表は個々のワークストリームにより行われるが、減損の算定作業はグローバル・リスク部門が主導し、財務報告のシステムおよびプロセスの開発はグローバル・ファイナンス部門が主導している。このグローバルな枠組みの中で、当グループ内の重要な法人組織はそれぞれ、現地での導入を管理する運営委員会を設置している。グローバル事業においてもプログラムが行われているが、各事業自体に導入活動への責任はない。

これまでのところ、当プログラムは、影響に関する予備的分析、当グループの会計方針の文書化、オペレーティング・モデルおよびシステムが目標とするオペレーティング・モデルの開発、ならびに減損の算定のためのリスク・モデリング手法の開発を目的に進められている。また、2015年度中に分類および測定の要件による影響の評価が行われた。当プログラムは現在、減損モデルおよびプロセスに焦点を当てており、HSBCが新基準の潜在的影響をより把握するために2017年度中に並行実施を予定していることから、2016年度

未までにこれらを開発する必要がある。当プログラムでは、減損プロセスが始動した際に当該プロセスに対して適用されるガバナンスの枠組みが定義されている。この枠組みには、重要な各法人組織で使用される仮定とその結果のレビュー、検証および承認に特化した委員会、ならびにプロセスの各主要ステップに対する二次的な保証機能が含まれている。プロセスで使用される経済に関する将来予測についての仮定の設定を統制する専門委員会も設置される予定である。減損プロセスに対するガバナンスについては、当グループの各構成会社におけるグローバル・リスク部門とグローバル・ファイナンス部門が責任を負う。グローバル事業は参考にはされるものの、それらに意思決定権限は与えられていない。

HSBCは、信頼できる見積りの提供が実務上可能な状況になり次第、遅くとも2017年の年次報告書および決算書において、IFRS第9号による潜在的影響を数値化する予定である。

十分なモデルの開発とテストが完了するまで、HSBCは、財務諸表に対する潜在的影響とその結果として生じる規制上の資本要件に対する影響を確実に把握することはできない。規制要件への今後の変更の有無に関する情報がないため、IFRS第9号の適用時に現行の規制要件がどのように解釈されるかについては推測するしかない。例えば、特別および一般信用リスク調整がバーゼル規制に基づく場合とIFRS第9号の各ステージに基づく場合とでどのように関係するかは不明である。バーゼル委員会は、この新しい会計要件が現行の規制要件に及ぼす影響について検討中である。

IAS第39号とIFRS第9号との会計方針の比較

貸付金および売却可能金融資産の減損に関する会計方針ならびに重要な会計上の見積りおよび判断（IAS第39号「金融商品」に基づく）は、注記1(j)に記載されている。償却原価およびFVOCIで測定される金融資産（IFRS第9号に基づく）に関しても、それらに相当する基準が策定されているが、IFRS第9号「金融商品」の適用により生じる会計方針の変更による潜在的影響を把握する際に、以下の類似点および相違点が重要となる可能性が高い。

・償却原価

IAS第39号に基づく会計方針では、通常、個別に重要な貸付金と集合的に評価される同種の貸付金グループにより区別されている。この区別は、IFRS第9号に基づく会計方針の策定においては相対的に関連がない。しかし、IFRS第9号のもとでは、入手可能な情報の種類と信用リスクの管理方法が異なるため、貸付金がホールセール信用リスクシステムと個人向けの信用リスクシステムのいずれにより管理されているかが関連性の高い区別となる。

・ステージ3

貸付金に信用減損が生じているという客観的証拠が存在する場合、当該金融資産はステージ3に含まれる。使用されている客観的証拠は、HSBCが個別に重要な貸付金がIAS第39号に基づき減損しているか否かを決定する際に使用する基準と同じであり、355ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。そのため、ステージ3に含まれる母集団は、IAS第39号に基づき減損している、個別に重要とみなされる貸付金と一致すると予想される。

ホールセールの貸付金の場合、個々の割引キャッシュ・フローの計算が引き続き実施され、減損損失が355ページ（訳注：原文のページである）に記載のとおり決定される。IFRS第9号の測定要件を確実に満たすために、これらの計算に変更が加えられる可能性がある。例えば、有価証券の正味実現可能価額には市場価格の将来の上昇による調整が行われる。

IAS第39号では、個別に重要とみなされない同種の貸付金グループについて、ロール・レート法または貸付金の過去の損失率実績のいずれかをを用いて集合的に減損損失を決定する際、統計に基づく手法が用いられる。これらの手法のもとでは、減損引当金はポートフォリオ単位で認識される。しかしながら、90日超支払が延滞しているか、信用リスク上の理由により条件が緩和されている場合、貸付金は表示目的において減損貸付金に分類される。個人向け貸付金の場合、90日超支払が延滞しているものの個別評価では減損の兆候が見られなかった個々の貸付金については例外が設けられており、これらは減損貸付金に分類されない。HSBCは、IFRS第9号のもとでは、以下の関連する客観的証拠の検討によってこれらの母集団がステージ3であるかどうかを決定する予定である。関連する客観的証拠とは主に、契約上の元本または利息の支払いが90日超延滞しているか否か、借り手の財政状態に関して経済的または法的理由により借り手に譲歩を行っているか否か、または貸付金が債務不履行の状態にあるとみなされているか否かである。HSBCは、180日超の支払延滞を基準に債務不履行を定義することが規制上のルールにより認められている場合でも、個人向け貸付金については90日超支払が延滞している貸付金を債務不履行とするIFRS第9号における推定を反証しない予定である。減損引当金は、ステージ2の場合に用いられるのと同じ計算方法により、デフォルト（債務不履行）確率を1に設定して算定される予定である。したがって、計算結果は現行の統計的な方法で算定した場合の結果とは異なる可能性があり、また、ステージ3として開示されている母集団はIAS第39号に基づき減損していると開示されたものと必ずしも一致しないことになる。

規制上は延滞日数180日の場合が債務不履行と定義されている個人向けポートフォリオを除き、HSBCは、債務不履行の定義を可能な限り規制上の定義と一致させ、債務不履行または信用減損とみなされるすべての貸付金をステージ3とする予定である。

357ページ（訳注：原文のページである）に記載の貸付金の償却に関する方針には変更はない見込みである。

197ページ（訳注：原文のページである）に記載のとおり、貸付金の契約条件は、支払猶予を含む多くの理由により変更される可能性がある。支払猶予に関する戦略のうち、貸付金の「条件緩和」につながるものはほんの一部である。こうした条件変更に関する現行の取扱い197ページから198ページおよび357ページ（訳注：すべて原文のページ数である）に記載されており、IFRS第9号においても踏襲されるが、条件緩和後に当初貸付金の認識が中止されたために新たに認識された貸付金を除く。これらの貸付金は、信用減損している組成した貸付金として分類され、認識が中止されるまでこの分類が保たれる。その他のすべての条件変更に関しては、401ページ（訳注：原文のページである）に記載の認識中止に関する一般方針が適用されることになる。

信用減損している組成した貸付金を除くその他すべての条件変更された貸付金に関して、信用減損の証拠が見られなくなったとき、または条件緩和貸付金の場合で、198ページ（訳注：原文のページである）に記載のとおり、将来のキャッシュ・フローが支払われないリスクが著しく減少したことを示す十分な証拠が存在し、かつ減損の発生を示す他の兆候がないときに、ステージ3から移動させることができる。これらの貸付金は、以下に記載のメカニズムに基づき、（条件変更された契約条件に基づき）報告日に発生している債務不履行リスクと（条件変更前の当初の契約条件に基づき）当初認識時に発生していた債務不履行リスクとを比較することにより、ステージ1またはステージ2に移動させることができる。条件変更の結果として償却された金額は戻し入れることができない。

・ステージ2

IFRS第9号によれば、信用リスクが当初認識時から著しく増加しており、残存期間ECLの認識が適切である場合、当該金融資産はステージ2にあるとみなされる。これはIAS第39号にはない概念のため、信用減損して

いないとみなされる母集団についても残存期間ECLを認識することになるため、引当金が増加する可能性が高い。

信用リスクの分析にはさまざまな要因が伴い、特定の要因が関連しているか否かの決定および他の要因と比較した当該要因のウェイトは、商品の種類、金融商品や借り手の特性、ならびに地域により異なる。そのため、何が信用リスクの著しい増加とみなされるかを定める単一の判定基準を提供することは不可能である。この概念は相対的であり、重要性は当初認識時の信用リスクにある程度依拠するため、信用の質に関する開示における貸借対照表日現在の信用格付けの報告には、ステージ2の母集団やステージ2への移動のおそれのある母集団は反映されない可能性がある。

HSBCはホールセール・ポートフォリオおよび重要な個人向けポートフォリオに関して、信用リスクが当初認識時から著しく増加したか否かを個別評価と集合的評価の両方からの情報を用いて検討し、個々の貸付金単位で信用リスクの増加を実務上可能な範囲で反映させる予定である。

検討される主要因は、残存期間のデフォルト（債務不履行）確率（「PD」）、または残存期間の債務不履行リスクの変動の合理的な近似値を得られる場合には、現在の経済状況および信用リスクに影響を及ぼすと予想される将来の経済状況の予測に合わせて調整された12ヶ月PDである。PDは、ホールセール・ポートフォリオに関する顧客のリスク格付けと個人向けポートフォリオに関する信用スコアから導き出される。ホールセールに関するPDは債務者単位で算定され、個人向けに関するPDは個々のファシリティ単位で決定される。例えば、向こう12ヶ月を超えて期限が到来する重要な支払債務のみがある金融商品など、12ヶ月PDが適切でない場合には、追加的な要因が検討されるか、残存期間の信用リスクが適切に検討されるようにするための調整が行われる。

PDは、向こう12ヶ月を超えて影響を及ぼすPDの変動に統計的に関連付けることのできる金利、失業率およびGDP予測といった経済上の仮定の影響を組み入れる目的でも調整される。これらの統計的関係は、ストレステストのために開発されたプロセスを通じて確立される予定である。さらに、支払延滞状況や金融資産がホールセール・ポートフォリオの監視リストのプロセスを通じた追加的モニタリングの対象となるか否かといった、PDを導き出す際に使用された情報に十分に反映されていない可能性のあるその他の関連要因が考慮される。

HSBCは、ポートフォリオをまたぐステージ1からステージ2への（およびその逆の）振替に必要な変更の基準または程度、ならびにそのメカニズムについて調整およびテスト中であり、現時点でより詳細な内容を提供することは不可能である。その目的は、信用リスクの変動がリスク管理の観点から重要であるとみなされる段階を定義し、それらの段階でその後のステージの移動および債務不履行に対するテストを行うことである。重要性の低い個人向けポートフォリオに見られるように、複雑性の低い債務不履行の指標が使用されている場合や信用スコアが入手できない場合は、一貫性のある簡素化アプローチが使用される見込みである。特に、個人向けポートフォリオの場合、ステージ2に振り替える貸付金の決定においては支払延滞日数が検討されるが、より重要性の高いポートフォリオが、PDに関連付けられた追加的メカニズムをもってこの情報を補完する。HSBCは、より重要性の高いポートフォリオに関する振替基準を2016年度中にまとめる予定である。

・ステージ1

IAS第39号（356ページ（訳注：原文のページである）を参照）に基づき、減損の証拠が明確に特定されなかった個別に評価される貸付金に関して、減損の発生からその損失が特定されるまでの見積期間などの要因を考慮して決定される集合的な減損に対する引当金を見積ることにより、発生しているが未だ特定されていない減損が認識される。これは定期的に経験に基づき評価されるため、時間とともに変化する可能性がある。

る。同様に、IAS第39号のもとで集合的に評価される同種の貸付金グループについて、損失の特定から償却までの期間（定期的に実際の結果と比較される）を含むリスク要因を用いて固有の損失が決定される。IFRS第9号のもとでは信用リスクが著しく増加していないとみなされた金融資産の損失引当金は、12ヶ月ECLと同額で測定される。この12ヶ月という期間は、IAS第39号のもとで見積られる期間（通常は6ヶ月から12ヶ月）と同じかそれよりも長い可能性が高く、結果としてIFRS第9号に基づく引当金の額がより大きくなる。IFRS第9号に基づく引当金を算定できるモデルが未設定の段階では、この差異を見積ることは不可能である。

12ヶ月および残存期間の予測信用損失の測定に適用される手法

ECLは、デフォルト（債務不履行）確率（「PD」）、デフォルト時損失率（「LGD」）およびデフォルト時エクスポージャー（「EAD」）という3つの主要構成要素を用いて算定される。会計目的上、12ヶ月PDおよび残存期間PDは、貸借対照表日現在の状況および信用リスクに影響を及ぼす将来の経済状況に基づき、それぞれ向こう12ヶ月間または金融商品の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を表したものである。LGDは、担保、実現時の予測価値および貨幣の時間的価値による軽減効果を勘案して、債務不履行時に発生すると予想される損失を表したものである。EADは、貸借対照表日から不履行事象までの元本および利息の返済額をコミット済みのファシリティの予想引出額とともに考慮した、債務不履行時の予想残高を表している。

12ヶ月ECLは、12ヶ月PD、LGDおよびEADを乗じることにより算定される。残存期間ECLは、12ヶ月PDではなく残存期間PDを用いて算定される。

信用損失のモデリング手法

HSBCは、バーゼル規制に基づく予測損失（「EL」）の算定に使用されるシステムをECLの算定の基礎とする予定である。算定における類似点を鑑み、これが最も効率的であると考えられている。しかしながら、バーゼル上のリスク要素（PD、LGDおよびEAD）がIFRS第9号の要件を満たすには、特定の調整を行う必要がある。

ホールセール・ポートフォリオならびに重要な住宅モーゲージおよび期限付き貸付金のポートフォリオの場合、ECLは個々の貸付金単位で算定される。バーゼル上のリスク要素に必要な主な調整は、下表で説明されている。

モデル	規制資本	IFRS第9号
PD	・ サイクル（経済サイクル全体を通じた長期平均PDを表す）を通じた数値。 ・ 債務不履行の定義には90日超支払延滞のバックストップが含まれる。ただし、特に英国や米国のモーゲージなどの一部のポートフォリオについては、180日超支払延滞に変更されている。	・ ある時点（PDに影響を及ぼすと考えられる将来の状況に関する予測を考慮して調整された現在の状況に基づく）における数値。 ・ 債務不履行のバックストップは、すべてのポートフォリオについて90日超支払延滞である。
EAD	・ 現在の残高を下回ることはいない。	・ 期限付き商品について償却を把握する。
LGD	・ 景気停滞時のLGD（深刻ではあるが妥当な景気停滞の期間中、継続的な損失の発生が見込まれる。） ・ 過去のデータの不足が原因で景気停滞時のLGDを過小評価するリスクを軽減するために、規制上のフロアが適用される場合がある。 ・ 資本コストを用いて割り引かれる。 ・ すべての回収費用が含まれる。	・ 予測LGD（担保価値の変動のような将来の経済状況により発生すると予想される影響を含む、デフォルト（債務不履行）時損失の見積りに基づく。） ・ フロアが設定されていない。 ・ 貸付金の当初実効金利を用いて割り引かれる。 ・ 担保の取得 / 売却に伴う費用のみが含まれる。
その他		・ 債務不履行発生時点にさかのぼって貸借対照表日まで割り引かれる。

IFRS第9号に基づくPDおよびLGDの見積りについても、将来のマクロ経済変数による影響を把握するために調整が必要である。その目的は、既存のストレステスト・モデルを用いてこれらの影響を測定することにある。ステージ間の振替は個々の貸付金単位で実施され、将来のマクロ経済変数による影響も記録される。

重要かつ期限のない個人向け貸付金の場合も、ステージ間の振替は個々の貸付金単位で実施される。ただし、貸付金は、より効率的に計算を行うために、ECLの測定目的でPDやその他のリスクドライバーに基づきセグメントに集約される。入手可能な情報が少ない、小規模のポートフォリオについては、より集約的にステージ間の振替とECLの算定を行うことができる簡素化アプローチが適用される。こうした集約は、開示の精度に影響を及ぼすことになる。

グローバル・リスク・ストラテジー部門、グループ内の経済学専門家およびグループ外の経済予測サービス機関が支援するグローバルな新しい委員会が、客観的かつグループの方針と整合する経済シナリオを管轄地域ごとに策定する観点から、適用されるべき将来のマクロ経済仮定の検討および承認を行うために設置さ

れる予定である。この委員会には、考え得るさまざまな結果を評価することによって、ECL引当金がIFRS第9号による測定原則が求めるとおり、客観的であること、かつ確率で加重平均した額であることを満たしているか確かめる責任もある。この原則を満たしつつ構造のレビューと検証を行うための算定手法を現在策定中である。さらに、現地のリスク委員会が、各法人組織の財務諸表に計上された減損引当金についてレビューと検証を行うことになる。

その他包括利益を通じた公正価値

FVOCIで測定される金融資産の場合、上記の方針およびプロセスに従って決定された減損が損益計算書に認識される。当該金融資産は公正価値で貸借対照表に認識され、償却原価の減損引当金残高が注記事項として開示される。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号の当初発効日は1年延び、当該基準は現在、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されることになり、早期適用も認められている。IFRS第15号は収益認識において原則主義に基づいたアプローチを規定し、履行義務に関する収益は履行義務を充足した時点で認識するという概念を導入している。当該基準は一定の利用可能な便宜的手段を用いて遡及適用しなければならない。HSBCはIFRS第15号による影響を評価済みであり、当該基準の適用によるHSBCの連結財務諸表およびエイチエスピーシー・ホールディングスの個別財務諸表に対する重要な影響はないと予想している。

IFRS第16号「リース」

2016年1月、IASBは、2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるIFRS第16号「リース」を公表した。IFRS第16号により、借り手は当該基準の適用範囲に含まれるほとんどのリースについて、ファイナンス・リースのIAS第17号「リース」に基づく現行の会計処理と同じ方法で会計処理することになる。借り手は「使用权」資産および同額の金融負債を貸借対照表に認識する。当該資産はリース期間にわたって償却され、金融負債は償却原価で測定される。貸し手の会計処理についてはIAS第17号の会計処理がほぼ踏襲されている。HSBCは現在、IFRS第16号による影響について評価中であり、当財務諸表の発行日現在の影響額を数値化することは実務上困難である。

(d) 情報の表示

保険契約および金融商品に関連するリスクの性質および範囲に関するIFRS第4号「保険契約」およびIFRS第7号「金融商品：開示」に基づく開示は、101ページから226ページ（訳注：原文のページ数である）の「取締役報告書：リスク」の監査済みセクションに記載されている。

IAS第1号「財務諸表の表示」に基づいた資本に関する開示は、227ページから248ページ（訳注：原文のページ数である）の「取締役報告書：資本管理」の監査済みセクションに記載されている。

HSBCの証券化活動および仕組商品に関する開示は101ページから226ページ（訳注：原文のページ数である）の「取締役報告書：リスク」の監査済みセクションに記載されている。

投資家およびその他のステークホルダーが当グループの経営成績、財政状態およびその変動を理解するための重要な開示を行うためのHSBCの方針に従って、財務諸表注記および取締役報告書において提供される情報は、会計基準、法定および規制上の要件ならびに上場規則で求められる最低水準を上回るものである。特に、HSBCは、2012年10月に公表された開示強化タスクフォース報告書「銀行のリスク開示の強化」および2015年12月に公表された「予測信用損失アプローチの導入による銀行のリスク開示への影響」における関連の提言を考慮した追加開示を行っている。当該報告書は、銀行のリスクに関してより高品質の透明性のある情報が必要であると投資家が着目する分野がいずれであり、これらのリスクがどのように経営成績の測定および報告に関連するかを金融機関が識別することに役立てることを目的としている。さらに、HSBCは、英国銀行協会の財務報告の開示に関する規範（「BBA規範」）に従っている。BBA規範は、英国の銀行の開示の質および比較可能性を向上させることを目的としており、5つの開示原則およびその補足指針を規定している。BBA規範の原則に従って、HSBCは、関連する規制当局および基準設定機関から適時公表されるグッド・プラクティスに関する提案を評価し、当該指針の適用性および関連性を評価し、必要に応じて開示を強化する。

当グループの財務諸表とともに親会社の財務諸表を公表するにあたり、エイチエスピーシー・ホールディングスは2006年会社法第408条(3)の免除規定を利用し、個別の損益計算書および関連する注記を表示していない。

HSBCは、連結財務諸表の表示通貨として米ドルを用いているが、それは米ドルおよび米ドルに連動している通貨がHSBCの取引および資金調達の主要な通貨ブロックを形成しているからである。米ドルはエイチエスピーシー・ホールディングスの機能通貨でもあるが、それは米ドルおよび米ドルに連動している通貨がエイチエスピーシー・ホールディングスの子会社における取引、事象および状況に関連した最も重要な通貨であると同時に、財務活動によって生じた資金の重要な部分を占めているからである。

(e) 重要な会計上の見積りおよび判断

財務諸表の作成にあたっては、将来の状況に関する見積りおよび判断が要求される。下記の項目の認識または測定に固有の不確実性および高度な主観性があることから、翌事業年度の結果は経営陣の見積りの基礎とされたものとは異なる可能性があり、その結果、2015年度の財務諸表の目的で経営陣が達した結論と大きく異なることとなる可能性がある。経営陣により選択されたHSBCの会計方針のうち、重要な見積りおよび判断を含むものが以下に挙げられている。これは、会計方針が適用されている項目の重要性ならびに高度な判断および見積りの不確実性の関与を反映している。

- ・ 貸付金の減損：注記1(j)
- ・ 繰延税金資産：注記8
- ・ 金融商品の評価：注記13
- ・ 関連会社における持分の減損：注記19
- ・ のれんの減損：注記20
- ・ 引当金：注記29

(f) 継続企業

財務諸表は、継続企業の前提基準で作成されている。これは、当グループおよび親会社が予見可能な将来まで事業を継続するためのリソースを有していることについて取締役が納得しているからである。この評価を行うにあたり、取締役は、現況および将来の状況（収益性、キャッシュ・フローおよび資本に関する将来予測を含む）に関するさまざまな情報を考慮している。

(g) 連結および関連する開示

HSBCは、事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じて当該変動リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当該事業体を支配しているため連結する。支配は当初、すべての事実および状況を考慮して評価され、以後は当初の状況から重要な変更が生じた場合に再評価される。

議決権により支配されている事業体の場合、HSBCは、経営機関の決議に必要な議決権を直接的または間接的に保有する場合に連結する。それ以外の場合、支配の評価は、変動リターンに対するエクスポージャー、関連活動に対するパワー、または代理人もしくは主たる当事者としてのパワーを有しているかなど、より複雑な他の要素の判断が求められる。

企業結合は、取得法を用いて会計処理されている。取得原価は、取引日における対価（条件付対価を含む）の公正価値で測定される。取得関連費用は、発生した年度の損益計算書に費用として認識される。取得した識別可能資産、負債および偶発債務は、通常、取得日の公正価値で測定される。のれんは譲渡対価、非支配持分の金額およびHSBCが以前に保有していた株式持分の公正価値の総額が取得した識別可能資産および引受負債の純額を超過した部分として測定される。非支配持分の金額は、公正価値または被取得企業の正味識別可能純資産の非支配持分割合相当額のいずれかによって測定される。段階的に行われた取得においては、以前に保有していた株式持分は取得日の公正価値で再測定され、それにより生じた損益は損益計算書に認識される。

HSBC内取引はすべて、連結時に消去される。

HSBCの連結財務諸表は、合併事業および関連会社の損益および剰余金に対するHSBCの持分も含んでおり、12月31日までについて作成した財務諸表または利用可能な財務諸表の日付から12月31日の間に発生した重要な取引または事象を調整した比例配分額に基づいている。

(h) 外貨換算

外貨での取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算されている。外貨建ての貨幣性資産および負債は期末日の為替レートで機能通貨に換算されている。結果として生じる換算差額は損益計算書に計上される。取得原価で評価されている外貨建ての非貨幣性資産および負債は、当初の取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。公正価値で評価される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、当該公正価値が決定された日の為替レートで機能通貨に換算される。非貨幣性項目の為替換算を構成する部分は、関連する非貨幣性項目の損益が認識される項目に応じてその他包括利益または損益計算書に認識される。

連結財務諸表上、機能通貨が米ドルではない支店、子会社、合併事業および関連会社の資産および負債は、期末日の為替レートで当グループの表示通貨に換算されるが、損益は、報告期間の平均為替レートで米ドルに換算されている。期首の外貨建て純資産の再換算および平均レートから期末レートへの報告期間の損益の再換算による換算差額は、その他包括利益に認識される。在外営業活動体への純投資の一部である貨幣性項目の換算差額は、個別財務諸表の損益計算書および連結財務諸表のその他包括利益に認識される。在外

営業活動体の処分時に、過年度にその他包括利益に認識されていた関連する換算差額は、再分類調整として損益計算書に認識される。

(i) 銀行および顧客に対する貸付金

これらの貸付金は、トレーディング目的保有に分類されておらず、公正価値評価の指定も受けていないHSBCの貸付金を含んでいる。貸付金は借り手に現金が引き渡された時点で認識され、借り手が債務を返済した場合や貸付金が売却された場合、あるいは所有に伴うリスクと経済的便益の大半が移転した場合に認識が中止される。貸付金は公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初は認識され、その後、減損引当金控除後の実効金利法を用いた償却原価で測定される。

貸付金は、注記23に記載された条件を満たす場合に「売却目的」に再分類されるが、測定は引き続き上記の方針に従って行われる。

HSBCは一定期間について定められた契約条件により貸付を行う旨の契約を締結する場合がある。貸付コミットメントから生じる貸付金がトレーディング目的保有であることが予想される場合、当該貸付コミットメントはデリバティブとして計上される。貸付金が実行された場合は、トレーディング目的保有に分類される。HSBCが貸付金の保有を意図している場合、HSBCが損失を被る恐れがある場合に限り、貸付コミットメントに対する引当金が計上される。貸付開始時に、保有予定部分が公正価値で計上され、その後に実効金利法を用いて償却原価で測定される。レバレッジド・ファイナンスおよびシンジケート・ローン活動等の特定の取引に関しては、現金による貸出額は必ずしも貸付金の公正価値の最善の証拠にはならない。これらの貸付金に関しては、当初の公正価値が現金による貸出額を下回る場合、差額が損益計算書のその他営業収益に計上される。評価損は、貸付金が減損している場合を除いて、貸付金の期間にわたり、受取利息を認識することにより回収される。

(j) 貸付金および売却可能金融資産の減損

重要な会計上の見積りおよび判断

貸付金の減損

貸付金の減損引当金は、期末日現在の貸付金ポートフォリオに発生している損失に関する経営陣の最善の見積りを示している。経営陣は、個別および集散的に評価される貸付金に係る減損引当金を算定する場合の仮定および見積りにおいて判断が求められている。個別および集散的に評価される減損引当金の内訳については、134ページ（訳注：原文のページ数である）の「産業部門別および地域別の減損引当金の変動」の表を参照のこと。

集散的に評価される減損引当金は見積りの不確実性の影響を受けるが、その一因は、ポートフォリオにおいて個別に重要でない貸付金が数多く存在することにより、個別の貸付金に係る損失を特定することが実務上困難であるためである。見積りの方法には、現在の経済および信用状況に基づいて実際に発生する損失が、過去の実績によって示される損失を上回る、または下回る可能性を評価するための経営陣の重要な判断で補完される過去情報の統計的分析の利用が含まれる。

経済状況、法規制または行動に関する変化により、ポートフォリオ・リスク要因の最近の傾向が統計モデルに十分に反映されていない場合には、過去の損失実績のみから導き出される減損引当金を調整することにより、当該リスク要因が考慮される。

リスク要因には、貸付ポートフォリオの伸び、商品構成、失業率、破産傾向、地理的集中、貸付商品の特徴、国内および地域の住宅市場の動向などの経済状況、金利水準、ポートフォリオの経過年数、会計管理方針および慣行、法規制の改正ならびに顧客の支払動向に影響を与えるその他の事項が含まれる。各地域および国において現地の経済環境や法規制を反映するよう、さまざまな要因が適用されている。減損損失を算定する際に使用される手法および仮定は、見積損失と実際損失との間の差額を考慮して定期的に見直されている。例えば、ロール・レート、損失率および予想される将来の回収時期については、適切性を確保するために定期的に実際の結果と比較している。

個別に評価される貸付金の場合、損失事象が発生したという客観的証拠の有無を決定し、そのような証拠がある場合には、減損引当金の測定に判断が要求される。損失事象が発生したという客観的証拠の有無の決定には、支払が契約上延滞しているかどうか、および支払能力に影響する借り手の財務状況と見通しの悪化を示すその他の要因の検討も含め、減損の兆候にかかるすべての関連情報を評価して判断される。経済的圧力（特に返済見込が特定資産の借換えまたは売却の見通しに影響される場合）を受けている市場部門において財政状況の悪化の兆候を示す借り手の貸付金には、より高度な判断が要求される。減損の客観的証拠が存在する貸付金について、経営陣は、担保の実現可能額、清算または破産時の分配金予想額、顧客の事業モデルの実現可能性、および財政状況の悪化を脱して債務を返済するために十分なキャッシュ・フローを生み出す能力など、さまざまな要因に基づいて必要な引当金の金額を決定する。

HSBCは、顧客関係の管理の改善、回収機会の最大化、また債務不履行や担保権の実行を回避するため、財務状況が悪化した借手に対して貸付金の支払条件の変更に合意する形で貸付金の支払猶予を与えている。猶予が重要な場合、貸付金の減損引当金に当該猶予が及ぼす影響を決定する際には高度な判断と見積りの不確実性が伴う。支払猶予時の信用リスク特性を区分する際には、条件緩和後の正常債権への復帰も含めて判断を伴う。集合的に評価される貸付ポートフォリオに重要な水準の支払猶予が含まれている場合、ポートフォリオは支払猶予時の信用リスク特性の違いを反映するために区分され、各支払猶予ポートフォリオ区分内に固有の発生損失が見積られる。支払猶予は個人向けポートフォリオとホールセール・ポートフォリオの両方について行われるが、最も注視しているのは米国内のHSBCファイナンスのCMLポートフォリオである。

判断を行う場合には、非常に主観的かつリスク要因に対して感応度の高い仮定、特に複数地域にわたる経済状況および信用状況の変化を考慮することが必要である。要因の多くは高度に相互依存しており、HSBC貸付金の減損引当金全体に影響する感応度の高い単一の要因は存在しない。

貸付金の減損

貸付金または貸付金ポートフォリオが減損しているという客観的証拠がある場合、貸倒損失が認識される。個別貸付金に対しましては集合的に評価される貸付金グループに対して算定される減損引当金は、損益計算書に費用計上され、財政状態計算書の減損貸付金の帳簿価額の控除項目として計上される。将来の事象から生じる可能性のある損失は、認識されない。

個別に評価される貸付金

減損評価のために貸付金が個別に重要であるか否かを決定する際に考慮される要素には、貸付金の規模、ポートフォリオにおける貸付金の数、個々の貸付金契約関係の重要性、およびその管理方法が含まれる。上述の要因やその他の関連要因に基づき個別に重要であると決定された貸付金は、個別に減損評価されるが、債務不履行および損失の規模が、集合的評価に基づく処理によって十分に正当化される場合を除く。

個別に重要とみなされる貸付金は通常、企業および商業顧客に対するものであり、金額は比較的大きく、個別に管理されている。これらの貸付金について、HSBCは、貸付金が減損しているという客観的証拠の有無について各期末日に個別に検討している。この評価を行うための基準には以下が含まれる。

- ・ 借り手がキャッシュ・フローに問題を抱えているという事実
- ・ 契約上の元本または利息の90日超の支払延滞
- ・ 借り手の破産またはその他の財務上の再編の実現可能性
- ・ 借り手の財政困難に関して経済的または法的理由により、借り手に元本、金利または手数料の減免または返済期限の延長につながる条件緩和を行う場合で、当該条件緩和が重要な場合
- ・ 借り手の財政状態または将来の見通しの悪化により、借り手の返済能力が疑問視される場合

貸付金に減損の客観的証拠が存在する場合は、以下の要因を考慮して減損損失が決定される。

- ・ 顧客に対するHSBCのエクスポージャー総額
- ・ 顧客のビジネス・モデルの実行可能性、財政困難な状況下で取引を成功させる能力、債務を弁済するための十分なキャッシュ・フローの有無
- ・ 予測される受取および回収金額および時期
- ・ 清算または破産時の分配金の予測受取可能額
- ・ 優先順位がHSBCより上位またはHSBCと同位のその他の債権者のコミットメントの範囲、およびその他の債権者が会社を継続的に支援する可能性
- ・ 債権者の請求総額および優先順位を決定する際の複雑性、ならびに法的事項および保険に関する不確実性が明確になっている範囲
- ・ 担保(またはその他の信用補完)の処分可能価額および担保権実行の成功の可能性
- ・ 担保権手続の一環として担保を取得または売却するための見積費用
- ・ 貸付金の通貨が現地通貨建てでない場合、当該貸付金の通貨で調達し、支払を行う借り手の能力
- ・ 入手可能であれば、負債の流通市場価格

担保の実現可能価額は、減損評価の実施時に更新される直近の市場価値に基づいて決定される。当該価額には市場価格の将来の上昇による調整は行われないが、強制売却における割引等、地域の条件を反映させるために調整が行われる。

減損損失は、貸付金の当初の実効金利またはその近似値で割り引かれた貸付金の予想将来キャッシュ・フロー（予想される将来の約定金利の受取りを含む）の現在価値を現在の帳簿価額と比較することにより計算される。個別に重要な勘定に対する減損引当金は少なくとも四半期ごとに見直され、状況に応じてさらに定期的に見直される。

集散的に評価される貸付金

個別評価の対象となる貸付金において発生しているが未だ特定されていない損失をカバーするため、および個別に重要とみなされない同種の貸付金グループについては減損が集散的に評価される。個人向け貸付ポートフォリオは、一般的に大規模な同種の貸付金プールであるため、通常、減損是集散的に評価される。

発生しているが未だ特定されていない減損

個別評価の結果、減損の証拠が明確に特定されなかった貸付金は、集合的に減損評価するため、信用リスク特性に従ってグルーピングされる。これらの信用リスク特性には、貸付金が組成された国、関与している事業の種類、提供商品の種類、取得担保またはその他の関連要因が含まれることがある。この評価により、HSBCが個別には特定できないが、期末日より前に生じた事象の結果、HSBCが被り、かつ信頼性のある見積りが可能な減損損失を把握する。貸付金グループ内の個別の貸付金に関して損失を特定する情報が入手された場合は、それらの貸付金は当該貸付金グループから取り除かれ、個別に減損を評価される。

集合的な減損引当金は以下を考慮して決定される。

- ・ 同様の信用リスク特性(産業部門、貸付金の格付け、または商品ごとの信用リスク特性等)を有するポートフォリオの過去の損失実績
- ・ 損失の発生からその損失が特定され個別の貸付金に対して適切な引当金が設定されるまでの見積期間
- ・ 現在の経済および信用状況によって示される、期末日における実際の固有の損失の水準が過去の実績に基づく損失を上回る、あるいは下回る可能性についての経営陣の判断

減損の発生から特定までの見積期間は、経済状況および市況、顧客動向、ポートフォリオ運用情報、信用管理手法、ならびに市場における回収および回復の実績に基づいて、特定されたポートフォリオごとに各拠点における経営陣が決定する。これは定期的に経験に基づき評価されるため、これらの要因の変化にともない見積期間が変化する。

同種の貸付金グループ

個別に重要とみなされない同種の貸付金グループの集散的な減損損失を決定する際、統計に基づく手法が用いられる。集散的な減損引当金の計算には、以下の方法が用いられる。

- ・経験に基づく適切な情報が入手可能な場合、HSBCはロール・レート法を用いている。この手法は、延滞および債務不履行に関する過去のデータと実績の統計分析を取り入れており、HSBCが個別に特定することはできないが、合理的に見積ることが可能な期末日より前に生じた事象の結果、最終的に償却される貸付金の金額を見積っている。個別の貸付金は延滞日数を用いて期間別に分類され、各期間の貸付金が延滞のさまざまな段階に進み、最終的に回収不能となる可能性が、統計分析を用いて見積られる。さらに、個別の貸付金は、上述の信用特性に基づいて区分される。この方法の適用にあたり、損失事象の発生から発見までの期間（例えば未払いまでの期間。いわゆる「発現期間」）や、発見から償却までの期間（いわゆる「処分期間」）を見積るよう調整が行われる。固有の損失を補填するために必要な引当金の適切な水準を計算する際には、現在の経済状況の評価も行われる。特定の成熟した市場においては、破産や債務の再編等の統計に示される動向や管理状況の傾向を考慮した高精度の評価モデルが用いられる。
- ・ポートフォリオの規模が小さい場合やロール・レート法を用いるための十分な情報が得られない、あるいは情報が信頼できない場合、HSBCは、過去の損失実績に基づいた定型的アプローチまたは割引キャッシュ・フロー・モデルを採用する。定型的アプローチが採られる場合、損失事象の発生から特定までの見積期間は各拠点の経営陣により明確に見積られるが、通常6ヶ月から12ヶ月の間である。

各ポートフォリオに固有の損失は観察された過去のデータを用いた統計モデルを基に評価されるが、これは最近のポートフォリオおよび経済の動向を反映するために定期的に更新される。経済、法規制または行動的状況の変化による最近の傾向が統計モデルに反映されていない場合、統計モデルから導き出された減損引当金を期末日における最新の変化を反映した引当金に調整することで対応している。

貸付金の償却

貸付金（および関連する減損引当金）は、元本を回収できる見込みがほとんどない場合、通常、その一部または全額を償却する。また担保付貸付金の場合には担保の処分代金を受領した後に償却される。担保の正味処分可能価額が決定され、さらなる回収の合理的な見込みがない状況においては、より早い段階で償却される場合がある。

減損の戻入

減損損失が減損認識後の期間に減少し、その減少を、減損が認識された後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合、貸付金の減損引当金を相当額減少させることによって超過分が戻し入れられる。戻入額は損益計算書に計上される。

貸付金と引換えに取得した資産

通常処分の一環で貸付金と引換えに取得した非金融資産は、その資産が売却目的に分類された場合には、「売却目的資産」として「その他資産」に計上される。取得した資産は、取引日における公正価値（売却費用控除後）または貸付金の帳簿価額（減損引当金控除後）のいずれか低い方の金額で計上される。売却目的資産に関する減価償却費は計上されない。取得した資産の売却費用控除後の公正価値までの評価減および過去の評価減の戻入は、処分に係る実現損益とともに、損益計算書の「その他営業収益」に認識される。

条件緩和貸付金

契約条件が緩和された集合的に減損評価される貸付金は、最低支払件数が満たされた時点で、評価目的では延滞とはみなされずに正常貸付金として扱われる。集合的に評価された貸付金ポートフォリオに重要水準の条件緩和貸付金が含まれている場合、これらの貸付金は、リスク・プロファイルを反映するため、集合的な減損評価の目的では貸付金ポートフォリオのその他の部分から分離される。契約条件が緩和された個別に減損を評価される貸付金については、これらが継続的に減損しているか否かについて判断するために継続的なレビューが行われる。条件緩和貸付金として分類されている貸付金の帳簿価額については、満期または認識が中止されるまで当該分類を維持する。

契約条件が緩和された貸付金は、既存の契約が解除され、新しい契約が実質的に異なる条件で締結される場合、または既存の契約条件が変更され、当該条件緩和貸付金を実質的に異なる金融商品となる場合に認識が中止される。認識中止後に発生した新たな契約は、引き続き条件緩和貸付金として開示され、上記の減損評価の対象となる。

売却可能金融資産の減損

売却可能金融資産は、各期末日における減損の客観的証拠について評価される。金融資産の当初認識後に生じた1つ以上の事象（「損失事象」）の結果、減損の客観的証拠が存在し、当該損失事象が、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼし、その規模につき信頼性のある見積りが可能な場合には、減損損失が認識される。

売却可能金融資産が減損している場合、取得原価（元本返済額および償却額控除後）と現在の公正価値の差異から損益計算書に認識されている過年度の減損損失を差し引いた金額が損益計算書に認識される。

減損損失は、負債証券については損益計算書の「貸倒損失およびその他の信用リスク引当金」に計上され、持分証券については「金融投資による純収益」に計上される。売却可能金融資産の減損に関する手法は以下のとおりである。

- ・ **売却可能負債証券**：報告日現在の減損の客観的証拠を評価する際に、HSBCは将来キャッシュ・フローの回収不足となる可能性のある有価証券に特に関連する事象に係る観察可能なデータまたは情報を含めて、すべての入手可能な証拠を検討する。発行体の財政困難および発行体の流動性、事業リスクおよび金融リスク・エクスポージャー、同様の金融資産の債務不履行の水準および傾向、国内および地域の経済動向・状況ならびに担保および保証の公正価値に関する情報などのその他の要因は、個別または組み合わせで検討され、減損の客観的証拠が存在するかについて決定される。

さらに、売却可能ABSの減損の客観的証拠を評価する際、担保の実績ならびに市場価格の下落の範囲および程度が検討される。潜在的な減損の主たる指標は、有価証券の公正価値の不利な変動および活発な市場の消滅であり、信用格付の変動はその次に重要であると考えられている。

- ・ **売却可能持分証券**：減損の客観的証拠には、上述の発行体の特定の情報が含まれる場合があるが、持分証券の取得原価が回収されない可能性の証拠となる、技術、市場、経済または法律の重要な変更に関する情報が含まれる場合がある。

取得原価を下回る、持分の公正価値の重要なまたは長期化する下落も減損の客観的証拠である。重要であるか否かの評価においては、当初認識時の資産の取得原価に対する公正価値の下落率が重要であるか

を評価する。長期化しているか否かの評価においては、資産の公正価値が当初認識時の取得原価を継続的に下回る期間が長期であるかを評価する。

減損損失が認識された場合、公正価値の変動に関するその後の会計処理は、資産の分類により異なる。

- ・売却可能負債証券の公正価値のその後の下落は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローが更に減少することにより減損の客観的証拠が存在する場合に損益計算書において認識される。追加的な減損の客観的証拠が存在しない場合には、金融資産の公正価値の下落はその他包括利益に認識される。負債証券の公正価値がその後の期間に上昇し、その上昇を減損が損益計算書上で認識された後に生じた事象と客観的に関連付けることができる場合、あるいは、金融商品がもはや減損していない場合、損益計算書を通じて減損が戻し入れられる。
- ・売却可能持分証券の公正価値のその後の上昇はすべて、再評価として扱われ、その他包括利益に認識される。持分証券の減損は、損益計算書を通じて戻し入れられることはない。売却可能持分証券の公正価値のその後の下落は、発生した追加的な減損累計額を限度として、損益計算書に認識される。

(k) 非トレーディング目的の売戻および買戻契約

事前に決められた価格で買い戻すことを条件に売却される有価証券(「レポ」)は貸借対照表に引き続き計上され、受取対価は負債に計上される。売り戻すことを条件に購入される有価証券(「リバース・レポ」)は貸借対照表に認識されることはなく、当初の支払対価に関する資産が計上される。

非トレーディング目的のレポおよびリバース・レポは、償却原価で測定される。売却価格と買戻価格の差額または購入価格と売戻価格の差額は、利息として会計処理されて契約期間にわたり認識される。

(l) 営業収益

受取利息および支払利息

トレーディング目的保有に分類された金融商品、または公正価値評価の指定を受けた金融商品(うちHSBCが発行した負債証券およびそれらの発行済負債証券とともに管理されているデリバティブは除く)を除くすべての金融商品の受取利息および支払利息は、実効金利法を用いて、損益計算書上の「受取利息」および「支払利息」に認識される。実効金利は、金融商品の予想有効期間、またはより短い期間にわたる見積現金受取額または支払額を金融資産または金融負債の正味帳簿価額に割り引く利率である。

減損金融資産に対する利息は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引く際の利率を用いて認識される。

受取利息および支払利息以外の収益

受取手数料は、HSBCが顧客にさまざまなサービスを提供することにより、受け取る手数料である。受取手数料は以下のとおり、会計処理される。

- ・重要な業務の実行により稼得した収益は、当該業務の完了時に収益認識される。(例：株式またはその他の有価証券の取得のアレンジメント等、第三者のための取引交渉手数料または交渉参加手数料)
- ・サービスの提供により稼得した収益は、サービス提供時に収益認識される。(例：資産管理、ポートフォリオおよびその他の管理に関するアドバイザリーおよびサービス手数料)

・金融商品の実効金利の重要な一部を形成する収益は実効金利の調整として認識され、「受取利息」に計上される。（例：特定の貸付コミットメント手数料）

トレーディング純収益は、トレーディング目的で保有されている金融資産および金融負債の公正価値の変動によるすべての損益、ならびに関連する受取利息、支払利息、配当金を含んでいる。

受取配当金は、配当を受け取る権利が確定した際に認識される。上場持分証券については、配当落日、非上場持分証券については通常、株主が配当を承認した日に権利確定する。

公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益 / (費用)および**正味保険料収入**に関する会計方針は、注記2および注記3に開示されている。

2 公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益

会計方針

公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益には、損益を通じた公正価値評価の指定を受けた金融資産および負債の公正価値の変動によるすべての損益（それらの金融資産および負債とともに管理されているデリバティブを含む）ならびに投資契約に基づく負債が含まれる。また、それらの金融商品における受取利息、支払利息および配当金も含まれる。ただし、HSBCが発行した負債証券およびそれらの負債証券とともに管理されているデリバティブから生じる利息は含まれず、これらは「支払利息」に認識される。

公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
以下から生じる純収益 / (費用) :			
- 保険および投資契約による負債を弁済するために保有される金融資産	531	2,300	3,170
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融資産	89	131	118
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融資産とともに管理されているデリバティブ	13	(19)	(26)
	633	2,412	3,262
- 投資契約に基づく顧客に対する負債	34	(435)	(1,237)
- HSBCの発行済長期負債証券および関連するデリバティブ	863	508	(1,228)
- 長期負債証券の自己信用スプレッドの変動	1,002	417	(1,246)
- HSBCが発行した負債証券とともに管理されているデリバティブ	(1,997)	333	(3,743)
- 公正価値のその他の変動	1,858	(242)	3,761
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融負債	3	(23)	(39)
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融負債とともに管理されているデリバティブ	(1)	11	10
	899	61	(2,494)
12月31日に終了した事業年度	1,532	2,473	768

エイチエスピーシー・ホールディングス

エイチエスピーシー・ホールディングスの発行済長期負債証券および関連するデリバティブから生じる純
 収益／（費用）

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
下記による純収益／（費用）：			
- 長期負債証券の自己信用スプレッドの変動	348	339	(695)
- エイチエスピーシー・ホールディングスが 発行した負債証券とともに管理されている デリバティブ	(927)	126	(1,558)
- 公正価値のその他の変動	855	(27)	1,213
12月31日に終了した事業年度	276	438	(1,040)

3 正味保険料収入

会計方針

生命保険の保険料は受取可能となった際に会計処理される。ただし、ユニット連動型保険の場合は負債の
 確定時に保険料が計上される。

再保険料はこれらが関連する直接保険契約の保険料と同一の会計年度に会計処理される。

正味保険料収入

	非連動型 保険 ¹	連動型 生命保険	DPF型の 投資契約 ²	合計
	百万米ドル			
保険料収入総額	7,506	1,409	2,097	11,012
保険料収入総額における再保険会社の持分	(648)	(9)	-	(657)
2015年12月31日に終了した事業年度	6,858	1,400	2,097	10,355
保険料収入総額	7,705	2,195	2,470	12,370
保険料収入総額における再保険会社の持分	(441)	(8)	-	(449)
2014年12月31日に終了した事業年度	7,264	2,187	2,470	11,921
保険料収入総額	7,002	3,012	2,384	12,398
保険料収入総額における再保険会社の持分	(450)	(8)	-	(458)
2013年12月31日に終了した事業年度	6,552	3,004	2,384	11,940

1 損害保険を含む

2 任意参加型

4 正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動

会計方針

生命保険契約の保険金総額には、期中に生じた保険金の費用総額（手数料および配当予定額に基づく保険契約者配当を含む）が反映されている。

満期保険金は、支払期日到来時に認識される。解約返戻金は、支払時またはより早い段階（通知を行った後関連する保険負債の計算に当該契約を含めることを中止した時点）で認識される。死亡保険金は、通知があった時点で認識される。

再保険からの回収額は関連する保険金と同一の期間に会計処理される。

正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動

	非連動型 保険 ¹	連動型 生命保険	DPF型の 投資契約 ²	合計
	百万米ドル			
保険金、支払給付および保険契約準備金の変動、総額	7,746	1,398	2,728	11,872
- 保険金、給付金および解約払戻金	3,200	1,869	2,101	7,170
- 保険契約準備金の変動	4,546	(471)	627	4,702
保険金、支払給付および保険契約準備金の変動における再保険会社の持分	(575)	(5)	-	(580)
- 保険金、給付金および解約払戻金	(153)	(64)	-	(217)
- 保険契約準備金の変動	(422)	59	-	(363)
2015年12月31日に終了した事業年度	7,171	1,393	2,728	11,292
保険金、支払給付および保険契約準備金の変動、総額	7,770	2,765	3,188	13,723
- 保険金、給付金および解約払戻金	3,575	1,499	2,215	7,289
- 保険契約準備金の変動	4,195	1,266	973	6,434
保険金、支払給付および保険契約準備金の変動における再保険会社の持分	(411)	33	-	(378)
- 保険金、給付金および解約払戻金	(176)	(88)	-	(264)
- 保険契約準備金の変動	(235)	121	-	(114)
2014年12月31日に終了した事業年度	7,359	2,798	3,188	13,345
保険金、支払給付および保険契約準備金の変動、総額	6,892	3,379	3,677	13,948
- 保険金、給付金および解約払戻金	3,014	1,976	2,308	7,298
- 保険契約準備金の変動	3,878	1,403	1,369	6,650
保険金、支払給付および保険契約準備金の変動における再保険会社の持分	(367)	111	-	(256)
- 保険金、支払給付金および解約払戻金	(164)	(426)	-	(590)
- 保険契約準備金の変動	(203)	537	-	334
2013年12月31日に終了した事業年度	6,525	3,490	3,677	13,692

1 損害保険を含む

2 任意参加型

5 営業利益

営業利益は、以下の収益、費用、利益および損失、貸倒損失およびその他の信用リスク引当金を控除後の金額で計上されている。

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
収益			
減損金融資産について認識された利息	934	1,137	1,261
トレーディング目的以外で保有されている、 または公正価値評価の指定を受けていない 金融資産または負債に関する受取手数料 で、実効金利の計算に含まれていないもの	8,736	9,438	9,799
HSBCが顧客を代理して資産を保有または投資 している信託およびその他の受託活動に関 連して稼得した手数料	3,052	3,253	3,176
上場投資からの収益	5,760	6,726	5,432
非上場投資からの収益	5,581	5,874	6,860
費用			
金融商品の利息 - トレーディング目的で保有 されている、または公正価値評価の指定を 受けている金融負債に係る利息を除く	(13,680)	(15,322)	(14,610)
トレーディング目的以外で保有されている、 または公正価値評価の指定を受けていない 金融資産または負債に関する支払手数料 で、実効金利の計算に含まれていないもの	(1,251)	(1,427)	(1,396)
HSBCが顧客を代理して資産を保有または投資 している信託およびその他の受託活動に係 る支払手数料	(166)	(185)	(171)
リースおよびサブリースの支払	(1,190)	(1,548)	(1,425)
- 最低リース料総額	(1,058)	(1,199)	(1,098)
- 偶発賃借料およびサブリース料	(132)	(349)	(327)
英国の銀行税	(1,421)	(1,066)	(916)
事業再構築引当金	(430)	(147)	(179)
利益 / (損失)			
売却可能持分証券の減損	(111)	(373)	(175)
売却目的資産で認識された利益 / (損失)	(244)	220	(729)
インダストリアル・バンクに対する保有持分 の一部売却による利益	1,372	-	-
インダストリアル・バンクならびにその他の 関連会社および合併事業に対する持分の希 薄化により生じた利益 / (損失)	-	(32)	1,051
HSBCバンク (パナマ) エス・エイの処分による利益	-	-	1,107
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	(3,721)	(3,851)	(5,849)
- 貸付金に係る正味減損費用	(3,592)	(4,055)	(6,048)
- 売却可能負債証券の戻入	17	319	211
- その他の信用リスク引当金に関する 減損	(146)	(115)	(12)

6 従業員報酬および給付

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
賃金および給与	17,245	17,477	16,879
社会保障費用	1,600	1,666	1,594
退職後給付	1,055	1,223	723
12月31日に終了した事業年度	19,900	20,366	19,196

当事業年度におけるHSBCの平均雇用人員数

	2015年	2014年	2013年
欧州	73,868	74,024	75,334
アジア	121,438	116,492	114,216
中東および北アフリカ地域	9,007	8,616	9,181
北米	21,506	21,983	22,568
中南米	42,614	43,652	47,496
12月31日に終了した事業年度	268,433	264,767	268,795

付与されたインセンティブ報奨合計と従業員報酬および給付に含まれるインセンティブ報奨の調整表

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
当事業年度に承認および付与されたインセンティブ報奨合計 ¹	3,462	3,660	3,920
控除: 当期について付与された繰延賞与 (将来に認識予定)	(387)	(359)	(436)
当事業年度に付与され認識されたインセンティブ報奨合計	3,075	3,301	3,484
過年度繰延賞与の当事業年度費用計上額	483	425	427
その他	(40)	(114)	(164)
従業員報酬および給付に含まれる当期インセンティブ報奨合計	3,518	3,612	3,747

1 この額は当グループの変動支払プール（承認および付与後）である。グループ報酬委員会で承認された当グループの変動支払プールの合計金額は304ページ（訳注：原文のページ数である）の取締役報酬報告書に開示されている。

損益計算書計上額：繰延賞与

	当期賞与プール	過年度賞与 プール	合計
	百万米ドル		
2015年			
2015年に認識された費用	253	483	736
- 繰延株式報奨	186	382	568
- 繰延現金報奨	67	101	168
2016年以降に認識予定の費用	387	346	733
- 繰延株式報奨	260	279	539
- 繰延現金報奨	127	67	194
2014年			
2014年に認識された費用	245	425	670
- 繰延株式報奨	147	373	520
- 繰延現金報奨	98	52	150
2015年以降に認識予定の費用	359	381	740
- 繰延株式報奨	250	334	584
- 繰延現金報奨	109	47	156
2013年			
2013年に認識された費用	269	427	696
- 繰延株式報奨	188	354	542
- 繰延現金報奨	81	73	154
2014年以降に認識予定の費用	436	306	742
- 繰延株式報奨	356	259	615
- 繰延現金報奨	80	47	127

株式報酬

会計方針

HSBCは、従業員が提供するサービスに関する報酬として、HSBCの従業員との間で持分決済型および現金決済型株式報酬契約を締結している。従業員との持分決済型株式報酬取引の費用は、付与日における持分商品の公正価値を参照して測定され、権利確定期間にわたって定額法により費用計上されるとともに、同額が利益剰余金に計上される。

現金決済型株式報酬取引について受け取ったサービスおよび発生した負債は、負債を公正価値にて測定し、従業員のサービス提供に従って認識する。当該負債の公正価値は決済されるまで再測定され、公正価値の変動は損益計算書に認識される。

公正価値は、適切な評価モデルを用いて決定されている。権利確定条件には、勤務条件および業績条件が含まれ、当該契約のその他の特徴は権利確定条件以外の条件である。付与日における報奨の公正価値を見積る際に市場成果の条件および権利確定条件以外の条件が考慮されている。市場成果以外の権利確定条件は、付与日における公正価値の当初の見積りからは除外される。これらは、取引の測定に含められた持分商品の個数を調整することによって考慮されている。

権利確定期間に権利が失効した場合は権利確定の早期化として会計処理され、権利が確定していれば権利確定期間にわたって提供されたサービスについて認識されたであろう金額が直ちに認識される。

エイチエスピーシー・ホールディングスが子会社の従業員に関する株式報酬でその子会社に費用請求する契約を締結する場合、株式報酬契約の費用と報奨に充てるために発行される持分商品の公正価値との差額を権利確定期間にわたって「子会社への投資」を調整することにより認識される。

「賃金および給与」には、株式報酬契約の影響が含まれており、このうち757百万米ドル（2014年：732百万米ドル、2013年：630百万米ドル）は、以下の持分決済型であった。

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
制限付株式報奨	748	738	599
貯蓄型およびその他の株式オプション制度	43	36	63
12月31日に終了した事業年度	791	774	662

HSBC株式報奨

報奨	方針	目的
制限付株式報奨 (株式で支給される 年次インセンティブ 報奨を含む)および GPSP報奨	・12月31日に終了する対象期間の業績評価を用いて、付与される報奨額が決定される。 ・繰延報奨については通常、従業員が権利確定期間にわたり雇用されていることが必要であり、付与日後の業績を条件としない。 ・繰延株式報奨は通常3年間にわたり権利が確定し、GPSP報奨は5年目以降に権利が確定する。 ・権利確定した株式は権利確定後の継続雇用条件(制限)の対象となることがある。GPSP報奨は雇用終了まで留保される。 ・2010年以降に付与される報奨は、権利確定前の取消規定の対象となる。 ・2015年以降に重大リスク負担者に対して付与される報奨は、権利確定後の返還の対象となる。	・戦略および株主の利益と一致する業績の促進およびこれに対する報奨。 ・繰延により長期雇用へのインセンティブを与え、また報奨の取消を可能にする。
海外従業員株式購入制度(「シェアマッチ」)	・この制度は2013年に香港で最初に導入され、現在は25の地域を拠点とする従業員が加入している。 ・株式は、750ポンドまたはその現地通貨相当額を上限として、四半期ごとに市場で購入されている。 ・マッチング報奨として、3株購入するごとに1株が無料で付与される。 ・マッチング報奨は、最長2年9ヶ月の間、勤務を継続し、購入した株式を保有していることを前提として権利が確定する。	・従業員の利益を株主価値の創出と一致させること。

HSBC株式報奨の変動

	2015年	2014年
	株数 (千株)	株数 (千株)
制限付株式報奨 1月1日現在残高	116,483	116,932
期中における増加	80,749	82,871
期中における引渡	(75,235)	(78,224)
期中における権利失効	(3,332)	(5,096)
制限付株式報奨 12月31日現在残高	118,665	116,483
付与された報奨の加重平均公正価値(米ドル)	9.67	10.18

HSBC株式オプション制度

主要制度	方針	目的
貯蓄型株式 オプション制度 （「シェアセーブ」）	・ 英国制度およびインターナショナル制度の2つの制度。インターナショナル制度に基づく最後のオプションの付与は2012年。 ・ 2014年より、適格従業員は月額500ポンドを上限として積立を行うことができ、株式を取得するためにその積立を利用することを選択できる。 ・ 3年または5年契約の開始日から3年目または5年目の応当日から6ヶ月間行使可能である。 ・ 行使価格は、申込案内日の直前の日の市場価格に対して20%（2014年：20%）割り引いた価格に設定される。	・ 従業員の利益を株主価値の創出と一致させること。
エイチエスビーシー・ ホールディングス・ グループ株式 オプション制度	・ 2005年5月に制度は廃止 ・ 付与日より3年目から10年目まで行使可能である。	・ 2000年から2005年までの間に長期インセンティブ制度を提供すること。この期間において特定のHSBCの従業員は株式オプションが付与される。

公正価値の計算

株式オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されている。株式報奨の公正価値は、付与日現在の株価に基づいている。

HSBC株式オプション制度における変動

	貯蓄型株式 オプション制度		HSBC ホールディングス・グループ 株式オプション制度	
	オプション数 (千個)	WAEP ¹ (ポンド)	オプション数 (千個)	WAEP ¹ (ポンド)
2015年1月1日現在残高	66,366	4.89	6,374	7.29
期中における付与 ²	52,629	4.05	-	-
期中における権利行使 ³	(21,120)	4.45	-	-
期中における行使期限切れ	(23,100)	5.11	(6,374)	7.29
2015年12月31日現在残高	74,775	4.36	-	-
加重平均残存契約期間(年数)	3.92		-	
2014年1月1日現在残高	93,760	4.04	55,026	7.23
期中における付与 ²	28,689	5.19	-	-
期中における権利行使 ³	(50,393)	3.48	(1)	7.22
期中における行使期限切れ	(5,690)	4.81	(48,651)	7.22
2014年12月31日現在残高	66,366	4.89	6,374	7.29
加重平均残存契約期間(年数)	2.66		0.30	

1 加重平均行使価格

2 当事業年度に付与されたオプションの加重平均公正価値は1.09米ドル(2014年:1.90米ドル)である。

3 貯蓄型株式オプション制度およびエイチエスピーシー・ホールディングス・グループ株式オプション制度のオプション行使日の加重平均株価はそれぞれ8.50米ドル(2014年:9.91米ドル)および0米ドル(2014年:9.49米ドル)である。

退職後給付制度

会計方針

HSBCは世界中に多数の年金制度およびその他の退職後給付制度を有している。これらの制度は、確定給付制度および確定拠出制度、ならびに退職後医療制度等のさまざまなその他の退職後給付制度からなる。

確定拠出制度および国が運営する退職給付制度(これらの制度におけるHSBCの債務が確定拠出制度と同様である場合)の支払額は、従業員がサービスを提供した時点で費用として計上される。

確定給付年金費用および確定給付債務の現在価値は、予想単位積増方式を用いて当該制度の保険数理士によって報告日に算定される。損益計算書に計上される正味費用は、主に勤務費用および正味確定給付資産または負債に係る正味利息で構成され、営業費用に表示されている。

直ちに損益計算書に計上される過去勤務費用は、制度改訂(確定給付制度の導入または廃止、あるいは変更)または縮小(事業体による制度の対象となる従業員数の大幅な削減)により生じた過去の期間における従業員の勤務に対する退職給付債務の現在価値の変動である。清算は、制度の規約で示された数理計算上の仮定に含まれる従業員、またはその従業員に対する給付支給以外で、確定給付制度のもとで支給される給付の一部またはすべての追加的な法的債務および推定的債務を解消する取引である。

正味確定給付資産または負債の再測定は、数理計算上の損益、制度資産運用益(利息を除く)および資産上限額による影響(該当する場合、利息を除く)により構成され、直ちにその他包括利益に認識される。

数理計算上の損益は、実績に基づく調整(数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響)および数理計算上の仮定の変動による影響で構成される。

正味確定給付資産または負債は、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除したものを表している。確定給付制度の正味剰余金は、払戻および将来の拠出額に対する減額の現在価値に制限されている。

確定給付医療制度等のその他の退職後確定給付制度から生じた債務に関する費用は、確定給付年金制度と同様の基準により会計処理されている。

当グループは世界中に多数の年金制度を運営している。一部は確定給付制度で、このうち最大のものはHSBCバンク(UK)年金制度(「主要制度」)である。189ページ(訳注:原文のページ数である)記載の年金リスクセクションおよび225ページ(訳注:原文のページ数である)のリスクの補足資料には、その特性、リスクおよび金額、時期および将来キャッシュ・フローの不確実性、主要制度に関連する規定および履行状況についての詳細が含まれている。

損益計算書上の費用

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
確定給付年金制度	256	469	54
確定拠出年金制度	793	687	597
年金制度	1,049	1,156	651
確定給付および拠出医療制度	6	67	72
12月31日に終了した事業年度	1,055	1,223	723

確定給付制度に関連して貸借対照表上で認識された正味資産／（負債）

	制度資産の 公正価値	確定給付債務 の現在価値	制度剰余金に 関する 制限の影響	合計
	百万米ドル			
確定給付年金制度	41,424	(38,326)	(14)	3,084
確定給付医療制度	141	(762)	-	(621)
2015年12月31日現在	41,565	(39,088)	(14)	2,463
従業員給付債務合計 （「未払費用、繰延収益およびその他負債」）				(2,809)
従業員給付資産合計 （「前払金、未収収益およびその他資産」）				5,272
確定給付年金制度	44,824	(42,062)	(17)	2,745
確定給付医療制度	179	(1,104)	-	(925)
2014年12月31日現在	45,003	(43,166)	(17)	1,820
従業員給付債務合計 （「未払費用、繰延収益およびその他負債」）				(3,208)
従業員給付資産合計 （「前払金、未収収益およびその他資産」）				5,028

その他包括利益に認識された数理計算上の利益／（損失）の累計額

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
1月1日現在	(2,026)	(4,445)	(3,844)
HSBCバンク(UK)年金制度	121	2,764	(1,524)
その他の制度	(55)	(274)	796
医療制度	94	(88)	143
制度剰余金に関する制限の影響の変動	(30)	17	(16)
その他包括利益に認識された数理計算上の利益／（損失）合計	130	2,419	(601)
12月31日現在	(1,896)	(2,026)	(4,445)

HSBC年金制度

	2015年	2014年	2013年
	%	%	%
HSBCの従業員の割合			
- 確定拠出制度に加入	66	66	64
- 確定給付制度に加入	22	22	23
- HSBC年金制度に加入	88	88	87

確定給付年金制度

確定給付年金制度に基づく正味資産 / (負債)

	制度資産の 公正価値		確定給付債務の 現在価値		資産上限額の影響		正味確定給付 資産 / (負債)	
	主要制度	その他の 制度	主要制度	その他の 制度	主要制度	その他の 制度	主要制度	その他の 制度
	百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル	
2015年1月1日現在	35,244	9,580	(30,480)	(11,582)	-	(17)	4,764	(2,019)
当期勤務費用	-	-	(129)	(268)	-	-	(129)	(268)
過去勤務費用および清算 に係る利益 / (損失)	-	(3)	(53)	71	-	-	(53)	68
勤務費用	-	(3)	(182)	(197)	-	-	(182)	(200)
正味確定給付 資産 / (負債) における 正味利息収益 / (費用)	1,265	322	(1,088)	(371)	-	(2)	177	(51)
その他包括利益において 認識された再測定の影響	(1,521)	(394)	1,642	339	-	(30)	121	(85)
- 制度資産の収益 (利息収 益を除く)	(1,521)	(394)	-	-	-	-	(1,521)	(394)
- 数理計算上の利益 / (損失)	-	-	1,392	339	-	(30)	1,392	309
- その他の変動	-	-	250	-	-	-	250	-
換算差額	(1,704)	(458)	1,443	529	-	35	(261)	106
HSBCの拠出	376	279	-	-	-	-	376	279
- 標準	159	227	-	-	-	-	159	227
- 特別	217	52	-	-	-	-	217	52
従業員の拠出	17	35	(17)	(35)	-	-	-	-
支払給付額	(970)	(590)	970	649	-	-	-	59
制度が支払った管理費用お よび税金	(37)	(17)	37	17	-	-	-	-
2015年12月31日現在	32,670	8,754	(27,675)	(10,651)	-	(14)	4,995	(1,911)
以下に関する確定給付債務 の現在価値:								
- 現役加入者			(6,310)	(5,350)				
- 待期加入者			(7,919)	(2,239)				
- 年金受給者			(13,446)	(3,062)				

	制度資産の 公正価値		確定給付債務の 現在価値		資産上限額の影響		正味確定給付 資産 / (負債)	
	その他の		その他の		その他の		その他の	
	主要制度	制度	主要制度	制度	主要制度	制度	主要制度	制度
	百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル	
2014年 1 月 1 日現在	31,665	8,957	(29,629)	(10,838)	-	(30)	2,036	(1,911)
当期勤務費用	-	-	(228)	(257)	-	-	(228)	(257)
過去勤務費用および清算 に係る利益 / (損失)	-	(5)	(26)	11	-	-	(26)	6
勤務費用	-	(5)	(254)	(246)	-	-	(254)	(251)
正味確定給付 資産 / (負債) における 正味利息収益 / (費用)	1,386	370	(1,291)	(425)	-	(4)	95	(59)
その他包括利益において 認識された再測定の影響	4,864	845	(2,100)	(1,034)	-	17	2,764	(172)
- 制度資産の収益 (利息収 益を除く)	4,864	845	-	-	-	-	4,864	845
- 数理計算上の損失	-	-	(2,317)	(987)	-	-	(2,317)	(987)
- その他の変動	-	-	217	(47)	-	17	217	(30)
換算差額	(2,112)	(316)	1,838	357	-	-	(274)	41
HSBCの拠出	397	278	-	-	-	-	397	278
- 標準	265	239	-	-	-	-	265	239
- 特別	132	39	-	-	-	-	132	39
従業員の拠出	38	17	(38)	(17)	-	-	-	-
支払給付額	(954)	(543)	954	598	-	-	-	55
制度が支払った管理費用お よび税金	(40)	(23)	40	23	-	-	-	-
2014年12月31日現在	35,244	9,580	(30,480)	(11,582)	-	(17)	4,764	(2,019)
以下に関する確定給付債務 の現在価値：								
- 現役加入者			(9,782)	(5,605)				
- 待期加入者			(8,799)	(2,498)				
- 年金受給者			(11,899)	(3,479)				

HSBCは、2016年において、確定給付年金制度に対して458百万米ドルの拠出を行う予定である。今後5年間の各年度に制度から退職者に対して支払われる予定の給付およびその後5年の合計は以下のとおりである。

制度から支払われる予定の給付

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 - 2025年
	百万米ドル					
主要制度 ¹	1,006	1,040	1,075	1,109	1,204	6,425
その他の制度 ¹	482	466	476	511	530	2,692

1 開示に適用された仮定に基づく主要制度の確定給付債務の期間は17.0年（2014年：19.8年）であり、その他の制度はすべて合計して13.9年（2014年：14.2年）である。

資産種類別の制度資産の公正価値

	2015年12月31日				2014年12月31日			
	活発な市場 において における 市場価格		活発な市場 において 市場価格が ないもの	HSBCに關す るもの ¹	活発な市場 において における 市場価格		活発な市場 において 市場価格が ないもの	HSBCに關す るもの ¹
	公正価値	市場価格			公正価値	市場価格		
	百万米ドル				百万米ドル			
主要制度								
制度資産の公正価値	32,670	29,370	3,300	513	35,244	31,355	3,889	930
- 株式	5,730	4,990	740	-	5,502	4,557	945	-
- 債券	22,704	22,704	-	-	22,965	22,965	-	-
- デリバティブ	1,011	-	1,011	513	1,369	52	1,317	930
- その他	3,225	1,676	1,549	-	5,408	3,781	1,627	-
その他の制度								
制度資産の公正価値	8,754	7,882	872	148	9,580	6,390	3,190	(13)
- 株式	2,434	1,900	534	1	2,534	1,778	756	11
- 債券	5,719	5,458	261	2	6,376	4,109	2,267	7
- デリバティブ	7	-	7	1	(100)	(8)	(92)	(107)
- その他	594	524	70	144	770	511	259	76

1 制度資産の公正価値には、注記41に詳細が記載されているHSBCバンク・ピーエルシーと締結したデリバティブが含まれている。

退職後確定給付制度の主要な数理計算上の財政的仮定

HSBCは、当制度の現地保険数理士と相談の上、高格付（AAまたは同等）で確定給付債務と同じ満期を有する負債証券の現行平均利回りに基づき、HSBCの債務に適用する割引率を決定している。

主要制度における主要な数理計算上の仮定

	割引率	インフレ率	年金の 増加率 %	昇給率	利息計上率
英国					
2015年12月31日現在	3.70	3.20	3.00	3.70	n/a
2014年12月31日現在	3.70	3.20	3.00	3.70	n/a
2013年12月31日現在	4.45	3.60	3.30	4.10	n/a

主要制度における生命表および65歳時における平均余命

	生命表	男性加入者の65歳時における余命		女性加入者の65歳時における余命	
		現在65歳	現在45歳	現在65歳	現在45歳
		英国			
2015年12月31日現在	SAPS S1 ¹	23.6	25.0	24.9	26.7
2014年12月31日現在	SAPS S1 ¹	23.6	25.2	25.0	26.9

1 自主運営年金制度（「SAPS」）に関して、男性年金受給者については標準生命表で改善率1.01、女性年金受給者については標準生命表で改善率1.02。改善は、継続的死亡率調査（「CMI」）の2015年基本予測モデル（2014年：2014年CMI）に従って、1.25%の長期間改善率で予測されている。

数理計算上の仮定の感応度

主要制度の主な仮定の変動の影響

	HSBCバンク(UK)年金制度	
	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
割引率		
25ベースポイント増加した場合の期末現在における年金債務の変動	(1,107)	(1,420)
25ベースポイント減少した場合の期末現在における年金債務の変動	1,180	1,523
25ベースポイント増加した場合の2016年における年金費用の変動	(58)	(75)
25ベースポイント減少した場合の2016年における年金費用の変動	55	73
インフレ率		
25ベースポイント増加した場合の期末現在における年金債務の変動	747	1,026
25ベースポイント減少した場合の期末現在における年金債務の変動	(855)	(1,184)
25ベースポイント増加した場合の2016年における年金費用の変動	28	44
25ベースポイント減少した場合の2016年における年金費用の変動	(31)	(48)
支給中の年金および繰延年金の増加率		
25ベースポイント増加した場合の期末現在における年金債務の変動	990	1,188
25ベースポイント減少した場合の期末現在における年金債務の変動	(937)	(1,127)
25ベースポイント増加した場合の2016年における年金費用の変動	37	50
25ベースポイント減少した場合の2016年における年金費用の変動	(34)	(45)
昇給率		
25ベースポイント増加した場合の期末現在における年金債務の変動	119	237
25ベースポイント減少した場合の期末現在における年金債務の変動	(119)	(232)
25ベースポイント増加した場合の2016年における年金費用の変動	4	12
25ベースポイント減少した場合の2016年における年金費用の変動	(4)	(11)
死亡率		
仮定生存年数が1年延びることから生じる年金債務の変動	670	768

エイチエスピーシー・ホールディングス

2015年におけるエイチエスピーシー・ホールディングスの従業員に関する従業員報酬および給付費用は908百万米ドル（2014年：681百万米ドル）である。2015年における平均従業員数は2,656人（2014年：2,070人）である。確定給付年金制度の加入者である従業員は主に、HSBCバンク(UK)年金制度またはHSBC海外職員退職給付制度のいずれかの加入者である。エイチエスピーシー・ホールディングスは、制度の受託会社が決定した拠出計画に従って、自社の従業員のために当該制度に拠出を行い、期日が到来した時点で当該拠出を費用として認識している。ほとんどの従業員は、2015年度中にサーブコ（ServCo）グループに転籍となった（242ページ（訳注：原文のページ数である）を参照）。当該従業員は中間期ごとにエイチエスピーシー・ホールディングスに逆出向しているため、彼らの報酬および人数は上記の説明に含められている。

役員報酬

取締役の報酬、年金および持分の詳細については、318ページ（訳注：原文のページ数である）の取締役報酬報告書の中で開示されている。

[次へ](#)

7 監査人報酬

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
PwC / ケーピーエムジーへの支払監査報酬 ¹	62.0	40.6	43.4
その他の支払監査報酬	1.2	1.2	1.1
12月31日に終了した事業年度	63.2	41.8	44.5

1 PwCは2015年度に当グループの主要な監査人となった。ケーピーエムジーは2014年度において主要な監査人であった。

以下は、当グループの主要な監査人に対するHSBCの支払報酬である。

HSBCのPwC / ケーピーエムジーに対する支払報酬 ¹

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
エイチエスピーシー・ホールディングスの 法定監査に対する報酬 ²	13.1	13.4	12.9
- 当事業年度に関連する報酬	13.1	13.4	12.6
- 過年度に関連する報酬	-	-	0.3
HSBCに提供されたその他のサービスに対する 報酬	85.1	62.5	67.5
HSBCの子会社の監査 ³	48.9	27.2	30.5
監査関連の保証サービス ⁴	16.6	22.6	27.4
税務関連のサービス：			
- 税務コンプライアンス・サービス	1.0	1.5	1.3
- 税務アドバイザリー・サービス	0.9	0.8	1.3
その他の保証サービス ⁵	2.8	0.7	0.5
その他の非監査サービス ⁵	14.9	9.7	6.5
12月31日に終了した事業年度	98.2	75.9	80.4

1 PwCは2015年度に当グループの主要な監査人となった。ケーピーエムジーは2014年度において主要な監査人であった。

2 HSBCの連結財務諸表およびエイチエスピーシー・ホールディングスの個別財務諸表の法定監査に関して、ケーピーエムジーおよびPwCに支払われる報酬である。エイチエスピーシー・ホールディングス子会社の連結報告に関するサービスの支払報酬で、当グループの監査意見の根拠となると明らかに特定できるものがここに含まれている。報酬からは、PwCへの監査人の交代に関してケーピーエムジーに支払われる1.2百万米ドルが控除されている。

3 HSBC子会社財務諸表の法定監査に対する支払報酬額である。これには、328ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されているITシステムおよびデータ・アクセス制御に関する事項に起因する、2015年に行われた範囲の変更および実施された追加手続きが含まれている。

4 コンフォート・レターおよび中間レビューを含む法定および規制上の報告に関連した保証サービスおよびその他のサービスが含まれている。

5 アドバイザリー、コーポレート・ファイナンス取引等に関するその他の認められたサービス、コーポレート・ファイナンス取引等が含まれている。

内部監査サービス、ならびに訴訟、採用および報酬に関連するサービスといった種類のサービスに関して、HSBCから主要監査人であるPwCまたはケーピーエムジーへの支払報酬はなかった。

HSBCの関連年金制度からPwC / ケーピーエムジーへの支払報酬¹

	2015年	2014年	2013年
	千米ドル	千米ドル	千米ドル
HSBCの関連年金制度の監査報酬	352	322	379
監査関連の保証サービス	5	5	5
12月31日に終了した事業年度	357	327	384

1 PwCは2015年度に当グループの主要な監査人となった。ケーピーエムジーは2014年度において主要な監査人であった。

監査関連の保証サービス、内部監査サービス、その他の保証サービス、コーポレート・ファイナンス取引関連サービス、評価および保険数理サービス、訴訟関連サービス、採用および報酬に関連するサービス、ならびに情報技術関連サービスといった種類のサービスに関して、HSBCの関連年金制度から主要監査人であるPwCまたはケーピーエムジーに対して支払われた報酬はなかった。

上記に加えて、HSBC以外の第三者からPwCに支払われた見積報酬は2.4百万米ドル（2014年にケーピーエムジーに支払われた報酬：3.6百万米ドル、2013年にケーピーエムジーに支払われた報酬：5.3百万米ドル）にのぼった。これらのケースでは、HSBCが契約相手方と関連があるため、PwCが指名されることになったと考えられる。これらの報酬はHSBCが運用するミューチュアル・ファンドの監査およびHSBCから借り入れた企業の財政状態のレビューサービスから生じている。

非監査報酬はHSBCグループの連結ベースで開示されているため、エイチエスビーシー・ホールディングスに対する非監査サービスに関して支払われる報酬は、個別には開示されていない。

8 法人税

会計方針

法人税は、当期税金および繰延税金より構成されている。法人税はその他包括利益または資本に直接認識される項目に関連する場合、当該関係項目が表示される計算書に計上されるが、それ以外は損益計算書に計上される。

当期税金は、当事業年度の課税所得に対して支払われることが予定されている税金である。当期税金は、期末日に有効または実質的に有効な税率で計算され、過年度に関して支払われる税金に対する調整を行っている。HSBCは、税務当局に対する予想支払額に基づき、発生する可能性のある当期税金負債を計上している。当期税金資産と負債は、HSBCが純額決済する意図があり、相殺する法的権利が存在する場合に相殺される。

繰延税金は貸借対照表上の資産および負債の帳簿価額と税務上の資産および負債の金額の一時差異に対して認識される。繰延税金負債は通常すべての課税対象の一時差異に関して認識され、繰延税金資産は減算可能な一時差異の利用対象となる将来の課税所得が発生する可能性が高い場合にそれを限度として認識される。

繰延税金は、期末日に有効または実質的に有効な税率および税法に基づいて、資産が実現される、あるいは負債が決済される年度に適用が見込まれる税率を用いて算定される。繰延税金資産と負債は、同一の税務報告グループから発生し、同一の税務当局によって課される法人税に関連し、HSBCが相殺する法的権利を有している場合に相殺される。

退職後給付の数理計算上の損益に関連する繰延税金は、その他包括利益に認識されている。株式報酬取引に関連する繰延税金は、見積将来税控除額が関連する報酬費用累計額を超過する場合に、資本に直接認識される。売却可能投資およびキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値による再評価に関連する繰延税金もその他包括利益に直接計上され、その後、繰り延べられた公正価値による損益が損益計算書に認識される際に、損益計算書に計上される。

重要な見積りおよび判断

繰延税金資産

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の発生可能性およびその十分性、既存の将来加算一時差異の将来における解消、ならびに継続中のタックスプランニング計画の評価に左右される。課税所得の実績がない場合、最も重要な判断は予想される将来の収益性に関するものおよび企業再編を含むタックスプランニング計画の実行可能性である。

過去に生じた多額の損失により、過年度において、米国における繰延税金の認識はエイチエスピーシー・ホールディングスからの資本支援に依拠していた。米国事業は近年、収益性が高く、業績の改善は継続する見込みである。そのため、米国における繰延税金の認識は現在では将来の業務利益の予測に基づいている。

法人税費用

2015年

2014年

2013年

	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
当期税金			
- 当期	3,882	4,477	4,050
- 過年度に関する調整	(85)	(527)	(109)
	3,797	3,950	3,941
繰延税金	(26)	25	824
- 一時差異の発生および解消	(153)	(477)	739
- 税率の変更の影響	110	83	93
- 過年度に関する調整	17	419	(8)
12月31日に終了した事業年度	3,771	3,975	4,765

- 1 当期税金には香港の法人税1,294百万米ドル（2014年：1,135百万米ドル、2013年：1,133百万米ドル）が含まれている。香港において子会社の課税対象所得に適用されている税率は16.5%（2014年：16.5%、2013年：16.5%）である。その他海外子会社および海外支店は、業務を展開していた国における適切な税率を用いて税金を計上した。

税率調整表

損益計算書上の法人税費用は、以下のとおり、すべての利益が英国法人税率で課税された場合に適用する法人税費用と異なる。

	2015年		2014年		2013年	
	百万米ドル	%	百万米ドル	%	百万米ドル	%
税引前利益	18,867		18,680		22,565	
法人税費用						
税率20.25%（2014年：21.5%、 2013年：23.25%）による課税	3,821	20.25	4,016	21.5	5,246	23.25
海外利益に対する異なる税率に よる課税の影響	71	0.4	33	0.2	(177)	(0.8)
過年度の負債に関する調整	(68)	(0.4)	(108)	(0.6)	(117)	(0.5)
認識されていない一時差異の繰 延税金 / （過年度において認 識されない一時差異）	(205)	(1.1)	(154)	(0.8)	332	1.5
関連会社および合併事業におけ る利益の影響	(508)	(2.7)	(547)	(2.9)	(543)	(2.4)
ビン・アンの処分による課税の 影響	-	-	-	-	(111)	(0.5)
インダストリアル・バンクの再 分類による課税の影響	-	-	-	-	(317)	(1.4)
非課税所得および利益	(728)	(3.9)	(668)	(3.5)	(871)	(3.9)
永久損金不算入	978	5.2	969	5.1	647	2.9
税率の変更	110	0.6	22	0.1	93	0.4
地方税および海外源泉税	416	2.2	434	2.3	551	2.4
その他項目	(116)	(0.6)	(22)	(0.1)	32	0.1
12月31日に終了した事業年度	3,771	20.0	3,975	21.3	4,765	21.1

当グループの利益は、その利益が生じる国によって異なる税率で課税される。主に適用されている税率は、香港（16.5%）、米国（35%）および英国（20.25%）などである。当グループの利益が、その利益が生じた国の法定税率で課税されていた場合、当事業年度の税率は20.65%となっていた。当事業年度の実効税率は20.0%（2014年：21.3%）となり、予想通りの結果であった。2016年に英国内の銀行業務利益に対して8%の追加税が導入されることから、当グループは実効税率が上昇すると予想している。

税法は変わりやすく、また、その適用には当局間でも議論になり得るようなある程度の判断が必要であるため、税金に関する会計処理には一定の見積りが伴う。負債は、起こり得る結果に関する最善の見積りに基づき、外部からの助言も適宜考慮して認識されている。当グループは、重要な負債が引当額を超えて発生することはないと予想している。HSBCは、回収できる可能性が高い場合にのみ当期税金資産および繰延税金資産を認識している。

繰延税金資産および負債の変動

	貸付金の 減損 引当金	税務上の繰 越欠損金お よび税額控 除	デリバ ティブ、 FVOD ¹ および その他投資	保険事業	費用 引当金	その他	合計
				百万米ドル			
資産	2,264	1,332	1,764	-	1,244	836	7,440
負債	-	-	(233)	(861)	-	(759)	(1,853)
2015年1月1日現在	2,264	1,332	1,531	(861)	1,244	77	5,587
損益計算書	45	379	(557)	(143)	418	(116)	26
その他包括利益			22		156	321	499
資本						4	4
売却目的資産への振替	(673)	(186)	76	87	(386)	(136)	(1,218)
為替およびその他の調整	(285)	(137)	98	(139)	(161)	17	(607)
2015年12月31日現在	1,351	1,388	1,170	(1,056)	1,271	167	4,291
資産	1,351	1,388	1,400	-	1,271	1,050	6,460 ²
負債	-	-	(230)	(1,056)	-	(883)	(2,169) ²
資産	2,837	978	1,383	-	1,398	1,748	8,344
負債	-	-	(213)	(840)	-	(745)	(1,798)
2014年1月1日現在	2,837	978	1,170	(840)	1,398	1,003	6,546
損益計算書	(408)	396	361	(76)	(86)	(212)	(25)
その他包括利益	-	-	(12)	-	-	(680)	(692)
資本	-	-	-	-	-	(20)	(20)
為替およびその他の調整	(165)	(42)	12	55	(68)	(14)	(222)
2014年12月31日現在	2,264	1,332	1,531	(861)	1,244	77	5,587
資産	2,264	1,332	1,764	-	1,244	836	7,440 ²
負債	-	-	(233)	(861)	-	(759)	(1,853) ²

1 自己の負債の公正価値。

2 各国間の残高を相殺してから決算書に開示された残高は、繰延税金資産6,051百万米ドル（2014年：7,111百万米ドル）および繰延税金負債1,760百万米ドル（2014年：1,524百万米ドル）である。

正味繰延税金資産4.3十億米ドル（2014年：5.6十億米ドル）には、米国に関連する繰延税金資産4.5十億米ドル（2014年：4.1十億米ドル）が含まれている。繰延税金資産の認識に関して判断を行うにあたり、経営陣は、将来の業務利益予測や予想の達成状況を含め、入手可能なすべての情報を批判的に評価した。この評価に基づき、経営陣は、米国の繰延税金資産はほぼすべて2021年までに利用されると予想している。正味繰延税金資産が2014年12月31日以後減少しているのは、主に、ブラジルの正味繰延税金資産の残高1.2十億米ドルが売却目的資産に組み替えられたことに起因している。

未認識の繰延法人税

貸借対照表上に繰延税金資産が認識されていない一時差異、税務上の繰越欠損金および税額控除の金額は15.5十億米ドル（2014年：22.6十億米ドル）であった。これらの金額には、当グループの米国事業において発生した繰越欠損金11.3十億米ドル（2014年：14.1十億米ドル）が含まれている。未認識額合計のうち、3.1十億米ドル（2014年：4.2十億米ドル）には期限がなく、0.9十億米ドル（2014年：0.9十億米ドル）は10年以内に失効期限を迎える予定であり、残りは10年を超えて期限を迎えるかと予想される。

繰延税金は、送金またはその他による実現の時期の決定権がHSBCにあり、かつ予測可能な将来においてその送金またはその他による実現の可能性が低い、子会社および支店に対する当グループの投資に関しては認識されていない。子会社および支店に対する当グループの投資において生じた未認識の繰延税金負債に関連する一時差異の総額は9.1十億米ドルであり、該当する未認識繰延税金負債は0.6十億米ドルである。

9 配当金

親会社の株主への配当金

	2015年			2014年			2013年		
	1株当たり	合計	新株による 決済	1株当たり	合計	新株による 決済	1株当たり	合計	新株による 決済
	米ドル	百万米ドル	百万米ドル	米ドル	百万米ドル	百万米ドル	米ドル	百万米ドル	百万米ドル
普通株式に係る配当金									
過年度：									
- 第4回中間配当金	0.20	3,845	2,011	0.19	3,582	1,827	0.18	3,339	540
当期：									
- 第1回中間配当金	0.10	1,951	231	0.10	1,906	284	0.10	1,861	167
- 第2回中間配当金	0.10	1,956	160	0.10	1,914	372	0.10	1,864	952
- 第3回中間配当金	0.10	1,958	760	0.10	1,918	226	0.10	1,873	864
合計	0.50	9,710	3,162	0.49	9,320	2,709	0.48	8,937	2,523
資本に分類される優先株式に係る									
配当金合計（四半期ごとに支払）	62.00	90		62.00	90		62.00	90	

資本に分類される資本証券のクーポン合計

	第 1 回目の 償還請求期日	2015年		2014年	2013年
		1 証券当たり	合計	合計	合計
			百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
永久劣後資本証券 ^{1,3}					
- 2,200百万米ドル	2013年 4 月	2.032米ドル	179	179	179
- 3,800百万米ドル	2015年12月	2.000米ドル	304	304	304
永久劣後条件付転換証券 ^{2,3}					
- 2,250百万米ドル	2024年 9 月	63.750米ドル	143	-	-
- 1,500百万米ドル	2020年 1 月	56.250米ドル	70	-	-
- 1,500百万ユーロ	2022年 9 月	52.500ユーロ	86	-	-
- 2,450百万米ドル	2025年 3 月	63.750米ドル	78	-	-
合計			860	483	483

- 1 永久劣後資本証券に係る裁量的クーポンは、1証券当たり25米ドルの単位で四半期ごとに支払われる。
- 2 永久劣後条件付転換証券に係る裁量的クーポンは、1証券当たり1,000の単位で半年ごとに支払われる。
- 3 これらの有価証券の詳細は注記35に記載されている。

取締役会は期末後、2015年12月31日に終了した事業年度に関して、普通株式1株当たり0.21米ドル（約4,134百万米ドルの分配）の第4回中間配当金を宣言した。第4回中間配当金は2016年3月4日現在で英国の主要株主名簿、香港またはパミュダ海外支店株主名簿に登録されている株主に対して2016年4月20日に支払われる。2015年第4回中間配当金に関して財務諸表に負債は計上されなかった。

2016年1月15日、HSBCは2,200百万米ドルの劣後資本証券に対して1証券当たり0.508米ドルのクーポン（45百万米ドルの分配）を支払った。2016年1月19日、HSBCは1,500百万米ドルの劣後条件付転換証券に対して1証券当たり28.125米ドルのクーポン（42百万米ドルの分配）を支払った。これらのクーポンの支払に関して2015年12月31日現在の貸借対照表に負債は計上されていない。

2015年9月、HSBCは、IFRSに基づいて資本に分類される注記35に記載の1,000百万ユーロの劣後条件付転換資本証券を発行した。当該証券に係るクーポンは半年ごとに支払われるが、本報告書の開示時点で支払期限が到来しているものはない。

10 1株当たり利益

基本1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する利益を発行済普通株式の加重平均株式数（保有する自己株式控除後）で除して算定される。希薄化後1株当たり利益は、基本利益（潜在的希薄化普通株式の影響の調整を要しない）を発行済普通株式の加重平均株式数（保有する自己株式控除後）に潜在的希薄化普通株式の転換により発行されることとなる普通株式の加重平均株式数を加えた株式数で除して算定される。

親会社の普通株主に帰属する利益

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
親会社株主に帰属する当期純利益	13,522	13,688	16,204
資本に分類される優先株式に関する配当金	(90)	(90)	(90)
資本に分類される資本証券に関するクーポン	(860)	(483)	(483)
12月31日に終了した事業年度	12,572	13,115	15,631

基本および希薄化後 1 株当たり利益

	2015年			2014年			2013年		
	利益	株式数	1 株当たり	利益	株式数	1 株当たり	利益	株式数	1 株当たり
	百万米ドル	百万株	米ドル	百万米ドル	百万株	米ドル	百万米ドル	百万株	米ドル
基本 ¹	12,572	19,380	0.65	13,115	18,960	0.69	15,631	18,530	0.84
潜在的希薄化普通株式の影響	-	137	-	-	96	-	-	124	-
希薄化後 ¹	12,572	19,517	0.64	13,115	19,056	0.69	15,631	18,654	0.84

1 発行済普通株式（基本）または希薄化を仮定した（希薄化後）普通株式の加重平均株式数

潜在的希薄化普通株式の加重平均株式数は、逆希薄化効果をもたらす 7 百万の従業員株式オプション（2014年：6 百万、2013年：60 百万）を除外している。

11 セグメント別分析

会計方針

HSBCはマトリックス・マネジメント体制を取っている。HSBCの最高意思決定者は、取締役会の直接的な権限下にある総括運営委員会として機能するグループ運営取締役会（「GMB」）である。GMBは、地域別およびグローバル事業別などさまざまな基準のもとで、事業活動を定期的に見直している。HSBCは、地域別事業セグメントが、HSBCが従事する事業活動の性質および財務上の影響ならびにHSBCが事業を行っている経済環境について最善の評価を行うための最も適切な情報を財務諸表の利用者に示していると考えている。このことは、事業戦略および業績に関する地域別要因、資本の配分ならびに戦略を実行するにあたっての地域別管理の役割の重要性を反映している。結果として、HSBCの事業セグメントは地域別に考慮されている。

地理情報は、子会社の主要事業の所在地ごと、またはザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション、HSBCバンク・ピーエルシー、HSBCバンク・ミドルイーストおよびHSBCバンク・ユーエスエイについては、業績報告または資金提供に責任を有する支店の所在地ごとに分類されている。

セグメント資産および負債、収益および費用は当グループの会計方針に従って測定される。セグメント収益および費用はセグメント間の振替を含んでおり、これらの振替は独立企業間条件に従って実施されている。分担費用は、実際に行われた振替に基づいて各セグメントに計上される。英国の銀行税に関する費用については、当該税金が英国で事業を遂行し、英国に本店を置くことによる費用とHSBCがみなしているため、欧州地域に含まれる。

商品およびサービス

HSBCは、5 つの地域において包括的なバンキング・サービスおよび関連する金融サービスを顧客に提供している。HSBCの事業セグメントは、欧州、アジア、中東および北アフリカ地域、北米および中南米である。顧客に提供される商品およびサービスはグローバル事業別に編成されている。

- ・リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント事業（「RBWM」）は、個人向けバンキングおよび資産管理に関する個人顧客のニーズを満たすために幅広い商品およびサービスを提供している。通常、顧客への提供物には、個人向けバンキング商品（当座預金および普通預金口座、モーゲージおよび個人向けローン、クレジット・カード、デビットカード、ならびに地域および国際支払サービス）および資産管理サービス（保険および投資商品、グローバル資産管理サービスならびにフィナンシャル・プランニング・サービス）が含まれる。

- ・コマーシャル・バンキング(「CMB」)は、中小企業、中堅企業、および大企業を含めた商業顧客のニーズを満たすために幅広い商品およびサービスを提供している。これには信用および貸付、国際貿易および債権金融、資金管理および流動性ソリューション(ペイメント・アンド・キャッシュ・マネジメントおよびコマーシャルカード)、民間保険および投資が含まれる。CMBは顧客に対し、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ事業(「GB&M」)の外国為替商品、債券および資本市場における資金調達ならびにアドバイザリー・サービスなどのその他のグローバル事業で提供している商品およびサービスへのアクセスも提供している。
- ・GB&Mは、世界中の主要な政府顧客、大企業および機関顧客ならびに個人投資家に合わせた金融ソリューションを提供している。顧客を中心とした事業内容により、融資、アドバイザリーおよび証券取引サービス、信用、金利、外国為替、株式、金融市場および有価証券業務においてサービスを提供するマーケッツ・ビジネスならびに自己資金投資業務を含む、あらゆるバンキング機能を果たしている。
- ・グローバル・プライベート・バンキング事業(「GPB」)は、当グループの主要な市場において、複雑かつ国際的なニーズをもつ富裕層の個人や家族にさまざまなサービスを提供している。

当期純利益 / (損失)

	欧州	アジア	MENA	北米	中南米	HSBC 内部項目	合計
	百万米ドル						
2015年							
正味受取利息	10,005	12,184	1,531	4,532	4,318	(39)	32,531
正味受取手数料	4,891	6,032	633	2,018	1,131	-	14,705
トレーディング純収益	4,060	3,090	325	545	664	39	8,723
その他収益	2,102	3,997	76	562	479	(3,375)	3,841
正味営業収益 ¹	21,058	25,303	2,565	7,657	6,592	(3,375)	59,800
貸付金の減損(損失)/戻入 およびその他の信用リスク 引当金	(690)	(693)	(299)	(544)	(1,495)	-	(3,721)
正味営業収益	20,368	24,610	2,266	7,113	5,097	(3,375)	56,079
従業員報酬および給付	(7,872)	(6,105)	(718)	(3,113)	(2,092)	-	(19,900)
一般管理費	(10,849)	(4,164)	(478)	(3,168)	(2,378)	3,375	(17,662)
有形固定資産の減価償却 および減損	(552)	(410)	(26)	(165)	(116)	-	(1,269)
無形資産の償却および減損	(460)	(210)	(12)	(55)	(200)	-	(937)
営業費用合計	(19,733)	(10,889)	(1,234)	(6,501)	(4,786)	3,375	(39,768)
営業利益	635	13,721	1,032	612	311	-	16,311
関連会社および合併事業に おける利益持分	8	2,042	505	2	(1)	-	2,556
税引前当期純利益	643	15,763	1,537	614	310	-	18,867
法人税費用	(1,095)	(2,346)	(336)	80	(74)	-	(3,771)
当期純利益 / (損失)	(452)	13,417	1,201	694	236	-	15,096

	欧州	アジア	MENA	北米	中南米	HSBC 内部項目	合計
	百万米ドル						
2014年							
正味受取利息	10,611	12,273	1,519	5,015	5,310	(23)	34,705
正味受取手数料	6,042	5,910	650	1,940	1,415	-	15,957
トレーディング純収益	2,534	2,622	314	411	856	23	6,760
その他収益	2,384	2,872	65	786	691	(2,972)	3,826
正味営業収益 ¹	21,571	23,677	2,548	8,152	8,272	(2,972)	61,248
貸付金の減損（損失）／戻入 およびその他の信用リスク 引当金	(764)	(647)	6	(322)	(2,124)	-	(3,851)
正味営業収益	20,807	23,030	2,554	7,830	6,148	(2,972)	57,397
従業員報酬および給付	(8,191)	(5,862)	(676)	(3,072)	(2,565)	-	(20,366)
一般管理費	(11,076)	(3,959)	(500)	(3,108)	(2,894)	2,972	(18,565)
有形固定資産の減価償却 および減損	(543)	(389)	(28)	(180)	(242)	-	(1,382)
無形資産の償却および減損	(407)	(217)	(12)	(69)	(231)	-	(936)
営業費用合計	(20,217)	(10,427)	(1,216)	(6,429)	(5,932)	2,972	(41,249)
営業利益	590	12,603	1,338	1,401	216	-	16,148
関連会社および合併事業に おける利益持分	6	2,022	488	16	-	-	2,532
税引前当期純利益	596	14,625	1,826	1,417	216	-	18,680
法人税費用	(853)	(2,542)	(339)	(195)	(46)	-	(3,975)
当期純利益／（損失）	(257)	12,083	1,487	1,222	170	-	14,705

	欧州	アジア	MENA	北米	中南米	HSBC 内部項目	合計
	百万米ドル						
2013年							
正味受取利息	10,693	11,432	1,486	5,742	6,186	-	35,539
正味受取手数料	6,032	5,936	622	2,143	1,701	-	16,434
トレーディング純収益	4,423	2,026	357	948	936	-	8,690
その他収益 / (費用)	(181)	5,038	38	(30)	1,745	(2,628)	3,982
正味営業収益 ¹	20,967	24,432	2,503	8,803	10,568	(2,628)	64,645
貸付金の減損 (損失) / 戻入 およびその他の信用リスク 引当金	(1,530)	(498)	42	(1,197)	(2,666)	-	(5,849)
正味営業収益	19,437	23,934	2,545	7,606	7,902	(2,628)	58,796
従業員報酬および給付	(7,175)	(5,666)	(634)	(3,098)	(2,623)	-	(19,196)
一般管理費	(9,479)	(3,660)	(607)	(3,051)	(2,896)	2,628	(17,065)
有形固定資産の減価償却 および減損	(559)	(392)	(35)	(176)	(202)	-	(1,364)
無形資産の償却および減損	(400)	(218)	(13)	(91)	(209)	-	(931)
営業費用合計	(17,613)	(9,936)	(1,289)	(6,416)	(5,930)	2,628	(38,556)
営業利益	1,824	13,998	1,256	1,190	1,972	-	20,240
関連会社および合併事業に おける利益持分	1	1,855	438	31	-	-	2,325
税引前当期純利益	1,825	15,853	1,694	1,221	1,972	-	22,565
法人税費用	(1,279)	(2,170)	(328)	(313)	(675)	-	(4,765)
当期純利益	546	13,683	1,366	908	1,297	-	17,800

1 貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益。収益ともいう。

当期純利益／（損失）に関するその他の情報

	欧州	アジア	MENA	北米	中南米	HSBC 内部項目	合計
	百万米ドル						
2015年							
正味営業収益 ¹	21,058	25,303	2,565	7,657	6,592	(3,375)	59,800
- 外部	19,778	23,477	2,559	7,386	6,600	-	59,800
- セグメント間	1,280	1,826	6	271	(8)	(3,375)	-
当期純利益は以下の重要な非現金項目を含む：							
減価償却、償却および減損	1,013	620	38	195	315	-	2,181
貸倒損失（回収額控除前およびその他の信用リスク引当金を含む）	1,082	858	331	618	1,641	-	4,530
長期債務および関連するデリバティブの公正価値の変動	671	5	6	181	-	-	863
2014年							
正味営業収益 ¹	21,571	23,677	2,548	8,152	8,272	(2,972)	61,248
- 外部	20,450	22,071	2,524	7,937	8,266	-	61,248
- セグメント間	1,121	1,606	24	215	6	(2,972)	-
当期純利益は以下の重要な非現金項目を含む：							
減価償却、償却および減損	950	606	40	182	473	-	2,251
貸倒損失（回収額控除前およびその他の信用リスク引当金を含む）	1,066	800	37	437	2,466	-	4,806
長期債務および関連するデリバティブの公正価値の変動	614	(4)	(3)	(99)	-	-	508
2013年							
正味営業収益 ¹	20,967	24,432	2,503	8,803	10,568	(2,628)	64,645
- 外部	20,108	22,853	2,497	8,569	10,618	-	64,645
- セグメント間	859	1,579	6	234	(50)	(2,628)	-
当期純利益／（損失）は以下の重要な非現金項目を含む：							
減価償却、償却および減損	957	610	48	303	412	-	2,330
貸倒損失（回収額控除前およびその他の信用リスク引当金を含む）	2,165	665	45	1,321	2,949	-	7,145
長期債務および関連するデリバティブの公正価値の変動	(936)	(1)	(3)	(288)	-	-	(1,228)

1 貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益。収益ともいう。

貸借対照表情報

	欧州	アジア	MENA	北米	中南米	HSBC 内部項目	合計
	百万米ドル						
2015年12月31日現在							
顧客に対する貸付金	392,041	356,375	29,894	128,851	17,293	-	924,454
関連会社および合併事業における持分	198	15,720	3,176	45	-	-	19,139
資産合計	1,129,365	889,747	59,236	393,960	86,262	(148,914)	2,409,656
顧客からの預金	497,876	598,620	36,468	135,152	21,470	-	1,289,586
負債合計	1,067,127	813,466	49,126	355,506	75,827	(148,914)	2,212,138
資本的支出 ¹	1,182	725	34	198	187	-	2,326
2014年12月31日現在							
顧客に対する貸付金	409,733	362,955	29,063	129,787	43,122	-	974,660
関連会社および合併事業における持分	175	14,958	2,955	83	10	-	18,181
資産合計	1,290,926	878,723	62,417	436,859	115,354	(150,140)	2,634,139
顧客からの預金	545,959	577,491	39,720	138,884	48,588	-	1,350,642
負債合計	1,223,371	807,998	52,569	398,356	102,007	(150,140)	2,434,161
資本的支出 ¹	1,168	637	25	208	348	-	2,386
2013年12月31日現在							
顧客に対する貸付金	456,110	336,897	27,211	127,953	43,918	-	992,089
関連会社および合併事業における持分	169	13,822	2,575	74	-	-	16,640
資産合計	1,392,959	831,791	60,810	432,035	113,999	(160,276)	2,671,318
顧客からの預金	581,933	548,483	38,683	140,809	51,389	-	1,361,297
負債合計	1,326,537	770,938	50,706	393,635	99,319	(160,276)	2,480,859
資本的支出 ¹	907	1,236	32	265	385	-	2,825

1 有形固定資産およびその他無形資産に関して生じた支出である。企業結合の一環として取得した資産およびのれんは除外されている。

その他の財務情報

グローバル事業別の正味営業収益

	RBWM ³	CMB ³	GB&M	GPB	その他 ¹	HSBC 内部項目	合計
	百万米ドル						
2015年							
正味営業収益 ²	23,516	14,870	18,233	2,172	7,604	(6,595)	59,800
- 外部	20,941	15,021	20,994	1,888	956	-	59,800
- 内部	2,575	(151)	(2,761)	284	6,648	(6,595)	-
2014年							
正味営業収益 ²	25,149	15,748	17,778	2,377	6,365	(6,169)	61,248
- 外部	23,202	16,369	20,055	1,980	(358)	-	61,248
- 内部	1,947	(621)	(2,277)	397	6,723	(6,169)	-
2013年							
正味営業収益 ²	27,453	15,652	19,176	2,439	5,651	(5,726)	64,645
- 外部	25,702	16,577	20,767	1,955	(356)	-	64,645
- 内部	1,751	(925)	(1,591)	484	6,007	(5,726)	-

国別の情報

	2015年		2014年		2013年	
	外部正味 営業収益 ^{2,4}	非流動 資産 ⁵	外部正味 営業収益 ^{2,4}	非流動 資産 ⁵	外部正味 営業収益 ^{2,4}	非流動 資産 ⁵
	百万米ドル					
英国	14,132	7,581	14,392	8,671	13,347	17,481
香港	14,447	10,979	12,656	12,376	12,031	12,170
米国	5,541	4,066	5,736	5,685	6,121	4,189
フランス	2,706	9,326	2,538	10,301	3,111	11,565
ブラジル	3,546	28	4,817	1,403	5,364	1,715
その他の国	19,428	27,503	21,109	28,273	24,671	27,879
12月31日に終了した事業年 度 / 12月31日現在	59,800	59,483	61,248	66,709	64,645	74,999

- 1 「その他」に報告されている主要項目は、特定の不動産業務、未配分投資業務、一元的に保有される投資会社、自己の負債の公正価値の変動ならびにHSBCの持株会社としての業務および資金調達業務である。「その他」にはまた、特定の重要な子会社または事業単位の処分による利益および損失も含まれている。
- 2 貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益。収益ともいう。
- 3 2015年上半期において、総合的な銀行サービスに対する顧客のニーズを当グループの既存のグローバル事業とより整合させるために、中南米において顧客のポートフォリオがCMBからRBWMへ振り替えられた。したがって、比較数値は再表示されている。
- 4 外部正味営業収益は、業績の報告または資金の提供に責任を有する支店の所在地を基にした国に帰属している。
- 5 非流動資産は、有形固定資産、のれん、その他無形資産、関連会社および合併事業における持分ならびに報告期間後12ヶ月超で回収予定の特定のその他資産で構成されている。

12 トレーディング資産

会計方針

金融資産は、主に短期間での売却を目的として取得される場合、あるいはともに管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部を形成し、直近の短期的な利益獲得パターンの証拠がある場合、トレーディング目的に分類される。これらは、取引日（HSBCが相手先と契約を締結した日）に認識され、通常、売却された日に認識が中止される。当初は公正価値で測定され、取引費用は損益計算書に計上される。その後の公正価値の変動および利息は「トレーディング純収益」として損益計算書に認識される。

トレーディング資産

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
トレーディング資産：		
- 契約相手方により再担保または再売却されない資産	192,204	247,586
- 契約相手方により再担保または再売却される可能性のある資産	32,633	56,607
12月31日現在	224,837	304,193
短期国債およびその他適格債券	7,829	16,170
負債証券	99,038	141,532
持分証券	66,491	75,249
公正価値評価されたトレーディング有価証券	173,358	232,951
銀行に対する貸付金 ¹	22,303	27,581
顧客に対する貸付金 ¹	29,176	43,661
12月31日現在	224,837	304,193

1 銀行および顧客に対する貸付金には、決済勘定、借株、リバース・レボおよびその他の金額が含まれる。

公正価値評価されたトレーディング有価証券¹

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
米国財務省証券および米国政府機関債 ²	14,833	25,880
英国国債	10,177	9,280
香港政府債	6,495	6,946
その他の国債	48,567	78,774
アセット・バック証券 ³	3,135	3,494
社債およびその他の証券	23,660	33,328
持分証券	66,491	75,249
12月31日現在	173,358	232,951

- 1 これらの数値は、銀行およびその他の金融機関が発行した負債証券16,403百万米ドル（2014年：22,399百万米ドル）を含み、そのうち1,034百万米ドル（2014年：2,949百万米ドル）はさまざまな政府機関により保証されている。
- 2 米国政府が発行した明示的な保証を受けている証券を含む。
- 3 米国財務省証券および米国政府機関債に含まれるアセット・バック証券は除外されている。

公認証券取引所に上場しているトレーディング有価証券および非上場のトレーディング有価証券

	短期国債 およびその他 適格債券	負債証券	持分証券	合計
	百万米ドル			
公正価値				
上場 ¹	295	71,184	66,152	137,631
非上場 ²	7,534	27,854	339	35,727
2015年12月31日現在	7,829	99,038	66,491	173,358
公正価値				
上場 ¹	1,311	98,028	74,542	173,881
非上場 ²	14,859	43,504	707	59,070
2014年12月31日現在	16,170	141,532	75,249	232,951

- 1 上場有価証券投資には、香港に上場している証券5,722百万米ドル（2014年：5,956百万米ドル）が含まれている。
- 2 非上場の短期国債およびその他適格債券は主に、公認証券取引所に上場していないが流動性のある市場が存在する短期国債で構成されている。

13 公正価値で計上された金融商品の公正価値

会計方針

すべての金融商品は当初は公正価値で認識される。公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格である。金融商品の当初認識時の公正価値は、取引価格（すなわち、支払対価または受取対価の公正価値）である。しかし、公正価値は、同様の商品（修正またはリパッケージ商品を除く）のその他の観察可能な現行市場取引、もしくは金利イールド・カーブ、オプションのボラティリティおよび為替レートといった観察可能な市場から得られるデータのみを変数として用いる評価手法に基づく場合もある。これらの証拠が存在する場合、HSBCは、取引開始時において取引価格と公正価値との差額であるトレーディング損益（「初日の損益」）を認識する。重要かつ観察不能なパラメーターが用いられる場合、初日の損益はすべて繰延べられ、取引の満期または終了時点、評価インプットが観察可能となる時点、HSBCが相殺取引を行う時点のいずれかまで、取引期間にわたって損益計算書に認識される。

金融商品の公正価値は、一般に個別の金融商品ごとに測定されている。ただし、HSBCが市場リスクまたは信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債グループを管理している場合、金融商品グループの公正価値は純額で測定されるが、注記32に記載されているIFRSの相殺基準を満たす場合を除き、基礎となる金融資産および金融負債は財務諸表において個別に表示される。

重要な見積りおよび判断

金融商品の評価

公正価値の最も適切な証拠は、活発に取引されている主たる市場における市場価格である。活発な市場における金融商品の公正価値は、保有資産については買値で、発行済負債については売値で算定される。金融商品の活発な市場における市場価格がある場合、その金融商品のポートフォリオ全体の公正価値はユニット数と市場価格の積として表される。市場が活発であるかどうかについての判断には、取引活動の規模および頻度、価格の入手可能性ならびにビッド／オファー・スプレッドの規模などの要因を検討することが含まれるが、これに限定されない。ビッド／オファー・スプレッドは、市場参加者が自発的に購入したいと考える金額と売却したいと考える金額の差額を表すものである。評価手法は下記を含め、その他の市場参加者が評価を行う際に使用する要素の仮定を組み入れることがある。

- ・ 金融商品に関する将来キャッシュ・フローの可能性およびタイミングに関する予測。契約相手方の契約条件を履行する能力を評価する際は、経営陣の判断が必要となる可能性がある。将来キャッシュ・フローは市場金利の変動に影響を受ける可能性がある。
- ・ 金融商品についての適切な割引率の選択。市場参加者が、適切にリスク・フリー金利に加えるに適切であろうとみなす当該金融商品のスプレッドの評価には判断が要求される。
- ・ 評価モデルの選択が特に主観的な分野、例えば複雑なデリバティブ商品进行评估の際の公正価値の算定に用いるモデルを決定するための判断。

金融商品の種類および入手可能な市場データに応じて、さまざまな評価手法が採用されている。ほとんどの評価手法は、割引キャッシュ・フロー分析に基づいている。割引キャッシュ・フローでは予想将来キャッシュ・フローが計算され、ディスカウント・カーブを用いて現在価値に割り引かれる。信用リスクを考慮する前に、金利スワップの固定レグの場合のように予想将来キャッシュ・フローが既知である場合もあり、あるいは金利スワップの変動レグの場合のように予想将来キャッシュ・フローが不確定であり予測を必要とす

る場合もある。「予測」では、入手可能な場合に市場でのフォワード・カーブを活用する。オプション・モデルにおいては、将来起こり得る複数の結果のそれぞれの発生可能性を考慮しなければならない。また、一部の金融商品の価値は、複数の市場要因に依存している。このような場合は通常、1つの市場要因の変動がそれ以外の市場要因にどのような影響を及ぼすのかを検討することが必要である。このような計算を行うのに必要なモデルのインプットには、金利イールド・カーブ、為替レート、ボラティリティ、相関、期限前返済率および債務不履行率等がある。HSBCは、担保を付された契約相手方および重要な主要通貨の金利デリバティブに関しては、翌日物金利を反映したディスカウント・カーブを利用している。

評価手法の大半は観察可能な市場データのみを使用する。しかし、一部の金融商品は、観察不能な1つ以上の重要なインプットを用いた評価手法に基づいて評価されており、これらの金融商品について得られる公正価値の測定結果は、さらなる判断を伴うものである。ある金融商品の取引開始時の利益のかなりの割合、あるいは金融商品の評価額の5%超が観察不能なインプットによって測定されていると経営陣が考える場合、その金融商品全体が重要な観察不能なインプットを用いて評価されているものとして分類される。このような状況における「観察不能」とは、独立した第三者間取引で起こり得る価格を決定するための現行市場からのデータがほとんどない、または皆無であることを意味する。通常、公正価値の決定の基礎となるデータが皆無であることを意味するものではない（例えば、コンセンサスプライスのデータが使用される場合がある）。

管理の枠組み

公正価値は、リスクを取る立場から独立した部門によって決定または検証されることを確実にするための管理の枠組みの適用を受ける。

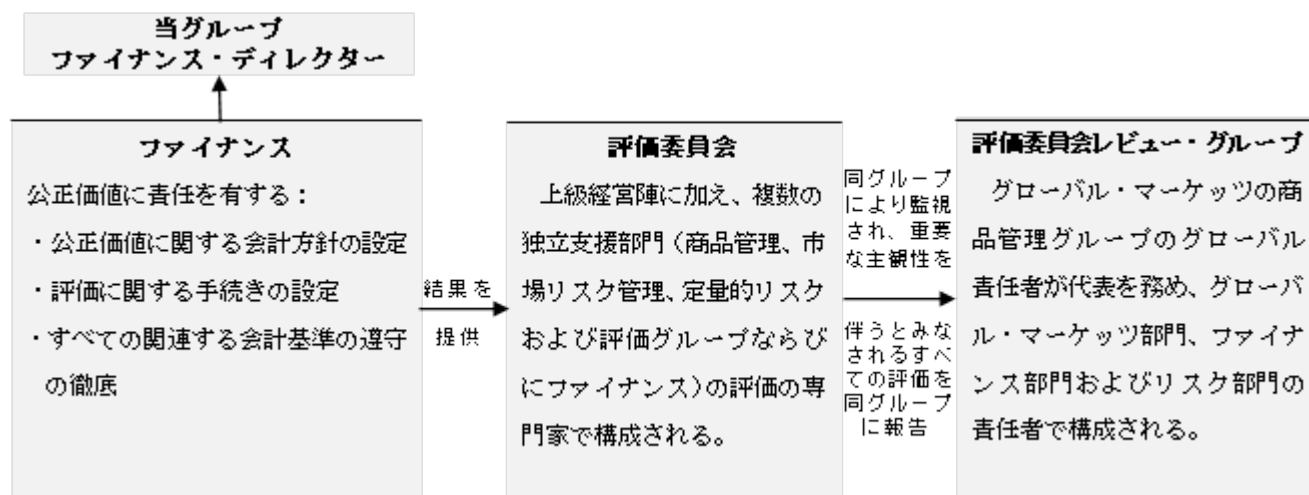
公正価値が外部の相場価格またはモデルへの観察可能な価格のインプットを参照して決定される金融商品のすべてについては、独立した価格決定または検証が行われる。活発に取引されていない市場では、HSBCは金融商品の公正価値を検証するにあたって代替的なマーケット情報を入手する。関連性および信頼性が高いと考えられる情報ほど重視される。この点について、とりわけ以下の要素が考慮される。

- ・ 価格が真正な取引価格または取引可能価格であると見込まれる程度
- ・ 金融商品間の類似性の程度
- ・ 異なる情報源間の一貫性の程度
- ・ データを入手するために価格提供者が行ったプロセス
- ・ 市場データに関連する日から期末日までの経過期間
- ・ データの入手方法

評価モデルを用いて決定された公正価値についての管理の枠組みは、該当する場合、（ ）評価モデルのロジック、（ ）評価モデルへのインプット、（ ）評価モデル以外に必要な調整、および、可能であれば（ ）モデルからのアウトプットの独立した支援部門による開発または検証を含む。評価モデルは、使用可能となる前に精査および調整プロセスを経ており、継続的に外部の市場データに対して調整される。

公正価値の変動は通常、損益分析プロセスの対象となる。このプロセスでは、公正価値の変動を（ ）新規取引または取引の満期などポートフォリオの変動、（ ）為替レートまたは株価の変動など市場の変動、および（ ）公正価値の調整変動といったその他のものという3つの大きな区分に分ける（詳細は下記参照）。

公正価値で測定される金融商品の大部分は、GB&Mで保有されている。GB&Mの公正価値に関するガバナンス構造は例として以下のとおり示される。



公正価値で測定される金融負債

特定の状況において、HSBCは、入手できる場合、関連する特定の金融商品の活発な市場における市場価格に基づいて、発行済負債を公正価値で計上する。一例として、発行済負債が金利デリバティブを用いてヘッジされている場合である。市場価格が入手できない場合、これらの発行済負債は評価手法を用いて評価され、そのインプットは当該金融商品の活発に取引されていない市場における市場価格に基づくか、または類似する金融商品の活発な市場における市場価格と比較することによって見積られる。どちらの場合でも、公正価値は、HSBCの負債に適した信用スプレッドを適用することによる影響を含んでいる。当グループの信用スプレッドに起因する発行済負債証券の公正価値変動は以下のとおり算定される。各報告日において証券ごとに、外部により検証可能な価格を入手する、または同一の発行体の類似する証券の信用スプレッドを用いて価格を導き出す。その後、割引キャッシュ・フローを使用し、LIBORのディスカウント・カーブを用いて各証券を評価する。評価上の差異は当グループの信用スプレッドに起因する。この手法はすべての証券に一貫して適用されている。

発行済仕組債および特定のその他複合金融商品の負債は、公正価値で測定され、トレーディング負債に計上されている。これらの金融商品に適用されている信用スプレッドは、HSBCが仕組債を発行した時点におけるスプレッドから導かれている。

HSBCが発行した負債の信用スプレッドにおける変動から生じた利益および損失は、当該債券がプレミアムまたはディスカウントで償還されなければ、債券の契約期間にわたって戻し入れられる。

公正価値ヒエラルキー

金融商品および負債の公正価値は以下に従ってヒエラルキーが決定される。

- ・ **レベル1 - 市場価格を用いた評価手法**：HSBCが測定日現在アクセス可能な活発な市場における同一商品の市場価格を有する金融商品
- ・ **レベル2 - 観察可能なインプットを用いた評価手法**：活発な市場における類似商品の市場価格または活発に取引されていない市場における同一商品または類似商品の市場価格を有する金融商品、およびすべての重要なインプットが観察可能であるモデルを用いて評価された金融商品

- ・ **レベル3 - 重要な観察不能なインプットによる評価手法**：1つ以上の重要なインプットが観察不能である評価手法を用いて評価された金融商品

以下の表は、金融商品を公正価値ヒエラルキー別に示している。

公正価値で計上された金融商品および評価基準

	評価手法			合計
	市場価格 レベル 1	観察可能な インプットの 使用 レベル 2	重要な観察 不能なイン プットの使用 レベル 3	
		百万米ドル		
継続的公正価値測定 - 2015年12月31日現在				
資産				
トレーディング資産	133,095	84,886	6,856	224,837
公正価値評価の指定を受けた金融資産	18,947	4,431	474	23,852
デリバティブ	1,922	284,292	2,262	288,476
金融投資：売却可能	262,929	117,197	4,727	384,853
負債				
トレーディング負債	41,462	95,867	4,285	141,614
公正価値評価の指定を受けた金融負債	5,260	61,145	3	66,408
デリバティブ	2,243	277,618	1,210	281,071
継続的公正価値測定 - 2014年12月31日現在				
資産				
トレーディング資産	180,446	117,279	6,468	304,193
公正価値評価の指定を受けた金融資産	23,697	4,614	726	29,037
デリバティブ	4,366	337,718	2,924	345,008
金融投資：売却可能	241,464	131,264	4,988	377,716
負債				
トレーディング負債	62,385	122,048	6,139	190,572
公正価値評価の指定を受けた金融負債	3,792	72,361	-	76,153
デリバティブ	4,649	334,113	1,907	340,669

当事業年度におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産および負債の減少は、さまざまな有価証券に及ぶ棚卸資産の減少を反映している。レベル2のデリバティブ資産および負債の減少は、「ポートフォリオ圧縮」の取組みへの関与および相場の変動を要因とするものである。

レベル1の公正価値とレベル2の公正価値の間の振替

	資産				負債		
	売却 可能	トレー ディング 目的保有	損益を 通じた 公正価値 評価の 指定	デリバ ティブ	トレー ディング 目的保有	損益を 通じた 公正価値 評価の 指定	デリバ ティブ
百万米ドル				百万米ドル			
2015年12月31日現在							
レベル1 からレベル2 への振替	-	67	-	56	1,563	857	100
レベル2 からレベル1 への振替	-	487	-	2	515	2	-
2014年12月31日現在							
レベル1 からレベル2 への振替	2,702	18,149	-	-	22,964	-	-
レベル2 からレベル1 への振替	-	-	-	-	-	-	-

公正価値調整

市場参加者が考慮する追加的な要因があり、それらが評価モデルに織り込まれていないとHSBCがみなした場合に、公正価値調整が行われる。HSBCは公正価値調整を「リスク関連」または「モデル関連」に分類している。これらの調整の大半はGB&Mに関するものである。

公正価値調整のレベルの変動は、必ずしも損益計算書における損益の認識につながるものではない。例えば、モデルが改善された場合、公正価値調整が必要なくなる可能性がある。同様に、関連するポジションが解消された場合、公正価値調整額は減少するが、これにより損益が発生しない可能性もある。

グローバル・バンキング・アンド・マーケットの公正価値調整

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
調整の種類		
リスク関連	1,402	1,958
- ビッド - オファー	477	539
- 不確実性	95	357
- 信用評価調整	853	871
- 負債評価調整	(465)	(270)
- 資金調達公正価値調整	442	460
- その他	0	1
モデル関連	97	57
- モデルの限界	92	52
- その他	5	5
取引開始時の利益（初日の損益準備金）（注記16）	97	114
12月31日現在	1,596	2,129

公正価値調整は、当事業年度中に533百万米ドル減少した。最大の変動は不確実性の区分に関する262百万米ドルの減少であり、これはデリバティブの割引の仮定に係る調整をモデルの限界の区分に再分類したことによるものである。この調整は、特定の契約相手方との条件緩和後に大幅に減少した。負債評価調整は、HSBCの信用スプレッドが拡大したことにより195百万米ドル増加した。

リスク関連の調整

ビッド - オファー

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値を最もよく表すビッド - オファー・スプレッドの範囲内での価格を使用するよう求めている。評価モデルは通常、仲値を導き出す。ビッド - オファー調整は、実質的にすべての残存する正味ポートフォリオ市場リスクが、利用可能なヘッジ手段を用いて、あるいはポジションを処分または解消することにより手仕舞いされた場合に発生するビッド - オファー・コストの範囲を反映している。

不確実性

特定のモデルのインプットは市場データから容易に決定できない場合があり、かつ／またはモデルの選択自体がより主観的である場合がある。これらの状況において、金融商品または市場パラメーターが前提とする潜在的価値に幅があり、市場参加者が当該金融商品の公正価値を見積る際に、不確実なパラメーターおよび／またはモデルの仮定について評価モデルに用いられる数値よりも保守的な数値を採用する可能性を反映するために、調整が必要となることがある。

信用評価調整

CVAは、契約相手方が債務不履行に陥り、HSBCが当該取引の市場価値の全額を受け取ることができない可能性を公正価値に反映させるために店頭（「OTC」）デリバティブ契約の評価に対して行われる調整である（下記参照）。

負債評価調整

DVAは、HSBCが債務不履行に陥り、当該取引の市場価値の全額を支払うことができない可能性を公正価値に反映させるためにOTCデリバティブ契約の評価に対して行われる調整である（下記参照）。

資金調達公正価値調整

資金調達公正価値調整（「FFVA」）は、OTCデリバティブ・ポートフォリオの無担保部分の予想将来資金調達エクスポージャーに対し将来の市場での資金調達スプレッドを適用することで算出される。これには、全額無担保のデリバティブに加え、有担保デリバティブの無担保部分が含まれる。予想将来資金調達エクスポージャーは、利用できる場合シミュレーション手法で算出される。予想将来資金調達エクスポージャーは、HSBCまたは取引相手の債務不履行など、エクスポージャーを終了させる事象について調整される。FFVAおよびDVAは、独立して算出される。

モデル関連の調整

モデルの限界

ポートフォリオ評価のために使用されるモデルは、すべての重要な市場の性質を捉えていない簡略化された一連の仮定に基づいている場合がある。また、市場は発展しており、現在の市況におけるすべての重要な市場の性質を捉えるために、過去に適切であったモデルに改良が必要な場合がある。これらの状況において、モデルの限界に関する調整が行われる。モデルの改良が進むにつれて、評価モデルにおいてモデルの限界は解消され、モデルの限界に関する調整は必要なくなる。

取引開始時の利益（初日の損益準備金）

取引開始時の利益に関する調整は、評価モデルによって見積られた公正価値が1つ以上の重要な観察不能なインプットに基づいている場合に行われる。取引開始時の利益に関する調整の会計処理については、378ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。

信用評価調整 / 負債評価調整方法

HSBCは、HSBC各社ごとに、その会社において契約相手ごとにさらされているリスクに対して、個別の信用評価調整（「CVA」）および負債評価調整（「DVA」）を計算している。HSBCは、CVAを、契約相手方に対するHSBCの正の予想エクスポージャーに対してHSBCの非デフォルトを条件とした契約相手方のデフォルト（債務不履行）確率（「PD」）を適用し、その結果にデフォルト時の予測損失を乗じることによって算定している。反対に、HSBCは、DVAを、HSBCに対する契約相手方の正の予想エクスポージャーに対して契約相手方の非デフォルトを条件としたHSBCのPDを適用し、デフォルト時の予測損失を乗じることによって算定している。両方の計算は、潜在的なエクスポージャーの期間にわたって実施される。

ほとんどの商品について、契約相手方に対して予想される正のエクスポージャーを算定するためにHSBCはシミュレーション法を用いている。これは、ポートフォリオの期間中にわたる契約相手方との取引のポートフォリオに係るさまざまな潜在的エクスポージャーを取り込むためである。当該シミュレーション法には、契約相手方とのネットティング契約および担保契約等の信用補完が含まれている。

商品が現在、当該シミュレーションで裏付けられていない特定の非標準型デリバティブまたは当該シミュレーション・ツールがまだ利用可能になっていない、取引規模がより小さな地域におけるデリバティブのエクスポージャーについては、HSBCは代替的手法を適用する。

当該手法は、通常、「誤方向リスク」を考慮していない。誤方向リスクは、CVA前のデリバティブの潜在的価値が契約相手方のデフォルト（債務不履行）確率と正の相関がある場合に生じる。重要な誤方向リスクが存在する場合、評価に内在する誤方向リスクを反映するために取引ごとの個別のアプローチが適用される。

特定の中央決済機関を除いて、HSBCは、第三者であるすべての契約相手方をCVAおよびDVAの計算に含めており、これらの調整をHSBCグループ会社間で相殺していない。HSBCは、CVAおよびDVAの手法を継続的に見直し改良している。

公正価値の評価基準

重要な観察不能なインプットによる評価手法を使用して公正価値で測定されている金融商品

—レベル3

	資産					負債			
	売却 可能	トレー ディング 目的保有	公正 価値 評価 ¹	デリバ ティブ	合計	トレー ディング 目的保有	公正 価値 評価 ¹	デリバ ティブ	合計
	百万米ドル					百万米ドル			
プライベート・エクイ ティ投資（戦略的投資 を含む）	3,443	55	453	-	3,951	35	-	-	35
アセット・バック証券	1,053	531	-	-	1,584	-	-	-	-
証券化目的のローン	-	30	-	-	30	-	-	-	-
仕組債	-	4	-	-	4	4,250	-	-	4,250
モノライン保険会社との デリバティブ取引	-	-	-	196	196	-	-	-	-
その他のデリバティブ	-	-	-	2,066	2,066	-	-	1,210	1,210
その他のポートフォリオ	231	6,236	21	-	6,488	-	3	-	3
2015年12月31日現在	4,727	6,856	474	2,262	14,319	4,285	3	1,210	5,498
プライベート・エクイ ティ投資（戦略的投資 を含む）	3,120	164	432	-	3,716	47	-	-	47
アセット・バック証券	1,462	616	-	-	2,078	-	-	-	-
証券化目的のローン	-	39	-	-	39	-	-	-	-
仕組債	-	2	-	-	2	6,092	-	-	6,092
モノライン保険会社との デリバティブ取引	-	-	-	239	239	-	-	1	1
その他のデリバティブ	-	-	-	2,685	2,685	-	-	1,906	1,906
その他のポートフォリオ	406	5,647	294	-	6,347	-	-	-	-
2014年12月31日現在	4,988	6,468	726	2,924	15,106	6,139	-	1,907	8,046

1 損益を通じた公正価値評価の指定

レベル3金融商品は、現行の事業にも旧来の事業にも存在する。証券化目的のローン、モノライン保険会社とのデリバティブ取引、一部の「その他のデリバティブ」およびすべてのレベル3の大部分のABSは、レガシー・ポジションである。HSBCは、これらのポジションを保有する能力を有している。

プライベート・エクイティ投資（戦略的投資を含む）

HSBCのプライベート・エクイティおよび戦略的投資は、通常、売却可能として分類されており、活発な市場では取引されていない。活発な市場が存在しない場合、投資の公正価値は、投資対象会社の財政状態および経営成績、リスク・プロファイル、見通しならびにその他の要素の分析に基づいて見積られ、さらに活発な市場における類似した会社の市場評価または類似した会社が所有者を変更した時点の価格などを参照することによって見積られる。

アセット・バック証券

これらの証券の公正価値を決定するために市場価格が通常用いられているが、入手可能な限られた市場データの信頼性を実証するため、また市場価格に対する調整が必要か否かを特定するためには評価モデルが

用いられる。住宅モーゲージ・バック証券を含むABSの評価では、業界標準モデルおよび必要に応じて、期限前返済率、担保の種類に基づく債務不履行率および損失の規模、ならびに業績に関連した仮定を用いる。評価のアウトプットは、一貫性について、類似する性質をもつ証券の観察可能なデータと比較される。

レバレッジド・ファイナンスおよび証券化目的のローンを含む貸付金

公正価値で保有されている貸付金は、入手できる場合は、ブローカーの指し値および/または市場データコンセンサス・プロバイダーの価格に基づいて評価される。観察可能な市場が存在しない場合、公正価値は、代替的評価手法を用いて決定される。これらの評価手法には、同一または比較可能な会社の発行するその他の市場金融商品から導かれた、貸付金に適した信用スプレッドに関する仮定を織り込んだ割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。

仕組債

重要な観察不能なインプットによる評価手法を用いて評価した仕組債の公正価値は、基礎となる負債証券の公正価値から導き出される。組込デリバティブの公正価値の決定については、下記のデリバティブに関するパラグラフで説明されている。

レベル3の仕組債は主に、HSBCが発行し、契約相手方に特定の持分証券の業績と連動した利益を提供する株式連動仕組債およびその他のポートフォリオで構成されている。当該仕組債は、長期株式ボラティリティ、ならびに株価間、株価と金利間および金利と為替レート間の相関関係等のパラメーターが観察不能であることから、レベル3に分類される。

デリバティブ

OTC（すなわち、場外取引）のデリバティブは、評価モデルを用いて評価される。評価モデルは、「無裁定」原則に基づいて、予想将来キャッシュ・フローの現在価値を算定する。金利スワップやヨーロピアン・オプションなどの多くの一般デリバティブ商品に関して利用されるモデル・アプローチは、業界で標準的に用いられているものである。より複雑なデリバティブ商品の場合は、実務上の相違が一部見られる。評価モデルへのインプットは、可能な場合には常に、取引所、ディーラー、ブローカー、またはコンセンサスプライスのプロバイダーから得られる価格を含む、観察可能な市場データから決定される。特定のインプットは、市場では直接的に観察されない場合があるが、モデル調整手順を経た観察可能な価格から決定されるか、あるいは実績データまたはその他のデータから見積ることができる。観察不能なインプットの例には、あまり一般に取引されていないオプション商品の全部または一部のボラティリティ局面、ならびに為替レート、金利および株価などの市場要因間の相関関係が含まれる。

重要な観察不能なインプットによる評価手法を用いて評価したデリバティブ商品には、為替バスケット・オプション、株式バスケット・オプション、為替金利複合取引等の特定の種類の相関商品および長期オプション取引が含まれる。後者の例には、株式オプション、金利為替オプションおよび特定のクレジット・デリバティブがある。クレジット・デリバティブには、特定のトランシェCDS取引が含まれる。

公正価値ヒエラルキーのレベル3における公正価値測定に関する調整

下表は、重要な観察不能なインプットによる評価手法を用いて公正価値で測定されたレベル3金融商品の期首残高と期末残高との変動調整表である。

レベル3金融商品の変動

	資産				負債		
	売却 可能	トレー ディング 目的保有	損益を 通じた 公正価値 評価の 指定	デリバ ティブ	トレー ディング 目的保有	損益を 通じた 公正価値 評価の 指定	デリバ ティブ
	百万米ドル				百万米ドル		
2015年1月1日現在	4,988	6,468	726	2,924	6,139	-	1,907
損益に認識された利益／（損失）合計	(34)	109	30	95	(573)	(1)	(209)
- トレーディング収益／（費用） （正味受取利息を除く）	-	109	-	95	(573)	-	(209)
- 公正価値評価の指定を受けたその他 金融商品からの純収益	-	-	30	-	-	(1)	-
- 金融投資による純収益	(269)	-	-	-	-	-	-
- 貸倒損失およびその他の信用リスク 引当金	235	-	-	-	-	-	-
その他包括利益に認識された利益 ／（損失）合計 ¹	226	(192)	(11)	(126)	(118)	(1)	(64)
- 売却可能投資： 公正価値に係る利益	393	-	-	-	-	-	-
- キャッシュ・フロー・ヘッジ： 公正価値に係る利益／（損失）	-	-	-	(4)	-	-	-
- 換算差額	(167)	(192)	(11)	(122)	(118)	(1)	(64)
購入	594	1,745	250	-	2	9	-
新規発行	-	-	-	-	1,471	-	-
売却	(757)	(1,206)	(50)	-	(66)	(4)	-
決済	(32)	(146)	(135)	(38)	(1,260)	-	(241)
振替（出）	(1,471)	(206)	(336)	(1,015)	(1,743)	-	(283)
振替（入）	1,213	284	-	422	433	-	100
2015年12月31日現在	4,727	6,856	474	2,262	4,285	3	1,210
2015年12月31日時点で保有していた 資産および負債に関して損益に認識 された未実現利益／（損失）	235	(9)	12	89	384	(1)	267
- トレーディング収益／（費用） （正味受取利息を除く）	-	(9)	-	89	384	-	267
- 公正価値評価の指定を受けたその他 の金融商品からの純収益／（費用）	-	-	12	-	-	(1)	-
- 貸倒損失およびその他の信用リスク 引当金	235	-	-	-	-	-	-

	資産				負債		
	売却 可能	トレー ディング 目的保有	損益を 通じた 公正価値 評価の 指定	デリバ ティブ	トレー ディング 目的保有	損益を 通じた 公正価値 評価の 指定	デリバ ティブ
	百万米ドル				百万米ドル		
2014年 1 月 1 日現在	7,245	5,347	608	2,502	7,514	-	2,335
損益に認識された利益 / (損失) 合計	174	194	56	959	(25)	-	(5)
- トレーディング収益 / (費用) (正味受取利息を除く)	-	194	-	959	(25)	-	(5)
- 公正価値評価の指定を受けたその他 金融商品からの純収益	-	-	56	-	-	-	-
- 金融投資による純収益	198						
- 貸倒損失およびその他の信用リスク 引当金	(24)						
その他包括利益に認識された利益 / (損失) 合計 ¹	126	(178)	(16)	(126)	(123)	-	54
- 売却可能投資： 公正価値に係る利益 / (損失)	208	-	-	-	-	-	-
- キャッシュ・フロー・ヘッジ： 公正価値に係る利益 / (損失)	-	-	-	(9)	-	-	34
- 換算差額	(82)	(178)	(16)	(117)	(123)	-	20
購入	1,505	705	273	-	(31)	-	-
新規発行	-	-	-	-	2,067	-	-
売却	(1,237)	(481)	(149)	-	-	-	-
決済	(1,255)	(49)	(78)	27	(1,655)	-	(69)
振替 (出)	(3,027)	(112)	-	(544)	(1,918)	-	(527)
振替 (入)	1,457	1,042	32	106	310	-	119
2014年12月31日現在	4,988	6,468	726	2,924	6,139	-	1,907
2014年12月31日時点で保有していた 資産および負債に関して損益に認識 された未実現利益 / (損失)	(24)	1	46	946	(122)	-	134
- トレーディング収益 / (費用) (正味受取利息を除く)	-	1	-	946	(122)	-	134
- 公正価値評価の指定を受けたその他 の金融商品からの純収益	-	-	46	-	-	-	-
- 貸倒損失およびその他の信用リスク 引当金	(24)	-	-	-	-	-	-

1 連結包括利益計算書の「売却可能投資：公正価値に係る利益 / (損失)」および「換算差額」に含まれている。

レベル3の売却可能資産の2015年度における変動は、ABSの変動、特に証券投資導管体の活動によるABSの変動によるものである。レベル3の売却可能資産からの振替(出)は、価格提供および価格カバレッジに対する信頼性が増加していることを示しており、振替(入)は第三者により提供された価格が入手しにくいことを反映している。レベル3のトレーディング資産の増加は、最近発行されたシンジケート・ローンの増加により引き起こされている。レベル3のトレーディング負債の減少はレベル3の株式連動債の残高の減少を反映しているが、これらの減少はいずれも市場変動および発行の減少の結果生じたものである。レベル3のデリバティブ資産および負債の減少は、市場変動を反映している。

合理的に可能な代替手段に対する重要な観察不能な仮定の変動による影響

合理的に可能な代替的仮定に対するレベル3公正価値の感応度

利益または損失に反映

その他包括利益に反映

	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
	百万米ドル		百万米ドル	
デリバティブ、トレーディング資産および トレーディング負債 ¹	335	(215)	-	-
公正価値評価の指定を受けた金融資産 および負債	24	(24)	-	-
金融投資：売却可能	35	(30)	230	(243)
2015年12月31日現在	394	(269)	230	(243)
デリバティブ、トレーディング資産および トレーディング負債 ¹	296	(276)	-	-
公正価値評価の指定を受けた金融資産 および負債	37	(47)	-	-
金融投資：売却可能	51	(67)	270	(350)
2014年12月31日現在	384	(390)	270	(350)

1 「デリバティブ、トレーディング資産およびトレーディング負債」は、これらの金融商品のリスク管理方法を反映させるために1つのカテゴリーとして表示されている。

有利な変動による影響は、表示している期間にわたっておおむね変化がない。不利な変動による影響の減少は、プライベート・エクイティおよび一部のレガシーの仕組債に関する価格の確実性の上昇を反映している。この上昇分は、シンジケート・ローンのレベル3の残高が増加したためその不確実性の上昇により相殺された。

レベル3の商品種類別の合理的に可能な代替的仮定に対する公正価値の感応度

	利益または損失に反映		その他包括利益に反映	
	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
	百万米ドル		百万米ドル	
プライベート・エクイティ投資 (戦略的投資を含む)	54	(53)	152	(171)
アセット・バック証券	18	(12)	57	(51)
証券化目的のローン	1	(1)	-	-
仕組債	15	(11)	-	-
モノライン保険会社とのデリバティブ取引	11	(11)	-	-
その他のデリバティブ	179	(87)	-	-
その他のポートフォリオ	116	(94)	21	(21)
2015年12月31日現在	394	(269)	230	(243)
プライベート・エクイティ投資 (戦略的投資を含む)	77	(110)	172	(255)
アセット・バック証券	49	(22)	60	(55)
証券化目的のローン	1	(1)	-	-
仕組債	14	(9)	-	-
モノライン保険会社とのデリバティブ取引	11	(11)	-	-
その他のデリバティブ	129	(155)	-	-
その他のポートフォリオ	103	(82)	38	(40)
2014年12月31日現在	384	(390)	270	(350)

有利および不利な変動は、感応度分析に基づいて決定される。感応度分析は、95%信頼区間を適用した場合に対応する公正価値の幅を測定することを目的としている。感応度分析の際には、採用した評価手法の内容、ならびに観察可能な代替指標や実績データの入手可能性および信頼性を考慮に入れる。入手可能なデータが統計的分析による影響を受けない場合には、不確実性の定量化は、判断が必要となるものの、なお95%信頼区間に基づいて決定されることになる。

金融商品の公正価値が複数の観察不能な仮定による影響を受ける場合、上記の表は、個別の仮定の変動による最も有利または最も不利な変動を反映する。

レベル3金融商品への主要な観察不能なインプット

以下の表はレベル3金融商品への主要な観察不能インプットを示しており、またそれらのインプットの2015年12月31日現在における範囲を提示している。インプットの中核範囲は、インプットの90%が該当する範囲の見積りである。主要な観察不能なインプットのカテゴリーの詳細は、以下のとおりである。

レベル3の評価に関する重要な観察不能なインプットの定量的情報

	公正価値		評価手法	主要な観察不能な インプット	インプットの 全範囲		インプットの 中核範囲	
	資産	負債			下位	上位	下位	上位
	百万米ドル							
プライベート・エクイティ投資 (戦略的投資を含む)	3,951	35	389ページ（訳注：原文のページ 数である）の注記を参照	389ページ（訳注：原文のペー ジ数である）の注記を参照	n/a	n/a	n/a	n/a
アセット・バック証券 - CLO / CDO ¹	1,584	-						
	511	-	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	期限前返済率	1%	6%	1%	6%
その他ABS	1,073	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	3	147	54	117
証券化目的のローン	30	-						
仕組債	4	4,250						
- 株式連動債	-	3,719	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	12%	72%	19%	43%
			モデル - オプション・モデル	株式相関	35%	93%	43%	79%
- ファンド連動債	-	13	モデル - オプション・モデル	ファンドボラティリティ	6%	8%	6%	8%
- 為替連動債	-	166	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	5%	35%	5%	20%
- その他	4	352						
モノライン保険会社との デリバティブ取引	196	-	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	信用スプレッド	4%	4%	4%	4%
その他のデリバティブ	2,066	1,210						
金利デリバティブ：								
- 証券化スワップ	250	455	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	期限前返済率	0%	90%	14%	71%
- 長期スワップション	1,237	119	モデル - オプション・ モデル	金利ボラティリティ	3%	66%	20%	41%
- その他	176	65						
為替デリバティブ								
- 為替オプション	180	186	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	0.5%	35%	5%	14%
- その他	10	5						
エクイティ・デリバティブ								
- 長期個別株式オプション	135	191	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	8%	104%	18%	44%
- その他	39	170						
クレジット・デリバティブ								
- その他	39	19						
その他のポートフォリオ	6,488	3						
- 仕組証券	4,434	-	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	信用ボラティリティ	2%	4%	2%	4%
- 新興国市場社債	210	-						
			マーケット・プロキシ	ビッドクォート	70	124	100	123
- その他 ²	1,844	3						
2015年12月31日現在	14,319	5,498						

	公正価値		評価手法	主要な観察不能な インプット	インプットの 全範囲		インプットの 中核範囲	
	資産	負債			下位	上位	下位	上位
	百万米ドル							
プライベート・エクイティ投資 (戦略的投資を含む)	3,716	47	389ページ(訳注:原文のページ数である)の注記を参照	389ページ(訳注:原文のページ数である)の注記を参照	n/a	n/a	n/a	n/a
アセット・バック証券	2,078	-						
- CLO / CDO ¹	1,122	-	モデル - 割引キャッシュ・フロー	期限前返済率	1%	6%	1%	6%
その他ABS	956	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	0	100	54	85
証券化目的のローン	39	-						
仕組債	2	6,092						
- 株式連動債	-	4,744	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	0.2%	65%	18%	38%
- ファンド連動債	-	562	モデル - オプション・モデル	株式相関	27%	92%	44%	79%
- 為替連動債	2	477	モデル - オプション・モデル	ファンドボラティリティ	6%	8%	6%	8%
- その他	-	309	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	2%	70%	4%	16%
モノライン保険会社との デリバティブ取引	239	1	モデル - 割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド	3%	5%	4%	4%
その他のデリバティブ	2,685	1,906						
金利デリバティブ:								
- 証券化スワップ	449	1,023	モデル - 割引キャッシュ・フロー	期限前返済率	0%	50%	6%	18%
- 長期スワップション	1,044	152	モデル - オプション・モデル	金利ボラティリティ	2%	59%	16%	36%
- その他	755	151						
為替デリバティブ								
- 為替オプション	89	95	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	0.1%	70%	4%	14%
- その他	7	7						
エクイティ・デリバティブ								
- 長期個別株式オプション	192	256	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	9%	65%	16%	40%
- その他	34	162						
クレジット・デリバティブ								
- その他	115	60						
その他のポートフォリオ	6,347	-						
- 仕組証券	4,420	-	モデル - 割引キャッシュ・フロー	信用ボラティリティ	0.8%	3%	0.8%	3%
- 新興国市場社債	372	-	マーケット・プロキシ	信用スプレッド	1%	4%	1%	3%
- その他 ²	1,555	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	58	131	106	130
2014年12月31日現在	15,106	8,046						

1 モーゲージ・バック証券 / 債務担保証券

2 各種の小規模資産ポートフォリオを含む。

プライベート・エクイティ投資(戦略的投資を含む)

各持分に関する分析は内容がそれぞれに異なるため、主要な観察不能インプットの範囲を提示することは実務上困難である。

期限前返済率

期限前返済率は、貸付金ポートフォリオが期日前に返済される予測将来スピードの尺度である。期限前返済率はモデル化されたABSの価値への重要なインプットである。モデル化された価格は、直接市場価格を決定するための観察可能市場価格の存在が不十分な場合に使用される。期限前返済率は、また、証券化にリンクしたデリバティブの評価の重要なインプットである。期限前返済率は貸付金ポートフォリオの内容および将来市況予測に応じて変動し、観察可能な証券価格のプロキシより推計される期限前返済率、現在または過去の期限前返済率、マクロ経済モデルといったさまざまな証拠を使用して見積られる。

マーケット・プロキシ

マーケット・プロキシ価格は特定の価格が入手不能であるが、特定の共通した特徴のある商品に関する証拠が入手可能な商品に使用される。特定のプロキシの識別が可能な場合があるが、現在の市場価格に影響する要素および影響の理解に役立つような、幅広い商品にわたるより一般的な証拠が使用される場合もある。

マーケット・プロキシ価格手法に対するインプットとして使用された価格の範囲は、したがって広範である。この範囲は個別証券のために算定した価格に関連する不確実性を示すものではない。

ボラティリティ

ボラティリティは予測される市場価格の将来変動の尺度であり、ストレス状態にある市場では増加する傾向にあり、また安定した状態の市場では減少する傾向がある。ボラティリティはオプションの価格決定に重要なインプットである。通常ボラティリティが高い場合にはオプションがより高額になる。これはオプションからの利益が増加する可能性が高くなること、およびオプションに関連するリスクのヘッジにおいてHSBCに高額のコストが発生する可能性がより高くなることを示している。オプション価格がより高額になる場合、HSBCのロング・オプションのポジション（すなわち、HSBCの購入オプションのポジション）の価値を増加させるが、HSBCのショート・オプションのポジション（すなわち、HSBCの売却オプションのポジション）は損失を被る。

ボラティリティは基準となる参照市場価格、またオプションの行使価格および満期によって変動する。ボラティリティはまた時の経過で変動する。その結果、ボラティリティの水準に関して一般論を述べることは困難である。

特定のボラティリティ、特に長期間のものは、観察不能である。観察不能なボラティリティは観察可能なデータから見積られる。387ページ（訳注：原文のページ数である）の表に示されている観察不能なボラティリティの範囲は、市場価格を参照することによるボラティリティのインプットにおける変動幅を反映している。この極端なボラティリティを示す例がHSBCのポートフォリオ内に生じることは比較的稀であるため、中核範囲は全範囲よりもかなり狭くなる。任意の単一の観察不能なボラティリティについて、ボラティリティの決定における不確実性は上記で示された範囲よりもかなり低くなる。

相関

相関は2つの市場価格間における関連性の尺度であり、マイナス1から1の間の数値で表される。正の相関は2つの市場価格が同じ方向に推移する傾向を示唆する。なお、1の相関は常に同方向に推移することを示唆する。負の相関は2つの反対の方向に推移する傾向を示唆する。なお、マイナス1の相関は2つの市場

価格が常に反対方向で推移することを示唆する。相関は、ペイアウトが複数の市場価格に依拠するような、より複雑な商品の評価に使用される。相関がインプットになっているさまざまな商品があり、その結果、さまざまな同一資産相関（例えば、株式間相関）やクロス・アセット相関（例えば、為替 - 金利相関）が使用されている。通常、同一資産相関の範囲はクロス・アセット相関よりも小さくなる。

相関は観察不能な場合がある。観察不能な相関は、コンセンサス価格サービス、HSBCの取引価格、プロキシ相関および過去の価格相関の検証を含むさまざまな証拠を基に見積られる。

表に示されている観察不能な相関の範囲は、市場価格の組み合わせによる相関のインプットがさまざまであることを反映している。任意の単一の観察不能な相関について、相関の決定における不確実性は上記で示された範囲よりも小さくなることが多い。

信用スプレッド

信用スプレッドとは、信用の質が低い場合の引受の際に市場が求める、ベンチマーク金利を上回るプレミアムである。割引キャッシュ・フロー・モデルにおいて信用スプレッドは将来キャッシュ・フローに適用される割引率を増加させ、したがって、資産価値が減少する。信用スプレッドは市場価格から推計されることもある。信用スプレッドは、流動性のより低い市場においては観察不能であることがある。

主要な観察不能インプット間の相関関係

レベル3金融商品への主要な観察不能なインプットは相互に独立しない場合がある。上述のとおり、市場変数は相関する場合がある。この相関は一般的には、異なる市場におけるマクロ経済またはその他の事象に対する反応傾向を反映している。さらに、市場変数がHSBCのポートフォリオに与える影響は、各変数に関するHSBCの正味リスクポジションに左右される。

エイチエスピーシー・ホールディングス

下表は、財務諸表において公正価値で測定された金融資産および金融負債の評価基準の分析を示している。

エイチエスピーシー・ホールディングスの公正価値で測定された金融資産および負債の評価基準

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
観察可能なインプットを用いた評価手法：レベル2		
資産 - 12月31日現在		
デリバティブ	2,467	2,771
売却可能	4,285	4,073
負債 - 12月31日現在		
公正価値による評価の指定	19,853	18,679
デリバティブ	2,278	1,169

[次へ](#)

14 公正価値以外の方法により計上されている金融商品の公正価値

公正価値以外の方法で計上されている金融商品の公正価値および評価基準

公正価値					
帳簿価額	市場相場 価格 レベル 1	評価手法		合計	
		観察可能な インプットの使用 レベル 2	重要な観察不能な インプットの使用 レベル 3		
		百万米ドル			
売却目的以外の資産および負債					
- 2015年12月31日現在					
資産					
銀行に対する貸付金	90,401	-	88,156	2,255	90,411
顧客に対する貸付金	924,454	-	12,412	910,057	922,469
売戻契約 - 非トレーディング目的	146,255	-	145,307	959	146,266
金融投資：負債証券	44,102	1,163	44,076	19	45,258
負債					
銀行からの預金	54,371	-	54,295	76	54,371
顧客からの預金	1,289,586	-	1,280,368	9,421	1,289,789
買戻契約 - 非トレーディング目的	80,400	-	80,400	-	80,400
発行済負債証券	88,949	-	89,023	-	89,023
劣後債務	22,702	-	24,344	649	24,993
売却目的以外の資産および負債					
- 2014年12月31日現在					
資産					
銀行に対する貸付金	112,149	-	109,087	3,046	112,133
顧客に対する貸付金	974,660	-	13,598	959,239	972,837
売戻契約 - 非トレーディング目的	161,713	-	160,600	1,123	161,723
金融投資：負債証券	37,751	1,418	37,671	74	39,163
負債					
銀行からの預金	77,426	-	77,300	98	77,398
顧客からの預金	1,350,642	-	1,336,865	13,730	1,350,595
買戻契約 - 非トレーディング目的	107,432	-	107,432	-	107,432
発行済負債証券	95,947	146	94,325	1,932	96,403
劣後債務	26,664	-	28,806	1,248	30,054

公正価値は、注記13に記載された公正価値ヒエラルキーに従って決定されている。

公正価値以外の方法で計上されているその他の金融商品は、その性質上、通常は短期であり、頻繁に現在の市場金利に合わせて再算定される。したがって、帳簿価額は公正価値の合理的な近似値である。これには現金および中央銀行預け金、他行から / 他行への回収中 / 送金中の項目、香港政府債務証書、香港流通紙幣が含まれ、これらはすべて償却原価で測定される。

業種別の顧客に対する貸付金の帳簿価額および公正価値

帳簿価額 - 12月31日現在

	減損して いない貸付金	減損している 貸付金	合計
	百万米ドル		
2015年			
顧客に対する貸付金	907,698	16,756	924,454
- 個人	361,716	9,487	371,203
- 法人および商業	485,933	7,145	493,078
- 金融機関	60,049	124	60,173

2014年

顧客に対する貸付金	954,710	19,950	974,660
- 個人	377,154	11,800	388,954
- 法人および商業	527,168	8,016	535,184
- 金融機関	50,388	134	50,522

公正価値 - 12月31日現在

	減損して いない貸付金	減損している 貸付金	合計
	百万米ドル		
2015年			
顧客に対する貸付金	906,696	15,773	922,469
- 個人	359,559	9,024	368,583
- 法人および商業	487,196	6,592	493,788
- 金融機関	59,941	157	60,098

2014年

顧客に対する貸付金	954,347	18,490	972,837
- 個人	375,615	10,721	386,336
- 法人および商業	528,361	7,642	536,003
- 金融機関	50,371	127	50,498

顧客に対する貸付金は、128ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている要件に従って減損していない貸付金あるいは減損している貸付金に分類されている。

地域セグメント別の顧客に対する貸付金の分析

	2015年		2014年	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万米ドル		百万米ドル	
顧客に対する貸付金				
欧州	392,041	392,540	409,733	413,373
アジア	356,375	355,249	362,955	361,412
中東および北アフリカ地域	29,894	29,614	29,063	28,658
北米	128,851	127,532	129,787	126,232
中南米	17,293	17,534	43,122	43,162
12月31日現在	924,454	922,469	974,660	972,837

評価

公正価値測定は、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格についてのHSBCの見積りである。この計算は、HSBCが金融商品の予想将来有効期間にわたりそのキャッシュ・フローから生じると予想する経済的便益および費用を反映していない。他の報告企業は、観察可能な市場価格が入手できない公正価値を決定する際に異なる評価手法および仮定を用いる可能性がある。

下記の資産および負債の公正価値は、開示目的上、以下のとおり見積られている。

銀行および顧客に対する貸付金

貸付金の公正価値は、入手できる場合は観察可能な市場取引に基づいている。観察可能な市場取引がない場合は、公正価値は一連の仮定のインプットを組み込む評価モデルを用いて見積られている。これらの仮定には、店頭取引活動を反映する第三者のブローカーによる価値の評価、将来予測割引キャッシュ・フロー・モデル（当該貸付金を評価する際に、市場参加者が使用する仮定と一致するとHSBCが考える仮定を用いたもの）、ならびに観察された発行取引および流通取引を含むその他の市場参加者から入手した取引のインプットを含むことがある。

貸付金は、可能な限り、同種のグループに分類されており、見積評価の出力データの正確性を改善するために特徴が類似する貸付金に階層化されている。貸付金の階層化は、組成時期、組成期間、見積将来金利、期限前返済率、延滞率、融資比率、担保の質、債務不履行の確率および内部信用格付けを含むすべての重要な要因を考慮する。

貸付金の公正価値は、期末日現在の貸付金の減損および契約期間における市場参加者の貸倒れの見積りおよび組成時と期末日の間の価格更改による公正価値への影響を反映している。

北米における顧客に対する貸付金の公正価値は、期末日現在の市況を反映して主に米国において帳簿価額より低くなっている。これは、住宅価格の下落、失業率の増加、消費者行動の変化、割引率の変動、および貸付金の購入に利用できる金融オプションの欠乏等、過去数年間の厳しい経済状況によるものである。関連する公正価値は2015年度に上昇したが、これは不動産価格の上昇による住宅産業における状況の改善による

ものが大きく、これよりは小さいが、要求される市場利回りの低下およびこの種類の貸付金に対する投資需要の増加によるものもある。

欧州における顧客に対する貸付金の公正価値は、現在は帳簿価額と概ね合致している。これは新規および既存顧客との新契約に現在の低金利環境が反映されているためである。

金融投資

上場金融投資の公正価値は、市場買値を用いて決定される。非上場金融投資の公正価値は、同等の上場証券の価格および将来の収益動向を考慮に入れた評価手法を用いて決定される。

銀行および顧客からの預金

公正価値は、割引キャッシュ・フローを用いて、同様の残存期間を持つ預金に提示される現在の利率を適用して見積られる。要求払預金の公正価値は、その帳簿価額に近似している。

発行済負債証券および劣後債務

公正価値は可能であれば期末日現在の市場価格を用いて、あるいは類似する金融商品の市場価格を参照して決定される。

買戻契約および売戻契約 - 非トレーディング目的

公正価値は、割引キャッシュ・フローを用いて、現在の利率を適用して見積られる。残高は通常短期であるため、公正価値は帳簿価額に近似する。

エイチエスピーシー・ホールディングス

エイチエスピーシー・ホールディングスが測定および開示目的上金融商品の公正価値を決定するために用いる手法は、上記の通りである。

貸借対照表上で公正価値以外の方法により計上されているエイチエスピーシー・ホールディングスの金融商品の公正価値

	2015年		2014年	
	帳簿価額	公正価値 1	帳簿価額	公正価値 1
	百万米ドル		百万米ドル	
資産 - 12月31日現在				
HSBC子会社に対する貸付金	44,350	45,180	43,910	45,091
負債 - 12月31日現在				
HSBC子会社に対する債務	2,152	2,152	2,892	2,906
発行済負債証券	960	1,224	1,009	1,357
劣後債務	15,895	18,297	17,255	20,501

1 公正価値は、観察可能なインプットを使用した評価手法を用いて算定された（レベル2）。

15 公正価値評価の指定を受けた金融資産

会計方針

トレーディング目的以外の金融商品は、下記の基準のうちの1つ以上を満たしている場合にこの区分に分類され、取引開始時に取消不能な形で指定される。HSBCは、以下の場合に公正価値評価を指定している。

- 金融商品の関連するポジションを異なる基準で測定または損益の認識を行うことから生じる可能性のある測定または認識の不一致を解消、あるいは大幅に削減する場合。この基準のもとでHSBCが指定する主な金融資産の種類は、ユニット連動型保険およびユニット連動型投資契約である。連動型契約に基づく顧客に対する負債は、連動型ファンドに保有されている資産の公正価値に基づいて決定される。関連する金融資産が公正価値の指定を受けていない場合、当該資産は売却可能に分類され、公正価値の変動はその他包括利益に計上される。関連する金融資産および負債は、公正価値に基づいて管理され、経営陣に報告される。金融資産および負債が公正価値評価の指定を受けることにより公正価値の変動額が損益計算書で認識され、これらを同一項目で表示することができる。
- 文書化されたリスク管理または投資戦略に従って公正価値に基づいて金融商品グループの管理および業績評価を行い、当該金融商品グループに関する情報が同様の基準で経営陣に報告される場合。例えば、特定の金融資産は、非連動型保険契約による負債を弁済するために保有される。HSBCはリスク管理および投資戦略を文書化し、当該資産を公正価値に基づいて管理し、非連動型負債を考慮後の純額ベースで当該純資産の市場リスクを監視している。公正価値による評価は、適切な規定に基づく保険事業の報告要件にも準拠している。
- 1つ以上の密接な関係にない組込デリバティブを含む金融商品に関連している場合。

指定を受けた金融資産は、相手先との契約日、すなわち通常は取引日に公正価値で認識され、通常、売却日に認識が中止される。その後の公正価値の変動は損益計算書の「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」に認識される。

公正価値の指定を受けた金融資産

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
公正価値評価の指定を受けた金融資産：		
- 契約相手方により再担保または再売却されない資産	23,852	28,357
- 契約相手方により再担保または再売却される可能性のある資産	-	680
12月31日現在	23,852	29,037
短期国債およびその他適格債券	396	56
負債証券	4,341	8,891
持分証券	18,995	20,006
公正価値評価の指定を受けた有価証券	23,732	28,953
銀行および顧客に対する貸付金	120	84
12月31日現在	23,852	29,037

公正価値評価の指定を受けた有価証券¹

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
米国財務省証券および米国政府機関債 ²	145	8
英国国債	103	140
香港政府債	33	40
その他の国債	1,020	4,088
アセット・バック証券 ³	25	18
社債およびその他の証券	3,411	4,653
株式	18,995	20,006
12月31日現在	23,732	28,953

- 1 これらの数値は、銀行およびその他の金融機関が発行した負債証券1,536百万米ドル（2014年：1,388百万米ドル）を含み、そのうち35百万米ドル（2014年：24百万米ドル）はさまざまな政府機関により保証されている。
- 2 米国政府が発行した明示的な保証を受けている証券を含む。
- 3 米国財務省証券および米国政府機関債に含まれるアセット・バック証券は除外されている。

公認証券取引所に上場している有価証券および非上場の有価証券

	短期国債 およびその他 適格債券	負債証券	持分証券	合計
	百万米ドル			
公正価値				
上場 ¹	-	2,458	11,690	14,148
非上場	396	1,883	7,305	9,584
2015年12月31日現在	396	4,341	18,995	23,732
公正価値				
上場 ¹	5	2,731	13,837	16,573
非上場	51	6,160	6,169	12,380
2014年12月31日現在	56	8,891	20,006	28,953

- 1 上場有価証券には、香港の公認取引所に上場している投資1,181百万米ドル（2014年：1,361百万米ドル）が含まれている。

16 デリバティブ

会計方針

デリバティブ

デリバティブは、株式、社債、金利、為替、信用スプレッド、コモディティおよび株価指数またはその他指数等の基礎項目の価格から価値を導き出す金融商品である。デリバティブは、公正価値で当初認識され、その後、公正価値で評価される。デリバティブの公正価値は、市場価格または評価手法を用いて入手される。デリバティブは、公正価値が正の場合は資産に、負の場合は負債に分類される。

組込デリバティブは、その経済的特徴およびリスクを非デリバティブである主契約のものと明確かつ密接に関連付けることができず、あるいは契約条件が独立のデリバティブの定義を満たし、かつ組み合わされた契約がトレーディング目的で保有されたり、公正価値評価の指定を受けていない場合に主契約から分離される。分離された組込デリバティブは公正価値で評価され、公正価値の変動は損益計算書に認識される。

異なる取引から生じるデリバティブ資産および負債は、注記32に記載された相殺基準を満たす場合に限り会計目的上相殺される。

ヘッジ会計の要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動から生じる損益は、「トレーディング純収益」に計上される。公正価値評価の指定を受けた金融商品に関連して管理されるデリバティブの損益は、経済的ヘッジの対象の損益と合わせて「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」に計上される。デリバティブが、HSBC発行の公正価値評価の指定を受けた負債証券と合わせて管理される場合、契約上の利息は発行済負債の未払利息と合わせて「支払利息」に計上される。

ヘッジ会計

HSBCはヘッジ関係に指定されたデリバティブを、(i) 認識資産または負債、もしくは確定契約の公正価値変動に対するヘッジ(「公正価値ヘッジ」)、() 認識資産または負債もしくは予定取引によって発生する可能性の高い将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジ(「キャッシュ・フロー・ヘッジ」)、あるいは() 在外営業活動体の純投資ヘッジ(「純投資ヘッジ」)のいずれかに分類している。

HSBCはヘッジの開始時点からヘッジ関係を正式に指定し、各ヘッジ関係を文書化している。この文書には、ヘッジを行う際のリスク管理目的や戦略が定められるとともに、具体的に特定されたヘッジ手段、ヘッジ対象または取引、ヘッジされるリスクの内容、およびヘッジの有効性の評価方法が定められる。ヘッジの有効性の評価に用いる方法はリスク管理戦略によって決まる。

ヘッジ会計の要件を満たすため、HSBCでは、ヘッジが開始時点およびヘッジ関係の有効期間にわたり継続的に極めて有効であることを必須としており、各ヘッジ関係にはヘッジ有効性の評価が遡及的かつ将来的に継続して適用される。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、適格なデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。

ヘッジ関係がヘッジ会計基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は中止され、ヘッジ対象の帳簿価額に対する累積調整額は再計算された実効金利に基づいて満期までの残存期間にわたり損益計算書に償却計上される。ただし、ヘッジ対象の認識が中止された場合は直ちに損益計算書に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、その他包括利益に認識される。公正価値の変動の非有効部分は、直ちに損益計算書の「トレーディング純収益」に認識される。

その他包括利益に認識された累積損益はヘッジ対象が損益に影響を及ぼす期間と同一の期間に損益計算書に振り替えられる。ヘッジされている予定取引により非金融資産または非金融負債を認識する結果となった場合、過年度にその他包括利益に認識されていた損益は、当該資産または負債の当初測定額に含まれる。

ヘッジ関係が終了した場合、その時点のその他包括利益に認識された累積損益は、予定取引が損益計算書に認識されるまで資本の部に引き続き計上される。予定取引が発生する見込みがなくなった場合は、過年度にその他包括利益に認識されていた累積損益は直ちに損益計算書に振り替えられる。

純投資ヘッジ

在外営業活動体の純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジ手段の有効部分の損益はその他包括利益に認識される。それ以外の公正価値の変動は直ちに損益計算書に認識される。過年度にその他包括利益に認識されていた損益は、在外営業活動体の処分または一部処分時に損益計算書に振り替えられる。

ヘッジ会計の適用が認められないデリバティブ

非適格ヘッジはヘッジ会計が適用されなかった資産および負債の経済的ヘッジとして締結されたデリバティブである。

HSBCが保有するデリバティブの契約商品種類別の公正価値

	資産			負債		
	トレーディ ング	ヘッジ	合計	トレーディ ング	ヘッジ	合計
	百万米ドル			百万米ドル		
為替	95,201	1,140	96,341	94,843	755	95,598
金利	277,496	1,658	279,154	267,609	3,758	271,367
株式	8,732	-	8,732	10,383	-	10,383
クレジット	6,961	-	6,961	6,884	-	6,884
コモディティおよびその他	3,148	-	3,148	2,699	-	2,699
公正価値総額	391,538	2,798	394,336	382,418	4,513	386,931
相殺（注記32）			(105,860)			(105,860)
2015年12月31日現在			288,476			281,071
為替	95,584	1,728	97,312	95,187	572	95,759
金利	471,379	1,864	473,243	463,456	4,696	468,152
株式	11,694	-	11,694	13,654	-	13,654
クレジット	9,340	-	9,340	10,061	-	10,061
コモディティおよびその他	3,884	-	3,884	3,508	-	3,508
公正価値総額	591,881	3,592	595,473	585,866	5,268	591,134
相殺（注記32）			(250,465)			(250,465)
2014年12月31日現在			345,008			340,669

2015年度におけるデリバティブ資産および負債の減少は主に、「ポートフォリオ圧縮」への取組みによるものであり、これにより対応する相殺額が減少した。

エイチエスピーシー・ホールディングスが保有する子会社とのデリバティブ取引の契約商品種類別の公正価値

	資産			負債		
	トレーディング	ヘッジ	合計	トレーディング	ヘッジ	合計
	百万米ドル			百万米ドル		
為替	390	-	390	2,065	213	2,278
金利	1,600	477	2,077	-	-	-
2015年12月31日現在	1,990	477	2,467	2,065	213	2,278
為替	680	-	680	1,066	103	1,169
金利	1,607	484	2,091	-	-	-
2014年12月31日現在	2,287	484	2,771	1,066	103	1,169

デリバティブの利用

デリバティブの利用に関する詳細については、171ページ（訳注：原文のページ数である）の市場リスクを参照のこと。

トレーディング・デリバティブ

HSBCのデリバティブ取引の大部分は販売およびトレーディング活動に関連している。販売活動は、顧客が既存のリスクまたは予想されるリスクの引受け、移転、変更または軽減ができるようなデリバティブ商品の組成および販売を含む。トレーディング活動には、値付けおよびリスク管理が含まれる。値付けは、スプレッドおよび取引高に基づき収益を生み出す目的で別の市場参加者に対して価格を提示するものである。リスク管理活動は、顧客の利益を確保することを主な目的として、顧客の取引から生じるリスクを管理するために行われる。トレーディング目的保有に分類されているその他デリバティブには、非適格ヘッジ・デリバティブが含まれる。

子会社と締結された実質的にすべてのエイチエスピーシー・ホールディングスのデリバティブは、公正価値評価の指定を受けた金融負債と合わせて管理される。

トレーディング目的保有デリバティブの想定契約額は、期末日における取引残高の名目価値を示すものであり、リスクの金額を表すものではない。

トレーディング目的保有デリバティブの商品種類別の想定契約額

	HSBC		エイチエスビーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
為替	5,658,030	5,548,075	19,036	15,595
金利	14,462,113	22,047,278	10,150	8,650
株式	501,834	568,932	-	-
クレジット	463,344	550,197	-	-
コモディティおよびその他	51,683	77,565	-	-
12月31日現在	21,137,004	28,792,047	29,186	24,245

クレジット・デリバティブ

HSBCは、主要なディーリング業務を通じてクレジット・デリバティブ取引を行っており、顧客のためにリスク管理商品を作ることを目的として取引を組成すること、または特定の商品の値付けを行うことにより幅広い利用者の主たる契約相手方となっている。リスクは通常、相殺されるクレジット・デリバティブ契約を他の契約相手方と締結することによって管理されている。

HSBCは、関連する信用エクスポージャーを当該契約相手方の全体的な与信限度枠に含めることによりクレジット・デリバティブ・プロテクションの売買から生じる信用リスクを管理している。クレジット・デリバティブ取引は、商品に内在する信用リスクを効果的に管理するための管理インフラストラクチャーおよび市場に関する知識を有する主要なセンター内の少数の事業所に制限されている。

クレジット・デリバティブはまた、当グループの貸付金ポートフォリオについても限定的に活用されている。クレジット・デリバティブの想定契約額463十億米ドル（2014年：550十億米ドル）は、購入したプロテクション237十億米ドル（2014年：272十億米ドル）および売却したプロテクション226十億米ドル（2014年：278十億米ドル）で構成されている。クレジット・デリバティブ事業は、211ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている市場リスク管理の枠組みの範囲内で行われる。

観察不能なインプットを用いるモデルにより評価されるデリバティブ

当初認識時の公正価値（取引価格）と、その後の測定に用いられた評価手法が当初認識時に適用された場合の価値との差額から、その後の減少額を控除した金額は以下のとおりである。

重要な観察不能なインプットを用いるモデルにより評価されるデリバティブの未償却残高

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
1月1日現在の未償却残高	114	167
新規取引に関する繰延額	196	177
当事業年度中の損益計算書認識額：	(207)	(234)
- 償却	(121)	(114)
- その後、観察不能なインプットが観察可能となったもの	(2)	(13)
- 満期、解約またはデリバティブの相殺	(84)	(107)
- ヘッジされたリスク	-	-
換算差額	(6)	4
12月31日現在の未償却残高 ¹	97	114

1 この金額は未だ連結損益計算書には認識されていない。

ヘッジ会計が適用されるデリバティブ

HSBCは、自社の資産および負債ポートフォリオならびに組成ポジションの管理において、ヘッジ目的でデリバティブ（主に金利スワップ）を利用している。その結果により、HSBCは、債券発行市場へのアクセスについての当グループの総合的なコストを最適化すること、資産・負債の満期やその他の特性の構造上の不均衡から生じる市場リスクを緩和することが可能になっている。

ヘッジ会計関係の要件を満たすものとして指定されたデリバティブの想定契約額は、期末日における取引残高の名目価値を示すものであり、リスクの金額を表すものではない。

ヘッジ会計関係の要件を満たすものとして指定されたデリバティブの商品種類別の想定契約額

	HSBC				エイチエスビーシー・ホールディングス	
	2015年		2014年		2015年	2014年
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	公正価値ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ	公正価値ヘッジ	公正価値ヘッジ	公正価値ヘッジ
	百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル	百万米ドル
為替	32,128	196	25,340	-	1,120	1,120
金利	107,796	105,127	190,902	90,338	5,132	5,477
12月31日現在	139,924	105,323	216,242	90,338	6,252	6,597

公正価値ヘッジ

HSBCの公正価値ヘッジは主に金利スワップを使用するものであり、市場金利の変動による固定金利長期金融商品の公正価値の変動を抑えるために利用されている。

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値

	2015年		2014年	
	資産	負債	資産	負債
	百万米ドル		百万米ドル	
HSBC				
為替	2	-	-	-
金利	672	3,395	387	4,012
12月31日現在	674	3,395	387	4,012
エイチエスビーシー・ホールディングス				
為替	-	213	-	103
金利	477	-	484	-
12月31日現在	477	213	484	103

公正価値ヘッジにより生じる利益または損失

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
HSBC			
利益/(損失)：			
- ヘッジ手段	40	(2,542)	1,997
- ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象	(51)	2,561	(1,932)
12月31日に終了した事業年度	(11)	19	65
エイチエスピーシー・ホールディングス			
利益/(損失)：			
- ヘッジ手段	(4)	423	14
- ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象	6	(422)	(21)
12月31日に終了した事業年度	2	1	(7)

キャッシュ・フロー・ヘッジ

HSBCのキャッシュ・フロー・ヘッジは主に金利スワップ、先物および通貨スワップを使用するものであり、変動金利の付されたもの、または将来に借換えもしくは再投資が想定されている非トレーディング資産および負債の金利からの将来キャッシュ・フローの変動リスクをヘッジするために使用されている。金融資産および負債の各ポートフォリオについて、元本および金利からの将来キャッシュ・フローの金額およびタイミングが、契約条件や、期限前返済および債務不履行の見積りを含むその他関連要因に基づき予測されている。一定期間にわたるすべてのポートフォリオからの元本残高および金利キャッシュ・フローの総額をもとに、予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に係る利益および損失が特定される。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値

	2015年		2014年	
	資産	負債	資産	負債
	百万米ドル		百万米ドル	
為替	1,027	748	1,673	572
金利	986	363	1,477	684
12月31日現在	2,013	1,111	3,150	1,256

金利キャッシュ・フローを生じさせる見込みの予想元本残高

	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超
	百万米ドル			
純資金収入/(支出)エクスポージャー				
資産	94,256	93,528	62,664	971
負債	(16,241)	(17,179)	(11,681)	(3,326)
2015年12月31日現在	78,015	76,349	50,983	(2,355)
純資金収入/(支出)エクスポージャー				
資産	131,694	122,728	79,529	959
負債	(60,814)	(46,582)	(36,371)	(8,169)
2014年12月31日現在	70,880	76,146	43,158	(7,210)

この表は基礎となるヘッジ対象の金利更改プロファイルを反映している。

2015年12月31日に終了した事業年度において、15百万米ドルの利益（2014年：34百万米ドルの利益、2013年：22百万米ドルの利益）がヘッジの非有効部分に関して認識された。

在外営業活動体の純投資ヘッジ

当グループは特定の連結純投資についてヘッジ会計を適用している。先物為替予約を用いて、または外貨建て借入による資金調達によってヘッジを行っている。

2015年12月31日現在、在外営業活動体の純投資ヘッジとして指定された金融商品残高の公正価値は、資産111百万米ドル（2014年：55百万米ドル）および負債12百万米ドル（2014年：1百万米ドル）ならびに想定契約価額4,210百万米ドル（2014年：3,525百万米ドル）であった。

2015年12月31日に終了した事業年度において、「トレーディング純収益」に認識された非有効部分はゼロであった（2014年および2013年：ゼロ）。

17 金融投資

会計方針

継続的な保有が意図されている短期国債、負債証券および持分証券で、公正価値評価の指定を受けていないものは、売却可能または満期保有目的に分類される。これらは取引日、すなわちHSBCが当該金融商品の購入に関する契約を締結した日に認識され、一般的に当該有価証券が売却された場合または償還された場合に認識が中止される。

- () 売却可能金融資産は、当初は、公正価値に直接および増分取引費用を加えた金額で評価される。その後、公正価値による再評価が行われ、公正価値の変動は当該資産が売却されるか減損するまでその他包括利益に認識される。売却可能金融資産が売却された場合は、過年度にその他包括利益に認識されていた損益の累計額は「金融投資による純収益」として損益計算書に認識される。

受取利息は、負債証券の見積有効期間にわたり認識される。満期のある負債証券を購入することにより発生するプレミアムやディスカウントは金利の認識額に含められる。持分証券からの配当金は、受け取る権利が確立した時点で損益計算書に認識される。

- () 満期保有目的投資は、HSBCが満期まで保有する積極的な意図および能力を有し、固定または確定的な支払および固定満期がある非デリバティブ金融資産である。満期保有目的投資は、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初は認識され、その後、償却原価で測定され、減損が控除される。

売却可能証券の減損に関する会計方針は、注記1に記載されている。

売却可能金融資産は、当該資産の管理方法の変更のため、これらの資産を満期まで保有する意図または能力に変更が生じた場合、満期保有目的に再分類される。再分類の公正価値は、新しい償却原価となり、資産は、その後公正価値ではなく償却原価で計上される。

金融投資

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
金融投資：		
- 契約相手方により再担保または再売却されない投資	420,905	380,419
- 契約相手方により再担保または再売却される可能性のある投資	8,050	35,048
12月31日現在	428,955	415,467

金融投資の帳簿価額および公正価値

	2015年		2014年	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万米ドル		百万米ドル	
短期国債およびその他適格債券	104,551	104,551	81,517	81,517
- 売却可能	104,551	104,551	81,517	81,517
負債証券	318,569	319,725	323,256	324,668
- 売却可能	274,467	274,467	285,505	285,505
- 満期保有	44,102	45,258	37,751	39,163
持分証券	5,835	5,835	10,694	10,694
- 売却可能	5,835	5,835	10,694	10,694
12月31日現在	428,955	430,111	415,467	416,879

金融投資の償却原価および公正価値

	償却原価 ¹	公正価値 ²
	百万米ドル	
米国財務省証券	61,585	61,779
米国政府機関債 ³	22,910	22,843
米国政府支援機関債 ³	10,365	10,627
英国国債	27,250	27,316
香港政府債	53,676	53,674
その他の国債	141,329	143,370
アセット・バック証券 ⁴	14,239	13,375
社債およびその他の証券	89,860	91,292
株式	4,057	5,835
2015年12月31日現在	425,271	430,111
米国財務省証券	33,931	34,745
米国政府機関債 ³	18,326	18,516
米国政府支援機関債 ³	9,339	9,761
英国国債	28,680	29,758
香港政府債	43,573	43,574
その他の国債	159,846	163,402
アセット・バック証券 ⁴	20,911	19,177
社債およびその他の証券	84,387	87,252
株式	7,421	10,694
2014年12月31日現在	406,414	416,879
米国財務省証券	50,369	50,421
米国政府機関債 ³	19,211	18,771
米国政府支援機関債 ³	5,263	5,445
英国国債	23,565	23,580
香港政府債	49,570	49,579
その他の国債	153,619	156,208
アセット・バック証券 ⁴	25,961	24,115
社債およびその他の証券	87,469	88,999
株式	8,081	9,140
2013年12月31日現在	423,108	426,258

- 金融投資の償却原価または取得原価を示している。
- 「公正価値」の数値は、銀行およびその他の金融機関が発行した負債証券61十億米ドル（2014年：54十億米ドル、2013年：55十億米ドル）を含み、そのうち18十億米ドル（2014年：9十億米ドル、2013年：9十億米ドル）はさまざまな政府機関により保証されている。
- 米国政府が発行した明示的な保証を受けている証券を含む。
- 米国政府機関債および政府支援機関債に含まれるアセット・バック証券は除外されている。

上場金融投資および非上場金融投資

	売却可能 短期国債 およびその他 適格債券	売却可能 負債証券	満期保有目的 負債証券	売却可能 持分証券	合計
	百万米ドル				
帳簿価額					
上場 ¹	6,151	170,271	9,565	842	186,829
非上場 ²	98,400	104,196	34,537	4,993	242,126
2015年12月31日現在	104,551	274,467	44,102	5,835	428,955
帳簿価額					
上場 ¹	4,101	168,879	6,037	5,928	184,945
非上場 ²	77,416	116,626	31,714	4,766	230,522
2014年12月31日現在	81,517	285,505	37,751	10,694	415,467

1 2015年12月31日現在、満期保有目的の上場負債証券の公正価値は10十億米ドル（2014年：6十億米ドル）であった。上場投資有価証券には、香港の公認証券取引所に上場している投資有価証券5十億米ドル（2014年：4十億米ドル）が含まれている。

2 非上場の売却可能短期国債およびその他適格債券は、主に取引所に上場していないが流動性のある市場が存在する短期国債で構成されている。

負債証券への投資の満期別の帳簿価額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内 百万米ドル	10年超	合計
売却可能	61,664	131,023	42,140	39,640	274,467
満期保有	2,428	10,242	8,881	22,551	44,102
2015年12月31日現在	64,092	141,265	51,021	62,191	318,569
売却可能	68,344	134,815	44,938	37,408	285,505
満期保有	1,396	9,622	7,087	19,646	37,751
2014年12月31日現在	69,740	144,437	52,025	57,054	323,256

投資負債証券の契約期間および加重平均利回り

	1年以内		1年超 5年以内		5年超10年以内		10年超	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
	百万 米ドル	%	百万 米ドル	%	百万 米ドル	%	百万 米ドル	%
売却可能								
米国財務省証券	9,316	0.5	20,352	1.2	12,805	2.1	3,594	3.3
米国政府機関債	-	-	6	4.2	33	3.9	13,575	2.5
米国政府支援機関債	8	5.3	3,029	3.0	911	2.2	1,716	3.0
英国国債	2,479	1.7	8,005	1.3	8,518	1.4	1,215	0.1
香港政府債	674	0.5	1,408	1.1	-	-	-	-
その他の国債	37,197	2.0	60,899	2.4	10,312	2.9	2,543	3.0
アセット・バック証券	18	1.4	657	1.4	2,530	1.3	11,027	1.3
社債およびその他の証券	12,285	1.5	35,210	1.4	5,937	1.9	6,287	3.0
償却原価合計	61,977		129,566		41,046		39,957	
- 2015年12月31日現在								
帳簿価額合計	61,664		131,023		42,140		39,640	

満期保有

米国財務省証券	2	0.9	76	4.9	46	4.8	119	4.2
米国政府機関債	-	-	13	1.4	30	4.0	9,254	2.4
米国政府支援機関債	-	-	112	1.3	597	2.7	3,991	2.9
香港政府債	4	0.7	44	1.4	16	1.8	9	1.4
その他の国債	59	5.5	217	4.7	184	5.3	725	4.6
アセット・バック証券	-	-	-	-	-	-	7	6.5
社債およびその他の証券	2,363	3.0	9,780	3.5	8,008	3.7	8,446	4.1
償却原価合計	2,428		10,242		8,881		22,551	
- 2015年12月31日現在								
帳簿価額合計	2,428		10,242		8,881		22,551	

アセット・バック証券の満期分布は、契約上の満期日に基づいて上表に示されている。各契約期間の範囲の加重平均利回りは、2015年12月31日に終了した事業年度の年換算された受取利息を同日現在の売却可能負債証券の帳簿価額で割ることによって算出されている。当該利回りには関連するデリバティブの影響は含まれていない。

18 負債の担保として差し入れた資産、資産の譲渡および資産の担保として受け入れた担保

負債の担保として供された金融資産

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
短期国債およびその他の適格証券	5,941	5,170
銀行に対する貸付金	15,582	17,294
顧客に対する貸付金	88,927	77,960
負債証券	69,470	138,991
持分証券	4,644	11,373
その他	213	6,079
12月31日現在の担保資産	184,777	256,867

上表は、負債を担保するための法的な契約上の担保権が付された資産を示している。合計金額は、例えば、発行された負債に法定の超過担保を加算した金額が、関連する資産プールにおいて資金調達または担保として利用可能な金融資産の帳簿価額より小さくなる証券化やカバードボンドの場合など、資金調達または負債保証のための担保として利用されている資産の帳簿価額より大きい場合がある。また、金融資産が保管会社または決済機関に預けられ、これらの会社が決済口座の負債を担保するためにこれらの金融資産すべてに変動手数料を課している場合も当てはまる。

これらの取引は、担保が設定されている取引（関連する場合には標準的な証券貸付業務や買戻契約、デリバティブに係る証拠金取引を含む）で一般的な通常の取引条件に基づいて行われている。HSBCはデリバティブ取引に関連して現金担保と非現金担保の両方を差し入れている。

資産の譲渡

会計基準

金融資産の認識の中止

金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利が失効した場合、あるいはHSBCが金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利を移転し、さらに以下のいずれかに該当している場合に金融資産の認識は中止される。

- ・ 所有に伴うリスクと経済的便益の大半を他に移転した場合、または
- ・ HSBCがリスクと経済的便益の大半を維持することも移転することもないが、支配を維持していない場合

上記に表示された金融資産には、第三者に移転されたが認識の中止が認められない金額、特に、買戻契約で取引相手先に担保として保有される負債証券および証券貸付契約で貸し付けられた持分証券が含まれる。これらの取引の実体は担保付借入のため、担保資産は引き続きすべてが認識される。また、譲渡資産を将来の一定の日にあらかじめ決められた価格で再購入する当グループの債務を反映する関連負債も貸借対照表に認識される。これらの取引の結果、当グループは譲渡資産を取引期間の間、利用、売却または担保とすることができない。当グループはこれらの担保商品の金利リスクおよび信用リスクに引き続きさらされる。相手方の遡求は譲渡資産に限定されない。

全部の認識の中止に適格でない譲渡された金融資産および関連負債

	譲渡前の 資産の 帳簿価額	譲渡 資産の 帳簿価額	関連 負債の 帳簿価額	譲渡 資産の 公正価値	関連 負債の 公正価値	正味 ポジション
百万米ドル						
2015年12月31日						
買戻契約		36,153	35,913			
証券貸付契約		5,275	5,704			
その他の売却（譲渡資産への遡求のみ）		2,717	2,768	2,720	2,726	(6)
継続関与の範囲で認識された証券化	17,427	5	2	5	2	3
2014年12月31日						
買戻契約		78,541	79,141			
証券貸付契約		13,177	10,643			
その他の売却（譲渡資産への遡求のみ）		3,775	4,049	4,007	4,018	(11)
継続関与の範囲で認識された証券化	17,427	11	5	11	5	6

資産の担保として受け入れた担保

債務不履行がなくてもHSBCに売却または再担保が認められている、リバース・レポ、有価証券借入取引およびデリバティブに係る証拠金取引に伴う受入担保資産の公正価値は、222,065百万米ドル（2014年：269,019百万米ドル）である。売却または再担保を行った担保の公正価値は、139,532百万米ドル（2014年：163,342百万米ドル）である。HSBCは、同等の証券を返還する義務がある。

これらの取引は、標準的な有価証券借入業務、売戻条件付買入業務およびデリバティブに係る証拠金取引業務で一般的な通常の取引条件に基づいて行われている。

19 関連会社および合併事業における持分

会計方針

HSBCが1つ以上の当事者と、経済活動を行うために共同支配の取決めを締結している投資は、合併事業として分類されている。HSBCが重要な影響力を有する事業体への投資で、子会社(注記21)にも合併事業にも該当しないものを、関連会社として分類している。

関連会社および合併事業への投資は、持分法で認識されている。持分法のもとでは、これらの投資を当初は関連するのれんを含む取得原価で計上し、その後に純資産に対するHSBCの持分の取得後の変動を調整している。のれんは、合併事業および関連会社の持分の取得による投資原価が関連会社または合併事業の識別可能資産および負債の正味公正価値のHSBCの持分を上回る場合に生じる。

関連会社および合併事業への投資は、投資の減損可能性の兆候がある場合に減損テストを行う。合併事業および関連会社の持分の取得により生じるのれんの個別減損テストは行われない。

HSBCと関連会社および合併事業との取引に関する利益は、これらの関連会社または合併事業に対するHSBCの持分に基づいて消去されている。損失についても、譲渡された資産が減損しているという証拠がない限り、関連会社または合併事業に対するHSBCの持分に基づいて消去される。

重要な会計上の見積りおよび判断

関連会社における持分の減損

減損テストは使用価値の決定、特に投資の継続保有により生じるキャッシュ・フローの現在価値の見積りにおいて重要な判断を伴う。

最も重要な判断は、交通銀行(「BoCom」)への投資の減損テストに関連するものである。BoComの使用価値の見積りに用いられた主要な仮定、使用価値の計算に使用した異なる仮定に対する感応度および使用価値のうち帳簿価額を超過する部分(「余裕分」)をゼロまで減少させる主要な仮定の変更を示す感応度分析は、以下に記載されている。

関連会社

2015年12月31日現在のHSBCの関連会社における持分の帳簿価額は、18,900百万米ドル(2014年:17,940百万米ドル)であった。

HSBCの主要な関連会社

	2015年		2014年	
	帳簿価額	公正価値 ¹	帳簿価額	公正価値 ¹
	百万米ドル		百万米ドル	
上場				
交通銀行	15,344	9,940	14,590	13,140
ザ・サウジ・ブリティッシュ・バンク	3,021	3,957	2,811	6,220
12月31日現在	18,365	13,897	17,401	19,360

1 主要な関連会社は、公認証券取引所に上場されている。その公正価値は、保有する株式の市場価格を基礎としている（公正価値ヒエラルキーのレベル1）。

2015年12月31日現在				
設立国および 主たる事業所	主な活動	株主資本に おけるエイチ エスピーシーの		発行済株主資本
		持分		
交通銀行	PRC ¹	バンキング・サービス	19.03%	74,263百万 人民元
ザ・サウジ・ブリティッシュ・バンク	サウジアラビア	バンキング・サービス	40.00%	15,000百万 サウジアラビア ・リヤル

1 中華人民共和国

2006年会社法第409条により要求されているすべてのHSBCの関連会社および合併事業に関する詳細情報は、468ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。

HSBCが保有する関連会社における持分のうち、15,344百万米ドル（2014年：14,590百万米ドル）は、香港に上場している。

交通銀行

HSBCは2004年8月以降、BoComへの投資を持分法で会計処理している。HSBCのBoComに対する重要な影響力は取締役会への参加により確立し、また技術協力および交換制度に従って、HSBCは財務および業務方針の維持を支援しており、この過程を支援するために多くの従業員が出向している。

減損テスト

2015年12月31日現在、HSBCのBoComへの投資の公正価値は、2013年の短期間および2015年上半期の一時的な期間を除き、約44ヶ月間帳簿価額を下回っていた。その結果、当グループは、BoComへの投資の帳簿価額に対して減損テストを実施した。当該テストにより、2015年12月31日現在の減損はなかったことが確認された。

	2015年12月31日現在			2014年12月31日現在		
	使用価値	帳簿価額	公正価値	使用価値	帳簿価額	公正価値
	十億米ドル					
交通銀行	17.0	15.3	9.9	15.7	14.6	13.1

回収可能価額の基準

減損テストは、使用価値（「VIU」）計算で決定されたBoComの回収可能価額と帳簿価額を比較することにより行われた。VIUの計算には、経営陣の利益の見積りに基づく割引キャッシュ・フロー予測が用いられた。短期から中期以降のキャッシュ・フローは、長期成長率を永続的に適用して推定された。みなし資本維持費用（「CMC」）は、予測される規制上の資本要件を反映するよう算定され、予測キャッシュ・フローからの控除項目として計算されている。CMC計算に用いる主なインプットには、資産成長の見積り、リスク加重資産の総資産に対する割合、および予測される資本規制要件が含まれる。BoComの将来キャッシュ・フローを見積る際には経営陣の判断が要求される。

VIUの計算における主要な仮定

長期成長率：2018年以降の成長率は5%（2014年：5%）であり、中国の予想GDP成長率を超えないものとする。

長期資産成長率：2018年以降の成長率は4%（2014年：4%）であり、この率は利益の長期予想成長率5%の実現に必要とされる成長率である。

割引率：市場データを使用した資本資産価格モデル（「CAPM」）の計算をBoComに適用することで得られた値の幅から、割引率13%（2014年：13%）を導き出した。経営陣は、CAPMで得た割引率と外部の情報源から入手した割引率およびHSBCが中国本土の投資を評価する際の適用割引率を比較することによりこれを補足する。適用された割引率は、CAPMおよび外部の情報源によって示された10.1%から14.2%（2014年：11.4%から14.2%）の範囲内にある。

顧客に対する貸付金に対する貸倒損失の割合：適用する割合は、短期から中期においては0.71%から0.78%（2014年：0.73%から1%）の範囲であり、外部のアナリストが公開している予測を基礎としている。長期の割合は、過去の実績率である0.65%（2014年：0.65%）より若干高めの0.70%で横ばい状態になると推定される。

リスク加重資産の総資産に対する割合：使用した割合は、すべての予測期間を通じて67%(2014年：短期から中期において70%から72%、長期において70%)である。この割合は外部のアナリストが公開している予測と整合している。

収益に対する費用の割合：使用した割合は、短期から中期において41%(2014年：40.0%から42.4%までの範囲)であった。この割合は、外部のアナリストが公開している短期から中期の予測割合である40.3%から40.7%(2014年：37.2%から44.5%)に合致していた。

合理的に起こり得る仮定の変更による影響を確認するために、それぞれの主要な仮定について感応度分析を行った。VIUの計算に単独で用いられた以下の主要な各仮定の変更を適用することにより、余裕分はゼロになると推定される。

主要な仮定	余裕分をゼロまで減少させるための主要な仮定の変更
・ 長期成長率	・ 62ベースポイントの減少
・ 長期資産成長率	・ 62ベースポイントの増加
・ 割引率	・ 82ベースポイントの増加
・ 顧客に対する貸付金に対する貸倒損失の割合	・ 13ベースポイントの増加
・ リスク加重資産の総資産に対する割合	・ 5.4%の増加
・ 収益に対する費用の割合	・ 2.8%の増加

以下の表は、主要な仮定に対して合理的に起こり得る変動のVIUへの影響を示している。これは、主要な各仮定に対するVIU単独の感応度を表しているが、複数の有利および/または不利な変動が同時に生じる可能性がある。

	有利な変動		現行モデル	不利な変動	
	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル	十億米ドル
2015年12月31日現在					
帳簿価額：15.3十億米ドル					
長期成長率	+100bps		5%	-210bps	
VIU	20.3		17.0	12.3	
VIUの増加/(減少)	3.2			(4.7)	
長期資産成長率	-50bps		4%	+100bps	
VIU	18.2		17.0	14.3	
VIUの増加/(減少)	1.2			(2.8)	
割引率	-150bps		13%	+110bps	
VIU	21.2		17.0	14.9	
VIUの増加/(減少)	4.2			(2.1)	
			2015年から2018年：		
顧客に対する貸付金に対する			0.71%から0.78%		2015年から2018年：0.85%
貸倒損失の割合	全期70bps		2019年以降：0.70%		2019年以降：0.75%
VIU	17.2		17.0		16.4
VIUの増加/(減少)	0.1				(0.7)
リスク加重資産の総資産に対する					
割合	-350bps		全期67%		+10bps
VIU	18.2		17.0		17.0
VIUの増加/(減少)	1.2				(0.0)
収益に対する費用の割合	-250bps		全期41%		+120bps
VIU	18.5		17.0		16.35
VIUの増加/(減少)	1.5				(0.7)
2014年12月31日現在					
帳簿価額：14.6十億米ドル					
長期成長率	+50bps	+100bps	5%	-50bps	-100bps
VIU	17.0	18.6	15.7	14.5	13.4
VIUの増加/(減少)	1.3	2.9		(1.2)	(2.3)
割引率	-50bps	-100bps	13%	+50bps	+100bps
VIU	16.8	18.1	15.7	14.7	13.9
VIUの増加/(減少)	1.1	2.4		(1.0)	(1.8)
			2014年から2018年：		
顧客に対する貸付金に対する			0.73%から1%		2014年から2018年：1%
貸倒損失の割合	全期0.65%		2019年以降：0.65%		2019年以降：0.65%
VIU	16.2		15.7		14.9
VIUの増加/(減少)	0.5				(0.8)
リスク加重資産の総資産に対する			2014年から2018年：		
割合	-100bps	-200bps	70%から72%		+100bps
			2019年以降：70.0%		+200bps
VIU	16.0	16.3	15.7		15.1
VIUの増加/(減少)	0.3	0.6			(0.3)
			2014年から2018年：		
収益に対する費用の割合	-50bps	-100bps	40.0%から42.4%		+50bps
			2019年以降：42.4%		+100bps
VIU	16.0	16.3	15.7		15.1
VIUの増加/(減少)	0.3	0.6			(0.3)
			(0.6)		

外部のアナリストが公開している予測を踏まえ、経営陣は合理的に起こり得るVIUの範囲を12.4十億米ドルから22.7十億米ドルと見積っている。

BoComの主要な財務情報

BoComの法定会計基準日は12月31日である。2015年12月31日に終了した事業年度において、HSBCは、2015年9月30日までの12ヶ月間について作成された財務諸表に基づいて、当該関連会社の経営成績を含めた。この経営成績には、その後の2015年10月1日から2015年12月31日までの期間に生じた、経営成績に重要な影響を及ぼした変動が考慮されている。

BoComの主要な貸借対照表項目

	9月30日現在	
	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
現金および中央銀行預け金	144,702	150,306
銀行およびその他の金融機関に対する貸付金	110,915	79,960
顧客に対する貸付金	560,503	547,706
その他金融資産	244,722	178,883
その他資産	49,246	45,140
資産合計	1,110,088	1,001,995
銀行およびその他の金融機関からの預金	261,211	209,935
顧客からの預金	691,959	663,745
その他金融負債	46,932	28,860
その他負債	29,329	25,361
負債合計	1,029,431	927,901
資本合計	80,657	74,094

BoComの株主資本合計から12月31日現在のHSBCの連結財務諸表上の帳簿価額への調整

	9月30日現在	
	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
株主資本合計のHSBCの持分	14,824	14,040
加算：のれんおよびその他無形資産	520	550
帳簿価額	15,344	14,590

BoComの主要な損益計算書項目

	9月30日に終了した12ヶ月	
	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
正味受取利息	22,397	22,030
正味受取手数料	5,432	4,792
貸倒損失	(3,772)	(3,509)
減価償却および償却費	(1,012)	(920)
法人税費用	(2,976)	(3,102)
当期純利益	10,634	10,626
その他包括利益	377	217
包括利益合計	11,011	10,843
BoComからの受取配当金	624	597

BoCom以外のすべての関連会社に係る要約財務情報の集計

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
帳簿価額	3,556	3,350
HSBCの持分：		
- 資産合計	21,645	20,099
- 負債合計	18,166	16,837
- 収益	821	801
- 継続事業からの損益	508	519
- その他包括利益	-	2
- 包括利益合計	508	521

合併事業

2015年12月31日現在のHSBCの合併事業における持分の帳簿価額は、239百万米ドル（2014年：241百万米ドル）であった。

関連会社および合併事業

2015年12月31日に終了した事業年度における関連会社および合併事業における法人税費用のHSBCの持分は、575百万米ドル（2014年：600百万米ドル）であった。この費用は、損益計算書における「関連会社および合併事業における利益持分」に含められている。

関連会社および合併事業における持分の変動

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
1月1日現在	18,181	16,640
増加	3	30
処分	(8)	(133)
損益に対する持分	2,556	2,532
配当金	(879)	(757)
換算差額	(718)	(212)
関連会社および合併事業におけるその他包括利益持分	(9)	78
その他の変動額	13	3
12月31日現在 ¹	19,139	18,181

1 のれん593百万米ドル（2014年：621百万米ドル）を含む。

[次へ](#)

20 のれんおよび無形資産

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
のれん	16,294	19,169
有効な長期保険契約の現在価値	5,685	5,307
その他の無形資産	2,626	3,101
12月31日現在	24,605	27,577

のれん

会計方針

のれんは、子会社の取得により譲渡対価および非支配持分の公正価値、および従前より保有していた被取得企業の株式持分の公正価値の総額が、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の金額を上回る場合に生じる。取得した識別可能な資産および負債の金額がそれらの金額を上回っている場合は、差額が損益計算書に直ちに認識される。

のれんは、減損テストを行うために、現金生成単位（「CGU」）に配分される。減損テストは、内部管理目的でのれんがモニターされる最小単位を対象に実施される。HSBCのCGUはグローバル事業別に細分化された地域に基づいている。減損テストは少なくとも年に一度、またCGUに減損の兆候があればいつでも、CGUからの回収可能価額を帳簿価額と比較することにより行われている。CGUの帳簿価額は関連するのれんを含む各CGUの資産および負債に基づく。CGUの回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のうち、いずれか高い方の金額である。使用価値（「VIU」）は、CGUからの予想将来キャッシュ・フローの現在価値である。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、損益計算書に減損損失が計上される。のれんは減損損失累計額控除後の取得原価で貸借対照表に表示される。

処分グループが、のれんが配分されているCGUである、または当該CGU内の事業である場合、処分グループにのれんが含まれる。処分グループに含まれるのれんの金額は、処分される事業とCGUの留保される部分との相対的価値に基づいて測定される。

事業の処分日に、関連するのれんは純資産に対するHSBCの持分として処分時の損益の算定に含まれる。

重要な会計上の見積りおよび判断

のれんの減損

のれんの減損の再評価は、CGUの将来キャッシュ・フローおよび当該キャッシュ・フローの割引に用いられた利率の両方に関する経営陣の最善の見積りを反映し、それぞれ以下のような不確実な要素の影響を受ける。

- ・ CGUの将来キャッシュ・フローは、詳細な予測が可能な期間の見積キャッシュ・フローの影響を受ける。また、その後の長期的かつ持続可能なキャッシュ・フローのパターンに関する仮定の影響を受ける。予測値は、実績や検証可能な経済データと比較されるが、予測値には、評価時の将来の事業見通しに関する経営陣の見解が反映される。
- ・ 将来予想キャッシュ・フローを割り引くために使用される利率は、個別のCGUに割り当てられる資本コストに基づいており、CGUの評価に重大な影響を及ぼす可能性がある。資本コストの比率は通常、CAPMによって導き出され、このモデルは該当する国のリスク・フリー金利や評価対象である事業のリスクを反映するためのプレミアムを含むさまざまな財務・経済変数を反映するインプットを組み入れている。

これらの変数は経営陣の管理の及ばない外部の市場金利および経済状況の変動にさらされており、不確実性の影響を受け、また重要な判断を行うことが求められる。

予想キャッシュ・フローの正確性は、不安定な市況における高い不確実性に左右される。このような状況において経営陣は、減損の兆候がある場合、のれんの減損に関する再テストを年に一度以上行い、キャッシュ・フロー予測の基礎となる仮定に現在の市況および将来の事業見通しに関する経営陣の最善の見積りが確実に反映されるようにしている。

のれんの変動分析

	欧州	アジア	MENA	北米	中南米	合計
	百万米ドル					
総額						
2015年 1 月 1 日現在	13,207	1,009	54	7,815	3,007	25,092
換算差額	(1,237)	(73)	(4)	4	(300)	(1,610)
売却目的への組替 ¹	-	-	-	-	(1,319)	(1,319)
その他	1	59	(5)	(30)	(1)	24
2015年12月31日現在	11,971	995	45	7,789	1,387	22,187
減損累計額						
2015年 1 月 1 日現在	-	-	-	(5,923)	-	(5,923)
その他	-	-	-	30	-	30
2015年12月31日現在	-	-	-	(5,893)	-	(5,893)
2015年12月31日現在の 正味帳簿価額	11,971	995	45	1,896	1,387	16,294
総額						
2014年 1 月 1 日現在	14,977	1,016	55	7,861	3,241	27,150
処分	(168)	-	-	-	-	(168)
換算差額	(1,594)	(30)	(1)	1	(240)	(1,864)
売却目的への組替	(8)	-	-	-	24	16
その他	-	23	-	(47)	(18)	(42)
2014年12月31日現在	13,207	1,009	54	7,815	3,007	25,092
減損累計額						
2014年 1 月 1 日現在	-	-	-	(5,971)	-	(5,971)
換算差額	-	-	-	1	-	1
その他	-	-	-	47	-	47
2014年12月31日現在	-	-	-	(5,923)	-	(5,923)
2014年12月31日現在の 正味帳簿価額	13,207	1,009	54	1,892	3,007	19,169

- 1 2015年度において、ブラジル事業を売却する意思決定がなされたことに伴い、のれん13十億米ドルが売却目的に再分類された。のれんは、中南米の現金生成単位に対するブラジル事業の相対的な帳簿価額に基づいて配分されている。詳細は注記23を参照。

減損テスト

各現金生成単位（「CGU」）に配分されたのれんに関するHSBCの減損テストは、毎年7月1日現在に実施される。減損の兆候の有無は以後の各四半期末に再検討されるが、2015年12月31日現在、この再検討の結果、2つのCGUに減損の兆候があると判断された。これら2つのCGUは7月1日の年次テストにおいて慎重な観察を要すると認識されたものである。したがって、2015年12月31日現在のグローバル・プライベート・バンキング - 欧州およびグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 北米について減損テストを実施した。のれんの残高、主要な仮定およびこのテストの結果は以下に開示されている。その他すべてのCGUについては、7月1日に実施した年次テストが最新の減損テストであり、開示内容は7月1日現在のものである。7月1日および12月31日の両日に行われたテストの結果、のれんの減損は認められなかった。

回収可能価額の基準

のれんが配分されるすべてのCGUの回収可能価額は、2014年および2015年のそれぞれのテスト日現在のVIUと同等であった。

各重要なCGUのVIUは、CGUに関する経営陣のキャッシュ・フロー予測を割り引くことによって計算される。使用される割引率は、CGUが運営されている国への投資に対してHSBCが割り当てている資本コストに基づいている。CGUを構成している事業単位グループにおける長期的な展望に基づき、長期成長率を用いてキャッシュ・フローを永久的に推定している。2015年7月1日に行われたのれんの減損テストにおいては、2019年末までの経営陣のキャッシュ・フロー予測が用いられた。2015年12月31日に行われたのれんの減損テストにおいては、2020年末までの経営陣のキャッシュ・フロー予測が用いられた。

VIUの計算における主要な仮定

	2015年 7月1日 現在ののれん	2015年 12月31日 現在ののれん	割引率	当初キャッ シュ・フロー 予測を超える 名目成長率
	百万米ドル		%	%
現金生成単位				
リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント - 欧州	3,562		6.9	3.3
グローバル・プライベート・バンキング - 欧州	3,414	3,343	8.4	2.5
グローバル・バンキング・アンド・マーケット - 欧州	2,690		9.9	3.5
コマーシャル・バンキング - 欧州	2,603		9.0	3.6
グローバル・バンキング・アンド・マーケット - 北米	929	931	10.0	4.3
リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント - 中南米	792		11.0	6.9
	2014年 7月1日			
	百万米ドル			
現金生成単位				
リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント - 欧州	4,298		9.1	4.5
グローバル・プライベート・バンキング - 欧州	3,808		7.1	3.4
グローバル・バンキング・アンド・マーケット - 欧州	3,296		11.0	4.2
コマーシャル・バンキング - 欧州	3,214		10.1	4.2
グローバル・バンキング・アンド・マーケット - 北米	917		9.8	4.6
リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント - 中南米	1,762		12.8	7.9

2015年7月1日、のれん総額2,787百万米ドル（2014年7月1日：3,610百万米ドル）は個別に重要とみなされなかったCGUに配分された。当グループのCGUの貸借対照表には、のれん以外に、耐用年数が無期限の重要な無形資産は計上されていない。

CGUのキャッシュ・フローの見積りにおける経営陣の判断：各CGUのキャッシュ・フロー予測は、当グループの運営委員会（「GMB」）が承認した計画に基づいている。

名目長期成長率：この成長率はCGUが運営されている国またはCGUが収益を得ている国におけるGDPおよびインフレを反映している。名目長期成長率は、国際通貨基金（「IMF」）の予想成長率に基づいているが、これは当該成長率が将来動向の客観的な見積りを示していることによる。2014年および2015年に使用された名目長期成長率は、CGUが運営されている国またはCGUが収益を得ている国の長期成長率を上回っていない。

割引率：キャッシュ・フローを割り引くために使用される割引率は各CGUに割り当てられる資本コストに基づいている。資本コストはCAPMを用いて導き出される。CAPMは、リスク・フリー金利や評価対象である事業の固有リスクを反映するためのプレミアムを含むさまざまな財務・経済変数を反映するインプットによって決定される。これらの変数は経済変数の市場評価および経営陣の判断に基づいている。各CGUの割引率は、CGUが運営されている国のインフレ率を反映するために改善されている。さらに、のれんの減損テストにおいては、経営陣は内部で作成したCAPMを用いて導き出された割引率を外部の情報源から得た、類似する市場で事業を行っている企業の資本コストの比率と比較することにより、かかるプロセスを補完している。2014年および2015年において、内部で導き出した資本コストの比率は外部の情報源による比率と整合していた。2015年に実施したのれんのテストの目的上、内部の比率は当該テストで用いるキャッシュ・フローの不確実性を反映するよう調整された。

VIUの算定における主要な仮定の感応度

2015年7月1日現在のグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 欧州ならびに12月31日現在のグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 北米およびグローバル・プライベート・バンキング - 欧州はすべて、回収可能価額の裏付けとなる主要な仮定に対して合理的に起こり得る変動への感応度が高かった。合理的に起こり得る仮定の変動を見積る際、経営陣はモデルに投入するインプットに関する入手可能な証拠を検討する。このような証拠の例として、外部情報源による観察可能な割引率の範囲、予測に対する過去の実績、キャッシュ・フロー予測の基礎となる主要な仮定に伴うリスクなどが挙げられる。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 北米において、割引率、成長率あるいは経営陣によるキャッシュ・フロー予測のいずれかに合理的に起こり得る不利な変動が生じた場合、減損が認識される原因となる可能性がある。またグローバル・プライベート・バンキング - 欧州において、経営陣によるキャッシュ・フロー予測または2つ以上の仮定に合理的に起こり得る不利な変動が生じた場合、減損が認識される原因となる可能性がある。グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 欧州に減損が認識されるには、2つ以上の仮定に合理的に起こり得る不利な変動が生じることを要すると考えられる。

以下の表は、各CGUのモデルへ投入するインプットのうち最も感応度の高いインプットの基礎となる主要な仮定、各CGUに付随する主要なリスク、および経営陣が減損を生じる可能性があると考えている、合理的に起こり得る仮定の変動の詳細を要約したものである。

インプット	主要な仮定	関連リスク	合理的に起こり得る変動
現金生成単位			
リテール・バン キング・ウェル ス・マネジメン ト - 欧州および コマーシャル・ バンキング - 欧 州	・金利の水準 ・市場内の競合先のポジション ・失業率の水準および変動	・不確実な規制環境 ・顧客補償および規制措置	・経営陣は、主要な仮定に合理的に 起こり得る変動が生じた場合でも減 損が認識される原因とはならないと 判断している。
グローバル・ブ ライベート・バ ンキング - 欧州	・戦略的なポジショニング再構 築案の達成 ・運用資産の水準 ・資産収益率 ・中央銀行の金利上昇 ・最近の新プラットフォームへ の投資によるコスト節減	・戦略的なポジショニング再構 築の達成への課題 ・予測した金利上昇の遅延ある いは不発生 ・予想よりも緩やかな運用資産 の成長	・キャッシュ・フロー予測が20%減 少する。
割引率	・使用した割引率は当該事業の 特性に見合った適切な市場金利 の合理的な見積りである。	・使用した割引率が当該事業に 不適切であることを示唆する外 部の証拠が出現する。	・プライベート・バンキングに特化 した金融機関に関するブローカーの 観察可能な見積りに基づき、割引率 が60ベースポイント上昇する。
長期成長率	・事業の成長率は長期的にGDP 成長率を反映したものになる。	・成長率がGDPに見合わない、 あるいはGDP予測が下方修正さ れる。	・GDP成長率が実現されない、あるい は実績に反映されない。
グローバル・バ ンキング・アン ド・マーケット - 欧州	・金利の水準 ・予測期間における欧州市場の 回復	・予測した金利上昇の遅延ある いは不発生 ・予想を下回る主要市場の成長 率 ・規制上の変更の影響（英国リ テール銀行のリングフェンス規 制など）	・キャッシュ・フロー予測が20%減 少する。
割引率	・使用した割引率は当該事業の 特性に見合った適切な市場金利 の合理的な見積りである。	・使用した割引率が当該事業に 不適切であることを示唆する外 部の証拠が出現する。	・投資銀行業務の比率が高い比較対 象の欧州銀行に関するブローカー見 積りの上限に基づき、割引率が110 ベースポイント上昇する。
長期成長率	・事業の成長率は長期のGDP成 長率を反映したものになる。	・成長率がGDPに見合わない、 あるいはGDP予測が下方修正さ れる。	・GDP成長率が実現されない、あるい は実績に反映されない。
グローバル・バ ンキング・アン ド・マーケット - 北米	・金利の水準 ・北 大 西 洋 自 由 貿 易 地 域 （NAFTA）、中国その他の主要 貿易地域の成長率 ・市場シェア拡大のための製品 および販売強化 ・コマーシャル・バンキング （「CMB」）事業との連携の拡 大による既存顧客からのさらな るビジネスチャンスの獲得	・予測した金利上昇の遅延ある いは不発生 ・予想を下回る主要市場の成長 率	・キャッシュ・フロー予測が20%減 少する。
割引率	・使用した割引率は当該事業の 特性に見合った適切な市場金利 の合理的な見積りである。	・使用した割引率が当該事業に 不適切であることを示唆する外 部の証拠が出現する。	・投資銀行業務の比率が高い比較対 象の欧州銀行に関するブローカー見 積りの上限に基づき、割引率が100 ベースポイント上昇する。
長期成長率	・事業の成長率は長期のGDP成 長率を反映したものになる。	・成長率がGDPに見合わない、 あるいはGDP予測が下方修正さ れる。	・GDP成長率が実現されない、あるい は実績に反映されない。
リテール・バン キングおよび ウェルス・マネ ジメント - 中南 米	・貸出額および預金額の増加率 ・貸出ポートフォリオの信用の 質	・不利な経済環境 ・低価格設定による利益の抑制	・経営陣は、主要な仮定に合理的に 起こり得る変動が生じた場合でも減 損が認識される原因とはならないと 判断している。

以下の表は、上記の仮定に合理的に起こり得る不利な変動が生じた場合に大きな影響を受ける各CGUのVIUの感応度を示したものである。

主要な仮定の合理的に起こり得る変動に対するVIUの感応度

	主要な仮定の合理的に起こり得る変動およびVIUへの影響								
	帳簿価額	使用価値 (VIU)	VIUに対する キャッシュ・VIUに対する					VIUに対する	全変動の累 積的影響
			割引率	影響	フロー	影響	長期成長率	影響	
			ベースス ポイント	十億米ドル	%	十億米ドル	ベースス ポイント	十億米ドル	十億米ドル
現金生成単位	十億米ドル	十億米ドル	ポイント	十億米ドル	%	十億米ドル	ポイント	十億米ドル	十億米ドル
グローバル・ プライベート・バンキング - 欧州 ¹	4.6	5.2	60	(0.5)	(20)	(1.0)	(76)	(0.5)	(1.8)
グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ - 欧州 ²	20.9	27.1	110	(3.9)	(20)	(5.4)	(213)	(5.6)	(11.9)
グローバル・ バンキング・ アンド・マー ケッツ - 北米 ¹	13.8	14.8	100	(2.2)	(20)	(3.0)	(215)	(3.3)	(6.6)

1 2015年12月31日現在

2 2015年7月1日現在

以下の表は、大きな影響を受ける各CGUについて、余裕分をゼロ（ブレイク・イーブン）まで減少させるには現在の仮定をどのように変動させる必要があるかを示したものである。

余裕分をゼロにするのに必要な現在の仮定の変動

現金生成単位	増加 / (減少)		
	キャッシュ・		
	割引率	フロー	長期成長率
	ベーススポイント	%	ベーススポイント
グローバル・プライベート・バンキング - 欧州 ¹	69	(11.2)	(86)
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 欧州 ²	193	(23.0)	(245)
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ - 北米 ¹	41	(6.7)	(50)

1 2015年12月31日現在

2 2015年7月1日現在

無形資産

会計方針

無形資産は、これらが分離可能であるか、約定権利またはその他の法的権利から生じており、将来の経済的便益がHSBCにもたらされる可能性が高く、その費用について信頼性のある見積りができる場合に認識され、企業結合において取得されたものはのれんと区別される。

無形資産は、有効な長期保険契約および任意参加型の長期投資契約の現在価値（「PVIF」）、ならびにコンピュータ・ソフトウェア、商号、住宅ローンサービシング権、顧客リスト、コア預金関係、クレジット・カード顧客関係、および商業またはその他ローン契約関係の現在価値を含む。コンピュータ・ソフトウェアは、購入したソフトウェアおよび内部開発されたソフトウェアの双方を含む。内部開発されたソフトウェアに関する費用は、経営陣が意図した方法で運用可能なソフトウェアの開発、制作および準備に必要な、これらに直接帰属するすべての費用より構成される。ソフトウェアの継続的な保守において発生する費用は、発生時に直ちに費用計上される。

無形資産は、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象または状況の変化があった場合に減損について検討する。

- ・ 無期限の耐用年数を有する無形資産または未だ使用できる状態ではない無形資産は、年に一度の減損テストを行う。当期において認識された無形資産の減損テストは期末までに実施される。
- ・ 有限の耐用年数を有する無形資産（PVIFを除く）は、償却費および減損累計額を控除後の取得原価で計上され、見積耐用年数にわたり償却される。見積耐用年数は法律で定められた期間および見積耐用年数のいずれか短い方の期間である。

有限の耐用年数を有する無形資産は、以下の耐用年数にわたり、通常は定額法により償却されている。

商号	10年
住宅ローンサービシング権	5年から12年
内部開発されたソフトウェア	3年から5年
購入したソフトウェア	3年から5年
顧客または商業上の関係	3年から10年
その他	10年

有効な長期保険契約の現在価値

期末日現在において有効な、長期保険契約または任意参加型（「DPF」）の長期投資契約に分類される保険契約の価値は、資産として認識される。当該資産は、期末日において契約から生じることが予想される保険契約を発行する保険会社の利益に対する持分の現在価値を表している。PVIFは、現在の保有契約から生じることが予想される将来利益に対する株主持分を割り引くことによって算定される。算定に際しては、将来死亡率、失効率および費用水準、ならびに各契約に帰属するリスクプレミアムを反映したリスク割引率といった要因が仮定として用いられる。PVIFには、非市場リスクならびに金融オプションおよび金融保証の価値に対する引当金が考慮される。PVIF資産は貸借対照表上の関連する税金を含めた金額で表示され、PVIF資産の変動は「その他営業収益」に税込みベースで計上される。

有効な長期保険契約の現在価値

PVIFの変動

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
1月1日現在のPVIF	5,307	5,335
長期保険契約のPVIFの変動	799	261
当事業年度に引き受けた新規契約の価値 ¹	809	870
有効な契約から生じる変動：		
- 期待収益	(552)	(545)
- 変動実績 ²	15	62
- 運用上の仮定の変動	129	(69)
投資収益の変動	222	(34)
投資上の仮定の変動	138	(75)
その他の調整	38	52
売却目的として分類される資産の振替 ³	(219)	(122)
換算差額およびその他の変動額	(202)	(167)
12月31日現在のPVIF	5,685	5,307

- 「当事業年度の新規契約の正味の価値」は、その契約から予測される一連の利益の現在価値である。
- 「変動実績」には、過去のPVIFの計算で使用した人口統計、費用割合および継続率に関する仮定と当事業年度において観測された実績との間の差異の影響のうち、契約に係る将来の利益に影響を及ぼすものが含まれている。
- 2015年および2014年上半期にそれぞれ売却目的に分類されたブラジルの保険事業およびUK年金事業に関連する。詳細は、180ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

PVIFの計算の際には、個々の保険事業で設定されている現地の市況および将来の動向に関する経営者の判断を反映したさまざまな仮定について調整し、基礎となる仮定の不確実性を反映したリスク・マージンを適用した後の期待キャッシュ・フローの予測が行われる。実績の変動および仮定の変動は、保険契約の実績を変動させる要因となる可能性がある。

PVIF資産の価値の変動をもたらす主な要因は、以下のとおりである。

- ・ 予想される満期および保険契約者の行動に関する仮定について調整した新規契約からの期待キャッシュ・フロー（「当事業年度に引き受けた新規契約の価値」）
- ・ 当期の期待キャッシュ・フローの回収額控除後の割引のアンワインド（「期待収益」）
- ・ 死亡率や失効率等の非経済的な運用上の仮定の変動による期待キャッシュ・フロー（「運用上の仮定の変動」）
- ・ 契約開始時の仮定と実績との差異による、運用上の仮定に関連する将来キャッシュ・フロー予測の変動の影響（「実績の変動」）
- ・ 将来の投資収益に関する変動（「投資上の仮定の変動」）
- ・ 契約開始時の仮定との比較による既存の資産に係る投資実績の影響（「投資収益の変動」）

PVIF資産の評価には、予測の仮定における非経済的リスクに対する明示的なリスク・マージンならびに確率論的方法を用いて算定された金融オプションおよび保証に対する明示的な引当金を含める。リスク割引率は、実績に基づき、市場のリスク・フリー金利を参照して設定される。

主要な生命保険事業のPVIFの計算に使用される主要な仮定

経済的仮定は、観察可能な市場価値と整合するように設定されるか、または特定の市場(保険契約負債の有効期間と期間が一致するリスク・フリー・金利カーブが観察不能な市場を含む)においては長期の経済的仮定が用いられる。このような仮定の設定は、長期金利の予測および観察可能な金利の傾向が、これら長期の仮定に近づくまでの期間を含む。当該仮定は、関連する実績データならびに当グループの経済調査チームおよび外部の専門家(規制機関を含む)が実施した調査分析の情報に基づく。PVIFの評価は、これらの長期仮定の変更により、観察可能な市場変動の影響と同様の影響を受けやすい。また、このような変更の影響は、以下に示されている感応度に含まれている。

	2015年			2014年		
	英国	香港	フランス ¹	英国	香港	フランス ¹
	%			%		
加重平均リスク・フリー金利	1.75	1.82	1.57	1.65	1.86	1.21
加重平均リスク割引率	2.25	6.81	2.55	2.15	7.42	1.73
費用インフレ率	4.56	3.00	1.70	4.67	3.00	2.00

1 2015年度のフランスのPVIFの計算は、2.55%(2014年:1.73%)のリスク割引率に51百万ドル(2014年:63百万米ドル)のリスク・マージンを加算した金額を想定している。

経済的仮定の変動に対する感応度

当グループは、リスク・フリー金利カーブを出発点として、最善の見積りを表すモデル上のキャッシュ・フローに反映されていないリスクに対する明示的な引当金を加味する形で、PVIFの計算に適用するリスク割引率を設定している。株主が保険契約者にオプションおよび保証を提供している場合には、これらのオプションおよび保証のコストはPVIFの明示的な控除項目となる。ただし、これらのコストが規制当局の要求する技術的引当金の明示的な加算項目としてすでに算入されている場合には、この限りではない。これらの保証の詳細については、184ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

以下の表は、すべての生命保険子会社に適用される主要な経済的仮定（リスク・フリー金利）の合理的に起こり得る変動によるPVIFへの影響を示している。契約の一部の特性により、これらの関係は非線形であり、より高いレベルのストレスに対して感応度テストの結果による推定をすべきではない。同じ理由で、ストレスの影響は上方と下方で対称的なものではない。表示された感応度は、影響を軽減するために経営陣が講じる可能性のある措置や保険契約者の行動の不利な変動が考慮された措置を組み入れていない。主に、2015年のフランスにおける利回りの上昇および金利パラメータの更新により、感応度は、2014年から2015年で低下している。低利回りの環境において、PVIF資産は、184ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されているオプションおよび保証の予測費用により生じるイールド・カーブの変動による影響を特に受けやすい。

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
12月31日現在のPVIFへの影響：		
リスク・フリー金利における100ベースポイントの増加	(3)	320
リスク・フリー金利における100ベースポイントの減少 ¹	(139)	(589)
¹ リスク・フリー金利における100ベースポイントの減少の平行移動はマイナス金利となるため、PVIFへの影響は最低金利の0%を用いて計算されている。		

非経済的仮定の変動に対する感応度

生命保険会社の保険契約者負債およびPVIFは、死亡率および／または疾病率、失効率ならびに費用割合を含む非経済的な仮定を参照して決定される。下表は、当グループのすべての生命保険子会社に適用される12月31日現在のこれらの非経済的仮定の合理的に起こり得る変動に対するPVIFの感応度を示している。

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
12月31日現在のPVIFへの影響：		
死亡率および／または疾病率の10%の増加	(73)	(66)
死亡率および／または疾病率の10%の減少	77	70
失効率の10%の増加	(127)	(146)
失効率の10%の減少	144	165
費用割合の10%の増加	(83)	(93)
費用割合の10%の減少	83	94

その他の無形資産

のれんおよびPVIFを除く無形資産の変動

	内部開発された ソフトウェア	その他 百万米ドル	合計
取得原価			
2015年 1 月 1 日現在	6,413	2,863	9,276
増加	857	114	971
処分	(134)	(159)	(293)
直接償却	(238)	(2)	(240)
売却目的への再分類	(239)	(452)	(691)
その他の変動額	(292)	(184)	(476)
2015年12月31日現在	6,367	2,180	8,547
償却累計額			
2015年 1 月 1 日現在	(4,286)	(1,889)	(6,175)
当期費用 ¹	(686)	(142)	(828)
減損	(149)	15	(134)
処分	128	147	275
直接償却	238	2	240
売却目的への再分類	141	250	391
その他の変動額	181	120	301
2015年12月31日現在	(4,433)	(1,497)	(5,930)
2015年12月31日現在の正味帳簿価額	1,934	683	2,617
取得原価			
2014年 1 月 1 日現在	5,999	2,975	8,974
増加	732	177	909
処分	(35)	(80)	(115)
直接償却	(24)	(53)	(77)
その他の変動額	(259)	(156)	(415)
2014年12月31日現在	6,413	2,863	9,276
償却累計額			
2014年 1 月 1 日現在	(3,809)	(1,761)	(5,570)
当期費用 ¹	(677)	(261)	(938)
減損	(11)	(54)	(65)
処分	32	77	109
直接償却	24	53	77
その他の変動額	155	57	212
2014年12月31日現在	(4,286)	(1,889)	(6,175)
2014年12月31日現在の正味帳簿価額	2,127	974	3,101

- 1 当期償却費用は、損益計算書に「無形資産の償却および減損」として認識されている。ただし、住宅ローンサービシング権の償却は「正味受取手数料」に認識されている。2015年における住宅ローンサービシング権の再評価額控除後の償却費は、25百万米ドル（2014年：67百万米ドルの貸方計上額）であった。

21 子会社に対する投資

会計方針

HSBCは、当グループが支配している事業体への投資を子会社に分類している。HSBCの連結方針は、注記1(g)に記載されている。仕組事業体である子会社は、注記39に記載されている。

エイチエスピーシー・ホールディングスの子会社への投資は、減損損失控除後の取得原価で計上されている。最後に減損損失が認識された日以降に、投資の回収可能額を算定する際に用いた見積りに変更があった場合、過年度に認識された減損損失は損益計算書を通じて戻し入れられることになる。

エイチエスピーシー・ホールディングスの主要な子会社

2015年12月31日現在				
	設立または 登録国	株主資本にお けるHSBC の持分 %	発行済 株主資本	株式のクラス
欧州				
HSBCバンク・ ピーエルシー	イングランド	100	797百万ポンド	普通 1 ポンド 優先普通 1 ポンド シリーズ 2 第三次 米ドル建て優先0.01 米ドル 第三次米ドル建て 優先0.01米ドル 株式5.00ユーロ
HSBCフランス	フランス	99.99	337百万ユーロ	株式5.00ユーロ
HSBCプライベート・ バンキング・ホールディングス (スイス)エスエー	スイス	100	1,363百万 スイス・フラン	普通1,000スイス・フ ラン
HSBCトリнкаウス・ アンド・ブルクハルト・アーゲー	ドイツ	80.65	75.4百万ユーロ	無額面株式
アジア				
ハンセン・バンク・リミテッド ¹	香港	62.14	9,658百万 香港ドル	無額面株式
HSBCバンク・ オーストラリア・リミテッド	オーストラリア	100	811百万豪ドル	無額面株式
HSBCバンク(チャイナ) カンパニー・リミテッド	PRC ⁵	100	15,400百万 人民元	普通1.00人民元
HSBCバンク・ マレーシア・ブルハド	マレーシア	100	115百万 リンギット	普通0.50 リンギット
HSBCバンク(台湾) リミテッド	台湾	100	34,800百万 台湾ドル	普通10.00 台湾ドル
HSBCライフ (インターナショナル)リミテッド	バミューダ	100	4,178百万 香港ドル	普通1.00 香港ドル
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレーション・ リミテッド	香港	100	96,052百万 香港ドル	無額面株式 CIP 1.00米ドル ² CRP 1.00米ドル ³ NIP 1.00米ドル ⁴
中東および北アフリカ地域				
HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッ ド	ジャージー島	100	931百万米ドル	普通1.00米ドル CRP 1.00米ドル ³
HSBCバンク・エジプト・ エスエーイー	エジプト	94.53	2,796百万 エジプト・ポンド	普通84.00 エジプト・ポンド

北米

HSBCバンク・カナダ	カナダ	100	1,225百万 カナダ・ドル	普通無額面株式
			500百万 カナダ・ドル	優先無額面株式
HSBCバンク・ ユーエスエー・エヌエー	米国	100	2 百万米ドル	普通100米ドル
HSBCファイナンス・ コーポレーション	米国	100	- 6	普通0.01米ドル
HSBCセキュリティーズ(ユーエスエー)イ ンク	米国	100	- 6	普通0.05米ドル

中南米

HSBCバンク・ブラジル・エスエー・バン コ・マルチプロ	ブラジル	100	6,402百万 ブラジル・ レアル	無額面株式
HSBCメキシコ・ エスエー、インスティトゥシオン・デ・ バンカ・マルチプル、グルポ・ フィナンシエロ・HSBC	メキシコ	99.99	5,681百万 メキシコ・ペソ	普通2.00メキシコ・ ペソ

1 香港で上場

2 累積償還不能優先株式

3 累積償還可能優先株式

4 非累積償還不能優先株式

5 中華人民共和国

6 発行済株主資本は1 百万米ドル未満。

主要な子会社が当グループ外部の当事者に対して発行した社債、劣後債および優先株式の詳細はそれぞれ注記26「発行済負債証券」、注記30「劣後債務」および注記34「非支配持分」に含まれている。

上記の子会社はすべてHSBCの連結財務諸表に含まれている。

すべてのHSBCの子会社の詳細については、2006年会社法第409条の規定に従って、458ページから469ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。主要な業務を展開している国は設立国と同一である。ただし、HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッドは主に中東および北米で業務を展開しており、HSBCライフ（インターナショナル）リミテッドは主に香港で業務を展開している。

HSBCは、地域銀行および現地で設立された規制対象の銀行ネットワークとして構築されている。それぞれの銀行は、独自に適用される健全性規制に従って自己資本を確保し、該当する国または地域に応じた当グループのリスク選好と整合するように自己資本バッファを維持している。HSBCの資本管理プロセスは、取締役会により承認された年次グループ資本計画をもって完結する。

エイチエスピーシー・ホールディングスは、子会社の株式資本の主要な出資者となっており、必要に応じて株式資本以外の出資も行っている。これらの投資は、エイチエスピーシー・ホールディングスの株式ならびに株式資本以外の発行および留保利益を実質的な原資としている。資本管理プロセスの一部として、HSBCホールディングスは、その資本と子会社への投資の構成におけるバランスの維持に努めている。このような資本管理プロセスにより、エイチエスピーシー・ホールディングスの当該投資に資金提供する能力について現在または予測される障害はない。子会社のエイチエスピーシー・ホールディングスに対する配当金の支払能力および貸付金の返済能力は、とりわけそれぞれの現地における規制自己資本および銀行規制、為替管理、法定準備金、ならびに財務および経営成績に依存している。2015年において、当グループの子会社のうち、配当金の支払いまたは貸付金の返済に著しい制約を受けた子会社はなかった。また、配当金の支払または貸付金の返済について、HSBCノースアメリカ・ホールディングス・インクを除き、HSBC子会社が想定する規制はない。

エイチエスピーシー・ホールディングスがHSBCグループ会社のために行っている保証の金額については、注記37に記載されている。

HSBCが議決権の50%未満を保有しているHSBCの連結対象となる仕組事業体

	連結総資産の帳簿価額		SPEの性質
	2015年	2014年	
	十億米ドル	十億米ドル	
ソリティア・ファンディング・リミテッド	7.3	9.0	仕組投資導管体
マザラン・ファンディング・リミテッド	1.9	3.9	仕組投資導管体
バリオン・ファンディング・リミテッド	1.1	2.0	仕組投資導管体
マラカイト・ファンディング・リミテッド	0.4	1.4	仕組投資導管体
HSBCホーム・エクイティ・ローン・コーポレーションI	-	1.9	証券化
HSBCホーム・エクイティ・ローン・コーポレーション	1.6	0.9	証券化
リージェンシー・アセット・リミテッド	15.2	11.0	導管体

上記に加え、HSBCは多数の個々に重要でない仕組事業体を連結しており、その総資産は17.9十億米ドル（2014年：22.9十億米ドル）である。詳細については、注記39を参照のこと。

上記のそれぞれについて、HSBCは、企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされているか、またはその変動するリターンに対する権利を有しており、かつその企業に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼすパワーを有している場合に、その企業を支配しており、連結する。

重要な非支配持分のある子会社

	2015年	2014年
ハンセン・バンク・リミテッド		
非支配持分が保有する所有持分および議決権割合	37.86%	37.86%
事業所	香港	香港
	百万米ドル	百万米ドル
非支配持分に帰属する当期純利益	1,364	760
子会社の非支配持分累計額	5,866	5,765
非支配持分に対する支払配当金	523	513
要約財務情報：		
- 資産合計	169,813	160,769
- 負債合計	153,458	144,642
- 貸倒損失控除前正味営業収益	5,411	3,687
- 当期純利益	3,604	2,007
- 当期包括利益合計	1,636	4,460

22 前払金、未収収益およびその他資産

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
前払金および未収収益	7,765	10,554
金地金	11,501	15,726
裏書および支払承諾	9,149	10,775
保険契約に基づく負債の再保険会社持分（注記28）	1,378	1,032
従業員給付資産（注記6）	5,272	5,028
その他資産	9,410	13,882
有形固定資産	9,923	10,532
12月31日現在	54,398	67,529

前払金、未収収益およびその他資産には、25,310百万米ドル（2014年：33,889百万米ドル）の金融資産（大部分が償却原価で測定される）が含まれる。

23 売却目的資産および売却目的で保有する処分グループの負債

会計方針

売却目的資産

処分グループの資産および負債ならびに非流動資産は、帳簿価額が継続使用ではなく主に売却を通じて回収される場合に売却目的に分類される。売却目的資産および負債は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方で測定されるが、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の測定要件の範囲に含まれない資産および負債を除く。

売却目的として当初分類される直前の関連資産および負債の帳簿価額は該当するIFRSに従って測定される。その後の処分グループの再測定において、IFRS第5号の測定要件の適用範囲に含まれていないが、売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産および負債の帳簿価額は、処分グループの売却費用控除後の公正価値を決定する前に該当するIFRSに従って再測定される。

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
12月31日現在の売却目的保有		
処分グループ	41,715	6,883
売却目的非流動資産	2,185	764
売却目的資産合計	43,900	7,647
処分グループの負債	36,840	6,934

処分グループ

ブラジル

2015年上半期に、HSBCはブラジルにおける事業を売却する計画を公表した。2015年12月31日現在、この売却は実行される可能性が極めて高いと判断されたため、当該処分グループの資産および負債は売却目的保有に分類されている。処分グループには、売却が見込まれる資産および負債に加えて、417ページ（訳注：原文のページ数である）に記載の配分されたのれんも含まれている。

処分グループは2015年12月31日現在の帳簿価額で測定されている。当該価額は、売却費用控除後の公正価値を下回っている。帳簿価額には、繰延税金資産1.3十億米ドルおよび配分されたのれん1.3十億米ドル（注記20参照）が含まれている。処分グループの資産および負債は、連結貸借対照表の個別項目から再分類されており、2015年12月31日現在、独立した「売却目的」の項目に表示されている。比較貸借対照表の表示に変更はなく、損益計算書に個別の表示はない。

2015年12月31日現在、予定される売却に関して重要な会計上の影響はなかったが、計画が進行する過程で変更が生じる可能性がある。処分グループは在外営業活動体であり、処分完了時に、過年度にその他包括利益に認識された関連する換算差額の累積額が損益計算書に再分類される予定である。2015年12月31日現在、ブラジル事業に帰属する当グループの換算差額には累積損失2.6十億米ドルが含まれている。

売却目的で保有する主な資産および関連する負債の種類は以下のとおりである。

	ブラジル	その他	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
売却目的で保有する処分グループの資産			
トレーディング資産	55	-	55
公正価値評価の指定を受けた金融資産の公正価値	3,123	-	3,123
銀行に対する貸付金	4,068	-	4,068
顧客に対する貸付金	17,001	40	17,041
売戻契約	3,511	-	3,511
金融投資	6,238	-	6,238
のれんおよび無形資産	1,680	-	1,680
繰延税金資産 ¹	1,325	-	1,325
前払金、未収収益およびその他資産	4,674	-	4,674
2015年12月31日現在資産合計	41,675	40	41,715
売却目的で保有する処分グループの負債			
銀行からの預金	1,521	-	1,521
顧客からの預金	15,094	1,588	16,682
発行済負債証券	7,957	-	7,957
保険契約に基づく負債	3,338	-	3,338
未払費用、繰延収益およびその他負債	7,335	7	7,342
2015年12月31日現在負債合計	35,245	1,595	36,840
完了予定日	2016年度上半期	2016年度上半期	
事業セグメント	中南米	北米	

2015年12月31日現在の貸借対照表上で
公正価値以外の方法により計上されている
特定の金融商品の公正価値

銀行および顧客に対する貸付金	20,912	40	20,952
顧客からの預金	15,094	1,588	16,682

- 1 繰延税金資産の認識は、将来の課税所得が発生する可能性および十分性ならびに既存の将来加算一時差異が解消する可能性および十分性の評価に依拠している。繰延税金資産を認識する場合には、経営陣は、内部／外部のベンチマークや過去の実績を利用して将来の課税所得の十分性など入手可能なすべての情報を厳密に評価している。

24 トレーディング負債

会計方針

金融負債は、主に短期間での売却または買戻しを目的として取得されるか発生する場合、あるいはともに管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部を形成し、直近の短期的な利益獲得パターンの証拠がある場合、トレーディング目的保有に分類される。これらは、取引日（HSBCが相手先と契約を締結した日）に認識され、通常、消滅した日に認識が中止される。金融負債は当初は公正価値で測定され、取引費用は損益計算書に計上される。その後の公正価値や利息の変動は損益計算書の「トレーディング純収益」に認識される。

借入有価証券の売却から生じる負債はトレーディング目的保有に分類される。

トレーディング負債

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
銀行からの預金 ¹	27,054	41,453
顧客からの預金 ^{1,2}	40,208	50,600
その他の発行済負債証券（注記26） ³	30,525	33,602
その他負債 - 有価証券の正味売りポジション	43,827	64,917
12月31日現在	141,614	190,572

1 「銀行からの預金」および「顧客からの預金」には、レポ、決済勘定、株式貸付およびその他の金額を含む。

2 HSBCバンク・ユーエスエーおよびHSBCトラスト・カンパニー（デラウェア）ナショナル・アソシエーションに預け入れた仕組預金は、1預金者あたり250,000米ドルまで、米国の政府機関である連邦預金保証公社による預金保険の対象となっている。

3 「その他の発行済負債証券」はHSBCが発行した仕組債で構成されており、当該債券の市場リスクはトレーディング・ポートフォリオの一部として積極的に管理されている。

2015年12月31日現在、HSBCの信用リスクの変動に起因する公正価値の累積変動額は122百万米ドルの利益（2014年：79百万米ドルの損失）であった。

25 公正価値評価の指定を受けた金融負債

会計方針

金融商品の公正価値評価を指定するための要件およびそれらの金融商品の測定については、注記15に記載されている。公正価値評価の指定は、一度行われると取消し不能である。指定を受けた金融負債は、HSBCが取引相手と契約上の取決めを行った日に認識され、通常、消滅した日に認識が中止される。かかる指定の例は以下のとおりである。

長期負債証券

特定の発行済固定金利長期負債証券の金利および／または為替エクスポージャーは、文書化されたリスク管理戦略の一環である特定のスワップの金利および／または為替エクスポージャーに適合している。発行済負債証券が償却原価で会計処理される場合に会計上の不一致が生じることになり、この会計上の不一致は、公正価値評価の指定を行うことによって解消される。

ユニット連動型および非ユニット連動型投資契約に基づく金融負債

HSBCは、保険リスク、金融リスクまたは両者を含む契約を顧客に提供している。HSBCが他の当事者から重要性のない保険リスクを引き受けている契約は、保険契約としては分類されず、金融負債として会計処理されている。HSBCが重要な保険リスクを引き受けている契約については、注記28を参照のこと。

保険子会社が発行した連動型および特定の非連動型投資契約に基づく顧客に対する負債およびそれに対応する金融資産は、公正価値評価の指定を受けている。負債は、関連するファンドまたは指標の価値を参照して計算された解約返戻金または譲渡価格と少なくとも同等である。未収保険料および解約返戻金は、投資契約に関連して計上される負債の増加または減少として会計処理される。新規の投資契約の獲得または既存の投資契約の更新に直接関連する増分コストは、繰り延べられ、投資管理サービスが提供される期間にわたって償却される。

公正価値評価の指定を受けた金融負債 - HSBC

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
銀行および顧客からの預金	193	160
投資契約に基づく顧客に対する負債	6,027	6,312
発行済負債証券（注記26）	37,678	46,364
劣後債務（注記30）	21,168	21,822
優先証券（注記30）	1,342	1,495
12月31日現在	66,408	76,153

2015年12月31日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の帳簿価額は、契約上の満期金額を4,147百万米ドル上回っていた（2014年：5,813百万米ドル上回っていた）。信用リスクの変動に起因する公正価値の累積変動額は、158百万米ドルの利益（2014年：870百万米ドルの損失）であった。

公正価値評価の指定を受けた金融負債 - エイチエスピーシー・ホールディングス

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
発行済負債証券（注記26）		
- 第三者に対する債務	7,897	8,185
劣後債務（注記30）		
- 第三者に対する債務	11,100	9,513
- HSBC子会社に対する債務	856	981
12月31日現在	19,853	18,679

2015年12月31日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の帳簿価額は、契約上の満期金額を2,127百万米ドル上回っていた（2014年：2,694百万米ドル上回っていた）。信用リスクの変動に起因する公正価値の累積変動額は、172百万米ドルの損失（2014年：520百万米ドルの損失）であった。

26 発行済負債証券

会計方針

発行済負債証券の金融負債は、HSBCが相手先と契約の取決めを行った日に認識され、当初は公正価値（すなわち通常は発生した取引費用控除後の受取対価）で測定される。その後は、損益を通じて公正価値で測定されるものおよび金融保証を除き、金融負債は償却原価で測定され、直接帰属する取引費用を控除後の受取額と金融商品の償還金額の間との差額が実効金利法を用いて予想期間にわたり償却されている。

発行済負債証券 - HSBC

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
社債およびミディアム・ターム・ノート	128,348	132,539
その他の発行済負債証券	28,804	43,374
	157,152	175,913
発行済負債証券のうち、以下に計上されているもの：		
- トレーディング負債（注記24）	(30,525)	(33,602)
- 公正価値評価の指定を受けた金融負債（注記25）	(37,678)	(46,364)
12月31日現在	88,949	95,947

発行済負債証券 - エイチエスビーシー・ホールディングス

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
負債証券	8,857	9,194
発行済負債証券のうち、以下に計上されているもの：		
- 公正価値評価の指定を受けた金融負債（注記25）	(7,897)	(8,185)
12月31日現在	960	1,009

27 未払費用、繰延収益およびその他負債

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
未払費用および繰延収益	11,129	15,075
HSBCが連結したファンドの投資家に対する債務	474	782
ファイナンス・リースに基づく債務	37	67
裏書および支払承諾	9,135	10,760
従業員給付負債（注記6）	2,809	3,208
その他負債	14,532	16,570
12月31日現在	38,116	46,462

未払費用、繰延収益およびその他負債は、29,358百万米ドル（2014年：39,846百万米ドル）の金融負債（大部分は償却原価で測定される）を含んでいる。

28 保険契約に基づく負債

会計方針

HSBCは、保険リスク、金融リスクまたは両方を含む契約を顧客に提供している。特定の不確実な将来事象が発生した場合に他の当事者を補償する契約により、HSBCが当該当事者から重要な保険リスクを引き受けている場合に、当該契約は保険契約として分類される。保険契約によっては金融リスクも移転する場合があるが、保険リスクに重要性がある場合には、保険契約として会計処理される。

保険契約に基づく負債

非連動型生命保険契約に基づく負債は、現地の数理計算原則に基づいて各生命保険事業別に計算されている。ユニット連動型生命保険契約に基づく負債は、関連するファンドまたは指標の価値を参照して計算された解約返戻金または譲渡価格と少なくとも同等である。

負債十分性テストは、保険負債の帳簿価額が将来キャッシュ・フローの現在の見積りに照らし合わせて十分であることを保証するために当該負債に対して実施される。負債十分性テストを実施する場合、すべての契約上のキャッシュ・フローは割り引かれ、当該負債の帳簿価額と比較される。不足が確認された場合は、損益計算書上に直ちに費用計上される。

任意の配当金を規定している保険契約における将来の利益配当

保険契約者に対する任意の利益配当金の給付を規定している保険契約の負債は、保険契約者将来任意給付に対する引当金を含む。これらの引当金は、その時点までの投資ポートフォリオの実際の運用成績および契約を裏付ける資産に関連する将来の運用成績についての経営陣の期待、さらに必要に応じて、死亡率、失効率および業務効率などのその他の経験に基づく要因を反映している。この給付は、契約条件、規定または過去の分配方針に基づいて生じる可能性がある。

任意参加型の投資契約

任意参加型の投資契約は金融商品であるが、これらはIFRS第4号「保険契約」で認められているとおり、引き続き保険契約として取り扱われる。当グループは、したがってこれら契約の保険料を収益として認識し、負債の帳簿価額の増加を費用として計上する。

これらの契約（その任意給付には主に投資ポートフォリオの実際の運用成績が反映される）における正味未実現投資利益に対応する負債の増加は、関連資産の未実現利益の会計処理に応じて損益計算書またはその他包括利益のいずれかに認識される。正味未実現損失の場合は、回収可能性が極めて高い範囲でのみ、繰延利益配当資産が認識される。関連資産の実現損益から生じる負債の変動は損益計算書に認識される。

保険契約に基づく負債

	総額	再保険会社の 持分	純額
	百万米ドル		
非連動型保険契約 ¹			
2015年 1 月 1 日現在	36,973	(772)	36,201
支払保険金および給付金	(3,200)	153	(3,047)
保険契約準備金の増加	7,746	(575)	7,171
処分 / 売却目的への振替	(443)	6	(437)
換算差額およびその他の変動額	(538)	73	(465)
2015年12月31日現在	40,538	(1,115)	39,423
任意参加型の投資契約			
2015年 1 月 1 日現在	25,068	-	25,068
支払保険金および給付金	(2,101)	-	(2,101)
保険契約準備金の増加	2,728	-	2,728
換算差額およびその他の変動額 ²	(3,086)	-	(3,086)
2015年12月31日現在	22,609	-	22,609
連動型生命保険契約			
2015年 1 月 1 日現在	11,820	(260)	11,560
支払保険金および給付金	(1,869)	64	(1,805)
保険契約準備金の増加	1,398	(5)	1,393
処分 / 売却目的への振替	(4,594)	-	(4,594)
換算差額およびその他の変動額 ³	36	(62)	(26)
2015年12月31日現在	6,791	(263)	6,528
2015年12月31日現在の保険契約準備金合計	69,938	(1,378)	68,560

	総額	再保険会社の 持分	純額
	百万米ドル		
非連動型保険契約 ¹			
2014年 1 月 1 日現在	33,950	(1,118)	32,832
支払保険金および給付金	(3,575)	175	(3,400)
保険契約準備金の増加	7,764	(409)	7,355
処分 / 売却目的への組替	(589)	527	(62)
換算差額およびその他の変動額	(577)	53	(524)
2014年12月31日現在	36,973	(772)	36,201
任意参加型の投資契約			
2014年 1 月 1 日現在	26,427	-	26,427
支払保険金および給付金	(2,175)	-	(2,175)
保険契約準備金の増加	3,188	-	3,188
換算差額およびその他の変動額 ²	(2,372)	-	(2,372)
2014年12月31日現在	25,068	-	25,068
連動型生命保険契約			
2014年 1 月 1 日現在	13,804	(290)	13,514
支払保険金および給付金	(1,499)	88	(1,411)
保険契約準備金の増加	2,762	33	2,795
処分 / 売却目的への組替	(2,547)	74	(2,473)
換算差額およびその他の変動額 ³	(700)	(165)	(865)
2014年12月31日現在	11,820	(260)	11,560
2014年12月31日現在の保険契約準備金合計	73,861	(1,032)	72,829

1 「非連動保険契約」は損害保険契約に基づく負債を含む。

2 「換算差額およびその他の変動額」はその他包括利益に認識されている正味未実現投資利益から生じる保険契約者に対する任意の利益配当金の給付に関する負債の変動を含む。

3 「換算差額およびその他の変動額」は再保険契約から生じる金額を含む。

保険契約準備金の増加は、当事業年度における保険契約準備金の増加につながるすべての事象の合計額を表している。保険契約準備金の変動をもたらす主な要因は、死亡保険金の請求、解約、失効、契約開始時の保険契約準備金の設定、配当宣言および契約者に帰属するその他の金額を含む。

[次へ](#)

29 引当金

会計方針

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的債務またはみなし債務を決済するために経済的便益が流出する可能性があり、その金額を合理的に見積ることができる場合に認識される。

重要な会計上の見積りおよび判断

引当金

現在の債務の有無、ならびに支出の可能性、時期、および金額の見積りの決定には判断を伴う。訴訟引当金、財産引当金（不利な契約を含む）および類似の債務の評価については、専門家の助言を取り入れている。

法的手続きおよび規制に関する引当金は、通常その他の種類の引当金よりも高度な判断が求められる。訴訟が初期段階の場合には、現在の債務の有無、発生可能性の見積り、および発生時に流出する可能性のある金額の見積りの決定に関して高度な不確実性が存在するため、会計的な判断が困難となる可能性がある。当該事象の進展に伴って、経営陣および法務アドバイザーは、引当金を認識すべきか否かを継続的に評価し、必要に応じて以前の判断や見積りの見直しを行っている。段階が進むに連れ、一連の起こり得る結果がより明確になることによって、判断および見積りを行うことは通常容易になる。ただし、引当金の金額は、依然として、使用される仮定に依存して大きく変動する可能性がある。係争中の訴訟案件、捜査または審理に関して起こり得る結果は、広範囲にわたる可能性がある。その結果、個別案件に関して起こり得る結果の範囲を定量化することは、多くの場合実務上困難である。また、この種の引当金について、かかる案件の性質および状況がさまざまであること、ならびに不確実性が広範囲にわたるため、起こり得る結果の範囲を全体として有意性をもって定量化することも実務上困難である。

顧客補償引当金もまた、高度な見積りおよび判断が必要とされる。認識される引当金の金額は、複数の異なる仮定（例えば、請求受付の件数、予想される請求受付の期間、請求の件数の減少率、システム上の不適正販売と識別されるものの総数、および顧客の請求1件当たりの契約件数）に左右される。

引当金

	事業再構築 費用	契約債務	訴訟および 規制事項	顧客補償	その他の 引当金	合計
	百万米ドル					
2015年 1 月 1 日現在	197	234	2,184	1,831	552	4,998
追加引当金 / 引当金増加	430	120	2,153	765	138	3,606
引当金使用額	(95)	(2)	(619)	(856)	(159)	(1,731)
戻入額	(29)	(15)	(95)	(170)	(133)	(442)
割引のアンワインディング	-	-	40	6	-	46
換算差額およびその他の変動額	(40)	(97)	(489)	(236)	(63)	(925)
2015年12月31日現在	463	240	3,174	1,340	335	5,552
2014年 1 月 1 日現在	271	177	1,832	2,382	555	5,217
追加引当金 / 引当金増加	147	136	1,752	1,440	154	3,629
引当金使用額	(143)	(2)	(1,109)	(1,769)	(112)	(3,135)
戻入額	(43)	(46)	(281)	(184)	(66)	(620)
割引のアンワインディング	—	1	43	10	11	65
換算差額およびその他の変動額	(35)	(32)	(53)	(48)	10	(158)
2014年12月31日現在	197	234	2,184	1,831	552	4,998

「訴訟および規制事項」の詳細は、注記40に記載されている。訴訟には、HSBCグループ会社に対して提起された（請求または反訴の形式による）民事裁判、仲裁もしくは審判手続きまたは和解に達しない場合に裁判、仲裁もしくは審判手続きとなる民事上の紛争が含まれる。規制事項は、HSBCが違反しているとされる行為に関連して規制当局または取締機関が実施した調査、レビューおよびその他の措置またはそれらの措置への対応を示している。

「顧客補償」についての詳細は本注記に記載されている。「顧客補償」は、規制に準拠していなかったことあるいは顧客を公正に扱わなかったことに関連する顧客の損失または損害を賠償するHSBCの活動（根本原因分析、顧客に対する対応、案件レビュー、意思決定および補償の算定を含む）を示している。顧客補償はHSBCが顧客からの請求および/または業界における販売業務の発展に対応して開始する場合が多く、必ずしも規制措置によるものではない。

支払補償保険

2015年12月31日現在、過年度の支払補償保険（「PPI」）商品の不適切販売についての補償の見積負債に関する引当金1,039百万米ドル（2014年：1,079百万米ドル）が計上された。549百万米ドルの引当金の増加は、当事業年度に認識された。これは、主に請求管理会社による請求受付件数が前年度の予測と比較して増加したこと、さらに請求期限の導入に関するFCAの協議や2014年の英国最高裁判所の判決（「プレヴィン」）が引当金に及ぼす影響についての経営陣の現時点における最善の見積りを反映したものである。当期の予想される請求受付件数の推移には、請求期限の導入により予想される影響を考慮してこの賠償制度が2018年上半

期（2014年の仮定：2018年第1四半期）に終了することが示唆されている。2011年上半期の司法審査の判決以降に計上された引当金の累計額は、4.7十億米ドルであり、このうち、3.6十億米ドルが2015年12月31日現在支払済であった。

賠償のための見積負債は、顧客による支払保険料に単利年率8%（関連する貸出商品に特有の金利が高い場合にはその金利）を加えた合計に基づいて計算されている。賠償負債を計算するための基礎は、一時払保険および標準的な保険契約と同じである。将来の賠償水準の見積りは、過去に観察された1契約あたり賠償に基づいている。

合計で5.4百万のPPI商品が、2000年以来HSBCにより販売され、2015年の平均為替レートで4.0十億米ドルの見積利益が生じた。これらの商品の計上保険料総額は約5.2十億米ドルであった。2015年12月31日現在、受領が見込まれる請求の見積合計は、販売済契約合計の35%である1.9百万件であった。販売済契約合計の42%である2.3百万商品に関して対応をとることが見積られている。この見積りには、請求受付の件数ならびにHSBCが特定の契約について積極的に行う対応（「対外的対応」）が含まれている。

2015年12月31日において受領した請求の累積数および将来予想される請求数

	2015年12月31日 までの累積	将来予想
請求の受付数 ¹ （契約数、千件）	1,215	336
対外的対応数（契約数、千件）	624	101
対外的対応に対する回答率	44%	52%
請求1件あたりの平均認定率 ²	74%	81%
請求1件あたりの平均賠償（米ドル）	3,058	2,844
FOSへの請求件数（契約数、千件）	121	51
FOS請求1件あたりの平均認定率	36%	53%

1 補償請求者がPPI契約を保有していない無効な請求を除く。

2 請求には、請求受付および対外的対応に対する回答を含む。

補償債務の計算に関連する主な仮定は、受け付ける請求の件数、請求の受領予測期間、請求件数の減少率、組織的に不適正販売したとされるものの総数および1顧客の請求あたりの契約数である。これらの主な仮定は、時の経過に伴い、その根本原因分析が進み、顧客が申請した請求の受付件数の実績が得られ、HSBCが行った継続的な対外的対応に関する回答を扱うに従って、改善される可能性が高い。

請求の受領が全体的に100,000件増加/減少した場合、補償引当金が2015年の平均為替レートで約221百万米ドル増加/減少する可能性がある。請求の対外的対応の回答率における各1%の増加/減少により、補償引当金が15百万米ドル増加/減少する可能性がある。

プレヴィンにおける判決は、事実そのものに基づき判断すると、PPI商品の顧客への販売に関連した未払手数料の金額を開示しないことにより、英国消費者信用法（「CCA」）の規定における不公平な関係がもたらされたとしている。FCAは、請求期限導入の提案とともにこの判決の適用に関する規則案や指針案に係る協議文書を公表している。HSBCは、これらの事案がもたらす影響の現時点における最善の見積りを2015年12月31日現在の引当金に反映している。協議文書の最終的な結果には依然として不確実性が存在するため、HSBCは、さらなる事実が明らかになるに伴い、引当金計上水準を継続的に見直していく予定である。

これらの要因および仮定に加え、必要となる補償の範囲もまた、各個人顧客の案件ごとの事実および状況に依拠する。これらの事由により、本件の補償にかかる最終的な費用については現時点では不確実性が高い。

金利デリバティブ

2015年12月31日現在、英国における金利デリバティブの不適切販売の可能性についての補償の見積負債に関する引当金87百万米ドル（2014年：312百万米ドル）が計上されている。この引当金は、デリバティブ契約における過去の支払に関する顧客に対する見積補償支払いに関連するものである。当事業年度において、引当金38百万米ドルの取り崩し（2014年：288百万米ドルの追加）が計上された。

英国消費者信用法

HSBCは、CCAの無担保定額借入契約の規定に関する準拠性レビューに取り組んでいる。顧客の借入書類に繰上返済の権利が言及されているか否かに関係なく、主に、借入の一部繰上返済の権利を年次明細書で通知していなかった顧客（顧客の借入書類には当該繰上返済の権利が記載されていた場合であっても）に対する利息の払戻のため、2015年12月31日現在「未払費用、繰延収益およびその他負債」に167百万米ドル（2014年：379百万米ドル）が認識されている。本日までの負債累計額は569百万米ドル（2014年：591百万米ドル）であり、そのうち414百万米ドル（2014年：212百万米ドル）が顧客に支払われている。CCAのその他の技術的要件が満たされているか否かの不確実性がある。

ブラジルの労働、民事上および金銭上の請求

2015年12月31日現在、ブラジルの労働、民事上および金銭上の訴訟に対する引当金は363百万米ドル（2014年：501百万米ドル）であった。これらの引当金のうち、168百万米ドル（2014年：246百万米ドル）は、元従業員がHSBCのブラジルにおける事業に対してHSBCを退職後に起こした労働および時間外手当訴訟の申し立てに関するものである。当該債務の見積りに関与する主な仮定は、退職従業員の予想数、個人別の給与水準および各個人別の事実および状況である。これらの引当金はブラジルの処分グループの一部を成しており、2015年12月31日現在、「売却目的保有」に分類されている（注記23参照）。

30 劣後債務

HSBC

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
劣後債務		
償却原価	22,702	26,664
- 劣後債務	20,773	22,355
- 優先証券	1,929	4,309
公正価値評価の指定を受けたもの（注記25）	22,510	23,317

- 劣後債務	21,168	21,822
- 優先証券	1,342	1,495
12月31日現在	45,212	49,981
エイチエスピーシー・ホールディングス	26,062	25,277
その他のHSBC	19,150	24,704
12月31日現在	45,212	49,981

HSBCの劣後債務

劣後債務は、その履行が上位債よりも後順位に置かれており、通常HSBCの自己資本に含まれる。該当する場合、資本証券はPRAへの事前通知および関連する場合には現地の銀行規制当局の同意をもってHSBCによる満期日前の償還請求および償還が可能である。最初の償還可能期日に償還されない場合、支払金利はステップ・アップするか、または銀行間取引金利に基づく変動金利となる。

変動金利資本証券の金利は通常、銀行間取引金利に関連している。残りの資本証券に係る支払利息は、10.176%以下の金利に固定されている。

以下に開示された貸借対照表の金額はIFRS基準で表示されており、商品の規制上の自己資本に寄与する金額は、発行費用、法定償却および自己資本指令（「CRD」）の移行規定で定められた規制上適格な上限の算入により反映されていない。

HSBCの発行済劣後債務

		1 回目の償還 請求期日	満期日	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー					
保証のその他Tier 1 資本証券 ¹					
500百万ポンド	非累積ステップ・アップ条項付永久優先 証券、金利8.208% ²	2015年 6 月		-	779
750百万ユーロ	非累積ステップ・アップ条項付永久優先 証券、金利5.13% ³	2016年 3 月		856	979
900百万米ドル	非累積ステップ・アップ条項付永久優先 証券シリーズ 2、 金利10.176%	2030年 6 月		891	891
				1,747	2,649
HSBCバンク・ピーエルシー保証の その他Tier 1 資本証券 ¹					
300百万ポンド	非累積ステップ・アップ条項付永久優先 証券、金利5.862%	2020年 4 月		488	515
700百万ポンド	非累積ステップ・アップ条項付永久優先 証券、金利5.844%	2031年11月		1,038	1,091
				1,526	1,606
HSBCバンク・ピーエルシー発行の Tier 2 証券					
500百万ポンド	期限前償還条項付劣後債、 金利4.75% ⁴	2015年 9 月	2020年 9 月	-	802
350百万ポンド	期限前償還条項付劣後債、 金利5.00% ⁵	2018年 3 月	2023年 3 月	562	605
300百万ポンド	劣後債、金利6.50%	-	2023年 7 月	444	466
350百万ポンド	期限前償還条項付ステップ・ アップ条項付劣後債、 金利5.375% ⁶	2025年11月	2030年11月	569	620
500百万ポンド	劣後債、金利5.375%	-	2033年 8 月	846	905
225百万ポンド	劣後債、金利6.25%	-	2041年 1 月	332	349
600百万ポンド	劣後債、金利4.75%	-	2046年 3 月	879	924
500百万ユーロ	期限前償還条項付変動金利 劣後債 ⁴	2015年 9 月	2020年 9 月	-	588
300百万米ドル	劣後債、金利7.65%	-	2025年 5 月	386	400
750百万米ドル	変動金利永久第一次キャピタル・ノート	1990年 6 月		750	750
500百万米ドル	変動金利永久第一次キャピタル・ノート	1990年 9 月		500	500
300百万米ドル	変動金利永久第一次キャピタル・ノート シリーズ 3	1992年 6 月		300	300
				5,568	7,209
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド発行のTier 2 証券					
400百万米ドル	変動金利永久第一次キャピタル・ノート ⁷	1990年 8 月		401	403
400百万米ドル	変動金利永久第一次キャピタル・ノート シリーズ 2 ⁸	1990年12月		-	401
400百万米ドル	変動金利永久第一次キャピタル・ノート シリーズ 3	1991年 7 月		400	400
				801	1,204
HSBCバンク・オーストラリア・リミテッド 発行のTier 2 証券					
200百万豪ドル	期限前償還条項付変動金利劣後債 ⁹	2015年11月	2020年11月	-	164
				-	164

				2015年	2014年
1 回目の償還 請求期日				満期日	
				百万米ドル	百万米ドル
HSBCバンク・マレーシア・ブルハド発行のTier 2 証券					
500百万	劣後債、金利4.35%	2017年 6 月	2022年 6 月	116	143
マレーシア・					
リンギット					
500百万	劣後債、金利5.05%	2022年11月	2027年11月	116	144
マレーシア・					
リンギット					
				232	287
HSBCユーエスエー・インク発行のTier 2 証券					
200百万米ドル	資本証券、金利7.808% ¹⁰	2006年12月	2026年12月	-	200
200百万米ドル	資本証券、金利8.38% ¹⁰	2007年 5 月	2027年 5 月	-	200
150百万米ドル	キャピタル・トラスト・	2006年11月	2026年11月	-	150
パススルー証券、金利7.75% ¹⁰					
750百万米ドル	劣後債、金利5.00%	-	2020年 9 月	747	738
250百万米ドル	劣後債、金利7.20%	-	2097年 7 月	220	216
150百万米ドル未満のその他の劣後債務 ¹¹				299	297
				1,266	1,801
HSBCバンク・ユーエスエー・エヌエー発行のTier 2 証券					
500百万米ドル	劣後債、金利6.00%	-	2017年 8 月	502	508
1,250百万米ドル	劣後債、金利4.875%	-	2020年 8 月	1,258	1,210
1,000百万米ドル	劣後債、金利5.875%	-	2034年11月	1,142	1,245
750百万米ドル	劣後債、金利5.625%	-	2035年 8 月	850	934
700百万米ドル	劣後債、金利7.00%	-	2039年 1 月	691	676
				4,443	4,573
HSBCファイナンス・コーポレーション発行のTier 2 証券					
1,000百万米ドル	信託優先証券、金利5.911% ⁹	2015年11月	2035年11月	-	998
2,939百万米ドル	上位劣後債、金利6.676% ¹²	-	2021年 1 月	2,188	2,185
				2,188	3,183
HSBCバンク・ブラジル・エスエー発行のTier 2 証券 ¹³					
383百万ブラジル・	劣後譲渡性預金	-	2015年 2 月	-	144
レアル					
500百万ブラジル・	劣後変動金利譲渡性預金	-	2016年12月	-	188
レアル					
各150百万米ドル未満のその他の劣後債務 ¹¹				-	81
				-	413
HSBCバンク・カナダ発行のTier 2 証券					
400百万カナダ・	劣後債、金利4.80%	2017年 4 月	2022年 4 月	298	367
ドル					
200百万カナダ・	劣後債、金利4.94% ⁷	2016年 3 月	2021年 3 月	144	172
ドル					
39百万カナダ・	変動金利債	1996年10月	2083年11月	29	34
ドル					
				471	573

				2015年	2014年
				百万米ドル	百万米ドル
1 回目の償還 請求期日					
満期日					
HSBCメキシコ・エスエー発行の証券					
1,818百万 メキシコ・ペソ	非転換劣後債務 ¹⁴	2013年9月	2018年9月	105	124
2,273百万 メキシコ・ペソ	非転換劣後債務 ¹⁴	2013年12月	2018年12月	131	154
300百万米ドル	非転換劣後債務 ^{14,15}	2014年6月	2019年6月	240	240
				476	518
その他のHSBC子会社発行の証券					
各200百万米ドル未満のその他の劣後債務 ¹¹				432	524
HSBC子会社が発行した12月31日現在の劣後債務合計				19,150	24,704

- 以下のパラグラフ「エイチエスピーシー・ホールディングスまたはHSBCバンク・ピーエルシーによる保証」を参照のこと。
- 2015年6月、HSBCは、非累積ステップ・アップ条項付永久優先証券（金利8.208%）500百万ポンドを額面で期限前償還した。
- 2016年2月、HSBCは、非累積ステップ・アップ条項付永久優先証券（金利5.13%）750百万ユーロを期限前償還する予定である旨通知した。
- 2015年9月、HSBCは、期限前償還条項付劣後債（金利4.75%）500百万ポンドおよび期限前償還条項付変動金利劣後債500百万ユーロを額面で期限前償還した。
- 2018年3月以降の金利は、英国5年債の償還総利回りに1.80%を加えた年利に変更される。
- 2025年11月以降の金利は、3ヶ月物ポンド建てLIBORに1.50%を加えたものとなる。
- 2016年1月、HSBCは、変動金利永久第一次キャピタル・ノート400百万米ドルおよび劣後債（金利4.94%）200百万カナダ・ドルを期限前償還する予定である旨通知した。
- 2015年12月、HSBCは、変動金利永久第一次キャピタル・ノート400百万米ドルを期限前償還した。
- 2015年11月、HSBCは、信託優先証券（金利5.911%）1,000百万米ドルおよび期限前償還条項付変動金利劣後債200百万豪ドルを額面で期限前償還した。
- 2015年6月、HSBCは、資本証券（金利7.808%）200百万米ドル、資本証券（金利8.38%）200百万米ドルおよびキャピタル・トラスト・パススルー証券（金利7.75%）150百万米ドルを額面で期限前償還した。
- ここに含まれているいくつかの証券はCRDの規定に準拠したHSBCの自己資本への算入には不適格なものである。
- 上位劣後債約731百万米ドルをエイチエスピーシー・ホールディングスが保有している。
- 注記23「売却目的資産および売却目的で保有する処分グループの負債」に含まれている。
- これらの証券はCRDに準拠したHSBCの自己資本への算入には不適格なものである。
- 劣後債務約60百万米ドルをエイチエスピーシー・ホールディングスが保有している。

エイチエスピーシー・ホールディングス

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
劣後債務：		
- 償却原価	15,895	17,255
- 公正価値評価の指定を受けたもの（注記25）	11,956	10,494
12月31日現在	27,851	27,749

エイチエスピーシー・ホールディングスの劣後債務

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー発行の Tier 2 証券		1 回目の償還請 求期日	満期日	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
第三者に対する債務					
488百万米ドル	劣後債、金利7.625% ¹	-	2032年 5 月	531	538
222百万米ドル	劣後債、金利7.35% ¹	-	2032年11月	278	278
2,000百万米ドル	劣後債、金利6.5% ¹	-	2036年 5 月	2,029	2,029
2,500百万米ドル	劣後債、金利6.5% ¹	-	2037年 9 月	3,085	3,278
1,500百万米ドル	劣後債、金利6.8% ¹	-	2038年 6 月	1,487	1,487
2,000百万米ドル	劣後債、金利4.25% ^{2,5}	-	2024年 3 月	2,078	2,069
1,500百万米ドル	劣後債、金利5.25% ^{2,5}	-	2044年 3 月	1,735	1,735
1,500百万米ドル	劣後債、金利4.25% ²	-	2025年 8 月	1,529	-
900百万ポンド	期限前償還条項付劣後債、金利6.375% ^{1,3}	2017年10月	2022年10月	1,432	1,558
650百万ポンド	劣後債、金利5.75% ²	-	2027年12月	1,079	1,176
650百万ポンド	劣後債、金利6.75% ²	-	2028年 9 月	955	1,005
750百万ポンド	劣後債、金利7.0% ²	-	2038年 4 月	1,159	1,217
900百万ポンド	劣後債、金利6.0% ²	-	2040年 3 月	1,310	1,379
1,600百万ユーロ	劣後債、金利6.25% ²	-	2018年 3 月	1,748	1,950
1,750百万ユーロ	劣後債、金利6.0% ²	-	2019年 6 月	2,284	2,623
700百万ユーロ	期限前償還条項付劣後債、金利3.625% ^{1,4}	2015年 6 月	2020年 6 月	-	878
1,500百万ユーロ	期限前償還条項付劣後債、金利3.375% ^{2,5}	2019年 1 月	2024年 1 月	1,694	1,898
1,500百万ユーロ	劣後債、金利3.0% ²	-	2025年 6 月	1,691	-
				26,104	25,098
HSBC子会社に対する債務					
500百万ポンド	累積ステップ・アップ条項付劣後債、 金利8.208% ⁴	2015年 6 月	2040年 6 月	-	779
750百万ユーロ	固定 / 変動金利劣後債、金利5.13%	2016年 3 月	2044年12月	856	981
900百万米ドル	累積ステップ・アップ条項付劣後債、 金利10.176%	2030年 6 月	2040年 6 月	891	891
				1,747	2,651
				27,851	27,749

- 1 第三者に対する債務金額は、CRD における移行規定に準拠するTier 2 としてHSBCの自己資本に含まれる証券を表す。
- 2 これらの証券は、移行後ベースのCRD のTier 2 証券に完全に準拠するものとしてHSBCの自己資本に含まれている。
- 3 2017年10月以降の金利は、3 ヶ月物ポンド建てLIBORに1.3%を加えたものとなる。
- 4 2015年 6 月、エイチエスピーシー・ホールディングスは、期限前償還条項付劣後債（金利3.625%）700百万ユーロおよび非
累積ステップ・アップ永久優先証券（金利8.208%）500百万ポンドを額面で期限前償還した。
- 5 これらの劣後債は、エイチエスピーシー・ホールディングスでは償却原価で測定されている。なお、この劣後債は当グルー
プでは公正価値で測定されており、その金利リスクは公正価値ヘッジを用いてヘッジされている。

その他Tier 1 資本証券

HSBCはTier 1 資本に 3 種類のその他Tier 1 資本証券を含めている。その他Tier 1 資本証券は、エイチエスピーシー・ホールディングスの裁量で利払いの繰延べや取消しが可能な永久劣後証券である。本注記に表示されている証券は、HSBCが永久に配当を支払う義務を有することから、負債として会計処理されている。資本として会計処理される他の 2 種類のその他Tier 1 資本証券については、注記35を参照のこと。

本セクションに表示されているその他Tier 1 証券はCRD に準拠したTier 1 資本として認識する上での識別基準を完全には満たしていないが、移行規定による制限および段階的廃止の対象となる規制上の自己資本として適格である。

エイチエスピーシー・ホールディングスまたはHSBCバンク・ピーエルシーによる保証

エイチエスピーシー・ホールディングスまたはHSBCバンク・ピーエルシー（「HSBCバンク」）が劣後ベースで保証を提供している上記の 5 種類の資本証券は、ジャージー・リミテッド・パートナーシップにより発行された非累積ステップ・アップ条項付永久優先証券である。受取金は、劣後債の発行によりリミテッド・パートナーシップから保証人それぞれに融資された。これらの優先証券は移行規定を適用したCRD に基づいたHSBCのその他Tier 1 資本として適格であり、HSBCバンクが保証する 2 種類の資本証券もまた移行規定を適用した手続きによりCRD に基づくHSBCバンク（単独および連結ベース）のその他Tier 1 資本として適格である。

これらの優先証券および保証は、該当する発行体の非累積永久優先株式を購入した場合の権利と同等である経済的権利を投資家に提供することを目的としている。英国の銀行規制またはその他の要件により分配金の支払が禁止されている場合、支払によりHSBCが自己資本比率基準を満たすことができなくなる場合、あるいはエイチエスピーシー・ホールディングスまたはHSBCバンクが（定義されるとおりの）十分な分配可能な剰余金を保有していない場合には、分配金の支払いが制限される。

エイチエスピーシー・ホールディングスおよびHSBCバンクは、優先証券の分配金全額の支払が特定の状況により禁止された場合、優先証券の分配金が全額支払われるまで、普通株式の配当またはその他の分配を支払わない、あるいは普通株式の買戻しまたは償還を行わないという契約を個別に締結している。

エイチエスピーシー・ホールディングス保証の優先証券については、（ ）HSBCの自己資本比率合計が必要な規制上の最低自己資本比率を下回った場合、または（ ）取締役がエイチエスピーシー・ホールディングスの財政状態の悪化を考慮して近い将来において（ ）が発生すると予想する場合、優先証券はすべての重要な点において、優先証券および保証を合わせたものと同一の経済条件を有する、エイチエスピーシー・ホールディングスの優先株式に転換される。

HSBCバンク保証の優先証券については、(i) 2 種類の優先証券の発行がそれぞれ2049年 4 月または2048年11月に未償還の場合、あるいは（ ）単独および連結ベースでHSBCバンクの自己資本比率が必要な規制上の最低自己資本比率を下回る場合、あるいは（ ）HSBCバンクの財政状態の悪化を考慮して、取締役が（ ）が近い将来に発生すると予想する場合、優先証券はすべての重要な点において優先証券および保証を合わせたものと同一の経済条件を有する、HSBCバンクの優先株式に転換される。

Tier 2 資本証券

これらの資本証券は、移行規定を適用したCRD に基づいたTier 2 資本としてHSBCの規制上の自己資本に含められている（CRD の移行後規定に準拠した特定のエイチエスピーシー・ホールディングスの証券を除く）。Tier 2 資本証券は、クーポンの支払を義務付けられた永久劣後証券または償還期限付証券のいずれか

である。CRD に準拠して、すべてのTier 2 証券の資本拠出は規制目的上、満期前の最後の 5 年間に償却される。

31 資産、負債およびオフバランスシート・コミットメントの満期分析

427ページ（訳注：原文のページ数である）の表は、連結資産、負債、オフバランスシート・コミットメントの合計を貸借対照表日における残存契約期間ごとに分析したものである。満期日分析に含まれる資産および負債の残高は以下のとおりである。

- ・ リバース・レボ、レボおよび発行済負債証券を除く、トレーディング資産および負債（トレーディング・デリバティブを含む）は、トレーディング残高が一般的に短期保有であるために、契約上の満期ではなく、「１ヶ月以内」の項目に含まれている。
- ・ 契約上の満期のない金融資産および負債（持分証券など）は、「５年超」の項目に含まれている。期限の定めのない商品または永久商品は、商品の契約相手に権利のある契約上の通知期間に基づき分類されている。契約上の通知期間がない場合、無期日または永久商品は「５年超」の項目に含まれる。
- ・ 契約上の満期のない金融資産および負債以外の商品（有形固定資産、のれんおよび無形資産、当期および繰延税金資産および負債ならびに退職給付債務など）は、「５年超」の項目に含まれている。
- ・ 売却目的保有の処分グループの資産および負債に含まれる金融商品は、処分取引ではなく、原商品の契約上の満期に基づき分類される。
- ・ 保険契約に基づく負債は、「５年超」の項目に含まれる。投資契約に基づく負債は、その契約上の満期に従い分類される。期限の定めのない投資契約は、投資家に権利のある契約上の通知期間に基づき分類される。契約上の通知期間がない場合、期限の定めのない契約は「５年超」の項目に分類される。

貸付金およびその他の信用関連のコミットメントは、最も早い引出可能日に基づき分類される。

HSBC

資産および負債の満期分析

	2015年12月31日現在								
		1ヶ月超 3ヶ月以 内	3ヶ月超 6ヶ月以 内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	1ヶ月以内								
	百万米ドル								
金融資産									
現金および中央銀行預 け金	98,934	—	—	—	—	—	—	—	98,934
他行から回収中の項目	5,768	—	—	—	—	—	—	—	5,768
香港政府債務証券	28,410	—	—	—	—	—	—	—	28,410
トレーディング資産	224,691	34	—	—	—	112	—	—	224,837
- リバース・レポ	292	34	—	—	—	112	—	—	438
- その他のトレーディ ング資産	224,399	—	—	—	—	—	—	—	224,399
公正価値評価の指定を 受けた金融資産	429	194	222	83	390	896	2,603	19,035	23,852
デリバティブ	285,797	215	223	198	33	499	841	670	288,476
- トレーディング	285,678	—	—	—	—	—	—	—	285,678
- 非トレーディング	119	215	223	198	33	499	841	670	2,798
銀行に対する貸付金	57,296	14,530	4,063	1,964	2,499	5,134	3,274	1,641	90,401
顧客に対する貸付金	176,862	69,638	54,730	33,095	34,774	81,560	201,253	272,542	924,454
- 個人	39,191	8,328	8,510	7,457	9,350	22,438	57,283	218,646	371,203
- 法人および商業	123,901	54,711	40,489	21,081	21,811	50,355	131,166	49,564	493,078
- 金融	13,770	6,599	5,731	4,557	3,613	8,767	12,804	4,332	60,173
売戻契約・非トレ ーディング目的	110,478	21,978	7,220	2,786	580	2,985	228	—	146,255
金融投資	35,104	59,098	36,897	19,102	17,293	48,634	94,549	118,278	428,955
売却目的資産	15,816	2,628	2,544	1,218	2,611	4,675	6,365	4,422	40,279
未収収益およびその他 の 金融資産	12,732	6,682	1,995	483	395	463	445	2,115	25,310
2015年12月31日現在の 金融資産	1,052,317	174,997	107,894	58,929	58,575	144,958	309,558	418,703	2,325,931
非金融資産	—	—	—	—	—	—	—	83,725	83,725
2015年12月31日現在の 資産合計	1,052,317	174,997	107,894	58,929	58,575	144,958	309,558	502,428	2,409,656

2015年12月31日現在									
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
百万米ドル									
金融負債									
香港流通紙幣	28,410	—	—	—	—	—	—	—	28,410
銀行からの預金	46,693	2,225	1,049	325	116	712	3,182	69	54,371
顧客からの預金 ¹	1,185,091	50,831	21,397	10,421	10,869	6,596	3,852	529	1,289,586
- 個人	574,468	27,646	13,032	7,371	7,990	3,566	2,920	354	637,347
- 法人および商業	459,813	18,802	7,314	2,479	2,495	2,926	828	156	494,813
- 金融	150,810	4,383	1,051	571	384	104	104	19	157,426
買戻契約・非トレーディング目的	73,478	3,788	1,816	164	154	—	500	500	80,400
他行へ送金中の項目	5,638	—	—	—	—	—	—	—	5,638
トレーディング負債	111,691	1,471	1,529	882	2,184	4,344	10,105	9,408	141,614
- レボ	77	365	—	—	—	—	—	—	442
- 発行済負債証券	967	1,106	1,529	882	2,184	4,344	10,105	9,408	30,525
- その他のトレーディング負債	110,647	—	—	—	—	—	—	—	110,647
公正価値評価の指定を受けた金融負債	2,036	1,822	2,943	342	1,900	4,930	14,316	38,119	66,408
- 発行済負債証券：カバードボンド	—	—	—	—	—	2,012	1,608	2,577	6,197
- 発行済負債証券：その他の担保付負債証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
- 発行済負債証券：無担保負債証券	1,972	973	2,926	342	1,786	2,918	9,819	10,745	31,481
- 劣後債務および優先証券	—	848	—	—	—	—	2,773	18,889	22,510
- その他	64	1	17	—	114	—	116	5,908	6,220
デリバティブ	276,765	34	251	213	52	524	1,063	2,169	281,071
- トレーディング	276,558	—	—	—	—	—	—	—	276,558
- 非トレーディング	207	34	251	213	52	524	1,063	2,169	4,513
発行済負債証券	16,536	9,326	16,295	5,542	1,365	10,754	22,866	6,265	88,949
- カバードボンド	—	—	1	—	1	83	17	33	135
- その他の担保付負債証券	8,436	173	195	206	173	2,082	4,354	1,118	16,737
- 無担保負債証券	8,100	9,153	16,099	5,336	1,191	8,589	18,495	5,114	72,077
売却目的で保有する処分グループの負債	20,350	1,416	1,548	1,344	1,246	5,050	1,484	115	32,553
未払費用およびその他の金融負債	14,802	7,965	2,467	659	421	925	1,454	665	29,358
劣後債務	—	401	—	—	34	650	4,579	17,038	22,702
2015年12月31日現在の金融負債合計	1,781,490	79,279	49,295	19,892	18,341	34,485	63,401	74,877	2,121,060
非金融負債	—	—	—	—	—	—	—	91,078	91,078
2015年12月31日現在の負債合計	1,781,490	79,279	49,295	19,892	18,341	34,485	63,401	165,955	2,212,138

2014年12月31日現在									
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	百万米ドル								
金融資産									
現金および中央銀行預け 金	129,957	—	—	—	—	—	—	—	129,957
他行から回収中の項目	4,927	—	—	—	—	—	—	—	4,927
香港政府債務証券	27,674	—	—	—	—	—	—	—	27,674
トレーディング資産	303,463	—	—	—	—	—	730	—	304,193
- リバース・レポ	567	—	—	—	—	—	730	—	1,297
- その他のトレーディン グ資産	302,896	—	—	—	—	—	—	—	302,896
公正価値評価の指定を 受けた金融資産	244	399	417	346	208	1,825	4,634	20,964	29,037
デリバティブ	341,558	56	463	220	32	1,003	1,033	643	345,008
- トレーディング	341,416	—	—	—	—	—	—	—	341,416
- 非トレーディング	142	56	463	220	32	1,003	1,033	643	3,592
銀行に対する貸付金	73,758	17,649	5,682	1,934	1,850	7,371	1,981	1,924	112,149
顧客に対する貸付金	203,130	76,236	55,018	35,347	37,674	91,300	187,728	288,227	974,660
- 個人	42,170	9,673	8,911	7,486	8,672	27,305	54,439	230,298	388,954
- 法人および商業	146,250	61,809	41,924	23,720	23,697	56,398	124,796	56,590	535,184
- 金融	14,710	4,754	4,183	4,141	5,305	7,597	8,493	1,339	50,522
売却契約・非トレーディ ング目的	116,002	30,490	9,076	2,230	582	868	2,465	—	161,713
金融投資	28,237	50,445	41,503	14,577	17,011	48,392	96,891	118,411	415,467
売却目的資産	114	186	13	18	10	41	126	6,224	6,732
未収収益およびその他の 金融資産	17,756	7,386	2,402	587	317	707	1,156	3,579	33,890
2014年12月31日現在の 金融資産	1,246,820	182,847	114,574	55,259	57,684	151,507	296,744	439,972	2,545,407
非金融資産	—	—	—	—	—	—	—	88,732	88,732
2014年12月31日現在の 資産合計	1,246,820	182,847	114,574	55,259	57,684	151,507	296,744	528,704	2,634,139

2014年12月31日現在									
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
百万米ドル									
金融負債									
香港流通紙幣	27,674	—	—	—	—	—	—	—	27,674
銀行からの預金	66,829	2,890	2,539	511	810	621	2,963	263	77,426
顧客からの預金 ¹	1,216,574	57,127	32,925	15,023	13,586	9,278	5,819	310	1,350,642
- 個人	572,459	28,580	16,728	10,609	9,625	7,220	3,967	125	649,313
- 法人および商業	465,990	21,841	10,688	3,716	2,894	1,615	1,316	150	508,210
- 金融	178,125	6,706	5,509	698	1,067	443	536	35	193,119
買戻契約・非トレーディング目的	95,243	5,029	4,054	1,392	714	—	—	1,000	107,432
他行へ送金中の項目	5,990	—	—	—	—	—	—	—	5,990
トレーディング負債	155,604	2,041	2,636	1,439	2,918	5,744	9,603	10,587	190,572
- レボ	746	909	224	264	1,249	406	—	—	3,798
- 発行済負債証券	1,686	1,132	2,412	1,175	1,669	5,338	9,603	10,587	33,602
- その他のトレーディング負債	153,172	—	—	—	—	—	—	—	153,172
公正価値評価の指定を受けた金融負債	981	912	4,264	972	1,557	8,500	15,037	43,930	76,153
- 発行済負債証券：カバードボンド	—	—	—	205	—	—	2,705	2,942	5,852
- 発行済負債証券：その他の担保付負債証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
- 発行済負債証券：無担保負債証券	942	868	4,242	742	1,409	8,500	9,576	14,233	40,512
- 劣後債務および優先証券	—	36	—	—	18	—	2,623	20,640	23,317
- その他	39	8	22	25	130	—	133	6,115	6,472
デリバティブ	335,802	23	86	223	54	621	1,121	2,739	340,669
- トレーディング	335,400	—	—	—	—	—	—	—	335,400
- 非トレーディング	402	23	86	223	54	621	1,121	2,739	5,269
発行済負債証券	14,741	15,424	13,027	7,854	6,050	14,209	19,481	5,161	95,947
- カバードボンド	—	—	—	—	—	—	81	—	81
- その他の担保付負債証券	8,807	1,063	60	283	272	912	1,562	1,008	13,967
- 無担保負債証券	5,934	14,361	12,967	7,571	5,778	13,297	17,838	4,153	81,899
売却目的で保有する 処分グループの負債	191	28	56	55	63	213	551	2,837	3,994
未払費用およびその他の 金融負債	20,893	9,170	3,013	1,166	1,757	1,355	1,674	818	39,846
劣後債務	—	150	—	3	167	113	3,607	22,624	26,664
2014年12月31日現在の 金融負債合計	1,940,522	92,794	62,600	28,638	27,676	40,654	59,856	90,269	2,343,009
非金融負債	—	—	—	—	—	—	—	91,152	91,152
2014年12月31日現在の 負債合計	1,940,522	92,794	62,600	28,638	27,676	40,654	59,856	181,421	2,434,161

1 「顧客からの預金」は保証スキームによって保証された342,908百万米ドル（2014年：342,927百万米ドル）を含む。

オフバランスシートのコミットメントを受けたものの満期分析

	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	百万米ドル								
2015年12月31日現在									
貸付金およびその他の信用 関連コミットメント	3,472	—	2,149	—	—	111	—	—	5,732
2014年12月31日現在									
貸付金およびその他の信用 関連コミットメント	3,313	—	4,312	607	—	—	—	—	8,232

オフバランスシートのコミットメントを行ったものの満期分析

	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	百万米ドル								
2015年12月31日現在									
貸付金およびその他の信用 関連コミットメント	472,277	45,792	16,271	9,798	47,122	11,325	48,756	15,089	666,430
うち									
- 個人	161,843	11,547	6,333	963	19,607	1,207	425	1,018	202,943
- 法人および商業	272,044	32,764	9,126	8,372	23,984	8,227	38,838	12,558	405,913
- 金融	38,390	1,481	812	463	3,531	1,891	9,493	1,513	57,574
2014年12月31日現在									
貸付金およびその他の信用 関連コミットメント	455,319	52,398	8,919	14,163	41,500	13,979	48,333	16,769	651,380
うち									
- 個人	179,088	15,784	452	305	14,036	1,432	1,003	955	213,055
- 法人および商業	239,646	34,657	7,595	12,556	23,519	9,926	36,918	12,185	377,002
- 金融	36,585	1,957	872	1,302	3,945	2,621	10,412	3,629	61,323

エイチエスピーシー・ホールディングス

資産、負債およびオフバランスシート・コミットメントの満期分析

	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以 内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	百万米ドル								
金融資産									
銀行預金および手元現金									
- HSBC子会社に対する残高	242	—	—	—	—	—	—	—	242
デリバティブ	1,990	—	—	—	—	—	109	368	2,467
- トレーディング	1,990	—	—	—	—	—	—	—	1,990
- 非トレーディング	—	—	—	—	—	—	109	368	477
HSBC子会社に対する貸付金	7,805	2,629	4,618	—	—	—	—	29,298	44,350
HSBC子会社に対する金融投資	40	6	—	—	—	—	—	4,239	4,285
未収収益およびその他の金融資産	7	—	—	—	—	—	—	109	116
2015年12月31日現在の金融資産合計	10,084	2,635	4,618	—	—	—	109	34,014	51,460
非金融資産	—	—	—	—	—	—	—	98,734	98,734
2015年12月31日現在の資産合計	10,084	2,635	4,618	—	—	—	109	132,748	150,194
金融負債									
HSBC子会社に対する債務	1,629	—	—	—	—	415	—	108	2,152
公正価値評価の指定を受けた金融負債	—	960	—	—	—	—	2,285	16,608	19,853
- 発行済負債証券	—	960	—	—	—	—	—	6,937	7,897
- 劣後債務および優先証券	—	—	—	—	—	—	2,285	9,671	11,956
デリバティブ	2,065	—	—	—	—	—	213	—	2,278
- トレーディング	2,065	—	—	—	—	—	—	—	2,065
- 非トレーディング	—	—	—	—	—	—	213	—	213
発行済負債証券	—	—	—	—	—	—	—	960	960
未払費用およびその他の金融負債	1,231	195	132	20	—	—	—	—	1,578
劣後債務	—	—	—	—	—	—	1,749	14,146	15,895
2015年12月31日現在の金融負債合計	4,925	1,155	132	20	—	415	4,247	31,822	42,716
非金融負債	—	—	—	—	—	—	—	64	64
2015年12月31日現在の負債合計	4,925	1,155	132	20	—	415	4,247	31,886	42,780
オフバランスシートの コミットメントを行ったもの									
正式なスタンバイ・ファシリティ、信用枠およびその他の融資約定の未引出し	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以 内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	百万米ドル								
金融資産									
銀行預金および手元現金									
- HSBC子会社に対する残高	249	—	—	—	—	—	—	—	249
デリバティブ	2,287	—	—	—	—	—	127	357	2,771
- トレーディング	2,287	—	—	—	—	—	—	—	2,287
- 非トレーディング	—	—	—	—	—	—	127	357	484
HSBC子会社に対する貸付金	7,007	858	7,676	—	14	—	—	28,355	43,910
HSBC子会社に対する金融投資	26	6	—	—	—	—	—	4,041	4,073
未収収益およびその他の金融資産	8	—	—	—	—	—	—	—	8
2014年12月31日現在の金融資産合計	9,577	864	7,676	—	14	—	127	32,753	51,011
非金融資産	—	—	—	—	—	—	—	96,853	96,853
2014年12月31日現在の資産合計	9,577	864	7,676	—	14	—	127	129,606	147,864
金融負債									
HSBC子会社に対する債務	2,423	—	32	—	1	436	—	—	2,892
公正価値評価の指定を受けた金融負債	—	—	—	—	—	1,110	2,623	14,946	18,679
- 発行済負債証券	—	—	—	—	—	1,110	—	7,075	8,185
- 劣後債務および優先証券	—	—	—	—	—	—	2,623	7,871	10,494
デリバティブ	1,066	—	—	—	—	—	103	—	1,169
- トレーディング	1,066	—	—	—	—	—	—	—	1,066
- 非トレーディング	—	—	—	—	—	—	103	—	103
発行済負債証券	—	—	—	—	—	—	—	1,009	1,009
未払費用およびその他の金融負債	924	208	137	21	—	—	—	—	1,290
劣後債務	—	—	—	—	—	—	1,951	15,304	17,255
2014年12月31日現在の金融負債合計	4,413	208	169	21	1	1,546	4,677	31,259	42,294
非金融負債	—	—	—	—	—	—	—	125	125
2014年12月31日現在の負債合計	4,413	208	169	21	1	1,546	4,677	31,384	42,419
オフバランスシートの コミットメントを行ったもの									
正式なスタンバイ・ファシリティ、信用枠およびその他の融資約定の未引出し	16	—	—	—	—	—	—	—	16

32 金融資産と金融負債の相殺

会計方針

金融資産と金融負債は、これらの認識金額を相殺する法的に強制力のある権利が存在し、純額で決済する、もしくは資産の実現と同時に負債を決済する意図がある場合に相殺され、純額が貸借対照表に計上される。（「相殺基準」）

以下の開示情報は当年度より拡充され、「強制力のあるネットティング契約の対象とならない金額」が含まれている。その結果、過年度から表示形式が変更され、過年度のデータはこの変更に従って再表示されている。

以下の表の「貸借対照表上で相殺されない金額」のデリバティブおよび売戻契約／買戻契約、借株／貸株および類似契約は、以下の取引を含む。

- ・ 契約相手方が、HSBCとの相殺エクスポージャーを有しており、債務不履行、破産または破綻の場合のみ相殺する権利を有するマスターネットティング契約あるいは類似の契約が存在するか、あるいは他の相殺基準が満たされない場合
- ・ 上述の取引に関して現金および非現金担保を受け取った／差入れた場合

顧客に対する貸付金および顧客からの預金（償却原価で計上）について、下記の表に含まれる金額は、通常、企業および商業顧客との運転資金管理目的の取引に関連するものである。「貸借対照表上で相殺されない金額」は、顧客にHSBCとの相殺エクスポージャーがあり、相殺する権利が合意されているが、他の相殺基準を満たさない取引に関連するものである。リスク管理目的上、このようなエクスポージャーの正味金額には監視対象となる上限があり、関連する顧客契約は、必要に応じて、適切な相殺の法的権利の存在を確認するためのレビューおよび更新の対象となる。

相殺、強制力のあるマスターネットティング契約および類似した契約の対象となる金融資産

	強制力のあるマスターネットティング契約の対象となる金額							強制力のある ネットティ ング契約の 対象となら ない金額 ⁶	
	総額	相殺額	貸借対照 表上の 純額	貸借対照表上で 相殺されない金額			純額		合計
				金融 商品	非現金 担保	現金 担保			
	百万米ドル								
金融資産									
デリバティブ(注記16) ¹	385,682	(105,860)	279,822	(215,531)	(8,621)	(34,040)	21,630	8,654	288,476
リバース・レボ、借株 および類似契約 ²	208,417	(77,925)	130,492	(544)	(129,476)	(270)	202	23,319	153,811
分類：									
- トレーディング資産	7,496	—	7,496	—	(7,495)	—	1	60	7,556
- 非トレーディング資産	200,921	(77,925)	122,996	(544)	(121,981)	(270)	201	23,259	146,255
顧客に対する貸付金 (償却原価で計上) ³	77,547	(31,643)	45,904	(40,790)	—	—	5,114	1,487	47,391
2015年12月31日現在	671,646	(215,428)	456,218	(256,865)	(138,097)	(34,310)	26,946	33,460	489,678
デリバティブ(注記16) ¹	584,359	(250,465)	333,894	(262,856)	(7,655)	(41,750)	21,633	11,114	345,008
リバース・レボ、借株 および類似契約 ²	208,893	(88,676)	120,217	(5,117)	(114,394)	(249)	457	50,762	170,979
分類：									
- トレーディング資産	9,341	(390)	8,951	—	(8,951)	—	—	315	9,266
- 非トレーディング資産	199,552	(88,286)	111,266	(5,117)	(105,443)	(249)	457	50,447	161,713
顧客に対する貸付金 (償却原価で計上) ³	99,623	(37,527)	62,096	(55,989)	—	—	6,107	1,597	63,693
2014年12月31日現在	892,875	(376,668)	516,207	(323,962)	(122,049)	(41,999)	28,197	63,473	579,680
金融負債									
デリバティブ(注記16) ¹	377,930	(105,860)	272,070	(215,508)	(13,629)	(30,063)	12,870	9,001	281,071
レボ、貸株および 類似契約 ⁴	136,040	(77,925)	58,115	(2,034)	(56,030)	(26)	25	31,586	89,701
分類：									
- トレーディング負債	9,300	—	9,300	—	(9,299)	—	1	1	9,301
- 非トレーディング負債	126,740	(77,925)	48,815	(2,034)	(46,731)	(26)	24	31,585	80,400
顧客からの預金 (償却原価で計上) ⁵	83,085	(31,643)	51,442	(40,790)	—	(1)	10,651	729	52,171
2015年12月31日現在	597,055	(215,428)	381,627	(258,332)	(69,659)	(30,090)	23,546	41,316	422,943
デリバティブ(注記16) ¹	580,644	(250,465)	330,179	(262,864)	(9,465)	(39,571)	18,279	10,490	340,669
レボ、貸株および 類似契約 ⁴	165,514	(88,676)	76,838	(8,934)	(67,793)	(105)	6	46,424	123,262
分類：									
- トレーディング負債	16,206	(390)	15,816	—	(15,813)	—	3	14	15,830
- 非トレーディング負債	149,308	(88,286)	61,022	(8,934)	(51,980)	(105)	3	46,410	107,432
顧客からの預金 (償却原価で計上) ⁵	106,609	(37,527)	69,082	(55,989)	—	—	13,093	479	69,561
2014年12月31日現在	852,767	(376,668)	476,099	(327,787)	(77,258)	(39,676)	31,378	57,393	533,492

1 2015年12月31日現在、デリバティブ資産総額と相殺されている現金担保受入額は4,135百万米ドル（2014年：606百万米ドル）であり、デリバティブ負債総額と相殺されている現金担保差入額は4,224百万米ドル（2014年：190百万米ドル）である。

2 貸借対照表上で認識されているリバース・レボ、借株および類似契約の金額については、160ページ（訳注：原文のページ数である）の「資金の源泉および使途」という表を参照のこと。下記の分析より、貸借対照表に表示されているトレーディング資産7,556百万米ドル（2014年：9,266百万米ドル）には、リバース・レボ438百万米ドル（2014年：1,297百万米ドル）および株券借入7,118百万米ドル（2014年：7,969百万米ドル）が含まれている。

3 2015年12月31日現在の顧客に対する貸付金（償却原価で計上）の合計金額は、924,454百万米ドル（2014年：974,660百万米ドル）であった。このうち45,904百万米ドル（2014年：62,096百万米ドル）が相殺の対象となった。貸借対照表上で認識されている顧客に対する貸付金（償却原価で計上）の金額については、160ページ（訳注：原文のページ数である）の「資金の源泉および使途」という表を参照のこと。

- 4 貸借対照表上で認識されているレボ、貸株および類似契約の金額については、160ページ（訳注：原文のページ数である）の「資金の源泉および使途」の表を参照のこと。下記の分析より、貸借対照表に表示されているトレーディング負債9,301百万米ドル（2014年：15,830百万米ドル）には、レボ442百万米ドル（2014年：3,798百万米ドル）および株券貸付8,859百万米ドル（2014年：12,032百万米ドル）が含まれている。
- 5 2015年12月31日現在の顧客からの預金（償却原価で計上）の合計金額は、1,289,586百万米ドル（2014年：1,350,642百万米ドル）であった。このうち51,442百万米ドル（2014年：69,082百万米ドル）が相殺の対象となった。貸借対照表上で認識されている顧客からの預金（償却原価で計上）の金額については、160ページ（訳注：原文のページ数である）の「資金の源泉および使途」の表を参照のこと。
- 6 これらのエクスポージャーは、引き続き金融担保により担保されるが、HSBCはその相殺権の法的強制力の証拠となるリーガル・オピニオンの取得を求めなかったか、あるいはその取得が不可能であったエクスポージャーである。

[次へ](#)

33 為替エクスポージャー

構造的為替エクスポージャー

HSBCの構造的為替エクスポージャーは、米ドル以外の機能通貨を持つ子会社、支店、合併事業および関連会社の外貨資本および劣後債投資の純資産価値によって示されている。構造的為替エクスポージャーの利益または損失は、その他包括利益に認識されている。HSBCの構造的為替エクスポージャーの管理については、171ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。

正味構造的為替エクスポージャー

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
構造的エクスポージャーの通貨		
ポンド ¹	32,701	30,071
香港ドル	28,270	24,028
中国人民元	24,117	24,578
ユーロ	19,966	20,378
メキシコ・ペソ	4,228	5,249
インド・ルピー	3,645	3,466
カナダ・ドル	3,595	4,187
サウジ・リヤル	3,109	2,910
ブラジル・レアル	2,865	4,910
スイス・フラン	2,642	1,864
マレーシア・リンギット	1,994	2,219
UAEディルハム	1,898	2,199
台湾ドル	1,702	1,721
シンガポール・ドル	1,454	1,185
豪ドル	1,396	1,516
インドネシア・ルピー	1,303	1,352
韓国ウォン	1,296	1,360
トルコ・リラ	1,006	1,366
エジプト・ポンド	925	868
アルゼンチン・ペソ	875	1,059
その他、各700百万米ドル未満	5,775	5,918
12月31日現在	144,762	142,404

¹ 2015年に、ポンド建て外国為替エクスポージャーを管理するために、HSBCは、2.6十億米ドル（2014年：1.6十億米ドル）の新規の先渡為替予約契約を締結した。

株主資本は、ユーロおよびポンドの対米ドル為替レートが5%下落した場合に、2,633百万米ドル（2014年：2,522百万米ドル）減少することとなる。

34 非支配持分

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
子会社の普通株式の保有者に帰属する非支配持分	6,981	7,104
子会社が発行した優先証券	2,077	2,427
12月31日現在	9,058	9,531

子会社が発行した優先証券

優先証券とは、配当を支払う義務がない証券であり、配当が支払われない場合には配当は累積されない。通常、優先証券には議決権がないが、配当支払いおよび会社解散の際には普通株式よりも上位に位置づけられる。これらの証券には明記された満期日はないが、PRAへの事前通知および関連する場合には現地の規制当局の同意を条件として、発行者によって償還することができる。変動金利優先証券にかかる配当は通常、銀行間出し手金利に関連している。

移行規定を適用したCRD に準拠して、HSBCの自己資本には、その他Tier 1 資本に分類される非累積優先証券およびTier 2 に分類される累積優先証券が含まれている。

HSBCの子会社が発行した優先証券

		1 回目の 償還請求 期日	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
HSBCユーエスエー・インク				
150百万米ドル ¹	累積変動金利優先株式シリーズDの25%の持分を表象する預託株式	1999年 7 月	—	150
150百万米ドル ²	累積優先株式	2007年10月	—	150
518百万米ドル	非累積変動金利優先株式シリーズF	2010年 4 月	518	518
374百万米ドル	非累積変動金利優先株式シリーズG	2011年 1 月	374	374
374百万米ドル	非累積優先株式シリーズH、金利6.50%	2011年 7 月	374	374
HSBCファイナンス・コーポレーション				
575百万米ドル	非累積優先株式シリーズB、金利6.36%	2010年 6 月	559	559
HSBCバンク・カナダ				
175百万カナダ・ドル	非累積償還可能クラス 1 優先株式シリーズC	2010年 6 月	126	151
175百万カナダ・ドル	非累積クラス 1 優先株式シリーズD	2010年12月	126	151
12月31日現在			2,077	2,427

1 2015年 5 月、HSBCは152百万米ドルの累積変動金利優先株式シリーズDの25%の持分を表象する預託株式を償還した。

2 2015年 5 月、HSBCは152百万米ドルの累積優先株式を償還した。

35 払込済株式資本およびその他持分商品

会計方針

発行済金融商品は、現金もしくはその他の金融資産の譲渡または企業自身の可変数の持分商品の発行を行う契約上の義務が存在しない場合に、資本に分類される。持分商品の発行に直接関連する増分費用は、税引後の金額により受取額の減少項目として資本に計上される。

HSBCが保有しているエイチエスピーシー・ホールディングスの持分商品は、消却されるまで利益剰余金からの控除として資本に認識される。その後、これらの商品が売却、再発行または処分される場合、受取対価は、直接関連する増分取引費用および関連する法人税の影響を控除後、資本に計上される。

発行済および全額払込済

エイチエスピーシー・ホールディングスの0.50米ドル普通株式

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
12月31日現在のエイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式 ¹	9,842	9,609
	株数	百万米ドル
2015年1月1日現在	19,217,874,260	9,609
HSBC従業員株式制度に基づいて発行された株式	91,265,909	45
配当金の代わりに発行された株式	375,956,765	188
2015年12月31日現在	19,685,096,934	9,842
2014年1月1日現在	18,830,007,039	9,415
HSBC従業員株式制度に基づいて発行された株式	119,391,238	60
配当金の代わりに発行された株式	268,475,983	134
2014年12月31日現在	19,217,874,260	9,609

エイチエスピーシー・ホールディングスの0.01米ドル非累積優先株式

	株数	百万米ドル
2015年1月1日および2015年12月31日現在 ²	1,450,000	—
2014年1月1日および2014年12月31日現在	1,450,000	—

1 エイチエスピーシー・ホールディングスのすべての発行済普通株式は資本、配当金および議決権等に関して同一の権利が付されている。

2 移行規定を適用したCRD に準拠して、その他Tier 1 資本としてHSBCの自己資本に含まれる。

エイチエスピーシー・ホールディングスの発行済米ドル建て非累積優先株式（「米ドル建て優先株式」）の配当金は、取締役会単独の無条件の裁量によって四半期ごとに支払われる。配当金の支払いによってエイチエスピーシー・ホールディングスがPRAの自己資本比率基準を満たすことができなくなる場合、または配当金として分配できるエイチエスピーシー・ホールディングスの利益が、米ドル建て優先株式の配当金および同日に支払が予定されていて、同等の配当請求権があるその他の株式の配当金の双方の全額を支払うには不十分である場合、取締役会は、米ドル建て優先株式に対する配当を宣言しない。エイチエスピーシー・ホールディングスは発行済米ドル建て優先株式の配当請求権より順位の低いいずれの株式に対しても配当の宣言または支払いを行わない。あるいは、米ドル建て優先株式より同等あるいは順位の低いその他の株式に対しいかなる形式でも償還または購入を実施しない。ただし、発行済米ドル建て優先株式の配当が全額支払済みか、または該当する配当期間に対する配当を全額支払うための金額が積み立てられている場合を除く。米ドル建て優先株式には、エイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式に転換する権利は付されていない。発行済米ドル建て優先株式の保有者は、発行済米ドル建て優先株式の配当金が4期連続して配当支払日に全額支払われない場合にのみ、エイチエスピーシー・ホールディングスの株主総会に出席し議決権を行使する権利が与えられる。そのような状況において、発行済米ドル建て優先株式の保有者は、当該優先株式の配当金が全額支払われるまで、株主総会に提出されたすべての議案について議決権を行使する権利を与えられている。エイチエスピーシー・ホールディングスは、事前にPRAに通知すれば2010年12月16日以降いつでもその一部または全部を償還することができる。

エイチエスピーシー・ホールディングスの額面価額0.01ポンドの非累積優先株式

1 種類の額面価額0.01ポンドのポンド建て非累積優先株式（「ポンド建て優先株式」）が2010年12月29日から発行され、エイチエスピーシー・ホールディングスの子会社が保有している。ポンド建て優先株式の配当金は、取締役会単独の無条件の裁量において四半期ごとに支払われる。ポンド建て優先株式には、エイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式に転換する権利およびエイチエスピーシー・ホールディングスの株主総会に出席し議決権を行使する権利は付されていない。エイチエスピーシー・ホールディングスは当社の選択によりいつでもその一部または全部を償還することができる。

その他の持分商品

HSBCのTier 1 資本証券には、3種類のその他Tier 1 資本証券が含まれる。その他Tier 1 資本証券のうち本注記に記載された2種類は、HSBCが自身で管理できない状況において現金または可変数の普通株式を譲渡する義務を負わないため、資本として会計処理される。負債として会計処理されるTier 1 証券の詳細については、注記30を参照のこと。

HSBCの規制上の自己資本に含まれるその他の持分商品は、その他Tier 1 資本証券およびその他Tier 1 条件付転換証券により構成されている。

その他Tier 1 資本証券

その他Tier 1 資本証券は永久劣後証券であり、その利払いはエイチエスビーシー・ホールディングスの裁量により繰り延べることができる。クーポンが未払または繰延べられる間は、エイチエスビーシー・ホールディングスは後順位または同順位の証券に関する配当の宣言、配当の支払または分配もしくは類似の定期的な支払、あるいは買戻し、償還、または取得を行わない。また同証券に議決権は通常ないが、利払いおよび会社解散の際には普通株式よりも上位に位置づけられる。これらの証券は、CRD に準拠したTier 1 資本として認識する上での識別基準を完全には満たしていないが、移行規定による制限および段階的廃止の対象となる規制上の自己資本として適格である。

特定の条件が満たされることを条件として、エイチエスビーシー・ホールディングスの裁量により資本証券は利払日に、エイチエスビーシー・ホールディングスが発行する非累積優先株式と交換可能であるが、これは発行済米ドル建ておよびポンド建ての優先株式と同順位になる。優先株式は1株当たり額面0.01米ドル、1株当たりプレミアム24.99米ドルで発行されたが、どちらの金額とも引受けられ全額払い込まれている。これらの証券は、PRAへの事前通知をもってHSBCによる満期日前の償還請求および償還が可能である。

HSBCの資本として会計処理されている発行済その他Tier 1 資本証券

		1 回目の 償還請求 期日	2015年 百万米ドル	2014年 百万米ドル
2,200百万米ドル	永久劣後資本証券、金利8.125%	2013年 4 月	2,133	2,133
3,800百万米ドル	永久劣後資本証券シリーズ 2、金利8.00%	2015年12月	3,718	3,718
12月31日現在			5,851	5,851

その他Tier 1 資本 - 条件付転換証券

2015年に、HSBCは、条件付転換証券を引き続き発行した。これはCRD の移行後ベースのその他Tier 1 資本証券に完全に準拠するものとしてHSBCの自己資本に含まれる。発行による正味受取金は、CRD の要件に従って、通常の企業目的および自己資本のさらなる強化に使用される。これらの証券には、最初の償還可能期日までの固定金利が付されている。最初の償還可能期日後に償還されなかった場合、当該証券は市場実勢相場に基づいたその後5年間の固定金利が付される。条件付転換証券の利息は、HSBC単独の裁量のみで支払われ、HSBCは、常に単独および無条件の裁量を有し、理由を問わず利払期日に支払われる利息（すべてまたは一部）を取り消すことができる。英国の銀行規制またはその他の要件により分配金の支払いが禁止されている場合、エイチエスピーシー・ホールディングスが十分な分配可能剰余金を有していない場合、あるいはHSBCが当該証券の条件で定義される支払能力を満たせない場合には、分配金の支払いが制限される。

条件付転換証券は無期限であり、最初の償還可能日または最初の償還可能日の5年後にHSBCの選択で全額を返済することができる。さらに、当該証券は、一定の規制上または税務上の理由によりHSBCの選択で全額を償還することができる。当該返済は、PRAの事前承諾を必要とする。これらの証券は、HSBCの米ドル建ておよびポンド建ての優先株式と同順位となるため、普通株式より上位に位置づけられる。条件付転換証券は、HSBCの連結での移行後CET 1 比率が7.0%を下回る場合に、事前に決められた価格でHSBCの全額払込済普通株式に転換される。これにより、当該証券の条件に従って、移行後CET 1 比率が7.0%の下限を下回る場合、当該証券は契約上の固定転換価格で普通株式に転換される。この転換価格は、2.70ポンドを発行日の為替レートで当該証券の発行通貨に換算した金額（一定の逆希薄化調整後）である。

HSBCのその他Tier 1 資本 - 資本に計上される発行済条件付転換証券

				2015年	2014年
				1 回目の 償還請求期日	
				百万米ドル	百万米ドル
2,250百万米ドル	永久劣後条件付転換証券、金利6.375%		2024年 9 月	2,244	2,244
1,500百万米ドル	永久劣後条件付転換証券、金利5.625%		2020年 1 月	1,494	1,494
1,500百万ユーロ	永久劣後条件付転換証券、金利5.25%		2022年 9 月	1,943	1,943
2,450百万米ドル	永久劣後条件付転換証券、金利6.375%		2025年 3 月	2,459	—
1,000百万ユーロ	永久劣後条件付転換証券、金利6.000%		2023年 9 月	1,121	—
12月31日現在				9,261	5,681

オプションに基づく株式

エイチエスピーシー・ホールディングス貯蓄型株式オプション制度に基づくエイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式を購入するための未行使オプションの詳細については、注記6を参照のこと。

これらの制度に基づく未行使オプション合計

	エイチエスピーシー・ ホールディングスの 普通株式数	行使期間	行使価格
2015年12月31日	72,840,810	2015年から2021年	4.0472-5.4738ポンド
	1,114,830	2015年から2018年	55.4701-63.9864香港ドル
	153,610	2015年から2018年	5.3532-6.0657ユーロ
	665,445	2015年から2018年	7.1456-8.2094米ドル
2014年12月31日	63,918,042	2014年から2020年	3.3116-7.9911ポンド
	6,468,782	2014年から2018年	37.8797-63.9864香港ドル
	571,502	2014年から2018年	3.6361-6.0657ユーロ
	1,867,328	2014年から2018年	4.8876-8.2094米ドル
2013年12月31日	119,085,250	2013年から2019年	3.3116-7.9911ポンド
	24,215,341	2013年から2018年	37.8797-92.5881香港ドル
	1,574,652	2013年から2018年	3.6361-7.5571ユーロ
	3,997,069	2013年から2018年	4.8876-11.8824米ドル

エイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式の引渡しに関する最大債務

2015年12月31日現在、上記すべてのオプション契約およびHSBC海外従業員株式購入制度に基づくエイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式、ならびにGPSP報奨およびHSBC株式制度および／または2011年HSBC株式制度に基づき付与された制限付株式報奨の引渡しに関する最大債務は、193,178,906株（2014年：193,154,512株）であった。2015年12月31日現在、従業員給付信託が保有し、エイチエスピーシー・ホールディングスの普通株式を引き渡す債務に対応するために利用可能な株数合計は4,753,747株（2014年：7,943,191株）であった。

36 キャッシュ・フロー計算書の注記

税引前当期利益に含まれるその他非現金項目

	HSBC			エイチエスピーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
減価償却、償却および減損	2,181	2,251	2,330	30	39
関連会社の持分の希薄化により生じた （利益）／損失	—	32	(1,051)	—	—
投資不動産の再評価	(61)	(120)	(113)	—	—
株式報酬費用	757	732	630	86	74
貸付金の減損（回収額控除前および その他の信用リスク引当金を含む）	4,546	5,125	7,356	—	—
引当金	3,210	3,074	2,578	—	—
金融投資の減損／（減損の戻入れ）	94	54	(36)	—	—
確定給付制度に対する費用	262	535	121	—	—
ディスカウントおよびプレミアムの償却	(224)	(421)	180	(2)	(61)
12月31日に終了した年度	10,765	11,262	11,995	114	52

営業資産の変動

	HSBC			エイチエスピーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
HSBC子会社に対する貸付金の変動	—	—	—	(729)	1,364
正味トレーディング有価証券および 正味デリバティブの変動	24,384	(18,498)	(24,870)	1,413	483
銀行に対する貸付金の変動	1,218	5,147	(4,739)	—	—
顧客に対する貸付金の変動	31,753	12,666	(46,551)	—	—
売戻契約 - 非トレーディング目的の変動	(3,011)	18,900	(70,403)	—	—
公正価値評価の指定を受けた金融資産 の変動	2,394	3,269	(4,922)	—	—
その他資産の変動	9,090	4,393	2,586	(141)	7
12月31日に終了した年度	65,828	25,877	(148,899)	543	1,854

営業負債の変動

	HSBC			エイチエスピーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
銀行からの預金の変動	(21,534)	(9,081)	(7,781)	—	—
顧客からの預金の変動	(44,373)	(8,362)	57,365	—	—
買戻契約—非トレーディング目的の変動	(26,481)	(56,788)	123,653	—	—
発行済負債証券の変動	960	(8,133)	(15,381)	(49)	(149)
公正価値評価の指定を受けた金融負債の変動	(10,785)	(10,734)	994	(1,228)	(694)
その他負債の変動	(4,549)	(716)	5,907	(1,065)	(9,071)
12月31日に終了した年度	(106,762)	(93,814)	164,757	(2,342)	(9,914)

利息および配当金

	HSBC			エイチエスピーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
利息支払額	(14,559)	(15,633)	(17,262)	(2,309)	(2,463)
利息受取額	47,623	51,522	50,823	2,026	1,945
受取配当金	914	1,199	1,133	8,469	9,077

現金および現金同等物

会計方針

現金および現金同等物は、価格の変動リスクが非常に少なく既知の現金金額に容易に交換可能な流動性の高い投資が含まれている。このような投資は通常、取得日から３ヶ月未満で満期が到来するものである。

現金および現金同等物

	HSBC			エイチエスピーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
HSBC子会社の銀行預け金	—	—	—	242	249
現金および中央銀行預け金	98,934	129,957	166,599	—	—
他行から回収中の項目	5,768	4,927	6,021	—	—
銀行に対する貸付金（１ヶ月以内）	70,985	89,285	96,584	—	—
銀行との売戻契約（１ヶ月以内）	53,971	68,930	68,007	—	—
短期国債、その他手形および預金証書（３ヶ月未満）	19,843	14,192	15,980	—	—
控除：他行へ送金中の項目	(5,638)	(5,990)	(6,910)	—	—
12月31日現在	243,863	301,301	346,281	242	249

2015年12月31日現在、HSBCが利用できない現金および現金同等物は33,744百万米ドル（2014年：43,738百万米ドル）である。このうち、21,773百万米ドル（2014年：29,883百万米ドル）は中央銀行への法定預け金に関連している。

子会社および事業の処分

2014年、HSBCは、HSBCバンク・ミドル・イースト・リミテッドのヨルダンにおける銀行業務およびパキスタンにおける事業の処分を完了した。このため現金および現金同等物の純資金支出303百万米ドルが、340ページ（訳注：原文のページ数である）の連結キャッシュ・フロー計算書の「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含まれている。

2013年10月、HSBCは、HSBCバンク（パナマ）エスエーの処分を完了した。受領した現金対価合計2,210百万米ドルは、340ページ（訳注：原文のページ数である）の連結キャッシュ・フロー計算書の「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含まれている。

37 偶発債務、契約債務および保証

会計方針

偶発債務

担保として供されている特定の保証および信用状を含む偶発債務ならびに法的手続きおよび規制事項に関する偶発債務（注記40を参照のこと）は、HSBCが完全に支配できない1つ以上の不確実な事象が将来発生するか否かによってのみ存在が確認され得る過去の事象から生じる潜在的な債務、または、過去の事象から生じているが、決済によって経済的便益が流出する可能性が高いとはいえないため、あるいは当該債務を確実に見積ることができないために認識されない現在の債務である。偶発債務は、財務諸表では認識されないものの、決済の可能性が低い場合を除いて開示される。

金融保証契約

金融保証契約は、特定の債務者が支払期日到来時に約定返済を行わなかったことにより発生する保有者の損失を弁償するために、HSBCに所定の金額の支払を要求する契約である。保険契約に分類されない金融保証契約に基づく負債は、当初は公正価値にて、通常、受取った手数料または未収手数料の現在価値で計上される。その後、金融保証負債は、当初の公正価値から償却累積額を控除後の金額または当該債務を決済するために必要な支出に関する最善の見積額のいずれか高い方で評価される。

エイチエスビーシー・ホールディングスは、その他の当グループ会社に対して金融保証および同様の契約を発行している。HSBCは特定の保証をエイチエスビーシー・ホールディングスの財務諸表上、保険契約として会計処理することを選択した。この場合、それらは保険負債として評価および認識される。この選択は、契約ごとに可能であるが、取り消すことはできない。

偶発債務、契約債務および保証

	HSBC		エイチエスピーシー・ホールディングス	
	2015年	2014年	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
保証および偶発債務				
保証	85,855	86,385	68,333	52,023
その他偶発債務	490	346	—	—
12月31日現在	86,345	86,731	68,333	52,023
契約債務				
信用状および短期貿易関連取引	10,168	12,082	—	—
将来購入資産および将来実行預金	981	823	—	—
未実行の公式スタンドバイ契約、与信 枠およびその他の貸付契約債務	655,281	638,475	—	16
12月31日現在	666,430	651,380	—	16

上表は契約債務、保証およびその他の偶発債務の額面元本を開示している。当グループに対する訴訟、規制事項およびその他の事項により生じた偶発債務は、注記29および40に開示されている。額面元本は、契約がすべて実行され、顧客が債務不履行となった場合のリスク金額を表している。保証および契約債務の大部分が未実行のまま失効すると予想されるため、額面元本合計は将来必要となる流動性の金額を表すものではない。

保証

	2015年		2014年	
	第三者を 受益者とする 保証	他のHSBCグルー プ会社を 受益者とする エイチエスピー シー・ホール ディングス による保証	第三者を 受益者とする 保証	他のHSBCグルー プ会社を 受益者とする エイチエスピー シー・ホール ディングス による保証
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
保証の種類				
金融保証	27,643	55,000	30,406	36,800
信用関連保証 ¹	18,473	13,333	16,672	15,223
その他保証	39,739	—	39,307	—
12月31日現在	85,855	68,333	86,385	52,023

1 信用関連保証とは、金融保証契約と類似の特徴を有するが、IAS第39号に基づく金融保証契約の定義を満たさない契約である。

上表に開示された金額は、額面元本金額であり、多数の個別保証約定に基づくHSBCの支払債務の最大エクスポージャーを反映している。保証から生じるリスクおよびエクスポージャーは、HSBCの総合的な信用リスク管理方針および手続きに従って把握され管理されている。上記の保証のおよそ半分は契約期間が1年未満である。契約期間が1年を超える保証は毎年HSBCによる信用レビューを受けている。

金融サービス補償制度

金融サービス補償制度（「FSCS」）は、多数の預金取扱金融機関の破綻を受け、預金者に補償金を支払った。預金者に支払われた補償金は現在、英国大蔵省からの融資によって調達されたもので、融資は2015年12月31日現在、約16十億ポンド（23.7十億米ドル）であった。

当グループは、FSCSが英国大蔵省から受けた融資残高の一部を支払う義務を負う可能性がある。FSCSによる資産の回収可能性、預金保護水準ならびにその時点でのFSCSメンバー数を含む、さまざまな不確実な要因に左右されるため、企業倒産の結果を受けてFSCSが業界に課す最終的な賦課金を現時点で正確に見積ることはできない。

出資契約

2015年12月31日現在、441ページ（訳注：原文のページ数である）に開示された契約債務に加え、HSBCは契約済未実行の出資契約468百万米ドル（2014年：656百万米ドル）および承認済未契約の出資契約100百万米ドル（2014年：101百万米ドル）を保有している。

関連会社

2015年12月31日現在、関連会社の偶発債務に対するHSBCの持分額は、39,222百万米ドル（2014年：47,593百万米ドル）である。HSBCが単独で負っている案件はなかった。

38 リース契約

会計方針

資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転する契約はファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースにおける貸し手として、HSBCは、リース債権（未収収益控除後）を「銀行に対する貸付金」または「顧客に対する貸付金」に計上する。ファイナンス・リースにおける借り手として、HSBCは、リース資産を「有形固定資産」に計上し、これに対応する負債は「その他負債」に計上する。ファイナンス・リース資産およびこれに対応する負債は、当該資産の公正価値または最低リース支払額の現在価値のどちらか少ない方で当初は認識される。

その他のリースはすべてオペレーティング・リースとして分類される。貸し手として、HSBCはオペレーティング・リースの対象となる資産を「有形固定資産」に計上する。減損は、帳簿価額を全額回収することができない場合に認識される。借り手の場合、リース資産は貸借対照表に計上されない。

ファイナンス・リースにおける金融収益または金融費用は、収益率が一定となるようにリース期間にわたり「正味受取利息」に認識される。オペレーティング・リースに基づく未払または未収賃料はリース期間にわたって定額法で会計処理され、「一般管理費」または「その他営業収益」に計上される。

オペレーティング・リース契約

2015年12月31日現在、土地、建物および設備の解約不能オペレーティング・リース契約の将来の最低リース支払料は、5,333百万米ドル（2014年：5,372百万米ドル）であった。

ファイナンス・リース債権

HSBCはファイナンス・リース契約に基づいて第三者にさまざまな資産（航空機などの輸送資産、不動産および一般的な機械設備を含む）をリースしている。リース期間終了時に、資産は第三者に売却されるか、またはさらにリース期間が延長される場合がある。資産の取得原価から残存価額を差し引いた金額を回収し、金融収益を稼得できるように、リース料が計算される。

	2015年			2014年		
	将来の最低 支払額合計	未収金融 収益	現在価値	将来の最低 支払額合計	未収金融 収益	現在価値
	百万米ドル			百万米ドル		
リース債権						
- 1年以内	3,382	(332)	3,050	3,383	(374)	3,009
- 1年超5年以内	7,219	(837)	6,382	8,089	(980)	7,109
- 5年超	4,897	(702)	4,195	5,013	(744)	4,269
12月31日現在	15,498	(1,871)	13,627	16,485	(2,098)	14,387

39 仕組事業体

会計方針

仕組事業体とは、例えば、議決権が管理業務のみに関連しており、主要な活動は契約上の取決めによって指図される場合など、誰が当該事業体を支配しているかを判断する上で議決権または類似の権利が決定的な要因にならないように設計された事業体である。多くの場合、仕組事業体の活動は制限され、限定的で明確に定義された目的がある。

仕組事業体は、注記1に記載されている会計方針に従って連結の要否を評価される。

HSBCは、主に金融資産の証券化、導管体および投資ファンドを通じて仕組事業体に関与している。

仕組事業体へのHSBCの関与を伴う取決めは、仕組事業体が適切な目的およびガバナンスを確認した上で設立された場合に中央組織で承認される。HSBCが管理する仕組事業体の活動は、上級経営陣によって注意深く監視されている。当グループは、以下のとおり、HSBCまたは第三者のいずれかによって設立された連結および非連結の仕組事業体に関与している。

連結仕組事業体

HSBCの連結仕組事業体の資産合計（事業体の種類別）

	導管体	証券化	エイチエスピーシーが 運用する ファンド	その他	合計
	十億米ドル				
2015年12月31日現在	25.9	5.6	8.2	5.7	45.4
2014年12月31日現在	27.2	7.9	11.2	6.7	53.0

導管体

HSBCは、証券投資導管体（「SIC」）およびマルチセラー導管体という2種類の導管体を設立し、運営している。これらの事業体は、誰が事業体を支配しているかを決定する際に、議決権または類似する権利が決定的な要因とならないように設計されている。この場合、関連する活動は契約上の取決めによって指示される。導管体は、HSBCが当該事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつその事業体に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有する場合に連結される。

証券投資導管体

HSBCの主要なSICであるソリティアは、規定された投資目的の達成を容易にするために、高格付けのABSを購入している。2015年12月31日現在、ソリティアは6.2十億米ドル（2014年：8.0十億米ドル）のABSを保有していた。これらは153ページ（訳注：原文のページ数である）の「連結対象である仕組事業体を通じて保有された」ABSの開示に含まれている。HSBCのその他のSICであるマザラン、バリオンおよびマラカイトは、当グループの仕組投資ピークルの2008年における再構築により設立された。

- ・ ソリティア - ソリティアは、現在はHSBCにコマーシャル・ペーパー（「CP」）を発行することによって資金を全額調達している。HSBCは引き続き流動性枠を提供しているものの、HSBCが発行されたCPを買い入れている限り、ソリティアはその流動性枠を利用する必要がなく、予測可能な将来においてHSBCは発行されたCPを買い入れる意図がある。2015年12月31日現在、HSBCはCPを8十億米ドル（2014年：9.5十億米ドル）保有している。
- ・ マザラン - HSBCのマザランの資産の額面価額に対するエクスポージャーは、発行済上位債の償却原価および正常資産の償却原価のいずれか低い金額と同額の流動性枠の提供により生じている。2015年12月31日現在、当該金額は1.8十億米ドル（2014年：3.9十億米ドル）である。マザランが発行した実質的にすべてのキャピタル・ノート第三者が保有することで、ファースト・ロス（劣後部分）・プロテクションが提供されている。

2015年12月31日現在、HSBCは額面価額13百万米ドル（2014年：10百万米ドル）および帳簿価額4百万米ドル（2014年：1.4百万米ドル）のマザランのキャピタル・ノートの2.7%（2014年：1.2%）を保有している。

- ・ バリオンおよびマラカイト - これらのSICに対するHSBCの主なエクスポージャーは、ピークルの非現金資産を支援するために必要な債券の償却原価により示される。2015年12月31日現在、当該金額は

1.4十億米ドル（2014年：3.0十億米ドル）である。これらのピークルが発行した実質的にすべてのキャピタル・ノートを第三者が保有することで、ファースト・ロス・プロテクションが提供されている。

2015年12月31日現在、HSBCはこれらのピークルが発行したキャピタル・ノートの13.7%（2014年：9.9%）を保有している。これらのキャピタル・ノートは額面価額42.2百万米ドル（2014年：54.8百万米ドル）および帳簿価額20.3百万米ドル（2014年：10.1百万米ドル）である。

マルチセラー導管体

マルチセラー導管体は、HSBCの顧客向けに、市場ベースの資金調達源へのアクセスを柔軟に提供する目的で設立された。2015年12月31日現在、HSBCは、マルチセラー導管体に提供された取引別の流動性枠19.8十億米ドル（2014年：15.4十億米ドル）と同額のリスクを負担している。取引別の信用補完を通じて、HSBCではなく当該資産のオリジネーターによりファースト・ロス・プロテクションが提供されている。セカンド・ロス（優先部分）プロテクション層は、プログラム全体の補完ファシリティの形でHSBCが提供している。

証券化

HSBCは、仕組事業体を利用して、資産組成および資本効率のための資金調達源の多様化を目的として、HSBCが実行した顧客貸付金を証券化している。当該貸付金はHSBCによって現金と引き換え、またはクレジット・デフォルト・スワップとの合成を通じて仕組事業体に譲渡され、仕組事業体は投資家に対して負債証券を発行する。

HSBCが運営するファンド

HSBCは、多数のマネー・マーケット・ファンドおよびマネー・マーケット以外のファンドを設立している。HSBCが投資マネージャーの役割において代理人ではなく主たる当事者として活動しているとみなされる場合に、HSBCはこれらのファンドを支配しているため当該ファンドを連結する。

その他

HSBCはまた、通常の業務過程において、支配している仕組事業体との間で資産およびストラクチャード・ファイナンス取引等の多数の取引を行っている。さらに、HSBCは、多数の第三者の運用ファンドについて、主たる当事者としての関与を通じて支配しているとみなされている。

非連結の仕組事業体

「非連結の仕組事業体」という用語は、HSBCが支配していないすべての仕組事業体を指している。当グループは、顧客取引の促進および特定の投資機会のために、通常の業務過程において、非連結の仕組事業体との間で多数の取引を行っている。

以下の表は、報告日現在のHSBCが持分を有している非連結の仕組事業体の資産合計およびこれらの持分に関する損失に対する最大エクスポージャーを示している。

非連結の仕組事業体に対するHSBCの持分に関する内容およびリスク

	証券化	HSBCが 運営する ファンド	HSBC以外 が運営する ファンド	その他	合計
	十億米ドル				
仕組事業体の資産合計	12.9	227.9	2,003.1	139.9	2,383.8
HSBCの非連結の仕組事業体に対する持 分に関する資産合計	1.4	5.6	8.0	9.8	24.8
- トレーディング資産	—	0.1	0.2	2.6	2.9
- 公正価値評価の指定を受けた金融 資産	—	5.3	6.6	—	11.9
- デリバティブ	—	—	—	3.8	3.8
- 銀行に対する貸付金	—	—	—	0.1	0.1
- 顧客に対する貸付金	1.1	—	0.1	2.9	4.1
- 金融投資	0.3	0.2	1.1	0.2	1.8
- その他資産	—	—	—	0.2	0.2
HSBCの非連結の仕組事業体に対する持 分に関する負債合計	—	—	—	(0.1)	(0.1)
その他負債	—	—	—	(0.1)	(0.1)
2015年12月31日現在のHSBCの最大エク スポージャー	3.5	5.6	8.0	14.6	31.7
仕組事業体の資産合計	11.0	308.5	2,899.9	32.8	3,252.2
HSBCの非連結の仕組事業体に対する持 分に関する資産合計	0.8	7.8	8.3	7.7	24.6
- トレーディング資産	—	0.1	0.1	4.6	4.8
- 公正価値評価の指定を受けた金融 資産	—	5.2	2.3	—	7.5
- デリバティブ	—	—	—	1.3	1.3
- 銀行に対する貸付金	—	—	—	0.1	0.1
- 顧客に対する貸付金	0.8	—	—	1.5	2.3
- 金融投資	—	2.5	5.9	0.1	8.5
- その他資産	—	—	—	0.1	0.1
HSBCの非連結の仕組事業体に対する持 分に関する負債合計	—	—	—	0.1	0.1
その他負債	—	—	—	0.1	0.1
2014年12月31日現在のHSBCの最大エク スポージャー	0.8	7.8	8.3	11.1	28.0

HSBCの非連結の仕組事業体に対する持分からの損失に対する最大エクスポージャーは、HSBCが非連結の仕組事業体に関与することによって被る可能性のある損失のうち、その損失の発生可能性にかかわらず最大のものを表している。

- ・ コミットメントおよび保証ならびに引き受けたクレジット・デフォルト・スワップの損失に対する最大エクスポージャーは、将来損失となる可能性のある想定元本である。
- ・ 保有および購入している非連結の仕組事業体に対する投資および貸付金の損失に対する最大エクスポージャーは、報告日現在の貸借対照表上のこれらの投資の帳簿価額である。

損失に対する最大エクスポージャーは、HSBCの損失に対するエクスポージャーを低減するために締結されているヘッジおよび担保契約の影響を考慮する前の総額で表示されている。

証券化

HSBCは、連結対象でない証券化ビークルに対する持分を、これらのビークルが発行した債券の保有を通じて有している。さらに、153ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されているとおり、HSBCは、第三者が組成した仕組事業体により発行されたABSへの投資を保有している。

HSBCが運営するファンド

HSBCは、顧客に投資機会を提供するために、マネー・マーケット・ファンドおよびマネー・マーケット以外の投資ファンドを設立し管理している。運営しているファンドについての情報の詳細は、96ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。

HSBCは、ファンド・マネージャーとして、運用資産に応じた運用報酬および成功報酬を受領する資格を有していることがある。HSBCはまた、これらのファンドのユニットを保有していることもある。

HSBC以外が運営するファンド

HSBCは、事業上のニーズおよび顧客ニーズの両方に対応するために、第三者の運用ファンドのユニットを購入し保有している。さらに、HSBCは、HSBC以外が運営するファンドに対するリスク・マネジメント・ソリューションを促すためにデリバティブ契約を締結している。HSBCにより締結されたデリバティブに関する情報は、注記16に記載されている。

その他

HSBCは、顧客とのストラクチャード・クレジット取引の促進、また公共部門および民間部門のインフラ計画への資金提供、アセット・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス取引等の通常の業務の一環として、仕組事業体を設立している。

[次へ](#)

HSBCがスポンサーとなっている仕組事業体

会計方針

ある事業体について、継続的な関与に加え、その事業体の設立の上で、または事業体の目的である取引を成立させるため仕組取引に係る取引相手をまとめる上で、HSBCが主要な役割を果たす場合には、HSBCは当該事業体のスポンサーとみなされる。通常、事業体への関与が単に管理上のものである場合、HSBCはスポンサーとみなされない。

2015年度および2014年度中、HSBCがスポンサーとなっている事業体に譲渡した資産および当該事業体から受け取った収益の金額は重要でなかった。

40 法的手続きおよび規制事項

HSBCは、さまざまな司法管轄における、通常の業務から生じた法的手続きおよび規制事項の当事者となっている。以下に記載されている事項を除き、HSBCは、これらの案件に重大なものはないと考えている。引当金の認識は、注記29に記載されている会計方針に従って決定される。法的手続きおよび規制事項の結果は本質的に不確実であるが、経営陣は入手可能な情報に基づいて、2015年12月31日現在においてこれらの事項につき適切な引当金を設定していると考えている（注記29を参照のこと）。個別の引当金に重要性がある場合には、引当金が計上された事実を記載し、定量化している。ただし、そのような引当金の計上が著しく公平性を損なうことになると思われる場合は、この限りではない。引当金の認識によって、不法行為または法的責任を認めているわけではない。偶発債務に分類される可能性のあるHSBCの法的手続きおよび規制事項に関する負債総額の見積りを提供することは、実務上困難である。

有価証券に関する訴訟

2002年8月の過年度の連結財務諸表の修正再表示およびその他の企業における事象（不動産融資実務に関する46州およびコロンビア特別区との2002年の和解を含む）により、ハウスホールド・インターナショナル・インク（「ハウスホールド・インターナショナル」）および特定の前役員が2002年8月に米国のイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（「イリノイ連邦地方裁判所」）に提訴された集団訴訟「ジャッフェ対ハウスホールド・インターナショナル・インコーポレーテッド他」の被告として挙げられている。当該申立てでは、米国証券取引所法に基づく請求が行われており、回収、販売および融資実務を含む、ハウスホールド・インターナショナルの消費者貸付業務に関する重要な事実（その一部は最終的に2002年に和解の合意に至っている）ならびに修正再表示により明確となった会計実務の事実について、被告が故意または過失による虚偽および誤解を招く表示を行ったと主張されている。最終的に、原告団は1999年7月から2002年10月までの間にハウスホールド・インターナショナルの普通株式を売買したすべての者の代表として認定された。

陪審審理が2009年4月に結審し、一部は原告側に有利な判決が下された。審理後の概要説明において、その判決に対して種々の異議申立てが行われた。

2011年12月に原告団のメンバーが賠償請求申請を提出したことを受けて、裁判所の任命した請求管理人は、認定された損失が生じる請求の件数の合計は45,921件であり、これらの請求額合計は約2.2十億米ドルであるとイリノイ連邦地方裁判所に報告した。イリノイ連邦地方裁判所は、残る請求に関する一部の案件および異議申立てに対処するために、裁判所が任命した専門委員による審理を進めるよう指示した。

2013年10月に、イリノイ連邦地方裁判所は、被告に対して部分的な最終判決として約2.5十億米ドル（判決前利息を含む）の金額を示した。被告はこの部分的な最終判決に対して上訴した。

この部分的な判決の金額の他にも、約625百万米ドル（判決前利息賦課前）の請求額があり、この請求額については依然として異議が唱えられており、イリノイ連邦地方裁判所は裁定を下していない。

2015年5月、米国第7巡回地方控訴裁判所はイリノイ連邦地方裁判所の最終判決の一部を破棄し、損害因果関係を新たに審理すべく、本件を差し戻した。この差し戻しにより、最終的に損害賠償額が再評価される可能性がある。本件はイリノイ連邦地方裁判所へ差し戻後、別の判事へ割り当てられた。この判事により、一部の予備審問にさまざまな判決が下され、2016年6月の審理日を含む、日程に関する命令が出されている。

この案件に関する判決の時期および最終的な解決については、依然として極めて不透明であり、損害因果関係の新たな審理および損害賠償額の再評価に関連する複雑性および不確実性を考慮すると、可能性のある結果の範囲は引き続き広いものである。被告が損害因果関係を証明できるか、できるのであればどの程度証明できるかにより、部分的な最終判決および残りの他の請求ならびに判決前利息に基づく損害賠償金額は、約3.6十億米ドルまで（あるいは3.6十億米ドルを超える金額）となる可能性がある。引当金は、流出する可能性のある資金額に関する経営陣の最善の見積りに基づいて認識されているが、かかる引当金の額は、本案件の解決におけるHSBCの立場を著しく害する恐れがあるため、開示されていない。

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー

2008年12月、バーナード・L・マドフ（「マドフ」）は、ねずみ講詐欺の容疑で逮捕され、最終的に有罪を認めた。マドフは、顧客の資金を有価証券に投資したと主張していたが、実際には有価証券への投資を行ったことはなく、他の顧客の資金を利用して投資の返還に応じたことを大筋で認めている。同氏所有のバーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（「マドフ・セキュリティーズ」）は、米国の管財人（「管財人」）により清算中である。

米国外のさまざまなHSBC傘下会社は、マドフ・セキュリティーズに資産を投資していた米国外に設立された多数のファンドに管理、事務および類似のサービスを提供していた。マドフ・セキュリティーズから得た情報によると、2008年11月30日現在のこれらのファンドの累計額とされる金額（マドフが報告した虚偽の利益を含む）は8.4十億米ドルであった。これまでにHSBCが入手可能な情報に基づいて、HSBCは、HSBCがサービスを提供していた期間における、ファンドのマドフ・セキュリティーズへの実際の送金額からマドフ・セキュリティーズからの実際の払戻し金額を差し引いた金額を約4十億米ドルと見積っている。さまざまなHSBC傘下会社がマドフ・セキュリティーズの詐欺による訴訟の被告として挙げられている。

米国／英国訴訟

管財人は、米国の破産裁判所および英国高等法院においてさまざまなHSBC傘下会社に対する訴訟を提起した。管財人の米国における継続中の申立ては、米国破産法に基づき、申立前送金の回収を求めている。これら申立てのHSBCに対する金額はまだ認定されていない。英国での管財人の訴訟は、マドフ・セキュリティーズからHSBCへの、またはHSBCを通じての不特定の送金の回収を求めている。管財人の英国の訴訟についてHSBCは召喚されていない。管財人の当該申立てに係る期限は2016年第3四半期まで延長されている。

管財人の米国訴訟における共同被告であるアルファ・プライム・ファンド・リミテッド（「アルファ・プライム」）およびセネター・ファンド・エスピーシー（「セネター」）は、HSBCに対して交差請求を行った。これらのファンドは下記で説明するルクセンブルグのHSBCも訴えている。2015年6月、米国の破産裁判

所はアルファ・プライムおよびセネターの相互請求を棄却するよう求めるHSBCの申立てに関する審問を行ったが、当該申立てに対する決定はまだなされていない。

マドフ・セキュリティーズに資産を投資していたファンドであるフェアフィールド・セントリー・リミテッド、フェアフィールド・シグマ・リミテッドおよびフェアフィールド・ラムダ・リミテッド（以下総称して「フェアフィールド」）は、米国および英国領ヴァージン諸島（「BVI」）においてファンドの株主（顧客の名義株主として活動していたさまざまなHSBC傘下会社を含む）に対して株式償還に関連する支払の回復を求めて複数の訴訟を提起した。フェアフィールドの米国の訴訟は、下記で説明するBVIにおける訴訟の結果を待って保留とされている。

2013年9月、米国第2巡回区控訴裁判所は、*不便宜法廷地*（フォーラム・ノン・コンビニエンス）を根拠に、マドフに投資した3つのファンドの投資家がHSBCおよびその他の者に対して提起した集団訴訟の申立ての棄却を支持した。2015年5月、原告は、法律が変更されるとの情報に基づき、当該請求の回復を控訴裁判所に求める申立てをした。2015年6月、控訴裁判所は原告の申立てを棄却した。

2014年12月においてさらに3件のマドフ関連の訴訟が米国で提出された。1件目は2008年12月時点においてマドフ・セキュリティーズの投資を直接保有していた投資家により米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所（「ニューヨーク連邦地方裁判所」）に提起された集団訴訟である。これはHSBCが詐欺を認識し助長したとの主張により、さまざまなコモン・ローに基づく申立てを主張するものであり、マドフ・セキュリティーズの詐欺による損失の回復を求めている。HSBCは2015年11月に本訴訟の棄却の申し立てを行ったが、当該申立てに対する決定はまだなされていない。その他の2件はいずれも、マドフに投資したオプティマル・ストラテジック・ユーエス・エクイティ・リミテッドの受託者であるSPVオプティマル・エス・ユー・エス・リミテッド（「SPV OSUS」）により提訴されたものである。このうちの1件の訴訟は、ニューヨーク州裁判所、他の1件はニューヨークの連邦裁判所に提起された。2015年1月において、SPV OSUSはHSBCに対する連邦地方裁判所の裁判を取り下げた。HSBCに対する州裁判所の裁判は審理中である。

2015年5月、HSBCに対するさまざまなコモン・ロー上の請求を主張し、マドフ・セキュリティーズの詐欺による損害の回復を求める新たな訴訟が、マドフに投資したファンドであるヘルメス・インターナショナル・ファンド・リミテッド（「ヘルメス」）の投資家2名によりニューヨークの連邦裁判所で提起された。HSBCによる本訴訟の棄却請求は2016年1月に提起されたが当該申立てに対する決定はまだなされていない。

BVI訴訟

2009年10月の初めに、フェアフィールドは、BVIにおいて多数のファンドの株主（HSBCのプライベート・バンキング業務の顧客およびフェアフィールドに投資していたその他の顧客の名義株主として活動していたさまざまなHSBC傘下会社を含む）に対して複数の訴訟を提起した。フェアフィールドは、当該ファンドから被告に支払われた償還金の返還を求めているが、支払いは高騰した純資産価値に基づいており誤りであったという前提に基づいている。2014年4月、英国枢密院は、BVI訴訟で他の被告に有利となる決定を公表し、その命令を2014年10月に公表した。枢密院の決定は事実上、フェアフィールドは、マドフ・セキュリティーズの破綻以前に株主に支払われた株式償還金（架空の利益に基づく1株当たり純資産価値を用いて算定されたもの）を回収する権利を有していないというものであった。これとは別に、フェアフィールドの清算人（2009年7月に任命）が米国において訴えを行うことを認めたことにつき、被告よりBVIの裁判所に異議申立てが提起された。当該申立ては2015年3月に審理されたが、決定はまだなされていない。

バミューダ訴訟

2009年1月、バミューダにおいて、マドフ・セキュリティーズに資産を投資していたキングゲート・グローバル・ファンド・リミテッドおよびキングゲート・ユーロ・ファンド・リミテッド（以下総称して「キングゲート」）は、BVIにおいて多数のファンドの株主（HSBCのプライベート・バンキング業務の顧客およびキングゲートに投資していたその他の顧客の名義株主として活動していたさまざまなHSBC傘下会社を含む）に対して複数の訴訟を提起した。キングゲートは、当該ファンドから被告に支払われた償還金の返還を求めているが、支払いは高騰した純資産価値に基づいており誤りであったという前提に基づいている。2014年4月、英国枢密院は、BVI訴訟で他の被告に有利となる決定を公表し、その命令を2014年10月に公表した。枢密院の決定は事実上、キングゲートは、マドフ・セキュリティーズの破綻以前に株主に支払われた株式償還金（架空の利益に基づく1株当たり純資産価値を用いて算定されたもの）を回収する権利を有していないというものであった。これとは別に、キングゲートの清算人（2009年7月に任命）が米国において訴えを行うことを認めたことにつき、被告よりBVIの裁判所に異議申立てが提起された。当該申立ては2015年3月に審理されたが、決定はまだなされていない。

ト」)は、HSBCバンク・バミューダ・リミテッドに対してキングートの勘定で保有されていたファンド、手数料および配当の回収を求める訴訟を開始した。この訴訟は現在保留されているが、キングートおよびHSBCバンク・バミューダ・リミテッドを相手とする管財人の別の米国訴訟が解決するまで進展することは予想されていない。

マドフ・セキュリティーズに資産を投資していたファンドであるシーマ・ファンド・リミテッド(「シーマ」)およびヘルメスもまたバミューダにおいてそれぞれ3件の訴訟を2009年に提起した。最初の訴訟は、HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(バミューダ)リミテッドに対して提起されたもので、HSBCの凍結勘定で保有されているファンドの回収を求めている。2番目の訴訟は、誤りに対する請求、手数料の回収および契約違反に対する損害賠償をHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(バミューダ)リミテッドに対して主張する訴訟である。3番目の訴訟は、HSBCバンク・バミューダ・リミテッドおよびHSBCセキュリティーズ・サービスズ(バミューダ)から手数料の返還を求めている。数年間にわたる訴訟にほとんど進展がなかったが、2015年1月において、シーマおよびヘルメスは上記2番目の訴訟に関する継続意見書を提出した。

ケイマン諸島訴訟

2013年2月、ケイマン諸島を拠点とするファンドであり、マドフ・セキュリティーズに資産を投資していたプリメオ・ファンド(2009年4月から正式に清算中である)は、ファンドの管理運用会社であるバンク・オブ・バミューダ(ケイマン)およびファンドの保管会社であるHSBCセキュリティーズ・サービスズ(ルクセンブルグ)(「HSSL」)に対して訴訟を提起し、被告による契約違反およびHSSLによる信託義務違反を主張している。プリメオ・ファンドは、主張されている損失(利益の喪失を含む)を補償するために被告への損害賠償(およびHSSLへの同等の賠償)を主張している。裁判は2016年11月に開始する予定である。

ルクセンブルグ訴訟

2009年4月、ヘラルド・ファンドSPC(「ヘラルド」)(2013年7月から正式に清算中である)は、HSSLに対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、ヘラルドがマドフ・セキュリティーズの詐欺によって失ったとされるすべての現金および有価証券の返還、または代わりに同額の損害賠償を求める訴訟を開始した。2013年3月において、ルクセンブルグ地方裁判所は有価証券の返却に係るヘラルドの返還請求を棄却した。ただし、ヘラルドの現金返却に係る返還請求および損害請求の棄却はまだなされていない。ヘラルドは当該判決につき2013年5月に上訴した。本案の書面による提出は2016年3月に両当事者により提起される予定である。

2009年10月、アルファ・プライムはルクセンブルグ地方裁判所においてHSSLに対する訴訟を開始した。アルファ・プライムはアルファ・プライムの資産の下位保管会社としてのマドフ・セキュリティーズの任命における契約違反および過失を主張している。アルファ・プライムは米国訴訟における管財人との交渉の間、訴訟の中止を求めている。この問題はアルファ・プライムの請求により一時的に中断されている。

2010年3月、ヘラルド(ルクス)SICAV(「ヘラルド(ルクス)」)(2009年4月から正式に清算中である)は、ルクセンブルグの地方裁判所において、HSSLに対して有価証券もしくは現金同等物の返還、または代わりに損害賠償を求める訴訟を開始した。ヘラルド(ルクス)はまた、ファンドの保管会社およびサービス代行会社であるHSSLに支払った手数料の返還を求めている。本案の書面による提出は2016年3月にヘラルド(ルクス)により提起される予定である。

2014年12月、セネターは、ルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLに対して、2008年11月から最近の純資産価値報告書時点まで保有する有価証券の回復あるいは代替りの損害賠償を求める訴訟を開始した。本案件はセネターの請求により一時的に中断されている。

2015年4月、セネターは、ルクセンブルグ地方裁判所において、HSBCバンク・ピーエルシーのルクセンブルグ支店に対し、HSSLに対するセネターの訴訟で申し立てられている請求と同一の請求を主張して、別の訴訟を開始した。本訴訟は継続中である。

HSSLはプリメオ・セレクト・ファンド、ヘラルド、ヘラルド（ルクス）およびヘルメス・ファンドの株主からさまざまな訴訟で訴えられている。これらの訴訟は異なった段階にあり、その多くは棄却、中断または延期されている。

アイルランド訴訟

2013年11月、マドフ・セキュリティーズに資産を投資していたファンドであるデフェンダー・リミテッドはHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アイルランド）（「HTIE」）およびその他の者に対して、保管契約の違反を主張し、原告に対するファンドの損失に係る損害賠償および補償を求める訴訟を開始した。審理日はまだ決定していない。

2013年5月および2013年11月にシーマ・インターナショナル・ファンド・ピーエルシー（「シーマ・インターナショナル」）およびオルタナティブ・アドバンテージ・ピーエルシー（「AA」）よりアイルランド高等法院に提出されたHTIEに対する申立てについてそれぞれ和解が成立した。シーマ・インターナショナルの個人株主によるHTIEおよびシーマ・インターナショナルに対する2件のみについて訴訟が進行中である。残る2件の株主請求の棄却請求について2015年12月に審理が行われ、決定はまだなされていない。

2014年12月、HTIEおよびHSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）リミテッドに対して、保管契約の違反および損害賠償ならびにファンドの損失に係る補償を主張する新たな訴訟がSPV OSUSによって提起された。2015年7月、HTIEはサービサーに対して訴訟手続きを取るSPV OSUSの立場に異議を申し立てる予備申請を提起した。2015年10月、HTIEに有利な判決が下され、その結果、本訴訟は棄却された。SPV OSUSは上訴し、2017年1月に審理が予定されている。

以下の要因に限定されるわけではないが、訴訟手続きが提起されている複数の司法管轄およびそれらの訴訟手続きにおける数多くの異なる原告および被告を含めて、さまざまなマドフ関連の訴訟手続きで起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響に対しては、影響を及ぼす数多くの要因が存在する。現在入手可能な情報に基づき、経営陣は、さまざまなマドフ関連の訴訟におけるすべての申立ての結果生じるおそれのある潜在的な総損害額を最大800百万米ドルあるいはその額を超えると見積っている。このような見積りには不確実性および限界を伴うため、最終的な損害額はこの金額と大幅に異なる可能性がある。

米国モーゲージ関連の調査

2011年4月、担保権実行に関する業界実務についての幅広い横断的評価の完了を受けて、HSBCバンク・ユーエスエー・エヌ・エー（「HSBCバンクUSA」）は、通貨監督局（「OCC」）による同意排除措置命令を受諾し、HSBCファイナンス・コーポレーション（「HSBCファイナンス」）およびHSBCノースアメリカ・ホールディングス・インク（「HNAH」）は連邦準備制度理事会（「FRB」）による同様の同意命令（OCCによる同意排除措置命令と併せて、「サービシング同意命令」という。）を受諾した。サービシング同意命令は、共同調査で指摘されサービシング同意命令に記載されている担保権実行に関する実務の欠陥に対応するための所定の措置を求めるものである。HSBCバンクUSA、HSBCファイナンスおよびHNAHはサービシング同意命令の要求とプロセスを一致させ、業務上の必要な変更を行うようOCCおよびFRBに引き続き協力している。しかしながら、2015年6月にHSBCバンクUSAとOCCの間で修正されたOCC同意命令（「修正同意命令」）において明記されたとおり、HSBCバンクUSAはOCC命令のすべての要求事項を依然として遵守していない。当該OCC命令の要求事

項をすべて満たさない場合、HSBCバンクUSAにさまざまな規制上の影響（民事上の制裁金の賦課を含む）が生じるおそれがある。修正同意命令には住宅用モーゲージのサービシングに関連する業務規制が含まれ、当該OCC命令が終了するまで有効である。この規制は、住宅用モーゲージのサービシングまたは住宅用モーゲージのサービシング権の一括取得を禁止すること、修正同意命令の発効日現在、外部委託されていない住宅用モーゲージのサービシング業務を委託する際、OCCに監督者としての同意を求める必要があることなどを含んでいる。

サービシング同意命令は、2009年1月から2010年12月までの間に実行中であった、または完了した担保権の実行に関して、担保権実行プロセスにおける誤りにより財政的な損害を受けた借り手がいるか否かを判定するための独立評価（「独立担保権実行評価」）を求めている。サービシング同意命令の要求に従い、この評価を実施するための独立の専門家が雇われた。2013年2月に、HSBCバンクUSAはOCCとの間で、またHSBCファイナンスおよびHNAHはFRBとの間で合意を締結しており（併せて、「IFR和解合意」という。）、その合意に従って、独立担保権実行評価が終了し、代わりにより一般的な制度が設けられた。この制度の元では、HSBCおよびその他の参加サービサー企業12社は、9.3十億米ドルを上回る資金提供を行い、適格な借り手を支援するための他の措置の提供に合意した。IFR和解合意に従い、2009年から2010年の間に担保権が執行されている借り手への資金提供に活用されるとともに、適格な借り手を支援するための他の支援措置（例：貸付金の契約変更）を提供するファンドへの現金96百万米ドルの拠出がHNAHによって行われた。補償を受け取る借り手は、権利譲渡または放棄を行う必要がなく、担保権実行またはその他のモーゲージ・サービシング実務に関する訴訟を提起することも妨げられない。HSBCバンクUSAおよびHSBCファイナンスを含む参加サービサー企業は、IFR和解合意による条件を満たすことにより、サービシング同意命令の独立担保権実行評価に関する要件（独立担保権実行評価の緩和を含む）を満たすことになる。

サービシング同意命令は、HSBCバンクUSA、HSBCファイナンスまたはHNAHに対する銀行規制当局、政府または法執行機関（米司法省（「DoJ」）または州司法長官）によるさらなる執行措置を排除するものではない。執行措置はサービシング同意命令の対象活動に関連した民事上の制裁金およびその他の制裁の賦課となる可能性がある。さらに、IFR和解合意は、これらの実務に関する将来の民事訴訟を排除するものではない。

上記で説明されている独立担保権実行評価に関するサービシング同意命令および和解とは別に、2016年2月、HSBCバンクUSA、HSBCファイナンス、HSBCモーゲージ・サービシズ・インクおよびHNAHは、過去の住宅用モーゲージの組成およびサービシングの実務に関連する民事訴訟を解決するため、DoJ、米住宅都市開発省、米消費者金融保護局、その他の連邦政府関係機関（「連邦政府関係機関」）ならびに49州およびコロンビア特別区の司法長官（「州政府関係機関」）との間で契約を締結した（「全米モーゲージ和解合意」）。全米モーゲージ和解合意は、他の米国のモーゲージ・サービサーとの間に締結された過去の和解に類似しており、合意した連邦政府および州政府関係機関の間で配分される100百万米ドルの支払いと、HSBCの貸付金の契約変更プログラムを通じた370百万米ドルの消費者救済を含んでいる。全米モーゲージ和解合意はまた、HSBCが遵守すべき米国におけるモーゲージ・サービシング基準を規定している。

さらに、2016年2月、FRBは2011年4月のFRBのサービシング同意命令に関連して、HSBCファイナンスおよびHNAHに対して131百万米ドルの民事上の制裁金を課すことを公表した。FRB命令の条件に従い、当該制裁金は連邦政府関係機関への現金の支払いおよび全米モーゲージ和解合意に従って提供される消費者救済により充足されることになる。

全米モーゲージ和解合意およびFRB命令は、担保権実行およびその他のモーゲージ・サービシングの実務（投資家に向けたモーゲージ証券化に関する事項が含まれるが、これらに限定されるものではない）に関して規制当局、政府機関または法執行機関からのその他の執行措置を完全に排除するものではない。この中には、民事上の制裁金、刑事上の罰金、またはその他の制裁が含まれる可能性がある。さらに、これらの実務

により過去に民事訴訟が生じたこともあり、全米モーゲージ和解合意はこれらの実務に関する民事訴訟を排除するものではない。

米国のモーゲージ証券化活動および訴訟

HSBCバンクUSAは、HSBCセキュリティーズ（ユーエスエー）・インク（「HSI」）が引き受けているホール・ローン証券化を促すために使用される貸付金のスポンサー／売り手として関与していた。2005年から2007年の間に、HSBCバンクUSAは、24十億米ドルの貸付金を購入の上でHSIに販売し、その後当該貸付金はHSIにより証券化され第三者へ販売された。2015年12月31日現在のこれらの貸付金の元本残高は、5.2十億米ドルであった。

ホール・ローンを購入しリパッケージした米国モーゲージ証券化市場の参加者は、訴訟ならびに政府・規制当局の調査および照会を受けている。これは、証券化のサービサー、オリジネーター、引受会社、受託会社またはスポンサーなど、米国モーゲージ市場のグループおよびこれらのグループの特定の参加者を対象としている。業界の住宅モーゲージ担保権実行に関する問題が続くに従い、HSBCバンクUSAがさまざまなモーゲージ証券化信託の代わりに受託会社として担保権実行済み住宅の所有権を得ることが多くなっている。これらの不動産の登記上の所有者として、HSBCバンクUSAは、不動産の維持および賃借権に関するものを含むさまざまな法律違反を行ったとして地方自治体および賃借人から訴えられている。HSBCは、争点となっている義務および関連する負債は完全に各信託のサービサーに属しているとの考えを変えていないが、HSBCは、「受託会社であるHSBC」の名前で他社がサービシングを行った担保権実行を含むこれらの案件および類似の案件に関連して継続して公衆から悪い評判を得ている。

2014年6月から12月の間に、280を超えるモーゲージ証券化信託の受託会社であるHSBCバンクUSAに対する多くの訴訟がニューヨーク州およびオハイオ州の州裁判所および連邦地方裁判所に提起された。これらの訴訟は、とりわけブラック・ロックおよびピムコのファンドを含む推定投資家集団により信託を代表して提起された。同様の訴訟が同時にHSBC以外のモーゲージ証券化プールの受託会社である金融機関に対して提起された。HSBCバンクUSAに対する訴状は、約38十億米ドルを超える信託の担保に生じた損失を主張している。訴訟は、米国信託証券法違反、信託義務の違反、過失、契約違反およびコモン・ローにおける信託義務違反による不特定の損害賠償を主張している。HSBCはこれらの訴訟の数件の棄却請求を提出したが、大部分が退けられた。2015年12月、40を超えるモーゲージ証券化信託の受託会社であるHSBCバンクUSAに対して、同様の主張を含む新たな3件の訴訟がニューヨーク州裁判所およびニューヨーク州連邦地方裁判所に提起された。これらの主張の多くは、過去に提起された受託会社の案件において争点となっている。新たな訴訟におけるHSBCバンクUSAに対する訴状は、信託において担保の価値に約285百万米ドルの損失が生じたと主張している。

さまざまなHSBC傘下会社が住宅モーゲージ・バック証券（「RMBS」）の募集に関連して多くの訴訟において被告として挙げられている。当該訴訟では概して、基礎となるモーゲージの引受基準に関する書類を含む、モーゲージ証券化信託が発行した証券の目論見書に重要な虚偽表示および欠落があったとしている。

HSBCバンクUSA、HSBCファイナンスおよびデジジョン・ワン・モーゲージ・カンパニー・エルエルシー（HSBCファイナンスの间接子会社）は、モーゲージ証券化信託の受託会社が提起した多数のモーゲージの買戻しに関する訴訟の被告として挙げられている。これらの訴訟は総じて、被告であるHSBCにモーゲージの買戻し、または買戻しの代わりに補償的損害賠償の支払いを求めており、その総額は最低でも1十億米ドルである。

証券化トラスの管財人から提起された訴訟に加えて、HSBCモーゲージ・コーポレーション（USA）インクおよびデシジョン・ワン・モーゲージ・カンパニー・エルエルシーは住宅用モーゲージの購入に係る契約相手先であるレジデンシャル・ファンディング・カンパニー・エルエルシー（「RFC」）から提起された2件の別個の訴訟の被告に挙げられている。これらの訴訟は、1986年から2007年までの間にHSBCから約25,000件の住宅モーゲージを購入した結果、RFCが被ったとされる損失に関連する金額不特定の損害賠償を求めている。これらの訴訟の両方において、証拠開示手続きが進行中である。

2010年以降、さまざまなHSBCの会社は、HSBCによる、発行体、スポンサー、引受会社、預託会社、受託会社、カストディアンまたはサービサーとしての特定のプライベート・ラベルRMBS取引に関連して、文書作成および情報提供を求めるDoJおよびマサチューセッツ州司法長官からの召喚状を受領している。2014年11月、HNAHは、HNAH自身ならびにHSBCバンクUSA、HSIアセット・セキュリタイゼーション・コーポレーション、HSI、HSBCモーゲージ・コーポレーション（USA）、HSBCファイナンスおよびデシジョン・ワン・モーゲージ・カンパニー・エルエルシーを含む（ただしこれらに限定されない）さまざまな子会社を代表して、米国コロラド地区検事局から金融業界改革復興施行法（「FIRREA」）に従って、サブプライムおよびサブプライム以外の住宅モーゲージの組成、資金調達、購入、証券化およびサービシングに関連する召喚状を受領した。HSBC以外の5行の銀行は、FIRREAおよびその他のモーゲージ担保証券関連の案件に関して、以前にDoJとの和解を報告していた。HSBCは米国当局に協力しており、引き続き要望に応じて書類の作成および情報の提供を行っている。

HSBCは、モーゲージ証券化が注目される状況は続くとみている。その結果、HSBC傘下会社は、米国モーゲージ証券化市場の参加に関して、さらなる請求、訴訟ならびに政府および規制上の調査の対象となる可能性がある。

これらの案件の起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響を左右する数多くの要因が存在する。現在入手できる情報に基づき、これらの案件の結果生じるおそれのある負債は、重要なものとなる可能性がある。

反マネー・ロンダリングおよび制裁関係

2010年10月、HSBCバンクUSAは、OCCからの同意排除措置命令を受諾し、HNAHは、FRBからの同意排除措置命令を受諾した（「措置命令」）。これらの措置命令は、米銀行秘密保護法（「BSA」）およびAMLへのコンプライアンスに関連するリスク管理を含む、HSBCの米国事業にわたる効果的なコンプライアンス・リスク管理プログラムを確立するための改善を求めている。これらの措置命令の要件に対応する措置が引き続き取られている。

2012年12月に、エイチエスピーシー・ホールディングス、HNAHおよびHSBCバンクUSAは、米国および英国政府機関との間で、BSA、AMLおよび制裁措置に関する法令に対する過去の不十分なコンプライアンスに関して協定を結んだ。とりわけ、エイチエスピーシー・ホールディングスおよびHSBCバンクUSAは、DoJ、米国ニューヨーク州東部地区連邦検事局および米国ウェストバージニア州北部地区連邦検事局との間で5年間の起訴猶予合意（「US DPA」）を結んだ。さらに、FRBから、エイチエスピーシー・ホールディングスは同意排除措置命令を受諾し、エイチエスピーシー・ホールディングスおよびHNAHは制裁金納付命令を受諾した。エイチエスピーシー・ホールディングスはまた、外国資産管理局（「OFAC」）との間で、OFACの制裁措置の対象である当事者との間の過去の取引に関して合意し、英国FCAとの間で、将来の特定のAMLおよび制裁に関する義務に従うことに合意した。加えて、HSBCバンクUSAは、米国財務省の一部局である金融犯罪取締ネットワーク（「FinCEN」）からの民事制裁金命令を受諾し、OCCからの別の民事制裁金命令も受諾した。

これらの合意に従って、エイチエスピーシー・ホールディングスおよびHSBCバンクUSAは、米国当局に合計で1.9十億米ドルを納付した。2013年7月、米国のニューヨーク州東部地区の連邦地方裁判所は、US DPAを承認し、合意の履行を監督する権限を保持した。2013年、DoJおよびFCAとの合意に基づき、HSBCのAMLおよび制裁措置のコンプライアンス・プログラムの実効性の年次調査を行うための独立したコンプライアンス・モニター（「モニター」）が任命された。また、FRBの同意命令に基づき、モニターはHSBCの独立したコンサルタントの役割も果たす。2016年1月、モニターはUS DPAの要求に従い、2度目の年次継続調査報告を発表した。モニターによる報告は116ページ（訳注：原文のページ数である）に記載されている。

US DPAの条件に従い、審理の通知と実施の際、DoJは独自の判断でHSBCがUS DPAに違反しているか否かを決定する。US DPA違反により起こる可能性のある結果には、HSBCへの追加条件の設定、モニター制度を含む合意の延長、HSBCに対する刑事訴追などがあり、これらは後に、さらなる罰金および金銭的な担保を伴う可能性がある。

さらに、HSBCバンクUSAは、OCCから当時における最新のOCCの検証報告書に挙げられた状況および条件の是正を要求する別の同意命令を受けた。この同意命令は、OCCから事前の承認を受けている場合を除き、HSBCバンクUSAに、新たな金融子会社に対する直接的または間接的な支配権の取得もしくは持分の保有、または既存の金融子会社における新たな活動の開始について、一定の制約を課すものである。さらに、HSBCバンクUSAは、OCCから企業規模でのコンプライアンス・プログラムの適用を要求する別の同意命令を受けた。

米国および英国当局とのこれらの和解により民事訴訟が生じたが、該当するBSA、AMLおよび制裁法またはBSA、AML、制裁法もしくは合意事項に含まれていないその他の事項に関する規制もしくは法執行措置に対するHSBCのコンプライアンスに関する追加の民事訴訟を妨げるものではない。

2014年5月、ニューヨーク州裁判所においてエイチエスピーシー・ホールディングス、HSBCバンクUSA、HNAHおよびHSBCユーエスエー・インク（「企業被告」）を代表して、HSBC傘下会社の一部の現および旧取締役、ならびに執行役員（「個人被告」）に対する株主代表訴訟がエイチエスピーシー・ホールディングスの株主から提起された。訴状は、個人被告による企業被告への信任義務の遵守違反によりUS DPAの措置が生じおよび/またはUS DPAの措置の原因となり会社資産を浪費したと申し立てている。2015年3月、企業被告は提訴に対する棄却請求を提出し、指定された個人被告もまた訴状に応答した。2015年11月、ニューヨーク州裁判所は棄却請求を認めた。原告はこの決定に対して上訴した。

2014年7月、2006年7月から2012年7月の間にHSBC普通株式および米国預託株式を購入した推定集団を代表してエイチエスピーシー・ホールディングスおよび元従業員に対する請求がオンタリオ州上級裁判所に提出された。20十億カナダ・ドルを上限とする金銭賠償を求める当該請求は、HSBCのBSA、AML、制裁法およびその他の法への準拠に関してエイチエスピーシー・ホールディングスおよび完全子会社であるHSBCバンク・カナダが公表した文書において被告が制定法およびコモン・ロー上の不実表示を行ったと申し立てている。

2014年11月、2004年4月から2011年11月にイラクで殺害されたまたは負傷したとされる米国市民を代表した訴訟が米国ニューヨーク州東部地区地方裁判所に提出された。訴状は、エイチエスピーシー・ホールディングス、HSBCバンク・ピーエルシー、HSBCバンクUSAおよびHSBCバンク・ミドル・イースト、さらにはHSBC以外の銀行およびイラン・イスラム共和国に対して提起された。原告は、被告がイラン、イラン関係者およびイランの銀行に関わる米国を通して処理された送金メッセージを改ざんまたは偽装し米国反テロリズム法（「US ATA」）に違反したと主張している。被告は2015年5月に棄却請求を提出し、当該請求に対する決定はまだなされていない。

2015年11月、2005年にヨルダンのアンマンの3つのホテルでテロにより殺害されたまたは負傷したとされる4名の米国市民を代表した訴訟が、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所に提起された。訴状はエイチエ

ビーシー・ホールディングス、HSBCバンクUSA、HNAH、HSI、HSBCファイナンス、HSBCユーエスエー・インクおよびHSBCバンク・ミドル・イーストならびにHSBC以外の銀行に対して提起された。原告は、被告であるHSBC傘下会社が、テロ攻撃の支援に金融サービスが使われるのを防ぐためのデュー・デリジェンスの履行を怠りUS ATAに違反したと主張している。

2016年2月、メキシコの麻薬カルテルに関連してメキシコで殺害されたまたは負傷したとされる米国市民を代表した訴訟が、テキサス州南部地区連邦地方裁判所に提出された。訴状はエイチエスビーシー・ホールディングス、HSBCバンクUSA、HSBCメキシコ・エスエーおよびグルポ・フィナンシエロ・HSBCに対して提起された。原告は、被告がメキシコの麻薬カルテルに関連する個人および事業体に金融サービスを提供しUS ATAに違反したと主張している。被告はまだ訴状の送達を受けていない。

既知の事実に基づく場合、HSBCがこれらの訴訟の結果（その時期またはHSBCに対する可能性のある影響を含む）を現時点で予測することは事実上不可能であり、またその結果は重要なものとなる可能性がある。

税務関連調査

HSBCは、米国において税務申告義務を有する特定の顧客について特定のHSBC傘下会社および従業員（HSBCプライベート・バンク（スイス）エスエー（「HSBCスイス・プライベート・バンク」）およびインドのHSBC傘下会社1社を含む）が適切な対応をしていたかどうかに関して、DoJおよび内国歳入庁の継続的な調査に引き続き協力している。これらの調査に関連してHSBCスイス・プライベート・バンクは、スイスの法令に十分に配慮したうえで、記録およびその他の文書をDoJに提出している。2013年8月、DoJは、既に正式調査が承認されているため、HSBCスイス・プライベート・バンクは「スイスの銀行の不訴追合意または不訴追保証書（ノンターゲット・レター）に関するプログラム」の要件を満たしていない旨をHSBCスイス・プライベート・バンクに通知した。

さらに、ベルギー、フランス、アルゼンチンおよびインドを含む世界中のさまざまな税務当局、規制および法執行機関は、脱税または税務に係る不正、資金洗浄および非合法的クロス・ボーダー・バンキングの勧誘に関連してHSBCスイス・プライベート・バンクおよびその他のHSBC傘下会社の調査およびレビューを実施している。HSBCスイス・プライベート・バンクに対してはこれまで、ベルギーとフランスにおいて治安判事による正式な犯罪調査が行われている。2015年2月、HSBCは、フランスの治安判事がHSBCスイス・プライベート・バンクについての捜査を完了したと考えていること、また訴追の可能性に関する勧告を含めて本件を送検したが、HSBCのその他の行為について捜査継続の権利を留保しているとの通知を受けた。2015年4月、エイチエスビーシー・ホールディングスは、HSBCスイス・プライベート・バンクが2006年および2007年に行った行為に関し、税務犯罪の容疑で正式な犯罪捜査の取り調べを行う旨の通知をフランスの治安判事から受け、1十億ユーロの保釈金が課せられた。エイチエスビーシー・ホールディングスは治安判事の決定に不服を申し立て、2015年6月、保釈金は100百万ユーロに減額された。ただし、本案件の最終的な財政的な影響は保釈金額の100百万ユーロから大幅に増減する可能性がある。

アルゼンチンにおいて、2014年11月、同国税務当局はHSBCスイス・プライベート・バンク、HSBCバンク・アルゼンチン、HSBCバンクUSAおよび一部のHSBC従業員による租税回避および非合法的結託があったと主張して、現および旧HSBC従業員を含むさまざまな個人に対する訴状を提出した。主張では、これによりHSBCの顧客によるアルゼンチンの租税回避を可能にしたとされている。さらに、アルゼンチン議会は同様の申立ておよびより広範なアルゼンチンの法人税回避の申立てに関連する事案を調査するための特別委員会を開催した。同委員会は2015年12月に最終報告を発表した。

インドにおいて、2015年2月、インドの税務当局は召喚状を発行し、インドにおけるHSBC傘下会社に情報請求を行った。2015年8月および2015年11月、HSBC傘下会社は同国税務当局の2ヶ所が出した通知を受領した。税務当局は、インドにおける4の個人および／または一族の租税回避の幫助に関して、HSBCスイス・プライベート・バンクおよびドバイの会社への訴追を開始するに足る証拠があったと主張し、HSBC傘下会社に対して起訴すべきでない理由を示すよう求めている。

継続するこれら案件に関して、HSBCは関連法に従い関連当局に協力している。これらの調査およびレビューの起こり得る結果の範囲ならびにその結果としての財政的な影響を左右する数多くの要因が存在し、これらは重要となる可能性がある。

これらの案件に関するメディアからの注目に鑑み、その他の税務当局、規制または法執行当局もまた同様の調査または規制上の手続きを開始または拡大する可能性がある。

ロンドン銀行間取引金利、欧州銀行間取引金利およびその他のベンチマーク金利の設定に関する調査および訴訟

英国、米国、EU、スイス、韓国などを含む世界中のさまざまな国の規制当局ならびに競争当局および法執行当局は、LIBOR、EURIBORならびにその他のベンチマーク金利の設定に関連して、パネル銀行によって提供された過去の金利およびその提供の過程について調査およびレビューを行っている。特定のHSBC傘下会社はパネル銀行のメンバーであることから、HSBCは、規制当局から情報提供の要請を受け、これらの調査およびレビューに協力している。

2014年5月、HSBCは欧州委員会（「委員会」）からユーロ建ての金利デリバティブの値付けに関する反競争的行為を主張する異議告知書を受領した。当該異議告知書は、委員会の暫定的見解を表明したものであり、委員会の最終調査結果を予告するものではない。HSBCは、2015年3月に委員会の異議告知書に対して回答を行い、委員会での審理は、2015年6月に開かれた。委員会による決定は留保されている。

また、HSBCおよび他の米ドル建てLIBORパネル銀行は、米ドル建てLIBORの設定に関して、米国で多数の民事訴訟の被告として挙げられている。この申立ては、米国の独占禁止法および反恐喝法、米商品取引所法（「CEA」）ならびに州法を含むさまざまな米国法に基づく請求を行っている。当該訴訟には、その大部分が米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所（「ニューヨーク地方裁判所」）の審理で移送および／または併合された個別訴訟および推定集団訴訟が含まれる。

2013年3月、米ドル建てLIBORに関する併合された審理を統括するニューヨーク地方裁判所は、最も古い6件の訴訟について判決を下し、原告の連邦および州の独占禁止法および反恐喝法に基づく申立てならびに不当利得の請求を一括して棄却したが、該当する出訴期限に抵触しない特定のCEAに基づく申立ては容認した。これらの原告の一部は、ニューヨーク地方裁判所の判決について米国第2巡回区控訴裁判所に上訴した。これらの上訴はその後、時期尚早として却下された。2015年1月、米国最高裁判所は控訴裁判所の決定を覆し、原告による控訴の本案を審査するために当該案件を控訴裁判所に差し戻した。控訴裁判所における口頭弁論が2015年11月に開かれ、当事者は決定を待っている。

その他の原告は、追加の申立てを行うためにニューヨーク地方裁判所に修正訴状を提出した。2014年6月、ニューヨーク地方裁判所はその決定を公表し、中でもHSBCおよび一部のHSBC以外の銀行に対するLIBOR操作の追加意見を主張するための原告の訴状を修正する許可申請を棄却したが、他の2つの銀行に対する操作を主張する申請を認めた。また、該当する出訴期限で禁止されるため被告のCEAに基づく追加請求の棄却の申立てを認めた。その他のすべての併合された審理に関する訴訟はこの決定を待って保留されている。保留は2014年9月に解除され、その後、特定のその他の個別訴訟および集団訴訟において、修正請求が提出された。被告は棄却請求を提起し、2015年8月および2015年11月、裁判所は請求を一部認める決定を下した。ただし、棄却の対象となる被告および請求を特定する命令はまだ出されていない。

また、HSBCおよびその他のパネル銀行は、ユーロ円建て東京銀行間取引金利（「TIBOR」）および／または日本円建てLIBORに関連するとされる金融商品を取引した個人を代表してニューヨーク地方裁判所で提起された2件の推定集団訴訟の被告として挙げられている。HSBCは全国銀行協会のユーロ円建てTIBORや日本円建てLIBORのパネルのメンバーではないにもかかわらず、この申立てにおいてはとりわけ、米国独占禁止法、CEAおよび州法に違反する行為があったと主張されている。

2件の訴訟のうち1件は2012年4月に提起され、HSBCは棄却請求を提起することで対応した。2014年3月、ニューヨーク地方裁判所は米国独占禁止法および州法による原告の申立てを退けたが、CEAに基づく原告

の申立てを認めた。その後、2014年6月、原告は新たな請求および関係者を加えて訴状を修正するための許可申請を行った。当該申立ては2015年3月に退けられたが、HSBCと資本関係のない特定の被告を加えることが認められ、またカリフォルニア州教職員退職制度（「CALSTRS」）の参加が認められるか、および原告に加え得るか否かの問題は留保された。2015年10月、ニューヨーク地方裁判所はCALSTRSの参加申立てを退けた。2015年11月、CALSTRSは当該決定を不服として米国第2巡回区控訴裁判所に上訴し、審理中である。

2件目の訴訟は2015年7月に提起された。2016年2月、当該訴訟において被告とされているHSBCおよびその他の銀行は棄却請求を申し立て、当該申立てに対する決定はまだなされていない。

2013年11月、HSBCおよびその他のパネル銀行はまた、ユーロ先物契約およびEURIBORに関連するとされるその他の金融商品を取引した個人を代表してニューヨーク地方裁判所で提起された推定集団訴訟の被告としても挙げられていた。この申立てにおいてはとりわけ、EURIBORに関して米国独占禁止法、CEAおよび州法に違反する行為があったと主張されている。裁判所は以前に、2015年5月まで訴訟手続きを停止していた。停止期間の経過後、原告は修正訴状を提出した。2015年10月、HSBCは当該訴訟の棄却請求を申し立て、決定はまだなされていない。

2014年9月および10月に、HSBCバンク・ピーエルシーおよびその他のパネル銀行は、金利デリバティブ取引または米ドルの国際スワップ・デリバティブ協会公表（「ISDAfix」）レートに連動する金融商品あるいは日次ISDAfix設定ウィンドウの直前、最中またはその後に執行された金融商品の購入あるいは売却を行った個人を代表してニューヨーク地方裁判所に提起され、併合された多くの推定集団訴訟の被告として挙げられた。この申立てにおいてはとりわけ、これらの取引に関して米国独占禁止法、CEAおよび州法に違反する行為があったと主張されている。2015年2月、原告は第2併合修正訴状を提出し、HSBCバンク・ピーエルシーをHSBCバンクUSAに差し替えた。当該修正訴状の棄却請求が2015年4月に提出され、決定はまだなされていない。

これらの訴訟の起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響を左右する数多くの要因が存在する。現在入手可能な情報に基づく場合、これらの訴訟における申立ての結果として生じる恐れのある負債は、重要なものとなる可能性がある。

外国為替レートの設定に関する調査および訴訟

米国、EU、ブラジル、韓国およびその他を含む世界中のさまざまな国の規制当局ならびに競争当局および法執行当局は、外国為替市場におけるHSBCおよびその他による取引の調査およびレビューを行っている。HSBCは、これらの継続中の調査およびレビューに協力している。

2015年5月、DoJは、HSBC以外の金融機関5社に対する調査を解決した。うち4社は、共謀して外国為替のスポット市場における価格操作を企てた嫌疑について罪を認め、この結果、総額で2.5十億米ドルを超える罰金が科されることとなった。同時に、FRBおよびその他の銀行規制当局によって追加の制裁金が科された。HSBCは本解決の当事者ではなかったため、DoJ、FRBおよび世界中のその他当局によるHSBCへの調査は継続している。

さらに、2013年の終わりおよび2014年の初めに、エイチエスピーシー・ホールディングス、HSBCバンク・ピーエルシー、HNAHおよびHSBCバンクUSAは、ニューヨーク地方裁判所で提起された多数の推定集団訴訟の被告として他の銀行とともに挙げられている。2014年3月、原告は併合された修正訴状（「併合訴訟」）を提出した。この訴えにおいてはとりわけ、被告が共謀してWM/ロイターの外国為替レートを操作したと主張している。米国以外の原告を代表した推定集団訴訟（「外国訴訟」）も提起されている。被告はすべての訴訟

の棄却を請求している。2015年1月、裁判所は併合訴訟に関する被告の棄却請求を却下したが、外国訴訟に関する棄却請求を認めた。その後、同様の主張を申し立てる5件の推定集団訴訟が、米国の取引所において外国為替先物取引を行った個人を代表してニューヨークの地方裁判所に新たに提起され、これらの追加訴訟はその後併合訴訟へと併合された。2015年7月、併合訴訟の原告は、特に新たな請求およびHSBCセキュリティーズ(USA)インクを含む新たな当事者を加えた、追加の修正訴状を提出した。2015年9月、HSBCは併合訴訟を解決するため、裁判所の承認を条件として原告と合意に達した。2015年12月、裁判所は当該和解に対して予備的承認を与え、HSBCは合意した和解額をエスクロー勘定へと支払った。裁判所は最終承認の審理日をまだ決定していない。

上記の訴訟に加え、1974年従業員退職所得保障法(「ERISA」)制度加入者を代表した訴訟と同様の主張を持つ推定集団訴訟が、2015年6月にニューヨーク州連邦地方裁判所に提起された。また、別の申立てが2015年5月、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起された。HSBCはカリフォルニアの訴訟をニューヨークへ移送する申立てを行い、2015年11月に認められた。

2015年9月、カナダ法に基づく同様の主張を持つ2件の推定集団訴訟が、カナダにおいて提起された。当該訴訟は、HSBCバンク・カナダを含む、さまざまなHSBC傘下会社およびその他多くの金融機関に対して提起されている。

2015年12月31日現在、HSBCは、1.2十億米ドルの引当金を認識している。これらの案件の起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響を左右する数多くの要因が存在する。このような見積りには不確実性および限界を伴うため、最終的な損害額はこの金額と大幅に異なる可能性がある。

貴金属のフィクシング関連訴訟および調査

2014年3月以降、HSBCおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟が米国ニューヨーク南部地区地方裁判所、ニュージャージー連邦地方裁判所、およびカリフォルニア北部地区地方裁判所に提起された。訴状は、2004年1月から現在まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法、CEAおよびニューヨーク州法に違反して金の価格および金に基づくデリバティブの価格を、ロンドン金フィクシングの後場の間に操作したと申し立てている。これらの訴訟はその後、ニューヨーク地方裁判所において併合された。修正訴状は2015年3月に提出され、被告は棄却を申し立てた。審理は2016年3月に予定されている。

2014年7月以降、HSBCおよびその他のロンドン・シルバー・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟が米国ニューヨーク南部地区地方裁判所およびニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所に提起されている。訴状は、1999年1月から現在まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法、CEAおよびニューヨーク州法に違反して銀の価格および銀に基づくデリバティブ価格を操作したと申し立てている。これらの訴訟はその後、ニューヨーク地方裁判所において併合された。修正訴状は2015年4月に提出され、被告は棄却請求を申し立てた。審理は2016年3月に予定されている。

2014年の終わりから2015年の初めにかけて、HSBCならびにその他のロンドン・プラチナ・アンド・パラジウム・フィクシング・カンパニー・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提出された。訴状は、2008年1月から現在まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法およびCEAに違反してプラチナ・グループ・メタル(「PGM」)の価格およびPGMに基づく金融商品の価格を操作したと申し立てている。修正訴状が2015年8月に提出され、被告は棄却を申し立てている。

さらに、2015年12月、HSBCバンク・カナダを含むさまざまなHSBC傘下会社およびその他の金融機関に対して、カナダ法に基づく推定集団訴訟がオンタリオ州上位裁判所において提起された。原告は、2004年1月から2014年3月にかけて、被告が共謀して、カナダ競争法およびコモン・ローに違反して金の価格および金関連の投資商品の価格を操作したと申し立てている。

米国およびEUなどのさまざまな規制当局、競争当局および法執行当局が、HSBCの貴金属事業に関する調査およびレビューを実施している。HSBCは継続中の調査に協力している。2014年11月、DoJの独占禁止局および刑事局詐欺課はエイチエスピーシー・ホールディングスに対して、貴金属取引において独占禁止法に反した操作的行為があったとして、DoJが実施する犯罪調査に関する特定文書の任意作成を求める書類を発行した。2016年1月、DoJの独占禁止局は調査の終了をHSBCに通知したが、刑事局詐欺課の調査は継続中である。

現在の既知の事実に基づく場合、HSBCがこれらの案件の結果（結果の時期およびHSBCに対する潜在的な影響を含む）を現時点で予測することは実務上困難であり、またその結果は重要なものになる可能性がある。

クレジット・デフォルト・スワップに関する規制当局の調査および訴訟

2006年から2009年の間のクレジット・デリバティブ市場における多数の銀行およびその他の市場参加者による反競争的行為の疑いに関する欧州委員会の継続的調査に関連して、2013年7月、HSBCは、欧州委員会から異議告知書を受領した。当該異議告知書は、委員会の暫定的見解を表明したものであり、欧州委員会の最終調査結果を予告するものではない。HSBCは答弁書を提出し、2014年5月に口頭審理に出廷した。口頭審理の後、2015年12月、委員会はHSBC傘下会社のすべてを含む13行すべてに対する案件を終了することを決定した。ただし、委員会のマークイットおよびISDAに関する調査は継続中である。

さらに、エイチエスピーシー・ホールディングス、HSBCバンク・ピーエルシーおよびHSBCバンクUSAは、とりわけニューヨークおよびイリノイの連邦地方裁判所で提起された多数の推定集団訴訟の被告として挙げられた。これらの集団訴訟では、ISDA、マークイットおよび複数のその他の金融機関を含む被告は、米国独占禁止法に違反して、とりわけクレジット・デフォルト・スワップ値付けが行われる取引所へのアクセスを制限し、その取引市場への新規参入を阻む形で、共謀して取引を制限したと主張されている。これらの訴訟における原告は、主に米国において被告に対しクレジット・デフォルト・スワップの購入または売却を行った全個人の集団を代表していると主張している。

2013年10月、これらの訴訟はニューヨーク地方裁判所に併合された（「併合訴訟」）。2015年9月、被告であるHSBC傘下会社は併合訴訟を解決するため、裁判所の承認を受けることを条件に原告と合意に達した。2015年10月、裁判所は当該和解に対して予備的承認を与えた。最終的な和解承認の審理は2016年4月に予定されている。

経済計画：HSBCバンク・ブラジル・エスエー

ブラジル政府は、インフレの高騰を抑制するために一定の経済計画を1980年代中期および1990年代初期に導入した。これらの計画の一部が施行されたことにより、預金口座の保有者は不利な影響を被り、その結果、そのうちの数千名が後にブラジルの金融機関を相手取り法的手続きを開始した。その金融機関にはHSBCバンク・ブラジル・エスエー（「HSBCブラジル」）も含まれており、その法的手続きにおいてはとりわけ、預金口座残高が契約上合意したものとは異なる価格指数によって調整され、所得の喪失が発生したと主張されている。これらの訴訟の一部は、ブラジル連邦最高裁判所にまで至った。最高裁判所は、当該経済計画に起因する変化が合憲であるかについて最終判決を下すまで、下級裁判所におけるすべての係争案件を差し止

めた。最高裁判所の最終判決の結果は、下級裁判所におけるすべての係争案件の先例となることが予想される。これとは別に、ブラジル高等民事裁判所では、とりわけ契約上の金利および懲罰的金利を所得喪失額の計算に適用するかどうかに関する案件を審理中である。

最高裁判所および高等民事裁判所における法的手続きが解決される際の条件（HSBCブラジルが不利な判決を下された場合に課せられる可能性のある損失額を含む）および解決される時期については高度の不確実性が存在している。この損失額の範囲は、比較的僅少な金額から564百万米ドルまでとなる可能性がある（2015年12月31日現在の米ドルおよびブラジル・レアルの為替レートに基づく）。ただし、この範囲の上限が課せられる可能性は低いと考えている。

消費者「付帯サービス商品」の規制上のレビュー

HSBCファイナンスは、レガシー・カードおよびリテール・サービス事業を通じて、顧客へのクレジット提供に付随するID盗難保護およびクレジット・モニタリング商品などの商品のマーケティング、流通もしくはサービスを提供または参加していた。HSBCファイナンスは2012年5月までにこれら商品の提供を終了した。これらの商品および債務保護商品といったその他の付帯サービスの提供および事務管理は、他の業界では消費者金融保護局、OCCおよび連邦預金保険公社を含む当局の規制対象となる。これらの規制の執行により顧客への補償金の支払命令が下され、また罰金の金額はかなりのものとなった。HSBCは、一部の付帯サービス商品に関して一部の顧客に補償を行い、継続するレビューに関して引き続き当局に協力している。付帯サービス商品に関して当局がHSBC以外のクレジット・カード発行会社に対して取った対応に鑑み、1つ以上の規制当局がHSBCファイナンスによる過去の付帯サービス商品の提供および事務管理から生じた顧客への追加賠償の支払命令/または民事制裁金あるいはその他の救済措置をHSBCに課す可能性がある。しかしながら、経営陣は結果的に発生する財政上の影響は重大なものにはならないと考えている。

国際サッカー連盟（「FIFA」）に関する調査

HSBCは、FIFAに関連する可能性のある特定の個人および企業との銀行業務上の関係について、DoJから問い合わせを受けた。DoJは、HSBCを含む複数の金融機関が疑わしいもしくは不適切な取引の処理を認めていたか、または適用されるAML関連の法規制の遵守を怠ったかについて調査している。HSBCはDoJの調査に協力している。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めた本件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。本件の影響は重大なものとなる可能性がある。

雇用慣習に関する調査

米国証券取引委員会（「SEC」）は、公務員または国有企業の従業員により紹介された、または縁故のある候補者を雇用するという、アジア太平洋地域における慣習に関連して、HSBCを含む複数の金融機関を調査している。HSBCはさまざまな情報を要求されており、SECの調査に協力している。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めた本件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。本件の影響は重大なものとなる可能性がある。

41 関連当事者間取引

当グループおよびエイチエスピーシー・ホールディングスの関連当事者には、子会社、関連会社、合併事業、HSBCの従業員のための退職後給付制度、主な経営陣、主な経営陣の近親者および主な経営陣またはその近親者によって支配または共同支配されている会社が含まれる。

IAS第24号「関連当事者の開示」の要件に従い開示された関連当事者との取引の詳細は、以下の表のとおりである。期末残高および当期中の最高残高の開示は、当期中の取引額および残高を示す最も重要な情報であるとみなされている。

主な経営陣は、エイチエスピーシー・ホールディングスの活動を計画、指示および管理する権限および責任を持つ者と定義され、エイチエスピーシー・ホールディングスの取締役および当グループの常務取締役が含まれる。

主な経営陣

主な経営陣に対する報酬

	2015年	2014年	2013年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
短期従業員給付	40	41	38
退職後給付	1	1	2
その他の長期従業員給付	9	7	10
株式報酬	51	54	35
12月31日に終了した事業年度	101	103	85

関連当事者を含む取引および契約

2006年会社法第413条により開示される2015年にエイチエスピーシー・ホールディングスの子会社が取締役との間で締結した貸付金（貸付金および準貸付金）、与信枠および保証取引の詳細は以下のとおりである。

	2015年	2014年
	百万米ドル	百万米ドル
12月31日現在の貸付金および与信枠	4	5

当期中の主な経営陣との取引および残高

	2015年		2014年	
	12月31日 現在残高	当期中 最高残高	12月31日 現在残高	当期中 最高残高
	百万米ドル		百万米ドル	
主な経営陣 ¹				
貸付金および与信枠 ²	218	411	309	347
保証 ³	67	91	78	79

- 1 主な経営陣、主な経営陣の近親者、ならびに主な経営陣またはその近親者によって支配または共同支配されている会社が含まれている。
- 2 2014年の期末残高は194百万米ドルから309百万米ドルへと修正再表示されており、2014年の当期中最高残高は227百万米ドルから347百万米ドルへと修正再表示されている。
- 3 2014年の期末残高はゼロから78百万米ドルへと修正再表示されており、2014年の当期中最高残高はゼロから79百万米ドルへと修正再表示されている。

一部の取引は、香港証券取引所有限公司による証券上場規則に定義される関係取引に該当するが、これらの規則で定められた開示規定を免除されている。上記の取引は、通常の業務において、同様の状況にある個人またはその他の従業員との比較可能な取引に適用されるものと実質的に同一の条件（金利や担保を含む）で行われた。当該取引は、返済に関する一般水準を上回るリスクや、その他の不利な要素を伴うものではなかった。

主な経営陣の株式保有、オプションおよびその他の有価証券

	2015年	2014年
	千単位	千単位
従業員株式制度に基づき保有されるHSBC ホールディングスの普通株式に関するオプション数	29	28
受益者および非受益者として保有されるHSBC ホールディングスの普通株式の株数	18,961	17,533
受益者および非受益者として保有されるHSBC バンクの2015年4月30日満期2.875%債券の数	—	5
12月31日現在	18,990	17,566

関連会社および合併事業

当グループは、関連会社および合併事業に対して、貸付金、当座貸越、利付および無利息預金ならびに当座預金などの特定の銀行および金融サービスを提供している。関連会社および合併事業の持分の詳細については注記19に記載されている。

当期中の関連会社および合併事業との取引および残高

	2015年		2014年	
	当期中 最高残高	12月31日現在 残高	当期中 最高残高	12月31日現在 残高
	百万米ドル		百万米ドル	
合併事業に対する債権				
- 非劣後	195	151	205	205
関連会社に対する債権				
- 劣後	—	—	58	—
- 非劣後	4,209	2,035	5,451	4,273
	4,404	2,186	5,714	4,478
関連会社に対する債務	1,047	92	650	162
保証	905	904	952	952
契約債務	—	—	17	—

上記の残高は、通常の業務において、第三者との比較可能な取引に適用されるものと実質的に同一の条件（金利や担保を含む）で実行された取引から生じたものである。

退職後給付制度

2015年12月31日現在、HSBC退職後給付制度資産4.3十億米ドル（2014年：4.5十億米ドル）はHSBC傘下会社により管理され、2015年において8百万米ドルを管理手数料として稼得した（2014年：12百万米ドル）。2015年12月31日現在、HSBCの退職後給付制度により、811百万米ドル（2014年：223百万米ドル）が銀行子会社に預金され、制度に対する未払利息として稼得した金額はなかった（2014年：6百万米ドル）。上記の残高は、通常の業務において、比較可能な第三者との取引に適用されるものと実質的に同一の条件（金利や担保を含む）で実行された取引から生じたものである。

HSBCバンク（UK）年金制度は、負債のインフレおよび金利感応度の管理に役立てるため、HSBCとスワップ取引を締結している。2015年12月31日現在、スワップの名目元本合計は、13.3十億米ドル（2014年：24十億米ドル）で、スワップは0.5十億米ドルの正の公正価値（2014年：0.9十億米ドルの正の公正価値）を有しており、HSBCは、当該取引に関して制度に1.1十億米ドル（2014年：2.0十億米ドル）の担保を差し入れている。これによりHSBCが稼得した利息はなかった（2014年：5百万米ドル）。すべてのスワップは、市場レートで標準の市場のビッド／オファー・スプレッドの範囲内で実行された。当事業年度を通じて、当該制度はHSBCとのスワップ取引水準を低下させた。

HSBC海外職員退職給付制度は、負債および特定の資産のインフレおよび金利感応度の管理の一環として、HSBCとスワップ取引を締結した。2015年12月31日現在、スワップの名目元本合計は、1.7十億米ドル（2014年：1.9十億米ドル）であり、スワップは制度に対して96百万米ドル（2014年：107百万米ドル）の負の公正価値を有していた。すべてのスワップは、市場レートで標準の市場のビッド／オファー・スプレッドの範囲内で実行された。

エイチエスピーシー・ホールディングス

エイチエスピーシー・ホールディングスの子会社の詳細は注記43に示されている。

当期中の子会社との取引および残高

	2015年		2014年	
	当期中 最高残高	12月31日 現在残高	当期中 最高残高	12月31日現在 現在残高
	百万米ドル		百万米ドル	
資産				
銀行預金	620	242	436	249
デリバティブ	3,409	2,466	3,179	2,771
貸付金	47,229	44,350	55,026	43,910
金融投資	4,427	4,285	4,073	4,073
子会社への投資	97,770	97,770	96,264	96,264
関連当事者資産合計 - 12月31日現在	153,455	149,113	158,978	147,267
負債				
HSBC子会社に対する債務	2,892	2,152	12,046	2,892
デリバティブ	2,459	2,277	1,169	1,169
劣後債				
- 償却原価	1,670	891	1,743	1,670
- 公正価値評価の指定	982	855	3,186	981
関連当事者負債合計 - 12月31日現在	8,003	6,175	18,144	6,712
保証	68,333	68,333	53,180	52,023
契約債務	16	—	1,245	16

上記の残高は、通常の営業の過程で生じたものであり、第三者との比較可能な取引に適用されるものと実質的に同一の条件（金利や担保を含む）で行われたものである。

エイチエスピーシー・ホールディングスの一部の従業員は、別のグループ会社がスポンサーとなっているHSBCバンク(UK)年金制度の加入者である。エイチエスピーシー・ホールディングスは制度に支払う拠出額と同額の費用を従業員に代わり負担している。当制度に関する開示は注記6で行われている。

42 後発事象

2015年12月31日より後に、普通株式 1 株当たり0.21米ドル（約4,134百万米ドルの分配）の2015年第 4 回中間配当金が取締役によって宣言された。

2016年 2 月22日、取締役会において当財務諸表が承認され公表が許可された。

[次へ](#)

43 エイチエスピーシー・ホールディングスの子会社、合併事業および関連会社

英国2006年会社法第409条に従い、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの子会社、合併事業および関連会社、設立国および2015年12月31日現在保有する株式の持分割合は、以下に開示されている。

子会社	国名	株式	直接持分 (%)	合計(%)
0866101 B.C. Ltd	カナダ	カナダ・ドル普通株式		100
0866102 B.C. Ltd	カナダ	カナダ・ドル普通株式		100
ACN 087 652 113 Pty Limited	オーストラリア	0.16667豪ドル普通株式		100
Albouys Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Allblack Investments Limited	ジャージー	0.0037ポンド普通株式 および 0.0037ポンド優先株式		100
AMP Client HSBC Custody Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (A) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (E) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (F) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (H) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (M) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (P) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (R) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance December (W) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance June (A) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance June (D) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance June (E) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance March (B) Limited	北アイルランド	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance March (D) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance March (F) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance September (F) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Assetfinance September (G) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
B&Q Financial Services Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Banco Losango S.A Banco Multiplo	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式		100
Banco Nominees (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00ポンド普通株式		100
Banco Nominees 2 (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00ポンド普通株式		100

Banco Nominees Limited	バミューダ	2.40バミューダ・ドル 普通株式	100
Bank of Bermuda (Cayman) Limited	ケイマン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Bank of Bermuda (Insurance Brokers) Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
Beijing Miyun HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Beneficial Commercial Holding Corporation	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Company LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
Beneficial Consumer Discount Company	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Direct, Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Financial I Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Beneficial Florida Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Kentucky Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Loan & Thrift Co.	米国	25.00米ドル普通株式	100
Beneficial Louisiana Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Maine Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Management Corporation of America	米国	10.00米ドル普通株式	100
Beneficial Massachusetts Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Michigan Inc.	米国	米ドル普通株式	100
Beneficial Mortgage Corporation	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial New Hampshire Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial New York Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Oregon Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial Rhode Island Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial South Dakota Inc.	米国	米ドル普通株式	100
Beneficial Tennessee Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Beneficial West Virginia, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Beneficial Wyoming Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
BerCay Holdings Limited	ケイマン諸島	20.00米ドル普通株式	100
Bermuda Asia Pacific Holdings Limited	クック諸島	1.00米ドル普通株式	100
Bermuda International Securities Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
Bermuda Trust (St Helier) Limited	ジャージー	1.00米ドル普通株式	100
Bermuda Trust Company Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
Bermuda Trust Executors (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド株式	100
BFC Insurance Agency of Nevada	米国	米ドル普通株式	100
Billingsgate City Securities Public Limited Company	イングランドおよび ウェールズ	0.01ポンド普通株式	100
Billingsgate Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100
Cabot Park Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100

Cal-Pacific Services, Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Canada Crescent Nominees (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Canada Square Nominees (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Canada Square Property Participations Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Canada Water Nominees (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Capco/Cove, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Capital Financial Services Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Card-Flo #1, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Card-Flo #3, Inc.	米国	0.01米ドル普通株式	100
Castlewood Limited	クック諸島	米ドル普通株式	100
Cayman International Finance Limited	ケイマン諸島	1.20米ドル普通株式	100
Cayman Nominees Limited	ケイマン諸島	2.00ケイマン諸島ドル 普通株式	100
CBS/Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
CC&H Holdings LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
CCF & Partners Asset Management Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
CCF Charterhouse GmbH	ドイツ	1.00ユーロ アクション株式	100
CCF Charterhouse GmbH & Co Asset Leasing KG	ドイツ	有限責任組合につき 株式なし	100
Charterhouse Administrators (D.T.) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Charterhouse Development Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Charterhouse Finance Corporation Limited	スコットランド	1.00ポンド普通株式	100
Charterhouse Management Services Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Charterhouse Pensions Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Chemi and Cotex Industries Limited	タンザニア共和国	1.00タンザニア・ シリング普通株式	100
Chongqing Dazu HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Chongqing Fengdu HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Chongqing Rongchang HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
CL Residential Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Compass Nominees Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
Compass Services Limited	バミューダ	1.00米ドル普通株式	100
Cordico Management AG	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式	100
Corhold Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル無記名株式	100
Credival Participacoes Administracao e Assessoria Ltda	ブラジル	0.01ブラジル・リアル クオータ株式	100

Crewfleet Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Dalian Pulandian HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Decision One Mortgage Company, LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
Dem 25	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Dem 5	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
Dem 9	フランス	8.50ユーロ アクション株式	100
Dempar 1	フランス	無額面 アクション株式	100
Dempar 4	フランス	無額面 アクション株式	100
Eagle Rock Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Ellenville Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Elysees GmbH	ドイツ	ユーロ普通株式	100
Elysées Immo Invest	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
Emerging Growth Real Estate II GP Limited	ガーンジー	ユーロ普通株式	100
EMTT Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Endeavour Personal Finance Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Equator Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00米ドル普通株式	100
Eton Corporate Services Limited	ガーンジー	1.00米ドル普通株式	100
Eton Management Ltd	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Far East Leasing SA	パナマ	1,000.00米ドル 普通株式	100
Fdm 5 SAS	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Fdm 6 SAS	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
FEPC Leasing Ltd.	ケイマン諸島	0.001米ドル普通株式 および 0.001米ドル優先株式	100
Finanpar 2	フランス	無額面 アクション株式	100
Finanpar 7	フランス	無額面 アクション株式	100
First Corporate Director Inc.	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
First Direct Investments (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Flandres Contentieux S.A.	フランス	0.16ユーロ アクション株式	100
Foncière Elysées	フランス	77.00ユーロ アクション株式	100
Forward Trust Rail Services Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.1ポンド普通株式	100
F-Street Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Fujian Yongan HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100

Fundo de Investimento Multimercado Credito Privado Investimento no Exterior Orion ¹	ブラジル	1.14267ブラジル・レアル 償還可能優先株式	100
Fundo de Investimento Multimercado Credito Privado Sirius ¹	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	100
Fundo de Investimento Multimercado Investimento no Exterior Tellus ¹	ブラジル	1.07374ブラジル・レアル 償還可能優先株式	100
G.M. Gilt-Edged Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Gesellschaft fur Industrielle Beteiligungen und Finanzierung mbH	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	100
Giller Ltd.	米国	1.00米ドル普通株式	100
GPIF-I Equity Co., Ltd. ¹	ケイマン諸島	0.001ケイマン諸島ドル 清算シェアクラス株式	100
GPIF-I Finance Co., Ltd. ¹	ケイマン諸島	0.001米ドル 清算シェアクラス株式	100
Griffin International Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Grundstuecksgesellschaft Trinkausstrasse Kommanditgesellschaft	ドイツ	1.00ドイツ・マルク 普通株式	100
Grupo Financiero HSBC, S. A. de C. V.	メキシコ	2.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
Guangdong Enping HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
GWML Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
GZ Trust Corporation	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
HBL Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HDSAP GP Limited	ガーンジー	ポンド普通株式	100
Henderson Limited	クック諸島	1.00米ドル普通株式	100
HFC Bank Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式 および 1.00ポンド普通A株式	100
HFC Commercial Realty, Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
HFC Company LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
HFC Leasing Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
High Meadow Management, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Hilaga Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100
HITG Administration GmbH	ドイツ	25,000.00ユーロ 普通株式	100
HITG, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Honey Green Enterprises Ltd.	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Hongkong International Trade Finance (Holdings) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通A株式 および 1.00ポンド普通B株式	100
Hongkong International Trade Finance (U.S.A.) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Household Capital Markets LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
Household Commercial Financial Services, Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Consumer Discount Company	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Corporation II	米国	100.00米ドル普通株式	100

Household Finance Corporation III	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Corporation of Alabama	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Corporation of California	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Corporation of Nevada	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Corporation of West Virginia	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Industrial Loan Company of Iowa	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Realty Corporation of Nevada	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Finance Realty Corporation of New York	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Financial Center Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Industrial Finance Company	米国	25.00米ドル普通株式	100
Household Industrial Loan Company of Kentucky	米国	100.00米ドル普通株式	100
Household Insurance Group Holding Company	米国	1.00米ドル普通株式	100
Household International Europe Limited	イングランドおよび ウェールズ	1 ボンド普通株式、 1 ボンド償還可能 議決権付優先株式および 1 ボンド償還可能 議決権付株式	100
Household Pooling Corporation	米国	1.00米ドル普通株式	100
Household Realty Corporation	米国	100.00米ドル普通株式	100
HPUT A Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式	100
HPUT B Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式	100
HRMG Nominees Limited	ガーンジー	1.00ボンド普通株式	100
HSBC (BGF) Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式	100
HSBC (Brasil) Administradora de Consorcio Ltda.	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	100
HSBC (General Partner) Limited	ジャージー	1.00ボンド普通株式	100 100
HSBC (Kuala Lumpur) Nominees Sdn Bhd	マレーシア	10.00マレーシア・ リングgit普通株式	100
HSBC (Malaysia) Trustee Berhad	マレーシア	10.00マレーシア・ リングgit普通株式	100
HSBC (Singapore) Nominees Pte Ltd	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式	100
HSBC Administracao de Servicos para Fundos de Pensao (Brasil) Ltda	ブラジル	0.01ブラジル・レアル および 1.00ブラジル・レアル クオータ株式	100
HSBC Administradora de Inversiones S.A.	アルゼンチン	アルゼンチン・ペソ 普通株式	100
HSBC AFS (USA) LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
HSBC Agency (India) Private Limited	インド	1,000,000.00インド・ ルピー普通株式	100
HSBC Alpha Funding (UK) Holdings	ケイマン諸島	0.001米ドル有限責任株式 および無限責任株式	100
HSBC Alternative Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式	100
HSBC Amanah Malaysia Berhad	マレーシア	0.50マレーシア・ リングgit普通株式	100

HSBC Americas Corporation (Delaware)	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Argentina Holdings S.A.	アルゼンチン	1.00アルゼンチン・ペソ 普通株式	100
HSBC Asia Holdings (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Asia Holdings B.V.	オランダ	1,000ユーロ A, B, C, D, E, F, G およびH優先株式	100
		50.00ユーロ普通株式	
HSBC Asia Pacific Holdings (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式 および100.00米ドル 償還可能優先株式	100
HSBC Asset Finance (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Asset Finance Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Asset Finance M.O.G. Holdings (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Asset Management (India) Private Limited	インド	10.00インド・ルピー株式	100
HSBC Assistencia Previdenciaria	ブラジル	0.01ブラジル・レアル クオータ株式	100
HSBC Assurances Vie (France)	フランス	287.50ユーロ アクション株式	100
HSBC Australia Holdings Pty Limited	オーストラリア	オーストラリア・ドル 普通株式および優先株式	100
HSBC Bank (Chile)	チリ	チリ・ペソ普通株式	100
HSBC Bank (China) Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
HSBC Bank (General Partner) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Bank (RR) (Limited Liability Company)	ロシア連邦	ロシア有限責任会社 無額面株式	100
HSBC Bank (Singapore) Limited	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式	100
HSBC Bank (Taiwan) Limited	台湾	10.00台湾ドル 普通株式	100
HSBC Bank (Uruguay) S.A.	ウルグアイ	1.00ウルグアイ・ペソ 普通株式	100
HSBC Bank (Vietnam) Ltd.	ベトナム	1.00ベトナム・ドン 普通株式	100
HSBC Bank A.S.	トルコ	1.00トルコ・リラA普通 株式および1.00トルコ・リ ラB普通株式	100
HSBC Bank Australia Limited	オーストラリア	オーストラリア・ドル 普通株式	100
HSBC Bank Bermuda Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
HSBC Bank Brasil S.A. - Banco Multiplo	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	100
HSBC Bank Canada	カナダ	カナダ・ドル普通株式 およびクラス1優先株式	100
HSBC Bank Capital Funding (Sterling 1) LP ¹	ジャージー	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Bank Capital Funding (Sterling 2) LP ¹	ジャージー	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Bank International Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Bank Malaysia Berhad	マレーシア	0.50マレーシア・ リンギット普通株式	100

HSBC Bank Middle East Limited	ジャージー	1米ドル普通株式 および1米ドル 累積償還可能優先株式	100
HSBC Bank Nominee (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Bank Pension Trust (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Bank plc	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式 および優先普通株式 0.01米ドル第3回米ドルお よび シリーズ2優先株式	100 100
HSBC Bank Polska S.A.	ポーランド	1.00ポーランド・ズロチ普 通株式および 1.00ポーランド・ズロチ優 先株式	100
HSBC Bank USA, National Association	米国	100米ドル普通株式および 0.01米ドル優先株式	100
HSBC Branch Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Brasil Holding S.A.	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	100
HSBC Brasil S.A. Banco de Investimento	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	100
HSBC Broking Forex (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Broking Futures (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式 および 2.00米ドル後配株式	100
HSBC Broking Futures (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Broking Nominees (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Broking Securities (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Broking Securities (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Broking Services (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Canada Holdings (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Capital (Canada) Inc.	カナダ	カナダ・ドル普通株式	100
HSBC Capital (USA), Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Capital Funding (Dollar 1) L.P.	ジャージー	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Capital Funding (Euro 3) L.P.	ジャージー	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Capital Funding (Sterling 1) L.P.	ジャージー	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Capital Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Capital Services Inc.	カナダ	カナダ・ドル普通株式	100
HSBC Card Services Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
HSBC Casa de Bolsa, S.A. de C.V., Grupo Financiero HSBC	メキシコ	メキシコ・ペソクラス1お よびクラス2株式	100
HSBC Cayman Services Limited	ケイマン諸島	1.00米ドル普通株式	100
HSBC City Funding Holdings	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Client Holdings Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Client Share Offer Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100

HSBC Columbia Funding, LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
HSBC Consumer Lending (USA) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Corporate Advisory (Malaysia) Sdn Bhd	マレーシア	1.00マレーシア・ リングgit普通株式	100
HSBC Corporate Finance (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Corporate Trustee Company (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Credit Center, Inc.	米国	1,000.00米ドル 普通株式	100
HSBC Custody Nominees (Australia) Limited	オーストラリア	1.00オーストラリア・ ドル普通株式	100
HSBC Custody Services (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Daisy Investments (Mauritius) Limited	モーリシャス	10.00米ドル普通株式	100
HSBC Diamond (USA) LP	米国	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Electronic Data Processing (Guangdong) Limited	中国	1.00香港ドル 登録資本株式	100
HSBC Electronic Data Processing (Malaysia) Sdn Bhd	マレーシア	1.00マレーシア・ リングgit普通株式	100
HSBC Electronic Data Processing (Philippines), Inc.	フィリピン	100.00フィリピン・ペソ普 通株式および 償還可能優先株式	100
HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド	100.00インド・ルピー 株式	100
HSBC Electronic Data Processing Lanka (Private) Limited	スリランカ	10.00スリランカ・ルピー 普通株式	100
HSBC Electronic Data Service Delivery (Egypt) S.A.E.	エジプト	1.00エジプト・ポンド 普通株式	100
HSBC Enterprise Investment Company (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Epargne Entreprise (France)	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
HSBC Equator (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00米ドル普通株式 および1.00ポンド 無議決権後配株式	100
HSBC Equipment Finance (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Equities (Luxembourg) S.a r.l.	ルクセンブルク	1.00ユーロ普通株式	100
HSBC Equity (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Europe B.V.	オランダ	50.00ユーロ普通株式 ならびに50.00ユーロ 優先AおよびC株式	100
HSBC European Clients Depositary Receipts Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Executor & Trustee Company (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド(0.40ポンド 払込済)普通株式	100
HSBC Factoring (France)	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
HSBC Finance (Brunei) Berhad	ブルネイ・ ダルサラーム	1,000.00ブルネイ・ドル普 通株式	100
HSBC Finance (Netherlands)	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式 および1.00ポンド 償還可能普通株式	100
HSBC Finance Corporation	米国	0.01米ドル普通株式	100
HSBC Finance Holdings (Australia) Pty Limited	オーストラリア	1.00オーストラリア・ ドル普通株式	100

HSBC Finance Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Finance Mortgages Inc.	カナダ	カナダ・ドル普通株式	100
HSBC Finance Transformation (UK) Limited		1.00ポンド普通株式	100
HSBC Financial Services (Middle East) Limited	アラブ首長国連邦	1,000.00UAEディルハム 普通株式	100
HSBC Fondo 1, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズA株式	100
HSBC Fondo 3, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズA株式	100
HSBC Fondo 4, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズA株式	100
HSBC Fondo 5, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズA株式	100
HSBC Fondo 6, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズA株式	100
HSBC Fondo Global 1, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズA株式	100
HSBC Fund Administration (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Funding (UK) Holdings	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Funds Nominee (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Germany Holdings GmbH	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	100
HSBC Gestao de Recursos Ltda	ブラジル	1.00ブラジル・レアル クォータ株式	100
HSBC Global Asset Management (Bermuda) Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式および 1.00バミューダ・ドル 優先株式	100
HSBC Global Asset Management (Canada) Limited	カナダ	カナダ・ドル普通株式	100
HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	100
HSBC Global Asset Management (France)	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	100
HSBC Global Asset Management (International) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Global Asset Management (Japan) K. K.	日本	日本円普通株式	100
HSBC Global Asset Management (Mexico), S.A. de C.V., Grupo Financiero HSBC	メキシコ	1,000.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC Global Asset Management (Oesterreich) GmbH	オーストリア	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	100
HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式	100
HSBC GLOBAL ASSET MANAGEMENT (Switzerland) AG	スイス	10.00スイス・フラン アクション株式	100
HSBC Global Asset Management (Taiwan) Limited	台湾	10.00台湾ドル普通株式	100
HSBC Global Asset Management (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.25ポンド普通株式	100
HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Global Asset Management Holdings (Bahamas) Limited	バハマ	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Global Asset Management Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100

HSBC Global Custody Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Global Custody Proprietary Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Global Services (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Global Services Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00米ドル普通株式	100 100
HSBC Global Shared Services (India) Private Limited	インド	10.00インド・ルピー 普通株式	100
HSBC Group Management Services Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Group Nominees UK Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100 100
HSBC Guyerzeller Trust Company	ケイマン諸島	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Holdings B.V.	オランダ	453.78 ユーロ 普通株式ならびに C, D, E, H および I 優先株式	100
HSBC Home Equity Loan Corporation I	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Home Equity Loan Corporation II	米国	100.00米ドル普通株式	100
HSBC IM Pension Trust Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Infrastructure Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC INKA Investment-AG TGV	ドイツ	1.00ユーロ ストックアクティオン 株式	100
HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited	香港	100.00香港ドル 普通株式	100
HSBC Institutional Trust Services (Bermuda) Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
HSBC Institutional Trust Services (Ireland) Limited	アイルランド	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Institutional Trust Services (Mauritius) Limited	モーリシャス	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式	100
HSBC Insurance (Asia) Limited	香港	1,000.00香港ドル 普通株式	100
HSBC Insurance (Asia-Pacific) Holdings Limited	香港	10.00香港ドル普通株式 および累積型償還可能 クラスA優先株式 10.00香港ドル累積型 償還可能クラスBおよび クラスC優先株式 10.00香港ドル累積型 償還可能クラスDおよび クラスE優先株式 10.00香港ドル累積型 償還可能クラスFおよび クラスG優先株式	100
HSBC Insurance (Bermuda) Limited	バミューダ	1.96345米ドル 普通株式	100
HSBC Insurance (Singapore) Pte. Limited	シンガポール	シンガポール・ドル 無額面普通株式	100
HSBC Insurance Agency (USA) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Insurance Brokers (Philippines) Inc	フィリピン	1.00フィリピン・ペソ 普通株式	100
HSBC Insurance Brokers (Taiwan) Limited	台湾	10.00台湾ドル普通株式	100

HSBC Insurance Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100
HSBC Insurance Services Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.10ポンド普通株式		100
HSBC Intermediate Leasing (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1,000.00ポンド 発行済株式		100
HSBC International Finance Corporation (Delaware)	米国	1,000.00米ドル普通株式		100
HSBC International Financial Services (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド A, B, C 株式 および1.00ポンド 無議決権償還可能株式		100
HSBC International Holdings (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC International Nominees Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式		100
HSBC International Trade Finance Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC International Trustee (BVI) Limited	英国領 ヴァージン諸島	0.01米ドル クラスA無議決権株式 6,000.00米ドル 非参加型議決権付株式		100
HSBC International Trustee (Holdings) Pte. Limited ¹	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式		100
HSBC International Trustee Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Inversiones S.A.	チリ	402.14チリ・ペソ 普通株式		100
HSBC Inversiones y Servicios Financieros Limitada	チリ	チリ・ペソ普通株式		100
HSBC InvestDirect Financial Services (India) Limited	インド	10.00インド・ルピー 普通株式		100
HSBC InvestDirect Securities (India) Private Limited	インド	10.00インド・ルピー 普通株式		100
HSBC Investment Asia Holdings Limited	香港	10.00香港ドル普通株式		100
HSBC Investment Bank Holdings B.V.	オランダ	50.00ユーロ普通株式		100
HSBC Investment Bank Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100
HSBC Investment Funds (Canada) Inc.	カナダ	カナダ・ドル普通株式 およびカナダ・ドル 償還可能優先株式		100
HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式		100
HSBC Investment Funds (Luxembourg) SA	ルクセンブルグ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Investment Services (Africa) (Pty) Limited	南アフリカ	1.00南アフリカ・ランド 普通株式		100
HSBC Investments (Bahamas) Limited	バハマ	100.00バハマ・ドル 普通株式		100
HSBC Investments (North America) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Invoice Finance (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Issuer Services Common Depositary Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Issuer Services Depositary Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Jade Limited Partnership	米国	有限責任組合につき 株式なし		100

HSBC Latin America B.V.	オランダ	500ユーロクラスA 250ユーロクラスBおよび 50ユーロクラスC普通株式	100	
HSBC Latin America Holdings (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100
HSBC Leasing (Asia) Limited	香港	100.00香港ドル普通株式		100
HSBC Leasing (France)	フランス	9.57ユーロ アクション株式		100
HSBC Life (International) Limited	バミューダ	1.00香港ドル普通株式		100
HSBC Life (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Lodge Funding (UK) Holdings	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Logan Holdings USA, LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし		100
HSBC London Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100
HSBC LU Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Markets (NY) Inc.	米国	4.00米ドル普通株式		100
HSBC Markets (USA) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Marking Name Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Middle East Holdings B.V.	オランダ	500ユーロ普通株式 および1,000ユーロ クラスA優先株式		100
HSBC Middle East Leasing Partnership	アラブ首長国連邦	パートナーシップにつき 株式なし		100
HSBC Mortgage Corporation (Canada)	カナダ	カナダ・ドル普通株式 およびクラスA優先株式		100
HSBC Mortgage Corporation (USA)	米国	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Mortgage Services Inc.	米国	100.00米ドル普通株式		100
HSBC Nominees (Asing) Sdn Bhd	マレーシア	1.00マレーシア・ リングギット普通株式		100
HSBC Nominees (Hong Kong) Limited	香港	10.00 香港ドル 普通株式		100
HSBC Nominees (New Zealand) Limited	ニュージーランド	1.00ニュージーランド・ ドル普通株式		100
HSBC Nominees (Tempatan) Sdn Bhd	マレーシア	1.00マレーシア・ リングギット普通株式		100
HSBC North America Holdings Inc.	米国	0.01米ドル普通株式 および シリーズB優先株式		100
HSBC North America Inc.	米国	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Odeme Sistemleri Bilgisayar Teknolojileri Basin Yayin Ve Musteri Hizmetleri	トルコ	1.00トルコ・リラ 普通株式		100
HSBC Overseas Holdings (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100
HSBC Overseas Investments (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100
HSBC Overseas Investments Corporation (New York)	米国	0.01米ドル普通株式		100
HSBC Overseas Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Participaciones (Argentina) S.A.	アルゼンチン	1.00アルゼンチン・ペソ 普通株式		100

HSBC Participacoes e Investimentos Ltda	ブラジル	0.01ブラジル・リアル クオータ株式	100
HSBC PB Corporate Services 1 Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC PB Corporate Services 2 Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100

[次へ](#)

子会社	国名	株式	直接持分 (%)	合計(%)
HSBC PB Services (Suisse) SA	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式		100
HSBC Pension Trust (Ireland) Limited	アイルランド	1.26974ユーロ 普通株式		100
HSBC Pensiones, S.A.	メキシコ	メキシコ・ペソ 普通株式		100
HSBC Pensions (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC PH Investments (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC PI Holdings (Mauritius) Limited	モーリシャス	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Portfoy Yonetimi A.S.	トルコ	1.00トルコ・リラA 普通株式		100
HSBC Preferential LP (UK)	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Private Bank (C.I.) Limited	ガーンジー	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Private Bank (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	1,000.00ユーロ 普通株式		100
HSBC Private Bank (Monaco) SA	モナコ	155.00ユーロ アクション株式		100
HSBC Private Bank (Suisse) SA	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式		100
HSBC Private Bank (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	10.00ポンド発行済株式		100
HSBC Private Bank International	米国	1,000.00米ドル 普通株式		100
HSBC Private Banking Holdings (Suisse) SA	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式		100
HSBC Private Banking Nominee 1 (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Private Banking Nominee 2 (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Private Banking Nominee 3 (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Private Equity Advisors LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし		100
HSBC Private Equity Investments (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式		100
HSBC Private Trustee (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式		100
HSBC Private Wealth Services (Canada) Inc.	カナダ	カナダ・ドル 普通株式および カナダ・ドル優先株式		100
HSBC Procyon Fund Ltd	ケイマン諸島	2,618.38127ブラジル・ レアル償還可能優先株式		100
HSBC Professional Services (India) Private Limited	インド	10.00インド・ルピー 普通株式		100
HSBC Property (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Property Funds (Holding) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Property Funds Investment Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Property Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Provident Fund Trustee (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式		100
HSBC QUEST Trustee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100	100

HSBC Rail (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Real Estate Leasing (France)	フランス	15.24ユーロ アクション株式		100
HSBC Realty Credit Corporation (USA)	米国	1.00米ドル普通株式 および500米ドル 優先株式		100
HSBC REIM (France)	フランス	92.00ユーロ アクション株式		100
HSBC Representative Office (Nigeria) Limited	ナイジェリア	無額面普通株式		100
HSBC Republic Management Services (Guernsey) Limited	ガーンジー	0.10米ドル普通株式		100
HSBC Retail Services Inc.	米国	100.00米ドル普通株式		100
HSBC Retirement Benefits Trustee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100	100
HSBC Savings Bank (Philippines) Inc.	フィリピン	10.00フィリピン・ペソ 普通株式		100
HSBC Securities (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式 および10.00香港ドル 後配株式		100
HSBC Securities (B) Berhad	ブルネイ・ ダルサラーム	1.00ブルネイ・ドル 普通株式		100
HSBC Securities (Canada) Inc.	カナダ	カナダ・ドルクラスA および 米ドルクラスB普通株式		100
HSBC Securities (Japan) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Securities (Philippines) Inc.	フィリピン	10.00フィリピン・ペソ 記名割当株式		100
HSBC Securities (Singapore) Pte Limited	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式		100
HSBC Securities (South Africa) (Pty) Limited	南アフリカ	1.00南アフリカ・ランド 普通株式		100
HSBC Securities (Taiwan) Corporation Limited	台湾	10.00台湾ドル普通株式		100
HSBC Securities (USA) Inc.	米国	0.05米ドル普通株式		100
HSBC Securities and Capital Markets (India) Private Limited	インド	100.00インド・ルピー 普通株式および 100.00 インド・ルピー 償還可能優先株式		100
HSBC Securities Asia International Nominees Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Securities Asia Nominees Limited	香港	1.00香港ドル普通株式		100
HSBC Securities Brokers (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式		100
HSBC Securities Investments (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式		100
HSBC Securities Services (Bermuda) Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式		100
HSBC Securities Services (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00ポンド普通株式		100
HSBC Securities Services (Ireland) Limited	アイルランド	1.25ユーロおよび 1.00米ドル普通株式		100
HSBC Securities Services (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	100.00米ドル普通株式		100
HSBC Securities Services (USA) Inc.	米国	0.001米ドル普通株式		100
HSBC Securities Services Holding Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式		100
HSBC Securities Services Holdings (Ireland) Limited	アイルランド	1.25ユーロおよび 1.00米ドル普通株式		100

HSBC Seguros de Retiro (Argentina) S.A.	アルゼンチン	1.00アルゼンチン・ペソ 普通Aおよび普通B株式	100
HSBC Seguros de Vida (Argentina) S.A.	アルゼンチン	1.00アルゼンチン・ペソ 普通株式	100
HSBC Seguros, S.A de C.V., Grupo Financiero HSBC	メキシコ	メキシコ・ペソ クラスIおよび クラスII株式	100
HSBC Service Delivery (Polska) Sp. z o.o.	ポーランド	500.00ポーランド・ズロチ 普通株式	100
HSBC Services (France)	フランス	18.50ユーロ アクション株式	100
HSBC Services Japan Limited	パハマ	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Servicios Financieros, S.A. de C.V	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ クラスIおよび クラス2株式	100
HSBC Servicios, S.A. DE C.V., Grupo Financiero HSBC	メキシコ	500メキシコ・ペソ シリーズAおよび メキシコ・ペソ普通B株式	100
HSBC Servicos e Participacoes Ltda	ブラジル	0.01ブラジル・レアル 普通株式	100
HSBC SFH (France)	フランス	15.00ユーロ アクション株式	100
HSBC Software Development (Brasil) - Prestacao de Servicos Tecnologicos Ltda	ブラジル	1.00ブラジル・レアル クオータ株式	100
HSBC Software Development (Canada) Inc	カナダ	1.00カナダ・ドル 普通株式	100
HSBC Software Development (Guangdong) Limited	中国	1.00米ドル 登録資本株式	100
HSBC Software Development (India) Private Limited	インド	10.00インド・ルピー株式	100
HSBC Software Development (Malaysia) Sdn Bhd	マレーシア	1.00マレーシア・ リングギット普通株式	100
HSBC South Point Investments (Barbados) LLP	イングランドおよび ウェールズ	有限責任組合につき 株式なし	100
HSBC Specialist Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式 および1.00ボンド 償還可能優先株式	100
HSBC Stockbroker Services (Client Assets) Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式	100
HSBC Stockbrokers Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ボンド普通株式	100
HSBC Structured Funds (Asia) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
HSBC Taxpayer Financial Services Inc.	米国	100.00米ドル普通株式	100
HSBC Technology & Services (China) Limited	中国	1.00米ドル登録資本株式	100
HSBC Technology & Services (USA) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC TFS I 2005 LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
HSBC TKM Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.01ボンド普通株式	100
HSBC Trust Company (BVI) Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル 普通A株式	100
HSBC Trust Company (Canada)	カナダ	カナダ・ドル普通株式	100
HSBC Trust Company (Delaware), National Association	米国	100.00米ドル普通株式	100
HSBC Trust Company (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	5.00ボンド普通株式	100
HSBC Trust Company AG	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式	100

HSBC Trustee (C.I.) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Trustee (Cayman) Limited	ケイマン諸島	1,000.00米ドル普通株式	100
HSBC Trustee (Cook Islands) Limited	クック諸島	ニュージーランド・ドル 普通株式	100
HSBC Trustee (Guernsey) Limited	ガーンジー	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Trustee (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通 (5.00香港ドルpt pd)株式	100
HSBC Trustee (Mauritius) Limited	モーリシャス	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Trustee (Singapore) Limited	シンガポール	シンガポール・ドル 普通株式	100
HSBC Tulip Funding (UK)	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC UK RFB Limited ¹	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100 100
HSBC USA Inc.	米国	5.00米ドル普通株式	100
HSBC Valores S.A. Sociedad de Bolsa	アルゼンチン	1.00アルゼンチン・ペソ 普通株式	100
HSBC Vida e Previdencia (Brasil) SA	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	100
HSBC Violet Investments (Mauritius) Limited	モーリシャス	10.00米ドル普通株式	100
HSBC Wealth Advisory Israel Ltd	イスラエル	1.00イスラエル・シュケル 普通株式	100
HSBC Wealth Client Nominee Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Workplace Retirement Services Fund Platform Nominee Company Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
HSBC Yatirim Menkul Degerler A.S.	トルコ	1.00トルコ・リラ 普通A株式	100
HSBC-D1, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	2.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-D10, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通A株式	100
HSBC-D2, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-D7, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	10.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-D9, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.40メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-DE, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.098メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-DG, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	10.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-DH, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通A株式	100
HSBC-DL, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通A株式	100
HSBC-E2, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通A株式	100
HSBC-E3, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion en Instrumentos de Deuda ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通A株式	100
HSBC-FF, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-V2, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ 普通株式	100
HSBC-V3, S.A. de C.V., Sociedad de Inversion de Renta Variable ¹	メキシコ	1.66メキシコ・ペソ 普通株式	100

HSI Asset Securitization Corporation	米国	0.01米ドル普通株式	100
HSIL Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Hubei Macheng HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Hubei Suizhou Cengdu HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Hubei Tianmen HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Hunan Pingjiang HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Inmobiliaria Bisa, S.A. de C.V.	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ セリエAおよびB株式	100
Inmobiliaria Grufin, S.A. de C.V.	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ セリエAおよびB株式	100
Inmobiliaria Guatusi, S.A. de C.V.	メキシコ	10.00メキシコ・ペソ クラスIおよびII株式	100
IRERE French Offices 1	フランス	0.10ユーロ普通株式	100
IRERE French Offices 2	フランス	0.10ユーロ普通株式	100
IRERE French Offices 4	フランス	0.10ユーロ普通株式	100
IRERE French Offices Holdings	フランス	1.00ユーロ普通株式	100
IRERE French Offices Holdings 3	フランス	1.00ユーロ普通株式	100
IRERE Property Investments (French Offices) Sarl	ルクセンブルグ	25.00ユーロ普通株式	100
James Capel & Co. Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100
James Capel (Channel Islands) Nominees Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
James Capel (Custodian) Nominees Limited	英国	1.00ポンド発行済株式	100
James Capel (Nominees) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
James Capel (Second Nominees) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100
James Capel (Taiwan) Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100
James Capel (Third Nominees) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド発行済株式	100
John Lewis Financial Services Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Katonah Close Corp.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Keyser Ullmann Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Kings Meadow Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Legend Estates Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Lemasco Nominees Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
Lion Corporate Services Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
Lion International Corporate Services Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Lion International Management Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Lion Management (Hong Kong) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100
Lyndholme Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	100

MAGIM Client HSBC GIS Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Marks and Spencer Financial Services plc	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Marks and Spencer Retail Financial Services Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Marks and Spencer Savings and Investments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Marks and Spencer Unit Trust Management Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Maxima S.A. AFJP	アルゼンチン	0.25アルゼンチン・ペソ 普通株式		100
Mercantile Company Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式および 1.00ポンド後配株式		100
Midcorp Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式 および1.00ポンド 非累積型還可能優先株式	100	100
Midland Australia Pty Limited	オーストラリア	1.00オーストラリア・ ドル普通株式		100
Midland Bank (Branch Nominees) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
Midland Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
MIL (Cayman) Limited	ケイマン諸島	1.00米ドル普通株式		100
MIL (Jersey) Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式		100
MIL Properties (Cook Islands) Limited	クック諸島	1.00ニュージーランド・ ドル普通株式		100
MM Mooring #2 Corp.	米国	1.00米ドル普通株式		100
Mortgage One Corporation	米国	100.00米ドル普通株式		100
Mortgage Two Corporation	米国	100.00米ドル普通株式		100
MW Gestion SA	アルゼンチン	12,000.00アルゼンチン・ ペソ普通株式		100
Neil Corporation	米国	1.00米ドル普通株式		100
Neuilly Valeurs	フランス	15.24ユーロ パーツ株式		100
Oakwood Holdings, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式		100
One Main Street, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式		100
Promocion en Bienes Raices, S.A. de C.V.	メキシコ	1メキシコ・ペソ クラスIおよびII ならびに優先株式		100
Prudential Client HSBC GIS Nominee (UK) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		100
PTC New LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし		100
R/CLIP Corp.	米国	100.00米ドル普通株式		100
Real Estate Collateral Management Company	米国	10.00米ドル普通株式		100
Republic Nominees Limited	ガーンジー	1.00ポンド普通株式		100
Republic Overseas Capital Corporation	米国	10.00米ドル普通株式		100
S.A.P.C. – Ufipro Recouvrement	フランス	46.00ユーロ パーツ株式		100
Saf Baiyun	フランス	10.00ユーロ アクション株式		100
Saf Chang Jiang	フランス	10.00ユーロ アクション株式		100

Saf Chang Jiang Ba	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Er	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Jiu	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Liu	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Qi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang San	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Shi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Shi Liu	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Shi Wu	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Shi ' Er	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Shiyi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Wu	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Chang Jiang Yi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Guangzhou	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Palissandre	フランス	10.00ユーロ アクション 株式	100
Saf Zhu Jiang	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Ba	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Er	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Jiu	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Liu	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Qi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang San	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi Ba	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi Er	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi Jiu	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi Liu	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi Qi	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shi Wu	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Shiyi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100

Saf Zhu Jiang Wu	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Saf Zhu Jiang Yi	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Samada Limited	ジャージー	1.00ポンド普通株式	100
Samuel Montagu & Co. Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
SCI Hervet Mathurins	フランス	15.24ユーロ パーツ株式	100
SCI HSBC Assurances Immo	フランス	152.44ユーロ パーツ株式	100
Second Corporate Director Inc.	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Secondary Club Deal I GP Limited	ガーンジー	ポンド普通株式	100
Secondary Club Deal II GP Limited	ガーンジー	米ドル普通株式	100
SFSS Nominees (Pty) Limited	南アフリカ	1.00南アフリカ・ランド 普通株式	100
Shandong Rongcheng HSBC Rural Bank Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	100
Shenfield Nominees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Shuttle Developments Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Sico Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Silliman Associates Limited Partnership	米国	有限責任組合につき 株式なし	100
Silliman Corporation	米国	1.00米ドル普通株式	100
SNC Dorique	レユニオン	1.00ユーロ パーツ株式	100
SNC Kerouan	フランス	1.00ユーロ パーツ株式	100
SNC Les Mercuriales	フランス	1.00ユーロ パーツ株式	100
SNC Makala	フランス	1.00ユーロ パーツ株式	100
SNC Nuku-Hiva Bail	フランス	0.01ユーロ パーツ株式	100
SNCB/M6-2008 A	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
SNCB/M6-2007 A	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
SNCB/M6-2007 B	フランス	10.00ユーロ アクション株式	100
Société Financière et Mobilière	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
Société Française et Suisse	フランス	1.00ユーロ アクション株式	100
Societe Immobiliere Atlas S.A.	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式	100
Société Immobilière Malesherbes-Anjou	フランス	70.00ユーロ アクション株式	100
Solandra 3	フランス	100.00ユーロ アクション株式	100
Somers & Co	米国	パートナーシップ につき株式なし	100
Somers (U.K.) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100

Somers Dublin Limited	アイルランド	1.25ユーロ普通株式	100
Somers Nominees (Far East) Limited	バミューダ	1.00米ドル普通株式	100
Sopingest	フランス	無額面普通株式	100
South Yorkshire Light Rail Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.10ポンド普通株式	100
SPE 1 2005 Manager Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
St Cross Trustees Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Sterling Credit Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Sun Hung Kai Development (Lujiazui III) Limited	中国	1.00米ドル登録資本株式	100
Swan National Leasing (Commercials) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1ポンド普通株式	100
Swan National Limited	イングランドおよび ウェールズ	1ポンド普通株式	100
Tayside Holdings Limited	バハマ	1.00米ドル普通株式	100
Tempus Management AG	スイス	100.00スイス・フラン 普通株式	100
Thasosfin	フランス	15.00ユーロ アクション株式	100
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	香港	2.50香港ドル普通株式 および1米ドル累積型 償還可能優先株式 1米ドル累積型および 1米ドル非累積非償還型 優先株式	100
The Venture Catalysts Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Third Corporate Director Inc.	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式	100
Timberlink Settlement Services (USA) Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
TKM International Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Tooley Street View Limited	英国	1.00ポンド普通株式	100
Tower Investment Management	ケイマン諸島	1,000米ドル普通株式	100
TPBC Acquisition Corp.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Trinkaus Canada 1 GP LTD	カナダ	100カナダ・ドル普通株式	100
Tropical Nominees Limited	ケイマン諸島	1.00ケイマン諸島ドル 普通株式	100
Trumball Management, Inc.	米国	1.00米ドル普通株式	100
Turnsonic (Nominees) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	100
Vadep Holding AG	スイス	1,000.00スイス・フラン 普通株式	100
Valeurs Mobilières Elysées	フランス	16.00ユーロ アクション株式	100
Vintage I Secondary GP Limited	ガーンジー	ポンド普通株式	100
Vintage III Special Situations GP Limited	ガーンジー	米ドル普通株式	100
Wardley Limited	香港	200.00香港ドル普通株式	100
Wayfoong Credit Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	100
Wayfoong Finance Limited	香港	1,000.00香港ドル 普通株式	100

Wayfoong Nominees Limited	香港	1.00香港ドル普通株式	100
Westminster House, LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	100
Woodex Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	100
XDP, Inc	米国	1.00米ドル普通株式	100
HSBC Bank Argentina S.A.	アルゼンチン	1.00アルゼンチン・ペソ 普通A株式および 普通B株式	99.99
HSBC France	フランス	5.00ユーロ アクション株式	99.99
HSBC Mexico, S.A., Institucion de Banca Multiple, Grupo Financiero HSBC	メキシコ	2.00メキシコ・ペソ 普通株式	99.99
HSBC Empresa de Capitalizacao (Brasil) S.A.	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	99.97
HSBC Corretora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A.	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	99.96
HSBC Inmobiliaria (Mexico), S.A. de C.V.	メキシコ	1,000.00メキシコ・ペソ シリーズAおよび シリーズB株式	99.96
HSBC Seguros (Brasil) S.A.	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式および ブラジル・レアル 優先株式	99.77
HSBC Corretora de Seguros (Brasil) S.A.	ブラジル	ブラジル・レアル 普通株式	99.75
HSBC Financial Services (Lebanon) s.a.l.	レバノン	1,000,000.00レバノン・ポ ンド普通B株式	99.65
HSBC InvestDirect (India) Limited	インド	10.00インド・ルピー 普通株式	99.54
PT Bank Ekonomi Raharja	インドネシア	100.00インドネシア・ ルピアおよび 1,000.00インドネシア・ル ピア普通株式	98.81
SAS Orona	ニューカレドニア	10,000太平洋フラン アクション	94.93
HSBC Bank Egypt S.A.E.	エジプト	84.00エジプト・ポンド 普通株式	94.53
SAS Bosquet -Audrain	ニューカレドニア	10,000太平洋フラン アクション	94.90
HSBC Securities (Egypt) S.A.E.	エジプト	100.00エジプト・ポンド 普通株式	94.64
SAS Cyatheas Pasteur	フランス	10.00ユーロ アクション株式	94.00
HSBC Fund Services (Korea) Limited	韓国	5,000.00韓国ウォン 普通株式	92.96
HSBC Transaction Services GmbH	ドイツ	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	90.20
HSBC Gestion (Monaco) S.A.	モナコ	普通株式	86.59
Beau Soleil Limited Partnership	香港	有限責任組合につき 株式なし	85.00
PT HSBC Securities Indonesia	インドネシア	1,000,000.00 インドネシア・ルピア 普通株式	85.00
HSBC Trinkaus & Burkhardt (International) S.A.	ルクセンブルグ	1.00ユーロ普通株式	80.65
HSBC Trinkaus & Burkhardt AG	ドイツ	ストックアクティーン 無額面株式	80.65
HSBC Trinkaus & Burkhardt Gesellschaft fur Bankbeteiligungen mbH	ドイツ	1.00ドイツ・マルク 普通株式	80.65

HSBC Trinkaus Consult GmbH	ドイツ	1.00ドイツ・マルク 普通株式	80.65
HSBC Trinkaus Europa Immobilien-Fonds Nr. 5 GmbH	ドイツ	無額面普通株式	80.65
HSBC Trinkaus Family Office GmbH	ドイツ	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	80.65
HSBC Trinkaus Immobilien Beteiligungs KG	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	80.65
HSBC Trinkaus Real Estate GmbH	ドイツ	1.00ドイツ・マルク 普通株式	80.65
Trinkaus Australien Immobilien Fonds Nr.1 Brisbane GmbH & Co. KG	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	80.65
Trinkaus Australien Immobilien Fonds Nr.1 Treuhand-GmbH	ドイツ	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	80.65
Trinkaus Canada Immobilien-Fonds Nr.1 Verwaltungs-GmbH	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	80.65
Trinkaus Europa Immobilien-Fonds Nr.3 Objekt Utrecht Verwaltungs-GmbH	ドイツ	1.00ドイツ・マルク 普通株式	80.65
Trinkaus Immobilien-Fonds Geschaeftsfuehrungs-GmbH	ドイツ	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	80.65
Trinkaus Immobilien-Fonds Verwaltungs-GmbH	ドイツ	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	80.65
Trinkaus Private Equity Management GmbH	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	80.65
Trinkaus Private Equity Verwaltungs GmbH	ドイツ	1.00ユーロ GmbHアンタイル株式	80.65
INKA Internationale Kapitalanlagegesellschaft mbH	ドイツ	1.00ユーロ普通株式	80.65
GPIF Co-Investment, LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	80.00
HSBC Middle East Finance Company Limited	アラブ首長国連邦	1.00UAEディルハム 普通株式	80.00
HSBC Bank (Mauritius) Limited	モーリシャス	米ドル無額面普通株式	72.96
HSBC Bank Malta p.l.c.	マルタ	0.30ユーロ普通株式	70.03
HSBC Global Asset Management (Malta) Limited	マルタ	2.32937ユーロ普通株式	70.03
HSBC Insurance Management Services (Europe) Limited	マルタ	1.00ユーロ普通A株式 および普通B株式	70.03
HSBC Life Assurance (Malta) Limited	マルタ	1.16469ユーロ普通株式	70.03
HSBC Bank Armenia cjsc	アルメニア	30,250.00アルメニア・ ドラム普通株式	70.00
Mexanicana de Fomento S.A. de C.V.	メキシコ	1.00メキシコ・ペソ シリーズAおよびB株式	69.80
HSBC Saudi Arabia Limited	サウジアラビア	50,000.00 サウジアラビア・リヤル 普通株式	69.40
Fulcher Enterprises Company Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng (Nominee) Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng Bank (China) Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	62.14
Hang Seng Bank (Trustee) Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng Bank Limited	香港	5.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng Bullion Company Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng Credit Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng Data Services Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14
Hang Seng Finance Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14

Hang Seng Financial Information Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Futures Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Indexes Company Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Insurance Company Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Investment Management Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Investment Services Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Life Limited	香港	1,000.00香港ドル 普通株式	62.14	
Hang Seng Real Estate Management Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Securities Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
Hang Seng Security Management Limited	香港	1.00香港ドル普通株式	62.14	
Haseba Investment Company Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
High Time Investments Limited	香港	1.00香港ドル普通株式	62.14	
HSI International Limited	香港	1.00香港ドル普通株式	62.14	
Imenson Limited	香港	10.00香港ドル普通株式	62.14	
Yan Nin Development Company Limited	香港	100.00香港ドル普通株式	62.14	
Fundacion HSBC, A.C. ¹	メキシコ	パーツ株式	60.00	
SNC Les Oliviers D'Antibes	フランス	15.00ユーロ パーツ株式	60.00	
HSBC Land Title Agency (USA) LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	55.00	
The Malta Development Fund Limited	マルタ	2.32937ユーロ普通株式	53.07	
HSBC Bank Oman S.A.O.G.	オマーン	0.10オマーン・リアル 普通株式	51.00	
Beneficial Homeowner Service Corporation	米国	100.00米ドル普通株式	50.00	
Electronic Payment Services Company (Hong Kong) Limited	香港	1.00香港ドル普通株式	50.00	
ProServe Bermuda Limited	バミューダ	1.00バミューダ・ドル 普通株式	50.00	
REDUS Halifax Landing, LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし	50.00	
Urban Solutions (Cardiff) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1ポンド普通株式	50.00	
Vaultex Isle of Man Insurance Limited	マン島	1ポンド普通株式	50.00	
合併事業	国名	株式	直接持分 (%)	合計(%)
HCM Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.01ポンド普通株式		51.00
GSI Retail Property Holdings Limited	ガーンジー	1.00ユーロ普通株式		50.00
HSBC Life Insurance Company Limited	中国	1.00人民元普通株式		50.00
HSBC Kingdom Africa Investments (Cayman) Limited	ケイマン諸島	1.00米ドル普通株式		50.00
Urban Solutions Cardiff Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通B株式		50.00
Urban Solutions Greenwich Holdings Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通B株式		50.00
Urban Solutions (Greenwich) Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		50.00

Vaultex UK Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式	50.00
HSBC Jintrust Fund Management Company Limited	中国	1.00人民元 登録資本株式	49.00
Canara HSBC Oriental Bank of Commerce Life Insurance Company Limited	インド	10.00インド・ルピー 普通株式	26.00

[次へ](#)

関連会社	国名	株式	直接持分 (%)	合計(%)
HSBC Amanah Takaful (Malaysia) Berhad	マレーシア	50.00マレーシア・ リングgit普通株式		49.00
HSBC Middle East Securities L.L.C	アラブ首長国連邦	1,000.00UAEディルハム 普通株式		49.00
Spire Topco Hotels Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.01ポンドA株式および 0.01ポンドB株式		46.79
SABB Takaful	サウジアラビア	10.00サウジアラビア・ リヤル普通株式		45.50
AREIT Management Ltd	ケイマン諸島	1.00米ドル普通A株式		41.90
Rewards Management Middle East FZ LLC	アラブ首長国連邦	1,000.00UAEディルハム 普通株式		40.00
The Saudi British Bank	サウジアラビア	10.00サウジアラビア・ リヤル普通株式		40.00
EPS Company (Hong Kong) Limited	香港	250,000香港ドル普通株式		38.66
Jeppe Star Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00ポンド普通株式		34.00
Novo Star Limited	英国領 ヴァージン諸島	100.00米ドル普通株式		34.00
Chemi & Cotex (Rwanda) Limited	ルワンダ	1,000ルワンダ・フラン 普通株式		34.00
Chemi & Cotex Kenya Limited	ケニア	100ケニア・シリング 普通株式		33.33
MENA Infrastructure Fund (GP) Ltd	アラブ首長国連邦	1.00米ドル普通株式		33.33
SCI Karuvefa	グアドループ	1.00ユーロ パーツ株式		33.33
CFAC Payment Scheme Limited	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド優先株式		33.33
Trinkaus Europa Immobilien-Fonds Nr.7 Frankfurt Mertonviertel KG	ドイツ	有限責任組合につき 株式なし		33.10
GZHS Research Co Ltd	中国	人民元普通株式		33.00
Hampton Owners LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし		25.82
Trinkaus Europa Immobilien-Fonds Nr.4 Objekte Basel Nauenstrasse KG	ドイツ	有限責任組合につき 株式なし		25.11
Ashwood Energy Limited	英国領 ヴァージン諸島	1.00米ドル普通株式		25.00
House Network Sdn Bhd	マレーシア	1.00マレーシア・ リングgit普通株式		25.00
Rosimian Limited	イングランドおよび ウェールズ	0.01ポンドB株式		25.00
The London Gold Market Fixing Limited	イングランドおよび ウェールズ	保証有限責任会社につき 株式なし		25.00
GIE GNIFI	ニューカレドニア	株式なし		25.00
sino AG	ドイツ	1.00ユーロ普通株式		25.00
Icon Brickell LLC	米国	有限責任会社につき 株式なし		24.90
Business Growth Fund plc	イングランドおよび ウェールズ	1.00ポンド普通株式		23.98
NAS Holding Limited	英国領 ヴァージン諸島	無額面普通株式		22.13
NAS United Healthcare Services LLC	英国領 ヴァージン諸島	無額面普通株式		22.13
Bank of Communications Co., Ltd	中国	1.00人民元H株		19.03

注1 これらの事業体はIFRSの定める子会社の定義を満たさないため、経営陣はこれらの子会社を当グループの連結財務諸表から除外することとした。HSBCの連結方針は注記1(g)に記載されている。

[次へ](#)

Consolidated income statement

for the year ended 31 December 2015

		2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Interest income	Notes	47,189	50,955	51,192
Interest expense		(14,658)	(16,250)	(15,653)
Net interest income		32,531	34,705	35,539
Fee income		18,016	19,545	19,973
Fee expense		(3,311)	(3,588)	(3,539)
Net fee income		14,705	15,957	16,434
Trading income excluding net interest income		6,948	4,853	6,643
Net interest income on trading activities		1,775	1,907	2,047
Net trading income		8,723	6,760	8,690
Changes in fair value of long-term debt issued and related derivatives		863	508	(1,228)
Net income from other financial instruments designated at fair value		669	1,965	1,956
Net income from financial instruments designated at fair value	2	1,532	2,473	768
Gains less losses from financial investments		2,068	1,335	2,012
Dividend income		123	311	322
Net insurance premium income	3	10,355	11,921	11,940
Other operating income		1,055	1,131	2,632
Total operating income		71,092	74,593	78,337
Net insurance claims and benefits paid and movement in liabilities to policyholders	4	(11,292)	(13,345)	(13,692)
Net operating income before loan impairment charges and other credit risk provisions		59,800	61,248	64,645
Loan impairment charges and other credit risk provisions	5	(3,721)	(3,851)	(5,849)
Net operating income		56,079	57,397	58,796
Employee compensation and benefits	6	(19,900)	(20,366)	(19,196)
General and administrative expenses		(17,662)	(18,565)	(17,065)
Depreciation and impairment of property, plant and equipment		(1,269)	(1,382)	(1,364)
Amortisation and impairment of intangible assets	20	(937)	(936)	(931)
Total operating expenses		(39,768)	(41,249)	(38,556)
Operating profit	5	16,311	16,148	20,240
Share of profit in associates and joint ventures	19	2,556	2,532	2,325
Profit before tax		18,867	18,680	22,565
Tax expense	8	(3,771)	(3,975)	(4,765)
Profit for the year		15,096	14,705	17,800
Profit attributable to shareholders of the parent company		13,522	13,688	16,204
Profit attributable to non-controlling interests		1,574	1,017	1,596
		\$	\$	\$
Basic earnings per ordinary share	10	0.65	0.69	0.84
Diluted earnings per ordinary share	10	0.64	0.69	0.84

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements².

For footnote, see page 346.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Financial Statements (continued)

Consolidated statement of comprehensive income / Consolidated balance sheet

Consolidated statement of comprehensive income
for the year ended 31 December 2015

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Profit for the year	15,096	14,705	17,800
Other comprehensive income/(expense)			
Items that will be reclassified subsequently to profit or loss when specific conditions are met:			
Available-for-sale investments	(3,072)	2,972	(1,738)
– fair value gains/(losses)	(1,231)	4,794	(1,787)
– fair value gains reclassified to the income statement	(2,437)	(1,672)	(1,277)
– amounts reclassified to the income statement in respect of impairment losses	127	374	286
– income taxes	469	(524)	1,060
Cash flow hedges	(24)	188	(128)
– fair value gains	704	1,512	776
– fair value gains reclassified to the income statement	(705)	(1,244)	(894)
– income taxes	(23)	(80)	(10)
Share of other comprehensive income/(expense) of associates and joint ventures	(9)	80	(71)
– share for the year	(9)	78	(35)
– reclassified to income statement on disposal	–	2	(36)
Exchange differences	(10,945)	(8,903)	(1,372)
– foreign exchange gains reclassified to income statement on disposal of a foreign operation	–	(21)	(290)
– other exchange differences	(11,112)	(8,917)	(1,154)
– income tax attributable to exchange differences	167	35	72
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss:			
Remeasurement of defined benefit asset/liability	101	1,985	(458)
– before income taxes	130	2,419	(601)
– income taxes	(29)	(434)	143
Other comprehensive income for the year, net of tax	(13,949)	(3,678)	(3,747)
Total comprehensive income for the year	1,147	11,027	14,053
Attributable to:			
– shareholders of the parent company	460	9,245	12,644
– non-controlling interests	687	1,782	1,409
Total comprehensive income for the year	1,147	11,027	14,053

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements¹.

For footnote, see page 346.

Consolidated balance sheet

at 31 December 2015

	Notes	2015 \$m	2014 \$m
Assets			
Cash and balances at central banks		98,934	129,957
Items in the course of collection from other banks		5,768	4,927
Hong Kong Government certificates of indebtedness		28,410	27,674
Trading assets	12	224,837	304,193
Financial assets designated at fair value	15	23,852	29,037
Derivatives	16	288,476	345,008
Loans and advances to banks		90,401	112,149
Loans and advances to customers		924,454	974,660
Reverse repurchase agreements – non-trading		146,255	161,713
Financial investments	17	428,955	415,467
Assets held for sale	23	43,900	7,647
Prepayments, accrued income and other assets	22	54,398	67,529
Current tax assets		1,221	1,309
Interests in associates and joint ventures	19	19,139	18,181
Goodwill and intangible assets	20	24,605	27,577
Deferred tax assets	8	6,051	7,111
Total assets at 31 December		2,409,656	2,634,139
Liabilities and equity			
Liabilities			
Hong Kong currency notes in circulation		28,410	27,674
Deposits by banks		54,371	77,426
Customer accounts		1,289,586	1,350,642
Repurchase agreements – non-trading		80,400	107,432
Items in the course of transmission to other banks		5,638	5,990
Trading liabilities	24	141,614	190,572
Financial liabilities designated at fair value	25	66,408	76,153
Derivatives	16	281,071	340,669
Debt securities in issue	26	88,949	95,947
Liabilities of disposal groups held for sale	23	36,840	6,934
Accruals, deferred income and other liabilities	27	38,116	46,462
Current tax liabilities		783	1,213
Liabilities under insurance contracts	28	69,938	73,861
Provisions	29	5,552	4,998
Deferred tax liabilities	8	1,760	1,524
Subordinated liabilities	30	22,702	26,664
Total liabilities at 31 December		2,212,138	2,434,161
Equity			
Called up share capital	35	9,842	9,609
Share premium account		12,421	11,918
Other equity instruments		15,112	11,532
Other reserves		7,109	20,244
Retained earnings		143,976	137,144
Total shareholders' equity		188,460	190,447
Non-controlling interests	34	9,058	9,531
Total equity at 31 December		197,518	199,978
Total liabilities and equity at 31 December		2,409,656	2,634,139

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements¹.

For footnote, see page 346.



Douglas Flint, Group Chairman

Iain Mackay, Group Finance Director

Financial Statements (continued)

Consolidated statement of cash flows / Consolidated statement of changes in equity

Consolidated statement of cash flows
for the year ended 31 December 2015

	Notes	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Cash flows from operating activities				
Profit before tax		18,867	18,680	22,565
Adjustments for:				
– net gain from investing activities		(1,935)	(1,928)	(1,458)
– share of profits in associates and joint ventures		(2,556)	(2,532)	(2,325)
– (gain)/loss on disposal of associates, joint ventures, subsidiaries and businesses		–	9	(1,173)
– other non-cash items included in profit before tax	36	10,765	11,262	11,995
– change in operating assets	36	65,828	25,877	(148,899)
– change in operating liabilities	36	(106,762)	(93,814)	164,757
– elimination of exchange differences ¹		18,308	24,571	4,479
– dividends received from associates		879	757	694
– contributions paid to defined benefit plans		(664)	(681)	(962)
– tax paid		(3,852)	(3,573)	(4,696)
Net cash generated from/(used in) operating activities		(1,122)	(21,372)	44,977
Cash flows from investing activities				
Purchase of financial investments		(438,376)	(384,199)	(363,979)
Proceeds from the sale and maturity of financial investments		399,636	382,837	342,539
Purchase of property, plant and equipment		(1,352)	(1,477)	(1,952)
Proceeds from the sale of property, plant and equipment		103	88	441
Net cash inflow/(outflow) from disposal of customer and loan portfolios		2,023	(1,035)	6,518
Net investment in intangible assets		(954)	(903)	(834)
Proceeds from disposal of Ping An		–	–	7,413
Net cash inflow/(outflow) from disposal of other subsidiaries, businesses, associates and joint ventures		8	(272)	3,269
Net cash generated from/(used in) investing activities		(38,912)	(4,961)	(6,585)
Cash flows from financing activities				
Issue of ordinary share capital		147	267	297
Net sales/(purchases) of own shares for market-making and investment purposes		331	(96)	(32)
Issue of other equity instruments		3,580	5,681	–
Redemption of preference shares and other equity instruments		(463)	(234)	–
Subordinated loan capital issued		3,180	3,500	1,989
Subordinated loan capital repaid		(2,157)	(3,163)	(1,662)
Dividends paid to shareholders of the parent company		(6,548)	(6,611)	(6,414)
Dividends paid to non-controlling interests		(697)	(639)	(586)
Dividends paid to holders of other equity instruments		(950)	(573)	(573)
Net cash used in financing activities		(3,577)	(1,868)	(6,981)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		(43,611)	(28,201)	31,411
Cash and cash equivalents at 1 January		301,301	346,281	315,308
Exchange differences in respect of cash and cash equivalents		(13,827)	(16,779)	(438)
Cash and cash equivalents at 31 December	36	243,863	301,301	346,281

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements¹.

For footnotes, see page 346.

Consolidated statement of changes in equity

for the year ended 31 December 2015

	Called up share capital \$m	Share premium \$m	Other equity instru- ments ² \$m	Retained Earnings ^{4,5} \$m	Available- for-sale reserve ⁶ \$m	Cash flow hedging reserve ⁷ \$m	Foreign exchange reserve ⁸ \$m	Merger reserve ⁹ \$m	Total share- holders' equity \$m	Non- controlling interests \$m	Total equity \$m
At 1 January 2015	9,609	11,918	11,532	137,144	2,143	58	(9,265)	27,308	190,447	9,531	199,978
Profit for the year	-	-	-	13,522	-	-	-	-	13,522	1,574	15,096
Other comprehensive income (net of tax)	-	-	-	78	(2,332)	(24)	(10,779)	-	(13,062)	(887)	(13,949)
— available-for-sale investments	-	-	-	-	(2,332)	-	-	-	(2,332)	(740)	(3,072)
— cash flow hedges	-	-	-	-	-	(24)	-	-	(24)	-	(24)
— remeasurement of defined benefit asset/liability	-	-	-	82	-	-	-	-	82	19	101
— share of other comprehensive income of associates and joint ventures	-	-	-	(9)	-	-	-	-	(9)	-	(9)
— exchange differences	-	-	-	-	-	-	(10,779)	-	(10,779)	(166)	(10,945)
Total comprehensive income for the year	-	-	-	13,595	(2,332)	(24)	(10,779)	-	460	687	1,147
Shares issued under employee remuneration and share plans	45	691	-	(589)	-	-	-	-	147	-	147
Shares issued in lieu of dividends and amounts arising thereon	188	(188)	-	3,162	-	-	-	-	3,162	-	3,162
Capital securities issued	-	-	3,580	-	-	-	-	-	3,580	-	3,580
Dividends to shareholders	-	-	-	(10,660)	-	-	-	-	(10,660)	(697)	(11,357)
Cost of share-based payment arrangements	-	-	-	757	-	-	-	-	757	-	757
Other movements	-	-	-	567	-	-	-	-	567	(463)	104
At 31 December 2015	9,842	12,421	15,112	143,976	(189)	34	(20,044)	27,308	188,460	9,058	197,518
At 1 January 2014	9,415	11,135	5,851	126,728	97	(121)	(542)	27,308	181,871	8,588	190,459
Profit for the year	-	-	-	13,688	-	-	-	-	13,688	1,017	14,705
Other comprehensive income (net of tax)	-	-	-	2,066	2,025	189	(8,723)	-	(4,443)	765	(3,678)
— available-for-sale investments	-	-	-	-	2,025	-	-	-	2,025	947	2,972
— cash flow hedges	-	-	-	-	-	189	-	-	189	(1)	188
— remeasurement of defined benefit asset/liability	-	-	-	1,986	-	-	-	-	1,986	(1)	1,985
— share of other comprehensive income of associates and joint ventures	-	-	-	80	-	-	-	-	80	-	80
— exchange differences	-	-	-	-	-	-	(8,723)	-	(8,723)	(180)	(8,903)
Total comprehensive income for the year	-	-	-	15,754	2,025	189	(8,723)	-	9,245	1,782	11,027
Shares issued under employee remuneration and share plans	60	917	-	(710)	-	-	-	-	267	-	267
Shares issued in lieu of dividends and amounts arising thereon	134	(134)	-	2,709	-	-	-	-	2,709	-	2,709
Capital securities issued	-	-	5,681	-	-	-	-	-	5,681	-	5,681
Dividends to shareholders	-	-	-	(9,893)	-	-	-	-	(9,893)	(712)	(10,605)
Cost of share-based payment arrangements	-	-	-	732	-	-	-	-	732	-	732
Other movements	-	-	-	(176)	21	(10)	-	-	(165)	(127)	(292)
At 31 December 2014	9,609	11,918	11,532	137,144	2,143	58	(9,265)	27,308	190,447	9,531	199,978

HSDC HOLDINGS PLC

341

Shareholder Information

Financial Statements

Corporate Governance

Financial Review

Strategic Report

Financial Statements (continued)

Consolidated statement of changes in equity / HSBC Holdings balance sheet

Consolidated statement of changes in equity (continued)

	Called up share capital \$m	Share premium \$m	Other equity instru- ments \$m	Retained Earnings ^{4,5} \$m	Available- for-sale fair value reserve \$m	Cash flow hedging reserve \$m	Foreign exchange reserve \$m	Merger reserves ² \$m	Total share- holders' equity \$m	Non- controlling interests \$m	Total equity \$m
At 1 January 2013	9,238	10,084	5,851	120,347	1,649	13	752	27,308	175,242	7,887	183,129
Profit for the year	-	-	-	16,204	-	-	-	-	16,204	1,586	17,800
Other comprehensive income (net of tax)	-	-	-	(561)	(1,577)	(128)	(1,294)	-	(3,560)	(187)	(3,747)
— available-for-sale investments	-	-	-	-	(1,577)	-	-	-	(1,577)	(141)	(1,718)
— cash flow hedges	-	-	-	-	-	(128)	-	-	(128)	-	(128)
— re-measurement of defined benefit asset/liability	-	-	-	(490)	-	-	-	-	(490)	32	(458)
— share of other comprehensive income of associates and joint ventures	-	-	-	(71)	-	-	-	-	(71)	-	(71)
— exchange differences	-	-	-	-	-	-	(1,294)	-	(1,294)	(78)	(1,372)
Total comprehensive income for the year	-	-	-	15,643	(1,577)	(128)	(1,294)	-	12,644	1,409	14,053
Shares issued under employee remuneration and share plans	60	1,168	-	(831)	-	-	-	-	297	-	297
Shares issued in lieu of dividends and amounts arising thereon	117	(117)	-	2,523	-	-	-	-	2,523	-	2,523
Dividends to shareholders	-	-	-	(9,510)	-	-	-	-	(9,510)	(718)	(10,228)
Cost of share-based payment arrangements	-	-	-	630	-	-	-	-	630	-	630
Other movements	-	-	-	26	25	(6)	-	-	45	10	55
At 31 December 2013	9,415	11,135	5,851	128,728	97	(121)	(542)	27,308	181,871	8,588	190,459

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements³.

For footnotes, see page 346.

HSBC Holdings balance sheet

at 31 December 2015

	Notes	2015 \$m	2014 \$m
Assets			
Cash at bank and in hand:			
– balances with HSBC undertakings		242	249
Derivatives	16	2,467	2,771
Loans and advances to HSBC undertakings		44,350	43,910
Financial investments in HSBC undertakings		4,285	4,073
Prepayments, accrued income and other assets		265	125
Current tax assets		723	472
Investments in subsidiaries	21	97,770	96,264
Intangible assets		75	–
Deferred tax assets		17	–
Total assets at 31 December		150,194	147,864
Liabilities and equity			
Liabilities			
Amounts owed to HSBC undertakings		2,152	2,892
Financial liabilities designated at fair value	25	19,853	18,679
Derivatives	16	2,278	1,169
Debt securities in issue	26	960	1,009
Accruals, deferred income and other liabilities		1,642	1,398
Deferred tax liabilities		–	17
Subordinated liabilities	30	15,895	17,255
Total liabilities		42,780	42,419
Equity			
Called up share capital	35	9,842	9,609
Share premium account		12,421	11,918
Other equity instruments		15,020	11,476
Other reserves		37,907	37,456
Retained earnings		32,224	34,986
Total equity		107,414	105,445
Total liabilities and equity at 31 December		150,194	147,864

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements¹.

For footnote, see page 346.



Douglas Flint
Group Chairman

Iain Mackay
Group Finance Director

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Financial Statements (continued)

HSBC Holdings statement of cash flows / HSBC Holdings statement of changes in equity

HSBC Holdings statement of cash flows
for the year ended 31 December 2015

	Notes	2015 \$m	2014 \$m
Cash flows from operating activities			
Profit before tax		4,282	6,228
Adjustments for:			
– non-cash items included in profit before tax	36	114	52
– change in operating assets	36	543	1,854
– change in operating liabilities	36	(2,342)	(9,914)
– tax received		470	133
Net cash generated from/(used in) operating activities		3,067	(1,647)
Cash flows from investing activities			
Net cash outflow from acquisition of or increase in stake of subsidiaries		(2,118)	(1,603)
Repayment of capital from subsidiaries		790	3,505
Net investment in intangible assets		(79)	–
Net cash generated from/(used in) investing activities		(1,407)	1,902
Cash flows from financing activities			
Issue of ordinary share capital		678	924
Issue of other equity instruments		3,538	5,635
Subordinated loan capital issued		3,180	3,500
Subordinated loan capital repaid		(1,565)	(1,654)
Debt securities repaid		–	(1,634)
Dividends paid on ordinary shares		(6,548)	(6,611)
Dividends paid to holders of other equity instruments		(950)	(573)
Net cash used in financing activities		(1,667)	(413)
Net decrease in cash and cash equivalents		(7)	(158)
Cash and cash equivalents at 1 January		249	407
Cash and cash equivalents at 31 December	36	242	249

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements³.

For footnote, see page 346.

HSBC Holdings statement of changes in equity

for the year ended 31 December 2015

	Called up share capital \$m	Share premium \$m	Other equity instru- ments \$m	Retained earnings ¹ \$m	Other reserves			Total share- holders' equity \$m
					Available- for-sale fair value reserve \$m	Other paid-in capital ¹ \$m	Merger and other reserves ¹ \$m	
At 1 January 2015	9,609	11,918	11,476	34,986	240	2,089	35,127	105,445
Profit for the year	-	-	-	4,853	-	-	-	4,853
Other comprehensive income (net of tax)	-	-	-	-	(57)	-	-	(57)
– available-for-sale investments	-	-	-	-	(77)	-	-	(77)
– income tax	-	-	-	-	20	-	-	20
Total comprehensive income for the year	-	-	-	4,853	(57)	-	-	4,796
Shares issued under employee share plans	45	691	-	(59)	-	-	-	677
Shares issued in lieu of dividends and amounts arising thereon	188	(188)	-	3,162	-	-	-	3,162
Capital securities issued	-	-	3,544	-	-	-	-	3,544
Dividends to shareholders	-	-	-	(10,660)	-	-	-	(10,660)
Tax credit on distributions	-	-	-	157	-	-	-	157
Own shares adjustment	-	-	-	180	-	-	-	180
Exercise and lapse of share options	-	-	-	(508)	-	508	-	-
Cost of share-based payment arrangements	-	-	-	86	-	-	-	86
Income taxes on share-based payments	-	-	-	1	-	-	-	1
Equity investments granted to employees of subsidiaries under employee share plans	-	-	-	26	-	-	-	26
At 31 December 2015	9,842	12,421	15,020	32,224	183	2,597	35,127	107,414
At 1 January 2014	9,415	11,135	5,828	35,406	124	2,052	35,127	99,087
Profit for the year	-	-	-	6,527	-	-	-	6,527
Other comprehensive income (net of tax)	-	-	-	-	116	-	-	116
– available-for-sale investments	-	-	-	-	152	-	-	152
– income tax	-	-	-	-	(36)	-	-	(36)
Total comprehensive income for the year	-	-	-	6,527	116	-	-	6,643
Shares issued under employee share plans	60	917	-	(53)	-	-	-	924
Shares issued in lieu of dividends and amounts arising thereon	134	(134)	-	2,709	-	-	-	2,709
Capital securities issued	-	-	5,648	-	-	-	-	5,648
Dividends to shareholders	-	-	-	(9,893)	-	-	-	(9,893)
Tax credit on distributions	-	-	-	104	-	-	-	104
Own shares adjustment	-	-	-	103	-	-	-	103
Exercise and lapse of share options	-	-	-	(37)	-	37	-	-
Cost of share-based payment arrangements	-	-	-	74	-	-	-	74
Income taxes on share-based payments	-	-	-	(2)	-	-	-	(2)
Equity investments granted to employees of subsidiaries under employee share plans	-	-	-	48	-	-	-	48
At 31 December 2014	9,609	11,918	11,476	34,986	240	2,089	35,127	105,445

Dividends per ordinary share at 31 December 2015 were \$0.50 (2014: \$0.49; 2013: \$0.48).

The accompanying notes on pages 347 to 469 form an integral part of these financial statements¹.

For footnotes, see page 346.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Financial Statements (continued)

Footnotes

Footnotes to the Financial Statements

- 1 The audited sections of 'Risk' on pages 101 to 226, the audited sections of 'Capital' on pages 227 to 248 and the audited sections of 'Directors' Remuneration Report' on pages 285 to 321 are also an integral part of these financial statements.
- 2 During 2015, HSBC Holdings issued \$2,450m and €1,000 of Perpetual Subordinated Contingent Convertible Capital Securities, on which there were \$12m of external issuance costs, \$25m of intra-group issuance costs and \$19m of tax. In 2014, HSBC Holdings issued \$2,250m, \$1,500m and €1,500m of Perpetual Subordinated Contingent Convertible Capital Securities, on which there were \$13m of external issuance costs and \$33m of intra-group issuance costs. Under IFRSs these issuance costs and tax benefits are classified as equity.
- 3 Adjustment to bring changes between opening and closing balance sheet amounts to average rates. This is not done on a line-by-line basis, as details cannot be determined without unreasonable expense.
- 4 Retained earnings include 81,580,180 (\$1,604m) of own shares held within HSBC's Insurance business, retirement funds for the benefit of policyholders or beneficiaries within employee trusts for the settlement of shares expected to be delivered under employee share schemes or bonus plans, and the market-making activities in Markets (2014: 85,337,430 (\$641m); 2013: 85,997,271 (\$915m)).
- 5 At 31 December 2015, our operations in Brazil were classified as held for sale (see Note 23). The cumulative amount of other reserves attributable to these operations were as follows: available-for-sale fair value reserve debit of \$176m, cash flow hedging reserve credit of \$34m and foreign exchange reserve debit of \$2.6bn.
- 6 Cumulative goodwill amounting to \$5,138m has been charged against reserves in respect of acquisitions of subsidiaries prior to 1 January 1998, including \$3,469m charged against the merger reserve arising on the acquisition of HSBC Bank plc. The balance of \$1,669m has been charged against retained earnings.
- 7 Statutory share premium relief under Section 131 of the Companies Act 1985 (the 'Act') was taken in respect of the acquisition of HSBC Bank plc in 1992, HSBC France in 2000 and HSBC Finance Corporation in 2003 and the shares issued were recorded at their nominal value only. In HSBC's consolidated financial statements the fair value differences of \$8,290m in respect of HSBC France and \$12,768m in respect of HSBC Finance Corporation were recognised in the merger reserve. The merger reserve created on the acquisition of HSBC Finance Corporation subsequently became attached to HSBC Overseas Holdings (UK) Limited ('HOHU'), following a number of intra-group reorganisations. During 2009, pursuant to Section 131 of the Companies Act 1985, statutory share premium relief was taken in respect of the rights issue and \$15,796m was recognised in the merger reserve. The merger reserve includes the deduction of \$614m in respect of costs relating to the rights issue, of which \$149m was subsequently transferred to the income statement. Of this \$149m, \$121m was a loss arising from accounting for the agreement with the underwriters as a contingent forward contract. The merger reserve excludes the loss of \$344m on a forward foreign exchange contract associated with hedging the proceeds of the rights issue.
- 8 Retained earnings include 67,881 (\$1m) (2014: 179,419 (\$3m)) of own shares held to fund employee share plans.
- 9 Other paid-in capital arises from the exercise and lapse of share options granted to employees of HSBC Holdings subsidiaries.

Notes on the Financial Statements

1 – Basis of preparation and significant accounting policies

1 Basis of preparation and significant accounting policies

(a) Compliance with International Financial Reporting Standards

International Financial Reporting Standards ('IFRSs') comprise accounting standards issued or adopted by the International Accounting Standards Board ('IASB') and interpretations issued or adopted by the IFRS Interpretations Committee ('IFRS IC').

The consolidated financial statements of HSBC and the separate financial statements of HSBC Holdings have been prepared in accordance with IFRSs as issued by the IASB and as endorsed by the European Union ('EU'). EU-endorsed IFRSs could differ from IFRSs as issued by the IASB if, at any point in time, new or amended IFRSs were not to be endorsed by the EU.

At 31 December 2015, there were no unendorsed standards effective for the year ended 31 December 2015 affecting these consolidated and separate financial statements, and there was no difference between IFRSs endorsed by the EU and IFRSs issued by the IASB in terms of their application to HSBC. Accordingly, HSBC's financial statements for the year ended 31 December 2015 are prepared in accordance with IFRSs as issued by the IASB.

Standards adopted during the year ended 31 December 2015

There were no new standards applied during the year ended 31 December 2015.

During 2015, HSBC adopted a number of interpretations and amendments to standards which had an insignificant effect on the consolidated financial statements of HSBC and the separate financial statements of HSBC Holdings.

(b) Differences between IFRSs and Hong Kong Financial Reporting Standards

There are no significant differences between IFRSs and Hong Kong Financial Reporting Standards in terms of their application to HSBC and consequently there would be no significant differences had the financial statements been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards. The Notes on the Financial Statements, taken together with the Report of the Directors, include the aggregate of all disclosures necessary to satisfy IFRSs and Hong Kong reporting requirements.

(c) Future accounting developments

In addition to completing its projects on financial instrument accounting, revenue recognition and leasing, discussed below, the IASB is working on a project on insurance accounting which could represent significant changes to accounting requirements in the future.

Minor amendments to IFRSs

The IASB has published a number of minor amendments to IFRSs through the Annual Improvements to IFRSs 2012–2014 cycle and in a series of stand-alone amendments, one of which has not yet been endorsed for use in the EU. HSBC has not early applied any of the amendments effective after 31 December 2015 and it expects they will have an insignificant effect, when applied, on the consolidated financial statements of HSBC and the separate financial statements of HSBC Holdings.

Major new IFRSs

The IASB has published IFRS 9 'Financial Instruments', IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' and IFRS 16 'Leases'. None of these IFRSs have yet been endorsed for use in the EU.

IFRS 9 'Financial Instruments'

In July 2014, the IASB issued IFRS 9 'Financial Instruments', which is the comprehensive standard to replace IAS 39 'Financial Instruments: Recognition and Measurement', and includes requirements for classification and measurement of financial assets and liabilities, impairment of financial assets and hedge accounting.

Classification and measurement

The classification and measurement of financial assets will depend on how these are managed (the entity's business model) and their contractual cash flow characteristics. These factors determine whether the financial assets are measured at amortised cost, fair value through other comprehensive income ('FVOCI') or fair value through profit or loss ('FVPL'). In many instances, the classification and measurement outcomes will be similar to IAS 39, although differences will arise. For example, under IFRS 9, embedded derivatives are not separated from host financial assets and equity securities are measured at FVPL or, in limited circumstances, fair value movements will be shown in OCI. The combined effect of the application of the business model and the contractual cash flow characteristics tests may result in some differences in the population of financial assets measured at amortised cost or fair value compared with IAS 39. The classification of financial liabilities is essentially unchanged. For certain liabilities measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are to be included in other comprehensive income.

HSBC conducted an assessment of potential classification and measurement changes to financial assets based on the composition of the balance sheet as at 31 December 2014. This may not be fully representative of the impact as at 1 January 2018 because IFRS 9 requires that business models be assessed based on the facts and circumstances from the date of initial application. In addition, the contractual terms and conditions of the financial assets assessed as at 31 December 2014 may not reflect the contractual terms and conditions of HSBC's financial assets at transition. However, based on the assessment

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**1 – Basis of preparation and significant accounting policies**

of financial assets as at 31 December 2014 and expectations around changes to balance sheet composition, HSBC expects that generally:

- loans and advances to banks and to customers and non-trading reverse repurchase agreements that are classified as loans and receivables under IAS 39 will be measured at amortised cost under IFRS 9;
- financial assets designated at FVPL will remain at FVPL, because it is required under IFRS 9 or designation will continue;
- debt securities classified as available for sale will primarily be measured at amortised cost or FVOCI, with a small minority at FVPL either because of their contractual cash flow characteristics or the business model within which they are held;
- debt securities classified as held to maturity will be measured at amortised cost;
- Treasury and other eligible bills classified as available for sale will be measured at amortised cost or FVOCI depending upon the business model in which they are held; and
- all equity securities will remain measured at fair value. A significant majority will have fair value movements shown in profit or loss, while a minority will have fair value movements presented in other comprehensive income. The equity securities for which fair value movements will be shown in other comprehensive income are business facilitation and other similar investments where HSBC holds the investments other than to generate a capital return.

Impairment

The impairment requirements apply to financial assets measured at amortised cost and FVOCI, and lease receivables and certain loan commitments and financial guarantee contracts. At initial recognition, allowance (or provision in the case of commitments and guarantees) is required for expected credit losses ('ECL') resulting from default events that are possible within the next 12 months ('12-month ECL'). In the event of a significant increase in credit risk, allowance (or provision) is required for ECL resulting from all possible default events over the expected life of the financial instrument ('lifetime ECL'). Financial assets where 12-month ECL is recognised are considered to be 'stage 1'; financial assets which are considered to have experienced a significant increase in credit risk are in 'stage 2'; and financial assets for which there is objective evidence of impairment so are considered to be in default or otherwise credit impaired are in 'stage 3'.

The assessment of whether credit risk has increased significantly since initial recognition is performed for each reporting period by considering the change in the risk of default occurring over the remaining life of the financial instrument, rather than by considering an increase in ECL.

The assessment of credit risk and the estimation of ECL are required to be unbiased and probability-weighted, and should incorporate all available information which is relevant to the assessment including information about past events, current conditions and reasonable and supportable forecasts of economic conditions at the reporting date. In addition, the estimation of ECL should take into account the time value of money. As a result, the recognition and measurement of impairment is intended to be more forward-looking than under IAS 39 and the resulting impairment charge will tend to be more volatile. It will also tend to result in an increase in the total level of impairment allowances, since all financial assets will be assessed for at least 12-month ECL and the population of financial assets to which lifetime ECL applies is likely to be larger than the population for which there is objective evidence of impairment in accordance with IAS 39.

Hedge accounting

The general hedge accounting requirements aim to simplify hedge accounting, creating a stronger link with risk management strategy and permitting hedge accounting to be applied to a greater variety of hedging instruments and risks. The standard does not explicitly address macro hedge accounting strategies, which are being considered in a separate project. To remove the risk of any conflict between existing macro hedge accounting practice and the new general hedge accounting requirements, IFRS 9 includes an accounting policy choice to remain with IAS 39 hedge accounting.

Based on the analysis performed to date, HSBC expects to exercise the accounting policy choice to continue IAS 39 hedge accounting and therefore is not currently planning to change hedge accounting, although it will implement the revised hedge accounting disclosures required by the related amendments to IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures'.

Transition

The classification and measurement and impairment requirements are applied retrospectively by adjusting the opening balance sheet at the date of initial application, with no requirement to restate comparative periods.

The mandatory application date for the standard as a whole is 1 January 2018, but it is possible to apply the revised presentation for certain liabilities measured at fair value from an earlier date. HSBC intends to revise the presentation of fair value gains and losses relating to the entity's own credit risk on certain liabilities as soon as permitted by EU law. If this presentation was applied at 31 December 2015, the effect would be to decrease profit before tax with the opposite effect on other comprehensive income based on the change in fair value attributable to changes in HSBC's credit risk for the year, with no effect on net assets. Further information on the change in fair value attributable to changes in credit risk, including HSBC's credit risk, is disclosed in Note 25.

HSBC is assessing the impact that the financial asset classification and impairment requirements will have on the financial statements.

IFRS 9 implementation programme

Within HSBC, a joint Global Risk and Global Finance IFRS 9 Implementation Programme ('the Programme') has been set up to prepare for implementation of IFRS 9 since 2012 and significant preparatory and design work has taken place. The Programme is sponsored by the Group Chief Risk Officer and Group Finance Director. A Steering Committee comprising senior management from Risk, Finance and HSBC Operations, Services and Technology has been established. In common with all significant change programmes in HSBC, the Programme is managed according to the Group's business transformation framework. Delivery of the required changes will be undertaken by individual workstreams, with Global Risk leading the work to calculate impairments and Global Finance leading the development of financial reporting systems and processes. Significant legal entities in the Group have established steering committees to manage implementation locally, within this global framework. Global businesses have been engaged but are not themselves responsible for the implementation activity.

To date, the Programme has been directed towards preliminary impact analysis, documenting Group accounting policy, developing the operating and system target operating models and developing risk modelling methodologies for the calculation of impairment. In addition, an impact assessment of the classification and measurement requirements was performed during 2015. The Programme's focus is now on the impairment models and processes which need to be developed by the end of 2016 as HSBC intends to perform a parallel run during 2017 to gain a better understanding of the potential effect of the new standard. The Programme has a defined governance framework to operate over the impairment process once it becomes live. The framework includes dedicated committees to review, challenge and sign off the assumptions used and the results in each significant legal entity, and second-line assurance capabilities for each key step in the process. An expert panel will be established to govern the setting of forward-looking economic assumptions used in the process. Governance over the impairment process is the responsibility of the Global Risk and Global Finance functions, operating within each member company of the Group. Global businesses are consulted but are not granted decision making power.

HSBC intends to quantify the potential impact of IFRS 9 once it is practicable to provide reliable estimates, which will be no later than in the *Annual Report and Accounts 2017*.

Until sufficient models have been developed and tested, HSBC will not have a reliable understanding of the potential impact on its financial statements and any consequential effects on regulatory capital requirements. In the absence of information on whether there will be any changes to the regulatory requirements, assumptions will have to be made about how the existing regulatory requirements will be interpreted when IFRS 9 is adopted. For example, the relationship between specific and general credit risk adjustments in accordance with Basel requirements and the IFRS 9 stages is unclear. The Basel Committee is considering the implications of the new accounting requirements for existing regulatory requirements.

Comparison of IAS 39 accounting policies with IFRS 9

The accounting policies and critical accounting estimates and judgements for the impairment of loans and advances and available-for-sale financial assets (in accordance with IAS 39 'Financial Instruments') are set out in Note 1(j). Their equivalents for financial assets at amortised cost and at FVOCI (in accordance with IFRS 9) are being developed, but the following similarities and differences are likely to be important to understanding the potential effect of the change in accounting policy resulting from the implementation of IFRS 9 'Financial Instruments':

- **Amortised cost**

The accounting policies in accordance with IAS 39 generally make a distinction between individually significant loans and homogeneous groups of loans which are assessed collectively. This distinction has less relevance in developing IFRS 9 accounting policies. However, under IFRS 9, whether the loans are managed through wholesale credit risk systems or retail credit risk systems becomes the more relevant distinction because of differences in the types of information available and the way credit risk is managed.

- **Stage 3**

Financial assets will be included in stage 3 when there is objective evidence that the loan is credit impaired. The objective evidence that is used is the same as the criteria used by HSBC to determine whether an individually significant loan is impaired in accordance with IAS 39 and is set out on page 355. Therefore, the population included in stage 3 is expected to be consistent with impaired loans under IAS 39 which are considered individually significant.

For wholesale loans, individual discounted cash flow calculations will continue to be performed and impairment losses determined as set out on page 355. Changes may be made to these calculations to ensure the measurement requirements of IFRS 9 are met. For example, the net realisable value of security will be adjusted for expected future changes in market prices.

In accordance with IAS 39, statistical methods are used to determine impairment losses on a collective basis for homogeneous groups of loans that are not considered individually significant using either roll rate methodologies or historical loss rate experience for loans. Under these methodologies, impairment allowances are recognised at a portfolio level. However, loans are classified as impaired for presentation purposes when they are more than 90 days past due or have been renegotiated for

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**1 – Basis of preparation and significant accounting policies**

credit risk reasons. For retail loans, an exception is made for individual loans that are in arrears by more than 90 days but have been individually assessed to have no indications of impairment, and these are not classified as impaired. Under IFRS 9, HSBC expects to determine stage 3 for these populations by considering the relevant objective evidence, primarily whether contractual payments of either principal or interest are past due for more than 90 days, or a concession has been granted to the borrower for economic or legal reasons relating to the borrower's financial condition, or the loan is otherwise considered to be in default. HSBC does not expect to rebut the presumption in IFRS 9 that loans which are 90 days past due are in default for retail loans, even where regulatory rules permit default to be defined based on 180 days past due. The impairment allowance is expected to be determined by the same calculation used for stage 2, with the probability of default set to 1. The result may, therefore, not be the same as that determined by the current statistical methods and the population disclosed as stage 3 will not necessarily correspond with that disclosed as impaired in accordance with IAS 39.

Except for retail portfolios with regulatory default definitions of 180 days, HSBC's intention is to align the definition of default with the regulatory definition as far as possible and for stage 3 to represent all loans which are considered defaulted or otherwise credit impaired.

The policy on the write-off of loans and advances included on page 357 is expected to remain unchanged.

As described on page 197, the contractual terms of a loan may be modified for a number of reasons, which include forbearance. Only some of the forbearance strategies result in loans being 'renegotiated'. For such modifications, the current treatment as described on pages 197-198 and 357 will remain the same under IFRS 9, except for new loans recognised as a result of the original loan being derecognised following a renegotiation. These loans will be classified as originated credit-impaired and will retain this classification until derecognition. For all other modifications, the general policy on derecognition as described on page 401 will apply.

Other than originated credit-impaired loans, all other modified loans could be transferred out of stage 3 if they no longer exhibit any evidence of being credit impaired or, in the case of renegotiated loans, there is sufficient evidence to demonstrate a significant reduction in the risk of non-payment of future cash flows and there are no other indicators of impairment, as described on page 198. These loans could be transferred to stages 1 or 2 based on the mechanism as described below by comparing the risk of a default occurring at the reporting date (based on the modified contractual terms) and the risk of a default occurring at initial recognition (based on the original, unmodified contractual terms). Any amount written off as a result of the modification of contractual terms would not be reversed.

• Stage 2

In accordance with IFRS 9, financial assets are considered to be in stage 2 when their credit risk has increased significantly since initial recognition so it is appropriate to recognise lifetime ECL. Since this is not a concept in IAS 39, it is likely to result in increased allowance as the result of the recognition of lifetime ECL for populations that are not considered to be credit impaired.

The analysis of credit risk is multifactor and the determination of whether a specific factor is relevant and its weight compared with other factors will depend on the type of product, the characteristics of the financial instrument and the borrower, and the geographical region. Therefore, it is not possible to provide a single set of criteria that will determine what is considered to be a significant increase in credit risk. Since the concept is relative and significance in part depends on the credit risk at initial recognition, credit quality disclosures that report credit grades as at the balance sheet date may not reflect the populations in stage 2 or those that are at risk of moving to stage 2.

For wholesale portfolios and significant retail portfolios, HSBC intends to consider whether credit risk has increased significantly since initial recognition using a combination of individual and collective information, and will reflect the increase in credit risk at the individual loan level to the extent practicable.

The main factor that will be considered is a lifetime probability of default ('PD') or a 12-month PD where this provides a reasonable approximation of changes in the lifetime risk of default, adjusted to be consistent with the current economic conditions and the expected future economic conditions which are expected to affect credit risk. The PD will be derived from the customer risk rating for wholesale portfolios and from the credit scores for retail portfolios. The PD for wholesale is determined on an obligor level and for retail at the level of the individual facility. In situations where a 12-month PD would not be appropriate, for example, where the financial instrument only has significant payment obligations beyond the next 12 months, additional factors will be considered or adjustments made to ensure that the lifetime credit risk is appropriately considered.

The PDs will also be adjusted to incorporate the effect of economic assumptions, such as interest rates, unemployment rates and GDP forecasts that can be statistically related to changes in PD which have an impact beyond the next 12 months. These statistical relationships are expected to be established through the processes developed for stress testing. In addition, other relevant factors which may not be adequately reflected in the information used to derive PDs, including past due status and whether the financial asset is subject to additional monitoring through the watch list process for wholesale portfolios, will be taken into account.

HSBC is in the process of calibrating and testing the thresholds or magnitude of change required and mechanisms for transfer from stage 1 to stage 2 (and vice versa) across different portfolios so it is not possible to provide further detail at this time. The

aim is to establish the points where the change in credit risk is considered meaningful in risk management terms and to test these points against subsequent stage movements and defaults. Where less sophisticated default metrics are used or credit scores are not available, as tends to apply with the less significant retail portfolios, a consistent but simplified approach is expected to be used. In particular, for any retail portfolio, days past due will be considered in determining loans transferred to stage 2 and the more significant portfolios will supplement this information with additional mechanisms linked to PDs. HSBC expects to finalise the transfer criteria for the more significant portfolios during 2016.

• Stage 1

In accordance with IAS 39 (see page 356), incurred but not yet identified impairment is recognised on individually assessed loans for which no evidence of impairment has been specifically identified by estimating a collective allowance determined after taking into account factors including the estimated period between impairment occurring and the loss being identified. This is assessed empirically on a periodic basis and may vary over time. Similarly, for homogeneous groups of loans and advances which are assessed under IAS 39 on a collective basis, the inherent loss is determined using risk factors including the period of time between loss identification and write-off which is regularly benchmarked against actual outcomes. Under IFRS 9, financial assets which are not considered to have significantly increased in credit risk have loss allowances measured at an amount equal to 12 months ECL. This 12-month time horizon is likely to be equal to or longer than the period estimated under IAS 39 (typically between 6 and 12 months), which will tend to result in IFRS 9 allowances being larger. In the absence of models able to calculate IFRS 9 allowances, it is not possible to estimate the difference.

Methodologies applied to measure 12-month and lifetime expected credit losses

ECLs are calculated using three main components, i.e. a probability of default ('PD'), a loss given default ('LGD') and the exposure at default ('EAD'). For accounting purposes, the 12-month and lifetime PDs represent the probability of a default occurring over the next 12 months or the lifetime of the financial instruments, respectively, based on conditions existing at the balance sheet date and future economic conditions that affect credit risk. The LGD represents losses expected on default, taking into account the mitigating effect of collateral, its expected value when realised and the time value of money. The EAD represents the expected balance at default, taking into account the repayment of principal and interest from the balance sheet date to the default event together with any expected drawdown of a committed facility.

12-month ECL is calculated by multiplying the 12-month PD, LGD and EAD. Lifetime ECL is calculated using the lifetime PD rather than the 12-month PD.

Credit loss modelling techniques

HSBC plans to base the ECL calculations on the systems used to calculate Basel expected losses ('EL's). This is considered to be most efficient given the similarities in the calculations. However, certain adjustments need to be made to the Basel risk components (PD, LGD, and EAD) to meet IFRS 9 requirements.

For wholesale portfolios and material residential mortgage and fixed-term loan portfolios, ECL will be calculated at the individual loan level. The main adjustments necessary to Basel risk components are explained in the table below:

Model	Regulatory capital	IFRS 9
PD	- Through the cycle (represents long-run average PD throughout a full economic cycle) - The definition of default includes a backstop of 90+ days past due, although this has been modified to 180+ days past due for some portfolios, particularly UK and US mortgages	- Point in time (based on current conditions, adjusted to take into account estimates of future conditions that will impact PD) - Default backstop of 90+ days past due for all portfolios
EAD	Cannot be lower than current balance	Amortisation captured for term products
LGD	- Downturn LGD (consistent losses expected to be suffered during a severe but plausible economic downturn) - Regulatory floors may apply to mitigate risk of underestimating downturn LGD due to lack of historical data - Discounted using cost of capital - All collection costs included	- Expected LGD (based on estimate of loss given default including the expected impact of future economic conditions such as changes in value of collateral) - No floors - Discounted using the original effective interest rate of the loan - Only costs associated with obtaining/selling collateral included
Other		Discounted back from point of default to balance sheet date

IFRS 9 PD and LGD estimates also have to be flexed to capture the effects of forward-looking macroeconomic variables. The aim is to use existing stress testing models to measure these effects. Transferring between stages will be applied at individual loan level and will also capture the effects of forward-looking macroeconomic variables.

For material non-term retail loans, transfer between stages will also be applied at individual loan level. However, loans will be aggregated into segments based on PD or other risk drivers for the purpose of ECL measurement, to make the calculations

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**1 – Basis of preparation and significant accounting policies**

more efficient. For smaller portfolios where less information is available, simplified approaches will be applied which will result in more aggregated transfers between stages and ECL calculation. Such aggregation will affect the granularity of disclosure.

A new global committee, supported by Global Risk Strategy, internal economics experts and external economic forecasting services, will be established to consider and approve the forward-looking macroeconomic assumptions that should be applied, with the objective of developing unbiased internally coherent economic scenarios for each jurisdiction. This committee will also be charged with ensuring that ECL allowance meets the IFRS 9 measurement principle for unbiased and probability-weighted amounts derived by evaluating a range of possible outcomes. The calculation methodologies to meet this principle and review and challenge structures are in the process of being developed. In addition, local risk committees will review and challenge the impairment allowances recognised in the individual legal entity's financial statements.

Fair value through other comprehensive income

For financial assets measured at FVOCI, impairment determined in accordance with the policies and processes outlined above is recognised in profit or loss. The financial assets are recognised on the balance sheet at fair value so the amortised cost impairment allowance balance is disclosed as a memorandum item.

IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers'

In May 2014, the IASB issued IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers'. The original effective date of IFRS 15 has been delayed by one year and the standard is now effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018 with early application permitted. IFRS 15 provides a principles-based approach for revenue recognition, and introduces the concept of recognising revenue for obligations as they are satisfied. The standard should be applied retrospectively, with certain practical expedients available. HSBC has assessed the impact of IFRS 15 and it expects that the standard will have no significant effect, when applied, on the consolidated financial statements of HSBC and the separate financial statements of HSBC Holdings.

IFRS 16 'Leases'

In January 2016, the IASB issued IFRS 16 'Leases' with an effective date of annual periods beginning on or after 1 January 2019. IFRS 16 results in lessees accounting for most leases within the scope of the standard in a manner similar to the way in which finance leases are currently accounted for under IAS 17 'Leases'. Lessees will recognise a 'right of use' asset and a corresponding financial liability on the balance sheet. The asset will be amortised over the length of the lease and the financial liability measured at amortised cost. Lessor accounting remains substantially the same as in IAS 17. HSBC is currently assessing the impact of IFRS 16 and it is not practicable to quantify the effect as at the date of the publication of these financial statements.

(d) Presentation of information

Disclosures under IFRS 4 'Insurance Contracts' and IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures' concerning the nature and extent of risks relating to insurance contracts and financial instruments are included in the audited sections of the 'Report of the Directors: Risk' on pages 101 to 226.

Capital disclosures under IAS 1 'Presentation of Financial Statements' are included in the audited sections of 'Report of the Directors: Capital' on pages 227 to 248.

Disclosures relating to HSBC's securitisation activities and structured products are included in the audited section of 'Report of the Directors: Risk' on pages 101 to 226.

In accordance with HSBC's policy to provide disclosures that help investors and other stakeholders understand the Group's performance, financial position and changes thereto, the information provided in the Notes on the Financial Statements and the Report of the Directors goes beyond the minimum levels required by accounting standards, statutory and regulatory requirements and listing rules. In particular, HSBC provides additional disclosures having regard to the recommendations of the Enhanced Disclosures Task Force report 'Enhancing the Risk Disclosures of Banks' issued in October 2012 and 'Impact of Expected Credit Loss Approaches on Bank Risk Disclosures' issued in December 2015. The report aims to help financial institutions identify areas that investors had highlighted as needing better and more transparent information about banks' risks, and how these risks relate to performance measurement and reporting. In addition, HSBC follows the British Bankers' Association Code for Financial Reporting Disclosure ('the BBA Code'). The BBA Code aims to increase the quality and comparability of UK banks' disclosures and sets out five disclosure principles together with supporting guidance. In line with the principles of the BBA Code, HSBC assesses good practice recommendations issued from time to time by relevant regulators and standard setters and will assess the applicability and relevance of such guidance, enhancing disclosures where appropriate.

In publishing the parent company financial statements together with the Group financial statements, HSBC Holdings has taken advantage of the exemption in section 408(3) of the Companies Act 2006 not to present its individual income statement and related notes.

HSBC's consolidated financial statements are presented in US dollars because the US dollar and currencies linked to it form the major currency bloc in which HSBC transacts and funds its business. The US dollar is also HSBC Holdings' functional currency because the US dollar and currencies linked to it are the most significant currencies relevant to the underlying transactions,

events and conditions of its subsidiaries, as well as representing a significant proportion of its funds generated from financing activities.

(e) Critical accounting estimates and judgements

The preparation of financial information requires the use of estimates and judgements about future conditions. In view of the inherent uncertainties and the high level of subjectivity involved in the recognition or measurement of items listed below, it is possible that the outcomes in the next financial year could differ from those on which management's estimates are based, resulting in materially different conclusions from those reached by management for the purposes of the 2015 Financial Statements. Management's selection of HSBC's accounting policies which contain critical estimates and judgements is listed below; it reflects the materiality of the items to which the policies are applied and the high degree of judgement and estimation uncertainty involved:

- Impairment of loans and advances: Note 1(j);
- Deferred tax assets: Note 8;
- Valuation of financial instruments: Note 13;
- Impairment of interests in associates: Note 19;
- Goodwill impairment: Note 20;
- Provisions: Note 29.

(f) Going concern

The financial statements are prepared on a going concern basis, as the Directors are satisfied that the Group and parent company have the resources to continue in business for the foreseeable future. In making this assessment, the Directors have considered a wide range of information relating to present and future conditions, including future projections of profitability, cash flows and capital resources.

(g) Consolidation and related disclosures

HSBC controls and consequently consolidates an entity when it is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. Control is initially assessed based on consideration of all facts and circumstances, and is subsequently reassessed when there are significant changes to the initial setup.

Where an entity is governed by voting rights, HSBC would consolidate when it holds, directly or indirectly, the necessary voting rights to pass resolutions by the governing body. In all other cases, the assessment of control is more complex and requires judgement of other factors, including having exposure to variability of returns, power over relevant activities or holding the power as agent or principal.

Business combinations are accounted for using the acquisition method. The cost of an acquisition is measured at the fair value of the consideration, including contingent consideration, given at the date of exchange. Acquisition-related costs are recognised as an expense in the income statement in the period in which they are incurred. The acquired identifiable assets, liabilities and contingent liabilities are generally measured at their fair values at the date of acquisition. Goodwill is measured as the excess of the aggregate of the consideration transferred, the amount of non-controlling interest and the fair value of HSBC's previously held equity interest, if any, over the net of the amounts of the identifiable assets acquired and the liabilities assumed. The amount of non-controlling interest is measured either at fair value or at the non-controlling interest's proportionate share of the acquiree's identifiable net assets. For acquisitions achieved in stages, the previously held equity interest is remeasured at the acquisition-date fair value with the resulting gain or loss recognised in the income statement.

All intra-HSBC transactions are eliminated on consolidation.

The consolidated financial statements of HSBC also include the attributable share of the results and reserves of joint ventures and associates, based on either financial statements made up to 31 December or pro-rated amounts adjusted for any material transactions or events occurring between the date of financial statements available and 31 December.

(h) Foreign currencies

Transactions in foreign currencies are recorded in the functional currency at the rate of exchange prevailing on the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the rate of exchange at the balance sheet date. Any resulting exchange differences are included in the income statement. Non-monetary assets and liabilities that are measured at historical cost in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date of the initial transaction. Non-monetary assets and liabilities measured at fair value in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date the fair value was determined. Any foreign exchange component of a gain or loss on a non-monetary item is recognised either in other comprehensive income or in the income statement depending on where the gain or loss on the underlying non-monetary item is recognised.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**1 – Basis of preparation and significant accounting policies**

In the consolidated financial statements, the assets and liabilities of branches, subsidiaries, joint ventures and associates whose functional currency is not US dollars are translated into the Group's presentation currency at the rate of exchange at the balance sheet date, while their results are translated into US dollars at the average rates of exchange for the reporting period. Exchange differences arising from the retranslation of opening foreign currency net assets, and the retranslation of the results for the reporting period from the average rate to the exchange rate at the period end, are recognised in other comprehensive income. Exchange differences on a monetary item that is part of a net investment in a foreign operation are recognised in the income statement of the separate financial statements and in other comprehensive income in consolidated financial statements. On disposal of a foreign operation, exchange differences previously recognised in other comprehensive income are reclassified to the income statement as a reclassification adjustment.

(i) Loans and advances to banks and customers

These include loans and advances originated by HSBC, not classified as held for trading or designated at fair value. They are recognised when cash is advanced to a borrower and are derecognised when either the borrower repays its obligations or the loans are sold or substantially all the risks and rewards of ownership are transferred. They are initially recorded at fair value plus any directly attributable transaction costs and are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less impairment allowance.

Loans and advances are reclassified to 'Assets held for sale' when they meet the criteria presented in Note 23, though their measurement remains in accordance with this policy.

HSBC may commit to underwrite loans on fixed contractual terms for specified periods of time. When the loan arising from the lending commitment is expected to be held for trading, the commitment to lend is recorded as a derivative. On drawdown, the loan is classified as held for trading. When HSBC intends to hold the loan, a provision on the loan commitment is only recorded where it is probable that HSBC will incur a loss. On inception, the loan to be held is recorded at its fair value and subsequently measured at amortised cost. For certain transactions, such as leveraged finance and syndicated lending activities, the cash advanced may not be the best evidence of the fair value of the loan. For these loans, where the initial fair value is lower than the cash amount advanced, the difference is charged to the income statement in other operating income. The write-down is recovered over the life of the loan through the recognition of interest income, unless the loan becomes impaired.

(j) Impairment of loans and advances and available-for-sale financial assets**Critical accounting estimates and judgements****Impairment of loans and advances**

Loan impairment allowances represent management's best estimate of losses incurred in the loan portfolios at the balance sheet date.

Management is required to exercise judgement in making assumptions and estimates when calculating loan impairment allowances on both individually and collectively assessed loans and advances. See the 'Movement in impairment allowances by industry sector and by geographical region' table on page 134 for a breakdown of individual and collective impairment allowances.

Collective impairment allowances are subject to estimation uncertainty, in part because it is not practicable to identify losses on an individual loan basis due to the large number of individually insignificant loans in the portfolio. The estimation methods include the use of statistical analyses of historical information, supplemented with significant management judgement, to assess whether current economic and credit conditions are such that the actual level of incurred losses is likely to be greater or less than historical experience.

Where changes in economic, regulatory or behavioural conditions result in the most recent trends in portfolio risk factors being not fully reflected in the statistical models, risk factors are taken into account by adjusting the impairment allowances derived solely from historical loss experience.

Risk factors include loan portfolio growth, product mix, unemployment rates, bankruptcy trends, geographical concentrations, loan product features, economic conditions such as national and local trends in housing markets, the level of interest rates, portfolio seasoning, account management policies and practices, changes in laws and regulations and other influences on customer payment patterns. Different factors are applied in different regions and countries to reflect local economic conditions, laws and regulations. The methodology and the assumptions used in calculating impairment losses are reviewed regularly in the light of differences between loss estimates and actual loss experience. For example, roll rates, loss rates and the expected timing of future recoveries are regularly benchmarked against actual outcomes to ensure they remain appropriate.

For individually assessed loans, judgement is required in determining whether there is objective evidence that a loss event has occurred and, if so, the measurement of the impairment allowance. In determining whether there is objective evidence that a loss event has occurred, judgement is exercised in evaluating all relevant information on indicators of impairment, including the consideration of whether payments are contractually past-due and the consideration of other factors indicating deterioration in the financial condition and outlook of borrowers affecting their ability to pay. A higher level of judgement is required for loans to borrowers showing signs of financial difficulty in market sectors experiencing economic stress, particularly where the likelihood of repayment is affected by the prospects for refinancing or the sale of a specified asset. For those loans where objective evidence of impairment exists, management determine the size of the allowance required based on a range of factors such as the realisable value of security, the likely dividend available on liquidation or bankruptcy, the viability of the customer's business model and the capacity to trade successfully out of financial difficulties and generate sufficient cash flow to service debt obligations.

HSBC might provide loan forbearance to borrowers experiencing financial difficulties by agreeing to modify the contractual payment terms of loans in order to improve the management of customer relationships, maximise collection opportunities or avoid default or repossession.

Where forbearance activities are significant, higher levels of judgement and estimation uncertainty are involved in determining their effects on loan impairment allowances. Judgements are involved in differentiating the credit risk characteristics of forbearance cases, including

those which return to performing status following renegotiation. Where collectively assessed loan portfolios include significant levels of loan forbearance, portfolios are segmented to reflect the different credit risk characteristics of forbearance cases, and estimates are made of the incurred losses inherent within each forbearance portfolio segment. Forbearance activities take place in both retail and wholesale loan portfolios, but our largest concentration is in the US, in HSBC Finance's CML portfolio.

The exercise of judgement requires the use of assumptions which are highly subjective and very sensitive to the risk factors, in particular to changes in economic and credit conditions across a large number of geographical areas. Many of the factors have a high degree of interdependency and there is no single factor to which our loan impairment allowances as a whole are sensitive.

Impairment of loans and advances

Losses for impaired loans are recognised when there is objective evidence that impairment of a loan or portfolio of loans has occurred. Impairment allowances that are calculated on individual loans or on groups of loans assessed collectively are recorded as charges to the income statement and are recorded against the carrying amount of impaired loans on the balance sheet. Losses which may arise from future events are not recognised.

Individually assessed loans and advances

The factors considered in determining whether a loan is individually significant for the purposes of assessing impairment include the size of the loan, the number of loans in the portfolio, the importance of the individual loan relationship and how this is managed. Loans that are determined to be individually significant based on the above and other relevant factors will be individually assessed for impairment, except when volumes of defaults and losses are sufficient to justify treatment under a collective methodology.

Loans considered as individually significant are typically to corporate and commercial customers, are for larger amounts and are managed on an individual basis. For these loans, HSBC considers on a case-by-case basis at each balance sheet date whether there is any objective evidence that a loan is impaired. The criteria used to make this assessment include:

- known cash flow difficulties experienced by the borrower;
- contractual payments of either principal or interest being past due for more than 90 days;
- the probability that the borrower will enter bankruptcy or other financial realisation;
- a concession granted to the borrower for economic or legal reasons relating to the borrower's financial difficulty that results in forgiveness or postponement of principal, interest or fees, where the concession is not insignificant; and
- there has been deterioration in the financial condition or outlook of the borrower such that its ability to repay is considered doubtful.

For loans where objective evidence of impairment exists, impairment losses are determined considering the following factors:

- HSBC's aggregate exposure to the customer;
- the viability of the customer's business model and its capacity to trade successfully out of financial difficulties and generate sufficient cash flow to service debt obligations;
- the amount and timing of expected receipts and recoveries;
- the likely dividend available on liquidation or bankruptcy;
- the extent of other creditors' commitments ranking ahead of, or *pari passu* with, HSBC and the likelihood of other creditors continuing to support the company;
- the complexity of determining the aggregate amount and ranking of all creditor claims and the extent to which legal and insurance uncertainties are evident;
- the realisable value of security (or other credit mitigants) and likelihood of successful repossession;
- the likely costs of obtaining and selling collateral as part of foreclosure;
- the ability of the borrower to obtain, and make payments in, the currency of the loan if not denominated in local currency; and
- when available, the secondary market price of the debt.

The determination of the realisable value of security is based on the most recently updated market value at the time the impairment assessment is performed. The value is not adjusted for expected future changes in market prices, though adjustments are made to reflect local conditions such as forced sale discounts.

Impairment losses are calculated by discounting the expected future cash flows of a loan, which include expected future receipts of contractual interest, at the loan's original effective interest rate or an approximation thereof, and comparing the resultant present value with the loan's current carrying amount. The impairment allowances on individually significant accounts are reviewed at least quarterly and more regularly when circumstances require.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**1 – Basis of preparation and significant accounting policies****Collectively assessed loans and advances**

Impairment is assessed collectively to cover losses which have been incurred but have not yet been identified on loans subject to individual assessment or for homogeneous groups of loans that are not considered individually significant. Retail lending portfolios are generally assessed for impairment collectively as the portfolios are generally large homogeneous loan pools.

Incurred but not yet identified impairment

Individually assessed loans for which no evidence of impairment has been specifically identified on an individual basis are grouped together according to their credit risk characteristics for a collective impairment assessment. These credit risk characteristics may include country of origination, type of business involved, type of products offered, security obtained or other relevant factors. This assessment captures impairment losses that HSBC has incurred as a result of events occurring before the balance sheet date which HSBC is not able to identify on an individual loan basis, and that can be reliably estimated. When information becomes available which identifies losses on individual loans within a group, those loans are removed from the group and assessed individually.

The collective impairment allowance is determined after taking into account:

- historical loss experience in portfolios of similar credit risk characteristics (for example, by industry sector, loan grade or product);
- the estimated period between a loss occurring and the loss being identified and evidenced by the establishment of an appropriate allowance against the individual loan; and
- management's judgement as to whether current economic and credit conditions are such that the actual level of inherent losses at the balance sheet date is likely to be greater or less than that suggested by historical experience.

The period between a loss occurring and its identification is estimated by management for each identified portfolio based on economic and market conditions, customer behaviour, portfolio management information, credit management techniques and collection and recovery experiences in the market. As it is assessed empirically on a periodic basis, the estimated period may vary over time as these factors change.

Homogeneous groups of loans and advances

Statistical methods are used to determine collective impairment losses for homogeneous groups of loans not considered individually significant. The methods that are used to calculate collective allowances are:

- When appropriate empirical information is available, HSBC utilises roll-rate methodology, which employs statistical analyses of historical data and experience of delinquency and default to reliably estimate the amount of the loans that will eventually be written off as a result of the events occurring before the balance sheet date but which HSBC is not able to identify individually. Individual loans are grouped using ranges of past due days; statistical analysis is then used to estimate the likelihood that loans in each range will progress through the various stages of delinquency and become irrecoverable. Additionally, individual loans are segmented based on their credit characteristics as described above. In applying this methodology, adjustments are made to estimate the periods of time between a loss event occurring and its discovery, for example through a missed payment (known as the emergence period) and the period of time between discovery and write-off (known as the outcome period). Current economic conditions are also evaluated when calculating the appropriate level of allowance required to cover inherent loss. In certain highly-developed markets, sophisticated models also take into account behavioural and account management trends as revealed in, for example, bankruptcy and rescheduling statistics.
- When the portfolio size is small or when information is insufficient or not reliable enough to adopt a roll-rate methodology, HSBC adopts a basic formulaic approach based on historical loss rate experience, or a discounted cash flow model. Where a basic formulaic approach is undertaken, the period between a loss event occurring and its identification is explicitly estimated by local management, and is typically between six and twelve months.

The inherent loss within each portfolio is assessed on the basis of statistical models using historical data observations which are updated periodically to reflect recent portfolio and economic trends. When the most recent trends arising from changes in economic, regulatory or behavioural conditions are not fully reflected in the statistical models, they are taken into account by adjusting the impairment allowances derived from the statistical models to reflect these changes as at the balance sheet date.

Write-off of loans and advances

Loans (and the related impairment allowance accounts) are normally written off, either partially or in full, when there is no realistic prospect of recovery. Where loans are secured, this is generally after receipt of any proceeds from the realisation of security. In circumstances where the net realisable value of any collateral has been determined and there is no reasonable expectation of further recovery, write-off may be earlier.

Reversals of impairment

If the amount of an impairment loss decreases in a subsequent period, and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised, the excess is written back by reducing the loan impairment allowance account accordingly. The write-back is recognised in the income statement.

Assets acquired in exchange for loans

Non-financial assets acquired in exchange for loans as part of an orderly realisation are recorded as 'Assets held for sale' and reported in 'Other assets' if those assets are classified as held for sale. The asset acquired is recorded at the lower of its fair value less costs to sell and the carrying amount of the loan (net of impairment allowance) at the date of exchange. No depreciation is charged in respect of assets held for sale. Write-downs of the acquired asset to fair value less cost to sell and any reversals of previous write-downs are recognised in the income statement in 'Other operating income', together with any realised gains or losses on disposal.

Renegotiated loans

Loans subject to collective impairment assessment whose terms have been renegotiated are no longer considered past due, but are treated as up to date loans for measurement purposes once a minimum number of payments required have been received. Where collectively assessed loan portfolios include significant levels of renegotiated loans, these loans are segregated from other parts of the loan portfolio for the purposes of collective impairment assessment to reflect their risk profile. Loans subject to individual impairment assessment, whose terms have been renegotiated, are subject to ongoing review to determine whether they remain impaired. The carrying amounts of loans that have been classified as renegotiated retain this classification until maturity or derecognition.

A loan that is renegotiated is derecognised if the existing agreement is cancelled and a new agreement made on substantially different terms or if the terms of an existing agreement are modified such that the renegotiated loan is substantially a different financial instrument. Any new loans that arise following derecognition events will continue to be disclosed as renegotiated loans and are assessed for impairment as above.

Impairment of available-for-sale financial assets

Available-for-sale financial assets are assessed at each balance sheet date for objective evidence of impairment. If such evidence exists as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the financial asset (a 'loss event'), and that loss event has an impact which can be reliably measured on the estimated future cash flows of the financial asset, an impairment loss is recognised.

If the available-for-sale financial asset is impaired, the difference between its acquisition cost (net of any principal repayments and amortisation) and its current fair value, less any previous impairment loss recognised in the income statement, is recognised in the income statement.

Impairment losses are recognised in the income statement within 'Loan impairment charges and other credit risk provisions' for debt instruments and within 'Gains less losses from financial investments' for equities. The impairment methodologies for available-for-sale financial assets are set out as follows:

- **Available-for-sale debt securities.** In assessing objective evidence of impairment at the reporting date, HSBC considers all available evidence, including observable data or information about events specifically relating to the securities which may result in a shortfall in the recovery of future cash flows. Financial difficulties of the issuer, as well as other factors such as information about the issuers' liquidity, business and financial risk exposures, levels of and trends in default for similar financial assets, national and local economic trends and conditions, and the fair value of collateral and guarantees may be considered individually, or in combination, to determine if there is objective evidence of impairment.
In addition, the performance of underlying collateral and the extent and depth of market price declines is relevant when assessing objective evidence of impairment of available-for-sale ABSs. The primary indicators of potential impairment are considered to be adverse fair value movements and the disappearance of an active market for a security, while changes in credit ratings are of secondary importance.

- **Available-for-sale equity securities.** Objective evidence of impairment may include specific information about the issuer as detailed above, but may also include information about significant changes in technology, markets, economics or the law that provides evidence that the cost of the equity securities may not be recovered.

A significant or prolonged decline in the fair value of the equity below its cost is also objective evidence of impairment. In assessing whether it is significant, the decline in fair value is evaluated against the original cost of the asset at initial recognition. In assessing whether it is prolonged, the decline is evaluated against the continuous period in which the fair value of the asset has been below its original cost at initial recognition.

Once an impairment loss has been recognised, the subsequent accounting treatment for changes in the fair value of that asset depends on the type of asset:

- for an available-for-sale debt security, a subsequent decline in the fair value of the instrument is recognised in the income statement when there is objective evidence of impairment as a result of further decreases in the estimated future cash

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

1 – Significant accounting policies / 2 – Net income from financial instruments at FV / 3 – Net insurance premium income

flows of the financial asset. Where there is no further objective evidence of impairment, the decline in the fair value of the financial asset is recognised in other comprehensive income. If the fair value of a debt security increases in a subsequent period, and the increase can be objectively related to an event occurring after the impairment loss was recognised in the income statement, or the instrument is no longer impaired, the impairment loss is reversed through the income statement;

- for an available-for-sale equity security, all subsequent increases in the fair value of the instrument are treated as a revaluation and are recognised in other comprehensive income. Impairment losses recognised on the equity security are not reversed through the income statement. Subsequent decreases in the fair value of the available-for-sale equity security are recognised in the income statement to the extent that further cumulative impairment losses have been incurred.

(k) Non-trading reverse repurchase and repurchase agreements

When securities are sold subject to a commitment to repurchase them at a predetermined price ('repos'), they remain on the balance sheet and a liability is recorded in respect of the consideration received. Securities purchased under commitments to resell ('reverse repos') are not recognised on the balance sheet and an asset is recorded in respect of the initial consideration paid.

Non-trading repos and reverse repos are measured at amortised cost. The difference between the sale and repurchase price or between the purchase and resale price is treated as interest and recognised in net interest income over the life of the agreement.

(l) Operating income**Interest income and expense**

Interest income and expense for all financial instruments except for those classified as held for trading or designated at fair value (except for debt securities issued by HSBC and derivatives managed in conjunction with those debt securities) are recognised in 'Interest income' and 'Interest expense' in the income statement using the effective interest method. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts or payments through the expected life of the financial instrument or, where appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability.

Interest on impaired financial assets is recognised using the rate of interest used to discount the future cash flows for the purpose of measuring the impairment loss.

Non-interest income and expense

Fee income is earned from a diverse range of services provided by HSBC to its customers. Fee income is accounted for as follows:

- income earned on the execution of a significant act is recognised as revenue when the act is completed (for example, fees arising from negotiating or participating in the negotiation of a transaction for a third party, such as an arrangement for the acquisition of shares or other securities);
- income earned from the provision of services is recognised as revenue as the services are provided (for example, asset management, portfolio and other management advisory and service fees); and
- income which forms an integral part of the effective interest rate of a financial instrument is recognised as an adjustment to the effective interest rate (for example, certain loan commitment fees) and recorded in 'Interest income'.

Net trading income comprises all gains and losses from changes in the fair value of financial assets and financial liabilities held for trading, together with the related interest income, expense and dividends.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established. This is the ex-dividend date for listed equity securities, and usually the date when shareholders approve the dividend for unlisted equity securities.

The accounting policies for **net income/(expense) from financial instruments designated at fair value** and for **net insurance premium income** are disclosed in Note 2 and Note 3.

2 Net income from financial instruments designated at fair value

Accounting policy

Net income from financial instruments designated at fair value includes all gains and losses from changes in the fair value of financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss, including derivatives that are managed in conjunction with those financial assets and liabilities, and liabilities under investment contracts. Interest income, interest expense and dividend income in respect of those financial instruments are also included, except for interest arising from debt securities issued by HSBC and derivatives managed in conjunction with those debt securities, which is recognised in 'Interest expense'.

Net income from financial instruments designated at fair value

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Net income/(expense) arising on:			
– financial assets held to meet liabilities under insurance and investment contracts	531	2,300	3,170
– other financial assets designated at fair value	89	131	118
– derivatives managed in conjunction with other financial assets designated at fair value	13	(19)	(26)
	633	2,412	3,262
– liabilities to customers under investment contracts	34	(435)	(1,237)
– HSBC's long-term debt issued and related derivatives	863	508	(1,228)
– changes in own credit spread on long-term debt	1,002	417	(1,246)
– derivatives managed in conjunction with HSBC's issued debt securities	(1,997)	333	(3,743)
– other changes in fair value	1,858	(242)	3,761
– other financial liabilities designated at fair value	3	(23)	(39)
– derivatives managed in conjunction with other financial liabilities designated at fair value	(1)	11	10
	899	61	(2,494)
Year ended 31 December	1,532	2,473	768

HSBC Holdings

Net income/(expense) arising on HSBC Holdings long-term debt issued and related derivatives

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Net income/(expense) arising on:			
– changes in own credit spread on long-term debt	348	339	(695)
– derivatives managed in conjunction with HSBC Holdings issued debt securities	(927)	126	(1,558)
– other changes in fair value	855	(27)	1,213
Year ended 31 December	276	438	(1,040)

3 Net insurance premium income

Accounting policy

Premiums for life insurance contracts are accounted for when receivable, except in unit-linked insurance contracts where premiums are accounted for when liabilities are established.

Reinsurance premiums are accounted for in the same accounting period as the premiums for the direct insurance contracts to which they relate.

Net insurance premium income

	Non-linked insurance ¹ \$m	Linked life insurance \$m	Investment contracts with DPS ² \$m	Total \$m
Gross insurance premium income	7,506	1,409	2,097	11,012
Reinsurers' share of gross insurance premium income	(648)	(9)	–	(657)
Year ended 31 December 2015	6,858	1,400	2,097	10,355

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**4 – Net insurance claims / 5 – Operating profit / 6 – Employee compensation and benefits***Net insurance premium income (continued)*

	Non-linked insurance ¹ \$m	Linked life insurance \$m	Investment contracts with DPF ² \$m	Total \$m
Gross insurance premium income	7,705	2,195	2,470	12,370
Reinsurers' share of gross insurance premium income	(441)	(8)	–	(449)
Year ended 31 December 2014	7,264	2,187	2,470	11,921
Gross insurance premium income	7,002	3,012	2,384	12,398
Reinsurers' share of gross insurance premium income	(450)	(8)	–	(458)
Year ended 31 December 2013	6,552	3,004	2,384	11,940

1 Includes non-life insurance.

2 Discretionary participation features.

4 Net insurance claims and benefits paid and movement in liabilities to policyholders*Accounting policy*

Gross insurance claims for life insurance contracts reflect the total cost of claims arising during the year, including claim handling costs and any policyholder bonuses allocated in anticipation of a bonus declaration.

Maturity claims are recognised when due for payment. Surrenders are recognised when paid or at an earlier date on which, following notification, the policy ceases to be included within the calculation of the related insurance liabilities. Death claims are recognised when notified.

Reinsurance recoveries are accounted for in the same period as the related claim.

Net insurance claims and benefits paid and movement in liabilities to policyholders

	Non-linked insurance ¹ \$m	Linked life insurance \$m	Investment contracts with DPF ² \$m	Total \$m
Gross claims and benefits paid and movement in liabilities	7,746	1,398	2,728	11,872
– claims, benefits and surrenders paid	3,200	1,869	2,101	7,170
– movement in liabilities	4,546	(471)	627	4,702
Reinsurers' share of claims and benefits paid and movement in liabilities	(575)	(5)	–	(580)
– claims, benefits and surrenders paid	(153)	(64)	–	(217)
– movement in liabilities	(422)	59	–	(363)
Year ended 31 December 2015	7,171	1,393	2,728	11,292
Gross claims and benefits paid and movement in liabilities	7,770	2,765	3,188	13,723
– claims, benefits and surrenders paid	3,575	1,499	2,215	7,289
– movement in liabilities	4,195	1,266	973	6,434
Reinsurers' share of claims and benefits paid and movement in liabilities	(411)	33	–	(378)
– claims, benefits and surrenders paid	(176)	(88)	–	(264)
– movement in liabilities	(235)	121	–	(114)
Year ended 31 December 2014	7,359	2,798	3,188	13,345
Gross claims and benefits paid and movement in liabilities	6,892	3,379	3,677	13,948
– claims, benefits and surrenders paid	3,014	1,976	2,308	7,298
– movement in liabilities	3,878	1,403	1,369	6,650
Reinsurers' share of claims and benefits paid and movement in liabilities	(367)	111	–	(256)
– claims, benefits and surrenders paid	(164)	(426)	–	(590)
– movement in liabilities	(203)	537	–	334
Year ended 31 December 2013	6,525	3,490	3,677	13,692

1 Includes non-life insurance.

2 Discretionary participation features.

5 Operating profit

Operating profit is stated after the following items of income, expense, gains and losses, and loan impairment charges and other credit risk provisions:

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Income			
Interest recognised on impaired financial assets	934	1,137	1,261
Fees earned on financial assets or liabilities not held for trading nor designated at fair value, other than fees included in effective interest rate calculations on these types of assets and liabilities	8,736	9,438	9,799
Fees earned on trust and other fiduciary activities where HSBC holds or invests assets on behalf of its customers	3,052	3,253	3,176
Income from listed investments	5,760	6,726	5,432
Income from unlisted investments	5,581	5,874	6,860
Expense			
Interest on financial instruments, excluding interest on financial liabilities held for trading or designated at fair value	(13,680)	(15,322)	(14,610)
Fees payable on financial assets or liabilities not held for trading nor designated at fair value, other than fees included in effective interest rate calculations on these types of assets and liabilities	(1,251)	(1,427)	(1,396)
Fees payable relating to trust and other fiduciary activities where HSBC holds or invests assets on behalf of its customers	(166)	(185)	(171)
Payments under lease and sublease agreements	(1,190)	(1,548)	(1,425)
– minimum lease payments	(1,058)	(1,199)	(1,068)
– contingent rents and sublease payments	(132)	(349)	(357)
UK bank levy	(1,421)	(1,066)	(916)
Restructuring provisions	(430)	(147)	(179)
Gains/(losses)			
Impairment of available-for-sale equity securities	(111)	(373)	(175)
Gains/(losses) recognised on assets held for sale	(244)	220	(729)
Gains on the partial sale of shareholding in Industrial Bank	1,372	–	–
Gains/(losses) arising from dilution of interest in Industrial Bank and other associates and joint ventures	–	(32)	1,051
Gains on disposal of HSBC Bank (Panama) S.A.	–	–	1,107
Loan impairment charges and other credit risk provisions	(3,721)	(3,851)	(5,849)
– net impairment charge on loans and advances	(3,592)	(4,055)	(6,048)
– release of available-for-sale debt securities	17	319	211
– impairment in respect of other credit risk provisions	(146)	(115)	(122)

6 Employee compensation and benefits

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Wages and salaries	17,245	17,477	16,829
Social security costs	1,600	1,666	1,594
Post-employment benefits	1,055	1,223	723
Year ended 31 December	19,900	20,366	19,196

Average number of persons employed by HSBC during the year

	2015	2014	2013
Europe	73,868	74,024	75,334
Asia	121,438	116,492	114,216
Middle East and North Africa	9,007	8,616	9,181
North America	21,506	21,983	22,568
Latin America	42,614	43,652	47,496
Year ended 31 December	268,433	264,767	268,795

Notes on the Financial Statements (continued)

6 – Employee compensation and benefits

Reconciliation of total incentive awards granted to incentive awards in employee compensation and benefits

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Total incentive awards approved and granted for the current year ¹	3,462	3,660	3,920
Less: deferred bonuses awarded for the current year, expected to be recognised in future periods	(387)	(359)	(436)
Total incentives awarded and recognised in the current year	3,075	3,301	3,484
Current year charges for deferred bonuses from previous years	483	425	427
Other	(40)	(114)	(164)
Total incentive awards for the current year included in employee compensation and benefits	3,518	3,612	3,747

1 This represents the amount of the Group variable pay pool that has been approved and granted. The total amount of Group variable pay pool approved by the Group Remuneration Committee is disclosed in the Directors' Remuneration Report on page 304.

Income statement charge: deferred bonuses

	Current year bonus pool \$m	Prior year bonus pools \$m	Total \$m
2015			
Change recognised in 2015	253	483	736
– deferred share awards	186	382	568
– deferred cash awards	67	101	168
Change expected to be recognised in 2016 or later	387	346	733
– deferred share awards	260	279	539
– deferred cash awards	127	67	194
2014			
Change recognised in 2014	245	425	670
– deferred share awards	147	373	520
– deferred cash awards	98	52	150
Change expected to be recognised in 2015 or later	359	381	740
– deferred share awards	250	334	584
– deferred cash awards	109	47	156
2013			
Change recognised in 2013	269	427	696
– deferred share awards	188	354	542
– deferred cash awards	81	73	154
Change expected to be recognised in 2014 or later	436	306	742
– deferred share awards	356	259	615
– deferred cash awards	80	47	127

Share-based payments

Accounting policy

HSBC enters into both equity-settled and cash-settled share-based payment arrangements with its employees as compensation for services provided by employees. The cost of equity-settled share-based payment arrangements with employees is measured by reference to the fair value of equity instruments on the date they are granted and recognised as an expense on a straight-line basis over the vesting period, with a corresponding credit to 'Retained earnings'.

For cash-settled share-based payment arrangements, the services acquired and liability incurred are measured at the fair value of the liability and recognised as the employees render service. Until settlement, the fair value of the liability is re-measured, with changes in fair value recognised in the income statement.

Fair value is determined by using appropriate valuation models. Vesting conditions include service conditions and performance conditions; any other features of the arrangement are non-vesting conditions. Market performance conditions and non-vesting conditions are taken into account when estimating the fair value of the award at the date of grant. Vesting conditions other than market performance conditions are not taken into account in the initial estimate of the fair value at the grant date. They are taken into account by adjusting the number of equity instruments included in the measurement of the transaction.

A cancellation that occurs during the vesting period is treated as an acceleration of vesting and is recognised immediately for the amount that would otherwise have been recognised for services over the vesting period.

Where HSBC Holdings enters into share-based payment arrangements involving employees of subsidiaries for which the subsidiaries are re-charged, the difference between the cost of the share-based payment arrangement and the fair value of the equity instruments expected to be issued to satisfy those arrangements is recognised as an adjustment to 'Investment in subsidiaries' over the vesting period.

'Wages and salaries' include the effect of share-based payments arrangements, of which \$757m were equity settled (2014: \$732m; 2013: \$630m), as follows:

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Restricted share awards	748	738	599
Savings-related and other share award option plans	43	36	63
Year ended 31 December	791	774	662

HSBC share awards

Award	Policy	Purpose
Restricted share awards (including annual incentive awards delivered in shares) and GPSP	- An assessment of performance over the relevant period ending on 31 December is used to determine the amount of the award to be granted. - Deferred awards generally require employees to remain in employment over the vesting period and are not subject to performance conditions after the grant date. - Deferred share awards generally vest over a period of three years and GPSP awards vest after five years. - Vested shares may be subject to a retention requirement (restriction) post-vesting. GPSP awards are retained until cessation of employment. - Awards granted from 2010 onwards are subject to a malus provision prior to vesting. - Awards granted to Material Risk Takers from 2015 onwards are subject to clawback post vesting.	- To drive and reward performance consistent with strategy and align to shareholder interests. - Deferral provides an incentive for a longer-term commitment and the ability to apply malus.
International Employee Share Purchase Plan ('ShareMatch')	- The plan was first introduced in Hong Kong in 2013 and now includes employees based in 25 jurisdictions. - Shares are purchased in the market each quarter up to a maximum value of £750, or the equivalent in local currency. - Matching awards are added at a ratio of one free share for every three purchased. - Matching awards vest subject to continued employment and the retention of the purchased shares for a maximum period of two years and nine months.	To align the interests of employees with the creation of shareholder value.

Movement on HSBC share awards

	2015 Number (000s)	2014 Number (000s)
Restricted share awards outstanding at 1 January	116,483	116,932
Additions during the year	80,749	82,871
Released in the year	(75,235)	(78,224)
Forfeited in the year	(3,332)	(5,096)
Restricted share awards outstanding at 31 December	118,665	116,483
Weighted average fair value of awards granted (\$)	9.67	10.18

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

6 – Employee compensation and benefits

HSBC share option plans

Main plans	Policy	Purpose
Savings-related share option plans ('Sharesave')	- Two plans: the UK Plan and the International Plan. The last grant of options under the International Plan was in 2012. - From 2014, eligible employees can save up to £500 per month with the option to use the savings to acquire shares. - Exercisable within six months following either the third or fifth anniversaries of the commencement of a three-year or five-year contract, respectively. - The exercise price is set at a 20% (2014: 20%) discount to the market value immediately preceding the date of invitation.	To align the interests of employees with the creation of shareholder value.
HSBC Holdings Group share option plan	- Plan ceased in May 2005. - Exercisable between the third and tenth anniversaries of the date of grant.	Long-term incentive plan between 2000 and 2005 during which certain HSBC employees were awarded share options.

Calculation of fair values

The fair values of share options are calculated using a Black-Scholes model. The fair value of a share award is based on the share price at the date of the grant.

Movement on HSBC share option plans

	Savings-related share option plans		HSBC Holdings Group share option plan	
	Number (000s)	WAEP ¹ £	Number (000s)	WAEP ¹ £
Outstanding at 1 January 2015	66,366	4.89	6,374	7.29
Granted during the year ²	52,629	4.05	–	–
Exercised during the year ³	(21,120)	4.45	–	–
Expired during the year	(23,100)	5.11	(6,374)	7.29
Outstanding at 31 December 2015	74,775	4.36	–	–
Weighted average remaining contractual life (years)	3.92		–	
Outstanding at 1 January 2014	93,760	4.04	55,026	7.23
Granted during the year ²	28,689	5.19	–	–
Exercised during the year ³	(50,393)	3.48	(1)	7.22
Expired during the year	(5,690)	4.81	(48,651)	7.22
Outstanding at 31 December 2014	66,366	4.89	6,374	7.29
Weighted average remaining contractual life (years)	2.66		0.30	

1 Weighted average exercise price.

2 The weighted average fair value of options granted during the year was \$1.09 (2014: \$1.90).

3 The weighted average share price at the date the options were exercised was \$8.50 (2014: \$9.91) and \$0 (2014: \$9.49) for the savings-related share option plans and HSBC Holdings Group share option plan, respectively.

Post-employment benefit plans

Accounting policy

HSBC operates a number of pension and other post-employment benefit plans throughout the world. These plans include both defined benefit and defined contribution plans and various other post-employment benefits such as post-employment healthcare.

Payments to defined contribution plans and state-managed retirement benefit plans, where HSBC's obligations under the plans are equivalent to a defined contribution plan, are charged as an expense as the employees render service.

The defined benefit pension costs and the present value of defined benefit obligations are calculated at the reporting date by the schemes' actuaries using the projected unit credit method. The net charge to the income statement mainly comprises the service cost and the net interest on the net defined benefit asset or liability and is presented in operating expenses.

The past service cost, which is charged immediately to the income statement, is the change in the present value of the defined benefit obligation for employee service in prior periods resulting from a plan amendment (the introduction or withdrawal of, or changes to, a defined benefit plan) or curtailment (a significant reduction by the entity in the number of employees covered by a plan). A settlement is a transaction that eliminates all further legal and constructive obligations for part or all of the benefits provided under a defined benefit plan, other than a payment of benefits to, or on behalf of, employees that is set out in the terms of the plan and included in the actuarial assumptions.

Re-measurements of the net defined benefit asset or liability, which comprise actuarial gains and losses, return on plan assets (excluding interest) and the effect of the asset ceiling (if any, excluding interest), are recognised immediately in other comprehensive income.

Actuarial gains and losses comprise experience adjustments (the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred), as well as the effects of changes in actuarial assumptions.

The net defined benefit asset or liability represents the present value of defined benefit obligations reduced by the fair value of plan assets. Any net defined benefit surplus is limited to the present value of available refunds and reductions in future contributions to the plan.

The cost of obligations arising from other post-employment defined benefit plans, such as defined benefit health care plans, are accounted for on the same basis as defined benefit pension plans.

The Group operates a number of pension plans throughout the world. Some are defined benefit plans, of which the largest is the HSBC Bank (UK) Pension Scheme ('the principal plan'). The Pension Risk section on page 189 and the Appendix to Risk on page 225 contain details about the characteristics, risks and amount, timing and uncertainty of future cash flows and policies and practices associated with the principal plan.

Income statement charge

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Defined benefit pension plans	256	469	54
Defined contribution pension plans	793	687	597
Pension plans	1,049	1,156	651
Defined benefit and contribution healthcare plans	6	67	72
Year ended 31 December	1,055	1,223	723

Net assets/(liabilities) recognised on the balance sheet in respect of defined benefit plans

	Fair value of plan assets \$m	Present value of defined benefit obligations \$m	Effect of limit on plan surpluses \$m	Total \$m
Defined benefit pension plans	41,424	(38,326)	(14)	3,084
Defined benefit healthcare plans	141	(762)	–	(621)
At 31 December 2015	41,565	(39,088)	(14)	2,463
Total employee benefit liabilities (within 'Accruals, deferred income and other liabilities')				(2,809)
Total employee benefit assets (within 'Prepayments, accrued income and other assets')				5,272
Defined benefit pension plans	44,824	(42,062)	(17)	2,745
Defined benefit healthcare plans	179	(1,104)	–	(925)
At 31 December 2014	45,003	(43,166)	(17)	1,820
Total employee benefit liabilities (within 'Accruals, deferred income and other liabilities')				(3,208)
Total employee benefit assets (within 'Prepayments, accrued income and other assets')				5,028

Cumulative actuarial gains/(losses) recognised in other comprehensive income

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
At 1 January	(2,026)	(4,445)	(3,844)
HSBC Bank (UK) Pension Scheme	121	2,764	(1,524)
Other plans	(55)	(274)	796
Healthcare plans	94	(88)	143
Change in the effect of limit on plan surpluses	(30)	17	(16)
Total actuarial gains/(losses) recognised in other comprehensive income	130	2,419	(601)
At 31 December	(1,896)	(2,026)	(4,445)

HSBC pension plans

	2015 %	2014 %	2013 %
Percentage of HSBC employees:			
– enrolled in defined contribution plans	66	66	64
– enrolled in defined benefit plans	22	22	23
– covered by HSBC pension plans	88	88	87

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

6 – Employee compensation and benefits

Defined benefit pension plans

Net asset/(liability) under defined benefit pension plans

	Fair value of plan assets		Present value of defined benefit obligations		Effect of the asset ceiling		Net defined benefit asset/(liability)	
	The principal plan \$m	Other plans \$m	The principal plan \$m	Other plans \$m	The principal plan \$m	Other plans \$m	The principal plan \$m	Other plans \$m
At 1 January 2015	35,244	9,580	(30,480)	(11,582)	–	(17)	4,764	(2,019)
Current service cost	–	–	(129)	(268)	–	–	(129)	(268)
Past service cost and gains/(losses) from settlements	–	(3)	(53)	71	–	–	(53)	68
Service cost	–	(3)	(182)	(197)	–	–	(182)	(200)
Net interest income/(cost) on the net defined benefit asset/(liability)	1,265	322	(1,088)	(371)	–	(2)	177	(51)
Re-measurement effects recognised in other comprehensive income	(1,521)	(394)	1,642	339	–	(30)	121	(85)
– return on plan assets (excluding interest income)	(1,521)	(394)	–	–	–	–	(1,521)	(394)
– actuarial gains/(losses)	–	–	1,392	339	–	(30)	1,392	309
– other changes	–	–	250	–	–	–	250	–
Exchange differences	(1,704)	(458)	1,443	529	–	35	(261)	106
Contributions by HSBC	376	279	–	–	–	–	376	279
– normal	159	227	–	–	–	–	159	227
– special	217	52	–	–	–	–	217	52
Contributions by employees	17	35	(17)	(35)	–	–	–	–
Benefits paid	(970)	(590)	970	649	–	–	–	59
Administrative costs and taxes paid by plan	(37)	(17)	37	17	–	–	–	–
At 31 December 2015	32,670	8,754	(27,675)	(10,651)	–	(14)	4,995	(1,911)
Present value of defined benefit obligation relating to:								
– actives			(6,310)	(5,350)				
– deferreds			(7,919)	(2,239)				
– pensioners			(13,446)	(3,062)				
At 1 January 2014	31,665	8,957	(29,629)	(10,838)	–	(30)	2,036	(1,911)
Current service cost	–	–	(228)	(257)	–	–	(228)	(257)
Past service cost and gains/(losses) from settlements	–	(5)	(26)	11	–	–	(26)	6
Service cost	–	(5)	(254)	(246)	–	–	(254)	(251)
Net interest income/(cost) on the net defined benefit asset/(liability)	1,386	370	(1,291)	(425)	–	(4)	95	(59)
Re-measurement effects recognised in other comprehensive income	4,864	845	(2,100)	(1,034)	–	17	2,764	(172)
– return on plan assets (excluding interest income)	4,864	845	–	–	–	–	4,864	845
– actuarial losses	–	–	(2,317)	(987)	–	–	(2,317)	(987)
– other changes	–	–	217	(47)	–	17	217	(30)
Exchange differences	(2,112)	(316)	1,838	357	–	–	(274)	41
Contributions by HSBC	397	278	–	–	–	–	397	278
– normal	265	239	–	–	–	–	265	239
– special	132	39	–	–	–	–	132	39
Contributions by employees	38	17	(38)	(17)	–	–	–	–
Benefits paid	(954)	(543)	954	598	–	–	–	55
Administrative costs and taxes paid by plan	(40)	(23)	40	23	–	–	–	–
At 31 December 2014	35,244	9,580	(30,480)	(11,582)	–	(17)	4,764	(2,019)
Present value of defined benefit obligation relating to:								
– actives			(9,782)	(5,605)				
– deferreds			(8,799)	(2,498)				
– pensioners			(11,899)	(3,479)				

HSBC expects to make \$458m of contributions to defined benefit pension plans during 2016. Benefits expected to be paid from the plans to retirees over each of the next five years, and in aggregate for the five years thereafter, are as follows:

Benefits expected to be paid from plans

	2016 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2020 \$m	2021-2025 \$m
The principal plan ¹	1,006	1,040	1,075	1,109	1,204	6,425
Other plans ¹	482	466	476	511	580	2,692

¹ The duration of the defined benefit obligation is 17.0 years for the principal plan under the disclosure assumptions adopted (2014: 19.8 years) and 13.9 years for all other plans combined (2014: 14.2 years).

Fair value of plan assets by asset classes

	31 December 2015				31 December 2014			
	Value \$m	Quoted market price in active market \$m	No quoted market price in active market \$m	Thereof HSBC ¹ \$m	Value \$m	Quoted market price in active market \$m	No quoted market price in active market \$m	Thereof HSBC ¹ \$m
The principal plan								
Fair value of plan assets	32,670	29,370	3,300	513	35,244	31,355	3,889	930
– equities	5,730	4,990	740	–	5,502	4,557	945	–
– bonds	22,704	22,704	–	–	22,965	22,965	–	–
– derivatives	1,011	–	1,011	513	1,369	52	1,317	930
– other	3,225	1,676	1,549	–	5,408	3,781	1,627	–
Other plans								
Fair value of plan assets	8,754	7,882	872	148	9,580	6,390	3,190	(13)
– equities	2,434	1,900	534	1	2,534	1,778	756	11
– bonds	5,719	5,458	261	2	6,376	4,109	2,267	7
– derivatives	7	–	7	1	(100)	(8)	(92)	(107)
– other	594	524	70	144	770	511	259	76

¹ The fair value of plan assets includes derivatives entered into with HSBC Bank plc as detailed in Note 41.

Post-employment defined benefit plans' principal actuarial financial assumptions

HSBC determines the discount rates to be applied to its obligations in consultation with the plans' local actuaries, on the basis of current average yields of high quality (AA-rated or equivalent) debt instruments with maturities consistent with those of the defined benefit obligations.

Key actuarial assumptions for the principal plan

	Discount rate %	Inflation rate %	Rate of increase for pensions %	Rate of pay increase %	Interest credit rate %
UK					
At 31 December 2015	3.70	3.20	3.00	3.70	n/a
At 31 December 2014	3.70	3.20	3.00	3.70	n/a
At 31 December 2013	4.45	3.60	3.30	4.10	n/a

Mortality tables and average life expectancy at age 65 for the principal plan

	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a male member currently:		Life expectancy at age 65 for a female member currently:	
		Aged 65	Aged 45	Aged 65	Aged 45
UK					
At 31 December 2015	SAPS S1 ¹	23.6	25.0	24.9	26.7
At 31 December 2014	SAPS S1 ¹	23.6	25.2	25.0	26.9

¹ Self-administered Pension Scheme ("SAPS") Light Table with a multiplier of 1.01 for male pensioners and 1.02 for female pensioners. Improvements are projected in accordance with Continuous Mortality Investigation ("CMI") core projection model 2015 (2014: CMI 2014) with a long-term rate of improvement of 1.25% pa.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

6 – Employee compensation and benefits / 7 – Auditors' remuneration / 8 – Tax

Actuarial assumption sensitivities

The effect of changes in key assumptions on the principal plan

	HSBC Bank (UK) Pension Scheme	
	2015 \$m	2014 \$m
Discount rate		
Change in pension obligation at year-end from a 25bps increase	(1,107)	(1,420)
Change in pension obligation at year-end from a 25bps decrease	1,180	1,523
Change in 2016 pension cost from a 25bps increase	(58)	(75)
Change in 2016 pension cost from a 25bps decrease	55	73
Rate of inflation		
Change in pension obligation at year-end from a 25bps increase	747	1,026
Change in pension obligation at year-end from a 25bps decrease	(855)	(1,184)
Change in 2016 pension cost from a 25bps increase	28	44
Change in 2016 pension cost from a 25bps decrease	(31)	(48)
Rate of increase for pensions in payment and deferred pensions		
Change in pension obligation at year-end from a 25bps increase	990	1,188
Change in pension obligation at year-end from a 25bps decrease	(937)	(1,127)
Change in 2016 pension cost from a 25bps increase	37	50
Change in 2016 pension cost from a 25bps decrease	(34)	(45)
Rate of pay increase		
Change in pension obligation at year-end from a 25bps increase	119	237
Change in pension obligation at year-end from a 25bps decrease	(119)	(232)
Change in 2016 pension cost from a 25bps increase	4	12
Change in 2016 pension cost from a 25bps decrease	(4)	(11)
Mortality		
Change in pension obligation from each additional year of longevity assumed	670	768

HSBC Holdings

Employee compensation and benefit expense in respect of HSBC Holdings' employees in 2015 amounted to \$908m (2014: \$681m). The average number of persons employed during 2015 was 2,656 (2014: 2,070). Employees who are members of defined benefit pension plans are principally members of either the HSBC Bank (UK) Pension Scheme or the HSBC International Staff Retirement Benefits Scheme. HSBC Holdings pays contributions to such plans for its own employees in accordance with the schedules of contributions determined by the trustees of the plans and recognises these contributions as an expense as they fall due. During 2015, most employees were transferred to the ServCo group (see page 242). Their remuneration and numbers have been included in the narrative above as they have been seconded back to HSBC Holdings on an interim basis.

Directors' emoluments

Details of directors' emoluments, pensions and their interests are disclosed in the Director' Remuneration Report on page 318.

7 Auditors' remuneration

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Audit fees payable to PwC/KPMG ¹	62.0	40.6	43.4
Other audit fees payable	1.2	1.2	1.1
Year ended 31 December	63.2	41.8	44.5

1 PwC became the Group's principal auditor in 2015. KPMG was the principal auditor during 2014.

The following fees were payable by HSBC to the Group's principal auditor:

Fees payable by HSBC to PwC/KPMG¹

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Fees for HSBC Holdings' statutory audit²	13.1	13.4	12.9
– relating to current year	13.1	13.4	12.6
– relating to prior year	–	–	0.3
Fees for other services provided to HSBC	85.1	62.5	67.5
Audit of HSBC's subsidiaries ³	48.9	27.2	30.5
Audit-related assurance services ⁴	16.6	22.6	27.4
Taxation-related services:			
– taxation compliance services	1.0	1.5	1.3
– taxation advisory services	0.9	0.8	1.3
Other assurance services ⁵	2.8	0.7	0.5
Other non-audit services ⁶	14.9	9.7	6.5
Year ended 31 December	98.2	75.9	80.4

1 PwC became the Group's principal auditor in 2015. KPMG was the principal auditor during 2014.

- 2 Fees payable to KPMG and PwC for the statutory audit of the consolidated financial statements of HSBC and the separate financial statements of HSBC Holdings. They include amounts payable for services relating to the consolidation returns of HSBC Holdings' subsidiaries which are clearly identifiable as being in support of the Group audit opinion. Excluded from fees are those payable to KPMG related to the transition of the audit to PwC of \$1.2m.
- 3 Fees payable for the statutory audit of the financial statements of HSBC's subsidiaries, including the 2015 changes in scope and additional procedures performed due to the technology systems and data access controls matter as described on page 328.
- 4 Including services for assurance and other services that relate to statutory and regulatory filings, including comfort letters and interim reviews.
- 5 Including other permitted services relating to advisory, corporate finance transactions, etc.

No fees were payable by HSBC to PwC or KPMG as principal auditor for the following types of services: internal audit services and services related to litigation, recruitment and remuneration.

Fees payable by HSBC's associated pension schemes to PwC/KPMG¹

	2015 \$000	2014 \$000	2013 \$000
Audit of HSBC's associated pension schemes	352	322	379
Audit related assurance services	5	5	5
Year ended 31 December	357	327	384

1 PwC became the Group's principal auditor in 2015. KPMG was the principal auditor during 2014.

No fees were payable by HSBC's associated pension schemes to PwC or KPMG as principal auditor for the following types of services: audit-related assurance services, internal audit services, other assurance services, services related to corporate finance transactions, valuation and actuarial services, litigation, recruitment and remuneration, and information technology.

In addition to the above, the estimated fees paid to PwC by third parties other than HSBC amount to \$2.4m (KPMG 2014: \$3.6m; KPMG 2013: \$5.3m). In these cases, HSBC is connected with the contracting party and may therefore be involved in appointing PwC. These fees arise from services such as auditing mutual funds managed by HSBC and reviewing the financial position of corporate concerns which borrow from HSBC.

Fees payable for non-audit services for HSBC Holdings are not disclosed separately because such fees are disclosed on a consolidated basis for the HSBC Group.

8 Tax

Accounting policy

Income tax comprises current tax and deferred tax. Income tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case it is recognised in the same statement in which the related item appears.

Current tax is the tax expected to be payable on the taxable profit for the year, calculated using tax rates enacted or substantively enacted by the balance sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years. HSBC provides for potential current tax liabilities that may arise on the basis of the amounts expected to be paid to the tax authorities. Current tax assets and liabilities are offset when HSBC intends to settle on a net basis and the legal right to offset exists.

Deferred tax is recognised on temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the balance sheet and the amounts attributed to such assets and liabilities for tax purposes. Deferred tax liabilities are generally recognised for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilised.

Deferred tax is calculated using the tax rates expected to apply in the periods in which the assets will be realised or the liabilities settled, based on tax rates and laws enacted, or substantively enacted, by the balance sheet date. Deferred tax assets and liabilities are offset when they arise in the same tax reporting group and relate to income taxes levied by the same taxation authority, and when HSBC has a legal right to offset.

Deferred tax relating to actuarial gains and losses on post-employment benefits is recognised in other comprehensive income. Deferred tax relating to share-based payment transactions is recognised directly in equity to the extent that the amount of the estimated future tax deduction exceeds the amount of the related cumulative remuneration expense. Deferred tax relating to fair value re-measurements of available-for-sale investments and cash flow hedging instruments is charged or credited directly to other comprehensive income and is subsequently recognised in the income statement when the deferred fair value gain or loss is recognised in the income statement.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

8 – Tax / 9 – Dividends

Critical accounting estimates and judgements

Deferred tax assets

The recognition of a deferred tax asset relies on an assessment of the probability and sufficiency of future taxable profits, future reversals of existing taxable temporary differences and ongoing tax planning strategies. In the absence of a history of taxable profits, the most significant judgements relate to expected future profitability and to the applicability of tax planning strategies, including corporate reorganisations. In previous years the US deferred tax recognition relied on capital support from HSBC Holdings plc due to significant losses in the past. The US has been profitable in recent years and the improved performance is expected to continue, so the US deferred tax recognition is now based on projections of future business profits.

Tax expense

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Current tax			
– for this year	3,882	4,477	4,050
– adjustments in respect of prior years	(85)	(527)	(109)
	3,797	3,950	3,941
Deferred tax			
– origination and reversal of temporary differences	(26)	25	824
– effect of changes in tax rates	(153)	(477)	739
– adjustments in respect of prior years	110	83	93
	17	419	(8)
Year ended 31 December	3,771	3,975	4,765

1. Current tax included Hong Kong profits tax of \$1,294m (2014: \$1,135m; 2013: \$1,133m). The Hong Kong tax rate applying to the profits of subsidiaries assessable in Hong Kong was 16.5% (2014: 16.5%; 2013: 16.5%). Other overseas subsidiaries and overseas branches provided for taxation at the appropriate rates in the countries in which they operated.

Tax reconciliation

The tax charged to the income statement differs from the tax charge that would apply if all profits had been taxed at the UK corporation tax rate as follows:

	2015		2014		2013	
	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Profit before tax	18,867		18,680		22,565	
Tax expense						
Tax at 20.25% (2014: 21.5%; 2013: 23.25%)	3,821	20.25	4,016	21.5	5,246	23.25
Effect of differently taxed overseas profits	71	0.4	33	0.2	(177)	(0.8)
Adjustments in respect of prior period liabilities	(68)	(0.4)	(108)	(0.6)	(117)	(0.5)
Deferred tax temporary differences not recognised/ (previously not recognised)	(205)	(1.1)	(154)	(0.8)	332	1.5
Effect of profits in associates and joint ventures	(508)	(2.7)	(547)	(2.9)	(543)	(2.4)
Tax effect of disposal of Ping An	–	–	–	–	(111)	(0.5)
Tax effect of reclassification of Industrial Bank	–	–	–	–	(317)	(1.4)
Non-taxable income and gains	(728)	(3.9)	(668)	(3.5)	(871)	(3.9)
Permanent disallowables	978	5.2	969	5.1	647	2.9
Change in tax rates	110	0.6	22	0.1	93	0.4
Local taxes and overseas withholding taxes	416	2.2	434	2.3	551	2.4
Other items	(116)	(0.6)	(22)	(0.1)	32	0.1
Year ended 31 December	3,771	20.0	3,975	21.3	4,765	21.1

The Group's profits are taxed at different rates depending on the country in which the profits arise. The key applicable tax rates include Hong Kong (16.5%), USA (35%) and UK (20.25%). If the Group's profits were taxed at the statutory rates of the countries in which the profits arise then the tax rate for the year would have been 20.65%. The effective tax rate for the year was 20.0% (2014: 21.3%) and is in line with expectations. We expect the effective tax rate to increase due to the introduction of the 8% surcharge on UK banking profits in 2016.

Accounting for taxes involves some estimation because the tax law is uncertain and the application requires a degree of judgement, which authorities may dispute. Liabilities are recognised based on best estimates of the probable outcome, taking into account external advice where appropriate. We do not expect significant liabilities to arise in excess of the amounts provided. HSBC only recognises current and deferred tax assets where recovery is probable.

Movement of deferred tax assets and liabilities

	Loan impairment provisions \$m	Unused tax losses and tax credits \$m	Derivatives, FVOD ¹ and other investments \$m	Insurance business \$m	Expense provisions \$m	Other \$m	Total \$m
Assets	2,264	1,332	1,764	–	1,244	836	7,440
Liabilities	–	–	(233)	(861)	–	(759)	(1,853)
At 1 January 2015	2,264	1,332	1,531	(861)	1,244	77	5,587
Income statement	45	379	(557)	(143)	418	(116)	26
Other comprehensive income	–	–	22	–	156	321	499
Equity	–	–	–	–	–	4	4
Reclassification to Assets Held for Sale	(673)	(186)	76	87	(386)	(136)	(1,218)
Foreign exchange and other adjustments	(285)	(137)	98	(139)	(161)	17	(607)
At 31 December 2015	1,351	1,388	1,170	(1,056)	1,271	167	4,291
Assets	1,351	1,388	1,400	–	1,271	1,050	6,460 ²
Liabilities	–	–	(230)	(1,056)	–	(883)	(2,169) ²
At 1 January 2014	2,837	978	1,383	–	1,398	1,748	8,344
Income statement	(408)	396	361	(76)	(86)	(212)	(25)
Other comprehensive income	–	–	(12)	–	–	(680)	(692)
Equity	–	–	–	–	–	(20)	(20)
Foreign exchange and other adjustments	(165)	(42)	12	55	(68)	(14)	(222)
At 31 December 2014	2,264	1,332	1,531	(861)	1,244	77	5,587
Assets	2,264	1,332	1,764	–	1,244	836	7,440 ³
Liabilities	–	–	(233)	(861)	–	(759)	(1,853) ³

1 Fair value of own debt.

2 After netting off balances within countries, the balances as disclosed in the accounts are as follows: deferred tax assets \$6,051m (2014: \$7,111m); and deferred tax liabilities \$1,760m (2014: \$1,524m).

The net deferred tax asset of \$4.3bn (2014: \$5.6bn) includes \$4.5bn (2014: \$4.1bn) deferred tax assets relating to the US. In applying judgement in recognising deferred tax assets, management has critically assessed all available information, including future business profit projections and the track record of meeting forecasts. On the basis of this assessment, management expects substantially all the US deferred tax assets to be utilised by 2021. The fall in net deferred tax assets since 31 December 2014 is mainly attributable to the reclassification of \$1.2bn Brazilian net deferred tax balances to assets held for sale.

Unrecognised deferred tax

The amount of temporary differences, unused tax losses and tax credits for which no deferred tax asset is recognised in the balance sheet was \$15.5bn (2014: \$22.6bn). These amounts included unused state losses arising in the Group's US operations of \$11.3bn (2014: \$14.1bn). Of the total amounts unrecognised, \$3.1bn (2014: \$4.2bn) had no expiry date, \$0.9bn (2014: \$0.9bn) was scheduled to expire within 10 years and the remaining is expected to expire after 10 years.

Deferred tax is not recognised in respect of the Group's investments in subsidiaries and branches where HSBC is able to control the timing of remittance or other realisation and where remittance or realisation is not probable in the foreseeable future. The aggregate temporary differences relating to unrecognised deferred tax liabilities arising on investments in subsidiaries and branches is \$9.1bn – the corresponding unrecognised deferred tax liability is \$0.6bn.

9 Dividends*Dividends to shareholders of the parent company*

	2015			2014			2013		
	Per share \$	Total \$m	Settled in scrip \$m	Per share \$	Total \$m	Settled in scrip \$m	Per share \$	Total \$m	Settled in scrip \$m
Dividends paid on ordinary shares									
In respect of previous year:									
– fourth interim dividend	0.20	3,845	2,011	0.19	3,582	1,827	0.18	3,339	540
In respect of current year:									
– first interim dividend	0.10	1,951	231	0.10	1,906	284	0.10	1,861	167
– second interim dividend	0.10	1,956	160	0.10	1,914	372	0.10	1,864	952
– third interim dividend	0.10	1,958	760	0.10	1,918	226	0.10	1,873	864
Total	0.50	9,710	3,162	0.49	9,320	2,709	0.48	8,937	2,523
Total dividends on preference shares classified as equity (paid quarterly)	62.00	90		62.00	90		62.00	90	

Notes on the Financial Statements (continued)**9 – Dividends / 10 – Earnings per share / 11 – Segmental analysis***Total coupons on capital securities classified as equity*

	First call date	2015		2014	2013
		Per security	Total \$m	Total \$m	Total \$m
Perpetual subordinated capital securities ^{1,3}					
– \$2,200m	Apr 2013	\$2,032	179	179	179
– \$3,800m	Dec 2015	\$2,000	304	304	304
Perpetual subordinated contingent convertible securities ^{2,3}					
– \$2,250m	Sep 2024	\$63,750	143	–	–
– \$1,500m	Jan 2020	\$6,250	70	–	–
– €1,500m	Sep 2022	€52,500	86	–	–
– \$2,450m	Mar 2025	\$63,750	78	–	–
Total			860	483	483

1 Discretionary coupons are paid quarterly on the perpetual subordinated capital securities, in denominations of \$25 per security.

2 Discretionary coupons are paid semi-annually on the perpetual subordinated contingent convertible securities, in denominations of 1,000 per security.

3 Further details of these securities can be found in Note 35.

The Directors declared after the end of the year a fourth interim dividend in respect of the financial year ended 31 December 2015 of \$0.21 per ordinary share, a distribution of approximately \$4,134m. The fourth interim dividend will be payable on 20 April 2016 to holders of record on 4 March 2016 on the Principal Register in the UK, the Hong Kong or the Bermuda Overseas Branch registers. No liability was recorded in the financial statements in respect of the fourth interim dividend for 2015.

On 15 January 2016, HSBC paid a coupon on the \$2,200m subordinated capital securities of \$0.508 per security, a distribution of \$45m. On 19 January 2016, HSBC paid a coupon on the \$1,500m subordinated contingent convertible securities of \$28.125 per security, a distribution of \$42m. No liability was recorded in the balance sheet at 31 December 2015 in respect of these coupon payments.

In September 2015, HSBC issued a €1,000m subordinated contingent convertible securities as set out in Note 35 which is classified as equity under IFRSs. Coupons are paid semi-annually and to date no payments have fallen due.

10 Earnings per share

'Basic earnings per ordinary share' is calculated by dividing the profit attributable to ordinary shareholders of the parent company by the weighted average number of ordinary shares outstanding, excluding own shares held. 'Diluted earnings per ordinary share' is calculated by dividing the basic earnings, which require no adjustment for the effects of dilutive potential ordinary shares, by the weighted average number of ordinary shares outstanding, excluding own shares held, plus the weighted average number of ordinary shares that would be issued on conversion of dilutive potential ordinary shares.

Profit attributable to the ordinary shareholders of the parent company

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Profit attributable to shareholders of the parent company	13,522	13,688	16,204
Dividend payable on preference shares classified as equity	(90)	(90)	(90)
Coupon payable on capital securities classified as equity	(860)	(483)	(483)
Year ended 31 December	12,572	13,115	15,631

Basic and diluted earnings per share

	2015			2014			2013		
	Profit \$m	Number of shares (millions)	Per share \$	Profit \$m	Number of shares (millions)	Per share \$	Profit \$m	Number of shares (millions)	Per Share \$
Basic ¹	12,572	19,380	0.65	13,115	18,960	0.69	15,631	18,530	0.84
Effect of dilutive potential ordinary shares	–	137	–	–	96	–	–	124	–
Diluted ¹	12,572	19,517	0.64	13,115	19,056	0.69	15,631	18,654	0.84

1 Weighted average number of ordinary shares outstanding (basic) or assuming dilution (diluted).

The weighted average number of dilutive potential ordinary shares excluded 7m employee share options that were anti-dilutive (2014: 6m; 2013: 60m).

11 Segmental analysis

Accounting policy

HSBC has a matrix management structure. HSBC's chief operating decision-maker is the Group Management Board ("GMB") which operates as a general management committee under the direct authority of the Board. The GMB regularly reviews operating activity on a number of bases, including by geographical region and by global business. HSBC considers that geographical operating segments represent the most appropriate information for the users of the financial statements to best evaluate the nature and financial effects of the business activities in which HSBC engages, and the economic environments in which it operates. This reflects the importance of geographical factors on business strategy and performance, the allocation of capital resources, and the role of geographical regional management in executing strategy. As a result, HSBC's operating segments are considered to be geographical regions.

Geographical information is classified by the location of the principal operations of the subsidiary or, for The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, HSBC Bank plc, HSBC Bank Middle East and HSBC Bank USA, by the location of the branch responsible for reporting the results or providing funding.

Measurement of segmental assets, liabilities, income and expenses is in accordance with the Group's accounting policies. Segmental income and expenses include transfers between segments and these transfers are conducted at arm's length. Shared costs are included in segments on the basis of the actual recharges made. The expense of the UK bank levy is included in the Europe geographical region as HSBC regards the levy as a cost of carrying on business and being headquartered in the UK.

Products and services

HSBC provides a comprehensive range of banking and related financial services to its customers in its five geographical regions. HSBC's operating segments are Europe, Asia, Middle East and North Africa, North America and Latin America. The products and services offered to customers are organised by global business.

- Retail Banking and Wealth Management ("RBWM") offers a broad range of products and services to meet the personal banking and wealth management needs of individual customers. Typically, customer offerings include personal banking products (current and savings accounts, mortgages and personal loans, credit cards, debit cards and local and international payment services) and wealth management services (insurance and investment products, global asset management services and financial planning services).
- Commercial Banking ("CMB") offers a broad range of products and services to serve the needs of our commercial customers, including small and medium-sized enterprises, mid-market enterprises and corporates. These include credit and lending, international trade and receivables finance, treasury management and liquidity solutions (payments and cash management and commercial cards), commercial insurance and investments. CMB also offers its customers access to products and services offered by other global businesses, for example Global Banking and Markets ("GB&M"), which include foreign exchange products, raising capital on debt and equity markets and advisory services.
- GB&M provides tailored financial solutions to major government, corporate and institutional clients and private investors worldwide. The client-focused business lines deliver a full range of banking capabilities including financing, advisory and transaction services, a markets business that provides services in credit, rates, foreign exchange, equities, money markets and securities services, and principal investment activities.
- Global Private Banking ("GPB") provides a range of services to high net worth individuals and families with complex and international needs within the Group's priority markets.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

11 – Segmental analysis

Profit/(loss) for the year

	Europe \$m	Asia \$m	MENA \$m	North America \$m	Latin America \$m	Intra- HSBC items \$m	Total \$m
2015							
Net interest income	10,005	12,184	1,531	4,532	4,318	(39)	32,531
Net fee income	4,891	6,032	633	2,018	1,131	–	14,705
Net trading income	4,060	3,090	325	545	664	39	8,723
Other income	2,102	3,997	76	562	479	(3,375)	3,841
Net operating income ¹	21,058	25,303	2,565	7,657	6,592	(3,375)	59,800
Loan impairment (charges)/recoveries and other credit risk provisions	(690)	(693)	(299)	(544)	(1,495)	–	(3,721)
Net operating income	20,368	24,610	2,266	7,113	5,097	(3,375)	56,079
Employee compensation and benefits	(7,872)	(6,105)	(718)	(3,113)	(2,092)	–	(19,900)
General and administrative expenses	(10,849)	(4,164)	(478)	(3,168)	(2,378)	3,375	(17,662)
Depreciation and impairment of property, plant and equipment	(552)	(410)	(24)	(165)	(116)	–	(1,269)
Amortisation and impairment of intangible assets	(460)	(210)	(12)	(55)	(200)	–	(937)
Total operating expenses	(19,733)	(10,889)	(1,234)	(6,501)	(4,786)	3,375	(39,768)
Operating profit	635	13,721	1,032	612	311	–	16,311
Share of profit in associates and joint ventures	8	2,042	505	2	(1)	–	2,556
Profit before tax	643	15,763	1,537	614	310	–	18,867
Tax expense	(1,095)	(2,346)	(336)	80	(74)	–	(3,771)
Profit/(loss) for the year	(452)	13,417	1,201	694	236	–	15,096
2014							
Net interest income	10,611	12,273	1,519	5,015	5,310	(23)	34,705
Net fee income	6,042	5,910	650	1,940	1,415	–	15,957
Net trading income	2,534	2,622	314	411	856	23	6,760
Other income	2,384	2,872	65	786	691	(2,972)	3,826
Net operating income ¹	21,571	23,677	2,548	8,152	8,272	(2,972)	61,248
Loan impairment (charges)/recoveries and other credit risk provisions	(764)	(647)	6	(322)	(2,124)	–	(3,851)
Net operating income	20,807	23,030	2,554	7,830	6,148	(2,972)	57,397
Employee compensation and benefits	(8,191)	(5,862)	(676)	(3,072)	(2,363)	–	(20,366)
General and administrative expenses	(11,076)	(3,959)	(500)	(3,108)	(2,894)	2,972	(18,565)
Depreciation and impairment of property, plant and equipment	(543)	(389)	(28)	(180)	(242)	–	(1,382)
Amortisation and impairment of intangible assets	(407)	(217)	(12)	(69)	(231)	–	(936)
Total operating expenses	(20,217)	(10,427)	(1,216)	(6,429)	(5,932)	2,972	(41,249)
Operating profit	590	12,603	1,338	1,401	216	–	16,148
Share of profit in associates and joint ventures	6	2,022	488	16	–	–	2,532
Profit before tax	596	14,625	1,826	1,417	216	–	18,680
Tax expense	(853)	(2,542)	(339)	(195)	(46)	–	(3,975)
Profit/(loss) for the year	(257)	12,083	1,487	1,222	170	–	14,705

Profit/(loss) for the year (continued)

	Europe \$m	Asia \$m	MENA \$m	North America \$m	Latin America \$m	Intra- HSBC items \$m	Total \$m
2013							
Net interest income	10,693	11,432	1,486	5,742	6,186	-	35,539
Net fee income	6,032	5,936	622	2,143	1,701	-	16,434
Net trading income	4,423	2,026	357	948	936	-	8,690
Other income/(expense)	(181)	5,038	38	(30)	1,745	(2,628)	3,982
Net operating income ¹	20,967	24,432	2,503	8,803	10,568	(2,628)	64,645
Loan impairment (charges)/recoveries and other credit risk provisions	(1,530)	(498)	42	(1,197)	(2,666)	-	(5,849)
Net operating income	19,437	23,934	2,545	7,606	7,902	(2,628)	58,796
Employee compensation and benefits	(7,175)	(5,666)	(634)	(3,098)	(2,623)	-	(19,196)
General and administrative expenses	(9,479)	(3,660)	(607)	(3,051)	(2,896)	2,628	(17,065)
Depreciation and impairment of property, plant and equipment	(559)	(392)	(35)	(176)	(202)	-	(1,364)
Amortisation and impairment of intangible assets	(400)	(218)	(13)	(91)	(209)	-	(931)
Total operating expenses	(17,613)	(9,936)	(1,289)	(6,416)	(5,930)	2,628	(38,556)
Operating profit	1,824	13,998	1,256	1,190	1,972	-	20,240
Share of profit in associates and joint ventures	1	1,855	438	31	-	-	2,325
Profit before tax	1,825	15,853	1,694	1,221	1,972	-	22,565
Tax expense	(1,279)	(2,170)	(328)	(313)	(675)	-	(4,765)
Profit for the year	546	13,683	1,366	908	1,297	-	17,800

1 Net operating income before loan impairment charges and other credit risk provisions, also referred to as revenue.

Other information about the profit/(loss) for the year

	Europe \$m	Asia \$m	MENA \$m	North America \$m	Latin America \$m	Intra- HSBC items \$m	Total \$m
2015							
Net operating income ¹	21,058	25,303	2,565	7,657	6,592	(3,375)	59,800
– external	19,778	23,477	2,559	7,386	6,600	-	59,800
– inter-segment	1,280	1,826	6	271	(8)	(3,375)	-
Profit for the year includes the following significant non-cash items:							
Depreciation, amortisation and impairment	1,013	620	38	195	315	-	2,181
Loan impairment losses gross of recoveries and other credit risk provisions	1,082	858	331	618	1,641	-	4,530
Changes in fair value of long-term debt and related derivatives	671	5	6	181	-	-	863
2014							
Net operating income ¹	21,571	23,677	2,548	8,152	8,272	(2,972)	61,248
– external	20,450	22,071	2,524	7,937	8,266	-	61,248
– inter-segment	1,121	1,606	24	215	6	(2,972)	-
Profit for the year includes the following significant non-cash items:							
Depreciation, amortisation and impairment	950	606	40	182	473	-	2,251
Loan impairment losses gross of recoveries and other credit risk provisions	1,066	800	37	437	2,466	-	4,806
Changes in fair value of long-term debt and related derivatives	614	(4)	(3)	(99)	-	-	508
2013							
Net operating income ¹	20,967	24,432	2,503	8,803	10,568	(2,628)	64,645
– external	20,108	22,853	2,497	8,569	10,618	-	64,645
– inter-segment	859	1,579	6	234	(50)	(2,628)	-
Profit for the year includes the following significant non-cash items:							
Depreciation, amortisation and impairment	957	610	48	303	412	-	2,330
Loan impairment losses gross of recoveries and other credit risk provisions	2,165	665	45	1,321	2,949	-	7,145
Changes in fair value of long-term debt and related derivatives	(936)	(1)	(3)	(288)	-	-	(1,228)

1 Net operating income before loan impairment charges and other credit risk provisions, also referred to as revenue.

Notes on the Financial Statements (continued)

11 – Segmental analysis / 12 – Trading assets

Balance sheet information

	Europe \$m	Asia \$m	MENA \$m	North America \$m	Latin America \$m	Intra- HSBC items \$m	Total \$m
At 31 December 2015							
Loans and advances to customers	392,041	356,375	29,894	128,851	17,293	–	924,454
Interests in associates and joint ventures	198	15,720	3,176	45	–	–	19,139
Total assets	1,129,365	889,747	59,236	393,960	86,262	(148,914)	2,409,656
Customer accounts	497,876	598,620	36,468	135,152	21,470	–	1,289,586
Total liabilities	1,067,127	813,466	49,126	355,506	75,827	(148,914)	2,212,138
Capital expenditure incurred ¹	1,182	725	34	198	187	–	2,326
At 31 December 2014							
Loans and advances to customers	409,733	362,955	29,063	129,787	43,122	–	974,660
Interests in associates and joint ventures	175	14,958	2,955	83	10	–	18,181
Total assets	1,290,926	878,723	62,417	436,859	115,354	(150,140)	2,634,139
Customer accounts	545,959	577,491	39,720	138,884	48,588	–	1,350,642
Total liabilities	1,223,371	807,558	52,569	398,356	102,007	(150,140)	2,434,161
Capital expenditure incurred ¹	1,168	637	25	208	348	–	2,386
At 31 December 2013							
Loans and advances to customers	456,110	336,897	27,211	127,953	43,918	–	992,089
Interests in associates and joint ventures	169	13,822	2,575	74	–	–	16,640
Total assets	1,392,959	831,791	60,810	432,035	113,999	(160,276)	2,671,318
Customer accounts	581,933	548,483	38,683	140,809	51,389	–	1,361,297
Total liabilities	1,326,537	770,938	50,706	393,635	99,319	(160,276)	2,480,839
Capital expenditure incurred ¹	907	1,236	32	265	385	–	2,825

1 Expenditure incurred on property, plant and equipment and other intangible assets. Excludes assets acquired as part of business combinations and goodwill.

Other financial information

Net operating income by global business

	RBWM ¹ \$m	CMB ¹ \$m	GB&M \$m	GPB \$m	Other ¹ \$m	Intra-HSBC items \$m	Total \$m
2015							
Net operating income ²	23,516	14,870	18,233	2,172	7,604	(6,595)	59,800
– external	20,941	15,021	20,994	1,888	956	–	59,800
– internal	2,575	(151)	(2,761)	284	6,648	(6,595)	–
2014							
Net operating income ²	25,149	15,748	17,778	2,377	6,365	(6,169)	61,248
– external	23,202	16,369	20,055	1,980	(358)	–	61,248
– internal	1,947	(621)	(2,277)	397	6,723	(6,169)	–
2013							
Net operating income ²	27,453	15,652	19,176	2,439	5,651	(5,726)	64,645
– external	25,702	16,577	20,767	1,955	(356)	–	64,645
– internal	1,751	(925)	(1,591)	484	6,007	(5,726)	–

Information by country

	2015		2014		2013	
	External net operating income ^{2,4} \$m	Non- current assets ³ \$m	External net operating income ^{2,4} \$m	Non- current assets ³ \$m	External net operating income ^{2,4} \$m	Non- current assets ³ \$m
UK	14,132	7,581	14,392	8,671	13,347	17,481
Hong Kong	14,447	10,979	12,656	12,376	12,031	12,170
USA	5,541	4,066	5,736	5,685	6,121	4,189
France	2,706	9,326	2,538	10,301	3,111	11,565
Brazil	3,546	28	4,817	1,403	5,364	1,715
Other countries	19,428	27,503	21,109	28,273	24,671	27,879
Year ended/at 31 December	59,800	59,483	61,248	66,709	64,645	74,999

1 The main items reported in 'Other' are certain property activities, unallocated investment activities, centrally held investment companies, movements in fair value of own debt and HSBC's holding company and financing operations. 'Other' also includes gains and losses on the disposal of certain significant subsidiaries or business units.

2 Net operating income before loan impairment charges and other credit risk provisions, also referred to as revenue.

3 In the first half of 2015, a portfolio of customers was transferred from CMB to RBWM in Latin America in order to better align the combined banking needs of the customers with our established global businesses. Comparative data have been re-presented accordingly.

4 External net operating income is attributed to countries on the basis of the location of the branch responsible for reporting the results or advancing the funds.

5 Non-current assets consist of property, plant and equipment, goodwill, other intangible assets, interests in associates and joint ventures and certain other assets expected to be recovered more than 12 months after the reporting period.

12 Trading assets

Accounting policy

Financial assets are classified as held for trading if they have been acquired principally for the purpose of selling in the near term, or form part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent pattern of short-term profit-taking. They are recognised on trade date, when HSBC enters into contractual arrangements with counterparties, and are normally derecognised when sold. They are initially measured at fair value, with transaction costs taken to the income statement. Subsequent changes in their fair values and interest are recognised in the income statement in 'Net trading income'.

Trading assets

	2015 \$m	2014 \$m
Trading assets:		
– not subject to repledge or resale by counterparties	192,204	247,586
– which may be repledged or resold by counterparties	32,633	56,607
At 31 December	224,837	304,193
Treasury and other eligible bills	7,829	16,170
Debt securities	99,038	141,532
Equity securities	66,491	75,249
Trading securities at fair value	173,358	232,951
Loans and advances to banks ¹	22,303	27,581
Loans and advances to customers ¹	29,176	43,661
At 31 December	224,837	304,193

1 Loans and advances to banks and customers include settlement accounts, stock borrowing, reverse repos and other amounts.

Trading securities valued at fair value³

	2015 \$m	2014 \$m
US Treasury and US Government agencies ³	14,833	25,880
UK Government	10,177	9,280
Hong Kong Government	6,495	6,946
Other government	48,567	78,774
Asset-backed securities ³	3,135	3,494
Corporate debt and other securities	23,660	33,328
Equity securities	66,491	75,249
At 31 December	173,358	232,951

1 Included within these figures are debt securities issued by banks and other financial institutions of \$16,403m (2014: \$22,399m), of which \$1,034m (2014: \$2,949m) are guaranteed by various governments.

2 Includes securities that are supported by an explicit guarantee issued by the US Government.

3 Excludes asset-backed securities included under US Treasury and US Government agencies.

Trading securities listed on a recognised exchange and unlisted

	Treasury and other eligible bills \$m	Debt securities \$m	Equity securities \$m	Total \$m
Fair value				
Listed ¹	295	71,184	66,152	137,631
Unlisted ²	7,534	27,854	339	35,727
At 31 December 2015	7,829	99,038	66,491	173,358
Fair value				
Listed ¹	1,311	98,028	74,542	173,881
Unlisted ²	14,859	43,504	707	59,070
At 31 December 2014	16,170	141,532	75,249	232,951

1 Included within listed investments are \$5,722m (2014: \$5,956m) of securities listed in Hong Kong.

2 Unlisted treasury and other eligible bills primarily comprise treasury bills not listed on an exchange but for which there is a liquid market.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

13 – Fair values of financial instruments carried at fair value

13 Fair values of financial instruments carried at fair value

Accounting policy

All financial instruments are recognised initially at fair value. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a financial instrument on initial recognition is generally its transaction price (that is, the fair value of the consideration given or received). However, sometimes the fair value will be based on other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging, or on a valuation technique whose variables include only data from observable markets, such as interest rate yield curves, option volatilities and currency rates. When such evidence exists, HSBC recognises a trading gain or loss at inception ('day 1 gain or loss'), being the difference between the transaction price and the fair value. When significant unobservable parameters are used, the entire day 1 gain or loss is deferred and is recognised in the income statement over the life of the transaction until the transaction matures or is closed out, the valuation inputs become observable or HSBC enters into an offsetting transaction.

The fair value of financial instruments is generally measured on an individual basis. However, in cases where HSBC manages a group of financial assets and liabilities according to its net market or credit risk exposure, the fair value of the group of financial instruments is measured on a net basis but the underlying financial assets and liabilities are presented separately in the financial statements, unless they satisfy the IFRSs offsetting criteria as described in Note 32.

Critical accounting estimates and judgements

Valuation of financial instruments

The best evidence of fair value is a quoted price in an actively traded principal market. The fair values of financial instruments that are quoted in active markets are based on bid prices for assets held and offer prices for liabilities issued. When a financial instrument has a quoted price in an active market, the fair value of the total holding of the financial instrument is calculated as the product of the number of units and the quoted price. The judgement as to whether a market is active may include, but is not restricted to, consideration of factors such as the magnitude and frequency of trading activity, the availability of prices and the size of bid/offer spreads. The bid/offer spread represents the difference in prices at which a market participant would be willing to buy compared with the price at which they would be willing to sell. Valuation techniques may incorporate assumptions about factors that other market participants would use in their valuations, including:

- the likelihood and expected timing of future cash flows on the instrument. Judgement may be required to assess the counterparty's ability to service the instrument in accordance with its contractual terms. Future cash flows may be sensitive to changes in market rates;
- selecting an appropriate discount rate for the instrument. Judgement is required to assess what a market participant would regard as the appropriate spread of the rate for an instrument over the appropriate risk-free rate; and
- judgement to determine what model to use to calculate fair value in areas where the choice of valuation model is particularly subjective, for example, when valuing complex derivative products.

A range of valuation techniques is employed, dependent on the instrument type and available market data. Most valuation techniques are based upon discounted cash flow analyses, in which expected future cash flows are calculated and discounted to present value using a discounting curve. Prior to considering credit risk, the expected future cash flows may be known, as would be the case for the fixed leg of an interest rate swap, or may be uncertain and require projection, as would be the case for the floating leg of an interest rate swap. 'Projection' utilises market forward curves, if available. In option models, the probability of different potential future outcomes must be considered. In addition, the value of some products is dependent on more than one market factor, and in these cases it will typically be necessary to consider how movements in one market factor may affect the other market factors. The model inputs necessary to perform such calculations include interest rate yield curves, exchange rates, volatilities, correlations and prepayment and default rates. For interest rate derivatives with collateralised counterparties and in significant currencies, HSBC uses a discounting curve that reflects the overnight interest rate.

The majority of valuation techniques employ only observable market data. However, certain financial instruments are valued on the basis of valuation techniques that feature one or more significant market inputs that are unobservable, and for them the measurement of fair value is more judgemental. An instrument in its entirety is classified as valued using significant unobservable inputs if, in the opinion of management, a significant proportion of the instrument's inception profit or greater than 5% of the instrument's valuation is driven by unobservable inputs. 'Unobservable' in this context means that there is little or no current market data available from which to determine the price at which an arm's length transaction would be likely to occur. It generally does not mean that there is no data available at all upon which to base a determination of fair value (consensus pricing data may, for example, be used).

Control framework

Fair values are subject to a control framework designed to ensure that they are either determined or validated by a function independent of the risk taker.

For all financial instruments where fair values are determined by reference to externally quoted prices or observable pricing inputs to models, independent price determination or validation is utilised. In inactive markets HSBC will source alternative market information to validate the financial instrument's fair value, with greater weight given to information that is considered to be more relevant and reliable. The factors that are considered in this regard are, *inter alia*:

- the extent to which prices may be expected to represent genuine traded or tradeable prices;
- the degree of similarity between financial instruments;
- the degree of consistency between different sources;
- the process followed by the pricing provider to derive the data;
- the elapsed time between the date to which the market data relates and the balance sheet date; and

- the manner in which the data was sourced.

For fair values determined using valuation models, the control framework may include, as applicable, development or validation by independent support functions of (i) the logic within valuation models; (ii) the inputs to these models; (iii) any adjustments required outside the valuation models; and (iv) where possible, model outputs. Valuation models are subject to a process of due diligence and calibration before becoming operational and are calibrated against external market data on an ongoing basis.

Changes in fair value are generally subject to a profit and loss analysis process. This process disaggregates changes in fair value into three high level categories; (i) portfolio changes, such as new transactions or maturing transactions, (ii) market movements, such as changes in foreign exchange rates or equity prices, and (iii) other, such as changes in fair value adjustments (see further below).

The majority of financial instruments measured at fair value are in GB&M. GB&M's fair value governance structure is illustrated below as an example:



Financial liabilities measured at fair value

In certain circumstances, HSBC records its own debt in issue at fair value, based on quoted prices in an active market for the specific instrument concerned, where available. An example of this is where own debt in issue is hedged with interest rate derivatives. When quoted market prices are unavailable, the own debt in issue is valued using valuation techniques, the inputs for which are either based upon quoted prices in an inactive market for the instrument or are estimated by comparison with quoted prices in an active market for similar instruments. In both cases, the fair value includes the effect of applying the credit spread which is appropriate to HSBC's liabilities. The change in fair value of issued debt securities attributable to the Group's own credit spread is computed as follows: for each security at each reporting date, an externally verifiable price is obtained or a price is derived using credit spreads for similar securities for the same issuer. Then, using discounted cash flow, each security is valued using a Libor-based discount curve. The difference in the valuations is attributable to the Group's own credit spread. This methodology is applied consistently across all securities.

Structured notes issued and certain other hybrid instrument liabilities are included within trading liabilities and are measured at fair value. The credit spread applied to these instruments is derived from the spreads at which HSBC issues structured notes.

Gains and losses arising from changes in the credit spread of liabilities issued by HSBC reverse over the contractual life of the debt, provided that the debt is not repaid at a premium or a discount.

Fair value hierarchy

Fair values of financial assets and liabilities are determined according to the following hierarchy:

- *Level 1 – valuation technique using quoted market price:* financial instruments with quoted prices for identical instruments in active markets that HSBC can access at the measurement date.
- *Level 2 – valuation technique using observable inputs:* financial instruments with quoted prices for similar instruments in active markets or quoted prices for identical or similar instruments in inactive markets and financial instruments valued using models where all significant inputs are observable.
- *Level 3 – valuation technique with significant unobservable inputs:* financial instruments valued using valuation techniques where one or more significant inputs are unobservable.

Notes on the Financial Statements (continued)**13 – Fair values of financial instruments carried at fair value**

The following table sets out the financial instruments by fair value hierarchy.

Financial instruments carried at fair value and bases of valuation

	Quoted market price Level 1 \$m	Valuation techniques		Total \$m
		Using observable inputs Level 2 \$m	With significant unobservable inputs Level 3 \$m	
Recurring fair value measurements at 31 December 2015				
Assets				
Trading assets	133,095	84,886	6,856	224,837
Financial assets designated at fair value	18,947	4,431	474	23,852
Derivatives	1,922	284,292	2,262	288,476
Financial investments: available for sale	262,929	117,197	4,727	384,853
Liabilities				
Trading liabilities	41,462	95,867	4,285	141,614
Financial liabilities designated at fair value	5,260	61,145	3	66,408
Derivatives	2,243	277,618	1,210	281,071
Recurring fair value measurements at 31 December 2014				
Assets				
Trading assets	180,446	117,279	6,468	304,193
Financial assets designated at fair value	23,697	4,614	726	29,037
Derivatives	4,366	337,718	2,924	345,008
Financial investments: available for sale	241,464	131,264	4,988	377,716
Liabilities				
Trading liabilities	62,385	122,048	6,139	190,572
Financial liabilities designated at fair value	3,792	72,361	–	76,153
Derivatives	4,649	334,113	1,907	340,669

The decrease in Level 1 and Level 2 trading assets and liabilities during the period reflects a decrease in inventory across a wide range of securities. The decrease in Level 2 derivative assets and liabilities is driven by participation in 'portfolio compression' exercises and market movement.

Transfers between Level 1 and Level 2 fair values

	Assets				Liabilities		
	Available for sale \$m	Held for trading \$m	Designated at fair value through profit or loss \$m	Derivatives \$m	Held for trading \$m	Designated at fair value through profit or loss \$m	Derivatives \$m
At 31 December 2015							
Transfers from Level 1 to Level 2	–	67	–	56	1,563	857	100
Transfers from Level 2 to Level 1	–	487	–	2	515	2	–
At 31 December 2014							
Transfers from Level 1 to Level 2	2,702	18,149	–	–	22,964	–	–
Transfers from Level 2 to Level 1	–	–	–	–	–	–	–

Fair value adjustments

Fair value adjustments are adopted when HSBC considers that there are additional factors that would be considered by a market participant which are not incorporated within the valuation model. HSBC classifies fair value adjustments as either 'risk-related' or 'model-related'. The majority of these adjustments relate to GB&M.

Movements in the level of fair value adjustments do not necessarily result in the recognition of profits or losses within the income statement. For example, as models are enhanced, fair value adjustments may no longer be required. Similarly, fair value adjustments will decrease when the related positions are unwound, but this may not result in profit or loss.

Global Banking and Markets fair value adjustments

	2015 \$m	2014 \$m
Type of adjustment		
Risk-related	1,402	1,958
– bid-offer	477	539
– uncertainty	95	357
– credit valuation adjustment	853	871
– debit valuation adjustment	(465)	(270)
– funding fair value adjustment	442	460
– other	0	1
Model-related	97	57
– model limitation	92	52
– other	5	5
Inception profit (Day 1 P&L reserves) (Note 16)	97	114
At 31 December	1,596	2,129

Fair value adjustments declined by \$533m during the year. The most significant movement was a decline of \$262m in respect of the uncertainty category, driven by the reclassification to model limitation of an adjustment relating to derivative discounting assumptions. This adjustment reduced significantly following contract renegotiations with certain counterparties. The debit valuation adjustment increased by \$195m as a result of the widening of HSBC's credit spreads.

Risk-related adjustments**Bid-offer**

IFRS 13 'Fair value measurement' requires use of the price within the bid-offer spread that is most representative of fair value. Valuation models will typically generate mid-market values. The bid-offer adjustment reflects the extent to which bid-offer costs would be incurred if substantially all residual net portfolio market risks were closed using available hedging instruments or by disposing of or unwinding the position.

Uncertainty

Certain model inputs may be less readily determinable from market data, and/or the choice of model itself may be more subjective. In these circumstances, there exists a range of possible values that the financial instrument or market parameter may assume and an adjustment may be necessary to reflect the likelihood that in estimating the fair value of the financial instrument, market participants would adopt more conservative values for uncertain parameters and/or model assumptions than those used in the valuation model.

Credit valuation adjustment

The CVA is an adjustment to the valuation of over-the-counter ('OTC') derivative contracts to reflect within fair value the possibility that the counterparty may default and that HSBC may not receive the full market value of the transactions (see below).

Debit valuation adjustment

The DVA is an adjustment to the valuation of OTC derivative contracts to reflect within fair value the possibility that HSBC may default, and that HSBC may not pay full market value of the transactions (see below).

Funding fair value adjustment

The funding fair value adjustment ('FFVA') is calculated by applying future market funding spreads to the expected future funding exposure of any uncollateralised component of the OTC derivative portfolio. This includes the uncollateralised component of collateralised derivatives in addition to derivatives that are fully uncollateralised. The expected future funding exposure is calculated by a simulation methodology, where available. The expected future funding exposure is adjusted for events that may terminate the exposure such as the default of HSBC or the counterparty. The FFVA and DVA are calculated independently.

Model-related adjustments**Model limitation**

Models used for portfolio valuation purposes may be based upon a simplifying set of assumptions that do not capture all material market characteristics. Additionally, markets evolve, and models that were adequate in the past may require development to capture all material market characteristics in current market conditions. In these circumstances, model limitation adjustments are adopted. As model development progresses, model limitations are addressed within the valuation models and a model limitation adjustment is no longer needed.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**13 – Fair values of financial instruments carried at fair value****Inception profit (Day 1 P&L reserves)**

Inception profit adjustments are adopted when the fair value estimated by a valuation model is based on one or more significant unobservable inputs. The accounting for inception profit adjustments is discussed on page 378.

Credit valuation adjustment/debit valuation adjustment methodology

HSBC calculates a separate CVA and DVA for each HSBC legal entity, and within each entity for each counterparty to which the entity has exposure. HSBC calculates the CVA by applying the probability of default ('PD') of the counterparty, conditional on the non-default of HSBC, to HSBC's expected positive exposure to the counterparty and multiplying the result by the loss expected in the event of default. Conversely, HSBC calculates the DVA by applying the PD of HSBC, conditional on the non-default of the counterparty, to the expected positive exposure of the counterparty to HSBC and multiplying the result by the loss expected in the event of default. Both calculations are performed over the life of the potential exposure.

For most products HSBC uses a simulation methodology to calculate the expected positive exposure to a counterparty. This incorporates a range of potential exposures across the portfolio of transactions with the counterparty over the life of the portfolio. The simulation methodology includes credit mitigants such as counterparty netting agreements and collateral agreements with the counterparty.

For certain types of exotic derivatives where the products are not currently supported by the simulation, or for derivative exposures in smaller trading locations where the simulation tool is not yet available, HSBC adopts alternative methodologies.

The methodologies do not, in general, account for 'wrong-way risk'. Wrong-way risk arises when the underlying value of the derivative prior to any CVA is positively correlated to the probability of default by the counterparty. When there is significant wrong-way risk, a trade-specific approach is applied to reflect the wrong-way risk within the valuation.

With the exception of certain central clearing parties, we include all third-party counterparties in the CVA and DVA calculations and do not net these adjustments across Group entities. We review and refine the CVA and DVA methodologies on an ongoing basis.

Fair value valuation bases**Financial instruments measured at fair value using a valuation technique with significant unobservable inputs – Level 3**

	Assets					Liabilities			
	Available for sale \$m	Held for trading \$m	At fair value ¹ \$m	Deriva- tives \$m	Total \$m	Held for trading \$m	At fair value ¹ \$m	Deriva- tives \$m	Total \$m
Private equity including strategic investments	3,443	55	453	–	3,951	35	–	–	35
Asset-backed securities	1,053	531	–	–	1,584	–	–	–	–
Loans held for securitisation	–	30	–	–	30	–	–	–	–
Structured notes	–	4	–	–	4	4,250	–	–	4,250
Derivatives with monolines	–	–	–	196	196	–	–	–	–
Other derivatives	–	–	–	2,066	2,066	–	–	1,210	1,210
Other portfolios	231	6,236	21	–	6,488	–	3	–	3
At 31 December 2015	4,727	6,856	474	2,262	14,319	4,285	3	1,210	5,498
Private equity including strategic investments	3,120	164	432	–	3,716	47	–	–	47
Asset-backed securities	1,462	616	–	–	2,078	–	–	–	–
Loans held for securitisation	–	39	–	–	39	–	–	–	–
Structured notes	–	2	–	–	2	6,092	–	–	6,092
Derivatives with monolines	–	–	–	239	239	–	–	1	1
Other derivatives	–	–	–	2,685	2,685	–	–	1,906	1,906
Other portfolios	406	5,647	294	–	6,347	–	–	–	–
At 31 December 2014	4,988	6,458	726	2,924	15,106	6,139	–	1,907	8,046

1 Designated at fair value through profit or loss.

Level 3 instruments are present in both ongoing and legacy businesses. Loans held for securitisation, derivatives with monolines, certain 'other derivatives' and predominantly all Level 3 ABSs are legacy positions. HSBC has the capability to hold these positions.

Private equity including strategic investments

HSBC's private equity and strategic investments are generally classified as available for sale and are not traded in active markets. In the absence of an active market, an investment's fair value is estimated on the basis of an analysis of the investee's financial position and results, risk profile, prospects and other factors, as well as by reference to market valuations for similar entities quoted in an active market, or the price at which similar companies have changed ownership.

Asset-backed securities

While quoted market prices are generally used to determine the fair value of these securities, valuation models are used to substantiate the reliability of the limited market data available and to identify whether any adjustments to quoted market prices are required. For ABSs including residential mortgage-backed securities, the valuation uses an industry standard model and the assumptions relating to prepayment speeds, default rates and loss severity based on collateral type, and performance, as appropriate. The valuations output is benchmarked for consistency against observable data for securities of a similar nature.

Loans, including leveraged finance and loans held for securitisation

Loans held at fair value are valued from broker quotes and/or market data consensus providers when available. In the absence of an observable market, the fair value is determined using alternative valuation techniques. These techniques include discounted cash flow models, which incorporate assumptions regarding an appropriate credit spread for the loan, derived from other market instruments issued by the same or comparable entities.

Structured notes

The fair value of structured notes valued using a valuation technique with significant unobservable inputs is derived from the fair value of the underlying debt security, and the fair value of the embedded derivative is determined as described in the paragraph below on derivatives.

Level 3 structured notes principally comprise equity-linked notes which are issued by HSBC and provide the counterparty with a return that is linked to the performance of certain equity securities, and other portfolios. The notes are classified as Level 3 due to the unobservability of parameters such as long-dated equity volatilities and correlations between equity prices, between equity prices and interest rates and between interest rates and foreign exchange rates.

Derivatives

OTC (i.e. non-exchange traded) derivatives are valued using valuation models. Valuation models calculate the present value of expected future cash flows, based upon 'no-arbitrage' principles. For many vanilla derivative products, such as interest rate swaps and European options, the modelling approaches used are standard across the industry. For more complex derivative products, there may be some differences in market practice. Inputs to valuation models are determined from observable market data wherever possible, including prices available from exchanges, dealers, brokers or providers of consensus pricing. Certain inputs may not be observable in the market directly, but can be determined from observable prices via model calibration procedures or estimated from historical data or other sources. Examples of inputs that may be unobservable include volatility surfaces, in whole or in part, for less commonly traded option products, and correlations between market factors such as foreign exchange rates, interest rates and equity prices.

Derivative products valued using valuation techniques with significant unobservable inputs include certain types of correlation products, such as foreign exchange basket options, equity basket options, foreign exchange interest rate hybrid transactions and long-dated option transactions. Examples of the latter are equity options, interest rate and foreign exchange options and certain credit derivatives. Credit derivatives include certain tranchised CDS transactions.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**13 – Fair values of financial instruments carried at fair value****Reconciliation of fair value measurements in Level 3 of the fair value hierarchy**

The following table provides a reconciliation of the movement between opening and closing balances of Level 3 financial instruments, measured at fair value using a valuation technique with significant unobservable inputs:

Movement in Level 3 financial instruments

	Assets				Liabilities		
	Available for sale	Held for trading	Designated at fair value through profit or loss	Derivatives	Held for trading	Designated at fair value through profit or loss	Derivatives
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
At 1 January 2015	4,988	6,468	726	2,924	6,139	–	1,907
Total gains/(losses) recognised in profit or loss	(34)	109	30	95	(573)	(1)	(209)
– trading income/(expense) excluding net interest income	–	109	–	95	(573)	–	(209)
– net income from other financial instruments designated at fair value	–	–	30	–	–	(1)	–
– gains less losses from financial investments	(269)	–	–	–	–	–	–
– loan impairment charges and other credit risk provisions	235	–	–	–	–	–	–
Total gains/(losses) recognised in other comprehensive income ¹	226	(192)	(11)	(126)	(118)	(1)	(64)
– available-for-sale investments:							
– fair value gains	393	–	–	–	–	–	–
– cash flow hedges: fair value gains/(losses)	–	–	–	(4)	–	–	–
– exchange differences	(167)	(192)	(11)	(122)	(118)	(1)	(64)
Purchases	594	1,745	250	–	2	9	–
New issuances	–	–	–	–	1,471	–	–
Sales	(757)	(1,206)	(50)	–	(66)	(4)	–
Settlements	(32)	(146)	(135)	(38)	(1,260)	–	(241)
Transfers out	(1,471)	(206)	(336)	(1,015)	(1,743)	–	(283)
Transfers in	1,213	284	–	422	433	–	100
At 31 December 2015	4,727	6,856	474	2,262	4,285	3	1,210
Unrealised gains/(losses) recognised in profit or loss relating to assets and liabilities held at 31 December 2015	235	(9)	12	89	384	(1)	267
– trading income/(expense) excluding net interest income	–	(9)	–	89	384	–	267
– net income/(expense) from other financial instruments designated at fair value	–	–	12	–	–	(1)	–
– loan impairment charges and other credit risk provisions	235	–	–	–	–	–	–

	Assets				Liabilities			
	Available for sale	Held for trading	Designated at fair value through profit or loss	Derivatives	Held for trading	Designated at fair value through profit or loss	Derivatives	
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	
At 1 January 2014	7,245	5,347	608	2,502	7,514	-	2,335	
Total gains/(losses) recognised in profit or loss	174	194	56	959	(25)	-	(5)	
- trading income/(expense) excluding net interest income	-	194	-	959	(25)	-	(5)	
- net income from other financial instruments designated at fair value	-	-	56	-	-	-	-	
- gains less losses from financial investments	198	-	-	-	-	-	-	
- loan impairment charges and other credit risk provisions	(24)	-	-	-	-	-	-	
Total gains/(losses) recognised in other comprehensive income ¹	126	(178)	(16)	(126)	(123)	-	54	
- available-for-sale investments: fair value gains/(losses)	208	-	-	-	-	-	-	
- cash flow hedges: fair value gains/(losses)	-	-	-	(9)	-	-	34	
- exchange differences	(82)	(178)	(16)	(117)	(123)	-	20	
Purchases	1,505	705	273	-	(31)	-	-	
New issuances	-	-	-	-	2,067	-	-	
Sales	(1,237)	(481)	(149)	-	-	-	-	
Settlements	(1,255)	(49)	(78)	27	(1,655)	-	(69)	
Transfers out	(3,027)	(112)	-	(544)	(1,918)	-	(527)	
Transfers in	1,457	1,042	32	106	310	-	119	
At 31 December 2014	4,988	6,468	726	2,924	6,139	-	1,907	
Unrealised gains/(losses) recognised in profit or loss relating to assets and liabilities held at 31 December 2014	(24)	1	46	946	(122)	-	134	
- trading income/(expense) excluding net interest income	-	1	-	946	(122)	-	134	
- net income from other financial instruments designated at fair value	-	-	46	-	-	-	-	
- loan impairment charges and other credit risk provisions	(24)	-	-	-	-	-	-	

1 Included in 'Available-for-sale investments: fair value gains/(losses)' and 'Exchange differences' in the consolidated statement of comprehensive income.

In 2015 movement of Level 3 available-for-sale assets are driven by ABS activity, predominantly in the securities investment conduits. Transfers out of Level 3 available-for-sale assets demonstrates increased confidence in pricing and price coverage, and transfers in reflect limited availability of third-party prices. Increase in Level 3 held for trading assets is driven by an increase in recently-issued syndicated loans. The decline in Level 3 held for trading liabilities reflects a decline in the outstanding balance of Level 3 equity-linked notes, both as a result of market movement and reduced issuance. The decline in Level 3 derivative assets and liabilities reflects market movement.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

13 – Fair values of financial instruments carried at fair value

Effect of changes in significant unobservable assumptions to reasonably possible alternatives

Sensitivity of Level 3 fair values to reasonably possible alternative assumptions

	Reflected in profit or loss		Reflected in other comprehensive income	
	Favourable changes \$m	Unfavourable changes \$m	Favourable changes \$m	Unfavourable changes \$m
Derivatives, trading assets and trading liabilities ¹	335	(215)	–	–
Financial assets and liabilities designated at fair value	24	(24)	–	–
Financial investments: available for sale	35	(30)	230	(243)
At 31 December 2015	394	(269)	230	(243)
Derivatives, trading assets and trading liabilities ¹	296	(276)	–	–
Financial assets and liabilities designated at fair value	37	(47)	–	–
Financial investments: available for sale	51	(67)	270	(350)
At 31 December 2014	384	(390)	270	(350)

1 Derivatives, trading assets and trading liabilities are presented as one category to reflect the manner in which these financial instruments are risk managed.

The effect of favourable changes is broadly unchanged over the period. The decrease in the effect of unfavourable changes reflects increased price certainty in respect of private equity and certain legacy funding structures, offset by greater syndicated loan uncertainty as a result of the increased Level 3 balance.

Sensitivity of fair values to reasonably possible alternative assumptions by Level 3 instrument type

	Reflected in profit or loss		Reflected in other comprehensive income	
	Favourable changes \$m	Unfavourable changes \$m	Favourable changes \$m	Unfavourable changes \$m
Private equity including strategic investments	54	(53)	152	(171)
Asset-backed securities	18	(12)	57	(51)
Loans held for securitisation	1	(1)	–	–
Structured notes	15	(11)	–	–
Derivatives with monolines	11	(11)	–	–
Other derivatives	179	(87)	–	–
Other portfolios	116	(94)	21	(21)
At 31 December 2015	394	(269)	230	(243)
Private equity including strategic investments	77	(110)	172	(255)
Asset-backed securities	49	(22)	60	(55)
Loans held for securitisation	1	(1)	–	–
Structured notes	14	(9)	–	–
Derivatives with monolines	11	(11)	–	–
Other derivatives	129	(155)	–	–
Other portfolios	103	(82)	38	(40)
At 31 December 2014	384	(390)	270	(350)

Favourable and unfavourable changes are determined on the basis of sensitivity analysis. The sensitivity analysis aims to measure a range of fair values consistent with the application of a 95% confidence interval. Methodologies take account of the nature of the valuation technique employed, as well as the availability and reliability of observable proxy and historical data. When the available data is not amenable to statistical analysis, the quantification of uncertainty is judgemental, but remains guided by the 95% confidence interval.

When the fair value of a financial instrument is affected by more than one unobservable assumption, the above table reflects the most favourable or the most unfavourable change from varying the assumptions individually.

Key unobservable inputs to Level 3 financial instruments

The table below lists key unobservable inputs to Level 3 financial instruments, and provides the range of those inputs as at 31 December 2015. The core range of inputs is the estimated range within which 90% of the inputs fall. A further description of the categories of key unobservable inputs is given below.

Quantitative information about significant unobservable inputs in Level 3 valuations

	Fair value		Valuation technique	Key unobservable inputs	Full range of inputs		Core range of inputs	
	Assets \$m	Liabilities \$m			Lower	Higher	Lower	Higher
Private equity including strategic investments	3,951	35	See notes on page 389	See notes on page 389	n/a	n/a	n/a	n/a
Asset-backed securities	1,584	-						
- CLO/CDO ²	511	-	Model - Discounted cash flow	Prepayment rate	1%	6%	1%	6%
Other ABSs	1,073	-	Market proxy	Bid quotes	3	147	54	117
Loans held for securitisation	30	-						
Structured notes	4	4,250						
- equity-linked notes	-	3,719	Model - Option model	Equity volatility	12%	72%	19%	43%
- fund-linked notes	-	13	Model - Option model	Equity correlation	35%	95%	43%	79%
- FX-linked notes	-	166	Model - Option model	Fund volatility	6%	8%	6%	8%
- other	4	352	Model - Option model	FX volatility	5%	35%	5%	20%
Derivatives with monolines	196	-	Model - Discounted cash flow	Credit spread	4%	4%	4%	4%
Other derivatives	2,066	1,210						
Interest rate derivatives:								
- securitisation swaps	250	455	Model - Discounted cash flow	Prepayment rate	0%	90%	14%	71%
- long-dated swaptions	1,237	119	Model - Option model	IR volatility	3%	66%	20%	41%
- other	176	65						
FX derivatives:								
- FX options	180	186	Model - Option model	FX volatility	0.5%	35%	5%	14%
- other	10	5						
Equity derivatives:								
- long-dated single stock options	135	191	Model - Option model	Equity volatility	8%	104%	18%	44%
- other	39	170						
Credit derivatives:								
- other	39	19						
Other portfolios	6,488	3						
- structured certificates	4,434	-	Model - Discounted cash flow	Credit volatility	2%	4%	2%	4%
- EM corporate debt	210	-	Market proxy	Bid quotes	70	124	100	123
- other ²	1,844	3						
At 31 December 2015	14,319	5,498						

HSBC HOLDINGS PLC

387

Shareholder Information

Financial Statements

Governance

Operating & Financial Review

Overview

Notes on the Financial Statements (continued)

13 – Fair values of financial instruments carried at fair value

Quantitative information about significant unobservable inputs in Level 3 valuations (continued)

	Fair value		Valuation technique	Key unobservable inputs	Full range of inputs		Core range of inputs	
	Assets	Liabilities			Lower	Higher	Lower	Higher
	\$m	\$m						
Private equity including strategic investments	3,716	47	See notes on page 389	See notes on page 389	n/a	n/a	n/a	n/a
Asset-backed securities	2,078	–						
– CLO/CDO ¹	1,122	–	Model – Discounted cash flow	Prepayment rate	1%	6%	1%	6%
Other ABS	956	–	Market proxy	Bid quotes	0	100	54	85
Loans held for securitisation	39	–						
Structured notes	2	6,092						
– equity-linked notes	–	4,744	Model – Option model	Equity volatility	0.2%	65%	18%	38%
– fund-linked notes	–	562	Model – Option model	Equity correlation	27%	92%	44%	79%
– FX-linked notes	2	477	Model – Option model	Fund volatility	6%	8%	6%	8%
– other	–	309	Model – Option model	FX volatility	2%	70%	4%	16%
Derivatives with monolines	239	1	Model – Discounted cash flow	Credit spread	3%	5%	4%	4%
Other derivatives	2,685	1,906						
Interest rate derivatives:								
– securitisation swaps	449	1,023	Model – Discounted cash flow	Prepayment rate	0%	50%	6%	18%
– long-dated swaps	1,044	152	Model – Option model	IR volatility	2%	59%	16%	36%
– other	755	151						
FX derivatives:								
– FX options	89	95	Model – Option model	FX volatility	0.1%	70%	4%	14%
– other	7	7						
Equity derivatives:								
– long-dated single stock options	192	256	Model – Option model	Equity volatility	9%	65%	16%	40%
– other	34	162						
Credit derivatives:								
– other	115	60						
Other portfolios	6,347	–						
– structured certificates	4,420	–	Model – Discounted cash flow	Credit volatility	0.8%	3%	0.8%	3%
– EM corporate debt	372	–	Market proxy	Credit spread	1%	4%	1%	3%
– other ²	1,555	–	Market proxy	Bid quotes	58	131	106	130
At 31 December 2014	15,106	8,046						

1. Collateralised loan obligation/collateralised debt obligation.

2. Includes a range of smaller asset holdings.

Private equity including strategic investments

Given the bespoke nature of the analysis in respect of each holding, it is not practical to quote a range of key unobservable inputs.

Prepayment rates

Prepayment rates are a measure of the anticipated future speed at which a loan portfolio will be repaid in advance of the due date. They are an important input into modelled values of ABSs. A modelled price may be used where insufficient observable market prices exist to enable a market price to be determined directly. Prepayment rates are also an important input into the valuation of derivatives linked to securitisations. They vary according to the nature of the loan portfolio and expectations of future market conditions, and may be estimated using a variety of evidence, such as prepayment rates implied from proxy observable security prices, current or historical prepayment rates and macroeconomic modelling.

Market proxy

Market proxy pricing may be used for an instrument for which specific market pricing is not available, but evidence is available in respect of instruments that have some characteristics in common. In some cases it might be possible to identify a specific proxy, but more generally evidence across a wider range of instruments will be used to understand the factors that influence current market pricing and the manner of that influence.

The range of prices used as inputs into a market proxy pricing methodology may therefore be wide. This range is not indicative of the uncertainty associated with the price derived for an individual security.

Volatility

Volatility is a measure of the anticipated future variability of a market price, tending to increase in stressed market conditions and decrease in calmer market conditions. It is an important input in the pricing of options. In general, the higher the volatility, the more expensive the option will be. This reflects both the higher probability of an increased return from the option and the potentially higher costs that HSBC may incur in hedging the risks associated with the option. If option prices become more expensive, this increases the value of HSBC's long option positions (i.e. the positions in which HSBC has purchased options), while HSBC's short option positions (i.e. the positions in which HSBC has sold options) suffer losses.

Volatility varies by underlying reference market price, and by strike and maturity of the option. Volatility also varies over time. As a result, it is difficult to make general statements regarding volatility levels.

Certain volatilities, typically those of a longer-dated nature, are unobservable. The unobservable volatility is then estimated from observable data. The range of unobservable volatilities quoted in the table on page 387 reflects the wide variation in volatility inputs by reference market price. The core range is significantly narrower than the full range because these examples with extreme volatilities occur relatively rarely within the HSBC portfolio. For any single unobservable volatility, the uncertainty in the volatility determination is significantly less than the range quoted above.

Correlation

Correlation is a measure of the inter-relationship between two market prices and is expressed as a number between minus one and one. A positive correlation implies that the two market prices tend to move in the same direction, with a correlation of one implying that they always move in the same direction. A negative correlation implies that the two market prices tend to move in opposite directions, with a correlation of minus one implying that the two market prices always move in opposite directions. Correlation is used to value more complex instruments where the payout is dependent upon more than one market price. There is a wide range of instruments for which correlation is an input, and consequently a wide range of both same-asset correlations (e.g. equity-equity correlation) and cross-asset correlations (e.g. foreign exchange rate-interest rate correlation) is used. In general, the range of same-asset correlations will be narrower than the range of cross-asset correlations.

Correlation may be unobservable. Unobservable correlations may be estimated based upon a range of evidence, including consensus pricing services, HSBC trade prices, proxy correlations and examination of historical price relationships.

The range of unobservable correlations quoted in the table reflects the wide variation in correlation inputs by market price pair. For any single unobservable correlation, the uncertainty in the correlation determination is likely to be less than the range quoted above.

Credit spread

Credit spread is the premium over a benchmark interest rate required by the market to accept lower credit quality. In a discounted cash flow model, the credit spread increases the discount factors applied to future cash flows, thereby reducing the value of an asset. Credit spreads may be implied from market prices. Credit spreads may not be observable in more illiquid markets.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**14 – Fair values of financial instruments not carried at fair value****Inter-relationships between key unobservable inputs**

Key unobservable inputs to Level 3 financial instruments may not be independent of each other. As described above, market variables may be correlated. This correlation typically reflects the manner in which different markets tend to react to macroeconomic or other events. Furthermore, the effect of changing market variables upon the HSBC portfolio will depend on HSBC's net risk position in respect of each variable.

HSBC Holdings

The following table provides an analysis of the basis for valuing financial assets and financial liabilities measured at fair value in the financial statements:

Basis of valuing HSBC Holdings' financial assets and liabilities measured at fair value

	2015 \$m	2014 \$m
Valuation technique using observable inputs: Level 2		
Assets at 31 December		
Derivatives	2,467	2,771
Available for sale	4,285	4,073
Liabilities at 31 December		
Designated at fair value	19,853	18,679
Derivatives	2,278	1,169

14 Fair values of financial instruments not carried at fair value**Fair values of financial instruments not carried at fair value and bases of valuation**

	Carrying amount \$m	Quoted market price Level 1 \$m	Fair value Valuation techniques		Total \$m
			Using observable inputs Level 2 \$m	With significant unobservable inputs Level 3 \$m	
Assets and liabilities not held for sale at 31 December 2015					
Assets					
Loans and advances to banks	90,401	–	88,156	2,255	90,411
Loans and advances to customers	924,454	–	12,412	910,057	922,469
Reverse repurchase agreements – non-trading	146,255	–	145,307	959	146,266
Financial investments: debt securities	44,102	1,163	44,076	19	45,258
Liabilities					
Deposits by banks	54,371	–	54,295	76	54,371
Customer accounts	1,289,586	–	1,280,368	9,421	1,289,789
Repurchase agreements – non-trading	80,400	–	80,400	–	80,400
Debt securities in issue	88,949	–	89,023	–	89,023
Subordinated liabilities	22,702	–	24,344	649	24,993
Assets and liabilities not held for sale at 31 December 2014					
Assets					
Loans and advances to banks	112,149	–	109,087	3,046	112,133
Loans and advances to customers	974,660	–	13,598	959,239	972,837
Reverse repurchase agreements – non-trading	161,713	–	160,600	1,123	161,723
Financial investments: debt securities	37,751	1,418	37,671	74	39,163
Liabilities					
Deposits by banks	77,426	–	77,300	98	77,398
Customer accounts	1,350,642	–	1,336,865	13,730	1,350,595
Repurchase agreements – non-trading	107,432	–	107,432	–	107,432
Debt securities in issue	95,947	146	94,325	1,932	96,403
Subordinated liabilities	26,664	–	28,806	1,248	30,054

Fair values are determined according to the hierarchy set out in Note 13.

Other financial instruments not carried at fair value are typically short-term in nature and re-price to current market rates frequently. Accordingly, their carrying amount is a reasonable approximation of fair value. This includes cash and balances at central banks, items in the course of collection from and transmission to other banks, Hong Kong Government certificates of indebtedness and Hong Kong currency notes in circulation, all of which are measured at amortised cost.

Carrying amount and fair value of loans and advances to customers by industry sector

Carrying amount at 31 December			
	Not impaired \$m	Impaired \$m	Total \$m
2015			
Loans and advances to customers	907,698	16,756	924,454
– personal	361,716	9,487	371,203
– corporate and commercial	485,933	7,145	493,078
– financial	60,049	124	60,173
2014			
Loans and advances to customers	954,710	19,950	974,660
– personal	377,154	11,800	388,954
– corporate and commercial	527,168	8,016	535,184
– financial	50,388	134	50,522
Fair value at 31 December			
	Not impaired \$m	Impaired \$m	Total \$m
2015			
Loans and advances to customers	906,696	15,773	922,469
– personal	359,559	9,024	368,583
– corporate and commercial	487,196	6,592	493,788
– financial	59,941	157	60,098
2014			
Loans and advances to customers	954,347	18,490	972,837
– personal	375,615	10,721	386,336
– corporate and commercial	528,361	7,642	536,003
– financial	50,371	127	50,498

Loans and advances to customers are classified as not impaired or impaired in accordance with the criteria described on page 128.

Analysis of loans and advances to customers by geographical segment

	2015		2014	
	Carrying amount \$m	Fair value \$m	Carrying amount \$m	Fair value \$m
Loans and advances to customers				
Europe	392,041	392,540	409,733	413,373
Asia	356,375	355,249	362,955	361,412
Middle East and North Africa	29,894	29,614	29,063	28,658
North America	128,851	127,532	129,787	126,232
Latin America	17,293	17,534	43,122	43,162
At 31 December	924,454	922,469	974,660	972,837

Valuation

The fair value measurement is HSBC's estimate of the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It does not reflect the economic benefits and costs that HSBC expects to flow from the instruments' cash flows over their expected future lives. Other reporting entities may use different valuation methodologies and assumptions in determining fair values for which no observable market prices are available.

Fair values of the following assets and liabilities are estimated for the purpose of disclosure as described below:

Loans and advances to banks and customers

The fair value of loans and advances is based on observable market transactions, where available. In the absence of observable market transactions, fair value is estimated using valuation models that incorporate a range of input assumptions. These assumptions may include value estimates from third-party brokers which reflect over-the-counter trading activity, forward looking discounted cash flow models using assumptions which HSBC believes are consistent with those which would be used by market participants in valuing such loans, and trading inputs from other market participants which include observed primary and secondary trades.

Notes on the Financial Statements (continued)**14 – Fair values of financial instruments not carried at fair value / 15 – Financial assets designated at fair value**

Loans are grouped, as far as possible, into homogeneous groups and stratified by loans with similar characteristics to improve the accuracy of estimated valuation outputs. The stratification of a loan book considers all material factors including vintage, origination period, estimates of future interest rates, prepayment speeds, delinquency rates, loan-to-value ratios, the quality of collateral, default probability, and internal credit risk ratings.

The fair value of a loan reflects both loan impairments at the balance sheet date and estimates of market participants' expectations of credit losses over the life of the loans, and the fair value effect of re-pricing between origination and the balance sheet date.

The fair value of loans and advances to customers in North America was lower than the carrying amount, primarily in the US, reflecting the market conditions at the balance sheet date. This was due to the challenging economic conditions during the past number of years, including house price depreciation, rising unemployment, changes in consumer behaviour, changes in discount rates and the lack of financing options available to support the purchase of loans and advances. The relative fair values increased during 2015, largely due to improved conditions in the housing industry driven by increased property values and, to a lesser extent, lower required market yields and increased investor demand for these types of loans and advances.

The fair value of loans and advances to customers in Europe is now broadly in line with carrying value, as new business from both new and existing customers reflects the current low interest rate environment.

Financial investments

The fair values of listed financial investments are determined using bid market prices. The fair values of unlisted financial investments are determined using valuation techniques that take into consideration the prices and future earnings streams of equivalent quoted securities.

Deposits by banks and customer accounts

Fair values are estimated using discounted cash flows, applying current rates offered for deposits of similar remaining maturities. The fair value of a deposit repayable on demand is approximated by its carrying value.

Debt securities in issue and subordinated liabilities

Fair values are determined using quoted market prices at the balance sheet date where available, or by reference to quoted market prices for similar instruments.

Repurchase and reverse repurchase agreements – non-trading

Fair values are estimated by using discounted cash flows, applying current rates. Fair values approximate carrying amounts as their balances are generally short dated.

HSBC Holdings

The methods used by HSBC Holdings to determine fair values of financial instruments for the purpose of measurement and disclosure are described above.

Fair values of HSBC Holdings' financial instruments not carried at fair value on the balance sheet

	2015		2014	
	Carrying amount \$m	Fair value ¹ \$m	Carrying amount \$m	Fair value ¹ \$m
Assets at 31 December				
Loans and advances to HSBC undertakings	44,350	45,180	43,910	45,091
Liabilities at 31 December				
Amounts owed to HSBC undertakings	2,152	2,152	2,892	2,906
Debt securities in issue	960	1,224	1,009	1,357
Subordinated liabilities	15,895	18,297	17,255	20,501

1 Fair values were determined using valuation techniques with observable inputs (Level 2).

15 Financial assets designated at fair value

Accounting policy

Financial instruments, other than those held for trading, are classified in this category if they meet one or more of the criteria set out below, and are so designated irrevocably at inception. HSBC may designate financial instruments at fair value when the designation:

- eliminates or significantly reduces measurement or recognition inconsistencies that would otherwise arise from measuring financial instruments or recognising gains and losses on different bases from related positions. Under this criterion, the main class of financial assets designated by HSBC are financial assets under unit-linked insurance and unit-linked investment contracts. Liabilities to customers under linked contracts are determined based on the fair value of the assets held in the linked funds. If no fair value designation was made for the related assets, the assets would be classified as available for sale, with changes in fair value recorded in other comprehensive income. The related financial assets and liabilities are managed and reported to management on a fair value basis. Designation at fair value of the financial assets and related liabilities allows the changes in fair values to be recorded in the income statement and presented in the same line;
- applies to groups of financial instruments that are managed, and their performance evaluated, on a fair value basis in accordance with a documented risk management or investment strategy, and where information about the groups of financial instruments is reported to management on that basis. For example, certain financial assets are held to meet liabilities under non-linked insurance contracts. HSBC has documented risk management and investment strategies designed to manage and monitor the market risk of those assets on a net basis, after considering non-linked liabilities. Fair value measurement is also consistent with the regulatory reporting requirements under the appropriate regulations for those insurance operations; and
- relates to financial instruments containing one or more non-closely related embedded derivatives.

Designated financial assets are recognised at fair value when HSBC enters into contracts with counterparties, which is generally on trade date, and are normally derecognised when sold. Subsequent changes in fair values are recognised in the income statement in 'Net income from financial instruments designated at fair value'.

Financial assets designated at fair value

	2015 \$m	2014 \$m
Financial assets designated at fair value:		
– not subject to repledge or resale by counterparties	23,852	28,357
– which may be repledged or resold by counterparties	–	680
At 31 December	23,852	29,037
Treasury and other eligible bills	396	56
Debt securities	4,341	8,891
Equity securities	18,995	20,006
Securities designated at fair value	23,732	28,953
Loans and advances to banks and customers	120	84
At 31 December	23,852	29,037

Securities designated at fair value¹

	2015 \$m	2014 \$m
US Treasury and US Government agencies ²	145	8
UK Government	103	140
Hong Kong Government	33	40
Other government	1,020	4,088
Asset-backed securities ³	25	18
Corporate debt and other securities	3,411	4,653
Equities	18,995	20,006
At 31 December	23,732	28,953

1. Included within these figures are debt securities issued by banks and other financial institutions of \$1,536m (2014: \$1,388m), of which \$35m (2014: \$24m) are guaranteed by various governments.

2. Includes securities that are supported by an explicit guarantee issued by the US Government.

3. Excludes asset-backed securities included under US Treasury and US Government agencies.

Securities listed on a recognised exchange and unlisted

	Treasury and other eligible bills \$m	Debt securities \$m	Equity securities \$m	Total \$m
Fair value				
Listed ¹	–	2,458	11,690	14,148
Unlisted	396	1,883	7,305	9,584
At 31 December 2015	396	4,341	18,995	23,732

Notes on the Financial Statements (continued)

16 – Derivatives

Securities listed on a recognised exchange and unlisted (continued)

	Treasury and other eligible bills \$m	Debt securities \$m	Equity securities \$m	Total \$m
Fair value				
Listed ¹	5	2,731	13,837	16,573
Unlisted	51	6,160	6,169	12,380
At 31 December 2014	56	8,891	20,006	28,953

1 Included within listed investments are \$1,181m of investments listed on a recognised exchange in Hong Kong (2014: \$1,361m).

16 Derivatives

Accounting policy

Derivatives

Derivatives are financial instruments that derive their value from the price of underlying items such as equities, bonds, interest rates, foreign exchange, credit spreads, commodities and equity or other indices. Derivatives are recognised initially, and are subsequently measured, at fair value. Fair values of derivatives are obtained either from quoted market prices or by using valuation techniques. Derivatives are classified as assets when their fair value is positive or as liabilities when their fair value is negative.

Embedded derivatives are bifurcated from the host contract when their economic characteristics and risks are not clearly and closely related to those of the host non-derivative contract, their terms would otherwise meet the definition of a stand-alone derivative and the combined contract is not held for trading or designated at fair value. The bifurcated embedded derivatives are measured at fair value with changes therein recognised in the income statement.

Derivative assets and liabilities arising from different transactions are only offset for accounting purposes if the offsetting criteria presented in Note 32 are met.

Gains and losses from changes in the fair value of derivatives, that do not qualify for hedge accounting are reported in 'Net trading income'. Gains and losses on derivatives managed in conjunction with financial instruments designated at fair value are reported in 'Net income from financial instruments designated at fair value' together with the gains and losses on the economically hedged items. Where the derivatives are managed with debt securities issued by HSBC that are designated at fair value, the contractual interest is shown in 'Interest expense' together with the interest payable on the issued debt.

Hedge accounting

When derivatives are designated in hedge relationships, HSBC classifies them as either: (i) hedges of the change in fair value of recognised assets or liabilities or firm commitments ('fair value hedges'); (ii) hedges of the variability in highly probable future cash flows attributable to a recognised asset or liability, or a forecast transaction ('cash flow hedges'); or (iii) a hedge of a net investment in a foreign operation ('net investment hedges').

HSBC formally designates and documents each hedge relationship from inception, setting out the risk management objective and strategy for undertaking the hedge along with the specifically identified hedging instrument, hedged item or transaction, the nature of the risk being hedged and the method for assessing hedge effectiveness. The method selected to assess hedge effectiveness will depend on the risk management strategy.

To qualify for hedge accounting, HSBC requires that a hedge must be expected to be highly effective at inception and on an ongoing basis for the duration of the hedge relationship with each hedge relationship subject to an ongoing retrospective and prospective hedge effectiveness assessment.

Fair value hedge

Changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as fair value hedges are recorded in the income statement, along with changes in the fair value of the hedged assets or liabilities attributable to the hedged risk.

If a hedge relationship no longer meets the criteria for hedge accounting, hedge accounting is discontinued; the cumulative adjustment to the carrying amount of the hedged item is amortised to the income statement on a recalculated effective interest rate over the residual period to maturity, unless the hedged item has been derecognised, in which case it is recognised in the income statement immediately.

Cash flow hedge

The effective portion of changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as cash flow hedges is recognised in other comprehensive income; the ineffective portion of the change in fair value is recognised immediately in the income statement within 'Net trading income'.

The accumulated gains and losses recognised in other comprehensive income are reclassified to the income statement in the same periods in which the hedged item affects profit or loss. In hedges of forecast transactions that result in recognition of a non-financial asset or liability, previous gains and losses recognised in other comprehensive income are included in the initial measurement of the asset or liability.

When a hedge relationship is discontinued, any cumulative gain or loss recognised in other comprehensive income remains in equity until the forecast transaction is recognised in the income statement. When a forecast transaction is no longer expected to occur, the cumulative gain or loss previously recognised in other comprehensive income is immediately reclassified to the income statement.

Net investment hedge

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for in a similar way to cash flow hedges. A gain or loss on the effective portion of the hedging instrument is recognised in other comprehensive income; the residual change in fair value is recognised immediately in the income statement. Gains and losses previously recognised in other comprehensive income are reclassified to the income statement on the disposal, or part disposal, of the foreign operation.

Derivatives that do not qualify for hedge accounting

Non-qualifying hedges are derivatives entered into as economic hedges of assets and liabilities for which hedge accounting was not applied.

Fair values of derivatives by product contract type held by HSBC

	Assets			Liabilities		
	Trading \$m	Hedging \$m	Total \$m	Trading \$m	Hedging \$m	Total \$m
Foreign exchange	95,201	1,140	96,341	94,843	755	95,598
Interest rate	277,496	1,658	279,154	267,609	3,758	271,367
Equities	8,732	–	8,732	10,383	–	10,383
Credit	6,961	–	6,961	6,884	–	6,884
Commodity and other	3,148	–	3,148	2,699	–	2,699
Gross total fair values	391,538	2,798	394,336	382,418	4,513	386,931
Offset (Note 32)			(105,860)			(105,860)
At 31 December 2015			288,476			281,071
Foreign exchange	95,584	1,728	97,312	95,187	572	95,759
Interest rate	471,379	1,864	473,243	463,456	4,696	468,152
Equities	11,694	–	11,694	13,654	–	13,654
Credit	9,340	–	9,340	10,061	–	10,061
Commodity and other	3,884	–	3,884	3,508	–	3,508
Gross total fair values	591,881	3,592	595,473	585,866	5,268	591,134
Offset (Note 32)			(250,465)			(250,465)
At 31 December 2014			345,008			340,669

Derivative assets and liabilities decreased during 2015, primarily driven by 'portfolio compression' exercises, with a corresponding decrease in the offset amount.

Fair values of derivatives by product contract type held by HSBC Holdings with subsidiaries

	Assets			Liabilities		
	Trading \$m	Hedging \$m	Total \$m	Trading \$m	Hedging \$m	Total \$m
Foreign exchange	390	–	390	2,065	213	2,278
Interest rate	1,600	477	2,077	–	–	–
At 31 December 2015	1,990	477	2,467	2,065	213	2,278
Foreign exchange	680	–	680	1,066	103	1,169
Interest rate	1,607	484	2,091	–	–	–
At 31 December 2014	2,287	484	2,771	1,066	103	1,169

Use of derivatives

For details regarding use of derivatives, see page 171 under Market Risk.

Trading derivatives

Most of HSBC's derivative transactions relate to sales and trading activities. Sales activities include the structuring and marketing of derivative products to customers to enable them to take, transfer, modify or reduce current or expected risks. Trading activities include market-making and risk management. Market-making entails quoting bid and offer prices to other market participants for the purpose of generating revenues based on spread and volume. Risk management activity is undertaken to manage the risk arising from client transactions, with the principal purpose of retaining client margin. Other derivatives classified as held for trading include non-qualifying hedging derivatives.

Substantially all of HSBC Holdings' derivatives entered into with subsidiaries are managed in conjunction with financial liabilities designated at fair value.

The notional contract amounts of derivatives held for trading purposes indicate the nominal value of transactions outstanding at the balance sheet date; they do not represent amounts at risk.

Notional contract amounts of derivatives held for trading purposes by product type

HSBC HOLDINGS PLC

395

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

16 – Derivatives

	HSBC		HSBC Holdings	
	2015 \$m	2014 \$m	2015 \$m	2014 \$m
Foreign exchange	5,658,030	5,548,075	19,036	15,595
Interest rate	14,462,113	22,047,278	10,150	8,650
Equities	501,834	568,932	–	–
Credit	463,344	550,197	–	–
Commodity and other	51,683	77,565	–	–
At 31 December	21,137,004	28,792,047	29,186	24,245

Credit derivatives

HSBC trades credit derivatives through its principal dealing operations and acts as a principal counterparty to a broad range of users, structuring transactions to produce risk management products for its customers or making markets in certain products. Risk is typically controlled through entering into offsetting credit derivative contracts with other counterparties.

HSBC manages the credit risk arising on buying and selling credit derivative protection by including the related credit exposures within its overall credit limit structure for the relevant counterparty. Trading of credit derivatives is restricted to a small number of offices within the major centres which have the control infrastructure and market skills to manage effectively the credit risk inherent in the products.

Credit derivatives are also deployed to a limited extent for the risk management of the Group's loan portfolios. The notional contract amount of credit derivatives of \$463bn (2014: \$550bn) consisted of protection bought of \$237bn (2014: \$272bn) and protection sold of \$226bn (2014: \$278bn). The credit derivative business operates within the market risk management framework described on page 211.

Derivatives valued using models with unobservable inputs

The difference between the fair value at initial recognition (the transaction price) and the value that would have been derived had valuation techniques used for subsequent measurement been applied at initial recognition, less subsequent releases, is as follows:

Unamortised balance of derivatives valued using models with significant unobservable inputs

	2015 \$m	2014 \$m
Unamortised balance at 1 January	114	167
Deferral on new transactions	196	177
Recognised in the Income statement during the year:	(207)	(234)
– amortisation	(121)	(114)
– subsequent to unobservable inputs becoming observable	(2)	(13)
– maturity, termination or offsetting derivative	(84)	(107)
– risk hedged	–	–
Exchange differences	(6)	4
Unamortised balance at 31 December¹	97	114

1 This amount is yet to be recognised in the consolidated income statement.

Hedge accounting derivatives

HSBC uses derivatives (principally interest rate swaps) for hedging purposes in the management of its asset and liability portfolios and structural positions. This enables HSBC to optimise the overall cost to the Group of accessing debt capital markets, and to mitigate the market risk which would otherwise arise from structural imbalances in the maturity and other profiles of its assets and liabilities.

The notional contract amounts of derivatives designated in qualifying hedge accounting relationships indicate the nominal value of transactions outstanding at the balance sheet date; they do not represent amounts at risk.

Notional contract amounts of derivatives designated in qualifying hedge accounting relationships by product type

	HSBC				HSBC Holdings	
	2015 Cash flow hedge \$m	Fair value hedge \$m	2014 Cash flow hedge \$m	Fair value hedge \$m	2015 Fair value hedge \$m	2014 Fair value hedge \$m
Foreign exchange	32,128	196	25,340	–	1,120	1,120
Interest rate	107,796	105,127	190,902	90,338	5,132	5,477
At 31 December	139,924	105,323	216,242	90,338	6,252	6,597

Fair value hedges

HSBC's fair value hedges principally consist of interest rate swaps that are used to protect against changes in the fair value of fixed-rate long-term financial instruments due to movements in market interest rates.

Fair values of derivatives designated as fair value hedges

	2015		2014	
	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
HSBC				
Foreign exchange	2	–	–	–
Interest rate	672	3,395	387	4,012
At 31 December	674	3,395	387	4,012
HSBC Holdings				
Foreign exchange	–	213	–	103
Interest rate	477	–	484	–
At 31 December	477	213	484	103

Gains or losses arising from fair value hedges

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
HSBC			
Gains/(losses):			
– on hedging instruments	40	(2,542)	1,997
– on the hedged items attributable to the hedged risk	(51)	2,561	(1,932)
Year ended 31 December	(11)	19	65
HSBC Holdings			
Gains/(losses):			
– on hedging instruments	(4)	423	14
– on the hedged items attributable to the hedged risk	6	(422)	(21)
Year ended 31 December	2	1	(7)

Cash flow hedges

HSBC's cash flow hedges consist principally of interest rate swaps, futures and cross-currency swaps that are used to protect against exposures to variability in future interest cash flows on non-trading assets and liabilities which bear interest at variable rates or which are expected to be re-funded or reinvested in the future. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected for each portfolio of financial assets and liabilities on the basis of their contractual terms and other relevant factors, including estimates of prepayments and defaults. The aggregate principal balances and interest cash flows across all portfolios over time form the basis for identifying gains and losses on the effective portions of derivatives designated as cash flow hedges of forecast transactions.

Fair values of derivatives designated as cash flow hedges

	2015		2014	
	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Foreign exchange	1,027	748	1,673	572
Interest rate	986	363	1,477	684
At 31 December	2,013	1,111	3,150	1,256

Notes on the Financial Statements (continued)**16 – Derivatives / 17 – Financial investments***Forecast principal balances on which interest cash flows are expected to arise*

	3 months or less \$m	More than 3 months but less than 1 year \$m	5 years or less but more than 1 year \$m	More than 5 years \$m
Net cash inflows/(outflows) exposure				
Assets	94,256	93,528	62,664	971
Liabilities	(16,241)	(17,179)	(11,681)	(3,326)
At 31 December 2015	78,015	76,349	50,983	(2,355)
Net cash inflows/(outflows) exposure				
Assets	131,694	122,728	79,529	959
Liabilities	(60,814)	(46,582)	(36,371)	(8,169)
At 31 December 2014	70,880	76,146	43,158	(7,210)

This table reflects the interest rate repricing profile of the underlying hedged items.

During the year to 31 December 2015 a gain of \$15m (2014: gain of \$34m; 2013: gain of \$22m) was recognised due to hedge ineffectiveness.

Hedges of net investments in foreign operations

The Group applies hedge accounting in respect of certain consolidated net investments. Hedging is undertaken using forward foreign exchange contracts or by financing with foreign currency borrowings.

At 31 December 2015, the fair values of outstanding financial instruments designated as hedges of net investments in foreign operations were assets of \$111m (2014: \$55m), liabilities of \$12m (2014: \$1m) and notional contract values of \$4,210m (2014: \$3,525m).

Ineffectiveness recognised in 'Net trading income' in the year ended 31 December 2015 was nil (2014 and 2013: nil).

17 Financial investments**Accounting policy**

Treasury bills, debt securities and equity securities intended to be held on a continuing basis, other than those designated at fair value, are classified as available for sale or held to maturity. They are recognised on the trade date when HSBC enters into contractual arrangements to purchase those instruments, and are normally derecognised when either the securities are sold or redeemed.

(i) Available-for-sale financial assets are initially measured at fair value plus direct and incremental transaction costs. They are subsequently remeasured at fair value, and changes therein are recognised in other comprehensive income until the assets are either sold or become impaired. When available-for-sale financial assets are sold, cumulative gains or losses previously recognised in other comprehensive income are recognised in the income statement as 'Gains less losses from financial investments'.

Interest income is recognised over a debt security's expected life. Premiums and/or discounts arising on the purchase of dated debt securities are included in the interest recognised. Dividends from equity assets are recognised in the income statement when the right to receive payment is established.

(ii) Held-to-maturity investments are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments and fixed maturities that HSBC positively intends and is able to hold to maturity. Held-to-maturity investments are initially recorded at fair value plus any directly attributable transaction costs, and are subsequently measured at amortised cost, less any impairment losses.

The accounting policy relating to impairments of available-for-sale securities is presented in Note 1.

Available-for-sale financial assets are reclassified to held to maturity if there is a change in intention or ability to hold those assets to maturity due to a change in the way they are managed. The fair value on reclassification becomes the new amortised cost and the assets are subsequently carried at amortised cost rather than fair value.

Financial investments

	2015 \$m	2014 \$m
Financial investments:		
– not subject to repledge or resale by counterparties	429,905	380,419
– which may be repledged or resold by counterparties	8,050	35,048
At 31 December	428,955	415,467

Carrying amount and fair value of financial investments

	2015		2014	
	Carrying amount \$m	Fair value \$m	Carrying amount \$m	Fair value \$m
Treasury and other eligible bills	104,551	104,551	81,517	81,517
– available for sale	104,551	104,551	81,517	81,517
Debt securities	318,569	319,725	323,256	324,668
– available for sale	274,467	274,467	285,505	285,505
– held to maturity	44,102	45,258	37,751	39,163
Equity securities	5,835	5,835	10,694	10,694
– available for sale	5,835	5,835	10,694	10,694
At 31 December	428,955	430,111	415,467	416,879

Financial investments at amortised cost and fair value

	Amortised cost ¹ \$m	Fair value ² \$m
US Treasury	61,585	61,779
US Government agencies ³	22,910	22,843
US Government sponsored entities ³	10,365	10,627
UK Government	27,250	27,316
Hong Kong Government	53,676	53,674
Other government	141,329	143,370
Asset-backed securities ⁴	14,239	13,375
Corporate debt and other securities	89,860	91,292
Equities	4,057	5,835
At 31 December 2015	425,271	430,111
US Treasury	33,931	34,745
US Government agencies ³	18,326	18,516
US Government sponsored entities ³	9,339	9,761
UK Government	28,680	29,758
Hong Kong Government	43,573	43,574
Other government	159,846	163,402
Asset-backed securities ⁴	20,911	19,177
Corporate debt and other securities	84,387	87,252
Equities	7,421	10,694
At 31 December 2014	406,414	416,879
US Treasury	50,369	50,421
US Government agencies ³	19,211	18,771
US Government sponsored entities ³	5,263	5,445
UK Government	23,565	23,580
Hong Kong Government	49,570	49,579
Other government	153,619	156,208
Asset-backed securities ⁴	25,961	24,115
Corporate debt and other securities	87,469	88,999
Equities	8,081	9,140
At 31 December 2013	423,108	426,258

1 Represents the amortised cost or cost basis of the financial investment.

2 Included within 'Fair value' figures are debt securities issued by banks and other financial institutions of \$61bn (2014: \$54bn; 2013: \$55bn), of which \$18bn (2014: \$9bn; 2013: \$9bn) are guaranteed by various governments.

3 Includes securities that are supported by an explicit guarantee issued by the US Government.

4 Excludes asset-backed securities included under US Government agencies and sponsored entities.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

17 – Financial investments / 18 – Assets charged as security and collateral accepted

Financial investments listed and unlisted

	Treasury and other eligible bills available for sale \$m	Debt securities available for sale \$m	Debt securities held to maturity \$m	Equity securities available for sale \$m	Total \$m
Carrying amount					
Listed ¹	6,151	170,271	9,565	842	186,829
Unlisted ²	98,400	104,196	34,537	4,993	242,126
At 31 December 2015	104,551	274,467	44,102	5,835	428,955
Carrying amount					
Listed ¹	4,101	168,879	6,037	5,928	184,945
Unlisted ²	77,416	116,626	31,714	4,766	230,522
At 31 December 2014	81,517	285,505	37,751	10,694	415,467

1 The fair value of listed held-to-maturity debt securities as at 31 December 2015 was \$10bn (2014: \$6bn). Included within listed investments were \$5bn (2014: \$4bn) of investments listed on a recognised exchange in Hong Kong.

2 Unlisted treasury and other eligible bills available for sale primarily comprise treasury bills not listed on an exchange but for which there is a liquid market.

Maturities of investments in debt securities at their carrying amount

	1 year or less \$m	5 years or less but over 1 year \$m	10 years or less but over 5 years \$m	Over 10 years \$m	Total \$m
Available for sale	61,664	131,023	42,140	39,640	274,467
Held to maturity	2,428	10,242	8,881	22,551	44,102
At 31 December 2015	64,092	141,265	51,021	62,191	318,569
Available for sale	68,344	134,815	44,938	37,408	285,505
Held to maturity	1,396	9,622	7,087	19,646	37,751
At 31 December 2014	69,740	144,437	52,025	57,054	323,256

Contractual maturities and weighted average yields of investment debt securities

	Within one year		After one year but within five years		After five years but within ten years		After ten years	
	Amount \$m	Yield %	Amount \$m	Yield %	Amount \$m	Yield %	Amount \$m	Yield %
Available for sale								
US Treasury	9,316	0.5	20,352	1.2	12,805	2.1	3,594	3.3
US Government agencies	–	–	6	4.2	33	3.9	13,575	2.5
US Government-sponsored agencies	8	5.3	3,029	3.0	911	2.2	1,716	3.0
UK Government	2,479	1.7	8,005	1.3	8,518	1.4	1,215	0.1
Hong Kong Government	674	0.5	1,408	1.1	–	–	–	–
Other governments	37,197	2.0	60,899	2.4	10,312	2.9	2,543	3.0
Asset-backed securities	18	1.4	657	1.4	2,530	1.3	11,027	1.3
Corporate debt and other securities	12,285	1.5	35,210	1.4	5,937	1.9	6,287	3.0
Total amortised cost at 31 December 2015	61,977		129,566		41,046		39,957	
Total carrying value	61,664		131,023		42,140		39,640	
Held to maturity								
US Treasury	2	0.9	76	4.9	46	4.8	119	4.2
US Government agencies	–	–	13	1.4	30	4.0	9,254	2.4
US Government-sponsored agencies	–	–	112	1.3	597	2.7	3,991	2.9
Hong Kong Government	4	0.7	44	1.4	16	1.8	9	1.4
Other governments	59	5.5	217	4.7	184	5.3	725	4.6
Asset-backed securities	–	–	–	–	–	–	7	6.5
Corporate debt and other securities	2,363	3.0	9,780	3.5	8,008	3.7	8,446	4.1
Total amortised cost at 31 December 2015	2,428		10,242		8,881		22,551	
Total carrying value	2,428		10,242		8,881		22,551	

The maturity distributions of ABSs are presented in the above table on the basis of contractual maturity dates. The weighted average yield for each range of maturities is calculated by dividing the annualised interest income for the year ended 31 December 2015 by the book amount of available-for-sale debt securities at that date. The yields do not include the effect of related derivatives.

18 Assets charged as security for liabilities, assets transferred and collateral accepted as security for assets

Financial assets pledged to secure liabilities

	2015 \$m	2014 \$m
Treasury bills and other eligible securities	5,941	5,170
Loans and advances to banks	15,582	17,294
Loans and advances to customers	88,927	77,960
Debt securities	69,470	138,991
Equity securities	4,644	11,373
Other	213	6,079
Assets pledged at 31 December	184,777	256,867

The above table shows assets over which a charge has been granted to secure liabilities on a legal and contractual basis. The total amount may be greater than the book value of assets utilised as collateral for funding purposes or to cover liabilities, for example, in the case of securitisations and covered bonds where the amount of liabilities issued plus any mandatory over-collateralisation is less than the book value of financial assets available for funding or collateral purposes in the relevant pool of assets. This is also the case where financial assets are placed with a custodian or a settlement agent which has a floating charge over all the financial assets placed to secure any liabilities under settlement accounts.

These transactions are conducted under terms that are usual and customary to collateralised transactions including, where relevant, standard securities lending, repurchase agreements and derivative margining. HSBC places both cash and non-cash collateral in relation to derivative transactions.

Assets transferred

Accounting policy

Derecognition of financial assets

Financial assets are derecognised when the contractual rights to receive cash flows from the assets have expired; or when HSBC has transferred its contractual right to receive the cash flows of the financial assets, and either:

- substantially all the risks and rewards of ownership have been transferred; or
- HSBC has neither retained nor transferred substantially all the risks and rewards, but has not retained control.

The financial assets shown above include amounts transferred to third parties that do not qualify for derecognition, notably debt securities held by counterparties as collateral under repurchase agreements and equity securities lent under securities lending agreements. As the substance of these transactions is secured borrowings, the asset collateral continues to be recognised in full and the related liability reflecting the Group's obligation to repurchase the transferred assets for a fixed price at a future date is also recognised on the balance sheet. As a result of these transactions, the Group is unable to use, sell or pledge the transferred assets for the duration of the transaction. The Group remains exposed to interest rate risk and credit risk on these pledged instruments. The counterparty's recourse is not limited to the transferred assets.

Transferred financial assets not qualifying for full derecognition and associated financial liabilities

	Carrying amount of assets before transfer \$m	Carrying amount of transferred assets \$m	Carrying amount of associated liabilities \$m	Fair value of transferred assets \$m	Fair value of associated liabilities \$m	Net position \$m
At 31 December 2015						
Repurchase agreements		36,153	35,913			
Securities lending agreements		5,275	5,704			
Other sales (recourse to transferred asset only)		2,717	2,768	2,720	2,726	(6)
Securitisations recognised to the extent of continuing involvement	17,427	5	2	5	2	3
At 31 December 2014						
Repurchase agreements		78,541	79,141			
Securities lending agreements		13,177	10,643			
Other sales (recourse to transferred asset only)		3,775	4,049	4,007	4,018	(11)
Securitisations recognised to the extent of continuing involvement	17,427	11	5	11	5	6

Notes on the Financial Statements (continued)**19 – Interests in associates and joint ventures****Collateral accepted as security for assets**

The fair value of assets accepted as collateral in relation to reverse repo, securities borrowing and derivative margining that HSBC is permitted to sell or repledge in the absence of default was \$222,065m (2014: \$269,019m). The fair value of any such collateral sold or repledged was \$139,532m (2014: \$163,342m). HSBC is obliged to return equivalent securities.

These transactions are conducted under terms that are usual and customary to standard securities borrowing, reverse repurchase agreements and derivative margining.

19 Interests in associates and joint ventures**Accounting policy**

Investments in which HSBC, together with one or more parties, has joint control of an arrangement set up to undertake an economic activity are classified as joint ventures. HSBC classifies investments in entities over which it has significant influence, and that are neither subsidiaries (Note 21) nor joint ventures, as associates.

Investments in associates and interests in joint ventures are recognised using the equity method. Under this method, such investments are initially stated at cost, including attributable goodwill, and are adjusted thereafter for the post-acquisition change in HSBC's share of net assets. Goodwill arises on the acquisition of interests in joint ventures and associates when the cost of investment exceeds HSBC's share of the net fair value of the associate's or joint venture's identifiable assets and liabilities.

Investments in associates and joint ventures are tested for impairment when there is an indication that the investment may be impaired. Goodwill on acquisitions of interests in joint ventures and associates is not tested separately for impairment.

Profits on transactions between HSBC and its associates and joint ventures are eliminated to the extent of HSBC's interest in the respective associates or joint ventures. Losses are also eliminated to the extent of HSBC's interest in the associates or joint ventures unless the transaction provides evidence of an impairment of the asset transferred.

Critical accounting estimates and judgements**Impairment of interests in associates**

Impairment testing involves significant judgement in determining the value in use, and in particular estimating the present values of cash flows expected to arise from continuing to hold the investment.

The most significant judgements relate to the impairment testing of our investment in Bank of Communications ("BoCom"). Key assumptions used in estimating BoCom's value in use, the sensitivity of the value in use calculation to different assumptions and a sensitivity analysis that shows the changes in key assumptions that would reduce the excess of value in use over the carrying amount (the "headroom") to nil are described below.

Associates

At 31 December 2015, the carrying amount of HSBC's interests in associates was \$18,900m (2014: \$17,940m).

Principal associates of HSBC

	2015		2014	
	Carrying amount \$m	Fair value ¹ \$m	Carrying amount \$m	Fair value ¹ \$m
Listed				
Bank of Communications Co., Limited	15,344	9,940	14,590	13,140
The Saudi British Bank	3,021	3,957	2,811	6,220
At 31 December	18,365	13,897	17,401	19,360

1. Principal associates are listed on recognised stock exchanges. The fair values are based on the quoted market prices of the shares held (Level 1 in the fair value hierarchy).

At 31 December 2015			
Country of incorporation and principal place of business	Principal activity	HSBC's interest in equity capital	Issued equity capital
Bank of Communications Co., Limited The Saudi British Bank	PRC ¹ Banking services	19.03%	RMB74,263m
	Saudi Arabia Banking services	40.00%	SR15,000m

1. People's Republic of China.

Details of all HSBC associates and joint ventures, as required under Section 409 of the Companies Act 2006, are set out on pages 468 to 469.

HSBC had \$15,344m (2014: \$14,590m) of interests in associates listed in Hong Kong.

Bank of Communications Co., Limited

HSBC's investment in BoCom was equity accounted with effect from August 2004. Its significant influence in BoCom was established as a result of representation on the Board of Directors and, in accordance with the Technical Cooperation and Exchange Programme, HSBC is assisting in the maintenance of financial and operating policies and a number of staff have been seconded to assist in this process.

Impairment testing

At 31 December 2015, the fair value of HSBC's investment in BoCom had been below the carrying amount for approximately 44 months, apart from a short period in 2013 and briefly during the first half of 2015. As a result, the Group performed an impairment test on the carrying amount of the investment in BoCom. The test confirmed that there was no impairment at 31 December 2015.

	At 31 December 2015			At 31 December 2014		
	VIU \$bn	Carrying value \$bn	Fair value \$bn	VIU \$bn	Carrying value \$bn	Fair value \$bn
Bank of Communications Co., Limited	17.0	15.3	9.9	15.7	14.6	13.1

Basis of recoverable amount

The impairment test was performed by comparing the recoverable amount of BoCom, determined by a value in use ("VIU") calculation, with its carrying amount. The VIU calculation uses discounted cash flow projections based on management's estimates of earnings. Cash flows beyond the short- to medium-term are then extrapolated in perpetuity using a long-term growth rate. An imputed capital maintenance charge ("CMC") is calculated to reflect the expected regulatory capital requirements, and is calculated as a deduction from forecast cash flows. The principal inputs to the CMC calculation include estimates of asset growth, the ratio of risk-weighted assets to total assets, and the expected regulatory capital requirements. Management judgement is required in estimating the future cash flows of BoCom.

Key assumptions in VIU calculation

Long-term growth rate: the growth rate used was 5% (2014: 5%) for periods after 2018 and does not exceed forecast GDP growth in mainland China.

Long-term asset growth rate: the growth rate used was 4% (2014: 4%) for periods after 2018 and this is the rate of growth required for an assumed 5% long-term growth rate in profit.

Discount rate: the discount rate of 13% (2014: 13%) is derived from a range of values obtained by applying a Capital Asset Pricing Model ("CAPM") calculation for BoCom, using market data. Management supplements this by comparing the rates derived from the CAPM with discount rates available from external sources, and HSBC's discount rate for evaluating investments in mainland China. The discount rate used is within the range of 10.1% to 14.2% (2014: 11.4% to 14.2%) indicated by the CAPM and external sources.

Loan impairment charge as a percentage of customer advances: the ratio used ranges from 0.71% to 0.78% (2014: 0.73% to 1%) in the short- to medium-term and is based on the forecasts disclosed by external analysts. It was assumed that the long-term ratio will stabilise at a rate of 0.70% (2014: 0.65%) which is slightly higher than the historical rate of 0.65%.

Risk-weighted assets as a percentage of total assets: the ratio used was 67% for all forecast periods (2014: 70% to 72% in the short- to medium-term and 70% in the long-term). This is consistent with the forecasts disclosed by external analysts.

Cost-income ratio: the ratio used was 41% (2014: ranged from 40.0% to 42.4%) in the short- to medium-term. The ratios were consistent with the short- to medium-term range forecasts of 40.3% to 40.7% (2014: 37.2% to 44.5%) disclosed by external analysts.

Sensitivity analyses were performed on each key assumption to ascertain the impact of reasonably possible changes in assumptions. The following change to each key assumption used on its own in the VIU calculation would reduce the headroom to nil.

Key assumption	Changes to key assumption to reduce headroom to nil
- Long-term growth rate - Long-term asset growth rate - Discount rate - Loan impairment charge as a percentage of customer advances - Risk-weighted assets as a percentage of total assets - Cost-income ratio	- Decrease by 62 basis points - Increase by 62 basis points - Increase by 82 basis points - Increase by 13 basis points - Increase by 5.4% - Increase by 2.8%

Notes on the Financial Statements (continued)

19 – Interests in associates and joint ventures

The following table illustrates the effect on VIU of reasonably possible changes to key assumptions. This reflects the sensitivity of VIU to each key assumption on its own and it is possible that more than one favourable and/or unfavourable change will occur at the same time.

	Favourable change		Current model	Unfavourable change	
	\$bn	\$bn	\$bn	\$bn	\$bn
At 31 December 2015					
Carrying amount: \$15.3bn					
Long-term growth rate	+100bps		5%	-210bps	
VIU	20.3		17.0	12.3	
Increase/(decrease) in VIU	3.2			(4.7)	
Long-term asset growth rate	-50bps		4%	+100bps	
VIU	18.2		17.0	14.3	
Increase/(decrease) in VIU	1.2			(2.8)	
Discount rate	-150bps		13%	+110bps	
VIU	21.2		17.0	14.9	
Increase/(decrease) in VIU	4.2			(2.1)	
Loan impairment charge as a percentage of customer advances	70bps throughout		2015-18: 0.71% - 0.78% 2019 onwards: 0.70%	2015-18: 0.85% 2019 onwards: 0.75%	
VIU	17.2		17.0	16.4	
Increase/(decrease) in VIU	0.1			(0.7)	
Risk-weighted assets as a percentage of total assets	-350bps		67% throughout	+10bps	
VIU	18.2		17.0	17.0	
Increase/(decrease) in VIU	1.2			(0.0)	
Cost income ratio	-250bps		41% throughout	+120bps	
VIU	18.5		17.0	16.35	
Increase/(decrease) in VIU	1.5			(0.7)	
At 31 December 2014					
Carrying amount: \$14.6bn					
Long-term growth rate	+50bp	+100bp	5%	-50bp	-100bp
VIU	17.0	18.6	15.7	14.5	13.4
Increase/(decrease) in VIU	1.3	2.9		(1.2)	(2.3)
Discount rate	-50bp	-100bp	13%	+50bp	+100bp
VIU	16.8	18.1	15.7	14.7	13.9
Increase/(decrease) in VIU	1.1	2.4		(1.0)	(1.8)
Loan impairment charge as a percentage of customer advances	0.65% throughout		2014-18: 0.73% - 1% 2019 onwards: 0.65%	1% from 2014-18 2019 onwards: 0.65%	
VIU	16.2		15.7	14.9	
Increase/(decrease) in VIU	0.5			(0.8)	
Risk-weighted assets as a percentage of total assets	-100bp	-200bp	2014-18: 70% - 72% 2019 onwards: 70.0%	+100bp	+200bp
VIU	16.0	16.3	15.7	15.4	15.1
Increase/(decrease) in VIU	0.3	0.6		(0.3)	(0.6)
Cost income ratio	-50bp	-100bp	2014-18: 40.0% - 42.4% 2019 onwards: 42.4%	+50bp	+100bp
VIU	16.0	16.3	15.7	15.4	15.1
Increase/(decrease) in VIU	0.3	0.6		(0.3)	(0.6)

Based on the forecasts disclosed by external analysts, management estimates that the reasonably possible range of VIU is \$12.4bn to \$22.7bn.

Selected financial information of BoCom

The statutory accounting reference date of BoCom is 31 December. For the year ended 31 December 2015, HSBC included the associate's results on the basis of financial statements made up for the 12 months ended 30 September 2015, taking into account changes in the subsequent period from 1 October 2015 to 31 December 2015 that would have materially affected the results.

Selected balance sheet information of BoCom

	At 30 September	
	2015 \$m	2014 \$m
Cash and balances at central banks	144,702	150,306
Loans and advances to banks and other financial institutions	110,915	79,960
Loans and advances to customers	560,503	547,706
Other financial assets	244,722	178,883
Other assets	49,246	45,140
Total assets	1,110,088	1,001,995
Deposits by banks and other financial institutions	261,211	209,935
Customer accounts	691,959	663,745
Other financial liabilities	46,932	28,860
Other liabilities	29,329	25,361
Total liabilities	1,029,431	927,901
Total equity	80,657	74,094

Reconciliation of BoCom's total shareholders' equity to the carrying amount in HSBC's consolidated financial statements as at 31 December

	At 30 September	
	2015 \$m	2014 \$m
HSBC's share of total shareholders' equity	14,824	14,040
Add: Goodwill and other intangible assets	520	550
Carrying amount	15,344	14,590

Selected income statement information of BoCom

	For the 12 months ended 30 September	
	2015 \$m	2014 \$m
Net interest income	22,397	22,030
Net fee and commission income	5,432	4,792
Loan impairment charges	(3,772)	(3,509)
Depreciation and amortisation	(1,012)	(920)
Tax expense	(2,976)	(3,102)
Profit for the year	10,634	10,626
Other comprehensive income	377	217
Total comprehensive income	11,011	10,843
Dividends received from BoCom	624	597

Summarised aggregate financial information in respect of all associates excluding BoCom

	2015 \$m	2014 \$m
Carrying amount	3,556	3,350
HSBC's share of:		
– total assets	21,645	20,099
– total liabilities	18,166	16,837
– revenues	821	801
– profit or loss from continuing operations	508	519
– other comprehensive income	–	2
– total comprehensive income	508	521

Joint ventures

At 31 December 2015, the carrying amount of HSBC's interests in joint ventures was \$239m (2014: \$241m).

Associates and joint ventures

For the year ended 31 December 2015, HSBC's share of associates and joint ventures' tax on profit was \$575m (2014: \$600m). This is included within 'Share of profit in associates and joint ventures' in the income statement.

Notes on the Financial Statements (continued)

20 – Goodwill and intangible assets

Movements in interests in associates and joint ventures

	2015 \$m	2014 \$m
At 1 January	18,181	16,640
Additions	3	30
Disposals	(8)	(133)
Share of results	2,556	2,532
Dividends	(879)	(757)
Exchange differences	(718)	(212)
Share of other comprehensive income of associates and joint ventures	(9)	78
Other movements	13	3
At 31 December¹	19,139	18,181

1 Includes goodwill of \$583m (2014: \$621m).

20 Goodwill and intangible assets

	2015 \$m	2014 \$m
Goodwill	16,294	19,169
Present value of in-force long-term insurance business	5,685	5,307
Other intangible assets	2,626	3,101
At 31 December	24,605	27,577

Goodwill

Accounting policy

Goodwill arises on the acquisition of subsidiaries, when the aggregate of the fair value of the consideration transferred, the amount of any non-controlling interest and the fair value of any previously held equity interest in the acquiree exceed the amount of the identifiable assets acquired and liabilities assumed. If the amount of the identifiable assets and liabilities acquired is greater, the difference is recognised immediately in the income statement.

Goodwill is allocated to cash-generating units ('CGU's) for the purpose of impairment testing, which is undertaken at the lowest level at which goodwill is monitored for internal management purposes. HSBC's CGU's are based on geographical regions subdivided by global business. Impairment testing is performed at least annually, or whenever there is an indication of impairment, by comparing the recoverable amount of a CGU with its carrying amount. The carrying amount of a CGU is based on its assets and liabilities, including attributable goodwill. The recoverable amount of a CGU is the higher of its fair value less cost to sell and its value in use. VIU is the present value of the expected future CGU cash flows. If the recoverable amount is less than the carrying value, an impairment loss is charged to the income statement. Goodwill is carried on the balance sheet at cost less accumulated impairment losses.

Goodwill is included in a disposal group if the disposal group is a CGU to which goodwill has been allocated or it is an operation within such a CGU. The amount of goodwill included in a disposal group is measured on the basis of the relative values of the operation disposed of and the portion of the CGU retained.

At the date of disposal of a business, attributable goodwill is included in HSBC's share of net assets in the calculation of the gain or loss on disposal.

Critical accounting estimates and judgements

Goodwill impairment

The review of goodwill for impairment reflects management's best estimate of the future cash flows of the CGUs and the rates used to discount these cash flows, both of which are subject to uncertain factors as follows:

- the future cash flows of the CGUs are sensitive to the cash flows projected for the periods for which detailed forecasts are available and to assumptions regarding the long-term pattern of sustainable cash flows thereafter. Forecasts are compared with actual performance and verifiable economic data, but they reflect management's view of future business prospects at the time of the assessment; and
- the rates used to discount future expected cash flows can have a significant effect on their valuation and are based on the costs of capital assigned to individual CGUs. The cost of capital percentage is generally derived from a CAPM, which incorporates inputs reflecting a number of financial and economic variables, including the risk-free interest rate in the country concerned and a premium for the risk of the business being evaluated. These variables are subject to fluctuations in external market rates and economic conditions beyond management's control, are subject to uncertainty and require the exercise of significant judgement.

The accuracy of forecast cash flows is subject to a high degree of uncertainty in volatile market conditions. In such circumstances, management retests goodwill for impairment more frequently than annually when indicators of impairment exist to ensure that the assumptions on which the cash flow forecasts are based continue to reflect current market conditions and management's best estimate of future business prospects.

Movement analysis of goodwill

	Europe \$m	Asia \$m	MENA \$m	North America \$m	Latin America \$m	Total \$m
Gross amount						
At 1 January 2015	13,207	1,009	54	7,815	3,007	25,092
Exchange differences	(1,237)	(73)	(4)	4	(300)	(1,610)
Reclassified to held for sale ¹	-	-	-	-	(1,319)	(1,319)
Other	1	59	(5)	(30)	(1)	24
At 31 December 2015	11,971	995	45	7,789	1,387	22,187
Accumulated impairment losses						
At 1 January 2015	-	-	-	(5,923)	-	(5,923)
Other	-	-	-	30	-	30
At 31 December 2015	-	-	-	(5,893)	-	(5,893)
Net carrying amount at 31 December 2015	11,971	995	45	1,896	1,387	16,294
Gross amount						
At 1 January 2014	14,977	1,016	55	7,861	3,241	27,150
Disposals	(168)	-	-	-	-	(168)
Exchange differences	(1,594)	(30)	(1)	1	(240)	(1,864)
Reclassified to held for sale	(8)	-	-	-	24	16
Other	-	23	-	(47)	(18)	(42)
At 31 December 2014	13,207	1,009	54	7,815	3,007	25,092
Accumulated impairment losses						
At 1 January 2014	-	-	-	(5,971)	-	(5,971)
Exchange differences	-	-	-	1	-	1
Other	-	-	-	47	-	47
At 31 December 2014	-	-	-	(5,923)	-	(5,923)
Net carrying amount at 31 December 2014	13,207	1,009	54	1,892	3,007	19,169

1 During 2015, \$1.3bn of goodwill was reclassified to held for sale following the decision to sell our Brazilian operations. Goodwill was allocated based on the relative carrying value of the operations in Brazil to the cash generating units in Latin America. See Note 23 for further details.

Impairment testing

HSBC's impairment test in respect of goodwill allocated to each CGU is performed as at 1 July each year. A review for indicators of impairment is undertaken at each subsequent quarter end and, as at 31 December 2015, this review identified indicators of impairment for two CGUs, recognised as sensitive in the annual test performed as at 1 July. As a result, an impairment test has been performed for Global Private Banking – Europe and Global Banking and Markets – North America as at 31 December 2015 and the goodwill balances, key assumptions and results of this test are included in the disclosures below. For all other CGUs the annual test performed as at 1 July remains the latest impairment test and the disclosures given are as at 1 July. The testing at both 1 July and 31 December resulted in no impairment of goodwill.

Basis of the recoverable amount

The recoverable amount of all CGUs to which goodwill has been allocated was equal to its VIU at each respective testing date for 2014 and 2015.

For each significant CGU, the VIU is calculated by discounting management's cash flow projections for the CGU. The discount rate used is based on the cost of capital HSBC allocates to investments in the countries within which the CGU operates. The long-term growth rate is used to extrapolate the cash flows in perpetuity because of the long-term perspective within the Group of the business units making up the CGUs. For the goodwill impairment test conducted at 1 July 2015, management's cash flow projections until the end of 2019 were used. For the goodwill impairment test conducted at 31 December 2015, management's cash flow projections until the end of 2020 were used.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

20 – Goodwill and intangible assets

Key assumptions in VIU calculation

	Goodwill at:		Discount rate %	Nominal growth rate beyond initial cash flow projections %
	1 Jul 2015 \$m	31 Dec 2015 \$m		
Cash-generating unit				
Retail Banking and Wealth Management – Europe	3,562		6.9	3.3
Global Private Banking – Europe	3,414	3,343	8.4	2.5
Global Banking and Markets – Europe	2,690		9.9	3.5
Commercial Banking – Europe	2,603		9.0	3.6
Global Banking and Markets – North America	929	931	10.0	4.3
Retail Banking and Wealth Management – Latin America	792		11.0	6.9
	1 Jul 2014 \$m			
Cash-generating unit				
Retail Banking and Wealth Management – Europe	4,298		9.1	4.5
Global Private Banking – Europe	3,808		7.1	3.4
Global Banking and Markets – Europe	3,296		11.0	4.2
Commercial Banking – Europe	3,214		10.1	4.2
Global Banking and Markets – North America	917		9.8	4.6
Retail Banking and Wealth Management – Latin America	1,762		12.8	7.9

At 1 July 2015, aggregate goodwill of \$2,787m (1 July 2014: \$3,610m) had been allocated to CGUs that were not considered individually significant. The Group's CGUs do not carry on their balance sheets any significant intangible assets with indefinite useful lives, other than goodwill.

Management's judgement in estimating the cash flows of a CGU: the cash flow projections for each CGU are based on plans approved by the GMB.

Nominal long-term growth rate: this growth rate reflects GDP and inflation for the countries within which the CGU operates or derives revenue from. The rates are based on IMF forecast growth rates as they represent an objective estimate of likely future trends. The rates used for 2014 and 2015 do not exceed the long-term growth rates for the countries within which the CGUs operate or derive revenue from.

Discount rate: the discount rate used to discount the cash flows is based on the cost of capital assigned to each CGU, which is derived using a CAPM. The CAPM depends on inputs reflecting a number of financial and economic variables including the risk-free rate and a premium to reflect the inherent risk of the business being evaluated. These variables are based on the market's assessment of the economic variables and management's judgement. The discount rates for each CGU are refined to reflect the rates of inflation for the countries within which the CGU operates. In addition, for the purposes of testing goodwill for impairment, management supplements this process by comparing the discount rates derived using the internally generated CAPM with cost of capital rates produced by external sources for businesses operating in similar markets. For 2014 and 2015, internal cost of capital rates were consistent with externally sourced rates. For the purpose of goodwill testing during 2015, internal rates were adjusted to reflect the uncertainty of the cash flows used in the test.

Sensitivities of key assumptions in calculating VIU

At 1 July 2015 Global Banking and Markets – Europe, and as at 31 December Global Banking and Markets – North America and Global Private Banking – Europe, were all sensitive to reasonably possible changes in the key assumptions supporting the recoverable amount. In making an estimate of reasonably possible changes to assumptions management considers the available evidence in respect of each input to the model such as: the external range of discount rates observable; historical performance against forecast; and risks attaching to the key assumptions underlying cash flow projections.

For Global Banking and Markets – North America, a reasonably possible adverse change in any one of the discount rate, growth rate or management's projections of cash flows could cause an impairment to be recognised. For Global Private Banking – Europe, a reasonably possible adverse change in management's projections of cash flows, or changes in more than one assumption, could cause an impairment to be recognised. Global Banking and Markets – Europe, would require reasonably possible adverse changes in more than one assumption to cause an impairment.

The following table presents a summary of the key assumptions underlying the most sensitive inputs to the model for each CGU; the key risks attaching to each; and details of a reasonably possible change to assumptions where, in the opinion of management, these could result in an impairment.

Reasonably possible changes in key assumptions

	Input	Key assumptions	Associated risks	Reasonably possible change
Cash-generating unit				
Retail Banking and Wealth Management – Europe and Commercial Banking – Europe	Cash flow projections	- Level of interest rates; - Competitors' positions within the market; and - Level and change in unemployment rates.	- Uncertain regulatory environment; and - Customer remediation and regulatory actions.	Management has determined that a reasonably possible change in any of the key assumptions would not cause an impairment to be recognised.
Global Private Banking – Europe	Cash flow projections	- Achievement of planned strategic repositioning; - Level of assets under management; - Return on assets; - Central bank interest rate rises; and - Cost savings from recent investment in new platforms.	- Challenges achieving strategic repositioning; - Deferral or non-occurrence of forecast interest rate rises; and - Slower than expected growth in assets under management.	Cash flow projections decrease by 20%.
	Discount rate	Discount rate used is a reasonable estimate of a suitable market rate for the profile of the business.	External evidence arises to suggest that the rate used is not appropriate to the business.	Discount rate increases by 60bps based on observable broker estimates for private banking focused institutions.
	Long-term growth rates	Business growth will reflect GDP growth rates in the long term.	Growth does not match GDP or GDP forecasts fail.	Real GDP growth does not occur or is not reflected in performance.
Global Banking and Markets – Europe	Cash flow projections	- Level of interest rates; and - Recovery of European markets over the forecast period.	- Deferral or non-occurrence of forecast interest rate rises; - Lower than expected growth in key markets; and - The impact of regulatory changes, including the ring fencing of the UK retail bank.	Cash flow projections decrease by 20%.
	Discount rate	Discount rate used is a reasonable estimate of a suitable market rate for the profile of the business.	External evidence arises to suggest that the rate used is not appropriate to the business.	Discount rate increases by 110 basis points, based on the high end of the range of broker estimates for comparator European banks with significant investment banking operations.
	Long-term growth rates	Business growth will reflect GDP growth rates in the long term.	Growth does not match GDP or GDP forecasts fail.	Real GDP growth does not occur or is not reflected in performance.
Global Banking and Markets – North America	Cash flow projections	- Level of interest rates; - Growth in NAFTA, China, and other major trade corridors; - Product and sales enhancements to increase market share; and - Increased collaboration with the CMB business to capture further opportunities from existing clients.	- Deferral or non-occurrence of forecast interest rate rises; and - Lower than expected growth in key markets.	Cash flow projections decrease by 20%.
	Discount rate	Discount rate used is a reasonable estimate of a suitable market rate for the profile of the business.	External evidence arises to suggest that the rate used is not appropriate to the business.	Discount rate increases by 100 basis points, based on the high end of the range of broker estimates for comparator US banks with significant investment banking operations.
	Long-term growth rates	Business growth will reflect GDP growth rates in the long term.	Growth does not match GDP or GDP forecasts fail.	Real GDP growth does not occur or is not reflected in performance.
Retail Banking and Wealth Management – Latin America	Cash flow projections	- Growth in lending and deposit volumes; and - Credit quality of loan portfolios.	- Unfavourable economic conditions; and - Competitive pricing constraining margins.	Management has determined that a reasonably possible change in any of the key assumptions would not cause an impairment to be recognised.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

20 – Goodwill and intangible assets

The following table presents the sensitivities of the VIU for each sensitive CGU to the reasonably possible adverse changes in the assumptions set out above:

Sensitivity of VIU to reasonably possible changes in key assumptions

	Reasonably possible change in key assumptions and impact on VIU							
	Carrying amount \$bn	Value in use \$bn	Discount rate bps	Impact on VIU \$bn	Cash flows %	Impact on VIU \$bn	Long-term growth rate bps	Cumulative impact of all changes \$bn
Cash-generating unit								
Global Private Banking – Europe ¹	4.6	5.2	60	(0.5)	(20)	(1.0)	(76)	(1.8)
Global Banking and Markets – Europe ²	20.9	27.1	110	(3.9)	(20)	(5.4)	(213)	(11.9)
Global Banking and Markets – North America ¹	13.8	14.8	100	(2.2)	(20)	(3.0)	(215)	(6.6)

1 As at 31 December 2015.

2 As at 1 July 2015.

The following table presents for each sensitive CGU, the change required to individual current assumptions to reduce headroom to nil (breakeven).

Changes to current assumptions to achieve nil headroom

	Increase/(decrease)		
	Discount rate bps	Cash flow %	Long-term growth rate bps
Cash-generating unit			
Global Private Banking – Europe ¹	69	(11.2)	(86)
Global Banking and Markets – Europe ²	193	(23.0)	(245)
Global Banking and Markets – North America ¹	41	(6.7)	(50)

1 As at 31 December 2015.

2 As at 1 July 2015.

Intangible assets

Accounting policy

Intangible assets are recognised, and those that are acquired in a business combination are distinguished from goodwill, when they are separable or arise from contractual or other legal rights, and it is probable that future economic benefits will flow to HSBC, the cost of which can be measured reliably.

Intangible assets include the present value of in-force long-term insurance business and long-term investment contracts with discretionary participating features ("PVIF"), computer software, trade names, mortgage servicing rights, customer lists, core deposit relationships, credit card customer relationships and merchant or other loan relationships. Computer software includes both purchased and internally generated software. The cost of internally generated software comprises all directly attributable costs necessary to create, produce and prepare the software to be capable of operating in the manner intended by management. Costs incurred in the ongoing maintenance of software are expensed immediately as incurred.

Intangible assets are subject to impairment review if there are events or changes in circumstances that indicate that the carrying amount may not be recoverable. Where:

- Intangible assets have an indefinite useful life, or are not yet ready for use, they are tested for impairment annually. An intangible asset recognised during the current period is tested before the end of the current year; and where
- Intangible assets have a finite useful life, except for PVIF, they are stated at cost less amortisation and accumulated impairment losses and are amortised over their estimated useful lives. Estimated useful life is the lower of legal duration and expected useful life.

Intangible assets with finite useful lives are generally amortised, on a straight-line basis, over their useful lives as follows:

Trade names	10 years
Mortgage servicing rights	between 5 and 12 years
Internally generated software	between 3 and 5 years
Purchased software	between 3 and 5 years
Customer/merchant relationships	between 3 and 10 years
Other	10 years

Present value of in-force long-term insurance business

The value placed on insurance contracts that are classified as long-term insurance business or long-term investment contracts with discretionary participating features ("DPF") and are in force at the balance sheet date is recognised as an asset. The asset represents the present value of the equity holders' interest in the issuing insurance companies' profits expected to emerge from these contracts written at the balance sheet date. The PVIF is determined by discounting the equity holders' interest in future profits expected to emerge from business currently in force using appropriate assumptions in assessing factors such as future mortality, lapse rates and levels of expenses, and a risk discount rate that reflects the risk premium attributable to the respective contracts. The PVIF incorporates allowances for both non-market risk and the value of financial options and guarantees. The PVIF asset is presented gross of attributable tax in the balance sheet and movements in the PVIF asset are included in 'Other operating income' on a gross of tax basis.

Present value of in-force long-term insurance business**Movements in PVIF**

	2015 \$m	2014 \$m
PVIF at 1 January	5,307	5,335
Change in PVIF of long-term insurance business	799	261
Value of new business written during the year ¹	809	870
Movements arising from in-force business:		
– expected return	(552)	(543)
– experience variances ²	15	62
– changes in operating assumptions	129	(69)
Investment return variances	222	(34)
Changes in investment assumptions	138	(75)
Other adjustments	38	52
Transfer of assets classified as held for sale ³	(219)	(122)
Exchange differences and other	(202)	(167)
PVIF at 31 December	5,685	5,307

1 'Value of new business written during the year' is the present value of the projected stream of profits from the business.

2 'Experience variances' includes the effect of the difference between demographic, expense and persistency assumptions used in the previous PVIF calculation and actual experience observed during the year to the extent this affects profits on future business.

3 Relates to the Brazilian insurance operations and the UK pensions business which were classified as held for sale in the first half of 2015 and 2014 respectively. See page 180 for further details.

In the PVIF calculation, expected cash flows are projected after adjusting for a variety of assumptions made by each insurance operation to reflect local market conditions and management's judgement of future trends, and after applying risk margins to reflect any uncertainty in the underlying assumptions. Variations in actual experience and changes to assumptions can contribute to volatility in the results of the insurance business.

The key drivers of the movement in the value of the PVIF asset are the expected cash flows from:

- new business adjusted for anticipated maturities and assumptions relating to policyholder behaviour ('value of new business written during the year');
- unwind of the discount rate less the reversal of expected cash flows for the period ('expected return');
- changes in non-economic operating assumptions such as mortality or lapse rates ('changes in operating assumptions');
- the effects of changes in projected future cash flows associated with operating assumption experience variances compared with those assumed at the start of the period ('experience variances');
- changes related to future investment returns ('changes in investment assumptions'); and
- the effect of actual investment experience on existing assets compared with the assumptions at the start of the period ('investment return variances').

The valuation of the PVIF asset includes explicit risk margins for non-economic risks in the projection assumptions and explicit allowances for financial options and guarantees using stochastic methods. Risk discount rates are set on an active basis with reference to market risk-free yields.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**20 – Goodwill and intangible assets****Key assumptions used in the computation of PVIF for main life insurance operations**

Economic assumptions are either set in a way that is consistent with observable market values or, in certain markets (including those where the risk free curve is not observable at tenors matching the duration of our insurance contract liabilities) use is made of long-term economic assumptions. Setting such assumptions involves the projection of long-term interest rates and the time horizon over which observable rates tend towards these long-term assumptions. The assumptions are informed by relevant historical data and by research and analysis performed by the Group's Economic Research team and external experts, including regulatory bodies. The valuation of PVIF will be sensitive to any changes in these long-term assumptions in the same way that it is sensitive to observed market movements, and the impact of such changes is included in the sensitivities presented below.

	2015			2014		
	UK %	Hong Kong %	France ¹ %	UK %	Hong Kong %	France ¹ %
Weighted average risk free rate	1.75	1.82	1.57	1.65	1.86	1.21
Weighted average risk discount rate	2.25	6.81	2.55	2.15	7.42	1.73
Expense inflation	4.56	3.00	1.70	4.67	3.00	2.00

1 For 2015, the calculation of France's PVIF assumes a risk discount rate of 2.55% (2014: 1.73%) plus a risk margin of \$51m (2014: \$63m).

Sensitivity to changes in economic assumptions

The Group sets the risk discount rate applied to the PVIF calculation by starting from a risk-free rate curve and adding explicit allowances for risks not reflected in the best estimate cash flow modelling. Where shareholders provide options and guarantees to policyholders the cost of these options and guarantees is an explicit reduction to PVIF, unless it is already allowed for as an explicit addition to the technical provisions required by regulators. See page 184 for further details of these guarantees.

The following table shows the effect on the PVIF of reasonably possible changes in the main economic assumption, risk-free rates, across all insurance manufacturing subsidiaries. Due to certain characteristics of the contracts, the relationships are non-linear and the results of the sensitivity testing should not be extrapolated to higher levels of stress. For the same reason, the impact of the stress is not symmetrical on the upside and downside. The sensitivities shown are before actions that could be taken by management to mitigate effects and allow for adverse changes in policyholder behaviour. The sensitivities have decreased from 2014 to 2015, driven mainly by rising yields and updates to interest rate parameters in France during 2015. In a low yield environment the PVIF asset is particularly sensitive to yield curve movements driven by the projected cost of options and guarantees described on page 184.

	2015 \$m	2014 \$m
Effect on PVIF at 31 December of:		
+100 basis point shift in risk-free rate	(3)	320
-100 basis point shift in risk-free rate ¹	(139)	(589)

1 Where a -100 basis point parallel shift in the risk-free rate would result in a negative rate, the effect on PVIF has been calculated using a minimum rate of 0%.

Sensitivity to changes in non-economic assumptions

Policyholder liabilities and PVIF for life manufacturers are determined by reference to non-economic assumptions including mortality and/or morbidity, lapse rates and expense rates. The table below shows the sensitivity of PVIF to reasonably possible changes in these non-economic assumptions at 31 December across all our insurance manufacturing subsidiaries.

	2015 \$m	2014 \$m
Effect on PVIF at 31 December of:		
10% increase in mortality and/or morbidity rates	(73)	(66)
10% decrease in mortality and/or morbidity rates	77	70
10% increase in lapse rates	(127)	(146)
10% decrease in lapse rates	144	165
10% increase in expense rates	(83)	(93)
10% decrease in expense rates	83	94

Other intangible assets

Movement of intangible assets excluding goodwill and the PVIF

	Internally generated software \$m	Other \$m	Total \$m
Cost			
At 1 January 2015	6,413	2,863	9,276
Additions	857	114	971
Disposals	(134)	(159)	(293)
Amount written off	(238)	(2)	(240)
Reclassified to held for sale	(239)	(452)	(691)
Other changes	(292)	(184)	(476)
At 31 December 2015	6,367	2,180	8,547
Accumulated amortisation			
At 1 January 2015	(4,286)	(1,889)	(6,175)
Charge for the year ¹	(686)	(142)	(828)
Impairment	(149)	15	(134)
Disposals	128	147	275
Amount written off	238	2	240
Reclassified to held for sale	141	250	391
Other changes	181	120	301
At 31 December 2015	(4,433)	(1,497)	(5,930)
Net carrying amount at 31 December 2015	1,934	683	2,617
Cost			
At 1 January 2014	5,999	2,975	8,974
Additions	732	177	909
Disposals	(33)	(80)	(113)
Amount written off	(24)	(53)	(77)
Other changes	(259)	(156)	(415)
At 31 December 2014	6,413	2,863	9,276
Accumulated amortisation			
At 1 January 2014	(3,809)	(1,761)	(5,570)
Charge for the year ¹	(677)	(261)	(938)
Impairment	(11)	(54)	(65)
Disposals	32	77	109
Amount written off	24	53	77
Other changes	155	57	212
At 31 December 2014	(4,286)	(1,889)	(6,175)
Net carrying amount at 31 December 2014	2,127	974	3,101

1 The amortisation charge for the year is recognised within the income statement under 'Amortisation and impairment of intangible assets', with the exception of the amortisation of mortgage servicing rights which is recognised in 'Net fee income'. The revaluation net of amortisation charge for mortgage servicing rights was \$25m in 2015 (2014: charge of \$67m).

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

21 – Investments in subsidiaries

21 Investments in subsidiaries

Accounting policy

HSBC classifies investments in entities which it controls as subsidiaries. HSBC's consolidation policy is described in Note 1(g). Subsidiaries which are structured entities are covered in Note 39.

HSBC Holdings' investments in subsidiaries are stated at cost less impairment losses. Impairment losses recognised in prior periods are reversed through the income statement if there has been a change in the estimates used to determine the investment's recoverable amount since the last impairment loss was recognised.

Principal subsidiaries of HSBC Holdings

At 31 December 2015				
	Country of incorporation or registration	HSBC's interest in equity capital %	Issued equity capital	Share class
Europe				
HSBC Bank plc	England	100	£797m	Ordinary £1 Preferred Ordinary £1 Series 2 Third Dollar Preference \$0.01 Third Dollar Preference \$0.01 Shares £5.00
HSBC France	France	99.99	€337m	Ordinary CHF1,000
HSBC Private Banking Holdings (Suisse) SA	Switzerland	100	CHF1,363m	Shares of no par value
HSBC Trinkaus & Burkhardt AG	Germany	80.65	€75.4m	
Asia				
Hong Seng Bank Limited ¹	Hong Kong	62.14	HK\$9,658m	Ordinary no par value
HSBC Bank Australia Limited	Australia	100	A\$811m	Ordinary no par value
HSBC Bank (China) Company Limited	PRC ⁵	100	RMB15,400m	Ordinary CNY1.00
HSBC Bank Malaysia Berhad	Malaysia	100	RM115m	Ordinary RM0.50
HSBC Bank (Taiwan) Limited	Taiwan	100	TWD34,800m	Ordinary TWD10.00
HSBC Life (International) Limited	Bermuda	100	HK\$4,178m	Ordinary HK\$1.00
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	Hong Kong	100	HK\$96,052m	Ordinary no par value CRP ³ \$1.00 CRP ⁴ \$1.00 NIP ⁶ \$1.00
Middle East and North Africa				
HSBC Bank Middle East Limited	Jersey	100	\$931m	Ordinary \$1.00 CRP ³ \$1.00
HSBC Bank Egypt S.A.E.	Egypt	94.53	EGP2,796m	Ordinary EGP84.00
North America				
HSBC Bank Canada	Canada	100	C\$1,225m C\$500m	Common shares of no par value Preference shares of no par value
HSBC Bank USA, N.A.	USA	100	\$2m	Common \$1.00
HSBC Finance Corporation	USA	100	— ⁶	Common \$0.01
HSBC Securities (USA) Inc.	USA	100	— ⁶	Common \$0.05
Latin America				
HSBC Bank Brasil S.A. – Banco Múltiplo	Brazil	100	BRL6,402m	Shares of no par value
HSBC Mexico, S.A., Institución de Banca Múltiple, Grupo Financiero HSBC	Mexico	99.99	MXN5,681m	Ordinary MXN2.00

¹ Listed in Hong Kong.

² Cumulative Irredeemable Preference shares.

³ Cumulative Redeemable Preference shares.

⁴ Non-cumulative Irredeemable Preference shares.

⁵ People's Republic of China.

⁶ Issued equity capital is less than \$1m.

Details of the debt, subordinated debt and preference shares issued by the principal subsidiaries to parties external to the Group are included in Notes 26 'Debt securities in issue', 30 'Subordinated liabilities' and 34 'Non-controlling interests', respectively.

All the above subsidiaries are included in the HSBC consolidated financial statements.

Details of all HSBC subsidiaries, as required under Section 409 of the Companies Act 2006, are set out on pages 458 to 469. The principal countries of operation are the same as the countries of incorporation except for HSBC Bank Middle East Limited, which operates mainly in the Middle East and North Africa, and HSBC Life (International) Limited, which operates mainly in Hong Kong.

HSBC is structured as a network of regional banks and locally incorporated regulated banking entities. Each bank is separately capitalised in accordance with applicable prudential requirements and maintains a capital buffer consistent with the Group's risk appetite for the relevant country or region. HSBC's capital management process culminates in the annual Group capital plan, which is approved by the Board.

HSBC Holdings is the primary provider of equity capital to its subsidiaries and also provides them with non-equity capital where necessary. These investments are substantially funded by HSBC Holdings' issuance of equity and non-equity capital and by profit retention. As part of its capital management process, HSBC Holdings seeks to maintain a balance between the composition of its capital and its investment in subsidiaries. Subject to this, there is no current or foreseen impediment to HSBC Holdings' ability to provide funding for such investments. The ability of subsidiaries to pay dividends or advance monies to HSBC Holdings depends on, among other things, their respective local regulatory capital and banking requirements, exchange controls, statutory reserves, and financial and operating performance. During 2015, none of the Group's subsidiaries experienced significant restrictions on paying dividends or repaying loans and advances. Also, there are no foreseen restrictions envisaged by our subsidiaries, with the exception of HSBC North America Holdings Inc., on paying dividends or repaying loans and advances.

The amount of guarantees by HSBC Holdings in favour of other HSBC Group entities is set out in Note 37.

Structured entities consolidated by HSBC where HSBC owns less than 50% of the voting rights

	Carrying value of total consolidated assets		Nature of SPE
	2015 \$bn	2014 \$bn	
Solitaire Funding Ltd	7.3	9.0	Securities investment conduit
Mazarin Funding Limited	1.9	3.9	Securities investment conduit
Barion Funding Limited	1.1	2.0	Securities investment conduit
Malachite Funding Limited	0.4	1.4	Securities investment conduit
HSBC Home Equity Loan Corporation I	–	1.9	Securitisation
HSBC Home Equity Loan Corporation II	1.6	0.9	Securitisation
Regency Assets Limited	15.2	11.0	Conduit

In addition to the above, HSBC consolidates a number of individually insignificant structured entities with total assets of \$17.9bn (2014: \$22.9bn). For further details, see Note 39.

In each of the above cases, HSBC controls and consolidates an entity when it is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity.

Subsidiaries with significant non-controlling interests

	2015	2014
Hang Seng Bank Limited		
Proportion of ownership interests and voting rights held by non-controlling interests	37.86%	37.86%
Place of business	Hong Kong	Hong Kong
	\$m	\$m
Profit attributable to non-controlling interests	1,364	760
Accumulated non-controlling interests of the subsidiary	5,866	5,765
Dividends paid to non-controlling interests	523	513
Summarised financial information:		
– total assets	169,813	160,769
– total liabilities	153,458	144,642
– net operating income before loan impairment	5,411	3,687
– profit for the year	3,604	2,007
– total comprehensive income for the year	1,636	4,460

Notes on the Financial Statements (continued)**22 – Prepayments / 23 – Assets held for sale and disposal groups / 24 – Trading liabilities****22 Prepayments, accrued income and other assets**

	2015 \$m	2014 \$m
Prepayments and accrued income	7,765	10,554
Bullion	11,501	15,726
Endorsements and acceptances	9,149	10,775
Reinsurers' share of liabilities under insurance contracts (Note 28)	1,378	1,032
Employee benefit assets (Note 6)	5,272	5,028
Other accounts	9,410	13,882
Property, plant and equipment	9,923	10,532
At 31 December	54,398	67,529

Prepayments, accrued income and other assets included \$25,310m (2014: \$33,889m) of financial assets, the majority of which were measured at amortised cost.

23 Assets held for sale and liabilities of disposal groups held for sale**Accounting policy****Assets held for sale**

Assets and liabilities of disposal groups and non-current assets are classified as held for sale when their carrying amounts will be recovered principally through sale rather than through continuing use. Held-for-sale assets and liabilities are measured at the lower of their carrying amount and fair value less cost to sell, except for those assets and liabilities that are not within the scope of the measurement requirements of IFRS 5 'Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations'.

Immediately before the initial classification as held for sale, the carrying amounts of the relevant assets and liabilities are measured in accordance with applicable IFRSs. On subsequent remeasurement of a disposal group, the carrying amounts of any assets and liabilities that are not within the scope of the measurement requirements of IFRS 5, but are included in a disposal group classified as held for sale, are remeasured under applicable IFRSs before the fair value less costs to sell of the disposal group is determined.

	2015 \$m	2014 \$m
Held for sale at 31 December		
Disposal groups	41,715	6,883
Non-current assets held for sale	2,185	764
Total assets	43,900	7,647
Liabilities of disposal groups	36,840	6,934

Disposal groups**Brazil**

In the first half of 2015, we announced the plan to sell our operations in Brazil. At 31 December 2015, the sale was considered highly probable and therefore the assets and liabilities of the disposal group were classified as held for sale. The disposal group includes the assets and liabilities expected to be sold plus allocated goodwill as set out in the table on page 417.

The disposal group is measured at its carrying amount at 31 December 2015, which is lower than its fair value less cost to sell. The carrying amount includes a \$1.3bn deferred tax asset and \$1.3bn of allocated goodwill (see Note 20). The assets and liabilities of the disposal group have been reclassified from their individual lines in the consolidated balance sheet and are presented in separate 'Held for sale' lines at 31 December 2015. There is no change to the comparative balance sheet presentation and there is no separate presentation in the income statement.

At 31 December 2015, there were no significant accounting implications in respect of the planned sale although this may evolve as it progresses. The disposal group represents a foreign operation and when the disposal completes the cumulative amount of associated exchange differences previously recognised in other comprehensive income will be reclassified to the income statement. At 31 December 2015, there was a cumulative loss of \$2.6bn in the Group's foreign exchange reserve attributable to the Brazilian operations.

The major classes of assets and associated liabilities of disposal groups held for sale are as follows:

	Brazil \$m	Other \$m	Total \$m
Assets of disposal groups held for sale			
Trading assets	55	–	55
Fair value of financial assets designated at fair value	3,123	–	3,123
Loans and advances to banks	4,068	–	4,068
Loans and advances to customers	17,001	40	17,041
Reverse repurchase agreements	3,511	–	3,511
Financial investments	6,238	–	6,238
Goodwill and intangible assets	1,680	–	1,680
Deferred tax asset ¹	1,325	–	1,325
Prepayments, accrued income and other assets	4,674	–	4,674
Total assets at 31 December 2015	41,675	40	41,715
Liabilities of disposal groups held for sale			
Deposits by banks	1,521	–	1,521
Customer accounts	15,094	1,588	16,682
Debt securities in issue	7,957	–	7,957
Liabilities under insurance contracts	3,338	–	3,338
Accruals, deferred income and other liabilities	7,335	7	7,342
Total liabilities at 31 December 2015	35,245	1,595	36,840
Expected date of completion	First Half of 2016	First Half of 2016	
Operating segment	Latin America	North America	
Fair value of selected financial instruments which are not carried at fair value on the balance sheet at 31 December 2015			
Loans and advances to banks and customers	20,912	40	20,952
Customer accounts	15,094	1,588	16,682

1 The recognition of deferred tax assets relies on an assessment of the probability and sufficiency of future taxable profits and future reversals of existing taxable temporary differences. In recognising the deferred tax asset management has critically assessed all available information, including sufficiency of future taxable profits using internal and external benchmarks, and historical performance.

24 Trading liabilities

Accounting policy

Financial liabilities are classified as held for trading if they have been acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, or form part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent pattern of short-term profit-taking. They are recognised on trade date, when HSBC enters into contractual arrangements with counterparties, and are normally derecognised when extinguished. They are initially measured at fair value, with transaction costs taken to the income statement. Subsequent changes in fair value and interest are recognised in the income statement in 'Net trading income'.

Liabilities arising from the sale of borrowed securities are classified as held for trading.

Trading liabilities

	2015 \$m	2014 \$m
Deposits by banks ¹	27,054	41,453
Customer accounts ^{1,2}	40,208	50,600
Other debt securities in issue (Note 26) ³	30,525	33,602
Other liabilities – net short positions in securities	43,827	64,917
At 31 December	141,614	190,572

1 'Deposits by banks' and 'Customer accounts' include repos, settlement accounts, stock lending and other amounts.

2 Structured deposits placed at HSBC Bank USA and HSBC Trust Company (Delaware) National Association are insured by the Federal Deposit Insurance Corporation, a US government agency, up to \$250,000 per depositor.

3 'Other debt securities in issue' comprises structured notes issued by HSBC for which market risks are actively managed as part of trading portfolios.

At 31 December 2015, the cumulative amount of change in fair value attributable to changes in HSBC's credit risk was a gain of \$122m (2014: loss of \$79m).

Notes on the Financial Statements (continued)

25 – Financial liabilities at fair value / 26 – Debt securities / 27 – Accruals / 28 – Liabilities under insurance contracts

25 Financial liabilities designated at fair value**Accounting policy**

The criteria for designating instruments at fair value and their measurement are described in Note 15. The fair value designation, once made, is irrevocable. Designated financial liabilities are recognised when HSBC enters into contracts with counterparties and are normally derecognised when extinguished. Examples of such designations include:

Long-term debt issues

The interest and/or foreign exchange exposure on certain fixed rate debt securities issued has been matched with the interest and/or foreign exchange exposure on certain swaps as part of a documented risk management strategy. An accounting mismatch would arise if the debt securities issued were accounted for at amortised cost, and this mismatch is eliminated through the fair value designation.

Financial liabilities under unit-linked and non-linked investment contracts

HSBC issues contracts to customers that contain insurance risk, financial risk or a combination thereof. A contract under which HSBC accepts insignificant insurance risk from another party is not classified as an insurance contract, but is accounted for as a financial liability. See Note 28 for contracts where HSBC accepts significant insurance risk.

Customer liabilities under linked and certain non-linked investment contracts issued by insurance subsidiaries and the corresponding financial assets are designated at fair value. Liabilities are at least equivalent to the surrender or transfer value which is calculated by reference to the value of the relevant underlying funds or indices. Premiums receivable and amounts withdrawn are accounted for as increases or decreases in the liability recorded in respect of investment contracts. The incremental costs directly related to the acquisition of new investment contracts or renewing existing investment contracts are deferred and amortised over the period during which the investment management services are provided.

Financial liabilities designated at fair value – HSBC

	2015 \$m	2014 \$m
Deposits by banks and customer accounts	193	160
Liabilities to customers under investment contracts	6,027	6,312
Debt securities in issue (Note 26)	37,678	46,364
Subordinated liabilities (Note 30)	21,168	21,822
Preferred securities (Note 30)	1,342	1,495
At 31 December	66,408	76,153

The carrying amount at 31 December 2015 of financial liabilities designated at fair value was \$4,147m more than the contractual amount at maturity (2014: \$5,813m more). The cumulative amount of the change in fair value attributable to changes in credit risk was a gain of \$158m (2014: loss of \$870m).

Financial liabilities designated at fair value – HSBC Holdings

	2015 \$m	2014 \$m
Debt securities in issue (Note 26):		
– owed to third parties	7,897	8,185
Subordinated liabilities (Note 30):		
– owed to third parties	11,100	9,513
– owed to HSBC undertakings	856	981
At 31 December	19,853	18,679

The carrying amount at 31 December 2015 of financial liabilities designated at fair value was \$2,127m more than the contractual amount at maturity (2014: \$2,694m more). The cumulative amount of the change in fair value attributable to changes in credit risk was a loss of \$172m (2014: loss of \$520m).

26 Debt securities in issue**Accounting policy**

Financial liabilities for debt securities issued are recognised when HSBC enters into contractual arrangements with counterparties and are initially measured at fair value, which is normally the consideration received, net of directly attributable transaction costs incurred. The subsequent measurement of financial liabilities, other than those measured at fair value through profit or loss and financial guarantees, is at amortised cost, using the effective interest method to amortise the difference between proceeds received, net of directly attributable transaction costs incurred, and the redemption amount over their expected life.

Debt securities in issue – HSBC

	2015 \$m	2014 \$m
Bonds and medium-term notes	128,348	132,539
Other debt securities in issue	28,804	43,374
	157,152	175,913
Of which debt securities in issue reported as:		
– trading liabilities (Note 24)	(30,525)	(33,602)
– financial liabilities designated at fair value (Note 25)	(37,678)	(46,364)
At 31 December	88,949	95,947

Debt securities in issue – HSBC Holdings

	2015 \$m	2014 \$m
Debt securities	8,857	9,194
Of which debt securities in issue reported as:		
– financial liabilities designated at fair value (Note 25)	(7,897)	(8,185)
At 31 December	960	1,009

27 Accruals, deferred income and other liabilities

	2015 \$m	2014 \$m
Accruals and deferred income	11,129	15,075
Amounts due to investors in funds consolidated by HSBC	474	782
Obligations under finance leases	37	67
Endorsements and acceptances	9,135	10,760
Employee benefit liabilities (Note 6)	2,809	3,208
Other liabilities	14,532	16,570
At 31 December	38,116	46,462

Accruals, deferred income and other liabilities include \$29,358m (2014: \$39,846m) of financial liabilities, the majority of which are measured at amortised cost.

28 Liabilities under insurance contracts**Accounting policy**

HSBC issues contracts to customers that contain insurance risk, financial risk or a combination thereof. A contract under which HSBC accepts significant insurance risk from another party by agreeing to compensate that party on the occurrence of a specified uncertain future event, is classified as an insurance contract. An insurance contract may also transfer financial risk, but is accounted for as an insurance contract if the insurance risk is significant.

Liabilities under insurance contracts

Liabilities under non-linked life insurance contracts are calculated by each life insurance operation based on local actuarial principles. Liabilities under unit-linked life insurance contracts are at least equivalent to the surrender or transfer value, which is calculated by reference to the value of the relevant underlying funds or indices.

A liability adequacy test is carried out on insurance liabilities to ensure that the carrying amount of the liabilities is sufficient in the light of current estimates of future cash flows. When performing the liability adequacy test, all contractual cash flows are discounted and compared with the carrying value of the liability. When a shortfall is identified it is charged immediately to the income statement.

Future profit participation on insurance contracts with DPF

Where contracts provide discretionary profit participation benefits to policyholders, liabilities for these contracts include provisions for the future discretionary benefits to policyholders. These provisions reflect the actual performance of the investment portfolio to date and management's expectation of the future performance of the assets backing the contracts, as well as other experience factors such as mortality, lapses and operational efficiency, where appropriate. This benefit may arise from the contractual terms, regulation, or past distribution policy.

Investment contracts with DPF

While investment contracts with DPF are financial instruments, they continue to be treated as insurance contracts as permitted by IFRS 4 'Insurance Contracts'. The Group therefore recognises the premiums for those contracts as revenue and recognises as an expense the resulting increase in the carrying amount of the liability.

In the case of net unrealised investment gains on these contracts, whose discretionary benefits principally reflect the actual performance of the investment portfolio, the corresponding increase in the liabilities is recognised in either the income statement or other comprehensive income, following the treatment of the unrealised gains on the relevant assets. In the case of net unrealised losses, a deferred participating asset is recognised only to the extent that its recoverability is highly probable. Movements in the liabilities arising from realised gains and losses on relevant assets are recognised in the income statement.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

28 – Liabilities under insurance contracts / 29 – Provisions

Liabilities under insurance contracts

	Gross \$m	Reinsurers' share \$m	Net \$m
Non-linked insurance contracts¹			
At 1 January 2015	36,973	(772)	36,201
Claims and benefits paid	(3,200)	153	(3,047)
Increase in liabilities to policyholders	7,746	(575)	7,171
Disposals/transfers to held-for-sale	(443)	6	(437)
Exchange differences and other movements	(538)	73	(465)
At 31 December 2015	40,538	(1,115)	39,423
Investment contracts with DPF			
At 1 January 2015	25,068	–	25,068
Claims and benefits paid	(2,101)	–	(2,101)
Increase in liabilities to policyholders	2,728	–	2,728
Exchange differences and other movements ²	(3,086)	–	(3,086)
At 31 December 2015	22,609	–	22,609
Linked life insurance contracts			
At 1 January 2015	11,820	(260)	11,560
Claims and benefits paid	(1,869)	64	(1,805)
Increase in liabilities to policyholders	1,398	(5)	1,393
Disposals/transfers to held-for-sale	(4,594)	–	(4,594)
Exchange differences and other movements ³	36	(62)	(26)
At 31 December 2015	6,791	(263)	6,528
Total liabilities to policyholders at 31 December 2015	69,938	(1,378)	68,560
Non-linked insurance contracts¹			
At 1 January 2014	33,950	(1,118)	32,832
Claims and benefits paid	(3,575)	175	(3,400)
Increase in liabilities to policyholders	7,764	(409)	7,355
Disposals/transfers to held-for-sale	(389)	527	(62)
Exchange differences and other movements	(577)	53	(524)
At 31 December 2014	36,973	(772)	36,201
Investment contracts with DPF			
At 1 January 2014	26,427	–	26,427
Claims and benefits paid	(2,175)	–	(2,175)
Increase in liabilities to policyholders	3,188	–	3,188
Exchange differences and other movements ²	(2,372)	–	(2,372)
At 31 December 2014	25,068	–	25,068
Linked life insurance contracts			
At 1 January 2014	13,804	(290)	13,514
Claims and benefits paid	(1,499)	88	(1,411)
Increase in liabilities to policyholders	2,762	33	2,795
Disposals/transfers to held-for-sale	(2,547)	74	(2,473)
Exchange differences and other movements ³	(700)	(165)	(865)
At 31 December 2014	11,820	(260)	11,560
Total liabilities to policyholders at 31 December 2014	73,861	(1,032)	72,829

1 'Non-linked insurance contracts' includes liabilities under non-life insurance contracts.

2 'Exchange differences and other movements' includes movement in liabilities relating to discretionary profit participation benefits due to policyholders arising from net unrealised investment gains recognised in other comprehensive income.

3 'Exchange differences and other movements' includes amounts arising under reinsurance agreements.

The increase in liabilities to policyholders represents the aggregate of all events giving rise to additional liabilities to policyholders in the year. The key factors contributing to the movement in liabilities to policyholders included death claims, surrenders, lapses, liabilities to policyholders created at the initial inception of the policies, the declaration of bonuses and other amounts attributable to policyholders.

29 Provisions

Accounting policy

Provisions are recognised when it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle a present legal or constructive obligation which has arisen as a result of past events and for which a reliable estimate can be made.

Critical accounting estimates and judgements

Provisions

Judgement is involved in determining whether a present obligation exists and in estimating the probability, timing and amount of any outflows. Professional expert advice is taken on the assessment of litigation, property (including onerous contracts) and similar obligations. Provisions for legal proceedings and regulatory matters typically require a higher degree of judgement than other types of provisions. When matters are at an early stage, accounting judgements can be difficult because of the high degree of uncertainty associated with determining whether a present obligation exists, and estimating the probability and amount of any outflows that may arise. As matters progress, management and legal advisers evaluate on an ongoing basis whether provisions should be recognised, revising previous judgements and estimates as appropriate. At more advanced stages, it is typically easier to make judgements and estimates around a better defined set of possible outcomes. However, the amount provisioned can remain very sensitive to the assumptions used. There could be a wide range of possible outcomes for any pending legal proceedings, investigations or inquiries. As a result, it is often not practicable to quantify a range of possible outcomes for individual matters. It is also not practicable to meaningfully quantify ranges of potential outcomes in aggregate for these types of provisions because of the diverse nature and circumstances of such matters and the wide range of uncertainties involved. Provisions for customer remediation also require significant levels of estimation and judgement. The amounts of provisions recognised depend on a number of different assumptions, for example, the volume of inbound complaints, the projected period of inbound complaint volumes, the decay rate of complaint volumes, the population identified as systemically mis-sold and the number of policies per customer complaint.

Provisions

	Restructuring costs \$m	Contractual commitments \$m	Legal proceedings and regulatory matters \$m	Customer remediation \$m	Other provisions \$m	Total \$m
At 1 January 2015	197	234	2,184	1,831	552	4,998
Additional provisions/increase in provisions	430	120	2,153	765	138	3,606
Provisions utilised	(95)	(2)	(619)	(856)	(159)	(1,731)
Amounts reversed	(29)	(15)	(95)	(170)	(133)	(442)
Unwinding of discounts	–	–	40	6	–	46
Exchange differences and other movements	(40)	(97)	(489)	(236)	(63)	(925)
At 31 December 2015	463	240	3,174	1,340	335	5,552
At 1 January 2014	271	177	1,832	2,382	555	5,217
Additional provisions/increase in provisions	147	136	1,752	1,440	154	3,629
Provisions utilised	(143)	(2)	(1,109)	(1,769)	(112)	(3,135)
Amounts reversed	(43)	(46)	(281)	(184)	(66)	(620)
Unwinding of discounts	–	1	43	10	11	65
Exchange differences and other movements	(35)	(32)	(53)	(48)	10	(158)
At 31 December 2014	197	234	2,184	1,831	552	4,998

Further details of 'Legal proceedings and regulatory matters' are set out in Note 40. Legal proceedings include civil court, arbitration or tribunal proceedings brought against HSBC companies (whether by way of claim or counterclaim) or civil disputes that may, if not settled, result in court, arbitration or tribunal proceedings. Regulatory matters refer to investigations, reviews and other actions carried out by, or in response to the actions of, regulators or law enforcement agencies in connection with alleged wrongdoing by HSBC.

Further details of 'Customer remediation' are set out in this note. 'Customer remediation' refers to activities (root cause analysis, customer contact, case reviews, decision making and redress calculations) carried out by HSBC to compensate customers for losses or damages associated with a failure to comply with regulations or to treat customers fairly. Customer remediation is often initiated by HSBC in response to customer complaints and/or industry developments in sales practices, and is not necessarily initiated by regulatory action.

Payment protection insurance

At 31 December 2015, a provision of \$1,039m (2014: \$1,079m) was held relating to the estimated liability for redress in respect of the possible mis-selling of payment protection insurance ('PPI') policies in previous years. An increase in provisions of \$549m was recognised during the year, primarily reflecting an increase in inbound complaints by claims management

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**29 – Provisions / 30 – Subordinated liabilities**

companies compared with previous forecasts and management's current best estimate of the impact on provisions of the FCA consultation on the introduction of a time bar and the 2014 decision of the UK Supreme Court ('Plevin'). The current projected trend of inbound complaint volumes implies that the redress programme will be completed by the first half of 2018 taking into account the likely impact of a time bar. (2014 assumption: first quarter of 2018). Cumulative provisions made since the Judicial Review ruling in the first half of 2011 amounted to \$4.7bn of which \$3.6bn had been paid as at 31 December 2015.

The estimated liability for redress is calculated on the basis of total premiums paid by the customer plus simple interest of 8% per annum (or the rate inherent in the related loan product where higher). The basis for calculating the redress liability is the same for single premium and regular premium policies. Future estimated redress levels are based on historically observed redress per policy.

A total of 5.4m PPI policies have been sold by HSBC since 2000, generating estimated revenues of approximately \$4.0bn at 2015 average exchange rates. The gross written premiums on these policies was approximately \$5.2bn. At 31 December 2015, the estimated total complaints expected to be received was 1.9m, representing 35% of total policies sold. It is estimated that contact will be made with regard to 2.3m policies, representing 42% of total policies sold. This estimate includes inbound complaints as well as HSBC's proactive contact exercise on certain policies ('outbound contact').

The cumulative number of PPI complaints received to 31 December 2015 and the number of future claims expected

	Cumulative to 31 December 2015	Future expected
Inbound complaints ¹ (000s of policies)	1,215	336
Outbound contact (000s of policies)	624	101
Response rate to outbound contact	44%	52%
Average uphold rate per claim ²	74%	81%
Average redress per claim (\$)	3,058	2,844
Complaints to FOS (000s of policies)	121	51
Average uphold rate per FOS claim	36%	53%

1 Excludes invalid claims where the complainant has not held a PPI policy.

2 Claims include inbound and responses to outbound contact.

The main assumptions involved in calculating the redress liability are the volume of inbound complaints, the projected period of inbound complaints, the decay rate of complaint volumes, the population identified as systemically mis-sold and the number of policies per customer complaint. The main assumptions are likely to evolve over time as root cause analysis continues, more experience is available regarding customer-initiated complaint volumes received, and we handle responses to our ongoing outbound contact.

A 100,000 increase/decrease in the total inbound complaints would increase/decrease the redress provision by approximately \$221m at 2015 average exchange rates. Each 1% increase/decrease in the response rate to our outbound contact exercise would increase/decrease the redress provision by approximately \$15m.

The decision under Plevin held that, judged on its own facts, non-disclosure of the amount of commissions payable in connection with the sale of PPI to a customer created an unfair relationship under the provisions of the UK Consumer Credit Act ('CCA'). The FCA has issued a consultation on proposed rules and guidelines in relation to the application of this ruling, together with a proposal for the introduction of a time bar. HSBC has reflected its current best estimate of the impact of these matters in the provision held as at 31 December 2015. There remains uncertainty as to what the eventual outcome of the consultation will be: HSBC will continue to review provisioning levels as further facts become known.

In addition to these factors and assumptions, the extent of the required redress will also depend on the facts and circumstances of each individual customer's case. For these reasons, there is currently a high degree of uncertainty as to the eventual costs of redress.

Interest rate derivatives

At 31 December 2015, a provision of \$87m (2014: \$312m) was held relating to the estimated liability for redress in respect of the possible mis-selling of interest rate derivatives in the UK. The provision relates to the estimated redress payable to customers in respect of historical payments under derivative contracts. A release to the provision of \$38m (2014: \$288m increase) was recorded during the year.

UK Consumer Credit Act

HSBC has undertaken a review of compliance with the fixed-sum unsecured loan agreement requirements of the CCA. \$167m was recognised at 31 December 2015 within 'Accruals, deferred income and other liabilities' for the repayment of interest to customers (2014: \$379m), primarily where annual statements did not remind them of their right to partially prepay the loan, notwithstanding that the customer loan documentation did refer to this right. The cumulative liability to date was \$569m (2014: \$591m), of which payments of \$414m (2014: \$212m) have been made to customers. There is uncertainty as to whether other technical requirements of the CCA have been met.

Brazilian labour, civil and fiscal claims

Brazilian labour, civil and fiscal litigation provisions were \$363m (2014: \$501m) as at 31 December 2015. Of these provisions, \$168m (2014: \$246m) was in respect of labour and overtime litigation claims brought by past employees against HSBC operations in Brazil following their departure from the bank. The main assumptions involved in estimating the liability are the expected number of departing employees, individual salary levels and the facts and circumstances of each individual case. These provisions form part of the Brazilian disposal group and were classified as 'held for sale' at 31 December 2015 (see Note 23).

30 Subordinated liabilities**HSBC**

	2015 \$m	2014 \$m
Subordinated liabilities		
At amortised cost	22,702	26,664
– subordinated liabilities	20,773	22,355
– preferred securities	1,929	4,309
Designated at fair value (Note 25)	22,510	23,317
– subordinated liabilities	21,168	21,822
– preferred securities	1,342	1,495
At 31 December	45,212	49,981
HSBC Holdings	26,062	25,277
Other HSBC	19,150	24,704
At 31 December	45,212	49,981

HSBC's subordinated liabilities

Subordinated liabilities rank behind senior obligations and generally count towards the capital base of HSBC. Where applicable, capital securities may be called and redeemed by HSBC subject to prior notification to the PRA and, where relevant, the consent of the local banking regulator. If not redeemed at the first call date, coupons payable may step-up or become floating rate based on interbank rates.

Interest rates on the floating rate capital securities are generally related to interbank offered rates. On the remaining capital securities, interest is payable at fixed rates of up to 10.176%.

The balance sheet amounts disclosed below are presented on an IFRSs basis and do not reflect the amount that the instruments contribute to regulatory capital due to the inclusion of issuance costs, regulatory amortisation and regulatory eligibility limits prescribed in the grandfathering provisions under CRD IV.

HSBC's subordinated liabilities in issue

	First call date	Maturity date	2015 \$m	2014 \$m
Additional tier 1 capital securities guaranteed by HSBC Holdings plc¹				
€500m	8.208% non-cumulative step-up perpetual preferred securities ²	Jun 2015	–	779
€750m	5.13% non-cumulative step-up perpetual preferred securities ³	Mar 2016	856	979
\$900m	10.176% non-cumulative step-up perpetual preferred securities, series 2	Jun 2030	891	891
			1,747	2,649
Additional tier 1 capital securities guaranteed by HSBC Bank plc¹				
€300m	5.862% non-cumulative step-up perpetual preferred securities	Apr 2020	488	515
€700m	5.844% non-cumulative step-up perpetual preferred securities	Nov 2031	1,038	1,091
			1,526	1,606
Tier 2 securities issued by HSBC Bank plc				
€500m	4.75% callable subordinated notes ⁴	Sep 2015 – Sep 2020	–	802
€350m	5.00% callable subordinated notes ⁵	Mar 2018 – Mar 2023	562	605
€300m	6.50% subordinated notes	– Jul 2023	444	466
€350m	5.375% callable subordinated step-up notes ⁶	Nov 2025 – Nov 2030	569	620
€500m	5.375% subordinated notes	– Aug 2033	846	905
€225m	6.25% subordinated notes	– Jan 2041	332	349
€600m	4.75% subordinated notes	– Mar 2046	879	924
€500m	Callable subordinated floating rate notes ⁴	Sep 2015 – Sep 2020	–	588
\$300m	7.65% subordinated notes	– May 2025	386	400
\$750m	Undated floating rate primary capital notes	Jun 1990	750	750
\$500m	Undated floating rate primary capital notes	Sep 1990	500	500
\$300m	Undated floating rate primary capital notes, series 3	Jun 1992	300	300
			5,568	7,209

Notes on the Financial Statements (continued)

30 – Subordinated liabilities

	First call date	Maturity date	2015 \$m	2014 \$m
Tier 2 securities issued by The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Ltd				
\$400m Primary capital undated floating rate notes ²	Aug 1990		401	403
\$400m Primary capital undated floating rate notes (second series) ³	Dec 1990		–	401
\$400m Primary capital undated floating rate notes (third series)	Jul 1991		400	400
			801	1,204
Tier 2 securities issued by HSBC Bank Australia Limited				
AUD200m Callable subordinated floating rate notes ⁸	Nov 2015	Nov 2020	–	164
			–	164
Tier 2 securities issued by HSBC Bank Malaysia Berhad				
MYR500m 4.35% subordinated bonds	Jun 2017	Jun 2022	116	143
MYR500m 5.05% subordinated bonds	Nov 2022	Nov 2027	116	144
			232	287
Tier 2 securities issued by HSBC USA Inc.				
\$200m 7.808% capital securities ¹⁰	Dec 2006	Dec 2026	–	200
\$200m 8.38% capital securities ¹⁰	May 2007	May 2027	–	200
\$150m 7.75% Capital Trust pass through securities ¹⁰	Nov 2006	Nov 2026	–	150
\$750m 5.00% subordinated notes	–	Sep 2020	747	738
\$250m 7.20% subordinated debentures	–	Jul 2097	220	216
Other subordinated liabilities each less than \$150m ¹¹			299	297
			1,266	1,801
Tier 2 securities issued by HSBC Bank USA, N.A.				
\$500m 6.00% subordinated notes	–	Aug 2017	502	508
\$1,250m 4.875% subordinated notes	–	Aug 2020	1,258	1,210
\$1,000m 5.875% subordinated notes	–	Nov 2034	1,142	1,245
\$750m 5.625% subordinated notes	–	Aug 2035	850	934
\$700m 7.00% subordinated notes	–	Jan 2039	691	676
			4,443	4,573
Tier 2 securities issued by HSBC Finance Corporation				
\$1,000m 5.911% trust preferred securities ⁹	Nov 2015	Nov 2035	–	998
\$2,939m 6.676% senior subordinated notes ¹²	–	Jan 2021	2,188	2,185
			2,188	3,183
Tier 2 securities issued by HSBC Bank Brazil S.A.¹³				
BRL383m Subordinated certificates of deposit	–	Feb 2015	–	144
BRL500m Subordinated floating rate certificates of deposit	–	Dec 2016	–	188
Other subordinated liabilities each less than \$150m ¹¹			–	81
			–	413
Tier 2 securities issued by HSBC Bank Canada				
CAD400m 4.80% subordinated debentures	Apr 2017	Apr 2022	298	367
CAD200m 4.94% subordinated debentures ⁷	Mar 2016	Mar 2021	144	172
CAD39m Floating rate debentures	Oct 1996	Nov 2083	29	34
			471	573
Securities issued by HSBC Mexico, S.A.				
MXN1,818m Non-convertible subordinated obligations ¹⁴	Sep 2013	Sep 2018	105	124
MXN2,273m Non-convertible subordinated obligations ¹⁴	Dec 2013	Dec 2018	131	154
\$900m Non-convertible subordinated obligations ^{14,15}	Jun 2014	Jun 2019	240	240
			476	518
Securities issued by other HSBC subsidiaries				
Other subordinated liabilities each less than \$200m ¹¹			432	524
Subordinated liabilities issued by HSBC subsidiaries at 31 December			19,150	24,704

1. See paragraph below, "Guaranteed by HSBC Holdings or HSBC Bank plc".

2. In June 2015, HSBC called and redeemed £500m 8.208% non-cumulative step-up perpetual preferred securities at par.

3. In February 2016, HSBC gave notice that it will call and redeem the €750m 5.13% non-cumulative step-up perpetual preferred securities.

4. In September 2015, HSBC called and redeemed £500m 4.75% callable subordinated notes and €500m callable subordinated floating rate notes at par.

5. The interest rate payable after March 2018 is the sum of the gross redemption yield of the then prevailing five-year UK gilt plus 1.80%.

6. The interest rate payable after November 2025 is the sum of the three-month sterling Libor plus 1.50%.

7. In January 2016, HSBC gave notice that it will call and redeem the \$400m Primary capital undated floating rate notes and CAD200m 4.94% subordinated debentures.

8. In December 2015, HSBC called and redeemed \$400m Primary capital undated floating rate notes at par.

9. In November 2015, HSBC called and redeemed \$1,000m 5.911% trust preferred securities and AUD 200m callable subordinated floating rate notes at par.

10. In June 2015, HSBC called and redeemed \$200m 7.808% capital securities, \$200m 8.38% capital securities, and \$150m 7.75% Capital Trust pass through securities at par.

11. Some securities included here are ineligible for inclusion in the capital base of HSBC in accordance with CRD IV rules.

12. Approximately \$731m of the senior subordinated notes are held by HSBC Holdings.

13. Included in Note 23, Assets held for sale and liabilities of disposal groups held for sale.

14 These securities are ineligible for inclusion in the capital base of HSBC in accordance with CRD IV rules.
15 Approximately \$60m of the subordinated obligations are held by HSBC Holdings.

HSBC Holdings

	2015 \$m	2014 \$m
Subordinated liabilities:		
– at amortised cost	15,895	17,255
– designated at fair value (Note 25)	11,956	10,494
At 31 December	27,851	27,749

HSBC Holdings' subordinated liabilities

	First call date	Maturity date	2015 \$m	2014 \$m
Tier 2 securities issued by HSBC Holdings plc				
Amounts owed to third parties				
\$488m	–	May 2032	531	538
\$222m	–	Nov 2032	278	278
\$2,000m	–	May 2036	2,029	2,029
\$2,500m	–	Sep 2037	3,085	3,278
\$1,500m	–	Jun 2038	1,487	1,487
\$2,000m	–	Mar 2024	2,078	2,069
\$1,500m	–	Mar 2044	1,735	1,735
\$1,500m	–	Aug 2025	1,529	–
€900m	Oct 2017	Oct 2022	1,432	1,558
€650m	–	Dec 2027	1,079	1,176
€650m	–	Sep 2028	955	1,005
€750m	–	Apr 2038	1,159	1,217
€900m	–	Mar 2040	1,310	1,379
€1,600m	–	Mar 2018	1,748	1,950
€1,750m	–	Jun 2019	2,284	2,623
€700m	Jun 2015	Jun 2020	–	878
€1,500m	Jan 2019	Jan 2024	1,694	1,898
€1,500m	–	Jun 2025	1,691	–
			26,104	25,098
Amounts owed to HSBC undertakings				
€500m	Jun 2015	Jun 2040	–	779
€750m	Mar 2016	Dec 2044	856	981
\$900m	Jun 2030	Jun 2040	891	891
			1,747	2,651
At 31 December			27,851	27,749

- 1 Amounts owed to third parties represent securities included in the capital base of HSBC as tier 2 securities in accordance with the grandfathering provisions under CRD IV rules.
- 2 These securities are included in the capital base of HSBC as fully CRD IV compliant tier 2 securities on an end point basis.
- 3 The interest rate payable after October 2017 is the sum of the three-month sterling Libor plus 1.3%.
- 4 In June 2015, HSBC Holdings called and redeemed the €700m 3.625% callable subordinated notes and €500m 8.208% non-cumulative step-up perpetual preferred securities at par.
- 5 These subordinated notes are measured at amortised cost in HSBC Holdings, where the interest rate risk is hedged using a fair value hedge, while they are measured at fair value in the Group.

Additional tier 1 capital securities

HSBC has included three types of additional tier 1 capital securities in its tier 1 capital. Additional tier 1 capital securities are perpetual subordinated securities on which coupon payments may be deferred or cancelled at the discretion of HSBC Holdings. The securities presented in this Note are accounted for as liabilities because HSBC has an obligation to pay dividends in perpetuity. See Note 35 for the other two types of additional tier 1 capital securities accounted for as equity.

The additional tier 1 securities presented in this section do not meet the identifying criteria in full for recognition as tier 1 capital under CRD IV but are eligible as regulatory capital subject to grandfathering limits and progressive phase-out.

Guaranteed by HSBC Holdings or HSBC Bank plc

The five capital securities above that are guaranteed on a subordinated basis by HSBC Holdings or HSBC Bank plc ('HSBC Bank') and are non-cumulative step-up perpetual preferred securities issued by Jersey limited partnerships. The proceeds of the issues were on-lent to the respective guarantors by the limited partnerships in the form of subordinated notes. These preferred securities qualify as additional tier 1 capital for HSBC under CRD IV by virtue of the application of grandfathering provisions, and the two capital securities guaranteed by HSBC Bank also qualify as additional tier 1 capital for HSBC Bank (on a solo and a consolidated basis) under CRD IV by virtue of the same grandfathering process.

Notes on the Financial Statements (continued)**30 – Subordinated liabilities / 31 – Maturity analysis**

These preferred securities, together with the guarantee, are intended to provide investors with economic rights equivalent to the rights that they would have had if they had purchased non-cumulative perpetual preference shares of the relevant issuer. There are limitations on the payment of distributions if such payments are prohibited under UK banking regulations or other requirements, if a payment would cause a breach of HSBC's capital adequacy requirements or if HSBC Holdings or HSBC Bank have insufficient distributable reserves (as defined).

HSBC Holdings and HSBC Bank have individually covenanted that if prevented under certain circumstances from paying distributions on the preferred securities in full, they will not pay dividends or other distributions in respect of their ordinary shares, or effect repurchases or redemptions of their ordinary shares, until the distribution on the preferred securities has been paid in full.

With respect to preferred securities guaranteed by HSBC Holdings, if (i) HSBC's total capital ratio falls below the regulatory minimum ratio required or (ii) the Directors expect, in view of the deteriorating financial condition of HSBC Holdings, that (i) will occur in the near term, then the preferred securities will be substituted by preference shares of HSBC Holdings which have economic terms which are in all material respects equivalent to those of the preferred securities and the guarantee taken together.

With respect to preferred securities guaranteed by HSBC Bank, if (i) any of the two issues of preferred securities are outstanding in April 2049 or November 2048, respectively, or (ii) the total capital ratio of HSBC Bank on a solo and consolidated basis falls below the regulatory minimum ratio required or (iii) in view of the deteriorating financial condition of HSBC Bank, the Directors expect (ii) to occur in the near term, then the preferred securities will be substituted by preference shares of HSBC Bank having economic terms which are in all material respects equivalent to those of the preferred securities and the guarantee taken together.

Tier 2 capital securities

These capital securities are included within HSBC's regulatory capital base as tier 2 capital under CRD IV by virtue of the application of grandfathering provisions (with the exception of identified HSBC Holding securities which are compliant with CRD IV end point rules). Tier 2 capital securities are either perpetual subordinated securities or dated securities on which there is an obligation to pay coupons. In accordance with CRD IV, the capital contribution of all tier 2 securities is amortised for regulatory purposes in their final five years before maturity.

31 Maturity analysis of assets, liabilities and off-balance sheet commitments

The table on page 427 provides an analysis of consolidated total assets, liabilities and off-balance sheet commitments by residual contractual maturity at the balance sheet date. Asset and liability balances are included in the maturity analysis as follows:

- except for reverse repos, repos and debt securities in issue, trading assets and liabilities (including trading derivatives) are included in the 'Due not more than 1 month' time bucket, and not by contractual maturity because trading balances are typically held for short periods of time;
- financial assets and liabilities with no contractual maturity (such as equity securities) are included in the 'Due over 5 years' time bucket. Undated or perpetual instruments are classified based on the contractual notice period which the counterparty of the instrument is entitled to give. Where there is no contractual notice period, undated or perpetual contracts are included in the 'Due over 5 years' time bucket;
- non-financial assets and liabilities with no contractual maturity (such as property, plant and equipment, goodwill and intangible assets, current and deferred tax assets and liabilities and retirement benefit liabilities) are included in the 'Due over 5 years' time bucket;
- financial instruments included within assets and liabilities of disposal groups held for sale are classified on the basis of the contractual maturity of the underlying instruments and not on the basis of the disposal transaction; and
- liabilities under insurance contracts are included in the 'Due over 5 years' time bucket. Liabilities under investment contracts are classified in accordance with their contractual maturity. Undated investment contracts are classified based on the contractual notice period investors are entitled to give. Where there is no contractual notice period, undated contracts are included in the 'Due over 5 years' time bucket.

Loan and other credit-related commitments are classified on the basis of the earliest date they can be drawn down.

HSBC

Maturity analysis of assets and liabilities

	Due not more than 1 month \$m	Due over 1 month but not more than 3 months \$m	Due over 3 months but not more than 6 months \$m	Due over 6 months but not more than 9 months \$m	Due over 9 months but not more than 1 year \$m	Due over 1 year but not more than 2 years \$m	Due over 2 years but not more than 5 years \$m	Total \$m
Financial assets								
Cash and balances at central banks	98,934	-	-	-	-	-	-	98,934
Items in the course of collection from other banks	5,768	-	-	-	-	-	-	5,768
Hong Kong Government certificates of indebtedness	28,410	-	-	-	-	-	-	28,410
Trading assets	224,691	34	-	-	-	112	-	224,837
- reverse repos	292	34	-	-	-	112	-	438
- other trading assets	224,399	-	-	-	-	-	-	224,399
Financial assets designated at fair value	429	194	222	83	390	896	2,603	23,852
Derivatives	285,797	215	223	198	33	499	841	288,476
- trading	285,678	-	-	-	-	-	-	285,678
- non-trading	119	215	223	198	33	499	841	2,798
Loans and advances to banks	57,296	14,530	4,063	1,964	2,499	5,134	3,274	90,401
Loans and advances to customers	176,862	69,638	54,730	33,095	34,774	81,560	201,253	924,454
- personal	39,191	8,328	8,510	7,457	9,350	22,438	57,283	371,203
- corporate and commercial	123,901	54,711	40,489	21,081	21,811	50,355	131,166	493,078
- financial	13,770	6,599	5,731	4,557	3,613	8,767	12,804	60,173
Reverse repurchase agreements – non-trading	110,478	21,978	7,220	2,786	580	2,985	228	146,255
Financial investments	35,104	59,098	36,897	19,102	17,293	48,634	94,549	428,955
Assets held for sale	15,816	2,628	2,544	1,218	2,611	4,675	6,365	40,279
Accrued income and other financial assets	12,732	6,682	1,995	483	395	463	445	25,310
Financial assets at 31 December 2015	1,052,317	174,997	107,894	58,929	58,575	144,958	418,703	2,325,931
Non-financial assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Total assets at 31 December 2015	1,052,317	174,997	107,894	58,929	58,575	144,958	418,703	2,325,931

HSBC HOLDINGS PLC

427

Notes on the Financial Statements (continued)

31 – Maturity analysis

Maturity analysis of assets and liabilities (continued)

Financial liabilities									
Hong Kong currency notes in circulation									
Deposits by banks									
Customer accounts ¹									
– personal									
– corporate and commercial									
– financial									
Repurchase agreements – non-trading									
Items in the course of transmission to other banks									
Trading liabilities									
– repos									
– debt securities in issue									
– other trading liabilities									
Financial liabilities designated at fair value									
– debt securities in issue: covered bonds									
– debt securities in issue: otherwise secured									
– debt securities in issue: unsecured									
– subordinated liabilities and preferred securities									
– other									
Derivatives									
– trading									
– non-trading									
Debt securities in issue									
– covered bonds									
– otherwise secured									
– unsecured									
Liabilities of disposal groups held for sale									
Accruals and other financial liabilities									
Subordinated liabilities									
Total financial liabilities at 31 December 2015									
Non-financial liabilities									
Total liabilities at 31 December 2015									
Due not more than 1 month 1 month \$m	Due over 1 month but not more than 3 months 3 months \$m	Due over 3 months but not more than 6 months 6 months \$m	Due over 6 months but not more than 9 months 9 months \$m	Due over 9 months but not more than 1 year 1 year \$m	Due over 1 year but not more than 2 years 2 years \$m	Due over 2 years but not more than 5 years 5 years \$m	Due over 5 years but not more than 10 years 10 years \$m	Due over 10 years but not more than 15 years 15 years \$m	Total \$m
28,410	–	–	–	–	–	–	–	–	28,410
46,693	2,225	1,049	325	116	712	3,182	69	54,371	54,371
1,185,091	50,831	21,397	10,421	10,869	6,596	3,852	529	1,289,586	1,289,586
574,468	27,646	13,032	7,371	7,990	3,566	2,920	354	637,347	637,347
459,813	18,802	7,314	2,479	2,495	2,926	828	156	494,813	494,813
150,810	4,383	1,051	571	384	104	104	19	157,426	157,426
73,478	3,788	1,816	164	154	–	500	500	80,400	80,400
5,638	–	–	–	–	–	–	–	5,638	5,638
111,691	1,471	1,529	882	2,184	4,344	10,105	9,408	141,614	141,614
77	365	–	–	–	–	–	–	442	442
967	1,106	1,529	882	2,184	4,344	10,105	9,408	30,525	30,525
110,647	–	–	–	–	–	–	–	110,647	110,647
2,036	1,822	2,943	342	1,900	4,930	14,316	38,119	66,408	66,408
–	–	–	–	–	2,012	1,608	2,577	6,197	6,197
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1,972	973	2,926	342	1,786	2,918	9,819	10,745	31,481	31,481
–	848	–	–	–	–	2,773	18,889	22,510	22,510
64	1	17	–	114	–	116	5,908	6,220	6,220
276,765	34	251	213	52	524	1,063	2,169	281,071	281,071
276,558	–	–	–	–	–	–	–	276,558	276,558
207	34	251	213	52	524	1,063	2,169	4,513	4,513
16,536	9,326	16,295	5,542	1,365	10,754	22,866	6,265	88,949	88,949
–	–	1	–	–	83	17	33	135	135
8,436	173	195	206	173	2,082	4,354	1,118	16,737	16,737
8,100	9,153	16,099	5,336	1,191	8,589	18,495	5,114	72,077	72,077
20,350	1,416	1,548	1,344	1,246	5,050	1,484	115	32,553	32,553
14,802	7,965	2,467	659	421	925	1,454	665	29,358	29,358
–	401	–	–	34	650	4,579	17,038	22,702	22,702
1,781,490	79,279	49,295	19,892	18,341	34,485	63,401	74,877	2,121,060	2,121,060
–	–	–	–	–	–	–	–	91,078	91,078
1,781,490	79,279	49,295	19,892	18,341	34,485	63,401	165,955	2,212,138	2,212,138

	Due not more than 1 month \$m	Due over 1 month but not more than 3 months \$m	Due over 3 months but not more than 6 months \$m	Due over 6 months but not more than 9 months \$m	Due over 9 months but not more than 1 year \$m	Due over 1 year but not more than 2 years \$m	Due over 2 years but not more than 5 years \$m	Due over 5 years \$m	Total \$m
Financial assets									
Cash and balances at central banks	129,957	-	-	-	-	-	-	-	129,957
Items in the course of collection from other banks	4,927	-	-	-	-	-	-	-	4,927
Hong Kong Government certificates of indebtedness	22,674	-	-	-	-	-	-	-	22,674
Trading assets	303,463	-	-	-	-	-	730	-	304,193
- reverse repos	567	-	-	-	-	-	730	-	1,297
- other trading assets	302,896	-	-	-	-	-	-	-	302,896
Financial assets designated at fair value	244	399	417	346	208	1,825	4,634	20,964	29,037
Derivatives	341,558	56	463	220	32	1,093	1,033	643	345,008
- trading	341,416	-	-	-	-	-	-	-	341,416
- non-trading	142	56	463	220	32	1,093	1,033	643	3,592
Loans and advances to banks	73,758	17,649	5,682	1,934	1,850	7,371	1,981	1,924	112,149
Loans and advances to customers	203,130	76,236	55,018	35,347	37,674	91,300	187,728	288,227	974,660
- personal	42,170	9,673	8,911	7,486	8,672	27,305	54,439	230,298	388,954
- corporate and commercial	146,250	61,809	41,924	23,720	23,697	56,398	124,796	56,590	535,184
- financial	14,710	4,754	4,183	4,141	5,305	7,597	8,493	1,339	50,522
Reverse repurchase agreements – non-trading	116,002	30,490	9,076	2,230	582	868	2,465	-	161,713
Financial investments	28,237	50,445	41,503	14,577	17,011	48,392	96,891	118,411	415,467
Assets held for sale	114	186	13	18	30	41	126	6,224	6,732
Accrued income and other financial assets	17,756	7,386	2,402	589	317	707	1,156	3,579	33,890
Financial assets at 31 December 2014	1,246,820	182,847	114,574	55,259	57,684	151,507	296,744	439,972	2,545,407
Non-financial assets	-	-	-	-	-	-	-	88,732	88,732
Total assets at 31 December 2014	1,246,820	182,847	114,574	55,259	57,684	151,507	296,744	528,704	2,634,139

HSBC HOLDINGS PLC

429

Notes on the Financial Statements (continued)

31 – Maturity analysis

Maturity analysis of assets and liabilities (continued)

	Due not more than 1 month \$m	Due over 1 month but not more than 3 months \$m	Due over 3 months but not more than 6 months \$m	Due over 6 months but not more than 9 months \$m	Due over 9 months but not more than 1 year \$m	Due over 1 year but not more than 2 years \$m	Due over 2 years but not more than 5 years \$m	Due over 5 years \$m	Total \$m
Financial liabilities									
Hong Kong currency notes in circulation	27,674								27,674
Deposits by banks	66,829	2,890	2,539	511	810	621	2,963	263	77,426
Customer accounts ¹									
– personal	1,216,574	57,127	37,975	15,023	13,586	9,278	5,819	310	1,350,642
– corporate and commercial	572,459	28,580	16,728	10,609	9,625	7,270	3,967	125	649,313
– financial	465,990	21,841	10,688	3,716	2,894	1,615	1,316	150	508,210
	178,125	6,706	5,509	688	1,067	443	536	35	193,119
Repurchase agreements – non-trading	95,243	5,029	4,054	1,392	714				107,432
Items in the course of transmission to other banks	5,990								5,990
Trading liabilities	155,604	2,041	2,636	1,439	2,918	5,744	9,603	10,587	190,572
– repos	746	909	224	264	1,249	406			3,798
– debt securities in issue	1,686	1,132	2,412	1,175	1,669	5,338	9,603	10,587	33,602
– other trading liabilities	153,172								153,172
Financial liabilities designated at fair value									
– debt securities in issue: covered bonds	981	912	4,264	972	1,557	8,500	15,037	43,930	76,153
– debt securities in issue: otherwise secured				205			2,705	2,942	5,852
– debt securities in issue: unsecured	942	868	4,242	742	1,409	8,500	9,576	14,233	40,512
– subordinated liabilities and preferred securities		36			18		2,623	20,640	23,317
– other	39	8	22	25	130		133	6,115	6,472
Derivatives	335,802	23	86	223	54	621	1,121	2,739	340,669
– trading	335,400								335,400
– non-trading	402	23	86	223	54	621	1,121	2,739	5,269
Debt securities in issue	14,741	15,424	13,027	7,854	6,050	14,209	19,481	5,161	95,947
– covered bonds							81		81
– otherwise secured	8,807	1,063	60	283	272	912	1,562	1,008	13,967
– unsecured	5,934	14,361	12,967	7,571	5,778	13,297	17,838	4,153	81,899
Liabilities of disposal groups held for sale	191	28	56	55	63	213	551	2,837	3,894
Accruals and other financial liabilities	20,893	9,170	3,013	1,166	1,757	1,355	1,674	818	39,846
Subordinated liabilities		150		3	167	113	3,607	22,624	26,664
Total financial liabilities at 31 December 2014	1,940,522	92,794	62,600	28,638	27,676	40,634	59,856	90,269	2,343,009
Non-financial liabilities									
Total liabilities at 31 December 2014	1,940,522	92,794	62,600	28,638	27,676	40,634	59,856	91,152	2,434,161

1 'Customer accounts' includes \$342,908m (2014: \$342,927m) insured by guarantee schemes.

Maturity analysis of off-balance sheet commitments received

	Due over 1 month but not more than 3 months		Due over 3 months but not more than 6 months		Due over 6 months but not more than 9 months		Due over 9 months but not more than 1 year		Due over 1 year but not more than 2 years		Due over 2 years but not more than 5 years		Total
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
At 31 December 2015													
Loan and other credit-related commitments	3,472	-	2,149	-	-	-	111	-	-	-	-	-	5,732
At 31 December 2014													
Loan and other credit-related commitments	3,313	-	4,312	607	-	-	-	-	-	-	-	-	8,232

Maturity analysis of off-balance sheet commitments given

	Due over 1 month but not more than 3 months		Due over 3 months but not more than 6 months		Due over 6 months but not more than 9 months		Due over 9 months but not more than 1 year		Due over 1 year but not more than 2 years		Due over 2 years but not more than 5 years		Total
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
At 31 December 2015													
Loan and other credit-related commitments	472,277	45,792	16,271	9,798	47,122	11,325	48,756	15,089	666,430				
Of which:													
– personal	161,843	11,547	6,333	963	19,607	1,207	425	1,018	292,943				
– corporate and commercial	272,044	32,764	9,126	8,372	23,984	8,227	38,838	12,558	405,913				
– financial	38,390	1,481	812	463	3,531	1,891	9,493	1,513	57,574				
At 31 December 2014													
Loan and other credit-related commitments	455,119	52,398	8,919	14,163	41,500	13,979	48,333	16,769	651,380				
Of which:													
– personal	179,088	15,784	452	305	14,036	1,432	1,003	955	213,055				
– corporate and commercial	239,646	34,657	7,595	12,556	23,519	9,976	36,918	12,185	377,002				
– financial	36,585	1,957	872	1,302	3,945	2,621	10,412	3,629	61,323				

HSBC HOLDINGS PLC

431

Notes on the Financial Statements (continued)

31 – Maturity analysis

HSBC Holdings

Maturity analysis of assets, liabilities and off-balance sheet commitments

Financial assets											
Cash at bank and in hand:											
– balances with HSBC undertakings	242	–	–	–	–	–	–	–	–	–	242
Derivatives	1,990	–	–	–	–	–	–	109	368	–	2,467
– trading	1,990	–	–	–	–	–	–	109	368	–	1,990
– non-trading	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
Loans and advances to HSBC undertakings	7,805	2,629	4,618	–	–	–	–	–	29,298	44,350	477
Financial investments in HSBC undertakings	40	6	–	–	–	–	–	–	4,239	4,285	–
Accrued income and other financial assets	7	–	–	–	–	–	–	–	109	116	–
Total financial assets at 31 December 2015	10,084	2,635	4,618	–	–	–	–	109	34,014	51,460	–
Non-financial assets	–	–	–	–	–	–	–	–	98,734	98,734	–
Total assets at 31 December 2015	10,084	2,635	4,618	–	–	–	–	109	132,748	150,194	–
Financial liabilities											
Amounts owed to HSBC undertakings											
Financial liabilities designated at fair value	1,629	–	–	–	–	–	415	–	108	2,152	–
– debt securities in issue	–	960	–	–	–	–	–	2,285	16,608	19,853	–
– subordinated liabilities and preferred securities	–	–	–	–	–	–	–	–	6,937	7,897	–
Derivatives	2,065	–	–	–	–	–	–	213	–	2,278	–
– trading	2,065	–	–	–	–	–	–	–	–	2,065	–
– non-trading	–	–	–	–	–	–	–	213	–	213	–
Debt securities in issue	1,231	195	132	20	–	–	–	–	960	960	–
Accruals and other financial liabilities	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,578	–
Subordinated liabilities	–	–	–	–	–	–	–	1,749	14,146	15,895	–
Total financial liabilities at 31 December 2015	4,925	1,155	132	20	–	–	415	4,247	31,822	42,716	–
Non-financial liabilities	–	–	–	–	–	–	–	–	64	64	–
Total liabilities at 31 December 2015	4,925	1,155	132	20	–	–	415	4,247	31,886	42,780	–
Off-balance sheet commitments given											
Undrawn formal standby facilities, credit lines and other commitments to lend	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

	Due not more than 1 month \$m	Due over 1 month but not more than 3 months \$m	Due over 3 months but not more than 6 months \$m	Due over 6 months but not more than 9 months \$m	Due over 9 months but not more than 1 year \$m	Due over 1 year but not more than 2 years \$m	Due over 2 years but not more than 5 years \$m	Due over 5 years \$m	Total \$m
Financial assets									
Cash at bank and in hand:									
– balances with HSBC undertakings	249	–	–	–	–	–	–	–	249
Derivatives	2,287	–	–	–	–	–	127	357	2,771
– trading	2,287	–	–	–	–	–	127	357	2,771
– non-trading	–	–	–	–	–	–	–	–	–
Loans and advances to HSBC undertakings	7,007	858	7,676	–	14	–	–	28,355	43,910
Financial investments in HSBC undertakings	–	–	–	–	–	–	–	–	–
Accrued income and other financial assets	26	6	–	–	–	–	–	4,041	4,073
Total financial assets at 31 December 2014	9,377	864	7,676	–	14	–	127	32,753	51,011
Non-financial assets	–	–	–	–	–	–	–	96,853	96,853
Total assets at 31 December 2014	9,377	864	7,676	–	14	–	127	129,606	147,864
Financial liabilities									
Amounts owed to HSBC undertakings	2,423	–	32	–	1	436	–	–	2,892
Financial liabilities designated at fair value	–	–	–	–	–	1,110	2,623	14,946	18,679
– debt securities in issue	–	–	–	–	–	1,110	–	7,075	8,185
– subordinated liabilities and preferred securities	–	–	–	–	–	–	2,623	7,871	10,494
Derivatives	1,066	–	–	–	–	–	103	–	1,169
– trading	1,066	–	–	–	–	–	103	–	1,066
– non-trading	–	–	–	–	–	–	–	–	–
Debt securities in issue	–	–	–	–	–	–	–	1,009	1,009
Accruals and other financial liabilities	924	208	137	21	–	–	–	1,290	1,790
Subordinated liabilities	–	–	–	–	–	–	1,951	15,304	17,255
Total financial liabilities at 31 December 2014	4,413	208	169	21	1	1,546	4,677	31,259	42,294
Non-financial liabilities	–	–	–	–	–	–	–	125	125
Total liabilities at 31 December 2014	4,413	208	169	21	1	1,546	4,677	31,384	42,419
Off-balance sheet commitments given									
Undrawn formal standby facilities, credit lines and other commitments to lend	16	–	–	–	–	–	–	–	16

HSBC HOLDINGS PLC

433

Shareholder Information	Financial Statements	Corporate Governance	Financial Review	Strategic Report
-------------------------	----------------------	----------------------	------------------	------------------

Notes on the Financial Statements (continued)**32 – Offsetting of financial assets and financial liabilities****32 Offsetting of financial assets and financial liabilities****Accounting policy**

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the balance sheet when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously ('the offset criteria').

The disclosure below has been enhanced this year with the inclusion of 'Amounts not subject to enforceable netting arrangements' resulting in a change in the basis of preparation from the prior period. Prior period data have been represented accordingly.

The 'Amounts not set off in the balance sheet' in the following table for derivatives and reverse repurchase/repurchase, stock borrowing/lending and similar agreements include transactions where:

- the counterparty has an offsetting exposure with HSBC and a master netting or similar arrangement is in place with a right of set off only in the event of default, insolvency or bankruptcy, or the offset criteria are otherwise not satisfied; and
- cash and non-cash collateral has been received/pledged in respect of the transactions described above.

For loans and advances to customers and customer accounts at amortised cost the amounts included in the table below typically relate to transactions entered into with corporate and commercial customers for working capital management purposes. The 'Amounts not set off in the balance sheet' relate to transactions where the customer has an offsetting exposure with HSBC and an agreement is in place with the right of offset but the offset criteria are otherwise not satisfied. For risk management purposes, the net amounts of such exposures are subject to limits which are monitored and the relevant customer agreements are subject to review and updated, as necessary, to ensure that the legal right of offset remains appropriate.

Footnotes to the table on page 435 are set out below:

1. At 31 December 2015, the amount of cash margin received that has been offset against the gross derivatives assets is \$4,135m (2014: \$606m). The amount of cash margin paid that has been offset against the gross derivatives liabilities is \$4,224m (2014: \$190m).
2. For the amount of reverse repos, stock borrowing and similar agreements recognised in the balance sheet, see the 'Funding sources and uses' table on page 160. In the analysis below, the \$7,556m (2014: \$9,266m) of trading assets presented in the balance sheet comprised \$438m of reverse repos (2014: \$1,297m) and \$7,118m of stock borrowing (2014: \$7,969m).
3. At 31 December 2015, the total amount of loans and advances to customers at amortised cost was \$924,454m (2014: \$974,660m) of which \$45,904m (2014: \$62,096m) was subject to offsetting. For the amount of loans and advances to customers at amortised cost recognised in the balance sheet, see the 'Funding sources and uses' table on page 160.
4. For the amount of repos, stock lending and similar agreements recognised in the balance sheet, see the 'Funding sources and uses' table on page 160. In the analysis below, the \$9,301m (2014: \$15,830m) of trading liabilities presented in the balance sheet comprised \$442m of repos (2014: \$3,798m) and \$8,859m of stock lending (2014: \$12,032m).
5. At 31 December 2015, the total amount of customer accounts at amortised cost was \$1,289,586m (2014: \$1,350,642m) of which \$51,442m (2014: \$69,082m) was subject to offsetting. For the amount of customer accounts at amortised cost recognised in the balance sheet, see the 'Funding sources and uses' table on page 160.
6. These exposures continue to be secured by financial collateral, but we may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the right of offset.

Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	Amounts subject to enforceable netting arrangements						Amounts not subject to enforceable netting arrangements	
	Gross amounts \$m	Amounts offset \$m	Net amounts in the balance sheet \$m	Financial instruments \$m	Non-cash collateral \$m	Cash collateral \$m	Net amount \$m	Total \$m
Financial assets								
Derivatives (Note 16) ¹	385,682	(105,860)	279,822	(215,531)	(8,621)	(34,040)	21,630	288,476
Reverse repos, stock borrowing and similar agreements ²	208,417	(77,925)	130,492	(544)	(129,476)	(270)	202	153,811
Classified as:								
– trading assets	7,496	–	7,496	–	(7,495)	–	1	60
– non-trading assets	200,921	(77,925)	122,996	(544)	(121,981)	(270)	201	7,556
Loans and advances to customers at amortised cost ³	77,547	(31,643)	45,904	(40,790)	–	–	5,114	1,487
At 31 December 2015	671,646	(215,428)	456,218	(256,865)	(138,097)	(34,310)	26,946	489,678
Derivatives (Note 16) ¹	584,359	(250,465)	333,894	(262,856)	(7,653)	(41,750)	21,633	345,008
Reverse repos, stock borrowing and similar agreements ²	208,893	(88,676)	120,217	(5,117)	(114,394)	(249)	457	170,979
Classified as:								
– trading assets	9,341	(390)	8,951	–	(8,951)	–	–	315
– non-trading assets	199,552	(88,286)	111,266	(5,117)	(105,443)	(249)	457	50,447
Loans and advances to customers at amortised cost ³	99,623	(37,527)	62,096	(55,989)	–	–	6,107	1,587
At 31 December 2014	892,875	(376,668)	516,207	(123,962)	(122,049)	(41,999)	28,197	63,693
Financial liabilities								
Derivatives (Note 16) ¹	377,930	(105,860)	272,070	(215,508)	(13,629)	(30,063)	12,870	281,071
Repos, stock lending and similar agreements ²	136,040	(77,925)	58,115	(2,034)	(56,030)	(26)	25	89,701
Classified as:								
– trading liabilities	9,300	–	9,300	–	(9,299)	–	1	9,301
– non-trading liabilities	126,740	(77,925)	48,815	(2,034)	(46,731)	(26)	24	31,585
Customer accounts at amortised cost ³	83,085	(31,643)	51,442	(40,790)	–	(1)	10,651	729
At 31 December 2015	597,055	(215,428)	381,627	(258,332)	(69,659)	(30,090)	23,546	41,316
Derivatives (Note 16) ¹	580,644	(250,465)	330,179	(262,864)	(9,465)	(39,371)	18,279	10,490
Repos, stock lending and similar agreements ²	165,514	(88,676)	76,838	(8,934)	(67,793)	(105)	6	46,424
Classified as:								
– trading liabilities	16,206	(390)	15,816	–	(15,813)	–	3	14
– non-trading liabilities	149,308	(88,286)	61,022	(8,934)	(51,980)	(105)	3	46,410
Customer accounts at amortised cost ³	106,609	(37,527)	69,082	(55,989)	–	–	13,093	479
At 31 December 2014	852,767	(376,668)	476,099	(327,787)	(77,258)	(39,676)	31,378	57,393

For footnotes, see page 434.

Notes on the Financial Statements (continued)

33 – Foreign exchange exposures / 34 – Non-controlling interests / 35 – Share capital

33 Foreign exchange exposures**Structural foreign exchange exposures**

HSBC's structural foreign exchange exposures are represented by the net asset value of its foreign exchange equity and subordinated debt investments in subsidiaries, branches, joint ventures and associates with non-US dollar functional currencies. Gains or losses on structural foreign exchange exposures are recognised in other comprehensive income. HSBC's management of its structural foreign exchange exposures is discussed on page 171.

Net structural foreign exchange exposures

	2015 \$m	2014 \$m
Currency of structural exposure		
Pound sterling ¹	32,701	30,071
Hong Kong dollars	28,270	24,028
Chinese renminbi	24,117	24,578
Euros	19,966	20,378
Mexican pesos	4,228	5,249
Indian rupees	3,645	3,466
Canadian dollars	3,595	4,187
Saudi riyals	3,109	2,910
Brazilian real	2,865	4,910
Swiss francs	2,642	1,864
Malaysian ringgit	1,994	2,219
UAE dirhams	1,898	2,199
Taiwanese dollars	1,702	1,721
Singapore dollars	1,454	1,185
Australian dollars	1,396	1,516
Indonesian rupiah	1,303	1,352
Korean won	1,296	1,360
Turkish lira	1,006	1,366
Egyptian pounds	925	868
Argentine pesos	875	1,059
Others, each less than \$700m	5,775	5,918
At 31 December	144,762	142,404

1 During 2015, we entered into new forward exchange contracts amounting to \$2.6bn (2014: \$1.6bn) in order to manage our sterling structural foreign exchange exposure.

Shareholders' equity would decrease by \$2,633m (2014: \$2,522m) if euro and sterling foreign currency exchange rates weakened by 5% relative to the US dollar.

34 Non-controlling interests

	2015 \$m	2014 \$m
Non-controlling interests attributable to holders of ordinary shares in subsidiaries	6,981	7,104
Preferred securities issued by subsidiaries	2,077	2,427
At 31 December	9,058	9,531

Preferred securities issued by subsidiaries

Preferred securities are securities for which there is no obligation to pay a dividend and, if the dividend is not paid, it may not be cumulative. Such securities do not generally carry voting rights but rank higher than ordinary shares for dividend payments and in the event of a winding-up. These securities have no stated maturity date but may be called and redeemed by the issuer, subject to prior notification to the PRA and, where relevant, the consent of the local banking regulator. Dividends on floating rate preferred securities are generally related to interbank offer rates.

Included in the capital base of HSBC are non-cumulative preferred securities classified as additional tier 1 capital and cumulative preferred securities classified as tier 2 capital in accordance with CRD IV rules, by virtue of the application of grandfathering provisions.

Preferred securities issued by HSBC's subsidiaries

	First call date	2015 \$m	2014 \$m
HSBC USA Inc.			
\$150m ¹ Depositary shares each representing 25% interest in a share of adjustable-rate cumulative preferred stock, series D	Jul 1999	–	150
\$150m ² Cumulative preferred stock	Oct 2007	–	150
\$518m Floating rate non-cumulative preferred stock, series F	Apr 2010	518	518
\$374m Floating rate non-cumulative preferred stock, series G	Jan 2011	374	374
\$374m 6.50% non-cumulative preferred stock, series H	Jul 2011	374	374
HSBC Finance Corporation			
\$575m 6.36% non-cumulative preferred stock, series B	Jun 2010	559	559
HSBC Bank Canada			
CAD175m Non-cumulative redeemable class 1 preferred shares, series C	Jun 2010	126	151
CAD175m Non-cumulative class 1 preferred shares, series D	Dec 2010	126	151
At 31 December		2,077	2,427

1 In May 2015, HSBC redeemed its depositary shares representing 25% interest in a share of adjustable-rate cumulative preferred stock, series D for \$152m.

2 In May 2015, HSBC redeemed its cumulative preferred stock for \$152m.

35 Called up share capital and other equity instruments*Accounting policy*

Financial instruments issued are classified as equity when there is no contractual obligation to transfer cash or other financial assets or issue a variable number of own equity instruments. Incremental costs directly attributable to the issue of equity instruments are shown in equity as a deduction from the proceeds, net of tax.

HSBC Holdings equity instruments held by HSBC are recognised in equity as a deduction from retained earnings until they are cancelled. When such instruments are subsequently sold, reissued or otherwise disposed of, any consideration received is included in equity, net of any directly attributable incremental transaction costs and related income tax effects.

*Issued and fully paid**HSBC Holdings ordinary shares of \$0.50 each*

	2015 \$m	2014 \$m
HSBC Holdings ordinary shares ¹ at 31 December	9,842	9,609
	Number	\$m
At 1 January 2015	19,217,874,260	9,609
Shares issued under HSBC employee share plans	91,265,909	45
Shares issued in lieu of dividends	375,956,765	188
At 31 December 2015	19,685,096,934	9,842
At 1 January 2014	18,830,007,039	9,415
Shares issued under HSBC employee share plans	119,391,238	60
Shares issued in lieu of dividends	268,475,983	134
At 31 December 2014	19,217,874,260	9,609

HSBC Holdings non-cumulative preference shares of \$0.01 each

	Number	\$m
At 1 January 2015 and 31 December 2015 ²	1,450,000	–
At 1 January 2014 and 31 December 2014	1,450,000	–

1 All HSBC Holdings ordinary shares in issue confer identical rights, including in respect of capital, dividends and voting.

2 Included in the capital base of HSBC as additional tier 1 capital in accordance with the CRD IV rules, by virtue of the application of grandfathering provisions.

Dividends on the HSBC Holdings non-cumulative dollar preference shares in issue ('dollar preference shares') are paid quarterly at the sole and absolute discretion of the Board of Directors. The Board of Directors will not declare a dividend on the dollar preference shares if payment of the dividend would cause HSBC Holdings not to meet the applicable capital adequacy requirements of the PRA or the profit of HSBC Holdings available for distribution as dividends is not sufficient to enable HSBC Holdings to pay in full both dividends on the dollar preference shares and dividends on any other shares that are scheduled to be paid on the same date and that have an equal right to dividends. HSBC Holdings may not declare or pay dividends on any class of its shares ranking lower in the right to dividends than the dollar preference shares nor redeem nor purchase in any manner any of its other shares ranking equal with or lower than the dollar preference shares unless it has paid in full, or set aside an amount to provide for payment in full, the dividends on the dollar preference shares for the then current dividend.

Notes on the Financial Statements (continued)

35 – Share capital / 36 – Notes on the statement of cash flows

period. The dollar preference shares carry no rights to conversion into ordinary shares of HSBC Holdings. Holders of the dollar preference shares will only be entitled to attend and vote at general meetings of shareholders of HSBC Holdings if the dividend payable on the dollar preference shares has not been paid in full for four consecutive dividend payment dates. In such circumstances, holders of the dollar preference shares will be entitled to vote on all matters put to general meetings until such time as HSBC Holdings has paid a full dividend on the dollar preference shares. HSBC Holdings may redeem the dollar preference shares in whole at any time on or after 16 December 2010, subject to prior notification to the PRA.

HSBC Holdings non-cumulative preference share of £0.01

The one non-cumulative sterling preference share of £0.01 in issue ('sterling preference share') has been in issue since 29 December 2010 and is held by a subsidiary of HSBC Holdings. Dividends on the sterling preference share are paid quarterly at the sole and absolute discretion of the Board. The sterling preference share carries no rights of conversion into ordinary shares of HSBC Holdings and no rights to attend and vote at general meetings of shareholders of HSBC Holdings. HSBC Holdings may redeem it in whole at any time at the option of the Company.

Other equity instruments

HSBC has included three types of additional tier 1 capital securities in its tier 1 capital. The two types of additional tier 1 securities presented in this Note are accounted for as equity because HSBC does not have an obligation to transfer cash or a variable number of its own ordinary shares to holders under any circumstances outside its control. See Note 30 for additional tier 1 securities accounted for as liabilities.

Other equity instruments which have been included in the regulatory capital base of HSBC comprise additional tier 1 capital securities and additional tier 1 contingent convertible securities.

Additional tier 1 capital securities

Additional tier 1 capital securities are perpetual subordinated securities on which coupon payments may be deferred at the discretion of HSBC Holdings. While any coupon payments are unpaid or deferred, HSBC Holdings will not declare, pay dividends or make distributions or similar periodic payments in respect of, or repurchase, redeem or otherwise acquire any securities of lower or equal rank. Such securities do not generally carry voting rights but rank higher than ordinary shares for coupon payments and in the event of a winding-up. These securities do not meet the identifying criteria in full for recognition as tier 1 capital under CRD IV but are eligible as regulatory capital subject to grandfathering limits and progressive phase-out.

At HSBC Holdings' discretion, and subject to certain conditions being satisfied, the capital securities may be exchanged on any coupon payment date for non-cumulative preference shares to be issued by HSBC Holdings and ranking *pari passu* with the dollar and sterling preference shares in issue. The preference shares would be issued at a nominal value of \$0.01 per share and a premium of \$24.99 per share, with both such amounts being subscribed and fully paid. These securities may be called and redeemed by HSBC subject to prior notification to the PRA.

HSBC's additional tier 1 capital securities in issue which are accounted for in equity

		First call date	2015 \$m	2014 \$m
\$2,200m	8.125% perpetual subordinated capital securities	Apr 2013	2,133	2,133
\$3,800m	8.00% perpetual subordinated capital securities, Series 2	Dec 2015	3,718	3,718
At 31 December			5,851	5,851

Additional tier 1 capital – contingent convertible securities

During 2015, HSBC continued to issue contingent convertible securities that are included in HSBC's capital base as fully CRD IV compliant additional tier 1 capital securities on an end point basis. The net proceeds of the issuances will be used for general corporate purposes and to further strengthen the capital base pursuant to requirements under CRD IV. These securities bear a fixed rate of interest until their initial call dates. After the initial call dates, in the event they are not redeemed, the securities will bear interest at rates which are fixed periodically in advance for five-year periods based on prevailing market rates.

Interest on the contingent convertible securities will be due and payable only at the sole discretion of HSBC, and HSBC has sole and absolute discretion at all times and for any reason to cancel (in whole or in part) any interest payment that would otherwise be payable on any interest payment date. There are limitations on the payment of distributions if such payments are prohibited under UK banking regulations, or other requirements, if HSBC Holdings has insufficient reserves available for distribution or if HSBC fails to satisfy the solvency condition as defined in the securities' terms.

The contingent convertible securities are undated and are repayable, at the option of HSBC, in whole at the initial call date, or on any fifth anniversary after the initial call date. In addition, the securities are repayable at the option of HSBC in whole for certain regulatory or tax reasons. Any repayments require the prior consent of the PRA. These securities rank *pari passu* with HSBC's dollar and sterling preference shares and are therefore ahead of ordinary shares. The contingent convertible securities will be converted into fully paid ordinary shares of HSBC at a pre-determined price should HSBC's consolidated end point CET1 ratio fall below 7.0%. Therefore, in accordance with the terms of the securities, if the end point CET1 ratio breaches the 7.0% trigger the securities will convert into ordinary shares at fixed contractual conversion prices in the issuance currencies of the

relevant securities equivalent to £2.70 at the prevailing rate of exchange on the issuance date subject to certain anti-dilution adjustments.

HSBC's additional tier 1 capital – contingent convertible securities in issue which are accounted for in equity

	First call date	2015 \$m	2014 \$m
\$2,250m 6.375% perpetual subordinated contingent convertible securities	Sep 2024	2,244	2,244
\$1,500m 5.625% perpetual subordinated contingent convertible securities	Jan 2020	1,494	1,494
€1,500m 5.25% perpetual subordinated contingent convertible securities	Sep 2022	1,943	1,943
\$2,450m 6.375% perpetual subordinated contingent convertible securities	Mar 2025	2,459	–
€1,000m 6.000% perpetual subordinated contingent convertible securities	Sep 2023	1,121	–
At 31 December		9,261	5,681

Shares under option

For details of the options outstanding to subscribe for HSBC Holdings ordinary shares under the HSBC Holdings savings-related share option plans, see Note 6.

Aggregate options outstanding under these plans

	Number of HSBC Holdings ordinary shares	Period of exercise	Exercise price
31 December 2015	72,840,810	2015 to 2021	£4.0472 – 5.4738
	1,114,830	2015 to 2018	HK\$55.4701 – 63.9864
	153,610	2015 to 2018	€5.3532 – 6.0657
	665,445	2015 to 2018	\$7.1456 – 8.2094
31 December 2014	63,918,042	2014 to 2020	£3.3116 – 7.9911
	6,468,782	2014 to 2018	HK\$37.8797 – 63.9864
	571,502	2014 to 2018	€3.6361 – 6.0657
	1,867,328	2014 to 2018	\$4.8876 – 8.2094
31 December 2013	119,085,250	2013 to 2019	£3.3116 – 7.9911
	24,215,341	2013 to 2018	HK\$37.8797 – 92.5881
	1,574,652	2013 to 2018	€3.6361 – 7.5571
	3,997,069	2013 to 2018	\$4.8876 – 11.8824

Maximum obligation to deliver HSBC Holdings ordinary shares

At 31 December 2015, the maximum obligation to deliver HSBC Holdings ordinary shares under all of the above option arrangements and the HSBC International Employee Share Purchase Plan, together with GPSP awards and restricted share awards granted under the HSBC Share Plan and/or the HSBC Share Plan 2011, was 193,178,906 (2014: 193,154,512). The total number of shares at 31 December 2015 held by employee benefit trusts that may be used to satisfy such obligations to deliver HSBC Holdings ordinary shares was 4,753,747 (2014: 7,943,191).

36 Notes on the statement of cash flows

Other non-cash items included in profit before tax

	HSBC			HSBC Holdings	
	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m	2015 \$m	2014 \$m
Depreciation, amortisation and impairment	2,181	2,251	2,330	30	39
(Gains)/losses arising from dilution of interests in associates	–	32	(1,051)	–	–
Revaluations on investment property	(61)	(120)	(113)	–	–
Share-based payment expense	757	732	630	86	74
Loan impairment losses gross of recoveries and other credit risk provisions	4,546	5,125	7,356	–	–
Provisions	3,210	3,074	2,578	–	–
Impairment/(release of impairment) of financial investments	94	54	(36)	–	–
Charge for defined benefit plans	262	535	121	–	–
Accretion of discounts and amortisation of premiums	(234)	(421)	180	(2)	(51)
Year ended 31 December	10,765	11,262	11,995	114	52

Notes on the Financial Statements (continued)**36 – Notes on the statement of cash flows / 37 – Contingent liabilities***Change in operating assets*

	HSBC			HSBC Holdings	
	2015	2014	2013	2015	2014
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Change in loans to HSBC undertakings	–	–	–	–	1,364
Change in net trading securities and net derivatives	24,384	(18,498)	(24,870)	1,413	483
Change in loans and advances to banks	1,218	5,147	(4,739)	–	–
Change in loans and advances to customers	31,753	12,666	(46,551)	–	–
Change in reverse repurchase agreements – non-trading	(3,011)	18,900	(70,403)	–	–
Change in financial assets designated at fair value	2,394	3,269	(4,922)	–	–
Change in other assets	9,090	4,393	2,586	(141)	7
Year ended 31 December	65,828	25,877	(148,899)	543	1,854

Change in operating liabilities

	HSBC			HSBC Holdings	
	2015	2014	2013	2015	2014
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Change in deposits by banks	(21,534)	(9,081)	(7,781)	–	–
Change in customer accounts	(44,373)	(8,362)	57,365	–	–
Change in repurchase agreements – non-trading	(26,481)	(56,788)	123,653	–	–
Change in debt securities in issue	960	(8,133)	(15,381)	(49)	(149)
Change in financial liabilities designated at fair value	(10,785)	(10,734)	994	(1,228)	(694)
Change in other liabilities	(4,549)	(716)	5,907	(1,065)	(9,071)
Year ended 31 December	(106,762)	(93,814)	164,757	(2,342)	(9,914)

Interest and dividends

	HSBC			HSBC Holdings	
	2015	2014	2013	2015	2014
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Interest paid	(14,559)	(15,633)	(17,262)	(2,309)	(2,463)
Interest received	47,623	51,522	50,823	2,026	1,945
Dividends received	914	1,199	1,133	8,469	9,077

*Cash and cash equivalents**Accounting policy*

Cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months' maturity from the date of acquisition.

Cash and cash equivalents

	HSBC			HSBC Holdings	
	2015	2014	2013	2015	2014
	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Cash at bank with HSBC undertakings	–	–	–	242	249
Cash and balances at central banks	98,934	129,957	166,599	–	–
Items in the course of collection from other banks	5,768	4,927	6,021	–	–
Loans and advances to banks of one month or less	70,985	89,285	96,584	–	–
Reverse repurchase agreements with banks of one month or less	53,971	68,930	68,007	–	–
Treasury bills, other bills and certificates of deposit less than three months	19,843	14,192	15,980	–	–
Less: items in the course of transmission to other banks	(5,638)	(5,990)	(6,910)	–	–
At 31 December	243,863	301,301	346,281	242	249

The amount of cash and cash equivalents not available for use by HSBC at 31 December 2015 was \$33,744m (2014: \$43,738m), of which \$21,773m (2014: \$29,883m) related to mandatory deposits at central banks.

Disposal of subsidiaries and businesses

During 2014, we completed the disposals of HSBC Bank Middle East Limited's banking business in Jordan and operations in Pakistan. This resulted in a net \$303m outflow of cash and cash equivalents which is included under 'Cash flow from investing activities' in the consolidated statement of cash flows on page 340.

In October 2013, we completed the disposal of HSBC Bank (Panama) S.A., receiving total cash consideration of \$2,210m which is included under 'Cash flow from investing activities' in the consolidated statement of cash flows on page 340.

37 Contingent liabilities, contractual commitments and guarantees

Accounting policy

Contingent liabilities

Contingent liabilities, which include certain guarantees and letters of credit pledged as collateral security and contingent liabilities related to legal proceedings or regulatory matters (see Note 40), are possible obligations that arise from past events whose existence will be confirmed only by the occurrence, or non-occurrence, of one or more uncertain future events not wholly within the control of HSBC; or are present obligations that have arisen from past events but are not recognised because it is not probable that settlement will require the outflow of economic benefits, or because the amount of the obligations cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised in the financial statements but are disclosed unless the probability of settlement is remote.

Financial guarantee contracts

Financial guarantee contracts are contracts that require HSBC to make specified payments to reimburse the holder for a loss incurred because a specified debtor fails to make payment when due. Liabilities under financial guarantee contracts which are not classified as insurance contracts are recorded initially at their fair value, which is generally the fee received or present value of the fee receivable. Subsequently, financial guarantee liabilities are measured at the higher of the initial fair value, less cumulative amortisation, and the best estimate of the expenditure required to settle the obligations.

HSBC Holdings has issued financial guarantees and similar contracts to other Group entities. HSBC elects to account for certain guarantees as insurance contracts in HSBC Holdings' financial statements, in which case they are measured and recognised as insurance liabilities. This election is made on a contract by contract basis, and is irrevocable.

Contingent liabilities, contractual commitments and guarantees

	HSBC		HSBC Holdings	
	2015 \$m	2014 \$m	2015 \$m	2014 \$m
Guarantees and contingent liabilities				
Guarantees	85,855	86,385	68,333	52,023
Other contingent liabilities	490	346	–	–
At 31 December	86,345	86,731	68,333	52,023
Commitments				
Documentary credits and short-term trade-related transactions	10,168	12,082	–	–
Forward asset purchases and forward forward deposits placed	981	823	–	–
Undrawn formal standby facilities, credit lines and other commitments to lend	655,281	638,475	–	16
At 31 December	666,430	651,380	–	16

The above table discloses the nominal principal amounts of commitments, guarantees and other contingent liabilities. Contingent liabilities arising from legal proceedings, regulatory and other matters against Group companies are disclosed in Notes 29 and 40. Nominal principal amounts represent the amounts at risk should the contracts be fully drawn upon and clients default. As a significant portion of guarantees and commitments is expected to expire without being drawn upon, the total of the nominal principal amounts is not indicative of future liquidity requirements.

Guarantees

	2015		2014	
	Guarantees in favour of third parties \$m	Guarantees by HSBC Holdings in favour of other Group entities \$m	Guarantees in favour of third parties \$m	Guarantees by HSBC Holdings in favour of other Group entities \$m
Guarantee type				
Financial guarantees	27,643	55,000	30,406	36,800
Credit-related guarantees ¹	18,473	13,333	16,672	15,223
Other guarantees	39,739	–	39,307	–
At 31 December	85,855	68,333	86,385	52,023

1 Credit-related guarantees are contracts that have similar features to financial guarantee contracts but fail to meet the definition of a financial guarantee contract under IAS 39.

The amounts disclosed in the above table are nominal principal amounts and reflect HSBC's maximum exposure under a large number of individual guarantee undertakings. The risks and exposures arising from guarantees are captured and managed in accordance with HSBC's overall credit risk management policies and procedures. Approximately half the above guarantees have a term of less than one year. Guarantees with terms of more than one year are subject to HSBC's annual credit review process.

Notes on the Financial Statements (continued)**38 – Lease commitments / 39 – Structured entities****Financial Services Compensation Scheme**

The Financial Services Compensation Scheme ('FSCS') has provided compensation to consumers following the collapse of a number of deposit takers. The compensation paid out to consumers is currently funded through loans from HM Treasury which at 31 December 2015 stood at approximately £16bn (\$23.7bn).

The Group could be liable to pay a proportion of the outstanding amount that the FSCS has borrowed from HM Treasury. The ultimate FSCS levy to the industry as a result of the collapses cannot currently be estimated reliably as it is dependent on various uncertain factors including the potential recoveries of assets by the FSCS and changes in the level of protected deposits and the population of FSCS members at the time.

Capital commitments

In addition to the commitments disclosed on page 441, at 31 December 2015 HSBC had \$468m (2014: \$656m) of capital commitments contracted but not provided for and \$100m (2014: \$101m) of capital commitments authorised but not contracted for.

Associates

HSBC's share of associates' contingent liabilities amounted to \$39,222m at 31 December 2015 (2014: \$47,593m). No matters arose where HSBC was severally liable.

38 Lease commitments**Accounting policy**

Agreements which transfer substantially all the risks and rewards incidental to the ownership of assets are classified as finance leases.

As a lessor under finance leases, HSBC presents the amounts due under the leases after deduction of unearned charges in 'Loans and advances to banks' or 'Loans and advances to customers'. As a lessee under finance leases, HSBC presents the leased assets in 'Property, plant and equipment' with the corresponding liability included in 'Other liabilities'. A finance lease asset and its corresponding liability are recognised initially at the fair value of the asset or, if lower, the present value of the minimum lease payments.

All other leases are classified as operating leases. As lessor, HSBC presents assets subject to operating leases in 'Property, plant and equipment'. Impairment losses are recognised to the extent that carrying values are not fully recoverable. As a lessee, leased assets are not recognised on the balance sheet.

Finance income or charges on finance leases are recognised in 'Net interest income' over the lease periods so as to give a constant rate of return. Rentals payable or receivable under operating leases are spread on a straight-line basis over the lease periods and are recognised in 'General and administrative expenses' or in 'Other operating income'.

Operating lease commitments

At 31 December 2015, future minimum lease payments under non-cancellable operating leases for land, buildings and equipment were \$5,333m (2014: \$5,372m).

Finance lease receivables

HSBC leases a variety of assets to third parties under finance leases, including transport assets (such as aircraft), property and general plant and machinery. At the end of lease terms, assets may be sold to third parties or leased for further terms. Rentals are calculated to recover the cost of assets less their residual value, and earn finance income.

	2015			2014		
	Total future minimum payments \$m	Unearned finance income \$m	Present value \$m	Total future minimum payments \$m	Unearned finance income \$m	Present value \$m
Lease receivables:						
– no later than one year	3,382	(332)	3,050	3,383	(374)	3,009
– later than one year and no later than five years	7,219	(837)	6,382	8,089	(980)	7,109
– later than five years	4,897	(702)	4,195	5,013	(744)	4,269
At 31 December	15,498	(1,871)	13,627	16,485	(2,098)	14,387

39 Structured entities**Accounting policy**

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, for example when any voting rights relate to administrative tasks only, and key activities are directed by contractual arrangements. Structured entities often have restricted activities and a narrow and well defined objective.

Structured entities are assessed for consolidation in accordance with the accounting policy set out in Note 1.

HSBC is mainly involved with structured entities through the securitisation of financial assets, conduits and investment funds.

HSBC's arrangements that involve structured entities are authorised centrally when they are established to ensure appropriate purpose and governance. The activities of structured entities administered by HSBC are closely monitored by senior management. The Group is involved with both consolidated and unconsolidated structured entities which are established either by HSBC or a third party, as detailed below.

Consolidated structured entities

Total assets of HSBC's consolidated structured entities, split by entity type

	Conduits \$bn	Securitisations \$bn	HSBC managed funds \$bn	Other \$bn	Total \$bn
At 31 December 2015	25.9	5.6	8.2	5.7	45.4
At 31 December 2014	27.2	7.9	11.2	6.7	53.0

Conduits

HSBC has established and manages two types of conduits: securities investment conduits ('SIC's) and multi-seller conduits. These entities have been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who has control; in such cases, the relevant activities are directed by means of contractual arrangement. The conduits are consolidated as HSBC is exposed to or has the right to variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect its returns through its power over the entity.

Securities investment conduits

Solitaire, HSBC's principal SIC, purchases highly rated ABSs to facilitate tailored investment opportunities. At 31 December 2015, Solitaire held \$6.2bn of ABSs (2014: \$8.0bn). These are included within the disclosures of ABSs 'held through consolidated structured entities' on page 153. HSBC's other SICs, Mazarin, Barion and Malachite, evolved from the restructuring of the Group's structured investment vehicles in 2008.

- **Solitaire** – Solitaire is currently funded entirely by commercial paper ('CP') issued to HSBC. Although HSBC continues to provide a liquidity facility, Solitaire has no need to draw on it as long as HSBC purchases its issued CP, which HSBC intends to do for the foreseeable future. At 31 December 2015, HSBC held \$8bn of CP (2014: \$9.5bn).
- **Mazarin** – HSBC is exposed to the par value of Mazarin's assets through the provision of a liquidity facility equal to the lesser of the amortised cost of issued senior debt and the amortised cost of non-defaulted assets. At 31 December 2015, this amounted to \$1.8bn (2014: \$3.9bn). First loss protection is provided through the capital notes issued by Mazarin, which are substantially all held by third parties.
At 31 December 2015, HSBC held 2.7% of Mazarin's capital notes (2014: 1.2%) with a par value of \$13m (2014: \$10m) and a carrying amount of \$4m (2014: \$1.4m).
- **Barion and Malachite** – HSBC's primary exposure to these SICs is represented by the amortised cost of the debt required to support the non-cash assets of the vehicles. At 31 December 2015, this amounted to \$1.4bn (2014: \$3.0bn). First loss protection is provided through the capital notes issued by these vehicles, which are substantially all held by third parties.
At 31 December 2015, HSBC held 13.7% of the capital notes (2014: 9.9%) issued by these vehicles with a par value of \$42.2m (2014: \$54.8m) and a carrying amount of \$20.3m (2014: \$10.1m).

Multi-seller conduits

Multi-seller conduits were established for the purpose of providing access to flexible market-based sources of finance for HSBC's clients. HSBC bears risk equal to the transaction-specific liquidity facilities offered to the multi-seller conduits amounting to \$19.8bn at 31 December 2015 (2014: \$15.4bn). First loss protection is provided by the originator of the assets, and not by HSBC, through transaction-specific credit enhancements. A layer of secondary loss protection is provided by HSBC in the form of programme-wide enhancement facilities.

Securitisations

HSBC uses structured entities to securitise customer loans and advances that it has originated in order to diversify its sources of funding for asset origination and capital efficiency purposes. The loans and advances are transferred by HSBC to the structured entities for cash or synthetically through credit default swaps, and the structured entities issue debt securities to investors.

HSBC managed funds

HSBC has established a number of money market and non-money market funds. Where it is deemed to be acting as principal rather than agent in its role as investment manager, HSBC controls and hence consolidates these funds.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

39 – Structured entities / 40 – Legal proceedings and regulatory matters

Other

HSBC has also entered into a number of transactions in the normal course of business which include asset and structured finance transactions where it has control of the structured entity. In addition, HSBC is deemed to control a number of third-party managed funds through its involvement as a principal in the funds.

Unconsolidated structured entities

The term 'unconsolidated structured entities' refers to all structured entities that are not controlled by HSBC. The Group enters into transactions with unconsolidated structured entities in the normal course of business to facilitate customer transactions and for specific investment opportunities.

The table below shows the total assets of unconsolidated structured entities in which HSBC had an interest at the reporting date and its maximum exposure to loss in relation to those interests.

Nature and risks associated with HSBC interests in unconsolidated structured entities

	Securitisations \$bn	HSBC managed funds \$bn	Non-HSBC managed funds \$bn	Other \$bn	Total \$bn
Total assets of the entities	12.9	227.9	2,003.1	139.9	2,383.8
Total assets in relation to HSBC's interests in the unconsolidated structured entities	1.4	5.6	8.0	9.8	24.8
– trading assets	–	0.1	0.2	2.6	2.9
– financial assets designated at fair value	–	5.3	6.6	–	11.9
– derivatives	–	–	–	3.8	3.8
– loans and advances to banks	–	–	–	0.1	0.1
– loans and advances to customers	1.1	–	0.1	2.9	4.1
– financial investments	0.3	0.2	1.1	0.2	1.8
– other assets	–	–	–	0.2	0.2
Total liabilities in relation to HSBC's interests in the unconsolidated structured entities	–	–	–	(0.1)	(0.1)
Other liabilities	–	–	–	(0.1)	(0.1)
HSBC's maximum exposure at 31 December 2015	3.5	5.6	8.0	14.6	31.7
Total assets of the entities	11.0	308.5	2,899.9	32.8	3,252.2
Total assets in relation to HSBC's interests in the unconsolidated structured entities	0.8	7.8	8.3	7.7	24.6
– trading assets	–	0.1	0.1	4.6	4.8
– financial assets designated at fair value	–	5.2	2.3	–	7.5
– derivatives	–	–	–	1.3	1.3
– loans and advances to banks	–	–	–	0.1	0.1
– loans and advances to customers	0.8	–	–	1.5	2.3
– financial investments	–	2.5	5.9	0.1	8.5
– other assets	–	–	–	0.1	0.1
Total liabilities in relation to HSBC's interests in the unconsolidated structured entities	–	–	–	0.1	0.1
Other liabilities	–	–	–	0.1	0.1
HSBC's maximum exposure at 31 December 2014	0.8	7.8	8.3	11.1	28.0

The maximum exposure to loss from HSBC's interests in unconsolidated structured entities represents the maximum loss that HSBC could incur as a result of its involvement with unconsolidated structured entities regardless of the probability of the loss being incurred.

- For commitments, guarantees and written credit default swaps, the maximum exposure to loss is the notional amount of potential future losses.
- For retained and purchased investments in and loans to unconsolidated structured entities, the maximum exposure to loss is the carrying value of these interests at the balance sheet reporting date.

The maximum exposure to loss is stated gross of the effects of hedging and collateral arrangements entered into to mitigate HSBC's exposure to loss.

Securitisations

HSBC has interests in unconsolidated securitisation vehicles through holding notes issued by these entities. In addition, HSBC has investments in ABSs issued by third party structured entities as set out on page 153.

HSBC managed funds

HSBC establishes and manages money market funds and non-money market investment funds to provide customers with investment opportunities. Further information on funds under management is provided on page 96.

HSBC, as fund manager, may be entitled to receive management and performance fees based on the assets under management. HSBC may also retain units in these funds.

Non-HSBC managed funds

HSBC purchases and holds units of third-party managed funds in order to facilitate both business and customer needs. In addition, HSBC enters into derivative contracts to facilitate risk management solutions for non-HSBC managed funds. Note 16 provides information on derivatives entered into by HSBC.

Other

HSBC has established structured entities in the normal course of business, such as structured credit transactions for customers, to provide finance to public and private sector infrastructure projects, and for asset and structured finance transactions.

HSBC sponsored structured entities

Accounting policy

HSBC is considered to sponsor another entity if, in addition to ongoing involvement with the entity, it had a key role in establishing that entity or in bringing together the relevant counterparties so that the transaction which is the purpose of the entity could occur. HSBC is generally not considered a sponsor if the only involvement with the entity is merely administrative in nature.

The amount of assets transferred to and income received from such sponsored entities during 2015 and 2014 was not significant.

40 Legal proceedings and regulatory matters

HSBC is party to legal proceedings and regulatory matters in a number of jurisdictions arising out of its normal business operations. Apart from the matters described below, HSBC considers that none of these matters are material. The recognition of provisions is determined in accordance with the accounting policies set out in Note 29. While the outcome of legal proceedings and regulatory matters is inherently uncertain, management believes that, based on the information available to it, appropriate provisions have been made in respect of these matters as at 31 December 2015 (see Note 29). Where an individual provision is material, the fact that a provision has been made is stated and quantified, except to the extent doing so would be seriously prejudicial. Any provision recognised does not constitute an admission of wrongdoing or legal liability. It is not practicable to provide an aggregate estimate of potential liability for our legal proceedings and regulatory matters as a class of contingent liabilities.

Securities litigation

As a result of an August 2002 restatement of previously reported consolidated financial statements and other corporate events, including the 2002 settlement with 46 states and the District of Columbia relating to real estate lending practices, Household International, Inc. ("Household International") and certain former officers were named as defendants in a class action lawsuit, *Jaffe v. Household International, Inc., et al.*, filed in August 2002 in the US District Court for the Northern District of Illinois (the "Illinois District Court"). The complaint asserted claims under the US Securities Exchange Act and alleged that the defendants knowingly or recklessly made false and misleading statements of material fact relating to Household International's Consumer Lending operations, including collections, sales and lending practices, some of which ultimately led to the 2002 state settlement agreement, and facts relating to accounting practices evidenced by the financial restatement. Ultimately, a class was certified on behalf of all persons who acquired and disposed of Household International common stock between July 1999 and October 2002.

A jury trial concluded in April 2009, which was decided partly in favour of the plaintiffs. Various legal challenges to the verdict were raised in post-trial briefing.

In December 2011, following the submission of claim forms by class members, the court-appointed claims administrator reported to the Illinois District Court that the total number of claims that generated an allowed loss was 45,921, and that the aggregate amount of those claims was approximately \$2.2bn. The Illinois District Court directed further proceedings before a court-appointed Special Master to address certain issues and objections regarding the remaining claims.

In October 2013, the Illinois District Court entered a partial final judgement against the defendants in the amount of approximately \$2.5bn (including pre-judgement interest). The defendants appealed that partial final judgement.

In addition to the partial judgement that has been entered, there are also approximately \$625m in remaining claims, prior to the imposition of pre-judgement interest, that are still subject to objections that have not yet been ruled upon by the Illinois District Court.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**40 – Legal proceedings and regulatory matters**

In May 2015, the US Court of Appeals for the Seventh Circuit issued a decision reversing the partial final judgement of the Illinois District Court and remanding the case for a new trial on loss causation, which may entail a reassessment of the quantum of damages. On remand to the Illinois District Court, the case was reassigned to a different judge, who has issued various rulings on certain preliminary issues and has entered a scheduling order that includes a trial date in June 2016.

The timing and ultimate resolution of this matter remains highly uncertain, and given the complexity and uncertainties associated with a new trial on loss causation and a reassessment of the quantum of damages, there continues to be a wide range of possible outcomes. Depending on whether and to what extent the plaintiffs are able to demonstrate loss causation, the amount of damages, based upon the claims included in the reversed partial final judgement and the other remaining claims, as well as the application of pre-judgement interest, may be up to or exceeding \$3.6bn. A provision has been recognised based on management's best estimate of probable outflows, but the amount of such provision is not disclosed as it would seriously prejudice the position of HSBC in the resolution of this matter.

Bernard L. Madoff Investment Securities LLC

Bernard L. Madoff ('Madoff') was arrested in December 2008 and later pleaded guilty to running a Ponzi scheme. He has acknowledged, in essence, that while purporting to invest his customers' money in securities, he in fact never invested in securities and used other customers' money to fulfil requests to return investments. His firm, Bernard L. Madoff Investment Securities LLC ('Madoff Securities'), is being liquidated in the US by a trustee (the 'Trustee').

Various non-US HSBC companies provided custodial, administration and similar services to a number of funds incorporated outside the US whose assets were invested with Madoff Securities. Based on information provided by Madoff Securities, as at 30 November 2008, the purported aggregate value of these funds was \$8.4bn, an amount that includes fictitious profits reported by Madoff. Based on information available to HSBC, we have estimated that the funds' actual transfers to Madoff Securities minus their actual withdrawals from Madoff Securities during the time that HSBC serviced the funds totalled approximately \$4bn. Various HSBC companies have been named as defendants in lawsuits arising out of Madoff Securities' fraud.

US/UK litigation: The Trustee has brought lawsuits against various HSBC companies in the US Bankruptcy Court and in the English High Court. The Trustee's ongoing US claims seek recovery of prepetition transfers pursuant to US bankruptcy law. The amount of these claims has not been pleaded or determined as against HSBC. The Trustee's English action seeks recovery of unspecified transfers from Madoff Securities to or through HSBC. HSBC has not yet been served with the Trustee's English action. The Trustee's deadline for serving the claim has been extended through the third quarter of 2016.

Alpha Prime Fund Ltd ('Alpha Prime') and Senator Fund SPC ('Senator'), co-defendants in the Trustee's US actions, have each brought cross-claims against HSBC. These funds have also sued HSBC in Luxembourg (discussed below). In June 2015, the US Bankruptcy Court heard HSBC's motion to dismiss Alpha Prime and Senator's cross-claims and a decision on that motion is pending.

Fairfield Sentry Limited, Fairfield Sigma Limited and Fairfield Lambda Limited (together, 'Fairfield'), funds whose assets were invested with Madoff Securities, commenced multiple lawsuits in the US and the British Virgin Islands ('BVI') against fund shareholders, including various HSBC companies that acted as nominees for HSBC clients, seeking restitution of payments made in connection with share redemptions. Fairfield's US actions are stayed pending the outcome of the cases in the BVI (discussed below).

In September 2013, the US Court of Appeals for the Second Circuit affirmed the dismissal of purported class action claims against HSBC and others brought by investors in three Madoff-invested funds on grounds of *forum non conveniens*. In May 2015, plaintiffs filed a motion asking the Court of Appeals to restore their class action claims on the basis of an alleged change of law. Plaintiffs' motion was denied by the Court of Appeals in June 2015.

In December 2014, three additional actions were filed in the US. The first is a purported class action brought in the United States District Court for the Southern District of New York (the 'New York District Court') by direct investors in Madoff Securities who were holding their investments as of December 2008, asserting various common law claims and seeking to recover damages lost to Madoff Securities' fraud on account of HSBC's purported knowledge and alleged furtherance of the fraud. HSBC moved to dismiss this action in November 2015 and a decision on that motion is pending. The other two actions were both filed by SPV Optimal SUS Ltd ('SPV OSUS'), the purported assignee of the Madoff-invested company, Optimal Strategic US Equity Ltd. One of these actions was filed in New York state court and the other in New York District Court. In January 2015, SPV OSUS dismissed its federal lawsuit against HSBC. The state court action against HSBC remains pending.

In May 2015, an action was filed in New York District Court by two investors in the Madoff-invested fund Hermes International Fund Limited ('Hermes'), asserting various common law claims against HSBC and seeking to recover damages lost to Madoff Securities' fraud. HSBC's motion to dismiss the action was filed in January 2016 and a decision on that motion is pending.

BVI litigation: Beginning in October 2009, Fairfield commenced multiple lawsuits in the BVI against numerous fund shareholders, including various HSBC companies that acted as nominees for clients of HSBC's private banking business and other clients who invested in Fairfield. Fairfield is seeking restitution of redemption payments made by the funds to defendants on the grounds that they were mistakenly based on inflated net asset values. In April 2014, the UK Privy Council issued a ruling in favour of other defendants in the BVI actions, and issued its order in October 2014. The Privy Council ruling found in effect that Fairfield should not be entitled to recover share redemptions that were calculated on a net asset value per

share based on fictitious profits, and were paid to shareholders prior to the collapse of Madoff Securities. Separately, a motion was brought by defendants before the BVI court challenging the authorisation of the Fairfield liquidator (appointed in July 2009) to pursue its claims in the US. That motion was heard in March 2015 and a decision is pending.

Bermuda litigation: In January 2009, Kingate Global Fund Limited and Kingate Euro Fund Limited (together, 'Kigate'), funds whose assets were invested with Madoff Securities, commenced an action in Bermuda against HSBC Bank Bermuda Limited for recovery of funds held in Kingate's accounts, fees and dividends. This action is currently pending, but is not expected to move forward until there is a resolution as to the Trustee's separate US actions against Kingate and HSBC Bank Bermuda Limited.

Thema Fund Limited ('Thema') and Hermes, funds whose assets were invested with Madoff Securities, each also brought three actions in Bermuda in 2009. The first set of actions was brought against HSBC Institutional Trust Services (Bermuda) Limited and seeks recovery of funds in frozen accounts held at HSBC. The second set of actions asserts liability against HSBC Institutional Trust Services (Bermuda) Limited in relation to claims for mistake, recovery of fees and damages for breach of contract. The third set of actions seeks return of fees from HSBC Bank Bermuda Limited and HSBC Securities Services (Bermuda). There has been little progress in these actions for several years, although in January 2015, Thema and Hermes served notice of intent to proceed in respect of the second set of actions referred to above.

Cayman Islands litigation: In February 2013, Primeo Fund (in official liquidation since April 2009), a Cayman Islands-based fund whose assets were invested with Madoff Securities, brought an action against the fund administrator, Bank of Bermuda (Cayman), and the fund custodian, HSBC Securities Services (Luxembourg) ('HSSL'), alleging breach of contract by the defendants and breach of fiduciary duty by HSSL. Primeo Fund claims damages from defendants (and equitable compensation from HSSL) to compensate it for alleged losses, including loss of profit. Trial is scheduled to begin in November 2016.

Luxembourg litigation: In April 2009, Herald Fund SPC ('Herald') (in official liquidation since July 2013) commenced action against HSSL before the Luxembourg District Court seeking restitution of all cash and securities Herald purportedly lost because of Madoff Securities' fraud, or in the alternative, money damages in the same amount. In March 2013, the Luxembourg District Court dismissed Herald's restitution claim for the return of the securities, although Herald's restitution claim for return of the cash and its claim for money damages were reserved. Herald appealed this judgement in May 2013. Written submissions on the merits are due to be filed by the parties in March 2016.

In October 2009, Alpha Prime commenced an action against HSSL before the Luxembourg District Court, alleging breach of contract and negligence in the appointment of Madoff Securities as a sub-custodian of Alpha Prime's assets. Alpha Prime requested a stay of these proceedings pending its negotiations with the Trustee in the US proceedings. The matter has been temporarily suspended at Alpha Prime's request.

In March 2010, Herald (Lux) SICAV ('Herald (Lux)') (in official liquidation since April 2009) commenced an action against HSSL before the Luxembourg District Court seeking restitution of securities, or the cash equivalent, or money damages in the alternative. Herald (Lux) has also requested the restitution of fees paid to HSSL as custodian and service agent of the fund. Written submissions on the merits are due to be filed by Herald (Lux) in March 2016.

In December 2014, Senator commenced a separate action against HSSL before the Luxembourg District Court, seeking the restitution of securities held as of the latest net asset value statement from November 2008, or in the alternative, money damages. The matter has been temporarily suspended at Senator's request.

In April 2015, Senator commenced a separate action against the Luxembourg branch of HSBC Bank plc before the Luxembourg District Court asserting identical claims to those asserted in Senator's action against HSSL. This action remains ongoing.

HSSL has been sued in various actions by shareholders in the Primeo Select Fund, Herald, Herald (Lux), and Hermes. These actions are in different stages, most of which have been dismissed, suspended or postponed.

Ireland litigation: In November 2013, Defender Limited, a fund whose assets were invested with Madoff Securities, commenced an action against HSBC Institutional Trust Services (Ireland) Limited ('HTIE') and others, alleging breach of the custodian agreement and claiming damages and indemnification for fund losses. A trial date has not yet been scheduled.

In May 2013 and November 2013, settlements were reached in respect of claims filed against HTIE in the Irish High Court by Thema International Fund plc ('Thema International') and Alternative Advantage Plc ('AA'), respectively. Only two actions by individual Thema International shareholders against HTIE and Thema International remain active. An application to dismiss the two remaining shareholder claims was heard in December 2015 and a decision is pending.

In December 2014, a new proceeding against HTIE and HSBC Securities Services (Ireland) Limited was brought by SPV OSUS, alleging breach of the custodian agreement and claiming damages and indemnification for fund losses. In July 2015, HTIE brought a preliminary application to challenge the standing of SPV OSUS to bring proceedings against its service providers. Judgement was rendered in favour of HTIE in October 2015, resulting in the dismissal of the action. SPV OSUS filed an appeal, which is scheduled for hearing in January 2017.

There are many factors that may affect the range of possible outcomes, and the resulting financial impact, of the various Madoff-related proceedings described above, including but not limited to the multiple jurisdictions in which the proceedings have been brought and the number of different plaintiffs and defendants in such proceedings. Based upon the information currently available, management's estimate of possible aggregate damages that might arise as a result of all claims in the

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**49 – Legal proceedings and regulatory matters**

various Madoff-related proceedings is up to or exceeding \$800m. Due to uncertainties and limitations of this estimate, the ultimate damages could differ significantly from this amount.

US mortgage-related investigations

In April 2011, following completion of a broad horizontal review of industry foreclosure practices, HSBC Bank USA N.A. ('HSBC Bank USA') entered into a consent cease-and-desist order with the Office of the Comptroller of the Currency ('OCC'), and HSBC Finance Corporation ('HSBC Finance') and HSBC North America Holdings Inc. ('HNAH') entered into a similar consent order with the Federal Reserve Board ('FRB') (together with the OCC order, the 'Servicing Consent Orders'). The Servicing Consent Orders require prescribed actions to address the foreclosure practice deficiencies noted in the joint examination and described in the Servicing Consent Orders. HSBC Bank USA, HSBC Finance and HNAH continue to work with the OCC and the FRB to align their processes with the requirements of the Servicing Consent Orders and to implement operational changes as required; however, as set forth in a June 2015 amended consent order between HSBC Bank USA and the OCC (the 'Amended Consent Order'), HSBC Bank USA is not yet in compliance with all of the requirements of the OCC order. A failure to satisfy all requirements of the OCC order may result in a variety of regulatory consequences for HSBC Bank USA, including the imposition of civil money penalties. The Amended Consent Order includes business restrictions related to residential mortgage servicing that will remain in place until the OCC order is terminated. The restrictions include a prohibition against the bulk acquisition of residential mortgage servicing or residential mortgage servicing rights and a requirement to seek OCC supervisory non-objection to outsource any residential mortgage servicing activities that are not already outsourced as of the date of the Amended Consent Order.

The Servicing Consent Orders required an independent review of foreclosures pending or completed between January 2009 and December 2010 to determine if any borrower was financially injured as a result of an error in the foreclosure process (the 'Independent Foreclosure Review'). As required by the Servicing Consent Orders, an independent consultant was retained to conduct that review. In February 2013, HSBC Bank USA entered into an agreement with the OCC, and HSBC Finance and HNAH entered into an agreement with the FRB (together, the 'IFR Settlement Agreements'), pursuant to which the Independent Foreclosure Review ceased and was replaced by a broader framework under which HSBC and 12 other participating servicers agreed to provide, in the aggregate, over \$9.3bn in cash payments and other assistance to help eligible borrowers. Pursuant to the IFR Settlement Agreements, HNAH made a cash payment of \$96m into a fund used to make payments to borrowers that were in active foreclosure during 2009 and 2010 and is also providing other assistance, such as loan modifications, to help eligible borrowers. Borrowers who receive compensation will not be required to execute a release or waiver of rights and will not be precluded from pursuing litigation concerning foreclosure or other mortgage servicing practices. For participating servicers, including HSBC Bank USA and HSBC Finance, fulfilment of the terms of the IFR Settlement Agreements will satisfy the Independent Foreclosure Review requirements of the Servicing Consent Orders, including the wind-down of the Independent Foreclosure Review.

The Servicing Consent Orders do not preclude additional enforcement actions against HSBC Bank USA, HSBC Finance or HNAH by regulatory, governmental or law enforcement agencies, such as the DOJ or state Attorneys General, which could include the imposition of civil money penalties and other sanctions relating to the activities that are the subject of the Servicing Consent Orders. In addition, the IFR Settlement Agreements do not preclude future private litigation concerning these practices.

Separate from the Servicing Consent Orders and the settlement related to the Independent Foreclosure Review discussed above, in February 2016, HSBC Bank USA, HSBC Finance, HSBC Mortgage Services Inc. and HNAH entered into an agreement with the DOJ, the US Department of Housing and Urban Development, the Consumer Financial Protection Bureau, other federal agencies (the 'Federal Parties') and the Attorneys General of 49 states and the District of Columbia (the 'State Parties') to resolve civil claims related to past residential mortgage loan origination and servicing practices (the 'National Mortgage Settlement Agreement'). The National Mortgage Settlement Agreement is similar to prior settlements reached with other US mortgage servicers and includes payment of \$100m to be allocated among participating Federal and State Parties, and \$370m in consumer relief provided through HSBC's loan modification programmes. The National Mortgage Settlement Agreement also sets forth national mortgage servicing standards to which HSBC will adhere.

In addition, in February 2016, the FRB announced the imposition against HSBC Finance and HNAH of a \$131m civil money penalty in connection with the FRB's Servicing Consent Order of April 2011. Pursuant to the terms of the FRB order, the penalty will be satisfied by the cash payments made to the Federal Parties and the consumer relief provided pursuant to the National Mortgage Settlement Agreement.

The National Mortgage Settlement Agreement and the FRB order do not completely preclude other enforcement actions by regulatory, governmental or law enforcement agencies related to foreclosure and other mortgage servicing practices, including, but not limited to, matters relating to the securitisation of mortgages for investors, which could include the imposition of civil money penalties, criminal fines or other sanctions. In addition, these practices have in the past resulted in private litigation, and the National Mortgage Settlement Agreement would not preclude further private litigation concerning these practices.

US mortgage securitisation activity and litigation

HSBC Bank USA was a sponsor/seller of loans used to facilitate whole loan securitisations underwritten by HSBC Securities (USA) Inc. ('HSI'). From 2005 to 2007, HSBC Bank USA purchased and sold \$24bn of such loans to HSI, which were subsequently

securitised and sold by HSI to third parties. The outstanding principal balance on these loans was approximately \$5.2bn as at 31 December 2015.

Participants in the US mortgage securitisation market that purchased and repackaged whole loans have been the subject of lawsuits and governmental and regulatory inquiries, which have been directed at groups within the US mortgage market such as servicers, originators, underwriters, trustees or sponsors of securitisations, and at particular participants within these groups. As the industry's residential mortgage foreclosure issues continue, HSBC Bank USA has taken title to an increasing number of foreclosed homes as trustee on behalf of various mortgage securitisation trusts. As nominal record owner of these properties, HSBC Bank USA has been sued by municipalities and tenants alleging various violations of law, including laws regarding property upkeep and tenants' rights. While HSBC believes and continues to maintain that the obligations at issue and any related liabilities are properly those of the servicer of each trust, HSBC continues to receive significant adverse publicity in connection with these and similar matters, including foreclosures that are serviced by others in the name of 'HSBC, as trustee'.

Between June and December 2014, a number of lawsuits were filed in state and federal court in New York and Ohio against HSBC Bank USA as trustee of over 280 mortgage securitisation trusts. These lawsuits are brought on behalf of the trusts by a putative class of investors including, amongst others, BlackRock and PIMCO funds. Similar lawsuits were filed simultaneously against other non-HSBC financial institutions that served as mortgage securitisation pool trustees. The complaints against HSBC Bank USA allege that the trusts have sustained losses in collateral value of approximately \$38bn. The lawsuits seek unspecified damages resulting from alleged breaches of the US Trust Indenture Act, breach of fiduciary duties, negligence, breach of contract and breach of the common law duty of trust. HSBC filed motions to dismiss in several of these lawsuits, which were, for the most part, denied. In December 2015, three new actions containing similar allegations were filed in state and federal court in New York against HSBC Bank USA as trustee of over 40 mortgage securitisation trusts, many of which are at issue in the previously filed trustee cases. The complaints in the new actions against HSBC Bank USA allege that the trusts have sustained losses in collateral value of approximately \$285m.

Various HSBC companies have also been named as defendants in a number of actions in connection with residential mortgage-backed security ('RMBS') offerings, which generally allege that the offering documents for securities issued by mortgage securitisation trusts contained material misstatements and omissions, including statements regarding the underwriting standards governing the underlying mortgage loans.

HSBC Bank USA, HSBC Finance and Decision One Mortgage Company LLC (an indirect subsidiary of HSBC Finance) have been named as defendants in various mortgage loan repurchase actions brought by trustees of mortgage securitisation trusts. In the aggregate, these actions seek to have the HSBC defendants repurchase mortgage loans, or pay compensatory damages in lieu of repurchase, totalling at least \$1bn.

In addition to actions brought by trustees of securitisation trusts, HSBC Mortgage Corporation (USA) Inc. and Decision One Mortgage Company LLC have been named as defendants in two separate actions filed by Residential Funding Company LLC ('RFC'), a mortgage loan purchase counterparty. These actions seek unspecified damages in relation to alleged losses suffered by RFC as a result of approximately 25,000 mortgage loans purchased from HSBC between 1986 and 2007. Discovery is in progress in both of these actions.

Since 2010, various HSBC entities have received subpoenas and requests for information from the DOJ and the Massachusetts state Attorney General seeking the production of documents and information regarding HSBC's involvement in specific private-label RMBS transactions as an issuer, sponsor, underwriter, depositor, trustee, custodian or servicer. In November 2014, HNAH, on behalf of itself and various subsidiaries including, but not limited to, HSBC Bank USA, HSI Asset Securitization Corp., HSI, HSBC Mortgage Corporation (USA), HSBC Finance and Decision One Mortgage Company LLC, received a subpoena from the US Attorney's Office for the District of Colorado, pursuant to the Financial Industry Reform, Recovery and Enforcement Act ('FIRREA'), concerning the origination, financing, purchase, securitisation and servicing of subprime and non-subprime residential mortgages. Five non-HSBC banks have previously reported settlements with the DOJ of FIRREA and other mortgage-backed securities-related matters. HSBC is cooperating with the US authorities and is continuing to produce documents and information responsive to their requests.

HSBC expects the focus on mortgage securitisations to continue. As a result, HSBC companies may be subject to additional claims, litigation and governmental or regulatory scrutiny relating to its participation in the US mortgage securitisation market.

There are many factors that may affect the range of possible outcomes, and the resulting financial impact of these matters. Based upon the information currently available, it is possible that any liabilities that might arise as a result of these matters could be significant.

Anti-money laundering and sanctions-related matters

In October 2010, HSBC Bank USA entered into a consent cease-and-desist order with the OCC, and HNAH entered into a consent cease-and-desist order with the FRB (the 'Orders'). These Orders required improvements to establish an effective compliance risk management programme across HSBC's US businesses, including risk management related to the Bank Secrecy Act ('BSA') and AML compliance. Steps continue to be taken to address the requirements of the Orders.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**40 – Legal proceedings and regulatory matters**

In December 2012, HSBC Holdings, HNAH and HSBC Bank USA entered into agreements with US and UK government agencies regarding past inadequate compliance with the BSA, AML and sanctions laws. Among those agreements, HSBC Holdings and HSBC Bank USA entered into a five-year deferred prosecution agreement with the DoJ, the US Attorney's Office for the Eastern District of New York, and the US Attorney's Office for the Northern District of West Virginia (the 'US DPA'); and HSBC Holdings consented to a cease-and-desist order, and HSBC Holdings and HNAH consented to a civil money penalty order with the FRB. HSBC Holdings also entered into an agreement with the Office of Foreign Assets Control ('OFAC') regarding historical transactions involving parties subject to OFAC sanctions, as well as an undertaking with the UK FCA to comply with certain forward-looking AML and sanctions-related obligations. In addition, HSBC Bank USA entered into a civil money penalty order with the Financial Crimes Enforcement Network ('FinCEN') of the US Treasury Department and a separate civil money penalty order with the OCC.

Under these agreements, HSBC Holdings and HSBC Bank USA made payments totalling \$1.9bn to US authorities. In July 2013, the US District Court for the Eastern District of New York approved the US DPA and retained authority to oversee implementation of that agreement. An independent compliance monitor (the 'Monitor') was appointed in 2013 under the agreements entered into with the DoJ and the FCA to produce annual assessments of the effectiveness of HSBC's AML and sanctions compliance programme. Additionally, the Monitor is serving as HSBC's independent consultant under the consent order of the FRB. In January 2016, the Monitor delivered his second annual follow-up review report as required by the US DPA. The Monitor's report is discussed on page 116.

Under the terms of the US DPA, upon notice and an opportunity to be heard, the DoJ has sole discretion to determine whether HSBC has breached the US DPA. Potential consequences of breaching the US DPA could include the imposition of additional terms and conditions on HSBC, an extension of the agreement, including its monitorship, or the criminal prosecution of HSBC, which could, in turn, entail further financial penalties and collateral consequences.

HSBC Bank USA also entered into a separate consent order with the OCC, requiring it to correct the circumstances and conditions as noted in the OCC's then-most recent report of examination, and imposing certain restrictions on HSBC Bank USA directly or indirectly acquiring control of, or holding an interest in, any new financial subsidiary, or commencing a new activity in its existing financial subsidiary, unless it receives prior approval from the OCC. HSBC Bank USA also entered into a separate consent order with the OCC requiring it to adopt an enterprise-wide compliance programme.

These settlements with US and UK authorities have led to private litigation, and do not preclude further private litigation related to HSBC's compliance with applicable BSA, AML and sanctions laws or other regulatory or law enforcement actions for BSA, AML, sanctions or other matters not covered by the various agreements.

In May 2014, a shareholder derivative action was filed by a shareholder of HSBC Holdings purportedly on behalf of HSBC Holdings, HSBC Bank USA, HNAH and HSBC USA Inc. (the 'Nominal Corporate Defendants') in New York state court against certain current and former directors and officers of those HSBC companies (the 'Individual Defendants'). The complaint alleges that the Individual Defendants breached their fiduciary duties to the Nominal Corporate Defendants and caused a waste of corporate assets by allegedly permitting and/or causing the conduct underlying the US DPA. In March 2015, the Nominal Corporate Defendants moved to dismiss the action, and the Individual Defendants who had been served also responded to the complaint. In November 2015, the New York state court granted the motion to dismiss. The plaintiff has appealed that decision.

In July 2014, a claim was filed in the Ontario Superior Court of Justice against HSBC Holdings and a former employee purportedly on behalf of a class of persons who purchased HSBC common shares and American Depositary Shares between July 2006 and July 2012. The complaint, which seeks monetary damages of up to CA\$20bn, alleges that the defendants made statutory and common law misrepresentations in documents released by HSBC Holdings and its wholly owned subsidiary, HSBC Bank Canada, relating to HSBC's compliance with BSA, AML, sanctions and other laws.

In November 2014, a complaint was filed in the US District Court for the Eastern District of New York on behalf of representatives of US persons alleged to have been killed or injured in Iraq between April 2004 and November 2011. The complaint was filed against HSBC Holdings, HSBC Bank plc, HSBC Bank USA and HSBC Bank Middle East, as well as other non-HSBC banks and the Islamic Republic of Iran. The plaintiffs allege that defendants violated the US Anti-Terrorism Act ('US ATA') by altering or falsifying payment messages involving Iran, Iranian parties and Iranian banks for transactions processed through the US. Defendants filed a motion to dismiss in May 2015, and a decision on that motion is pending.

In November 2015, a complaint was filed in the US District Court for the Northern District of Illinois on behalf of representatives of four US persons alleged to have been killed or injured in terrorist attacks on three hotels in Amman, Jordan in 2005. The complaint was filed against HSBC Holdings, HSBC Bank USA, HNAH, HSI, HSBC Finance, HSBC USA Inc. and HSBC Bank Middle East, as well as a non-HSBC bank. The plaintiffs allege that the HSBC defendants violated the US ATA by failing to enforce due diligence methods to prevent its financial services from being used to support the terrorist attacks.

In February 2016, a complaint was filed in the US District Court for the Southern District of Texas by representatives of US persons alleged to have been killed or injured in Mexico by Mexican drug cartels. The complaint was filed against HSBC Holdings, HSBC Bank USA, HSBC México SA, and Grupo Financiero HSBC. The plaintiffs allege that defendants violated the US ATA by providing financial services to individuals and entities associated with the Mexican drug cartels. Defendants have not yet been served with process.

Based on the facts currently known, it is not practicable at this time for HSBC to predict the resolution of these lawsuits, including the timing or any possible impact on HSBC, which could be significant.

Tax-related investigations

HSBC continues to cooperate in ongoing investigations by the DOJ and the US Internal Revenue Service regarding whether certain HSBC companies and employees, including those associated with HSBC Private Bank (Suisse) SA ('HSBC Swiss Private Bank') and an HSBC company in India, acted appropriately in relation to certain customers who had US tax reporting obligations. In connection with these investigations, HSBC Swiss Private Bank, with due regard for Swiss law, has produced records and other documents to the DOJ. In August 2013, the DOJ informed HSBC Swiss Private Bank that it was not eligible for the 'Program for Non-Prosecution Agreements or Non-Target Letters for Swiss Banks' since a formal investigation had previously been authorised.

In addition, various tax administration, regulatory and law enforcement authorities around the world, including in Belgium, France, Argentina and India, are conducting investigations and reviews of HSBC Swiss Private Bank and other HSBC entities in connection with allegations of tax evasion or tax fraud, money laundering and unlawful cross-border banking solicitation. HSBC Swiss Private Bank has been placed under formal criminal examination by magistrates in both Belgium and France. In February 2015, HSBC was informed that the French magistrates are of the view that they have completed their investigation with respect to HSBC Swiss Private Bank and have referred the matter to the public prosecutor for a recommendation on any potential charges to be brought, whilst reserving the right to continue investigating other conduct at HSBC. In April 2015, HSBC Holdings was informed that it has been placed under formal criminal investigation by the French magistrates in connection with the conduct of HSBC Swiss Private Bank in 2006 and 2007 for alleged tax offences, and a €1bn bail was imposed. HSBC Holdings appealed the magistrates' decision and, in June 2015, bail was reduced to €100m. The ultimate financial impact of this matter could differ significantly, however, from the bail amount of €100m.

In Argentina, in November 2014, the Argentine tax authority filed a complaint against various individuals, including current and former HSBC employees, alleging tax evasion and an unlawful association amongst HSBC Swiss Private Bank, HSBC Bank Argentina, HSBC Bank USA and certain HSBC employees, which allegedly enabled numerous HSBC customers to evade their Argentine tax obligations. In addition, the Argentine Congress convened a special committee to investigate similar allegations, as well as issues related to allegations of Argentine income tax evasion more broadly. The committee issued its final report in December 2015.

In India, in February 2015, the Indian tax authority issued a summons and request for information to an HSBC company in India. In August 2015 and November 2015, HSBC entities received notices issued by two offices of the Indian tax authority, alleging that the Indian tax authority had sufficient evidence to initiate prosecution against HSBC Swiss Private Bank and its Dubai entity for abetting tax evasion of four different Indian individuals and/or families and requesting that the HSBC entities show why such prosecution should not be initiated.

With respect to each of these ongoing matters, HSBC is cooperating with the relevant authorities in a manner consistent with relevant laws. There are many factors that may affect the range of outcomes, and the resulting financial impact, of these investigations and reviews, which could be significant.

In light of the media attention regarding these matters, it is possible that other tax administration, regulatory or law enforcement authorities will also initiate or enlarge similar investigations or regulatory proceedings.

London interbank offered rates, European interbank offered rates and other benchmark interest rate investigations and litigation

Various regulators and competition and law enforcement authorities around the world, including in the UK, the US, the EU, Switzerland, South Korea and elsewhere, are conducting investigations and reviews related to certain past submissions made by panel banks and the processes for making submissions in connection with the setting of Libor, Euribor and other benchmark interest rates. As certain HSBC companies are members of such panels, HSBC has been the subject of regulatory demands for information and is cooperating with those investigations and reviews.

In May 2014, HSBC received a Statement of Objections from the European Commission (the 'Commission'), alleging anti-competitive practices in connection with the pricing of euro interest rate derivatives. The Statement of Objections sets out the Commission's preliminary views and does not prejudice the final outcome of its investigation. HSBC responded to the Commission's Statement of Objections in March 2015, and a hearing before the Commission took place in June 2015. A decision by the Commission is pending.

In addition, HSBC and other US dollar Libor panel banks have been named as defendants in a number of private lawsuits filed in the US with respect to the setting of US dollar Libor. The complaints assert claims under various US laws, including US antitrust and racketeering laws, the US Commodity Exchange Act ('CEA'), and state law. The lawsuits include individual and putative class actions, most of which have been transferred and/or consolidated for pre-trial purposes before the United States District Court for the Southern District of New York (the 'New York District Court').

In March 2013, the New York District Court overseeing the consolidated proceedings related to US dollar Libor issued a decision in the six oldest actions, dismissing the plaintiffs' federal and state antitrust claims, racketeering claims, and unjust enrichment claims in their entirety, but allowing certain of their CEA claims that were not barred by the applicable statute of

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**40 – Legal proceedings and regulatory matters**

limitations to proceed. Some of those plaintiffs appealed the New York District Court's decision to the US Court of Appeals for the Second Circuit, which later dismissed those appeals as premature. In January 2015, the US Supreme Court reversed the Court of Appeals' decision and remanded the case to the Court of Appeals for consideration on the merits of the plaintiffs' appeal. Oral argument in the Court of Appeals was held in November 2015, and the parties are awaiting a decision.

Other plaintiffs sought to file amended complaints in the New York District Court to assert additional allegations. In June 2014, the New York District Court issued a decision that, amongst other things, denied the plaintiffs' request for leave to amend their complaints to assert additional theories of Libor manipulation against HSBC and certain non-HSBC banks, but granted leave to assert such manipulation claims against two other banks; and granted defendants' motion to dismiss certain additional claims under the CEA as barred by the applicable statute of limitations. Proceedings with respect to all other actions in the consolidated proceedings were stayed pending this decision. The stay was lifted in September 2014, and amended complaints were filed in certain other individual and class actions thereafter. The defendants filed motions to dismiss, and in August 2015 and November 2015, the court issued decisions granting the motions in part, although it has not yet entered an order specifying which particular claims are dismissed against which defendants.

Separately, HSBC and other panel banks have also been named as defendants in two putative class actions filed in the New York District Court on behalf of persons who transacted in financial instruments allegedly related to the euroyen Tokyo interbank offered rate ("Tibor") and/or Japanese yen Libor. The complaints allege, amongst other things, misconduct related to euroyen Tibor, although HSBC is not a member of the Japanese Bankers Association's euroyen Tibor panel, as well as Japanese yen Libor, in violation of US antitrust laws, the CEA, and state law.

The first of the two actions was filed in April 2012, and HSBC responded by filing a motion to dismiss. In March 2014, the New York District Court dismissed the plaintiffs' claims under US antitrust law and state law, but sustained their claims under the CEA. In June 2014, the plaintiffs then moved for leave to file an amended complaint adding new claims and parties. That motion was denied in March 2015, except insofar as it granted leave to add certain defendants not affiliated with HSBC and reserving on the question of whether the California State Teachers Retirement System ("CALSTRS") may intervene and be added as a plaintiff. In October 2015, the New York District Court denied the motion of CALSTRS to intervene. In November 2015, CALSTRS filed an appeal of that ruling to the United States Court of Appeals for the Second Circuit, which remains pending.

The second action was filed in July 2015. In February 2016, HSBC and the other banks named in the complaint filed a motion to dismiss the action, and a decision on that motion is pending.

In November 2013, HSBC and other panel banks were also named as defendants in a putative class action filed in the New York District Court on behalf of persons who transacted in euro futures contracts and other financial instruments allegedly related to Euribor. The complaint alleges, amongst other things, misconduct related to Euribor in violation of US antitrust laws, the CEA and state law. The court previously stayed proceedings until May 2015. After the stay expired, the plaintiffs filed an amended complaint. In October 2015, HSBC filed a motion to dismiss the action, which remains pending.

In September and October 2014, HSBC Bank plc and other panel banks were named as defendants in a number of putative class actions that were filed and consolidated in the New York District Court on behalf of persons who transacted in interest rate derivatives or purchased or sold financial instruments that were either tied to US dollar International Swaps and Derivatives Association fix ("ISDAfix") rates or were executed shortly before, during, or after the time of the daily ISDAfix setting window. The complaint alleges, amongst other things, misconduct related to these activities in violation of US antitrust laws, the CEA and state law. In February 2015, plaintiffs filed a second consolidated amended complaint replacing HSBC Bank plc with HSBC Bank USA. A motion to dismiss that complaint was filed in April 2015, and a decision is pending.

There are many factors that may affect the range of possible outcomes, and the resulting financial impact, of these lawsuits. Based upon the information currently available, it is possible that any liabilities that might arise as a result of the claims in these actions could be significant.

Foreign exchange rate investigations and litigation

Various regulators and competition and law enforcement authorities around the world, including in the US, the EU, Brazil, South Korea and elsewhere, are conducting investigations and reviews into trading by HSBC and others on the foreign exchange markets. HSBC has been cooperating with these ongoing investigations and reviews.

In May 2015, the DOJ resolved its investigations with respect to five non-HSBC financial institutions, four of whom agreed to plead guilty to criminal charges of conspiring to manipulate prices in the foreign exchange spot market, and resulting in the imposition of criminal fines in the aggregate of more than \$2.5bn. Additional penalties were imposed at the same time by the FRB and other banking regulators. HSBC was not a party to these resolutions, and investigations into HSBC by the DOJ, FRB and others around the world continue.

In addition, in late 2013 and early 2014, HSBC Holdings, HSBC Bank plc, HNAH and HSBC Bank USA were named as defendants, amongst other banks, in various putative class actions filed in the New York District Court. In March 2014, the plaintiffs filed a consolidated amended complaint alleging, amongst other things, that defendants conspired to manipulate the WM/Reuters foreign exchange benchmark rates (the "Consolidated Action"). Separate putative class actions were also brought on behalf of non-US plaintiffs (the "Foreign Actions"). Defendants moved to dismiss all actions. In January 2015, the court denied defendants'

motion to dismiss the Consolidated Action, but granted defendants' motion to dismiss the Foreign Actions. Five additional putative class actions were subsequently filed in the New York District Court making similar allegations on behalf of persons who engaged in foreign exchange futures transactions on a US exchange, and those additional actions were subsequently consolidated with the Consolidated Action. In July 2015, the plaintiffs in the Consolidated Action filed a further amended complaint that, amongst other things, added new claims and parties, including HSBC Securities (USA), Inc. In September 2015, HSBC reached an agreement with plaintiffs to resolve the Consolidated Action, subject to court approval. In December 2015, the court granted preliminary approval of the settlement, and HSBC made payment of the agreed settlement amount into an escrow account. The court has not yet set a date for the final approval hearing.

In addition to the above actions, a putative class action was filed in the New York District Court in June 2015 making similar allegations on behalf of Employee Retirement Income Security Act of 1974 ('ERISA') plan participants, and another complaint was filed in the US District Court for the Northern District of California in May 2015. HSBC filed a motion to transfer the California action to New York, which was granted in November 2015.

In September 2015, two additional putative class actions making similar allegations under Canadian law were issued in Canada against various HSBC entities, including HSBC Bank Canada, and numerous other financial institutions.

As at 31 December 2015, HSBC has recognised a provision in the amount of \$1.2bn. There are many factors that may affect the range of outcomes, and the resulting financial impact, of these matters. Due to uncertainties and limitations of these estimates, the ultimate penalties could differ significantly from the amount provided.

Precious metals fix-related litigation and investigations

Beginning in March 2014, numerous putative class actions were filed in the US District Courts for the Southern District of New York, the District of New Jersey and the Northern District of California, naming HSBC and other members of The London Gold Market Fixing Limited as defendants. The complaints allege that, from January 2004 to the present, defendants conspired to manipulate the price of gold and gold derivatives during the afternoon London gold fix for their collective benefit in violation of US antitrust laws, the CEA and New York state law. The actions were subsequently consolidated in the New York District Court. An amended complaint was filed in March 2015, which defendants moved to dismiss. A hearing has been scheduled for March 2016.

Beginning in July 2014, numerous putative class actions were filed in the US District Courts for the Southern and Eastern Districts of New York, naming HSBC and other members of The London Silver Market Fixing Ltd as defendants. The complaints allege that, from January 1999 to the present, defendants conspired to manipulate the price of silver and silver derivatives for their collective benefit in violation of US antitrust laws, the CEA and New York state law. The actions were subsequently consolidated in the New York District Court. An amended complaint was filed in April 2015, which defendants moved to dismiss. A hearing has been scheduled for March 2016.

Between late 2014 and early 2015, numerous putative class actions were filed in the US District Court for the Southern District of New York, naming HSBC, and other members of The London Platinum and Palladium Fixing Company Limited as defendants. The complaints allege that, from January 2008 to the present, defendants conspired to manipulate the price of platinum group metals ('PGM') and PGM-based financial products for their collective benefit in violation of US antitrust laws and the CEA. An amended complaint was filed in August 2015, which defendants moved to dismiss.

Additionally, in December 2015, a putative class action under Canadian law was filed in the Ontario Superior Court of Justice against various HSBC entities, including HSBC Bank Canada, and other financial institutions. Plaintiffs allege that, from January 2004 to March 2014, defendants conspired to manipulate the price of gold and gold-related investment instruments in violation of the Canadian Competition Act and common law.

Various regulators and competition and law enforcement authorities, including in the US and the EU, are conducting investigations and reviews relating to HSBC's precious metals operations. HSBC has been cooperating with these ongoing investigations. In November 2014, the Antitrust Division and Criminal Fraud Section of the DoJ issued a document request to HSBC Holdings, seeking the voluntary production of certain documents in connection with a criminal investigation that the DoJ is conducting of alleged anti-competitive and manipulative conduct in precious metals trading. In January 2016, the Antitrust Division of the DoJ informed HSBC that it was closing its investigation; however, the Criminal Fraud Section's investigation remains ongoing.

Based on the facts currently known, it is not practicable at this time for HSBC to predict the resolution of these matters, including the timing or any possible impact on HSBC, which could be significant.

Credit default swap regulatory investigation and litigation

In July 2013, HSBC received a Statement of Objections from the Commission relating to its ongoing investigation of alleged anti-competitive activity by a number of banks and other market participants in the credit derivatives market between 2006 and 2009. The Statement of Objections sets out the Commission's preliminary views and does not prejudice the final outcome of its investigation. HSBC submitted a response and attended a hearing in May 2014. Following the hearing, the Commission decided in December 2015 to close the case against all 13 banks, including all of the HSBC entities; however, the Commission's investigation relating to Markit and ISDA is ongoing.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)**40 – Legal proceedings and regulatory matters / 41 – Related party transactions**

In addition, HSBC Holdings, HSBC Bank plc and HSBC Bank USA were named as defendants, amongst others, in numerous putative class actions filed in the New York District Court and the Illinois District Court. These class actions allege that the defendants, which include ISDA, Markit and several other financial institutions, conspired to restrain trade in violation of US antitrust laws by, amongst other things, restricting access to credit default swap pricing exchanges and blocking new entrants into the exchange market. The plaintiffs in these suits purport to represent a class of all persons who purchased credit default swaps from or sold credit default swaps to defendants primarily in the US.

In October 2013, these cases were consolidated in the New York District Court (the 'Consolidated Action'). In September 2015, the HSBC defendants reached an agreement with plaintiffs to resolve the Consolidated Action, subject to court approval. In October 2015, the court granted preliminary approval of the settlement. The final settlement approval hearing is scheduled for April 2016.

Economic plans: HSBC Bank Brasil S.A.

In the mid-1980s and early 1990s, certain economic plans were introduced by the government of Brazil to reduce escalating inflation. The implementation of these plans adversely impacted savings account holders, thousands of which consequently commenced legal proceedings against financial institutions in Brazil, including HSBC Bank Brasil S.A. ('HSBC Brazil'), alleging, amongst other things, that savings account balances were adjusted by a different price index than that contractually agreed, which caused them a loss of income. Certain of these cases have reached the Brazilian Supreme Court. The Supreme Court has suspended all cases pending before lower courts until it delivers a final judgement on the constitutionality of the changes resulting from the economic plans. It is anticipated that the outcome of the Supreme Court's final judgement will set a precedent for all cases pending before the lower courts. Separately, the Brazilian Superior Civil Court is considering matters relating to, amongst other things, contractual and punitive interest rates to be applied to calculate any loss of income.

There is a high degree of uncertainty as to the terms on which the proceedings in the Supreme Court and Superior Civil Court will be resolved and the timing of such resolutions, including the amount of losses that HSBC Brazil may be liable to pay in the event of an unfavourable judgement. Such losses may lie in a range from a relatively insignificant amount to an amount up to \$564m (based on the exchange rate between the USD and the BRL as at 31 December 2015), although the upper end of this range is considered unlikely.

Regulatory review of consumer 'enhancement services products'

HSBC Finance, through its legacy Cards and Retail Services business, offered or participated in the marketing, distribution, or servicing of products, such as identity theft protection and credit monitoring products, that were ancillary to the provision of credit to the consumer. HSBC Finance ceased offering these products by May 2012. The offering and administration of these and other enhancement services products, such as debt protection products, has been the subject of enforcement actions against other institutions by regulators, including the Consumer Financial Protection Bureau, the OCC, and the Federal Deposit Insurance Corporation. Such enforcement actions have resulted in orders to pay restitution to customers and the assessment of penalties in substantial amounts. We have made restitution to certain customers in connection with certain enhancement services products, and we continue to cooperate with our regulators in connection with their ongoing review. In light of the actions that regulators have taken in relation to other non-HSBC credit card issuers regarding their enhancement services products, one or more regulators may order us to pay additional restitution to customers and/or impose civil money penalties or other relief arising from the prior offering and administration of such enhancement services products by HSBC Finance; however, management no longer expects the resulting financial impact to be material.

Fédération Internationale de Football Association ('FIFA') related investigations

HSBC has received inquiries from the DoJ regarding its banking relationships with certain individuals and entities that are or may be associated with FIFA. The DoJ is investigating whether multiple financial institutions, including HSBC, permitted the processing of suspicious or otherwise improper transactions, or failed to observe applicable AML laws and regulations. HSBC is cooperating with the DoJ's investigation.

Based on the facts currently known, it is not practicable at this time for HSBC to predict the resolution of this matter, including the timing or any possible impact on HSBC, which could be significant.

Hiring practices investigation

The US Securities and Exchange Commission (the 'SEC') is investigating multiple financial institutions, including HSBC, in relation to hiring practices of candidates referred by or related to government officials or employees of state-owned enterprises in Asia-Pacific. HSBC has received various requests for information and is cooperating with the SEC's investigation.

Based on the facts currently known, it is not practicable at this time for HSBC to predict the resolution of this matter, including the timing or any possible impact on HSBC, which could be significant.

41 Related party transactions

Related parties of the Group and HSBC Holdings include subsidiaries, associates, joint ventures, post-employment benefit plans for HSBC employees, Key Management Personnel, close family members of Key Management Personnel and entities which are controlled or jointly controlled by Key Management Personnel or their close family members.

Particulars of transactions with related parties, disclosed pursuant to the requirements of IAS 24 'Related Party Disclosures', are tabulated below. The disclosure of the year-end balance and the highest amounts outstanding during the year is considered to be the most meaningful information to represent the amount of the transactions and the amount of outstanding balances during the year.

Key Management Personnel are defined as those persons having authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of HSBC Holdings, being the Directors and Group Managing Directors of HSBC Holdings.

Key Management Personnel

Compensation of Key Management Personnel

	2015 \$m	2014 \$m	2013 \$m
Short-term employee benefits	40	41	38
Post-employment benefits	1	1	2
Other long-term employee benefits	9	7	10
Share-based payments	51	54	35
Year ended 31 December	101	103	85

Transactions, arrangements and agreements involving related parties

Particulars of advances (loans and quasi-loans), credits and guarantees entered into by subsidiaries of HSBC Holdings during 2015 with Directors, disclosed pursuant to section 413 of the Companies Act 2006, are shown below:

	2015 \$m	2014 \$m
Advances and credits at 31 December	4	5

Transactions and balances during the year with Key Management Personnel

	2015		2014	
	Balance at 31 December \$m	Highest amounts outstanding during year \$m	Balance at 31 December \$m	Highest amounts outstanding during year \$m
Key Management Personnel¹				
Advances and credits ²	218	411	309	347
Guarantees ³	67	91	78	79

1 Includes Key Management Personnel, close family members of Key Management Personnel and entities which are controlled or jointly controlled by Key Management Personnel or their close family members.

2 The 2014 year-end balance has been restated from \$194m to \$309m and the 2014 highest amount outstanding during the year has been restated from \$227m to \$347m.

3 The 2014 year-end balance has been restated from nil to \$78m and the 2014 highest amount outstanding during the year has been restated from nil to \$79m.

Some of the transactions were connected transactions as defined by the Rules Governing The Listing of Securities on The Stock Exchange of Hong Kong Limited, but were exempt from any disclosure requirements under the provisions of those rules. The above transactions were made in the ordinary course of business and on substantially the same terms, including interest rates and security, as for comparable transactions with persons of a similar standing or, where applicable, with other employees. The transactions did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

41 – Related party transactions / 42 – Events after the balance sheet date / 43 – HSBC's subsidiaries

Shareholdings, options and other securities of Key Management Personnel

	2015 (000s)	2014 (000s)
Number of options held over HSBC Holdings ordinary shares under employee share plans	29	28
Number of HSBC Holdings ordinary shares held beneficially and non-beneficially	18,961	17,533
Number of HSBC Bank 2.875% Notes 2015 due 30 April 2015 held beneficially and non-beneficially	–	5
At 31 December	18,990	17,566

Associates and joint ventures

The Group provides certain banking and financial services to associates and joint ventures including loans, overdrafts, interest and non-interest bearing deposits and current accounts. Details of the interests in associates and joint ventures are given in Note 19.

Transactions and balances during the year with associates and joint ventures

	2015		2014	
	Highest balance during the year \$m	Balance at 31 December \$m	Highest balance during the year \$m	Balance at 31 December \$m
Amounts due from joint ventures:				
– unsubordinated	195	151	205	205
Amounts due from associates:				
– subordinated	–	–	58	–
– unsubordinated	4,209	2,035	5,451	4,273
	4,404	2,186	5,714	4,478
Amounts due to associates	1,047	92	650	162
Guarantees	905	904	952	952
Commitments	–	–	17	–

The above outstanding balances arose in the ordinary course of business and on substantially the same terms, including interest rates and security, as for comparable transactions with third-party counterparties.

Post-employment benefit plans

At 31 December 2015, \$4.3bn (2014: \$4.5bn) of HSBC post-employment benefit plan assets were under management by HSBC companies, earning management fees of \$8m in 2015 (2014: \$12m). At 31 December 2015 HSBC's post-employment benefit plans had placed deposits of \$811m (2014: \$223m) with its banking subsidiaries, earning interest payable to the schemes of nil (2014: \$6m). The above outstanding balances arose from the ordinary course of business and on substantially the same terms, including interest rates and security, as for comparable transactions with third-party counterparties.

HSBC Bank (UK) Pension Scheme enters into swap transactions with HSBC to help manage inflation and interest rate sensitivity of its liabilities. At 31 December 2015 the gross notional value of these swaps was \$13.3bn (2014: \$24bn), the swaps had a positive fair value to the scheme of \$0.5bn (2014: \$0.9bn positive); and HSBC had delivered collateral of \$1.1bn (2014: \$2.0bn) to the scheme in respect of these arrangements. This earned HSBC interest of nil (2014: \$5m). All swaps were executed at prevailing market rates and within standard market bid/offer spreads. Over the year, the scheme reduced its level of swap transactions with HSBC.

The International Staff Retirement Benefit Scheme enters into swap transactions with HSBC to manage the inflation and interest rate sensitivity of its liabilities and selected assets. At 31 December 2015, the gross notional value of the swaps was \$1.7bn (2014: \$1.9bn) and the swaps had a net negative fair value to the scheme of \$96m (2014: \$107m negative). All swaps were executed at prevailing market rates and within standard market bid/offer spreads.

HSBC Holdings

Details of HSBC Holdings' subsidiaries are shown in Note 43.

Transactions and balances during the year with subsidiaries

	2015		2014	
	Highest balance during the year \$m	Balance at 31 December \$m	Highest balance during the year \$m	Balance at 31 December \$m
Assets				
Cash at bank	620	242	436	249
Derivatives	3,409	2,466	3,179	2,771
Loans and advances	47,229	44,350	55,026	43,910
Financial investments	4,427	4,285	4,073	4,073
Investments in subsidiaries	97,770	97,770	96,264	96,264
Total related party assets at 31 December	153,455	149,113	158,978	147,267
Liabilities				
Amounts owed to HSBC undertakings	2,892	2,152	12,046	2,892
Derivatives	2,459	2,277	1,169	1,169
Subordinated liabilities:				
– at amortised cost	1,670	891	1,748	1,670
– designated at fair value	982	855	3,186	981
Total related party liabilities at 31 December	8,003	6,175	18,144	6,712
Guarantees	68,333	68,333	53,180	52,023
Commitments	16	–	1,245	16

The above outstanding balances arose in the ordinary course of business and on substantially the same terms, including interest rates and security, as for comparable transactions with third-party counterparties.

Some employees of HSBC Holdings are members of the HSBC Bank (UK) Pension Scheme, which is sponsored by a separate Group company. HSBC Holdings incurs a charge for these employees equal to the contributions paid into the scheme on their behalf. Disclosure in relation to the scheme is made in Note 6.

42 Events after the balance sheet date

A fourth interim dividend for 2015 of \$0.21 per ordinary share (a distribution of approximately \$4,134m) was declared by the Directors after 31 December 2015.

These accounts were approved by the Board of Directors on 22 February 2016 and authorised for issue.

43 HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

In accordance with Section 409 of the Companies Act 2006 a list of HSBC Holdings plc's subsidiaries, joint ventures and associates, the country of incorporation and the effective percentage of equity owned at 31 December 2015 is disclosed below.

Subsidiaries	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
DB66101 B.C. Ltd	Canada	CS Common shares		100
DB66102 B.C. Ltd	Canada	CS Common shares		100
ACN 087 652 113 Pty Limited	Australia	ASO 16667 Ordinary shares		100
Alboust Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
AlBlack Investments Limited	Jersey	£0.0037 Ordinary and £0.0037 Preference shares		100
AMP Client HSBC Custody Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (A) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (E) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (F) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (H) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (M) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (P) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (R) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance December (W) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance June (A) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance June (D) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance June (E) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance March (B) Limited	Northern Ireland	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance March (D) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance March (F) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance September (F) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Assetfinance September (G) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
B&Q Financial Services Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100

Notes on the Financial Statements (continued)

43 – HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
Banco Losango S.A. Banco Multipla	Brazil	BRL Ordinary shares		100
Banco Nominees (Guernsey) Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary shares		100
Banco Nominees 2 (Guernsey) Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary shares		100
Banco Nominees Limited	Bermuda	BM02.A0 Ordinary shares		100
Bank of Bermuda (Cayman) Limited	Cayman Islands	\$1.00 Ordinary shares		100
Bank of Bermuda (Insurance Brokers) Limited	Bermuda	BM01.00 Common shares		100
Beijing Miyun HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Beneficial Commercial Holding Corporation	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Company LLC	United States	Limited liability company = no shares		100
Beneficial Consumer Discount Company	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Direct, Inc.	United States	\$100.00 Ordinary shares		100
Beneficial Financial Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Beneficial Florida Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Kentucky Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Loan & Thrift Co.	United States	\$25.00 Common shares		100
Beneficial Louisiana Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Maine Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Management Corporation of America	United States	\$10.00 Common shares		100
Beneficial Massachusetts Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Michigan Inc.	United States	\$ Common shares		100
Beneficial Mortgage Corporation	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial New Hampshire Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial New York Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Oregon Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial Rhode Island Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial South Dakota Inc.	United States	\$ Common shares		100
Beneficial Tennessee Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Beneficial West Virginia, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Beneficial Wyoming Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
BeuCity Holdings Limited	Cayman Islands	\$20.00 Ordinary shares		100
Bermuda Asia Pacific Holdings Limited	Cook Islands	\$1.00 Ordinary shares		100
Bermuda International Securities Limited	Bermuda	BM01.00 Ordinary shares		100
Bermuda Trust (St Helier) Limited	Jersey	\$1.00 Ordinary shares		100
Bermuda Trust Company Limited	Bermuda	BM01.00 Common shares		100
Bermuda Trust Executors (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Shares		100
BFC Insurance Agency of Nevada	United States	\$ Ordinary shares		100
Billinggate City Securities Public Limited Company	England and Wales	£0.01 Ordinary shares		100
Billinggate Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Issued shares		100
Cabot Park Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Cal-Pacific Services, Inc.	United States	\$100.00 Ordinary shares		100
Canada Crescent Nominees (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Canada Square Nominees (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Canada Square Property Participations Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Canada Water Nominees (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Capeco/Cove, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Capital Financial Services Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Card-Flt #1, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Card-Flt #3, Inc.	United States	\$0.01 Common shares		100
Castlewood Limited	Cook Islands	\$ Ordinary shares		100
Cayman International Finance Limited	Cayman Islands	\$1.20 Ordinary shares		100
Cayman Nominees Limited	Cayman Islands	¥102.00 Ordinary shares		100
CBS/Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
CC&H Holdings LLC	United States	Limited liability company = no shares		100
CCF & Partners Asset Management Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
CCF Charterhouse GmbH	Germany	€1.00 Actions shares		100
CCF Charterhouse GmbH & Co Asset Leasing KG	Germany	Limited partnership = no shares		100
Charterhouse Administrators (D.T.) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Charterhouse Development Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Charterhouse Finance Corporation Limited	Scotland	£1.00 Ordinary shares		100
Charterhouse Management Services Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Charterhouse Pensions Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Chemil and Cotex Industries Limited	Tanzania, United Rep. of	TZS1.00 Ordinary shares		100
Chongqing Dazhu HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Chongqing Fengdu HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Chongqing Hongchang HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
CL Residential Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Compass Nominees Limited	Bermuda	BM01.00 Common shares		100
Compass Services Limited	Bermuda	\$1.00 Ordinary shares		100
Cordico Management AG	Switzerland	CHF1,000.00 Ordinary shares		100
Coehold Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Scarce shares		100
Credivill Participações Administracao e Assessoria Ltda	Brazil	R\$10.01 Quota shares		100
Crewfleet Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Dalian Pudendian HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
Decision One Mortgage Company, LLC	United States	Limited liability company = no shares		100
Dem 25	France	€1.00 Actions shares		100
Dem 5	France	€16.00 Actions shares		100
Dem 9	France	€8.50 Actions shares		100
Dempster 1	France	Actions shares no par value		100
Dempster 4	France	Actions shares no par value		100
Eagle Rock Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Ellenville Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Elysees GmbH	Germany	€ Ordinary shares		100
Elysees Armo Invest	France	€16.00 Actions shares		100
Emerging Growth Real Estate II GP Limited	Guernsey	£ Ordinary shares		100
EMTT Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Endeavour Personal Finance Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Equator Holdings Limited	England and Wales	\$1.00 Ordinary shares		100
Eton Corporate Services Limited	Guernsey	\$1.00 Ordinary shares		100
Eton Management Ltd	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Far East Leasing SA	Panama	\$1,000.00 Ordinary shares		100
Fdm 5 SAS	France	€10.00 Actions shares		100
Fdm 6 SAS	France	€10.00 Actions shares		100
FEPC Leasing Ltd.	Cayman Islands	\$0.001 Ordinary and \$0.001 Preference shares		100
Finanpar 2	France	Actions shares no par value		100
Finanpar 7	France	Actions shares no par value		100
Fint Corporate Director Inc.	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Fint Direct Investments (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Flandres Contentieux S.A.	France	€0.16 Actions shares		100
Fondère Elysees	France	€77.00 Actions shares		100
Forward Trust Rail Services Limited	England and Wales	£0.1 Ordinary shares		100
F-Street Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Fujian Yong'an HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Fundo de Investimento Multimercado Credito Privado Investimento no Exterior Orion ³	Brazil	R\$13.14267 Redeemable Preference shares		100
Fundo de Investimento Multimercado Credito Privado Sirius ³	Brazil	R\$1 Ordinary shares		100
Fundo de Investimento Multimercado Investimento no Exterior Telus ³	Brazil	R\$13.07374 Redeemable Preference shares		100
G.M. GB-Edged Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Gesellschaft für industrielle Beteiligungen und Finanzierung arbt	Germany	€1.00 Common shares		100
Gilber Ltd.	United States	\$1.00 Common shares		100
GPFI Equity Co., Ltd. ¹	Cayman Islands	KYD0.001 Liquidating Share Class shares		100
GPFI Finance Co., Ltd. ¹	Cayman Islands	\$0.001 Liquidating Share Class shares		100
Griffin International Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Grundstuecksgesellschaft Triekausstrasse KoermandRgesellschaft	Germany	DEM1.00 Common shares		100
Grupo Financiero HSBC, S. A. de C. V.	Mexico	MXN2.00 Ordinary shares		100
Guangdong Emping HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
GWMI Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
GZ Trust Cooperation	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
HSI Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HDSAP GP Limited	Guernsey	£ Ordinary shares		100
Henderson Limited	Cook Islands	\$1.00 Ordinary shares		100
HFC Bank Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary and £1.00 Ordinary-A shares		100
HFC Commercial Realty, Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
HFC Company LLC	United States	Limited liability company = no shares		100
HFC Leasing Inc.	United States	\$100.00 Ordinary shares		100
High Meadow Management, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Hilaga Investments Limited	England and Wales	£1.00 issued shares		100
HITG Administration GmbH	Germany	€25,000.00 Ordinary shares		100
HITG, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Honey Green Enterprises Ltd.	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Hongkong International Trade Finance (Holdings) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary 'A' and £1.00 Ordinary 'B' shares		100
Hongkong International Trade Finance (U.S.A.) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Household Capital Markets LLC	United States	Limited liability company = no shares		100
Household Commercial Financial Services, Inc.	United States	\$100.00 Ordinary shares		100
Household Finance Consumer Discount Company	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Corporation I	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Corporation II	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Corporation of Alabama	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Corporation of California	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Corporation of Nevada	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Corporation of West Virginia	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Industrial Loan Company of Iowa	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Realty Corporation of Nevada	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Finance Realty Corporation of New York	United States	\$100.00 Ordinary shares		100

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

43 – HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
Household Financial Center Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Industrial Finance Company	United States	\$25.00 Common shares		100
Household Industrial Loan Company of Kentucky	United States	\$100.00 Common shares		100
Household Insurance Group Holding Company	United States	\$1.00 Ordinary shares		100
Household International Europe Limited	England and Wales	£1 Ordinary, £1 Red Vot Preference & £1 Red Vot shares		100
Household Pooling Corporation	United States	\$1.00 Common shares		100
Household Realty Corporation	United States	\$100.00 Common shares		100
HFUT A Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HFUT B Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HIMG Nominees Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC (BGI) Investments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC (Brasil) Administradora de Consórcio Ltda.	Brazil	R\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC (General Partner) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC (Kuala Lumpur) Nominees Sdn Bhd	Malaysia	RM10.00 Ordinary shares		100
HSBC (Malaysia) Trustee Berhad	Malaysia	RM10.00 Ordinary shares		100
HSBC (Singapore) Nominees Pte Ltd	Singapore	S\$0.00 Ordinary shares		100
HSBC Administracao de Servicos para Fundos de Pensao (Brasil) Ltda	Brazil	R\$10.01 and R\$1.00 Quota shares		100
HSBC Administradora de Inversiones S.A.	Argentina	ARS Ordinary shares		100
HSBCAIF (USA) LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
HSBC Agency (India) Private Limited	India	INR1,000,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Alpha Funding (UK) Holdings	Cayman Islands	\$0.001 Limited and Unlimited Liability shares		100
HSBC Alternative Investments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Amanah Malaysia Berhad	Malaysia	RM0.50 Ordinary shares		100
HSBC Americas Corporation (Delaware)	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Argentina Holdings S.A.	Argentina	ARS1.00 Ordinary shares		100
HSBC Asia Holdings (UK) Limited	England and Wales	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Asia Holdings B.V.	Netherlands	€1,000 A, B, C, D, E, F, G & H Preference shares		100
		€50.00 Ordinary shares		
HSBC Asia Pacific Holdings (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary and \$100.00 Red Preference shares		100
HSBC Asset Finance (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Asset Finance Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Asset Finance M.O.G. Holdings (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Asset Management (India) Private Limited	India	INR10.00 Equity shares		100
HSBC Asistencia Previdenciária	Brazil	R\$10.01 Quota shares		100
HSBC Assurances Vie (France)	France	€287.50 Actions shares		100
HSBC Australia Holdings Pty Limited	Australia	A\$ Ordinary and A\$ Preference shares		100
HSBC Bank (Chile)	Chile	CLP Ordinary shares		100
HSBC Bank (China) Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
HSBC Bank (General Partner) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank (IR) Limited Liability Company	Russian Federation	Russian limited liability company shares NPV		100
HSBC Bank (Singapore) Limited	Singapore	S\$0.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank (Taiwan) Limited	Taiwan	TWD10.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank (Uruguay) S.A.	Uruguay	UYU1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank (Vietnam) Ltd.	Vietnam	VND1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank A.S.	Turkey	TRL1.00 A and TRL1.00B Common shares		100
HSBC Bank Australia Limited	Australia	A\$ Ordinary shares		100
HSBC Bank Bermuda Limited	Bermuda	\$MD1.00 Common shares		100
HSBC Bank Brasil S.A. – Banco Multiplo	Brazil	R\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank Canada	Canada	C\$ Common and Class 1 Preferred Shares		100
HSBC Bank Capital Funding (Sterling 1) LP ¹	Jersey	Limited partnership – no shares		100
HSBC Bank Capital Funding (Sterling 2) LP ¹	Jersey	Limited partnership – no shares		100
HSBC Bank International Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank Malaysia Berhad	Malaysia	RM0.50 Ordinary shares		100
HSBC Bank Middle East Limited	Jersey	\$1 Ordinary and \$1 Cum Red Preference shares		100
HSBC Bank Nominee (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank Pension Trust (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Bank plc	England and Wales	£1.00 Ordinary and Preference Ordinary shares \$0.01 Third Dollar and Series 2 Preference shares	100	100
HSBC Bank Polska S.A.	Poland	PLN1.00 Ordinary and PLN1.00 Preference shares		100
HSBC Bank USA, National Association	United States	\$100 Common and \$0.01 Preference shares		100
HSBC Branch Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Brasil Holding S.A.	Brazil	R\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Brasil S.A. Banco de Investimento	Brazil	R\$1.00 Ordinary shares		100

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
HSBC Banking Forex (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Banking Futures (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary and \$2.00 Deferred shares		100
HSBC Banking Futures (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Banking Nominees (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Banking Securities (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Banking Securities (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Banking Services (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Canada Holdings (UK) Limited	England and Wales	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Capital (Canada) Inc.	Canada	C\$ Common shares		100
HSBC Capital (USA), Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Capital Funding (Dollar 1) L.P.	Jersey	Limited partnership – no shares		100
HSBC Capital Funding (Euro 3) L.P.	Jersey	Limited partnership – no shares		100
HSBC Capital Funding (Sterling 1) L.P.	Jersey	Limited partnership – no shares		100
HSBC Capital Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Capital Services Inc.	Canada	C\$ Common shares		100
HSBC Card Services Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
HSBC Casa de Bolsa, S.A. de C.V., Grupo Financiero HSBC	Mexico	MXN Share Class 1 and Class 2 shares		100
HSBC Cayman Services Limited	Cayman Islands	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC City Funding Holdings	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Client Holdings Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Client Share Offer Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Columbia Funding, LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
HSBC Consumer Lending (USA) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Corporate Advisory (Malaysia) Sdn Bhd	Malaysia	RM1.00 Ordinary shares		100
HSBC Corporate Finance (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Corporate Trustee Company (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Credit Center, Inc.	United States	\$1,000.00 Common shares		100
HSBC Custody Nominees (Australia) Limited	Australia	AUD1.00 Ordinary shares		100
HSBC Custody Services (Guernsey) Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Dairy Investments (Mauritius) Limited	Mauritius	\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Diamond (USA) LP	United States	Limited partnership – no shares		100
HSBC Electronic Data Processing (Guangdong) Limited	China	HK\$1.00 Registered Capital shares		100
HSBC Electronic Data Processing (Malaysia) Sdn Bhd	Malaysia	RM1.00 Ordinary shares		100
HSBC Electronic Data Processing (Philippines), Inc.	Philippines	PHP100.00 Ordinary and Preferred Preference shares		100
HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	India	INR100.00 Equity shares		100
HSBC Electronic Data Processing Lanka (Private) Limited	Sri Lanka	LKR10.00 Ordinary shares		100
HSBC Electronic Data Service Delivery (Egypt) S.A.E.	Egypt	EGP1.00 Ordinary shares		100
HSBC Enterprise Investment Company (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Epargne Intermédire (France)	France	€16.00 Actions shares		100
HSBC Equator (UK) Limited	England and Wales	\$1.00 Ordinary and £1.00 Non-Vot Def shares		100
HSBC Equipment Finance (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Equities (Luxembourg) S.a.r.l.	Luxembourg	€1.00 Ordinary shares		100
HSBC Equity (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Europe B.V.	Netherlands	€50.00 Ordinary and €50.00 Preference A & C shares		100
HSBC European Clients Depositary Receipts Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Executor & Trustee Company (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary (£0.40 gold) shares		100
HSBC Factoring (France)	France	€16.00 Actions shares		100
HSBC Finance (Brunei) Berhad	Brunei Darussalam	BND1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Finance (Netherlands)	England and Wales	£1.00 Ordinary shares and £1.00 Ordinary Red shares	100	100
HSBC Finance Corporation	United States	\$0.01 Common shares		100
HSBC Finance Holdings (Australia) Pty Limited	Australia	A\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Finance Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Finance Mortgages Inc.	Canada	C\$ Common shares		100
HSBC Finance Transformation (UK) Limited		£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Financial Services (Middle East) Limited	United Arab Emirates	AED1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Fondo 1, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ³	Mexico	MXN1.00 Series A shares		100
HSBC Fondo 3, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ³	Mexico	MXN1.00 Series A shares		100
HSBC Fondo 4, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ³	Mexico	MXN1.00 Series A shares		100
HSBC Fondo 5, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ³	Mexico	MXN1.00 Series A shares		100
HSBC Fondo 6, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ³	Mexico	MXN1.00 Series A shares		100
HSBC Fondo Global 1, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ³	Mexico	MXN1.00 Series A shares		100
HSBC Fund Administration (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Funding (UK) Holdings	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Funds Nominee (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Germany Holdings GmbH	Germany	€1.00 Common shares		100
HSBC Gestao de Recursos Ltda	Brazil	R\$1.00 Quota shares		100
HSBC Global Asset Management (Bermuda) Limited	Bermuda	BM\$01.00 Common and BM\$01.00 Preference shares		100
HSBC Global Asset Management (Canada) Limited	Canada	C\$ Common shares		100
HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	Germany	€1.00 Common shares		100
HSBC Global Asset Management (France)	France	€16.00 Actions shares		100

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

43 – HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management (International) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management (Japan) K.K.	Japan	JPY Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management (Mexico), S.A. de C.V., Grupo Financiero HSBC	Mexico	MXN1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management (Österreich) GmbH	Austria	€1.00 GmbH Anteil shares		100
HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	Singapore	SGD Ordinary shares		100
HSBC GLOBAL ASSET MANAGEMENT (Switzerland) AG	Switzerland	CHF10.00 Actions shares		100
HSBC Global Asset Management (Taiwan) Limited	Taiwan	TWD10.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management (UK) Limited	England and Wales	£0.25 Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Global Asset Management Holdings (Bahamas) Limited	Bahamas	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Asset Management Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Custody Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Custody Proprietary Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Services (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Global Services Limited	England and Wales	\$1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Global Shared Services (India) Private Limited	India	INR10.00 Ordinary shares		100
HSBC Group Management Services Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Group Nominees UK Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Guystroller Trust Company	Cayman Islands	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Holdings B.V.	Netherlands	€453.78 Ordinary and Preference C, D, E, H & I shares		100
HSBC Home Equity Loan Corporation I	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Home Equity Loan Corporation II	United States	\$100.00 Common shares		100
HSBC IM Pension Trust Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Infrastructure Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC INKA Investment-AG TGV	Germany	€1.00 Stockaktien shares		100
HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		100
HSBC Institutional Trust Services (Bermuda) Limited	Bermuda	\$M01.00 Common shares		100
HSBC Institutional Trust Services (Ireland) Limited	Ireland	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Institutional Trust Services (Mauritius) Limited	Mauritius	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited	Singapore	SGD Ordinary shares		100
HSBC Insurance (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Insurance (Asia-Pacific) Holdings Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary & Cum Red Class A Preference shares HK\$10.00 Cum Red Class B and C Preference shares HK\$10.00 Cum Red Class D and E Preference shares HK\$10.00 Cum Red Class F and G Preference shares		100
HSBC Insurance (Bermuda) Limited	Bermuda	\$1.96345 Ordinary shares		100
HSBC Insurance (Singapore) Pte. Limited	Singapore	SGD Ordinary N/PV shares		100
HSBC Insurance Agency (USA) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Insurance Brokers (Philippines) Inc.	Philippines	PHP1.00 Ordinary shares		100
HSBC Insurance Brokers (Taiwan) Limited	Taiwan	TWD10.00 Ordinary shares		100
HSBC Insurance Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Insurance Services Holdings Limited	England and Wales	£0.10 Ordinary shares		100
HSBC Intermediate Leasing (UK) Limited	England and Wales	£1,000.00 Issued shares		100
HSBC International Finance Corporation (Delaware)	United States	\$1,000.00 Common shares		100
HSBC International Financial Services (UK) Limited	England and Wales	£1.00 "A", "B", "C" and £1.00 Non-Vot Red shares		100
HSBC International Holdings (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC International Nominees Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC International Trade Finance Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC International Trustee (BV) Limited	Virgin Islands, British	\$0.01 Class A Non-Voting shares \$6,000.00 Non-Part Voting shares		100
HSBC International Trustee (Holdings) Pte. Limited ¹	Singapore	SGD Ordinary shares		100
HSBC International Trustee Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Inversiones S.A.	Chile	CLP402.14 Ordinary shares		100
HSBC Inversiones y Servicios Financieros Limitada	Chile	CLP Ordinary shares		100
HSBC Invest Direct Financial Services (India) Limited	India	INR10.00 Ordinary shares		100
HSBC Invest Direct Securities (India) Private Limited	India	INR10.00 Ordinary shares		100
HSBC Investment Asia Holdings Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Investment Bank Holdings B.V.	Netherlands	€50.00 Ordinary shares		100
HSBC Investment Bank Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Investment Funds (Canada) Inc.	Canada	C\$ Common and C\$ Red Preference shares		100
HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Investment Funds (Luxembourg) SA	Luxembourg	€1.00 Ordinary shares		100
HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited	Guernsey	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Investment Services (Africa) (Pty) Limited	South Africa	ZAR1.00 Ordinary shares		100
HSBC Investments (Bahamas) Limited	Bahamas	\$50100.00 Ordinary shares		100
HSBC Investments (North America) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Invoice Finance (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Issuer Services Common Depositary Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Issuer Services Depositary Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Jade Limited Partnership	United States	Limited partnership – no shares		100

HSBC HOLDINGS PLC

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
HSBC Latin America B.V.	Netherlands	Ordinary €500 CI-A €250 CI-B €50 CI-C shares		100
HSBC Latin America Holdings (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Leasing (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		100
HSBC Leasing (France)	France	€9.57 Actions shares		100
HSBC Life (International) Limited	Bermuda	HK\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Life (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Lodge Funding (UK) Holdings	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Logan Holdings USA, LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
HSBC London Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC (U) Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Management (Guernsey) Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Markets (NY) Inc.	United States	\$4.00 Common shares		100
HSBC Markets (USA) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Marking Name Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Middle East Holdings B.V.	Netherlands	€500 Ordinary & €1,000 Preference – Class A shares		100
HSBC Middle East Leasing Partnership	United Arab Emirates	Partnership – no shares		100
HSBC Mortgage Corporation (Canada)	Canada	C\$ Common & Class A Preferred Shares		100
HSBC Mortgage Corporation (USA)	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Mortgage Services Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
HSBC Nominees (Ailing) Sdn Bhd	Malaysia	RM1.00 Ordinary shares		100
HSBC Nominees (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Nominees (New Zealand) Limited	New Zealand	NZ\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Nominees (Tempatan) Sdn Bhd	Malaysia	RM1.00 Ordinary shares		100
HSBC North America Holdings Inc.	United States	\$0.01 Common & Preferred Series B shares		100
HSBC North America Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Odeem Sistemleri Bilgişayar Teknolojileri İletişim Yayın Ve Müşteri Hizmetleri	Turkey	TRL1.00 Ordinary shares		100
HSBC Overseas Holdings (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Overseas Investments (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Overseas Investments Corporation (New York)	United States	\$0.01 Common shares		100
HSBC Overseas Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Participaciones (Argentina) S.A.	Argentina	ARS1.00 Ordinary shares		100
HSBC Participações e Investimentos Ltda	Brazil	R\$10.01 Quota shares		100
HSBC P&B Corporate Services 1 Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC P&B Corporate Services 2 Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC P&B Services (Suisse) SA	Switzerland	CHF1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Pension Trust (Ireland) Limited	Ireland	€1,269.74 Ordinary shares		100
HSBC Pensiones, S.A.	Mexico	MXN Ordinary shares		100
HSBC Pensions (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC PI Investments (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC PI Holdings (Mauritius) Limited	Mauritius	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Portfoy Yönetimi A.Ş.	Turkey	TRL1.00 A Common shares		100
HSBC Preferential LP (UK)	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Bank (C.L.) Limited	Guernsey	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Bank (Luxembourg) S.A.	Luxembourg	€1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Bank (Monaco) SA	Monaco	€195.00 Actions shares		100
HSBC Private Bank (Suisse) SA	Switzerland	CHF1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Bank (UK) Limited	England and Wales	£10.00 Issued shares		100
HSBC Private Bank International	United States	\$1,000.00 Common shares		100
HSBC Private Banking Holdings (Suisse) SA	Switzerland	CHF1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Banking Nominee 1 (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Banking Nominee 2 (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Banking Nominee 3 (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Equity Advisors LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
HSBC Private Equity Investments (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Issued shares		100
HSBC Private Trustee (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Private Wealth Services (Canada) Inc.	Canada	C\$ Common and C\$ Preference shares		100
HSBC Precypin Fund Ltd	Cayman Islands	\$112,618,391.77 Red Preference shares		100
HSBC Professional Services (India) Private Limited	India	INR110.00 Ordinary shares		100
HSBC Property (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Property Funds (Holding) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Property Funds Investment Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Property Investments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Provident Fund Trustee (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC QUEST Trustee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC Rail (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Real Estate Leasing (France)	France	€15.24 Actions shares		100
HSBC Realty Credit Corporation (USA)	United States	\$1.00 Common & \$500 Preferred shares		100
HSBC REIM (France)	France	€92.00 Actions shares		100

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

43 – HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
HSBC Representative Office (Nigeria) Limited	Nigeria	Ordinary shares no par value		100
HSBC Republic Management Services (Guernsey) Limited	Guernsey	\$0.10 Ordinary shares		100
HSBC Retail Services Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
HSBC Retirement Benefits Trustee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 issued shares	100	100
HSBC Savings Bank (Philippines) Inc.	Philippines	PHP10.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary and HK\$10.00 Deferred shares		100
HSBC Securities (B) Berhad	Brunei Darussalam	BND1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities (Canada) Inc.	Canada	Common – C\$ Class A & \$ Class B shares		100
HSBC Securities (Japan) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities (Philippines) Inc.	Philippines	PHP10.00 Nominal shares		100
HSBC Securities (Singapore) Pte Limited	Singapore	S\$0.01 Ordinary shares		100
HSBC Securities (South Africa) (Pty) Limited	South Africa	ZAR1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities (Taiwan) Corporation Limited	Taiwan	TWD10.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities (USA) Inc.	United States	\$0.05 Common shares		100
HSBC Securities and Capital Markets (India) Private Limited	India	INR100.00 Ordinary and INR100.00 Red Preference shares		100
HSBC Securities Asia International Nominees Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Asia Nominees Limited	Hong Kong	HK\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Brokers (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Investments (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Services (Bermuda) Limited	Bermuda	BMD1.00 Common shares		100
HSBC Securities Services (Guernsey) Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary Shares		100
HSBC Securities Services (Ireland) Limited	Ireland	€1.25 and \$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Services (Luxembourg) S.A.	Luxembourg	\$100.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Services (USA) Inc.	United States	\$0.001 Common shares		100
HSBC Securities Services Holding Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Securities Services Holdings (Ireland) Limited	Ireland	€1.25 and \$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Seguros de Retiro (Argentina) S.A.	Argentina	ARS1.00 Ordinary A and Ordinary B shares		100
HSBC Seguros de Vida (Argentina) S.A.	Argentina	ARS1.00 Ordinary shares		100
HSBC Seguros, S.A. de C.V., Grupo Financiero HSBC	Mexico	MXN Class I and Class II shares		100
HSBC Service Delivery (Polka) Sp. z o.o.	Poland	PLN500.00 Ordinary shares		100
HSBC Services (France)	France	€18.50 Actions shares		100
HSBC Services Japan Limited	Bahamas	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Servicios Financieros, S.A. de C.V.	Mexico	MXN1.00 Share Class I and 2 shares		100
HSBC Servicios, S.A. DE C.V., Grupo Financiero HSBC	Mexico	MXN500 Series 'A' and MXN Ordinary B shares		100
HSBC Servicos e Participacoes Ltda	Brazil	RL\$10.01 Ordinary shares		100
HSBC SFM (France)	France	€15.00 Actions shares		100
HSBC Software Development (Brazil) - Prestacao de Servicos Tecnologicos Ltda	Brazil	R\$11.00 Quota shares		100
HSBC Software Development (Canada) Inc.	Canada	CAD1.00 Common shares		100
HSBC Software Development (Guangdong) Limited	China	\$1.00 Registered Capital shares		100
HSBC Software Development (India) Private Limited	India	INR10.00 Equity shares		100
HSBC Software Development (Malaysia) Sdn Bhd	Malaysia	RM1.00 Ordinary shares		100
HSBC South Point Investments (Barbados) LLP	England and Wales	Limited liability partnership – no shares		100
HSBC Specialist Investments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary and £1.00 Red Preference shares		100
HSBC Stockbroker Services (Client Assets) Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Stockbrokers Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Structured Funds (Asia) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Taxpayer Financial Services Inc.	United States	\$100.00 Common shares		100
HSBC Technology & Services (China) Limited	China	\$1.00 Registered Capital shares		100
HSBC Technology & Services (USA) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC TFS 12005 LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
HSBC TCM Limited	England and Wales	£0.01 Ordinary shares		100
HSBC Trust Company (BVI) Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary-A shares		100
HSBC Trust Company (Canada)	Canada	C\$ Common shares		100
HSBC Trust Company (Delaware), National Association	United States	\$100.00 Ordinary shares		100
HSBC Trust Company (UK) Limited	England and Wales	£5.00 Ordinary shares		100
HSBC Trust Company AG	Switzerland	CHF 1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Trustee (C.L.) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Trustee (Cayman) Limited	Cayman Islands	\$1,000.00 Ordinary shares		100
HSBC Trustee (Cook Islands) Limited	Cook Islands	NZD Ordinary shares		100
HSBC Trustee (Guernsey) Limited	Guernsey	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Trustee (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary (HK\$5.00 pt pd) shares		100
HSBC Trustee (Mauritius) Limited	Mauritius	\$1.00 Ordinary shares		100
HSBC Trustee (Singapore) Limited	Singapore	S\$0.01 Ordinary shares		100
HSBC Tulp Funding (UK)	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC UK RFB Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares	100	100
HSBC USA Inc.	United States	\$5.00 Common shares		100
HSBC Valores S.A. Sociedad de Bolsa	Argentina	ARS1.00 Ordinary shares		100
HSBC Vida e Previdência (Brasil) SA	Brazil	R\$1.00 Ordinary shares		100

HSBC HOLDINGS PLC

464

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
HSBC Violet Investments (Mauritius) Limited	Mauritius	\$10.00 Ordinary shares		100
HSBC Wealth Advisory Israel Ltd	Israel	1151.00 Ordinary shares		100
HSBC Wealth Client Nominee Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Workplace Retirement Services Fund Platform Nominee Company Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
HSBC Yatirim Menkul Değerler A.Ş.	Turkey	TR11.00 Ordinary A shares		100
HSBC-01, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN2.00 Ordinary shares		100
HSBC-010, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary A shares		100
HSBC-02, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary shares		100
HSBC-07, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN10.00 Ordinary shares		100
HSBC-08, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.40 Ordinary shares		100
HSBC-0E, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.098 Ordinary shares		100
HSBC-0G, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN10.00 Ordinary shares		100
HSBC-0H, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary A shares		100
HSBC-0I, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary A shares		100
HSBC-E2, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary A shares		100
HSBC-E3, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión en Instrumentos de Deuda ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary A shares		100
HSBC-EF, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary shares		100
HSBC-V2, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ¹	Mexico	MXN1.00 Ordinary shares		100
HSBC-V3, S.A. de C.V., Sociedad de Inversión de Renta Variable ¹	Mexico	MXN1.66 Ordinary shares		100
HSI Asset Securitization Corporation	United States	\$0.01 Common shares		100
HSI Investments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Hubei Maicheng HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Hubei Suzhou Chengdu HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Hubei Tianmen HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Hunan Pingliang HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Inmobiliaria Bina, S.A. de C.V.	Mexico	MXN1.00 Serie 'A' and 'B' shares		100
Inmobiliaria Grifón, S.A. de C.V.	Mexico	MXN1.00 Serie 'A' and 'B' shares		100
Inmobiliaria Guatani, S.A. de C.V.	Mexico	MXN10.00 Class I and II shares		100
ISERE French Offices 1	France	€0.10 Ordinary shares		100
ISERE French Offices 2	France	€0.10 Ordinary shares		100
ISERE French Offices 4	France	€0.10 Ordinary shares		100
ISERE French Offices Holdings	France	€1.00 Ordinary shares		100
ISERE French Offices Holdings 3	France	€1.00 Ordinary shares		100
ISERE Property Investments (French Offices) Sarl	Luxembourg	€25.00 Ordinary shares		100
James Capel & Co. Limited	England and Wales	£1.00 issued shares		100
James Capel (Channel Islands) Nominees Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
James Capel (Custodian) Nominees Limited	United Kingdom	£1.00 issued shares		100
James Capel (Nominees) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
James Capel (Second Nominees) Limited	England and Wales	£1.00 issued shares		100
James Capel (Taiwan) Nominees Limited	England and Wales	£1.00 issued shares		100
James Capel (Third Nominees) Limited	England and Wales	£1.00 issued shares		100
John Lewis Financial Services Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Katonah Close Corp.	United States	\$1.00 Common shares		100
Keyser Ullmann Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Kings Meadow Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Legend Estates Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Lemano Nominees Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
Lion Corporate Services Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
Lion International Corporate Services Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Lion International Management Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Lion Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
Lynchlake Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		100
MAGIM Client HSBC GIS Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Marks and Spencer Financial Services plc	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Marks and Spencer Retail Financial Services Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Marks and Spencer Savings and Investments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Marks and Spencer Unit Trust Management Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Maxima S.A. A/PJ	Argentina	ARS0.25 Ordinary shares		100
Mercantile Company Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary and £1.00 Deferred shares		100
Midcorp Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary and £1.00 Non-Voting Preference shares	100	100
Midland Australia Pty Limited	Australia	AUD1.00 Ordinary shares		100
Midland Bank (Branch Nominees) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Midland Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
MIL (Cayman) Limited	Cayman Islands	\$1.00 Ordinary shares		100
MIL (Jersey) Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
MIL Properties (Cook Islands) Limited	Cook Islands	NZD1.00 Ordinary shares		100
MM Mooring #2 Corp.	United States	\$1.00 Common shares		100
Mortgage One Corporation	United States	\$100.00 Common shares		100
Mortgage Two Corporation	United States	\$100.00 Common shares		100
MW Gestion SA	Argentina	ARS12,000.00 Ordinary shares		100
Neill Corporation	United States	\$1.00 Common shares		100
Neuilly Valeurs	France	€15.24 Parts shares		100
Oakwood Holdings, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
One Main Street, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

43 – HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
Promocion en Bienes Raices, S.A. de C.V.	Mexico	MXN1 Class 'I' and 'II' and Preference shares		100
Prudential Client HSBC G/S Nominee (UK) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
PTC New LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
R/CUP Corp.	United States	\$100.00 Common shares		100
Real Estate Collateral Management Company	United States	\$10.00 Ordinary shares		100
Republic Nominees Limited	Guernsey	£1.00 Ordinary shares		100
Republic Overseas Capital Corporation	United States	\$10.00 Common shares		100
S.A.P.C. – Uilpro Recouvrement	France	€46.00 Parts shares		100
Saf Baiyun	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Ba	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Er	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Ju	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Liu	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Qi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang San	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Shi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Shi Liu	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Shi Wu	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Shi Er	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Shi Yi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Wu	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Chang Jiang Yi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Guangzhou	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Palissandre	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Ba	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Er	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Ju	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Liu	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Qi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang San	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Ba	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Er	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Ju	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Liu	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Qi	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Wu	France	€1.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Shi Yi	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Wu	France	€10.00 Actions shares		100
Saf Zhu Jiang Yi	France	€10.00 Actions shares		100
Samad Limited	Jersey	£1.00 Ordinary shares		100
Samuel Montagu & Co. Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
SC Hervet Mathuensis	France	€15.24 Parts shares		100
SC HSBC Assurances Immo	France	€152.44 Parts shares		100
Second Corporate Director Inc.	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Secondary Club Deal I GP Limited	Guernsey	£ Ordinary shares		100
Secondary Club Deal II GP Limited	Guernsey	£ Ordinary shares		100
SIFS Nominees (Pty) Limited	South Africa	ZAR1.00 Ordinary shares		100
Shandong Rongcheng HSBC Rural Bank Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		100
Shorfield Nominees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Shuttle Developments Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Sico Limited	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Silliman Associates Limited Partnership	United States	Limited partnership – no shares		100
Silliman Corporation	United States	\$1.00 Common shares		100
SNC Dorloue	Rexikon	€1.00 Parts shares		100
SNC Kerouan	France	€1.00 Parts shares		100
SNC Les Mercuriales	France	€1.00 Parts shares		100
SNC Makala	France	€1.00 Parts shares		100
SNC Nuku-Hiva Bail	France	€0.01 Parts shares		100
SNCB/M6-2008 A	France	€1.00 Actions shares		100
SNCB/M6-2007 A	France	€10.00 Actions shares		100
SNCB/M6-2007 B	France	€10.00 Actions shares		100
Société Financière et Mobilière	France	€16.00 Actions shares		100
Société Française et Suisse	France	€1.00 Actions shares		100
Société Immobilière Atlas S.A.	Switzerland	CHF1,000.00 Ordinary shares		100
Société Immobilière Malesherbes-Arjou	France	€70.00 Actions shares		100
Solandra 3	France	€100.00 Actions shares		100
Somers & Co	United States	Partnership – no shares		100
Somers (U.K.) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Somers Dublin Limited	Ireland	€1.25 Ordinary shares		100
Somers Nominees (Far East) Limited	Bermuda	\$1.00 Common shares		100
Soplingest	France	Ordinary shares no par value		100
South Yorkshire Light Rail Limited	England and Wales	£0.10 Ordinary shares		100
SPE 1 2005 Manager Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
St Cross Trustees Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Sterling Credit Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Sun Hung Kai Development (Lujiazui III) Limited	China	\$1.00 Registered Capital shares		100
Swan National Leasing (Commercial) Limited	England and Wales	£1 Ordinary		100
Swan National Limited	England and Wales	£1 Ordinary		100
Tayside Holdings Limited	Bahamas	\$1.00 Ordinary shares		100
Tempus Management AG	Switzerland	CHF 100.00 Ordinary shares		100
Thesofin	France	€15.00 Actions shares		100
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	Hong Kong	HK\$2.50 Ordinary and \$1 Cumulative Redeemable Preference shares, \$1 Cumulative and \$1 Non-cumulative Irredeemable Preference shares		100
The Venture Catalysts Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Third Corporate Director Inc.	Virgin Islands, British	\$1.00 Ordinary shares		100
Timberlink Settlement Services (USA) Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
TKM International Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Tooley Street View Limited	United Kingdom	£1.00 Ordinary shares	100	100
Tower Investment Management	Cayman Islands	\$1,000 Ordinary shares		100
TPSC Acquisition Corp.	United States	\$1.00 Common shares		100
Trinkaus Canada 1 GP LTD	Canada	CS100 Common shares		100
Tropical Nominees Limited	Cayman Islands	¥101.00 Ordinary shares		100
Trumbull Management, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
Turmonic (Nominees) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		100
Vadep Holding AG	Switzerland	CHF 1,000.00 Ordinary shares		100
Valours Mobilières Bystes	France	€16.00 Actions shares		100
Vintage I Secondary GP Limited	Guernsey	£ Ordinary shares		100
Vintage II Special Situations GP Limited	Guernsey	\$ Ordinary shares		100
Wardley Limited	Hong Kong	HK\$200.00 Ordinary shares		100
Wayfoong Credit Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		100
Wayfoong Finance Limited	Hong Kong	HK\$1,000.00 Ordinary shares		100
Wayfoong Nominees Limited	Hong Kong	HK\$1.00 Ordinary shares		100
Westminster House, LLC	United States	Limited liability company – no shares		100
Woodex Limited	Bermuda	\$M01.00 Common shares		100
XDP, Inc.	United States	\$1.00 Common shares		100
HSBC Bank Argentina S.A.	Argentina	ARS1.00 Ordinary A and Ordinary B shares		99.99
HSBC France	France	€5.00 Actions shares		99.99
HSBC Mexico, S.A., Institucion de Banca Multiple, Grupo Financiero HSBC	Mexico	MXN2.00 Ordinary shares		99.99
HSBC Empresa de Capitalizacao (Brasil) S.A.	Brazil	BRL Ordinary shares		99.97
HSBC Corretora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A.	Brazil	BRL Ordinary shares		99.96
HSBC Inmobiliaria (Mexico), S.A. de C.V.	Mexico	MXN1,000.00 Series A and Series B shares		99.96
HSBC Seguros (Brasil) S.A.	Brazil	BRL Ordinary and BRL Preference shares		99.77
HSBC Corretora de Seguros (Brasil) S.A.	Brazil	BRL Ordinary shares		99.75
HSBC Financial Services (Lebanon) S.A.B	Lebanon	LBP1,000,000.00 Ordinary B shares		99.65
HSBC Invest Direct (India) Limited	India	INR10.00 Ordinary shares		99.54
PT Bank Ekonomi Raharja	Indonesia	IDR100.00 and IDR1,000.00 Ordinary shares		98.81
SAS Orsna	New Caledonia	Franc Pacific 10,000 Actions		94.93
HSBC Bank Egypt S.A.E.	Egypt	EGP84.00 Ordinary shares		94.53
SAS Bosquet Audrain	New Caledonia	Franc Pacific 10,000 Actions		94.90
HSBC Securities (Egypt) S.A.E.	Egypt	EGP100.00 Ordinary shares		94.64
SAS Cynthea Pateaur	France	€10.00 Action shares		94.00
HSBC Fund Services (Korea) Limited	Korea, Republic of	KRW5,000.00 Ordinary shares		92.96
HSBC Transaction Services GmbH	Germany	€1.00 GmbH Anteil shares		90.20
HSBC Gestion (Monaco) S.A.	Monaco	Ordinary shares		86.59
Beau Soleil Limited Partnership	Hong Kong	Limited partnership – no shares		85.00
PT HSBC Securities Indonesia	Indonesia	IDR1,000,000.00 Common shares		85.00
HSBC Trinkaus & Burkhardt (International) S.A.	Luxembourg	€1.00 Common shares		80.65
HSBC Trinkaus & Burkhardt AG	Germany	Stückaktien shares no par value		80.65
HSBC Trinkaus & Burkhardt Gesellschaft für Bankbeteiligungen mbH	Germany	DEM1.00 Common shares		80.65
HSBC Trinkaus Consult GmbH	Germany	DEM1.00 Common shares		80.65
HSBC Trinkaus Europa Immobilien-Fonds Nr. 5 GmbH	Germany	Ordinary shares no par value		80.65
HSBC Trinkaus Family Office GmbH	Germany	€1.00 GmbH Anteil shares		80.65
HSBC Trinkaus Immobilien Beteiligungs KG	Germany	€1.00 Ordinary shares		80.65
HSBC Trinkaus Real Estate GmbH	Germany	DEM1.00 Common shares		80.65
Trinkaus Australien Immobilien Fonds Nr. 1 Breibene GmbH & Co. KG	Germany	€1.00 Ordinary shares		80.65
Trinkaus Australien Immobilien Fonds Nr. 1 Treuhand-GmbH	Germany	€1.00 GmbH Anteil shares		80.65
Trinkaus Canada Immobilien-Fonds Nr. 1 Verwaltungs-GmbH	Germany	€1.00 Ordinary shares		80.65
Trinkaus Europa Immobilien-Fonds Nr.3 Objekt Utrecht Verwaltungs-GmbH	Germany	DEM1.00 Ordinary shares		80.65
Trinkaus Immobilien-Fonds Geschäftsführungs-GmbH	Germany	€1.00 GmbH Anteil shares		80.65
Trinkaus Immobilien-Fonds Verwaltungs-GmbH	Germany	€1.00 GmbH Anteil shares		80.65
Trinkaus Private Equity Management GmbH	Germany	€1.00 Ordinary shares		80.65
Trinkaus Private Equity Verwaltungs GmbH	Germany	€1.00 GmbH Anteil shares		80.65

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

Notes on the Financial Statements (continued)

43 – HSBC Holdings' subsidiaries, joint ventures and associates

Subsidiaries (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
INKA Internationale Kapitalanlagegesellschaft mbH	Germany	€1.00 Common shares		80.05
GP II Co-Investment, LLC	United States	Limited liability company — no shares		80.00
HSBC Middle East Finance Company Limited	United Arab Emirates	AED1.00 Ordinary shares		80.00
HSBC Bank (Mauritius) Limited	Mauritius	5 Ordinary No Par Value shares		72.96
HSBC Bank Malta p.l.c.	Malta	€0.30 Ordinary shares		70.03
HSBC Global Asset Management (Malta) Limited	Malta	€2.32937 Ordinary shares		70.03
HSBC Insurance Management Services (Europe) Limited	Malta	€1.00 Ordinary A and Ordinary B shares		70.03
HSBC Life Assurance (Malta) Limited	Malta	€1.16469 Ordinary shares		70.03
HSBC Bank Armenia plc	Armenia	AMD30,250.00 Ordinary shares		70.00
Mexicana de Fomento S.A. de C.V.	Mexico	MXN1.00 Series A and B shares		69.80
HSBC Saudi Arabia Limited	Saudi Arabia	SAR50,000.00 Ordinary shares		69.40
Fulcher Enterprises Company Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng (Nominee) Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Bank (China) Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		62.14
Hang Seng Bank (Trustee) Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Bank Limited	Hong Kong	HK\$5.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Bullion Company Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Credit Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Data Services Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Finance Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Financial Information Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Futures Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Indexes Company Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Insurance Company Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Investment Management Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Investment Services Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Life Limited	Hong Kong	HK\$1,000.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Real Estate Management Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Securities Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Hang Seng Security Management Limited	Hong Kong	HK\$1.00 Ordinary shares		62.14
Hanab Investment Company Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
High Time Investments Limited	Hong Kong	HK\$1.00 Ordinary shares		62.14
HSI International Limited	Hong Kong	HK\$1.00 Ordinary shares		62.14
Imenson Limited	Hong Kong	HK\$10.00 Ordinary shares		62.14
Yan Nin Development Company Limited	Hong Kong	HK\$100.00 Ordinary shares		62.14
Fundacion HSBC, A.C.	Mexico	Parts shares		60.00
SNC les Oliviers D'Antibes	France	€15.00 Parts shares		60.00
HSBC Land Title Agency (USA) LLC	United States	Limited liability company — no shares		55.00
The Malta Development Fund Limited	Malta	€2.32937 Ordinary shares		53.07
HSBC Bank Oman S.A.O.G.	Oman	OMR0.10 Ordinary shares		51.00
Beneficial Homeowner Service Corporation	United States	\$100.00 Common shares		50.00
Electronic Payment Services Company (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$1.00 Ordinary shares		50.00
ProfiServe Bermuda Limited	Bermuda	BM\$1.00 Common shares		50.00
REDUS Halifax Landing, LLC	United States	Limited liability company — no shares		50.00
Urban Solutions (Cardiff) Limited	England and Wales	£1 Ordinary shares		50.00
Vaultex Isle of Man Insurance Limited	Isle of Man	£1 Ordinary shares		50.00
Joint ventures				
HCM Holdings Limited	England and Wales	£0.01 Ordinary shares		51.00
GSI Retail Property Holdings Limited	Guernsey	€1.00 Ordinary shares		50.00
HSBC Life Insurance Company Limited	China	CNY1.00 Ordinary shares		50.00
HSBC Kingdom Africa Investments (Cayman) Limited	Cayman Islands	\$1.00 Ordinary shares		50.00
Urban Solutions Cardiff Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary & shares		50.00
Urban Solutions Greenwich Holdings Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary & shares		50.00
Urban Solutions (Greenwich) Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		50.00
Vaultex UK Limited	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		50.00
HSBC Jintrest Fund Management Company Limited	China	CNY1.00 Registered Capital shares		49.00
Canara HSBC Oriental Bank of Commerce Life Insurance Company Limited	India	INR10.00 Ordinary shares		26.00
Associates				
HSBC Amanah Takaful (Malaysia) Berhad	Malaysia	RM50.00 Ordinary shares		49.00
HSBC Middle East Securities LLC	United Arab Emirates	AED1,000.00 Ordinary shares		49.00
Spire Topco Horse Limited	England and Wales	£0.01 A and £0.01 B shares		46.79
SABB Takaful	Saudi Arabia	SAR10.00 Ordinary shares		45.50
AREIT Management Ltd	Cayman Islands	\$1.00 Ordinary A shares		41.90
Rewards Management Middle East FZ LLC	United Arab Emirates	AED1,000.00 Ordinary shares		40.00
The Saudi British Bank	Saudi Arabia	SAR10.00 Ordinary shares		40.00
EPS Company (Hong Kong) Limited	Hong Kong	HK\$250,000 Ordinary shares		38.66
Jeppe Star Limited	Virgin Islands, British	£1.00 Ordinary shares		34.00
Novo Star Limited	Virgin Islands, British	\$100.00 Ordinary shares		34.00
Chemil & Cotex (Rwanda) Limited	Rwanda	RWF1,000 Ordinary shares		34.00
Chemil & Cotex Kenya Limited	Kenya	KES100 Ordinary shares		33.33
MENA Infrastructure Fund (GP) Ltd	United Arab Emirates	\$1.00 Ordinary shares		33.33
SO Karuvela	Guadeloupe	€1.00 Parts shares		33.33

HSBC HOLDINGS PLC

468

Associates (continued)	Country	Security	Direct (%)	Total (%)
CIAC Payment Scheme Limited	England and Wales	£1.00 Preference shares		33.33
Trinkaus Europe Immobilien-Fonds Nr. 7 Frankfurt Mertonviertel KG	Germany	Limited partnership with no shares		33.10
GZHS Research Co Ltd	China	RMB Common stock		33.00
Hampton Owners LLC	United States	Limited liability company = no shares		25.82
Trinkaus Europe Immobilien-Fonds Nr. 4 Objekte Basel Naumstrasse KG	Germany	Limited partnership with no shares		25.11
Ashwood Energy Limited	Virgin Islands, British	US\$1.00 Ordinary shares		25.00
House Network Sdn Bhd	Malaysia	RM1.00 Ordinary shares		25.00
Roskiren Limited	England and Wales	£0.01 £ shares		25.00
The London Gold Market Fixing Limited	England and Wales	Limited by guarantee = no share capital		25.00
GIE GNIFI	New Caledonia	No shares		25.00
Yino AG	Germany	€1.00 Common stock		25.00
Icon Brickell LLC	United States	Limited liability company = no shares		24.90
Business Growth Fund plc	England and Wales	£1.00 Ordinary shares		23.98
NAS Holding Limited	Virgin Islands, British	Ordinary share of no par value		22.13
NAS United Healthcare Services LLC	Virgin Islands, British	Ordinary share of no par value		22.13
Bank of Communications Co., Ltd	China	CNY1.00 H shares		19.03

1. Management has determined that these subsidiaries are excluded from consolidation in the Group accounts as these entities do not meet the definition of subsidiaries in accordance with IFRSs. HSBC's consolidation policy is described in Note 1(g).

Strategic Report

Financial Review

Corporate Governance

Financial Statements

Shareholder Information

2【主な資産・負債および収支の内容】

上記財務書類注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

上記財務書類注記42「後発事象」を参照のこと。

(2) 訴訟

訴訟については、上記財務書類注記40「法的手続きおよび規制事項」を参照のこと。

4【国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の相違】

英国で適用されている国際財務報告基準（IFRS）と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（日本の会計原則）との間には、2015年12月31日現在、以下重要な点で相違している。

(1) 連結

IFRS

IFRSでは、パワー、リターンの変動性およびパワーとリターンの関連性の概念に基づき、すべての事業体に関する連結の要否を判断するための単一のアプローチがある。当行グループは事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当該事業体を支配しているため連結する。（IFRS第10号「連結財務諸表」）

連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引およびその他の事象について統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。（IFRS第10号「連結財務諸表」）

日本の会計原則

日本の会計原則では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、被支配会社の財務諸表は連結される。公正価値で譲渡された資産からの利益を享受するためにSPEが発行した持分商品の保有者のためにSPEが設立され業務が行なわれている場合には、当該SPEは子会社とはみなされない。

親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければならない。ただし、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、投資用物件の時価評価および固定資産の再評価、ならびに少数株主持分に帰属する純利益の会計処理等の一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定されている。（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」）

(2) 企業結合およびのれん

IFRS

IFRSでは、企業結合は取得法で会計処理されている。企業結合により取得されたのれんは、当初、譲渡対価の公正価値が取得資産および引受負債の正味認識額を上回る額として認識され、その後はこの金額から減損損失累計額を控除して計上されている。のれんについては年に一回、および減損の兆候がある場合にはいつでも、減損テストが実施される。(IFRS第3号「企業結合」、IAS第36号「資産の減損」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理される。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、減損の兆候が認められた場合に減損テストの対象となる。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

(3) 非支配持分の評価方法

IFRS

IFRSでは、取得企業は、特定の場合を除き、企業結合取引ごとに非支配持分を公正価値(全部のれん)、もしくは被取得企業の識別可能な純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分(購入のれん)のいずれかの方法を選択して測定する。(IFRS第3号「企業結合」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、購入のれんを採用しており、全部のれんは計上できない。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

(4) 非支配持分の判定

IFRS

取得された持分が非支配持分か否かを判定する場合には、非支配持分の公正価値または非支配企業の識別可能純資産に対する非支配持分割合のいずれかの方法を、取引毎に選択できる。(IFRS第3号「企業結合」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、非支配持分(従前は「少数株主持分」)は企業結合時の子会社の純資産の時価に対する持分割合により評価される。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

(5) 支配が継続する場合における子会社持分の変動

IFRS

IFRSでは、子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失とならない場合は、資本取引として処理される。追加取得時ののれんの発生や、持分減少時の利得または損失の認識はない。(IFRS第10号「連結財務諸表」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、追加取得持分と追加投資額との間に生じる差額についてはのれん(または負ののれん)とされる。投資減少額と持分減少額との間に生じた差額は損益計算書上で子会社株式売却損益の修正として計上される。(企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」)

(6) 非金融資産の減損

IFRS

IFRSでは、各事業年度末において報告企業は、資産の減損の兆候について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額さらには減損損失を見積もっている。減損損失は、一定の場合には戻し入れることができるが、戻入により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。(IAS第36号「資産の減損」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。(「固定資産の減損に係る会計基準」)

(7) ヘッジ会計

IFRS

一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係に係るヘッジ会計が認められている。

- ・ 公正価値ヘッジ(すなわち、特定のリスクに起因し、損益に影響を与える可能性がある、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ)
 - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益は損益計算書に認識されている。また、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の損益はヘッジ対象の帳簿価額により調整され、損益計算書に認識されている。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジ(すなわち、特定のリスクまたは発生の可能性の高い予定取引に起因し、損益に影響を与える可能性がある、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ)
 - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。
- ・ 国外事業への純投資のヘッジ
 - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。(IAS第39号「金融商品：認識および測定」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を財政状態計算書の「純資産の部」に計上し、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの会計期間に損益計算書に認識する。)を適用し、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。)を適用できる。(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」)

(8) 退職後給付

IFRS

確定給付型制度においては、制度負債は、数理的手法に基づき測定され、予測単位積増方式を用いて給付が割り引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産(超過額、ただし退職給付制度からの返還、または、将来掛け金の減額の形で利用可能な経済的便益がある場合に限られる。)として、不足する場合は負債(不足額)として、それぞれ財政状態計算書に計上されている。当期勤務費用、正味確定給付資産に係る正味利息収益(財務費用)および過去勤務費用は、損益に認識されている。制度資産の実際運用収益と損益計算書における財務費用の構成要素に含まれる収益との差額は、その他包括利益に表示される。(IAS第19号「従業員給付」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。(企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」)

同基準適用前については、過去勤務債務、数理計算上の差異および会計基準変更時差異の遅延認識が認められていたため、退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上していた。

(9) 金融保証

IFRS

IFRSでは、保険契約に分類されない金融保証契約に基づく負債は、当初は公正価値にて、通常、受取手数料または現在価値で未収手数料に計上される。その後、金融保証負債は、当初の公正価値から累積償却額を控除後の金額または当該債務を決済するために必要な支出に関する最善の見積額のいずれか高い方で評価される。(IAS第39号「金融商品：認識および測定」、IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」)

日本の会計原則

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められておらず、債務保証額について、支払承諾を貸借対照表に計上する金融機関を除き、財務諸表に注記として計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、引当金を計上する。

(10) 金融資産の認識の中止

IFRS

金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利が失効した場合、あるいは会社が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利を移転し、さらに以下のいずれかに該当している場合に金融資産の認識は中止される。

- ・ 所有に伴うリスクと経済的便益の大半を他に移転した場合、または
- ・ 当行グループがリスクと経済的便益の大半を維持することも移転することもないが、支配を維持していない場合

(IAS第39号「金融商品：認識および測定」)

日本の会計原則

日本では、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

(11) 公正価値オプション

IFRS

一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産または金融負債を最初の認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。(IAS第39号「金融商品：認識および測定」)

日本の会計原則

金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められていない。

(12) 金融負債および資本の区分

IFRS

金融商品は、発行体が経済的便益を譲渡する裁量権を有するか否かにより負債または資本に分類されるが、その分類は契約内容の実質に基づいている。裁量権がない場合には、当該金融商品の全部または一部が負債として計上される。(IAS第32号「金融商品：表示」)

日本の会計原則

負債または資本の分類は法的形態に従っている。

(13) 親会社株式オプションの子会社の従業員に対する直接付与

IFRS

IFRSでは、子会社がその従業員に親会社の資本性金融商品を提供する義務を有していない場合、子会社は、持分決済型株式報酬取引に適用される定めに従って、従業員から受け取ったサービスを測定し、それに対応する資本の増加を親会社からの出資として認識する。(IFRS第2号「株式に基づく報酬」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、子会社従業員等に対する親会社株式オプションの付与がその報酬として位置づけられている場合には、その報酬と引換えに子会社が受領したサービスの消費を報酬として損益計算書上に計上し、同時に負担を免れたことによる利益が損益計算書上に計上される。(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」)

第 7 【外国為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨（米ドル）と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

第 8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1．日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

日本においては、株式の名簿書換取扱場所および株主名簿管理人は存在しない。

(2) 株主に対する特典

なし。

(3) 株式の譲渡制限

付属定款における制約に従い、各株主は、一般的な書式または取締役会が承認する書式による譲渡証書をもって、その株式の全部または一部を譲渡することができる。かかる証書は譲渡人本人またはその代理人、および（全額払込済みでない株式の譲渡については）譲受人本人またはその代理人が作成する。譲渡人は、当該株式に関して譲受人の氏名が名簿に記入されるまでは、引き続き当該株式の保有者とみなされる。

(4) その他の株式事務に関する事項

- | | | | |
|-----|--------|-------|---|
| (イ) | 決算期 | | 毎年12月31日 |
| (ロ) | 定時株主総会 | | 適用ある法の規定に従い、取締役会が決定する日時および場所で開催される。 |
| (ハ) | 基準日 | | 法に基づき、当社または取締役会は、株式またはその他の有価証券の保有者として登録された者が、配当、分配金、利益、割当て、発行、通知、情報、文書または案内を受領する権利を取得する日として、ある日の営業時間終了時刻（または取締役会が決定するその他の時刻）（「基準日」）を、決議によって指定することができる。かかる基準日は、かかる配当等が支払われ、もしくは発行等が行われる日と同日またはそれ以前のいつでも、または（配当、分配、利益、割当てまたは発行については）提案、決議、宣言もしくは発表された日の前でも後でもよいが、かかる株式またはその他の有価証券の譲渡人・譲受人間の定めに基づく当事者間での権利には影響を与えないものとする。異なる名簿に登録された株式については、異なる基準日を設定することができる。 |

- (二) 株券に関する手数料 取締役会が定める場合、株式の全部もしくは一部の株式がその時々において上場または取引されている証券取引所がある法域で、譲渡を登録するために、または検認、財産管理状、死亡もしくは結婚証明書、委任状、通知もしくはその他の株式に対する権利に関係しもしくは影響を与える証書を登録する際に、手数料が課される。但し、かかる手数料は、かかる法域の当該証券取引所または管轄規制当局がその時々において規定または許可するかかる手数料の最大額を超過してはならない。
- (ホ) 公告 日本において公告は行わない。

２．日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1)実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社の実質株主は、当社の定款に従って当社に委任状を送付することにより議決権を行使することができる。

(2)配当請求等に関する手続

配当金はすべて、当該配当金の基準日に決定され、受領する権利を有する株主を受取人とする小切手またはワラントを、当該株主の登録住所に(または別途指示がある場合は指示に沿って)送付することにより、もしくは当社の定款の許可するあらゆる方法により支払われる。

配当請求手続関連費用は全額当社負担とし、株主にはそれに関する費用は一切請求されないものとする。

(3)株式の譲渡に関する手続

当社株式について株券の形式によって株式を譲渡する場合、当社株式担当者に引き渡されなければならない。株券の形式によらない株式譲渡は、当該株式保有制度の規則に従って実行される。

(4)本邦における配当等に関する課税上の取扱い

(イ)配当

当社から株主に支払われる配当は、日本の税法上、配当収入として取扱われる。日本の居住者たる個人または日本の法人に対して支払われる当社の配当金については、当該配当金額（英国における当該配当の支払の際に英国またはその地方公共団体の源泉徴収税が徴収される場合、当該控除後の金額）につき、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率

配当を受けるべき期間	日本の法人	日本の居住者たる個人
2014年 1 月 1 日～2037年12月31日	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税 5 %
2038年 1 月 1 日～	所得税15%	所得税15%、住民税 5 %

(注) 2013年 1 月 1 日から2037年12月31日までの期間、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、上記に従って算出された各所得税額に対して2.1%の税率による「復興特別所得税」が上乗せされて課されるため、税率は上記のとおりとなる。

日本の居住者たる個人は、当社から株主に支払われる配当については、源泉徴収がなされた場合には確定申告をする必要はなく、また当該配当については、配当金額の多寡に係らず確定申告の対象となる所得金額から除外することができる。

2009年 1 月 1 日以降に当社から株主に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合の確定申告の際の税率は、2014年 1 月 1 日から2037年12月31日までに当社から当該個人株主に支払われる配当については20.315%（所得税15.315%、住民税 5 %）、2038年 1 月 1 日以降に当社から当該個人株主に支払われる配当については20%（所得税15%、住民税 5 %）であるが、申告分離課税の下での配当所得の計算においては、2009年分以後における上場株式等の売買損を控除することができる。上記にかかわらず、日本の居住者たる個人が2016年 1 月 1 日以後に支払いを受ける申告分離課税の下での配当所得の計算においては、上場株式等および一定の公社債等の売買損を控除することができる。

なお、配当控除(個人の場合)および受取配当益金不算入(法人の場合)の適用はない。英国において課税された税額は、配当につき確定申告した場合には日本の税法の規定に従い外国税額控除の対象となりうる。

(ロ) 売買損益

- 1) 日本の居住者たる個人株主の株式の売買によって生じた株式売買益は、原則として所得税の対象となり、株式売買損は、他の株式売買益から控除することができる。また、日本の居住者たる個人株主の、2009年分以後における上場株式等の売買損については、当社株式およびその他の上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除することができ、2016年分以後における上場株式等の売買損については、当社株式およびその他の上場株式等の配当所得の金額ならびに一定の公社債等の利子所得の金額等(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除することができる。
- 2) 当社株式の内国法人株主については、株式の売買損益は、課税所得の計算上益金に算入される。

(ハ) 相続税

日本の税法上日本の居住者である株主が、英国で発行された株式を相続または遺贈によって取得した場合、日本の相続税法によって相続税が課されるが、国外で日本の相続税に相当する税が課される等、一定の要件を満たしているときには、外国税額控除が認められることがある。

(5) その他の諸通知

当社が株主に対して行う通知および通信は株式の登録所持人たる現地保管機関またはその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社は株主から実費を徴収してこれをさらに各株主に個別に送付する義務がある。但し、株主がその送付を希望しない場合または当該通知もしくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、株主の閲覧に供される。

第 9 【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

提出書類		提出年月日
1	臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に基づく）	平成27年3月20日
2	有価証券報告書（自平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）	平成27年6月29日
3	半期報告書（自平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）	平成27年9月24日
4	臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号に基づく）	平成27年12月18日
5	発行登録書（募集）	平成28年1月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当なし

(訳文)

独立監査人の監査報告書

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー メンバーに対する

独立監査人の監査報告書

財務諸表に係る報告¹

財務諸表に関する私どもの意見

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「HSBC」という。）の連結財務諸表および親会社の財務諸表（以下「当財務諸表」と総称する。）に関する私どもの意見は、以下の通りである。

- 当財務諸表は、2015年12月31日現在のグループおよび親会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度におけるグループおよび親会社の利益およびキャッシュ・フローについて、真実かつ公正に表している。
- 当財務諸表は、欧州連合が採用している国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して適正に作成されている。
- 当財務諸表は2006年会社法に準拠し、また、連結財務諸表はIAS規則第4条に準拠して作成されている。

監査の実施

私の責任は、プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー（以下「PwC」という。）を代表して、意見を表明することにある。今回は、PwCがHSBCの監査人として任命された初年度であったため、適用した監査アプローチおよび私どもがグループの監査委員会（以下「GAC」という。）と行った会計上の論点に関する重要な議論の詳細を説明すると同時に、PwCがどのように監査を準備したのかについても説明する。

監査人交代の準備

2014年9月に監査業務を始める前に、PwCメンバー・ファーム、それらのパートナーおよびスタッフは、12ヶ月をかけてHSBCに対して独立した立場であることを確認した。これには、商業上の関係をやめ、パートナーならびにHSBCおよびその世界中にある子会社の監査に従事する2,000名を超えるスタッフの金融関係の契約を変更することも含まれていた。この期間に、私の監査チームのメンバーはHSBCの経営陣と会う機会をもち、ビジネス上直面している課題を理解し、私どもの監査計画に必要な情報を集めた。

2014年9月から2014年12月31日の期末プロセスにかけて、私どもは前任監査人と並行して業務を行い、彼らとHSBCの重要な会議に参加し、監査上の複雑もしくは重要な判断について理解した。私どもはまた、GACおよびグループ・リスク委員会にオブザーバーとして参加し、HSBCの主要な当局担当者と面談した。

2014年9月、私はHSBCの最も重要な子会社の監査に従事しているPwCメンバー・ファームのパートナーおよびスタッフを集め、2日間の会議を行った。この会議で、単一のグローバルな監査アプローチを採用することを確認し、特別に検討を要する監査上のリスクを決定し、当該子会社担当パートナーおよびスタッフがHSBCの経営陣から直接話を聞く機会を得た。

私どもはまた、前任監査人の調書をレビューし、彼らが意見を形成するために依拠した統制を理解し、重要な判断に関して彼らが得た証拠について理解した。

監査アプローチの構成

私は、HSBCがどのように組織されているかを考慮して監査アプローチを構成した。それには以下の4つが重点領域である。

()地域およびHSBCのグローバル・ビジネスを考慮したグループレベルでのリスク評価および監査計画

パートナーに各地域の監査をコーディネートさせたことに加えて、各グローバル・ビジネスの監査についても担当するパートナーを指名した。このグローバル・ビジネス担当のパートナーは、関係するHSBCの経営陣と定期的に会い、年間を通じて発生し財務報告に影響し得る戦略および問題を理解した。担当するパートナーは当該ビジネスに関して長年の経験があり、HSBCの該当する分野の監査アプローチを適切に設計できる最適な者として選任されている。彼らは、このグローバル・ビジネスに関する監査を実際に担当した各PwCメンバー・ファームを取り纏め、私が彼らの業務をレビューする際の補佐役を務めた。

()グローバル・シェアード・サービス・センターで実施した監査

財務報告上重要な影響があるHSBCの業務プロセスの大部分は、5か国11か所にわたる海外のシェアード・サービス・センターで行われる。1名のパートナーが私と緊密に連携しながら、シェアード・サービス・センターの監査をコーディネートし、HSBCの財務諸表における重要な残高、一連の取引、および開示に関連する主要な業務プロセスの開始から報告までを文書化した。その上で私どもは、これらの業務プロセスに関連する内部統制が有効に機能しているかを評価し、以降の監査手続きに対する影響を考慮した。

()個々の法人に対して実施した監査

私どもは、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited、HSBC Bank plc、HSBC North America Holdings Inc、HSBC Mexico S.A.、HSBC Bank Brasil S.A. – Banco Multiplo、HSBC Vida e Previdência (Brasil) S.A.、HSBC Bank Argentina S.A.、HSBC Bank Middle East Limited、HSBC Bank Canada、HSBC Private Banking Holdings (Suisse) S.A.およびHSBC Insurance (Bermuda) Limitedの外部監査人として任命されたPwCメンバー・ファームから監査意見を受領した。私は、これらのエンティティの監査責任者であるパートナーと監査計画および監査の実施方法について検討を行うなど、年間を通して常に会話の機会をもった。私は、HSBCがPwCを監査人として任命することを決定した時から、これらの子会社のほとんどおよび、別の7か国の事業所を訪問した。また、期末にはこれらの主要子会社の経営陣との会議にも参加した。

これらの主要子会社における監査は、ドイツ、フランス、トルコ、マルタ、中国、インド、オーストラリア、カタール、オマーン、アラブ首長国連邦、およびバーレーンにあるPwCメンバー・ファームが行った業務に依拠した。私は、監査業務の品質である十分性と適切性を担保するため、子会社の監査チームがこれらの地域で実施する業務を指示しレビューした方法について検討した。合計では、これらのチームが行った監査手続きにより、資産合計に対する81%、営業収益合計に対する77%、および税引前当期純利益合計の88%をカバーした。

()グループレベルおよび親会社で実施した監査手続き

私は、親会社であるHSBCに対しても適切な監査手続きが行われたかを確認した。例えば、グループの経営成績の連結手続き、財務諸表の作成、取締役報酬報告書における特定項目の開示、訴訟に関する費用の引当およびエクスポージャー、ならびに財務報告に関する経営陣の全社的統制および監視活動に係る監査手続きが含まれる。

総合すると、これらの4つの重点領域から得られた監査証拠により、HSBCの連結財務諸表に関する意見形成の合理的な基礎が得られた。

監査の目的と範囲

監査には、会社が作成した財務諸表に対してメンバーに対し信頼性を付与する重要な役割がある。監査意見は、特定の数字や開示に対して保証を与えるのではなく、財務諸表全体に対する保証を与えるものである。真実かつ公正な表示がされている財務諸表を作成する責任は、取締役にある。これらの責任については、322ページ（訳者注：原文のページ。以下この報告書において同じ）において取締役会を代表して認識されている。

監査範囲は、完全には理解されないこともある。私は、私の意見が与える保証を理解するためには監査範囲を理解してもらうことが重要であると考え。私の責任は、適用される法律および英国の財務報告評議会発行の国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して監査を行い、意見を表明することである。これらの基準は、APBによる監査人の倫理基準に従うことも要求している。監査範囲の説明は、財務報告評議会のウェブサイト（www.frc.org.uk/auditscopeukprivate）に掲載されており、この説明を丁寧に読むことが推奨される。その説明に開示されているとおり、監査に固有の限界があることを理解することも重要である。例えば、サンプリングやほかの監査技法に基づくアプローチがすべての問題点を識別しない可能性がある。

監査実施のために、重要性基準値の概念を適用し、以下の通り重要性基準値を定めた。

グループ全体の重要性基準値	1,050百万米ドル
決定方法	負債評価調整額と非適格ヘッジを控除した税引前利益（調整後数値）の5%
適当であるとする根拠	一つの項目がその定性的理由において重要性がある可能性はあるものの、HSBCの拠点が地理的に分散していることおよびその銀行業務の多様性を考慮すると、標準的なベンチマークである税引前利益（調整後数値）の5%を重要性として採用することは、重要性の定量的な基準値を示す適切な指標であるとする。税引前利益（調整後数値）を選択した理由は、48ページに記載の通り、これは経営陣がHSBCの業績をもっとも適切に表すものとするからである。負債評価調整額および非適格ヘッジは経常的な項目であるが除外した。

監査計画の際、合計で1,050百万米ドルを超える複数の誤謬が存在する可能性についても考慮した。合計でこの金額になりうる複数の誤謬のリスクを減らすため、より低いレベルである788百万米ドルを手続き実施上の重要性の基準値として適用し、監査対象とすべき個々の残高、一連の取引および開示を選定した。私は、HSBCの子会社を担当する各パートナーに、監査するオペレーションの規模を反映して指定した重要性の基準値のレベルで監査するように指示した。これは、67百万米ドル（HSBC Mexico S.A.）から840百万米ドル（The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited）の範囲となった。

監査手続により、監査済財務諸表に適切に反映されていない項目が識別された場合、私はそれらが個別にまたは合計で重要な影響を及ぼすかどうかを慎重に検討した。50百万米ドルを超える項目については、財務諸表の修正が必要かを判断する責任を有するGACに報告した。取締役は、未修正のすべての項目について、個別においても合計においても財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと結論づけた。私はこの結論に同意する。

GACと議論した項目

私は、当年度中に7回開催されたGACの会議の各会に参加した。経営陣が同席せずにGACと私との間で議論が行われる時間が一部ある。私はまた、委員会のメンバーには不定期に面談した。これらの様々な機会において、会計に係る種々の問題に対する私の見解や財務報告に関する統制に対する予備的見解について議論した。

2014年11月、委員会は監査計画を理解し精査するため、特別委員会を開催した。監査計画には、監査上特別な検討を要する事項および私どもの監査アプローチ、例えば、仕訳テスト、受取利息および金融商品の評価の監査アプローチや、品質の高い監査証拠を得るために最新の技術の利用が含まれる。

監査上特別な検討を要する事項と私が最も重点的に監査資源を投入したのは以下の事項である。

- ・テクノロジー・アプリケーションおよびデータへのアクセス
- ・のれんの帳簿価額
- ・ヘッジ会計の適用
- ・貸付金の減損
- ・訴訟および行為
- ・交通銀行（以下「BoCom」という。）への投資
- ・起訴猶予合意（以下「DPA」という。）の影響
- ・繰延税金資産の回収可能性

これらの項目は、監査への影響を理解し易いよう、監査の重点度順にリストされている。他の国際的な銀行と共通する事項もあれば、HSBCに特有の事項もある。この報告書の最後で、各項目についての説明、懸念事項として議論された理由、およびそれに対応するためにどのように監査アプローチを構成したかについて述べている。

継続企業の前提

取締役は、継続企業の前提について、277ページで表明している。そこで表明されていることは、グループおよび親会社に、この報告書の日付から12ヶ月間事業を継続していく意図があり、そのために十分なリソースがあるという取締役の考えに基づいている。私はこの表明のレビューを求められ、その際にHSBCの予算、キャッシュ・フロー、資金計画およびストレス・テストについて考慮した。レビューの結果として報告すべきことはない。また、この表明に対して付け加えるべき重要事項や注意喚起すべきこともない。

その他の報告

年次報告書および決算書は、様々な法規制当局によって要求されるその他の情報を相当量含んでいる。この情報に関連する私の責任範囲および報告内容を以下の表にまとめた。

2015年次報告書および決算書における範囲	責任範囲	報告内容
取締役報酬報告書の285ページから 321ページ		
明確に監査済と記載されている箇所	当該情報が適切に作成されているかの検討	私の意見では、当該情報は2006年会社法に準拠して適正に作成された
取締役報酬報告書のその他の開示	会社法の規定する一定のその他の開示がなされたかの検討	必要なその他の開示がなされた
その他の範囲		
戦略レポートおよび取締役報告書	監査済財務諸表の内容と整合しているかの検討	私の意見では、当該報告書の情報は監査済財務諸表の内容と整合している
277ページに記載の、グループのビジネスモデルの長期的な持続可能性を検討した表明	監査中に収集した知識をもとにした当該表明のレビュー	当該表明において注意喚起すべき項目や追加すべき重要項目はない
278ページに記載の、取締役による主要なリスクの厳格な評価に係る確認書ならびに当該リスクの内容の開示およびその管理と軽減策の開示	監査中に収集した知識をもとにした当該確認書および記述のレビュー	当該確認書または記述において注意喚起すべき項目や追加すべき重要項目はない
262ページに記載のGAC報告書	私がGACに報告した事項を適切に取り扱っているかの検討	報告すべき例外事項はない
HSBCの2015年度年次報告書および決算書は、全体として公正で偏りがなく、理解可能であり、HSBCの業績、事業モデルおよび戦略を評価するのに必要な情報を提供していると考え、とする取締役の表明（322ページに記載）	監査中に入手した情報により私がこの表明と意見相違するかの検討	報告すべき意見相違はない
コーポレート・ガバナンス・レポート（249ページから284ページに記載）	英国上場規則によりレビューが要求される英国コーポレート・ガバナンス・コードの残る10項目に係るレビュー	レビューの結果、報告すべき事項はない
年次報告書にある監査済財務諸表以外のすべてのその他の情報	監査中に入手した知識に基づき重要な不整合があるか、もしくは不正確であるか、または誤解を招く内容であるかの検討	報告すべき例外事項はない

監査済財務諸表と重要な不整合があるかの検討

加えて、私は以下の場合に報告することを要求されている。

- ・ 監査上必要となるすべての情報および説明を得ることができなかった場合
- ・ 親会社に適切な会計記録が保存されていなかった場合
- ・ PwCが往査を行わなかった支店から、監査上必要となる項目について十分な回答を得ることができなかった場合
- ・ 親会社の財務諸表および取締役報酬報告書の監査対象部分が会計記録および申告書類と一致しなかった場合

これらの責任を果たした結果として、報告すべき例外事項はない。

本報告書の使用

意見を含む本報告書は、2006年会社法第16部第3章に準拠した機関である親会社のメンバーのためにのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を読むその他の者または報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

リチャード・オールドフィールド

上級法定監査人

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士、登録監査人

ロンドン、英国

2016年2月22日

- 1 エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの財務諸表は、2015年12月31日現在の連結および親会社の貸借対照表、同日に終了した事業年度における連結および親会社の損益計算書ならびに連結包括利益計算書、同日に終了した事業年度における連結および親会社のキャッシュ・フロー計算書、同日に終了した事業年度における連結および親会社の株主資本変動計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報を含む財務諸表に対する注記により構成されている。

付録：GACと議論した項目

財務諸表における重要な虚偽表示リスクの中でも最も重要な領域は、GACと議論する必要がある。そうした領域は、監査資源の重点的な配分を含め監査に最も大きな影響を与えるものであり、この特定の領域に対応するためにどのように監査上の対応をしたかの説明とともに以下で議論されている。最初の表は、議論した項目に関連したセグメントおよび事業を示している。

これは、監査上識別されたすべてのリスクを網羅したリストではない。

議論した項目	グループ 全体	セグメント				グローバル事業			
		欧州	アジア	北米	南米	RBWM	CMB	GB&M	GPB
ITアクセス管理	2714								
のれんおよび無形資産		2714		2714	2714			2714	2714
ヘッジ会計の適用		2714		2714				2714	
貸付金の減損		2714		2714	2714	2714	2714		
訴訟および行為		2714		2714		2714	2714	2714	2714
BoComへの投資			2714				2714		
DPAの影響	2714								
繰延税金資産の 回収可能性				2714	2714				

ITアクセス管理

重点領域の内容	GACと議論した項目
テクノロジー部門各自の役割をサポートするためにテクノロジーへのアクセス権が付与される。これらのアクセス権は、アプリケーションやデータの変更に正当な権限が与えられ、適切な方法で変更されることを保証するため、重要である。従業員が適切なアクセスのみを有すること、およびそのアクセスが監視されることを確保することは、アプリケーションや元データの変更による不正や誤謬の可能性を軽減する主要な統制である。 当年度において、財務報告プロセスで使用されるオペレーティングシステム、アプリケーションおよびデータへのアクセス権に対して、アクセスが十分に監視され、制限され、または分掌されるための統制に改善が必要であることが検出された。 通常、銀行は日々処理される取引量が膨大であるため、テクノロジーへの依拠度合いが高い。監査アプローチは、自動化された統制に広範囲依拠しており、したがって、ITシステムへのアクセスおよびIT統制のテストを監査手続として計画した。統制における検出事項の結果、テクノロジーへのアクセスから生じる重要な虚偽表示リスクは、重要なリスクであるとの評価に変更された。その結果、監査アプローチは変更され、重要な誤謬または不正が発見されることがない程度の高い証拠力を実証的に得るまで、テストの範囲が大幅に拡大された。	年度末前に、識別された統制の問題点を議論し、対応策に合意するためにGACの特別会議が開催された。 アプリケーションおよびデータベースでの検出事項によりHSBCが取引を行う特定の商品にどのように影響を与えるかの例示を含め、変更された監査アプローチおよび計画を説明した。 2015年の年次報告書および決算書承認前に開催されたGACの会議において、監査検出事項の概要、ならびに検出事項への対応策として経営陣が実施した追加業務の検討が行われた。これには、アクセスが不適切に使用されなかったこと、また、HSBC内の多くの段階で存在する発見的統制が重要な誤謬または不正が発見されないままとなることを防ぐために有効に機能していることを証明するために実施した業務が含まれている。

私どもの議論および結論を裏付けるために実施された手続き

財務報告が依拠するテクノロジーへのアクセス権のテストを様々な観点から実施した。具体的には下記の監査手続を実施した。

- ・新しい従業員への新規のアクセス権のリクエストが適正にレビューされ、承認されていること。
- ・アプリケーション使用者権限は、使用者が退職するかもしれない役割が変更時に、適時にその権限が削除されていること。
- ・アプリケーションへのアクセス権は、その適切性を定期的に監視されていること。

別個に評価が行われた他の領域には、パスワードポリシー、セキュリティ構成、アプリケーションおよびデータベースの変更に対する統制、ならびに、ビジネスユーザー、システム開発者および製品サポート者が本番環境のもとでのアプリケーション、オペレーティングシステムまたはデータベースを変更する権限を持たないことが含まれる。

検出事項が識別された後、他の様々な手続きが実施された。

- ・該当がある場合、不適切なアクセスの範囲を識別し、このアクセスによる変更を評価してその変更自体は適切であったと判断している。
- ・影響を受けるアプリケーションにおける自動化されたコントロールはマニュアル統制とみなし、1件ではなく複数件のテストを行った。
- ・より効果的であると判断される場合、年度末の貸借対照表および損益計算書に追加の実証テストを実施した。
- ・該当がある場合、システムの影響を受けない他の代替的な統制またはプロセスのテストを実施した。
- ・システムへのアクセス権を持つユーザーのリストを入手し、他の、当該システムとの職務分掌がより求められるシステム（例えばGB&M内）のアクセス権のリストと手作業にて比較した。

2015年の年次報告書および決算書での関連箇所

GAC報告書、262ページ

内部統制の有効性、277ページ

のれんおよび無形資産

重点領域の内容	GACと議論した項目
過去の多くの買収により、16.3十億米ドルののれんが生じている。残高が多いのは、欧州、北米および南米である。 年に一度ののれんの認識を続けるべきか、または、減損が必要かどうかを決めるために評価が必要となる。評価は、地域内の各グローバル・ビジネスにおいて実施された。これは、HSBCがのれんの割当てと評価を行うことができる最小の単位であり、CGU（現金生成単位）と呼ばれる。 減損の評価は、各CGUについて使用価値を計算することによっており、この計算は、各CGUの見積将来キャッシュ・フローを適切な資本コスト率で割り引いたものに基づいた。HSBCは、年間の営業計画を最初の5年間のキャッシュ・フローをベースとして利用し、これをさらに、永久成長率を使用しながら、収益が永続的に続くと推定した。資本コストによる割引率は、グローバル・ビジネスで使用され、取締役会で承認された投資率をベースとした。 将来キャッシュ・フローの見積りとどの割引率を使用するかは、本質的に不確実で重要な判断が必要になる。判断の程度とのれんの規模が重要であるため、この項目は、監査の重点領域として識別することにした。	算出された使用価値がCGUの帳簿価額に近似している場合、経営陣の行う判断が最も重要であった。使用価値の変動による影響を最も大きいCGUを識別するため、合理的に可能な代替的仮定を検討した。第3四半期中、北米、南米および欧州のGB&Mならびに欧州のグローバル・プライベート・バンクにおけるのれんについては、帳簿価額までの余裕が相対的に低いとして、GACとの議論の中で最も関心が集まった。その結果、欧州のグローバル・プライベート・バンクおよび北米のGB&Mののれんは、減損の兆候が存在するとして、12月31日に再テストされた。 GACとの議論の中心は、主要な仮定の個別および組み合わせの双方の面に関するものであった。議論において経営陣は、各CGUに対する経営陣の予測は引き続き適切であるとの見方を確認した。 410ページに示されているように、識別されたCGUの1つ以上において、業績または長期成長予測のいずれかにおけるわずかな悪化または割引率の増加が、減損につながる可能性がある。

私どもの議論および結論に関連して実施された手続き

- ・ PwCの独立した評価専門家が割引キャッシュ・フロー・モデルで使用された割引率および永久成長率を詳細に評価した。特に、各CGUにて使用された割引率からHSBC全体に対して計算された資本コスト率との調整方法、ならびに、各CGUにおけるキャッシュ・フローの永久成長率を決定する上で国単位のGDP成長率を使用することが最も適切であるかどうかに精査の焦点が当てられた。
- ・ 正確性をチェックするため、モデルで使用された計算を再実施するとともに、モデルにおける主要なインプットは承認済み情報源との一致を確認した。
- ・ モデルで使用された経営陣の戦略的キャッシュ・フロー予測について、以下による評価を行った。
 - 予測が取締役会で承認された2015年度の年間営業計画と合致していることをテストし、2015年6月9日の投資家に対するHSBCの最新戦略にて公表された計画が、その営業計画にどのように影響を与えているかを検討した。欧州のグローバル・プライベート・バンキングおよび北米のGB&Mに対しては、2016年度の年間営業計画の予測におけるキャッシュ・フローを12月31日時点の減損の再テストと突合した。
 - 今期の業績を計画と比較し差異の理由を検討した。評価対象の各CGUについてグローバル・ビジネスの経営陣とこれを議論した。また、
 - 過去の年間営業計画の達成状況をレビューした。予測には不確実性があることから、過年度において予測は正確性を欠いてきたと識別され、私どもはこの事実が使用された割引率に適切に考慮されたかを検討した。
- ・ 減損のリスクを持つCGUが他にあるかを識別するために、モデル化された仮定の多くに同時に調整を行いながら、独立の感応度分析を実施した。これにより、当初経営陣が識別したものよりも多くのCGUが検討を必要とするものとして識別された。
- ・ のれんに関連した開示の適切性についてもレビューを行った。

2015年の年次報告書および決算書での関連箇所

GAC報告書、262ページ

注記20: のれんおよび無形資産、406ページ

ヘッジ会計の適用

重点領域の内容	GACと議論した項目
ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジの内容と目的を文書化することおよびヘッジの有効性に関して定期的にテストを実施することを含め、一定の基準を満たさなければならない。 ヘッジ会計に関する基準の内容は複雑であるため、銀行にとってヘッジ会計は重要なリスク領域となることが多い。しかしながら、HSBCの事業の内容から、私どもは当初、当該リスクは比較的低いものと考えた。 監査手続きの過程で、ヘッジ会計を適用しているが会計基準が十分に満たされていない例が多く識別された。これにより、英国、フランスおよびカナダにおけるいくつかのマクロ・キャッシュフロー・ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていないと判断された。 これらの検出事項の結果、経営陣はすべてのヘッジ会計関係に対して全面的なレビューを開始した。一部のヘッジについてヘッジ会計に関する監査リスクは重要であると再評価され、監査手続の範囲が拡大された。	不適格とみなされたヘッジは、金額的に重要ではないが損益計算書に調整額が計上された。2014年度に遡って調整を行うことがより適切であるかどうかについて、GACと議論がなされた。調整額の重要度から、2015年度に当該調整を認識するべきであると結論付けられた。 検出事項による統制への影響も議論された。経営陣によりプロジェクトチームが発足し、定期的に進捗が報告されるとともに、統制体制の改善を確立することが提案された。
私どもの議論および結論に関連して実施された手続き	
・重要なマクロ・キャッシュフロー・ヘッジに関する文書化を査閲し、ヘッジが適切に指定されたかを判断するために、その関係性を評価した。これには、ヘッジの目的や特定のIFRSへの準拠を検討することが含まれる。 ・他のヘッジ関係についてはすべてサンプルによる査閲を行い、ヘッジが適切に指定されたかを判断するために、その関係性を評価した。これには、ヘッジの目的や特定のIFRSへの準拠を検討することが含まれる。 ・経営陣のヘッジの有効性に関するレビューならびにヘッジの非有効性の測定および会計処理は、ヘッジ関係のうちサンプルを抽出してテストを行った。 ・ヘッジ関係ならびにその有効性の当初および継続的な有効性に関する文書化およびレビューについての統制を理解し、統制テストを行った。 ・ヘッジ会計関係に対する経営陣のレビュー結果を査閲した。	
2015年の年次報告書および決算書での関連箇所	
GAC報告書、262ページ	
注記16: デリバティブ、394ページ	

貸付金の減損

重点領域の内容	GACと議論した項目
減損引当金は、貸借対照表日における貸付金のポートフォリオに発生している損失に関する経営陣の最善の見積りを表している。当該引当金は、内容が類似する貸付金のポートフォリオについては集合的に、重要な貸付金については個別に計算される。銀行においては通常、集合的引当金および個別引当金の計算は判断を要する性質のものである。 集合的な減損引当金は、多くの貸付金を含むポートフォリオに対して現在の経済および信用の状況が与える影響を概算した統計的なモデルを使用して計算される。このモデルに対するインプットは経営陣の判断に委ねられ、しばしばモデルの修正が必要とされる。 個別の減損を行うには、減損を伴う事象がいつ起きたかを判断し、当該貸付金に関する予測将来キャッシュ・フローを見積もるための判断が必要となる。 残高に重要性があること、および計算が主観的な性質を持つことから、貸付金の減損は監査の重点項目とした。貸付金の最大のポートフォリオは、欧州およびアジアである。最も重要な減損引当金は、欧州、北米および南米である。	HSBCにより使用された方針および方法についてGACと議論した。適用された減損の方針および実務はIFRSの要求事項と一致している。集合的な減損引当金を計算するために使用されている方法は比較的、標準的なもので、そのためモデリング・リスクは低い。個々のインプットの変更が減損費用に重要な影響を与え得ることを意味する。 モデルへのインプットの変更に対するガバナンスに関しては肯定的な結果であり、その上で文書化についての改良の提案を議論した。 GACとグループ・リスク委員会の各会議では、集合的な引当金のモデルにおけるリスク要素および他のインプットの変更に関する議論とともに、個別に重要な減損引当金に関する議論もあった。石油の現物価格がさらに悪化したことを鑑み、特に石油およびガス分野でのエクスポージャーに関して年度末にGACとの議論が行われた。この議論では集合的な減損の計算においてグループのエクスポージャーを適切に取り扱うこと、および年度末に0.2十億米ドルの追加計上を行うことが検討された。

私どもの議論および結論に関連して実施された手続き

- ・ 集合的および個別の減損の算定のために経営陣が確立した統制についてテストした。
- ・ 集合的な減損においては、上記の統制には、減損費用を計算するために使用されたモデルの適切性、主要な仮定を決めるためのプロセスおよび計算に含まれるべき貸付金の識別に対する統制が含まれる。
- ・ 個々の貸付金に対する個別の減損費用においては、上記の統制には、信用注意先リストの入れ替えおよびレビュー、信用ファイルのレビュー・プロセス、担保評価を行う外部業者の承認に対する統制、ならびに重要な個別の減損の承認に対するレビュー統制が含まれる。
- ・ 集合的な引当金に関しては、重要なポートフォリオに対して使用されるモデルの方針および方法の適切性について、会計基準および市場の慣行に沿って独立した評価が行われているか、市場の慣行およびモデルの計算は再実施やコード・レビューによりテストを行った。
- ・ 経営陣の判断の適切性についても、計算方法および区分、経済的要素および判断による修正、過去の損失率の算定使用された期間、損失出現期間、減損貸付金の治癒率ならびに回復した資産および担保の評価額のそれぞれの項目について独立して検討を行った。
- ・ 個別の引当金に関しては、引当の方法や方針の適切性は、ポートフォリオにかかわらずリスクベースで抽出された貸付金のサンプルに対し、独立評価を行った。計上された引当金のレベルについては信用ファイル中の貸付金および取引先の詳細情報を参照して独立の立場から検証を行った。割引キャッシュ・フロー・モデルはサンプルベースで再計算を実施した。

2015年の年次報告書および決算書での関連箇所

減損貸付金、128ページ

特に関心の集中した領域、116ページ

GAC報告書、262ページ

注記 1 (j)：貸付金の減損、354ページ

訴訟および行為

重点領域の内容	GACと議論した項目
他の世界的な銀行と同様、HSBCは、その多くの市場で、非常に多くの未解決の法律問題および規制当局による調査にさらされている。事業が地域的に分散されているため、同じ問題が複数の管轄地にて調査されることもあり得る。 法的問題の和解、規制上の罰金、顧客への補償金支払およびその関連の業務コストを会計処理するために4.5十億米ドルの引当金が積み立てられている。 最も重要な引当金は、支払補償保険、ジャッフェ対ハウスホールド・インク訴訟、税金関係の調査および外国為替市場の操作に関連している。 行為および法律問題のエクスポージャーは、財務報告の目的のための識別および検討が適時になされないという固有のリスクがある。重要な点としては、引当金認識の決定やその測定の基準には、判断の余地がある。	重要な引当金のそれぞれについて、HSBCの方針が適切な方法にて適用されたかどうかも含めて、その積立または変更時にGACと議論した。 その判断の適切性を担保するため、引当金が積み立てられていない他の多くの問題も議論された。特に、以下について議論がなされた。 訴訟案件：グループの法務部は、毎回のGAC会議において訴訟案件の状況に関する最新情報を報告した。重要な事項はその会議にて議論され、引当金の変更の必要性が検討された。これらの議論では、特定の問題についてのすべての関連する訴訟または調査が識別されたかどうかを検討された。 顧客への補償金支払：最も重要な引当金はPPI（支払補償保険）に関係するものであった。2015年11月に公表されたFCAのコンサルテーション・ペーパーによる引当方法の変更が議論されるとともに、現在の保険金請求の実績を反映するための判断も議論された。
私どもの議論および結論に関連して実施された手続き	
・現在の訴訟および規制事項に関する引当金の網羅性および十分性を担保するためにデザインされた統制をテストした。重要な市場での規制当局との通信文書も通読し、法的問題に関する費用のサンプルをレビューした。 ・グループの法務部と未解決の法的問題を議論し、場合によっては、その事実と状況を評価するために関連する規制および訴訟の文書を入手し、レビューした。 ・重要な引当金においては、HSBCによる判断の適切性を独立して評価するために、合理的に可能性のある結果の範囲を検討した。 ・行為および法的問題に関するエクスポージャーおよび引当金の開示の網羅性および正確性を評価した。 ・顧客への補償金においては、引当金の計上モデルとその基盤となる仮定を独立して評価した。例えば、PPIにおいて検証されたインプットには、顧客からの請求の量および回答率が含まれた。重要なモデルに関しては、そのモデルが適切に維持されたかを確認するためにテストを実施し、モデルにて使用される関連の計算を再実施した。	
2015年の年次報告書および決算書での関連箇所	
GAC報告書、262ページ	
注記29：引当金、421ページ	
注記40：法的手続きおよび規制事項、445ページ	

BoComへの投資

重点領域の内容	GACと議論した項目
HSBCはBoComの上場株式の19.03%を保有している。この投資は、株式所有から生じる影響が重要であるため、持分法適用関連会社として会計処理されている。 12月31日現在において、株価をもとにした当該投資の市場価額（9.9十億米ドル）は、当該投資の帳簿価額（15.3十億米ドル）を下回った。 これは、IFRS上では潜在的な減損の兆候とみなされる。HSBCは、投資は売却する予定はなく継続して投資すると仮定して当該投資価値算定に際し使用価値モデルを用いて減損をテストした（17.0十億米ドル）。この仮定によると、減損の必要性は無いと判断され、BoComの利益に対するHSBCの持分が損益計算書に認識されている。 HSBCに帰属する将来の収益を見積もるためにモデルで使用される多くの仮定は、アナリストの予測と経営陣の最善の見積りの組合せから生じており、高度に判断に依拠するものである。	モデルの中でHSBCが使用した重要な仮定をGACと議論した。各仮定に対して、独立の観点から、使用することができたはずの代替的なインプットの範囲を提示した。 議論では、長期貸付金の減損費用の割合と長期成長率に焦点が当てられた。これらは実証化が難しく、経営陣は、中国の将来の成長ならびにBoComの潜在的な将来の減損費用に関する見解を形成することが求められる。
私どもの議論および結論に関連して実施された手続き ・ PwCの独立した評価専門家が、使用価値を計算するために選択されたモデルおよびインプットの適切性をレビューした。評価専門家は、モデル内のキャッシュ・フローに適用された割引率を独立の観点から再計算した。 ・ 使用価値の計算に際した仮定の決定に使用されたインプットは、入手可能であれば、アナリスト・レポートなどの外部データを含む第三者の情報源と突合した。 ・ モデルに対して設定された統制（セキュリティ・アクセスおよびエンドユーザー管理を含む）をテストした。 ・ モデルの数学的な正確性をテストした。 ・ 特に事業の今期の業績を評価するために開催されるBoComの上級執行役員とHSBCとの四半期ごとの会議にオブザーバーとして参加した。 ・ BoComに関する開示をレビューした。	
2015年の年次報告書および決算書での関連箇所 GAC報告書、262ページ 注記19： 関連会社および合併事業における持分、402ページ	

DPAの影響

重点領域の内容	GACと議論した項目
HSBCおよびHSBCバンク・ユーエスエー・エヌエーは、2012年に、米銀行秘密法、反マネー・ロンダリング法および制裁法令に関する不遵守について、米司法省（「DoJ」）および金融行動監督機構とDPAを締結した。DPAの期間は5年間である。 もしDoJがDPAの違反を結論付けた場合、HSBCの事業に重要なマイナスの影響をもたらし得る多くの罰則を課せられる可能性がある。これには、事業の喪失および資金の引上げ、HSBCバンク・ユーエスエーを通じての米ドルの決済機能の制限、または銀行免許の取消しを含むことがある。こうした業務能力の喪失は、HSBCおよび各子会社の将来の継続企業の前提の状況に重要なマイナスの影響をもたらす可能性がある。	財務諸表作成の基礎として継続企業の前提を検討する中で、DPAの要求事項への対応の進捗状況に関してGACと議論が行われた。その議論では特に、モニターによる2015年の報告書が検討された。当該報告書の中で、モニターは、進捗状況、潜在的な金融犯罪ならびにシステムおよび統制の欠陥の事例、HSBCが5年以内にモニターが納得できる水準でその目標を達成できる見込みであるかについて大いに懸念を示し、さらなるレビューおよびHSBCとの議論にもよるが、DPAにて規定されている改善措置がHSBCにより実施および遵守されていることを認定していない。 DoJがDPAの違反を結論付けたことを示す情報を取締役は認識していないとの保証を取締役に求めた。
私どもの議論および結論に関連して実施された手続き	
・ DPAに違反し米ドルの決済機能に関して制限が課せられる可能性は、以下によって独立して評価された。 — モニターへの問い合わせを行った。モニターの役割は、116ページにて説明されている。モニターへの問い合わせは、その業務の進捗状況、直近の国別レビューの結果、DPAの要求事項に対する経営陣の進捗状況の評価およびDoJおよびFCAへの報告を理解するためである。 — 2015年および2014年のモニターの報告書および当年度に発行された9つの国別報告書を通読した。 — DPAに関する統制およびプロセスのテストを実施した法令遵守部門により発行された詳細な報告書および検出事項の評価を通読した。 ・ 当年度に開催された各グループ・リスク委員会の会議に出席した。各会議において、DPAの勧告のすべてに対応することを目的としたグローバル・スタンダード計画の進捗状況について、グループ・リスク委員会が報告書を提出した。関連する議論にオブザーバーとして参加した。 ・ 年度末の金融システム脆弱性委員会の会議における資料をレビューした。この会議は、2015年のモニターの報告書および経営陣の対応について議論するものであった。 ・ DPAの遵守についてグループの法務部および上級経営陣の他のメンバーとともに議論した。	

2015年の年次報告書および決算書での関連箇所

最大のリスクおよび新しいリスク、43ページ

特に関心の集中した領域：モニター、116ページ

金融システム脆弱性委員会、268ページ

継続企業の前提および実行可能性に関する報告、277ページ

注記40：法的手続きおよび規制事項、445ページ

繰延税金資産の回収可能性

重点領域の内容	GACと議論した項目
HSBCは、2015年12月31日現在、6.1十億米ドルの繰延税金資産を有しており、その内、4.5十億米ドルは米国に係するものである。さらに正味で1.2十億米ドルの繰延資産が売却目的資産に含まれ、ブラジルに係するものである。 これらの資産は、過去の欠損、減損に関する減免の繰延および他の一時差異により生じている。資産が実現可能になるために、十分な将来の課税所得が生じるかどうかについての、見積りが必要である。 将来の課税所得の見積りは、本質的に判断を要するものであり、とりわけ、通常の計画サイクルを超える場合に判断を要する。ブラジルの場合、最近の実績が計画と乖離しているためこれが深刻化している。	ブラジルおよびアメリカの繰延税金資産の帳簿価額は、当年度中に何度も議論された。HSBCは繰延税金資産の認識を維持する裏付けとして業績予測を更新し、これは、GACとの会議にて検討された。 ブラジル：416ページに記載されている事業の処分を鑑み、将来の課税所得を見積もるための適切な基礎が議論された。HSBCは、内部戦略計画およびブラジルの銀行に適切であると考えられた株価収益率を使用した販売価格で算出された利益の両方を考慮した。 2015年度の業績は戦略計画と一致していなかったが、販売価格から得られる利益予測は、事業の予想収益率の裏付けとなっている。認識の裏付けとなる十分な課税所得は、最善のシナリオでは8年以内の稼得が予想され、最悪のシナリオでは13年以内の稼得が予想されている。 北米：2015年1月1日現在、アメリカの繰延税金資産の認識は、HSBCからの資本支援に依拠している。業績と予測の改善があることから、経営陣は、将来の課税所得をもとにした資産の認識が適切であると考えている。この変更により、繰延税金資産が追加認識された。認識の基礎の変更および認識された資産の増加について、GACと議論された。

私どもの議論および結論に関連して実施された手続き

- ・ 欠損または控除可能な一時差異が存在するかどうかを確かめるために税法の適用を査閲した。
- ・ 識別された一時差異と適用される税率をもとに資産が適切に評価されたかを確認するために、該当する計算をテストした。
- ・ 回収の可能性に関する経営陣の評価の基礎（利益予測およびそのもととなる仮定を含む）と、これらの予測から課税所得を導くために実施された計算に対して、事業、将来の戦略および過去の業績に関する私どもの知識を用いて批判的にテストを行った。
- ・ 税金資産の認識に際して依拠したタックス・プランニング戦略があれば、その適切性および正当性を評価した。
- ・ 各市場における予測に関して、合理的に可能性のある代替的な結果の範囲を評価した。
- ・ ブラジルの子会社に対して適用された販売価格から予想される利益を判断するために使用された計算方法を評価した。
- ・ 開示の網羅性および正確性も評価した。

2015年の年次報告書および決算書での関連箇所

GAC報告書、262ページ

注記8：税金、369ページ

注記23：売却目的資産および売却目的償却グループの負債、416ページ

[次へ](#)

Report of the independent auditors to the members of HSBC Holdings plc

Report on the financial statements¹

Our opinion on the financial statements

In our opinion HSBC Holdings plc's ('HSBC') Group financial statements and Parent Company financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Group's and Parent Company's affairs at 31 December 2015 and of the Group's and Parent Company's profit and cash flows for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union ('IFRS'); and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006, and as regards the Group financial statements, Article 4 of the IAS Regulation.

Performing the audit

On behalf of PricewaterhouseCoopers LLP ('PwC'), it is my responsibility to form these opinions. This was the first year that you have appointed PwC as HSBC's auditors, and I have therefore provided more information on how PwC prepared for the audit together with an explanation of the audit approach applied and details of the significant discussions on accounting issues I, and my colleagues, have had with the Group Audit Committee ('GAC').

Preparing to change auditors

Before commencing audit work in September 2014, PwC member firms, their partners and staff took 12 months to ensure that we were independent of HSBC. This involved ceasing commercial relationships and changing financial arrangements for our partners and more than 2,000 staff who work on the audit of HSBC and its subsidiaries worldwide. During this period, members of my team took the opportunity to meet with HSBC's management team to understand the issues faced by the business, and to gather information which we required to plan our audit.

From September 2014 and throughout the 31 December 2014 year-end process, we worked alongside the former auditors, attending their key meetings with HSBC and understanding the complex or significant audit judgements which they made. We also observed the GAC and Group Risk Committee meetings and met with the primary regulators of HSBC.

In September 2014, I chaired a two day meeting of the partners and staff from PwC member firms who undertake audits of the most significant HSBC subsidiaries. This meeting ensured that we would have one approach to the audit globally, assisted in our determination of the most significant audit risks and provided an opportunity for those partners and staff to hear directly from HSBC management.

We also reviewed the working papers of the former auditors, to help familiarise ourselves with the controls on which they relied for the purposes of issuing their opinion, and to understand the evidence they obtained over key judgements.

How the audit approach was structured

I structured the audit approach to reflect how HSBC is organised. It incorporated four important aspects.

(i) Risk assessment and audit planning at a Group level, having regard to both regions and HSBC's global businesses

In addition to having partners coordinate the audit in each region, I appointed partners for each global business. These global business partners met regularly with the relevant HSBC management to understand strategy and matters which arose throughout the year that could have impacted the financial reporting. These partners are specialists in the nature of the relevant businesses and were best placed to design an appropriate audit approach for that part of HSBC. They oversaw each PwC member firm involved in the audit of that global business and assisted me in my review of their work.

(ii) Audit work performed at global shared service centres

A significant amount of HSBC's operational processes which are critical to financial reporting are undertaken in offshore shared service centres across 11 sites in five countries. Working closely with me, a partner coordinated our audit work on shared service centres, building up an end to end picture of the key processes that supported material balances, classes of transactions and disclosures within the HSBC financial statements. We then evaluated the effectiveness of controls over these processes and considered the implications for the remainder of our audit work.

¹ HSBC Holdings plc's financial statements comprise the consolidated and Parent Company balance sheets as at 31 December 2015, the consolidated and Parent Company income statements and the consolidated statement of comprehensive income for the year then ended, the consolidated and Parent Company cash flow statements for the year then ended; the consolidated and Parent Company statements of changes in equity for the year then ended, and the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

(iii) Audit work executed on individual legal entities

We received opinions from PwC member firms which had been appointed as the external auditors of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, HSBC Bank plc, HSBC North America Holdings Inc, HSBC Mexico S.A., HSBC Bank Brasil S.A. – Banco Multiplo, HSBC Vida e Previdência (Brasil) S.A., HSBC Bank Argentina S.A., HSBC Bank Middle East Limited, HSBC Bank Canada, HSBC Private Banking Holdings (Suisse) S.A. and HSBC Insurance (Bermuda) Limited. I was in active dialogue throughout the year with the partners responsible for these audits; this included consideration of how they planned and performed their work. I visited most of these subsidiaries since HSBC's decision to appoint PwC as auditor, as well as businesses in a further 7 countries. I also attended meetings with management in each of these key subsidiaries at the year end.

The audits of these key subsidiaries relied upon work performed by PwC member firms in Germany, France, Turkey, Malta, China, India, Australia, Qatar, Oman, the UAE and Bahrain. I considered how my subsidiary audit teams instructed and reviewed the work undertaken in these locations in order to ensure the quality and adequacy of the work. Collectively, these teams completed procedures covering 81% of total assets, 77% of total operating income and 88% of profit before tax.

(iv) Audit procedures undertaken at a Group level and on the Parent Company.

I ensured that appropriate further audit work was undertaken for HSBC as the Parent Company. This work included auditing, for example, the consolidation of the Group's results, the preparation of the financial statements, certain disclosures within the Directors remuneration report, litigation provisions and exposures and management's entity level and oversight controls relevant to financial reporting.

In aggregate, these four areas provided me with the evidence required to form an opinion on the consolidated financial statements of HSBC.

The purpose and scope of my audit

An audit has an important role in providing confidence in the financial statements that are provided by companies to their members. The audit opinion does not provide assurance over any particular number or disclosure, but over the financial statements taken as a whole. It is the Directors' responsibility to prepare the financial statements and to be satisfied that they give a true and fair view. These responsibilities have been recognised on behalf of the Board of Directors on page 322.

The scope of an audit is sometimes not fully understood. I believe that it is important that you understand the scope in order to understand the assurance that my opinion provides. My responsibility is to undertake my work and express my opinion in accordance with applicable law and the International Standards on Auditing (UK and Ireland) as issued by the Financial Reporting Council of the United Kingdom. These standards also require me to comply with the APB's Ethical Standards for auditors. A description of the scope of an audit is provided on the Financial Reporting Council's website at www.frc.org.uk/auditscopeukprivate; I recommend that you read this description carefully. It is also important that you understand the inherent limitations of the audit which are disclosed in the description, for example the possibility that an approach based upon sampling and other audit techniques may not identify all issues.

In order for me to perform my work, I had regard to the concept of materiality. I have determined materiality as follows:

Overall Group materiality	\$1,050m.
How I determined it	5% of adjusted profit before tax excluding the debt valuation adjustment and non-qualifying hedges.
Why I believe this is appropriate	Given the geographically dispersed nature of HSBC and the diversity of its banking activities, I believe a standard benchmark of 5% of adjusted profit before tax is an appropriate quantitative indicator of materiality, although of course an item could also be material for qualitative reasons. I selected adjusted profit before tax, because as discussed on page 48, management believes it best reflects the performance of HSBC. I excluded the debt valuation adjustment and non-qualifying hedges as they are recurring items.

When planning the audit, I considered if multiple errors may exist which, when aggregated, could exceed \$1,050m. In order to reduce the risk of multiple errors which could aggregate to this amount I used a lower level of materiality, known as performance materiality, of \$788m to identify the individual balances, classes of transactions and disclosures that were subject to audit. I asked each of the partners reporting to me on the subsidiaries of HSBC to work to assigned materiality levels reflecting the size of the operations they audited. These ranged from \$67m (HSBC Mexico S.A.) to \$840m (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited).

Where the audit identified some items that were not reflected appropriately in the audited financial information, I considered these items carefully to assess if they were individually or in aggregate material. I reported any such items which exceeded \$50m to the GAC, who were responsible for deciding whether adjustments should be made to the financial statements in respect of those items. The Directors have concluded that all items which remained unadjusted were not material to the financial statements, either individually or in aggregate. I agree with their conclusion.

Matters discussed with the GAC

I attended each of the seven GAC meetings held during the year. Part of each meeting involved a discussion with me without management present. I also met with members of the Committee on an ad hoc basis. During these various conversations we discussed my observations on a variety of accounting matters, and initial observations on controls over financial reporting.

In November 2014, the Committee held a special meeting to understand and challenge the audit plan. The plan included the matters which I considered presented the highest risk to the audit and other information on our audit approach such as our approach to the audit of journals, interest income and financial instrument valuation, and where the latest technology would be used to obtain better quality audit evidence.

The areas of highest risk to the audit and where I focused most effort and resource, were:

- Access to technology applications and data
- Carrying value of goodwill
- Application of hedge accounting
- Impairment of loans and advances
- Litigation and conduct
- Investment in Bank of Communications Co., Ltd ('BoCom')
- Impact of the deferred prosecution agreement ('DPA')
- Recoverability of deferred tax assets.

To help you understand their impact on the audit, I have listed them in order of decreasing audit effort. Some of them are common with other international banks, and some are specific to HSBC. I have included at the end of this report an explanation of each item, why it was discussed and how the audit approach was tailored to address the concerns.

Going concern

The Directors have made a statement on page 277 regarding going concern. This statement is based on their belief that the Group and Parent Company intend to, and have sufficient resources to remain in business for 12 months from the date of this report. I am required to review this statement, and in doing so I have considered HSBC's budgets, cash flows, capital plan and stress tests. I have nothing to report as a result of my review. I also have nothing material to add or draw attention to in relation to the statement.

Other reporting

The *Annual Report and Accounts* also contains a considerable amount of other information that is required by various regulators or standard setters. In respect of this information my responsibilities and my reporting are set out in the table below.

Area of the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	My responsibility	My reporting
Directors Remuneration Report on pages 285 to 321		
Those parts of which are clearly marked as audited.	Consider whether the information is properly prepared.	In my opinion, this information has been properly prepared in accordance with the Companies Act 2006.
Other remuneration report disclosures.	Consider whether certain other disclosures specified by the Companies Act have been made.	The other required disclosures have been made.
Other areas		
Strategic Report and the Directors' Report.	Consider whether they are consistent with the audited financial statements.	In my opinion, the information in these reports is consistent with the audited financial statements.
Viability statement on page 277 which considers the longer term sustainability of the Group's business model.	Review the statement in the light of the knowledge gathered during the audit.	I have nothing material to draw attention to or to add to the statement.
Directors' confirmation of their robust assessment of principal risks, and disclosures describing those risks and how they are managed or mitigated on page 278.	Review the confirmation and description in the light of the knowledge gathered during the audit.	I have nothing material to draw attention to or to add to the confirmation or description.
GAC Report on page 262.	Consider whether it deals appropriately with those matters that I reported to the GAC.	No exceptions to report.
Directors' statement (on page 322) that they consider the HSBC <i>Annual Report and Accounts 2015</i> , taken as a whole, to be fair, balanced and understandable and provides the information necessary for you to assess HSBC's performance, business model and strategy.	Consider whether any information found during the course of the audit would cause me to disagree.	No disagreements to report.
Corporate governance report (on pages 249 to 284).	Review the remaining 10 provisions of the UK Corporate Governance Code specified for our review by the UK Listing Rules.	Nothing to report following our review.
All other information in the <i>Annual Report</i> aside from the audited financial statements.	Consider whether it is materially inconsistent or materially incorrect based on the knowledge gained in my audit, or otherwise misleading. Consider whether it is materially inconsistent with the audited financial statements.	No exceptions to report.

In addition, I am required to report to you if:

- I have not received all of the information and explanations required for my audit;
- Adequate accounting records have not been kept by the Parent Company;
- Returns adequate for my audit have not been received from branches not visited by PwC;
- The Parent Company financial statements and the audited part of the Directors' Remuneration Report do not agree with the accounting records and returns.

I have no exceptions to report as a result of any of these responsibilities.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for you, the Parent Company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006, and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come except where expressly agreed by our prior written consent.

Richard Oldfield (*Senior Statutory Auditor*)
for and on behalf of **PricewaterhouseCoopers LLP**
Chartered Accountants and Statutory Auditors
London, United Kingdom

22 February 2016

Appendix: Matters discussed with the Group Audit Committee (‘GAC’)

Those areas which presented the greatest risk of material misstatement in the financial statements are required to be discussed with the GAC. They had the greatest effect on the audit, including the allocation of resources and effort and are discussed below together with an explanation of how the audit was tailored to address these specific areas. The first table indicates which segments and businesses were impacted by the matters discussed.

This is not a complete list of all risks identified by the audit.

Matters discussed	Segments					Global businesses			
	Group wide	Europe	Asia	North America	Latin America	RBWM	CMB	GB&M	GPB
IT access management	ü								
Goodwill and intangible assets		ü		ü	ü			ü	ü
Application of hedge accounting		ü		ü				ü	
Impairment of loans and advances		ü		ü	ü	ü	ü		
Litigation and conduct		ü		ü		ü	ü	ü	ü
Investment in BoCom			ü				ü		
Impact of the DPA	ü								
Recoverability of deferred tax assets				ü	ü				

IT access management

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
Access rights to technology are provided to individuals in order to support their specific roles. These rights are important because they ensure that changes to applications and data are authorised and made in an appropriate manner. Ensuring staff only have appropriate access, and that the access is monitored, are key controls to mitigate the potential for fraud or error as a result of a change to an application or underlying data. During the year, it was identified that controls over access rights to operating systems, applications, and data used in the financial reporting process required improvement to ensure that access was sufficiently monitored, restricted or segregated. All banks are highly dependent on technology due to the significant number of transactions that are processed daily. The audit approach relies extensively on automated controls and therefore procedures are designed to test access and control over IT systems. As a consequence of the control findings, the assessed risk of a material misstatement arising from access to technology was changed to significant. The audit approach was modified, with the extent of testing increased substantially to obtain the necessary evidence that a material error or fraud remained undetected.	A specific pre-year end GAC meeting was held to discuss the control issues identified, and to agree a response. A revised audit approach and plan was presented along with examples of how the application and database findings impacted specific products transacted by HSBC. At the GAC meeting held prior to approving the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>, a summary of the findings of the audit work was discussed, together with a consideration of the additional work performed by management to address the issues identified. This included the work undertaken to evidence that access was not used inappropriately, and also detective controls which operated at many levels within HSBC to prevent a material error or fraud remaining undetected.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
Access rights were tested over the various aspects of technology relied upon for financial reporting. Specifically, the audit tested that: • new access requests for joiners were properly reviewed and authorised; • application user access rights were removed on a timely basis when an individual left or moved role; and • access rights to applications were periodically monitored for appropriateness. Other areas that were independently assessed included password policies, security configurations, controls over changes to applications and databases and that business users, developers and production support did not have access to change applications, the operating system or databases in the production environment. As a consequence of the findings that were identified a range of other procedures were performed; • Where possible, the extent of inappropriate access was identified and the changes made with this access assessed to determine that they were appropriate. • Automated controls in applications impacted were considered as manual, and therefore tested on multiple occasions rather than once. • Additional substantive testing was performed on the year-end balance sheet and income statement where this was deemed to be effective. • Where possible, testing was performed on other compensating controls or processes not impacted by systems. • A list of users with access to systems was obtained and manually compared to other access lists where segregation of duties was deemed to be of higher risk, for example within GB&M.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
GAC Report, page 262. Effectiveness of internal controls, page 277.	

Goodwill and intangible assets

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
Goodwill of \$16.3bn has arisen from a number of historic acquisitions. The largest balances are in Europe, North America and Latin America. An assessment is required annually to establish whether this goodwill should continue to be recognised, or if any impairment is required. The assessment was performed for each global business within a region, which is the lowest level at which HSBC could allocate and assess goodwill, which is referred to as a cash generating unit ('CGU'). The impairment assessment relied on the calculation of a value-in-use for each of the CGUs. This calculation was based on estimated future cash flows for each CGU discounted at an appropriate cost of equity rate. HSBC used its Annual Operating Plan as the basis for the first 5 years of cash flows and then extrapolated returns into perpetuity using a terminal growth factor. Cost of equity discount rates were based on the investment rates used within the global business and approved by the Board of Directors. The estimation of future cash flows and the level to which they are discounted is inherently uncertain and requires significant judgement. The extent of judgement and the size of the goodwill, resulted in this matter being identified as an area of audit focus.	The judgements used by management were most important when the calculated value-in-use was close to the carrying value of the CGU. Reasonably possible alternative assumptions were considered to identify those CGU's which were most sensitive to a change in value in use. During the third quarter, goodwill for GB&M in North America, Latin America and Europe, together with the Global Private Bank in Europe were of most interest in the discussion with the GAC as these four CGUs have low levels of headroom as a proportion of carrying value. Subsequently, at 31 December the goodwill for Global Private Bank Europe and GB&M North America was retested as a result of indications of impairment being present. The discussion with the GAC focused on the key assumptions, both individually and when combined together. During these discussions, management confirmed their view that the forecasts for each CGU remained appropriate. As disclosed on page 410, a small deterioration in either performance or long term growth forecasts, or an increase in the discount rate may lead to impairment in one or more of the CGUs identified.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
• PwC's independent valuation experts critically assessed the discount rate and terminal growth rates used in the discounted cashflow models. The critical challenge was focused on the methodology used to reconcile the discount rates used by each CGU to the overall calculated cost of capital for HSBC; and whether the use of the country GDP growth rates was the most appropriate in determining the terminal growth of cash flows for each CGU. • The calculations used in the model were re-performed to check accuracy and the key inputs in the model were agreed to approved sources. • Management's strategic cash flow forecasts used in the model were assessed by: - testing that the forecasts agreed to the 2015 Annual Operating Plan, which had been approved by the Board of Directors and considering how plans announced in HSBC's strategy update to investors on 9 June 2015 impacted that plan. For Global Private Banking Europe and GB&M North America flows in the forecasted 2016 Annual Operating Plan were agreed to the retest of impairment at 31 December; - considering current year performance against plan and the reasons for any deviation. This was discussed with management of the Global Businesses for each sensitive CGU; and - reviewing the historical achievement of the Annual Operating Plan. Given the uncertainties in forecasting, this identified that forecasts have been less accurate for prior periods, and we considered if this was appropriately factored into the discount rates used. • Independent sensitivity analysis was performed, making adjustments to a number of modelled assumptions simultaneously to identify any further CGUs with a risk of impairment. This identified more CGU's requiring consideration than initially identified by management. • The appropriateness of disclosures made in relation to goodwill was also reviewed.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
GAC Report, page 262. Note 20: Goodwill and intangible assets, page 406.	

Application of hedge accounting

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
To qualify for hedge accounting, certain criteria must be met including documenting the nature and purpose of the hedge and performing regular testing over its effectiveness. Due to the complex nature of the hedge accounting rules this is often an area of significant risk for banks. However, given the nature of HSBC's business we initially believed the risk to be lower. The audit testing identified a number of instances where hedge accounting was applied, but the accounting rules had not been adequately met. This led to the disqualification for hedge accounting purposes of some macro cash flow hedges in the UK, France and Canada. As a result of these findings, management instigated a full review of all hedge accounting relationships. The audit risk associated with hedge accounting was reassessed to be significant for certain hedges, and the extent of testing increased.	The disqualified hedges resulted in an immaterial adjustment to the income statement. A discussion was held with the GAC about whether the adjustment would have been more appropriate to 2014. Due to the size of the adjustment it was concluded that the adjustment should be recognised in 2015. The control implications of the findings were also discussed. A project team was established by management, which regularly reported progress and proposed a revised control structure be established.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
• Material macro cash flow hedge documentation was examined and the relationships assessed to determine if the hedges had been appropriately designated. This included consideration of the hedge objectives and specific compliance with IFRS. • A sample of all other hedging relationships was examined and the relationships assessed to determine if they had been appropriately designated. This included consideration of the hedge objectives and specific compliance with IFRS. • Management's hedge effectiveness reviews, and the measurement and recording of hedge ineffectiveness, were tested for a sample of hedge relationships. • Understood and tested controls over the documentation and review of the hedge relationships and their initial and ongoing effectiveness. • Examined the output from management's review of hedge accounting relationships.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
GAC Report, page 262. Note 16: Derivatives, page 394.	

Impairment of loans and advances

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
Impairment allowances represent management's best estimate of the losses incurred within the loan portfolios at the balance sheet date. They are calculated on a collective basis for portfolios of loans of a similar nature and on an individual basis for significant loans. The calculation of both collective and individual impairment allowances is inherently judgemental for any bank. Collective impairment allowances are calculated using statistical models which approximate the impact of current economic and credit conditions on large portfolios of loans. The inputs to these models are subject to management judgement and model overlays are often required. For specific impairments, judgement is required to determine when an impairment event has occurred and then to estimate the expected future cash flows related to that loan. The audit was focused on impairment due to the materiality of the balances and the subjective nature of the calculation. The largest loan portfolios are in Europe and Asia. The most significant impairment allowances are in Europe, North America and Latin America.	The policies and methodologies used by HSBC were discussed with the GAC. The impairment policies and practices applied are consistent with the requirements of IFRS. The methodologies used to calculate collective impairment allowances are relatively standard which means that modelling risk is low but that changes in individual inputs can have a significant bearing on the impairment charge. The discussion covered positive observations around the governance supporting changes to model inputs and our observations on suggested enhancements to documentation. At each GAC and Group Risk Committee meeting there was a discussion on changes to risk factors and other inputs within the collective allowance models as well as discussions on individually significant loan impairments. In light of the further deterioration in the spot price of oil, a specific discussion on the exposures to the oil and gas sector was held with GAC at the year end. This discussion considered the appropriate treatment of the Group's exposure within the collective impairment calculation and the additional \$0.2bn increase at the year-end.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
• The controls management has established to support their collective and specific impairment calculations were tested. • For collective impairment this included controls over the appropriateness of models used to calculate the charge, the process of determining key assumptions and the identification of loans to be included within the calculation. • For specific impairment charges on individual loans this included controls over the compilation and review of the credit watch list, credit file review processes, approval of external collateral valuation vendors and review controls over the approval of significant individual impairments. • For collective allowances the appropriateness of the modelling policy and methodology used for material portfolios was independently assessed by reference to the accounting standards and market practices and model calculations were tested through re-performance and code review. • The appropriateness of management's judgements was also independently considered in respect of calculation methodologies and segmentation, economic factors and judgemental overlays, period of historical loss rates used, loss emergence periods, cure rates for impaired loans and the valuation of recovery assets and collateral. • For specific allowances the appropriateness of provisioning methodologies and policies was independently assessed for a sample of loans across the portfolio selected on the basis of risk. An independent view was formed on the levels of provisions booked based on the detailed loan and counterparty information in the credit file. Calculations within a sample of discounted cash flow models were re-performed.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
Impaired loans, page 128. Areas of special interest, page 116. GAC Report, page 262. Note 1 (j): Impairment of loans and advances, page 354.	

Litigation and conduct

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
HSBC, like other global banking institutions, is exposed to a significant number of open legal cases and regulatory investigations in a number of its markets. Given the business is geographically dispersed, the same matter could be subject to investigation in multiple jurisdictions. Provisions of \$4.5bn have been established to account for legal settlements, regulatory fines, customer redress payments and related operational costs. The most significant provisions relate to Payment Protection Insurance, <i>Jaffe vs Household Inc</i>, tax-related investigations and Foreign Exchange market manipulation. There is an inherent risk that conduct and legal exposures are not identified and considered for financial reporting purposes on a timely basis. Importantly, the decision to recognise a provision and the basis of measurement are judgemental.	Each material provision was discussed with the GAC when established or changed, including whether HSBC's policy had been applied in an appropriate manner. A number of other matters, for which provisions were not established, were discussed to ensure the appropriateness of that decision. Specifically: Legal cases: Group Legal provided to each GAC meeting an update on the status of legal cases. Material matters were discussed during the meeting and the need for changes to provisions considered. These discussions considered whether all related litigation or investigations about a specific matter had been identified. Customer redress payments: The most significant provision has been in relation to PPI. The change in approach to the provision as a result of the FCA consultation paper released in November 2015 was discussed, as well as the judgements made to reflect ongoing claim history.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
• Controls designed to ensure the completeness and adequacy of current legal and regulatory provisions were tested. Regulatory correspondence from material markets was also read, and a sample of legal expenses were reviewed. • Open legal cases were discussed with Group Legal and in certain instances we obtained and reviewed the relevant regulatory and litigation documents in order to assess the facts and circumstances. • The range of reasonably possible outcomes was considered for material provisions to independently assess the appropriateness of the judgement made by HSBC. • The disclosures of conduct and legal exposures and provisions were assessed for completeness and accuracy. • For customer redress, the provisioning models and underlying assumptions used, were independently assessed. For example, for PPI the inputs examined included customer complaint volumes and response rates. For the material models testing was performed to check that the models were maintained appropriately and relevant calculations within the models were re-performed.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
GAC Report, page 262. Note 29: Provisions, page 421. Note 40: Legal proceedings and regulatory matters, page 445.	

Investment in BoCom

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
HSBC holds 19.03% of the listed equity of BoCom. This investment is accounted for as an associate using the equity method, because of the significant influence that comes from the shareholding. At 31 December, the market value of the investment based on the share price (\$9.9bn), was below the carrying value of the investment (\$15.3bn). This is considered an indicator of potential impairment under IFRS. An impairment test was performed by HSBC using a value in use model to estimate the investment's value assuming the investment continues to be held rather than sold (\$17.0bn). On this basis no impairment was required and the share of BoCom's profits has been recognised in the income statement. The many assumptions used in the model to estimate future profits attributable to HSBC are derived from a combination of analysts' forecasts and management's best estimates and are highly judgemental.	The critical assumptions used by HSBC in the model were discussed with the GAC. For each assumption an independent view was provided of the range of possible alternative inputs that could have been used. The discussion focussed on the long term loan impairment charge ratio and the long term growth rate. These are difficult to substantiate and require management to form a view on future growth in China as well as BoCom's potential future impairment charges.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
● PwC's independent valuation experts reviewed the appropriateness of the model and the inputs selected to calculate the value in use. They independently recalculated the discount rate applied to the cash flows in the model. ● Inputs used in the determination of assumptions for the calculation of the value in use were agreed back to third-party sources, where available, including external data from analysts' reports. ● The controls in place over the model including security access and end user controls were tested. ● The mathematical accuracy of the model was tested. ● The quarterly meeting between senior BoCom executive management and HSBC held specifically to assess the current performance of the business was observed. ● Disclosures made in relation to BoCom were reviewed.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
GAC Report, page 262. Note 19: Interests in associates and joint ventures, page 402.	

Impact of the DPA

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
HSBC and HSBC Bank USA NA entered into a DPA with the US Department of Justice (‘DoJ’) and Financial Conduct Authority in 2012 regarding non-compliance with the US Bank Secrecy Act, anti-money laundering rules, and sanctions laws. The duration of the DPA is five years. If the DoJ concluded that a breach of the DPA had occurred, there are a number of potential penalties that could be imposed that could have a material adverse effect on HSBC’s business. This could include loss of business and withdrawal of funding, restrictions on US dollar clearing functions through HSBC Bank USA or revocation of bank licences. The loss of this ability could have a significant adverse impact on the going concern status of HSBC and its individual subsidiaries in the future.	In considering going concern as the basis of preparation of the financial statements, a discussion was held with the GAC about the progress being made in responding to the requirements of the DPA. The conversation specifically considered the 2015 report of the Monitor. In the report he expressed significant concerns about the pace of progress, instances of potential financial crime and systems and controls deficiencies, whether HSBC is on track to meet its goal to the Monitor’s satisfaction within the five-year period and, pending further review and discussion with HSBC, did not certify as to HSBC’s implementation of, and adherence to, remedial measures specified in the DPA. Assurances were sought from the Directors that they were not aware of any information to suggest that the DoJ had concluded that the DPA had been breached.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
• The likelihood of the DPA being breached and a restriction to US dollar clearing imposed was independently assessed through: - Inquiry with the Monitor, whose role is explained on page 116, to understand the status of his work, the outcome of his most recent country reviews, his assessment of management’s progress against the requirements of the DPA and his reporting to the DoJ and FCA. - Reading the 2015 and 2014 Monitor reports and the 9 country reports issued during the year. - Reading the detailed reports produced by the compliance function that undertook testing of controls and processes related to the DPA, and an assessment of the findings. • Each Group Risk Committee meeting was attended during the year. At each meeting a report was provided by Group Risk on the status of Global Standards Programme, which aims to address all of the DPA recommendations. The related discussion was observed. • The papers supporting the Financial System Vulnerabilities Committee meeting at the year-end were reviewed. This meeting discussed the 2015 Monitor report and management’s response. • Compliance with the DPA was discussed with Group Legal and other members of senior management.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
Top and emerging risks, page 43. Areas of special interest: the Monitor, page 116. Financial System Vulnerabilities Committee, page 268. Going concern and viability statements, page 277. Note 40: Legal proceedings and regulatory matters, page 445.	

Recoverability of deferred tax assets

Nature of the area of focus	Matters discussed with the GAC
HSBC has deferred tax assets of \$6.1bn as at 31 December 2015, of which \$4.5bn relates to the US. A further \$1.2bn net deferred assets are included in Assets Held For Sale and relates to Brazil. These assets have arisen because of historic losses, deferred relief for impairment and other temporary differences. An assessment is required as to whether sufficient future taxable profits are likely to be generated to enable the assets to be realised. The estimation of future taxable profits is inherently judgemental, particularly when this extends beyond the normal planning cycle. In the case of Brazil, this is exacerbated by recent performance not being in accordance with plan.	The carrying value of deferred tax assets in Brazil and the US was discussed several times during the year. HSBC updated performance against forecasts to support the continued recognition of the assets and this was considered during GAC meetings. Brazil: In light of the disposal of the business discussed on page 416, the appropriate basis on which to assess future taxable profits was discussed. HSBC has considered both the internal strategic plan as well as profits implied by the agreed sales price using the Price/Earnings ratios considered appropriate for Brazilian banks. Whilst performance in 2015 has not been in line with the strategic plan, the implicit profit forecast derived from the sales price provides support for the expected profitability of the business. Sufficient taxable profits to support recognition are expected to be earned within 8 years in the best case scenario and within 13 years in the worst case scenario. North America: As at 1 January 2015, the recognition of the US deferred tax asset relied upon capital support from HSBC. Given improved performance and forecasts management considered that it was appropriate to recognise the asset on the basis of future taxable profits. This change led to the recognition of additional deferred tax assets. The change in the basis of recognition, and the increased assets recognised, were discussed with the GAC.
Procedures performed to support our discussions and conclusions	
• The application of tax rules was examined to check they had been appropriately applied and that a loss or deductible temporary difference exists. • Supporting calculations were tested to check that the valuation of the asset is appropriate based on the temporary differences identified and the tax rates applied. • The basis for management's assessment of recoverability including the profit projections and underlying assumptions and the calculations performed to arrive at taxable profits from these projections, was challenged using our knowledge of the business, future strategy and past performance. • The appropriateness and validity of tax planning strategies relied upon to support recognition where relevant was assessed. • The range of reasonably possible alternative outcomes was assessed for the projections in each market. • The calculation methodology used to determine the implied profits from the sales price achieved for the Brazilian subsidiary was evaluated. • The completeness and accuracy of the disclosures was also assessed.	
Relevant references in the <i>Annual Report and Accounts 2015</i>	
GAC Report, page 262. Note 8: Tax, page 369. Note 23: Assets held for sale and liabilities of disposal groups held for sale, page 416.	

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。